昭和八年

満洲年鑑

滿蒙年鑑改題

滿洲文化協會發行・發賣圖書目錄

編著者	書目	定價	送料
滿洲文化協會編	大連の銀取引と共關係市場	円 0.50	円 0.04
安盛松之助著	滿洲幣制の現在及將來	0.50	0.04
滿鐵調査課編	滿蒙鐵道の社會及經濟に及ぼせる影響	2.00	0.14
同	滿蒙に於ける鐵道の概要	0.45	0.04
同	上海港	1.00	0.06
同	山東避難民記實	0.25	0.02
滿鐵經濟調査會編	列國の對滿資本輸出に就て	0.40	0.04
同	滿洲國稅關輸入稅率一覽	1.50	0.08

年鑑・要覽・統計

編著者	書目	定價	送料
滿洲文化協會編	昭和八年版 滿洲年鑑	円 1.50	円 0.10
滿鐵經濟調査會編	昭和六年 滿洲經濟統計	1.10	0.04
關東廳編	關東州紀要（英文）	2.00	0.10
同	關東廳統計要覽	0.50	0.04
同	昭和四年關東廳人口動態統計	0.90	0.08
同	昭和四年關東州貿易統計	3.50	0.14
同	昭和四年關東廳第二十四統計書	5.00	0.20
滿鐵調査課編	昭和六年滿洲貿易詳細統計	8.80	0.20
藤原藤吉著	滿蒙視察要覽	0.50	0.04
露西亞事情調査會編	ソウエート聯邦年鑑	2.00	0.16
滿鐵調査課編	昭和六年 滿洲貿易年報	1.50	0 08

農業・林業・水産

編著者	書目	定價	送料
滿鐵農務課編	滿洲の果樹園經營	円 1.50	円 0.10
滿鐵農務課編	滿洲の水田	円 0.80	円 0.08
滿鐵商工課編	大豆の加工	2.50	0.20
同	大豆の栽培	2.50	0.10
滿鐵調査課編	滿洲粟の鮮內事情	0.80	0.04
荒木正信著	結球白菜栽培法	1.50	0.08
滿鐵農務課編	滿洲の大豆	0.50	0.04
黄越川著	東三省水田誌（華文）	0.70	0.04
同	滿洲煙草栽培指南（華文）	0.50	0.04
同	東三省畜産誌（華文）	0·70	0.04
滿鐵調査課編	滿洲及北支那に於ける獸骨と骨粉	0.80	0.04
同	滿洲の水産業	1.50	0.10
三箇功著	滿洲の農畜産業の現勢	0,50	0.04
滿鐵農務課編	滿洲の農業	0,50	0.04
同	滿洲養豚手引	0.50	0.04

工業・鑛業

編著者	書目	定價	送料
滿鐵調査課編	南滿洲工業事情	円 0.40	円 0.04
同	續南滿洲工業事情	0.40	0.02
同	吉林省の鑛産	2.00	0.12
坂本俊雄著	滿洲の鑛産資源	0.50	0.04
木村忠雄著	油母頁岩工業	1.50	0.10
滿鐵調査課編	滿洲の纖維工業	0.90	0.08
加悦秀二著	滿洲大豆及其工業の前途	0.15	0.02

滿洲文化協會發

編著者	書目	定價	送料
	地理・歷史・交通		
八木奘三郎著	支那住宅志	円 4.20	円 0.18
滿鐵調查課編	滿洲舊蹟志 上、下	6.00	0.32
同	續滿洲舊蹟志	2.50	0.08
同	濟南舊蹟志	3.80	0.12
星田信隆著	滿蒙鐵道網と交通問題	0.50	0.04
滿鐵農務課編	大和尙山	0.50	0.06
峰旗良充著	吉林省を中心として見たる 滿洲民族變遷史	1.00	0.10
田口稔著	滿洲の地方色	1.20	0.08
滿鐵調查課編	奉天昭陵圖譜	20.00	0·80
難波勝治著	新天地を求めて	2.50	0.08
滿鐵調查課編	長春沿革史	0.60	0.06
滿鐵弘報係著	南滿洲鐵道旅行案內	1.00	0.08
佐藤四郎著	北滿草創	1.00	0.04
大隅爲三著	滿蒙美觀	2.00	0.10
	地圖・寫眞帖・繪葉書		
滿鐵調查課編	山東省詳密圖 十二枚一組	円 10.00	円 0.45
同	滿蒙西比利大地圖	折本 5.00	0.15
滿鐵經濟調查課編	滿洲國地圖	0.70	0.04
廣瀨編纂	滿蒙概念圖	1.00	0.04
滿鐵總務部編	滿洲事變寫眞帖	1.00	0.10

行・發賣圖書目錄

編著者	書目	定價	送料
滿鐵弘報係編	滿洲寫眞年鑑	円 3.00	円 0.18
滿鐵經濟調查會編	滿洲縣別 可耕地對既耕地割合圖	0.40	0.02
滿鐵調查課編	滿洲風俗ヱハガキ	0.15	0.02
滿洲文化協會編	滿蒙風景寫眞帖	0.50	0.04
滿鐵弘報係編	滿洲美術寫眞ヱハガキ	0.15	0.02
	雜之部		
村上信太郎著	注音符號の解說	円 1.30	円 0.08
滿洲文化協會編	趣味の滿洲	1.00	0.08
金丸精哉著	滿蒙の地より母國の友へ送る書	0.25	0.02
滿洲文化協會編	中國電報聲音字彙	1.50	0·06
同	大連に於ける中國人の生活狀態	0.50	0.02
同	中國人ボーイに關する調查	0.50	0.04
同	和漢現代支那研究書目	0.30	0.04
大連圖書館編	大連圖書館 和漢圖書分類目錄 三編	2.00	0.63
平野博三著	滿蒙物產案內	1.80	0.10
佐々木盛一著	日語華譯教科書	2.50	0.10
滿鐵鐵道部編	米突法換算表	0.50	0.02
石田吟松筆	滿洲書帖	4.00	0.20
羅振玉著	本朝學術原流概略	0.30	0.02
田中淸之助著	注音對照 華語辭典	3.50	0.10
村上信太郎著	支那現代 書翰文各文體と作り方	2.50	0.10
佐藤潤平著	滿蒙の野外花卉	3.00	0.10
滿洲文化協會編	日本人の注意すべき 支那交際上の習慣	0.20	0.02
關東廳編	關東廳土曜講座講演集 1 / 11	0.80 / 1.00	0.06 / 0.08

社團法人 **滿洲文化協會**

◆本協會の事業

1. **調査事業** 滿洲及び其の接壤地方の學術調査並びに其の對策研究をなし正確なる資料の蒐集と適正なる輿論の指導に任ず
2. **紹介事業** 誤りなき滿洲事情を内外に紹介するために展覽會，映畫，講演會，視察旅行等の勸誘並びに案内を爲す
3. **親善事業** 日滿兩國人の隔意なき親誼を促進せしむるため日滿交驩會の開催或は日滿人間の爭議を調停和解せしむるために努力す
4. **教育事業** 滿洲側女子の向上發展のために大同女子技藝學校を經營し教育事業の助長に努む
5. **出版事業** 各種文化の促進に必要なる資料圖書及び地圖の編纂並びに出版をなし廣く發賣頒布す
6. **雜誌發行** 本協會の目的を遂行する爲に毎月雜誌「滿蒙」半月刊「大同文化」を發行すると共に隨時パンフレツトを發行して會員に頒布す
7. **各地支部** 本協會は本部を大連に置き支部を奉天，旅順，ハルピン，東京，大阪，下關に設置す

◆本協會會員の特典

1. **施設利用** 研究會，講演會，映畫等の聽講觀覽に對し無料又は割引入場等の特待を受く
2. **雜誌供與** 本協會の機關雜誌月刊「滿蒙」半月刊「大同文化」及び特種刊行物並にパンフレツトの無料配付を受く
3. **圖書割引** 本協會員に限り各種出版物の特價提供を受く
4. **調査應答** 滿洲に關する凡ゆる事項に對する調査問合せに就ては最も正確詳細なる報告を無償にて迅速に受く
5. **旅行便宜** 視察旅行者に對し大連は本部，奉天，旅順，哈爾濱は各支部に於て案内を引受け其他旅程の作成，旅館の紹介，船車の聯絡等旅行に關し無償便宜を受く



昭和八年

大同貳年

滿洲年鑑

"滿蒙年鑑"改稱

1933

大連
社團法人 滿洲文化協會

凡　例

1. 本年鑑は滿洲國創肇と共に從來"滿蒙年鑑"と稱して居たものを，"滿洲年鑑"と改題し，滿洲が持つ最も完備した國際年鑑たる機能を發揮するやう充分注意を拂ひました。從つて分類，資料は勿論編輯から印刷に至るまで一切を更改して從來の缺を補ひ長を採ることに努力しました。

2. 本年鑑の固有名詞(地名人名)の讀み方は，從來日本人間に使はれて居るものを採用しました。尙地名に對しては最新呼稱の外，慣用されて居る舊稱をも用ひました。

	新	舊
(例)	新京	長春

3. 本年鑑には本名稱以外，略稱で通用するものは適宜にそれを使用しました。

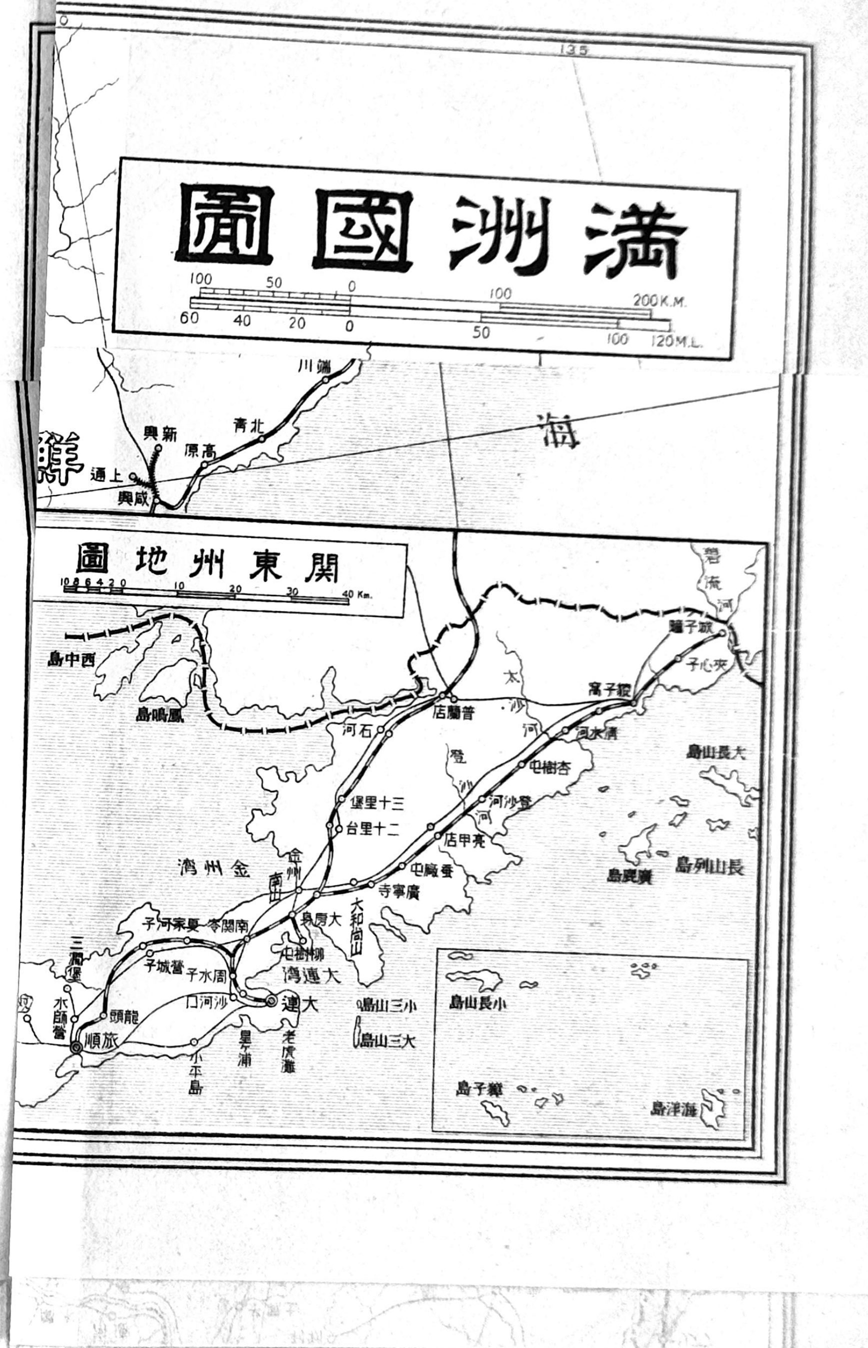
(例)
- 滿鐵＝南滿洲鐵道株式會社
- 東拓＝東洋拓殖株式會社
- 鮮銀＝朝鮮銀行
- 管內＝關東廳管轄內

4. 本年鑑の編纂に當つては，關東軍司令部，關東廳，外務省關係，滿鐵會社，商工會議所，滿洲國政府官署，竝に露西亜側の懇篤なる御援助を得たことを銘記して感謝いたします。

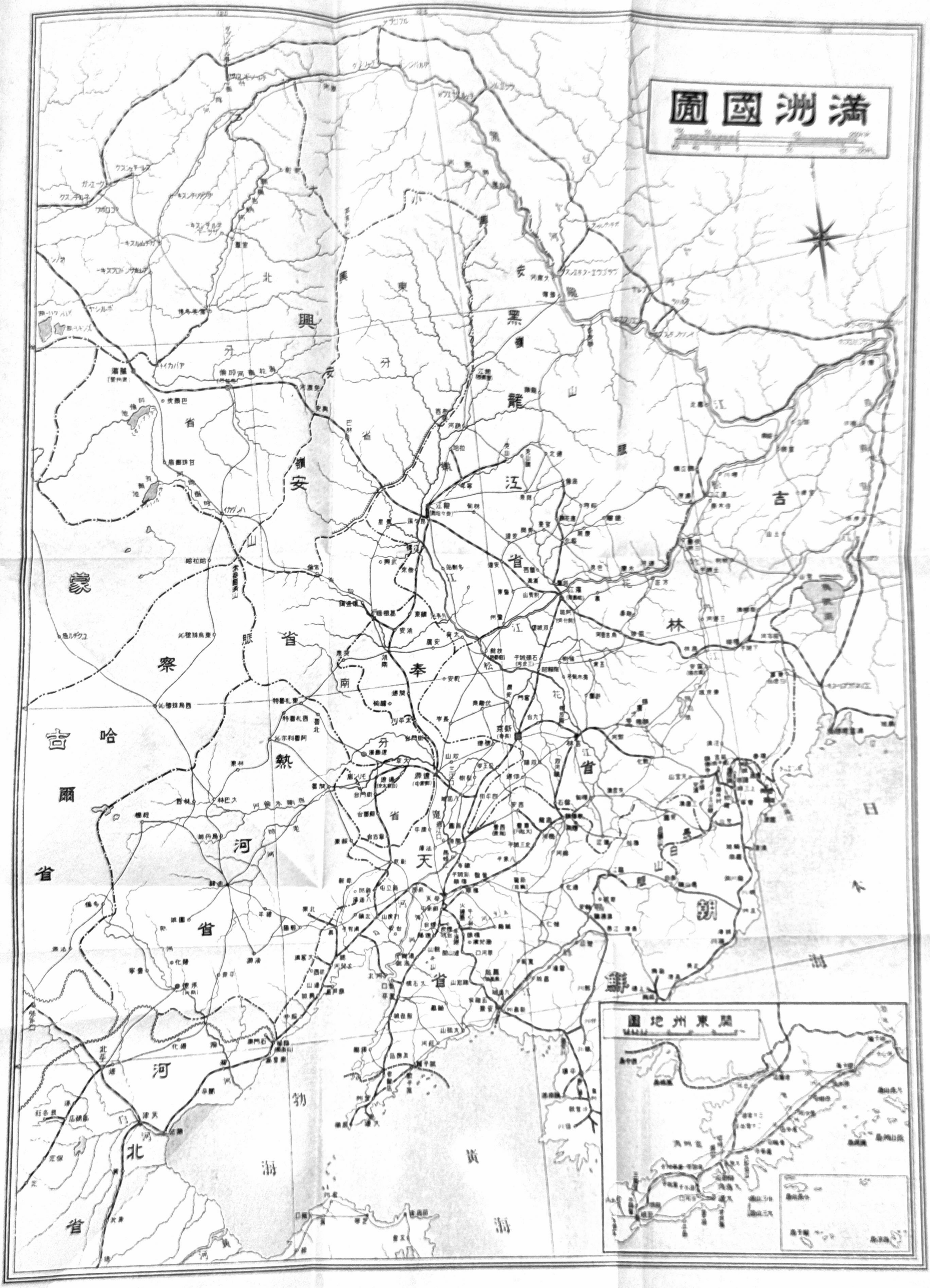
5. 本年鑑に就てお氣附の點は御指示を得たいと存じます。

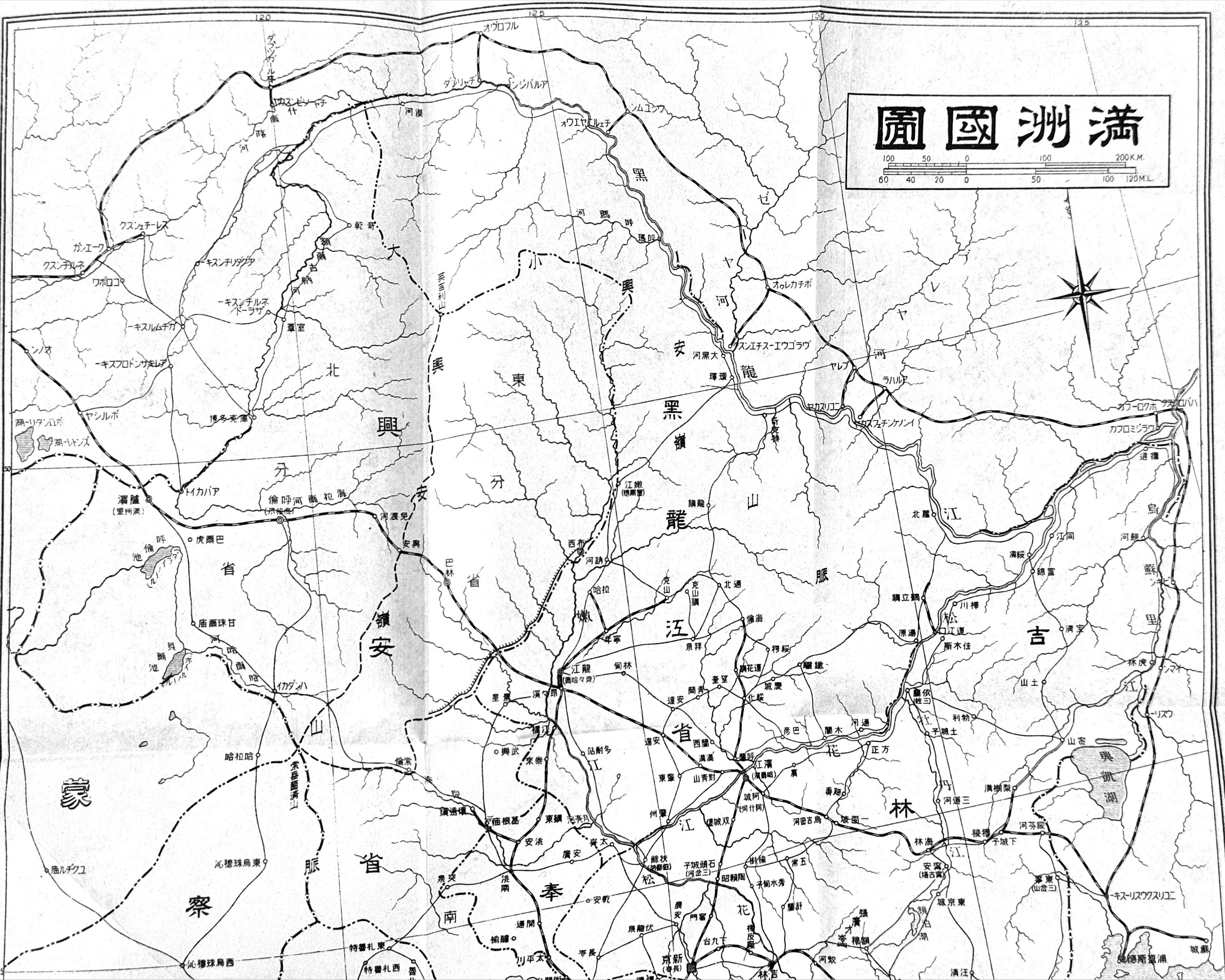
社團法人 滿洲文化協會編輯部

分　　類

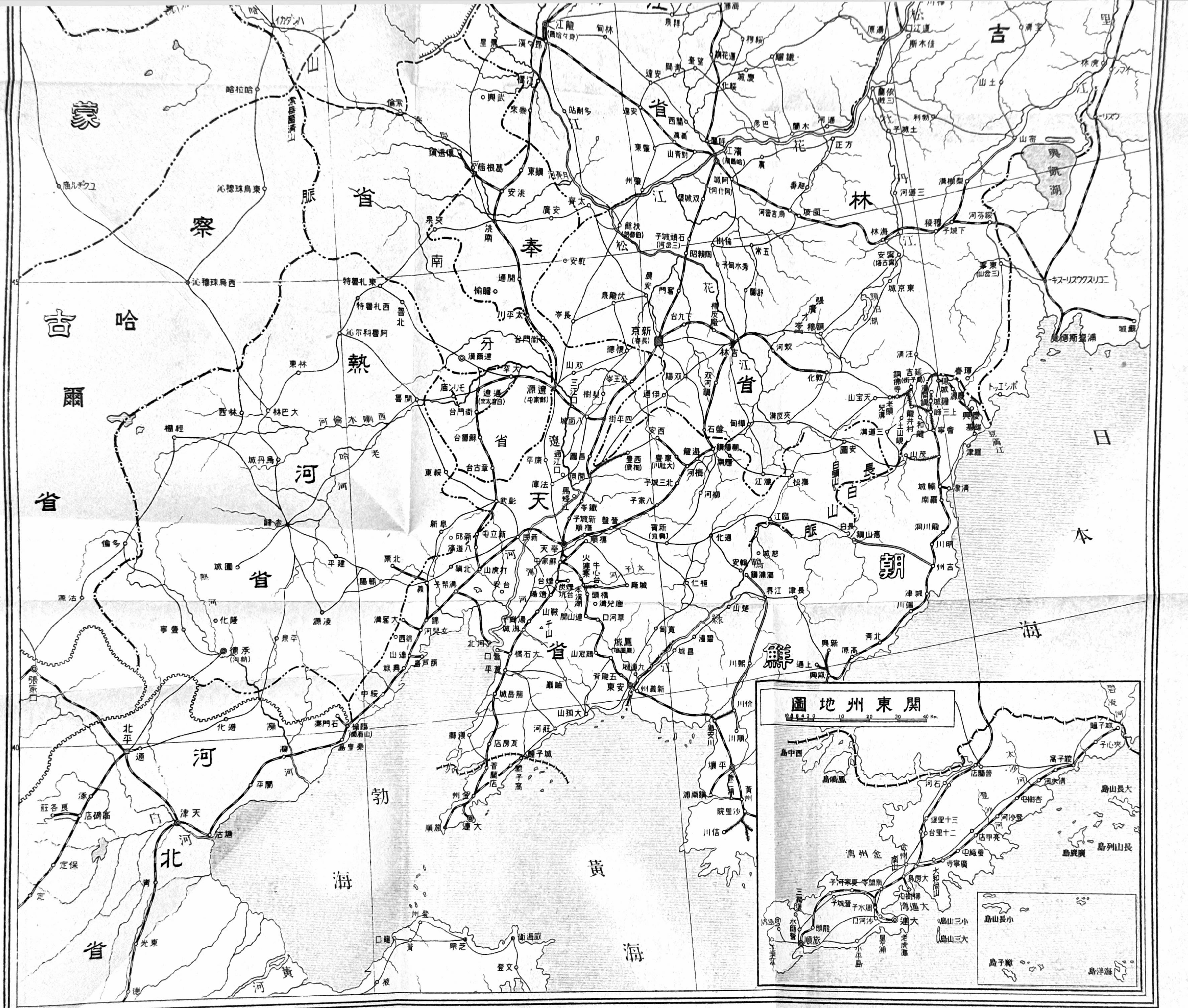


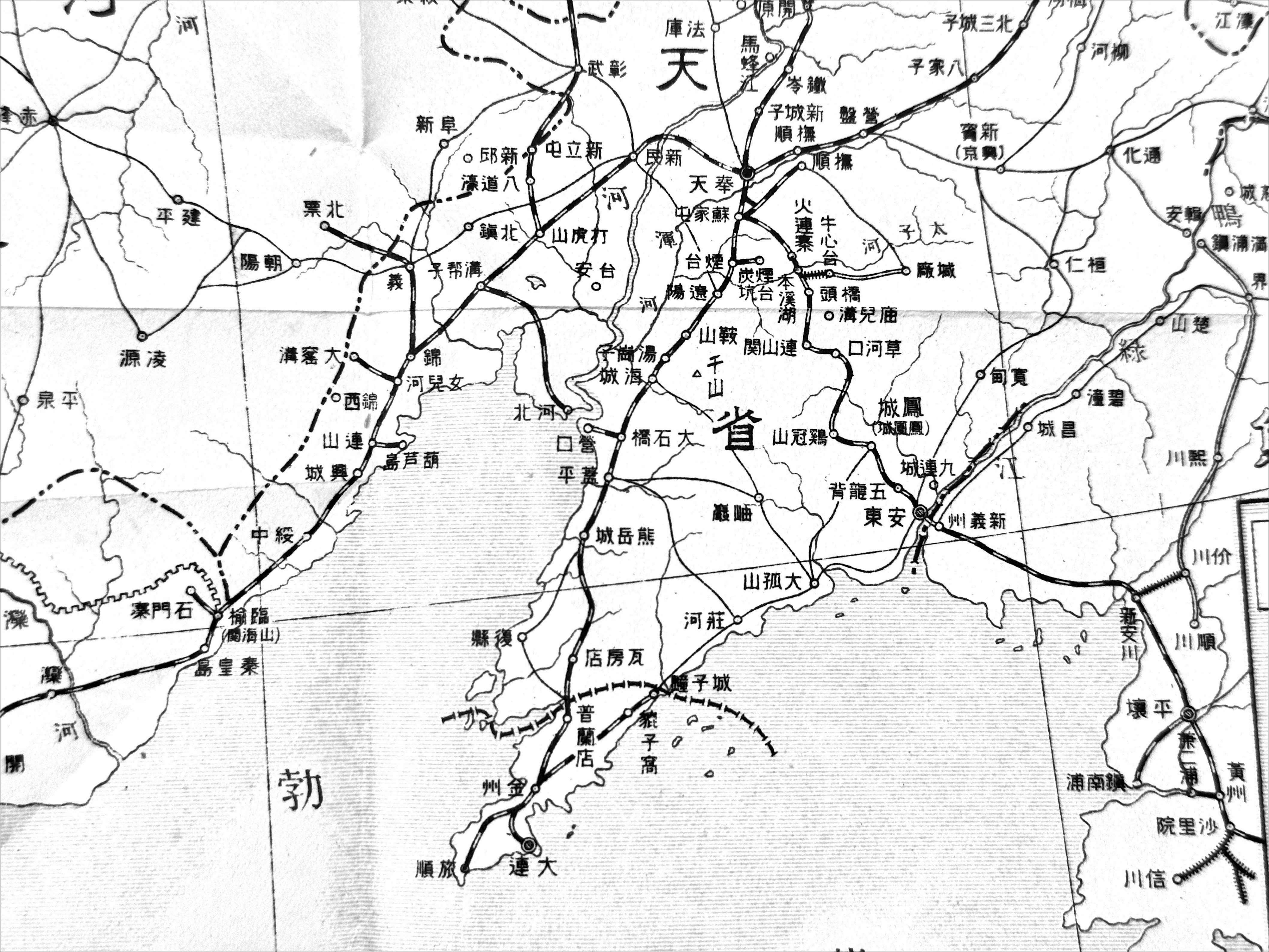
滿洲國圖
100 50 0 100 200K.M.
60 40 20 0 50 100 120M.L.
鮮
海
川端
興新
青北
原高
通上
興蔵
關東州地圖
10 8 6 4 2 0 10 20 30 40 Km.
島中西
島鳴鳳
店蘭普
河石
堡里十三
台里十二
灣州金
州金
南山
子河家夏
零閣南
島周大
大和尚山
子城營
子水周
灣連大
口河沙
連大
順旅
水師營
龍頭
老虎灘
小平島
星ケ浦
島山三小
島山三大
店甲亮
屯家壹
寺事廣
河沙登
屯樹杏
河水清
窩子貔
子心來
窩子碧
碧流河
島山長大
島列山長
島興廣
島山長小
島子獐
島洋海


滿洲國圖
關東州地圖
黑龍江省
吉林省
奉天省
熱河省
察哈爾省
河北省
渤海
黃海
日本海
朝鮮

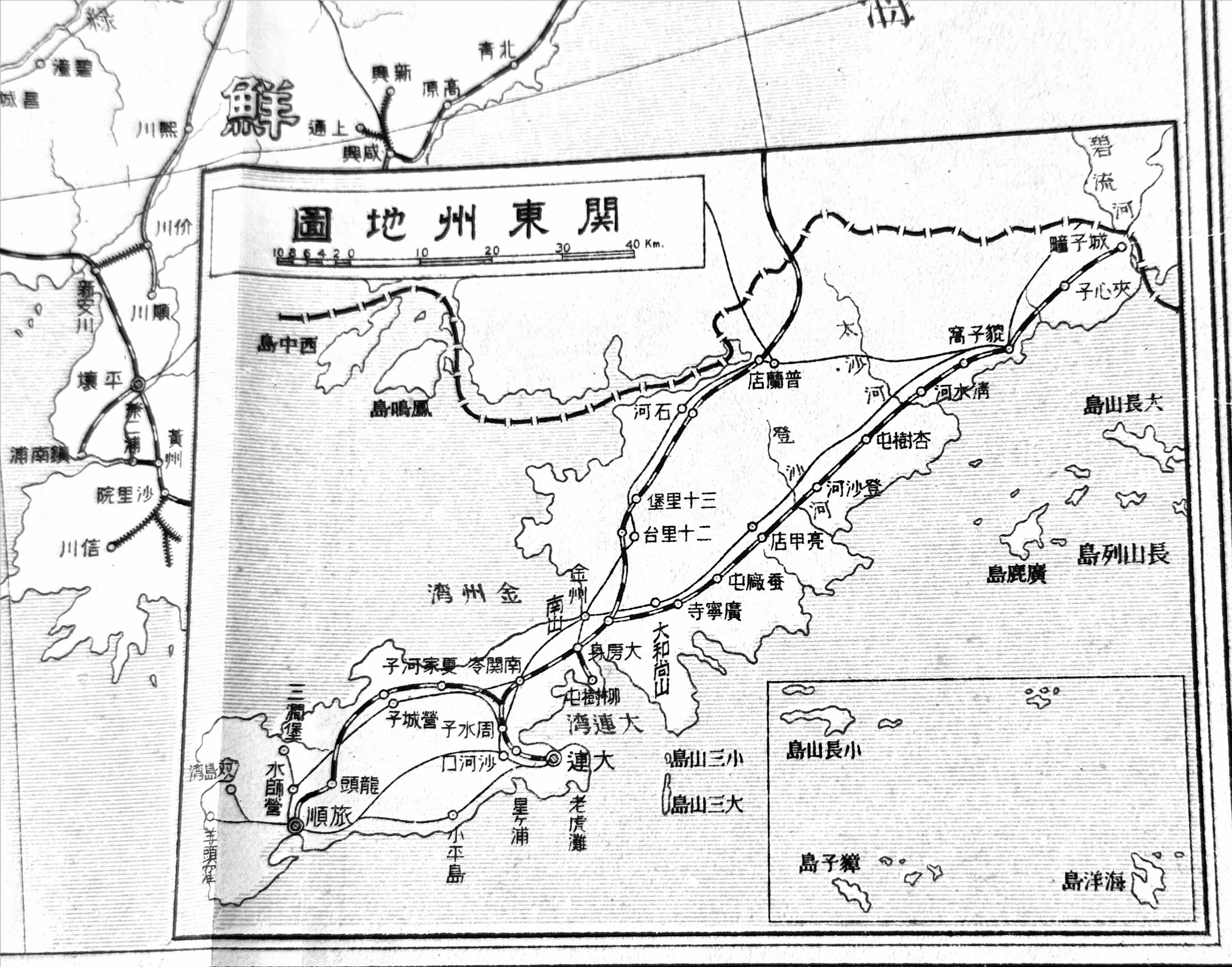


滿洲國圖
100 50 0 100 200 K.M.
60 40 20 0 50 100 120 M.L.
120
125
130
135
50
黑龍江省
吉林省
奉天省
興安北省
興安東省
興安南省
大興安嶺
小興安嶺
黑龍江
松花江
烏蘇里江
嫩江
興凱湖
蒙
察
齊々哈爾
哈爾濱
海拉爾
滿洲里
新京


關東州地圖
蒙古
察哈爾省
熱河省
奉天省
吉林省
河北省
朝鮮
日本海
黃海
渤海
新京
奉天
大連
旅順
哈爾濱
承德
北平
天津
營口
安東
吉林
興凱湖
長白山脈



奉天省
奉天
撫順
新民
彰武
法庫
開原
馬蜂江
鐵嶺
新城子
營盤
新賓
(興京)
通化
北三城子
八家子
柳河
新立屯
新邱
八道濠
阜新
北鎮
打虎山
台安
北票
建平
朝陽
赤峰
義
溝帮子
錦
大窰溝
凌源
女兒河
錦西
平泉
連山
興城
葫芦島
綏中
石門寨
臨楡
(山海關)
秦皇島
灤
灤河
渤
河北
營口
大石橋
海城
湯崗子
鞍山
千山
遼陽
煙台
蘇家屯
渾河
遼河
牛心台
火連寨
本溪湖
煙台炭坑
橋頭
城廠
太子河
廟兒溝
草河口
連山關
鳳凰城
(鳳凰廳)
鷄冠山
五龍背
九連城
安東
新義州
寛甸
碧潼
昌城
熙川
楚山
鴨緑江
輯安
桓仁
岫巖
蓋平
熊岳城
大孤山
莊河
復縣
瓦房店
普蘭店
貔子窩
城子疃
金州
旅順
大連
新安州
价川
順川
平壤
兼二浦
鎮南浦
黄州
沙里院
信川



關東州地圖
0 2 4 6 8 10 20 30 40 Km.
鮮
北青
新興
高原
上通
咸興
熙川
价川
順川
新安川
平壤
鎮南浦
兼二浦
黃州
沙里院
信川
西中島
鳳鳴島
普蘭店
石河
太沙河
登沙河
貔子窩
城子疃
夾心子
碧流河
清水河
杏樹屯
登沙河
亮甲店
三十里堡
二十里台
金州
南山
金州灣
大長山島
長山列島
廣鹿島
乾廠屯
廣寧寺
大房身
大和尚山
南關嶺
夏家河子
營城子
周水子
柳樹屯
大連灣
大連
沙河口
三澗堡
龍頭
水師營
旅順
小平島
星ヶ浦
老虎灘
小三山島
大三山島
小長山島
獐子島
海洋島

満洲年鑑目次

第四 經濟 (146—393)

第六 社 會 (481—535)

第八 藝術 (575—591)

第九 運動競技 (592—604)

附錄 (605—636)

滿洲知名事業者名鑑索引

(1) 大連の部 (五十音順)

(2) 奉天の部

(3) 沿線其の他

旅順

周水子

金州

三十里堡

熊岳城

營口

鞍山

遼陽

撫順

鐵嶺

開原

四平街

公主嶺

新京

安東

本溪湖

哈爾濱

內地

廣告目次

(五十音順)

大連

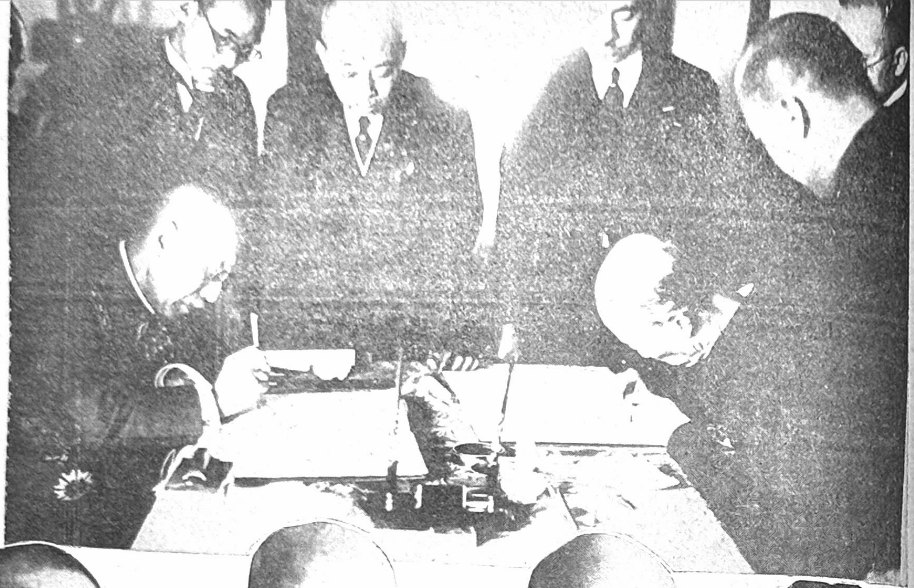
沿線其他

滿洲グラフ目次

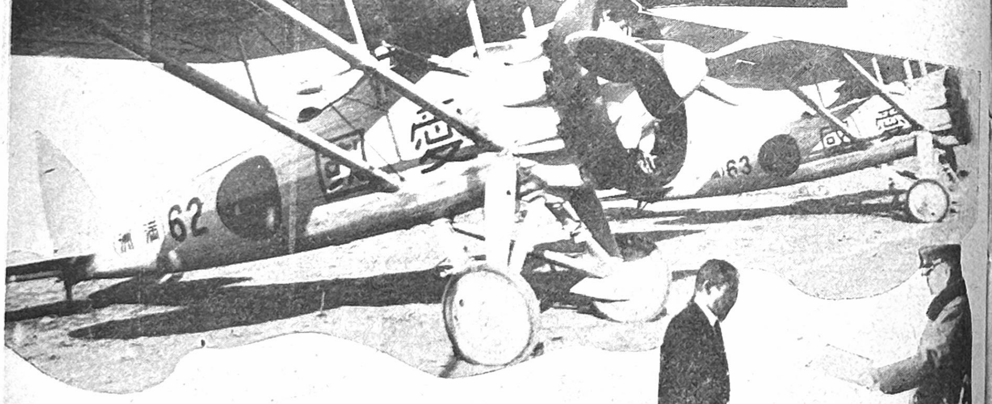
滿洲國要人

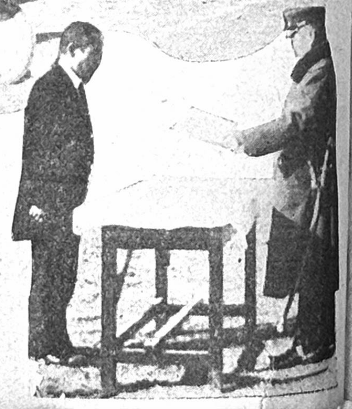


1 溥儀執政
6 熙洽財政部總長
7 馮涵清司法部總長
8 丁鑑修交通部總長
9 張燕卿實業部總長
2 鄭孝胥國務總理兼文教部總長
3 臧式毅民政部總長
4 謝介石外交部總長
5 張景惠軍政部總長





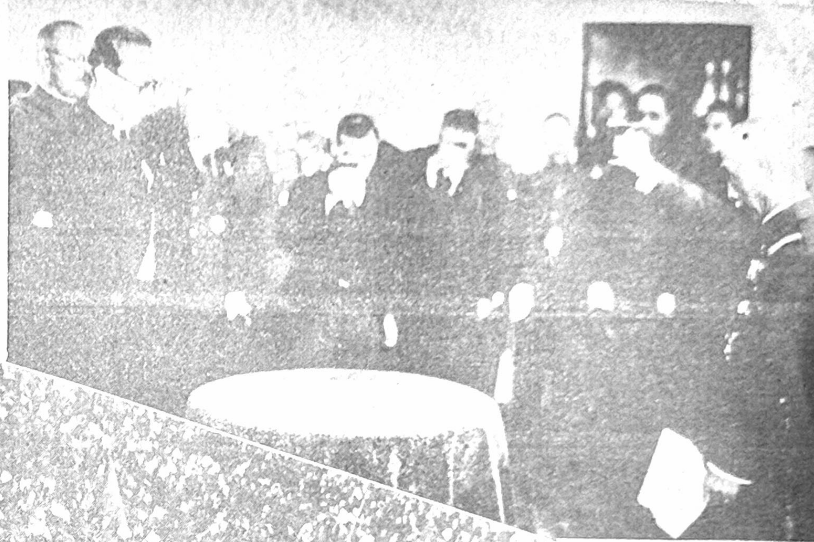


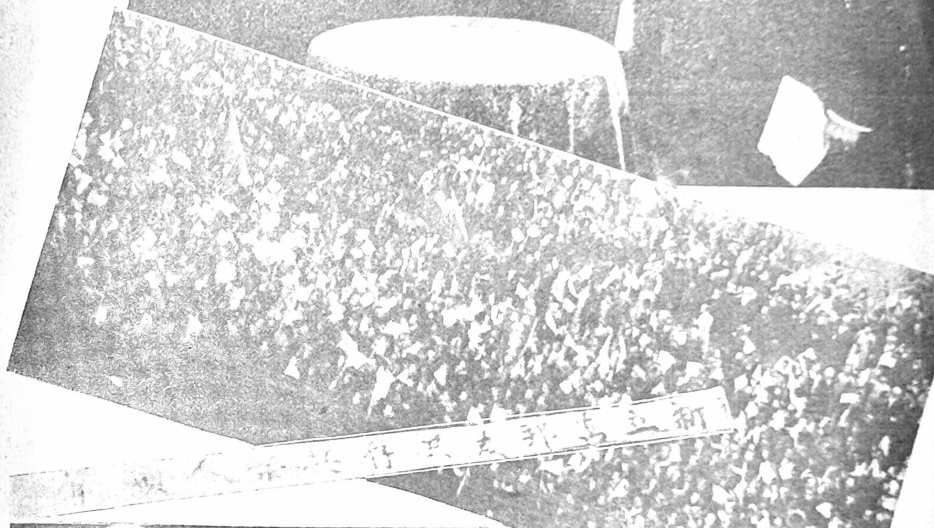


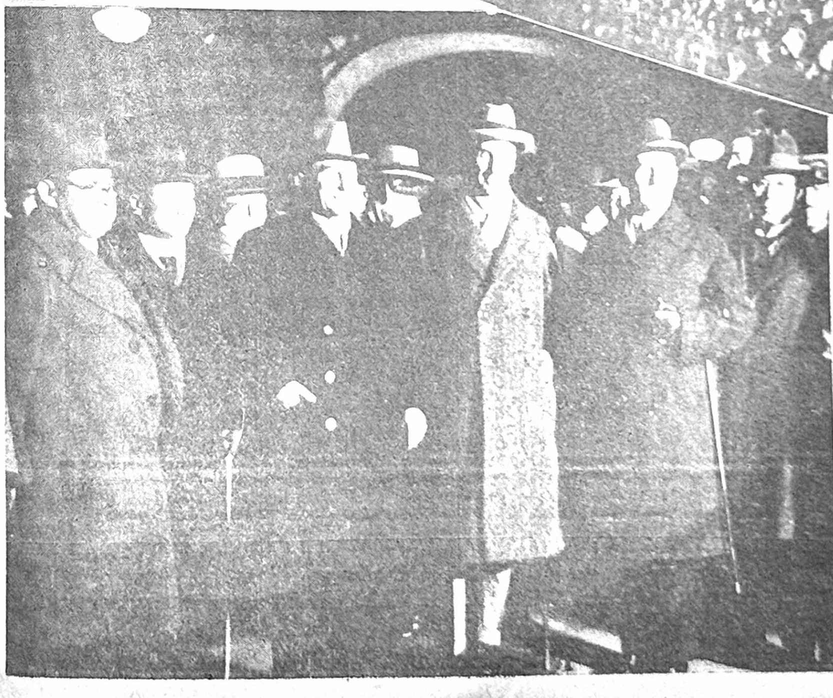
（上） 滿洲國承認議定書調印（武藤全權と鄭國務總理）

（中） 左より小磯關東軍參謀長、武藤關東軍司令官、林滿鐵總裁、八田滿鐵副總裁

（下） 滿洲號と獻納式（武藤關東軍司令官と小川大連市長）





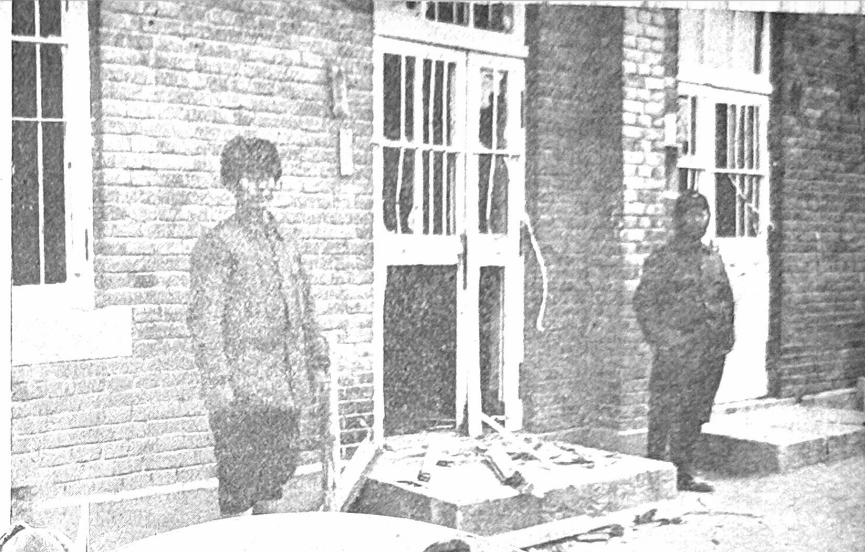


（上） 滿洲國承認祝賀乾盃（溥執政と武藤全權大使）

（中） 歡喜に充てる日滿大群集

（下） 奉天驛に於ける國際聯盟支部調査委員一行

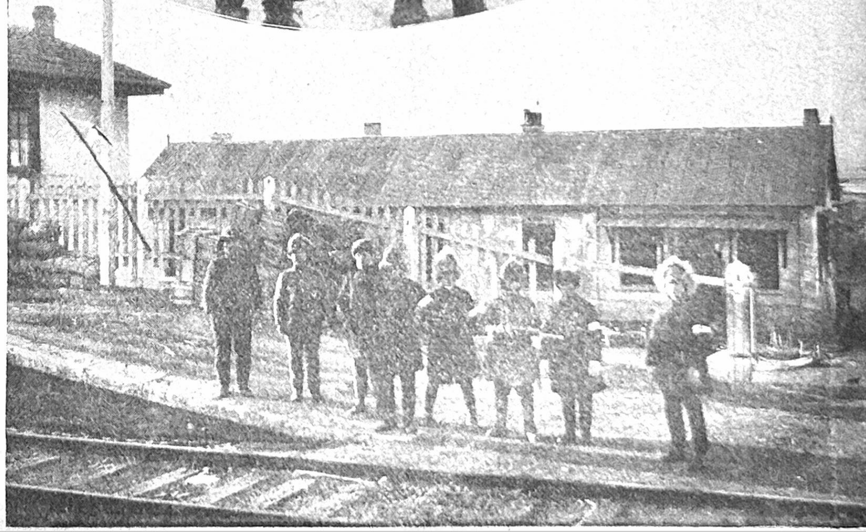




(上) 匪賊の爲に破壞された滿鐵社宅



(中) 打虎山の皇軍を襲撃した支那義勇軍の捕虜

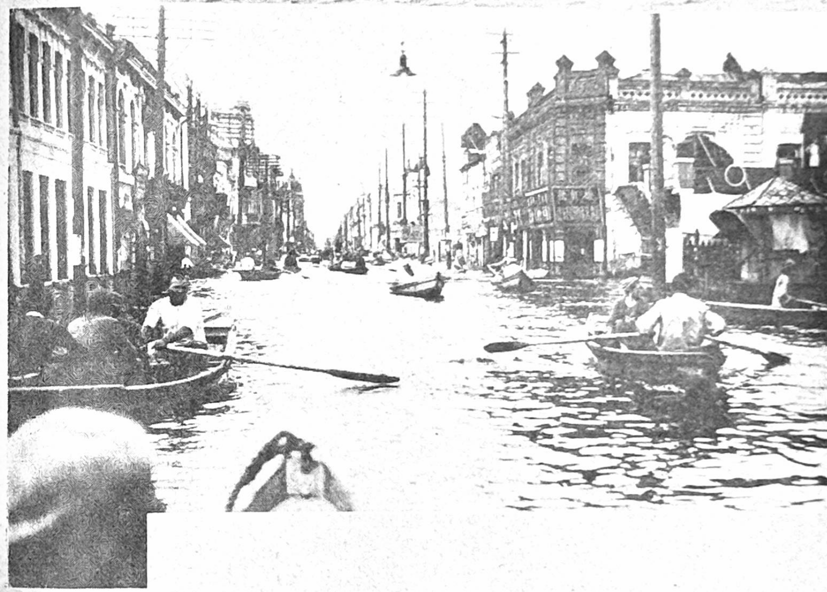


(下) 中間驛に勤務する滿鐵社員の決死的警戒

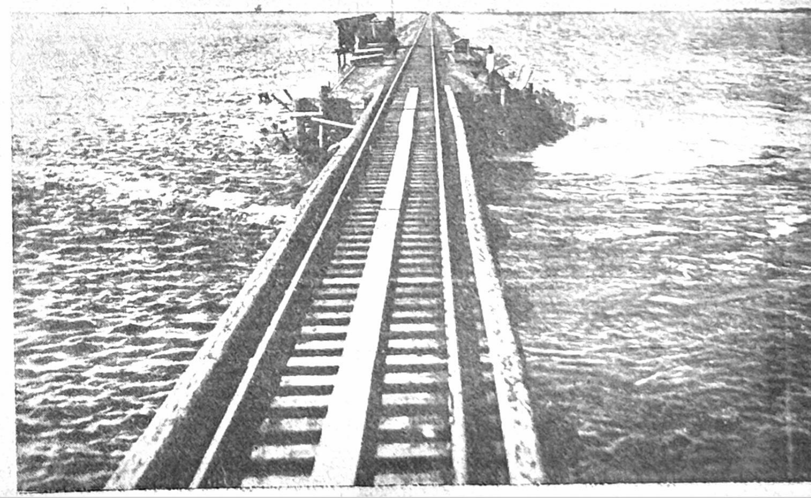
(上) 匪賊の爲に灰燼と歸した鳳凰城内邦人店舖
(中) 奉天に於ける全滿日本人大會 (中右)一月九日打虎山に皇軍を襲撃した支那軍の旗
(下) [illegible]



（上）ハルビン傅家甸第八區附近の水害

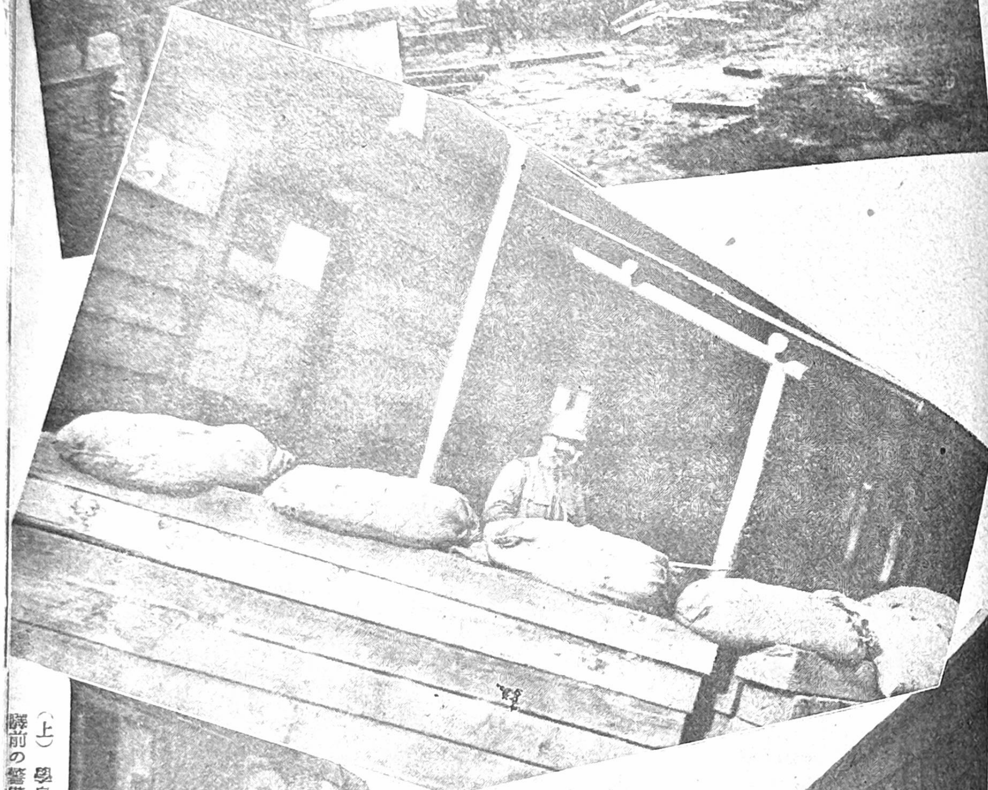


（中）ハルビンの水害（キタイスカヤ街）



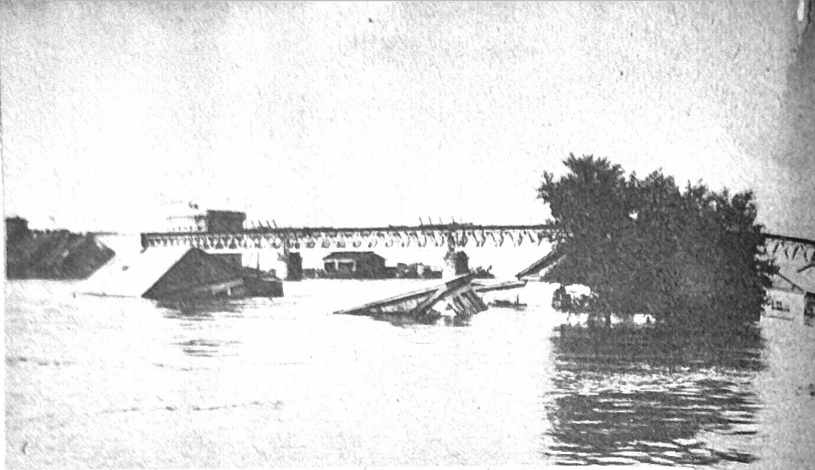
（下）齊克線泰安鎭附近の浸水



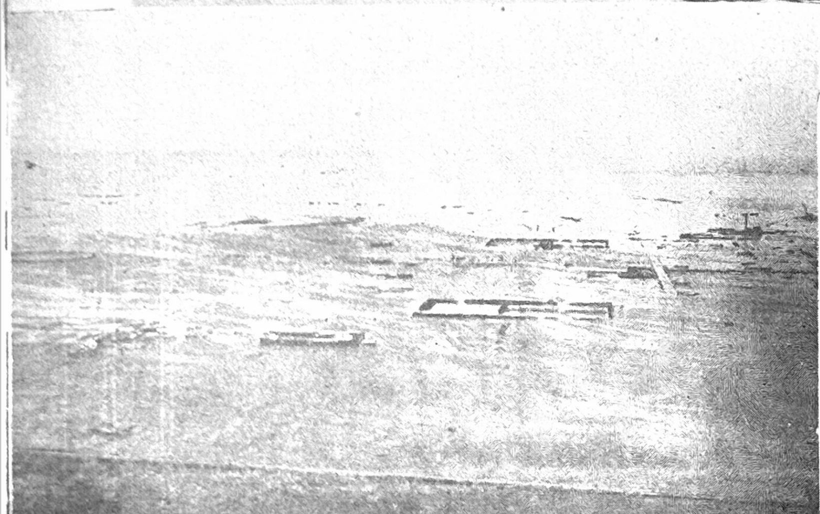




（上）學良軍が爆破した女兒河鐵橋の修理（中）齊々哈爾驛前の警備（下）匪賊討伐に寧日なき装甲車



(上) ハルビン松花江鐵橋附近の水害



(中) 東支線上空より見た松浦北方の浸水



(下) 洮昂線第三橋梁水害後の修理

第一 滿洲大觀

(一) 滿洲國創成

(1) 新生滿洲國の前途

概　說　昭和7年3月1日滿洲國の新生が傳へられた。

其發祥は啻に，其國土の抱擁する三千萬民衆の總意によつてのみでなく，東亜全局の榮光に守られて誕生したのであつて，誠に人類愛のために，世界平和の爲めに理想鄉の具體的現示に外ならず，吾人は共に共に其の誕生に對して萬腔の敬意と祝福とを捧げざるを得ないのである。

我等の溥儀執政は宣して——道德，仁愛を以て主とし，種屬の別，國際間の爭を除き．王道樂土の實現を期す——と。まことに我等は此建國宣言をして如實のものたらしむべく，上下相互して其顯現の爲めに歩武を進めねばならないのである。

樂土の顯現　如何なる時世に於ても，如何なる人類と雖も，現世に惱みを有つてゐる。そして個人的に，家庭的に，社會的に，人は各々樂土の顯現を夢み，望み，そして希つてやまない。國家が民族がそうした樂土の建設に大衆の總意を受けて邁進すべきは當然であり，そうあるべきであつた。が然し現代はあまりに鬪爭的であり，世相はあまりにも，神經的尖銳化し過ぎてゐた。然も支那は幸か不幸か既往何千年來の歷史に之れを徵するも鬪爭に亞ぐに鬪爭の累積であり，征服又征服でしかなかつた。之を所謂過去の東三省に檢すれば張作霖，學良の專政的暴虐時代であつたと云ひ得るのである。換言すれば滿蒙地方は經濟力が發展したに拘らず，此の力を毫も內政の改良に用ゐず，全然之れを閥類の榮華と爭奪銃劍の費に傾注したのであつた。三千萬民衆は働けば働いただけ搾取され，もがけばもがいただけ自らを縊る事になり，安全もなければ，希望もなく，永劫に亙つて白日を仰ぐ機會も與へられない人類として氣毒千萬な狀態におかれたのであつた。然しそうした張家一門の虐政に沈倫しあへいでゐた民衆にとつて，日本軍の出動は全く濟家救國の絕好機會であつて與へられた新國結成の歷史的機會に於て能く內を治め，能く外に交はり，列國共通に負擔する苦惱から解放された樂土建設理想鄉の現顯を庶幾するのも無理からぬ事であらう。

人類は須らく道德を重んずべきである—執政の宣言はそう冒頭してゐる。道德は人類の大本である。他を壓し，他を排しては其處に鬪爭を生ずるは明かであつて，種屬の別を離れ，自他を超越する其處に人類の共存の大本となるべき德が重んぜられねばならぬは當然である。

人類は須らく仁愛を重んずべきである。——人類愛に立脚した大衆の總和こそ道德と竝行して，新生滿洲國の基本たるべきは瞭かであつて，執政の宣言は此處にも亦人類協和の樂土を說いてゐるのである。種屬を曰はず，民族を問はず政治法律の資格に等差なく，共存共榮であり，機會均等であり，協調共和，滿洲國が其誕生に當つてかく中外に之れを宣明したのは，誠に意味深き事であつて，東亜の中央に樂土平和境の出現は，極東大同團結の爲めにもまことに救世的出現であらねばなるまい。

王道の地　滿洲國の政治の基本は大衆の至福である，至幸である。即ち民本主義で

ある。

もと王道主義とは孔孟の唱道した處のものであつて，民衆が安樂に生活し得る政治の意である。其外ではない。武力又は武力を背景とした政治を否認し，排撃し，專ら文德による治世の云ひである。此れによれば萬物は天の支配を受くるもので，就中人類は天の特別な恩寵を受くるものである。天は人類を愛護して其幸福を謀り，且人類をして天理を遂行せしめむが爲めに直接に天命を受けて民衆を指導する人物を選ぶ。之れ聖人であり天子である。聖人の陳べる處に誤謬なく，天子の政治に誤謬はない。故に民衆は絕對に天子の命令には服從せねばならぬ，然も亦民衆の爲めにもそれが至大至高の幸福なのである。此の天子の政治が卽ち王道である。全然天命による政治で，人意を少しも入れない。卽私念を少しも交へないのである。それこそ取りも直さず，人民の爲めには最大級のためになる政治なのである。支那に於ては此の王道政治は古來に行はれたが，後世に廢たれたと信ぜられ，王道回復を以て民族の要求として，野心家は常に其虛を突いて革命に次ぐに革命を以てし，人心が去つたのは天命が別人に下る兆とし，勝つたもの卽受命者として統一の任に當り，それが同一民族中でなく外來の征服者でもよく，其點は可成自由に考へて來てゐた。之れ卽支那民族の天下主義の一面であつて西洋に發達した國家主義とは甚だ趣を異にしてゐる。然し勝つたものは卽ち天命を受けたものとして來たものの，如何に美辭を以て粉飾したにしろ，王道的眞正政治は實際に於て行はれた例はなかつたのである。其處には常に私權私利に沒頭して，無智な民衆の膏血をしぼることで終始して來たのであつて，滿蒙の天地はそのお蔭を蒙つて，過去數十年間は他國の乘ずる處となり，極東の平和はその故に常に脅かされつつあつたのである。若しも其處が從來とても保鄉安民を旨とし，愛土育民の政令を行つてゐたならば日露の如き交戰の要がなかつたであらうし，日本の文化もとくに及んで聖代を禮讚してゐたに相違ない筈だつたのであるが，住民の膏血は絞られ，財政は紊り，匪賊は常に橫行するばかりではなく，排外政策を强調して，國際平和の霍亂を行ひつつあつたと云つても不可ない狀態であつた。そこに機會は絕對權をふるつてゐた張學良の覆沒となつたのであつて，民衆本位の政治が叫ばれ，王道政治の復興を要望せられるのも當然であらねばならぬ。然し民衆の殆どは無智であつて，自から自己の政治を組織する力を持つてゐない。だから智識階級が奮起して，其德義心に挨つて此處に王道政治の新生を見たのである。

日滿交流　滿洲國の新生に對しては，日本が其產婆役を勤めたわけであるが，日本にとつての滿蒙の地は單に接壤地と云ふばかりでなく，其生命ともすべき重要地として關心を持つてゐる爲に，其結成と成育とに非常な努力を惜まなかつた處であつた。

もともと日本と朝鮮とは古代から經濟的にも文化的にも甚だ密接な關係をもつてゐたが，朝鮮は又同時に支那と，經濟的にも文化的にも密接な交流關係にあつた。それは又時に日本に隸屬し，時に支那に歸屬してゐたとも云ひ得る。そして近年になつて日淸戰爭は支那が朝鮮を版圖にしやうとした事から發生し，次いでロシヤが極東に進出して，其結果として日本の生存に，そして東亞の平和に脅威を與へることとなつた。自衞上ばかりでなく日本が極東の爲めに鉾を取つて立ち日露の交戰となつたことは周知の處である。斯の如く日本が過去その生命線としての接壤地を守ることで巨億の國帑を注下し，多數同胞赤子の精靈を以て購つた其地であるに拘らず，國民黨及舊東北政權は，自然に逆行し，日本の勢力を排擊

することでしかなかつたのである。其處に破綻が生ずべきは自明の理である。過般の事變の惹起を見たのは當然である。然し萬事は好轉して居つた。正しい針路をとつて誤まらなかつた。滿洲國の獨立となつたのであるが，此處に至つて日滿關係は舊に戾つて膠膝のものとなるは豫想に難くなく，其第一著手として，日本は世界の列國に先んじて，獨立の承認を與へたのである。此の事は滿洲國の嚴たる存在を世界に表明することであつて同時に又列强は遲かれ早かれ其獨立を認識せざるを得なくなつたのである。

光明ある其前途　滿洲國の領土は廣い，日本の2倍に近く，獨逸と佛蘭西とを併せた程の廣さである。人口は三省併せて3,400萬位である。つまり面積は日本の2倍と云ふのに，人口は其恰度半分である。然も資源は極めて豐富である。鐵もある。石炭もある。此頃は石油も出來る。林產と農產も心配はいらない。今後是迄の如き暴虐無變の軍閥政治から脫かれて，王道による善政が布かれて十年二十年と安康を保ち，日本の開發が順調に結實を見るならば，驚くべき國家が出來上る事であらう。

もと支那は大國である。四百餘州にも亙つて全國和平統一は殆んど一日としてなかつたとも云はれる。あまりに其版圖大なるが故に，帝王の威令が隅々まで到底達しなかつたのである。と云ふよりも其一部に反亂があつても何の痛痒を感ずる事なしに過ぎて來たのである。それが滿洲國の大さとなると大き過ぎることはないし，小さ過ぎもしてゐない。人口こそ稀薄であれ，教育程度，文化の程度が低かれ，今後王道治下に幾何かの歲月をかすならば，其前途は圖り知るべからざるものがある。

歷史は語る。兵亂は常に窮乏に端を發してゐる。日本が過去に於て巨億の投資を注下して敢て尙足らずとした所以のものは，人口過多にして資源枯れ，到底自給自足をなし得ぬ處から，其打開策の一途として考へられて來たのである。それに對する滿洲國の資源は尙開發の餘地の大部分を殘してあると云つてよく，今後の發展に對し日本の責務も亦重且大と云はねばならぬ。

日本の立場　這次の滿洲事變は單なる舊東北軍閥下の一兵卒の惡戲であつたかも知れないが，其處から端を發して，滿洲の事態を一新したのみでなく，日本の世界觀を一變し，日本國民の外交常識を根柢から變革したのである。

滿洲事變前の日本國民は隣邦の兇暴に隱忍し，其自覺と反省を待望することによつて東亞の康寧を實現せんとして努力して來たのである。と同時に世界列强と協調して國際信義の增進各國民の共存共榮を招來せんとしたのであつた。併し隣邦に對する隱忍と努力と自制協力とは隣邦國民の反省自覺に效果せずして日本の脅威日本國民の生存の否定となつて酬ゐられたのである。國際協調，就中國際聯盟に對する多年の貢獻と，米國に對する協調的誠意とは，極東平和の協力者となつて現はれずして，日本に對する惡意の批判者，否日本の地位立場の否認者として我々の眼前に出現したのである。寬容の精神を以て善隣の親交を維持せんとせる期待も，國際信義の尊重，國際協調の增進に依つて，世界の平和に寄與せんとしたる努力も，全然水泡に歸するの結果を發見したのであつた。換言すれば日本の忍耐は他國の增長する結果となり，又日本の努力は他國の平和と繁榮とに寄與したけれども，日本自身の爲めには却つて有害の結果となつて現はれた。滿洲事變の結果はそうした實物の教訓をして吳れたのである。日本及日本國民は隣邦に親切を施して遂に煮湯を飮ませられたのであつた。第三者たる列强は正當な裁きのかはりに，爲めにする處があつて不正者の行爲を以て，正しと批判したのであつた。此處に於て日本及日本國民は始めて眼覺めたのである。

日本は東洋平和の擔當者であり，日本國民の生存は極東平和の爲めに繋げられてある。とするならば自らの信念，自らの正義觀念自らの平和精神に立脚して，此の時局に善處する處に何物もたのむべからずと知つたのである。斷じて行ふ以外に何物もないと悟つたのである。信ずる處に從つて善處し邁進することが妥當であると知つたのである。敢然として日本は方向を轉じて對支絶縁よし國際聯盟衝突よしの積極手段をとる事に思ひ當つたのである。

隣邦のみならず世界から裏切られて敢然として立つた日本の雄姿は，一大偉觀であつて，世界をして唖然たらしめた事は云ふまでもなく，曾て排日，侮日を事としそうすることで當面を誤魔化してゐた支那をして，支那國民をして一大反省を促かした事は無論であるが，世界に於ける日本の全信用，全面目を賭して宣戰布告をしたと同斷であつて，日本は日本自身滿洲國の新生によつて極東の平和の立役者たる重任を負ふたのである。換言すれば日本は，極東の中央，支那，ソヴエツトとの中間接壤地に極東平和を保證する大なる楔を打ち込むだのである。滿洲國なる平和境の新生を守り育てて，その平和精神を極東全般に擴充する約束をしたのである。尙之れを要約すれば日本は一方に滿洲國を提げ，他方支那を抱擁して世界列强の重壓に當らざるを得なくなつたのである。否其覺悟を定めたのである。一方に滿洲國の建設と完成とを雙肩に義務付けられ，他方反覆常なき支那を控えて，遠く歐米と堂々の步武を示して行かうと云ふのである。日本の責務や大なりと云はざるを得ないのである。

（2） 滿洲國誕生前記

概　說　1931年9月18日，支那軍兵の滿鐵線破壞は玆にゆくりなくも東亞に一大變革を與へる端緒となり，日支兩軍の衝突，支那軍各地の潰滅，悉いて東北舊政權の崩壞となり，東三省の天地は急轉直下して無政府狀態の現出となつたのである。然しそれも幾何ならずして獨立を宣言して自治を謀る團體其處此處に擡頭し，中には舊政權の囘復まで實際的に民政を處理しやうとするものもあれば，中には又舊政權を排除して後日獨立する地步たらしめむとするものもあつた。事實日支の衝突から軍權の離散によつて中央との聯絡全く杜絕し，自然的に獨立を宣言するまでもなく，幾つもの勢力に分割せられたのであつて，それも暫くにして，新國家樹立の機運釀成され，獨立政權を形成した大小政治軍事機關はその大勢に順應し，相合流を謀り協調を整へて新國家を作る事に一致を見たものである。

9月18日以後の重要運動を擧ぐれば下の通りである。

9月28日　吉林省主席張作相留守居參謀長熙治獨立を宣言す。

9月28日　哈爾濱の特別行政區長官張景惠東省特別區治安維持會を作る。

9月24日　事變直後日本土肥原大佐臨事市長として奉天市政を預つてゐた處，袁金鎧を主とし，于沖漢，闞朝璽，丁鑑修等9名地方自治維持委員會を組織して安寧を維持する機關を作る。

11月6日　袁金鎧，于沖漢，闞朝璽等相謀り遼寧省の獨立の聲明書を發し，人民に對し布告を發す。それによれば遼寧省の政權を代行する新政府を作つたので，張學良の舊政權，並に南京政府との關係を脫して獨立したものであるが，中華民國より離退したことは明言されてない。

11月10日　遼寧省政府及地方自治指導委員會の成立式並に開廳式を擧行した。そして政府委員長は袁金鎧であつた。

11月20日　遼寧省政府は遼寧省を奉天省と改稱する旨を布告した。

12月15日　奉天城に奉天各界代表會議を開き，地方維持委員會を廢して奉天省政府が組織された。そして省長には前遼寧省政府主席臧式毅が推戴され，16日就任式が擧げられた。奉天省政府の基礎愈々固まるの感があつた。

1月6日（1932年昭和7年）張景惠齊々哈爾に入つて7日黑龍江省長に就任した。

1月15日　奉天の臧式毅，吉林の熙治，哈爾濱の張景惠，齊々哈爾の馬占山の間に新國家建設の相談進められ2月中旬議熟し，17日東北行政委員會の設立となり，新國家建設に關する重要事項の決定を見た。

滿洲國の誕生　1932年2月17日奉天省政府內に於て，東北行政委員會が組織され，委員長を張景惠とし臧式毅，馬占山，熙治，湯玉麟の顏振れによつて，新國家建設の爲めの根幹となるべき重要事項の議定を行ふこととなり，同日東北行政委員會の名に於て，新國家建設宣言文が發表された。

此の宣言は二段に分れ前段には委員等は東北各地方の民衆に推擧されて領袖となつたものであるが，其等の地域を一纏めにして新政を布き，黨國政府より全然脫離する事を決議した旨を陳べ，後段には新政の使命を陳べてゐる。

其地域は東北4省一特別區及蒙古各王族である事，各委員が其民衆に推された事を明白にした事は從來の如き軍閥の私慾的自立と選を異にする事を暸かにしてあつて，臧式毅が奉天省を，熙治が吉林省を，馬占山が黑龍江省を，張景惠が哈爾濱特別區を湯玉麟が熱河省を，そしてコロンバイルの凌陞，哲里木里の齊王が蒙古を夫々代表してゐるのである。後彼の使命として擧げたる中主要なる三點は

1. 民衆の安息善政を布く事
2. 外國に對して親睦を念とし，いやしくも排外的ならず，平等的なる門戶開放機會均等の主義を持して，世界の各國々民と共に共存共榮を樂しまんとすること
3. 內を安んじ本を治め，利益を社會各界に均霑せしめ階級鬪爭などの起らぬやうになすべき事

即之れに據れば，新國家は個人の私念から發生するものでなくして民衆の意志によつて作らるるものである事，其國家は或特殊階級例へば軍閥官僚等の如きものの機關でないのみならず，商，工農乃至は又資本家勞働者等何れか一方の利益に偏するものでない事が明かにされてある。同時に外面自國だけが此地域に立て籠つて利益を貪るのでなくて，各國人に均しく開放して，幸福享受に均等な機會を與ふべき事，換言すれば獨り國內の安寧共存を得るのみでなく，世界各國と共に共榮共存を謀るといふ事を周到に述べたものである。尙此處に注意を要する點は，此の宣言中黨國政府と關係を脫するといふ事は明示してゐるが，また中華民國より分れて獨立國となる旨は表明されてはない。

此の宣言の聲明と共に決定された重要の事項は，國號を「滿洲國」とする事，元首を「執政」と云ふ事，年號を改めて「大同」とし國旗を新定の「新五色旗」とし，首都を長春に定める等の事であつて，2月25日の發表である。

建國委員會に於ける上記事項の決定には何れも多少の曲折があつた事は勿論であるが，前淸皇帝溥儀を元首として迎へる事は大略決定してゐたものであり，年號を大同と定めたのも新政は王道を基本とするに因んだものである。國旗の五色は舊五色旗の意味してゐた漢，滿，蒙，囘，藏の五族共和を表現した意味もあるであらうが，赤は情熱忠誠，靑は潑剌新興，白は博愛平和，黑は克已，黃は慶福を夫々表徵したもの，首都の長春は舊軍閥と因緣を斷つ意味もあり新政には新都を必要とする事古今の通義であるといふ事からといふてある。

超えて3月1日建國宣言は發布を見，「三千

萬民衆の意向を以て即日中華民國と關係を絕ち滿洲國を創立す」と堂々と宣明され，新國家の呱々の聲であつたのである。

顧みれば滿洲事變以來約半歲，張家10數年來の暴政亡び，王道主義による經世濟民の施政方針の確立を見，學良が作霖の後を承けて東北保安總司令となつてより丸2年餘，東北が中央と合體して排日鼓吹を行つてより1年有半，青天白日旗は全滿の地より影を沒し，滿洲を逐はれて20年の溥儀氏，再び清朝發祥の地に返り咲くこととなりかくて滿蒙の地は始めて平和の光が射すことになつたのである。

此の建國の宣言は滿洲國政府の名を以て公布された最初の公文であつて堂々數千言に渉り，前半は建國の理由を陳べ，後半は新國家の抱負を明かにしたものである。此の宣言中には王道主義を鼓吹して東洋固有の政治主義の精神に立ち歸り，教育は禮教を崇び，輕佻な舶來的新思想に驅られず古來の禮教を蔑視する近代支那の弊を改めん事をも述べてある。

新國家の推戴すべき元首溥儀執政は3月2日吉林代表張燕卿始め各省區代表として趙仲仁，葆康，馮涵淸，凌陞，蘇寶麟の6名によつて其閑居に出廬懇請を受け，更に張景惠を推戴使とする代表29名の再度の懇請を受けて漸くその出廬を應諾された。そして夫人，舊臣の一行3月5日出發，一旦湯崗子に休息し，新都に於ける迎接の準備成るを待つて8日出發一行玆に華々しく歷史的の新京入りを爲したのである。

執政の新京入りの翌3月9日，新元首の執政就任式を行ひ，引續き滿洲國の建國式典が執行され，此時執政より人類は必ず道德を重んずべし。然れども種族の見あれば則ち人を抑へ已を揚く。而して道德薄し。人類は必ず仁愛を重んずべし。然れども國際の爭あらば則ち人を損じ已を利す。而して仁愛薄し。今我を立つるに道德仁愛を以て主と爲し，種族の見國際の爭を除去す。王道樂土當に諸を實事に見るべし，凡そ我國人，望むらくは共に之を勉めよ。

と宣言された。言文極めて簡であるが，新國家建立の意義と其抱負とを陳べて餘りあるべく，新國家の建立は人類の幸福を造成するにあり，人類の幸福を造成する爲めには新國家の執るべき政治の根本則は道德と仁愛とにあり，而も終局に實現せんと欲するものは王道樂土であると述べられ，樂土建設を高らかに標榜されてゐるのである。元來近代國家は何れも覇道によつて立ち王道に則つてゐない。だから種族間には差別があり國際間には抗爭があり，眞の人類愛もなければ平和も望めないのである。其處で新國家は王道政治の範を示し四海同胞，世界大同で，此處に世界の樂土を顯現し，人類の幸福を造成せんといふ大抱負を披瀝したものなのである。

滿洲國の機構　新國家建國の基本である國號，元首，年號，國旗等の問題は2月25日東北行政委員會の名に於て發表されてゐる。其第3條及第4條に

3條　執政は全人民に對し責任を負ふ。

4條　執政は全人民之れを推擧す。

とあり，即國體を君主國に爲すべきか，民主國に爲すべきかに就ては，宣統帝を元首に迎へるといふ事から君主國說もあつたが，結局民主國に決定を見，上記の如く條令に據つて之れを明かにしたのである。

政體は立憲政體であつて，執政は國家の統治者であり，代表者であるが，立法權を行ふには立法院の翼贊を經ねばならず，行政權を行ふには國務院に依らねばならず，司法權を行ふには法律に則つて法院をして行はしめなければならぬのである。更に人民の權利義務に就ては，人民保障法によりて規定され，人民の身體財產は法律によりて保護せられ，宗教は自由とし，種屬的差別を受ける事はない事を明かにしてゐる。又

公務に參加する權，官公吏に任ぜらるる權，請願を爲す權，裁判を受くる權，公費施設の利益を享くる權等も規程されてゐる。

建國基本條項　2月25日發表

1　新國家を滿洲國と呼稱す。
2　新國家の政治は民本主義による。
3　滿洲國の元首を執政と呼稱す。
4　滿洲國國旗を新五色旗と呼稱す。
5　新國家成立と同時に從來の年號たる「民國」を廢し大同と新稱す。
6　執政は人民に推戴せられ立憲制により統治す。
7　將來民意に基き憲法を制定す。
8　執政政治は憲法制定に至るまでの統治形態とす。
9　首都を長春に定む。

而して中央政府組織法は，同年2月29日發表され，爰に新滿洲國は滿蒙の天地を，王道治下の樂土たらしむるべく，創建の緒についたのである。

（二）滿洲建國の歷史

（1）民族の變遷

概說　民族上より觀察すれば現代滿洲の民族は大部分漢民族である。然し乍ら漢族以前の居住民はツングース族であつて，古くは肅愼，濊貊，扶餘，高勾麗，靺鞨，渤海，女眞（金）近くは滿洲民族皆之に屬し之等民族の興亡隆替の歷史は約三千年に及んで居る。今其の變遷の跡を見るに下の七期に分ける事が出來る。

1　周秦時代……肅愼—扶餘
2　漢，三國，晋，隋，唐時代……高勾麗—靺鞨—契丹
3　宋時代（西紀11世紀）……女眞（金）—元（蒙古1206年）
4　明時代
5　淸時代（1660年）
6　民國時代（1912年）
7　滿洲國時代（1932年）

然して之等民族の興亡史を概述する前に最近滿洲國政府民政部文教司（現在文教部）の發表にかかる滿洲建國の歷史的意義を爰に再錄せば次の如くである。

（2）滿洲國の建設

概說　新滿洲國の建設は要するに，滿洲人民の自主的精神の發露に基き，世界大戰以後，歐洲に簇生したる幾多の新國家と同樣の性質を含み，滿洲居住民族の大同團結を具體化せしめたものに係り，此間亦何等特種理由の存するものではない，偶々滿洲事變の勃發して，多年東北に蟠居し，暴虐行爲を肆行せる張學良一派の軍閥が，日本軍の自衞權發動に依つて，完全に擊滅され，其の勢力を喪失するや，滿洲人民は，此の絕好機會に乘じ，奮然蹶起し，同志を糾合し，竟に新國家を組織し，宣言を發表し，斷然支那政府と關係を脫離した。一方其の有力者等は協議の結果，古來滿洲と最も密接の關係ある前淸遜帝溥儀氏を推戴し，新國家の元首と爲すに決定し，代表者を派遣し，溥儀氏に謁見せしめ，其の出山を懇請したのであつた。溥儀氏は之に對し最初固辭せるも，該代表等の熱誠眞摯なる懇請と，先人故土の現狀に鑑み，慨然出山を承諾し，挺身滿洲國執政に就任し，都を長春に奠め，中外に向つて滿洲國の建設を聲明し，新政を開始するに至る。是れ則ち天下周知の事實である。

最近南京及び北平方面よりの消息に據れば，國民政府當局は，滿洲新國家の建設を以て，支那に對する叛逆行爲と稱し，又張學良一派は依然として東北の舊地盤に眷戀し，滿洲奪還を公言し，悖逆極りなき陰險

手段を弄し，滿洲各地方の擾亂を企圖しつゝあるは，明瞭なる事實である。然も此事たるや國民政府當局及び張學良等が，時代の趨勢を解せず，滿洲に對して認識不足の結果，滿洲を以て依然支那の領土と爲すの錯誤に基因するものであつた。本來滿洲建國の理想は，軍閥多年の惡政を剪除し，極度に疲弊せる人民を救濟し，根本的に改造し，一大樂土を創建することに存する。史を按ずるに，滿洲は古來嘗つて支那の領土たりし事實を發見し得ない。漢民族とは全然種族を異にする所の通古斯族及び其他に依つて統治された歷史を有し，支那人の所謂邊疆の異民族として獨立し，支那本部とは何等關係はなかつたのである。支那人既に自國の歷史を知悉せず，滿洲を以て漫然自國の領土と主張するも，悠久3千年に亙る滿洲の歷史は，下記の如く有力に之を否定して餘りあるものである。

肅愼國 （上古より秦漢時代まで） 春秋戰國時代（西曆紀元前4百年頃）に於ける滿洲は，單に肅愼の名を以て傳り，今日の奉天省南部が朝鮮と稱し，遼西地方に山戎と呼ぶものあり，今日の吉林，黑龍江方面に亙る廣大の地域には東に肅愼，西に濊貊の據る所であつた。此の肅愼と呼び，濊貊と稱するは，地名と言はんよりも寧ろ民族の名と言ふべきものであつた。魏志（卷三十挹婁の項）に「山林の間に處り，常に穴居し，大家は深さ九梯，多きを以て好と爲し，其俗養豬を好み，其の肉を食ひ，其の皮を衣し，多は豬膏を以て身に塗り，厚さ數分，以て風寒を禦き，夏は卽ち裸袒，尺布を以て其の前後を隱し，以て形體を蔽ひ，其人不潔……其弓長さ4尺，力弩の如く矢は楛を用ひ，長さ尺4寸，靑石を鏃と爲す，古の肅愼氏の國なり」云々とある如く，彼等は漢人種とは全然風俗習慣を異にしたる東北の蠻夷であつた。當時の支那人（漢人）は僅かに其の名を傳聞したるのみにて，未だ彼等が如何なる地方に居住せる民族なるかすらも詳かにする所がなかつた。然し其の人種が後世の記錄より逆推して，所謂通古斯族，卽ち滿洲人の祖先であつたことは明白である。秦代に於ては曠古の英傑始皇帝が支那を統一するに至れるも，如何せん彼の勢威を以てしても，滿洲蒙古は，其支配下に置くことが出來なかつた。反つて蠻夷北狄の支那本部に侵入するを防ぐ爲に彼の有名なる萬里長城を築きて北狄との境界とした。之を一面から觀れば，今日の滿蒙が支那の領土ではないといふことを，2千年の昔に於て既に明示したといふことが出來る。此後支那人は長城以內を中國と稱し，長城以外は化外の地とし，以て夷狄蠻奴の居住地域と爲し，全然顧みる所がなかつた。

漢代に於ては，支那本部は屢々北狄の侵襲を受けたので，漢武帝は兵を出して，當時遼東に國を建ててゐた朝鮮を征し，一時其勢力を朝鮮の北半部に及ぼしたる事あるも，滿洲に於ては依然肅愼の後である挹婁と，濊貊の後である扶餘とが北部を佔據してゐたので漢の勢力と云ふものは，奉天省の南部に限定され，極めて微弱なものであつた。斯くして漢人の遼東征服は，高勾麗の勃興によつて完全に失敗に終つた。

高勾麗の建國 （BC37—AD668） 今を昔に遡る約2千年前，滿洲に始めて建設された强大なる獨立國は高勾麗である。高勾麗は扶餘民族の一派にして始め現在の奉天省東邊，佟佳江流域に據つた滿洲族である。前漢の末頃より著はれ漸次勢力を伸張し遼東に侵入せる漢の勢力を壓迫し，漢元帝の建昭2年（DC37） 東明王朱蒙，遂に高勾麗國を建設するに至つた。三國時代を經て東晋時代（西曆4百年前後）に及ぶや，其の版圖は朝鮮の北部と奉天省全省に亙り最も强大の勢力を振ふた。然も其の北部には，依然挹婁扶餘の民族が占據してゐた。就中扶餘は今の哈爾濱以南，農安，長春附近の大

平野に居住せる民族であつた，南北朝時代を經て，隋代に至るや，挹婁族は勿吉より靺鞨と改稱され，依然滿洲北部に據り，南滿洲も亦依然高勾麗の領土であつた。然も高勾麗は現今の奉天省輯安縣附近の丸都城に都し，二十八主，705年の久しきに亙り覇をとなへたるも，末年振はず，唐の高宗總章元年（AD668）に至り滅亡した。之が滿洲に建設された最初にして最古の國家であつた。

渤海國の建設 （AD713—926） 高勾麗の滅亡後幾何もなく，粟末靺鞨の酋長であつた大祚榮（渤海の高王）は挹婁の故地に國を建て，自ら震國王と稱した。唐の玄宗，開元元年（AD713）祚榮を封して，渤海郡王と爲すに於て，之より渤海を以て國號と爲す。元來此の靺鞨は當時七部に分れ此中黑水，粟末の二部最も著はれ，黑水靺鞨は黑龍江の下流に居り，粟末靺鞨は松花江上流に據れるものである。初め都を松花江の支流フルカ河の上流域に定めたるも，文王欽茂の時代に忽汗城に遷つた。今の寧古塔西南にある東京城といふは，其の遺址である。祚榮の後は武王武藝，宣王仁秀の諸王，益々其の疆域を擴大し，南は朝鮮半島の北半を占め，鴨綠圖們兩江の朝鮮沿岸から，西は契丹に連り，今日の奉天，吉林兩省に亙る一大王國を建設し，國內に5京，15府，62州を設け，五大交通路を開き，唐の文物制度を採用し，文化燦然たる國家を形成したのである。その對外關係は頗る文化的，平和的であつた。

日本に對しては聖武天皇の神龜4年（AD727）使章を派遣朝貢して以來日渤兩國の人民相互に往來し，醍醐天皇の延長末年最後の來朝まで，此間約2百年に亙り親善關係を持續したのである。然も後唐明宗の天成元年（AD926）に至り，契丹の太祖耶律阿保機のために滅ぼされた。此間14王，215年に亙り渤海は滿洲に勢威を張つたのである。

遼（契丹）の建國 （AD907—1113） 渤海に代り，東北に國を建て雄飛せるものは，遼帝國であつた。遼は唐代の契丹にして東胡の遺種，卽ち通古斯族の一派である。唐末にあたり其の酋長耶律阿保機は諸部を一統し，逐年征戰に從ひ，北は室韋を降して，黑龍江流域を併呑し，西は天山の東より靑海地方まで征服し，南は支那本部に侵入した，後梁末帳の貞明2年（AD916）自立し契丹國皇帝と稱し，都を臨潢に定めた，其後10年にして遂に東渤海を滅するに至る。

斯くして內蒙古及び全滿洲に亙る所の大帝國を建設した。太宗に至り支那東部深く侵入し，國號を改めて遼と爲した。9帝，210年に亙り，滿蒙及支那北部の一部を支配せるも，宋徽宗の政和3年（AD1113）に至り，北滿に勃興した金の爲めに滅ぼされた。

金の建國 （AD1115—1234） 遼に次で覇を滿洲にとなへたるものは女眞の酋長阿骨打卽ち金の太祖である。女眞は前代の靺鞨と同種の滿洲民族にして渤海の滅亡せし頃その名起り，ついで熟女眞，生女眞の名あり，蓋し契丹（遼）に接近し能く命に從ふ者を熟女眞と稱し，然らざる者を生女眞と呼んだ。當時生女眞完顏部の酋長烏古迺は殆んど女眞全部を服屬せしめ遼より生女眞節度使に拜せらる。其孫阿骨打に至り益々盛んとなり，遂に叛いて兵を擧げ今の農安附近の黃龍府を陷れ，南進して遼陽を取り，轉じて遼の上京臨潢府を陷れた。更に中京大定府を取り一代にして遼の天下を覆し，宋必徽の政和5年（AD1115）自立して國を大金と號し帝位に卽く。哈爾濱の東方阿城縣の白城は金の上京會寧府の遺址である。其子孫皇帝兵を支那本部に出し，宋を江南に壓迫し其領土は黃河南北に亙り，滿洲蒙古を併せて空前の大版圖を形成した。元の太宗6年（AD1234）金は遂に蒙古のために滅ぼされた，10主，120年の社稷を維持するに過ぎなかつたが，女眞民族として中原占據の先

驅者であつた。

元の滿洲統治 （AD1279–1367）漠北に崛起して歐亞兩大陸に跨る大帝國を創建した蒙古民族は漢人の所謂東胡，鮮卑，契丹と稱した異民族である。鐵騎10萬，金を滅し南宋を政服し，大元帝國を創建するや，滿洲は夙に其の統治下に歸した。爾來約百年，滿洲は蒙古民族に支配されたのである。明の太祖朱元璋濠州に崛起し北伐軍を起し順宗を蒙古に驅逐するに於て，元の社稷は10帝，89年を以て滅ぶ，時に元の順宗至正27年（AD1367）である。

明代の滿洲 （AD1368–1626）元朝が支那東部より蒙古に退據するや滿洲方面も又元の遺臣之に據りて明に降らず獨立狀態を續けた。明成祖永樂年間（AD1403–1424）兵を遼東に送り征服を企て移民政策を取つたが結局成功するに至らなかつた。明の威令は僅に遼河の下流地域に亙る小部分に限定された，渤海，金の系統に屬する女眞民族は東北全體に蟠踞し，明の正朔を奉せず獨立の姿を呈してゐた。明廷は之に對し都督指揮其他の官名を授け，懷柔政策を取つて表面を糊塗せるに過ぎなかつた。明の中世以後成祖の設置した衞，所等の大半は全く有名無實と化し女眞は野人，建州，海西の三大部に分れ西北には明朝に抗する蒙古民族の割據するありて各頻りに明の邊境を侵掠した。明の君臣は百方その防衞と招撫の政策を講究したるも議論徒らに壯んにして成案を得ず遂に失敗に終つた。卽ち明代に於ける滿洲は女眞民族の割據時代にして明朝の政令は殆んど全滿洲に及ばなかつたといつて差支へはない。

淸の滿洲統一 （AD1616）女眞民族は金の滅亡以後，滿洲各地に分立して集團的勢力を形成し得ず，久しく沈淪せるも建州女眞の一派より淸太祖奴兒哈赤の崛起するに於て，亦勃然として舊勢力を恢復し女眞民族本來の面目を發揮することとなつた。卽ち淸太祖奴兒哈赤は興京附近を中心として漸次四方に割據せる女眞族を平定統一し，遂に遼東に侵入せる明の勢力を完全に驅逐し，南北滿洲を統一し，東部內蒙古の蒙古民族をも歸屬せしめ，明神宗の萬曆44年（AD1616）奴兒哈赤，自立して後金國汗と稱し年號を天命と定めた。金の滅亡以後約4百年にして滿洲は再び女眞民族によつて完全に統一されたものである。是時に於ける滿洲は愛新覺羅氏の私有領土となり，漢民族の居住せる支那本部とは別個の國家を形成するに至つた。

順治元年（AD1644）淸朝第三代の世祖が北京に遷都し中原に君臨するに當り，當時の滿洲民族は人口僅に百萬內外にして壯丁僅に20萬に過ぎなかつた。斯る小民族を以て數百倍の漢民族を支配せねばならぬ關係上，滿洲民族は支那本部に移住し壯丁20萬は滿洲八旗として首都其他主要都市に分駐し漢民族の叛亂に備へた。此のために滿洲は空虛となり荒廢する所となつた。

然も淸朝は滿洲を以て祖宗發祥の故地として尊崇し且つ中原の統治に失敗した場合の退據地として保存するために，漢人種の滿洲移住を嚴禁し所謂滿洲封禁の政策を勵行したのである。淸高宗の乾隆11年（AD1716）山海關に關を設けて漢人の往來を嚴査し其移入を制壓し路票（官府發行の通行劵）を所有しないものは總て處罰した如きは其の左證にして，淸廷は滿洲を以て其の私有領土と爲し支那本部とは全然別個のものとして支配して居た事は明白なる事實である。

滿洲は古來獨立國 上述の如く滿洲は有史以來，常に支那本部と對立した所の獨立せる一特種地域であつた。卽ち古來滿洲に佔據し建國した所の各民族を系統的に觀るも，次の三系統の範圍を出でない。

1 肅愼－挹婁－勿吉－靺鞨－渤海－女眞－淸朝の系統

2 濊貊――扶餘－高勾麗－室韋の系統

3 東胡－鮮卑－契丹－蒙古の系統

此の三系統の中第三項の蒙古系統がブリヤード種及び其の他の混血種に屬する以外第一，第二の兩系統は日本民族と均しく通古斯種に屬し漢人種とは全然相異なれる所の民族である。從つて滿洲の地たるや遠く肅愼の時代より滿洲の土著民族に依つて高勾麗，渤海，遼，金等の獨立國が建設され元，明二代の雌伏時代を經て淸朝の勃興に至るまで滿洲と支那本部との關係は始終對等であつた。未だ嘗て一度と雖も漢民族に占據され，或は統治された事實はない。況んや契丹，女眞の如きは反つて遼金の國號を稱して支那本部の北半を佔有し滿洲，蒙古に亙る大國家を建設した。更に淸朝に至りては支那本部全土を征服し，古今未曾有の大帝國を形成し，中國の俗を易へて胡服辮髮せしむるに至つた。此時の滿洲人は支那本部の征服者にして，支那人は其の被征服者であつた。由是觀之に滿洲は古來漢民族とは風俗習慣すべてに相異れる滿洲土著の民族によつて支配され來り，漢民族とは何等の關係もなかつた事は之によつても充分に諒解さるゝことが出來ると信ずる。且つ此次滿洲國の建設に際し，滿洲及び東部內蒙古を合せ，滿洲國と稱するに至りし理由は，現代に於て滿洲，蒙古と呼ぶも，一定せる境界なく，此の間滿漢蒙三民族の居住地錯綜し，歴史的及び地理的に觀るも，密接不可分の關係にあり，古代に於ては滿蒙の區別なく，民族の分布上より論ずるも，總て之を滿洲と稱することの妥當且つ適切なるを認めたる結果に外ならぬ。

外人の錯誤 然らば近代の支那人は何故に滿洲を以て，支那の領土と主張するであらうか。之は支那人が淸朝建國の本義を知悉しない結果の錯誤である。元來滿洲は淸の太祖太宗によつて完全に征服され，愛親覺羅氏一族の私有領土として取扱はれて居た關係上，淸朝が勢に乘じ入關し，中原を底定して支那本部に君臨するや，其の私有に屬する滿洲領土は，新に征服した所の支那本部とを併せ倶に大淸帝國の版圖に歸屬せしめられた。是時に當り其大版圖上に於ける滿洲の地位は支那本部を領有する主人公であつた。則ち支那本部は滿洲人に征服せられ，支那人は滿洲人の君主に對して北面臣服した。故に是時の滿洲は支那人の稱する如く，支那の領土ではなくて，反つて支那が滿洲の領土となつたのである。卽ち滿洲と支那本部との關係は中間に淸廷の介在することによつて聯繫されたものである。それで愛新覺羅氏が支那本部に君臨するの期間，滿洲も亦其の版圖の一部分と爲るも若し淸廷が中原の政權を放棄し，大淸帝國が瓦解した場合に當つては，滿洲と支那本部とは當然關係を脫離し分立すべき性質のものであつた。但し滿洲の宗主權は依然淸帝に存し，支那側は之に對し何等容喙の權利なきものである。從來支那人の滿洲に對する根本的觀念は卽ち此點に於て非常な錯誤に陷つて居るのである。蓋し3百年來滿洲人の君主を奉戴して支那の君主と爲して居た結果，本來滿洲君主の領有してゐた所の滿洲までも，反つて支那の領土と誤認するに至つたものである。是れ卽ち國民政府が從來淸朝に服從せるも，支那人に隷屬することを肯んじなかつた蒙古に對して，依然支那の宗主權を主張するのと大した差異はない。單に支那人に限らず，西洋人等が滿洲を以て支那本來の領土なるかの樣に誤認してゐるのも大體上述の理由に基く。卽ち當時淸朝が滿洲皇帝として支那を支配して居たので，西洋人は之を支那皇帝と稱し，その支配せるすべての領土はすべて之を支那と言ひ，之を地圖上，或は外交文書の上にも表明したのである。西洋人等には淸朝の皇帝が滿洲を淸朝特別の領土として支配し，之を支那の領土として支配して居たものでないと云ふ樣な複雜な點は理

解し得ず，滿洲を支那の一部分と誤認するに至つたものである。之に反し古く十七世紀の後半から十九世紀の上半にかけて支那に入つた西洋人等は，滿洲を決して支那とは稱してゐない。明代に蒙古を韃靼と稱してゐた關係上滿洲は亦東韃靼と呼ばれてゐた。例へば明末清初の戰亂を歐洲に傳へた耶蘇會士 Martin Martini（漢名衞匡國）の “De Bello Tartarico Historia”（俗に韃靼戰記といふ）には，滿洲を指して韃靼と稱して居る。また西暦1682年（清康熙21年）康熙帝の滿洲巡幸に扈從した耶蘇會士 Ferdinand Verbiest（漢名南懷仁）の旅行記(History of The Two Tartar Con-gverors of China)の如きは，滿洲を明かに「東部韃靼卽ち女眞地方」と記して支那とは呼んでゐない。尙ほ此外の西洋人も滿洲は滿洲人の居住地であり滿洲人によつて支配されてゐる事實を見て，滿洲國と稱し支那の領土と認めたものはない。

一方また支那人は滿洲に於ける漢民族の多數移住せる現狀より觀て宗主權を主張する一理由となすも，漢民族の集團的滿洲移住は僅々150年內外の歷史を有するに過ぎない。明代遼東に漢人の居住せる事實あるも淸朝が滿洲を統一し次で入關以來滿洲を封鎖し漢民族の移住を嚴禁せる期間は何等の交涉もなかつた，十九世紀の初め支那本部に於ける人口の增加は，漸次生活を壓迫するに至り，漢人の滿洲移住を希望する者增加し，遂に政府の禁令を犯して竊かに滿洲に侵入し農耕する者あり，淸廷も亦時代の趨勢に鑑み，嘉慶8年(AD1803)に至り，滿洲の一部を開放したるを最初として漸次滿洲封禁の令を解き，漢人種の移住を許すに至つた。爾來漢人の滿洲移住は年と共に增加し今日に及ぶ。河北，山東兩省方面より移住した漢人は，純朴無智の土着民族を排除し主客顚倒，其の地位を變ふるに至り，漢人種は恰かも往古から滿洲を佔據せるかの如く稱するも，歷史は雄辯に之を否定するものである。勿論此間滿洲と漢人種との關係は既述せる如く，多少の關係はある。全然沒交涉と云ふ意味ではない例へば後漢の末，遼東太守として遼陽に據つた公孫度の如きは，父祖三代に亙り勢威を振ひし事あり，或は唐太宗は朝鮮征伐によつて遼東の南部地方を，其の勢力範圍に收めたる時代あり，或は又明代に於ては遼東に地盤を開拓し，唐代と略ぼ同地域を佔めたる如き事實あるも之は單なる一時的現象に過ぎなかつた其の地域にしても今日の奉天省南部，主として遼河流域に限定せられ，未だ嘗つて滿洲全部を掌握支配したと云ふ事實は絕無である。若し支那人が是等の事實を以て，「滿洲古來支那領土であつた」と主張するものとすれば，それは非常なる錯誤といはなければならぬ。具に滿洲の歷史を熟思すれば，此點は自ら明瞭となるものである。

溥儀氏出山の意義 更に此次滿洲國の建設に基く溥儀氏の執政就任と國民政府との關係に就て歷史的及實際的より之を觀るに，對內對外均しく重大の意義を含有して居る。卽ち辛亥革命(AD1911)にあたり，淸廷當局と革命軍間に和議交涉が成立し，革命軍が皇室優待條件を承認し，皇帝の尊號繼續と優待年金4百萬兩の交付及其他を保障するに於て淸廷は遂に其の政權放棄を聲明し，五族共和に基く中華民國の成立を認め，同時に淸廷私有領土の滿洲をも亦支那本土と均しく中華民國の版圖に歸屬せしめた。之に依て革命政府は完全に大淸帝國の全版圖を繼承するに至つた。若し是時淸廷當局に大局を洞察するの大政治家があつて宗社黨一派の進言を嘉納し，政權交還の範圍を支那本部のみに限定し，滿洲の宗主權は依然之を保有し，毅然として滿洲退據の思意を表明し，革命軍に對して中原統治の大權のみを交付し，然る後，宣統皇帝を奉

戴し遼東の故土に還り東北偏安の淸國を維持し滿洲を統治するに於ては，淸朝衰頽の餘りと雖も尙3百年覇業の餘威あり且つ相當の實力を擁有してゐたから滿洲に於て淸朝の社稷を存續することは決して困難事ではなかつた。當時の革命政府は中原の恢復を以て主要目的とし，徹底的に淸廷を追窮するの企圖はなかつた。それで若し淸廷が滿洲退據策を採取せば革命軍も亦恐らく異議を挾むことなく淸朝の滿洲歸還を歡送したに相違ない。當年此の政策が採用されて居たものとせば，滿洲は順治元年秋 (AD 1644)世祖入關遷都前の形勢に復歸し，滿洲蒙古を併せたる獨立國が今尙持續せること必然である。淸廷當局は此種政策を採用せず，革命軍の誓約を極度に過信しその政權を放棄するに至つたのである。

然も淸廷の政權交還に就て，理論上より之を觀るに，當時の革命軍政府の權利を繼承して存續せる國民政府は，淸廷に對して依然和議條件を履行すべき義務を負ふものである。若し國民政府が其の誓約條件を履行しない場合，淸廷は國民政府に對して誓約の履行，或は政權返還を要求するの權利がある。但し此事は實際上實現し難いが，理論上決して不合法の主張ではない。例へば國際間の條約にしても，一方が任意に條約を破棄しても他の一方が之に反對する場合，其の條約は依然效力を有するものである。之を以て國民政府の溥儀氏に對する態度と，溥儀氏の滿洲國執政に就任せることとを對照觀察すれば，國民政府は溥儀氏に對し年來優待年金を交付せず且つ其の尊號を褫奪し，竝に宮闕より驅逐する等の暴戾的行動を取る事は完全に辛亥革命時の誓約に違反し，弱者に對して極度の暴虐を發揮して居る。そこで國民政府は淸廷の版圖を繼承する資格は全然ない。從て滿洲に對する宗主權の如きも亦當然溥儀氏の掌中に復歸すべき性質のものである。若し溥儀氏が重兵を擁し國民政府に對し，誓約不履行の理由を以て政權返還を要求し，積極的に行動を開始したと假定せんか，國民政府は之を以て尙ほ叛逆と認むるであらうか。溥儀氏に斯くの如き意思のないことは，國民政府としては寧ろ大いに感謝すべきものである。然も溥儀氏の滿洲國執政に就任せるは淸室の復辟に非らず，又自動的の行動でもない。純然たる滿洲人民多數懇請の結果に屬し，國民政府が溥儀氏及び其一派を攻擊し，支那の叛賊と稱するは全然見當違ひの議論である。之は全く滿洲人民の總意を無視した暴論に過ぎない。溥儀氏と滿洲國との關係を譬へていへば，玆に3百年來連綿と繼續した一老商舗があり，其主人は始め幼弱の孤兒にして家業をも經營することを得ない結果，其隣人に對して一定の條件を以て其老舗の權利を讓渡した，然るに其後該隣人は誓約に違反せるところか，全く之を履行せず，剩へ其本家を强奪するに至つた，そこで多年隱忍した孤兒は既に成年に達したので，決然奮起し斷然不法の隣人を膺懲し祖業の一部を奪還し，躬親ら之を處理するに至つたとせば如何。國民政府は其隣人にして溥儀氏は其幼主に相當する，溥儀氏が先人の故土に復歸し，元首の地位に就任することも當然の歸結といはねばならぬ。換言すれば滿洲現在の狀態は20年前(辛亥革命當時)の形勢に復歸せるものである。殊に此次溥儀氏が出山を決行するに至つた根本原因が，國民政府の誓約不履行に基因せることに見るも，國民政府夫れ自體が今日の結果を招來せるものと斷言することが出來る。

一面之を滿洲人側の立場からいへば，過去20年に亙り張作霖，張學良父子が東北に蟠据し惡業を累積し，無辜の人民をして塗炭の苦境に陷らしめた所の反感は異常に强烈なものがある。今軍閥の失勢に乘じ，民族自決の精神に基き滿洲を以つて眞に滿洲

人の滿洲たらしむる目的の下に新國家を組織し，其の主權者として最上の資格を具備せる溥儀氏を推戴して執政となすことは正當の措置である，之を張學良輩に干涉さるる理由は秋毫も存在しない。況んや張學良等に對しては滿洲國側よりこそ，反つて幾多の申分があるものである。

滿州建國の理想　要するに之を約言すれば，滿洲と云ふものは古來其の歷史に現はれてゐる如く悠久3千年の久しきに亙り，時に興亡隆替は免れなかつたが，常に滿洲土著の民族に依つて完全に支配されて來たものである。言葉を換へていふならば，滿洲は古今を通じて滿洲人の滿洲であり，斷じて漢民族の領土と稱すべき性質のものではなかつた。之は既往の歷史に照し炳乎たる事實である。

さりながら此度新に建設した滿洲國は時代の趨勢に鑒み且人民の總意に基き「滿洲人の滿洲主義」を以て建國の根本方針と定め，保境安民の理想を遂行する爲に，滿洲モンロウ主義を以て國是とするものである。玆に所謂「滿洲人の滿洲主義」といふは，古來滿洲の歷史に見るやうに，單一民族を本位として滿洲の實權を壟斷し，他の民族を排除せんと企圖するが如き狹義的の意味ではない。總稱して滿洲人と呼ぶは，現在滿洲及び蒙古に居住する人民全部を指すものである。漢人たると滿洲人たると，果た又蒙古人たるとを論ぜず，此外すべての人民を包容し，一律平等，何等の差別を設けず，之を以てすべて新國家を構成する所の一分子と認むるものである。即ち滿洲に居住する凡有人民を打つて一丸となし，渾然融和し共存共榮の實を擧げ，新國家の健全なる發展を期するものである。莊子天地篇に「不レ同同レ之ッ之謂レ大」とある如く，滿洲國の年號を定めて大同と稱する所以も亦，此點に存する。從つて滿洲國は，唐代滿洲の地に建國した所の渤海國が完全なる一大獨立國として，文化的，平和的の政策を取り，西は唐朝と修交し，東は日本と使節を往來し，親善關係を持續し，210餘年に亙り燦然たる文化を此土に築いた先例に倣ひ，三千萬民衆の福祉增進と理想的な平和鄕を出現せしむることを以て最終の目的とするものである。以上說くが如く，滿洲國の建設は歷史上及び實際上より觀て必然の歸結である。今後の滿洲は，既に完全なる一國家として獨立したる以上，民國政府が斷じて之に干與すべき性質のものに非らざることを特に聲明するものである。

（三）　日滿關係主要日誌

（自昭和6年10月至昭和7年9月）

昭和六年十月

一　日　瀋陽縣政府は行政事務を開始した□張海鵬洮南にて獨立宣言を發した。

三　日　敗殘兵の暴虐甚しく鮮人の虐殺さるる者既に 6,700 名に達し我軍は舊軍憲の一掃を期すべく積極的行動を開始した

四　日　關東軍司令官は我が軍の警備區域内にては，一切の政治運動を許さずと，嚴格なる布告を一般民衆に發した。

十　日　湯玉麟熱河獨立に準備中であつた□日本側援助の下に官銀號近く開業すべく協議した。

十一日　聯盟事務總長は占據地接收に關する國民政府の要求を各理事國に通達した

十二日　通遼に支那兵數千侵入物情騷然とした。□奉天を距る5里興隆店に馬賊團が襲來した。□黑龍江官銀號支拂を停止した。

十五日　瀋海線治安維持委員會組織され運

動を開始した。□奉天官銀號，邊業銀行開業。

十九日　遼寧省財政廳開廳さる。□趙欣伯博士遼寧市長に決定した。□國際聯盟理事會にて芳澤代表撤兵不可能を聲明し尙議長に最後的條件を提出した。

二十日　遼寧市長就任式行はる。

二十一日　大汎河に敗殘兵大擧し滿鐵線を横斷せんとし交戰，亂石山で警官隊應戰す。□奉天實業廳，財政廳は開廳した。

二十三日　聯盟理事會で支那は決議案を受諾せるも日本は修正案を提出し芳澤代表決議案に對し宣言を朗讀した。□日支代表妥協案は立消え理事會の表決により日本案否決され聯盟案採擇となり決議は不成立となつた。

二十四日　四洮線へ日本軍出動。

二十五日　奉天地方維持委員會は省政府樹立に決定した。

二十七日　鐵嶺に王以哲殘兵鐵路を橫斷せんとし交戰す。

二十九日　新東北交通委員會成立す。□奉天地方維持委員會遼寧省樹立の大綱を完成した。

三十日　通遼，錢家店鐵橋破壞さる。□東北純正民意獨立研究會は宣言を發した。

三十一日　馬占山對日主戰論を高唱す。

十　一　月

一　日　東北交通委員會發會式は奉天に於て擧行された。□瀋海鐵道收受貨幣を現大洋及現大洋票に限ることとした。

二　日　吉長，吉敦兩鐵路局合併終了，事務開始せるが名稱は吉長吉敦鐵路管理局とし，職制は五處とし，各處長は總務祖線福，警務對元愷，運輸中川代表（兼務），工務田邊總工程司（兼務），會計谷潔。

三　日　施肇基氏はドラモンド氏に對し文書を以て滿洲の現狀を述べ，日本軍は撤兵せざるのみならず益々侵略的行爲を逞ふしてゐると愬へ，而もチチハルを占領せるなど捏造の報告をなした。□洮昂線江橋鐵橋の修築作業に對し，黑龍江軍は日本側の行動を何處までも妨害せるため我軍は嫩江の對岸に待機した。□我鄭通線作業掩護隊は通遼停車場を占據せる敵を完全に擊退し，同驛を占據した。

四　日　袁金鎧，趙欣伯，闞朝璽の三氏は地方維持委員會の省政府代行に關し愼重に協議を重ねつつあつたが愈々斷行に決定した。闞氏は公安總局々長に就任し自衞警察を 4,000名に增加し之に保安隊300名を加へ奉天省城內外の治安維持に當らしめた。

五　日　モスクワ政府は在滿自國領事に對し日本の滿蒙政策を靜觀し遺憾なきを期すべしと訓令した。□江橋に於ける日支衝突事件に關する陸軍當局の聲明によれば馬占山は淸水領事，林駐在武官と共に自己の參謀長以下數名を橋梁に派し日本軍に抵抗の意志なき事を通告せるため我嫩江枝隊の一部は布氣に向ひたるに同地の馬軍の突如砲擊をうけ一時後退主力の到著を待ち必要の兵力を以て適當の自衞策を講ずるの已むなきに至つた。□在ハルビンの丁超氏はかねて馬占山援助を主張してゐたが終に黑龍江軍援助に決定した。

六　日　張景惠氏はチチハルを兵火の巷より救ふべく哈滿護路司令丁超氏を馬占山の許に派遣下野を促し時局收拾の最後的勸告を試みた。□鞍山西方の匪賊約 1,200 名の大集團掃蕩に大石橋守備隊 400 名出動之を擊退し大部隊の賊を全滅すべく前進した。尙奉天にある一箇聯隊は海城發敵の後方を絕つべく出動した。

七　日　事變後閉鎖中の吉林外交部駐吉辦事處は開設され謝介石氏が就任した。□吉長，吉敦兩鐵路の合併により從來の吉敦滿道との連絡規定は廢止され吉長鐵路

との連絡規定を今囘吉長，吉敦鐵路に用ひることに決定11日より實施することとなつた。

八　日　大興附近の戰鬪に於て支那軍は豫想外に頑强な抵抗をつづけたがその後我が軍に於て戰狀取調の結果馬占山軍は時局切迫するやシベリヤ方面から送られた赤衞國際軍から選拔された支那軍人を多數帶同してチチハルに來り更に大興に參加せることが明白となつた。

九　日　干沖漢氏遼寧省自治指導部長に就任本部は新行政監督機關で遼寧代理政府の管轄下の外にあり寧ろ之と對立し省內各縣政の指導啓發に當る重要機關である。尙民政廳も復活に決し廳長は未だ發表されず。

十　日　遼寧地方維持委員會長袁金鎧氏は財政整理委員會を開催新に民國20年度遼寧省實行豫算並に稅制整理を審議可決確定した。□吉林政府は省民の苦痛を輕減する爲め從來の軍費附加稅を二割減，地租附加稅1畝50仙を30仙に減稅し，枕木に對する課稅を免除した。□元省政府跡にて遼寧省政權代行の式典が盛大に擧行された。

十四日　遼寧省政府は事變後經費節約のため財政局と稅捐局，農會，實業處と商會，教育會と教育局，公安局と公安隊を合併に決した。昂々溪附近の黑龍軍の情勢に付き關東軍司令部發表の要旨によれば嫩江鐵橋修理並洮昂鐵道の運行を完全ならしむるため在チチハル林少佐をして馬占山に對し日本軍の攻擊を避けんとせば速かに誠意を披瀝すべき旨通告し回答を要求したが日本側の希望を求めたるため少佐個人の意見として平和的解決方法は馬の下野並に張海鵬に政權を授受するのが良策なるべしと述べたが馬は11日淸水領事より外務大臣の平和的解決提示及12日軍司令官再度の和平通告に關しても同意せず益々敵對行動を執り挑戰的態度を示した。□林少佐はチチハルに留り關東軍司令官代理として交渉を繼續したが馬の不誠意な態度に對し最後の通牒を交付し淸水領事以下館員全部と共にハルビンに引揚げた。

十七日　滿洲向輸入綿絲布取引は事變勃發以來一時停頓狀態に在つたが其後治安の維持其緒に就かんとし銀價の奔騰に接して華商一般の買氣を刺戟し本月に入りて以來俄然綿絲布に對する需要を喚氣するに至つた。

十八日　國際運輸會社は例年四洮，洮昂，齊克各線出廻り大豆に對し滿鐵混合保管制度に準據して混保制度を施行し來つたものであるが今年は先づ瀋海線の大豆に對し之を施行することになつた。

二十日　遼寧省政府は20日附を以て奉天省政府と改稱すると同時に遼寧省を奉天省と改名した。□財政廳長恩翕裕氏は新稅制を發令した。

二十七日　關東軍司令部は天津方面の危急と支那軍憲の暴狀に對し所要の對策及部署をなすに決し各軍に行動開始を命令し奉天駐屯の某聯隊及鈴木旅團司令部並に遼陽横澤大隊等は某方面へ向つて出發した。

二十九日　齊克，洮昂兩鐵道の連絡が完成したので支那側商民は特產買付に大活動を開始し大豆の出廻を控へて同地方一帶に商況頗る活氣を呈して來た。

十　二　月

一　日　軍事參議官會議で軍縮會議への訓令要綱は次の如くである。

1. 我陸軍は露，支を對照とするが兩國の態度如何により調印す。
2. 我陸軍の新兵器並に航空兵力は列强に比し非常に劣勢なるに付帝國獨自の立場による最高兵力を主張す。

3. 我陸軍豫算は對內的原因に因り縮少されあり今後の新兵備完成の要あるに付所要豫算を主張す。

二　日　馬占山は最近軟化し張景惠氏と連絡を取りつつあつたが本日主戰論者徐寶珍及騎兵隊第55團長を罷免し二旅長を新任し何れも服命したので海倫に引返した。

三　日　昂々溪附近の戰鬪にて學良別動隊が我軍の後方攪亂の爲め滿鐵沿線附近に出沒した件數は正に341件に達した。

五　日　南京外交部は施代表に對し次の訓電を發した。

1. 錦州中立地帶設置反對
2. 中立國視察員派遣承認
3. 錦州軍は進擊せしめず
4. 錦州軍關內撤退反對
5. 奉天新政權と日本軍憲との交渉は一切認めず。

七　日　關東軍發表，滿鐵技術員伊藤萬治中村嚴藏兩氏は吉長，吉敦鐵路局の願により敦化東方地區の交通狀況調査中支那側より狙擊を受け卽死した。

八　日　張海鵬氏が去月29日易幟斷行の際長文の獨立宣言を發し民國20年間の蔣，張の失政を糾彈した。□奉天の軍當局は滿洲航空路開設に關し協議中の處奉天．長春，ハルビン，チチハル間の定期航空路開設の運びとなり奉天，チチハル間隔日一囘とし追て京城，大連に延長する事に決定した。

九　日　錦州中立地帶問題に關し幣原外相は芳澤代表に訓令を發したるため同問題は理事會の議題から消滅した。

十　日　滿洲事變によつて內地，鮮滿間電話連絡の必要を益々痛感し遞信當局は明年度に於て對馬，釜山間の工事（目下對馬迄完成）を完成することとなつたが經費10萬圓を投じ關釜電信線を利用し關釜電話工事を完成遲くも明春4月には開通するべく應急工事に着手した。

十五日　前遼寧省主席臧式毅氏は奉天各法團の推戴をうけ正式に奉天省政府主席に就任し同時に地方維持委員會は解散された。

十六日　奉天省主席袁金鎧氏は商民窮境打開の爲め東三省官銀號に命じ期間1箇年年利1割で現大洋200萬元を貸與せしむる事となつた。

十七日　陸軍省發表滿洲增兵は閣議に於て決定され，第十師團及近衞，第一，第十二各師團より特殊部隊を派遣し第五師團よりは天津方面に派兵することとなつた。□國民政府は張學良の副司令を免じ16日綏靖公署主任に任じた然るに17日辭職通電に接したが之を許可せず其任に當るべしと電命した。□東北電政管理局では局長金璧東氏と顧問櫻井通信局長との間に滿蒙に於ける各主要都市に電信機關を置き和文電報を取扱はせる計畫實現に努力中であつた。

二十日　關東軍は遼西一帶の匪賊討伐に行動を開始した。□東北三省の最高政治を統治する統治部を關東軍司令部に設置することとなつた。

二十一日　從來未解決の懸案となつて居たハルビンの特別區に於ける外人の土地不動產所有產一切を承認する件は最近支那側と我當局間に交渉進み25日全部の問題の解決を見た，同區に於ける各國人所有土地不動產は約3,000萬圓に上る。□森獨立司令官は滿鐵線昌圖，開原，鐵嶺西方地區に蟠居する賊軍7,000義勇軍3,000の混成軍に對し總攻擊を開始し飛行隊も出發した。

二十三日　我軍は匪賊を討伐し田庄臺を占領した。□湯玉麟は張學良の錦州增援の嚴命を拒絕したのみか却て部下に對し錦州軍熱河省へ逃亡の場合は武裝解除すべしと命令を下し獨立の態度を表明した。

二十六日 關東廳は時局の爲め奉天警察署樓上に出張所を設置し各方面より連絡を執ることとなつた。

二十七日 陸軍省發表，時局不安の爲め更に朝鮮より師團司令部及混成約一旅團增派を閣議に於て決定した。

二十八日 撫順オイルセール工場では從來重油に特種の臭氣あり引火點低く危險率多かつたが之が化學的研究完成の域に達し高價な各種の輕油を遊離し引火點高く全く危險性なき重油を得るに至り我海軍の注文を充し得る樣になつたので解氷後第一次約15萬圓を投じ輕油分離工場を建設することに決定した。

二十九日 臧式毅氏は本庄司令官に對し匪賊討伐に關する請願書を呈出した。

三十日 我旅團は白旗堡を占據打虎山に入つた。□多門師團の前衞は溝堡子を占領し北寧線より進擊の室師團も同時に占據し連絡更に一部隊は大凌河へ向け前進した。

昭和七年一月

二　日 室師團の先鋒部隊は午前六時錦州に入城した，敵は去29日夜以來北寧線一帶より續々關內に向ひ撤退し占據の節は支那兵は一兵も居なかつた。

三　日 室師團長は錦州入城と同時に本庄關東軍司令官の日華兩國民親善就業せよとの長文の布告を出し市中に各種宣傳ビラを貼付し保安隊及自警團の武裝解除を命じた。

四　日 錦州入城の室師團の主力は一部を西方地區に派遣し盛大なる入城式を擧行した。

六　日 奉天省政府は錦州に臨時辦公處を設置することとなり新に省政府治下となつた13縣に對し數名の慰問委員を派し統治上の調査を爲さしめ同時に自治指導委員40餘名は政治指導に當る爲め奉天を出發した。

七　日 關東廳外事課長及大連海關長の盡力に依り大連港二重課税問題は解決し今後は上海で輸入税納附證明書を交付したるものは其儘當地を通關し，夫以前の無證明輸入貨物に對しては滿鐵で納附濟證明をなす事となつた。此戾税廢止に依る過去一年間に於ける大連港の輸入減は約1,000萬圓に達した。□拓務省に於ては滿鐵の事業監督，產業，移民問題に付實際の調査，獎勵の目的で奉天に局長級の人物を長期駐在員として派遣する事に決定した。

九　日 奉天省政府管轄と爲つた奉天，山海關の北寧鐵路を奉山鐵路と改稱し局長には四洮鐵路局長闞鐸氏が任命された。□同鐵路は14日から旅客列車の運轉を開始することとなつたが當面の財政打開の爲め12日不取敢省政府より 10 萬元融資した。

十四日 滿洲事變前から支那側は公然滿鐵併行線に關する日支密約の存在を否定し來つたので外務省は日淸條約及其附屬協定を發表した。

十五日 奉天省長臧式毅氏は官銀號資金を以て隨時穀物を買收保管し穀價を昂騰せしめ農民を救濟するべく各縣に對し布告を發した。

十六日 滿鐵に於て金州北方約 4 里大魏家屯會の某地點で製鋼に必須的且埋藏量無限にして復州產より遙かに良質の硬質耐火粘土あるを發見した。

十八日 吉林省主席熙洽は舊張學良一派張作舟，丁超等討伐の剿匪軍を起し其本據楡樹城を占據し之を潰滅歸順せしめた。

二十二日 滿洲軍の戰死傷者は 1 月20日迄901名內戰死者は299名。□胡蘆島築港は東北交通委員會に接收し經費は奉山鐵路局の利益金より支出することとなつた。

二十四日 室師團は打虎山，溝帮子以西30哩以內の匪賊大討伐の行動を開始した。

二十七日 滿鐵では鄭家屯に農務課管轄の產業調査所を設置し，內蒙の種畜場，種羊場を通じて蒙古の牛羊改良普及に積極的に著手することとなつた。

二十九日 ハルピンへ出動の我軍は松花江第二鐵橋前に於て鐵路破壞の爲め前進を阻止せられ同處占領中の反吉林軍を擊退哈市入城を目指し北進を繼續した。

三十日 國際聯盟は支那代表の上海事件に對する規約第十五條適用方申出に接し上海に國際的上海事件調査委員會組織に決定日本代表は右規約適用に反對留保を爲したるも調査委員會其ものには同意した□上海の我軍停戰條件 (1)閘北は日本軍警備す (2)支那軍は上海特別市より撤退す(3)郵便局は日本で管理するに對しては支那側は絕對反對を表明した。

二　　月

一　日 大阪商船は滿洲國成立後の狀勢に投ずるため四月から大連定期船を從來の四隻を六隻に三日置出帆を隔日出帆とし本月中旬より奉天に出張所を置くこととなつた。

二　日 長春待機中の多門師團は雙城堡へ出發，天野〇團は 3 日出動することとなつた。

四　日 我政府は上海事件に對し英佛米の停戰提議に次の如き要旨の回答をした。(1)支那軍敵對せざれば戰鬪を中止す然らざる限り日本軍の自由行動を保留す。(2)支那側從來の不信行動及現狀の重大に依り今後の動員又は戰備中止は不可能となつた。(3)日支の一定距離の撤退及中立地帶設定に關し出先軍憲と各國領事との交涉に異存なし。(4)日支間の總ての紛爭解決に就ては滿洲事件は聯盟の調査に任じあり，列國の參加に關しては受諾し得ざる事は日本の既定方針なり。

六　日 東拓會社は事變後事業更正の見込つき新に奉天に本社直屬の臨時調査部を特設することとなつた。□吉林省政府では官銀號をして官帖を濫發せしめ盛んに特產を買占め一月中の買占 6 千餘車，約3千億吊を發行し，ために同地方の特產商は平年の 6 分の15百車內外の買付に過ぎず，省政府は農民救濟のためと稱するも通貨の膨脹物價の高騰となり反つて農民の苦痛となるので全滿商議書記長會議に陳情せるため直ちに其筋に事情を具申した。□對朝鮮人問題に付ては朝鮮總督府の方針決定を俟ち滿鐵側でも東亞勸業の協力により避難鮮農中奧地に歸還し得ざる者に對し近く瀋海沿線，滿鐵沿線通遼附近に約 720 町步の水田適地を選定し之等を收容し一戶當 2.4—2.5 町割當約百戶宛集團移民をせしむる事に決定將來は畑作も獎勵することとなつた。

十一日 張學良は河北省政府を天津より平漢線保定に移轉せしめた。

十二日 奉山鐵道，北山鐵道の連絡交涉圓滿に終了し13日に山海關迄運轉を開始することとなつた。

十三日 多年の懸案であつた東三省內各地と關東州，滿鐵附屬地，日本內地，朝鮮間の和歐文及支那文電報取扱に關し關東廳關係者と東北電信管理處當局との間に協定が成立した。

十八日 滿蒙新國家建設のため奉天省政府內に東北行政委員會を組織成立し，委員長張景惠，委員臧式毅，馬占山，熙洽，凌陞(蒙古王旗)齊王，湯玉麟の諸氏內蒙と熱河は代表者を出席せしめ，尙馬占山は黑龍江省長に就任ハルビン特別區は廢止された。□東北行政委員會に於て張景惠は六氏連署を以て新國家三大使命に關する長文の宣言文を發表したがその要旨は (1)東北四省，特別區及蒙古各王侯より組織し黨國政府の官制を離脫し完全に

獨立す (2)民衆に對する善政 (3)共存共榮門戶解放機會均等 (4)庶民平等民情暢達。

二十日 一面坡を占領せる反吉林軍は更に帽兒山驛を占領し既に東部線の三分の一は其手に歸し日鮮人の家屋は掠奪された□今後の在滿鮮人問題に關し朝鮮總督府に於ては將來は成可く集團移民とし200萬圓の經費を以て大部落には普通學校，小部落には新式書堂を急設普及し簡易醫療機關の普及充實を圖る等の施設を行ふべく經費は特別議會に要求することとなつた。

二十三日 關東軍石原參謀の上京に依り滿蒙新國家成立後の軍部對案は大體中央でも是認したが次の如くである (1)新國家に對し日本は干與せず好意を以て接す。(2)治安維持に對しては日本も協力す。(3)これがため三箇師團及鐵道守備隊を常置す。(4)新國家の推移を見て在滿帝國諸機關の統一を圖る (5)新國家成立後の利益は一部資本家の獨占に委せざる樣統制す。

二十五日 東北委員會は新國家領域全體に次の如き通電を發した (1)國號を滿洲國と稱す (2)政治は民意主義 (3)元首を執政と稱す (4)國旗は新五色旗 (5)年號は大同と稱す (6)首都は長春に定む。

二十八日 滿洲新政權樹立により我政府は農林，拓務，外務，協力して集團移民を計畫既に吉林方面に約250萬町步の借入契約も出來た。

三　月

一　日 滿洲國大同元年3月1日を以て滿洲國政府の名に於て東北行政執行委員長張景惠氏より新國家建國宣言を發表した。同時に2月18日以來組織の東北行政委員會は凡ての協議を了り解散した。

四　日 溥儀氏第二次推戴使張燕鄉氏一行は更に其出廬を懇請した結果次の條件付で承認を得た。(1)一箇年間試驗的に政治をみる (2)今後の政體及憲法の運用に於て予の施政が國民の期待に副ひ得ざる場合は辭任する。□聯盟總會一般委員會開催次の決議文を滿場一致可決した。(1)日支は上海停戰實施に必要な處置をとること (2)各關係國は其實施狀況を報告すること (3)日支は日本軍撤退に關し各國と協力し善後交涉開始方を勸告す。

五　日 滿洲の治安維持不確定のため生活に脅威を受くる惧ありといふ理由の下に東北交通委員會では既に滿洲出稼移民漢人の特別割引運賃を廢止したので滿鐵でも3月10日から廢止と決定した。

八　日 滿洲國元首溥儀氏一行は特別列車で湯崗子より長春着日滿官民熱誠歡呼の裡に參議府に入つた。

十　日 執政府總務處に於て滿洲國政府閣僚を任命夫々發表したが三院七部の外に參議府である。

十一日 滿洲國政府は執政の名に於て政府組織法，人權保障法，國務院官制，監察院法，省公署官制，國務院各部官制等を發表した又敎令(勅令)を以て大赦及極貧者に對する賑恤を行ふ事を發布した。

十二日 政府は滿洲新國家に對し滿洲國を當分地方政權として承認に決定同政府の充實を俟て正式に承認の筈で今後の對策に就ては善隣の情誼に基き正當なる財的，人的援助を與へ滿蒙懸案の交涉を繼續する此の如く陸，海，外，藏，拓五省よりなる滿蒙委員會に於て政府の方針を決定した。□滿洲駐屯第二師團部隊兵及獨立守備隊兵中時局に因る服役延期者は夫々初年兵第1期敎育終了者と交代除隊する事となり，尙朝鮮部隊も今月末に原駐地に歸還し交代として既に先發の第○○團を派遣する事となつた。□滿洲國政府は溥儀執政の名に於て獨立國宣言を各列國に通告し併せて外交部長の名で外交方針を通告した。

十三日 滿洲國陸軍は執政直屬とし徵兵制を原則とし各省に1箇師を分駐禁衞軍は1箇旅(既設)とし各軍より優秀者を選拔し專ら匪賊討伐に當り司令官は帷幄上奏權を附與されるとの事であつた。□滿洲國では今後建設に伴ふ經費に充當するため日本より2千萬圓借款する事に交涉中であつた。□滿洲國政府は法制局官制，統計處官制，興安局官制，資政局官制等を發表し之にて全官制の發表を見た。內蒙は齊王興安局總長に就任し自治指導部は解散して資政局の下に活動する事となつた，尙內蒙は興安省として熱河省と共に新國家は五省となつた。滿洲國成立によつて我政府は今後の移民方針を次の如く決定した。(1)自作農創設を目的とし中產階級以下の生活難緩和を期す。(2)大集團主義をとり一村一團體全部移住せしむ。(3) 文化施設の完備其他移民の收入增加に關する施設 (4)移民の素質向上のため特殊殖民敎育機關を設く。

十五日 滿蒙林業開發のため東拓，王子製紙，秋田木材，滿鐵，拓務其他林業關係者協議の結果夫々協定を爲し新國家に對し製紙用林の權利を出願する模樣であつた。□滿洲國政府は排他的敎育を排し將來敎科書は國定とし統一して隣邦特に日本國情を周知せしむるため日本語を必須科目に設定する樣各省に通告した。□滿洲國政府は大同2年度豫算編成に着手したが概算總額約1億2千萬圓と見られ財源は約1億圓で不足は公債發行又は借款に依ることになつた。

十六日 滿洲國政府は首都長春を「新京」と命名するに決定發表した。□滿洲國政府は將來戶籍法を制定する事に決定した。

十九日 拓務省は經費200萬圓を以て滿蒙局新設と決定特別議會に提出に至るべく滿蒙移民案は次の如くである (1)集團移民 (2)補助金を與へ金融の便を圖る。(3)屯田兵を置き移民の保護をなす (4)拓務監督の拓植會社を設立し移民との契約をなす。

二十四日 奉天省長臧式毅氏は農民の播種期に迫り種子なき慘狀に鑑み6萬元の耕作資金を省下20餘縣の各村に一畝に付種子1石銀1元で貸與し收穫期に無利息にて回收するに決定種子類貸與辦法を發表し同時に各縣に調査委員22名を派遣した。□滿洲國政府は外交總長謝介石氏の名で各國に通電されたが國民政府に對しては3月1日の獨立宣言で明なりとし改めて通告せざる事に決定した。□滿洲國政府は關稅問題に付閣議で次の如く決定した(1)滿洲國は現行中華民國の關稅制度を繼承し當分現行稅率を課す (2)外國借款の擔保となれる關稅收入は每月總稅司に送付す (3)以外の剩餘金は滿洲國の收入とす。尙大連海關は日本の行政權內にあるため近く總稅務司側と折衝することとなり大連，安東，營口，ハルピン，龍井村，璦琿各海關の行政を統轄する旨の關稅獨立聲明をなした。

二十五日 滿洲國政府は從來の土地商租權を改め私有權を認むる法令を發布することに內定した即ち自由に土地の賣買處分權を認めることとなり正確な地籍簿の作成に着手した。

二十六日 滿洲國政府戶籍法制定は差當り15歲以上の男子を調査し續いて一般の戶主家族の調査を行ふこととなつたが調査には指紋法により戶籍に登錄洩れの者又は登錄を拒む者は國外に退去を命ずる豫定で戶籍簿完成の上は人權保障局を設置し保障條令を適用することとなつた。

二十八日 滿洲國政府は將來金本位制とするため兌換準備金鑄造用地金鑛は外國に屬するもの以外の金鑛及未開發の金鑛は

悉く政府所有となし一般の發掘を禁ずることとなつた。□滿洲國政府外交部の名に依て滿洲國領土内に於ける鹽務行政獨立を聲明し從來の事務を接收し外債擔保を繼承し從來の從業員は其意志に從ひ適宜處理する旨を明かにした。□滿洲國政府閣議に於て内蒙古を興安省とし省長に齊王を任命し其下に東南北部各分省長を夫々任命した。

三十日 滿洲國政府は東支鐵道の利益折半金を舊來の如く軍費に使用せず特別區市政府當局の收入として市政局の諸税金，地方税，教育税，警察料金を廢し國税を低減統一し住民の負擔を減ずると共に特別區警察官の俸給を増額し官吏の規律を肅正することとなつた。

四　月

一　日 滿洲國政府は張學良政府直轄下にあつた郵便，電信，電話に關する郵便權を接受回收する事に決定奉天，ハルピンの郵務電政處を回收して交通部直轄とし郵便切手印紙は新に發行する事となり萬國郵便條約に基き瑞西の萬國郵便聯盟本部に通電した。尚日本とは當分日支郵便條約を繼承處理されることとなる。

三　日 關東軍司令部では内鮮人移民計畫に就き拓務部を設置し拓務，外務より事務官囑託を招き拓植指導に當る事となつた。

四　日 滿洲國内の土地商租に就て奉天商工會議所よりの照會に對し滿洲國當局の回答は土地の内外人公私享有權は認むるも法制の具體化を見る迄は大正4年日支條約第2條により日本人は土地の購入不可能なるも土地の商租はなす事を得る。

五　日 營口海關監督は南京政府の砂糖輸入税倍加實施に就ては新政府に於て認めず從前通取扱ふ事を布告した。滿洲國申込2千萬圓融資に對しては三井，三菱に於て引受ける事となり其處置は大藏省に一任となつてゐたが次の如く決定した。(1)融通總額2千萬圓 (2)擔保鹽税 (3)利率年5分 (4)取扱鮮銀 (5)期限5年(2年据置年賦償還)。□朝鮮二十師團司令部及混成第三十九旅團を原駐地へ歸還せしめ第八，第十兩師團の殘留部隊及若干の特殊部隊を派遣せらるる事となり御裁可の上發令せられた。

六　日 江口滿鐵副總裁辭職し貴族院議員八田嘉明氏が起用された。

十二日 淺野セメント會社は滿洲國の將來に著目し吉林附近に200萬圓のセメント製造會社を設立することになり解氷期より著工する。

十三日 滿蒙の氣象觀測に就き關東廳では既成計畫に中央氣象臺長，東大教授藤原博士等の研究案を併せ實施計畫案を得著手することとなつた即ち既設の旅順，大連營口，奉天，長春及新設の四平街等の臨時觀測所の完備，更にチチハル，哈爾濱，龍井村，延吉，海龍，洮南，錦州，山海關，赤峰，張家口，臚濱に普通觀測所の新設，經費數十萬圓。

十四日 滿洲國政府は閣議に於て各軍の分擔區域及其所屬軍隊を決定した即ち (1)洮遼警備司令區域，張海鵬軍 (2)奉天省警備司令區域，張軍所屬以外の在奉天省内の全部隊 (3)吉林省警備司令區域，吉林省軍 (4)黑龍江省警備司令區域，張軍を除く黑龍江軍。

十五日 滿洲國政府民政部地方委員會に社會課を設け專賣制，重要產業國營化，勞資問題，產業紹介，貧民救濟，孤兒院經營，保健衞生施設，移植事業完成を期し同部に社會部を置き部長の下に活躍することとなつた。□滿洲國政府は溥儀執政の名を以て滿洲國建國精神の作興と施政暢達を圖るため滿洲協和黨設立の教書を發し執政自ら總裁に當る。

二十日 滿洲國軍政部は陸軍條令を發布した。

二十四日 滿洲國々境監視遊動警察隊は人員500名を一團とし三部隊を先づ設置したが同隊の任務は (1)地方巡視，中央命令の徹底の點檢 (2)地方警察の巡視 (3)小部隊匪賊の討伐，大匪賊の根據地偵察等である。

二十五日 奉天省五十八縣滿洲農民代表はヤマトホテルに聯盟調査團を訪問舊軍國の秕政を暴露し新國家歡迎の陳情を提出した。

二十七日 黑龍江省長馬占山病氣請暇中の省政は警備司令官程志遠氏を臨時省長代理とし代行せしむる事に決定發表された

三十日 聯盟臨時總會開會，ランプソン案を取入れた決議案及混合委員會の報告を全會一致可決し只日本代表のみは決議に加はらず棄權した。□聯盟調査員は聯盟本部に對し滿洲問題中間報告書を發送した。

五　月

一　日 全滿農民代表400名の決議により聯盟調査團に事變前の秕政將來の期待に付陳情文を手交した。□聯盟調査團一行は奉天發長春へ向つた。

二　日 聯盟調査團は滿洲國外交總長謝介石氏と正式會見，外交總長は滿洲國の成立過程施政方針國家發生の必然性對日關係等に付説明した。

三　日 リツトン卿一行は公主嶺農場を視察した。

五　日 聯盟調査團は執政府謁見室にて滿洲國元首溥儀氏と正式會見，執政は新國家建設の意義，王道政治の精神を説明した。

六　日 滿洲國對聯盟調査團の顧維鈞問題は，圓滿解決するところとなり，同氏一行は，調査團と同行することとなつた。

七　日 聯盟調査團は吉林著石射吉林總領事，吉林實業廳長孫氏を訪問其他民間の陳情をうけ又教育廳長榮氏の訪問をうけ教育狀況の説明をうけ歸長した。

八　日 外務省は前駐露大使田中都吉氏の歸朝を待ち在滿機關擴充を決定したが領事館增設候補地は敦化，洮南，錦州，一面坡，海林，寧古塔，扶餘，三姓，臨江，海倫。

九　日 滿洲國では巡警25名を選拔し警務司勤務中牟田信人氏引率の下に東京警官講習所入所一箇年間留學のため出發した

十　日 滿洲國では國務院管下に國都建設局を新設都市計畫事業執行に伴ふ土木建築事業を管掌せしむることとなつた。

十三日 聯盟調査團は小松原特務機關長と會見，反吉林軍の現狀並に支那軍隊の性質に付説明を聞いた。尚三井物產支店長と會見した。□關東廳昭和7年度滿洲事件費に關しては拓務，大藏兩省協議の結果警官500名增員經費200萬圓と決定した。□滿鐵硫安は商工省に於て內地斯業者保護のため外國品扱ひとしてゐたが農林省との協議の結果外國品と認めざる事となつた。□滿洲國自動車道路網十箇年計畫は完成せるも原則として鐵道と併行せず，且荷馬車と競爭せざる旅客輸送を本位とし目下試驗的に實施し有利と決定すれば順次實施するが經費は賦金制度により支出せんとする方針である。□聯盟調査團は馬占山との會見を希望し大橋司長を通じ便宜取計方を申込んだが謝外交總長は絕對拒絕し強いて主張せば國外退去を求むべく間接に聲明した。

二十五日 東拓では高山總裁現地調査の結果，先づ關東州鹽田擴張及ハルピン酒精工場の擴張を行ふ事となつた。

二十六日 馬占山は黑河に於て萬福麟系軍のために監禁されたため軍政部總長を罷免し國務院總理鄭孝胥氏兼任することと

なつた。□聯盟調査團專門委員等は大連滿鐵社員倶樂部に於て滿鐵專門委員と第一次會見をなし打合を行つた。□ランプソン英公使も來連した。

二十八日 滿洲國政府は國勢調査を行ふと同時に中國共產黨，國民黨其他政治的不良支那人には國籍を與へず國外へ追放する方針決定した。

六　　月

一　日 聯盟調査團の一部は昨日の會見に引續き奉天日本側代表藤田，庵谷，野口氏等と會見，尙リツトン卿以下全員は撫順炭坑を視察した。

二　日 我軍はハルビン對岸松浦鎭に襲來せる馬占山軍を擊破後呼海線及齊克線より北進大部隊を以て反軍を徹底的に掃滅すべく作戰中であつた。

三　日 撫順炭の有力なる競爭炭たりし北票炭は滿洲政府に回收され奉山鐵路局を營む事となつた。

七　日 滿洲國では沿岸の密輸入及海賊等の取締のため新に水陸兩用飛行機2臺を活躍せしむる事となつた。□東亞勸業公司では三月亂石山驛西方に1200天地を買收避難鮮農200戸に開墾せしめつつあるが今後は鮮農をして各地未墾地を開拓せしめ來年度の內地移民の足場を作る事となつてゐる。□滿洲國民政部の要求に依り共同防疫に關し關東廳，滿鐵，軍部の助力を求めたるに依り主要都市に公立病院地方には公醫配置案を立てしも醫師なきため滿洲醫大專門部を復活し四年修了として關東廳が日本開業醫の免許狀を與へることになつた。□滿洲國外交總長謝介石氏は挨拶を兼ね滿洲國承認問題に就き旅大各關係方面歷訪のため來連した。

九　日 滿洲國政府は馬占山逃亡の經緯につき委細發表した。

十　日 東京大連間夜間飛行計畫の懸案に對し電氣關係者は航空燈臺獻納會を組織し全國電氣關係會社より35萬圓を寄附することになつた。

十三日 滿洲中央銀行條令は財政部より發表された。本店を長春に置き全滿170餘箇所に支店を設け7月1日開業，資本金3千萬元兌換準備金8千萬元，紙幣發行額其3倍2,4億元を限度とし差當2億圓を發行と決定，兌換標準は各紙幣最近2箇月の平均相場に據り算出することとなつた。

十五日 滿洲國は新京に鐵道學校を開設し優秀技術家を養成することとなつた。

十八日 滿蒙毛織は事變以來事業繁忙生產力不足のため增資問題も既に諒解濟で未拂込株金徵收の上同社は更に資本金35萬圓の滿蒙毛織百貨店計畫を樹ててゐる。□滿洲國政府は財政部總長熙洽氏の名を以て大連海關初め全滿各海關接收に就て南京政府に重大聲明を發した。

二十日 滿洲國協和會では日滿親善を圖るため日，鮮，滿各2名の少女使節を日本に派遣し鄭國務總理の日本少女に對するメツセージを送ると共に一行は日滿人15名で三大都市其他で滿洲國承認促進運動をすることとなつた。

二十一日 滿洲國監察院では官吏の不正行爲に對し斷然肅正を計るため全國所屬機關及各國體に對し嚴重なる布告を發した

二十二日 東支の滿洲國側幹部は從業員中赤系を除く滿洲人，白系露人の內で國民黨，共產黨及反逆軍關係者又は政治運動をなすものは全部馘首する事となつた。

二十三日 國民政府は日本を除く支那に關する九箇國條約締約國に對し日本の滿洲國承認は本條約違反に付事前に阻止する樣同文通牒を發した。

二十五日 福本大連稅關長罷免に就て外務省は日支協定，違反なりと國民政府に抗議した。之に因り憤激したる日本人稅關員65名は結束辭任すると共に上海總稅務司宛絕緣通電を發し同時に滿洲國海關の爲に全力を盡すべき旨の宣言書を發した

二十七日 大連の滿洲國海關は差當り財政部關稅徵收處と稱し滿鐵埠頭事務所に事務を開始した。

二十八日 南京政府交通部は滿洲國海關接收の報復手段として（1)全滿郵便局を封鎖し從業員の關內引揚を命ず（2)滿洲國切手を貼附せる郵便物は取扱はず（3)歐洲行郵便物の滿洲經由を停止し一切海路を取ると決定したが專門家は實行不可能と見てゐる。□在北平聯盟調査團は山海關經由赴日の途に上つた。□滿洲國政府は中央銀行開業に伴ひ舊貨幣整理辦法を發布し新換算率を7月1日より實施することとなつた。

七　　月

一　日 滿洲國訪日代表丁鑑修一行15名着京宮城を遙拜靖國神社，明治神宮に參拜後首相官邸に於て各閣僚に挨拶し陸相官邸歡迎晚餐會に臨席した。

二　日 內田滿鐵總裁はウスリー丸で全滿邦人の熱誠なる期待の下に東京へ出發した。□滿洲國財政部は從來の各省財政廳を廢し稅務監督署を設置し稅捐局其他徵收事務の適否を監督せしめ收入は國庫に收納せしむる事となつた。

四　日 滿洲國特別市政は閣議に於て決定した即ち當分新京，奉天の二市に適用し直接民政部總長の指揮監督をうけ自治委員會(市會)を設け委員は當分官選とし定員15名2箇年以上の居住者中より種族の別なく選拔することとなつた，但しハルビンのみは市政籌備所を置き1箇年後特別市に編入することとなつた。滿洲國政府は稅務監督署官制稅捐局官制等を發布した。□關東州機船底曳網漁業組合を解散し新に發動機漁船當業者を網羅し關東州機船漁業組合を組織する事となり創立總會を擧行した。

五　日 內田伯は外務大臣に任命せられた□茨城縣友部國民高等學校加藤完治氏は拓務省の依囑をうけ北大營附近に先發移民として活動中であるが近く200名の農村靑年及在鄉軍人を選拔し官有地百町步を借受丁抹式試驗耕作に從事せしめ，公主嶺農業實習所宗氏の指導により實地敎育を受ける。

七　日 滿洲國奉山線錦州に領事館開設の旨公布された。

八　日 滿洲國松花江航運處では濱江八區埠頭の東支商業部代辦處を閉鎖し區域外に取除いた。

十二日 滿洲國交通部では8月1日より新製郵便ハガキ5種，切手18種を發賣と決定した。

十四日 聯盟調査團は內田外相と第二次會見を行ひ日本は飽迄滿洲國を承認する所存で斷じて九箇國條約，聯盟規約第10條に違反せざる旨强調し覺書を交附した。

十五日 滿洲國中央銀行は休業中の上海，天津其他南支方面の舊官銀號支店が舊軍閥に利用され强制借款をなしたる事實明瞭となつたので斷然絕緣し不正債務を負はざる事に決定した。尙朝鮮，正金，中國各銀行と爲替取扱業務順調なるに鑑み上海，天津，東京，大阪等に支店を開設する筈。

十六日 內地石炭礦業聯合會と滿鐵との間に制炭問題に付協議中の處內地大手筋80萬噸，撫順炭20萬噸制炭と決定した。

十七日 滿洲國交通部では郵政權接收のため奉天郵政局長ポリテイ氏と折衝中の處同氏初め副局長以下南京系4名辭職を決意し現業員側は滿洲國に引繼ぐ事となつた。尙ハルビン其他も接收する事となつた。

十九日 滿洲國政府は豫ねて計畫中の大航

空會社設立準備完了し半官半民の株式會社で資本金5百萬圓の中百萬圓政府補助とし本社を奉天出張處を長春外5箇處に設置し日滿連絡に一層完備を期する事となつた。

二十一日　滿洲國政府では舊軍閥時代の行刑制度改革に付極力調査中司法部內の分は大體完了絞首銃殺を廢止し電氣刑を實施と決定各地方法院に通牒した。

二十二日　滿洲國財政部に於ては彩票制を取る事に決定大體9月1日より施行する事となつた。□國民政府は滿洲國海關閉鎖を決し實行期を外交財政兩部に一任した。

二十四日　國民政府交通部は滿洲國の郵政接收報復手段とし全滿の郵政閉鎖を實施と決定中國各地と滿洲間の郵便物，郵便爲替は取扱中止となる。□全滿郵政事務は閉鎖せられたので滿洲國で各地とも着々接收に着手した。

二十五日　滿洲國協和會發會式新京で擧行された。

二十六日　滿鐵後任總裁は貴族院議員林博太郎伯に決定した。

二十九日　張學良は熱河問題に備ふるため省境に數箇旅を集中し尙南京政府よりも援助すべしと述べ北支各將領も援助を誓ひ日軍一箇師に對し三箇師を以て當る戰略方針を決定した。

三十一日　河北將領會議の結果5項に亘る決議をなし一致國難に當る宣言書を發表したが滿洲に對しては義勇軍を活動せしめ張學良に一任熱河危急の際は河北各軍團結して日軍に對抗し外交は凡て南京政府に一任し湯の態度を監視する事となつた。

八　月

一　日　長春取引所にては從來の官吊哈大洋建制を廢止し中央銀行券(國幣)建に變更した。

二　日　札免公司は大正11年創立以來支那側と東支の妨害で操業中止の處滿洲國成立と同時に復活し曩に東支が切斷せる伐木權も複舊することに決し伐木を開始することとなつた。

三　日　滿洲國國務院は興安局を興安總署と改稱した。

四　日　拓務省決定追加豫算滿洲移植民費30萬圓は一家族2000圓見當で將來大移民計畫實施の前提とし指導移民150家族を本年度送らんとするもので尙陸軍省の武裝移民案は在鄕軍人を1回500人宛年2回募集先づ依蘭方面より行ひ1箇年1戶當1,000圓乃至1,500圓十箇年繼續事業とする。

五　日　7月以來の降雨松花江洪水のため呼海，齊克線一帶浸水哈爾濱市浸水全市大混亂となつた。

六　日　山岡關東長官は辭表を呈出した。

八　日　8月1日附陸軍大將武藤信義氏は關東軍司令官に親補せられ特命全權大使關東長官を兼任することとなり優渥なる勅語を賜つた。前司令官陸軍中將本庄繁氏は軍事參議官に親補せられた。同時に陸軍定期異動に依り小磯陸軍次官は關東軍參謀長，岡村少將は同副參謀長となつた。□第○○團は馬占山の死體搜査中安古鎭東方地區附近にて埋葬死體を發見馬を熟知せる馬澤通譯其他滿洲人の檢死の結果馬に相違なき事が判明した。

十　日　滿洲國實業部電政管理局は新京に設置され，有力民間會社に委託し全滿電氣事業を統制する事となつたが孰化の電燈設備は滿電によつて會社の設立を見る事となり實業部より許可された。

十二日　淸津郵便局では淸津，大阪間無電計畫に關し準備中の處9月上旬より一般取扱を開始する事となつた。

十三日　勞農と日本との間過去一箇年半の交涉の結果日蘇漁業條約は正式調印を見るに至つた。□滿洲國內東北義勇軍は國民政府義勇軍に任命された。□滿洲國政府は民間土地買收の交涉成立し寬城子に飛行場を設置する計畫を樹てた。

十五日　滿洲中央銀行は爲替及資金關係から東京，上海支店開設は上海は當分實現の見込なく東京は開店の運びとなつた。□滿洲國政府は在哈蘇國總領事に對し蘇國民の滿洲國入國條件を通告した。

十六日　洮昂，齊克兩線は其後減水及復舊工事の進涉で齊克線は全通したが洮昂線は江橋附近を除く外大體復舊完成することとなつた。

十九日　日蘇間交換の小包郵便條約は8月23日より實施されることになつた。□武藤全權一行は東京發赴任の途に就いた。□滿洲國顧問ファーイースタン，レビュウ社長米人ブロンソン，リー氏は滿洲國のためジュネーバに於て活躍すべく出發した。

二十二日　滿洲國では農民及小商工業者に對し應救的救恤の外永久的對策として金融組合を設立する事となつた。

二十三日　豫ねて滿鐵より出願中の雄基羅津間15キロの私鐵敷設は8月10日付免許され懸案の終端港は羅津と決定した。

二十四日　滿鐵農務課に達したる北滿水害の被害狀況は各種農作物中大豆48萬噸を初め合計140萬噸の減收となり，滿洲總產額の1.3割に當り小麥は95%の損害見積金額8,100餘萬圓，家畜被害は合計50餘萬頭1,400餘萬圓，滿鐵及特產界ひいては海運界に及ぼす影響は相當甚大と見られる。□新京の警察廳は縣と市を含み警察總監は現修長餘氏警務，特務，外事，保安，司法，衞生の6課を置き市及び縣に警察署5箇所を設け之に要する人員約3千人。

二十五日　滿洲國は全滿鐵道敷設と共に統治，產業方面より全滿道路網建設計畫は完成し全滿道路建設局新設の運びとなつた。

二十六日　武藤大將一行は安東着と同時に入滿挨拶としての聲明を發表した。□滿洲國司法部では裁判所に於ける罰金，訴訟等の現金取扱の弊害を認め印紙制度を實行することとなつた。

二十七日　滿洲國では新京に滿洲國民衆生計會を設置する事となり全國各省民衆代表により組織され溥儀執政總裁となり政府之を補助し貧苦を救濟し慈善を實行し實業を振興するを目的とし事業費は義捐金又は事業の收入を充てることとなつた。□大連，大阪間有線直通電信線敷設に關し關東廳，朝鮮當局間に折衝中の處工費24萬圓を以て起工昭和7年度中に竣工の豫定となつた。

二十九日　武藤大將着任に伴ひ本庄中將は離滿に際し在滿同胞及滿洲國人士に對し別離の挨拶を發表した。□滿洲國軍政部では被服廠令を以て軍隊の被服統一を圖つたが各省の被服廠を廢し奉天に被服總廳を設置し長春，チチハルに支廳を設け軍警の服裝を統一補給せしむる事となつた。

三十日　滿鐵では豫ねて邦人の滿蒙移民の生活樣式及保健上に適切なる方策を提供せんため滿洲風土病研究機關設立計畫具體化し滿洲醫大を中心とし在滿各機關の權威者及衞生行政者を網羅し滿蒙風土病，家屋，食物，衣服等に亘り3年間調査する事に決定した。

三十一日　滿洲國司法部は，鋭意司法制度改革に着手し，幾多の弊害と不統一の根源たる地方行政長官の處刑權廢止，又軍

天の墾殖局，吉林の承需處，黑龍江の司法公署等を廢止し，地方法院に改め，中央政府指揮下に納め，看守署，監獄等は改革增設することとなつた。

九　月

一　日　關東軍では現在の奉天東塔飛行場を擴張し豫算約40萬圓にて飛行器製作所とし製作修繕等一切滿洲でなす豫定で新設を決定した。

二　日　前關東軍司令官本庄將軍は全市民萬歲裡にウスリー丸で離連した。

三　日　滿洲國軍政部で奉天に陸軍中央訓練所を新設し全滿洲國軍隊中より優秀將校を集め教練する事に決定した。□滿洲國軍政部では中等學校卒業生に對し軍官學校を設立明春より生徒募集を開始することとなつた。

四　日　滿鐵技術局では昭和8年度に於て理化學試驗所內に最優秀機關車製造を目的とし機關車製造工場を設置し又中央試驗所にて研究中の大豆油酒精抽出法は漸く具體化し百噸迄の生產能力を有する大規模の試驗工場を設置せんとしてゐる。□滿洲國では滿洲赤十字社支部の中華民國との關係を斷ち滿洲赤十字社として總裁に溥潔氏を推戴獨立することとなり正式にジユネーブ赤十字社本部宛加入申込むに決定した。

六　日　武藤大將は來連關東長官として旅順に臨むに先たち州民に告諭を發した。

八　日　滿洲國では測候所設立計畫中の處大體本年內に新京に中央氣象臺を全滿11箇所に順次氣象觀測所を設けることとなり經費約5，6百萬圓と見られてゐる。□日本政府は聯盟の規約に基きリツトン卿報告接受後意見書を6週間以內に提出する旨聯盟に報告した，卽ち報告書と同時に審議さるべきもので可及的聯盟との衝突を回避する目的から充分聯盟に反省の餘裕を與へんとするもので支那も同樣提出する事となつてゐる。

九　日　滿鐵では8年度豫算に經費20萬圓を計上し遼陽に水田約245町步を米國大農式による機械農業を施行する事となつた。

十　日　滿洲の作柄狀況は南滿は平年作以上，北滿は小麥7，8割減大豆，高粱，粟3割乃至4割減，輸出減は70萬乃至100萬噸の豫想である。□滿洲國の電信電話事業の方針は政府にて研究中日滿合辦官民合同事業として明年內に完成せしむることとなつた。

十一日　滿洲國司法部は日本の滿洲國承認を期待し治外法權撤廢の準備として奉天，長春，ハルビン，チヽハルの監獄及看守所の根本的改良を計畫し倘馮司法部長，阿比留總務司長は治外法權撤廢の內交涉を行ふため渡日することとなつた。□朝鮮終端港羅津の築港工事は滿鐵にて豫備的調査を進め完成迄の總工費約2,500萬圓外に雄基，羅津間の鐵道工費を加へ約3,000萬圓を要し昭和12年の第一期工事完成後は裏日本との交易吞吐能力一箇年300萬噸，雄基，淸津兩補助港の百萬噸を加へ400萬噸を吞吐するものと見らる。

十三日　滿洲國成立前採掘許可されたる礦區奉天省にて336箇所，滿洲國成立後6月30日迄の新礦區出願數270餘に達し新礦業條令發布後は更に夥しき出願あるものと見られる。□大日本水產會は資本金1千萬圓の日滿水產株式會社設立計畫を立て第一回相談會を開いたが日滿捕漁公司の權利を繼承し本社を大連に置き奉天，新京，安東，營口に營業所を置くこととなつた。□滿洲國政府實業部では日滿合資により積極的炭山開發に盡す事となつた。

十四日　滿洲國民政部は牛莊より寬甸縣に至る國道六線の修築を計畫し豫算454萬圓餘を計上し漸進的に著手する事となつた。武藤全權は全權部及關東軍司令部の隨員を從へ新京に到著した。

十五日　滿洲國財政部では各種稅捐の徵收に一律國幣建とするに決し各省に發令した。

十七日　中東鐵路保護の爲日本軍が護路軍と警乘することとなつた。□滿洲國外交總長謝介石氏は露領領事館開設に關する宣言を發した。

十八日　滿洲國はブラゴエチエンスクに領事派遣と決定領事寶鴻崔氏副領事吉津淸氏一行は赴任したが其他順次赴任する。

二十日　日本の滿洲國承認の結果滿洲國政府は新に日滿郵便，電話條約締結の必要を認め，藤原交通部郵務司長を東京に特派日本當局と折衝せしむることにした。□奉天に本部を有する滿洲國偵緝隊は日滿議定書の趣意に鑑み日滿兩國の反日滿分子の策動取締のため日本側と協力滿洲國內にては各國境方面及主要都市に又日本の重要都市に隊員を配置取締に任ずる事となつた。

二十一日　滿洲國政府は9月25日より山海關稅關を開設又熱河にも1箇所新設する事となつた。□滿鐵の羅津築港に關し鐵道引込線，上屋倉庫等の諸用地の買收豫定地は賣買値段を參酌の上買收に著手することとなつた。□滿洲國奉天電政管理局では奉山沿線電信，電話線の改修工事を著工することとなつた。

二十三日　滿洲國では國內阿片制度の改善統一前提として暫行阿片收買法を10月1日から11月19日迄50日間實施と決定した。次年度よりは阿片收穫期前より實施し完全に統一する。□米國遞信省は滿洲國に對し小包郵便及送金爲替は取扱はざる旨發表した但し信書は取扱ふ。

二十四日　滿洲國政府財政部は10月1日から半箇年分の豫算收入を約5千5百萬元とし國稅，地方稅の範圍を確定し省縣には割當豫算を配布し各省には豫算收入の分擔を決定した。□南京政府は滿洲海關封鎖を宣言し9月25日より支那海關に於て滿洲移出入品に對し轉口稅を課し大連經由商品に對し外國扱とし輸入稅を課することとなつた。

二十五日　裏日本の日滿連絡命令航路に就て遞信省に於て調査中の處基點は內地側敦賀，伏木とし朝鮮側は羅津を終點とし雄基，淸津を補助港とし航路は敦賀，羅津間は遞信省命令航路とし北日本汽船伏木，羅津間は地方廳命令航路とし北陸汽船と決定した。

二十八日　滿洲國政府は滿洲航空株式會社設立について發表した。

二十九日　昭和製鋼所と硫安會社の明年度設立案は林滿鐵總裁の決裁を得た。

三十日　リツトン報告書は上海から聯盟書記長アース氏一行携帶著京英國大使館に委託外務省に手交された。

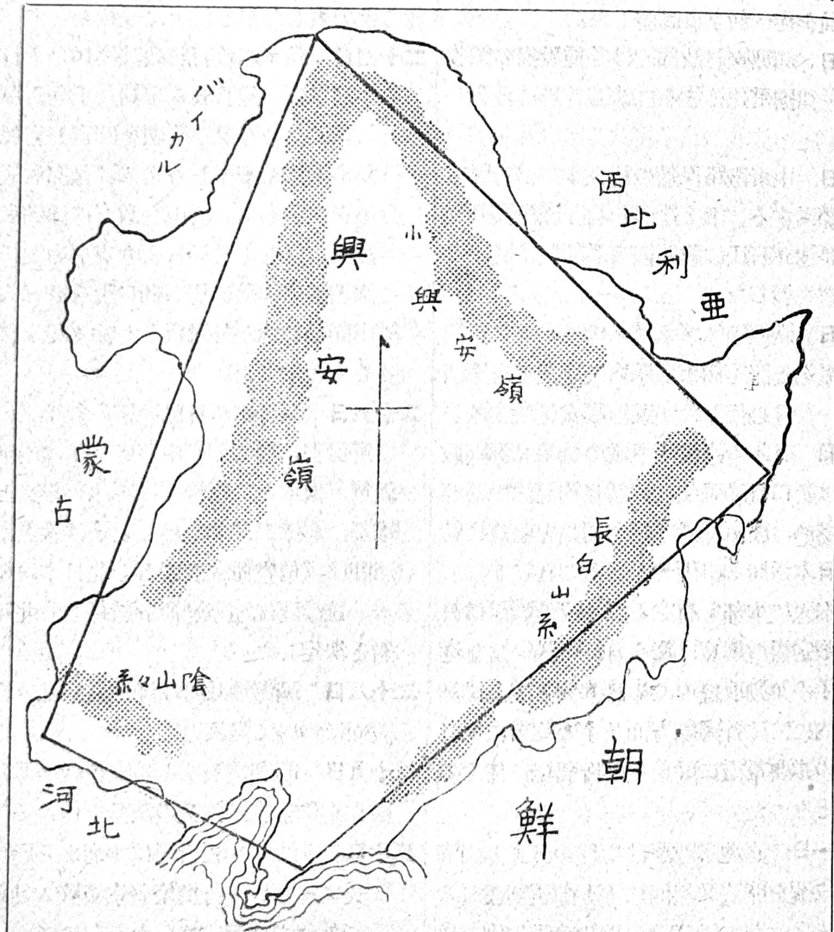
第二 地 理

(一) 滿洲國の地勢

概 況

滿洲國の位置 北緯38度45分―53度30分東經度 115 度20分― 135 度20分に亘る。日本の岩手縣, 乃至樺太が同緯度になる。

滿洲國の領土の形狀を單純化すれば不正四邊形であつて, 北にその頂點をかけて菱形を吊下げてゐると考へてもよい。北から東南へ垂れた斜邊に隣接する國はソウエート聯邦のシベリアであり, 頂點から西南へ垂れ下げた斜邊で境するものは主として民國の蒙古である。そして底邊になる東南邊は朝鮮に隣りし, 西南邊は渤海と民國の河北省と隣りしてゐる。即ち滿洲國は日本と支那の接壤國としてその仲間に平和の楔を打つたことになり, ソウエートと支那の仲



間に同じく平和を約束せしめるやうな楔を打つてることになる。尙又之れを一言すると日本と支那とソウエートの三國の接壤地として相互に平和を保證する樣な絕好の緩衝地帶的存在を敢てしてゐると云へる。

地 勢 東に長白山系, 北に小興安嶺山系, 西に興安山系, 南に陰山山系の一端を有し, 南方の一部渤海に臨む外四圍山を以て繞らすと看做してよく, 遼河と松花江が公主嶺一帶を分水嶺にして中央に沃野を展開し, 遼河は南方に流れて南滿を, 松花江は北方に磐居して北滿平野を形成してゐる換言すれば四壁に山を有し中凹みの地勢を示し, その中凹みは公主嶺を中にして南北兩方面に傾斜してゐることになる。

滿蒙の平原は上記の通り河流に沿ふて中央に展開してゐるが, 松花江, 遼河流域の外に, 通肯, 齊々哈爾一帶及興凱湖畔を主なものとし北部滿洲の5分の3を占め, 然も未墾地多く其將來を期待されてゐる。

地 質 滿洲の地質は下の諸層から成つてゐる。

(1) 海成層の最も新しいものは上部が石炭紀時代のもの。
(2) それ以後は海成層を缺き, 之に代るに石炭及植物化石等を出す陸成層 (主として湖其他淡水の沈積層から成つてゐる)

地層及岩石 今日迄の調査に據れば下記12種類に分ける事が出來る。

(1) 太古代層―片麻岩, 片岩, 結晶質石灰岩。
(2) 前寒武利亞紀層―片岩, 苦土質石灰岩, 粘板岩, 硅岩。
(3) 寒武利亞紀層―苦土質石灰岩, 頁岩質石灰岩, 硅質砂岩, 頁岩。
(4) 奧陶紀層―苦土質石灰岩, 頁岩。
(5) 古期古生層―苦土質石灰岩, 頁岩, 片岩, 礫岩。
(6) 二疊石炭紀層―砂岩, 頁岩, 含化石石灰岩, 炭層。
(7) 侏羅紀層―砂岩, 頁岩, 礫岩, 凝灰岩, 炭層。
(8) 第三紀層―凝灰岩, 頁岩, 砂岩, 油母頁岩。
(9) 第四紀層―黃土, 粘土, 砂礫。
(10) 古期酸性岩類―花崗岩, 閃長岩, 斑岩等である。
(11) 古期鹽基性岩類―玢岩, 閃綠岩, 輝綠岩。
(12) 新期噴出岩類―玄武岩, 安山岩, 石英粗面岩。

尙化石は各地から發見され其の種類も少くない。三葉虫, 腹足類, 頭足類, 翼足類等の如き古生代動物化石を初めとし, 撫順, 煙臺, 本溪湖, 其他炭田からよく發見される諸種の植物化石, 淡水產龜の化石, 爬虫類の卵其他哺乳類の齒牙骨骸等其種類は極めて多い。

山 脈 長白, 興安, 陰山の三山系中主なる山脈と高山を擧げると。

長白山系

長白山脈―白頭山 (2,744米) 費德里山, 伊爾哈雅範山脈, 黑山, 英額嶺

小白山脈―牡丹嶺, 張廣才嶺, 老嶺

完達山脈(ケンテイ山脈)―猴兒, 石山, 青臺山, 龍爪溝嶺, 完達山, 雙冴山, 佛力山

老松嶺山脈―哈爾巴嶺, 長嶺子山, 老爺嶺, 墨嶺, 大高麗嶺

長白山西支脈(吉林哈達連山)―薩哈亮山脈―庫勒嶺, 馬畑河嶺

南部分水嶺山脈―門山嶺, 大嶺山脈, 雙河西部嶺, 摩天嶺, 千山山脈

興安嶺山系

大興安嶺山脈―西支脈―英吉里山, 室韋山雉鷄場山, 托羅山, 們都黑山

伊勒呼里山脈―呼瑪爾高集, 額爾古勒山, 烏雲和爾多吉山, 嘴珊山, 肅愼山脈

小興安嶺山脈, 瑪哈拉山―佛思寬山脈, 珠

山山脈，瑪拉山，布倫山脈，薩哈連山，
白顯山，倭兹山，老龍山脈，克爾克爾圖
山，黑山山脈，達里帶山脈

陰山山系

喀　喇　　明安山

七虎圖山脉

松嶺山脉—毛金壩山　醫巫閭山

河　川　滿洲に於ける河川の代表的のものは黑龍江及其支流である松花江と遼河，及鴨綠江とであるが，氣候乾燥して雨が少く，酷寒の季節長く溫度の變化による岩石の崩壞作用著しき結果等よりして，其等河川の水は常に濁流をなしてゐる。

黑龍江　全長約 1,100 邦里餘黑龍江の源流に二ある。一源は什爾喀河と謂ひ其上流は敖嫩河及び因戈達河と稱する。他の一源は額爾古訥河にして其上流を克魯連河と稱する兩河各東北流し支那領黑龍江省の西北に至つて相合し其合流點以下を黑龍江と稱す。

支流—ゼヤ河，プレヤ河，松花江，ウスリー江，アムグン河。

松花江　黑龍江の一支流であるが北部及中部を灌流する大河にして，その屈曲甚だしく，吉林省の東北部で黑龍江と合してゐる。上流は南北二派に分かれ北を嫩江と稱し，南は松花江の本流である。嫩江は其源を黑龍江省の伊勒呼里山脈に發し，本流は長白山脈に發してゐる。

支流—拉發河，瑪延河，輝發河，伊通河拉林河，呼蘭河　阿什河，匪克圖河，螞蜒河，牡丹江，鴛肯河等

嫩　江　その源を興安嶺中の伊勒呼里阿林に發し，二源を有する諸水を集めて齊々哈爾管內に入り，蒙古旗內を過ぎ東南に流れて松花江に合流する。

支流—雅爾河，綽爾河等。

洮兒河　興安嶺の東麓に源を發し諸源を合せ南流し，洮南縣城北を過ぎ蘇郭公旗を橫斷して札賚特旗の南涯に至り月亮泡を形成し，東流して下流嫩江に通じ，約 400 支里の間は舟運に堪ゆる。

支流—歸流河，交流河等。

烏蘇里江　全長 328 餘邦里，源を露領沿海州の錫牀山脈に發し，其源流は匀畢河及サンダクーウラへの諸河より成り合流して烏蘇里江となりハバロフスクに於て黑龍江と合流する。

支流—松阿察河，穆棱河，撓力河。

大綏芬河　源を穆克特亨山の北麓圖們山に發し，東北流し，西に小綏芬河を合し東三岔江を經，北，萬鹿溝河を受けニコリスクを經て東南流し，ラズトリノエの西を經て海に入る。

支流—湖佈圖河，佛爺溝河。

圖們江　全長約 300 邦里。朝鮮東北境と滿洲及露領沿海州の分界をなす。源を長白山の南麓及び分水嶺の東麓に發し諸水を合して東北流する。嘎呀河の合流點より下流江口に至る。

支流—嘎呀河，琿春河，密占河。

鴨綠江—全長 140 邦里，源を白頭山の西麓に發し鮮支の境界をなす。同江南方より虛川江を合せ，長津江を朝鮮より合せ且白頭山脈の溪谷より發する幾多の小流を集めて西北流し，滿洲より渾河を加へ，水量を增し義州の上流にて靉河を容れ河流は九里島，於赤島，黔定島，中江臺等の沙洲の爲に三脈に分かれる。沙河鎭に至つて再び合して一江となり更に威化島を築積して濶大なる三角洲を形成し黃海に入る。

支流—渾江，大蒲石河，靉河。

遼　河　延長 3,800 支里と稱され其灌流面積は實に35萬方里に及ぶ。滿洲の西部にある奉天省の大河である。上流は東西の二派に分かれ一を西喇木倫河（シラムリン）他を東遼河と稱する。西遼河は內蒙古克什克騰部內に發し老哈河を合せ，更に進んで東遼河を收め，之より以下を遼河又は大遼河と稱す。

支流—西喇木倫河，老哈河，東遼河，范河，招蘇臺河，凉子河，淸河，柴河，渾河，蘇子河，太子河。

灤　河　源を獨石口外東北 130 支里なる巴顏屯圖古爾山に發し，多倫縣に入り豐寧縣內察哈爾鑲黃旗の境を過ぎ熱河行宮の禁地界を經，順次諸水を集め遷安盧龍を過ぎ灤縣樂亭縣に至り分かれて二派となる。一派は東南流し直に海に入り，一派は南流し齊家莊を過ぎ東南流して海に注ぐ。

支流—伊遜河，熱河，豹河。

大凌河　源を建平縣內に發し二源ある。一は平泉東北の楊樹嶺東麓に出で，一は松嶺山脈中に發し三臺小營に至り第一源流に會合し初めて大凌河と名附けられる。朝陽錦縣を過ぎ遼東灣に注ぐ。

小凌河　本河は源を朝陽縣內の明安山に發し東北流して木疊河を從へ，女兒河に會流し哈柳圖河を合して柳邊を出で錦縣の城北を過ぎ海に入る。

湖　沼　湖沼は甚だ少い。たゞ平原地方殊に東部內蒙古地方には雨季にのみ出來る淺く且形狀不定の所謂一時的湖水（Playas）が澤山ある。やがて乾季に入つて此の水が蒸發すると天然曹達が採れる。永久的な湖水を擧ぐれば下の如くである。

興凱湖　（別名新開湖）吉林省と沿海州との境界線に跨り，北半部は支那領，南半部は露領に屬する。周圍63里16町弱にて楕圓形を成す。

達巴庫湖（別名小興凱湖或は小湖）　興凱湖の北方に隣接し一小河に依り相通じ，周圍30邦里。

必爾騰湖　（鏡泊湖）吉林省寧古塔の西南10數邦里に在る。牡丹江の匯する處にて周圍約10邦里を有し北部を北湖，南部を南湖と呼ぶ。

呼倫池　（達賴諾爾）黑龍江省海拉爾の西方を距る約38邦里，烏爾孫河に依つて貝爾池と聯絡し海拉爾河の注ぐ處にある。南北約 5 邦里東西約 2 邦里半，鹹湖である。

貝爾湖　上述呼倫池の南方に當る鹹湖であつて其の形瓜瓠の如く西南より東北へ約50支里東西70支里を有する湖である。

月亮泡　洮兒河が札賚特旗下に入つて嫩江に注ぎ池となる。周圍凡そ 2 里半强（邦里）にて頗る魚族に富む。

大魚灤　西札魯特旗下に在る。

達里諾爾　達里泊とも稱し內蒙古克什克騰旗の西北凡そ30邦里，海拔 4,200 尺の高地に在る。周圍約30邦里。

大布蘇諾爾　（ダブスノール）（別名チョンホルノール又はエージノール）西烏珠穆沁旗の西北 6 邦里餘，浩齊持左翼旗の境にある。東西約13支里，南北 6 支里湖岸水なき處には鹽現れ一望白皓の觀を呈す。

沼　澤　沼澤は杜爾伯特旗，嫩江，松花江，洮兒河乃至其他の河川に點在し其數枚擧に遑がない。殊に興安嶺東麓雅爾河に沿ふ一帶に多い。

其中有名なるものは齊々哈爾の東南16數里に在る察漢湖（南北10町餘東西7—8町）及び齊々哈爾東門外にある狐狸泡である。

（二）滿洲國の氣象

（1）概　　説

特　長　大陸的である。即ち

1. 寒暑の差甚しい。
2. 乾季と雨季との差が著しい。
3. 一般によく乾燥する。

氣　溫　氣層の配置は年により多少の遲速あるが大體10月から翌年 4 月に亘り10—11月の 2 箇月は其初期に屬し3—4月の二箇月は終期に近く，而して最酷寒期は 1 月中

旬より2月中旬である。

寒候が漸く終れば氣溫は急速に上昇し大陸內部に於て殊に著しく，同時に漸次降水を增加し7—8兩月に於て或は年量の半ばに達する。氣溫は7月より8月中旬に至つて最高に達し，それ以後は氣溫漸く低落に傾き9月中旬より急速に下降する。而して11月に入り萬象概ね冬季の景觀を呈し春季に入り氣溫は急速に上昇する。

之を要するに春秋兩季は氣候の變化比較的複雜にして寒溫迭ひに至り，爲に春秋兩季の頗る短きを感ぜしめる。

いま之を地理的關係より同緯度の他地方と比較するに冬季の氣溫著しく下降する爲年平均は低くなるが4月の下旬より5月に入り急に氣溫高まり6,7,8月は日本內地よりも高くなる。かく滿洲が夏季に於て氣溫の高いこと，而して9月に入つて氣溫が下降し且無霜期間の比較的長いことは農耕上の一大天惠であつて，特別の作物を除き多くの作物が滿蒙に豐饒に出來る所以である

1日中の氣溫變化は夜の差20度に達する事がある。此の變化は週期的に所謂三寒四溫を生ずる。蓋し氣溫は每日多少づつ西から東に移り通常の狀態では僅少の高氣壓と低氣壓とが交互に凡そ3，4日間で交替するからである。因に滿洲の氣候の變化は概して日本內地よりも通常1箇月早い。

雨量　滿洲に於ける降雨量は平均して年に500粍乃至700粍であつて，日本內地の1,500粍乃至2,000粍以上なのに比すれば約3分の1位に相當してゐる。即ち降雨量は一般に少量で，世界の亞乾燥地帶若くは乾燥地帶の部に屬すべきものである。地域的に見た降雨の分布は概して南部よりは東北の山岳地方に比較的多く，西北部蒙古地帶に至るに從つて著しく減少する。一年中の降雨量の分布をみるに最も少い時期は12月より3月迄の4箇月間で，6月下旬より7.8月迄は俗に雨期と稱してゐるが他季に比較して稍多雨であるに過ぎない。

乾燥　滿洲は何れの地方も日本內地よりも空氣が乾燥して居り，殊に3，4，5の3箇月間が最も甚しい。日本內地に於ては濕度の少い地方に於ても年平均70%を越してゐるが，滿洲に於ては大連の年平均66%奉天の60%，公主嶺の60%であつて，最も乾燥する早春より晚春に於て大連は58%，奉天53%，公主嶺45%に減少する。殊に7月8月に濕度著しく高くなり75乃至80%を示し，9月10月に至つて濕度60%位に減ずる。滿洲は日照日數及び風が多くその結果蒸發量が非常に多くなる。日本內地では年蒸發量600粍乃至1,000粍位であるが，滿洲では大連1,512粍，奉天1,367粍，長春1,244粍，鄭家屯1,717粍といふ多量で，日本の約二倍に達してゐる。

(2)　日滿觀測事業

滿洲に於ける氣象觀測事業は大連，旅順營口，奉天及新京の觀測所によつて行はれ露國側に於ても東支沿線に多少の施設を有する外，目下滿洲國政府に於ても計畫中である。即ち新京に中央氣象臺を，全滿十一箇所に順次氣象觀測所を設けることとなり經費は5,600萬圓を計上して居る。(昭7.9.8)

現在滿洲に於ける我が氣象觀測は綠威東經120度の平時即ち帝國西部標準時により氣象狀態を觀測し他面中央氣象臺と連絡ある各地とも同時に觀測を施行してゐる。

其他關東廳では目下氣象觀測に就き既成の計畫に過般視察研究中の中央氣象臺長，東大教授藤原博士等の研究案を併せ實施計畫案を得近く著手する事となつた。即ち既設，旅順，大連，營口，奉天，新京及新設四平街等の臨時觀測所の完備，更にチチハル，ハルビン，龍井村，延吉，海龍，洮南，錦州，山海關，赤峰，張家口，臚濱に普通觀測所を新設せんとするもので經費は數十萬圓を要するとのことである。(昭7.4.13)

關東廳觀測所名稱及位置　(昭和7年11月1日現在)

名稱	所在地	位置 東經	位置 北緯	海拔	觀測所設立年月日
				米	
關東廳觀測所	大連市八幡町35	121.38	38.54	95.6	明治37. 9. 7
同 旅順支所	旅順市高崎町18	121.16	38.47	80.1	同 38. 7. 17
同 營口支所	營口新市街靑恊街1丁目	122.14	40.40	2.4	同 37. 9. 30
同 奉天支所	奉天竹園町4	123.23	41.48	42.9	同 38. 5. 1
同 新京支所	新京錦町1丁目	125.18	43.55	214.7	同 41. 11. 20

(備考)　關東廳告示第184號により昭和7年11月1日より長春支所が關東廳觀測所新京支所となる

警報信號標　(昭和7年10月現在)

名稱	所在地	位置 東經	位置 北緯	標柱の高	設立年月日
正式暴風警報信號標	大連市八幡町35	121.38	38.54	74.0尺	大正 7. 1. 1
暴風警報信號標	大連埠頭構內	121.39	38.56	165.5同	同 10. 1. 1
同上	旅順市嚴島町海岸	121.15	38.48	75.6同	明治 44. 6. 1
同上	老虎灘962番地	121.14	38.52	60.0同	大正 2. 4. 1
同上	貔子窩財神廟街	122.20	39.24	60.0同	昭和 4. 10. 15
同上	大連甘井子埠頭構內	121.36	38.58	33.0米	同 5. 8. 1
暴風雨標	大連市八幡町35	121.38	38.54	72.0尺	大正 7. 1. 1
同上	大連埠頭構內	121.39	38.56	165.5同	同 10. 1. 1
同上	大連甘井子埠頭構內	121.36	38.53	33.0米	昭和 5. 8. 1
同上	旅順市嚴島町海岸	121.15	38.48	23.9米	同 6. 8. 7

(3)　昭和6年滿洲氣象概況

昭和6年度中に於ける滿洲の氣象を總覽するに，氣壓は平年と大差なく，氣溫は一般的に平均0度1乃至0度4の低落を示し，殊に1月10日前後は長春以北に於ては零下30度以下に下降し，大連に於ける零下19度9は同所觀測開始以來の最低極を突破した。風位は平年に比して旅順，大連營口は南方に偏し，奉天，長春は西に偏した。降水量は長春に於て增加せるものの外はいづれも減少してゐるが，日照日數も又若干の減退を示してゐる。

平均氣溫・風速・風向・氣壓　(昭和6年中)

地名	氣溫(攝氏)	風速(米/秒)	風向(角度)	氣壓(粍)
旅順	10.0	4.0	北3度東	63.3
大連	9.8	5.2	南69度西	63.4
營口	8.6	3.3	南14度東	63.1
奉天	7.2	4.0	南55度西	62.4
新京	4.3	2.6	南72度西	61.8

降水量及降水日數　(昭和6年中)

地名	降水量(粍)	日數
旅順	580.4	75
大連	503.8	66
營口	591.1	79
奉天	735.5	83
新京	536.3	120

濕度・雲量　(昭和6年中)

地名	濕度(%)	雲量
旅順	66	4.8
大連	65	4.9
營口	65	4.6
奉天	69	4.6
新京	68	4.4

快晴・曇天・暴風・不照日數　(昭和6年中)

地名	快晴	曇天	暴風	不照
旅順	103	94	89	26
大連	92	99	135	28
營口	99	92	23	25
奉天	105	86	66	24
新京	110	92	9	35

(三)　滿洲國の面積及人口

(1)　面　　積

概說　最近の諸調査を綜合するに滿洲國(奉，吉，黑三省のほか興安，熱河兩省を含む)の總面積は7萬7千餘方里を有してゐる。即ち之を省別せば次の推定となる。

（昭和７年11月調査）

省名	面積
奉天省	7,752方里
吉林省	17,360 〃
黑龍江省	21,017 〃
興安省	21,013 〃
熱河省	10,168 〃
計	77,310 〃

（2）人　　口

概說　正確なる統計を缺くが最近の諸調査を綜合するに滿洲國の總人口は約３千４百萬人を有する。卽ち之を省別せば下の推定數となる。（昭和７年11月現在調）

省名	人口
奉天省	14,996,630
吉林省	9,191,980
黑龍江貸	5,111,370
興安省	305,000
熱河省	4,500,000
計	34,1C4,980

尙ほ參考のために滿鐵會社調査課の調査に係る地方別人口分布狀況と總面積１平方粁に對する人口密度及び最近３箇年間に於ける省別並びに縣別人口の推定數に據れば南部地方に於て１千９百餘萬人，北部地方に於て１千餘萬人にして南北部總人口の總面積１平方粁に對する人口密度は平均29を示してゐる。（昭和6年9月調）

	地方別	人口	總面積１平方粁に對する人口密度
南部	奉天以南地旅	7,147,800	100
	北寧線地方	2,357,750	134
	開原地方	2,836,270	130
	瀋海線地方	1,210,230	51
	長公第方	2,630,890	140
	四洮線地方	1,312,660	28
	吉長線地方	1,267,480	26
	間島地方	584,640	15
	小計	19,347,720	67
北部	東支南部線地方	2,136,800	79
	哈爾濱管區	488,770	933
	東支東部線地方	1,169,720	19
	松花江下流地方	1,936,340	21
	呼海線地方	1,415,410	38
	東支西部線地方	2,850,980	13
	北部其他地方	229,210	1
	小計	10,227,260	14
	計	29,574,980	29

次に民國二十年版東北年鑑に掲げられてゐる滿洲國に關する人口統計表を參考のため轉載せば次ぎの如くである。

滿洲現住人口

省名	戶數	人口 男	人口 女	人口 計
奉天省	1,947,246	7,675,830	6,481,801	14,157,631
吉林省	1,077,699	41,90,425	3,452,476	7,642,901
黑龍江省	554,560	1,957,947	1,511,240	3,660,278
熱河省	403,287	1,372,157	1,094,049	2,466,206
總計	3,982,792	15,196,359	12,539,566	27,927,016

（備考）本表は東北文化社刊行民國20年東北年鑑に依る男女計符合せざるは男女別不詳のもの 191,091 人を計のみに計上せる爲である。

縣別人口統計

奉天省

縣名	人口	縣名	人口
瀋陽	561,633	黑山	287,678
新民	367,421	遼源	112,417
錦	353,033	梨樹	385,532
昌圖	418,514	開原	312,333
遼陽	804,623	本溪	320,546
海城	681,514	洮南	132,939
蓋平	548,061	營口	187,681
鐵嶺	348,449	復	468,611
海龍	258,115	安東	212,083
義	286,718	西安	321,957

縣名	人口	縣名	人口
新賓	270,892	興城	186,588
鳳城	451,679	通化	254,011
法庫	268,129	柳河	178,988
莊河	496,539	開通	60,559
長白	17,699	洮南	74,453
撫順	229,408	安廣	76,742
北鎮	207,326	鎭南	93,949
錦西	191,805	安圖	22,575
盤山	175,889	撫松	43,471
岫岩	271,279	康平	258,207
寬甸	322,750	桓仁	187,007
懷德	324,297	彰武	100,627
西豐	258,649	輯安	124,964
東豐	248,310	臨江	119,740
綏中	234,824	遼中	292,145

縣名	人口	縣名	人口
鎭東	39,143	通遼	152,943
臺安	176,049	清原	162,360
雙山	61,863	金川	38,260
突泉	63,383		
瞻榆	50,241	計	14,157,631

吉林省

縣名	人口	縣名	人口
永吉	728,371	樺川	101,362
寧安	176,854	農安	318,190
長春	478,539	寶清	20,212
扶餘	393,876	饒河	13,595
雙城	457,730	樺甸	182,503
延吉	280,224	穆稜	44,573
榆樹	502,822	東寧	33,122
延壽	149,103	額穆	80,128
磐石	223,046	雙陽	247,982
德惠	376,034	富錦	141,439
賓	317,052	和龍	117,899
五常	227,208	方正	38,148
密山	97,896	虎林	25,904
濱江	46,536	阿城	240,583
依蘭	164,658	長嶺	147,782
琿春	80,890	汪清	64,902
撫遠	7,392	濛江	21,665
敦化	50,900	勃利	56,502
葦河	22,340	珠河	304,108
伊通	396,697	乾安	37,975
舒蘭	204,266		
同江	21,793	計	7,642,901

黑龍江省

縣名	人口	縣名	人口
龍江	122,441	綏化	236,598
拜泉	209,842	呼蘭	248,215
呼倫	23,493	海倫	245,934
臚濱	548	巴彥	270,174
克山	132,582	璦琿	19,607

縣名	人口	縣名	人口
蘿北	6,588	依安	17,485
漠河	1,157	雅魯	26,876
呼瑪	3,170	烏雲	2,500
泰來	90,708	綏濱	
慶城	119,313	佛山	25,679
			785
蘭西	139,726	鷗浦	234
木蘭	87,828	景星	34,567
望奎	178,147	龍鎮	15,514
通河	54,459	綏稜	
嫩江	14,585	湯原	36,974
			82,819
林甸	67,145	泰康	11,518
室韋	3,542	東興	19,553
奇乾	1,885	遜河	2,565
黑河	5,906	克東	?
青岡	149,109	鐵驪	7,198
大賚	86,062	布西	23,009
肇州	251,699	甘南	1,428
肇東	199,190	鳳山	44,096
訥河	105,777	德都	1,405
安達	68,123	富裕	19,050
通北	14,114	奇克	20,821
明水	104,063	計	3,660,278

熱河省

縣名	人口	縣名	人口
承德	156,330	隆化	?
朝陽	654,199	豐寧	?
經棚	35,548	建平	210,000
圍場	110,179	綏東	185,047
赤峰	165,500	林東	?
灤平	121,106	魯北	13,708
平泉	252,457	天山	9,200
凌源	359,296		
阜新	158,731	計	2,466,206
開魯	?		
林西	34,905	總計	27,927,016

日本行政管內人口靜態總數

（昭和６年末現在）

種別	年次	戶數	人口 男	人口 女	人口 計	人口指數
內地人	昭和６年末	51,030	115,547	106,491	220,038	4,379
	同　７年８月	53,781	123,310	112,449	235,759	—
朝鮮人	昭和６年末	4,409	11,868	10,673	22,541	5,579
	同　７年８月	4,976	13,114	11,391	24,505	—
滿洲國人	昭和６年末	157,707	627,359	403,125	1,030,484	279
	同　７年８月	160,858	627,232	409,282	1,036,514	—
外國人	昭和６年末	593	1,170	952	2,122	6,241
	同　７年８月	655	1,247	1,041	2,288	—
合計	昭和６年末	213,739	753,944	521,241	1,275,185	340
	同　７年８月	220,270	764,903	534,163	1,299,066	—

日本行政管內現住戸口

（昭和7年9月末現在）

地方別		戸數 日本人 內地人	戸數 日本人 朝鮮人	戸數 滿洲國人	戸數 外國人	戸數 計	人口 日本人 內地人 男	人口 日本人 內地人 女	人口 日本人 朝鮮人 男	人口 日本人 朝鮮人 女
關東州 旅順	市部	2,546	18	3,488	5	6,057	6,137	5,729	36	78
	會部	140	7	15,027	2	15,176	292	248	21	18
	計	2,686	25	18,515	7	21,233	6,429	5,977	57	96
關東州 大連	市部	23,028	256	29,526	207	53,017	53,839	50,232	623	721
	會部	955	15	19,373	23	20,366	1,944	1,717	36	35
	計	23,983	271	48,899	230	73,383	55,783	51,949	659	756
關東州	金州	476	28	17,556	1	18,061	1,031	954	69	55
	普蘭店	357	34	20,753	—	21,144	686	637	77	89
	貔子窩	376	26	19,592	—	19,994	729	650	61	78
	計	27,878	384	125,315	238	153,815	64,658	60,167	923	1,074
南滿洲鐵道附屬地	瓦房店	990	36	1,500	—	2,526	1,965	1,691	69	69
	大石橋	992	48	855	—	1,895	2,036	1,844	114	114
	營口	670	59	224	3	956	1,502	1,411	155	176
	鞍山	1,668	79	1,571	1	3,319	3,543	3,221	192	170
	遼陽	993	68	691	—	1,752	1,995	1,763	214	185
	蘇家屯	496	4	299	—	799	1,149	965	13	11
	奉天	6,161	215	2,931	241	9,548	15,238	13,398	700	385
	本溪湖	695	32	386	—	1,113	1,483	1,363	103	76
	鳳凰城	294	83	530	—	907	712	544	211	194
	安東	2,647	2,311	8,708	3	13,669	5,927	5,701	5,728	4,980
	撫順	3,962	673	6,003	7	10,645	9,403	8,687	1,756	1,518
	鐵嶺	847	25	491	—	1,363	1,597	1,443	123	37
	開原	629	438	2,478	—	3,545	1,354	1,269	1,146	1,046
	四平街	1,186	134	2,060	2	3,382	2,462	2,164	350	331
	公主嶺	650	111	1,674	—	2,435	1,266	1,148	234	252
	范家屯	142	4	692	—	838	335	240	11	10
	長春	3,310	497	3,107	121	7,035	7,842	6,169	1,325	1,118
	計	26,332	4,817	34,200	378	65,727	59,809	53,021	12,444	10,672
總計		54,210	5,201	159,515	616	219,542	124,467	113,188	13,367	11,746

地方別		人口 滿洲國人 男	人口 滿洲國人 女	人口 外國人 男	人口 外國人 女	人口 合計 男	人口 合計 女	人口 合計 計	前月に比し増（—）は減 戸數	前月に比し増（—）は減 人口
關東州 旅順	市部	12,146	6,212	8	7	18,327	12,026	30,353	(—) 29	(—) 115
	會部	53,926	52,580	3	2	54,242	52,848	107,090	27	152
	計	66,072	58,792	11	9	72,569	64,874	137,443	(—) 2	37
關東州 大連	市部	121,715	47,331	357	337	176,534	98,621	275,155	31	(—) 1,617
	會部	63,917	47,671	40	36	65,937	49,459	115,396	(—) 31	(—) 440
	計	185,632	95,002	397	373	242,471	148,080	390,551	20	(—) 2,057
關東州	金州	61,834	55 426	—	1	62,934	56,436	119,370	17	167
	普蘭店	80,911	73,683	—	—	81,674	74,409	156,083	(—) 31	651
	貔子窩	77,116	67,609	—	—	77,906	68,337	146,243	30	(—) 141
	計	471,565	350,512	408	383	537,554	412,136	949,690	34	(—) 1,343
南滿洲鐵道附屬地	瓦房店	5,851	2,737	—	—	7,885	4,497	12,382	31	12
	大石橋	3,740	1,708	—	—	5,890	3,666	9,556	1	29
	營口	3,043	295	3	1	4,703	1,883	6,586	19	(—) 25
	鞍山	6,625	2,723	3	4	10,363	6,118	16,481	(—) 12	(—) 287
	遼陽	4,148	1,254	—	—	6,357	3,202	9,559	(—) 394	(—) 1,481
	蘇家屯	1,082	632	—	—	2,244	1,608	3,852	233	1,005
	奉天	14,270	4,229	472	356	30,680	18,368	49,048	205	864
	本溪湖	1,419	681	—	—	3,005	2,120	5,125	9	13
	鳳凰城	2,029	1,164	—	—	2,952	1,902	4,854	19	28
	安東	26,461	14,785	8	3	38,124	25,469	63,593	78	229
	撫順	31,850	9,406	14	12	43,023	19,623	62,646	(—) 1,183	(—) 5,985
	鐵嶺	2,914	796	—	—	4,634	2,276	6,910	(—) 56	198
	開原	10,798	4,993	—	—	13,298	7,308	20,606	154	852
	四平街	9,231	3,485	2	2	12,045	5,982	18,027	54	114
	公主嶺	7,114	2,716	—	—	8,614	4,116	12,730	40	161
	范家屯	2,836	1,117	—	—	3,182	1,367	4,549	(—) 8	63
	長春	15,965	4,928	230	225	25,362	12,440	37,802	48	473
	計	149,376	57,649	732	603	222,361	121,945	344,306	(—) 762	(—) 3,727
總計		620,941	408,161	1,140	986	759,915	534,081	1,293,996	(—) 728	(—) 5,070

（備考） 本表には部隊，艦船及刑務所に在る者を計上してない。

在滿洲國奥地居住者人口

（昭和6年末現在）

地方	內地人 男	內地人 女	內地人 計	朝鮮人 男	朝鮮人 女	朝鮮人 計	總計
牛莊	261	248	509	527	458	985	1,494
遼陽	53	49	102	120	88	208	310
奉天	1,645	1,503	3,148	41,840	36,478	78,318	81,466
間島	1,159	1,097	2,256	209,017	185,920	394,937	397,193
鐵嶺	311	332	643	4,460	3,953	8,413	9,056
鄭家屯	123	109	232	913	726	1,639	1,871
長春	189	181	370	1,033	909	1,942	2,312
吉林	480	431	911	10,433	7,299	17,732	18,643
哈爾濱	2,248	2,058	4,306	19,533	12,991	32,524	36,830
齊々哈爾	148	152	300	5,746	3,733	9,479	9,779
滿洲里	106	129	235	79	92	171	406
赤峰	31	17	48	825	609	1,434	1,482
總計	6,871	6,414	13,285	316,441	272,983	589,424	602,709

（備考） 本表は各領事館管內の人口にして關東州及鐵道附屬地內居住者を含まない。而して外國人の調査を缺く。

第三　政　治

（一）滿洲國建設經過概要

(1) 建國運動

奉天省　昭和6年9月18日滿洲事變突發と共に張學良の舊軍閥の敗退となり，多年壓制下に呻吟してゐた東北省民は舊政と絶緣して民衆を基礎とする新政府組織の氣運漸く濃度を加へつつあつた。そして遼寧商民は文治派と提攜して9月24日袁金鎧を委員長とする地方自治維持會を成立して，先づ爲政者を缺く天下に金融治安の事に當ることとしたのであるが，次第に政治的濃度加はり同月27日には(1)武斷政治の排除(2)民族自決主義（3)民意により東三省若くは遼寧省の獨立宣布――以上の3要項を決定して之れが實現を期する處があつた。一方武派も敗兵を掃蕩した上で之れと合流することとなつた，基礎愈々鞏固となり省政府の職能を代行する事となり，11月7日には遼寧省政府として布告を發するに至つた。が然し省政府の獨立であつて新國家建設の氣運とまでは及んでゐなかつた。然るに11月19日黑龍江省の反軍も敗退し，各省連繫の曙光を見出した爲11月24日に

1. 奉，吉，黑，熱は聯省自治とし各省は省內自治體系を整ふべし。
2. 兵匪掃蕩には適當の手段を構ず。
3. 前各項の目的を達成する爲四省代表會議を開くべし。

以上3件を決議し，12月16日臧式毅は奉天全省民の懇請により主席に就任し，愈々正式に省政府を組織することとなつた。

一方東北四省を打つて一丸とする新國家を建設する希望は，次第に上記新政權要人間に論難され，其國體問題に就て各々論據を持し，武人派は帝政を主張し，文人派は共和制を主張する等であつた。然し大勢は共和制に歸し，東北四省大同團結して行はれん氣勢を示してゐたのであるが，11月に至り黑龍江省も新政權に參加することとなり國體に對する是非の論が一層喧しくなり，要は3千萬民衆の自主獨立を目標とし，中立國の建設，樂土現出にあつたことは云ふまでもない。

12月1日于沖漢は故山遼陽を出て著奉し自治指導部長に就任した。そして8日には部長の名に於て東北各縣に細胞的に自治制を布き新國家の基礎たらしめようとした。

12月16日臧式毅が奉天省政府主席に就任すると共に建國運動は漸く準備時期に達したかの感があつて，新國家に關する具體的意見が發表されるやうになつた。

明けて昭和7年になり1月17日に洮南にあつて獨立宣言を發した張海鵬は奉天に來て新政權參加を表明し，同時に內蒙古王侯も參加を表明した。

斯く上よりは國體政府に關する計畫が進められ，下よりは自治指導部により地方自治の組織が進められた。

2月5日張作相系反吉林軍敗退し北滿の時局安定したので奉天省長臧式毅は新國家建設に關し，極秘裡に省長祕書長趙鵬弟を北滿に派し，熙洽，張景惠，馬占山と打合はしめ，別に熱河省主席湯玉麟，蒙古哲里木盟長齊默，特色木丕勒(俗稱齊王)及呼倫貝爾副者統貴福と連絡せしめた。

新國建設に對する氣運は日一日と濃度を加へて居つたが，之れに對し東北首腦者一堂に會して會議することとなり，熙洽，張景惠，馬占山相次いで來奉し2月16日午後8時より商埠地趙欣伯邸に集合し，茲に歷史的の建國會議が開かれた。會する者は上記三名の外臧式毅，趙欣伯等であつて，新國家を帝政にするか，共和制にするかに就ては各持說を主張して讓らず，趙欣伯の調停も及ばず，翌日午前4時に至つて一先づ散會となつた。

2月17日正午から新國家宣言を趙欣伯邸で起草することとなつた。之れに參加した委員は奉天省政府參議金毓紱，吉林省教育廳長榮孟枚，東省特別區政務廳長宋文林の3名で，18日を期して之れを發表することとなり，同日午後2時より前日の續會を張景惠公館にて催ほし，取り敢へず張景惠を委員長とする東北行政委員會を組織することにし，省政府に至つて之れを公布することとなつた。そして開會第一議案として馬占山を黑龍江省長に任命した。

2月18日，前に起草した建國宣言文を臧式毅，張景惠，趙欣伯の審査を受けて內外に發表した。

獨立建國宣言文

東北に事變發生以來瞬息の間に既に數月を經たり人民は平和の地を望むの情殷なること飢渴に食水を求むるに同じ此の更始一新の際に當りいよいよ復活蘇生の情痛切なるものあり

景惠等はかたじけなくも推擧せられ省區の領袖となる舊を改め新を洗ふ責任は他に貸す能はず此處に大計を協議する爲め一隅に合同せるが皆曰く「鞏固なる團體有るに非ざれば以て全局を計るに足らず人民の公意に基くに非ざれば以て新猷を建つるに足らず」と此處に於いて東北四省と一特別區及蒙古各王侯より成る一機關を組織し東北行政委員會と命名せり本會の成立と共に內外に通電を發し之より黨國政府の官制を離脫し東北省區は完全に獨立せり

更に獨立の精神を以て努めて行政改善を圖るべし先に軍閥政を布き橫暴誅求に努む民衆は熱火深水の中に在るが如く殆ど生命さへも保持し得ざる狀態にて鄉村の嘗めし痛苦の淚未だ乾かず虎狼に等しき爪牙の餘力尙存せり斯は當に徹底的に芟除すべき處にして再度枝節を生じて蔓延せしむべからず古經に曰く「民を撫する者之を皇といひ民を保つ者之を王といふ」と一般民衆が蘇生して安息を得ば善良の政治は卽ち完成するものとすこれ本會の第一使命なり

近來良民を虐ぐる專制政治は利を恣まゝし咀を集め社會の道德は日に漸く消耗せんとす社會は卽ち國家の基礎なり道德は政治の本源に繫れり古書にも「忠信篤敬ならば蠻貊の邦と雖行はるべし」と排外政策を持たざれば此處に國際の戰爭を戢めん更に門戶開放と機會均等主義を以て世界の民族と共に共存共榮を圖らんこれ本會第二の使命なり

內を安んじ睦まじくするは政治の根本なり既にして根本の鞏固を謀る宜しく枝幹の繁榮を講ずべし職業を歡迎し農商を發達せしめ利を生ずる者をして日に多からしめ業を失ふ者をして日に少なからしめば社會の利益は均霑され階級の鬪爭は自ら泯びん斯くの如くんば赤化は行はれず民政は期して得らるべしこれ本會の第三使命なり

景惠等は以上の三大使命を完成する爲め此の會をつくり吾東北各省部の人民の爲めに幸福を求めんとすこれ一面に東西各種族人民の爲めに幸福を求むるものなり天日は上にありこの宣言を照鑒せよ邦人君子興起して吾等を助けよ

2月19日，東北行政委員會は午後1時より法學研究會に開催午後4時散會したが，元首問題を主とし國號，國旗，國體等に關して討議したが，國體問題に就ては依然として異論百出して歸る處がなかつた。

國體問題が斯くの如く紛糾する所以のものは，最初委員の投票によつて大總統を選擧し，共和國體を組織し，暫定的に新國家の政權を運行せしめ，將來一般の潮流に合せざる時に至り帝政を改め一般民衆及中外人の批難を免がれんとしたのであるが，熙哈は前淸時代宣統帝と君臣の關係ある爲極力帝政を主張し，馬占山其他之れに反對する爲，張景惠は意見衝突の不利を虞れ臧式毅と協議の上稱號は執政とするも實質は皇帝たるに變化なし且帝政，王政，共和とするも結局は元首の下に內閣を組織し，周圍の人材が國家の爲めに盡瘁して始めて完全なる國家を形成するに外ならずと諮り，漸く解決の曙光を得，建國の大綱此處に於て定まり政體は立憲共和とし執政の名に於て宣統帝を擁立し臨時憲法を制定し，大體中央集權の方針の下に從來の地方權力を縮少すること並幣制を銀本位とすること等を根幹とすることになつたのである。

2月25日，國號を滿洲國とし，元首を執政と稱し，年號を「大同」と號し，新五色旗を用ゐる首都を長春に定める旨を發表した。

一方自治指導部では建國が確定したので積極的に運動を開始することとし，要領を示して實現に努めると共に映畫宣傳，標語傳單等の手段をも採つたのである。

2月25日全滿建國促進運動聯合大會を奉天自治指導部に於て主催，各省代表，奉天省各縣代表，蒙古代表竝各國體代表，滿蒙靑年同盟會員，吉林省朝鮮人代表，哈爾濱特別區朝鮮人代表等約700餘名參加し，各代表演說後宣言文及決議文を可決，新國の萬歲を三唱し，終つて自動車で大示威遊行を行ひ，其夜は趙市長の慰勞宴が張られた。

建　國　通　電

査するに東北各省は事變以來人民は失業し盜匪は蜂起す姦淫掠奪をなし十室九空の狀なり人民が如斯塗炭の苦に遭ふは誠に空前未曾有の事とす，其の原因は弊政改らず統治に人なきの致す所なり

現在地方の秩序漸く恢復すと雖若し中樞の人なくば仍ち治理するに難かる可し近頃各方の情勢と大局の趨勢より見るに應さに速かに國家を建設して以前の惡弊を掃除し新法を發布して善政を施行すべきなり

東北は滿蒙が開發さるれば其の基礎は確立さる可し是により三千萬民衆は平和の幸福を受く可し故に一致奮起して建國を主張し誠意を披きて通電す

決　議

（1）　現下の大勢に適合したる新國を建設し並に民衆の意志に卽したる元首を推擧すること
（2）　徹底的に軍閥の勢力及其の一切の苛政を根絕すること
（3）　王道主義を以て新政設施の標準とすること
（4）　東亞民族の融和を計り國家の基礎を確立すること
（5）　產業開發に重きを置き以て新國家の富源を開拓すること
（6）　職業敎育を實施し人民の生計を裕福にすること

以上は皆全省人民の渴望する所にして亦全省人民の生命なり茲に謹んで熱誠と希望を以て之を提出し期日を剋して實現せられんことを請願すこの志この衷一息の存在なりと雖も決して忽かせにせざること天神共に實鑑する所なり謹んで宣言をなし以て明察を請ふ

大同元年2月29日　全滿建國促進運動聯合大會

宣　言

茲に全滿民衆其の束縛を脫し一堂に相會し建國の大計を討論すこれ空前の新局面にして眞正なる民意茲に現はれ歡喜鼓舞また言を俟たず建國の現れに關しては外間未だ必ずしも明にせず依つて茲に謹んで公意に基き詳に開陳せんとす全滿民族は古これを肅愼と稱し風俗禮敎は地僻遠に當るため歷代數千年未だ改まるものなし淸朝興京に崛起してより中夏に入りては主となるも猶滿洲故地の風俗に從ふ夫れ政は時によるを尊ぶ文化を異にするものを倘べば足を削つて靴に合するものにして障害必ず多しこれ民族歷史の建國に必須なる理由の第一なり

漢は遼東をとり唐は高麗を亡ぼし遂に隣邦に至る檢縣の東地長きこと線の如く中土より遠く隔たり別に一區をなし漢唐の盛んなるときよくとりしも守る能はざりしは蓋しこゝに基くこれに基き地理關係また建國に必須なる理由の第二なり往昔扶餘は長春に建國し渤海は寧安に建國し女眞は河城に建國し滿洲は興京に建國すその小なるものは一隅に保衆して祚を傳ふること數百年その大なるものは東土に基きよく中原に進據し王業を興すもの既に三四これ歷史の前例の建國に必須なる理由の第三なり

近來內地波瀾相次ぎ立國20年今に寧日なかりしのみならず軍閥割據し苛政民生を虐ぐ既に豆を煎るにその萁をもつてすその萁を燒く如きものまさに玉石同焚の勢ひにあり地方狀況に基きて建國せざるべからず理由の第四なり

更に進んでこれをいへば民は邦の本なり古に明訓あり民に聽き民に視れば天違はず全滿地方既に人民を主體となし全滿の建設自ら民意を以て從となす民意にして新政體を樹立するにあらば卽ち國家成る民衆最も好んで戴かんとする人あらば卽ち推擧せられて元首とす民衆の設施せんとするものあらば卽ち發布せられて政令となる全滿民衆の意志既に決したり住々應に新規を尊めて民心を收拾するの計をなすべし是亦公意に基き建國せざるべからざる重要理由なり

以上五項の理由は全滿地方の具有する特殊素因にして亦我が全滿民衆各人の謂はんと欲する處なり茲に2月29日奉天省城に於て全滿促進大會を開き上述の理由により建國問題を討論し且議決を經て東北行政委員會に提出期を剋して新國の元首を推戴し同時に善政王道主義に基き人民の幸福を增進せんとす茲に滿場一致の贊同を得侍に宣言す

大同元年2月29日　　全滿建國促進運動大會

吉林省　昭和6年9月26日前東北邊防軍副司令長官公署參謀長熙洽は自ら長官に就任じ臨時政府組織を行ひ，其26日獨立を宣言し，30日には大要

1　民意尊重　2　綱紀肅正　3　言論自由　4　善政施行

の4に就て宣言を發表した。

然し熙洽の此の擧措に就ては，張作相に對する從來の關係もあつて當初は稍々微穩的のものであつたが，終に日本の決意とその態度が明瞭となつた爲め，新政府もその內容を充實し，地方には宣撫使を派して專ら新政權の服從を說き，12月臧式毅奉天省長に就任する頃より張景惠，馬占山との合作に努め，反吉林軍討伐の爲約1萬の兵を賓縣，哈爾濱方面に派し，2月に入り全省の時局を安定することが出來た。

吉林省の新國家建設運動としては11月に吉林在住旗人要人及淸朝關係者其他代表者300名省城に集合して樂土の建設を熙洽に請ふたのを始めとし，2月15日には吉林各全省に新國建設促進を通電した。

2月20日には吉林省政府建設委員會成立し，23日―25日迄促進大會開催され，爾來此種運動各地に起つたが，支那要人の間には一般に此の運動に關心を缺いてゐた。

黑龍江省　昭和7年の10月になつてから趙仲仁を中心とする一派によつて省人省治を目的に新政府組織運動が開始した。萬國賓も亦舊政權を基礎として獨立の計畫があつた。張海鵬は又黑龍江省に新政權を樹立する爲めに齊々哈爾に向けて進擊を開始する報があつて，黑龍江省軍事會議は黑河警備司令馬占山を總指揮として張軍と妥協交涉を行ひ決裂して，黑龍江軍は江橋の木橋を破壞した。

11月4日日本軍の江橋木橋修理班は兩軍諒解の下に修理に赴いたが，黑軍の不法射擊によつて皇軍と黑龍江軍との間に戰鬪開かれ黑軍は破れて馬占山黑河に走り19日日本軍は齊々哈爾に入城することとなつた。繼いて地方自治會生れ，吉祥之れが會長となり全會一致の決議を以て張景惠を主席とし，馬占山を軍警總指揮に推薦した。張は大軍をもつて哈爾濱に駐兵し，趙仲仁は日本軍と馬占山の接觸に極力妨害を試み不成功に終つた。

12月11日馬，張は松浦鎭で會見し意見の一致を見た。

然し黑龍江軍中には萬福麟系中の領將もあつて，馬占山の下に對日主戰論を持して皇軍と一戰を交えて一敗地に塗れ，後には便衣隊を放つて秩序を攪亂し，土匪と通じて秩序を亂し，哈爾濱事變勃發するに當つては反日通電を發する等黑龍江省統一の癌となつてゐた。

1月1日張景惠は，「江省民衆の懇望默し難く江省主席に就任して……滿蒙新國家の建設に努力せん」と通電を發した。1月6日馬，張は松浦鎭で再會見をし，張は卽日齊々哈爾に赴き翌日主席就任式を擧行し，吉祥を省長代理として自治會を解散した。然るに馬は吉祥の省長代理を認めず爾後紛爭を重ね結局馬が省長となり張參議府に入る事に了解を得て漸く落着した。

2月22日馬占山は齊々哈爾に入城し，24日省長に就任，黑省の時局安定した。

新國建設促進運動としては1月25日民治指導委員會が成立し，委員長は速かに時局を收拾して善政を施し，1日も早く無辜の民を塗炭の苦より救出し，善隣の誼を重んじ共存共榮の實を擧げて長久泰平の幸福を受けんとするにあると述べた。

2月11日は日本側の建國祭と滿洲側の新國家建設歡迎促進とて日鮮滿蒙聯合大會が開かれ盛大を極め，次いで22日―25日に亘り，各界團體及各縣代表聯合で新國樹立促進運動大會を開いた。

熱河省　熱河省主席は湯玉麟であつて，事變後省內には反湯氣分漸次昂まりつゝあつたが，張學良の監視嚴重である一方之れに加擔すれば日本軍に攻擊さるる虞もあり，新政權に合流せんとせば學良に後方を襲はるに至るべく，結局進退兩難に陷入りたる爲中立保境安民主義を稱へて，事態を靜觀する外なかつた。

蒙　古　2月10日鄭家屯に於て東蒙各旗の代表會議が開かれ，日本人も列席し，關東軍司令官及東北行政委員會に對し建國促進，蒙古自治，行政區域の確定，區域外蒙古人の居住の保證，新國家機關に蒙古人參

加等の建白書の提出を可決した。

（2） 滿洲國に對する批判

（1） **知識階級**　表面露骨なる排日言辭を弄する者なきも主として民國側方面の批評を下に綜合する今回日本は兵力を用ひて東三省を完全に征服せり。殊に1月3日以來東北に殘留せし錦州政府も消滅し，事實上東北に於ける中國の行政權は全く喪失するに至り今後日本が東北を併呑せんとするも，中國には之に抵抗するの實力なし。以て東北四省の奸人を誘ひ自動的に新國家の建設をなさしめ中央より脫離せしめんとす，新國家成立するに於ては更に一歩を進め新國家元首より自動的に日本の保護國たらんことを申出しめ，軈ては合併を申出す樣仕向くるものにして，東北茲10年を出ずして第二の朝鮮たる可し。各省長官等は日本の此の手段を知悉するも私慾の爲め甘んじて日本に利用せられ居るものに外ならず。換言すれば彼等は日本を援助して東三省を賣るものと言ふも過言に非ず。

（2） **一般民衆**　東北は20年來軍閥專橫を極め人民の苦痛を顧みず，常に苛斂誅求に依り壓迫を加へ來れり。のみならず連年の內亂に因り農商民は疲弊して生色なく，紙幣の濫發は官を富まし民を貧に陷れたり然るに今や日本の手に依りて東北の地より完全に軍閥を驅逐せり。のみならず民治を援助す之滿洲をして三千萬民衆の樂土たらしめんとするものなり。

（3） **滿洲旗人**　清朝の命數未だ盡きず今や日本は張賊一派の勢力を驅逐し民治派と提携して宣統帝を擁立し新國家を建設せんとす，是天宣統帝を助けて元首の地位に復活せしめたるものなり。

又曰く日本は宣統帝を利用して東三省を征服せるが，將來清朝復興後如何に之を利用するや窺知し得ず。

（4） **下層階級**　國家が如何に變遷するも吾人は居に安んじ業を樂しみ得ば足るとて新國家の建設等には何等の關心なく，只東北の治安恢復を切望するのみなり。

（5） **蒙古各王公**　蒙古各王公貝勒臺吉及喇嘛等の意嚮は宣統帝擁立を主張しつつあるも，新國建設に對しては確固たる意見を有せざるものの如し等である。

（6） **國民政府及張學良の阻止運動**

1. 各特使を東北に派して買收脅迫（公權褫奪，逮捕令）等にて建國を阻止せんとした。
2. 張學良は特使を呼倫貝爾に派し國府は前蒙藏院長コソワンノルプ等を內外蒙古に派し新國家加入を阻止せんとした。
3. 米國及び勞農を動かし成立を阻止せんとした。
4. 張學良は在北平滿洲旗人要人に要職を與へ新國不承認の通電を發せしめんとしたが拒否された。

（7） **ソ聯邦の態度**

1. ソ聯邦は蒙古人の新國參加阻止を爲さしむる爲め，1月18日拓殖局蒙古司長カラールに蒙古人6名を附し內外蒙古に急行せしめた。
2. 駐奉ソ聯邦總領事ズナメンスキー談　過去に於いてソ聯邦は南京政府と舊條約關係あり新滿洲獨立國家間には當然種々なる外交問題を惹起すべく，我國としては滿洲新國家の成立を歡迎せざるも，大勢に順應して新滿洲國を承認するに至るであらう。
3. ソ聯邦は中東鐵道問題を政治的關係以上に經濟的權益として考慮すべく，新獨立國を承認する結果中東鐵道は交通委員會の統制下におかれるであらう。

（3） 滿洲國の成立經過

執政の就任　新國元首として溥儀氏を推戴することに決定したので，2月29日各省各界代表張燕卿，趙仲仁，葆康，馮涵淸，

凌陞，蘇賓麟の6名は旅順に至り溥儀氏に謁し出廬を懇請したが溥儀氏は「責任重大の爲め輕々には承諾し難し」との意嚮を洩したので一旦歸奉し，第二次推戴使として前記6名に更に各界代表23名を加え3月4日旅順を再訪し，三千萬民衆の熱意を披瀝し力強く溥儀氏の出廬を要請する處があつたので，溥儀氏は1箇年試驗的に政務を見，若し施政にして3千萬民衆の期待に副ひ得ざる場合は，辭職するとの條件で出廬の內諾を得た。

斯くて張景惠以下10名は迎接委員として5日旅順に至り溥儀氏に謁し正式に出廬を懇請し承諾を得たので，6日共に旅順を出發湯崗子にて一泊，8日執政の待遇で特別列車を仕立て北行，午後3時長春著日滿官民及淸朝舊臣等の熱烈なる歡迎裡に城內執政府(舊市政府)に入られた。

執政就任式は3月9日下の次第によつて擧行された。

（1）奏樂　陪列者入場「イ」招待員「ロ」參禮官 (2)參列者入場「イ」行政委員會委員「ロ」各省區文武官「ハ」各省民衆代表「ニ」外國來賓 (3)元首入場　元首の前後には各2名の文武官侍從及1名の拜禮官從ひ導く (4)鞠躬の禮　全員元首に向ひ3鞠躬し元首は1鞠躬を以て之に應える (5)國璽捧呈　張景惠は國璽を臧式毅は執政璽を元首に向つて3鞠躬して奉呈する　元首は1鞠躬を以て應えて之を受ける (6)頌詞　行政委員會より頌詞を致す元首は答詞及宣誓をなす (7)外國來賓接見　外賓を接見し鞠躬の禮と握手を賜ふ外賓の祝詞及元首の答詞 (8)元首退場休憩 (9)奏樂 (10)元首再び臨場寫眞を撮影す (11)元首以下參列者全員着席酒を酌む全員起立し乾杯「滿洲國萬歲」「元首萬歲」を三唱す (12)奏樂 (13)元首退場 (14)參列者退場

斯くて午後4時10分式を終了した參列者の主なる者は下の如くである。

鄭孝胥，于冲漢，趙欣伯，張景惠，張海鵬，臧式毅熙洽，馬占山，張燕卿，謝介石，丁鑑修，馮涵淸，貴福

本庄司令官，板垣參謀，駒井特務部長，森司令官，二宮憲兵隊長，小林海軍少將，山岡關東長官，內田江口滿鐵正副總裁

同日發表の執政の宣言は次の如くである

人類は須く道德を重んずべきに種族の別あり卽ち他を壓制し己を贊揚す其の道德たるや甚だ薄し。人類は須く仁愛を重んずべきに國際的の爭あり卽ち人を損し己を制す其の仁愛たるや甚だ薄し。今我國を建設するに當り道德仁愛を以て主となす種族の別及國際間の爭を除去せば當に王道樂土の實現を見るべし。凡そ我國民たるもの努めて之を勉勵せよ。

3月10日滿洲國政府は下の如く政府要人を任命し卽日就任した。

國務院總理	鄭　孝　胥
同　民政部總長	臧　式　毅
同　軍政部總長	馬　占　山
同　財政部總長	熙　　洽
同　外交部總長	謝　介　石
同　實業部總長	張　燕　卿
同　交通部總長	丁　鑑　修
同　司法部總長	馮　涵　淸
立法院長	趙　欣　伯
監察院長	于　冲　漢
參議府議長	張　景　惠
同　副議長	湯　玉　麟
同　議員	袁　金　鎧
同　同	張　海　鵬
同　同	貴　　福
同　同	羅　振　玉

3月11日滿洲國の基礎となるべき下の諸法令が發布された。

滿洲國政府組織法，政府組織表，參議院官制，國務院官制，監察院法，國務院各部官制，省公署官制，人權保障法，暫く從前の法令を採用する件

上記の外罪人に對する大赦令及御內帑金20萬元を以て極貧者を救恤する執政令が發せられた。

次いで3月12日外交總長謝介石の名を以て日，英，米，佛，蘇，獨，墺，白，丁，伊，和，波，葡，チエツク，エストニヤ，ラトビヤ，リスアニヤの17箇國の外務大臣宛新國成立及對外方針の通電を發した。

以書翰致啓上候陳者奉天吉林黑龍江熱河各省東省特別區蒙古各旗盟が結合して一獨立政府を組織し1932年3月1日を以て中華民國より分離し「滿洲國」を創

設したることを通告するの光榮を有し候東北總省を支配したる張學良を首腦とする舊軍閥政權が彼等の利己的利益を計り人民の福利を顧みざりしことは御承知の通に有之官紀を紊り苛斂誅求を擅にし人民を塗炭の苦に陷らしめたるのみならず排外を事として國交を妨げたる次第に有之候而已ならず支那本部に於ては確固たる統一的政府なく群雄權を爭ひ同族互に殺戮し一日の平和の時も無之茲に滿洲國人民は舊軍閥の打倒されたる機會に於て協力一心して新たなる國家を建設したる次第に有之候

滿洲國政府は法律制度を完備し人民の生活を保證し其福利及安寧を增進するに全力を竭すことゝ可致列國との交際に當りては下記の諸原則に從ふことに決定致候

1. 信義を旨とし睦誼親善の精神を以て事に處し以て國際平和の維持增進を期すること
2. 國際法規慣例に從ひ國際正義を尊重すること
3. 中華民國の諸外國に對して存する條約上の義務にして國際法及國際慣例に照し相續すべきものは之を繼承し誠實に履行すること
4. 外國人の滿洲國領域內に於て有する旣得の權利を侵害することなきは勿論其生命財產を完全に保護すること
5. 外國人の滿洲國に來住するを歡迎し各民族には平等公正なる待遇を與ふること
6. 列國との通商貿易を容易ならしめ以て世界經濟の發展に貢獻すること
7. 諸外國人の滿洲國に於ける經濟活動に關しては廣く門戶を開放するの主義を遵守すること

貴國政府が以上滿洲國建設の趣旨を充分に諒解せられ且滿洲國との間に正式に外交關係を設定せられむことを切望致候

建國祝賀　新國の認識を明確ならしめる爲めに滿洲國政府は３月10，11，12日を祝賀日と定めた。

1. 東北新國の建設を祝賀す。
2. 一般民衆に東北新國の組織內容を徹底せしむ。
3. 中國本土及南京政府と關係斷絕を明確に認識せしむ。
4. 一般民衆に東北新國家は五族樂居の理想鄉であり３千萬民衆の利益を計る國家を創造するものたることを明確にする。
5. 世界の平和は滿蒙によつて其の理想を實現することを對外的に高調すること

以上５項の大綱を定め (1)文書繪畵による宣傳 (2)團體宣傳 (3)新聞宣傳 (4)記念宣傳 (5)娛樂宣傳 (6)特殊宣傳等の方法により宣傳の實行を試みた。

民衆の對新國家態度　３月10．11．12日の建國祝賀日には上述の宣傳法により民衆に建國の趣旨を徹底せしめ各地一齊に祝賀を催したことは勿論であるがここでは各地の祝賀狀況を一々記載するを止め，主として民衆が新國に對する關心に就いて竝に反新國運動を記すことにする。

（イ）　奉天省　安東に於ては３月10日前11時より縣公署で祝賀式を擧行したが參列者は縣公署關係者のみで地方有力者の參加なく又11日の祝賀游行は附屬地驛前に於て日本側の祝賀隊と會合解散の豫定であつたが，一行に加はつた學生其の他の民衆は殆ど大部分中國街附近で退散した。

梨樹縣民は新國建設促進運動に對しては一般に熱意なく，何の運動かを解する者は之を以て日本の爲めなりとして表面に立つを欲せず，各地大會の如きも商務會公安局等の狩出しにより辛うじて擧行した狀態である。中には「日本が勝手に滿洲を占領し勝手な新國家を造るのに我等は何故人形となつて踊る必要があるか」等と洩す者さへあつた。又委員の態度も縣長の任命縣組織章程の改變後自治精神を失ひ何事も責任を廻避せんとし，建國促進運動大會の時も委員に任命さるるを喜ばず誠意の見るべきものがなかつた。故に事毎に失態を繰返し全滿大會派遣代表の如き期日に至るも猶決定せず，指導員の强制により委員が代つて赴奉した有樣である。此の間に處して公學堂出身者のみは率先して事に當り又宣傳の第一線に立つた。

新賓縣內に於ける朝鮮人民會組織及其の他の用件で２月下旬通化に旅行した鮮人醫師鄭致珉等の談によれば柳河，通化，新賓に於ける支那官民の對鮮人態度は事變後も何等從來と變ることなきのみならず，反つて從來より來住者の審問取調等は嚴重で侮蔑的言辭を弄する者が多くなつた右は支那本土方面からラヂオで常に日本軍慘敗云々の報道があるのと，北平方面から支那紙の密送があり東邊一帶にも近々國民軍が大擧襲擊するであらうと信ぜられて居ること及匪賊排日分子の義勇軍組織潛入せる國民黨員の逆宣傳等に刺戟されて居るもので，支那側地主は鮮人に對し小作契約を解除する等の暴威を振つて居る。且つ東滿地方より入り來る中國共產黨員は不逞鮮人等と結托し，帝國主義戰爭反對の宣傳工作に從事して居る。

（ロ）　吉林省　吉林に於ける建國祝賀は祝賀宣傳委員會で一切の祝賀法を立案した。滿洲國側官衙は9日より12日まで休業し，10日慶祝大游行を行つた。參加６千名であつたが參加者は各官衙，商店の下級使用人農民等無知識階級の者多く一般有識者で參加した者は稀であつた。邦人は居住者の約半數參加した。滿洲國側で眞に建國を賀慶して居る者は滿洲旗人及時局後相當の地位を得た者のみである。

哈爾濱に於ては (1)日本軍は不日哈市を撤退すべし (2)米露は日本と開戰すべく其の結果日本は獨逸の如き境遇に陷るべし (3)新國成立は日本の欺瞞手段で遠からず朝鮮と同一の運命に陷るべし等々の宣傳が各官衙に殘存する國民黨員並に露國共產黨員及びこれに懷柔された者等により流布されて居た。

因に同年２月25日に擧行された建國促進大會に參加した民衆の中約3分の1は白系露西亞人であつた。

（ハ）　黑龍江省　萬國賓は馬占山の注意により３月２日黑河を脫出浦鹽經由北平に逃れた，其の他官吏は少數の異動あるを除き不滿乍ら新國に服從することになつた。３月10日には黑河で新國反對の兵變を起したがもなく鎭定した。

（二）　滿洲國の承認

（１）　滿洲國の對外通告

概　況　最近數年間に亘る民國の政局は目まぐるしい程實に多事多端であつた。殊に民國側官憲が陰に陽に執り來つた排日行動の累積は，遂に滿洲に於て端なくも滿洲事變を惹起し爰に張學良を中心とする東北政團の大崩壞となつた。顧みるに昭和６年９月18日柳條溝の爆破によつて石を投げられた滿洲事變は，其後１箇年を經過して，昭和７年(大同元年)９月15日，日本の滿洲國結成承認を以て，世界的に新興滿洲國を登場せしめる事によつて，其一年史の幕を閉す結果となつたのであるが，其の間昭和７年(大同元年)３月12日新興滿洲國は堂々乎として下の對外通告を世界に發表した。

茲に奉天吉林黑龍江熱河東省特別區並蒙古各旗盟の民衆は全體奮起して獨立政府を組織し1932年3月1日を以て中華民國より完全に分離し滿洲國を建設す本總長より貴外總長に對し此旨を通告し得るは至極光榮とする所なり惟ふに舊來軍閥東北諸省に蟠居し人民の休戚を顧みず惟私利を是れ圖る內は苛斂誅求を擅にして人民を塗炭の苦に陷らしめ外は信義を無視し各國を目して仇敵と爲す加之中原に統一政府なく群雄角逐し戰禍連年同胞を殺戮し人民生を聊するの時なし是に於て滿洲國人民は此の舊軍閥覆滅の機に乘じ同心協力して新國家を建設したる次第なり故に滿洲國政府は內は法律制度の完備に力を竭し以て人民の安寧を保證し其の福利を增進せしめ外は下の諸原則を遵守し以て國交の親睦を期し世界和平に貢獻せんとす。

1 信義を尊重し事の大小を論ぜず總て和睦親善の主義に基き之を處理し國際平和の維持增進を圖る
2 國際間の信義を尊重し國際法規及慣例を遵守す
3 中華民國の各國に對して有する條約上の義務中國際法及國際慣例に照し新國家に於て當然繼承すべきものは直に之を繼承し誠意を以て之を履行す
4 外國人の滿洲國領土內に於て有する旣得權利を侵害することなきは勿論其の生命財產に對しては當然之を保護す。
5 外國人の滿洲國に來住せんとする者は均しく之を歡迎し各民族に對して平等公正なる待遇を與ふ
6 各國との通商貿易は努めて之を容易ならしめ以て世界經濟の發展に貢獻す。
7 門戶開放主義を遵守し外國人の滿洲國に於ける經濟活動に對して便宜を與ふ。

以上の諸原則は乃ち滿洲國建設の趣旨なり。

茲に貴國政府の完全なる諒察を得且我滿洲國との間に正式に外交關係を成立せられんことを切望す。

（２）　承認迄の經過

回顧するに滿洲事變に端を發し日本は遂に滿洲國の承認を見るに至つたのであるが，今其過去１箇年間に於ける重要事件の摘錄するに何れも皆亞細亞民族に負はされた重大な試金石であつた。

軍事行動　日本軍の活動は之を大體２段に分ける。第１段は滿鐵及び我借款鐵道沿線の占據であり，第２段は齊々哈爾，錦州，哈爾濱方面に於ける殘存勢力の掃蕩である

（イ）　滿鐵及日本借款鐵道沿線の占據

昭和６年９月18日午後10時40分奉天北大營に駐屯せる王以哲旅の１部は柳條溝に於て滿鐵線路を爆破した。日本軍司令官は直ちに軍の出動を命じ，翌日午前３時には早くも北大營を占領し，６時には城內，９時には兵工廠及飛行場，11時には東大營を占據し，奉天は完全に日本軍の手中に歸した。同時に滿鐵沿線各地の軍事行動が開始され，19日午前５時40分には營口舊市街を占據し，11時には寬城子の支那兵の降服を見た。その外本溪湖，瓦房店，鳳凰城等の公安局は同日中に武裝解除された。

此の波紋は忽ち滿鐵沿線外の各地に擴大した。間島には20日21日に亘り局子街，龍井村の日本側の營造物が襲擊されて，日本軍の出動となり，吉林にも多門師團の出動となり，21日吉林軍の武裝解除となり，ハルピンは20日頃から惡化し居留民の避難となり，23日より其輸送を開始となつた。24日洮南險惡を告げ，鄭家屯の羽山支隊出動して25日之れを占據する處となつた。

（ロ）　舊軍閥勢力の掃蕩

日本軍の出動と占據より舊滿洲政權の解體が行はれ，10月1日迄に奉天の地方維持委員會，吉林の熙洽，哈爾濱の張景惠，熱河の湯玉麟，洮南の張海鵬等夫々獨立を宣言したが，その間に張學良は錦州に假政府を設置し日本軍の行動に對して能動的氣勢を示してゐた爲日本軍は第2段的の軍事行動を起し，10月8日に錦州襲擊となつた。

10月12日になつて黑河警備司令馬占山，獨立を宣言し，其反日態度の濃厚を來した爲，多門師團の行動を誘發し5日大興に於ける戰鬪となり，18日その主力の壞滅を來し，彼の海倫遁避により齊々哈爾方面の平定となつた。

齊々哈爾方面の平定に次で安奉線方面の匪賊の活動となり，更に又錦州一帶の敵對行爲濃度を加へた爲，12月20日より多門師團，室師團の進發となり，昭和7年1月3日錦州城の占領，11日錦西の占領となつた。

熙洽の吉林政府と哈爾濱の丁超等の吉林假政府との對立は1月半頃から尖鋭化し，吉林の劉匪軍は17日から進擊を始め，26日に傅家甸に於て反吉林聯合軍との衝突あり，長春駐屯の長谷部旅團28日より出動し多門師團と呼應して2月5日哈爾濱の占據となつた。

政治的建設　日本の軍事行動の進展に伴つて，學良傘下にあつた地方的の諸勢力相次いで獨立を宣言し，淘汰され，洗練され，一方には滿洲國政府建設運動の氣勢を示すと共に他方には地方自治組織の構造が進められて居つた。

各省政權の確立　（イ）　吉林省　いち早く政權が確立されたのは吉林省である。前東北邊防副司令官公署參謀長熙洽氏9月26日，自ら長官に就任して，同30日には省政府首腦部を任命し，10月9日には軍政部の職制竝人事の決定を行つたが，これと對抗して丁超を首腦とする吉林假政府なるものが10月12日に哈爾濱を中心として結成され，2月始め日本軍の攻擊を受けて解體するや吉林の熙洽の政權が確立した。

（ロ）　奉天省　日本の軍事行動の後，闞朝璽等の武人派を中心とする遼寧紳民時局解決方策討論會と，袁金鎧等の文治派を中心とする奉天維持委員會とが組織されたが，9月28日兩會は合體して新たに獨立政權建設の宣言を發表したが，日本軍の錦州襲擊により張學良勢力の掃蕩の斷乎たる決意が表明さるゝに及び，其獨立運動は急速に具體化し，地方維持委員會の名を以て省政府を代行することとなり，11月10日に其代行式典を擧行した。後に諸般の準備整つた爲維持委員會解散して奉天省政府の組織となり，臧式毅省長に就任した。

（ハ）　黑龍江省　政權確立に少しく立後れの觀を呈したものは黑龍江省であるが，10月1日洮遼鎭守使張海鵬獨立を宣言し，齊々哈爾の黑龍江政府に政權の引渡しを要求したが，10月11日に至り黑河警備司令馬占山獨立を宣言して自ら黑龍江省主席に就任して張海鵬の要求を却け，之れと對抗してゐたが，11月18日日本軍のため齊々哈爾を追はれ，哈爾濱の東省特別區長官張景惠氏が日本軍の依囑によつて治安維持に當ることとなり，28日省政府委員を任命し，昭和7年1月1日黑龍江省の獨立を宣言し，3日其省長に就任した。然るに曩に反旗を表明した馬占山氏は，日本の哈爾濱占據と共に歸順し，2月14日前記張氏と會した結

果，黑龍江主席の位置は張氏より馬占山に讓られ，23日馬占山齊々哈爾に歸着と共に省長に就任することとなつた。

（ニ）　熱河省　湯玉麟は9月29日獨立を宣言したが，その地域を守つて形勢を觀望して動かなかつた。

滿洲國の建設　昭和7年1月始めに於ける日本軍の錦州擊破によつて，學良の舊勢力は滿洲より根本的に倒壞を見たわけであつて，玆に新國家建設の氣運漸く濃厚となり，1月15日には奉天に於て東三省首腦部會議が開かれ，新國家の大綱の決定を見，2月11日を以て建國することに決したが，黑龍江省政權の動搖によつて延引となり，2月16日再度の建國會議開催され，東北政權の主體となる東北行政委員會の組織と新國家建設の根本方針の決定を見，新國家の獨立宣言書の發表を行つて18日閉會となつた。續いて東北行政委員會は19日から新國家憲法案を決定し，2月25日には滿洲國の建國を宣言するに至つた。そして3月1日には滿洲國政府の名に於て建國宣言を公布し，3月7日には溥儀氏執政就任を正式に受諾し，3月9日には建國式及び執政就任式が擧行された。

地方自治組織の建設　日本軍は滿鐵沿線を占據すると同時に重要都市にはその監督下の市政を施行することとしたが，最も困難な事業は滿洲國の基礎となるべき地方自治機構の組織であつて，此の使命を帶びて11月9日に遼寧省自治指導部を組織することとなり，有爲の指導員を各縣治に參與せしめ，根本的の改造が計られ，1月にはその指導の下に奉天省59縣中21縣は自治執行委員會が組織されたが，滿洲國建設と共に自治指導部は解散しその事業は滿洲國資政局に移された。

經濟的建設　（イ）建設計畫の確立　日本の關東軍は昭和6年12月18日に統治部を組織し建設計畫を講究しつつあつたが，翌7年1月には內地の專門家約30名の委員を任命してその意見を聽取することにし，別に外務省內には事變勃發後，五省聯合委員會を置いて善後所置の大綱を審議することになり，3月12日の閣議で之が決定を見，滿鐵は又7年1月末に經濟調査會を組織して調査立案の特殊機關を設定した外，滿洲在留民の意見を代表する公共聯合會，內地商工業者の意見を代表すべき奉天に於ける支那問題常設委員會等々何れも建設計畫確立に力を注ぐ事になつた。

（ロ）滿洲建國幣制の確立及中央銀行の設立奉天に於ける東三省官銀號及び邊業銀行は事件勃發と共に日本軍の管理下に置かれたが，10月15日より地方維持委員會の管理の下に開業した。吉林永衡官銀號は吉林の日軍入城が平穩に行はれたため早くも9月24日に開業した。黑龍江省官銀號は11月19日日本軍の齊々哈爾入城と共にその管理保管が行はれる事となつた。

新國家建設準備のために組織された東北行政委員會は，幣制に關しては銀本位による統一と東三省官銀號，邊業銀行，吉林永衡官銀錢號，黑龍江省官銀號を合し，資本3千萬元の中央銀行を設立し各地官銀號を其支店とする根本方針を決定した。

滿洲國政府の成立すると共に，國務總理は3月26日，中央銀行創立委員を任命し，更に，財政總長は同28日に創立準備委員を任命して中央銀行創立の諸般の調査準備を急がせると共に，監理委員及副監理委員を各官銀號竝邊業銀行に分遣して各行號の整理，監督に當らしめ，4月30日，教令を以て遼寧4行號聯合發行準備庫整理辦法を公布して聯合準備庫を解散し，その發行したる兌換券の中，中國，交通兩銀行の領用したるものは，各々當該銀行より其の領用金額に準じて，東三省官銀號に現金若には東三省官銀號，又は邊業銀行の兌換券を以てこれを支拂はしめ，その兌換責任を東三省官

銀號に移轉せしめた。

以上の如き諸準備と竝行して滿洲國政府は新中央銀行の發行準備金を充實し，その基礎を强固にせんがため，關東軍を通じて日本に借款を申込むだが，5月7日に至り三井，三菱兩財團との間に正式書類交換を終り，朝鮮銀行經由にて分割融資を受けることになつた。

6月11日には貨幣法，滿洲中央銀行法，同月28日には舊貨幣整理辦法（以上教令）及び舊貨幣對新貨幣換算率（財政部令）の公布を見，7月1日を以て滿洲中央銀行の開店を見た。

關稅の獨立　3月1日の建國以來滿洲國は當然關稅自主の實現を企圖してゐたが，3月24日に至り現行中華民國の關稅制度及稅率を當分の間存置し，關稅收入中外國借款の擔保となれる分は，毎月支拂總稅務司に送付し，此分を控除した剩餘金を新國家の收入となす事を決した。

次いで同月28日附を以て，版圖內にある海關全部に對し4月1日より滿洲國財政部所定の法規により稅關事務の施行を命令し，次で大連海關を除く滿洲海關の稅收全部の支那への送金を停止せしめた。

大連海關に對しては6月9日付を以て海關長に對し通告を發し，大連海關及其取扱銀行たる正金，中國兩銀行支店に對し財政總長の名に於て12日付，他の海關同樣以後其關稅收入の上海への送金中止方を命じた

玆に於て，關稅擔保の債權を有する米國は出淵大使を通じて非公式に日本に對し注意を喚起し來り，英國亦同樣の處置に出たが，滿洲國は更に14日各海關長に對し「海關は以後滿洲國の管理下に歸屬するを以て各海關員は總て滿洲國の命令を遵奉すべく，反するものに對しては斷乎たる處置を取る」旨の警告を發し6月18日關稅獨立宣言を公布したのである。

鐵道の統制　昭和6年9月21日日本軍吉林省城に於て吉林軍の主力の武裝解除を行つた以來借款及請負の4鐵道卽吉長，吉敦，四洮，洮昂の諸鐵道の管理方針を建て，同日長春城內に吉長鐵路局を置き，22日には四平街の四洮鐵路局を占據し，更に23日に獨立守備隊の橋本支隊は敦化に到着し，25日には羽山枝隊は洮南に到着して共に同地の治安維持に當つた。一方舊東北交通委員會の幹部は事變發生と同時に逃亡した爲9月23日各鐵道代表を以て新東北交通委員會を組織し，交通の統制を行ふことになつた。

對外關係　事變勃發の時丁度國際聯盟理事會が開かれてゐた爲，滿洲事變問題は理事會に上せらるることとなり，22日には緊急理事會の招集となり，日本は直接交涉を主張し，支那は之を排斥して讓らず，29日の秘密會議では理事會は日本の撤兵はあるものとして，直接交涉に委ねることにして解散となり，30日の會議に於て此の趣旨の決議をなし，10月14日迄休會となつた。

然るに10月8日日本軍錦州爆擊との報に刺激された米國は11日國際聯盟に協力を申入れ，16日の理事會に於て米國代表を招請する案が，日本の反對に拘らず通過するに至り，24日には11月16日迄に日本の撤兵を要請する案の附議されたものの日本の反對により不成立に終り，理事會は11月16日迄休會に決した。

ロシアは事變以來沈默してゐたが，馬占山援助說により日本が廣田大使を經て10月23日ロシア政府に爲した注意喚起に對し，外務人民委員次長カラハン氏支那援助を否定して不干涉政策を聲明した。

聯盟第3次理事會は11月16日，日本軍大興で馬占山軍と對峙した際にパリに於て開催され，調査委員派遣，中立地帶設立，日本軍の撤兵條件等の諸問題が論議されたが大體に於て日本に有利に展開し，12月10日の會議で9月30日の決議の確認，調査員の派遣等を含む決議の通過を見た。

1月3日，日本軍の錦州入城は再びアメリカを刺激し，國務長官スチイムソン氏は英，佛，伊大使と對日共同通牒を協議したが，何れも氣乘薄のため，1月7日附で單獨に9箇國條約及パリ條約に違反せる手段によつて成立せしめらるる狀態，條約又は協同承認する意志なき旨の覺書を日支兩國に送つたが，これに對し日本は同16日附を以て反駁回答した。

聯盟調査員　顏振れは12月21日に決定，2月4日歐洲を出發し米國經由2月29日横濱到著，各方面と交驩の後渡支し，上海，南京，漢口，北平を經て4月末に滿洲に入り6月始めまで各地を歷訪して事實の蒐集を行ひ，北平に於て最後に報告書の作成に從ひ，7月始め再び渡日して各方面と接衝して歸り，9月半に報告書を完成して聯盟に提出して歸任した。

（3）　日本滿洲國を承認

其間日本の滿洲國承認氣運進み8月8日には武藤信義大將が關東軍司令官兼駐滿特命全權大使に任ぜられて，9月15日鄭國務總理との間に議定書の調印が行はれ，同時に日本政府は滿洲國承認に關する聲明書を發表するに至つた。

日滿議定書內容　滿洲國政府國務院が同院佈告第5號によつて發表された日滿議定書の內容を示せば次ぎの如くである。

大同元年9月15日午前9時10分執政府に於て國務總理鄭孝胥及日本帝國特命全權大使武藤信義の間に署名調印を了したる議定書は次の如くである。

議　定　書

日本國は滿洲國が其の住民の意思に基きて自由に成立し獨立の一國家を成すに至りたる事實を確認したるに因り

滿洲國は中華民國の有する國際約定は滿洲國に適用し得べき限り之を尊重すべきことを宣言せるに因り

日本國政府及滿洲國政府は日滿兩國間の善隣の關係を永遠に鞏固にし互に其の領土を尊重し東洋の平和を確保せんが爲左の如く協定せり。

1　滿洲國は將來日滿兩國間に別段の約定を締結せざる限り滿洲國領域內に於て日本國又は日本國臣民が從來の日支間に條約協定其の他の取極及公私の契約に依り有する一切の權利利益を確認尊重すべし。

2　日本國及滿洲國は締約國の一方の領土及治安に對する一切の脅威は同時に締約國の他方の安寧及存立に對する脅威たるの事實を確認し兩國共同して國家の防衞に當るべきことを約す之が爲所要の日本國軍は滿洲國內に駐屯するものとす。

本議定書は署名の日より效力を生ずべし

本議定は日本文及漢文を以て各2通を作成す。

日本文本文と漢文本文との間に解釋を異にするときは日本文本文に據るものとす。

右證據として下名は各本國政府より正當の委任を受け本議定書に署名調印せり。

昭和7年9月15日卽ち大同元年9月15日新京に於て之を作成す。

因に滿洲國外交部總長謝介石氏の議定書調印に關する聲明を示せば下の如くである

本日我滿洲國國務總理と日本國滿洲派遣特命全權大使との間に議定書の調印が行はれ之に依り日本國は滿洲國の獨立を正式に承認し爾今兩國は相互に獨立國として相提携して東亞の平和延いて世界の平和の確立に貢獻し得るに至つたことは世界の歷史上に一新紀元を劃する重大なる事實であつて同時に人類の幸福に寄與すること甚大なるものとして實に慶祝に堪ゑぬ次第である。

本年3月民意に依り滿洲國が溥儀執政を迎へ獨立を內外に宣言してより玆に半歲此の間百官有司の努力と一般民衆の覺醒とに依り國礎は益々鞏きを加へ又日本軍の絕大なる援助に依り7月末馬占山の没落せるを一段落として境域內の兵匪も大體討伐し盡され又海關の接收と共に財政の基礎も確立して吾人の所期せる安住樂土の實現も決して遠くないのである。

滿洲國は3千萬民衆の意思に基いて建設せられ內は民衆の福祉を目標として精進し外は國際の親善を準則として行動しつつあるものであつて其の國家としての立場は世界列國の何れに伍するも何等遜色なきは勿論，其獨立は列國の承認の有無に關せず既に儼然たる事實であり此の事實を無視しては國際關係の圓滿なる處理は到底不可能であり又之を無視する如きは決して世界の平和と人類の幸福とに忠實なるも

のと稱し得ないのである。

然るに今回列國中我國の存立に最も重大なる關係あり且我國との接觸交涉の最も多い日本國が基本的議定書の調印に依り率先して3千萬民衆の熱望せる滿洲國正式承認を斷行されしことは內は我が國礎を固め外は我が國際的地位を强むる上に於て正に絕大なる貢獻を爲したもので實に欣幸に堪へない所である。殊に右議定書中には滿日兩國の間に相互依存の盟を成し滿洲國の存立を永遠に確保する趣旨が定まれて居り從來3千萬民衆の中に我國の前途に付何等かの杞憂を抱けるものありしとするも右杞憂は今回の擧に依り完全に一掃された次第である。

吾人は此の機に從來滿洲國の奪還を夢みつつ土匪軍を操縱して我國の治安の攪亂に努め來つた張家一派の舊軍閥並右舊軍閥の濁流を淨化せられたる滿洲國の地域に再び流入しめんが爲に歐米諸國を東亞の國際紛爭に捲込まんとしつつある國民黨の政治家に對し1日も速かに此の新事態に覺醒し虛心坦懷滿日諸國と共に東亞民族融和の方針に向はんことを希望するものである。更に常に正義人道を標榜し民族自決を高唱する歐米諸國及國際聯盟に對しては舊軍閥の暴政より脫離獨立したる滿洲國を其の民衆の意思に反し再び舊軍閥の手に戾し水深火熱の中に投ぜんとする如きは大なる矛盾であり同國の健全なる發達を援助奬勵することこそ其の義務であることを指摘し又我國の獨立及之に對する日本の支持てふ現實を無視することは徒らに東亞の平和を紛亂に導くのみなることを認識し以て今後速かに我國承認の擧に出でんことを期待するものである。

列國中には或は日滿兩國の特殊緊密の關係を云爲するものあるやも計り難いものであるが斯る關係は兩國の地理的又歷史的關係に顧み固より當然のことであり又世界各國の間にも幾多の事例の存するもので敢て論ずるに足らないのである。惟ふに列國の大多數が特に關心を有するは滿洲國の經濟上の門戶開放と國際義務の履行の二點に存するので右に關しては旣に建國宣言及對外通告中に明瞭に宣明せられて居る通りを今後滿洲國の國際的地位の確立と共に益々如實に證明せらるゝのであるが若し尙疑あらば列國は宜しく日本國と同樣我國を承認し右二點を確保する條約を締結すれば足るのである。支那及歐米にては滿洲國の實質を何等知ることなく爲にせんとするものの宣傳に乘ぜられて種々の惡聲を放つて居るものもあるがかることは今後事實に依つて着々反駁されて行くことであつて別に宣傳や辯明を爲す必要は無い。吾人は只側目もふらず勇悍に着實に建國宣言と對外通告の趣旨に從つて理想の彼岸に向て力强き步みを續くのみである。

玆に我國の獨立を正式に承認せられた善隣日本帝國及國民に對し深厚なる謝意を表すると同時に吾等3千萬民衆の滿洲國の理想實現に對する確固不拔の信念を披瀝する次第である。（大同元年9月15日）

（4） リツトン報告書

槪要　全世界の視聽を集めてゐた所謂「リツトン報告書」は昭和7年10月2日東京南京ゼネバに於て同時に公表された。

爰に云ふ「リツトン報告書」とは卽ち昭和6年12月10日，國際聯盟理事會の決議により，本年1月14日に成立したところのもので，この支那並に滿洲調査委員會は，本年2月29日，日本到着以來約7箇月を要し其の間滿洲にも來り作製した所產が卽ち「リツトン報告書」である。其の內容は本文10篇，附屬書8篇から成るものである。

「近時支那の發展槪要」　第1章

革命外交をとり來つて以來の近時支那はその特徵として，政變，內亂，社會，經濟の紛亂共匪の蜂起を來たし，中央政權は權力の微弱を示してゐる。之が匡正を見ねば，世界平和を脅かし，且つ又之が世界不況の因子ともなる。目下支那に於ける統一は，全く前途遼遠と見ねばならぬ。今日の如き不統一を來したものは「排外教育」「排外貨」の政策がその重要な因を爲してゐる。日本はかゝる支那との利害關係は，他國に比して一層著るしき立場に在り，その受ける損害も痛切である。今回の事變の如き結果は，正しくこれらに胚胎するものと云はねばならぬ。支那が窮餘の末，聯盟に訴へる機會に於て，彼等が用ゐつゝあつた排外政策を棄て，今後は國際協力による利益を知らしむるを要する。

「滿　　洲」　第2章

（1） 滿洲は日本の努力と支那移民によつて開發された。而もこの多數なる支那移民が，平和的に滿洲全土を占領した。更に1917年以來支那は日本の勢力を減少せんと試みた。

（2） 1911年の革命後に於ける滿洲は，終始支那の一部として，國民政府と連繫をとつて南滿鐵道の壓迫，延いて滿洲に於ける喪失主權の恢復，不平等條約の廢棄，帝國主義の罪惡に關する宣傳，實行を爲し排日，鮮人壓迫はこゝに激化した。この間，張政府の惡政——軍費捻出による不當課稅不換紙幣の發行等々——を施したが，而も教育，都市行政，公共事業に多少の進步を示してゐる。

（3） 北滿に於ける露支關係は1917年のロシヤ革命後，支那がこゝに主權を恢復し東支鐵道も亦支那側これに重壓を加へて，1929年の露支紛爭となつたが，ロシヤの態度は自己防衞で不戰條約の違反と認めず轉じて日本は北の共產主義と南の國民黨の排日宣傳に對しての中間地帶として，滿洲國の建設を希望したが，日本の疑惧はこの兩者にあつた。

「9月18日以前」　第3章

（1） 支那に於ける日本國の利益　滿洲に於ける25年間に於て21箇條の如きものあり，日本の權益次第に增大し，一方滿洲は支那內部と强固な結合を遂げ，日本が支那の主權行使をさへ制限するが如き特殊權益が生じた結果，こゝに兩者の衝突が惹起して來た。日本の滿洲に於ける特殊地位は極めて大なるものにして，一國が隣邦の領土內にかゝる廣汎なる政治，經濟上の特權を有せし例は，世界何處にも見ざるところにしてもしこの事態が自由意思に基き且つ愼重なる熟慮の結果の，政治經濟的協力の表現ならば，かゝる紛爭を釀すことはなかつたであらう。

（2） 滿洲に於ける日支兩國の根本的利害關係の衝突　滿洲は支那領土の一部分なることは各國等しく認め，諸條約にもこれを明記してある。支那は滿洲をして日露兩國への「國防線」と信じ更に支那の「穀倉」と認め，又支那本土人口のはけ口と考へ，支那本土よりの分離に反對した。日本は滿洲に對して，矢張り支那の强大なる場合及びロシヤに備へる「國防線」とした。もう一つは特殊地位と稱すものである。日本はこの特殊地位と云ふものに對して各國の承認を得たが，九國條約は旣にこれに對して不承認を與へてゐる。

かゝる狀態の滿洲に於て，日支關係は滿洲事變の直前に當つて最も緊張してゐた。

（3） 滿洲に於ける日支鐵道——國際權恢復に專念する支那は，日本の獨占的政策と正面衝突をする結果となり，まづ打通線吉會線の建設に對して問題を惹起した。殊に併行線に關する日支間の約束なるものは，正式條約中いづれにも存在して居らず，只北京會議の議事錄にある。これが效力ありや否やは公正なる司法裁判所の決定に俟つべきである。尙鐵道諸問題の紛爭は夫々兩者の責任にある。

（4） 1915年の日支條約及公文に關する問題　21箇條問題の內容，これが國民政府の所謂國權恢復運動の對象となつた。

（5） 在滿鮮人問題間島問題

（6） 萬寶山問題

（7） 中村大尉虐殺事件

前記三つの問題が重なつて兩國の危險益々迫り來つた。

「滿洲事件の槪要」　第4章

柳條溝事件に關しては日本側は當夜河本中尉及兵3名が巡察中柳條溝に於て爆音をきゝたるを以て，爆破されたる箇所に赴きたる所，支那兵の攻擊を受けたるを以てこれに應戰し，北大營攻擊に移つた云々と。

しかるに調査團の意見は，9月18日夜の日本軍の軍事行動は至當なる自衞手段と認むるを得ず，もつともこれにより調査團は，現地に於ける日本將校が自衞の爲行動しつゝありと信じつつあつたであらうとの假說を排除せんとするものではない。

錦州爆擊は正當でなく，又天津事件は曖昧である，その他滿洲內部の熱河問題は，この地方に於ける戰鬪地區として擴大することは考慮すべき問題であり，尙滿洲內の

匪賊はその多くは良民で，財產を失ひたる爲に轉業したもので，農耕の業を再び營む機會があれば，從前の平和的生活に復歸するであらう。

「上海事件」第5章

之に關しては日支兩國政府の意見をきき又多數の文献を得たるも，調査團としては別段の批判を加へず，單に本件は誤解に基き發生したるものならん………との見解に留む。

「滿洲國」第6章

（1）新國家建設過程　新國家に主として貢献せるは自治指導部で，該組織は支那人をその長とするも，主として日本人を以て幹部とし，關東軍司令部內第四課に隷屬する一機關として活動せるものである。之等日本人指導の下に各地に獨立運動を起し，傳單，演說大會，示威運動等により氣勢を擧げ，最後に奉天に於て全滿大會を開き，各地から代表者を集め，宣言，決議をなし，宣統帝を第一回大統領に選任し3月9日溥儀氏之に就任し，翌日は政府大官の任命，12日各國政府に獨立國の通告を發しここに所謂滿洲國の出顯となつた。この間に日本軍の存在と日本文武官の活動を逸してはならぬ。滿洲に於ける現政權は純一にして自發的なる獨立運動の結果と見る事は出來ない。

（2）滿洲國政府　政府の官吏は首相及各大臣は支那人なるも，その實權を有する各省總務部長はいづれも日本人で，地方廳及陸軍を除き，中央政府だけでも日本人官吏200名に及び，その他鐵道，銀行に傭聘さるるもの多數に上る。尙この政府の揭ぐる政策は自由政策的改革案を含み，滿洲のみならず，支那本部にも望ましきもの乍ら現在の不安狀態に於ては各種の改革，秩序の回復，繁榮の招來は覺束なしと思はれる。尙重要政策に關しては，日本官憲の指揮に服するを餘儀なくせられつつある。また南滿鐵道は漸次全滿鐵道に對して，重要な職分を委託されつつある。畢竟日本政府は滿洲國に對し不可抗の壓力を加へ得る次第である。

（3）滿洲住民の意向　調査團は種々困難を排して實業家，教員，醫師，巡警，商人等とひそかに會見した。又一行は1,500通餘の陳情書面を得た。これらの書簡は2通を除き日本及滿洲國に敵意を抱き，眞實なる自發的意思表現と思料せられる。委員の會見した各種の住民は，新國家に敵意を有する者が多い。只少數民族たる蒙古，朝鮮，白露人は悅服せるものの如くである。大體在滿支那人は新國家を日本の傀儡と見なしてこれに一般の好意を有するものとは認め得ない。

「支那のボイコット」第7章

支那のボイコットは，近年日支關係を著るしく惡化せる諸原因の一であつたのは疑ふ餘地がない。ボイコットは支那側では民衆の自發的運動なりと稱するも，委員會の見る所では，支那政府がこの運動に相當直接關與をなしてをることは否み難い。卽ちボイコットを統制してゐるのは，國民黨であり，國民黨は政府を作るものである。委員會は近き將來に於て，一切の國の利益の爲に，本問題が國際約定によつて規律せられんことを希望する。

「滿洲の經濟利益」第8章

（1）投資――各國の投資狀態

（2）日本と滿洲の經濟的關係――まづ日本の滿洲に於ける經濟生活を述べ，過去の經濟を通じて，滿洲は日本人の多數移民をなすに不適當である。

（3）農業――日本の食糧問題解決に對して將來滿洲に仰ぐとせば，巨額の費用を投じて灌漑の便を開く要がある。

（4）重工業――日本は國防上必要な鐵，石炭，石油に對して關心を有すと雖も經濟上有利なりや否や疑問である。尤も日本は犧牲を拂つても金屬工業の獨立を期するものであらう。

（5）日本品市場としての滿洲――日本のブロック經濟の思想は，歐米より渡來し來れるものだが，しかし日本としては，米國，カナダ，支那本部，印度等は遙かに滿洲以上重大な價値を有してゐるをもつて，かゝる思想は實行の餘地がない。

（6）支那の滿洲に對する經濟的關係

支那は最初季節勞働者又は永住移民を送りしに止まつたが最近は，鐵道，鑛業，林業，製造工業，商業，金融に著しく躍進を示した。然し今日尙支那本部との關係は經濟的と云はんよりも，人種的社會的な關係であつた。而して今後未開の沃野が7,500萬の人口に達すべしとの專門家の意見をきいた。

支那人は滿洲にとつて最良の移民にして，人爲的にこれを制限するは，滿洲及支那本部の爲に不利益である。

（7）論評――

（8）門戶開放――日本は今回の動亂を機として，自由競爭に依らずして利益を納めんとするにあらざるやを恐る。

「解決の主義及條件」第9章

滿洲自體の復雜性は單純に判斷を下し得ず，支那は滿洲を法律的には領土と稱するも，事實は自治の狀態である。加之日本の鐵道附屬地守備軍，警察權行政權裁判權等が織込んでゐる。これに對してわれらは聯盟に解決の示唆を提出しよう。

（1）本件紛爭は去年9月18日に起つたものに鑑み，原狀回復をなさんとするが如きは，現實を無視するもので，却て紛糾を招く。

（2）滿洲に於ける現政權の維持及び承認も滿足なるものではない。

以上は國際義務の根本原則又は日支親善と兩立せぬものであるが故に，されば次の10項を揭げ解決の示唆とすることとする。

（イ）日支雙方の利益と兩立する事。

（ロ）第三國たるロシヤの利益を考慮すること。

（ハ）聯盟規約，不戰條約，九國條約に合致する事。

（ニ）日本の歷史的關係を考慮する事。

（ホ）日支兩國の滿洲に關する條約作製

（ヘ）附隨的規定を作ること。

（ト）滿洲の自治制――卽ち支那の主權を害することなく而も特殊性に適應すべき善政たり得る文治制度を作ること

（チ）滿洲內部の秩序は滿洲の憲兵隊によつて確保する事而して憲兵隊以外の一切の軍隊を撤去し，關係國間の不侵略條約をつくること。

（リ）日支間の新通商條約を締結する事

（ヌ）支那改造に關する國際的協力――卽ち孫文の考へたる如く支那の內部改造に，暫時國際的協力を與ふること。

「理事會への提案」第10章

まづ第一に吾人は理事會が，日支兩國に對して，紛爭解決を議せんことを提議し，これが容れられたならば，「東三省特別行政機構」を設定する諮問會議を招集すべきである。これには日支兩國代表及滿洲住民の代表2名（內1名は支那側これを選し內1名は日本側これを選ぶ）を以て構成し，當事國の同意あらば中立國のオブザーヴアを設く。ここで支那の主權を害せざると共に，滿洲の現在の事態に適合する有效且つ實際的措置をとること。

尙この審議及交涉の結果は次の4個の文書を作製すべし。

（A）諮問委員會の建議に基き東三省に對して特別行政組織を構成する旨の支那政府の宣言。

（B）日本の利益に關する日支條約。

（C）調訂，仲裁裁判，不侵略及相互援助の日支條約。

（D）日支通商條約。

(5)リ報告書に對する吾意見書

概　要　リツトン報告書に對する帝國政府の意見書は昭和7年11月18日聯盟に提出されたが右意見書は東京において21日午前零時，ジユネーヴにおいて20日午後4時發表されわが外務當局は同時にこれが要約文を公表した，右意見書は明確に率直に帝國の滿洲に對する立場を述べリツトン報告書の誤れる事を明示したもので緒論以下5章より成つてゐる即ち緒論において報告書では事變突發當時の我軍行動の動機に對する根本の誤解から滿洲の將來に關し現實の事態と一致せざる提案を爲してゐること及日本は將來永く日支兩國民の協力により善隣の實を擧ぐべく常望してゐる事を述べ第1章においては華府會議の決定を裏切り排外運動革命外交に出た支那の非を指摘し第2章では滿洲における張家の權政，日本の文化的功績，これに對する鮮人壓迫，商租權妨害等の日本の特殊地位の蒙つた被害をあぐ第3章では事變並びにその後の軍事行動を述べて帝國政府の自衞行動は外觀の論議を許さずとし，第4章においては滿洲新國家成立以來著々進行しつゝある建設的狀態を詳述してゐるしかし第5章結論において支那今日の現實的事態が繼續する限り國家的崩壞の外なくしかもこれが最大の被害者は日本なることを述べ日本の特殊地位は他に比類なきものにしてこれが自衞のためにとつた行動は當然であり何等國際條約に反しないことを强調してゐる，しかして最後に列國も速かに滿洲國を承認しその發達に協力を與へることが滿洲の事態を安定し極東の平和を齎す唯一方法でありこれに反する態度は滿洲の安定を攪亂する危險ありと結んでゐる。要約は次の如くである。

緒　　論

帝國政府は調査委員が日支問題に關し多大の努力を拂はれたことを感謝す只調査期間短きため委員の得たる印象は皮相にとゞまる感あり殊に一行にして支那の他地方就中南支を訪問したらんには支那の事態に關し報告書に現はれた如き樂觀をなさざるべしと思料せらる帝國政府としては一々批判するの意志なきも以下只重要事項に關し意見を提出せん，帝國政府は報告書が誠意を以て作成せられたるに對し疑念を挾むにあらざるも委員に提供された證據の評價と取捨に過りあるを感ず，報告書が權威ある公の材料の外新聞記事，個人通信及私的談話に其の斷定基礎を置くは報告書にも明かなるがかゝる雜多な證據に價値を認むべきか俄に斷定出來ぬもこの種證據は日本に不利の時のみ使用せらる，殊に9,18事件，滿洲國成立に關し顯著なり，前者には日本軍行動の動機に對する根本誤解となり後者は滿洲統治の將來に關し報告書の他の部分の趣旨とも現實の事態とも一致せざる提案となれり最後に報告書は支那國民に對し日本側に於て深き反感を藏するやの暗示を與へ居るところ右は事實に反し日本は永く兩國の親善を希望す。

支　　那　第1章

1. 一般的考察　委員會は「支那は組織ある國家にあ非ず」「支那は完全なる混沌驚くべき無政府の狀態にあり」と云ふが如き敍述を意外とするものゝ如く華府會議の當時に於ても實際に於ては支那は著しく紊亂し居りたるに拘らず「會議參加國は何れも支那に對し右と全く異りたる態度」を執りたる旨を指摘し居れり，しかれども當時情勢紊亂し居りたりとするも今日は一層甚しきものあり華府會議の當時に於ては支那の統一及平和は必ずしもその望みなきにしもあらざりしも其後の事態は右希望を裏切り諸將領の鬪爭は一種の風土病の如く全土に浸潤し事態は今や同會議當時とは全く一變せり報告書も支那に動亂軋轢彌漫し中央政府は辛じてその存在を維持しつゝある次第を忌憚なく强調し有力なる軍閥か恣まゝに合作して南京を進擊し而も之を以て叛逆行爲と見ずして一の爭覇戰に過ぎずと爲すに至つては統一の外觀すらも保持すること不可能なりと極言し居れり之等の敍述と報告書中の他の敍述例へば中央の權力は尠くとも公然とは否認さるゝ事なし云々とは如何にして調和し得べきや而して諸將領間の戰爭は依然熄まず現に四川省に於て劉文輝と劉湘との間に確執

れるあり斯る實例は枚擧に遑なく然かも中央政府の努力は到底之等を鎭壓し得ざるなり加ふるに有力なる共產運動ありて報告書も認め居る如く國民政府に對し一敵國となり，又獨自の法律軍隊政府並に領土的行動權を有し居れり。

2. 支那に於ける排外運動　報告書も支那の進步がその毒惡なる排外運動に依り妨げられたる事を認め右宣傳が二方面卽ちボイコツト問題及び諸學校に於ける排外敎育に於て特に顯著なる旨述べ居れるが報告書中には之等兩方面を分離して論じ居れり然れども問題を正當に理解せんがためには兩者を相關連せしめ右は何れも根底に於ては同一排外精神の表示に過ぎざる次第を明かにするを要す，國民政府は强き排外思想に支配せられ努めて靑，少年の腦裡に激烈な排外思想を鼓吹す。而して南京政府はこの由々しき形勢を極力促進しつゝあり報告書も「諸學校の敎科書を閱讀するに作者は愛國心を焚き付けるに憎惡の炎を以てし男性的精神を養成するに報復心を以てせるを見る」と述べ同時に報告書は支那の「ボイコツトが日本に對する敵意の明確なる表示にして心理的並に物質的に見て兩國間の友好關係に有害なる事を認めたり」，右は帝國政府が終始一貫主張し來れるところを確認するものなるが更に附言したきは支那に於てはボイコツトは特殊の性質を帶び來り國策遂行上の手段として用ひられ又他國に對しその條約上の權利を拋棄せしむるがための杠桿として利用せらるゝに至れること之なり，帝國政府はボイコツトに對する責任は國民黨にありと爲す點に於て報告書と意見を同じうするものなるが抑々國民黨は歐米の廣義に於ける單なる政黨と異り支那の組織茲に基く國家機關にして之が行爲に對しては國民政府に於て責任を負ふべきものなることを忘るべからず排外敎育とボイコツトとは國民黨及國民政府の排外政策なる同一根本現象の兩面に過ぎざることを記憶するの要あり國民黨はその基本的外交政策として幾度か諸外國の有する特權の排除及不平等條約の一方的廢棄を聲明し人民に對し再三右政策の實行を誓約し之が實施に必要なる法律を制定せり，1929年12月28日附法律は1930年1月1日より治外法權を廢棄すべき旨を規定し更に1931年1月に及び國民政府は直ちに治外法權問題の滿足なる解決に到達し得ざるに於ては外交手段以外の方法に依り治外法權を撤廢すべき旨宣言せり之を見れば在支外人の生命及財產が1931年9月18日以前に於て重大なる危險に面したること明白なるべく而して「日本が斯る無法律狀態に依り他の何れの國よりも損害を受けたる」は報告書にも述べ居る通りなり。

3. 變則的なる在支外人の地位　支那問題の核心たる內政不統一とその結果外人の生命財產が絕えず不安にさらされ居る排外的特徵は世界何處にも類例なきところにしてその結果列國を驅つて自力に依る利益擁護の途を執るの外なきに至らしめたり。卽ち列國は治外法權を有するのみならず天津，漢口上海その他の都市に於て全租界の警察及行政に當り又武力によりその權利を直接保護するため必要なる軍隊及艦船が現實に使用せられたる場合尠からず現在の平和機關は支那の如き國家の關する限り到底之を適用する事困難にして支那の變則なる狀態及之がため列國が前記の如き變則特異なる制度の變更を肯んぜざるの事實に徵すれば思ひ半に過ぐるものあるべし。

滿　　洲　第2章

1. 一般的考察　委員會は滿洲が本來必ずしも支那の一部に非ざることを認識せざりしも帝國政府に於ては滿洲が支那と結合せるは寧ろ一時的且つ偶發的なりと思考するものにして南京政府顧問たりしエスカラ氏もその著「支那と國際法」に於て兩者間の連結は滿洲人が支那の帝位を占めたるの事實に起因する「人的連繫」にして右連結の基礎は帝政崩壞と共に消滅し共和國はかゝる連結を强むるの手段を講じたることなしと論ず，1922年5月の北京駐在外國公使宛宣言に於て張作霖は東三省は「支那共和國の領土と認めず」と明白に述べ居れり。彼の息張學良も實質上同一の態度を執れり報告書も彼の「中央政府との關係は一切自發的協力に基けり，無條件服從を要求するが如き命令又は訓令は容認せられざりしなるべし。滿洲官憲の意に反したる任命の如きは想像し得られざりき」と述べ居れり。斯くの如き報告書は張家の下に於ける滿洲が如何なる支那政府にも全然服從せず且つ毫もその干涉を受けざりしことを指示せり。

2. 張家の秕政　委員會も張家の秕政は不充分ながら之を認め滿洲の住民が官憲及軍閥の壓政に呻吟し苟しくも機會だにあらばその桎梏を脫せんと欲したるの情は想見するに餘りあり。

3. 日本の特殊地位　滿洲に於ける日本の特殊地位は頗る簡明にして日本が條約上有する各般の特殊權利の總和に加ふるに接壤關係及地理的歷史的關係より生ずる自然の結果を以てしたるものに外ならず，同地方に於ける日本の權益は特殊緊密且つ重大にして「カロライン號事件」の軌範原則に基く自衞手段を正當とする態のものなり日本がかゝる「特殊地位」を有すればとて只軍事的攻擊を受けたる場合には直に反擊を加へて自己の防衞に努めざるを得ずと云ふのみ，右の如く經濟上，戰略上及び歷史上日本が滿洲に特殊の地位を有する次第は報告書も充分に認むるところなるが右特殊地位を以て「支那の主權に抵觸す」となせるは事實に反す，滿洲をして日本に取り斯くも重要ならしむる所以の特殊事情も亦該地方の主權と抵觸するものに非ずして只これあるがため自衞行爲發動の可能性を幾分增大するに止まる。

4. 日本の地位に對する侵害　報告書は滿洲に於ける日本の企業及施設に關し述ぶるところなきも支那側攻擊の目的となりしは實に之等の企業及施

設に外ならず報告書第3章に於ては左を諸項目の下に本問題を演述し居れり。

1. 南滿洲鐵道に對する包圍政策。
2. 土地商租及その他の條約上の權利の行使に對し加へられたる妨害。
3. 日本臣民殊に朝鮮人に對し加へられたる壓迫。
4. 中村大尉の殺害　然れども報告書は之等の事項を斷片的に取扱ひ之を一括してその依つて起る根源は滿洲に於ける日本の權益を根絶せんとの支那側決意に存する事を示さず然るにこの事たる9月18日事件の起原を示すものとして頗る重大なる點なり，第2章の略述するところに依れば滿洲に於ては國民黨との合體以前より所謂積極政策採用せられ合體後は滿洲は「組織あり系統的なる國民黨の宣傳に開放せられ」重大なる結果を齎らせるは委員會の仔細に叙述する通りなり。然るに第4章「9．18事件」に於ては何等之に言及することころなく却つて日本の「積極政策」を云々し居れり。事件の背景は全部切離され支那の侵略的決意を示すべき章には一切無視せられ之に代へ日本が再び「積極政策」を採用せんとしつゝありし理由と稱する種々の臆測を羅列し居れり。その結果は第4章に於て事件の原因として支那側の攻擊的態度に代ふるに日本の國內不滿を揭ぐるに至れり事實帝國政府は當時凡有方法に依り形勢を緩和し武力に訴ふるの必要を除かんと努めたり。支那の攻擊的態度が益々熾烈に向ひつゝありしことを思へば苟しくもこの發火點に達せる雰圍を爆發せしむるの虞れある所作は嚴に之を避くること絶對に必要なりしは何人も首肯するところなるべし。

9月18日事件及その後の軍事行動　第3章

帝國政府は帝國軍事當局の說明の全然正確なるを主張するものにして報告書の本件摘要中脫漏し居る若干細目の點については理事會に於て右說明を參酌せられんことを求む，報告書に揭ぐる結論は日本側或ひは支那側說明のいづれよりするも出でざるはずにして思ふに外部の情報に基くものなるべし，右結論は9月18日夜に於ける爆破の事は認むるも其損害輕微にして之のみにては軍事行動を正當とするに足らずと附言せり然れども既に述べたる如く報告書は當時異常なる緊張狀態の存在したることを認めながら之を充分考慮に入れることを怠り更に又日本軍が恰も斯くの如き事態に備ふるがため豫め計畫を有したるの事實を誤解するものなり，第1の點については既に述べたり。第2の點たる敵對行爲起り得べきことを豫想して愼重準備せられたる計畫につきては日本軍がかゝる計畫を有したのは固よりなり，若し有せねば重大な職務懈怠なり，日本軍は20對1の優勢を示し且つ飛機その他莫大なる軍需品を有する支那軍隊と對峙せり從つて命令一下殆んど自動的に遂行せらるゝ如き計畫を有するに非ずんば忽ちにして敵軍に壓倒せらるべし右計畫が「迅速且つ正確に實施せられたる」は事實にして又極めて當然なり報告書は日本側に於て右の如き計畫を準備せる事と支那側には何等斯る計畫なかりしと傳へらるゝ事を對照して我に不利なる記述をなし所謂學良の兵は電報を引用するも事實支那側は9．18日夜日本軍に向つて攻擊を加へ且つ引續き武力抵抗を爲せり苟くも攻擊ありたる以上日本軍の緊急計畫は自動的に開始せる次第なり報告書は「同夜に於ける日本軍の軍事的行動は正當なる自衞手段と認むる事を得ず」と附言せるが斯かる無稽なる意見は斷じて受諾する事を得ず。戰爭放棄に關する「ブリアン，ケロツグ」條約の商議に際しケロツグ長官自身に依り合衆國上院に依り當時の英國外相に依り又佛獨政府に依り爲された聲明は何れも明かに自衞權を保留し居るのみならずケロツグ長官が當時自衞の爲め戰爭にんふるを要する情勢に在りや否やを決定するの權能を有するは各國民自身なり，と述べたるに對しては曾て異論なく英佛兩國の公文も明かにこの見解を支持し居れり從つて日本の軍事行動が適法なりしや否やを決定するの權利は全然日本政府に屬す，「ダニエル，ウエブスター」の軌範的提議によれば自衞權行使は「手段選擇の餘地無く熟考を用ふるの時間なき緊急且つ壓倒的なる必要ある」場合たる事を要すとある處9月18日事件はまさしく之れらの條件に適合せり支那側の抵抗に伴ふ爾後の事件についても日本は何等責任を問はるべき理由なし我自衞措置に對する支那側の武力抵抗が奈邊迄進展すべきやは知るよしもなし要するに日本軍一切の行動は支那側攻擊の場合に備へるがため愼重準備せられたる計畫の實施に伴ふ當然の結果に過ぎずして何等自衞の範圍を出でたる事なし，帝國政府は右行動が果して必要なりしや否や又は妥當なりしや否やにつき外觀の論議を許す能はず。

新　國　家　第4章

報告書は9月18日前に於ける狀態回復の不可能なると同樣「滿洲に於ける現政權の存置及承認も亦齊しく不滿足なるべし」と述べ居るところ右は實證ある事實を無視したる結論なりと思考せらる，帝國政府の嚴肅なる聲明に耳を藉さず又帝國政府の提供にかゝる詳細なる文書に對し殆んど價値を認めざる一方素性不明なる人物の意見に傾聽し且つ出所曖昧又は不明なる書信に信を置きたるは委員會のため甚だ惜しむべきことにして帝國政府は理事會に對し本問題に關する一層充分なる知識を提供するの必要を感ずるものなり。

1. 滿洲國の成立

1931年以前に在りては滿洲の獨立に關し曾て聞く處なしとの報告書の論斷は事實に反す，滿洲は地理的及び歷史的に終始支那本部とは分離せる一特別地域たりし事は前述の通りにして支那共和國は未だ曾て滿洲を支那本部に合併するの實力を有したる事なく又張作霖は尠くとも2回に亘り滿洲の獨立を宣言せり張父子の高價なる野心と冒險とは之か經費捻出の爲の秕政と相俟つて所謂「保境安民」運動となりたるが斯る運動が轉じて名實共に完全なる獨立に導くべきは極めて自然なり該運動は歷史的事實にして其の指導者は王永江及び于沖漢なりしが9月18日以後「自治指導部」の指導者となは實に右于沖漢その人なり新國家滿洲國の成立事情に關し報告書に新國家の設立は日本人に依りて着手せられ組織せられ遂行せられ9月18日以後に於ける日本軍司令部の行動は政治的色彩顯著となり且つ東京參謀本部は右運動を援助し指導せりと斷言し居る處事實は全く之に反す。9月18日事件の後張學良は配下の者が多く逃亡せるを以て各地方の日常行政作用は地方有力者の手に依つて行はれたるが自衞手段の行使に當り專ら實害を最少限度に止むる事に留意せる日本軍は右新組織を歡迎し且全力を擧げてこれを援助せりこの間何等日本側の使嗾を想像すべき理由なし張家を排除せんとする運動は既に存し右は容易に支那との結合を否認する運動に轉化せり加ふるに右運動時に存在せる清朝復辟運動とも融合せり報告書自身も地方省又は國家獨立の運動は何れも支那人，滿洲人又は蒙古人有力者の事業なりし事を認む更に日附を吟味すれば獨立運動は早く既に9月26日以前に於ても着々活動しつゝありたるを知るべく日本官憲が之を指揮使嗾することの不可能なるは一目瞭然たるべし奉天治安維持委員會は同日附を以て既に滿洲獨立宣言を發しつゝあり，帝國政府乃至日本參謀本部は之等根本思想に對し何等聲援を與へたる事なし。幣原外相及び南陸相は共に9月26日附を以て日本人の滿洲に於ける新政權樹立運動に關與する事を嚴禁する訓令を發したり「自治指導部」は11月10日に至り始めて創設せられたる機關にして支那人の管理下に在りたるものなるに拘らず報告書は之を以て關東軍司令部の一機關と爲す右は單に支那側覺書中の誣說をその儘繰返したるものなり日本軍隊の存在は正當なる自衞權の行使に基くものにしてその結果發生したる事態は獨立運動が利用したりとするも之に依り同運動が自發的なりし事を妨げるものに非ず1922年の9箇國條約が締約國に對し支那主權侵害を禁じ居る事は事實なるも右は茲に關係なし締約國の一がその適法なる權利を合法的に行使するがため偶々支那領土內に進擊したりとするもその結果に對し責任を問はるべきに非ず。滿洲現政府を以て自然的にして且つ自發的運動の成果に非ずと爲すは滿洲國の提出せる證據は「滿洲建國正史」を始め一切之を無視せる事を示せるもので右建國正史は新政府贊成の多數の示威運動に關する詳細明確なる記述を揭げ居れり帝國政府は滿洲獨立の運動が純正にして自發的なると共に民意に合し且つ自然的なるものなりし事を此處に確信を以て再言せんとす。舊帝室領土は往時の統治者の後裔を以てその元首と仰ぎ以て橫暴なる舊軍閥の壓政と支那本部の無政府狀態とより離脫せん事を期したりこの合理的にして且つ自然なる處置を以て何が故に日本の策動に歸せんとするは最も諒解に苦しむ處なり。

2. 滿洲國住民の態度

報告書のこの部分に就き最も奇異に感ずるは1,550通の素性の知れざる支那人書翰（之等書翰は2通を除きては總て滿洲國及日本に不利なりと稱せらる）に對して多大の信用を與へたること並に前政權に對する人民の不滿を列擧しその要望を列擧せるものとに對して均しく重きを置き居らざることなり，支那側宣傳の熾烈なりしに鑑み滿洲住民の新政權に反對の書翰を發したるもの2萬人中1人の割合に過ぎざりしは寧ろ意外にして右事實は報告書の不利なる描寫よりも遙かに好望なり滿洲國反對者の努力にも拘らず住民が新政府に對し引續き歡迎の意を表しつゝある顯著なる事例はくどくどしく擧げる迄もなかるべし蓋し新政府は清朝覆滅以來滿洲地方住民が初めて享受せる文治政府にして現在の支那を支配し居る軍閥獨裁政治に比し極めて顯著なる對照を爲すものなり。

3. 滿洲國の組織及び將來

報告書は「凡有酌量を加ふるも滿洲國政府が其の企畫せる改革を多く遂行し得べき事を示す何等の徵候も存せず」と思考し特に豫算制度及び貨幣制度につき疑ひを抱き居れり然も實際に於て滿洲國はその豫定計畫を着々實施し來たれるなり新國家の設立は治安の紊亂を伴ふを常とす殊に滿洲國の場合に於ては舊政權時代の巨多の正規軍が解隊放浪して匪賊と化せり滿洲國政府は先づ以て之等匪賊中の大集團を分散せしむるに全力を注ぎついで警察手段により殘存小集團を鎭定せんとしつつあり交通機關が急速に改良せられたる事及び正規の警察隊が組織せられたるは公知の事實にして既に有力なる匪賊團は掃蕩せれれたり，而して之れら兵匪は總べて支那本部より物質的支持を受け居るの事實並に小匪賊團の活動が諒かに滿洲國の信用を阻害せんとするの目的を以て益々外國人に向けられんとしつつあるは注目に價す，滿洲國の財政狀態に關しては，建國當初の4月間の滿洲國收支狀態は收入930萬圓支出910百萬圓にして收入超過20萬圓を算す明年度豫算に於ては歲入1億100萬圓歲出1億1,300萬圓を算す同豫算は1,200萬圓の歲入不足を示し居るも1方1,500萬圓と言ふ秩序費を計上し居るが故に同國の財政は頗る滿足すべき狀態にあり中央銀行は充分な資本を有し其の紙幣は本位價値を維持し通貨は安定し其の流通は極めて順調なり右は張家時代の實狀に對し顯著なる對照をなすものと言ふべし滿洲國は輸出超過國にして多額の銀の流入あるを以て其の貨幣價値を維持する事は容易なり日本政府は滿洲國將來を好望なりと思考す委員會は創建後6月に充たざる國家に對し多少の忍耐を示すを公正の態度とすべし報告書は滿洲國一切の政治的行政的權力は日本人官吏及顧問の手中にありとの理由なき推測をなせるが帝國は之れに對し敢て反駁を加ふるを潔よしとせず一般に獨立國家にして多數外人官吏を傭聘し又は其の領土內に他國軍隊を駐留せしむるもの多數あり聯盟は最近一國內に外國軍駐屯するも其の國の聯盟加入差支へなしと認めたり報告は日本滿洲國の正確な關係を提議する困難を述べるも右困難は該關係を明瞭に提議せる1932年9月15日議定書の何れの規定も又新政府に對する如何なる協力行爲も何等日本の國際義務に違背することなしワシ

ントン9國條約により日本は支那の主權及びその領土的行政的保全を尊重するの約束に參加せり。然れども右約束は支那國民より自決の權利を剝奪することを目的とせるものにあらず從つて其の當然の歸結として右約束は各締結國をして國際修交上の必要に基き既成事實の承認を妨ぐるものにあらざること勿論なり將又國際聯盟規約第10條は「外部よりの侵略に對し」聯盟國の領土の保全を尊重し且つ擁護するを目的とするものなるところ國內の發展に依りて聯盟國の領土の保全が害せらるゝ場合に於ては規約中には之等承認せんとする他の聯盟國の權利義務を妨ぐる何等の規定なし之に反する解釋を固執するは歐洲に於ける多數諸國及米大陸に於ける大多數の國家存立の基礎を否定する結果となるべし。

結　論 第5章

如上帝國政府の述べ來りたる處は之を要約すれば下の諸點に歸著す。

第1　支那が1911年の革命以來今日に至る迄無政府に近き混亂狀態に在る事而して同國は斯かる事態が持續する限り國家的崩潰の狀態に在りとの外なき事尠く共現下の事態に於ては支那が鞏固にして永續性ある中央政府を有する時期の到來は假に窮極に於て可能なりとするもその何時たるかは到底豫斷するの不可能なる事。

第2　右狀態の結果として支那は外國人の生命財產に對し充分なる保護を與へ得ざる事殊に近年に於て內爭深刻化及び國民黨が外國に對して所謂「革命」外交政策を實行せる結果その情況は益々著しくなれる事。

第3　從つて諸外國は支那に於て治外法權租界，駐屯軍の維持內水に於ける軍艦の常駐と云ふが如き今日世界の他の部分に於てはその類を見ざる例外的權力及び特權行使を繼續せる事。

第4　支那に利益を有する諸外國は支那無政府狀態及排外政策に依り均しく被害を受けるも最大の被害者は日本なりしこと

第5　日本は滿洲と歷史的及地理的に最も緊密の關係にあること同地方に於て莫大なる經濟的利益に加ふるに重要なる條約上の權利を有し且つ多數の居留民を有すること而も國家安全の見地より民治上及戰略上滿洲に對し重大なる關心を有すること之を要するに日本の滿洲に於ける地位は世界の他の部分に比類なき例外的且特殊のものなること。

第6　近來舊滿洲官憲が右特殊地位を覆滅せんとする意圖を以て各種の策動を爲し殊に張學良の國民政府との接近後に於ては日本の權益に對する右侵犯は益々頻繁且つ熾烈となり來りこの形勢を緩和せんとする日本側百方の勞力にも拘らず由々敷緊張狀態を招來せしこと。

第7　9.18事件は右の如き緊迫せる空氣の內に起れること該事件の當時又は其後に於て日本軍の執りたる措置は何れも自衞權の範圍を逸脫せるものに非らざりしこと公平に見て日本と同一狀況に置かるゝに於いては他の如何なる國家と雖同一の行動に出でたるべきこと。

第8　滿洲が支那本部に對し常に地理的及歷史的に別個の地位にありたることその住民が張家の暴政を憎惡し同地方を支那本部の政爭の禍中に投ずるの政策に反對せること，右地理的歷史的事情及張家に對する反對は相俟つて所謂保境安民運動となりたること滿洲國の創設は右運動及淸朝復辟運動を主動力としたる滿洲住民の自發的行爲に基くものなること滿洲國の穩健なる政策の下に著實なる進步を爲しその將來は極めて有望なること最後に滿洲國の建設に對し日本の執りたる態度及之を正式承認するに至れるは何等國際約定に反せざること，而して特に强調を要するは支那問題殊に滿洲問題の複雜性及變則的特色は他にその比類を見ざるの一事なり從つて之が處理に當りては普通國際問題に對する一般的方式をその儘應用すること困難なると共に斯る變則的問題に關する手續又は如何なる解決も通常の國際紛爭に對する先例とはならざるものなりこの點に關しては報告書にも下の如く述べ居れり。

「本紛爭は一國が國際聯盟規約の提供する調停の機會を豫め利用し盡すことなくして他の一國に宣戰せる事件にあらず又一國の國境が隣接國の軍隊に依り侵害せられたるが如き簡單なる事件にも非らず何んとなれば滿洲に於ては世界の他の部分に於て正確なる類例を見ざる幾多の特殊事態存するを以てなり(116頁)

以上は支那問題に關する帝國政府の基本的見解なるが之に基きて報告書第9章及第10章に述べられたる諸點に關し並に少しく述ぶるところあらんとす，報告書は事前狀態の囘復を以て單に紛糾を繰返す結果を招來するに止まるべしとして之を排すると同時に而も現政權の維持及び承認も亦「均しく不滿足なる」解決と爲し居れり之に反し帝國政府は斯る解決が國際義務の根本原則に何等違反することなきのみならず滿洲住民の希望にも合致し且つ究極に於て支那自身も斯る解決こそ日支の關係を安定せしむべき唯一の滿足なる基礎たる事を諒解するに至るべきを確信するものなり著實なる發達を遂げつゝある新國家を解體するは勿論國際的孤立の地位に置くことすら斷じて報告書の所謂「現實の事態」に適應する方法にあらず日本は滿洲國との關係を永く不安定の狀態に放置する能はず故に帝國政府としては列國が速かに滿洲國を承認しその發達に協力を與ふるを以て滿洲の事態を安定し極東の平和を齎らすべき唯一の方法と思考するものにして假に他國が日本の位置に置かれたりとせば必ずや同一の結論に到達し且つ同一の方途を辿りたるべき事を信ずるものなり是即ち帝國政府が前記の根本的條件に立脚し9月15日の議定書に署名したる所以にして日本の在滿權益を擁護し滿洲國の領土を保全し及び內外の脅威に對しその安全を確保するの基礎は斯くして確立せられたり。報告書の一節に「事態は靜止せず」の言ある所右は滿洲問題の特色を示すものとして意味深長なり進化の過程と云ひ事態は今尙日々に進展しつゝありと云へるは何れも聯盟理事會としては事態其後の進展に考慮を拂ふことがその職能に合致するものなることを支持するものなり委員會の意見を參酌しつゝ報告書を檢討するに當り理事會は恐らく其後に於ける事態刻々の推移に關し充分なる理解と滿足なる情報を希望すべきところ右事態の推移は支那本部に於ては依然として混亂を繼續するに反し滿洲國に於る事實を示すものなり而して帝國政府は常に斯る情報を供給するの用意あり

第10章の解決案に關し「紛爭解決の爲支那日本兩國政府に直接に勸告を提出することは本委員會の職能にあらず」と報告書に述べあるは委員會の所定任務に鑑み當然のことに屬す之等提案が單に第9章揭記の一般原則を實現すべき方法の一例として爲されたるものなる事は明かなりしかのみならず報告事が日本に於て滿洲國を急速承認することあるべきを述べ居る口吻に鑑み委員會は右承認の場合その提案の重要性が多分に減殺せらるべしと思考せることも看取せらる蓋し委員會が日本に於て新國家を承認するも之に依り其の報告が無價値となるべしとは思考せずと云ひ右の場合に於ても報告は何等か役立つべしと漠然たる言辭を用ひ居るはこれが爲めなり。以上の見解に基き意見を示せば

（イ）　後に述べる如く第9章中の原則第10は支那本部を國際管理に終るの惧れあり，同樣に第10章中の滿洲に關する諸提議も亦之を實施するに於ては滿洲の假想的國際管理を來し右は滿洲國及日本の等しく受諾し得ざるるところなり。

（ロ）　然のみならず之等の提議は餘りに精緻煩雜に過ぐるの嫌あり極東に於ける現實の事態には適合せざるべし委員會の提出せる如き案は紛爭當事國が共に鞏固且つ安定せる中央政府を有することな

最少限度の前提要件とす滿洲問題の如き前例なき複雜性を有する問題にして而も當事國の一方が鞏固且つ信賴し得べき中央政府を有せざる場合斯かる案を適用せんとするは徒らに事態の紛糾を增すに止まるべし。

(八) 滿洲の軍備を撤廢し特別の國際憲兵隊のみにより同地方の平和と秩序とを維持せんとするが如き案は現實の事態に全然適合せざるものと認めざるを得ず歐洲に於てさへ右の如き制度に依り斯る廣大なる地域に亘り平和と秩序とを充分に維持し得べきやは疑問なり斯の如きは決して滿洲住民の希望に副ふ所以にあらざると共に右は日本の極力防止せんとする該地方の不安と混亂とを却つて醸成するの恐れあり帝國政府としては重大なる危惧の念を抱かざるを得ず要するに右は委員會自から非とせる現狀回復に比し事態を惡化すること更に大なるものあり第10章中の具體的提案に對する批判は以上に止め更に右提案の基礎たる

第9章中の抽象的な諸原則に就て論ずればその或ものに對しては日本は何等根本的反對を有するものに非ずして右は既に日滿議定書に於て之が具體的適用を見たり然れ共如何なる見地に立ちて見るも原則第10の示す如く之等原則殊に第4乃至第9は「支那に於て鞏固なる中央政府無くしては」適用する事能はざるものなること明かなり。故に現在の無政府狀態の存續する限り之等原則の適用問題を生ずることなし而して國際的協力なくして斯くの如き鞏固なる中央政府を實現する事は殆ど不可能なる處右國際協力は「技術的援助は別とし」何等か國際管理の形式に隨するに非ざる限り殆んど之を想像する事を得す何れにするも斯る支那の再建は長時日を經ずんば成就し得べからざる處日本は拱手して之を待つ事を得ず如上の如くなるを以て苟くも現下回復の途に在る平和と秩序とを破壞するの恐れあるものは如何なる案と雖も新たなる紛爭と困難とを招來すべきや必せり果して然らば極めて滿洲の事態の安全に努むる事こそ眞の經綸に非ずや又過去20年の長きに亘り支那の再興に關し多大の忍耐と同情とを表示せる世界は宜しく滿洲新國家に對しも理解と希望とを以て之を迎ふべきに非ざるか滿洲問題にして一度解決を見んか更に重大なる支那問題自體の解決は著しく單純化せらるべし滿洲に於る平和及び善政の現實が支那に對し好個の指針を示し同國の態度に好影響を與へその內外政策を堅實化しその結果支那國民に幸福を齎すは素より列國も亦之が慶福を頒つべき事疑ひを入れざる處なり。

(三) 滿蒙關係主要條約及聲明書

(1) 滿洲事變の聲明書

滿洲事變に關する日支交涉基本的原則に關する日本政府の聲明は昭和6年10月26日付を以て發表された。其全文は下記の通りである。

1 10月22日聯盟理事會に提出せられたる帝國軍隊の滿鐵附屬地內歸還問題並に日華直接交涉開始問題に關する決議案に對し日本理事は數項にわたる修正案を提出し10月24日採決の結果右修正案並に決議案はいづれも全會一致の同意を得ずして不成立に終れり。

2 今次の滿洲事變は全く中國軍憲の挑發的行動に起因せること帝國政府の累次宣明せる所にして帝國軍の少數部隊が目下尙滿鐵附屬地外數箇の地點に駐まるは帝國臣民の生命財產の保護のため萬やむを得ざるに出でたるものなり固よりこれがために帝國が紛爭解決條件を中國に强制するの手段となり得べきものに非ず兵力的威壓を以て中國との交涉に臨まむとするが如きは毫も帝國政府の豫想せざる所なり。

3 帝國政府はつとに日華關係の大局を考察しその密接複雜なる政治的並に經濟的關係を構成する各種の分子中帝國の國民的生存に關する權益は絕對にこれが變改を許さざるの決意を示し既に各般の機會においてこの趣旨を言明せり不幸にして近時中國における所謂國權回復の運動漸次極端に奔り且排日の思想は諸學校の教科書中公然鼓吹せられて根柢に深く今や條約又は歷史を無視して帝國の國民的生存に關する權益さへ着々破壞せむとするの傾向歷然たるものありこの際帝國政府

において單に中國政府の保障に依賴し軍隊の全部滿鐵附屬地內歸還を行ふが如きは事態を更に惡化せしめ帝國臣民の安全を危險に暴露するものにして多年の歷史並に中國現下の國情は明かにその危險の實在を證す。

4 從つて帝國政府は在滿帝國臣民の安全を確保せんがためには先づ兩國の國民的反感及疑惑を除くの方法を講ずるの外なきを認めこれに必要なる基礎的大綱を中國政府と會商するの用意ある旨10月9日外務大臣の在東京中國公使あて公文中に言明し聯盟理事會にもこれを通報せり帝國政府は時局收拾の途が一に以上の見地に基くべきことを確信し理事會の討議に當りて終始一貫これを主張せりその會商せむとする大綱として帝國政府の考慮する所は

(1) 相互的侵略政策及び行動の否認
(2) 中國領土保全の尊重
(3) 相互に通商の自由を妨害し國際的憎惡の念を煽動する組織的運動の徹底的取締
(4) 滿洲の各地における帝國臣民の一切の平和的業務に對する有效なる保護
(5) 滿洲における帝國の條約上の權益尊重

に關するものなり帝國政府は右各項が全然國際聯盟の目的及精神に合致し極東平和の根體をなすべき當然の原則なるを以て固より世界公論の支持を得べきことを疑はず聯盟理事會において帝國代表者がこれを議題とせざりしはその性質上日華直接交涉の問題たるべきものと認めたるが爲なり

5 熟々日華兩國の前途を考ふるに今日の急務は雙方協力して速に時局の收拾を謀り以て共存共榮の大道に步を進むるにあり帝國政府は前題兩國間における平常關係確立の基礎的大綱協定問題並に軍隊の滿鐵附屬地內歸還問題に關し中國政府と商議を開始するの用意を有するにおいて今尙變る所なし。

(2) 講和條約

明治38年8月日露兩國の全權委員米國ポーツマスに會して講和條約を議定同9月5日調印す。

1 露西亞帝國政府は淸國政府の承諾を以て，旅順港，大連並其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利，特權及讓與を日本帝國政府に移轉讓渡す。

露西亞帝國政府は又前記租借權が其效力を及ぼす地域に於ける一切の公共營造物及財產を日本帝國政府に移轉讓渡す。

兩締約國は前記規定に係る淸國政府の承諾を得べきことを互に約す。

日本帝國政府に於ては前記地域に於ける露西亞帝國臣民の財產權が完全に尊重せらるべきことを約す。(第5條)

2 露西亞帝國政府は長春(寬城子)旅順港間の鐵道及其の一切の支線並同地方に於て之に附屬する一切の權利，特權及財產及同地方に於て該鐵道に屬し又は其利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑の補償を受くることなく且淸國政府の承認を以て日本帝國政府に移轉讓渡すべきことを約す。

兩締約國は前記規定に係る淸國政府の承諾を受くべきことを互に約す。(第6條)

3 日露兩國共に滿洲より全然且つ同時に撤兵すること但し關東州租借地を除く(第3條第1項第1號及追加約款)

4 日露兩國共に全滿洲の行政權を淸國に還附すること。但し關東州租借地を除く(第3條第1項第2號)

5 日露兩國共に鐵道守備兵を置くの權利を保留すと雖も1キロメートルに付き15名以內に制限すること(追加約款)

6　日露兩國共に淸國が滿洲の商工業發達のため列國に共通する一切の措置を執るに方り之を阻礙せざること。(第4條)

7　滿洲に於ける鐵道の經營を全く商工業の目的に限り軍略の目的を有せしめざること。(第7條)

8　露國は滿洲に於て淸國の主權若くは機會均等主義と相容れざる領土上の利益又は優先的若くは專屬的讓與を有せざることを聲明すること。(第3條第2項)

9　滿洲に於ける兩國鐵道の接續業務を規定するため別約を締結すべきこと。(第8條)

10　日本國政府に於て租借地內露國國民の財產權尊重を約すること。(第5條第3項)

(3)　滿洲善後條約及附屬協約

日露講和條約は鐵道及租借權の讓渡に關し淸國政府の承諾を條件とし且帝國政府に同條約より生ずる日淸關係の各般事項に就ても淸國政府と適宜商定するの必要を認め明治38年11月此等案件を一括して北京に於ける彼我全權の交涉に附し同12月22日滿洲善後條約及附屬條約の締結を了したが次の如くである。

1　淸國政府は露國が日露講和條約第5條及第6條に依り日本國に對して爲したる一切の讓渡を承認す(第1條)

2　日本國政府は淸露兩國間に締結せられたる租借地竝鐵道敷設に關する現條約に照し努めて遵行すべきことを承諾す將來何等か案件の生じたる場合には隨時淸國政府と協議の上之を定むべし。

3　東三省の主要市16箇所を外國人の居住及貿易の爲に開放すること。(附屬協約第1條)

4　鐵道守備兵に關して將來露國が淸國に讓步する程度に於て日本も亦讓步すべく淸國自から完全の保護を爲し得るに至れば露國の同一態度を條件として日本の守備兵を撤すべきこと(第2條)

5　日本軍の撤退を了したる地方には淸國政府は其必要の軍隊を派遣するを得べく，未撤退地方に於ても土匪剿捕の爲，或條件の下に派兵し得べきこと(第3條)

6　軍用に徵發せる淸國公私財產還附の件(第4條)

7　安東鐵道經營及改築の件(第6條)

8　南滿洲鐵道と淸國各鐵道との接續業務のため別約を設くべきこと(第7條)

9　南滿洲鐵道用材料免稅の件(第8條)

10　營口，奉天，安東縣に日本人居留地を劃定するため別に協議を遂ぐべきこと(第9條)

11　鴨綠江採木公司設立及經營の件(第10條)

12　滿韓國境貿易に關し相互に最惠待遇を與ふべきこと(第11條)

(4)　滿洲五案件に關する協約

滿洲に於ける兩國の關係は前記條約に依り決定し爾後帝國の各般施設は漸を以て進捗したが往々にして淸國官民の誤解を招き我當然の施設を阻礙せられむとしたこと尠くない。依つて從來の諸懸案を解決し將來に於ける誤解の原因を一掃せむため明治42年9月新に滿洲協約及間島協約を訂立した。

1　淸國政府は新民屯法庫門間の鐵道を敷設せむとする場合には豫め日本政府と商議すること(第1條)

2　大石橋營口線を滿鐵の支線となすことの承認(第2條)

3　撫順及煙臺兩炭礦採掘權の承認(第3條)

4　滿鐵沿線に於ける鑛務は撫順及煙臺を除き日淸兩國人の合辦となすこと(第4條)

5　京奉鐵道を奉天城根に延長することに對し日本に於て異議なきこと(第5條)

(5)　南滿及東蒙に關する條約

大正4年5月25日北京に於て調印せられた南滿洲及東部內蒙古に關する條約は旅順大連の租借期限竝びに南滿洲鐵道に關する期限を延長し，滿洲一般に於ける帝國臣民の土地商租竝に居住往來及び營業の自由を認めたることなど其の主なるものである。本條約の主なる條項は下の如くである。

1　兩締約國は旅順大連の租借期限竝南滿鐵道及安奉鐵道に關する期限を何れも99箇年に延長すべきことを約す(第1條)

2　日本國臣民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要なる土地を商租することを得(第2條)

3　日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種商業工業其の他の業務に從事することを得(第3條)

4　日本國臣民は東部內蒙古に於て支那國國民と合辦に依り農業及附隨事業の經營を爲さむとするときは支那國政府之を承認すべし(第4條)

5　支那國政府は成るべく速に外國人の居住貿易の爲自から進みて東部內蒙古に於ける適當なる諸都市を開放すべきことを約す(第6條)

6　吉長鐵道に關する諸協約竝に契約改訂の件(第7條)

7　南滿洲に於ける鑛山の試掘又は採掘允可に關する件(附屬公文)

8　滿蒙に於ける鐵道に關する件(附屬公文)

9　南滿洲に於ける政治財政軍事等顧問傭聘の件(附屬公文)

(6)　華府會議と滿蒙關係

大正10年(1921年)11月より翌11年2月迄米國華盛頓に於て開催せられた列國會議(日米白英支佛伊和葡)は國際史上極めて重要なる意議を有し，支那に於ける列國關係に至大なる變革を來たしたものと謂ふべく同會議に於て採擇せられた諸條約，決議及宣言は支那の領土及行政の保全，支那に於ける門戶開放及機會均等主義の原則を樹立し，之に違背する條約取極等を爲さざる事，勢力範圍を創設せざる事，支那は全鐵道を通じ各國に對し不公平の取扱を爲さざる事，關稅改訂，治外法權撤廢，租借地還附，所謂21箇條問題在支外國郵便局竝無線電局撤廢，在支外國軍隊の撤退，極東問題諮議院設置，各國對支條約の公表等關東州租借地，滿洲及蒙古に直接又は關接に影響するものは尠くないが滿蒙に關し既定の關係を變更したのは下の諸項に過ぎない。

所謂21箇條問題に對す支那全權委員の要求に對し我全權より日本は(1)南滿洲及東部內蒙古に於ける鐵道敷設の爲の借款，該地域に於ける課稅を擔保とする借款に關し特に日本資本家に與へられた優先權を，最近の組織に依る國際借款團の共同事業に提供すべし(但書略)(2)日本は南滿洲に於ける政治，軍事若くは警察に付日本人顧問若くは敎官の傭聘を爲さしむべき日支取極に依る日本の有する優先權を主張するの意はない。而して(3)日本は1915年日支條約及び交換公文の署名に際し日本政府最初の提案中の第5項は他日の交涉に讓るべしとの趣旨を以て議事錄中に留めた日本の保留は之を撤囘する事となつた。

(7)　租借地及對外關係

關東州租借地に關する日本の權利關係は由來明治38年9月日露講和條約竝に同年12月滿洲に關する日淸條約によるものであつて，該兩條約の規定に依り日本は露國が淸國との條約に依り獲得せる權利をそのまゝに露國より繼承し淸國の承諾を得たもので

ある。即ち1898年３月露國政府と淸國政府との間に締結せられた遼東半島租借條約に依れば露國は淸國より遼東半島一帶の地域を租借し租借期間之を自由に處分するを得べく即ち租借地域の全範圍及接續領海に對し權利を享有する。但し該租借は該地域に對する淸國の主權を何等侵害せざる旨を規定してゐる。（第１條及第２條參照）

要之吾が政府は露國が關東州に關し淸國より獲得せる一切の權利，特權，讓與を其儘繼承し淸國政府に於て之を承諾せる以上，吾が國の關東州租借地に對する關係は單に條約の明文のみならず露國が其領有以來實際に慣行し又淸國を初め列國政府の容認したる成例を考察し之を決定しなければならぬのである。

露淸條約（第２條1898年３月27日北京に於て調印）に依れば關東州租借期間は條約調印の日より25年とし且該期限後更に兩國政府の互認に依り之を延長することを得る旨を規定し，而して大正４年５月帝國政府及支那共和國政府は南滿洲及東部內蒙古に關する條約（第１條）に依り該租借期限を99箇年に延長した。

次に關東州租借地及中立地帶の區域及範圍に就ては遼東半島租借條約第２條竝遼東半島租借及中立地帶境界確定に關する追加協定第１條及第２條に規定され，右規定により1898年８月露淸兩國政府の間に境界劃定聯合委員會が組織され，同委員會に於て實地調査の結果1899年９月25日旅順に於て遼東半島租借地境界議定書を作成した。

尙ほ遼東半島租借及中立地帶確定に關する追加協定（第３條）によれば中立地帶に於ける行政は淸國官憲の專管に屬するが淸國陸軍は露國官憲の同意を得て該地帶に入り得ることを規定した。

（四）　在滿洲國外交機關

（1）　日本側外交機關

概　說　日本側外交機關は關東廳及在滿蒙帝國領事館であるが此の中關東廳の涉外事務は官制第４條に依り外務大臣の監督を受け廳內に外事部を置き部長１名外職員を置き各地駐在日本領事との連絡を保ち奉天總領事を以て部長に充て，南滿洲に駐在する領事は外事部事務官を兼ねしめ，大正12年事任外事部を設け今日に及んでゐたが滿洲國の成立を見るや駐滿全權府に統一された。其後帝國政府は愈々武藤全權を在滿洲國駐劄初代大使として正式に任命すべく準備中であつたが愈々11月25日の閣議に於て滿洲國駐劄仰附けられる事に決定した。これによつて國際總會を前にして承認せる滿洲國に對する我國の決意の愈々固きこと及び滿洲國の秩序がいよいよ立つて來た事を世界に示さんとするものである。但し正式大使に就任後も武藤新大使は現在の全權府を駐滿大使館として使用する筈である。

（昭和７年11月末現在）

在滿日本帝國領事館　（昭和７年11月末現在）

館名及館長格	館長（代理長）氏名
奉天總領事館總領事代理	森島　守人
哈爾濱總領事館總領事代理	長岡　半六
長春總領事館總領事代理	田中　正一
吉林總領事館總領事代理	森岡　正平
間島總領事館總領事	永井　淸
琿春分館主任	毛利　此吉
百草溝分館主任	堀內　孝
局子街領事館副領事	田中　作
頭道溝領事館分館主任	松原　久義
海龍分館主任	松浦　興
通化分館	（一時引揚）
新民府分館主任	土屋　波平
滿洲里領事館領事	山崎誠一郎
チチハル領事館領事	內田　五郎
農安分館	（一時引揚）
鐵嶺領事館領事代理	石塚　邦器
掏鹿分館事務取扱	齋藤　孫治
鄭家屯領事館領事	大和久義郎
遼陽領事館領事代理	山崎恒四郎
安東領事館領事	岡本　一策
牛莊領事館領事	荒川　充雄
錦州領事館領事事務代理	中根　直介
赤峯領事館	（一時引揚）

因に我が外務省は在滿機關擴充を企圖し領事館增設の候補地として敦化，洮南，錦州，一面坡，海林，分館增設地としては寧古塔，扶餘，三姓，臨江，海倫を擧げてゐる。（昭和７年10月末現在）

（2）　滿洲國側外交機關

概　況　滿洲國政府の涉外關係は專ら外交部が司り同部內に總務司，通商司，政務司，宣化司の４司が置かれてゐる。而して外交部總長は在外使節及領事を指揮監督し國際交涉，通商及在外人民の保護等を掌理してゐる。上述４司の中總務司は機密，官邸の管守及文書，人事，會計及庶務等の諸項を管掌する。通商司は通商，外國の經濟事情の調査，在外人民の保護，領事等の諸項を管掌する。政務司は條約，國際會議，情報，在外使節等の諸項を管掌し宣化司は民衆の指導に任じて居る。次に外交部の職員は祕書官，理事官，翻譯官，事務官，屬官より成つて居る。

	外交部	總長	謝　介石
		次長	大橋　忠一
（1）	總務司	司長	朱　之正
	祕書科	科長	葉　堯公
	文書科	同	呂　宜文
	庶務科	同	前山　增雄
	計畫科	同	下村　信貞
（2）	通商司		
	商政科	科長	繼　先
（3）	政務司	司長	神吉　正一
	亞細亞科	科長（心得）	松本　益雄
（4）	宣化司	司長	川崎　寅雄
	宣傳科	科長	姚　任
	文化科	同	際　彪

領事官職務　滿洲國の領事官は外交部總長の指揮監督及其の駐在國に在る滿洲國の常設外交代表の監督を受けて居る。但し外交部總長が特定の事項に關して領事官を指揮すべきことを駐在國に在る滿洲國の常設外交代表に命ぜる時は領事官は該事項に關して滿洲國の常設外交代表の指揮を受ける。領事官は駐在國に於て滿洲國人民を保護し滿洲國の通商航海に關する利益を維持增進する。領事官は駐在國が條約又は國際法に依つて滿洲國に對し負ふ所の義務の遵守を監察し滿洲國人民の利益又は滿洲國の通商航海に關する利益を害せられたる場合に於ては駐在國の官廳に對して必要なる措置を爲す。其他領事官は駐在國にある滿洲國軍艦に對して必要なる幇助を爲す外，其の管轄區域內にある滿洲國人民の救助又は取締のために必要なる措置をなす。

領事官官制　領事官は總領事，領事及副領事とし，領事官を置かざる地に於ては名譽總領事，名譽領事又は名譽副領事を置くことを得る。領事館に領事館事務官を置き，又領事館通譯官を置くことを得る。領事官であつて一時外國在勤を免じたる者を待命とする。待命の領事官は領事官の職務に從事せず，敎令其他特別の規定を除く外總て在職官吏と異るところはない。待命の領事官は臨時外交部の事務に從事せしめることが出來る。この場合に於ては在職官吏に關する規定を適用する。待命は滿３箇年を以て期とし，期滿れば官を免ずるものである。

滿洲國領事館成立　滿洲國に於ては大同元年９月17日外交部總長謝介石氏の名を以て，蘇聯政府と再三交涉し領事を派遣し，在外居住商民の保障をなすことを商議したが，已に交涉妥協しブラゴエチンスクに領

事館，浦鹽斯德，ハバロウスク，チタ等各處の領事館も次第に成立した。

因に滿洲國政府教令35號（大同元年6月15日）に發表された在蘇聯領事館の總領事官，正副領事，其他の事務官及配置を示せば下の如くである。

所在地	館格	館長 總領事	館長 領事	副領事	領事館事務官及領事館通譯官共	計
ハバロフスク	總領事館	1	―	2	4	7
ウラジホストツク	總領事館	1	―	2	4	7
ブラコエチエンスク	領事館	―	1	1	3	5
チタ	領事館	―	1	1	3	5
計		2	2	6	14	24

因に滿洲國は蘇國民入境許可條件を下の如く通告した。即ち蘇國內の現中華民國領事を否認し並に蘇國民の入滿に就ては滿洲國の蘇國內領事任命以前に於ては暫行辦法として先づ在哈蘇國總領事の證明を經て滿洲國駐哈代表に通告し民政部の認可を待つて入境許可を與へる其條件は（1）入境後赤化運動に從事する虞なきもの，（2）滿洲國內に適當の保證人ある者，（3）入境後一定の職業ある者，（4）入境後の生活に對し保障ある者。

この他滿洲國は奉山線錦州に領事館開設の旨公布した。（昭和7年7月）

外交辦事處撤廢　黑龍江省に於ては大同元年7月末日限り外交辦事處を撤退し，爾後外交事件は省公署に於て直接處理することとなつた。（黑龍江省公署訓令第1022號）

條約訂立準備委員會　滿洲國政府は列國との通商航海條約締結及治外法權撤廢問題に關する準備研究機關として關係各部專門家を委員とする委員會を新設し積極的に研究せしめることとなつた。（昭和7年11月5日）

通商航海條約は日滿兩國間は最初に締結すべきもので簡單にして其解釋に自由性を持たせる，將來各國が滿洲國を承認すれば可成名譽領事を置き遠隔諸國では日本領事に代理委囑し經費節約を圖る方針である。

次に治外法權撤廢問題は日本政府の自發的撤廢意志表示を希望し，附屬地の課稅權は搬出商品に附屬地內で徵稅する樣協定し，警察權は日滿警務官協力し附屬地內外の出入を自由にし犯人逮捕を圓滑ならしめるべく協定し，裁判制度は最高法院及各高等法院に日本の司法官を傭聘すべく，外國人の入國は「外國人入國取締令」を設けんとして大連，營口，安東，其他滿鐵附屬地よりの入國者には日本側と協力し瓦房店，安東附屬地に相當機關を設置して取締るべく協定する方針である。

尙日滿間既存條約問題は關東州の領土權が滿洲國に歸屬することを確認せんと要求し且兩國間に大連海關の繼承及改訂を希望し，間島協定は國境線に關する以外無效とし且21箇條中の土地開放，商租權，關東州北部の所謂中立地帶に關する規定其他舊日支通商航海條約等は均しく失效せしめるにあるが，是等は何れも皆滿洲國の大綱方針であると云はれてゐる。

（3）在滿外國領事館（昭和7年11月現在）

大連
- 英國領事館　領事　M. D. Dening
- 米國領事館　領事　John Carter Vincent
- 瑞典名譽領事館　名譽領事　W. H. Winning
- 和蘭名譽領事館　名譽副領事　W. H. Winning
- ソヴエツト領事館　領事　A. Menny
- 獨逸領事館　領事　Walter Dirks
- フインランド名譽領事館　名譽領事　R. Pansing
- 佛國名譽領事館　名譽領事　B. Bliner
- カナダ貿易事務官　Porl Sicks
- ソヴエツト聯邦通商代表部　代表　Домитрий Чернавкин

安東　米國領事館　昭和2年7月以降閉鎖

牛莊
- 英國領事館　領事　H. H. Bristow
- 那威領事館　名譽副領事　P. Farmer.（英國人）
- 尙當地領事團としては米國總領事 M. S. Myers 佛國領事 P. Crepin 獨逸領事 Al. Tigges が加入して居る（何れも奉天駐在）

奉天
- 英國總領事館　總領事　A. E. Eastes
- 米國總領事館　總領事　M. S. Myers
- 米國商務官　C. E. Christopherson
- 他に商務官　assistant L. Vanator
- ソヴイエツト總領事館　總領事代理　E. K. Volodin
- 獨逸領事館　領事　A. Tigges
- 佛領事館　領事　H. Bonnafous
- 伊國領事館（現在領事は不在ハルビンに居ると云ふ）
- 墺太利領事館　名譽領事　Rr. H. Banmann

哈爾濱
- 米國總領事館　總領事（G. C. Hanson）
- 英國總領事館　總領事　A. G. Major
- 佛國領事館　領事　Louis Reynaud
- ポーランド領事館　領事　James Douglas
- 蘇聯總領事館　總領事　Slavutsky
- チエツコスロバキア領事館　領事　R. Hejng
- 和蘭領事館　名譽領事代理　L. Van der Hoeven
- 獨逸總領事館　領事　A. Balser
- 伊國領事館　領事　Arturo Maffei
- リツワニア領事館　領事代理　Jean Katil-Katilius
- 葡國領事館　名譽領事　S. L. Skidelsky
- 白國領事館　名譽副領事　M. Witold de Gay
- 丁抹領事館　名譽領事代理　Aage Jorgens
- エストニア領事館　領事代理　J. D. Suette
- ラトビア領事館　領事　P. Meschak

海拉爾　ソヴイエツト領事館　領事　Arloff

齊々哈爾　同　領事　Ruroff

ボクラニーチナヤ　同　領事　Egoroff

（五）軍　　事

（1）滿洲國の軍政

東北陸軍の崩壞　滿洲に正規軍隊を常備したのは淸朝の末葉時，前中左右後の五路より成る巡防營を配置せるに始まる。辛亥革命成功し民國政府成立するや中央政府は第27，28の兩師を編成し滿洲の警備に任ぜしめたが，民國5年時の第27師長張作霖起ちて自から奉天督軍に任じ，吉林黑龍江兩省を勢力下に收め名實共に東三省の實權を掌握するに至つた。而して梟雄作霖の飽くなき汎奉天主義は現れて，第1第2の奉直

戰，奉國戰、張郭戰，安國戰となり奉天軍の威令は遠く中，北支那に行はるるに至り得意の作霖は昭和2年北京に於て手盛りの大元帥に就任した。此の頃が奉天軍の最も華やかなりし時代であつた。次で國民革命軍の北伐戰は全國的興論を背景として奉天軍に迫り，强大なさしもの奉天軍も關外に撤退の止むなきに至り張作霖亦不慮に斃れ全支統一の覇業半ばにして止むに至つた。其の後張作霖死するや，其の長子張學良は東北軍民の推戴に依り新に東三省保安總司令に就任し，父に代つて東北の實權を掌握する事となつた。學良は若冠克く時流を洞察するの明を有し，自から國民政府に妥協を求め，爾後東北政權は統て國民政府に屬することとなり，學良又東北邊防軍司令長官に任じ東北諸般の軍事政治は國民政府の定むる所に據ることとなつた。昭和5年閻錫山，馮玉祥等の反蔣同盟軍北支那に起りて國民政府軍と戰ふや，其の勝敗の決は懸つて東北軍の向背に依るの勢を示したが，昭和4年露支抗爭時に慘敗の苦を嘗めた東北軍の經驗は張學良を自重せしめ，蔣介石軍，反蔣軍の間を巧みに處理し同年9月東北軍の精鋭7萬を關內に出動せしめ一兵を損せず平和裡に平津地方を收受し，次で學良自から南京に赴き蔣介石と完全に交結し中央政府の名を以て中華民國陸海空軍副司令に任ぜられ黃河以北の軍政權を確實に掌握するに至つた。超えて昭和6年4月中央の要望に依り，學良は所謂新派の腹心を從へ17日奉天出發北平に至り，直ちに陸海空軍副司令部を開設し奉天には殘留要人を以て邊防軍司令長官公署を舊の如く存置せしめた。然るに北支那の風雲平かならず所謂反蔣派として廣東國民政府（5月27日成立）に呼應する反蔣政客平津地方に策動し之が急先鋒として平漢線順德附近にあつた石友三軍6萬が俄然反蔣反張の旗幟を揭げて起ち先づ平津一帶の東北軍を關外に驅逐すべく7月13日軍事行動を開始し同月26日望都を占領し次で保定の東北軍陣地に迫つた。之に對し東北軍は曩に關內の風雲を察知し，6月中旬奉天軍の3箇旅其他を關內に增兵し更に7月24日黑龍江軍の中堅2箇旅を關內に送り中央及山西商震軍と呼應して石友三軍を東方山東省方面に驅逐し平穩に歸せしめた。當時關內に於ける東北軍は15萬と稱された。然るに昭和6年9月18日奉天北郊外北大營の王以哲部下正規兵の柳條溝の滿鐵線爆破を導火線として激發した滿洲事變は遂に東北軍閥の勢力を根柢から破壞し滿洲國の新興を見るにいたつた。而して滿洲國は昭和7年3月1日世界環視の下に生誕し，大同元年4月15日軍司令第1號を以て滿洲國陸海軍條例の發表を見た。

滿洲國の陸軍　滿洲國陸軍は執政直屬とし今後は徵兵制を原則とし各省に1箇師を分駐，禁衞軍は1箇旅(既設)とし各軍より優秀者を選拔し專ら匪賊討伐に當り司令官は帷幄上奏權を附與することとなつた。因に滿洲國軍政部は大同元年4月20日陸軍條令を發布した。

陸海軍條例　滿洲國の陸海軍は國內の治安竝に邊境及江海の警備に任ずる。執政は陸海軍を統率する。即ち執政は警備司令官擔任區域を定めこれに所要の軍隊を指揮せしめ當該區域の治安に任ぜしめる。其他艦隊司令官の擔任水域を定め，これに所要の艦隊を指揮せしめ當該水域の治安に任ぜしめてゐる。警備司令官は陸軍上中將を以て充て執政に直隷する。艦隊司令官は海軍將官を以て充て執政に直隷する。警備司令官の責任は擔任區域に於て隨時情況を詳察し，不逞を掃除し以て域內の安全を保つに在つて，隣接警備司令官の請求あるときは所要の兵力を派遣すると同時に軍政部總長に報告し，隣接警備司令官に通報することを要するが，若し緊急にしてその請求を待つことの出來ない場合は自ら責に任じて所要の兵力を派遣することが出來る。又，警備司令官は治安維持の爲兵力を使用するときは，其期間內に限つて當該主管地方の縣警察隊を指揮することが出來る。艦隊司令官の責任は絕えず其擔任水域を巡邏し，竝に其水域を警備し漁業船を保護し及密漁密賣を監察するの任務を有する。警備司令官及艦隊司令官は軍政及用兵に關して軍政部總長の指揮を受けることを必要とする。

（大同元年4月15日軍令第1號）

滿洲國軍の警備司令區域　滿洲國政府は大同元年4月15日各軍の分擔區域及其所得軍隊を次の如く決定した。即ち洮遼警備司令官及各省警備司令官の擔任區域竝に其の指揮に屬すべき軍隊，洮遼警備司令官は通遼，泰平，昌圖，梨樹，懷德，雙山，遼源，開通，瞻楡，安廣，鎭東，洮安，洮南，泰東の各縣，突泉縣の東半部及景星縣の西南半部を擔任區域とし其の指揮に屬する軍隊は舊張海鵬軍である。奉天省警備司令官は洮遼警備司令官の擔任區域以外の奉天省を擔任區城とし，其の指揮に屬する軍隊は現に奉天省に駐在する軍隊中新に洮遼警備司令官の指揮に屬せしめられたる軍隊を除く以外の全部である。吉林省警備司令官は吉林省を擔任區域とし，其の指揮に屬する軍隊は現に吉林省に駐在する軍隊である。黑龍江警備司令官は黑龍江省（泰東縣及景星縣の西南半部を除く）を擔任區域とし，其の指揮に屬する軍隊は現に黑龍江省に駐在する軍隊張海鵬軍を除くのである。

（大同元年4月15日軍令第2號に據る）

然るに大同元年8月18日軍令第2號を以て，各警備司令官の擔任區域は，黑龍江省(泰東縣，景星縣の西南部を除く)は改めて黑龍江省(泰東縣，大賚縣を除く)とし，洮遼警備司令官の擔任區域は，通遼縣及び景星縣西南半部を除去し，大賚縣を增入することとなつた。（大同元年8月18日調）

軍政部　軍政部長は軍政を管理し國防及用兵に關する事項を掌理し，同部參謀司，軍需司を置く。參謀司は總務，用兵，軍の訓練，軍の編制及徵募，醫務，法務を管掌し，軍需司は兵器，軍需品等の事項を管掌してゐる。

軍　政　部

總長		上將	張景惠
次長		中將	王靜修
(1) 參謀司	司長	少將	郭恩霖
總務課	課長	上校	趙秋航
祕書股	股長	上校	盧元善
副官股	股長	中校	張學纛
庶務股	股長	少校	日野武雄
醫務股	股長	少校	魏中田
電務股	股長	少校	郭福泰
豫算股	股長	少校	石井正
軍事課	課長	上校	郭福瀚
編成股長		中校	于徵
軍衡課	課長	上校	郭若霖
補充股長		中校	滿豐昌
恩賞股長		少校	劉鴻慈
軍法課	課長	上校	張元官
裁判股長		中校	佟長青
司法股長		同	蘇潤濤
監獄股長		少校	姜靖波
(2) 軍需司	司長	少將	張益三
艦政課	課長	上校	范熙申
兵器課	課長	同	王齊楽
經理課	課長	同	馬金波

因に大同元年度に於ける軍政部の歲出豫算は軍政本部1,320,000圓，陸軍費600,000圓，計30,000,000圓を計上し，臨時部に於て部隊改編及討伐費1,800,000圓，計3,000,000圓を計上し，軍政部所管總計は33,000,000圓である。

陸軍の等級制　滿洲國軍政部が軍令第8號を以つて發せる，陸軍官佐士兵の等級を示せば，次表の如くである。

陸軍官佐士兵等級表

上等(將官)			中等(校官)			初等(尉官)			准尉官	軍士			兵		
上將	中將	少將	憲兵上校	憲兵中校	憲兵少校	憲兵上尉	憲兵中尉	憲兵少尉	憲兵准尉	憲兵上士	憲兵中士	憲兵下士	憲兵上等兵		
			步兵上校	步兵中校	步兵少校	步兵上尉	步兵中尉	步兵少尉	步兵准尉	步兵上士	步兵中士	步兵下士	步兵上等兵	步兵一等兵	步兵二等兵
			騎兵上校	騎兵中校	騎兵少校	騎兵上尉	騎兵中尉	騎兵少尉	騎兵准尉	騎兵上士	騎兵中士	騎兵下士	騎兵上等兵	騎兵一等兵	騎兵二等兵
										騎兵掌工上士	騎兵掌工中士	騎兵掌工下士			
			砲兵上校	砲兵中校	砲兵少校	砲兵上尉	砲兵中尉	砲兵少尉	砲兵准尉 砲兵工長	砲兵上士	砲兵中士	砲兵下士	砲兵 上等兵	砲兵 一等兵	二等兵
										砲兵掌工上士	砲兵掌工中士	砲兵掌工下士			
										砲兵鞍工上士	砲兵鞍工中士	砲兵鞍工下士			
										砲兵鎗工上士	砲兵鎗工中士	砲兵鎗工下士			
										砲兵木工上士	砲兵木工中士	砲兵木工下士			
										砲兵鍛工上士	砲兵鍛工中士	砲兵鍛工下士			
			工兵上校	工兵中校	工兵少校	工兵上尉	工兵中尉	工兵少尉	工兵准尉	工兵上士	工兵中士	工兵下士	工兵上等兵	工兵一等兵	工兵二等兵
			輜重兵上校	輜重兵中校	輜重兵少校	輜重兵上尉	輜重兵中尉	輜重兵少尉	輜重兵准尉	輜重兵上士	輜重兵中士	輜重兵下士	輜重兵上等兵	輜重兵一等兵	輜重兵二等兵
										輜重兵掌工上士	輜重兵掌工中士	輜重兵掌工下士			
軍需將官同等官			軍需校官同等官			軍需尉官同等官			准尉同等官	軍士			兵		
	軍需總監	軍需監	一等軍需正	二等軍需正	三等軍需正	一等軍需	二等軍需	三等軍需		軍需上士	軍需中士	軍需下士			
										縫工上士	縫工中士	縫工下士	上等縫工	一等縫工	二等縫工
										靴工上士	靴工中士	靴工下士	上等靴工	一等靴工	二等靴工
軍醫將官同等官			軍醫校官同等官			軍醫尉官同等官				軍士			兵		
	軍醫總監	軍醫監	一等軍醫正	二等軍醫正	三等軍醫正	一等軍醫	二等軍醫	三等軍醫	看護准尉	看護上士	看護中士	看護下士	上等看護兵	一等看護兵	二等看護兵
			一等司藥正	二等司藥正	三等司藥正	一等司藥	二等司藥	三等司藥		獸醫上士	獸醫中士	獸醫下士			
			獸醫校官同等官			獸醫尉官同等官									
			一等獸醫正	二等獸醫正	三等獸醫正	一等獸醫	二等獸醫	三等獸醫	獸醫准尉						
						軍樂尉官同等官				軍士			兵		
						一等軍樂	二等軍樂	三等軍樂		軍樂上士	軍樂中士	軍樂下士	軍樂上等兵		

軍官は3等9級制を採り上等を將官中等を校官初等を尉官と謂ふて居る。各等を上中少の3級に分ち軍佐には上等第1級を置いてない。即ち將官同等官は2級となし校官及尉官同等官には各3級を置いてゐる。軍士及兵は勤務の標準に依り各3級に分つてゐるが軍士は上士中士下士兵は上等兵1等兵2等兵である。而して軍用文官は少將級を以て最高級として居る。

滿洲國偵輯隊　奉天に本部を有する滿洲國偵輯隊は蘇聯に於けるゲ，ペ，ウの如く組織されたものであるが今回の日滿議定書の趣意に鑑み一層日滿兩國の反日反滿分子の策動取締のため近く日本側と協力滿洲國內に於ては各國境方面及主要都市に又日本の主要都市に隊員を配置取締に任ずることとなつた。（昭和7年9月現在）

滿洲國國境監視遊動警察隊　滿洲國國境監視遊動警察隊は人員500名を1團とし三部隊を先づ設置し大同元年4月25日より入所式を行つた。同隊の任務は(1)地方巡視，中央命令の徹底の點檢，(2)地方警察の巡視，(3)小部隊匪賊の討伐，大匪賊の根據地偵察等である。

間島軍事特務員　滿洲國特務員辦公處は暫時延吉警備司令部內に設立し，大同元年4月15日の執政敎令を承順して建國の精神を振興し施設の暢達を獲るを本旨とする。若し事に遇ひて人員配置に足らざる時は警備司令部或は市政籌備處に請ふて員を派して補充し得ることとなつた。他面特別事件の發生に際しては直にこれを傳達し竝に臨時協議或は實行の地點を指定する。其他地方行政範圍に關するものは地方に於て直に處理し，此以外は政府及省府に呈報して訓示を仰いで後施行する。

滿洲國治安維持會成立　滿洲國政府は一切不急事業を中止し土匪招撫に主力を集注することに決定し，大同元年10月1日中央政府に治安維持會を設け，招撫善後事務掌理のため別に清鄉總局を設け各省各縣に其下級機關を作ることとなつた。

奉天省に於ては9月23日奉天警務廳內に趙民政廳長を委員長として治安維持會を成立した。

之に因つて日本軍指導下の滿洲國軍を加へ反滿勢力掃討が開始されるに至つた。

滿洲國軍官學校　滿洲國軍政部では中央訓練所以外に中等學校卒業生に對し日本の士官學校と同樣な軍官學校を設立し大同2年より生徒募集を開始する計畫である。

滿洲國陸軍中央訓練所　滿洲國軍政部では奉天城東方に陸軍中央訓練所を新設し優秀將校を集め12月上旬より敎練を行ふ事に決定した。尙同訓練所は別に實施學校の如く步，騎，砲より成る部隊及通信班若干の敎導隊を附し嚴肅なる敎練を施す方針である。（昭和7年9月現在）

被服廠　被服廠は軍政部に隷屬し軍用被服品の調辦，製造，貯藏及補給竝に試驗研究を掌る。被服廠は業務に支障なき限り各官署其他の一般需要に應ずる。被服廠は被服本廠及被服支廠より成り，被服本廠は新京に，被服支廠は奉天及び齊々哈爾に置き，又軍政部總長は必要に應じて各廠に派出所を設けることが出來る。被服廠には本廠長，廠員，技正，軍士，屬官を置き，また支廠に支廠長，廠員，技正，軍士，屬官を置く。

軍隊服裝統一　滿洲國軍政部では被服廠令を以て軍隊の被服統一を圖つたが吉林省（在新京）黑龍江省（在チチハル）奉天省（在遼陽）等の各被服廠を廢し奉天に被服總廳を設置し新京，チチハル支廳を設け滿洲國軍警の服裝統一補給せしむることとなつた。（昭和7年8月現在）

寬城子飛行場　滿洲國政府は寬城子飛行場を中心とする1千秤及新京守備隊を中心とする8萬5千坪の民間土地買收交涉が大同元年8月10日成立し新に寬城子に飛行場を設け新京守備隊附近に滿洲國官吏の宿舍建築計畫を樹ててゐる，尙軍部では守備隊附近を借受け飛行場の廠舍の新築をなす筈である。（昭和7年8月現在）

(2)　日本側軍備

滿洲に於ける日本陸軍の最高機關は，關東軍司令部であつて，以前は關東都督府內に陸軍部があつて，都督は陸軍大(中)將を以て親補し，滿洲に於ける我が民政及び軍政の長官であつたが，大正8年4月都督制が廢せられ關東廳及び關東軍司令部が新に設置せらるるに及んで軍政と民政とはこゝに全く別箇に獨立するに至つた。

關東軍司令官は陸軍大(中)將を以て親補し天皇に直屬し關東州及南滿洲に在る帝國陸軍諸部隊を統率し，且關東州の防備及南滿洲に在る鐵道線路の保護に任じて居る。軍司令部内には參謀部，副官部，兵器部，經理部，軍醫部，獸醫部，法務部がある。

關東軍司令部新京移轉 關東軍司令部は滿洲事變のため久しく旅順より奉天に進出してゐたが，陸軍當局では事變の結果關東軍の配備を變更する必要を生じ現在奉天に駐在してゐる軍司令部を滿洲國の首府新京に移すと共に滿洲の重要地に常備軍を駐屯せしむる事に決定した。

(昭和7年7月5日現在)

關東軍司令官親補 8月1日附を以て前關東軍司令官陸軍中將本庄繁氏は軍事參議官に補せられ，陸軍大將武藤信義氏關東軍司令官兼任特命全權大使，關東長官に親補せられ優渥なる勅語を賜つた。之に依て陸軍では滿洲四頭政治統一機關が軍司令部新京移轉と共に實施されることになつた。同時に陸軍定期異動發令せられ前陸軍次官陸軍中將小磯國昭氏は關東軍參謀長，陸軍少將岡村寧次氏は同參謀副長となつた。

駐劄師團 師團司令部は遼陽に位置し新京，公主嶺，鐵嶺，奉天，遼陽，海城，旅順等に其兵力を分置して居る。

此等部隊は其作戰上の任務と教育の便益とを顧慮し概ね聯隊毎に集結せられて居る。尙ほ駐劄師團は2年毎に內地師團と交代する。

獨立守備隊 獨立守備隊は明治39年7月南滿洲鐵道守備の爲め豫備役を以て6箇大隊編成せられ普蘭店一長春間及び奉天一安東間鐵道沿線各地に分屯し專ら鐵道の警備並に電線の保護の任に當り，後42年4月獨立守備隊司令部編成され司令部を公主嶺に置き全守備隊(6箇大隊)を統轄せしめた。大正5年6月豫備役制を廢して現役制に改め12年3月軍備縮小の結果2箇大隊を撤退したので守備隊は4箇大隊となつたが，昭和4年4月15日陸軍平時編制の改正に伴ひ再び2箇大隊を增設し現在では6箇大隊となつた。其配置は司令部を公主嶺に置き軍部は南滿鐵道沿線，關東州外の各主要地に分割配置せられ直接鐵道警備に任じて居る。

旅順要塞司令部 司令官は關東軍司令官に隸し要塞の防禦計畫を擔任し要塞備付の兵器々具材料及防禦營造物を管理し軍需品の整備に任ずる。

關東憲兵隊 本部を旅順に置き其の各分隊は鐵道沿線各地(分隊は旅順，大連，遼陽，奉天，四平街，新京，安東，分遣隊は大石橋，營口，海城，撫順，開原，鐵嶺，鞍山，公主嶺，連山關)に分駐して居る。

關東陸軍倉庫 從來旅順に置き之が支庫を大連及鐵嶺に設けたが大正10年12月大連に本庫を，鐵嶺に支庫を，旅順に出張所を置く。

衛戍病院 滿洲に於ては本院を旅順，遼陽，鐵嶺に置き分院を大連，柳樹屯，大石橋，鐵嶺に置き分院を大連，柳樹屯，大石橋，海城，鞍山，奉天，公主嶺，新京及び安東，連山關の各地に設けて居る。

衛戍刑務所 軍法會議所在地に設く，滿洲では旅順に設けられてゐる。

海軍防備 日露戰役旅順開城と共に鎭守府が設定せられたが，大正3年4月1日鎭守府を廢して要港部に改め，更に大正11年12月1日要港部を撤退し防備隊のみ存置せらるる事となり，大正14年4月1日限り防備隊も撤退した。

現今は單に駐在武官及び無線電信所を常置するのみであるが，第二遣外艦隊の警備區域內にあるため，絕えず該艦隊所屬の艦艇が碇泊して居る。

(六) 行政

(一) 滿洲國の行政

(1) 概説

沿革 近代史に現れた滿洲の治政は淸朝に始まる。而して其當時に於ける其行政組織は大體明代の制を踏襲した。卽ち中央の統一機關として上に內閣があり，政務分離の機關として6部が置かれ，之等各部長官によつて運用され殊に地方行政に就ては概ね明朝の遺制に依つた。行政區劃の如きも省を分つて府とし，府を分つて州，縣，廳となし，特に重要なる地方には省に直屬する州或は廳を置いた。而して滿洲は當時盛京，吉林，黑龍江の三省に分れ，盛京省に於ては軍政民政相半ばし其行政機關として盛京五部，將軍及奉天府尹が置かれ夫々其所管事務を辦理し，吉林省は專ら吉林將軍，副都統以下の八旗武官をして管轄せしめ，黑龍江省は黑龍江軍以下の旗官をして軍政を布いてゐた。

斯く東三省は淸朝に對する特殊關係上他の諸省と異る行政組織の下に統治し來つたのであるが日露戰後政府は東三省督撫辦事要綱を制定し新官制を布き，之によつて新に東三省總督及奉天，吉林，黑龍江各巡撫の設置を見た。然し淸末に起れる革命は淸朝300年の社稷も支ふるに由なく宣統4年2月皇帝の退位を見共和制となるに及んで總督巡撫の制を廢し民國2年都督をして專ら省內の軍事を總攬せしめ，新に民政長を置いて省內の民治を掌理せしむることとなり，民國3年5月省官制が公布された。卽ち省に省長を置き全省の民政各官を管轄する事となつた。

尤も行政上よりせば(地理的にも)蒙地を含み，從つて蒙族に關する特別な關係を除けば殆んど省行政の一統轄內にあつた。然るに昭和3年6月張作霖氏の爆死により東北政局に甚大なる變化を齎した。卽ち昭和3年12月29日に於ける易幟以來南京國民政府の治下諸省と同樣，各省政府を置き東北四省各々に中央政府の任命せる省政府委員を置き此內より更に主席を指定し省政府委員會の決議を執行せしめる事となり，省政府には祕書，民政，財政，敎育，建設，農礦，工商の各廳を置くこととなつた。他面市の現制は省政府に直屬し獨立せる市長が置かるることとなり其任命の如きも省政府より國民政府に申請の形式をとる事となつた。而して從來の縣は易幟以前の固有の地域を管轄する事となり，縣政府は省政府の指揮監督の下に全縣の行政を處理し地方の自治事務を辦理し，縣の下に區，村，果の自治團體が布かれ從來の道は廢され從つて道尹の職務は專ら交涉員によつて行はれ，交涉員は外政院の外交部に直屬する事となつた。

尙ほ蒙古側の行政に就ては東北四省內に哲里木盟(十八旗)卓索圖盟(六旗)昭烏達盟(十二旗)を置き省政府の指揮監督の下に形式上自治が許されることに決定し，その制度が滿洲國の諸法令制定迄繼續した。滿洲國成立するや，行政の根本である政府組織法，各府，院の官制其他を制定して堂々治政の第一步を踏み出した。

(2) 政府組織

滿洲國政府組織の特徵は國務院，監察院，立法院の三院制を採り，立法院及監察院に國務院に對する獨立の地位を付與したことである。立法院は現在議員選擧を見るの運びに到つてゐないので，法令の制定は當分の間國務院に於て立案し，參議府の諮詢を經たる後執政の裁可を以て之を制定公布せられてゐる。併し急遽全部に及ぼすことは不可能なるを以て，舊來行はれてゐた法令で，建國精神，國情及び法令に牴觸しないのものは，暫行的に之を援用することに定められてゐる。

滿洲國政治機關一覽表（大同元年12月現在）

- 執政
  - 參議府
    - 秘書局
  - 執政府
    - 秘書處
    - 內務處
    - 營繕處
    - 警衛處
    - 會計審查局
    - 侍從武官
    - 侍衛官
    - 內廷局
  - 立法院
    - 秘書廳
      - 文書科、庶務科、會計科、記錄科
  - 國務院
    - 國務院會議
    - 積欠善後整理委員會
    - 逆產處理委員會
    - 國都建設局
      - 國都建設計畫諮問委員會
    - 臨時計立條約準備委員會
    - 法制局
      - 統計處
        - 總務科、資料科、調查科、編纂科
    - 大同學院
    - 總務廳
      - 秘書處
        - 秘書官室、總務科、文書科
      - 人事處
        - 人事科、給與科、調查科
      - 主計處
        - 總務科、一般會計科、特別會計科、司計科
      - 需用處
        - 總務科、庶務股、經理股、用度科、購買股、供給股、營繕科、企畫股、接涉股
    - 實業部
      - 總務司
        - 秘書科、文書科、庶務科、調查科
      - 農鑛司
        - 農務科、林務科、漁牧科、鑛務科
      - 吉黑榷運署
      - 鹽務署
      - 阿片專賣籌備委員會
      - 火柴公賣局
      - 硝磺局
      - 稅關
    - 財政部
      - 總務司
        - 秘書科、人事科、文書科、會計科、調查科
      - 稅務司
        - 國稅科、關稅科、專賣科、企畫科、經理科
      - 理財司
        - 銀行科、特殊金融科、官產科
      - 稅務監督署
        - 總務科、經理科、徵榷第一科、徵榷第二科、監察科
      - 稅捐局
        - 總務課、經徵課、稽查課
    - 軍政部
      - 參謀司
      - 軍需司
    - 外交部
      - 總務司
        - 秘書科、文書科、庶務科、計畫科
      - 通商司
        - 商政科、僑務科
      - 政務司
        - 亞細亞科、歐美科、俄國科
      - 宣化司
        - 宣傳科、文化科
      - 駐日本代表公署
      - 外交部北滿特派員公署
      - 領事館
    - 民政部
      - 總務司
        - 秘書科、文書科、人事科、經理科、調查科
      - 地方司
        - 行政科、自治科、財務科、社會科
      - 警務司
        - 總務科、特務科、保安科、外事科、督察室、偵緝室
      - 土木司
        - 陸路科、水路科、技術科
      - 衛生司
        - 醫政科、防疫科、保健科
      - 土地局
        - 總務處
          - 庶務科、地籍科
        - 審查處
          - 審定科、調查科
        - 測量處
          - 測量科、製圖科
      - 首都警察廳
        - 警務科、特務科、保安科、司法科、衛生科
      - 中央警察學校
      - 特殊警察隊
        - 國境警備隊、游動警察隊、海邊警察隊
      - 哈爾濱市政籌備所
        - 哈爾濱特別市政局
        - 東省特別區市政管理局
        - 濱江市政籌備處
        - 松蒲市政局
      - 各縣公署
        - 縣自治委員會
        - 總務科、內務局、警務局、（實業局）、（教育局）、（土木局）、（衛生局）
    - 交通部
      - 總務司
        - 秘書科、人事科、文書科、航空科、會計科、調查科
      - 鐵道司
        - 庶務科、第一科、第二科、第三科、第四科、第五科、經理科、路工科
      - 郵務司
        - 庶務科、郵務科、電務科、貯金科、工務科、經理科
      - 水運司
        - 庶務科、港灣科、河川科、管船科
      - 電政管理局
        - 庶務科、業務科、經理科、工務科
      - 各郵務管理局
      - 各鐵路管理局
      - 各鐵路工程局
      - 中東鐵路督辦公署
      - 瀋海鐵路保安維持會
      - 各航務局
      - 東北航政局
      - 松里兩江郵船局
      - 東北造船所
      - 東北水道局
      - 東北海軍江運處
      - 遼河水利工程局
    - 工商司
      - 權度科、工務科、商務科
    - 司法部
      - 總務司
        - 秘書科、文書科、人事科、會計科、調查科
      - 法務司
        - 民事第一科、民事第二科、刑事科
      - 行刑司
        - 刑政科、保護科、監獄科
      - 各監獄
    - 文教部
      - 總務司
        - 秘書科、文書科、庶務科、調查科
      - 學務司
        - 總務科、普通教育科、專門教育科
      - 禮教司
        - 社會教育科、宗教科
      - 教科書編審委員會
    - 各分省公署
      - 總務廳
        - 總務科、會計科
      - 民政廳
        - 地方科、警務科、勸業科、文教科
      - 各旗公署
        - 總務科、內務科、警務科
      - 旗自治會
    - 興安總署
      - 舊蒙務整理委員會
      - 總務處
        - 總務科、會計科、調查科
      - 政務處
        - 地方科、蒙務科、警務科、文教科
      - 勸業處
        - 畜產科、農鑛科、工商科
    - 各省公署
      - 總務廳、民政廳、警務廳、實業廳、教育廳
      - 警察廳
        - 警務科、特務科、保安科、司法科、衛生科
    - 特別市
  - 監察院
    - 總務處
      - 秘書科、文書科、庶務科
    - 監察部
      - 第一廳
        - 第一科、第二科、第三科
      - 第二廳
        - 第一科、第二科、第三科
      - 第三廳
        - 第一科、第二科、第三科
    - 審計部
      - 第一廳
        - 第一科、第二科、第三科
      - 第二廳
        - 第一科、第二科、第三科
      - 第三廳
        - 第一科、第二科、第三科
      - 第四廳
        - 第一科、第二科、第三科
  - 最高法院
    - 高等法院
      - 地方法院
      - （司法公署）
  - 最高檢察廳
    - 高等檢察廳
      - 地方檢察廳

(1) 執政

執政は滿洲國を代表し滿洲國を統治する執政は全人民之を推擧し然して全人民に對し責任を負ふ。執政は立法院の翼賛に依り立法權を行ふ。執政は國務院を統督して行政權を行ふ。執政は法律に依り法院をして司法權を行はしめる。執政は公共の安寧福利を維持增進し又は法律を執行する爲命令を發し又發せしめるが命令を以て法律を變更することは出來ない。執政は公安を維持し又は非常の災害を防遏するため立法院を召集することの出來ぬ場合には參議府の同意を得て法律と同一の效力ある緊急敎令を發布することを得る。但し此の敎令は次の會期に於て立法院に報告する。執政は官制を定め官吏を任免し及其俸給を定めるが,政府組織法其他の法律に依り特に定めたるものは此の限でない。執政は陸海空軍を統率し宣戰構和及條約締結の權を有する。執政は大赦特赦減刑及復權を命ずる。

(2) 參議府

參議府 參議府は參議若干人を以て組織し,執政の命令によつて議長及副議長各1人置く。議長は參議府の事務を總理し,參議府より發する公文書に署名する。參議府の意見は參議府會議の決議に依つて決する。議長は會議に關して必要ある場合,國務總理,各部總長及監察院長又は其の代理者を會議に出席させ意見を述べしむること又は必要に應じて參議中より審査委員を任命し特別の事項を考査せしめることが出來る參議府には祕書局を設け局長,祕書官,屬官を置く。(大同元年3月9日敎令第4號)

參議府會議 參議府議長諮詢案件の送付を受けた時は審査局長に命じて之を審査せしめる。議長に於て必要と認める時は祕書局長に命じて審査報告書を作成せしめ諮詢案件に關して參議府會議に附議するに必要な一切の審査及準備を整へる。この審査及準備の爲必要あるときは,祕書局長は國務總理其他關係各院及部局に對し資料又は說明書の提出を要求することが出來る。參議府會議は議長より會議期を會日2日前迄に參議に之を通知して召集することを要する。但し緊急の場合は此の限りでない。議長は原則として議案を召集通知書と共に之を送達することを要する。但し,議長が其必要を認めない場合及緊急の場合は此の限りでない參議府會議には參議府官制を以て定められたる者の外は入場を許さない。議長必要と認めるときは參議府會議に執政の臨席を呈請する。祕書局長は議事錄作成及其他の事務を助けしめる爲,祕書官をして會議に列せしめることを得る。會議は議長に於て開會を宣し,議長若は議長の命に依つて祕書局長議案を說明し,且つ審議上參考となるべき事項を報告する。而して各參議につき意見の開陳を求める。議長は期間を限定して審査委員を任命することが來る。參議府の意見は表決の結果に基き祕書局長之を起草し議長の檢閱を經たる上,執政に提出し且その寫しを國務總理に送付する。參議府會議の議事は議長の命に依り祕書局長に於て發表するものの外一切發表することは出來ない。(參議府會議規程)

(3) 立法院

立法院 立法院は執政每年之を招集し,常會の會期は1箇月である。但し,必要のある場合には執政之を延長することを得るのである。凡ての法律案及豫算案は立法院の翼賛を經ることを要し,立法院は國務に關して國務院に建議すること,人民の請願を受理することを得る。立法院の會議は公開するが,國務院の要求又は立法院の決議によつて秘密會とすることが出來る。立法院の議決せる法律案及豫算案は執政之を裁可し公布施行せしめる。立法院が法律案又は豫算案を否決した時は執政は理由を示して之を再議に付して,仍ほ改めざる時には參議府に諮つて其の可否を裁決する。立法院議員は院內に於ける言論及び表決に關して院外に於て責任を問はれることはないのである。(大同元年3月9日敎令第1號)

立法院祕書處 立法院祕書處には祕書長祕書官,事務官,屬官,守衞長,副守衞長,守衞の職員及文書,庶務,會計の科を置いて諸般の事務を管掌する。(暫行立法院祕書廳官制)

(4) 國務院

國務院 制定されたる國務院の官制に據れば,國務總理は執政の命を承けて各部總長を指揮監督し國家行政の機務を掌理し其の責に任ずる。國務總理は,部內の機密人事主計及需用を直宰し,總務廳を置き總務長官,祕書官,理事官,技正,事務官,屬官,次長等の職制を設ける。總務廳には祕書處,人事處,主計處,需用處の4處を置き,處に處長を置く。祕書處は機密法律敎令軍令敎書及院令の公布,官印の管守公文書の收發刊行物の發行,會計及庶務を管掌する。人事處は官吏の任免進退及身分,官吏の紀律及賞罰,官吏の給與及待遇,議員の選任を管掌する。主計處は總括豫算及總括決算特別會計の豫算及決算,國資の計畫及運用,國庫金收支の管理,收支科目等の諸項を管掌する。需要處は營繕用度等の諸項を管掌する。

國務院會議 國務院には行政事務の連絡統一を圖り全局の平衡を維持する爲國務院會議を設ける。國務院會議は國務總理主宰し各部總長,總務長官,法制局長,興安總署長,資政局長,若くは其の代理者を以て之を組織し,法律敎令軍令及豫算,外國條約及重要涉外案件,各部間の主管權限の爭議,豫算外の支出,其他重要なる國務を審議する。(大同元年3月5日敎令第5號)

總務廳分科 制定されたる國務院總務廳分科規程に依れば,祕書處に祕書官室及總務,文書の科を置き,祕書官室は機密,涉外其他交際,特に命ぜられたる事項を掌り,總務科は廳內人事,廳舍及營繕,廳內會計,廳內用度,廳內宿直當直,其他各處科に屬せざる事項を掌り,文書科は官印の管守,法律敎令軍令,及敎令の公布,訓令及指令の發布,國務院會議,成案文書の審査及進達,公文の收發及保存,政府公報の編輯及發行,圖書及刊行物の諸項を掌る。人事處に人事,給與,調査の科を置き,人事科は官吏の任免進退及身分,官吏の規律及賞罰官吏の考科休暇の統制及執務時間,議員の選任,官吏の留學出張及請暇,履歷カードの作製管理及職員錄の編纂の諸項を掌り,給與科は官吏の俸給,官吏の恩給,旅費及手當,官吏の昇給及賞與,職務傷病給與及其他給與,官舍の諸項を掌り,調査科は人事制度待遇及給與の調査研究,人事諸規定の審議,定員の設定及改廢,官吏統計表の作成の諸項を掌る。主計處には總務,一般會計,特別會計,司計の科を置き,總務科は收入支出の科目,金錢會計の統一,會計の法規,監察院の審計報告,其他他科の主管に屬せざる事項を掌り,一般會計科は總豫算,支拂豫算,總決算,豫備金支出,敎令指定費途流用,主計簿の登記の諸項を掌り,特別會計科は特別會計の豫算,決算,資金の諸項を司り,司計科は國家資金の運用及計畫,國庫金の出納管理,國債の諸項を掌り,需要處は總務,用度,營繕の科を置き,總務科は商人の信用調査,市況調査契約締結並に違約詮議,工事監督事務,出納記帳並に決算,振替及支拂手續,需用資金,他科の主管に屬せざる事項を掌り,用度科は物品の購買,物品の保管分配及處置物品會計の諸項を掌り,營繕科は造營及修繕を掌る。(國務院總務廳分科規程)

需要處分股 制定された國務院總務廳需要處分股規程に依れば,總務科に庶務,經

理の股を置き，庶務股は文書の收發並に整理，處長印及び處印の典守，處內職員の勤務，處內職員の待遇，處內人事及給與，商人の信用調査；政務並に市況調査，處內及倉庫一切の警備，契約締結並に違約詮議，諸證明書發行，處內日用品の保管並に分配，規定の改廢並に事務改善，他股の主管に屬せざる事項を掌り，經理股は處內經費の豫算決算，貯藏品の出納及記帳，振替並に支拂手續，現金の收支，用品準備の費用，拂下物品の審議，減價償却，配給物品の單價制定，勘定科目の諸項を掌る。用度科には購買，供給の股を置き，購買股は物品購買並に修理，物品の標準鑑定，物品目錄作成の諸項を掌り，供給股は物品の領收配給及保管，物品の處分，貯藏並に配給計畫，物品請求書の受付廻付及整理，備品の管理，貯藏品の分類，貯藏品の貸付並に拂下の諸項を掌る。營繕科には企畫，接涉の股を置き，企畫股は測量，設計，製圖，原圖保管，營繕計畫，殘廢材料の流用計畫の諸項を掌り，接涉股は建築工事，修繕工事，煖房及衞生等の工事，電燈並に電力工事，各種雜工，電話架設手續，工事現場監督，竣工物件の受渡，勞工賃等の支拂の諸項を掌る。

大同學院 大同學院は國務院總務廳の管理に屬し，院長，教授，事務官，屬官の職員を置いて官公吏若は官公吏たるべきものを養成訓練する所である。（大同學院官制敎令第60號）

法制局官制 法制局は國務院に隷屬し法律案敎令及院令案の起草及審査，條約批准案の審査，法律敎令敎書及院令の原本の保管，各國法律制度の調査及研究の諸項を掌り，局長，參事官，事務官屬官の諸員を置く。（法制局官制）

統計處 法制局に統計處を附置し，各官署の統計報告及統計材料の蒐集及審査，國務の基本に關する統計，內外統計の研究，統計の編纂を掌り，處長，統計官，事務官，屬官の職員を置く。統計處に總務，資料，調査編纂の科を置き，總務科は各官署統計の統制，統計職員の養成並に各官署統計主務者の招集及會議，統計圖書の刊行，他科の主管に屬せざる事項を管掌し，資料科は資料の蒐集整理保管を掌り，調査科は各官署統計の審査，國勢基本に關する統計調査であつて各官署に專屬せざる事項，內外統計の攻究の諸項を管掌し，編纂科は統計調査の原表調製，統計課査結果の整理編纂の諸項を掌る。（統計處官制）

國都建設局 國都建設局は國務總理の管理に屬し，國都に於ける都市計畫及其の執行に關する事項を掌り，局長，理事官，技正，事務官，屬官，技士の職員を置く。局に總務處，技術處を置き，總務處に官印の管守及文書，人事，會計及庶務，都市計畫整地，國都建設計畫諮問委員會，他處の主管に屬せざる事項を管掌し，技術處は都市計畫上の技術，都市計畫上の施工の諸項を管掌する。（大同元年9月16日敎令第88號）

國都建設計畫諮問委員會 國都建設計畫諮問委員會は國都建設局高等官，國務院高等官，新京特別市高等官，新京滿鐵附屬地理事者，新京特別市及新京滿鐵附屬地內住民に就いて國務總理の選任若は委囑したる19人の委員を以て組織し，國都建設計畫に關し國都建設局長の諮問に應じ並に建議をなす。（國都建設計畫諮問委員會官制敎令第89號）

逆產處理委員會 制定されたる逆產處理法に依つて舊政權に依據し，又は之を背景として其勢力を利用し不當の利益を圖つた者，若は國家の安寧秩序を紊し人民に對し多大の損害を蒙らしめたる者，其他建國に違害ある行爲があつて其罪顯著なるものゝ財產は逆產として處分されることに決したので，逆產の調査査定及處分をなさしめる爲，國務院內に逆產委員會を設置し，委員長，委員，幹事，屬官を以て組織することとなつた。同會には總務處及調査，判定處理の部及各部に委員長が委員中より任命した部長を置く。

積欠善後委員會 積欠善後委員會は國務總理の監督に屬し，舊軍閥よりの政權の引繼ぎに依りて發見せる，舊軍閥に屬する諸事項について，缺陷ある場合，善後措置を講ずるものである。積欠善後委員會は委員長，委員，幹事，屬官の職員を以て組織する。（大同元年10月 5日，敎令第94號）

同委員會の評議は總て之を公開せず，評議の顚末並に各委員の意見及多少の數に就ては祕密を嚴守することを要する。（逆產處理委員會官制）

國務院各部 國務院各部總長は國務總理の指揮監督を受け其の主管事務を掌理する。主管の明瞭ならざる事務若は二部以上に管涉する事項は國務院會議に提出し其主管を定める。國務院各部總長は其の主管事務につき法律敎令及院令の制度廢止及改正を要するものありと認むるときは案を具し國務總理に提出する。

國務院各部總長は主管の事務に付國務院會議を求むることを得又職權又は特別の委任によつて部令を發することを得る。國務院各部總長は其の主管の事務につき各省長（興安省長を除く）首都警察廳長に指令又は訓令を發することを得る。國務院各部總長は其の主管の事務につき各省長（興安省長を除く）首都警察廳長を指揮監督する。重要なる事項に對しては國務總理の指揮を受けることになつてゐる。國務院各部に司を置く司に司長を置く。（國務院各部官制）

民政部 民政部總長は地方行政警察，土木，衞生に關する事項を掌理し，省長（興安各分省長を除く）首都警察廳長を監督する。民政部に總務司，地方司，警務司，土木司，衞生司を置く。總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務等の諸項を管掌する。地方司は地方行政，自治行政，公共組合等の諸項を管掌する。警務司は治安警察，行政警察等の諸項を管掌する。土木司は部直轄の土木工事の施行，地方及公共土木工事監督及補助，土地收用等の諸項を管掌する。衞生司は防疫種痘及公衆衞生，保健及醫政等の諸項を管掌する。民政部に祕書官，理事官，督學官，技正，事務官，屬官を置く。

尙同部は下記分科，土地局の外に首都警察廳，中央警察學校，特殊警察隊，哈爾濱市政籌備所を直屬としてゐる。（警察欄參照）

民政部分科 總務司には祕書，文書，人事，經理，調査の科を設け祕書科の職掌は機密，涉外其他交際，印信の典守，其他特に命ぜられたる事項であり，人事科の職掌は公文の起案審査及裁司，部令指令及訓令の發布，政府公報其の他公示，會議，公文書の收發及保管，當宿直の諸項である。

人事科の職掌は部內職員の任免進退及身分，部內職員の紀律及賞罰，部內職員の俸給及待遇，自治團體職員の選任の諸項であり，經理科の職掌は部內一般會計及特別會計の豫算及決算，收支，用度及營繕，他科の所管に屬せざる事項の諸項である。

調査科の職掌は統計及情報の蒐集並に通報，部內所管事項の調査並研究，圖書及刊行物の諸項である。地方司には行政，自治，財務，社會の科を設け，行政科の職掌は地方制度及公共組合の制度，地方行政，司內各科の連絡，他科に屬せざる事項の諸項であり，自治科の職掌は自治制度の確立，自治行政の監督，議員の選擧である。

財務科の職掌は地方團體及公共組合の歲出入豫決算の監督，地方稅及公共組合費，地方團體及公共組合の債務，地方貸付及災害救助基金，其の他地方財政經濟の諸項であり，社會科の職掌は勞働，失業の防止及救濟，賑恤救濟，其の他社會事業の諸項である。警務司は總務，特務，保安，外事の4科，督察偵緝の2室を置き，總務科の職掌は警備及警衞，警察規劃，警察職員の人

事，警察職員の教養，警察官署の豫算及經理，匪賊の討伐及淸鄕，警察統計，他科の所管に屬せざる事項の諸項であり，特務科の職掌は集團結社の取締，圖書出版著作，新聞雜誌の檢閱，思想勞働及社會等の運動の取締，警察情報，其の他高等警察の諸項であり，保安科の職掌は營業警察，風俗警察，交通警察，危險物の取締，水火消防，其の他保安取締の諸項である。

外事科の職掌は外國人の保護及取締，移民及入國の取締其他外事警察の諸項であり督察室の職掌は警察事項の監査指導其他特に命ぜられた事項の諸項である，偵緝室に於ては警察上の偵緝に關する事項を掌る。

土木司には陸路，水路，技術の科を置き，陸路科の職掌は道路，軌道，飲用水使用水及汚水の各水道，都市計畫，地方團體及公共組合の土木工事の監督及補助，土地收用，他科の所管であり，水路科の職掌は河川運河及港灣，防砂防水及災害の復舊，海面及水面の埋築の諸項である。

技術科の職掌は道路河川運河港灣其の他の工事の技術，技術上の調査，工事機械及工事材料の規格，土木統計及工事年報の諸項である。

衞生司には醫政，防疫，保健の科を置き，醫政科の職掌は公衆衞生機關及團體，醫師藥劑師産婆及療屬，藥品及賣藥，毒物劇物其の他有害物，阿片其の他痲醉劑の取締，救護及施療，醫事統計，其の他醫政，他科の所管である。

防疫科の職掌は傳染病，地方病，畜疫，檢疫，其の他防疫であり，保健科の職掌は多數集合場所の衞生，食料及飲料，飲用水及使用水，汚水の排除及淸潔，屠畜及屠場，墓地及埋火葬，衞生思想の普及，其の他保健である。

學務科の職掌は學校教育，補習教育，學校衞生及體育であり，社會教育科の職掌は成人教育，圖書館及博物館，修養團體及教化團體，禮俗及民衆娛樂，思想言論の善導統制，一般體育及競技，其の他社會教育及教育的社會事業であり，宗教科の職掌は宗教，宗教團體，僧侶及教師，廟宇廟產である。（大同元年5月4日政府公報）

土地局　土地局は民政部に隸屬して土地の調査及測量，地籍及地籍圖の調製，土地の整理及權利の審定，土地の利用及土地政策の研究の諸項を管掌し，局に局長，理事官，技正，事務官，屬官，技士を置き，總務處，審查處，測量處を設置する。總務廳は官印の管守及文書，人事會計及庶務，地籍及地籍圖，土地の丈放及其の他土地の處分，他處の主管に屬せざる事項を管掌し，審查處は土地權利の審定，地目及地籍の整理，土地の利用及土地政策の研究，土地慣習の調查，土地の地位等級及課稅價格，土地統計其の他の土地の整理及調查の諸項を管掌し測量處は測量，地形圖及地籍圖の調製，其の他測量技術の諸項を管掌する，（大同元年5月23日教令第24號）

土地局分科　總務處に庶務，地籍の科を置き，庶務科は官印の管守及文書，土地の丈放及其の他の處分，人事會計及庶務，他處科の主管に屬せざる事項の諸項を掌理し地籍科は地籍，地籍圖の諸項を掌理する。審查處に審定，調查の科を置き，審定科は土地の權利の審定，土地の地位等級及課稅價格，地目及地籍の整理，其の他土地の整理の諸事項を掌理し，調查科は土地の利用及政策の研究，慣習の調查，土地の統計，其他土地の調查の諸項を掌理する。測量處に測量，製圖の科を設け，測量科は測量を掌理し，製圖科は地形圖の調製，地籍圖の調製を掌理する。（大同元年5月23日政府公報）

首都警察廳　首都に首都警察廳を設ける。首都警察廳は民政部に直隸し首都及長春縣內の警務を管掌する。首都警察廳には警務，特務，保安，司法，衞生の科を置き警察總監，事務官，警正，技正，警佐，屬官，技士，譯官，巡官の職員を置く。

中央警察學校　中央警察學校は民政部に直屬し警察及消防等高等學校並に其の實地應用の各學科を教授する。中央警察學校內に警察練習所を附置し任にある警士の必要とする學科及術科を專授する。

特殊警察隊　特殊警察隊は民政部に隸屬し國境警察隊，游動警察隊及海邊警察隊に分たれる。國境警察隊は管內の國境を警戒し不正入國並に密輸入の監視及取締に任ずる。游動警察隊は時宜に應じて管內を游動し匪賊の警戒及討伐に任ずる。海邊警察隊は管內の海邊を警戒し不正入國並に密輸入の監視及取締に任ずる。（特殊警察隊官制，教令第32號）

外交部　外交部總長は在外使節及領事を指揮監督し，國際交涉通商及在外人民の保護に關する事務を掌理する。外交部には總務，通商，政務，宣化の司を置き，總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務の諸項を管掌し，通商司は通商航海，外國經濟事情の調查，在外人民の保護，領事の諸項を管掌し，政務司は一般外交，條約，國際會議，在外使節の項を管掌し，宣化司は宣傳，情報，文化聯絡の諸項を管掌する。外交部には祕書官，理事官，隸譯官，事務官，屬官，職員を置く。（外交の項參照）

駐日本代表公署　制定されたる駐日本代表公署官制に依れば代表公署を日本東京に置き，外交部の管理に屬し外交交涉其他日本に於ける諸般の事を掌理する事になつた

北滿特派員辦公處　北滿特派員辦公處は哈爾濱に設置し，外交部に直屬して外交事務を掌る。（北滿特派員辦公處）

領事官　制定されたる領事官官制に依れば，領事官は總領事，領事及副領事とし，領事官を置かざる地に名譽總領事，名譽領事若は名譽副領事を置くことを得る。（滿洲國の外交參照）

軍政部　滿洲國に於ける軍整備要項は暫進的整備の大方針であつて，下の如き3期に分つて計畫してゐる。即ち第1期に於ては當初兵匪掃蕩に重點を置き，將士に裁兵不安の念を與へざる趣旨の下に專ら將來の準備研究を行ふこととし，第2期に至り土匪討伐に適する如く逐次に編成訓練し，第3期に及び前2期の過渡時期に引續き確定せる諸制度に據り眞に統一ある國軍と爲すに在る。而して軍政部の內容を示せば大略下の如くである。

軍政部總長は軍政を管理し國防及び用兵に關する事項を掌理する。軍政部に參謀，軍需の司を置き，參謀司は總務，用兵，軍の訓練，軍の編制及び徵募，醫務，法務の諸項を管掌し，軍需司は兵器，軍需品の諸項を管掌する。（軍事の項參照）

財政部　財政部總長は稅務專賣貨幣金融統計及び國有財產に關する事項を掌理する。財政部に總務，稅務，理財の司を置き總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及び庶務の諸項を管掌し，稅務司は國稅の賦課徵稅，稅務行政，關稅の賦課徵稅，關稅行政の諸項を管掌し，理財司は貨幣，金融統制，金融機關の監督，國有財產の管理の諸項を管掌する。同部には祕書官，理事官，技正，事務官，屬官の職員を置く。（財政の項參照）

稅捐局　制定されたる稅捐局官制に依つて財政部の管理に屬し內國稅に關する事務を執行するため，各省に稅捐局設置され，名稱，位置及管轄區域も同時に制定された

稅務監督署　制定されたる稅務監督署官制に依つて，財政部の管理に屬し內國稅に關する事務を監督するため全省に稅務監督署が設置され，名稱，位置及管轄區域も制定された。

直屬諸機關　財政部に直屬するところの諸機關としては尙稅關，硝磺局，火柴公賣局，阿片專賣籌備委員會，鹽務署，吉黑榷運署等が擧げられる。（財政の項參照）

實業部　實業部總長は農林業畜産鑛業其他一般實業に關する事項を掌理する。實業部には總務，農鑛，工商の司を置き，總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務の諸項を管掌し，農鑛司は農業及副業，林業及造林，畜產，水產，鑛山及び地質の諸項を管掌し，工商司は商事及貿易，工業，度量衡の諸項を管掌する。同部には祕書官，理事官，技正，事務官，屬官の職員を置く。（經濟欄參照）

交通部　交通部總長は鐵道郵便電信電話航空水運其他一般交通に關する事項を掌理する。交通部には總務，鐵道，郵務，水運の司を置き，總務司は機密，官印の管守及文書，人事，航空の取締，會計及庶務を管掌し，鐵道司は鐵道及其附帶業務の管理，陸運監督の諸項を管掌し，郵務司は郵便，電信及電話の諸項を管掌し，水運司は水運，航路標識，船舶及船員の諸項を管掌する。同部には祕書官，理事官，技正，事務官，屬官の職員を置く。（交通の項參照）

直屬諸機關　交通部に直屬する諸機關としては電政管理局（庶務科，業務科，經理科，工務科）各郵務管理局，各鐵路管理局，各鐵路工程局，中東鐵路督辦公署，瀋海鐵路保安維持會，各航務局，東北航政局，松黑兩江郵船局，東北造船所，東北水道局，東北海軍江運處，遼河水利工程局が擧げられる。（交通欄參照）

司法部　司法部總長は法院及檢察廳を監督し民事刑事非訟事件及其他司法行政に關する事項を掌理する。司法部は總務，法務，行刑の司を置き，總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務の諸項を管掌し，法務司は法院の設置廢止及管轄區域，民事刑事非訟事件及裁判事務，檢察事務，戶籍登記供託調停及公證の諸項を管掌し，行刑司は刑の執行，監獄，少年の矯正及び免囚の保護，恩赦等の諸項を管掌する。同部には祕書官，理事官，事務官，屬官の職員を置く。（法務及警察の項參照）

文教部　文教部總長は教育宗教及國民思想に關する事項を掌理する。文教部に總務，學務，禮教の司を置き，總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務，調査及統計の諸項を掌り，學務司は學校教育，學校衞生，學藝，教科書の編纂及審査の諸項を管掌する。文教部に祕書官，理事官，編審官，督學官，技正，事務官，屬官を置く。（教育の項參照）

教科書編審委員會　教科書編審委員會は文教部の管理に屬し委員長，副委員長各1人，委員15人を以て組織し教科用圖書の編輯及審査を掌る。（教科書編審委員會官制教令第57號）

興安總署　興安總署は最初興安局と稱せられてゐたが，大同元年8月3日附を以て國務院よりの發表に依つて興安總署と改稱された。その內容を示せば下の如くである。

興安總署は國務院に隸屬して興安省に關する一般行政を管掌し，別に定められてゐる地域內の蒙古旗務に關して國務總理を輔佐してゐる。興安局には總長，次長，參與官，祕書官，理事官，技正，事務官，屬官の職員を置き，總長は興安省內の行政事項に關し，職權又は特別の委任に依り局令を發すること，興安各分省長の命令又は處分であつて成規に違ひ公益を害し，或は權限を超ゆるものがあると認めるときは之を取消し又は停止すること，主管事務に付法律教令院令の制定廢止及改正の必要があると認めるときは，案を具して國務總理に提出すること等の權能を有してゐる。興安總署には總務處，政務處，勸業處を置き，總務處は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務を管掌し，政務處は地方行政，自治行政，警察及地方自衞，宗教，教育の諸項を管掌し，勸業處は牧畜，農林，鑛業，商工業の諸項を管掌する。各處には司長を置いて理事官又は技正を以て之に充當し，各

處の事務分掌は總長の制定になつてゐる。

興安總署分科　總務處に總務，會計，調査の科を置き，總務科は機密，總長印次長印及局印の管守，法令案及成文案の審査及送達，局令指令及訓令の發令，政府公報及其の他公示，公文書の收發及保存，局所管職員の人事，他處科の主管に屬せざる事項を管掌し，會計科は局所管會計の豫算及決算，收支用度及營繕の諸項を管掌し，調査科は統計及情報，局所管事項の調査及び研究，圖書及發刊物の諸項を管掌する。

政務處に地方，蒙務，警務，文教の科を置き，地方科は地方行政，自治行政，他科の主管に屬せざる事項を管掌し，蒙務科は興安省以外の地域の蒙古旗務，興安省以外の地域の蒙古人公共組合の諸項を管掌し，警務科は警察及地方自衞，保健及衞生の諸項を管掌し，文教科は教育，宗教の諸項を管掌する。

勸業處は畜產，農鑛，工商の科を置き，畜產科は牧畜，牧野，獸疫，他科の主管に屬せざる事項を管掌し，農鑛科は農林，鑛業の諸項を管掌し，工商科は商事及貿易，工業の諸項を管掌する。（大同元年5月16日政府公報）

（5）監 察 院

監察院　監察院は執政に直隸し國務院に對して獨立の地位を有してゐる。監察院は院長，監察官，審計官，祕書官，事務官，屬官等を置き，院に總務處及監察部，審計部を置き，總務處は機密，官印の管守，人事，文書及統計，會計及庶務の諸項を管掌し，處に處長を置き祕書官を以て之を充當する。監察部は各官署の違法若は不當の處分に對する監察，官吏の非違に對する監察の諸項を管掌し，部に部長を置き監察官を以て充當する。審計部は各官署の豫算執行の監督，各官署の收支及決算の檢査，各官署の金錢有價證劵及物品の檢査，各官署の爲め銀行の取扱ふ現金及有價證劵の出納に關する檢査，法令に依り特に定められたる公私團體の會計の檢査，官吏の會計上の非違に對する監察の諸項を管掌する。部に部長を置き審計官を以て充當する。監察報告書及審計報告書は部會議に於て確定し監察部長より執政に提出する。監察若は審計の結果に基き行政官署の違法若は不當の處分であつて改正を要するものありと認められる場合には，監察院長は各部の會議の決議に依り國務總理に對し意見書を送付し及其の處置に付國務總理の報告を求むることを得る。審計の結果に基き當該官吏に於て賠償の責ありと認めるときは，監察院長は審計部會議の決議に依つて其責任を判定し，國務總理に移牒して之を執行せしむる。監察若は審計の結果に基き官吏の懲戒を要するものありと認めるときは，監察院長は各部會議の決議に依り，官吏懲戒委員會に對し懲戒を要求することを得る。監察院長は隨時審計及監察の成績に基き執政に意見を上申し，法律上又は行政上の改正を要するものがあると認めるときは，併せて上申することを得る。（大同元年3月9日教令第7號）（財政の項參照）

（6）法　　院

法院は法律に依り民事及刑事の訴訟を審判する。行政訴訟其の他の特別訴訟に關しては別に法律を以て之を定める。法官は獨立して其職務を行ふ。法官は刑事又は懲戒の裁判に依るの外其の職を免ぜられることがない。又其の意に反して停職轉官轉所及減俸せられることはない。法院の對審判決は之を公開する。但し安寧秩序又は風俗を害するの虞あるときは法律に依り又は法院の決議を以て公開を停止することを得る。

法院の構成　法院は最高法院，最高檢察廳，高等法院，高等檢察廳，地方法院，地方檢察廳及び司法公署等の諸機關によつて成立する。（法務の項參照）

(3) 地方行政組織

滿洲國は奉天，吉林，黑龍江，熱河，興安(蒙古各旗)の５省，哈市，間島の２特別區に分つてゐる。滿洲國の地方行政の根本方針は從來の弊に鑑みて中央集權制度を採り各省の對立を認めず，各省長の權限は可及的縮少せられてゐる。

(1) 縣

自治縣 縣は法人として國の監督を受け法令の範圍內に於て，公共事務及法令に依つて縣に屬する事務を處理する。縣は國の行政區域たる縣を以て區域とするが，特別市は含まない。縣內に住所を有する者は縣住民とする，縣住民は本法に從つて權利を享有し義務を負ふ。縣は縣住民の權利義務及自治事務に關して縣條例及縣規則を制定することが出來る。但し，本令其の他の法令と牴觸することが出來ない。縣條例及縣規則の制定及改廢は民政部總長の認可を經ることを要し，且一定の公式を以てこれを告示する。縣には縣長，參事官，事務官，技正警正，視學，屬官，技士，警佐の職員を置く。縣公署に總務科及內務，警務，實業の局を置き，總務科は官印の管守及文書，官吏の進退賞罰及身分，會計，其他主管に屬せざる事項を掌り，內務局は區村及其の他の公共團體の監督，財務，土木，文敎，賑恤の諸項を掌り，警務局は警察及消防，衞生の諸項を掌り，實業局は農林，工商，鑛業，其の他實業の諸項を掌る。縣長必要と認むるときは民政部總長の認可を受け，敎育，衞生，土木の局を設置することが出來る。（大同元年7月5日敎令第55號）

縣自治委員會 縣に縣自治會を置き，住民戶數3萬未滿の縣より7名，住民戶數3萬以上7萬未滿の縣より10名，住民戶數7萬以上の縣より15名の標準に依つて選任した委員を以て組織する。縣の豫算及決算，縣稅及使用料手數料夫役竝に現品の賦課，縣債の募集又は其の條件の變更，豫算外の支出及豫算外支出となるべき義務の負擔，縣基本財產の設置竝に其の管理及處分，不動產の購入及其の處分，倉穀の設置竝に其の管理及處分の諸項は縣自治委員會の議決を經ることを要する。縣自治委員會は縣行政に關して縣長又は其の他官吏に意見を提出することが出來る。縣自治委員會は每年1回以上縣長が召集する。

縣財政 縣は縣住民に對して縣稅夫役現品を賦課徵收することが出來る。縣稅夫役及現品の賦課徵收に關しては國の法令の外に縣條例を以て定める。縣は營造物若は公共財產の使用に對して使用料を徵收し竝に特定人の爲にする事務について手數料を徵收することが出來る。縣內に３箇月以上滯在する者は其の滯在の初に遡つて縣稅を納付する義務を有する。縣內に住所を有せず若は滯在３箇月以上に及ばざる者と雖も縣內に於て土地家屋及物件を所有し使用し若は占用し又は營業所を定めて營業其の他特定の行爲を爲すものは其の土地家屋物件營業若は其の收入又は行爲に對して賦課する縣稅を納付する義務を有する。縣の歲出入豫算は民政部總長の認可を受ける。縣は民政部總長の認可を受け縣債の募集，條件變更をなすことを得る。

縣自治委員會 制定されたる自治縣制に依れば縣に縣自治委員會を置き，縣自治委員會員は縣內に１年以上居住し年齡25歲の男子たる事を條件とし省長の認可を得て縣長の選任によるが現に官吏たるものは選任されない。而して縣の豫算及決算，縣條例の制定及改廢，縣稅及諸種の賦課，縣債の募集，縣基本財產の設置竝に其管理及處分倉穀の設置竝に管理及處分等に就ては何れもみな縣自治委員會の議決を經ることを要する。（大同元年７月敎令第55號）

縣 自治縣制を未だ施行せざる縣に縣長，參事官，事務官，技正，警正，視學，屬官，技士，警佐の職員を置く。縣長は省長の指揮監督を承け法令を執行し，縣內の行政事務を管理する。縣長は縣內行政事務に關し職權若は特別の委任に依り縣令を發することを得る。縣長は非常急變に際し兵力を要するときは地方駐剳の軍隊司令官に對して出兵を要求することを得る。（縣官制）

縣公署 縣に縣公署を置き縣公署に總務科及內務，警務，實業の局を置き，總務科は官印の管守及文書，官吏の進退賞罰及身分，會計，其他他局の主管に屬せざる事項を管掌し，內務局は區村及其他公共團體の監督，財務，土木，文敎，賑恤の諸項を管掌し，警務局は警察及消防，衞生の諸項を管掌し，實業局は農林，工商，鑛業，其他實業に關する諸項を管掌する。（縣官制）

奉天全省各縣

等級	縣名
1等	瀋陽，遼陽，海城，蓋平，鐵嶺，營口，新民，錦，安東，海龍，復，昌圖，洮南(13縣)
2等	開原，東豐，西豐，西安，黑山，北鎭，義，興城，綏中，新賓，鳳城，寬甸，長白，撫順，本溪，莊河，遼源，法庫，梨樹，懷德(20縣)
3等	遼中，臺安，彰武，盤山，錦西，通化，桓仁，臨江，輯安，安圖，撫松，輝南，柳河，清原，金川，岫岩，康平，安廣，洮安，開通，通遼，雙山，瞻楡，突泉，鎭東(25縣)
計	58縣

吉林全省各縣

等級	縣名
1等	永吉，寧安，長春，扶餘，雙城，延吉(6縣)
2等	楡樹，延壽，磐石，德惠，賓，濱江，依蘭，琿春(8縣)
3等	撫遠，敦化，蘿河，伊通，舒蘭，同江，樺川，農安，五常，密山，樺甸，穆稜，東寧，額穆，雙陽，富錦，和龍，方正，寶清，饒河，虎林，阿城，長嶺，汪淸，濛江，勃利，珠河(27縣)
設治局	乾安(1縣)
計	42縣

備考　大同元年10月九臺縣の新設を見た。

黑龍江省各縣

等級	縣名
1等	龍江，拜泉，克山，綏化，呼蘭，海倫，巴彥，璦琿，訥北，漠河，呼瑪，呼倫，臚濱，室韋，奇乾(15縣)
2等	大賚，肇州，肇東，訥河，靑岡，安達，泰來，慶城，蘭西，木蘭，望奎(11縣)
3等	林甸，景星，龍鎭，綏稜，湯原，通河，通北，明水，依安，雅魯，烏雲，綏濱，佛山，奇克，鷗浦，嫩江(16縣)
設治局	布西，索倫，甘南，泰康，鐵驪，東興，遜河，克東，鳳山，德都，富裕(11縣)
計	53縣

(2) 特　別　市

滿洲國特別市政 滿洲國特別市政は閣議に於て決定當分新京奉天の二市に適用し直接民政部總長の指揮監督を受け自治委員會（市會）を設け委員は當分官選とし定員15名２箇年以上の居住者中より選拔し種族の別を問はない。但し哈爾濱のみ市政籌備所を置くが１箇年後特別市に編入する筈でハルビン市政局（中東附屬地）濱江局籌備所（傅家甸）松浦市政局等を統一する。

特別市 特別市は法人とし直接國の監督を受け，省の行政範圍には入らない。特別市の區域は別にこれを定める。特別市は法令の範圍內に於て行政事務を處理する。特別市の境界を變更せんとするときは民政部總長關係ある縣長の意見を徵して定める。特別市內に居住するものは特別市住民とする。特別市住民は特別市制に從ひ特別市の財產及營造物を共用する權利を有し特別市の負擔を分任する義務を負ふ。特別市は其の住民の權利義務及市の事務に關して特別市條例及特別市規則を設けることが出來る。（大同元年８月17日敎令第77號）

特別市公署 特別市に特別市公署を置き，市長，理事官，技正，事務官，視學，

屬官，技士の職員を置く。市長は特別市の行政事務を統括し特別市を代表する。特別市公署には總務處，行政處，工務處を設け，各般の事項を管掌せしめる。(大同元年8月17日教令第77號)

哈爾濱市政籌備所 哈爾濱市政籌備所は民政部に直隷し，東省特別區市政管理局(分局の管轄區域を除く)，哈爾濱特別市政局濱江市政籌備處及松浦市政局の管轄する各市の合併統一に關する事務を管掌する。東省特別區市政管理局(分局を除く)，哈爾濱特別市政局，濱江市政籌備處及松浦市政局は暫く從來の管轄區域に依つて哈爾濱市政籌備所長の監督を承け其の市政を管理する本處に所長，理事官，事務官，屬官の職員を置く。(大同元年7月11日教令第62號)

哈爾濱市政籌備委員會 哈爾濱市政籌備委員會は哈爾濱市政籌備所の管理に屬し，哈爾濱市政籌備所長の諮問に應じ，哈爾濱市政の重要興業事項を審議する。哈爾濱市政籌備委員會は市政に關し，哈爾濱市政籌備所長に建議することが出來る。本委員會は委員長，副委員長各1人，委員15人を以て構成する。(大同元年7月11日教令第63號)

(3) 省

省公署 興安省を除く以外の省には省公署を置き，省長，理事官，祕書官，技正，事務官，視學，屬官の職員を置く。省長は國務總理及各部總長の指揮監督を承けて法令を執行し，省內の行政事務を管理する。省長は省內の行政事務に關して職權又は特別の委任に依つて省令を發すること，職權又は特別の委任に依り縣長を指揮監督すること，縣長の命令又は處分であつて規定に違ひ公益を害し又は權限を犯すものがあると認めるときは其命令又は處分を取消し或は停止すること，安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは國務總理に上申すること但し非常急變の場合には地方駐在の軍司令官に出兵を要求すること等の權能を有してゐる。省公署には總務廳，民政廳，警務廳，實業廳，教育廳を置き，總務廳は機密，人事，文書及統計，官印の管守，會計，他の廳に屬せざる事項の諸項を管守し，民政廳は自治行政の監督，土木，賑災及救恤，官有財產の管理，土地，其の他他廳の所管に屬せざる一般行政事項の諸項を管掌し，警務廳は警察，衞生，禁煙，爭議の調停の諸項を管掌し，實業廳は農工商森林鑛山及水產，官營事業の管理，荒地開墾及殖民，農田及水利の整理，度量衡の諸項を管掌し，教育廳は教育及學藝，禮俗及宗教の諸項を管掌する。警務廳長は警察事務の執行に關し省長の命を承け省內の警察官吏を指揮監督する。(大同元年3月9日教令第13號)

警察廳 制定されたる警察廳官制に依つて奉天，吉林，齊々哈爾，營口，安東，錦州，海拉爾，延吉，黑河，撫順に警察廳が設置された。警察廳は省長に直隷し該區域內の警務を管掌する。

興安省三分省 大同元年3月9日教令第12號に依つて興安省の北部を興安北分省とし南部を興安南分省とし，東部を興安東分省とし，興安局に於て境界を劃定するの件が制定された。

興安分省公署 興安省を興安南分省，興安北分省及興安東分省の3分省に分ち各分省に分省公署を置き，各分省公署に分省長，祕書官，理事官，技正，事務官，視學，屬官を置く。各省長は興安局總長の指揮監督を承け法令を執行し分省內の行政事務を管理し，行政事務に關し職權又は特別の委任に依つて分省令を發すること，職權又は特別の委任に依り旗長を指揮監督すること，旗長の命令又は處分であつて規定に違ひ公益を害し又は職權を超ゆるものありと認めるときは，其の命令又は處分を取消し若は停止すること，安寧秩序を保持する爲兵力を要するときは興安局總長を經て國務總理に上申すること，但し非常急變の場合に際しては地方駐在の司令官に出兵を要求することの權能を有してゐる。分省公署には總務廳，民政廳を置き，總務廳は機密，人事，文書，官印の管守，會計，調査，官有財產の管理，他廳に屬せざる事項の諸項を管掌し，民政廳は自治行政の監督，土木，交通官營事業の管理，警察及地方自衞，保健及衞生，勸業，文教の諸項を管掌する。廳には廳長を置き理事官を以て充當してゐる。(大同元年4月5日教令第15號)

興安分省公署分科 總務廳は總務，會計の科を置き，總務科は機密，公文書官印の管守，人事，他廳科の主管に屬せざる事項を管掌し，會計科は豫算及決算，收支，用度及營繕，官有財產の管理の諸項を管掌し，民政廳に地方，警務，勸業，文教の科を置き，地方科は地方行政，自治行政の監督，土木，官營事業の管理，他科の主管に屬せざる事項を管掌し，警務科は警察及自衞，衞生の諸項を管掌し，勸業科は牧畜，農林，鑛業，商工業等の諸項を管掌し，文教科は教育，宗教等の諸項を管掌する。(大同元年5月16日政府公報)

各分省公署所在地 興安省北分省は海拉爾，興安東分省は布西，興安南分省は達爾漢王府に所在する。(國務院佈告第3號)

(4) 各　旗

興安分省各旗々地 興安各分省各旗々地は原有蒙古旗民が自ら墾種し，又放牧其の他の爲めに此の旗地を利用する以外は，其の使用を禁止してゐるが，合法的權利所有者が興安總署總長の許可を受けた者は，原有蒙古旗民と同樣旗地の利用を爲す事が出來るのである。(興安各分省各旗々地の保全に關する件教令105號)

旗　制 旗は法人として國の監督を承け法令の範圍內に於て其の公共事務及法令に依つて旗に屬する事務を處理する。旗は國の行政區劃である旗を以て區域とする。旗內に住所を有するものは旗住民とし旗住民は均しく本令に依つて權利を享有し義務を負擔する。旗は住民の權利義務及自治事務に關して旗條例及旗規則を制定することが出來る。但し，教令及其の他の法令に牴觸することは出來ない。旗條例及旗規則の改廢は興安局總長の認可を受け且つ一定の公告式を以て告示する。

旗には旗長，事務官，技正，警正，警佐，屬官の職員を置く。

旗には局令を以て指定されたる旗自治會を置くことが出來る。旗自治會局令の指定に基き5名乃至21名の委員を以て組織する。旗の歲出入豫算及決算，旗稅及使用料手數料夫役竝に現品の賦課徵收，豫算外の支出，旗條例の制定及改廢，基本財產及備荒施設管理及處分の諸項は旗自治會の議決を經ることを要する。旗の公益に關する事項に付旗長其の他の官署に對し意見を提出することを得る。旗自治會は每年少くとも1回旗長これを召集する。

旗は旗住民に對して旗稅夫役及現品を賦課徵收することを得る。旗稅夫役及現品の賦課徵收に關しては法律を以て定めるものの丶外旗令を以て之を定める。

旗は營造物若は公共の用に供したる財產の使用について使用料を徵收し特定人のためにする事務について手數料を徵收することが出來る。旗の歲出入豫算は興安局總長の認可を受けることを要する。(大同元年7月5日教令第56號)

東南分省公署臨時辦事處 大同元年5月27日國務院佈告第4に依つて興安南分省公署臨時辦事處は暫く遼源に，興安東分省公署臨時辦事處は暫く龍江に設けられることとなり，同年6月1日より事務を開始してゐる。

各分省及各旗の區劃 興安省の各分省及び各旗の區劃を表示せば，次に示す如くである。(大同元年11月現在)

興安省の各分省及び各旗の區劃

省	分省 名稱	分省 區域	旗 名稱	旗 略稱
興安省	興安南分省	右記の各旗區域を以て本分省の區域としてゐる	科爾沁左翼前旗	東科前旗
			科爾沁左翼後旗	東科後旗
			科爾沁左翼中旗	東科中旗
			科爾沁右旗中翼	西科中旗
			科爾沁右翼前旗	西科前旗
			科爾沁右翼後旗	西科後旗
			札賚特旗	札賚旗
	興安東分省	嫩江の支流呼裕爾河(別稱諾敏河)口を起點として嫩江を遡り其支流庫爾奇河に入り其源より山頂に出で小興安嶺の伊勒呼里山嶺を西走し英吉里山に至り大興安嶺を南下し索岳爾吉山より興安南分省の境界と沿ひ東走し該境界の北端より長春邊墻に沿ひ北上し呼裕河爾に至つて之を下り河口に至る線を以て圍まれたる區域を以て本分省の區域としてゐる	那文旗	那文旗
			巴彥旗	巴彥旗
			莫力達瓦旗	莫力旗
			阿榮旗	阿榮旗
			布特哈左翼旗	東布旗
			布特哈右翼旗	西布旗
	興安北分省	大興安嶺の英吉里山を起點として大興安嶺を北走し漠河縣界に沿ひ國境に至る線と西方國境及興安東分省との境界を以て圍まれたる區域を以て本分省の區域としてゐる	索倫左翼旗	東索旗
			索倫右翼旗	西索旗
			新巴爾虎左翼旗	東新巴旗
			陳巴爾虎旗	陳巴旗
			鄂魯特旗	鄂魯旗
			布里雅特旗	布雅旗
			鄂倫春旗	鄂倫旗

興安省各分省旗長氏名

(一) 興安南分省

旗名	年齡	旗貫	氏名
科爾泌左翼前旗	45	科爾泌左翼前旗	訥青額
科爾泌左翼後旗	55	科爾泌左翼後旗	額爾德呢畢勒格
科爾泌左翼中旗	57	科爾泌左翼中旗	陽倉札布
科爾泌右翼中旗	53	科爾泌右翼中旗	根丕勒札木蘇署理旗長
科爾泌右翼前旗	22	科爾泌右翼前旗	拉哈穆札布
科爾泌右翼後旗	31	科爾泌右翼後旗	巴彥那木爾
札賚圖旗	34	札賚圖旗	巴特瑪拉布坦

(二) 興安東分省

旗名	年齡	旗貫	氏名
那文旗	30	東布特哈旗	巴圖
巴彥旗	34	西布特哈旗	卓仁托布
莫力達瓦旗	42	東布特哈旗	巴金保
阿榮旗	46	西布特哈旗	爾恒巴圖
布特哈左翼旗	40	東布特哈旗	索寶
布特哈右翼旗	33	齊々哈爾旗	額爾登
喜札嘎爾旗	38	齊々哈爾旗	布彥和什克圖

三 興安北分省

旗名	年齡	旗貫	氏名
索倫右翼旗	49	呼倫貝爾索倫正黃旗	恩明
索倫左翼旗	63	呼倫貝爾索倫廂黃旗	榮祿
新巴爾虎左翼旗	51	新巴爾虎左翼正白旗	額爾欽巴圖
新巴爾虎右翼旗	53	新巴爾虎正黃旗	巴嘎巴迪
陳巴爾虎旗	49	陳巴爾虎廂白旗	彭楚克
鄂魯特旗	42	呼倫貝爾索倫正黃旗	福齡
布里雅特旗	44	布里雅特部左旗	烏爾金
鄂倫春旗	61	呼倫貝爾索倫正黃旗	勝鈞

(二) 日本側の行政

(1) 概　況

沿　革　滿洲に於ける日本側行政は明治38年5月8日勅令第156號を以て占領地民政署に關する規定を公布し滿洲軍總司令官隷下に民政を施行するに至つたのを最初とする其後39年9月關東都督府が設けらるるに及んで爰に始めて軍政に代る民政の端を開いたのである。

爾來數囘の改正を經大正8年4月勅令第94號を以て關東廳官制公布され同時に關東都督官制を廢止し尙ほ駐滿軍隊統率の爲に別に關東軍司令部を新設した。尤も陸軍武官が關東長官に任ぜられたときは關東軍司令官を兼ねることを得せしめ，又南滿洲鐵道株式會社に關しては都督が同會社を總裁する制を改め長官をして同會社を監督せしむることゝなつた。

そこで從來の日本側行政の大系は三つに分れる。即ち(1)關東廳は州內全般の行政を統べ滿鐵會社を監督すると共に鐵道附屬地の司法警察事務を司り，(2)滿鐵會社は鐵道附屬地及附帶事業用地內に於ける敎育，衞生等の行政の任に當つて居り，(3)領事は開放地及鐵道附屬地に對し領事裁判權を行ひ且前者に於ける警察權を有し便宜上關東廳の事務官をも兼ね以て警察行政の統轄を計つてゐる狀態であつた。

滿洲國は昭和7年(大同元年)3月1日世界環視の下に生誕した。そこで從前から種々論議の的であつた滿洲の三頭政治に依る行政は一轉機を來し，同年8月8日武藤信義大將に關東軍司令官，特派全權大使，關東長官の三役を一つに背負つた三位一體の任命があつた。陸軍部內に重望を負ふ同大將の起用は一身に關東長官を兼ね，更に特派全權として外交機能をもかね有することになつたので，日本側の在滿諸機構は一段の強みを有するに至つた。

關東廳の組織　關東廳に於ける內部の組織は長官官房，內務局，財務局及警務局(昭和年11月12日樞府定例本會議に於て財務部を財務局と改正するの件可決された)に分れし，而して關東廳に所屬する諸官署は民政署，其他警察署，消防署の外，法院，檢察局，遞信局，刑務所，海務局，專賣局，學校，觀測所，醫院のほか，農事，蠶業，水產各試驗所其の他である。

(2) 關東廳行政機關一覽 (昭和7年11月現在)

- 長官官房――祕書，文書，調査，外事課，審議室
- 內務局――地方，學務，農林(苗圃)，商工(權度)，土木課
- 警務局――警務，高等警察，保安，刑事，衞生課，監察官室
- 財務局――理財，稅務課
- 民政署
  - 小學校(州內)
  - 公學堂(州內)
  - 青年訓練所

關東廳及び所屬官署

- 警察署
- 消防署
- 高等法院
  - 地方法院
- 高等法院檢察局
  - 地方法院檢察局
- 遞信局
  - 郵便局
    - 出張所
    - 電信取扱所
    - 電話取扱所
    - 郵便取扱所
  - 電信局
  - 電話局
  - 郵便所
  - 飛行場
- 刑務所
  - 刑務支所
- 海務局
  - 支局
- 專賣局
- 工科大學
- 中學校
- 高等女學校
- 師範學堂
- 家政女學校
- 盲啞學校
- 大連商業學校
- 金州農業學堂
- 警察官練習所
- 觀測所
  - 支所
- 旅順醫院
- 婦人醫院
- 療病院
- 農事試驗場
- 蠶業試驗場
- 水産試驗場
- 種馬所
- 救療所
- 取引所
- 博物館
- 圖書館
- 臨時土地調査部
- 體育研究所

歷代關東都督及長官一覽 (昭和7年10月現在)

都督	陸軍大將	大島義昌	(明治38年10月10日任官)	在官6年6月
同	陸軍中將	福島安正	(明治45年4月26日任官)	同 2年5月
同	陸軍大將	中村覺	(大正3年9月15日任官)	同 2年10月
同	陸軍中將	中村雄次郎	(大正6年7月31日任官)	同 1年9月
長官		林權助	(大正8年4月12日任官)	同 1年1月
同		山縣伊三郎	(大正9年5月24日任官)	同 2年4月
同		伊集院彥吉	(大正11年9月8日任官)	同 1年
同		兒玉秀雄	(大正12年9月26日任官)	同 4年3月
同		木下謙次郎	(昭和2年12月17日任官)	同 1年8月
同		太田政弘	(昭和4年8月17日任官)	同 1年5月
同		塚本淸治	(昭和6年1月16日任官)	同 1年5月
同	陸軍大將	武藤信義	(昭和7年8月8日任官)	現職

(3) 地方行政

概況 關東州に於ける地方自治制度は市制及會制の二種であつて州內行政區劃を2市, 69會に分つてゐる。卽ち大連及旅順の市街地に市制を, 其他の村落には會制を施行してゐる。

市及び會とは日本內地に於ける市町村に該當する行政區劃であつて, 會の下に街があり, 又は屯がある。

市制 大正4年都督府は大連及旅順市規則を制定し新に市を置き同年11月1日より之を實施した。尙ほ大正13年8月1日より略ぼ內地の市制に則つた新市制を旅大兩市に施行し今日に及んでゐる。

市の執行機關は市長であつて市長は市會の選擧せる候補者3人中より關東長官之を選任し, 市の議決機關たる市會は民選及官選に依る市會議員を以て組織し, 其定數は民選によるもの旅順市14名, (外に2名官選) 大連市33名(外に7名官選)である。市參事會は市長助役及名譽職參事會員を以て組織してゐる。而して名譽職參事會員の定員は6名であつて市會に於て市會議員中より之を選擧する。

市の事業 大連及旅順兩市に於て現に施行してゐる事業を擧ぐれば(1)衞生(2)教育(3)社會事業(4)市場(5)公園(6)公會堂(7)屠場(8)火葬場(9)墓地(10)街燈施設等である。

市の財政 市には收益を生ずる財産尠く使用料及手數料等其他の收入亦僅小なるため市經費の大部分は之を賦課に仰ぎ市稅として賦課し得るものは戶別割, 關東州地方稅附加稅及特別稅の3種で此內戶別割は市歲入中其主位を占めてゐる。

(4) 會制度

制度 會制度は下級行政機關として從來から存置されてゐたが, 何等法規の據るべきものなく, 自治以後に於ても專ら地方の慣習を參酌し警察官吏の監督の下に自治的に之を訓練して來たものに過ぎない。何等積極的施設の見るべきものがなかつた。大正8年2月大要內地其他植民地に於ける行政に準據し會行政準則及其附屬諸規則を制定施行し, 會行政の刷新を計り他面地方の實情と慣習とを考慮し, 大正14年6月勅令を以て關東州會制度を公布し, 同年9月1日から之れを施行し今日に及んでゐる。

會の執行機關は會長であつて關東長官之を任免し, 會長の補助機關として會計, 書記等があり民政署長が之を任免してゐる。尙ほ會の行政區劃たる各街屯に街屯長及副街屯長を置いてゐる。

會の諮問機關として會に協議會を置き其協議會員の定員は其會の現在人口を標準として之を定め人口5千未滿の會は8人, 5千以上1萬未滿の會は12人, 1萬以上2萬未滿の會は16人, 2萬以上の會は20人となつてゐる。

會の事業 會に於て現に施設してゐる主なる事業は初等教育(普通學堂經營)であつて其他勸業, 警備, 土木, 衞生, 地方改良, 救護, 屠獸, 市場等である。而して會事業中最も多額の經費を支辨するものは教育で次は勸業方面で他面農會又は畜産組合等に補助を與へ農村の振興を圖つてゐる。

會の財政 會には未だ收益を生ずる財産尠く使用料及手數料其他の收入も亦僅少である爲, 會經費の大部分は之を會稅の賦課によつてゐる。會稅は戶別割, 反別割及特別稅の3種である。

會屯數 (昭和7年11月現在)

旅順民政署		
旅順市	(1市)	76町
方家屯會		46屯
山頭會		16屯
三澗堡會		22屯
水師營會	(4街)	24屯
營城子會		17屯
王家店會		27屯
計	6會(1市76町), 4街,	152屯
大連民政署		
大連市	(1市)	199町
老虎灘會		3屯
嶺前會		2屯
西山會		8屯
沙河口會		16屯
小平島會		4屯

欒家屯會		3屯
周水子會		8屯
海猫屯會		7屯
革鎭堡會		5屯
南關嶺會		6屯
大連灣會		11屯
計　11會	(1市, 199町),	73屯
金州民政署		
金州會	20街	4屯
南山會		4屯
馬家屯會		7屯
小孤山會		9屯
大孤山會		8屯
董家溝會		12屯
黃咀子廟會		7屯
玉皇頂會		9屯
劉家店會		7屯
岙山會		5屯
二十里堡會		6屯
老虎山會		7屯
大魏家屯會		11屯
閻家樓會		5屯
計　14會		20街101屯
普蘭店民政署		
普蘭店會	7街	7屯
石河驛會		7屯
老爺廟會		7屯
三十里堡會		6屯
四道河子會		4屯
土城子會		7屯
亮甲店會		8屯
華家屯會		10屯
姜家堡子會		9屯
正明寺會		7屯
長嶺寺會		8屯
林家屯會		7屯
臥龍屯會		6屯
粉皮墻會		10屯
長山寺會		8屯
朝陽寺會		6屯
快馬廠會		6屯
鳳鳴島會		12屯
計　18會		7街135屯
貔子窩民政署		
貔子窩會	4街	2屯
夾心子會		3屯
東老灘會		3屯
碧硫河會		4屯
城子疃會		5屯
崔家屯會		4屯
贊子河會		5屯
鄭家屯會		4屯
楊樹底會		6屯
夾河廟會		5屯
大譚家屯會		5屯
唐家房會		6屯
楊樹房會		6屯
清水河會		6屯
失家屯會		4屯
大長山島會		6屯
小長山島會		9屯
廣鹿廣會		7屯
獐子島會		6屯
海洋島會		4屯
計　20會		4街100屯
總計　69會		35街561屯

(5) 滿鐵附屬地行政

沿革　滿鐵會社は其の創立に當り，鐵道沿線附屬地に於ける土木，教育，衞生等に關し必要なる設備を爲す責任を有すると同時に附屬地內の居住者に對し手數料を徵收し，其の必要なる費用の分賦を爲すことを得る權能を賦與された。

即ち滿鐵附屬地地域內に於ける裁判事務及外交事務は領事の管掌に屬し，軍事は關東軍司令部に屬し，警察權は關東長官の管轄する所にして其の他一般の行政權は滿鐵社長の保有する處である。

併し滿鐵に對する政府の命令は一般に對

して公布せられたものではなく，附屬地居住民中には滿洲國人其他の外國人も少くないので滿鐵會社は契約主義を執り，明治40年9月附屬地居住者規約なるものを制定して地方經營の根本を明かにして此地に入るものは其法規に服することを承認せるものと見做し，附屬地居住者に對し會社諸規約の嚴守及び公共費用の負擔を强制し得るの途を開いたのである。當時鐵道沿線の主要地には居留民會なる自治機關があつたので明治40年4月1日同社が業務を開始するや便宜上地方經營事務を夫等の居留民會に委託したが明治40年10月之れを全廢して同社が直接其衝に當ることになつた。之と同時に公費制度を開始し，營口，安東も大正12年10月1日から倂合して沿線各地と同じ狀態に改まつた。而して制度の上に多少の改變はあつたが昭和5年月6日職制を改正して今日に及んでゐる。(昭和7年11月現在)

地方事務所　地方事務所所在地は瓦房店，大石橋，營口，鞍山，遼陽，奉天，鐵嶺，開原，四平街，公主嶺，新京，本溪湖，安東の13箇所，地方事務所派出所所在地は12箇所である。此外撫順に於ては炭礦部，哈爾濱，吉林及鄭家屯に於ける教育及び之に關する事項は，哈爾濱事務所，吉林及鄭家屯各公所に於て取扱つてゐる。

尙同社は明治40年10月以來諮問委員會を設け會社の指名せる委員をして地方事務に關する諮問機關としてゐたが，大正10年7月以來組織を改め地方委員と改稱し委員は廣く公費を分擔する居住者中一定の資格を具有せる者より公費を分擔する居住者をして公選せしむる事とし，同年8月より之を實施し今日に及んでゐる。地方經營に要する費用中附屬地公共事業の施設は總て會社の負擔として居るが其維持修繕並に地方の衞生教育の設備に要する經常費は居住者の納付する公費を以て之れに充て其不足の部分は同社より之を補給して居る。

(七) 法務及警察

(一) 滿洲國の法務制度

(1) 司法制度

概說　舊軍閥時代の滿洲の司法界は國內の爭亂絕えず，軍權が專橫を極め，司法權の獨立を期することが不可能であつたため，暗黑を以て評せられてゐた。しかも司法官には人材を得ることが出來ないので，法の運用も概ね權力情實賄賂に依つて左右せられてゐる狀態であつた。舊軍閥時代の司法機關は，所謂新式法院たる裁判，檢察の各機關の外，所謂舊式法院である縣司法公署及び縣承審處があつて，行政官である縣知事が裁判事務を兼掌する舊式法院が最も多數を占めてゐた。從つて行政權の司法權に對する干涉壓迫は，その制度上からして不可避の狀況にあつた。

滿洲國成立するや，各方面の改善と共に司法界の陋習を打破して公正なる裁判を行ひ，民衆の生命財產を正しく擁護して其業に安んぜしめることを期し，大要下の如き具體的方針を樹立して着々整備に立ち向つてゐる。(イ)司法官の身分保障制度を確立し，又司法官の俸給を改正して生活の安定を得せしめる。(ロ)舊政權時代に於ては他の機關と等しく司法機關の費用も亦請負制度によつて收支決濟してゐた。政府は之を廢して一定の收支豫算を以て全國の司法機關を統一する。(ハ)司法官試驗制度を勵行し司法官の素質を向上せしめる。(ニ)司法機關の監督を嚴にし裁判並に檢察事務の完全なる遂行を期す。(ホ)司法官の海外派遣制度を設け見學又は研究をなさしむる。

(ヘ)監獄の改善，特に監獄內の衞生設備を改善する。(ト)各種官體法及手續法制定の準備を進め又司法制度の改善に關する硏究をなす。

司法部　司法部總長は法院及檢査廳を監督し，民事刑事非訟事件及其他司法行政に關する事項を掌理し，部に總務司,法務司行刑司を置く。總務司は機密，官印の管守及文書,人事,會計及庶務の諸項を管掌し，法務司は法院の設置廢止及管轄區域，民事刑事非訟事件及裁判事務，檢察事務，戶籍登記供託調停及公證の諸項を管掌し，行刑司は刑の執行,監獄,少年矯正及免囚保護,恩赦の諸項を管掌する。司法部は秘書官,理事官，事務官，屬官の職員を置く。

(大同元年3月5日敎令第5號)

司法部分科　總務司に祕書,文書,人事,會計，調査の科を置き，祕書科は機密，交涉及其の他交際，特に命ぜられたる事項を管掌し，文書科は總長官印及部印の管守,法令案及成文案の審査及申請，部令指令及訓令の發令，政府公報及其の他公布，公文の收發及保存,公署及當直の外,司科主管に屬せざる事項を管掌し，人事科は本部所管職員の銓叙進退及身分及定員の配置，本部所管職員の紀律及賞罰，本部所管職員の給與及待遇，司法官の養成，辯護士及法院に屬する職員の身分，辯護士會の諸項を管掌し,會計科は本部所管會計の豫算及決算,收支，用度及營繕の諸項を管掌し，調査科は司法制度の調査及硏究，司法統計，圖書及刊行物の諸項を管掌する。法務司に民事第一,民事第二,刑事の科を置き，民事第一科は法院の設立廢止及管轄區域，民事及非訟事件，民事及非訟事件の裁判事務の諸項を管掌し,民事第二科は戶籍，登記及公證,供託，調停，公斷の諸項を管掌し，刑事科は刑事，刑事の裁判事務及檢察事務の諸項を管掌する。行刑司に刑政，保護，監獄の科を置き，刑政科は刑の執行，監獄の設置及廢止,保釋及假出獄,大赦特赦減刑及復權,監獄職員の養成，犯罪人の異同の職別の諸項を管掌し，保護科は少年矯正，免囚の保護の諸項を管掌し，監獄科は犯罪人の出入疾病及死亡，服役犯罪人の工作，敎誨其の他感化，監獄の衞生及保健，監獄の視察の諸項を管掌する。(大同元年5月19日政府公報)

以下司法部の主腦職員を列記すれば下の如くである。

司法部總長	特任		馮涵淸
總務司長	理事官	簡任2等	阿比留乾二
法務司長	理事官	簡任2等	栗山茂二
行刑司長	事務官	簡任4等	程崇

司法部法令審議委員會　司法部に司法部法令審議委員會を設け，暫く援用すべき法令の審査竝に將來施行すべき法令に關する調査及編審を管掌する。司法部法令審議委員會は委員長1名，副委員長1名及常任委員7名を以て組織し，必要あるときは臨時委員を置くことを得る。常任委員は司法部中學識經驗ある者に就て司法部總長これを命じ，臨時委員は最高法院推事及最高檢察廳檢察官，各省區高等法院長及高等檢察廳長竝に地方法院長及地方檢察廳長，司法部員中學識經驗ある者の中に就て司法部總長これを命ずる。(大同元年8月20日司法部令第16號)

各省監獄の改良　司法部に於ては首都及奉天省城，吉林省城，吉林，濱江各所の監所を第一期とし，黑龍江省城，特別區，奉天,營口,安東各所の監所を第二期として,夫々改築，竣工を加へて改良すべく，大同元年8月17日，司法部訓令第183號を以て關係各所に各監獄の調査方を令した。

疏通監獄辦法廢止　疏通監獄現行有效法律，例へば刑法上の執行猶豫假釋放及刑事訴訟上の保證責付の如きは極めて詳細に規定し遵奉に便ならしむるを要する。然れ共各級司法機關及各監獄は往々切實に實行することが出來ない結果，遂に各省區に於ても自ら監獄辦法を制定し法院懲役刑判決を受けた犯人は罰金の納付に依つて刑の執行を免れることを得せしめてゐた。これは徒らに有力犯人の爲に執行免除の脫除を開いたものであつて，啻に省令を以て法律を變更した嫌があるのみでなく，實に刑罰を以て犯罪を制限するの主旨及建國法治の精神にも違背するので存在の理由を認めず大同元年6月13日附司法部令(字第91號)を以て廢止された。

司法部豫算　大同元年度に於ける司法部豫算は經常部に於て司法本部387,092圓，法務費1,228,869圓，檢察費839,107圓，刑務費641,058圓，各項支出12,000圓，計3,108,126圓を計上して，臨時部計上なく，合計3,108,126圓である。

(2) 法　　院

法院は法律に依つて民事及刑事の訴訟を審判する。但し，行政訴訟其他の特別訴訟に關しては，別に法律を以て定めてゐる。法官は獨立して職務を行ひ，刑事又は懲戒の裁判に依る以外に職を免ぜられることはなく，又其意に反して停職轉官轉所及減俸せられることはない。法院の對審判決は公開するが，安寧秩序又は風俗を害する虞あるときは法律に依るか又は法院の決議を以て公開を停止することが出來る。

(大同元年3月9日敎令第1號)

廷及推事　最高法院に暫く刑事1廷,民事2廷を設け，每廷に推事5名を置き1名を廷長とする。(大同元年5月19日司法部訓令字第42號)

各級檢察制度の改稱　政府組織法は各級の檢察制度を均しく檢察廳と名づけ各級の法院と平等なる地位に列せしめるには，從前の凡ゆる各級の法院檢察處は本令到著の日より某省區高等法院檢査處を某省區高等檢査廳に某地方法院檢査處を某地方檢察廳に改め其の分院檢察處も亦同じく改められるものとなつた。

(大同元年3月29日司法部訓令字第1號)

新京地方法院，檢察廳　大同元年9月6日司法部に於ては訓令第24號を以て長春地方法院，檢察廳を新京地方法院，檢察廳と改稱して本部直轄となし，上訴案件は尙ほ舊例に從ひ吉林高等法院，檢察廳にて受理せしめるやう關係各所に令した。

司法行政改革　建國以前に於ける法官は北京，南京政府より任命派遣されると否とに拘らず，新國家成立後は事實上の代理は認めるが，資格の繼續は認めず，各級院廳判檢事及書記官，典獄長等は資格履歷が果して法定の點と符合するや否やを嚴重に考査して夫々補任をなすの目的を以て各該法院廳は各所屬の判檢事及司法行政人員に就て資格，履歷比較的整備し，成績優良なるものを擇ぶため司法部に於て考査を行ひ，該履歷書及證明書類を關係各處より報告せしめた。(大同元年5月16日司法部訓令字第31號)

法官の任用　勅任法官の任用は先づ司法部より人材を選拔し勅任心得を申請する。執務滿1箇年の後成績確實なるものは勅任官を申請することを得る。奏任心得人員は執務滿1年後確實に成績確實なるものは奏任官を申請することが出來る。

(大同元年5月18日司法部呈文)

滿洲國法院編成法　滿洲國司法部に於て最も重要なる先決の法案とし銳意その完成を急がれて居るのは「法院編成法」即ち日本に於ける裁判所構成法にて滿洲國司法制度の根本をなす重要法規であると共に，之が編成法の如何は直に各方面に重大なる關係を及ぼすに至るものであり，從つて司法當局にては最も愼重なる態度を以て調査硏究を進めつつあるが，既に大體の硏究調査を終つて居り，大同元年內には完成を見るに至るものの如く之に依つて實質的司法制度の確立を期待されて居る。

法制局　法制局は法律案，教案令，軍案令及院令案の起草及審査，條約批准案の審査，法律教令軍令教書及院令の原本保管，各國法律制度の調査及研究の諸項を管掌し，局に局長，參事官，事務官，屬官の職員を置く。因に法制局の局長未だ確定せず局長代理に參事官簡任二等松木俠氏が就任してゐる。(大同元年3月9日教令第8號)

統計處　統計處は法制局に附置せられ各官署の統計報告及統計材料の蒐集及審査，國勢の基本に關する統計，內外統計の研究，統計編纂の諸項を管掌し，處に處長，統計官，事務官，屬官の職員を置く。尙統計處には科を設置することを得る。因に統計處長は事務官薦任六等向井俊郎氏である。

(大同元年3月9日教令第9號)

裁判所の印紙制度　滿洲國司法部では裁判所に於ける從來の罰金，訴訟等の現金取扱に就ては弊害を生ずるので今回法界の刷新と共に印紙制度を實行し現金は凡て中央司法部に於て取扱ふ事と決定した。

(3)　警察制度

舊軍閥時代に於ける警察制度は各省區々であつて統一なく，且一般警察の外に各種の特殊警察機關を有してゐた。關係法規は概ね外國の謬譯であつて形式上は一應整備してゐたが，警察處分の如きは自由裁量の範圍廣くその運用を屢々紊亂してゐる狀態であつた。警察職員中で上級に屬するものは買官或は情實に依る採用者多く，一般警察官に對する教育も不充分の點が尠くなく上下共に收賄が行はれてゐた。尙下級者の給料は極めて少額なので不正を行はなくては其家族を養ふことが出來ないと云ふことも，その有力なる一因であつた。警察の經費は專ら請負制度に依るもの多く，從つて警察は或は民衆に課稅し或は民衆より各種費用を徵收したこともあつた。地方に於ては警察で軍隊との區別も明らかでなく軍人は屢々警察官の職務を冒して自由に人民を逮捕處分するやうな事も公然と行はれてゐた

滿洲國政府は既往の積弊に鑑み，先づ警察制度を統一して人事の刷新を計り，警察官吏の教育訓練を行ひ，國情に鑑みて都鄙を區別して二樣の警察制度に設ける方針を採つてゐるが，その實績は見るべきもの多く次第に面目を改めつつある。將來に於ては素質の改善に依つて能率を向上し，都市警察は少くとも人員の3分の1を減じ得る見込である。滿洲國政府の警察制度改革について計畫してゐる具體的案件は大要下の如くである。

(イ)　新京に警察官吏養成機關を設け，又各省に巡警養成機關を設け，以て警察官吏の地位の向上と素質の改善とを計る。

(ロ)　新京，奉天，吉林，齊々哈爾，哈爾濱，安東，營口，錦州の各都市に警察廳を置いて警官の訓練に努め，以て公僕的警察の實を擧げしめてゐる。新京警察廳は民政部總長に屬せしめ其他各都市警察廳は縣市より獨立して各省長に直轄せしめる。

(ハ)　各縣に於ては舊來の公安局制度を踏襲するが，中間監督機關を設けず，公安局を縣長に直屬せしめる。但し匪賊討伐に當つては一時警備司令官の指揮下に屬せしめることもある。地方警察制度に對しては以上の外急激なる改革を加へず，舊來の自衞制度を尊重して地方治安維持の實を擧げしめる方針である。

(ニ)　遼河，鴨綠江，松花江の水上警察を整備し，匪賊の危害を防遏し，船舶の航行を保護する。

(ホ)　舊來鹽務局に屬してゐる特殊警察を民政部直轄の警察に改め鹽稅の脫稅を監視せしめる。

(ヘ)　各鐵道に屬した護路警察を路警總管理處の管下に統一し，過去の弊を除き其の實績を擧げしめるに努める。

(ト)　新京に游動警察隊若干を新設し，其の成績良好なる場合に於ては之を各省にも分置する計畫である。

(チ)　國境各地に監視警察隊，沿岸各地に沿岸警察隊を新設し，外部よりする治安の擾亂に備へ又禁制品の密輸に備へる。

警察管轄權限の區劃　大同元年3月29日院令第3號に依つて次の如く管轄權限を規定された。

(イ)　滿洲國の警察權は爾後中央の管轄とする。

(ロ)　東省特別區警察管理處は東省特別區長官これを指揮監督する。

(ハ)　首都警察は民政部總長直轄する。

(ニ)　奉天，營口，錦州，齊々哈爾，安東，吉林等各地の警察であつて從前市の管轄に屬したものは，均しく省長に於て直接指揮監督する。

(ホ)　各縣の警察は縣長の指揮監督を承け警察事務に從事する。但し，匪賊を討伐する場合に於ては警備司令官の命令を承くることを要す。

(ヘ)　各鐵道局の路警處は暫く從來の章程に依つて辦理する。

首都警察廳　首都警察廳は民政部に直隸し首都及長春縣內の警察を掌り，處に警察總監，事務官，警正，技正，警佐，屬官，技士，譯官，巡官を置く。

首都警察廳に警務，特務，保安，司法，衞生の科を置き，警務科は警務を掌り，特務科は高等警察，外事警察を掌り，保安科は保安警察，水火消防を掌り，司法科は司法警察を掌り，衞生科は衞生警察を掌る。警察總官は須要に依り民政部總長の認可を得て外事科を置くことが出來る。外事科は外事警察を掌る。(大同元年6月11日教令第29條)警察總監は現在膺長餘氏で市及縣に警察署5箇所を設け之に要する人員は約3千人に上つてゐる。

新京の警備司令部　新京の治安を完全に維持し日滿議定書に確定された共同警備の實を擧げるため兩國政府はかねて滿洲國軍および日滿兩警務機關を打つて一丸とした警備統帥機關を新京に設置する計畫でこれが具體案を作成中であつたが，今回その成案を得るに至り大同元年11月12日附で橋本憲兵司令官を司令官とし，齋藤大佐を參謀長，三浦憲兵少佐，佐久間滿洲國軍政部顧問，久下沼警視，木村事務官を高級部員とする新京警備司令部が新設され近くこれが構成を發表することとなつた。これに依つて新京の警察制度は一段の強みを加へた譯である。

中央警察學校　中央警察學校は民政部の管理に屬して，警察及消防に關する高等なる學術並に其の運用を教授する。中央警察學校には校長，主事，教官，譯官，助教，書記の職員を置く。中央警察學校內に警察練習所を附設する。警察練習所は專ら警士たるに必要なる學科及術科を授ける所である。(大同元年6月11日教令第30號)

特殊警察隊　特殊警察隊は民政部に隸屬して特殊の警察事務を掌る。特殊警察隊は國境警察隊，游動警察隊及び海邊警察隊とし，國境警察隊は國境を警戒し，不正入國並に密輸入の監視及び取締に任じ，游動警察隊は時宜に應じ游動して，匪賊の警び討伐に任じ，海邊警察隊は海邊を警戒し不正入國並びに密輸入の監視及び取締に任ずる。特殊警察隊には警正16人，警佐64人，巡官若干人，技士若干人の職員を置く。(大同元年6月15日教令第32號)

特殊警察隊名稱及位置　特殊警察隊の名稱及びその位置を示せば次の如くである。

滿洲里國境警察隊	滿洲里	
綏芬河國境警察隊	愛河	(寗安縣)
山海關國境警察隊	前所	(綏中縣)
安東縣國境警察隊	安東縣	
瓦房店國境警察隊	瓦房店	(復縣)
海邊警察隊	營口	(營口縣)
游動警察隊	新京	(長春縣)

警官の留學　滿洲國では四省より選拔された巡警25名は東京警官講習所に1年間入所すべく警務司勤務中田信人氏引率の下に東京へ留學した。

保甲制度　滿洲國政府は關東州，臺灣等の保甲制度を參酌して十家連座法を實施することとなり既に草案の作成を終つて目下各省に諮詢中であるがその方法は次の如くである。

各縣警察署管内を數區に分ち區に保董を置き區を甲に分つて甲長を置き更に甲を牌に分つて牌長を置く，區，甲，牌の居住民には連座の責任を負はしめる，牌内の各戶には家長を定めて戶前に門標を掲げしめ家長は戶口の異動，犯罪人又は擧動不審の者，地方の安寧秩序，風俗を紊亂する者ある時は直ちに牌長に申告する，また互ひに相誡めて浮浪者，犯罪者を出さぬやうに努める。

また區，甲，牌は縣長の認可を經て壯丁團を組織することを得るが，その組織は牌壯丁團は各戶より20歲以上45歲以下の男子1名づつを選出して編成し甲の壯丁團は各牌の壯丁團を以て組織し區の壯丁團は區內の各甲の壯丁團を以て合成し各々團長の指揮によつて匪賊討伐，水火災の警戒等に從事する，また家長に對しては嚴重なる賞罰規定を設けてゐる，本案は各省の同意を得次第實施することになつてゐる。

（大同元年11月15日現在）

（4）重要法令

滿洲國政府に於ては司法制度に對しても他の場合と均しく改革せんとして，鋭意考究中のものの如くであるが，最近までに發令公布された諸法令を示せば大略下の如くである。

大赦令　滿洲國に在つては大同元年3月11日以前に於ける刑法第121條第1項の罪，刑法第240條第6項の罪，刑法第282條第1項の罪，刑法第283條第1項第2項の罪，刑法第284條第1項の罪，刑法第285條第1項の罪，刑法第298條第1項第2項及第296條の罪，刑法第345條の罪，刑法第346條第1項第2項第3項の罪，刑法第348條第1項の罪，刑法條349條の罪，刑法第350條の罪，刑法第352條の罪，刑法第353條の罪，刑法第372條の罪，懲治盜匪暫行條例第1條の罪，懲治綁匪條例第2條の罪を除く外，輕罪，重罪，既發覺，未發覺，既判決，未判決，既執行，未執行を問はず，政府組織法第13條に依つて悉く免除することとなつたが，凡て共產及び建國に危害を與へる犯罪竝びに以上の各罪と同種の犯罪は，如何なる法令に依つて處斷されたものであつてもこれを免除しない。（大同元年3月11日敎令第16號）

滿洲國行刑制度改革　滿洲國政府では舊軍閥時代の行刑制度改革に付極力調査を進め司法部內の分は大體完了從來の絞首銃殺を廢止し電氣刑を實施と決定各地法院に對し通牒を發した。

暫行懲治叛徒法　國憲を紊亂し國家存立の基礎を危殆若は衰退せしめる目的を以て結社を組織したるものは，首魁は死刑，役員其他の指導者を死刑又は無期徒刑，謀議に參與し又は結社に加入したる者は無期徒刑又は10年以上の有期徒刑の區別を以て處斷する。前記の目的を以て騷擾，殺人，襲擊，放火，脅迫其の他の不法の行爲をなしたるものは死刑又は無期徒刑又は10年以上の有期徒刑に處す。又該目的を以て出版通信其の他の方法を以て宣傳したる者，或は外國又は外國人と勾結したる者，軍警を煽動したる者，又は該行爲を幇助するが如き行爲があつた場合は，それぞれ法文に依る罰則に依つて處斷する。（大同元年9月10日敎令第80號）

暫行懲治盜匪法　强暴又は脅迫の手段に依つて他人の財物を强取する目的を以て聚衆又は結黨したるものを盜匪とする。盜匪の中首魁又は謀議に參與し若は多衆を指揮

した者は死刑又は無期徒刑，其他の者は無期徒刑又は10年以上の有期徒刑を以て處斷する。盜匪を幇助したるものは正犯を以て之を論じ，盜匪の爲單に役を執り又は附和隨行した者は7年以下の有期徒刑に處する。匪盜が公共危險罪，殺人罪，强盜及海盜罪，强姦罪，恐嚇罪，脫逃罪を犯した時は死刑に處する。軍隊部隊をなす盜匪の剿討肅淸するに當つては臨陣格殺し得るの外該軍隊の司令官其裁量に依つて之を措置することが出來る。（大同元年9月10日敎令第81號）

滿洲國治安警察法　大同元年9月12日制定公布せられたる治安警察法の內容を示せば大略下の如くである。

政治に關する結社を組織せんとする時は主幹者の名義を以て，名稱，目的，規則，事務所の所在地，主幹者の住所氏名年齡及經歷，社員の住所氏名及年齡を具して，事務所所在地を管轄する警察官署を經て民政部總長の許可を經ることを要する。公事に關する結社を組織せんとする時は主幹者其の名義を以て結社組織の日より2週間以內に名稱，目的，規則，事務所所在地，主幹者の住所，氏名，年齡，職業及經歷，社員の住所氏名及年齡の事項を具し事務所所在地を管轄する警察官署を經て民政部總長に屆出づることを要する。民政部總長の認定に依つて安寧秩序を保持する爲め必要と認める時は社員の除名を命じ解散を命ずる事が出來る。祕密結社は禁止する。屋外に於て政事に關して公衆を會同する集會を開かんとする時は發起人の名義を以て開會12時間前に目的，場所，日時の事項を具して管轄警察署に屆出づることを要する。民政部總長は所定の認定に依つてこれを禁止することを得る。屋外に於て公衆を會同し又は多衆運動せんとする時は發起人の名義を以て12時間以前に目的，場所又は經路，日時を所轄警察署に屆出でる。警察官は所定の認定に依つて群集を制限禁止又は解散せしめることを得る。警察官は集會に於ける講談，論議を所定の認定に依つて中止せしめることを得る。集會又は多衆運動の場合に於て戎器，爆裂物其の他の兇器竝に戎器，爆裂物又は兇器を裝備したる物件を携帶することは出來ない。街道大道其の他公衆の集合往來する場所に文書，圖書を貼付し若は散布朗讀し，又は言語形容竝に一切の行爲をなして安寧秩序を破り，又は風俗を害するの虞ありと認むる時は警察官はこれを禁止し其の印寫物品を抑留することが出來る。以上の反則者はそれぞれ所定の處罰を受ける。（大同元年9月12日敎令第36號）

（5）治外法權撤廢問題

豫てより問題となつて居た滿洲國治外法權問題に關し滿洲國司法部當局では着々これが準備を整へて優良司法官の養成所設備の完成と共にその實績見るべきものがあるが，現在においては既に全權部も大體においてこれが趣旨を諒解し日本政府當局においても諒解の模樣で，赴日中の大橋外交次長もこれに關し相當運動し居るものの如くであるが，治外法權撤廢は只時日の問題となつてゐる現狀に鑑み，懸案となつてゐた內地における司法制度の調査研究に關して司法部總長馮涵清氏以下6名は愈々11月23日新京出發赴日の途に就くことになり途中京城，大阪に一泊28日東京着，諸種研究調査打合せをなした後歸路につき，名古屋，京都，廣島に立寄り調査の後長崎へ赴き曾て日本が諸外國に對して行つた治外法權撤廢に關する由緒ある史實の調査研究をなした後，大連經由12月24日新京歸着の豫定である，なほ馮總長と共に赴日活動を期待されてゐた阿比留司法部總務司長は新京における事務多忙のため總長と同伴することは不可能となつた。即ち滿洲國內における司法制度改革に關しては未だなほ充分といへる狀態に達してをらず，これ等の制度改善，

地方狀態調査に關し到底席を離れるの遑なく馮總長の歸着後明春早々赴日細目に亘る協議をなすはずである。これを以て見れば日本の治外法權撤廢の事實承認は昭和8年初夏に至つて實現されるものと見られてゐる。(大同元年11月20日現在)

(二) 日本側法務制度

(1) 司法制度

概況 關東州に於ける我司法制度は軍政時代以來幾多の變遷を經て明治41年勅令212號關東州裁判令の制定によつて二院三審制の司法制度が確立し今日に及んでゐる。尤も關東州裁判事務取扱令は裁判令發布後11回の改正があつた。其の精神は關東州が特殊の地域にあつて內地の法令が直に當地に施行せられない理由も存在してゐるが當局は事情の許す範圍內に於て內地法令の內容を藉り來たつて當地の民刑事及び非訟事件の準備法則を制定してゐる。

沿革 軍政時代に於ける司法事務は軍事法廷の管轄に屬し本國法令を適用し，占領地內の支那人に對しては別に軍律を制定した。然るに明治38年6月關東州民政署の編成なるや州內の司法事務は臨時軍法會議及軍事法廷の權限に屬するものを除き民政長官の命ずる司法委員に於て之を執行する一審裁判に據つた。

明治38年10月關東總督府官制布かれ，翌39年6月同總督府令を以て關東州審理所條例，同刑事審理規則，同民事審理規則及び同刑罰令を制定し爰に始めて二審制度を採用するに至つたのである。

明治39年7月總督府を廢して新に都督府官制公布と同時に關東都督府法院令公布され州內の司法事務は始めて專掌の機關に屬する事となつた。即ち法院は高等法院と地方法院に分れ地方法院は之を單獨制とし第一審として刑事民事及非訟事件を裁判し高等法院は之を合議制とし3人の判官を以て組織し，一部に於て地方法院の判決に對する上訴を審判するのである。併し法制未だ完備せざる爲其準據法として地方の法規慣習の外本國民法商法等を參酌するに過ぎなかつたが明治41年9月勅令第112號を以て關東州裁判令が發布され而して明治41年勅令212號現行制度の基礎をなし關東州裁判令の制定を見た。尤も同令は施行後今日迄11回の改正があつた。即ち法令，民刑，商，破產法，民刑訴訟法，人事，非訟事件手續法，不動產登記法等主要なる法令は殆んど之を網羅するに至つた。唯だ風習を異にせる滿洲國人に關し2,3の例外を認め此のほか當地に於ける事情に依り單行法の施行せられてゐるものも少くない。

現行司法機關 (1) 高等法院上告部 上告部に於ては地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告並高等法院覆審部及地方法院の爲したる上告棄却の決定に對する抗告事件並裁判所構成法に定めた大審院の特別權限に屬する職務を行ふ。

(2) 高等法院覆審部　覆審部に於ては地方法院及滿洲駐在領事官の爲したる裁判に對する控訟訴並上告部の權限に屬するものを除くの外，地方法院及滿洲駐在領事官の爲したる裁判に對する抗告に付き裁判權を有する。

(3) 地方法院　地方法院は第一審として內地に於ける區裁判所及地方裁判所の事務管轄に屬する事件並滿洲駐在領事官の爲したる豫審事件及國交上必要ありとして外務大臣の指定したる刑事事件に付き裁判權を有し，特定事件に付き判官3人の合議を以て審理裁判を爲す外，單獨判官之に膺る。

(4) 檢察局　高等法院及地方法院に各檢察局を附置し之に檢察官長を置き檢察事務を統轄管掌せしむ。

(5) 民政署　民政署は其の管轄區域內に於ける民事爭訟調停登記公證の事件を取扱ふ。

(6) 警察署　警察署に於ては專ら司法警察事務の外，即決事件及び執達事務を掌理する。

(2) 關東廳法院

關東廳法院は關東長官に直屬し關東州に於ける民刑事の裁判及非訟事件に關する事務を取扱ひ而して法院は地方法院及高等法院の2種に分れ高等法院には更に覆審部と上告部とがある。

地方法院　民事刑事に付き第1審の裁判をなし且非訴事件に關する事務を取扱ふ但し登記事務に就ては民政署長が取扱つて居る。其構成は原則として單獨判官の獨任判であるが特定の事件に就ては判官3人の合議を以て審理裁判する。

高等法院覆審部　高等法院覆審部は地方法院の裁判に對する控訴及高等法院上告部の權限に屬するものを除くの外地方法院の裁判に對する抗告に就いて裁判し，高等法院の上告部は地方法院又は高等法院覆審部の裁判に對する上告並高等法院覆審部の裁判及地方法院のなしたる上告棄却の決定に對する抗告に就ての裁判及裁判所構成法に定めた大審院の特別權限に對する職務を行ふ。然して各部とも判官3人の合議を以て審理裁判する。

尙各法院に檢察局を設置して檢察官長を置き檢察事務を統轄せしめて居る。

現在に於ける關東廳高等法院は旅順に，同地方法院は大連に設置して居る。

(3) 訴訟及檢察

關東州に於ける裁判所は既述の如く法院と稱し高等，地方の2院に分れ，民刑事訴訟及非訟事件を取扱ひ，高等法院は之を旅順に置き，覆審部に於ては第2審，上告部に於ては第3審の事件を審理してゐる。

(4) 司　獄

概況　旅順に刑務所，大連に刑務支所がある。該所は高等法院及地方法院の判決に係る受刑者の刑を執行し繫屬中の刑事被告人を拘禁し，滿洲に於ける帝國領事裁判に於て判決した3箇月以上の懲役又は禁錮囚の刑の執行囑託を受けてゐる。

沿革　關東廳の司獄事務は明治39年6月關東都督府民政部內に監獄署を置き，旅順に本監を，大連に支監を，金州に出張所を設置し，越えて41年10月に關東都督府監獄署官制を發布し玆に名實共に獨立せる監獄署として存在するに至り，爾後次に示すが如き數次の變革を經て今日に及んでゐる。

即ち大正9年關東廳官制改正に依り監獄署の名稱を關東廳監獄と改め同時に監吏を看守長と改稱し，大正12年地方法院の移轉に伴ひ大連に分監を置く事となり同時に分監長以下職員の增加あり大正13年監獄官制に基き保健技師技手及敎誨師等の官吏待遇者を定め又大正15年10月1日本監を關東廳刑務所分監を關東廳刑務支所と改稱した。

獄舍は本分署及出張所共露治時代の獄舍を應急補修して之に充當したが明治40年11月旅順元寶町所在の露國半成獄舍を增築完成して之に本署を移し，逐年入獄者增加に伴ひ漸次獄舍の增改築を行つた。

現在本所敷地坪數は69,084餘坪にして監房，作業場及其の附屬建物總坪數2,460坪餘に達し外に煉瓦工場として6,000餘坪を使用してゐる。又支所敷地は30,136餘坪にして其の建物坪數は676坪餘である。

新受刑人員　(昭和6年中)

種別		日本人			滿洲國人		
		男	女	計	男	女	計
刑期別	無期懲役	1	―	1	2	―	2
	有期懲役	171	5	176	×2 273	13	×2 286
	有期禁錮	―	―	―	―	―	―
	笞刑	―	―	―	772	―	772
	罰金換留置	―	―	―	―	―	―
	拘留	―	―	―	4	―	4
	昭和6年計	172	5	177	×2 1,051	13	×2 1,064
	同5年	207	4	211	×40 1,134	8	×40 1,142
	同4年	239	5	244	1,250	7	1,182
犯數別	初犯	89	2	91	×2 859	13	×2 872
	再犯	48	2	50	121	―	121
	三犯	20	―	20	37	―	37
	四犯	5	―	5	20	―	20
	五犯	4	―	4	7	―	7
	六犯以上	6	1	7	7	―	7
	計	172	5	177	×2 1,051	13	×2 1,064

入監出監人員　（昭和6年中）

種別		入監 受刑者	入監 刑事被告人	入監 留置人	入監 計	出監 受刑者	出監 刑事被告人	出監 留置人	出監 計	年末現在 受刑者	年末現在 刑事被告人	年末現在 留置人	年末現在 計
日本人	男	262	492	17	771	291	467	19	777	260	80	—	340
	女	5	36	—	41	8	33	—	41	3	5	—	8
滿洲國人	男	1,201	1,285	34	2,520	1,281	1,289	37	2,607	406	152	3	561
	女	12	18	1	31	10	22	1	33	5	3	—	8
外國人	男	4	11	—	15	5	8	—	13	2	3	—	5
	女	—	4	—	4	—	4	—	4	—	—	—	—
總計	男	1,467	1,788	51	3,306	1,577	1,764	56	3,397	668	235	3	906
	女	17	58	1	76	18	59	1	78	8	8	—	16
	計	1,484	1,846	52	3,382	1,595	1,823	57	3,475	676	243	3	922
昭和5年	男	1,769	1,918	53	3,740	1,772	1,953	56	3,763	778	211	8	997
	女	14	35	—	49	14	34	—	48	9	9	—	18
	計	1,783	1,953	53	3,789	1,786	1,969	56	3,811	787	220	8	1,015
昭和4年	男	1,836	2,005	47	3,888	1,920	2,008	44	3,972	781	228	11	1,020
	女	13	37	3	53	16	34	3	53	9	8	—	17
	計	1,849	2,042	50	3,941	1,936	2,042	47	4,025	790	236	11	1,037

在監人及在監患者延人員　（昭和6年中）

種別		在監延人員 受刑者	在監延人員 刑事被告人	在監延人員 留置人	在監延人員 計	平均1日の在監人	患者延人員 受刑者	患者延人員 刑事被告人	患者延人員 留置人	患者延人員 計	患者1人平均罹病日數
日本人	旅順刑務所	96,427	5,839	286	102,552	281.0	1,842	224	—	2,066	29.9
	大連刑務所	7,889	23,512	233	31,634	86.7	133	602	14	749	14.4
	合計	104,316	29,351	519	134,186	367.6	1,975	826	14	2,815	23.3
	昭和5年	101,885	25,656	565	128,106	351.0	2,188	808	30	3,026	23.8
	同4年	97,614	27,327	778	125,719	344.4	1,565	734	—	2,299	11.0
滿洲國人	旅順刑務所	159,724	5,741	381	165,846	454.4	2,912	55	—	2,967	34.9
	大連刑務所	10,914	62,191	799	73,904	202.5	146	351	—	497	12.7
	合計	170,638	67,932	1,180	239,750	656.8	3,058	406	—	3,464	27.9
	昭昭5年	192,656	64,820	1,848	259,324	710.5	3,844	649	19	4,512	22.4
	同4年	201,017	54,549	1,179	256,745	703.4	3,425	842	11	4,278	17.7
外國人	旅順刑務所	263	26	—	289	0.8	—	—	—	—	—
	大連刑務所	9	539	—	548	1.5	—	3	—	3.0	5.5
	合計	272	565	—	837	2.3	—	3	—	3.0	3.6
	昭和5年	369	887	—	1,256	3.4	8	115	—	20.5	97.9
	同4年	421	116	—	537	1.4	—	28	—	14.0	52.1
總數	昭和6年	275,226	97,848	1,699	374,773	1,026.8	5,033	1,235	14	6,282	25.5
	同5年	294,910	91,363	2,413	388,686	1,064.9	6,040	1,572	49	7,661	19.7
	同4年	299,052	81,992	1,957	383,001	1,049.3	4,990	1,604	11	6,605	14.6

在監人員　（昭和6年中）

種別		日本人 男	日本人 女	日本人 計	滿洲國人 男	滿洲國人 女	滿洲國人 計	外國人 男	外國人 女	外國人 計	合計 男	合計 女	合計 計
旅順刑務所	受刑者	246	—	246	387	—	387	2	—	2	635	—	635
	刑事被告人	14	—	14	19	—	19	—	—	—	33	—	33
	留置人	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1	—	1
	計	260	—	260	407	—	407	2	—	2	669	—	669
大連刑務所	受刑者	14	3	17	19	5	24	—	—	—	33	8	41
	刑事被告人	66	5	71	133	3	136	3	—	3	202	8	210
	留置人	—	—	—	2	—	2	—	—	—	2	—	2
	計	80	8	88	154	8	162	3	—	3	237	16	253
總計	受刑者	260	3	263	406	5	411	2	—	2	668	8	676
	刑事被告人	80	5	85	152	3	155	3	—	3	235	8	243
	留置人	—	—	—	3	—	3	—	—	—	3	—	3
	計	340	8	348	561	8	569	5	—	5	906	16	922
昭和5年末		346	8	354	648	10	658	3	—	3	997	18	1,105
同4年末		338	8	346	680	9	689	2	—	2	1,020	17	1,037

在監人作業及工錢　（昭和6年）

種別	就業延人員 男	就業延人員 女	作業工錢 男	作業工錢 女	1人1日平均作業工錢 男	1人1日平均作業工錢 女
			円	円	厘	厘
官司作業	80,194	1,520	9,124.970	100.494	114	66
委託作業	95,734	2,200	10,074.804	163.419	105	74
請負作業	42,881	—	7,584.532	—	177	—
總計	218,809	3,720	26,784,306	263.913	122	71
昭和5年	244,591	3,199	27,540.201	237.987	113	74
同4年	246,843	4,208	30,150.123	287.016	122	68

（5）領事裁判

概況　日本が支那に裁判權を有するに至つたのは明治29年10月19日締結の日淸通商航海條約に基く。而して該條約に於ては所謂被告主義により民事刑事の裁判權を認めたのである。而して南滿洲及東部內蒙古に關する日支新條約第5條に於ては民刑訴訟は日本國臣民，被告たる場合には日本國領事館に於て又支那國民被告たる場合には支那國官吏に於て之を審理し互に員を派し臨席傍聽せしむる事を得。但し土地に關する日本國臣民及支那國民間の民事訴訴は支那國の法律及地方慣習により兩國より員を派し共同審判すべし。將來同地方の司法制度完全に改良せらるるときは日本國臣民に關する一切の民刑訴訟は完全に支那國法廷審判に歸すべしとある。依つて外務省は大正4年7月省令を以て支那に於ける在日本帝國領事館管轄區域を定めた。尙其中には南滿鐵道沿線各領事館の管轄區域を包含せしめてゐる。而して領事館の管轄區域に關しては職務權限の內に裁判事務をも含んで居るので又自ら裁判管轄區域であるとも云ひ得られる。

領事裁判適用法規　領事館の遵守すべき法則は明治32年3月法律第70號領事館の職務に關する制限中に規定されてゐる。即ち領事裁判權を行ふことを得る領事官は本法律の規定に從つて訴訟事件竝非訟事件に關

する事務及登記事務を行ひ之に關し領事館は法令條約及慣例に牴觸せざる範圍に於て地方裁判所及區裁判所の職務を行ふ。

尙領事官は重罪に關して豫審のみ爲し公判をなす權限を有しない。重罪の公判は41年4月法律第52號公布以後關東廳法院の管轄に移され，領事館のなせる裁判に對する終審は關東廳高等法院の管轄に屬せしめられた。

領事館では領事館員又は警察官を以て檢事又は裁判所書記及執達吏の職務を行はしめ裁判所書記又は執達吏の職務を行はしむべき館員又は警察官のなきときは，其管轄區域に在留する帝國臣民中より選任し臨時其の職務を行はしめる。因に領事官に對しては通常裁判所に於ける忌避又は囘避の規定は適用せらるる事がない。

附屬地と領事裁判 元來領事裁判は內地の法規に從ひ，被告主義により民刑事件を審理裁判すべきを原則とする。領事裁判の管轄區域である附屬地の民事又は刑事に於ける刑法犯に付き本國法律を適用すべきは勿論なるが，民事刑事法規中屬地的法規に就ては直に外國たる附屬地又は其の他の管轄區域に發生せる事件に之を適用する事は出來ない。ただ問題は附屬地內に於ける關東廳の警察法規或は附屬地外に適用せらるる領事館令違反事件に付き審理裁判するを得るや否やである。因に日淸通商航海條約には日本國の法律に依り日本國官吏之を審理裁判する旨を規定してゐる。

(6) 警　察

概　說 關東州及州外鐵道附屬地に於ける警察制度の沿革を概述するに (1)民警統合制 (2)領事館警察の統合制 (3)警憲統合制 (4)警憲分離制 (5)民警分離制 (6)民警統合制復活の6期に分けることが出來る。即ち明治39年9月關東都督府設置の際は州內に於ける警察事務を他の一般行政事務と共にし，明治41年1月南滿洲に駐在する領事館をして關東都督府事務官を兼ねしめ州外に於ける鐵路線路の警察事務を掌理せしめ大正6年7月都督府に警務部を設け警務總長を置き警務總長は南滿洲駐剳憲兵の長たる陸軍將校を以て之を充つることとなり警憲統合の實を示した。次で大正8年4月都督府を廢止し關東廳官制施行せらるるや關東廳に警務官を置き再び文官警察制に復したのであつた。

大正10年6月關東廳に警務局を設け局長を置き民政署長及民政支署長の權限より警察及衞生の事務を削り警察署長又は警務支署長をして之を執行せしむることとなり民警分離の制を採用した。大正13年12月民政署長に警察署長の監督權を附與し，民政支署長に警察事務の執行を爲さしむることに改め民警統合制に復歸した。是れが卽ち現行制である。同時に亦從來の名稱であつた警務署，警務支署の稱を警察署，警察支署に改正し昭和5年12月3民政支署を民政署に昇格し其區域に對し新たに警察署を設置した。

現　制 關東州竝州外鐵道附屬地の警察事務は關東廳の管掌する處であつて關東廳に警務局長を置き關東長官の命を承け管內に於ける警察及衞生事務の執行に關し民政署長(民政支署は民政署に昇格)警視,警部,警部補及巡査を指揮監督せしめてゐる。

警察官廳は州內にあつては民政署長，及び警察署長であつて，民政署長は管內の警察署長の指揮權を有し，警察署長は部內の

警察及び衞生の事務を掌理し，また州外にあつては南滿に駐在する領事館をして關東廳事務官を兼ねしめ，州外警察署長を監督せしめ署長の職務は州內に於けると同一で部內の警察及衞生事務を掌らしめてゐる。

滿洲の治安根本方針 駐滿全權府設置され武藤全權の就任を見ると同時に，滿洲警備に於ける四頭政治統一の問題が具體的な形を採り關東軍，關東廳，憲兵隊，竝に全權部を打つて一丸とする一大警備會議は昭和7年11月各首腦者參集の上，開催せられたが，滿洲の治安維持に關し憲兵隊警察を統一し滿洲警備網の完璧を期する點に協議は行はれ，その主要事項たる統一案の內容

1. 憲兵司令官をして關東廳警務局長を兼任せしむる

點に論議の中心は置かれたものの如くであるが，右は現行官制の改正を行ふ必要あり卽時斷行は種々法規上の困難な點あるを發見し，勅令をもつてこれが改正を見る迄，今直ちに憲兵司令官の警務局長兼任を見合せることとなり，

1. 憲兵は治安上の警察事務を區署することとなつた。從つて形式上の權限移管を排し實質的軍憲統一を計り協同動作の徹底を期するに決定したもので，その根本方針には何等變更を見ぬ譯である。

警察官署 (昭和6年末現在)

	名稱	位置	直轄及派出所數
關東州內	金州警察署	南山會南山屯25番地	19
	旅順警察署	旅順市學臺3番地	25
	大連警察署	大連市西通1番地	38
	大連水上警察署	大連市埠頭1番地	6
	大連小崗子警察署	大連市西崗街26番地	12
	大連沙河口警察署	大連市沙河口巴町1番地	17
	普蘭店警察署	普蘭店會蓬萊街1番地	24
	貔子窩警察署	貔子窩會財神街2番地	36
	計		177
鐵道附屬地	瓦房店警察署	瓦房店東街13區21番地	13
	大石橋警察署	大石橋盤龍街1番地	9
	營口警察署	營口南本街34番地	4
	鞍山警察署	鞍山北廣場1番地	14
	遼陽警察署	遼陽佟家大街8番地	10
	奉天警察署	奉天加茂町1番地	21
	撫順警察署	撫順高砂町3丁目1番地	27
	本溪湖警察署	本溪湖石山町1番地	15
	鐵嶺警察署	鐵嶺東大街6丁目3番地	8
	開原警察署	開原第1區5號地	14
	四平街警察署	四平街樓新街1丁目	14
	公主嶺警察署	公主嶺堀町4丁目	9
	新京警察署	新京中央20番地	20
	安東警察署	安東市場通2丁目3番地	31
	計		209
總計			386

備考　本表以外に領事館警察あるも特に計上せず。

いま警察職員の配置及職制を徵するに3,036名に達してゐる。即ち關東州內に於て1,174名，鐵道附屬地に於て1,862名を有する。因に我が軍政時代より便宜上滿洲國人朝鮮人を巡捕として採用し，雇員を以て待遇し巡査の補助となしてゐる。

今最近3箇年間に於ける警察職員の數を地方別にして表示せば次の如くである。

警察職員 (昭和6年末)

地方別	警視	屬	警部	通譯生	技手	警部補	巡査	巡捕	囑託及雇員	合計
關東廳	4	—	16	6	14	44	715	352	23	1,174
鐵道附屬地	7	4	28	14	1	68	1,348	362	30	1,862
領事館管內	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
昭和6年	11	4	44	20	15	112	2,063	714	53	3,036
同　5年	11	4	43	20	15	114	2,008	717	45	2,983
同　4年	11	5	44	21	8	115	1,875	678	42	2,802

以上は昭和6年度關東廳第25次報告書に據る。尙ほ警察官練習所に於ける職員數は20名にして卒業練習生の數は昭和6年度末に於て70名を示してゐる。

(八) 財　政

(一) 滿洲國の財政

(1) 概　況

滿洲國建國以來今日までの同國の財政を通觀すると

第1期(自3月1日至6月末日)建國當初の準備時代

第2期(自7月1日至9月末日)月豫算時代

第3期(10月1日以降)年度豫算確立時代

に分けることが出來る。しかして滿洲國政府が建國以來とつて來た財政方針は何よりもまづ人心の安定と收入の確實をはかるにあつた。

建國當初の準備時代　建國以來6月末までの收入狀況は舊財政廳關係各稅收入及鹽務關係收入，合計1,900萬元でそのうち中央の歲入は930萬元に對し支出910萬元であつた。從つて5月に成立した日本からの2千萬圓の借款はそのまま朝鮮銀行新京支店に預金しておくことが出來た。

月豫算時代　舊制を踏襲し會計年度を7月1日から翌年6月末日までと定めたが，未だ年度豫算を確立するを得なかつた。しかし滿洲所在の全海關は7月上旬完全に掌握し得たので財政の前途に光明を認めはじめて年度豫算を定むるの機運に惠まれたが，7月1日を以て貨幣法を施行し，同時に滿洲中央銀行を開業して幣制の統一確立に第一步を踏出した。

年度豫算の確立　滿洲國の大同元年度(自本年7月1日至明年6月末日)歲出豫算は1億1千3百餘萬圓(滿洲國の銀圓とす，以下同じ)であるが，これに對し，歲入豫算は中央銀行からの借入金1,200萬圓を加へて均衡を保持してゐる。しかし歲出については豫算總額の1割2分弱にあたる1,500萬圓が豫備費として計上され，また歲入については舊東北政權時代に年收2,700萬圓の鹽稅をこの豫算では1,600萬圓と見積り舊東北政權時代に年收約6,500萬圓の內國稅(鹽稅を除く)を2,800萬圓と見積り今後3年を出でずして年利益金2,000萬圓となる阿片專賣利益金を大同元年度には僅かに500萬圓と見積つてゐるから同國の財政は別に悲觀の要はないわけである。つぎに大同元年度歲入歲出を概觀すると經常部に於て租稅，官辦事業及官產，收入，雜收入等を合せて97,386千圓であり，臨時部に於て官有物の賣下代，雜收入，中東鐵路利益金割賦金，公債等を併せて113,308千圓であり，總計113,308千圓を計上してゐる。

張學良治下の東三省の歲入は約1億圓といはれこれは大同元年度の公債金以外の收入約1億圓と符合するがその內容は著しい差違のあることは見逃してはならぬ。即ち張學良時代には鹽稅(吉，黑兩省の鹽專賣益金とも)約3,000萬圓その他の內國稅約6,500萬圓であつたが，滿洲國の豫算では關稅4,000萬圓が加はり鹽稅以外の內國稅は3,000萬圓弱であることである。なほ重なる租稅の收入につき元年度豫算額と張學良時代の實收額とを比較すると次の通りである。(單位千圓)

稅　目	張學良時代の實收	元年度豫算
關稅(張時代は中央へ送金)	46,643	40,460
鹽稅(吉黑兩省の專賣益金を除く)	27,169	16,814
田賦(地租)	10,596	2,955
出產稅(生產物に對し生產地で課する稅)	24,835	6,213
營業稅	8,210	3,694
牲畜稅(家畜稅)	2,660	960
契稅(土地の賣買，質等に課する稅)	6,202	1,445
菸酒稅(葉煙草稅および酒稅)	4,300	2,069
統稅(各種の釐金に代る通過稅)	7,735	7,172
印花稅(印紙稅)	2,651	1,954

かくて大同元年度の見積りが極めて堅實で治安が回復したら內國稅は著しく增加し，滿洲國の財政はますます安固となるであらう。官辦事業および官產收入の大部は吉黑兩省の鹽專賣利益金(吉黑権運署利益金)430餘萬圓及び近く實施の豫定の阿片專賣の利益金500萬圓である。尙最近に至つて滿洲國建國公債を一般から公募する事に決し，引受者は國際シンジケート銀行團とする事に決定したが，上記の如き滿洲國の財政內容からして悲觀さるべき性質のものではなく，前途は極めて洋々としてゐる。

(單位千圓)

歲　出

所管別	經常部	臨時部
執政府	1,150	—
總務廳	37,664	5,033
興安總署	1,012	—
民政部	4,168	116
外交部	666	—
軍政部	30,000	3,000
財政部	24,458	662
實業部	438	—
交通部	1,547	13
司法部	3,108	—
文教部	271	—
計	104,482	8,825
總計	113,308	

軍政部經常費は張學良時代の軍事費8,000萬圓(當時の軍事費年額は1億圓に達したともいはれる)から見れば顯著なる減少である。なほ財政部豫算中には內國稅徵收費約700萬圓および稅關費約350萬圓を含み，ほかに關稅および鹽稅を擔保とする外債の償還基金1,300餘萬圓が揭げられてゐる。

滿洲國財政の將來　滿洲國の治安は近き將來に必らず事變前の程度に回復するであらうが，その時期になれば舊東北政權時代の既往の實績および滿洲國將來の必然的發展性から見て下のごとき歲入をあげるはむしろ易々たることといはねばならぬ。

關　稅	5,000萬圓
鹽稅(吉黑兩省の專賣益金とも)	3,000萬圓
その他內國稅(事變前の額)	6,500萬圓
阿片專賣益金	2,500萬圓
その他の諸收入	1,000萬圓
計	1億8千萬圓

しかしてこの狀態に到達するのに最惡の場合を考へ最大限5年を要すると見ても明年度以降毎年2,000萬圓づゝ增加し，大同5年に1億8千萬圓の歲入をあげることは確實であり，また歲出では本年度の1億1千300萬圓を毎年1,000萬圓づつ遞增する程度に止めるならば2年度は收支の均衡を得，3年度以降は歲計剩餘となり5年度は約3,000萬圓の歲入超過となるといふ好況を豫測することが出來る。

(2) 財政組織

滿洲國成立以前に於ける財政制度は中央に財政部を設置し，其の直轄機關として地方に財政廳，稅捐局及其他の機關を有し表面上の系統を具してゐたが，其の辦理の不善に因つて竟に軍閥の把持惡用するところとなり，かゝる財政機關も殆んど私利自由の機關となり爲めに財政制度は有名無實に陷つてゐた。

滿洲國政府は之に鑑るところあり，從前の各省財政廳を一律に撤廢し，新に奉天，吉林，哈爾濱，龍江，熱河の5箇所に各稅務監督署を設け，從前の種々なる弊害を一掃しひたすら國利民福の境域に達せしめんことを期して居る。即ち敎令第43號を以て大同元年7月稅務監督署の官制を公布した。之に據れば稅務監督署は財政部の管理に屬し國稅事務を監督し，署長は財政總長の指揮監督を受け，署務を綜理し稅捐局長及其他所屬徵稅機關を指揮監督して居る。次に敎令第44號を以て公布された稅捐局官制は財政部の管理に屬し主として內國稅に關する事務を執行し局長は稅務監督署長の監督を受け內國稅に關する法律命令を執行し其管轄內の事務を統制して居る。

財政部　財政部總長は税務，專賣，貨幣，金融統制及國有財產に關する事項を掌理し，總務司，税務司，理財司を置く。總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務を管掌し，税務司は國税の賦課徵收，税務行政，關税の賦課徵收，關税行政を管掌し，理財司は貨幣，金融統制，金融機關の監督，國有財產の管理を管掌する。財政部には祕書官，理事官，技正，事務官，屬官の職員を置く。（大同元年3月5日敎令第5號）

財政部分科　總務司に祕書，人事，文書，會計，調査の科を置き，秘書科は機密，總長次長の官印及部印の保管，他司科に屬せざる事項の諸項を掌り，人事科は職員の進退賞罰及身分を掌り，文書科は法令案及成案文書の審査及進達，文書の接受發送編纂保管，政府公報及弘報，圖書印刷物，飜譯及通譯，情報の蒐集，宿直の諸項を掌り，會計科は本部所管一般會計及特別會計の豫算及決算，支拂，物品の出納保管，建築物の維持及保管，雇傭，廳內管理の諸項を掌り，調査科は部所管事項の統計及報告，內外經濟事情の調査の諸項を掌る。税務司には國税，關税，專賣，企畫，經理の科を置き，國税科は內國税の賦課徵收及減免，租税外諸收入，一切の貸借金品，內國税事務の管理監督，內國税の訴願，內國税犯則者處分事務の管理監督，印紙類の調製出納保管，地方税の設定改廢の認可，税務官吏の養成，交付金及拂戾金，税務の統計を掌り，關税科は關税噸税の賦課徵收及減免，關税噸税外諸收入の管理監督，關税噸税事務の管理監督，關税噸税犯則者處分事務の管理監督，外國貿易の船舶及輸出入品の監督，輸出入品の調査試驗分析及鑑定，保税倉庫假置場及保税地域の管理，保税貨物運送積卸，關税通路，輸出交付金及拂戾金，關税噸税の訴願，税關官吏の養成，關税及貿易統計を掌り，專賣科は專賣物品の生產收納及購買，專賣物品の移輸入保管賣下及販賣，專賣物品及專賣物品營業者の管理監督，專賣物品の調査試驗分析及鑑定，專賣物品の管理專賣犯則者處分事務の管理監督，專賣物品の交付金補助金拂戾金，專賣官吏の養成，專賣統計を掌り，企畫科は內國税制度の調査，關税噸税制度の調査，專賣制度の調査，徵税機關專賣機關の新設改廢を掌り，經理科は租税及租税外一切諸收入の豫算決算，內國税徵收費の配付，專賣資金の運用，租税及專賣犯則者處分費配付，税務官吏税關官吏專賣官吏の諸俸給の統一，税務官吏税關官吏及專賣官吏の賞罰審査，他科に屬せざる事項を掌る。理財司に銀行，特殊金融，官產の科を置き。銀行科は銀行，銀行の兼營する附屬營業，銀行債券，銀行に對する補助金及補給金，銀行の檢査，貨幣，紙幣類似證券，國債及地方債，他科に屬せざる事項を掌り，特殊金融科は庶民金融，錢舖及儲蓄會及銀行類似の營業，保險及信託，錢鈔取引所，彩票を掌り，官產科は國有財產の調査，國有財產の管理處分の諸項を掌る。

財政部職員

總長	熙洽
次長	孫其昌
總務司長	星野直樹
税務司長	源田松三
理財司長	田中恭

（大同元年5月9日政府公報）

税捐局　税捐局は財政部の管理に屬して內國税に關する事務を執行する。各税捐局を通じて局長，事務官，技士の職員を置く。（税捐局官制）

税捐局分課　税捐局に總務，經徵，稽查の課を置き，總務課は人事及機密，官印の管守，文書の接受發送編纂及保存，統計及報告，會計，金錢及物品の出納保管，圖書及印刷物，印花類の出納保管及賣捌，票照類の出納及保管，有價證券の保管，公報，交付金及拂戾金，廳內取締，傭人，宿直，他課の主管に屬せざる事項を掌り，經徵課は內國税の賦課徵收及減免，租税外諸收入，課税物件の試驗分析及鑑定，稽查課は課税物件の審查及取締，犯則事件の調査及處分の諸項を掌る。（大同元年7月2日税捐局分課規程）

税捐局名稱位置及管轄區域表

税務監督署名	税捐局名	位置 省名	位置 地名	管轄區域
奉天税務監督署	奉天税捐局	奉天省	奉天市	奉天市
	安東税捐局	同	安東縣城	安東縣，寬甸縣
	營口税捐局	同	營口縣城	營口縣
	遼陽税捐局	同	遼陽縣城	遼陽縣
	海柳税捐局	同	海龍縣山城鎭	海龍縣，柳河縣
	鐵法税捐局	同	鐵嶺縣城	鐵嶺縣，法庫縣
	瀋撫税捐局	同	瀋陽縣皇姑屯	瀋陽縣，撫順縣
	錦縣税捐局	同	錦縣々城	錦縣，錦西縣
	開原税捐局	同	開原縣小孫家臺	開原縣，淸原縣
	懷德税捐局	同	懷德縣公主嶺	懷德縣，
	昌圖税捐局	同	昌圖縣城	昌圖縣
	通遼税捐局	同	通遼縣城	通遼縣
	西安税捐局	同	西安縣城	西安縣
	北義税捐局	同	北鎭縣溝帮子	義縣，北鎭縣
	復蓋税捐局	同	復縣瓦房店	蓋平縣，復縣
	洮突税捐局	同	洮南縣城	洮南縣，突泉縣
	新遼税捐局	同	新民縣城	新民縣，遼中縣
	海城税捐局	同	海城縣城	海城縣
	梨樹税捐局	同	梨樹縣四平街	梨樹縣
	遼雙税捐局	同	遼源縣城	遼源縣，雙山縣
	西豐税捐局	同	西豐縣城	西豐縣
	通桓税捐局	同	通化縣城	通化縣，桓仁縣
	東豐税捐局	同	東豐縣城	東豐縣
	輯臨税捐局	同	輯安縣外岔溝	輯安縣，臨江縣
	莊岫税捐局	同	荷河縣大孤山	莊河縣，岫巖縣
	新賓税捐局	同	新賓縣城	新賓縣
	鳳城税捐局	同	鳳城縣城	鳳城縣
	綏興税捐局	同	綏中縣城	綏中縣，興城縣
	本溪税捐局	同	本溪縣城	本溪縣
	黑山税捐局	同	黑山縣新立屯	黑山縣
	輝金税捐局	同	輝南縣城	輝南縣，金川縣
	洮安鎭税捐局	同	洮安縣城	洮安縣，安廣縣，鎭東縣
	開瞻税捐局	同	開通縣城	開通縣，瞻楡縣
	彰康税捐局	同	彰武縣城	彰武縣，康平縣
	盤臺税捐局	同	盤山縣城	盤山縣，臺安縣
	撫松縣兼税捐局	同	撫松縣城	撫松縣
	長白縣兼税捐局	同	長白縣城	長白縣
	安圖縣兼税捐局	同	安圖縣城	安圖縣
	吉林税捐局	吉林省	吉林省城	吉林省城
	長春税捐局	同	新京特別市	長春縣
	下九臺税捐局	同	永吉縣下九臺鎭	永吉縣の一部
	吉林木税税捐局	同	吉林省城	永吉縣
	扶餘税捐局	同	扶餘縣城	扶餘縣の一部
	石城税捐局	同	扶餘縣三岔河鎭	扶餘縣の一部
	德惠税捐局	同	德惠縣張家灣	德惠縣
	楡樹税捐局	同	楡樹縣城	楡樹縣
	農安税捐局	同	農安縣城	農安縣
	寧安税捐局	同	寧安縣城	寧安縣
	賓縣税捐局	同	賓縣々城	賓　縣
	一面坡税捐局	同	珠河縣一面坡	珠河縣，葦河縣
	富錦税捐局	同	富錦縣城	富錦縣
	樺川税捐局	同	樺川縣佳木斯鎭	樺川縣
	延壽税捐局	同	延壽縣城	延壽縣

税務監督署名	税捐局名	位置 省名	位置 地名	管轄區域
吉林税務監督署	穆稜税捐局	吉林省	穆稜縣城	穆稜縣
	雙陽税捐局	同	雙陽縣城	雙陽縣
	盤石税捐局	同	盤石縣城	盤石縣
	五常税捐局	同	五常縣山河屯幅	五常縣
	伊通税捐局	同	伊通縣城	伊通縣
	舒蘭税捐局	同	舒蘭縣水曲柳崗	舒蘭縣
	延吉税捐局	同	延吉縣城	延吉縣
	樺甸税捐局	同	樺甸縣城	樺甸縣
	保蘭税捐局	同	依蘭縣城	依蘭縣
	琿春税捐局	同	琿春縣城	琿春縣
	密山税捐局	同	密山縣城	密山縣
	和龍税捐局	同	和龍縣城	和龍縣
	汪清税捐局	同	汪清縣百草溝	汪清縣
	額穆税捐局	同	額穆縣城	額穆縣の一部
	濛江税捐局	同	濛江縣城	濛江縣
	呢嗎口税捐局	同	虎林縣城	虎林縣
	寶清税捐局	同	寶清縣城	寶清縣
	東寧税捐局	同	東寧縣城	東寧縣
	烏拉税捐局	同	永吉縣烏拉鎭	永吉縣の一部
	敦化税捐局	同	敦化縣城	敦化縣
	長嶺税捐局	同	長嶺縣城	長嶺縣
	蛟河税捐局	同	額穆縣蛟河鎭	額穆縣の一部
	方正税捐局	同	方正縣城	方正縣
	勃利税捐局	同	勃利縣城	勃利縣
	同江縣兼税捐局	同	同江縣城	同江縣
	饒河縣兼税捐局	同	饒河縣城	饒河縣
	撫遠縣兼税捐局	同	撫遠縣城	撫遠縣
	乾安縣兼税捐局	同	乾安縣城	乾安縣
濱江税務監督署	哈爾濱税捐局	同	哈爾濱特別市	哈爾濱特別市
	濱江税捐局	同	濱江縣城	濱江縣
	雙城税捐局	同	雙城縣城	雙城縣
	哈爾濱拓税捐局	同	哈爾濱特別市	濱江税務監督署管內
	阿城税捐局	同	阿城縣城	阿城縣
	呼蘭税捐局	黑龍江省	呼蘭縣城	呼蘭縣の一部
	蘭西税捐局	同	蘭西縣城	蘭西縣
	甜草崗税捐局	同	肇東縣甜草崗	肇東縣の一部，呼蘭縣の一部
	肇東税捐局	同	肇東縣城	肇東縣の一部
	松浦税捐局	同	呼蘭縣松浦鎭	呼蘭縣の一部
	拜泉税捐局	黑龍江省	拜泉省城	拜泉縣
	龍江税捐局	同	龍江省城	龍江縣の一部
	克山税捐局	同	克山縣城	克山縣の一部，德都設治局
	綏化税捐局	同	綏化縣城	綏化縣
	望奎税捐局	同	望奎縣城	望奎縣
	海倫税捐局	同	海倫縣城	海倫縣
	安達税捐局	同	安達縣安達站	安達縣
	訥家税捐局	同	訥家縣城	訥家縣
	林泰税捐局	同	林甸縣小蒿子站	林甸縣泰康設治局
	明水税捐局	同	明水縣城	明水縣及青崗縣の一部
	依安税捐局	同	依安縣城	依安縣
	青崗税捐局	同	青崗縣城	青崗縣の一部
	泰來税捐局	同	泰來縣城	泰來縣
	呼倫税捐局	同	呼倫縣城	呼倫縣
	肇州税捐局	同	肇州縣豐榮鎭	肇州縣の一部
	大賚税捐局	同	大賚縣城	大賚縣
	雅魯税捐局	同	雅魯縣城	雅魯縣の一部，甘南設治局之一部，龍江縣の一部
	泰安税捐局	同	克山縣泰安鎭	克山縣の一部
	巴彥税捐局	同	巴彥縣城	巴彥縣の一部
	木蘭税捐局	同	木蘭縣城	木蘭縣

税務監督署名	税捐局名	位置 省名	位置 地名	管轄區域
龍江税務監督署	慶城税捐局	黑龍江省	慶城縣城	慶城縣鐵驪設治局
	興隆税捐局	同	巴彥縣興隆鎭	巴彥縣の一部
	通河税捐局	同	通河縣城	通河縣
	湯原税捐局	同	湯原縣蓮花鎭	湯原縣
	綏稜税捐局	同	綏稜縣城	綏稜縣
	黑河税捐局	同	璦琿縣黑河鎭	璦琿縣
	嫩江税捐局	同	嫩江縣城	嫩江縣
	景星税捐局	同	景星縣城	景星縣龍江縣の一部，雅魯縣の一部
	龍鎭税捐局	同	龍鎭縣城	龍鎭縣克山縣の一部，通化縣之一部
	茂興税捐局	同	肇州縣茂興站	肇州縣の一部
	通化税捐局	同	通北縣城	通北船の一部
	綏濱税捐局	同	綏濱縣城	綏濱縣
	布西税捐局	同	布西設治局	布西設治局
	克東税捐局	同	克東設治局	克東設治局
	甘南税捐局	同	甘南設治局	甘南設治局の一部
	寧年站税捐局	同	富裕設治局寧年站	富裕設治局の一部
	室韋縣兼税捐局	同	室韋縣城	室韋縣
	臚濱縣兼税捐局	同	臚濱縣城	臚濱縣
	奇乾縣兼税捐局	同	奇乾縣城	奇乾縣
	呼瑪縣兼税捐局	同	呼瑪縣城	呼瑪縣
	鷗浦縣兼税捐局	同	鷗浦縣城	鷗浦縣
	漠河縣兼税捐局	同	漠河縣城	漠河縣
	奇克縣兼税捐局	同	奇克縣城	奇克縣
	遜北縣兼税捐局	同	遜北縣城	遜北縣
	烏雲縣兼税捐局	同	烏雲縣城	烏雲縣
	佛山縣兼税捐局	同	佛山縣城	佛山縣
	索倫設治局兼税捐局	同	索倫設治局	索倫設治局
	遜河設治局兼税捐局	同	遜河設治局	遜河設治局
	富裕設治局兼税捐局	同	富裕設治局	富裕設治局
	東興設治局兼税捐局	同	東興設治局	東興設治局
	鳳山設治局兼税捐局	同	鳳城設治局	鳳山設治局
熱河税務監督署	承德税捐局	熱河省	承德縣城	承德縣
	赤峰税捐局	同	赤峰縣城	赤峰縣
	朝陽税捐局	同	朝陽縣城	朝陽縣
	圍場税捐局	同	圍場縣城	圍場縣
	平泉税捐局	同	平泉縣城	平泉縣
	凌源税捐局	同	凌源縣城	凌源縣
	經棚税捐局	同	經棚縣城	經棚縣
	開魯税捐局	同	開魯縣城	開魯縣
	豐寧税捐局	同	豐寧縣城	豐寧縣
	建平税捐局	同	建平縣城	建平縣
	綏東税捐局	同	綏東縣城	綏東縣
	阜新税捐局	同	阜新縣城	阜新縣
	灤平税捐局	同	灤平縣城	灤平縣
	林西税捐局	同	林西縣城	林西縣
	隆化税捐局	同	隆化縣城	隆化縣
	林東税捐局	同	林東設治局	林東設治局
	魯北設治局兼税捐局	同	魯北設治局	魯北設治局
	天山設治局兼税捐局	同	天山設治局	天山設治局

税務監督署 税務監督署は財政部の管理に屬し內國税に關する事務を監督する。各税務監督署を通じて署長，副署長，事務官，技正，屬官，技士の職員を置く。

税務監督署分科 税務監督署に總務，經理，徵榷第1，徵榷第2，監察の科を置き，總務科は機密，職員の進退賞罰及身分，署長印副署長印署印其の他官印の管守，税捐局の一般監督，文書の接受發送編纂及保存，統計及報告，公報掲載，飜譯及通譯，宿直，

他科に屬する事務中特に重要なる事項，他科の主管に屬せざる事項に掌り，經理科は歳入概算及決算，歳出豫算及決算，會計，金錢及物品の出納保管，圖書及印刷物，印花類の出納保管及賣捌，票照類の調製出納及保管，有價證券の保管，建築物の維持及保存，廳內取締，傭人の諸項を掌り，徵榷第1科は第1類税の賦課徵收及減免，第1類税の訴願，第1類税の犯則處分，諸税外諸收入を掌り，徵榷第2科は第2類税の賦課徵收及減免，第2類税の訴願，第2類税の犯則處分，交付金及拂戾金，課税物件の試驗分析及鑑定を掌り，監察科は税務事務の機密監督，課税物件の祕密調査，税務官吏の指導，內國税制度の調査を掌る。

（大同元年7月2日税務監督分科）

税務監督署名稱及位置及管轄區域表

名稱	位置	管轄區域
奉天税務監督署	奉天市	奉天市，西安縣，遼陽縣，鐵嶺縣，錦　縣，懷德縣，蓋平縣，新民縣，通化縣，臨江縣，鳳城縣，黑山縣，鎭東縣，彰武縣，撫松縣，遼源縣，西豐縣，營口縣，法庫縣，錦西縣，昌圖縣，復　縣，遼中縣，桓仁縣，莊河縣，綏中縣，洮南縣，安廣縣，康平縣，長白縣，雙山縣，安東縣，海龍縣，瀋陽縣，開原縣，義　縣，洮南縣，海城縣，東豐縣，岫巖縣，輿城縣，金川縣，開通縣，盤山縣，安圖縣，通遼縣，寬甸縣，柳河縣，撫順縣，淸原縣，北鎭縣，突泉縣，梨樹縣，輯安縣，新賓縣，本溪縣，洮安縣，瞻楡縣，臺安縣
吉林税務監督署	吉林省城	永吉縣，長春縣，扶餘縣，德惠縣，楡樹縣，農安縣，延壽縣，寧安縣，雙陽縣，磐石縣，五常縣，伊通縣，舒蘭縣，延吉縣，樺甸縣，東寧縣，敦化縣，長嶺縣，穆稜縣，琿春縣，密山縣，和龍縣，汪淸縣，額穆縣，濛江縣，虎林縣，濱淸縣，同江縣，饒河縣，撫遠縣，乾安縣，賓　縣，珠河縣，葦河縣，富錦縣，樺川縣，依蘭縣，方正縣，勃利縣
濱江税務監督署	哈爾濱特別市	哈爾濱，濱江縣，阿城縣，雙城縣，呼蘭縣，蘭西縣，巴東縣
龍江税務監督署	龍江省城	拜泉縣，龍江縣，克山縣，安達縣，訥河縣，林甸縣，明水縣，靑崗縣，泰來縣，呼倫縣，大賚縣，肇原縣，璦琿縣，嫩江縣，景星縣，龍鎭縣，肇州縣，通化縣，依安縣，室韋縣，臚濱縣，奇乾縣，呼瑪縣，鷗浦縣，讓河縣，奇克縣，綏化縣，望奎縣，海倫縣，巴彥縣，木蘭縣，慶城縣，通河縣，湯原縣，綏稜縣，綏濱縣，龍北縣，烏雲縣，佛山縣，克東設治局，甘南設治局，布西設治局，索倫設治局，遜河設治局，富裕設治局，鐵驪設治局，東興設治局，鳳山設治局，泰康設治局，德都設治局
熱河税務監督署	承德省城	承德縣，赤峯縣，朝陽縣，圍場縣，平泉縣，凌源縣，綏棚縣，開魯縣，豐寧縣，建平縣，綏東縣，阜新縣，灤平縣，林西縣，隆化縣，林東設治局，魯北設治局，天山設治局

硝鑛局及火柴公賣局　硝鑛局及火柴公賣局は大同元年7月5日敎令第52號を以て財政部の直轄となつた。

阿片專賣籌備委員會　阿片專賣籌備委員會は財政部總長の監督に屬し，其の諮問に應じて阿片專賣籌備に關する重要事項を調査審議する。本會は會長1人，副會長2人及委員若干人を以て組織する。

（大同元年9月16日敎令第91號）

專賣公署官制　專賣公署は財政部總長の管理に下に於いて阿片の專賣に關する事項を掌る。正副署長各1名之は監督指揮を財政部總長に受け署務を綜理し事務官11名，技正2人，屬官47名，技士9名の監督をなす。而して技正，技士は上官の命により技術方面を擔當し屬官は庶務に從事するものである。

尙ほ財政部總長は當專賣公署の支署或は分署を適當と認めたる場合設置し又公署の事務分科規程を定め得るものである。

（專賣公署官制敎令104號）

（3）租税制度

舊軍閥時代の各省區の租税は區々異同があつて，之を民國19年度の各省區豫算に依つて概觀すれば，全租税收入の約7割5分は間接税であつて，約2割5分が直接税である。今其分類を示せば下の如くである。

間接税（消費税—鹽税，菸酒税，統税，流通税—出產税，銷場税，漁税，木税，牧畜税，契税）

直接税（地租，營業税，鑛業税，漁業税）

租税制度は極めて不完全であつて各税の間に殆んど脈絡を缺いてゐた。加之，民國13年以降，戰費の調達に苦しむや徵收比較的容易なる税種に重課して收入を擧げるに專念した結果，各税の間に甚しき不均衡を

生じた。例へば鹽税は民國13年には1擔2.75元であつたが，民國20年には6.30之となり，又同上の期間に豆税は7割，生產貨税は10割の增税を見てゐる。而して斯の如く間接税を偏重したこと及び各税の脈絡及負擔の均衡を顧みなかつたことは，租税制度として極めて不健全であるのは勿論，民衆の利益を害すること甚しきものがあつた。

滿洲國に於ては事變直後より銳意税制の改革を計つてゐるが，殊に奉天省には見るべきもの多く，極力經費の節約を圖り餘剩財源を以て重税に苦しむ民衆の負擔を輕減する方針を樹て，舊政權時代の租税に對して大約下の如き改變を加へてゐる。（イ）地方財政を匡救し民力を休養する目的を以て省政府の財源は原則として之を間接税に求め，田賦，牧畜税，營業税，菸酒牌照税，船牌捐，剪課の各種直接税及之に附隨する雜收入は之を縣市に委讓する。其委讓税額を民國19年度豫算に依つて計算する時は約6,045,000元である。（ロ）財源の許す範圍內に於て民衆負擔を輕減するため蔓税，木植税，中江税，蒙鹽税，菸酒牌照税及之に附加したる軍費及票照費は之を廢止する。（ハ）同樣の目的を以て出產税，豆税，油粮税，繭絲税は其税率を半減する。

上記に依る奉天省の廢減税額を民國19年度豫算を基礎として算定すれば，廢税額775,000元，減税額5,973,000元，合計6,748,000元である。

吉林省に於ても奉天省に倣つて田賦附加税4割方減税し，戰時附加税及木税の1部を免税した。之を19年度豫算に依つて計算すれば廢税額2,922,000元，減税額608,000元合計3,530,000元である。

黑龍江省に於ては鹽斤食口税を廢止したが，其廢税額は60,000元である。

税制改正の奉天省省税税目表

税目	課税物件	税率	納税義務者	納附次數	徵收機關	民國19年度實收	備考
畝捐提成	田畝	畝捐の1割	地主	每年1回	縣政府	元 436,437	各縣徵收畝捐の1割を省收入として送附せしむ
畝雜自治捐	田畝，物類	各縣不同	小作人 營業者	同 每月1回	同	134,934	
保甲成	田畝	上則5分5厘中則4分5厘下則3分減則2分	小作人	每年1回	同	171	民國18年より廢止す
鑛區税	鑛區	註（1）參照	所有者	同	實業廳	62,000	
鑛產税	鑛產物	從價100分の5.5	鑛產者	每月1回	税捐局	163,641	本溪湖石炭1噸につき庫平銀1錢3分7厘5毛鐵1噸につき1錢1分
撫順出井煤税	撫順煙臺產石炭	每噸には金5錢	滿鐵	每3月1回	財政廳	495,770	
硝礦税	硝礦類	從價100分の2	硝礦類製造者並に買主	隨時	硝礦局	7,233	直接省收入とならずして硝礦總局收入となる
滿洲鑛山葯出廠税	各種爆薬	從價100分の1.5	製造者	同	税捐局	9,525	
火柴公賣費	燐寸	註（2）參照	公賣處	每月1回	公賣局	202,040	專賣制施行は民國20年5月にして公賣費收入は19年度に於ては5，6月分のみ
菸酒公賣費	菸酒	從價100分の6	製造者	同	税捐局	676,249	
菸税	菸葉，菸絲	從價100分の11	賣主	隨時	同	252,884	
酒税	燒酒，紹酒，元酒，洋酒，葯酒等	同	同	同	同	1,297,039	
酒特税	各種瓶酒	從價100分の20	同	同	同	36,501	
漁業商船保護費	漁戶，漁船，漁網	最低1角最高45元不同	漁戶	每年1回	漁業局	87,652	

稅目	課稅物件	稅率	納稅義務者	納附次數	徴收機關	民國19年度實收	備考
漁業秤用	魚類	從價100分の8	賣主及買主各半	隨時	同	215,629	
魚稅	魚類	從價100分の1.5	賣主	同	稅捐局	12,316	
鹽稅	鹽	100斤に付6元3角	鹽商	同	鹽運使署	23,288,844	稅率は正稅3元附加稅3元特別附加稅3角合せて6元3角19年度稅收は東北政務委員會財政處より振當ての額
出產貨稅	皮張, 棉花, 羊毛等一切土產品	從價100分の1.5	賣主	同	稅捐局		
出產細糧稅	大豆, 小豆, 麥豆, 小麥等一切細糧	從價100分の1	同	同	同	2,296,127	稅制改正により稅率半減さる
出產雜糧稅	包米, 紅粮, 谷子, 小麥等一切雜糧	從價100分の0.5	同	同	同		
豆稅	先豆, 青豆, 黑豆, 莫豆等豆類	從價100分の2.5	同	同	同	4,080,874	同
油糧稅	芝麻, 蘇子, 蔴子等細糧	同	同	同	同	139,965	同
繭絲稅	繭絲	從價100分の2.25	同	同	同	500,911	同
五成肉捐	肉類	各縣稅率不同	同	同	縣政府	123,770	各縣徴收肉捐の5割を省收入として
機製洋式貨物稅	毛織物品	從價100分の5	同	同	稅捐局	3,034	
捲菸統稅	卷煙草		製造者或輸入者	同	同	4,051,125	英米東亞兩煙草會社は每月末納稅の特約を結んでゐる
綿紗統稅	綿絲及綿製品	同(4)同	同	同	同	111,057	本稅收金は民國20年度5月6日分のみ
麥粉統稅	麥粉	每40觔袋につき1角	同	同	同	113,894	同
水泥統稅	セメント	每375磅桶につき5角	同	同	同	16,090	同
契稅	田地房園々稞蠶園等賣買契約	賣契稅從價100分の6典契稅從價100分の4	買主	同	縣政縣	1,391,637	
印花稅				同	財政廳	1,701,475	
報效金			契約者	約定期	同	110,000	
淸賦經費	田畝	每1畝現洋1元2角	地主	隨時	縣政府	13,709	

奉天省稅制を現代財政學者が多く採用してゐる體系に從つて分析すれば下の如くである。

- 1. 省稅
  - 收益稅
    - 礦區稅
    - 水利稅
    - 漁業商船保護費
  - 消費稅
    - 出產稅
    - 魚稅
    - 菸酒稅
    - 酒特稅
    - 捲菸統稅
    - 菸酒公賣費
    - 麥粉統稅
    - 棉紗統稅
    - 水泥統稅
    - 礦產稅
    - 撫順煙臺出井煤稅
    - 滿洲鑛山薬出廠稅
    - 機製洋式貨物稅
    - 漁業秤用
  - 交通稅
    - 印花稅
    - 渡口捐
    - 氷筏捐
  - 取引稅　印花稅
  - 登錄稅
    - 契稅
    - 印花稅
    - 各種註冊費
- 2. 縣稅
  - 收益稅
    - 田賦
    - 田賦附加稅(畝捐及附加經費)
    - 鹕稅
    - 鹕稅附加稅(鹕捐)
    - 營業稅
      - 當稅
      - 牙稅
      - 菸酒牌照稅
      - 縫紉機器稅
      - 營業稅
    - 營業特別稅(商捐,營業捐,店捐等々)
    - 家屋稅(房捐)
  - 消費稅
    - 牲畜稅
    - 商品特別捐(鑛產捐, 棉花捐, 鹽捐等々)
    - 屠宰及印子稅
    - 特別奢侈稅(班捐, 妓捐, 戲捐等々)
  - 交通稅
    - 車捐
    - 船捐
  - 登錄稅　特別註册費

奉天省城(奉天市政公署管轄)に於て現在施行されてゐる營業稅を示せば下記の如くである。

(大同元年11月現在)

稅目	課稅物件	稅率	納付次數	備考
營業稅	第1類營業 第2類營業 第3類營業 第4類營業 第5類營業	營業收入1,000分の6 同 1,000分の4.5 同 1,000分の3 資本金及積立金1,000分の6 營業收入の1,000分の1.5	每月1回	
牙稅	仲買營業	1人につき每年 12元	每年2季に分納	
當稅	質屋營業	大當 120元 小當 60元	每年4季に分納	大當とは資本金8,000元以上のもの 小當とは資本金8,000元以下のもの
煙酒牌照稅	煙酒卸賣營業	每年 100元		
	煙酒小賣營業	甲種 每年 40元 乙種 每年 20元 丙種 每年 5元	每年2季に分納	
斗用捐	雜穀販賣業	賣上額每斗に付 4.5厘	每月1回	
經紀捐	仲買營業	每月1人に付 1元2角	同	
攤床營業捐	露天營業	甲種 每月 4角 乙種 每月 3角 丙種 每月 2角	每月1回	甲種とは資本金40元以上のもの, 乙種とは20元以上のもの, 丙種とは10元以上のもの
戲捐	演藝興行物	入場劵賣上額百分の6	每日1回	戲票附加捐として更に賣上額の100分の6を徵し自治附加捐として1座につき1日奉小洋1分を徵す
雜戲捐	同	每日 1元	同	サーカス團の如きもの
影戲捐	商埠地の各種演藝興行物	入場劵賣上額百分の6	同	他に戲票附加捐及自治附加捐徵收される
班捐	貸座敷營業	1等 4元 2等 2.5元 3等 1.5元 4等 1.0元	每月1回	

奉天市政公署徵收稅目表

稅種	稅目	課稅物件	稅率	納期	備考
收益稅	營業稅	各種營業	前表參照	每月末	
	牙稅	仲買營業	1人につき每年12元	1月及7月	
	當稅	質屋營業	大當 每年 120元 小當 每年 60元	1, 4, 7, 10 月	大當とは資本金8,000元以上 小當とは同8,000元未滿
	煙酒牌照稅	煙酒販賣營業	卸賣 每年 100元 小賣 每年 40—5元	1月及7月	
	斗用捐	雜穀販賣營業	賣上每斗に付4厘5毛	每月末	
	經紀捐	仲買營業	每月1人 1元2角	同	
	攤床營業捐	露天營業	每月 4—2角	同	
	房捐	家屋	每月每間に付3—1角	同	
消費稅	牲畜稅	家畜類	牛馬騾 100分の6 猪羊驢 100分の3	隨時	
	屠宰捐	屠殺家畜	牛2元豚5角羊3角	同	
	屠宰附捐	同	牛1元豚5角羊2角	同	
	猔毛報效金	豚毛	1匹に付 2角	同	
	血料變價	豚血	同 3分	同	
	牛下水衞生捐	牛臟腑	同 2角	同	
	戲捐	演藝興行物	入場劵賣上額の100分の6	每日	
	雜戲捐	同	每日 1元	同	
	影戲捐	商埠地內各種演藝興行物	入場劵賣額の100分の6	同	
	班捐	貸座敷營業	每月 4—1元	每月	
	妓捐	妓女	每月1人に付 4—1元	同	
	優藝捐	男女遊藝人	女伶捐月俸の100の2.5 藝員捐月2元又は1元	每月末	

税種	税目	課税物件	税率	納期	備考
交通税	車捐	車類		毎月末	
登錄税	市內接兌公費	官有借地權の移轉	價格の 1,000 分の10	臨時	
	工業區 接兌公費	官有借地權の移轉	同	同	
	買田房公費	土地家屋の所有權の移轉	同	同	
	薬品註冊費	1件に付 2元	同	同	
	註車捐々率				
	自家用人力車		毎月 5角		
	營業用人力車		同 2角		
	皮箍馬車		同 5角		
	玻璃馬車		同 5角		
	荷馬車		同 3套 9角 同 2套 6角 同 1套 3角		
	自家用自動車		同 4元		
	營業用自動車		同 3元		
	貨物自動車		同 毎噸に付 3元		
	自轉車		同 2角(但し學生用は1元)		

瀋陽縣公署徵收税目表

税種	税目	課税物件	税率	納期	備考
收益税	田賦	田畝	上則地毎畝 1角5分4厘 中則地同 1角1分 下則地同 6分6厘 城則地同 3分3厘	11月1日	
	畝捐	同	上則地毎畝 1角4分6厘 中則地同 1角4分 下則地同 1角3分4厘 城則地同 6分7厘	11月1日	
	園圃捐	菜園	毎畝 1元2角	1月及7月	
	營業税	各種營業	奉天市政公署と同じ	毎月末	
	商捐	同	毎月資本金の1,000分の4	同	
	窰業捐	窑業	煉瓦 100枚に付 2角 瓦 1,000枚に付 1角 盆 100箇に付 5角	1月及7月	
	牙税	仲買營業	奉天市政公署と同じ	1月及7月	
	當税	質屋營業	同	1,4,7,10月	
	煙酒牌照税	煙酒販賣營業	同	1月及7月	
消費税	牲畜税	家畜類	牛, 馬, 騾 100分の6 猫, 羊, 驢 100分の3	臨時	
	屠宰捐	屠殺家畜	牛 2元 豚 5角 羊 3角	同	
	印子税	同	毎匹に付 1角	同	
	妓捐	妓女	毎月1人に付 5角	毎月末	
	班捐	貸座敷營業	毎月 2元	同	
交通税	車牌捐	荷馬車	4套 毎年 8元 3套 同 5元 2套 同 3元 1套 同 1元	臨時	納期は11月1日より翌年10月末日迄臨時
登錄税	婚書捐	婚姻證書	婚書 2枚 2元 印花 2枚 8角	同	
	公證費	土地家屋所有權の移轉	買契 100分の3 典契 100分の1.5	同	

縣市に委讓せる税目表

税目	課税物件	委讓直前の税率	納税義務者	納税次數	改正前の徵收機關	民國19年度實收額	備考
田賦	田畝	上則地毎畝1角5分4厘 中則地毎畝1角1分 下則地毎畝6分6厘 沙城地毎畝3分3厘	所有者	毎年1回	縣政府	元 —	税率は正税附加經費を合せざるもの税收は地丁收入租課收入を合算せるもの
牲畜税	牛,馬,騾,驢,猪,羊	牛, 馬, 騾從價100分の6, 驢, 猪, 羊從價100分3	買主	臨時	税捐局	1,546,673	
		屠宰印子税毎頭1角	所有者	同	同	10,425 1,194,909	
營業税			營業者		同	11,808	
當税	質營業	大當年納 240元 小當年納 140元	同	毎年4回2分納	同	25,349	他に大當帖費20元當帖費10元を5年毎に收納する19年度額合算せるもの營業税創設と共に本税は該税中に包含されたり
牙紀税	仲買營業	牙紀帖税 上則毎張 24元 中則毎張 40元	同	毎年2回2分納	同	12,429	他に各帖費として帖税の1割を毎年1回收納す19年度額は合計金
		牙店帖税 上則毎張 80元 中則毎張 40元	同	同	同	82,431	同上尙營業税創設と共に本税は該税中に包含された
		斗帖税毎張 24元 秤帖税毎張 24元	同	同	同	12,965	
菸酒牌照税	菸酒販賣營業	元乙種小賣年 20元 丙種小賣年 5元	同	毎年2回2分納	同	216,970	
船捐	船舶及船積の糧貨	河防船捐4角乃至1元5角不同	船舶所有者	臨時	同	—	
		糧貨船捐糧毎100斤3分貨毎100斤2分	船積者	同	同	12,709	
繭價	山場	上等毎60畝に付15元 中等毎80畝に付10元 下等毎100畝に付5元	山場取得者	同	縣政府	10.399	
繭税	蠶種	毎把 8角	山場所有者	毎年1回	同	80,275	
車牌捐	車	4套8元, 3套5元, 2套3元, 1套1元	所有者	同	同	887,560	山場取得の時則千地劵取得の時徵收入1把は6,000蠶種

廢止せる税目表

税目	課税物件	廢止直前の税率	納税義務者	納税次數	廢止前の徵收機關	民國19年度收入	備考
蔘税	人參	從價100分の5.5	賣主	臨時	税捐局	元 77,560	
木植税	木材	從價100分の7.26	同	同	同	573,040	
中江税	一切の通過貨物	從價100分の6	同	同	同	9,783	正税從價5分附加税從價1分合計從價6分
蒙鹽税	蒙鹽	毎100斤に付5元	同	同	同	10,053	
菸酒及牌照二成軍費	菸酒及び菸酒販賣業	菸酒及牌照税100元に付2元	賣主及營業主	臨時及年2回分納	同	352,288	
票照費				臨時	税捐局及縣政府	—	

國地税劃分案綱要 大同元年9月13日財政部訓令第76號によつて國地税劃分案綱要を制定し令した。現行税捐はその徵收機關の如何を問はず，從前中央竝省政府の歲入に屬したものは，總てこれを國税とし，其他は地方税として市縣及設治局の收入に歸

せしめることとなつた。奉天省地方税中國税に移管せしめる税目は(イ)田賦，(ロ)營業稅，(ハ)牙當稅，(ニ)菸酒牌照稅，(ホ)牲畜稅，(ヘ)前各項の租稅に附隨する捐費であつて，現行の國稅中地方に委讓すべき稅目は(イ)車捐，(ロ)船捐，(ハ)廟捐，妓捐，戲捐，(ニ)前各項の稅捐に附隨する捐費である。而して上記の移管，移讓は大同元年10月1日を期して行はれたが，因みに現行國稅は下の如くである。國稅，噸稅，鹽稅，田賦，契稅，礦稅，煤稅，營業稅，牙當稅，銷場稅，牲畜稅，漁稅，出產稅，酒稅，菸稅，統稅，印花稅，前各項の租稅に附隨する捐費の18項である。

國地兩稅劃分辦理方法　田賦其他これに附帶して徵收する捐費を除く外國稅となるべき稅捐を徵收する市縣其の他の地方團體は徵收に關する諸帳簿其の他既未決案件を所轄稅捐局に，稅捐局は地方稅となるべき稅捐を地方團體に大同元年9月30日を以て引繼を了し，大同元年10月1日以後收納すべきものは，其の所屬年度の如何を問はず新所管機の收入とした。國稅地方稅の徵收方法及稅率は當分の間從前の例に依つてゐる。(大同元年9月13日財政部訓令76號)

滿洲國阿片制度　滿洲國では國內阿片制度の改善統一前提として暫行阿片收買法を10月1日から11月19日迄50日間實施と決定した。尙來年度からは阿片收穫期前より實施し完全に統一を圖ることになつてゐる。

暫行阿片收買法　大同元年9月16日國務總理の名を以て暫行阿片收買法は制定公布された。その內容を抄記すれば下の如くである。現に阿片を所有し又は所持する者は，本法施行の日より50日以內に縣長，旗長又は市長の指定する場所，若は阿片收買人をして相當價格を以て收買せしめる。この場合提出した阿片は該阿片に關する限り刑法及禁煙法の規定は適用しない。阿片收買人は必要の人員を限つて縣長，旗長又は市長之を特許する。縣長，旗長又は市長は阿片收買人に對し，其の收買阿片1兩に付5分の特許料を徵收することが出來る。阿片收買人に縣長，旗長又は市長の認定する阿片收買見込量1兩に付1角の割合を以て保證金を縣長，旗長又は市長に寄託する。阿片收買人及其の從業員には收買人の證，從業人の證を交付する。從業中はその證票を携帶することを要す。阿片收買人は收買せる阿片を政府に納付する。納付した阿片に對しては補償金を交付する。阿片收買人又は從業人は收買せる阿片を藏匿し私賣し，其他法に違反した時には5年以下の有期徒刑又は5千圓以下の罰金に處する。阿片收買人が本法又は本法に基いて發する命令に違反した時は縣長，旗長又は市長は特許を取消し又は保證金の一部若は全部を沒收することが出來る。

暫行阿片收買法施行規則　財政部に於ては大同元年9月17日財政部令第9號を以て暫行阿片收買法施行規則を制定公布した。その內容を抄記すれば下の如くである。縣長，旗長又は市長暫行阿片收買法第1條の規定によつて阿片の提出場所を指定した時は適當の方法を以て告示する。阿片收買人を特許した時はその住所氏名及保證金額竝に其の保管方法を具し財政部總長に報告することを要する。阿片收買人は每旬收買阿片の數量及價額其の他收買狀況を翌旬5日以內に縣長，旗長に申告することを要する。阿片收買人其の收買阿片を納付せんとするときは相當量を取纒め，住所氏名及阿片の數量を記したる納付書を豫め縣長，旗長又は市長を經て財政部總長に提出し，現品は其の經由公署長の指示する場所にこれを納付することを要する。縣長，旗長又は市長は阿片の蒐集，提出，保管及運送に關して便宜及保護を與へる。特許料は阿片收買人に於て其の收買阿片を納付したる後これを徵收する。

暫行阿片收買手續　大同元年9月17日財政部訓令第80第に依つて暫行阿片收買法施行規則取扱手續を制定し令した。その內容を抄記すれば下の如くである。阿片收買人を特許せんとするときは其の職業，經歷，資產，信用を調査し，身元確實であつて收買能力充分であると認めるものを選定する。收買阿片は財政部總長の指定する場所に送付せしめる。阿片收買人より收買阿片運送のため執照の請求があつたときは，縣長旗長又は市長は其の阿片の數量發送人竝に荷受人の住所姓名及政府の公認阿片であることを記載した煙土運送執照を發給する。保證金は特許の際提出せしめ保管證を交付する。

滿洲國印花稅票法　滿洲國政府では曩に新郵票の制定を行つたが，印紙はこれまで從來の舊政權時代のものを使用しつゝあつた。舊印花稅票は舊各省政府に於いて發行せるものでその種類も多く僞造のものもあつた。財政部に於いては豫て之が改正方研究中であつたが，既往の缺陷を補ひ官民相互の利益を圖り又同時に國庫收入の確保を期するために新に印紙を制定することになり，10月20日新印花稅票を公布した。新票は1分，2分，1角，5角，1元の5種で，外に雙喜印紙4角1種，計6種になつてゐる。

印花稅票引換　印花稅の票引換は稅捐局，稅捐局分局，長綏印花稅處及濱江印花稅處，印花稅を取扱ふ縣公署に於て行ふ。但し每1件の引換額面100圓を超ゆるものは稅務監督署に於て行ふ。因に印花稅の引換をなさんとする者は大同元年12月31日迄に舊印花稅票を提出して新印花稅票の交付を請求することを要する。

變災其他已むを得ざる事故に因つて期限內に引換を受けることの出來なかつた證明のあるものは期間經過後も引換を行ふ。

(大同元年10月28日財政部令第12號)

煙草專賣法　滿洲國政府は煙草專賣法を設定して一大財源となさんとする計畫ありその方法は(イ)煙草の專賣は滿洲國の現狀に照し販賣と管理のみに限る(ロ)民間の各煙草製造工場は專賣法施行と同時に政府の委託工場となす(ハ)政府は各煙草製造工場の製品を全部買收して原價に2割を加へたる價格を以て賣捌人に販賣せしむといふ案で大同2年4月頃實施する計畫である。

(4) 鹽稅の獨立

舊政權下に於ける鹽稅は關稅と趣を等しくして外債の擔保に供せられ，徵稅官吏には外國人官吏が多く任用されてゐた。現在，支那が償還を實行中の鹽稅關係の外債竝にその1932年度支拂額は(イ)英佛借款，元金250,000磅，利子78,750磅，(ロ)湖廣鐵道借款元金150,810磅,利子239,531磅,(ハ)クリスプ借款，元金116,749磅,利子208,508磅であり，其中滿洲國負擔部分は月額約22萬元である。

滿洲國にては，鹽稅獨立の中心となつた奉天財政廳が，支那が鹽稅を擔保として負へる外債は，國際法上から見て分裂國は之を承繼すべき義務はないが，滿洲國に於ては唯友好的，且政策的の立場から上記の滿洲國負擔額は之を承認して何等國際關係に支障を與へず，鹽稅は滿洲國自ら徵收し，外債負擔額だけは南京稽核所に送附すべきことを主張した。これに南京稽核所からは外人ピアーソンを派遣して種々事情を調査するところがあつたが，滿洲國側の所論は理論的に見て極めて妥當であり，且滿洲國側に於ては一步も讓步するの氣色を見せなかつたので，比較的何等の紛擾をも見ず滿洲國側の主張の儘に解決した。

其後滿洲國に於ては着々と國內諸機關の整備と相俟つて，鹽務署官制，吉黑榷運署官制及それに伴ふ諸法令を公布して鹽稅及鹽務行政の整備を計つた。

鹽務署 鹽務署は財政部の管理に屬し鹽稅及鹽務行政に關する事務を掌る。鹽務署は營口に置き，署長，副署長，事務官，屬官，技正の職員を置く，鹽務署の下に場務局及掣驗緝私局を置き。場務局は鹽稅の徵收及產鹽の監督に關する事務を掌り，掣驗緝私局は掣驗及緝私に關する事務を掌る。

（大同元年9月12日教令第84號場務局の名稱及位置は經濟欄水產の項參照）

吉黑榷運署 吉黑榷運署は財政部の管理に屬し吉林省及黑龍江省に於ける鹽の專賣竝に緝私に關する事務を掌る。吉黑榷運署は之を新京に置き，署長，副署長，事務官，屬官の職員を置く。吉黑榷運署の下に採運局，鹽倉，緝私局及緝私隊を置き，採運局は鹽の購買及運送に關する事務を掌り，鹽倉は鹽の販賣及貯藏に關する事務を掌り，緝私局及緝私隊は緝私に關する事務を掌る

（大同元年9月12日教令第35號經濟欄水產の項參照）

（5） 海關の接收

滿洲國政府は建國後直に滿洲を完全に接收し，關稅自主權を確立すべきところ，隱健に本問題を處理せんとし大同元年3月，所期の目的を達するため3月11日非公式に大連を含む全滿海關及其分局は一切之を滿洲國の統轄に歸せしめ，輸入稅率及其徵稅法は當分從前のまゝとし，他面關稅を擔保とする外債の償還に關しては，合理的方法により之を分擔する用意ある事を南京政府に提議した。

然るに南京政府は何等之に應ずることなく，其の各海關を督勵し，關稅收入全部の吸收につとめた。爰に於て滿洲國政府は反省の最後の機會を與ふるため6月9日附を以て，海關制度の維持に對しては最善の努力と極度の忍耐を以て之に臨んで居る事を聲明した。然るに南京政府は滿洲國を認めざる方針の下に滿洲國が如何なる形式の提議をなしても回答の要を認めぬ態度を持した。尤も6月18日の滿洲國の關稅自主聲明に關して，南京政府は20日付を以て，日本は滿洲國を傀儡とし東北の海關，鹽稅に干與し，旣に哈爾濱，安東，營口各海關の上海送金を停止し更に6月7日より大連海關收入の送金をも停止した，斯くの如きは中國海關制度を根本的に破壞するものであり內外債擔保關係に重大なる打擊を與ふるものであると，猛烈なる反對の態度を持した。次で6月22日總稅務司メーズ氏は突如大連海關長の罷免を發表するにいたり俄然爆發を見るにいたつた。而して滿洲國は最後の手段たる全滿洲國版圖內各海關の實行接收に着手し，全部滿洲國政府の手に歸屬せしめて新五色旗を揭揚し，今まで抑留し來つた海關收入はことごとく滿洲國政府に送附せしむる事となつた。其實力接收日は下の通りである。

營口海關	6月26日	滿洲里分關	6月29日
安東海關	6月27日	綏芬河分關	6月28日
三道浪頭分關	7月9日	延吉海關	6月29日
大東溝海關	7月9日	琿春支關	6月29日
濱江海關	7月13日	璦琿海關	6月28日

大連には6月27日滿洲國關稅徵集所の開設となり支那大連海關の機能喪失となつたが，海關接收と異り兩者對立の姿となつたが，元來大連海關設置に關する日支協定は同海關の法律上の地位を定めたもので政治上の實力を保障したものにあらず，從つて滿洲國が其徵稅事務を開始するは政治的地位には重大な影響なれども，法律上には影響なく且日支協定にも違反するものでないと云ふ建前から，關東廳側では默過した。

9月15日午後3時日本が滿洲國を承認すると同時に滿洲國の對中華民國輸出入品竝に船舶に對する關稅制度の改正に關する聲明書をドラモンド國際聯盟事務局長以下諸外國政府及び外交機關と對して謝外交總長の名を以て在滿外國使臣には熙財政部總長孫財政部次長の名を以て通電を發した。滿洲國はその建國當初に於て諸外國との關稅竝に通商航海關係に就ては當分の中從來の如く制度其の儘を踏襲すべき事を中外に聲明し今日までこれを實行して來た然るに滿洲國はその後著々新興國家の名實を整備しつゝあるのみならず日本國に於ても以上の事實を認めてこれを承認するに至つた今日，關稅竝に通商航海關係に於て中華民國を內國と同一に取扱ふことはその儘これを放置する事能はず，玆に於て滿洲國は今回關稅竝に通商航海關係に關し中華民國を嚴然たる外國として取扱ひ從來の變則的關係を改むる事に決定し大同元年9月25日より次の如く實施する事とした（1）滿洲國より海路又は陸路に依り中華民國に仕向くる物品に對しては現行稅率に依り輸出稅を課す（2）中華民國より海路又は陸路に依り滿洲國に輸入する物品に對しては現行稅率により輸入稅を課す（3）噸稅の附加に就ては中華民國に於て發給せられたる噸稅納稅濟證書は滿洲國に於てはその効力を有せない。（4）滿洲國諸港と中華民國諸港間の內水航行權はこれを認めず中華民國に於て發給せられた內水航行免狀は滿洲國に於てはその効力を有しない（5）上記實施の爲め山海關その他必要の地點に稅關を設置し徵稅を開始する。滿洲國はこの變革に依り內外商民に不測の損害を蒙らしむる事を避くるが爲め本聲明の日から相當の猶豫期間を置いてこれを實施することにしたが尙上記實施以前に荷主に於て善意に中華民國港以外の港から積出し中華民國の諸港に於て滿洲國諸港に到著する貨物に就ては本聲明の適用上不當の損害を與へない樣相當の考慮をなす用意あり尙滿洲國は從來踏襲し來つた水災附加稅はこの機會に撤廢する豫定であつたが，偶々ハルピンを中心とする北滿の水害極めて甚大なるものありこれが救恤復興に多額の基金を要する新事態の發生に遭遇した爲め本附加稅は暫くこれを賑災の目的に對して存續する事とした。

滿洲國は本聲明の日より相當の猶豫期間を置き9月25日より實施した。尙從前より踏襲の水災賦課稅は此の機會から撤廢の豫定であつたが，本年度北滿地方の水害救恤復興の爲めの資金に充當する事となつた。

山海關分關は新計畫のもので，營口海關の分關として9月25日より開設し，熱河方面は設置準備中である。

以上9月15日の本聲明により，從來國內產品として扱はれた支那產品は，外國產として輸出入稅を課せられる事となり，9月25日より何れも徵稅實施を受けるに至つた。

一方南京政府も亦，從來技術上實行困難の爲躊躇しつつあつた滿洲國の海關封鎖を決行することとなり9月23日行政院會議に於て之れが決議を行ひ，在滿支那海關吏に對し現在の海關を撤去し執務を續行し得る場所に移動すべき旨を訓令し，24日財政部長宋子文は滿洲海關封鎖に關する正式聲明を行ひ，關稅は支那本土海關で徵集する旨を告げ關係各國及國際聯盟に通告したのである。

外債擔保負擔額 滿洲國政府が滿洲國內に於ける支那海關を接收するに就ては，外債擔保の負擔に付列國の權益を犯すものでない事を强調した。此の數次の聲明による滿洲國側の外債擔保負擔額は，海關問題の解決上重大事項の一であるが，其算定には確固たる基準がないのである。元來支那の外債償還に就ては支那全海關收入額中より各年度外債償還割當額を支拂つており，各海關別若くは地域別によつて其負擔額が割當てられてゐるのでない。具體的に示せば昭和6年度に割當てられて支拂つた外債竝團匪賠款は，露佛借款8,366,700元，英獨借款 9,450,000元，續英獨借款 8,246,000元，團匪賠款18,370,000元，善後借款15,000,000元，合計59,369,000元であるが，この中で滿洲海關が何程の負擔をしたかといふ率は分らない。然し日本政府が海關接收に就て南

京政府との間に調停に當つた際提示したと傳へられる妥協案には，滿洲國の外債擔保負擔額を1千萬海關兩と推定してゐるが，それに對し滿洲國政府は此の割當額を不當としてゐるが，全滿海關總收入を2,500萬海關兩とすれば1,000萬海關兩は其4割に相當したもので，相關的のものと見られてゐる。因に7月5日メーズ總稅務司の發表した聲明書には1927—1931年に至る5年間の海關收入平均額は143,048,541海關兩內滿洲側平均額1,991,017海關兩とし，滿洲側の負擔分は17,418,103海關兩に當るとしてゐる。

海關の機構 從來支那に於ける海關組織及隸屬關係は下の通りである。

- 財政部-關務所
  - 總稅務司-稅務司
    - 副稅務司
      - 事務官
      - 書記
      - 其他
    - 監視部長-監史其他
    - 鑑定部長
      - 監査官
      - 檢査官
  - 海關監督

關員を國籍別とすれば，日，英，米，佛其他23箇國に亘り總數計947名(1931年6月1日現在)に及び，この中日本人199名，英國人442名である。

英國人は總稅務司を始め多數重要の地位を占め，實に英國の一大勢力範圍の觀があるが，英國が支那海關を經營すること80餘年の長日月に及び，此の勢力も當然の事とされてゐる。

日本は北淸事變前後僅に兩3人の事務官を採用せしめたに始まり英國に比して立ち後れの觀があつたが，現時は200名に近く比較的に優勢であるばかりか，チーフセクレタリーとして總稅務司に次ぐ席をも占めて，あなどるべからざる勢力を有つてゐる。海關の貿易に對する重要性は決して其の適用する稅率のみに止まらず，稅率の運用方法，執務の際に於ける海關吏の心理狀態(所謂手加減)が頗る大なる結果を齎すものなることは一般商人のよく知悉せる所である。從來排日運動が各地に熾烈なりしに拘らず海關に關する限り嚴重に中立態度を持しつつありしは，多數邦人官吏の在任に理由する處頗る多いのであつた。

稅關と稅率 1930年度に於ける支那海關統計表によれば稅目は下の如くである。

海關稅
　輸入稅
　輸出稅
　沿岸輸入稅
　內地子口稅
　順稅
常關稅

この稅目中で沿岸輸入稅及內地子口稅は1931年1月1日より常關稅は6月1日より共に廢止され，順稅は專ら燈臺及航路標識等の費用に充當されてゐるので內外債の擔保としての稅關中には包含されてゐない。即ち擔保の債務としては

　輸入稅
　輸出稅

のみとなつてゐる。而して1902年までは，輸出，輸入稅共に1858年天津條約の結果協定されたゼネラルタリフ(5%標準とす)を適用したが1902年改正輸入稅率(5%を標準とす)の協定されし以來舊ゼネラルタリフは輸出稅にのみ適用さるるに至つた。

稅率(1)輸入稅率 輸入稅は1902年協定された以來5%標準のまま1912年，1919年及び1922年の3回に於て改正され，更に1929年2月1日より5分稅にあらざる所謂差等稅率(最低7分5厘より最高2割7分5厘に至る)を制定した。之等は總て銀建(海關兩)であつたが，1930年3月16日より金建(金單位約邦貨金80錢)となし，1931年1月1日より更に稅率を增加し最高5割に達するに至つた(この稅率中には1930年5月16日日支關稅協定中の互惠稅目を含んでゐる。かゝる互惠稅目中には或者は3年間，或者は1年間有效である)而して輸入稅は海關の帳簿に於ては之を舊5分稅の部分と其他の部分とに分けてゐる。又各輸入申告書及び納稅告知書にも欄を別にしてあるから，納稅者に於ても5分稅及び附加稅の部分を知る事が出來る。海關に於て斯の如き區別をする必要は舊5分稅率は

1895年露佛借款(1931年にて終る)
1896年英獨借款(1932年3月にて終る)
1898年續英獨借款(1943年にて終る)
1901年義和團賠償金(1941年にて終る)
以上外債

關稅を擔保とする各種の內債の擔保となり居り5分稅以外の部分は更に各種の內債の擔保となつてゐるからである。

(2) 輸出稅率 輸出稅は1858年以來1931年5月31日に至るまでは外國向け及び沿岸向け共に適用したが1931年6月1日から舊稅率は之を沿岸向けの輸出即ち移出稅に適用し，外國向即ち輸出稅には新に稅率を制定した。この中に舊5分稅に相當する部分は前に輸入稅率下に述べた如く擔保とせる債務の關係上5分稅以外の部分と區別した。但しその方法は輸入稅の場合と異り，各申告書及び納稅告知書には之を區別せず，海關本部に於て之を區別する。而して個々の場合の5分稅と追加額を區別せんとせば全額を7分5厘と看做し2と1との比にて大差はあるまい。尙輸入稅率は銀建である。

(3) 移出稅率 移出稅及び移出附加稅は共に銀建であつて，1858年以來の稅率を適用してゐる。而して附加稅は移出稅の半額にて1929年2月1日から之を徵收してゐる。擔保の目的には移出稅を5分稅の部分と看做し，附加稅は其他の部分に入れる事になつてゐる。(昭和7年8月調)

滿洲國海關收入外債償還率 滿洲國海關收入の外債支拂ひ方法につき滿洲國政府は7月14日外交總長謝介石氏の名で總稅務司および駐支日，英，米，佛，伊公使並に東京の英，米，佛，伊各大使にあて電報で次の如き聲明書を發した。

滿洲國政府は從來中華民國負擔の海關收入を擔保とする外債は飽くまでこれを尊重し，その償還については合理的方法で分擔する用意あることは累次聲明したる通りなるが，こゝに滿洲國政府はその聲明を具體的事實によつて表明し，かつその償還事務の履行を確實容易ならしむるため本年3月28日以後滿洲國が抑留せる海關收入および今後收入すべき海關收入の中より，本年中華民國が償還すべき外債および賠償金の總額を1931年の滿洲全海關收入額と滿洲を除く支那全土の收入額との比により按分して負擔することとし，この原則に從ひ計算したる滿洲國負擔額と1931年における滿洲海關全體收入との比，即ち千分の215現在抑留せる額および今後の收入に乘じて得た金額に下らない額を確實な外國銀行に積立てることとした。從つて滿洲國は關係債權國または總稅務司の要求ある場合はいつでも負擔部分をきめてこれを積立金よりまた積立金で不足する場合は一般歲入より支拂ひに應ずることを宣言する。

上記聲明の實行として滿洲國政府は3月28日以後6月20日までにハルビン，營口，安東，大連の海關に抑留したる2,504,160海關兩中取敢へず54萬海關兩を橫濱正金銀行大連支店へ積立てた。

關稅改正 滿洲國政府の現行輸出入稅率は支那の制度をその儘踏襲し來つたもので，稅率に就いては不合理極まるものがあり，これが改正に就き各關係當業者をはじめ各種團體より種々陳情があつたが，これが根本的改正は滿洲國建國匆々の際にして國際的に重大なる問題であり，一朝一夕に決し得べきものでなく，且又滿洲國の重要財源たる關稅收入に就ても極めて緊密なる關係にあり，早急なる改正の實現は不可能なる事情にあり，從つて支那の制度をその

まま踏襲今日に至つてゐるが，この間滿洲國政府でも考究の結果全般的改正はここ當分考慮することとし，差當り最も不合理と認めた數品種につき審議の結果，先づ蜜柑並に林檎の2品に對し從量稅率より從價稅率に改正，即ち前者從價1割5分，後者從價2割5分に改正し，11月7日滿洲國財政部長より稻本稅關長宛至急報を以て通牒，8日より新稅率により實施することとなり，8日朝この旨告示した。即ち

1. 現行稅則第302番(林檎)の從量率每擔金單位2.60が從價2割5分を超ゆることを稅關に於て認定したる場合に於ては輸入者の申請により從價2割5分に相當する稅額の支拂を以て所定の從量稅に替ふることを得。

2. 現行稅則第345番(橘子)の從量率每擔金單位2.60が從價1割5分を超ゆることを稅關に於て認定したる場合に於ては輸入者の申請により從價の1割5分に相當する稅額の支拂を以て所定の從量稅に替ふることを得。

即ちこれにより從來支那政府が殊更日本產蜜柑を高級品米國產オレンヂと同樣の取扱ひをなし從價稅に換算すれば7，8割の高率に當つてゐたもので，林檎も亦稅率改正當時高級果實視され高率を課せられたが今日に於ては林檎は日常の常食品として一般化しその價格も1貫匁30錢程度に低下して居り，從價に換算すれば10割以上の禁止的稅率となつてゐたもので，當業者方面よりその不合理を指摘し，結局今日の改正となつたものでそれにより內地の蜜柑林檎並に關東州の林檎は非常な好影響をうけ，滿洲國への輸出も過去數年間に於て見ざる盛況を呈するものと豫想される。

(6)　滿洲國彩票

滿洲國財政部に於ては彩票制を取る事に決定し9月1日より施行する事になり，新京に彩票局を置き各地に代賣所を設け，每日發賣1票1圓とし總賣上高の5割を彩金とし抽籤に依り當選者に還附し殘部の1割5分を政府の經費とし3割5分を農村救濟金とすることに決定した。

彩票條例　大同元年9月22日參議府の諮詢を經て彩票條例を制定し，公布せしめられた。その內容を抄記すれば下の如くである。政府は益金を以て災害救濟費に充當し，又は災害救濟基金を造成するため彩票を發行することを得る。彩票を發行せんとするときは財政部總長は其の目的，每回の發行高，發行號數，1號の價格，得彩金發行期日及抽籤の期日，並に場所，其他必要なる事項を定めてこれを公告する。每回の得彩金の總額は彩票發行高の100分の50以上である。彩票1號の價は5圓以下とするが，1號を數條に均等分割することは出來る。彩票の當籤は抽籤を以て定める。抽籤は財政部總長に於て立會人3人以上を指定し，公開して行ひ，當彩番號は公告する。得彩金は當籤彩票と引換に財政部總長の指定した場所で所持人に支拂ふ。但し，1號を數條に分割した場合は其の條數に應じ均分して支拂ふ。得彩金は當籤公告の日より5日を經たる後支拂を開始する。得彩金の請求權は支拂開始の日より起算して6月を經過するに依つて消滅する。彩票で汚染若は毀損に依つて其の眞贋又は回數番號を鑑別し難いものはこれを無效とする。彩票は財政部總長の指定した代賣人をして引受けしめ販賣せしめる。代賣人には引受金額に應じて手數料を交付するが，その手數料は引受金額の100分の7を超えることは出來ない。代賣人は自已の販賣した彩票で當籤したものがあるときは，當該彩票の所持人から得彩金の100分の3以內を報酬として受けることが出來る。行使の目的を以て彩票を僞造又は變造した者は6月以下の有期徒刑若は拘役又は3千圓以下の罰金に處せられる。僞造若は變造の彩票を行使し，又は行使の目的で他人に交付した者も同樣である。(大同元年9月22日)

彩票條令施行細則　大同元年9月26日，財政部令第10號を以て彩票條令施行細則は制定公布された。其內容を抄記すれば下の如くである。彩票には回數番號，發行の目的，發行高，每號の價格，抽籤の期日並場所及得彩金の額並に支拂場所を記載し，天災事變其他已むを得ざる事由に因つて抽籤の期日又は場所を變更する必要を生じたるときは其旨を公告する。彩票代賣人は資產信用確實と認むる者に就て財政部總長これを指定する。指定した代賣人の住所氏名及販賣場所を公告する。代賣人を置く地及代賣人の數は財政部總長これを定めて公告する。變更した場合も同樣である。代賣人の指定を受けやうとする者は彩票代賣人指定申請書に(イ)身元に關する官公署の證明書(ロ)經歷書，(ニ)資產調書，(ホ)每回の彩票引受見込高を記載したる書面，(ヘ)販賣場所の位置を示したる略圖を添附して財政部總長に提出する。代賣人の引受けるべき彩票の數は1人には每回500號を下ることは出來ない。財政部總長は代賣人の每回に於ける彩票引受責任高を決定して之を通知する。引受責任高を變更した時も亦同樣である。代賣人が彩票の販賣を廢止しやうとする時，又は彩票引受責任高を變更せんとする時は遲くとも1月前に財政部總長に願出づることを必要とする。代賣人は每回遲くとも彩票發行期日の3日前に彩票引受高より代賣手數料及得彩金支拂高を控除した金額を滿洲中央銀行に拂込むことを要する。財政部總長は代賣人に就て(イ)彩票の引受高が責任額に達せざるとき，(ロ)所定の期日までに拂込をなさざるとき，(ハ)其他法令に違反し又は財政部總長の命令に違反したるとき，(ニ)不都合の所爲ありたるときは財政部總長は何時にても代賣人の指定を取消すことを得る。財政部總長は代賣人に對して必要なる命令をなすことを得る。得彩金は1號に付3百圓以上の場合は滿洲中央銀行に於て3百圓未滿の場合は當該彩票を販賣した代賣人に於て彩票引換にこれを支拂ふものである。滿洲中央銀行得彩金支拂の請求を受けたる時は當該彩票を販賣した代賣人をして彩票の眞贋を鑑定せしめ其の證明を徵することが出來る。

(7)　建國公債

滿洲國に於ては治安維持機關の改善充實，新道路の建設及び北滿水害の復舊等の緊急必要資金調達のため大同元年10月23日星野財政部總務司長，山成滿洲國中央銀行副總裁を日本に出張せしめ日本政府當局及び銀行團と借款に關する折衝をなさしめたが，同氏等が東京に於て關係各方面と再三會見懇談を遂げた結果，11月7日，日本銀行に於て第1回日滿金融連絡會議開催の結果，(イ)借款名稱は建國公債と稱して今回限りとする。(ロ)目的は治安維持のためとする。(ハ)發行總額は3千萬圓とする。(ニ)引受者は國際シンジケート銀行團とする。(ニ)幹事銀行は日本興業銀行，副幹事銀行は橫濱正金銀行とする。(ヘ)公債は一般に公募する等の條件を以て3千萬圓の借款が成立した。滿洲國政府はこれに關して下の如き聲明書を發表した。

今般滿洲國政府に於ては治安維持の改善，一部の新道路建設及び北滿水災の復舊等の資金に充當するため6千萬圓の借款を起すことに決定したが右借款は比較的少額のみならず急を要する事情に鑑みこれを日本市場に於て公募することとなり11月7日東京において該借款契約の交涉を開始せり，滿洲國政府は將來資金借入れの要ある場合にはいやしくも有利なる條件にて提供せられる限り日本市場のみならず世界各國の市場において右募集

を行ふ意嚮なり，將又滿洲國政府は今回借款に對し應募資本家の募集につき日本銀行團との間に圓滿に談合纏る場合には右應募を歡迎する次第なり。

此聲明は外交總長の名をもつて日，英，米，伊，佛の外相に當て聲明書の通牒を發した。

尙ほ滿洲國借款協議會は11月10日午後3時より日本高橋藏相官邸で開催された。高橋藏相および內田外相出席，高橋藏相より滿洲國公債は國家的重要さを持つことであるから是非滿洲國の希望に應じてやつて貰ひたい，なほ同國債はわが公債に準じて取扱ふものであると挨拶あり，ついで內田外相から滿洲國が提供される擔保權確保については外務當局で十分援助するから安心してやつて貰ひたい旨の挨拶があつてシンヂケート團側は別室において協議の結果下の條件により融資することを承諾する旨を言明し12日に至つて調印を了した。

（イ） 名　稱　滿洲國建國公債
（ロ） 發行總額　3千萬圓
（ハ） 利　率　年5分
（ニ） 期　限　2箇年据置後5箇年間に分割抽籤償還
（ホ） 發行價格　96圓50錢（最終利廻り5分7厘弱）
（ヘ） 擔　保　專賣益金をもつて優先的に償還す
（ト） 元利支拂場所　日本興業銀行本店
（チ） 賣出時期　12月初旬
（リ） 第1回證據金　5圓
（ヌ） 拂込時期　昭和8年1月
（ル） 手 數 料　1圓

同公債はその擔保となつてゐる阿片および鹽の專賣益金によつて2箇年の据置期間經過後の第1年度において200萬圓，第2年度において400萬圓，第3年度において600萬圓，第4年度において800萬圓，第5年度において1千萬圓と分割償還することとなつてゐること及びわが公債に準ずるものとしては，短期限のものであるにかゝはらず利廻りがよいことなどの諸點から見て投資物件として好個のものであるとともに建國早々ながら洋々たる前途を擁する滿洲國の建國基礎を固める新公債に對する日本國民の熱誠な好意をそゝがれるものであるからその賣行はすこぶる良好であらうと期待されてゐる。

因に同公債の拂込み期日を明年1月に延期したのは滿洲國の財政上年內に公債拂込み金の全額を必要としないこと，および特に同拂込み金の移動によつて歲末金融を壓迫しないやう考慮したためである。この結果滿洲國が年內において必要とする治安維持費1千萬圓については，シンヂケート團によつて別に約900萬圓の前貸金を行ひこれと建國公債の申込み證據金150萬圓とをもつてこれを償ふこととなつた。

明年1月建國公債の拂込み後シンヂケートから受取るべき3千萬圓の圓資金はこれを全部シンヂケートに分割預金し滿洲國最初の在外正貨制度を設け右預金を見返りにして銀券發行所要資金とするに內定した。現在滿洲國中央銀行は約6割迄が金準備で之に今度の3千萬圓預金を加算するときは準備預金の約8割迄が金準備となり金爲替本位制に到達すべき一段階と觀られる。

發行規定 滿洲國に於ては建國公債の發行規程を大同元年11月19日附國務院令第17號を以て公布したが，その內容は大略下の如くである。

政府は建國公債條例によつて日貨公債3千萬圓を發行する。本公債の元金は大同4年1月10日迄据置き其後5箇年間に，自大同4年4月11日至大同5年1月10日2百萬圓以上，自大同5年1月11日至大同6年1月10日6百萬圓以上，自大同6年1月11日至大同7年1月10日6百萬圓以上，自大同7年1月11日至大同8年1月10日8百萬圓以上

自大同8年1月11日至大同9年1月10日殘額を償還する。本公債の一部償還は抽籤の方法による。又政府は何時にても本公債の買入消却をなすことが出來る。本公債の元金を償還せんとする金額期日其他必要事項を東京市及大阪市に於て發行する新聞紙各2種以上に廣告する。本公債の發行價格は額面金額百圓について96圓50錢とする。本公債の利率は1箇年100分の5である。本公債の利子は每年6月1日及12月1日に於て各前6箇月分を支拂ふ。發行及償還の場合に於て6箇月に滿たざる時は日割を以て計算する。但し，大同2年6月1日に支拂ふべき利子は額面金額100圓に付1圓95錢9厘5毛とする。本公債の證券は無記名利札付とし百圓，5百圓，1千圓，5千圓及1萬圓の5種とする。本公債の元利金の支拂事務は株式會社日本興業銀行本支店に於て之を取扱ふ。本公債の申込期間は大同元年12月1日より3日迄とする。但し，同3日以前と雖もその申込を締切ることはある。本公債の應募者は應募額及住所氏名を記載した應募申込書に應募額100圓に付5圓の證據金を添へ之を取扱銀行に提出する。本公債の應募總額發行額を超過するときは各應募申込に對して適宜募入額を定める。本公債の應募者であつて募入せられたるものは第1回募入決定の際募入額百圓につき5圓，第2回大同元年12月2日募入額百圓につき91圓50錢の區別によつて募入額に對する拂込をなす。但し，第1回拂込は證據金を以て之に充當する。募入外となつた應募者の證據金はその請求に依つて之を還付する。本公債は吉黑榷運署益金及阿片專賣公署益金を以て擔保とし元利金は右益金中より優先に之を支拂ふ。本公債は大同元年11月19日より之を施行する。

（8） 大同元年度豫算編成

滿洲國明年度政府豫算は既に閣議の協贊を經て參議府の諮議を受くるのみとなり，大體は明年度豫算確定せるものと認めて可であらう。財政當局が之に就き發表せる處を摘錄すれば大要下の如くである。

今回滿洲國政府の豫算中，歲入總額113,308,055元であり，其の經常部は97,386,000元，臨時部は15,922,055元である。歲出總額は經常部104,452,088元，臨時部は8,825,967元である。

今回の豫算編成に就き政府の根本方針は國家が現在當面せる最緊急事にのみ充當せしむべく目下焦眉の急に在る全國の治安維持の爲めと，財政編成の圓融を圖る爲夫々自體に要する豫算のみを主とせるもので其他の豫算申請額に就いては大約4千萬元の大削減を敢行し新規要求は殆ど之を認めず大英斷を實行したものである。

何れにせよ今回の豫算は短期日の間に查定編成を了したるを以て相當無理があるのみならず，且つ極度の財政緊縮を圖れる結果之れ又無理を生ずる虞あるを以て之が補充の爲巨額の準備金を用意せる處に一特長がある。次に軍閥時代に於ける豫算は軍事費として總豫算の8割3分を充當せるにも拘らず，滿洲の軍事豫算は僅かに2割9分たるに過ぎない，從つて行政方面の施設，政策に巨額の費用が振り當てられたこととなる。

仍て滿洲國の國是を實踐するの第一歩を財政政策に於て啓示したものである。

滿洲國の豫算を編成するに當つて，其の當路者をして希望を抱かしめ，從つて滿洲國の將來に對する明るき運命を與ふるものは，國內治安の暫定により，將來滿洲國の財源たる者甚だ夥しく，滿洲國の財政は前途洋々たるもので，必ずしも悲觀すべきものではない。之れを日本の財源，稅源の梗塞された現狀と比較するときは雲泥の差ありと云ふべきである。

滿洲國大同元年度歲入豫算書（經常部及臨時部）

款	項	金額
		圓
（經常部）		
租稅		85,489,000
	關稅	40,460,000
	噸稅	430,000
	鹽稅	16,814,000
	田賦	2,955,000
	出產稅	6,213,000
	營業稅	3,694,000
	牲畜稅	960,000
	屠宰稅	50,000
	契稅	1,445,000
	菸酒稅	2,069,000
	統稅	7,172,000
	印花稅	1,954,000
	礦稅	116,000
	煤稅	349,000
	雜稅	697,000
官業及官產收入		9,631,000
	吉黑権運署利益金	4,362,000
	鴉片專賣利益金	5,000,000
	硝礦局利益金	50,000
	官有物租金	219,000
雜收入		2,377,000
	司法收入	811,000
	認可費及手續費	38,000
	利息收入	1,000,000
	報酬金	50,000
	雜入	478,000
合計		97,386,000
（臨時部）		
官有物賣出價款		155,000
	地基賣出價款	150,000
	物品賣出價款	5,000
雜收入		1,372,000
	水災賑濟彩票收入	900,000
	警察費分擔金	298,000
	雜入	174,000
中東鐵道利益金分擔款		2,104,000
	中東鐵道利益金分擔款	2,104,000
公債金		12,291,055
	補足歲入借款	12,001,055
	改修道路借款	290,000
合計		15,922,055
歲入總計		113,308,056

大同元年度歲出豫算書（經常部及臨時部）

（執政府及總務廳所管）

款	項	金額
		圓
執政府費		1,150,000
	執政府費	1,150,000
執政府總計		1,150,000
（經常費）		
總務廳		980,117
	俸給	331,730
	事務費	640,887
	機密費	7,500
參議府		197,669
	俸給	162,385
	事務費	35,284
立法院		256,322
	俸給	115,823
	事務費	140,499
監察院		362,506
	俸給	220,286
	事務費	142,220
法制局		189,098
	俸給	113,985
	事務費	75,113
國都建設局		259,975
	俸給	141,495
	事務費	118,480
大同學院		213,446
	俸給	17,950
	事務費	195,496
省公署費		12,000,000
	省公署費	12,000,000
國庫補助及捐助		5,196,100
	補助費	4,438,600
	捐助費	757,500
各項支出		3,009,464
	各項支出	70,464
	支付	1,026,000
	借入款項利息	1,613,000
國庫準備金		15,000,000
	第1準備金	5,000,000
	第2準備金	10,000,000
合計（經常部）		37,664,697
（臨時部）		
營繕費		2,500,000
	各官衙建築費	760,000
	官舍建築費	840,000
	修繕費	900,000
道路改修費		290,000
	道路改修費	290,000
救恤費		1,787,600
	水災救恤費	887,600
	窮民救恤費	900,000
慰問費		45,506
	北滿出征慰問費	30,000
	戰死者慰問費	15,506
委員會費		48,231
	積欠善後委員會費	19,125
	逆產處理委員會費	29,106
臨時國外出差各費		103,530
	訪日各費	73,530
	訪歐美各費	30,000
需品資金國庫負擔費		100,000
	需品資金特別會計淥入金	100,000
慶祝承認國家各費		87,000
	慶祝承認國家各費	87,000
大同學院支出金		20,000
	大同學院支出金	20,000
資政局整理費		51,650
	資政局整理費	51,650
合計（臨時部）		5,033,517
總務廳所管總計		42,698,214

（外交部所管）

款	項	金額
（經常部）		圓
外交本部		441,029
	俸給	168,888
	事務費	161,886
	傭外國人諸給	79,655
	機密費	30,600
在外公館		142,120
	俸給	70,459
	事務費	71,661
北滿特派員辦公處費		80,843
	俸給	31,951
	事務費	48,892
各項支出款		2,900
	各項支出項	2,900
合計		666,892
外交部所管總計		666,892

（民政部所管）

款	項	金額
（經常部）		圓
民政本部		1,042,130
	俸給	556,745
	事務費	480,159
	機密費	5,190
警務費		2,200,962
	俸給	1,309,454
	事務費	362,809
	治安費	153,699
	機密費	375,000
首都警察費		800,000
	首都警察費	800,000
土地局費		101,083
	俸給	62,183
	事務費	38,900
各項支出款		24,000
	各項支出費	24,000
合計		4,168,175
（臨時費）		
傳染病豫防費		116,200
	傳染病豫防費	116,200
合計		116,200
民政部所管總計		4,284,375

（興安總署所管）

款	項	金額
（經常部）		圓
興安總署費		314,183
	俸給	191,192
	事務費	121,491
	機密費	1,500
分省公署費		693,247
	俸給	283,610
	事務費	232,942
	自衞費	176,695
各項支出款		4,600
	各項支出款	4,600
合計		1,012,030
興安總署所管總計		1,012,030

（軍政部所管）

款	項	金額
（經常部）		圓
軍政本部		1,320,000
	俸給	432,000

款	項	金額
	事務費	888,000
陸軍費		28,080,000
	薪俸餉乾	21,240,000
	辦公費	840,000
	軍需費	6,000,000
海軍費		600,000
	薪俸	393,600
	艦辦公費	206,400
合計		30,000,000
(臨時部)		
部隊改編及討伐費		1,800,000
	部隊改編及討伐費	1,800,000
部隊充備費		800,000
	部隊充備費	800,000
糧秣廠整理費		400,000
	糧秣廠整理費	400,000
合計		3,000,000
軍政部所管總計		33,000,000

(財政部所管)

款	項	金額
		圓
(經常部)		
財政本部		556,365
	俸給	324,682
	事務費	227,933
	機密費	3,750
内國税徴收費		6,955,686
	税務監督署及税捐局費	5,386,987
	鹽務署費	1,206,300
	印花及税票類各費	139,484
	徴税奨勵金	209,415
	機密費	13,500
税關		3,540,000
	俸給	1,613,996
	事務費	987,114
	緝私費	101,695
	税關監督費	—
	徴税奨勵金	118,324
	各項支出及貼補費	698,871
	機密費	20,000
借入債還外債基金		13,386,192
	借入關税擔保償還外債基金	11,050,419
	借入鹽税擔保償還外債基金	2,335,773
各項支出款		20,000
	各項支出款	20,000
合計		24,458,243
(臨時部)		
水災賑濟彩票費		562,400
	水災賑濟彩票費	562,400
關東州警察協會捐助金		100,000
	關東州警察協會捐助金	100,000
合計		662,400
財政部所管總計		25,120,643

(實業部及交通部所管)

款	項	金額
		圓
(經常部)		
實業本部		430,289
	俸給	221,063
	事務費	208,476
	機密費	750
各項支出款		4,300
	各項支出款	4,300
合計		434,589
實業部所管總計		434,589
交通部所管(經常部)		
交通本部		482,525
	俸給	303,441
	事務費	178,734
	機密費	750
郵務國庫負擔金		660,000
	郵務特別會計滚入金	660,000
補助費		400,000
	航空輸送補助費	400,000
各項支出款		4,900
	各項支出款	4,900
合計		1,547,825
(臨時部)		
郵務接收費		10,848
	郵務接收費	10,848
法規編纂費		3,002
	海事港灣法規編纂費	3,002
合計		13,850
交通部所管總計		1,561,675

(司法部及文教部所管)

款	項	金額
		圓
(經常部)		
司法本部		387,092
	俸給	190,951
	事務費	194,641
	機密費	1,500

款	項	金額
法務費		1,228,869
	俸給	891,612
	事務費	337,257
檢察費		839,107
	俸給	555,571
	事務費	283,536
刑務費		641,058
	俸給	125,256
	事務費	198,849
	收容費	316,953
各項支出款		12,000
	各項支出款	12,000
合計		3,108,126
司法部所管總計		3,108,126
文教部所管(經常部)		
文教本部		627,811
	俸給	174,135
	事務費	92,926
	機密費	750
各項支出款		3,700
	各項支出款	3,700
合計		271,511
文教部所管總計		271,511

(二) 日本側の財政

概　況

沿革　關東廳の財政は大藏省の所管に屬する。いま其沿革を徴するに明治39年關東都督府創立當時の會計は之を臨時事件費より支辨し翌40年3月よりは特別會計となり其歳入及一般會計の補充金を以て歳出に充てる事となり同時に外務省の所管となつた。翌41年5月關東州地方令公布され關東州居住民より徴する地方税其他の收入を以て教育，衞生，勸業等地方住民の福利に關係ある費用を支辨せしむる事となつた。後明治43年6月拓殖局が設置せらるるに及んで外務省所管より大藏省に移り大正2年6月拓殖局廢止の結果再び外務省に復し，大正6年7月拓殖局復活のため又更に大藏省所管となり今日に及んでゐる。

現制　關東廳の歳計は明治40年法律第17條を以て關東都督府特別會計法が創設され爾來其歳計は歳入及一般會計の補充金によつて維持され今日尚ほ獨立の域に達してない。かく關東廳の歳計は依然として（1）特別會計と（2）地方費會計とより成つてゐるのである。

（1）特別會計は關東都督府特別會計法によつて制定され之に屬する主なるものは地租，所得税，酒税，煙草税，鹽税，取引所營業税，取引等である。

（2）地方費會計は地方費令に依り其運用方法が定められ關東長官の管理に屬する。專ら地方税及特許料其の他の收入を以て歳入とし，地方費及び地方行政費の支辨に充當せしめてゐる。

租税　關東廳の租税は國費に屬するものと地方費に屬するものとある。前者は地租，鹽税，所得税，取引所營業税，取引税，酒税及煙草税，後者は營業税及雜種税にして何れも民政署長に於て之を賦課徴收してゐる。

いま最近3年間に於ける賦課の成績狀態を徴するに下表の示す如くである。

(單位円)

種目		昭和6年度	昭和5年度	昭和4年度
國費	地租	216,639	216,441	216,682
	鹽税	448,631	398,635	385,156
	所得税	1,661,268	2,604,750	2,507,697
	取引税	80,808	5,444	7,027
	取引所營業税		91,039	121,758
	酒税	407,824	396,265	440,885
	煙草税	660,216	714,950	903,960
	計	3,475,386	1,448,366	4,583,168
地方費	營業税	1,310,991	525,888	1,389,998
	雜種税	658,551	—	653,260
	計	1,969,543	1,974,254	2,043,258

（備考）本税額は當該年度の調定濟額と前年度繰越額にして當該年度中收入し又は缺損處分を爲せる金額とを併算したものである。

特別會計　關東都督府特別會計法に據る租税其他の收入を徴するに該税は毎年經常的に之を收納し得る便はあるが然し又其反面には管下の發展に伴ふ衞生設備の改善，

警察力の充實，教育機關の增置，遞信事業の擴張改善，產業の助成開發，其他の施政上緊急已むを得ざる施設費を要し，其經費を悉く歳入に俟つこと能はず，年々一般會計より經費の補充を受けてゐる。因に最近３年間の歳入歳出は次ぎの如くである。

特別會計歳入歳出決算三年比較表　（其１）（單位円）

年度	歳入 收入	歳入 補充金	歳入 繰入借入公債金	歳入 計	歳出
昭和６年度	15,057,677	3,700,000	5,870,385	**24,628,062**	20,898,536
同５年度	20,699,595	4,000,000	461,545	**25,161,140**	19,870,876
同４年度	22,935,229	4,550,000	458,815	**27,944,044**	22,576,468

特別會計歳入歳出決算三年比較表　（其２）（單位円）

年度	歳入 經常部	歳入 臨時部	歳入 計	歳出 經常部	歳出 臨時部	歳出 計
昭和６年度	14,666,630	9,961,431	**24,628,062**	16,525,110	4,373,425	**20,898,536**
同５年度	15,013,677	10,147,463	**25,161,140**	15,736,714	4,134,161	**19,870,876**
同４年度	16,942,148	11,001,896	**27,944,044**	16,247,872	6,328,596	**22,576,468**

地方費會計　地方費に關する制度は明治40年３月勅令關東州地方費令に則り現在の主要收入種目は地方税，地方費に於て管理する事業及財產の收入並雜收入等にして始政當時は特別會計より補給を受けて來たが大正５年度以降は收入增加の爲補給を中止するに至つた。次に支出は會村事務費，教育費，衛生費，勸業費，營繕土木費，營造物費及び地方費，取扱費等に充てられるものである。

地方會計の目的は，地方收入を以て直接地方住民の安寧福利に關する行政施設費を支辨せむとするものである。

いま最近３年間に於ける地方費會計收入及び支出狀態を一括して示せば次表の如くである。

地方費會計收入支出決算三年比較表　（單位円）

年度	收入 經常部	收入 臨時部	收入 計	支出 經常部	支出 臨時部	支出 計
昭和６年度	4,132,766	3,652,152	**7,784,919**	2,540,042	2,285,598	**4,825,641**
同５年度	4,414,155	4,343,550	**8,757,705**	2,623,664	3,229,530	**5,853,194**
同４年度	4,778,745	4,751,726	**9,530,471**	2,813,965	3,164,813	**5,978,778**

昭和７年度關東廳特別會計豫算

歳入	圓
經常部	13,645,453
租税	2,369,274
官業及官有財產收入	11,276,179
内譯　郵便電信及電話收入	6,298,154
專賣收入	2,692,920
土地家屋貸下料	1,223,740
刑務所收入	50,696
醫院收入	―
印紙收入	451,587
雜收入	559,082
臨時部	9,090,563
官有物拂下代	517,056
補充金	4,000,000
公債金	3,604,425
前年度剩餘金繰入	969,082
歳入合計	22,736,016
歳出	
經常部	**16,373,747**
關東廳	1,395,251
法院及刑務所	479,651
警察費	4,076,618
教育費	1,980,219
勸業費	268,302
專賣局	1,660,604
遞信局	4,822,639
海務局	149,495
醫院	108,897
土地建物借料	137,801
傳染病豫防費	35,254
國債整理基金特別會計繰入	410,633
恩給負擔金	476,314
諸支出金	72,069
豫備金	300,000
臨時部	6,362,269
事業費	1,536,446
補助費	1,435,321
臨時支那語奬勵費	10,276
臨時警備費	226,823
昭和５年國勢調査費	65,347
官有林野整理費	61,178
租税制度調査費	17,250
滿洲事件費	3,004,425
公債端金	5,203
歳出合計	**22,736,016**

昭和７年度地方費收入豫算

	圓
經常部	3,636,484
地方收入	3,636,484
租税	1,386,163
事業及財產收入	2,003,905
雜收入	246,416
臨時部	1,574,394
拂下代	29,914
寄附金	18,964
國庫補助金	1,000,000
前年度剩餘金繰入	525,516
收入合計	**5,210,878**

昭和７年度地方費支出豫算

	圓
經常部	3,029,025
會屯事務費	31,413
教育費	586,130
勸業費	43,604
衛生費	398,740
營造物費	269,946
救濟費	650
消防費	129,390
作業費	1,007,041
土木維持費	293,589
地方費取扱費	110,610
諸支出金	57,912
豫備費	100,000
臨時部	2,181,853
營繕及土木費	753,614
補助費	1,378,678
調査費	45,961
博覧會出品費	4,000
支出合計	**5,210,878**

官有財產　明治38年９月日露講和條約締結せらるるや我が邦は同條約第５條に依り淸國在來の官有地を始め，露國が關東州租借以來鋭意之が經營の爲買收せる土地及其建設建物等一切を繼承し，之に戰役當時沒收に依り官有に歸屬せるものを加へ都督府創設當時既に尨大なる官有土地建物を組成した。其後廳務の擴張充實に伴ひ累年土地建物の買收並建物の築造行はれ更に土地調査の結果，官有土地の區分も明瞭となり廣大なる土地が官有に編入された。

最近に於ける所管財產は土地28，770萬餘坪，家屋258,977坪，船舶69隻にして之が價格は土地12,742萬圓，家屋（工作物を含む）288圓萬，船舶45萬餘圓である。

尙ほ此の外に官有土地建物の貸付中の土地（その中には山林をを含む）及び家屋ありその６年度貸下料126萬圓，又土地建物拂下代37萬圓餘を示してゐる。（６年度末現在）

（三）　自治體の財政

（１）　市の財政

概　況　市には收益を生ずる財產尠く使用料及手數料等其他の收入も僅少なる爲，市經費の大部分は大連，旅順兩市共之を課税に俟たなければならぬ。市税として賦課し得るものは戸別割，關東州地方税附加税及特別税の３種にて戸別割は市歳入中の主位を占めてゐる。

現　制　戸別割は市内に於て一戸を構ふる者一戸を構へざるも獨立の生計を營む者又は營業所を有する法人に對し其資產所得及生計又は營業狀態を斟酌し等差を設けて之を賦課してゐる。

附加税は關東州地方税，雜種税中動產に關する權利取得税に對し其百分の50を附加して隨時之を徴收し，市税特別税は大連市に於ては貸家税，諸車使用税，遊興税，旅順市に於ては出張販賣税を徴收してゐる。

市稅の內容　大連市に於ける市稅の內容を徵するに下の６種に分れ（１）戶別割600,996圓（２）不動產取得稅附加稅20,000圓（３）特別稅貸家稅13,376圓（４）特別稅諸車使用稅25,344圓（５）特別稅遊興稅65,000圓（６）不動產に對する權利取得附加稅500圓以上合計725,216圓を計上してゐる。

次に旅順市の市稅は戶別割73,381圓,特別稅出張販賣稅400圓,合計73,781圓を計上してゐる。（昭和７年度豫算に據る）かく市稅の主なるものが戶別稅であり從つて之が賦課率は直接市民と密接なる關係を有する。

大連市歳入歳出

項		目	昭和５年度決算	昭和６年度決算	昭和７年度豫算
			円	円	円
歳入	經常部	使用料及手數料	178,614	192,198	191,241
		關東廳補助金	40,740	35,900	35,900
		繰越金	56,750	76,598	20,100
		財產賣拂代	405	1,770	1,000
		雜收入	101,703	124,034	102,166
		市稅	765,168	646,192	725,216
		繰入金	7,690	7,011	7,011
		計	**1,151,071**	**1,093,674**	**1,082,634**
	臨時部	繰入金	—	2,058	—
		寄附金	—	700	700
		雜收入	—	8,578	—
		計	—	**11,337**	**700**
	合計		**1,151,071**	**1,105,012**	**1,083,334**
歳出	經常部	神社費	140	160	160
		市役所費	164,580	169,268	179,462
		會議費	17,237	17,194	18,553
		高等女學校費	103,747	101,505	112,115
		實業學校費	34,905	34,073	37,320
		小學校費	102,915	100,075	127,814
		公學堂費	28,936	26,839	33,628
		教育諸費	4,503	4,450	3,850
		衞生費	239,026	218,726	284,470
		社會事業費	17,251	19,280	19,133
		給水費	27,642	26,354	25,903
		救助費	7,666	11,439	12,674
		市場費	18,245	17,318	17,495
		公園費	13,006	13,545	13,317
		屠獸場費	21,443	20,141	21,072
		火葬場及墓地費	8,801	8,644	9,337
		街燈費	19,295	23,054	26,920
		公設廁管理費	3,957	3,116	4,644
		雜支出	31,944	23,180	21,800
		豫備費	—	—	10,000
		繰替金	—	20,000	20,000
		計	**865,248**	**858,371**	**999,667**
	臨時部	營業費	15,733	22,813	16,214
		公債費	70,853	46,183	10,083
		補助費	32,535	32,330	34,350
		調査費	—	5,774	9,984
		公園改良費	2,420	5,160	—
		繰替金	6,999	—	6,650
		一時恩給	—	—	5,167
		訴訟費	450	—	—
		[illegible]	—	2,583	1,219
		計	**128,990**	**114,845**	**83,667**
	合計		**994,239**	**973,217**	**1,083,334**

大連市特別會計歳入出決算

（昭和６年度）

種別	歳入 項目	歳入 金額	歳出 項目	歳出 金額
		円		円
基本財產	財產收入	5,714	基本財產造成費	5,391
	寄附金	—		
	計	**5,714**	計	**5,391**
恩賜基本財產	財產より生ずる收入	569	基本財產造成費	599
	寄附金	30		
	計	**599**	計	**599**
市營住宅經營	家賃收入	130,045	修繕費	18,948
	繰越金	151,128	雜費	16,455
	雜收入	4,554	公債費	192,447
			繰替金	7,011
	計	**285,727**	計	**234,862**
質舖	質舖收入	162,307	質舖費	127,491
	計	**162,307**	計	**127,491**

大連市特別會計歳入出豫算

（昭和７年度）

種別	歳入 項目	歳入 金額	歳出 項目	歳出 金額
		円		円
基本財產	財產より生ずる收入	6,908	基本財產造成費	12,274
	寄附金	200		
	繰入金	5,166		
	計	**12,274**	計	**12,274**
恩賜基本財產	財產より生ずる收入	708	表彰費	45
	寄附金	200	基本財產造成費	863
	計	**908**	計	**908**
市營住宅	家賃收入	145,851	修繕費	16,776
	繰越金	60,000	雜費	16,461
	雜收入	4,750	公債費	93,548
			繰替費	7,011
			豫備費	6,805
	計	**210,601**	計	**140,601**
質舖	質舖收入	196,126	質舖費	196,126
	計	**196,126**	計	**196,126**
吏員退職死亡給與金	繰入金	20,000	退職給與金	21,195
	繰越金	1,000		
	雜收入	195		
	計	**21,195**	計	**21,195**

（備考）本表は円以下を切捨てた。

旅順市歳入歳出

項		目	昭和年５度決算	昭和６年度決算	昭和７年度豫算
			円	円	円
	經常部	市稅	63,095	57,947	73,381
		使用料及手數料	15,008	11,770	12,383
		雜收入	23,201	22,028	21,383
		財產より生ずる收入	43	22	70
		繰越金	8,497	7,712	500
		計	**109.847**	**99,479**	**108,041**

項	目	昭和５年度決算	昭和６年度決算	昭和７年度豫算
		円	円	円
歳入 臨時部	使用料	—	—	—
	補助金	2,500	—	—
	物件賣却代金	671	509	364
	寄附金	—	—	—
	前年度繰越金	4,000	—	—
	雜收入	300	—	—
	市債	19,000	509	—
	計	36,471	509	364
合計		148,318	99,989	108,405
歳出 經常費	市役所費	24,769	22,027	24,181
	會議費	1,780	969	1,080
	小學校費	13,553	12,947	13,138
	公學堂費	5,792	5,463	5,479
	教育諸費	99	98	100
	衛生費	23,250	23,579	23,355
	屠獸場費	4,086	3,694	4,001
	火葬場費	1,386	1,384	1,533
	給水費	1,628	1,449	1,813
	救助費	35	38	100
	社會事業費	—	—	810
	財產費	1,514	1,122	1,286
	報時費	41	7	60
	雜支出	6,272	8,777	4,185
	豫備費	—	3,500	5,000
	公金取扱費	—	—	500
	計	84,212	81,553	86,621
歳出 臨時部	營繕費	6,601	1,590	3,500
	傳染病豫防費	3,727	2,886	3,605
	下水材料製作費	377	—	—
	車體調製費	—	—	—
	公債費	40,049	5,914	5,915
	補助費	200	3,550	400
	調查費	117	200	—
	宣傳費	979	499	500
	自動車購入費	—	—	2,500
	記念植樹維持費	139	292	350
	基本財產造成費	—	—	—
	積立金	—	1,000	1,000
	旅順神社造營費寄附金	—	1,000	2,200
	選擧費	—	—	1,200
	計	54,393	16,932	21,784
合計		138,605	98,485	108,405

（2） 會屯の財政

會には收益を生ずる財產尠く且使用料及手數料其他の收入も亦極めて僅小であるので會經費の大部分は之を會税の賦課に俟つてゐる。

而して會税として賦課すべき種目は戸別割及反別割及特別税の３種である。

（1） 戸別割は會内に１戸を構ふ者，1戸を構へざるも獨立の生計を營む者，及び營業所又は事務所を有する法人又は組合に對し，等差を設けて之を賦課してゐる。

（2） 反別割は耕地，山林及葦地に對し各地目毎に均一の課率を以てし民有地にあつては其所有者又は質權者に，官有貸下地にあつては其借地人に之を賦課してゐる。課率は１畝に付き21錢以內と規定し，特別の事情あるものは認可を得て，制限外の賦課または特別税を設けてゐる。

（3） 特別税は營業割及び雜種割の２種に分れ，其の標準及び課率は地方により等差がある。次に各會の歳入出を表示する。

關東州各會歳入歳出決算

昭和６年度 （單位円）

科目		旅順民政署管内	大連民政署管内	金州民政署管内	普蘭店民政署管内	貔子窩民政署管内	計
歳入 經常部	財產より生ずる收入	4,466	8,241	17,176	19,289	15,121	64,293
	使用料及手數料	12,996	6,712	26,026	13,926	21,629	81,289
	受附金	590	278	446	392	392	2,098
	補助金	30,242	13,575	16,694	34,831	23,169	118,511
	寄附金	1,456	1,090	2,086	—	1,425	6,057
	繰入金	—	—	10,649	—	—	10,649
	繰越金	27,158	13,758	12,103	43,350	75,205	171,572
	財產賣拂代	270	—	484	—	—	754
	雜收入	5,597	12,506	7,004	6,327	18,398	49,832
	會税	143,486	107,125	180,685	291,849	244,300	967,445
	夫役	302	152	—	42	14	510
	經常部計	226,565	163,437	273,352	410,005	399,652	1,473,012
	前年度に比し增減	(—) 5,485	(+) 1,646	(+) 8,321	(—)14,148	(+)65,677	(+)56,310
歳入 臨時部	繰入金	—	1,492	—	—	—	1,492
	臨時部計	—	1,492	—	—	—	1,492
	前年度に比し增減	—	(+) 1,492	—	—	—	1,492
	歳入合計	226,565	164,930	273,352	410,005	299,652	1,474,504
	前年度に比し增減	(—) 5,485	(+) 3,138	(+) 8,321	(—)14,148	(+)65,977	(+)54,818
歳出 經常部	會事務所費	52,396	41,347	58,925	88,034	90,565	331,268
	協議會費	669	400	956	1,480	1,537	5,041
	土木費	1,487	3,986	4,293	4,607	4,194	18,567
	普通學堂費	81,710	66,980	60,054	108,753	90,589	408,085
	夜學書房費	—	—	204	—	—	204
	圖書館費	—	—	704	—	—	704
	給水費	—	792	1,619	—	—	2,410
	學事諸費	452	395	—	—	—	847
	途上撒水費	405	—	—	—	—	404
	傳染病豫防費	423	230	1,416	46	112	2,227
	汚物掃除費	—	2,816	461	1,788	624	5,687
	屠獸場費	566	69	3,399	1,732	2,873	8,638
	市場費	222	—	1,588	—	729	2,539
	勸業費	2,676	1,389	1,393	4,456	3,341	13,256
	簡易屠場費	—	—	—	248	—	248
	苗圃費	14,606	—	2,796	10,413	3,913	31,728
	警備費	4,792	6,536	13,311	26,136	35,550	86,325
	共同墓地費	—	354	—	—	—	354
	救助費	44	247	107	49	60	506
	地方改良費	566	512	908	5,356	888	8,230
	基本財產造成費	5,986	4,456	17,173	15,515	19,058	62,186
	財產費	2,159	1,307	—	7,146	8,055	18,668
	諸税及負擔	—	2,264	2,254	1,953	14,260	20,731
	地方農園費	4,797	—	—	—	—	4,796
	雜支出	10	462	34	—	—	506
	經常部計	173,966	134,542	171,595	277,712	276,348	1,034,163
	前年に比し增減	(+) 5,899	(+) 5,870	(+)11,358	(+)10,648	(+)60,255	(+)94,002
歳出 臨時部	會事務所營繕費	—	—	361	1,150	7,004	8,514

科目	旅順民政署管內	大連民政署管內	金州民政署管內	普蘭店民政署管內	貔子窩民政署管內	計
土木費	4,038	1,316	5,363	708	—	11,425
普通學堂經費	10,786	2,418	14,127	4,906	3,832	36,068
屠獸場經費	—	—	191	—	242	433
苗圃經費	1,092	—	—	1,193	—	2,285
畜舍經費	—	—	—	—	180	180
積立金	300	2,953	12,760	20,159	9,000	45,172
財産買入費	1,265	—	—	—	341	1,605
貸家營繕費	—	—	—	924	1,401	2,325
寄附金	—	—	16,456	—	—	16,455
補助金	15,744	8,093	12,464	21,922	13,625	71,848
基本財産戻入金	—	—	3,410	5,271	—	8,681
揭示場設置費	—	—	48	—	—	48
基本財産造成費	—	—	75	—	—	75
積立金戻入金	—	672	1,850	—	2,120	4,642
市場營繕費	—	—	—	—	200	200
電話費	—	—	—	158	—	157
警備費	300	—	—	—	—	300
汚物掃除費	—	467	—	—	—	466
雜支出	—	—	2,739	200	—	2,939
臨時部計	**33,575**	**15,919**	**69,845**	**56,591**	**37,945**	**213,825**
前年に比し增減	(−) 871	(+) 2,921	(+) 2,484	(−)33,899	(−) 4,432	(−)33,796
歳出合計	**207,491**	**150,460**	**241,440**	**334,302**	**314,293**	**1,247,988**
前年に比し增減	(+) 4,998	(+) 8,791	(+)13,843	(−)23,250	(+)55,823	(+)60,205

（備考） 各民政署管內數字は円以下四捨五入せるを以て合計に於て符合せざるものあり。

(3) 滿鐵附屬地歳計

滿鐵は政府命令書第5及6條に依つて沿線附屬地に對し土木，教育，衞生等の設備をなし，同時に居住者に對し公費の分賦並に手數料を課して之が支出に充當してゐる，而して尚不足額の生ずる時は滿鐵會社に於て補給することとなつてゐる。

年度	歳入出額
	円
昭和4年度	4,717,407
同 5年度	3,409,224
同 6年度	3,174,390

最近3箇年間に於ける歳入歳出を示せば下の如くである。

	費目	昭和4年	昭和5年	昭和6年
		円	円	円
歳入	課金	1,000,787	928,307	854,098
歳入	手數料	241,112	240,825	231,441
歳入	其他	140,195	142,400	133,513
歳入	會社補給金	3,335,313	3,097,692	1,955,338
歳入	計	**4,717,407**	**3,409,224**	**3,174,390**
歳出	事務費	67,097	63,697	60,760
歳出	土木費	582,191	489,200	437,956
歳出	教育費	1,549,939	1,618,599	1,583,581
歳出	衞生費	511,572	531,748	403,126
歳出	警備費	219,243	199,186	183,453
歳出	公園費	198,274	189,273	173,346
歳出	其他	1,589,091	317,521	332,168
歳出	計	**4,717,407**	**3,409,224**	**3,174,390**

（備考） 本表は円以下四捨五入せるため合計と符號せざるものがある。

(四) 税率

(1) 關東州税率

概況 關東州內の現行税率は下の如く國税に屬するものと地方税に屬するものとある。前者は地租，鹽税，所得税，取引所營業税，取引税，酒税，及煙草税にして，後者は營業税及雜種税である。何れも民政署長に於て之を賦課し之を徴收する。

（昭和6年4月現在）

國税 1.地租 田畑の業主に對して毎年田畑地積1畝(我約180坪)に付き金20錢の割合を以て賦課してゐる。而して毎年11月之を徴收することになつてゐる。

2.鹽税 關東州に於て製造せる鹽に就ては鹽を製造場より移出する時移出高1石(我約2石5斗)に對し金60錢を賦課し，州外より輸入する鹽(日本製鹽を除く)には1石に對し金1圓50錢の割合にて移出又は輸入の都度製造者又は輸入者より之を徴收する。

3.所得税 所得税は(1)關東州に本店又は主たる事務所を有する法人の所得(2)所得税施行地朝鮮，臺灣又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして州內に資産又は營業を有するときは，其資産又は營業より生ずる所得に付き之を賦課し，所得を法人の(イ)普通所得(ロ)超過所得(ハ)清算所得に區分し下の税率を適用して之を定む。

(イ) 法人の普通所得 所得金に對する 100分の5

(ロ) 法人の超過所得

資本金額100分の	10を超ゆるもの	100分の4
	20を超ゆるもの	100分の10
	30を超ゆるもの	100分の20

(ハ) 法人の清算所得

所得金額に對する 100分の5

4.取引所税 取引所營業税は株式會社組織の取引所に對してのみ賦課せらる。

本税の税率は賣買手數料收入金額の100分の15とし各月の手數料收入金額を翌月10日までに申告せしめ月末までに所定の税金を納入せしむるのである。

取引税の税率は次ぎに示す如くである。

第1種	地方債證券社債券		
	定期取引の賣買各約定金高		萬分の1.5
第2種	有價證券	同	萬分の3
第3種	商品	同	萬分の2
第4種	錢鈔	同 州內	10萬分の1
		同 州外	10萬分の5

5.酒税 關東州酒税令によれば酒類を釀造酒，蒸餾酒，再製酒の三種類に分けてゐる。いま釀造酒に就て見るに支那酒たる黄酒，淸酒，濁酒は1石に付き金3圓。麥酒同金6圓。葡萄酒同金16圓前記以外の釀造酒同金12圓。酒精以外の蒸餾酒(イ)原容量百分中純酒精の容量35以下のもの1石に付き5圓，純酒精の容量35を超ゆるものは原容量100分中純酒精の容量35以下のものに課する金額に原容量百分中純酒精の容量35を超ゆる1箇毎に40錢を加へた金額を以てし，酒精は1石に付き原容量百分中純酒精の容量1箇毎に40錢，再製酒の中白酒味淋1石に付き12圓，前記以外の再製酒1石に付き原容量百分中純酒精容量1箇毎に金40錢，但し1石に付き金16圓に滿たざるときは16圓を徴收する規定である。

6.煙草税 (1)製造煙草(口付紙卷煙草及刻煙草)小賣定價100分の25，其他の製造煙草同100分の30，(2)葉煙草同(屑煙草を含む)は小賣價格の100分の25である。

地方税 關東州地方税は其の種類を營業税，雜種税の2種に限定してゐる。いま現行の種目を示せば次表の如くである。

(A) 營業税

種目	賦課標準			税率
物品販賣業	賣上金額	卸賣	甲	千分の0.7
			乙	千分の1.7
		小賣	甲	千分の2.4
			乙	千分の3.5

種目	賦課標準				税率
銀行業	資本金額				千分の2.4
保險業，無盡業	資本金額				千分の3
金錢貸付業	收入金額				千分の36
物品貸付業（動植物其の他普通に物品と稱せざるものの貸付業を含む）	收入金額				千分の28
製造業	賣上金額	特殊	卸賣	甲	千分の0.9
				乙	千分の1.2
			小賣		千分の1.9
		其他	卸賣	甲	千分の 2
				乙	千分の2.6
			小賣		千分の4.4
運送業	收入金額				千分の5.5
運送取扱業	報償金額				千分の18
鐵道業（電氣軌道業を含む）	收入金額				千分の13
倉庫業	收入金額				千分の10
請負業	請負金額	土木，建築			千分の2.8
		其の他			千分の3.3
印刷業，出版業	收入金額				千分の 4
寫眞業	收入金額				千分の11
貸席業，料理店業，貸座敷業	收入金額				千分の11
旅人宿業（下宿業を含む）	收入金額				千分の 8
飲食店業	收入金額				千分の 8
周旋業，問屋業，代理業，兩替業，仲立業，信託業，代書業	報償金額				千分の20
取引所信託業	收入金額				千分の180
洗濯業，湯屋業	收入金額				千分の 6
理髪業（美容及び髪結業を含む）	收入金額				千分の12
遊技事業	收入金額				千分の12
藝妓置屋業	收入金額				千分の 9

（B） 雜種税

（物件に關するもの）

種類			課税標準		税率	
貸家			賃貸價格	年税		千分の20
乘用馬車	西洋形	自用	1輛	年税	金	20圓
		營業用			金	15圓
	支那形		1輛	年税	金	11圓

種類				課税標準			税率	
車	荷車	牛車，馬車	2輪車		1輛	年税	金	8圓
			4輪車				金	11圓
		手輓車			1輛	年税	金	2圓
	人力車	自用			1輛	年税	金	7圓
		營業用					金	5圓40錢
	自轉車				1輛	年税	金	4圓50錢
	自動自轉車	2輪車					金	12圓
		3輪車（電氣自動車を含む）			1輛	年税	金	20圓
	自動車	乘用	乘車定員5人乘以下	自用	1輛	年税	金	80圓
				營業用			金	56圓
			乘車定員5人を超ゆるものは1人を增す毎に金2圓を增す					
		貨物用（牽引車を含む）	貨物積載量1噸以下		1輛	年税	金	56圓
			貨物積載量5噸を超ゆるものは半噸を增す毎に金10圓を增す					
		其の他			1輛	年税	金	59圓
汽船（發動機船を含む）				登簿噸數5噸迄		年税	金	2圓
			登簿噸數5噸を超ゆるものは1噸又は1噸未滿の端數を增す毎に金25錢を增す					
帆船				積石數50石		年税	金	2圓
			積石數50石を超ゆるものは10石又は10石未滿の端數を增す毎に金25錢を增す					
小船（總噸數5噸未滿又は積石數50石未滿の帆船及端艇其の他櫓櫂を以て運轉する船）				長さ3間迄		年税	金	1圓
			長さ3間を超ゆるものは1間又は1間未滿の端數を增す毎に金20錢を增す					

（特定行爲に關するもの）

種類						
藝妓	1等地	大連市（2等地乃至4等地を除く）	1人	月税	金	7圓
	2等地	大連市惠比須町及逢坂町	1人	月税	金	6圓
	3等地	大連市小崗子	1人	月税	金	5圓
	4等地	大連市沙河口及旅順市	1人	月税	金	4圓
	5等地	其の他	1人	月税	金	3圓
	小藝妓は1等地は金3圓，他は各等地共半額とす					
遊藝師匠	1等	月收入100圓以上	1人	月税	金	2圓
	2等		1人	月税	金	1圓50錢
遊藝稼人（映畫說明者を含む）	1等	月收入100圓以上	1人	月税	金	1圓60錢
	2等		1人	月税	金	1圓20錢
幇間			1人	月税	金	2圓
俳優			1人	月税	金	2圓

種類			課税標準		税率
酌婦	1等地	大連市逢坂町及小崗子	1人	月税	金2圓50錢
	2等地	1等地を除く大連市及旅順市	1人	月税	金2圓
	3等地	其の他 日本人	1人	月税	金1圓50錢
		其の他 外國人			金1圓20錢
娼妓	1等地	大連市小崗子	1人	月税	金2圓30錢
	2等地	1等地を除く大連市及旅順市	1人	月税	金1圓70錢
興行			收入金額	日税	1000分の25
屠畜	大牛	(體量70貫以上)	1頭		金2圓
	中牛	(體量30貫以上)	1頭		金1圓
	小牛	(體量30貫未滿)	1頭		金50錢
	馬，騾		1頭		金70錢
	驢		1頭		金40錢
	羊，山羊		1頭		金30錢
	豚		1頭		金60錢
不動產取得			取得價格		1000分の8

(C) 土地增加税

種目	賦課標準	税率
1. 自然增加額が原價格の100分の50未滿なるとき	1. 土地所有權の有償移轉ありたる場合	100分の15
	1. 15年間土地所有權の有償移轉なき場合	100分の10
2. 同上100分の50以上100分の100未滿なるとき	1. 同	100分の20
	2. 同	100分の15
3. 同上100分の100以上100分の150未滿なるとき	1. 同	100分の25
	2. 同	100分の20
4. 同上100分の150以上のとき	1. 同	100分の30
	2. 同	100分の25

(2) 滿鐵附屬地課金

戶數割賦課率

等級	點數	等級	點數	等級	點數	等級	點數
特	4,730	8	1,280	16	384	24	96
1	4,150	9	1,085	17	334	25	75
2	3,600	10	900	18	286	26	63
3	3,080	11	793	19	242	27	52
4	2,590	12	700	20	200	28	42
5	2,130	13	608	21	171	29	33
6	1,700	14	520	22	144	30	25
7	1,485	15	438	23	119	—	—

(備考) 賦課標準額 22,000 円を超ゆるものに對しては超過金額2,000円每に500點を加算す。

(3) 滿鐵附屬地課金

滿鐵附屬地に於ては鐵道附屬地居住者規約に基き土木，敎育，衞生等の施設に要する諸費を分擔せしめる爲公費區を設け手數料，諸口收入，補給金の外公費として課金をする。

課金の種類

戶數割，雜種割の2種とする。

戶數割は區域內居住者の資力を斟酌して之を下の如く賦課する。

科目	等級	種別課 1人に付月額
藝妓	1	3円
同	2	2円
同	3	1.50円
舞妓	1	1円
同	2	70錢
同	3	50錢
酌婦	1	1.50円
同	2	1円
同	3	70錢
滿洲國婦人俳優	1	2円
同	2	1.50円
同	3	1円
同	4	70錢
同	5	50錢

科目			種別課
乘用馬車	1臺に付	自用(年額)	24円
		營業用(月額)	120錢
荷車	同		1円
轎車	同		1円
人力車	同	自用(年額)	12円
		營業用(月額)	70錢
手曳荷車	1臺に付	(年額)	3,60円
乘用自動車	同	自用(同)	60円
		營業用(月額)	3円
		乘合用(同)	4円
貨物自動車	同	(同)	4円
自轉車		(年額)	3,60円
自動自轉車	同	(同)	7,20円
糧豆(先物取引)	大豆，小麥，高粱，粟，大麻子其他雜穀	賣買納定高1車に對し	金2錢
	豆粕 同	1000枚に對し	金2錢
	豆油 同	100函に對し	金2錢
錢鈔(先物取引)	吉林省官帖建		
	金票	賣買約定高1千円に對し	金4厘
	銀票	同	金4厘
	小洋銀	同 1千元に對し	金4厘
	小洋銀建		
	金票	賣買約定高1千円に對し	金4厘
	銀票	同	金4厘
	吉林官帖	同 1千吊に對し	金1厘
	小洋票建		
	金票	同 1千円に對し	金4厘
	鈔票	同	金4厘
	金建		
	銀票	賣買約定高1千円に對し	金4厘
出張販賣	日額	賣上金額100分の1	
行商	月額	甲金1円　乙金50錢	
演劇興行	日額	收入金額の100分の3但し納額金10錢に滿たざるときは金10錢とす	
屠畜	牛	1頭に付	金50錢
	其他	(1年未滿の犢を含む)1頭に付	金20錢
遊興	藝舞妓	花代の	5分
	酌婦	同	3分
	中國婦人俳優	同	3分
貸家		賃貸價格の	2分

戶數割は賦課等級を特等及1等より30等に分ち各公費區の狀況に應じ點數を定め年4期に之れを徵收するものであつて，昭和7年度豫算現在總戶數1戶平均負擔年額は金9.73圓である。

而して公費區は大連，瓦房店，松樹，熊岳城，蓋平，大石橋，營口，海城，鞍山，遼陽，蘇家屯，奉天，鐵嶺，開原，昌圖，雙廟子，四平街，郭家店，公主嶺，范家屯新京，撫順，本溪湖，橋頭，連山關，鷄冠山，安東，鄭家屯，吉林，哈爾濱の30箇所の外に中間區13箇所合計43箇所であつて，大連は本社，撫順は炭礦，其の他は各地方事務所に於てこたを管轄する。

第四 經 濟

(一) 通 貨

(1) 滿洲國の通貨

概 說 舊政權下に於ける滿洲の通貨は極めて多種多樣であつた。滿洲國政府は此の意味に於て紊亂其の極にある幣制の改革を計り金融の暢達を期したことは注目に値する。云ふまでもなく滿洲國の建設に伴ひ其の經濟發展を如何に策すべきかは刻下の重大問題である。殊に日滿經濟の相互關係に於て大に考究確立を要する當面の問題である。惟ふに日滿間の經濟關係は其の目標とする處(1)日滿國民全般の經濟的發展(2)非常時に對する國防經濟の確立に重心を置かなければならぬ。然して以上の如き目標と上述の如き日滿關係に於て滿洲の新幣制ははたして如何なる役割を演ずるであらうか。

顧るに滿洲には從來何等統一された貨幣制度が存在しなかつた。各地方別に就て之を見ても統一された幣制のなにものもなかつたのである。實に滿洲に於ける通貨の種類は複雜不統一を極めた。

いま滿洲國政府の新幣制制定以前に於ける流通通貨を綜覽するに各種銅元，奉天票，現大洋票，吉林官帖，吉林大洋票，哈爾濱大洋票，黑龍江官帖，江省大洋票，黑龍江省四儲債券，鎭平銀，過爐銀，大洋錢，小洋錢，私帖，救濟券のほか，鮮銀發行の金票，橫濱正金銀行大連支店發行の銀票滿洲國人稱（鈔票）及び日本補助貨等であるが，便宜上之を系統的に解說的に表示せば其の大樣次ぎの如くである。

- 舊通貨
  - 銅本位
    - 硬貨
      - 制錢(吊)：元來は穴明き銅錢にして，奉天省にては 160 箇，吉，黑兩省にては 500 箇を 1 吊文とす。前の計算方法を東錢，後の計算方法を中錢と謂ふ。制錢は現在流通せず只吊文なる單位が官帖其他商品建値の單位として使用さるるのみである。
      - 銅元(分)：品位 950 位の銅貨，通常銅子兒と稱す。制錢10文及20文に相當する 2 種あり。補助貨として流通し，關東州內では滿洲國人勞働者の生活に必要な小錢である。
    - 軟貨
      - 官帖(吊)：吉，黑兩省に流通す。制錢式に吊文建であるが，當初發行の基礎は銀元であつた。此意味にて寧ろ銀元系紙幣に分類するを可とするかも知れぬ。現在は純然たる不換紙幣である。
      - 銅元票(分)：銅元を基礎とした兌換券である。江省券と，奉省券と兩種あり。銅元の不足を補ふ爲發行されたものである。補助貨として少額取引に用ゐらる。奉省券は奉天票(小洋票)と通稱さる。
  - 銀本位
    - 硬貨
      - 大洋錢(元)：品位900，量目庫平 7 錢2分卽ち6錢4分8厘（373.13136トロイグレイン）を 1 元とす(中華民國々幣條例)。袁世凱銀貨，孫逸仙銀貨其他純分量異る數種あり。普通890 位にして量目も不足するものが多い。
      - 小洋錢(角)：品位820，量目庫平 7 分2厘卽ち純銀5分9厘04絲（33.9964128トロイグレイン）を 1 角とす（中華民國々幣條例）るも鑄造廠により一定せず。廣東省造 2 角錢品質惡し。大洋錢 1 元は通常小洋錢12角に相當する。
      - 銀錠(兩)：馬蹄形の鑄銀で其品位及重量は不定である。營口では品位 992 の營平兩（純銀531.68トロイグレイン）を標準とし，安東では品位 935 の鎭平兩（純銀525.54トロイグレイン）を標準とする。現在銀錠は安東の鎭平銀の外多く流通しない。但し新京地方に寬平銀が多少ある。

    - 軟貨
      - 大洋票(元)：大洋錢を基礎とする銀行券である。哈爾濱大洋票，江省大洋票，奉天の現大洋票及熱河興業銀行票は之である。奉天大洋票は純然たる大洋錢本位の銀行券でなく，小洋票本位の滙兌券(爲替券)である。
      - 小洋票(角)：小洋錢を基礎とする銀行券である。舊奉天小洋票は之に屬する。之の12角は奉天大洋票の 1 元に當る。(現在奉天小洋票と謂ふのは銅元票である）吉林小洋票も此の系統のものであつたが今では官帖と同じである。
      - 過爐銀(兩)：營口の銀爐に於て營平兩銀を基礎に行はれる振替勘定である。銀爐は一種の小切手を發行し之を過爐銀支票といふ。私帖の一種とも見得る。
      - 私帖(角元)：多くは小洋錢を基礎とする個人發行の一覽拂手形である。帖子とも通稱する。極小區域に限り流通す。最近各縣に於て流通券，救濟券等と稱する地方紙幣も發行されつゝあるが之も亦一種の私帖である。或は新語が許されるならば公帖と謂へ得るであらう。大洋單位のものが多い。
- 外國通貨
  - 銀本位
    - 鑄貨
      - 圓銀(圓)：舊日本 1 圓銀貨である。品位 900 純銀量 374.4 トロイグレイン，現在流通しないが時に市場に發見さるゝ。
      - 墨銀(弗)：墨西哥政府鑄造，品位 902 內外，純銀量377.2トロイグレイン內外，現在殆んど流通を見ない。
    - 軟貨
      - 鈔票(圓)：圓銀を基礎とする兌換券，橫濱正金銀行大連支店發行
      - 軍票(圓)：日露戰爭當時發行せるもの，現在鈔票の補助貨の如く極少額が流通してゐる。
  - 金本位
    - 鑄貨
      - 日本補助貨(錢)：日本金貨に對する補助貨にして之に銅貨，白銅貨，銀貨がある。
    - 軟貨
      - 日本銀行券(圓)：純金 2 分（11.574トロイグレイン）を 1 圓とし，之を基礎とする兌換銀行券（現在金輸出禁止し不換)。金票とも謂ふ。
      - 金票(圓)：金又は日本銀行券を基礎とする朝鮮銀行發行兌換券，滿洲國人は老頭兒票と呼んでゐる。
      - 留紙幣(留)：純金11.948トロイグレインを 1 留とし，其の10留を單位とするソウエート紙幣である。知留（チエルウオネツ）と稱し，滿洲內には表面流通禁止されてゐる。

以上の如く滿洲に於ける流通通貨は不統一であるが之を本位制の系統から謂へば金，銀，銅の 3 種である。然し乍ら同じ銀でも銀錠(馬蹄銀)系と銀元(圓銀貨)系があり，更らに銀元系の內にも大洋錢と小洋錢とは別な系統をなしてゐるものもある。次に性質の上から謂へば鑄貨，政府紙幣，銀行券，私帖等であるが國籍から見れば滿洲のものと日支のものとが混淆し紙幣の發行機關だけでも內外 9 銀行に達してゐる。因に之等各種通貨の解說をなせば下の如くである。

奉天票 奉天票とは奉天省內で發行せられ舊奉天政權の威力下に通用した不換紙幣である。其大部分は東三省官銀號の發行にかゝる滙兌券であつて，其の種類は壹圓券五圓券，拾圓券，五拾圓券，壹百圓券の5種である。此の外中國銀行奉天支店の發行せる壹圓券，五圓券，拾圓券，交通銀行奉天支店の發行せる壹圓券，五圓券，拾圓券並に公濟平市錢號發行の銅元票五枚票，拾枚票，貳拾枚票，五拾枚票，壹百枚票の11種がある。(此の內中國，交通兩行の發行せるものは極めて少額である。單位は圓(元)，角，分であつて，銅元百枚票は小洋勘定1元に當り，滙兌券 1 圓は小洋勘定 1 元 2 角に當る。奉天票は關東州を除く奉天省全般に亘り流通するが，相場下落の爲現大洋票の補助貨として滿洲國人間の一般小口取引に使用されてゐる。最近の發行額は總計約10億元と云はれてゐる。

現大洋票 上述奉天票の暴落より一般民衆の厭ふ處となり，從つて貨幣としての機能を漸次失ひ來つたので，之れに代はる兌換券として發行されたのが本券である。

卽ち昭和 4 年 5 月遼寧四行號聯合發行準備庫暫行章程の發布に續き所謂現大洋票が準備庫を通して發行された。發行銀行の主なものは東三省官銀號であつて，聯合に加盟の中國，交通兩行も多少發行したが，邊

業銀行は加盟せるにも拘らず，準備庫を通じて發行せず，自ら別個に現大洋票を發行した。之は明らかに前記章程の精神に反するものであつた。準備庫の準備が現銀7割，保證3割といふ確實なものであつたのと，一部分の兌換及爲替取扱を行つた爲信用を維持した。後東三省官銀號は準備庫を通さず現大洋票を發行し，此の外各銀行發行の所謂天津票も現大洋の一部と看做されてゐる。種類は銀行の多い爲非常に多く，聯合準備庫發行のものは三銀行號共壹圓，五圓拾圓の3種であるが，官銀號の單獨發行にかかるものは壹角，貳角，五角の小額券と壹百圓券もあり，邊業銀行發行のものには壹圓，五圓，拾圓の外に五拾圓，壹百圓のもの及壹角，貳角，五角の5種がある。中國，交通兩行の天津票は壹圓，五圓，拾圓の3種である。現大洋票は奉天省に於て廣く流通し一般に法貨と看做されてゐた。單位は十進にて圓，角，分である。

吉林官帖　吉林官帖は吉林永衡官銀錢號より發行せられた不換紙幣である。券面は壹吊，貳吊，參吊，五吊，拾吊，五拾吊，壹百吊の7種であるが，官帖と銀元の公定相場は最初は銀元1元につき2吊200文であつた（但し現在では500吊以上の相場を示してゐる）。元來吊文とは制錢（穴明き銅錢）に紐を通し500箇1吊1單位とした處から出た名稱である。吉林官帖は吉林省到る處一般通貨として流通するが價値下落の爲大量取引の行はるる哈爾濱，新京等の大都市では哈爾濱大洋票の通貨が流通し來つた。

吉林大洋票(永衡大洋票)　吉林永衡官銀錢號では官帖の外に永衡大洋票及同小洋票を發行してゐる。前者の種類は壹圓，五圓，拾圓の3種，後者は壹角，貳角，五角，壹圓，五圓，拾圓，五拾圓の7種である。前者は主として徵税其他財政收支に用ひられ主に吉林，新京等の都市に見られる。永衡小洋票は其の壹角券が吉林官帖1吊に相當し，官帖と同樣に用ゐられてゐる。

哈爾濱大洋票　哈爾濱大洋票とは東三省官銀號，邊業銀行，中國銀行，交通銀行，黑龍江省官銀號，吉林永衡官銀錢號の6銀行號の哈爾濱支店が各發行する壹圓，五圓拾圓（此の外五分，壹角，貳角，五角の4種がある但し銀行により發行せざるものもある）の大洋錢本位の兌換券であるが，實際は充分の準備金なく一部爲替兌換をする程度のものである。其の流通區域は哈爾濱市內を主とし，東支鐵道沿線一帶の都市に亘り，新京等にも及んで居り，吉，黑官帖の缺陷を一部補ひ來つたものである。

黑龍江官帖　黑龍江官帖は吉林官帖を模倣して發行された制錢本位の不換紙幣である。發行銀行は黑龍江省官銀號（舊廣信公司）である。種類は壹吊，貳吊，參吊，五吊，拾吊，貳拾吊，參拾吊，六拾吊，壹百吊の9種で，黑龍江省一般に流通し一般農民に流通し一般農民に普及してゐる。同省內の穀物買付には此の紙幣に依るを普通とする。

江省大洋票　黑龍江省官銀號では廣信公司時代より官帖の外に大洋票を發行し省內に流通せしめてゐたが之を通稱廣信大洋票（現在江省大洋票）と稱する。同號發行の哈爾濱大洋票と同形式のもので只「哈爾濱」の加印なきものである。省內では多くは徵税其他の財政收支に用ゐられ，江省內の哈大洋としての利用も增加しつゝあつた。額面の種類は壹角，貳角，壹圓，五圓，拾圓の5種である。

黑龍江省四釐債券　黑龍江省官銀號（舊廣信公司）の發行にかゝり，省財政の窮乏を救ふ爲發行された公債が普及して通貨の一部をなしたものである。
之は現在官帖との公定率あり黑龍江官帖の一部として流通しつゝある。額面の種類は壹圓，五圓，拾圓の3種である。

鎭平銀　鎭平銀は安東の鎭平と稱する秤器を以て計算し且つ安東の標準品位に換算して流通せしめる馬蹄銀（銀錠）である。かく安東特有の衡器（鎭平）にて秤られ，且つ安東特有の商慣習に依り計算される地方通貨であるが，由來馬蹄銀の鑄造は普通民營銀爐が自由に之を行ふから，其の品位，重量及形狀が一定しない。從つて流通に際しては一々品位を鑑定し重量を秤る必要がある。即ち馬蹄銀は所謂秤量貨幣である。そこで馬蹄銀の流通する都市に於ては公估局と稱する公認鑑定所があつて，市場で流通すべき馬蹄銀の鑑定證明の刻印をするのである。即ち他の土地から移入され又は新に鑄造された馬蹄銀は先づ公估局にて品位の鑑定，量目の秤量を行ひ，一定の筆跡を以て之を馬蹄銀の表面に墨を以て記入し，時には鑑定の刻印をする。此の墨の記入を寫碼又は改碼，記入された字を碼字と稱し之を見れば流通價格が判ることになつてゐる。然し實際には受渡に際し又一々之を秤量し改碼後銀分切取等の不正なきや或は碼字が僞物でないかを鑑定するのである。

現在安東では馬蹄銀の鑄造をする銀爐がないから，現在安東で流通する馬蹄銀は皆上海，天津，芝罘等の他地から移入されたものである。其の通用1兩の純銀分は525.54トロイグレインである。馬蹄銀1塊の重量は大抵53兩5錢（約500我匁）であるから小口取引には不便である。安東では大豆，豆粕，豆油，柞蠶，木材等の大口取引に此の鎭平銀が使用される。此の場合（1塊53兩5錢內外）以下端數は小銀貨其他の通貨にて換算して受渡するのである。安東にある馬蹄銀の數量は市況により非常に增減するが大體200萬兩內外と看做されてゐる（昭和7年8月260萬兩と稱す）。流通範圍は殆んど安東市內に限られてゐる樣である。

過爐銀　過爐銀とは營口に於ける銀爐が其取引先に對して有する元寶銀單位の貸借に屬する定期勘定であつて通貨と稱するよりも寧ろ銀行事務的のものである。即ち營口に於ける營平兩銀を基礎とせる振替勘定である。由來營口では流通馬蹄銀を營平銀と稱し，其の通用1兩の純銀分を531.68トロイグレインと計算されてゐる。然し馬蹄銀は小口取引に不便であるため取引盛んな營口では多くの商人等は之を銀爐に取扱はしめる爲預金し改鑄を要するものは預金中にこれが改鑄をなさしめ又支拂の爲には銀爐の帳簿上の口座振替により資金の受拂を行はしめる慣習を生じた。此の慣習は當座貸越又は信用過大の風を生むにいたつた。さて爐銀通用上には所謂過爐銀支票と稱する一種の三聯式爲替手形が用ゐられる。（例へば甲が乙に支拂を要する場合に甲は支票を書いて乙に與へ同時に其の一聯は銀爐に之を送る。銀爐では預金の有無を調査し預金あらば之を受付け，無ければ信用の有無，從來の口頭約定の有無により之を受付けるか否かを決する。支票を受けた乙は票を銀爐に送る。銀爐では引合せの上甲の口座より乙の口座に振替を行ふ。此の場合銀爐は甲より當座貸越の契約や保證擔保が無くても其の信用で授信する慣習である）昭和5年營口全市の貸出總額は1千萬兩の巨額に達したと稱せられてゐる。營口では馬蹄銀が全然姿を沒し此の過爐銀は營口の特產及輸入品の大口取引に用ゐられ，上海との爲替取引にも之が專ら用ゐられてゐる。過爐銀の相場が下落し現銀と離れ來つた理由は，初めは銀爐の準備銀が少く現銀の引出に猶豫を乞ふか，若干の加色（打步）を請求したことによるが，更らに銀爐が過大授信を行つた結果と見る事が出來る。現在爐銀は年4回の卯期（3,6,9,12月の決濟）以外は現銀と兌換せず，卯期を繰越す勘定には卯色（利息）を附するのである。而して卯期に於ける現銀決濟は營平兩を以てせず從來は奉天票，現在では現大洋票によつてゐる。斯く營口特有の金融制度として往時に於ける營口の經濟的發達に貢献する處多大であつたが，今や廢滅への運命を辿つてゐる。
明治40年の東盛和の破綻，大正7年の西義順の失墜，同9年の厚發合の倒產，最近に於

ける東記號の內情暴露と厚發合の閉業（昭和7年4月）滿洲事變の結果による張學良の失脚等が其主因である。殊に最近では從來過爐銀建を以て爲された取引も漸次大洋建に變らんとする情勢にある。他面過爐銀廢止の聲も漸く濃厚になりつゝある。因に現存の銀爐は4戸に過ぎない。

（昭和7年9月現在）

大洋錢　大洋錢は圓形壹圓銀貨である（尤も若干の半圓大洋錢もある）。大洋錢の種類は多いが，現在多くは中華民國の國幣條例による國幣卽ち法律上純銀分373.13グレインを壹圓とする銀貨である。袁世凱，孫逸仙等の肖像を有するものが市場に多い。尙墨銀，香港弗，日本舊圓銀の如き外國銀貨や大龍元，北洋銀等の淸國舊銀貨も略同一銀分を有する爲大洋錢（通稱現大洋）と稱せられ同樣に流通する。

大洋錢は滿洲に於て到る處喜んで收受されるが一般には流通しない（大連，四平街，公主嶺の各地に多少流通を見る）多くは銀行商店の準備銀，貯藏用に供せられてゐる。其の流通高竝に貯藏高は推定の方法が無い。只最近5箇年平均年約1千萬海關兩の大洋錢や小洋錢が民國から滿洲に移入されつゝあつたこと及此の內から苦力が隨分澤山民國に持歸り又舊官憲が軍需品代として滿洲外に支拂つてゐたことは事實である。

小洋錢　小洋錢は當初は大洋錢の補助貨の意味で鑄造されたものであるが純銀分が大洋錢より2割方少い爲（1角は33.9964グレイン）相場もそれだけ下落し概して2割方安いのが現狀である。種類は五角，貳角，壹角及五分の4種であるが，貳角，壹角のものが多い。其の鑄造は多く中，南支那に於て行はれるが滿洲では奉天に造幣廠がある（大洋錢も鑄造する）小洋錢は關東州內，安東其他一，二の地に流通する。流通額及貯藏額は大洋錢同樣推定が困難である。

銅　元　銅元とは銅貨である。制錢十文に當る1分錢と，二十文に當る2分錢との2種がある。鑄造所は滿洲では奉天及吉林にあつたが，後者は早く閉鎖された。銅元の滿洲內流通額も殆んど推算の方法が無い。大連，安東等の海港以外では奉天票の跋扈の爲驅逐された形である。其の重量や純分は區々であり相場も騰落が多い。制錢との關係も現在では無い位だから，大洋錢，小洋錢との相場は勿論大きな開きである。

私帖・救濟券・流通券　私帖とは官憲の公認なく，個人商店等が自ら發行する紙幣であつて，多くは極めて地方的に流通する。私帖は度々法令を以て流通を禁止せられたが，矢張り各地に於て之を見る。小洋錢本位のものが多いが必ずしも一定してゐない。額面も雜多である。

昭和6年9月滿洲事變以來地方の金融梗塞の結果各縣に於て救濟券，流通券等の名稱を以て地方紙幣が發行されつゝある。其の額各縣共5萬元，10萬元，20萬元乃至50萬元で平均20萬元と稱せられ，其の整理の前途について疑念を抱くものも少くない。之は多くは地方商務會，縣金融維持會，縣公署等の公共團體の發行にかゝり，流通區域も限られ，現大洋本位のものが多い。中には全然準備なきもの，不正の存するもの等あり地方民を苦しめつゝあるものが少くない。額面は壹角，五角，壹圓，五圓，拾圓等種々あり各縣一定してゐない。紙質は私帖と同樣極めて粗惡で支那紙に木版手刷りのものが多い。

金　票　滿洲に於て金票と稱せられるのは主として朝鮮銀行發行の銀行券及極少數の日本銀行券である。滿洲國人は鮮銀券を老頭兒票とも稱する。其の本位は金であつて，純金11.574グレインを1圓とするのである。朝鮮銀行券の正貨準備は日本銀行券，地金銀を以つてするが，保證準備は國債券其他の確實なる證券又は商業手形を以つてする。保證準備發行額は5千萬圓を最高限度とし，此の制限以上に發行する場合は，上に述べたると同樣の保證準備を要する外に，發行超過額に對し年5分以上の發行稅が政府に納められる。朝鮮銀行券の種類は壹圓，五圓，拾圓，百圓の4種である。日本銀行券は日本より滿洲に來る旅客により多少持來られるが，銀行の手を通ると間もなく市場より引上げられる爲多く流通しない。尙日本の補助貨たる五十錢銀貨，五錢，十錢の穴明白銅貨及一錢銅貨は日常取引端數計算に廣く用ゐられてゐる。通常以上を合せて金票と謂つてゐる。但し金票の滿洲に於ける流通は關東州，滿鐵附屬地及領事館區域，間島地方，哈爾濱等所謂日本人の勢力地帶に限られてゐる。因に昭和6年12月末現在に於ける同行金券發行高は100,909,000圓（內譯正貨準備34,183,000圓，保證準備66,726,000圓）にして發行餘力制限外16,726,000圓を告げた。以上は滿鮮を通じての發行高を示せるものであるが滿洲と朝鮮との流通割合は大體6:4と見て大過ない。

（昭和7年3月調）

鈔　票　鈔票とは橫濱正金銀行大連支店に於て舊日本壹圓銀貨（品位900，重量416グレイン卽ち純銀374.4グレイン）を本位として發行される銀行銀券である。之は明治39年9月勅令第247號に基き發行されるもので種類は壹圓，五圓，拾圓及百圓の4種の外十錢，二十錢の小額券も極めて少額發行されてゐる。此の外日露戰爭當時發行された軍票が未だ市場に多少流通する。流通區域も金票と略同樣であるが，一般普通の取引には金票の如く使用せず，特產物取引等に限り使用され，それも多くは小切手，手形が利用されて鈔票そのものは主として銀行の金庫內に保管せられてゐる。因に同行發行銀券の滿洲に於ける流通高は昭和6年12月末に於て14,373,000圓を告げ例年に比し異常なる增大を來たした。（昭和7年3月調）

（2）通貨の流通高

概　說　滿洲に於ける流通通貨は上述の如く現大洋票を除く他の紙幣は殆んどみな舊政權の濫發により騰落定めなき不換紙幣であつたのである。舊政權時代の各省官銀號は全く軍閥を手先機關にして無制限に不換紙幣を發行し，他面各地市場を獨占して利益を壟斷した外，各種事業をも兼營し完全なる企業會社の觀を呈し，一般經濟界の發達を阻害すること實に甚大なるものがあつた。

滿洲國政府は之等の積弊に鑑み中央銀行を創立し多數の發券銀行を統制し適切なる貨幣制度と確實なる兌換制度の下に通貨の統一を講ずるに至つた。隨つて滿洲に於ける通貨の流通高を徵するに滿洲國新幣制公布前に於ける各種紙幣の流通高は1億6千萬元（現大洋元換算）と云はれてゐる。然し諸種の資料を綜合するに少くとも2億數千萬元に達すと見て大過あるまい。卽ち滿洲側に於て約1億9千萬元（現大洋換算）日本側に於て約6千萬元と推定し得る。

いま參考のため滿洲事變後に於ける舊發行號の帖簿上の紙幣發行高を示せば次表の如くである。

種類	發行銀行號名	調査年月日	發行原幣額
奉天票			
滙兌券	東三省官銀號	昭和 7. 1.28	1,005,722,500元
同	中國銀行奉天支店	同 7. 5.13	1,000,000
同	交通銀行奉天支店	同 7. 5.13	2,000,000
銅元票	公濟平市錢號	同 7. 1.28	60,674,100
現大洋票			
奉天現大洋票	東三省官銀號	同 7.1 .28	32,496,180
同	邊業銀行	同 7. 4.15	7,547,630

種類	發行銀行號名	調査年月日	發行原幣額
天津大洋票	東三省官銀號	昭和 7. 1.28	959,990元
同	邊業銀行	同 7. 4.15	296,640
準備庫券	東三省官銀號行	同 7. 4.30	4,000,000
同	中國銀行奉天支店行	同 7. 5.13	500,000
同	交通銀行奉天支店行	同 7. 5.13	735,000
遼寧現大洋票	中國銀行奉天支店	同 7. 5.13	91,000
哈爾濱大洋票	東三省官銀號	同 7. 4.30	16,022,830
同	邊業銀行	同 7. 4.15	12,221,330
同	交通銀行	同 7. 5.13	9,979,000
同	中國銀行	同 7. 5.13	4,473,080
同	吉林永衡官銀錢號	同 7. 3.31	5,000,000
同	黑龍江省官銀號	同 6.11.19	9,353,370
吉林大洋票	吉林永衡官銀錢號	同 7. 3.31	11,300,000
吉林小洋票	同	同 7. 3.31	12,500,000吊
吉林官帖	同	同 7. 3.31	10,345,000,000吊
江省大洋票	黑龍江省官銀號	同 6.11.19	19,469,800元
黑龍江官帖	同	同 6.11.19	10,745,947,800吊
四釐債券	同	同 6.11.19	39,955,180元

（備考） 南鄕龍音氏調による。上表の内準備庫券は準備庫が昭和7年5月13日東三省官銀號に合併されたので，中國，交通兩行發行の分も爾後同號の發行と看做すべきである。尙右合併と同時に中國銀行は，發行準備庫券50萬元に對し現大洋35萬元，保證準備部分15萬元に對しては回收準備庫券を交付し，又交通銀行は保證準備部分22萬元の中，11萬元は回收準備庫券にて，殘額は現銀にて交付せる由。（遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法參照）

以上の如き紙幣發行額乃至流通額に對し，各發行銀行の有する準備金は，昭和7年3月現在に於て，東三省官銀號保有高3千4百萬元，邊業銀行保有高1千1百萬元，吉林永衡官銀錢號保有高6百萬元，合計現大洋換算額5千1百萬元に達する。

此の外黑龍江省官銀號は約2百萬元の手許現金を有したが，此中には自號發行紙幣を混じ，發行準備と看做し得べき額は問題にならない。然し何れにしても紙幣流通總額1億6千萬元（中，交兩銀行の哈爾濱大洋票を含む）に對し，5千2百萬元程度の準備即ち約3割3分の準備率を有してゐる事は注目すべきである。

滿洲中央銀行が3舊官銀號及邊業銀行を合併した場合以上の發行額と準備額を繼承せる外，曩に滿洲國にて朝鮮銀行の仲介を經て日本の三井，三菱より借款せる金2千萬圓を準備資金として預入るるであらうから少くも銀2千5百萬元の準備增加となり，從つて其の準備率は5割に達するであらうと觀られてゐる。

（3） 滿洲主要通貨の相場

概說 滿洲の通貨は殆んどみな銀系紙幣（但し朝鮮銀行券を除く）であることは既述の如くであるが，之等の通貨は銀塊相場

による變動以外，紙幣濫發信用失墜等による暴落動搖が大であつた。即ち滿洲舊軍閥は己が野望達成に要せし軍費の浪費に端を發する財政窮乏を救濟せんとして官銀號よりの貸上を強要し，又彼等官邊要人達の私財増殖を目的として，所謂官商の特產買占の奸手段を用ゐた。之等は直接間接に紙幣の濫發を誘致し，通貨の信用は全く地を拂つた。一時奉天票の濫發20億元，吉林官帖100億吊，黑龍江官帖120億吊等の噂の立つたのも滿洲幣制の紊亂を如實に物語るものであつた。

以下之等不換紙幣の代表とも目すべき奉天票，吉林官帖，黑龍江官帖を以て鈔票1圓に對する紙幣相場の變動を過去25箇年に亘り下に表示して見る。

年次	奉天票 最高	奉天票 最低	奉天票 平均	吉林官帖 最高	吉林官帖 最低	吉林官帖 平均	黑龍江官帖 最高	黑龍江官帖 最低	黑龍江官帖 平均
	元	元	元	吊	吊	吊	吊	吊	吊
明治 40 年	—	—	—	3.1	2.5	2.8	—	—	—
同 41 年	1.13	1.06	1.10	3-9	2.8	3.4	—	—	—
同 42 年	1.14	1.06	1.09	3.8	3.4	3.6	—	—	—
同 43 年	1.17	1.08	1.13	4.2	3.4	3.9	—	—	—
同 44 年	1.14	1.07	1.10	4.6	3.5	3.8	4.8	4.3	4.6
大正 元 年	1.26	1.08	1.18	6.2	3.7	5.1	7.0	4.6	6.0
同 2 年	1.22	1.15	1.19	11.1	6.0	8.0	12.8	7.7	9.9
同 3 年	1.26	1.17	1.21	18.4	8.0	11.8	19.7	11.2	15.8
同 4 年	1.23	1.17	1.21	15.4	8.6	11.9	18.3	12.5	15.4
同 5 年	1.30	1.15	1.24	22.2	10.6	14.7	22.0	13.2	17.1
同 6 年	1.63	1.16	1.28	20.3	13.4	16.9	43.4	18.2	22.4
同 7 年	1.63	1.28	1.46	33.5	15.2	21.6	48.6	25.3	36.4
同 8 年	1.75	1.54	1.67	65.0	30.0	44.8	92.3	37.7	68.0
同 9 年	1.69	1.33	1.56	83.8	37.8	60.4	70.0	40.8	58.1
同 10 年	1.52	1.35	1.45	111.1	69.4	86.8	73.3	61.7	69.0
同 11 年	1.68	1.38	1.51	187.9	91.1	128.9	111.4	72.9	92.3
同 12 年	1.56	1.42	1.47	177.0	106.3	140.7	135.6	85.8	119.9
同 13 年	2.39	1.49	1.75	240.0	123.5	166.8	243.6	151.0	191.4
同 14 年	2.62	1.89	2.22	208.0	155.4	179.3	234.3	184.8	212.4
昭和 元 年	5.07	2.59	3.68	197.2	144.2	171.4	286.3	240.3	260.8
同 2 年	12.10	5.84	9.15	191.3	153.8	171.3	319.7	267.9	297.5
同 3 年	28.33	19.53	25.06	199.8	158.4	179.8	409.1	317.3	351.9
同 4 年	62.52	27.65	51.05	207.3	174.0	189.1	423.2	373.2	396.9
同 5 年	69.76	59.16	61.87	247.0	187.8	209.3	600.3	414.4	532.3
同 6 年	70.63	60.64	63 57	479.0	256.5	361.6	1,962.0	806.4	1,455.3

（備考） 奉天票及黑龍江官帖相場は毎月の對金票相場平均と鈔票相場平均との採算相場にして其の最高，最低は最高月又は最低月の月平均を示したものである。

滿洲に於ける貨幣平均相場比較表 （昭和6年中）

月別	大連 銀百圓對金平均	大連 銀百圓對小洋錢平均	大連 金百圓對小洋錢平均	奉天 金百圓對奉票平均	奉天 大洋錢百元對奉票平均	奉天 現大洋票百元對金票平均	營口 金百圓對奉票平均	營口 鈔票百圓對奉票平均	營口 現大洋百圓對奉票平均	營口 爐銀53,5兩對奉票平均	營口 金票百圓對爐銀平均	營口 上海（千兩）會水平均
	円	元	元	元	元	円	元	元	元	元	兩	兩
1 月	40.36	111.53	240.64	13,067.61	6,016.21	45.56	13,245.87	6,129.57	6,037.61	1,630.87	434.43	2,786.57
2 月	42.94	118.38	275.95	14,253.13	6,042.25	42.09	14,424.00	6,200.00	6,084.33	1,552.00	497.50	2,964.60
3 月	47.35	119.16	251.95	13,233.75	6,060.50	45.92	13,246.82	6,275.45	6,070.91	1,626.59	436.18	2,831.00
4 月	45.45	118.66	261.11	13,485.00	6,101.52	45.17	13,539.35	6,161.96	6,116.09	1,620.70	447.11	2,831.04
5 月	43.73	115.65	264.30	14,101.00	6,179.80	43.75	1,4135.38	6,195.96	6,185.38	1,617.00	467.81	2,863.00
6 月	43.17	114.37	265.60	14,595.86	6,297.39	43.11	14,663.16	6,377.63	6,349.47	1,619.53	485.26	2,941.84
7 月	45.41	113.89	250.96	14,059.23	6,369.23	45.06	14,017.14	6,408.10	6,350.63	1,617.14	464.17	2,955.90
8 月	43.39	112.10	258.42	14,280.00	6,216.20	43.43	14,291.54	6,214.62	6,205.00	1,579.23	484.18	2,936.88
9 月	45.65	113.48	248.99	14,113.88	6,268.67	44.16	14,120.79	6 339.74	6,228.68	1,578.11	478.74	2,959.94
10 月	48.09	114.33	237.80	14,614.79	6,576.67	45.02	14,722.19	7,102.50	6,563.57	1,504.06	525.34	3,380.00
11 月	53.01	110.05	208.15	11,481.82	6,177.50	53.55	11,633.33	6,174.33	6,206.96	1,192.67	522.13	3,808.50
12 月	57.69	111.30	196.70	10,517.04	6,033.91	58.13	10,522.00	6,013.13	6,054.42	1,198.13	465.12	3,609.69
年	46.85	114.41	246.71	13,483.59	6,194.99	46.25	13,546.80	6,299.42	6,204.42	1,528.00	475.66	3,072.41

月別	安東：鎭平銀百兩對金票平均	安東：鎭平銀百兩對小洋錢平均	安東：金百圓對鎭平銀平均	安東：金百圓對奉票平均	安東：小洋錢百元對金票平均	新京：金票1圓對官帖平均	新京：鈔票1圓對官帖平均
	円	元	兩	元	円	吊	吊
1 月	64.68	155.38	154.61	13,069.39	41.66	573.73	265.31
2 月	59.54	156.05	168.04	14,346.63	38.16	687.15	296.07
3 月	65.27	156.47	153.52	13,338.90	41.68	698.19	330.33
4 月	64.36	161.49	155.37	13,477.13	39.88	797.90	363.02
5 月	62.69	163.66	159.69	14,036.88	38.31	841.16	368.58
6 月	60.58	162.52	165.31	14,667.96	37.27	842.84	369.02
7 月	94.57	162.05	154.99	13,967.85	39.92	784.38	357.67
8 月	61.33	156.25	163.11	14,240.96	39.26	834.42	362.69
9 月	62.73	157.94	160.01	13,910.57	39.79	834.62	369.25
10 月	66.80	161.24	149.89	14,730.12	49.39	840.38	395.83
11 月	74.34	156.47	134.60	11,553.04	47.51	777.03	410.88
12 月	78.97	158.65	129.06	10,546.42	49.86	802.34	450.40
年	65.49	159.01	154.02	13,490.49	41.89	776.18	361.59

月別	新京：現大洋1元對官帖平均	新京：奉票1元對官帖平均	吉林：現大洋1元對官帖平均	吉林：金票1圓對官帖平均	吉林：吉大洋1元對官帖平均	哈爾濱：大洋1元對黑龍江官帖平均	哈爾濱：大洋百元對金票平均
	吊	吊	吊	吊	吊	吊	円
1 月	223.80	3.80	224.46	568.12	195.54	673.24	39.40
2 月	241.25	3.78	242.55	684.75	222.20	873.10	35.20
3 月	266.93	4.77	269.23	696.31	256.02	782.29	38.31
4 月	293.48	4.77	294.18	797.12	280.37	898.93	36.91
5 月	302.34	5.34	302.81	843.20	280.00	1,116.89	36.02
6 月	300.73	4.94	301.50	853.34	280.00	1,394.63	35.40
7 月	288.80	5.02	288.55	782.02	276.93	1,199.84	36.53
8 月	295.67	5.16	295.93	837.65	274.58	1,202.18	35.44
9 月	299.65	5.36	299.18	827.89	274.43	1,195.55	35.54
10 月	279.04	5.57	283.79	819.64	272.96	1,216.24	31.86
11 月	278.58	5.38	280.17	781.57	279.69	1,307.53	36.18
12 月	320.55	6.78	321.17	797.59	311.19	1,367.67	42.32
年	282.57	5.06	283.63	774.10	266.99	1,102.34	36.5

（4） 滿洲國成立と幣制統一

概説 滿洲の幣制が從來如何に復雜であり混亂してゐたか，又滿洲の主要通貨が如何に動搖し暴落し，民衆一般の利益を損じ來つたか，其の經濟發展を如何に阻害し來つたかは想像に餘りあるものがあつた。今や新滿洲國は日本の絕大なる援助の下に輝かしき前途を望みつつ建國成り，經濟建設の基礎として先づ幣制の統一確立が必要となつた。

滿洲事變勃發に伴ふ支那側金融機關の一時的閉鎖は，やがて來るべき滿洲幣制改革への警鐘でもあつた。かくして大同元年（昭和7年）6月11日執政敎令第25號貨幣法の公布を見即日實施さるるにいたつた。いま其の內容を示せば次の如くである。

第1條　貨幣の製造及發行の權は政府に屬し滿洲中央銀行をして之を行はしむ

第2條　純銀の量目23.91瓦を以て價格の單位とし之を圓と稱す

第3條　貨幣の計算は十進とし壹圓の10分の1を角と稱し100分の1を分と稱し千分の1を厘と稱す

第4條　貨幣の種類は次の9種とす

紙　幣　百圓，拾圓，五圓，壹圓，五角

白銅貨幣　壹角，五分

靑銅貨幣　壹分，五厘

第5條　紙幣は其額に制限なく法貨として通用す鑄貨は其の額面の百倍迄法貨として通用す。

第6條　鑄貨の品位量目は次の如し

（1）1角白銅貨幣

總量　3瓦（ニツケル25，參和銅75の割合）

（2）5分白銅貨幣

總量　2瓦（ニツケル25，參和銅75の割合）

（3）1分靑銅貨幣

總量　3.5瓦（銅95，錫4，亞鉛1の割合）

（4）5厘靑銅貨幣

總量　2.5瓦（銅95，錫4，亞鉛1の割合）

第7條　貨幣の樣式並製造，發行，損幣引換及鎖却に關しては敎令を以て之を定む

第8條　著しく汚染磨損又は毀損せる貨幣は其の額面價格を以て無手數料にて滿洲中央銀行に於て之を引換ふ

第9條　鑄貨にして模樣の認識し難きもの又は私に極印を爲し其の他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす

第10條　滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し3割以上に相當する銀塊，金塊，確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要す。

第11條　前條に揭げたる準備額を控除せる殘餘の發行高に對しては公債證書，政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券若は商業手形を保有することを要す

第12條　滿洲中央銀行は紙幣及鑄貨の發行高並準備の增減に關する出納日表及每週平均高表を作製して政府に進達し且每週平均高は之を公告すべし

第13條　政府は滿洲中央銀行の監理官をして特に貨幣の製造及發行を監督せしむ監理官は何時にても貨幣の發行高，未發行高及帳簿を檢査することを得

第14條　從來流通したる鑄貨及紙幣に關しては舊貨幣整理辦法の定むる所に依る

然して上揭貨幣法の內容を徵するに

（1） 貨幣の製造及發行權は政府に屬するが，實行は新たに設置さるべき滿洲中央銀行が之をなし（貨幣法第1條）。尙鑄貨の鑄造も中央銀行が實行する。

（2） 貨幣の本位は銀本位と解すべきである（貨幣法第2條）。純銀の量目23.91瓦を以て價格の單位とし，之を圓といふ。此の量目は現大洋錢の平均含有純銀分である。現大洋錢とは普通中華民國國幣條例により鑄造せる1圓銀貨であるが，其の實際量目は法定量目たる庫平0.72兩，品位900即ち含有銀0.648兩（24.18瓦）に足らず，平均23.91瓦である。

（3） 貨幣の計算は十進法に依り基本單位を圓，其の10分の1が角，100分の1が分，千分の1が厘である。（貨幣法第3條）

（4） 貨幣の種類は紙幣及鑄貨の2種に分つことが出來る。內鑄貨は白銅貨幣，靑銅貨幣の2種に分たれる。從て2項に於て一應銀本位と說明したが銀貨本位で無いこと，即ち銀貨幣の鑄造を行はぬことだけは本項で明かとなる。（貨幣法第4條）

（イ） 紙幣——無制限法貨

紙幣の種類は壹百圓，拾圓，五圓，壹圓，五角の5種があり，法貨として其額に制限なく通用する。（貨幣法第5條）而して當分の間東三省官銀號現大洋票流用樣式によつてゐるが，いま其の滿洲中央銀行紙幣の暫定樣式を示せば次の如くである。

1　東三省官銀號現大洋票の未だ加印せざる一圓券，五圓券及十圓券の表面東三省官銀號の文字の下方に赤色にて「滿洲中央銀行」の文字を加印し，風景の下端に赤色を以て「依據大同元年滿洲國貨幣法發行」の文字を加印し民國何年印の文字は赤線2條を以て抹消す。

2　各券表面の加印の場所の一方には「滿洲中央銀行之印」一方には「總裁之印」を加印す。

3 各券裏面英文銀行名の上方に「The Central Bank of Manchuria」の文字、署名の場所の一方には總裁榮厚の署名，一方には副總裁山成喬六の署名を何れも黑色を以て表はす（大同元年7月1日）

（ロ） 鑄貨（補助貨）──制限法貨

鑄貨の種類は一角及五角の白銅貨，一分及五厘の青銅貨の4種である。鑄貨は夫々其の額面の百倍迄法貨として通用する（貨幣法第5條）。即ち紙幣が貨幣の主體であり，鑄貨は補助貨に過ぎない。鑄貨の品位，量目は次の如くである。（貨幣法第6條）

一角白銅貨	總量3瓦（ニツケル25，參和銅75の割合）
五分白銅貨	總量2瓦（ニツケル25，參和銅75の割合）
一分青銅貨	總量3.5瓦（銅95，錫4，亞鉛1の割合）
五厘青銅貨	總量2.5瓦（銅95，錫4，亞鉛1の割合）

（5） 貨幣の様式　貨幣の様式竝に製造，發行，損幣引換及銷却に關しては教令第46號（7月2日公布參照のこと）。

（6） 紙幣發行準備　滿洲中央銀行は紙幣發行高に對し3割に相當する銀塊，金塊，確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有することを要し（貨幣法第10條），此の準備額を控除した殘餘の發行高に對しては，公債證書，政府の發行又は保證せる手形，其他確實なる證券若くは商業手形を保有するを要する。（貨幣法第11條）

茲に注意すべきは此の準備額で，通常引換準備と稱せらるるが茲では特に引換の字を除いてあるのは，一般に引換を行はず，單に發行準備として保有するものなることを示すものの如くである。尙鑄貨に對しては準備を必要としない譯である

（7） 紙幣の兌換　紙幣の兌換に就ては貨幣法には何等定むる處が無い。

貨幣法の法文上の解釋としては新紙幣は不換紙幣と見るより外ない。

（8） 發行高の公告　滿洲中央銀行は紙幣及鑄貨の發行高竝に準備の增減に關する出納日表及每週平均高表を作製して政府に進達し且每週平均高は之を公告することになつてゐる。（貨幣法第12條）。參考のため大同元年11月12日現在に於ける發行高を示せば次の如くである。

（イ）	發行額	125,813,275.04円
（ロ）	準　備	67,327,916.29
（ハ）	保　證	58,485,358.75

（大同1年11月21日現在）

（9） 貨幣製造及發行の監督　政府は滿洲中央銀行の監理官に貨幣製造及發行の監督をさせることになつてゐる。之が爲監理官は何時にても貨幣の發行高，未發行高及帳簿を檢査することが出來る。（貨幣法第13條及滿洲中央銀行監理官規定）

（10） 舊貨幣の處置　舊貨幣整理辦法により當分その流通が認められてゐる。（貨幣法第14條）

舊貨幣の整理　滿洲國に於ては新貨幣法が發布されたが，現在國內には舊貨幣が一般に流通して居るから之を如何に回收整理するかゞ問題となる。新國家では昭和7年6月27日附執政教令第38號を以て舊貨幣整理辦法を公布し7月1日より施行（同辦法第8條）されることになつた。

（1） 舊紙幣中2年間通用するもの，此の整理辦法によれば下記の紙幣は夫々其の下部に掲げた新紙幣との換算率（舊貨幣整理辦法第3條に遵ひ大同元年6月28日附財政部令第3號を以て定められた）で今後滿2年間（大同3年6月30日まで）貨幣法に據る新貨幣と同一の效力を有し，即ち法貨として通用する（舊貨幣整理辦法第2條及第3條）。而して期間滿了後は其效力を失ふ。

舊發行銀行及紙幣名	紙幣通稱	換算率（新貨幣一圓に對し）
1. 東三省官銀號發行兌換券（天津券を含まず）		
2. 邊業銀行發行兌換券（天津券を含まず）	現大洋票	1元
3. 遼寧四行號聯合發行準備庫發行兌換券		
4. 東三省官銀號發行滙兌券	奉天票	50元 / 60元
5. 公濟平市錢號發行銅元票		
6. 東三省官銀號發行哈爾濱大洋票		
7. 吉林永衡官銀錢號發行哈爾濱大洋票	哈爾濱大洋票	1元25
8. 黑龍江省官銀號發行哈爾濱大洋票		
9. 邊業銀行發行哈爾濱大洋票		
10. 吉林永衡官銀錢號發行官帖	吉林官帖	500吊
11. 吉林永衡官銀錢號發行小洋票	吉林小洋票	50元
12. 吉林永衡官銀錢號發行大洋票	吉林大洋票	1元30
13. 黑龍江省官銀號發行官帖	黑龍江官帖	1,680吊
14. 黑龍江省官銀號發行四釐債券	黑龍江銀釐債券	14元
15. 黑龍江省官銀號發行大洋票	江省大洋票	1元40

（2） 奉天省十進銅元　奉天省十進銅元は今後滿5年間（大同6年6月30日まで）新貨幣1分青銅貨と同一の效力を有する。但し期間滿了後は其の效力を失ふ。（舊貨幣整理辦法第4條）

（3） 中國，交通兩行の哈爾濱大洋票は中國，交通兩行發行の哈爾濱大洋票は現在已に發行せるものに限り通用が許されて居る。但し政府の命令に遵ひ今後5年以內に回收せねばならぬ。而して兩行は之が履行の擔保を中央銀行に提供し，中央銀行は他の哈爾濱大洋票同様の換算率により新紙幣と引換をする。尙哈爾濱大洋票は何れも監理官の印あるものに限り通用して居る。

（4） 熱河の貨幣　熱河省內に流通する鑄貨及紙幣（熱河票等）に關しては別に定められる豫定で今の處未だ整理の方法が具體化してない。（舊貨幣整理辦法第7條）

（5） 大洋錢，小洋錢，鎭平銀，過爐銀等は貨幣法にも舊貨幣整理辦法にも之等に關して直接の規定が無いが整理辦法第1條の解釋上同法に依るの外一切貨幣としての流通を禁ぜられて居るのである。從て今後は大洋錢，小洋錢も一塊の銀塊として又外國貨幣として賣買さるゝに過ぎず貨幣としては流通するを許されない。營口過爐銀の整理は舊き商慣習の打破を要するを以て甚だ困難な問題とされてゐるが，營口に於ける商業團體では既に之が撤廢を請願する者さへ出てゐる。次に安東に於ける鎭平銀の慣習も急激なる撤廢は困難視されてゐる。但し鎭平銀は現銀である關係上比較的弊害少いが，統一上早晩廢止すべき者であらう。

（6） 私帖の類　私帖の類は滿洲事變後各地に於て盛んに發行され，各縣の救濟券，流通券等は其額，種類實に夥しきものがあるが，之等は大同元年7月5日執政教令第53號「私帖其他紙幣類似證券取締暫行辦法」により取締ることになつた。即ち從來通用したもので其の發行には官公署の許可を受けて居たものは今後3月以內に改めて政府の認可を得れば，現に流通する額を限度として，今後1年以內從前通り通用し其他のものは一切流通を禁止され，違反者には1萬圓以下の罰金が課せられることになつてゐる。

（7） 外國貨幣　橫濱正金銀行の鈔票及

朝鮮銀行の金票に就ては勿論外國貨幣である關係上別に規定せられてゐないが，然し又一方關東州及滿鐵附屬地内に於ては當然之を發行し得る。而して其の流通が哈爾濱，吉林等に及んでゐる實情は滿洲國の幣制統一上の一懸案であらう。

（8） 補助貨問題 滿洲國流通紙幣1億數千萬圓中，補助貨部分と（新幣制に引直して）看做すべきものは十進銅元，10元以下の滙兌券，銅元票及五角券以下の現大洋票，吉林官帖竝吉林小洋票の全部及黑龍江官帖竝四釐債券の全部及哈大洋票，江省大洋票竝永衡票の小額券等である。之等を時價にて現大洋票に換算すれば合計約3,600萬圓となる，即ち紙幣流通總額の約2割2分となる。新幣制に於ては五角紙幣の如き比較的大額通貨を多く製造するとしても民度を考へると五角券は右補助貨部分の2分の1以上即ち約3,600萬枚（1,800萬圓）以上を發行し得ないから一角，五分の白銅貨は各々1億枚内外，一分及五厘の青銅貨は更に多く各々2億枚内外を必要とするであらう。

（5） 滿洲國金融機關

（1） 滿洲中央銀行

概 說 舊軍閥下に於ける金融界の王者たる東三省官銀號及邊業銀行の兩行は昭和6年9月18日滿洲事變の突發するや直に（1）敵對者に對する軍事費の遮斷（2）兩銀行自體の財產の保護（3）金融恐慌の防止の必要上，一時關東軍のために閉鎖管理せられたが，11月15日地方維持委員會の要請により開業された。其後12月16日臧式毅氏奉天省長に就任し奉天省政府正式に成立するや兩行の管理も當然省政府に移された。

吉林永衡官銀號は吉林省主席張作相の無條件降伏によつて9月24日早く開業を見た。又長春の金融機關も9月28日より復活した。ただ黑龍江省に於ては當時政情不安に陷り軍閥の軍資捻出のために紙幣の濫發を見たが日本軍は入城と共に官銀號を閉鎖管理し，馬占山の省長就任，軍政部長就任により一時治安も保たれたが馬の滿洲國離背に再び北滿は暗雲に蔽はれた。然し乍ら滿洲國政府成立するや國務總理は大同元年3月26日，日滿人よりなる中央銀行創立委員を任命し，更に財政總長は諸般の調査準備を整へ各行號の整理監督に當らしめた。他面關係當局に於ては創立準備委員と協力して，貨幣法，中央銀行法其他關係法規の研究，調査，起草に從事した。4月30日教令を以て遼寧四行號聯合發行準備庫整理辦法を公布して聯合準備庫を解散し，かくの如き諸準備と並行して滿洲國政府は新中央銀行の發行準備を充實した。

滿洲中央銀行の設立は國庫銀行たる見地と多年紊亂せる幣制統一のために企圖されたものであつて6月9日閣議に於て同銀行法，同組織法，貨幣法の通過を見るにいたり，11日には執政の裁可を得，同月15日正式に成立された。

同行は資本金3千萬圓の株式會社組織にして總行を新京に，分行を奉天，吉林，齊々哈爾及哈爾濱に設置した。尙ほ政府の許可を得，上述分行の外，重要地に分行又は支行を設置する事が出來る。主なる使命は國内通貨の流通を調節し其の安定を保持しつつ全滿の金融を統制するにある。

斯く滿洲國政府は幣制統一の爲其の貨幣法に於て貨幣の製造及發行の權は政府に屬するも，其の實行は滿洲中央銀行が之にあたることを規定した。而して貨幣法の公布と同日即ち大同元年6月11日教令第26號及第27號を以て「滿洲中央銀行法」及「滿洲中央銀行組織辦法」を公布し即日施行した。以下滿洲中央銀行の內容及組織について概說して見る。

組織及目的 本行は滿洲中央銀行法なる特殊銀行法により設立された半官半民の株式會社組織である。滿洲國には未だ商法は公布されてゐないが，株式會社の運用に就ては公司條例に據る。而して其の目的とするところは國內通貨の流通を調節し，其の安定を保持し，金融を統制するにある。

本支店所在地

總行	新京	城內北大街西四道街
分行	奉天	城內大北門裏舊東三省官銀號
	吉林	西大街舊吉林永衡官銀錢號總號
	齊々哈爾	南門外舊黑龍江省官銀總號
	哈爾濱	（現在準備中）
總支行	奉天	城內大南門裏舊邊業銀行總行
支行	滿洲各地舊四行號の分支行號を改め滿洲中央銀行の支行とす。	

右總分支行の總數は全滿に於て130餘を有する。

資本及株主 資本は3千萬圓とし之を30萬株に分ち1株を100圓とする。株式は之を數回に分割して募集することを得。又政府は資本の半額迄引受け得る規定であるから，當初は資本の半額1,500萬圓を引受け，殘り半額の株式は後で募集することとなつた。第1回拂込は株金の2分の1以上と規定されてゐるので政府は成立の際に750萬圓を出資した譯である。但し株式組織である爲法定の株主を作る必要上役員を名義株主とした。政府は全株式の6分の1即ち5萬株以上を引受ける義務あり又之を讓渡又は處分し得ない規定である。株式は總て記名式であつて株主は特に政府の許可を受けたものでなければならぬ。從つて當分は政府以外の資本は入らぬものと思はれる。

營業の種類 滿洲中央銀行は任務として，國內通貨の流通を調節し，其の安定を保持し，金融を統制するを要する。從つて其の主要業務の一つは貨幣の製造及發行であることは勿論であるが，此の外中央銀行として行ふべき業務及附隨業務は下の如くである。（1）政府發行の手形其の他商業手形の割引又は買入（2）金銀塊，外國通貨を擔保とする貸付（3）金銀塊，外國通貨の賣買（4）諸預り金及當座貸越（5）金銀塊，外國通貨，貴重品竝に諸證券類の保護預り（6）公債證書政府發行の手形其の他政府の保證による各種の證券を擔保とする貸付（7）確實なる擔保ある貸付（8）平常取引約定ある諸會社銀行又は商人のための手形取立（9）爲替及荷爲替（10）營業の都合により國債證券，其他政府の指定する確實なる有價證券を買入れること（11）政府の許可を得て借入金をすること（12）國庫金取扱及地方團體の公金取扱事務の代理

中央銀行は營業用又は債務辦濟の爲引受ける場合の外動產，不動產を買取ることを禁ぜられ，又債務辦濟の爲引受けた動產，不動產も6箇月及1年以內に夫々賣却せねばならない。尙自行株の取得又は質權の目的として受入るることも禁ぜられ，又役員使用人への貸付も禁ぜられてゐる。其他中央銀行は一般に中央銀行法に定むる以外の業務は一切營むことが禁ぜられてゐる。

役員及機關 中央銀行の役員は法制上は正副總裁各1人，理事5人以上，幹事3人以上で，任期は正副總裁5年，理事4年，監事3年で，最初の役員は全部政府が任命した。即ち6月15日附辭令によれば下記の如くである。

總裁	榮 厚	（元吉林省財政廳長）
副總裁	山成 喬六	（元臺灣銀行理事）
理事	鷲尾 磯一	（元橫濱正金銀行大連支店長）
理事	吳 恩 培	（元東三省官銀號總辦）
理事	武安 福男	（元朝鮮銀行大連支店長）
理事	劉 燏 棻	（元吉林永衡官銀錢號總辦）
理事	五十嵐保司	（元滿鐵商工課長，關東軍統治部財務課長）
理事	劉 世 忠	（元黑龍江省官銀號總辦）
監事	關 潮 洗	（元邊業銀行株主）

因に重要行務の決議機關としては理事會

（正副總裁及理事），特に重要なる事項の決議機關として役員總會（正副總裁及理事の外に監事を加ふ），又重要業務方針に關し理事會に對する意見具申機關として重要各分行に地方委員會，株主の總意決議機關としては株主總會がある。

營業期　中央銀行の營業期は年２回に分れ１月１日より６月30日迄，7月１日より12月31日迄を各１期とする。

積立金　毎營業期に於て缺損補塡の爲純益の100分の８以上，利益配當の平均を計る爲純益の100分の2以上を積立て又特殊な金準備金を別に積立てねばならない。其額は純益金の100分の20といふ高率であるが，之は同行が金本位制の幣制を目標とせる爲であつて，從つて積立は金塊及外國金通貨又は金勘定預け金として保有するを要する規定である。

配當保證及利益の制限　政府は民間株主に對し５箇年間年６分の配當保證をしてゐるが，之と反對に株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し年１割を超過するときは，銀行は該超過額の４分の３を政府に納付する義務がある。之は中央銀行に鑄造利益を與へ又紙幣發行に對し政府が課税をしない代償である。

附屬營業　元來中央銀行が附屬商工業を營むことは銀行本來の目的に相應はしくないが，然し中央銀行に合併せられた舊各官銀號は，銀行業務以外附屬營業として，特産賣買其他種々の商工業を營んでゐた關係上急に之を廢止すれば從事員に多數の剩員を招き且つ滿洲經濟機構の一部を形成した經濟勢力を一時に引拔く事となるので，從來は之れにより市場化されつつあつた一部農産物の如きものも，圓滑に市場に現はれざる如き結果を生ずる虞がある。從て之は合併の日より１年間之を行ふ事を得と定め此間に之等の業務を整理し，分離して別に設ける會社に經營せしむる方針である。因に最近滿洲中央銀行に於ては舊東三省，吉林，黑龍江各官銀號竝邊業銀行の附屬事業を統轄すべく同行內に實業局を設置したが該局に於ては奉天（南滿一帶），吉林（吉林省一帶），齊々哈爾（北滿一帶），哈爾濱（東省特別區內）等の４區で各分局を設立することに決した。（和和７年11月現在）

創立と他行關係　滿洲中央銀行創立の爲に銀行法公布と同日の大同元年６月11日に教令第27號を以て「滿洲中央銀行組織辦法」が公布施行された。而して其の創立委員５名が次の如く６月11日附任命された。（榮厚，山成喬六，鷲尾磯一，武安福男，闞朝洸）尤も之より先き，建國當時より創立準備に努力しつつあつた。委員長以下創立委員は合計15名であつた。

かくして滿洲中央銀行は大同元年６月15日に成立し同年７月１日に開業した。而して東三省官銀號，吉林永衡官銀錢號，黑龍江省官銀號及邊業銀行の四行號は7月1日中央銀行に合併した。而して被合併銀行は７月１日から全部名稱を滿洲中央銀行に變へたが，同一地に多くの支店がある場合之を區別する爲，從來の所屬系統を明かにした方が便利なので支行，分行の上に舊東三省官銀號系は奉字，舊吉林永衡官銀錢號系は吉字舊黑龍江省官銀號系は江字，舊邊業銀行系は業字を冠せる事とした。例へば滿洲中央銀行奉字吉林支行と云へば吉林にある舊東三省官銀號の分號である。尙舊東三省官銀號及邊業銀行は何れも本店が奉天にあつたが，舊邊業銀行の本店は分行とせず，只單に舊同行系の支店事務を取纏める爲業字總支行と稱する事とし，奉天分行と稱するのは舊東三省官銀號の本店のみでである。

尙邊業銀行合併に際しては其不在株主（主に舊軍閥）の株式管理に關しては別辦法が公布された。

民國內の舊支店　中華民國內に存する舊行號の分支店は一時他面之を閉鎖休業した。即ち上海，天津其他南支方面の舊官銀

號支店が舊軍閥に利用され强制借款をなしたる事實明瞭となつたので斷然絕緣し不正債務は負はざる事に決定した。尙朝鮮，正金，中國各銀行と爲替取扱業務の順調なるに鑑み將來は上海，天津等は勿論殊に東京，大阪方面に理事級の支店長とする支店を開設すべく目下夫々計畫中である。

舊行號の缺損補償　中央銀行は各被合併銀行より承繼した資産負債を精査し，缺損があるときは政府は之を補償することとした。這は創業及合併を急ぐ關係上被合併銀行の內容を充分整理精査する暇を惜んで政府の補償を與へたのである。蓋し政府としては何れにせよ四行號の債全債務を負擔せねばならぬ事になつてゐたからであらう。

（２）其他の金融機關

舊式金融機關　金融機關として古くから存在してゐるものは票莊，錢莊，銀爐及當舖である。此內票莊は爲替及貸付を事業としてゐたが新式銀行の出現と共に消滅した。次に錢莊は個人又は合資組織による兩替商であつて外國貨幣の投機的賣買を營業とし傍ら爲替及貸付をも營んでゐる。次に錢舖は小資本にて專ら兩替及外國紙幣の賣買を以て主業とし，一般貸付をなすものは稀である。

次に銀爐は銀錠を鑄造し，預金及貸付をなす一種の銀行で其他當舖（質屋）もあるが，以上の內其の數の最も多いのは錢舖である。其業務は殆んど兩替業であるが中には貸付，兩替，預金，抹兌，其他糧棧への貸付を營むものもある。

新式金融機關　新生滿洲中央銀行を除く在滿洲側新式銀行を一括表示せば次ぎの如くである。

滿洲側主要銀行一覽

名稱	設立年月	資本金		本店	滿洲に於ける支店出張所
中國銀行	1604	大洋	元 25,000,000 (24,710,200)	上海	大連，奉天，哈爾濱，同道裡，新京，營口，安東，公主嶺，開原，齊々哈爾，吉林，黑河，臨江，通化，綏化，呼蘭
交通銀行	1907	大洋	10,000,000	上海	奉天，哈爾濱，長春，黑河，吉林，齊々哈爾，開原，四平街，大連，營口，洮南，安達(琿春)
益發銀行	1926	大洋	(200,000)	新京	哈爾濱
農業銀行	1924	哈洋	(120,000)	綏化	
遼寧滙華銀行	1926	大洋	1,000,000	奉天	哈爾濱(上海，天津)
遼寧商業銀行	1914	奉小洋	2,000,000 (875,000)	同	洮南，哈爾濱，安達，遼源
四行號聯合發行準備庫	民國18年	現大洋	50,000	黑龍江省城	
大同銀行	1922		(2,000,000)	哈爾濱	
黑龍江官銀號分行	1909	洋	5,000,000	奉天	廣信公司の支店にあらず分行は獨立のものである
世合公銀行	1924	大洋	1,000,000 (750,000)	奉天	哈爾濱
察哈爾興業銀行	1919	洋	(2,000,000)	張北	沽源，多倫，涼城，興和
益通商業銀行	1919	大洋	1,000,000 (250,000)	新京	哈爾濱，上海
東邊實業銀行	1918	大洋	3,600,000 (1,500,000)	安東	奉天
金城銀行	1917	洋	10,000,000 (7,000,000)	天津	大連，哈爾濱(休業中)
東萊銀行	1918	大洋	(3,000,000)	天津	大連
林業銀行	1927		500,000	奉天	
濟東銀行	1928	大洋	(5,000,000)	奉天	美孚洋行出資(1,500,000元)
濱江大同銀行	1929	哈洋	(1,000,000)	哈爾濱	
濱江儲蓄銀行	1921	大洋	(500,000)	哈爾濱	
大中銀行	1929	大洋	4,000,000 (1,600,000)	天津	哈爾濱

（備考）表中の資本金に括弧せるは拂込資本金を示し，其他は公稱資本金を示す。

中國銀行　中國銀行の前身である戸部銀行は光緒34年(1908年)資本金1,000萬兩を以てし後大清銀行と改稱されたが同行の滿洲進出は光緒33年(1907年)以來の事に屬し民國に入つて中國銀行となり長春に東三省分行を置いて其中樞機關とし，1913—1914年間に營口，奉天，大連，安東，鐵嶺，錦縣，遼源，新民，洮南の諸分號を設立し其他公主嶺，西豐，留居營，遼陽，蓋平，興城，莊河，大孤山，溝帮子，法庫等に滙兌所を設けた。後奉天分號を分行に改め，遼寧省內の分號を其管轄に移した。然し滿洲に於ける同行の地位は東三省官憲との關係は比較的密接でないので其營業方針も主として爲替業務が主で銀行としての權能を發揮してゐない。

因に同行の本店は北平にあつたが昭和3年10月上海に移された。資本金は從來大洋錢6,000萬元(拂込2,000萬元)であつたが最近2,500萬元に減資した。

交通銀行　同行は光緒33年(1907年)北京に設立され，航路，鐵道，電信，郵便に關する會計管理及利權の回收を目的として設立された。同行の滿洲進出は光緒34年(1908年)の營口分行設置に始まり滿洲に於ける分行は營口，奉天，長春の3箇所とし其發行紙幣は郵，電，航路各機關に之が通用を強制し各地方局所，稅關，釐金局の受入れる錢糧捐稅及官銀號の出納金等も悉く同行兌換券を以て使用し得ることとなつた。

其後中國銀行と共に滿洲內に於ける紙幣の發行に關しては形式上東三省當局の統制下に置かれたが，滿洲に於ける同行の地位は主として爲替銀行としての權能を發揮してゐるだけである。現在の支店出張所は奉天，哈爾濱，新京，黑河，吉林，齊々哈爾開原，四平街及大連の各地に有する。

現在の本店資本金は大洋錢1,000萬元(拂込額8,716,150元)と稱され，專ら國庫事務，交通關係，會計事務，預金，貸付，割引，外國爲替業務を營み又各地に於て紙幣を發行してゐる。因に本店は昭和3年11月北平より上海に移された。

滿洲國金融組合　滿洲國では農民及小商工業者に對し應急的救恤の外永久的對策として金融組合を設立する事となり先づ奉天省內の匪賊の被害少き瀋陽縣，瓦房店の2箇所に設立し一組合に省政府から差當り3萬元を無利子で貸付け6箇年計畫で獨立會計にする豫定で組合加入人員は1千名とし出資金を10元とし保證又は擔保貸付を行ひ其成績を見て全國に普及せしむる方針である

因に民政部に於ても地方金融機關の眞相を明瞭にして統計に資する爲，大同元年6月7日訓令を以て右調査方を關係各所に命令した。

商工銀行　新任黑龍江省長韓氏の計畫せる300萬元資本の商工銀行設立は大同元年9月中央政府より認可されたので10月末迄に業務を開始することとなつた。

（昭和7年9月14日）

中小資本金融機關　滿洲國の成立により滿洲中央銀行の成立を見完全なる國家銀行としてその機能を發揮しつつあるが，然し舊東三省官銀號がなしてゐた如くに一般民間資本家に金融をなし得ず從來官銀號を唯一の金融機關として同行より資金の融通をあふいでゐた滿洲中小資本家は滿洲國の成立と共にその途を絕たれ次第にその活動を縮めるに至つた。現在滿洲國においては適當なる金融機關なきため資金を潤澤に持つて居らぬ中小資本家にとつては全く活路を絕たれたも同樣で一部大資本家を除く他の大部分のものは一路沒落の途を辿る外なき狀態となつてゐる始末である。一國の經濟發展は單に一部大資本家の發展にのみよるものには非ずして一般中小資本家の健全なる發展を見ざれば到底滿洲國の完全なる隆盛を見るに至らざるべく金融機關の成立は目下の急務なりといふべく滿洲國政府當局

に於ても一顧の餘地ありとし目下其具體案については研究中である。

(6) 外國銀行

概況　滿洲に於ける外國銀行は哈爾濱を活舞臺とし，大連，奉天，營口方面に活躍してゐる。

いま主なる外國銀行の本店所在地及び公稱資本並びに拂込資本其他の事項を表示せば其の大樣下記の如くである。

銀行名	設立年月	本店所在地	公稱資本金		拂込資本	在滿支店所在地（備考）
				千單位	千單位	
露亞銀行	1895	巴里	R	65,000	R露 55,000 $支 3,500	營口，哈爾濱(1926年破綻) 1918年第1借款銀行合併
極東借款銀行	1910.5	哈爾濱	¥	169	169	哈市 新市街(第2借款銀行の後身である。1921.6改名)
極東銀行	1923.6	哈爾濱	$	5,000	5,000	滿洲里，海拉爾(上海，天津，張家口)
滙豐銀行	1865	香港	$	15,000	15,000	大連，奉天，哈爾濱(1922)
花旗銀行	1812	紐育	G$	5,000	5,000	大連，哈爾濱(1922) 開原，奉天
麥加利銀行	1853	倫敦	£	3,000	3,000	哈爾濱(1928)(Chartered Bank of India Austlar-ia & China, Ltd.)
中華懋業銀行	1917	北平	$	10,000,000	10,000	哈爾濱(米支合辦)
猶太庶民銀行	1923.6	哈爾濱	¥	100	68	
極東猶太商業銀行	1921.1	哈爾濱	¥	400	400	
法亞銀行	民國17年	哈爾濱	円	1,000	—	奉天(佛支合辦)

露亞銀行　同行は在滿外國銀行中最も古い。同行は始め1895年露國が東支鐵道建設を動機として設立したもので，露支合辦道勝銀行と稱した。支那側の庫平銀500萬兩の出資は名義のみであり露國側の800萬留出資も實は佛國の資本であると。後1910年北方銀行を合併し露亞銀行と改稱した。支那領土內に13の分行を有し政府筋の出資關係あるのみならず滿洲は勿論北支那一帶の地に及ぶ。其後同行の國籍に就て複雜な問題が起り結局佛國の籍に移された。從つて同行の各支店は獨立せる如き形となり之がため業務の統制を缺くにいたり，1926年9月銀爲替に失敗し業態不良のため取付に會し，今日尚整理中である。

極東銀行　同行は資本金大洋500萬元の株式會社であつて極東ソヴエート聯邦の經濟的中樞機關である。資本の大部分はソヴエート聯邦の國庫出資と稱され，1923年6月の開設にかかる。形式上露領內の極東銀行とは別箇のものであるが，事實は極めて密接なる關係を有し且つ東支鐵道の露國側機關銀行として活動してゐる。然し1927年8月東支鐵道收益金が露支折半保管に決定せるため，同行に對しては多大の打擊を與へて居る。

業務は一般銀行業務並に預金を取扱ひ，支店を上海，滿洲里，海拉爾，天津，北京，張家口に有する。昭和4年夏東支問題勃發以來支那側の壓迫に堪えず9月株主總會に於て閉鎖に決定したが昭和5年露支協定成立の結果同年3月22日復活した。引繼當時の決算表を見るに總額13,616,509圓(哈大洋23,476,741弗)にして同年末には約二三倍の增加バランスを見た。

滙豐銀行　(香港上海銀行)同行は英國系の銀行であつて1865年資本金500萬弗を以て香港に創設され，1907年1,500萬弗全部拂込み增資して今日では2,000萬弗の拂込資本金を有し主として南支に於ける爲替銀行として活動してゐる。北滿に於ける露國系銀行の勢力失墜と共に哈爾濱に進出し今日

に及んでゐるが，現在同行は大連，奉天，哈爾濱に支店を有し專ら特產資金の供給及海外輸入雜貨等の爲替業務を行つてゐる。

喳打銀行　（麥加利銀行）同行はチヤータードバンクとして知られる英國系の銀行であつて1928年哈爾濱及大連に進出したものである。

資本金は全額拂込300萬磅の特殊銀行で印度，濠洲，中華民國に亙つて40有餘の支店を有する大銀行である。

花旗銀行　同行は1901年の設立にかゝる米國系商業銀行である。1926年米國第一の稱ある紐育のナショナルシチーバンク（1812年設立）に合併された。

同行の資本金は現在1億1千萬弗（積立金129,650千弗）を有する世界第二の銀行である。

支那に於ける名稱は舊名花旗銀行を其の儘使用してゐるが，同行の活動は米國の對支貿易に大なる貢獻をなしてゐる。

滿洲では哈爾濱，大連兩支店の外奉天にも最近支店を設立して居る。

從來其貸付は僅かに主要なる歐米商と少數の露國人竝に一部滿洲側資本家のみに限られてゐた。

（二）金　融

（1）日本側の金融

概　況　滿洲金融界は滿洲事變後意外な資金の移動を示し前年に比し預金減少，貸出增加の活潑を見るに至つた。顧るに最近に於ける滿洲金融界は極度の梗塞狀態に陷つてゐた之が原因に就ては日本內地金解禁後の財界不況の深刻化，世界的不況及有史以來の銀價慘落，民國積年の內戰等が擧げられる。卽ち前年度の金融狀勢を綜覽するに依然として商界不振，農民困憊，鐵道の減收，諸工事の縮少見合はせ其他により諸方面共深刻なる不況に呻吟し，就中奧地糧棧其他大商舖（滿洲國人側）の破產又は整理の續出を見爲に新規資金の需要減少し一面遊資の消化難を來たし，一面預金利子引下の實現を見るにいたり，依然緩慢を極め遊資漸增の傾向を辿るばかりであつた。又貸出方面に於ても概して減少を示し需要資金減退の著しいものがあつた。

加ふるに物價は累月漸落の步調を辿り輸出入貿易をはじめ一般商取引，建築界の不振に加へ，新規資金の需要が減少した。一面，金融業者の警戒益々嚴重となり勢ひ遊資の消化難を來した。殊に滿洲事變に前後して英國の金本位制の停止があり何れも內外人の耳目を聳動せしめた。ついで昭和6年末果然金輸出再禁止が斷行され，貨幣價値の對外的下落と共に財界は俄然熱狂的場面を演出して越年した。獨り特產界は事變以來兵匪の橫行に出廻を阻止され從つて特產資金の需要も期待された程ではなかつた。かくして前年に於ける滿洲の金融界は大體に於て預金增加，貸出減少の傾向を辿り來つたのであるが昭和7年より漸次預金減少の傾向をおびるに至つた。尤も其間異常なる銀預金の增加もあつたが大體に於て漸次貸出增加の兆を辿り相當活潑なる資金の移動を持續しつゝある近時の事象は頗る注目に價する。

沿　革　滿洲に於ける本邦金融機關の嚆矢は橫濱正金銀行牛莊支店（明治33年1月）に

して31年9月銀行券發行の準備に着手し35年1月天津支店，次で牛莊支店に於ても之を發行したが，偶々日露戰爭の開始は同行の發展を促進した。

戰後39年9月勅令第247號により同行は滿洲に於ける純然たる發行銀行となり同時に又國庫事務をも取扱ふ事となつた。然るに明治40年世界的銀相場の下落に鈔票の金に對する比價屢々變動せる爲，關東都督府は之が救濟策として收入の標準を金に據る事とし滿鐵も亦之を採用するに及んで民間に於ける取引も亦自由撰擇による金銀複本位制となつた。

始め正金銀行が銀券發行の特權を得るや之に依つて滿洲通貨を統一する抱負を有してゐたが邦人の滿洲に於ける經濟的勢力は年と共に發展し金資金の需要愈々增加し遂に大正2年7月勅令第260條の發布を見るに至り，同行は之によつて從來の圓銀兌換券の外，別に金貨又は日本銀行券を以て引換ふべき銀行券の發行を許され同年10月始めて金券の發行を見るに至つた。

其後滿洲經濟界の發展に伴ひ，特殊金融機關の更新を必要とし，大正6年11月限り正金銀行の金券發行權及國庫事務を朝鮮銀行に移管し，金券發行の業務は之を朝鮮銀行に移し，新に朝鮮銀行券の流通を公認すると共に強制通用力を附與せしめた。他面不動產金融に關しては同年新に滿洲に進出せる東洋拓殖株式會社に當らしめ，正金銀行は其本來の職責たる爲替業務に立ち歸つて，主として貿易金融に資することゝなつた。

玆に於て滿洲の日本側特殊金融機關は鮮銀，正金及東拓の三者相鼎立して，其機能を分つ事となつたのである。

之は要するに滿洲に於ける我通貨及び金融機關は銀本位制に始まり，次で銀を本位とし，一方に於て金の通用をも默認する兩本位制を經て，漸次金本位制の統一に進みつゝあるのである。

近　況　我が行政管內に於ける昭和6年末現在の在滿洲國日本側普通銀行數は，17行（其の他支店出張數49）にして其の公稱資本金は33,975,000圓に及ぶ。（內拂込金14,431,037圓）其綜合業態を一括表示せば次ぎの如くである。

日本側銀行總括表

銀行數	支店出張所數	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	諸預り金	諸貸出金	借用金	預ケ金及手許現金
17	49	33,975,000	14,431,036	1.857,257	133,306,413	176,086,234	54,442,493	12,855,205
		—	—	—	40,759,849	10,493,208	352,761	10,651,572

（備考）本表中上段は金勘定下段は銀勘定を示す。

昭和7年金融統計　我が行政管內に於ける昭和7年上半期の主要銀行の資本金額及び本支店の所在地等を示せば下記の如くであるが，現在我が行政管內に本店を有する普通銀行は9行である。此のうち大連興信，滿洲殖產，南滿の3行は現在休業してゐる。

次に管內に支店出張所のみを有する銀行は5行であるが，此の內商工，振興，平和の3行は現在業務を行つてない。（昭和7年10月調）

滿洲に於ける日本側主要銀行表

（昭和7年上半期現在）

區分	銀行名	本店所在地	設立年月	代表者	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	諸預り金	諸貸出金	借用金	預ケ金及現金	支店出張所所在地
					円	円	円	円	円	円	円	
(一) 管內に本店を有する普通銀行	正隆銀行	大連	明治 41. 1	安田善四郎	12,000,000	5,624,375	273,465	51,572,922 3,404,612	64,650,715 1,499,572	24,509,768 326,038	2,423,170 2,984,853	營口，奉天，旅順，新京，開原，天津，撫順，四平街，青島，哈爾濱，安東，鞍山，公主嶺
	滿洲銀行	大連	大正 12. 7	村井啓太郎	10,000,000	2,906,662	634,000	21,021,582 744,922	33,704,506 3,075,269	18,431,374 —	723,687 143,861	金州，貔子窩，普蘭店，鞍山，奉天，小西關，撫順，本溪湖，安東，興隆街，公主嶺，范家屯，新京，吉林，開原
	大連商業銀行	大連	大正 7. 7	今津十郎	2,000,000	2,000,000	298,000	1,315,831 —	2,534,256 —	— —	744,991 —	
	○大連興信銀行	大連	明治 33. 6	八浪嘉一	500,000	200,000	—	7,814 —	3,229,991 —	3,202,872 —	42,073 —	
	長春實業銀行	新京	大正 6.12	島名福卜郎	1,000,000	400,000	159,408	296,637 —	859,617 —	135,590 —	23,938 —	
	○滿洲殖產銀行	奉天	大正 9. 3	富村順一	500,000	500,000	8,700	365,309 —	1,116,964 —	131,699 —	136 —	
	○南滿銀行	鞍山	大正 8. 3	岡部直	1,500,000	375,000	28,931	28,060 15,270	383,051 1,514	49,955 22,334	4 —	
	安東實業銀行	安東	大正 2. 2	大原清逸	500,000	125,000	127,701	926,157 —	515,397 —	— —	605,224 —	
	協成銀行	安東	大正 7. 5	中原憲義	1,000,000	250,000	108,267	828,520 —	818,236 —	— —	329,449 —	
	計				29,000,000	12,381,037	1,638,472	76,362,832 4,164,804	107,812,733 4,576,355	46,461,258 348,372	4,892,671 3,128,714	
					円	円						
(二) 管內に支店出張所のみを有する銀行	橫濱正金銀行滿洲各店	橫濱	明治 13. 2	大連支店支配人 西一雄	※ 100,000,000	※ 100,000,000	※ 121,039,499	11,153,930 30,739,482	19,050,032 2,109,620	— —	5,726,607 5,333,053	大連，牛莊，奉天，新京，哈爾濱，開原
	朝鮮銀行滿洲各店	京城	明治 42.11	大連支店支配人 古田兼三郎	※ 40,000,000	※ 25,000,000	※ 4,101,026	79,174,210 4,700,434	35,284,875 1,631,662	139 —	5,896,801 1,055,163	大連，奉天，新京，開原，營口，旅順，遼陽，安東，鐵嶺，哈爾濱，傅家甸，四平街
	○商工銀行	遼陽城內	大正 2. 4	都留照	500,000	275,000	10,900	104,978 —	736,380 —	571,652 —	4 —	遼陽城外
	○振興銀行	營口	大正 7. 5	關守鋭	1,175,000	500,000	139,050	58,176 —	1,865,143 —	1,229,754 —	2,304 —	營口新市街
	○平和銀行	吉林	大正 9. 1	澤井數吉	500,000	200,000	51,937	20,847 —	313,632 —	36,100 —	222 —	大連
	計				2,175,000	975,000	201,887	90,512,141 35,439,916	57,250,062 3,741,282	1,837,645 —	11,625,938 6,388.216	
(三) 管內に營業所を有せざる銀行	哈爾濱銀行	哈爾濱	大正 10.11	箱崎文彌	2,000,000	500,000	59,200	464,460 —	606,183 —	52,000 —	153,931 —	
	○吉林銀行	吉林	大正 9. 2	森本留三	300,000	75,000	27,300	110,285 —	203,963 —	25,000 —	34,647 —	
	日華銀行	鐵嶺城內	大正 7. 5	紀藤義也	500,000	500,000	54,969 (洋 50,000)	62,933 —	1,319,544 —	874,301 —	2,680 —	
	計				2,800,000	1,075,000	141,469 (洋 50,000)	637,678 —	2,129,690 —	951,301 —	191,258 —	

	銀行數	支店出張所數	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	諸預り金	諸貸出金	借用金	預ケ金及現金	摘要
			円	円	円	円	円	円	円	
滿洲に於ける邦人側銀行總括表	17	49	33,975,000	14,431,037	1,981,828 (洋 50,000)	167,512,651 39,604,720	167,192,485 8,317,637	49,250,204 348,372	16,709,867 9,516,930	特記すべきものがない。

（備考） 1. 本表中上段は金勘定下段は銀勘定を示す。外に兩及洋勘定あるも金額僅少なるを以て之を除外した。 2. 資本金及積立金の計には正金及朝鮮の，二行を含まず（※印） 3. 諸貸出金中には爲替關係に基く債權を含むものである。 4. 本表中○印あるは休業を示す。

其他の金融機關　滿洲に於ける金融機關は上述銀行の外金融組合，東洋拓殖會社，質屋及貸金業者等がある。

金融組合　關東廳は庶民金融の爲大正13年以降州內に5箇の村落金融組合を設立せしめ各組合に對し地方費を以て基本金1萬圓を補助し，設立後數箇年間組合經費の一切を補助し助成せる爲其成績は極めて良好である。

更に此種の施設を州內及滿鐵沿線の各都市に及ぼすことゝなり金融組合令は昭和4年5月勅令第89號を以て發布され同年10月1日から施行された。

聯合會　關東廳は昭和4年9月滿洲金融組合聯合會を設立せしめ，國庫及地方費の貸下金100萬圓を聯合會に貸下げ，各組合

に對する割當は關東廳が指定し10箇年無利息の條件を以て聯合會より貸下の形式を採ることゝなつた。

事務所を大連市山縣通80及88に置き理事長理事の外所屬會員數20名より成る（昭和7年6月末現在）出資金 10,000圓の外貸下資金1,000,000圓を有する。其他定期預金352,083圓當座70,837圓を有し現在の運轉資金は1,484,100圓を示してゐる。（昭和7年上半期現在）

村落金融組合　昭和7年6月末現在に於ける組合員數は6,213名出資口數9,069に達し，組合名は大連會屯，旅順會屯，金州，普蘭店，貔子窩の5箇所である。因に其の運轉資金は小洋錢 1,334,671元，外に金票918,232圓を示して居る。（和和7年上半期現在）

都市金融組合　滿洲に於ける都市金融組合は中小商工業者の金融緩和を目的とし，昭和3年10月より施行せられた機關である。同組合設立の動機は，先きに設立された關東州村落金融組合の好成績に鑑み設けられたものであつて，今日の如き中小商工業者金融難の時代に於ては其の前途に多大の期待をもたれてゐる。

現在旅順，大連，沙河口，瓦房店，大石橋，營口，鞍山，遼陽，奉天，鐵嶺,開原，四平街，新京，撫順，公主嶺の15組合を有し，昭和7年6月末現在に於ける組合員數は 2,199名，出資口數は13,811である。因に運轉資金は出資金の690,550圓，貸下資金720,000圓，借入金20,000圓，其他の預金を含め總額2,265,586圓を示して居る。

東洋拓殖株式會社　同社の滿洲進出は大正6年であつて爾來不動産金融の中樞機關として活躍してゐる。同社は最初奉天及大連に支店を設置し後數年にして哈爾濱支店を開設した其貸付額を徵するに下表の如く2千7百餘萬圓に及ぶ。

主なる貸出は家屋建築又は買入資金を初めとし土地改良又は農事經營資金，果樹園經營，電氣事業，煉瓦，瓦，製造，海產物加工，其他製造資金，林業，工業，牧場經營，製紙業，金融事業等である。

東洋拓殖株式會社貸出金　（昭和6年末）

	口數	金額
		円
大連支店	1,175	15,285,465
奉天支店	511	7,371,461
哈爾濱支店	111	5,189,106
合計	1,797	27,846,032

無盡會社狀況　（昭和6年12月末現在）

商號	本店所在地	設立年月	營業免許年月	資本金 公稱	資本金 拂込	諸積立金	營業區域	代表者
旅順無盡株式會社	旅順	昭和2.9	昭和2.10	60,000	15,000	5,000	旅順民政署及大連民政署管內	池田岩夫
第一無盡株式會社	大連	大正15.11	昭和2.7	200,000	50,000	4,450	關東州內	小倉松之助
蓬萊無盡株式會社	大連	大正8.9	昭和2.10	500,000	125,000	53,500	大連民政署管內	高本吉郎
撫順無盡株式會社	撫順	昭和2.10	昭和2.11	100,000	25,000	3,985	撫順一圓	石橋德太郎
共信無盡株式會社	本溪湖	昭和2.10	昭和2.11	100,000	25,000	15,000	安奉線一圓但し奉天安東を除く	伊藤唯熊
安東晝夜無盡株式會社	安東	大正10.11	昭和2.10	500,000	125,000	66,505	安東警察署管內	瀨之口藤太郎
泰信無盡株式會社	開原	昭和4.10	昭和4.10	60,000	15,000	500	開原及撫順警察署管內	齋藤鶯太郎
奉信無盡株式會社	奉天	昭和3.7	昭和4.7	100,000	25,000	—	奉天及鐵嶺	石田武亥
安信無盡合資會社	安東	大正10.9	昭和3.4	60,000	30,000	26,599	安東警察署管內	川村淺吉
合計				1,680,000	435,000	175,539		

質屋　質屋は金貸業者と共に日滿人の庶民金融機關として相當重要視されてゐる

吾が行政管內に於ける昭和6年末現在の日滿人質屋數を徵するに227戸にて前年に比し12戸增加し其の貸付額の如きも漸增を來たしてゐる。因に大連市經營の常盤質舖は別稿社會施設の章參照のこと。

いま關東州及び鐵道附屬地管內に於ける質屋業態を3箇年に亘り，之を表示せば次ぎの如くである。

質屋の貸付金

年次		日本人 營業戸數	日本人 貸付高 口數	日本人 貸付高 金額	滿洲國人 營業戸數	滿洲國人 貸付高 口數	滿洲國人 貸付高 金額
關東州	昭和6年	86	104,274	833,712	237	847,166	671,929
	同5年	75	38,875	352,913	184	293,584	423,276
	同4年	84	45,115	486,815	177	244,450	350,036
鐵道附屬地	昭和6年	141	194,211	886,268	212	1,227,601	2,151,835
	同5年	140	72,974	559,768	229	455,813	1,301,884
	同4年	151	74,532	565,686	202	385,922	1,123,128
總計	昭和6年	227	298,485	1,719,980	449	2,074,767	2,823,764
	同5年	215	111,849	912,681	413	749,397	1,725,160
	同4年	235	119,947	1,052,501	379	630,372	1,473,164

郵便爲替　滿洲に於ける郵便爲替業務は明治44年關東廳遞信局に於て管理事務開始以來人口の增加商工業の發展に順應すべく銳意其の普及を圖つた結果逐年利用增進し，滿蒙經濟取引上裨益する所が尠くないが管內の主なる發着地は日本內地との間に於けるもの最も多く，管內各地，朝鮮等之に次いで居る。又近時滿洲國人の本業務を利用するもの漸次增加し現在總數の1割强を占めて居る。いま昭和6年度中に於ける管內取扱總數を揭ぐれば下表に示すが如き情勢を辿つてゐる。

郵便爲替受拂狀況　（昭和6年度）

種別	內國 口數	內國 金額	外國 口數	外國 金額	計 口數	計 金額	前年度 口數	前年度 金額
		円		円		円		円
振出	639,971	16,704,795	1,294	27,968	641,265	16,732,763	624,712	16,576,909
拂渡	270,522	7,072,843	1,895	36,174	272,417	7,109,017	263,221	7,822,641

郵便貯金　郵便貯金の管理事務は始政當初郵便爲替，郵便振替貯金と共に遞信省に於て當分合併管理して居つたが，在滿邦人の增加に伴ひ之が分立の必要を生じ，明治44年4月關東廳に於て管理事務の取扱を開始した。

其結果預金者は多大の利便を受け爾來順調なる發達をなし大正10年10月遞信局に貯金獎勵委員會を特設し積極的奬勵策を講じたるを始めとし大正11年9月据置貯金利子改正，大正12年2月在外貯金制度の創設，昭和2年7月利子計算法改正，昭和2年1月月掛制度實施等に依り預入は每年100萬圓以上の增加率を示して居る。

郵便貯金預入拂戾　（昭和6年末現在）

年度別	預入 度數	預入 金額	拂戾 度數	拂戾 金額	年度末現在 人員	年度末現在 金額
		円		円		円
昭和6年度	916,146	19,467,266	283,390	15,081,086	294,518	29,161,978
昭和5年度	931,105	16,629,234	274,311	14,967,061	284,322	23,804,858

郵便振替貯金　郵便振替貯金管理事務も爲替貯金同樣，明治44年4月關東廳遞信局に於て事務開始と同時に振替貯金口座開設以來漸次擴張を行ひ大正7年9月郵便振替貯金小切手拂込規則施行，大正10年1月關東州地方費收入金振替貯金特別取扱規則施行，同11年1月市公金受拂の爲にする郵便振替貯金特別取扱規則施行，同11年11月遞信局に簡易生命保險事務開始に伴ひ簡易生命保險郵便振替貯金特別取扱規則を實施，同12年3月在外郵便振替特別取扱規則制定等其の普及充實に努めたる結果利用者年々增加し，口座加入者の如きも現在約5,369に達する狀況である。（昭和7年10月末現在）

振替貯金の主なる取引先は管內各地に發着するものが最も多い。次は日本內地に發着するものが最も多い，次は日本內地に發着するもので1箇年の受拂金額は約1千萬圓に達して居る。

いま昭和6年中及前年度に於ける之が拂込及び拂渡況狀を示せば次の如くである。

年度別	拂込		拂渡	
	口數	金額	口數	金額
昭和6年度	419,196	23,858,112	57,209	10,138,492
昭和5年度	424,418	21,595,749	51,821	9,593,973

滿洲の手形交換高　現在滿洲に於て手形交換所を有するは大連及奉天のみである。大連は大正7年9月より開始され，今日では朝鮮銀行支店　橫濱正金銀行支店，滿銀，大連商業，中國銀行支店，交通銀行支店，金城銀行支店，滙豐銀行支店，花旗銀行支店，麥加利銀行支店，大連郵便局が交換組合に加盟してゐる。昭和6年中に於ける總交換高は金勘定に於て332,640枚（金額716,923,000圓）を告げ，銀勘定に於て114,647枚（金額791,440,000圓）に達した。因に昭和6年中に於ける聯合會加盟の全國手形交換所は39交換所であるが交換高の多い點に於て全國中大連は第5位を占めてゐる。即ち東京，大阪，神戶，名古屋，大連の順位を示した

滿洲に於ける手形交換高　（昭和6年中）（單位千圓）

		大連交換所		奉天交換所		合計	
		枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
			円		円		円
昭和6年	金	304,180	696,342	28,460	20,580	332,640	716,923
	銀	114,647	791,440	―	―	114,647	791,440
昭和5年	金	322,691	804,098	35,390	23,625	358,081	827,724
	銀	103,673	631,486	―	―	103,673	631,486

滿洲の金利　滿洲の金利は概して母國に於けるより高率である。たゞ一般經濟界に於ける銀の預金利率は金票のそれよりも概して低い。

此中正金の金利は最も低く，朝鮮之に次ぎ，正隆滿洲兩行は概して上述銀行よりやゝ高率である。參考のため昭和6年末に於ける鮮銀大連支店の金利を見るに下の如くである。

	定期（1年）	金	4.5分
		銀	3.8″
	定期（6箇月）	金	4.5″
		銀	3.8″
預金	當座預金	金	3厘
		銀	3″
	特別當座預金	金	7″
		銀	5″
	諸預金	金	8″
		銀	5″
貸付	不動產	金	2.6厘
		銀	―
	證券	金	2.4″
		銀	―
	商品	金	2.0″
		銀	2.0″
	信用	金	―
		銀	―
	當座貸越	金	2.8″
		銀	2.5″
	割引手形	金	2.7″
		銀	―

次に日銀利下と滿洲の財界影響を徵するに日本銀行は昭和7年8月18日第3次利下げを行つた。公定割引步合は各2厘方の引下げであるが，商業手形の割引步合1錢2厘は日銀創設以來の最低率である。

イ　商業手形割引步合　日步1錢2厘

ロ　國債を抵當とする貸付利子及國債を保證とする手形割引步合　日步1錢3厘以上

ハ　國債以外のものを抵當とする貸付利子及國債以外のものを保證とする手形割引步合　日步1錢4厘以上

ニ　當座貸越及びコレスポンデンス貸越利子　日步1錢6厘

日銀の上記利下げにより，大藏省の統制下にある鮮銀，臺銀等特銀の金利も利下を行ひ，東京預金利子協定組合銀行も又定期5厘，其他預金日步各1厘方引下げる事となつたが，滿洲に於ては高利債をを低利債に借替へ得る力を持つ事業少く，大部分は低金利時代の惠澤に預り得ぬ狀態のもののみにて，之れが影響は極めて薄弱であつた（昭和7年9月現在）

（2）滿洲の銀市場

概　況　昭和7年に於ける銀價の高騰振は眞に一瀉千里の勢を以て躍進した觀がある。然し爰數年間に於ける銀價の崩落振も亦有史以來の記錄であつたのである。顧るに（1）1929年の印度國庫の猛烈なる銀賣（2）佛領印度支那の金爲替本位制採用（3）支那例年の貿易狀態に見られない輸出に二倍する輸入貿易が行はれ他面民國に於ける軍閥の抗爭と飢饉による農民大衆の購買力の著しき減退，及び輸入銀の主要開港地に偏在せる事は何れも皆銀價崩落の素因であつた。之を最近數箇年の記錄に徵する迄もなく要するに上海爲替相場並に倫敦銀塊相場に追隨しただ唯續落の一途を辿つたと云ひ得るのである。殊に引續き慘落を重ねてゐた銀塊相場は昭和6年に入り中華民國並に米國筋の賣向と印度の銀輸入稅引上說等で更に暴落を告げた。即ち同年1月初めより14片臺を割り遂に13片16分の3なる恐怖的新安値まで崩落するに至つた。殊に2月には舊正決濟，標金現物拂底等の金高銀諸安材料の出揃ともなつたが，同年3月に入るや銀塊相場は俄かに硬化し13片臺に囘復し中旬には同年の最高値なる14片半を示し紐育孟買兩銀塊も相伴ふて反騰し來つたため鈔票も亦急反撥を演じて50圓臺を載せ同年の記錄的最高値に躍進した。然し大勢は海外銀塊の漸落と標金の反騰を見ること多く4月末より銀安氣配に轉じ，5月に入るや各地共銀塊一齊安を入れ同月末には遂に標金相場の最高記錄たる797兩を突破して807兩の新高値に躍進し，6月に於ても銀の實勢は依然軟弱を呈した。然るに6月20日突如として米國大統領の發せる獨逸賠償金猶豫並に對米戰債支拂延期に關する聲明が各方面に傳はり，爲めに標金は730兩丁度と云ふ大激落を演じ，更に同月25日には3箇月振りなる700兩の大關門を割つて698兩の安値に慘落し日本向爲替の如きも約12―13兩と云ふ空前の大暴落を演じ，一方倫敦銀塊相場も亦1片16分の5高と云ふ市場未曾有の大奔騰を告げた。越えて7月中旬に入るや銀は中華民國印度共に不需要期に入り就中印度は在銀增加し再び銀價は軟弱に傾き8月には倫敦銀塊相場も13片を割つて軟化し，標金は漸騰して750兩臺を告げ鈔票は42圓臺に一りを演じた。而して滿洲事變當時の銀相場を見るに海外材料は一齊に銀安を報じたが俄然强調に轉じ，折柄突如として英國の金本位制一時停止，金輸出禁止の入電ありたるため標金市場は之がために大衝動を受け698兩の安値に慘落し一擧に鈔票も急騰し53圓95錢と云ふ6年中の新高値に躍進し之と同時に標金相場は遂に同年中の最低値638兩に瓦落した。然し乍ら大勢

は銀塊の軟弱を告げつつ鈔票相場も46圓臺に漸落したが10月末より11月初めにかけ漸騰を續け11月末より12月初に亙り稀れに見る波瀾曲折を演じた。かくして其後の銀市場は日米爲替の推移を主として動き，其間日支時局懸念を織込みつつ361圓前後に大幅の一高一低を反覆した然るに俄然對米爲替が39弗半より38弗に慘落するや鈔票は70圓丁度になる昭和5年4月以來の新高値を出現するに至り月末には75圓05錢なる同年の記錄的新高値に奔騰し强調裡に越年した。

かくして昭和7年の新春を迎ふるや對米爲替も稍々回復の氣運に向つてゐたため，波瀾性を多分に含んだ鈔票も漸次反落歩調を告げ65圓75錢の安値に陷落した。然るに月末に至るや日本爲替の36弗臺割に再び硬化して70圓70錢を告げ强調裡に推移し，2月中旬には80圓臺載せとなり昭和4年9月以來の高値を示した。此の躍進振りは3月に入りても繼續され他面日米爲替の33弗より31弗に崩落するや最高83圓35錢すら實現した。然し4月中は日米爲替も33弗4分1の前後に底堅く保合つてゐた關係上銀市場も亦70圓臺前後騠りの商状を呈し5月初旬には66圓弱みを低迷した。然るに6月に入るや圓價俄然軟化し，神戸の日米爲替は脆くも30弗の大關門を割つて29弗4分の3なる未曾有の新安値に崩落し引繼き落潮熄まず月末には遂に83圓20錢に奔騰し，7月に入りても圓價安に依然鈔票は80圓を中心として

銀塊及爲替平均相場

月次	倫敦銀塊相場 平均	紐育銀塊相場 平均	上海標金相場 平均	大連日本向電信賣（正金銀建）平均	大連上海向電信（正金銀建）平均	大連香港向電信（正金銀建）平均	大連天津向電信（正金銀建）平均
	片	仙	兩	円	兩	円	兩
1月	13 3/16	29 1/2	714.4	46.19	72.16	107.04	67.66
2月	12 7/16	26 3/4	765.4	42.76	71.82	108.99	67.56
3月	13 1/2	29 1/4	709.8	46.73	72.42	107.84	68.43
4月	13 1/8	28 1/4	726.1	45,35	71.75	109.96	67.67
5月	12 7/8	27 5/8	762.2	43.73	71.50	111,69	67.50
6月	13 3/8	26 5/8	776.5	43.08	71.35	113.87	67.51
7月	13 3/16	28 3/8	736.2	45.34	21.44	112.27	67.64
8月	12 13/16	27 1/2	770.1	43.36	71.50	113.13	67.60
9月	14 1/16	28 1/8	747.2	45.64	72.01	111.03	68.07
10月	17 1/8	29 1/2	705.6	48.23	72.76	108.13	68.52
11月	19 3/8	32 1/4	648.1	52.99	72.83	105.57	68.30
12月	20 —	29 0/0	689.5	49.70	73.50	104.52	68.86
年	14 5/8	28 5/8	729.3	46.09	72.09	109.50	67.94

（3） 對外爲替關係

概況 滿洲の各通貨と外國との關係を概述するに，從來滿洲と上海との爲替關係は最も密接なる重要性を帶びてゐる。即ち大連に於ける正金鈔票と上海兩との爲替關係は匯申となつて現はれ此匯申のパリチーは鈔票100圓に對し上海兩72,206兩である。從つて其爲替取引は爲替銀行及錢莊の間に行はれる。其主なる者は上海筋錢莊，南支向輸出者，大連の油坊，官銀號系商人，大連の上海物資輸入商，滿洲奥地の輸入商である。

次に營口と上海の爲替關係は過爐銀對上海兩の相場によつて決濟される。此相場は匯水（會水）と稱し，此パリチーは上海兩1,000兩が牛莊兩973.97兩であると云はれてゐる。最近會水の平均は上海1,000兩に對し3,200兩內外である。

次に安東と上海との爲替關係は鎭平銀對上海兩の相場により決濟され此相場を鎭申と稱する。其パリチーは上海兩1,000兩對鎭平銀987兩である。而して會水及鎭申の取引者は營口及び安東の支那輸出入大商店及

動き，遂に8月に推移したが同月6日俄然日米爲替は25弗8分の7なる未曾有の新安値を見るに至り他面銀塊先高見越に絡り遂に鈔票は87.30圓（9日）より91.30圓（12日），107圓（19日）に高騰し益々銀塊の急騰と圓價の慘落とを織り込んで同月27日には108圓70錢なる硬化を示した。

顧るに昭和元年以降の銀相場は下の如く推移した。（銀100圓對金）

年月	最高	最低	平均
	円	円	円
昭昭元年平均	125.90	82.50	104.130
同 2年	102.55	86.10	94,130
同 3年	108.70	95.65	100,290
同 4年	102.00	76.50	90,120
同 5年	76.20	49.75	62,490
同 6年	74.00	41.05	46,850

銀相場6年度迄は上記の通りであるが，昭和7年度に於ては7月頃より80圓を中心に動いてゐた大連銀相場も8月に入り俄かに奔騰の氣勢を既に敍述せる如く示し爾來一張一弛9月上旬まで100圓を維持し今日に及んでゐる。

しからば銀相場が何故かく急騰したか，其主要な原因は日米爲替の慘落と銀塊そのものの騰貴であるが，就中前者であつて，內地及紐育市場とも8月15日には25弗を割り，19日22弗臺，20日22弗丁度の恐怖的安値を演出した爲めで，國際聯盟關係の不安，米綿の騰貴に刺戟された輸入の增加資本逃避防止法の影響等が其原因と稱されてゐる。（昭和7年10月末現在）

（銀塊及爲替）平均相場（昭和6年中）

月次	大連倫敦向電信（正金金建）平均	大連米國向電信（正金金建）平均	大連佛國向電信（正金金建）平均	大連獨逸向電信（正金金建）平均	上海日本向電信爲替 平均	上海倫敦向電信爲替 平均	日米電信爲替 平均
	志片	弗	法	馬克	兩	志片	弗
1月	2/0 7/16	49 7/16	12.45	2.05 1/2	156 1/4	1/3 5/8	49 3/8
2月	2/0 3/8	49 3/8	12.45	2.05 1/2	170 1/2	1/2 5/16	49 3/8
3月	2/0 3/8	49 3/8	12.46	2.05 1/2	156 1/2	1/3 9/16	49 3/8
4月	2/0 3/8	49 3/8	12.50	2.05 1/2	158 3/4	1/3 3/8	49 3/8
5月	2/0 3/8	49 3/8	12.47	2.05 1/2	163 3/4	1/2 15/16	49 3/8
6月	2/0 11/32	49 3/8	12.45	2.05 7/8	166 3/4	1/2 11/16	49 3/8
7月	2/0 3/8	49 3/8	12.41	2.06 1/2	159 —	1/3 3/8	49 3/8
8月	2/0 3/8	49 3/8	12.40	2.05 —	166 —	1/2 11/16	49 3/8
9月	2/1 5/8	49 3/8	12.41	2.05 —	161 —	1/3 7/8	49 3/8
10月	2/5 9/1	49 1/4	12.39	2.05 —	153 1/2	1/7 5/8	49 3/8
11月	2/7 1/16	49 1/4	12.33	2.04 1/2	145 —	1/9 15/16	49 3/8
12月	2/11 3/8	49 1/4	12.27	2.04 1/2	134 —	1/11 3/8	49 3/8
年	2/2 3/8	49 5/16	12.42	2.05 3/8	167 1/2	1/4 13/16	49 3/8

び錢莊等である。

尙ほ上海に次ぐ重要な爲替關係地は天津，青島，香港等である。又安東と密接な爲替關係地は芝罘であつて之等の取引は滿洲側錢莊，大商店，日本側正金銀行を中心として行はれてゐる。又滿洲と諸外國との爲替關係は日本を最重要とし對英，米，印，獨，蘭，印等の順である。之等は何れも滿洲特產物の輸出決濟及各種輸入品の代金支拂の必要から生じた爲替關係である。

尙ほ關東州及び滿鐵沿線各地に於ては金票を以て中華民國向爲替を取組んでゐる。

殊に日本に於ける金再禁止後我爲替市場は上海大連方面の思惑に依り影響を受くること多く爲替動搖の如きも人爲的であつた。即ち大連に於ける特產商と，錢莊の大連，上海間に於ける銀取引思惑のオペレーションが著しく影響した事實に鑑み大藏當局に於ては關東廳と連絡を取り昭和7年7月資本逃避防止法に依り之を取締ることとなつた。

資本逃避防止案 滿洲に於ける資本逃避防止法案に就ては關東廳財務課に於ても考究中であつた。元來本問題は日滿經濟界に

多大の影響を及ぼすので愼重に研究を重ねられて居たが政府に於ても滿洲の特殊事情に鑑み新法律に除外例として（日本通貨の流通する地域に於ける投資の爲送金する場合には此限りに非ず）と云ふ條文を附することに決定したので內地より滿洲に送致する資金には何等變りがなく從つて影響はない譯である。關東廳の行政區域は朝鮮，臺灣等と異なり國際的又地方的に事情を異にして居るので之が實行は實際問題としては出來ない卽ち我が取引所に支那の貨幣が上場され又日滿通貨が相通じて居る等の點から見ても不合理であると言はれやう。

更に關東州を純然たる外國と見なし新法律の拘束を受けることは日滿經濟の統制が避けられて居る今日諸外國と同一に本令を適用することは不可能なる故に滿洲だけには除外例が定められた譯である。

然し滿洲への投資は，從來通りとしても微妙な經濟關係に依つて多少の影響はあり，銀關係にも波及されることは免れないであらう。

在滿銀行對外爲替受拂三箇年比較表（上段金勘定
下段銀勘定）（單位千圓）

地方別	昭和6年 受入	昭和6年 拂出	昭和5年 受入	昭和5年 拂出	昭和4年 受入	昭和4年 拂出
內地	263,948 5	185,973 31,628	322,421 —	233,907 24,904	405,588 201	326,203 28,349
朝鮮	16,875 162	64,912 6	23,225 —	71,248 6	29,478 —	62,093 —
北支那	1,397 1,844	5,052 1,638	1,350 417	6,870 780	3,528 1,302	6,442 519
南支那	54,086 45,509	36,922 26,714	69,809 41,492	34,155 13,364	86,995 52,647	45,545 17,744
露國 歐露	— —	— —	— —	— —	— —	— —
露國 亞露	— —	— —	1,326 —	1,664 2,417	1,985 —	7,607 —
英國	3,546 3	28,962 —	7,494 1,026	46,012 —	15,777 1,308	60,643 424
米國	11,121 —	4,799 —	11,359 1	6,663 —	19,953 —	7,205 —
印度	1,949 —	269 —	630 —	427 —	582 —	1,378 —
其他	837 —	576 —	1,429 —	2,134 —	1,314 —	5,531 —
合計	353,763 47,525	327,468 60,041	430,049 42,938	403,084 41,494	565,200 55,358	522,653 47,036

在滿銀行內地向爲替受拂三箇年比較表（單位1千圓）

年別	朝鮮銀行 受入	朝鮮銀行 拂出	正金銀行 受入	正金銀行 拂出	正隆銀行 受入	正隆銀行 拂出	滿洲銀行 受入	滿洲銀行 拂出	其他銀行 受入	其他銀行 拂出	合計 受入	合計 拂出
昭和6年	146,785 —	111,923 2,854	56,998 5	48,543 24,442	52,629 —	20,216 4,331	7,318 —	5,161 —	215 —	129 —	263,948 5	185,973 31,628
同 5年	158,635 —	126,293 1,442	95,057 —	68,623 22,059	58,999 —	32,795 1,402	9,470 —	5,888 —	258 —	306 —	322,421 —	233,907 24,904
同 4年	181,839 —	173,855 1,341	129,310 201	105,611 26,501	83,005 —	36,530 507	11,031 —	10,113 —	400 —	97 —	405,588 201	326,208 28,349

（備考）1. 受入は送金爲替代金取立手形其他賣爲替，拂出は支拂送金爲替，代金取立手形其他買爲替である
2. 兩及洋爲替あるも其の計數僅少なるが故に之を除外した。
3. 內譯の數字と合計と符合せざるは千圓未滿端數を切捨たる結果である。

（三）商　業

（一）滿洲の商業

（1）滿洲の商業現態

概　說　滿洲は由來農業國であつて商業國ではなかつた。今日見る滿洲商業の發達も要するに外資による20有餘年の所產に外ならない現階段にある。殊に國內商業に到つては云はば對外貿易の盛況に隨伴して發達した程度を脫しない。而かも從來に於ける滿洲の經濟活動は極めて非民主的なる舊軍閥系資本家の手に殆んど壟斷されてゐた。卽ち彼等は官營の發券機關を擁して任意に紙幣の亂發をなし，自家の打算と便宜に於て之を發行し且つ回收し强制的に流通せしめた。之に加ふるに之等官商の多くは大規模なる組織の下に油坊，粮棧，木材，製粉，製織，燒鍋，釀造，石炭，雜貨，錢舖等各種の事業を兼營し特に滿洲の特產たる農產物の買占をなすことにより民衆の利益を完全に壟斷した。彼等のなす處は實に滿洲に於ける最も大規模にして又最も利益ある計畫的商業であつた。特に其特產物に對する大量買占及價格を無視する先物買の如きにいたつては一般民間の商人を壓倒し結局官商をして確實に獨占的地位を有せしめた。斯く從來に於ける滿洲の民衆は商民としての生活的安寧すら害せられ，一面我が權益は擁護せられず，爲めに永く經濟的發展が阻止された。其の最大の原因は要するに此地に政治らしき政治が行はれず，徒らに軍閥と匪賊との跳梁に委せられた點にある。この意味において，滿洲國の成立は，滿洲國民に對してはこよなき樂土の出現であり，我國にとりては安全な經濟的發展を約束する新市場の生誕である。

然かも滿洲國は滿蒙三千萬民生の生きんがための熱望によつて生れた。新生滿洲國はこれより眞の門戶開放，機會均等を標榜して立つたのである。此の新生國家，滿洲國成立に大に助力した隣邦日本はかつては國を賭してロシヤの南下政策を阻止し，特殊權益を保持し來つた日本としては，此機會に於て滿洲國のために，滿洲國が有する豐饒な資源の開發をなすと共に民生の生活を安定，向上せしめ名實共に備はる王道治下の樂土滿洲國たらしめねばならない。

憶ふに滿洲住民の大部分は既に述べたる如く農業生產者である。今日尙ほ農業移民の進展を年々見つつある滿洲の現態は，農業經濟域としての將來をも約束されてゐる平和鄉である。而して近世にいたり自給自足經濟の典型地たりし封禁滿洲の地が一躍して再生產市場への原料供給域に轉入するに至つた事は頗る注目に値する經濟事象であらねばならぬ。滿洲の商業發達史を按ずるに滿洲が國際市場へ開港したのは1858年であつた。而かも當時に於ける滿洲唯一の開市場はたゞ牛莊（營口）の一港のみであつた。（但し實質的に開市貿易されたのは1864年である）次いで1894年英國の鐵道が北淸鐵道關外延長として山海關外に敷かるるに及び，これまでの封禁地滿洲が海陸兩路により支那本土並に世界交通路への連絡となり，之れより滿洲經濟の世界經濟への加入となつたのである。かく交通手段の近代化は鐵道網の進展となり，又滿洲を世界各國と絡ねる海運業の發達ともなつた。他面原料市場に於ける農業生產品の增加，鑛業生產物の漸增等々は何れもみな異常なる急速度を以て進展した。之を要するに滿洲の商業的地位は其土產製品卽ち農業生產品が高度工業化諸國に向つて原料品として輸出せられ之に對して大部分の住民たる農業

生產者に供給すべき低度工場製品が輸入せらるるを常態として進展した。

いま滿洲經濟の國際性を其の貿易狀態により一瞥するに貿易額發展の狀勢は牛莊開港後10年に於て，僅かに5百37萬上海兩に過ぎなかつた。爾來20餘年間，次第に其貿易額を增し1902年には6千1百萬海關兩に達し，1931年には實に6億9千有餘萬海關兩に增大し今日の盛況を見てゐる。之を以てしても如何に其發展性の偉大なるかを知るに足るべく，同時に又斯く發達し來つた滿洲貿易の內容を檢討する前に吾人は先づ其取引國が日本を筆頭に亞細亞諸國を網羅し歐洲は20餘箇國，南北アメリカ，濠洲，アフリカ等殆んど全世界に跨つてゐる現狀を知らねばならない。

而かも滿洲の外國貿易の發展は中華民國全體の外國貿易の發展より遙かに急速だつた。殊に最近に於ける滿洲の諸外國への商品輸出は中華民國全輸出の4分の1を遙かに越え輸入も亦全體の6分の1を示した。一面滿洲の地は平和と秩序を維持し移民と耕作擴張の刺戟ともなつた。增大してゆく豆の收穫は世界市場に販路を見出し，其の栽培者は外國よりの物資の購買高を增加せしめた。鐵道は其の管轄區域內に幾多の都邑を建設し，大規模工業の諸特色を移入し其の間滿洲の商業は其處女資源の利用に全力を盡しつつ今日見る完全なる世界經濟への結合過程を辿つたのである。

(2) 日滿經濟關係

日滿經濟の相互依存關系の現態如何を知るは日滿經濟政策確立の基礎をなすものである。便宜上(1)日本の滿洲に對する經濟的寄與と(2)日本經濟に對する滿洲の寄與の兩面より之を考察して見る。

(1) 日本の經濟的寄與

(イ) 治安維持　日本は滿蒙に於て有する特殊權益の重要なるに鑑み一面又東洋平和確保の傳統的政策よりして　滿蒙の治安維持に努力し來つた。斯くて維持されたる治安は滿蒙の經濟開發に至大の好響を與へ，特に支那移民の來住に依る人口の著增，農地開墾，產業通商の安全等を通じて著しき發展を齎した。此の間の事情は民國樹立前後20年間，常に內亂を以て終始せる民國本部の事情とは著しき對照をなすものであり，此の事情より受けたる滿洲の利益は蓋し僅少ではない。

(ロ) 日本資本の供給　新開地滿洲は其の經濟開發のために，資本を要することが頗る多い。之れに對し最大の貢獻をなしたものは日本であり，各國對滿投資總額23億圓の內76%を占めてゐると稱せらる。かく滿洲自體としては其の經濟發展資金の供給を最も多く受け異常の進展力を以て開發されたことを知らねばならぬ。

(ハ) 日本の技術上及經營上の寄與　日本の技術上及經營上の創設及改善が，滿洲產業開發に多くの貢獻をなしたることも著しい事實である。即ち滿洲に於ける資源利用範圍の擴大は資源の增加の結果を來し，資源利用方法の改善は資源の價值を增大せしめた。就中農工鑛業界に於ける技術上經營上の創設及改善に於て著しきものがある。而して之等の創設及改善は各種研究機關の研究を母胎として生れたものであるが，滿鐵會社及關東廳が之等機關に對し直接支出したる金額は實に1千5百萬圓以上に達してゐる。又商業方面に於ても日本側に於ける特產取引所の設置，倉庫業の開設及大豆混合保管制度の創設，近代的金融機能の發揮等は滿洲の產業，商業界に非常な貢獻をなした。

(ニ) 滿洲資源の販路提供　滿洲の輸出貿易額を仕向先別に見るとき日本が最も其大なる部分を占めてゐる事に感づくであらう。(最近5箇年平均に於て46%)即ち滿洲の資源の最大華客は日本であつたのである。

特に豆粕に對する日本の需要が大豆生產及油坊業の發達を促した事は著しい事實である。南滿三港貿易の最近5箇年平均により，重要商品の輸移出總額に對する對日輸出割合を見るに，大豆は27%，豆粕68%，石炭及コークス58%，粟97%，鐵及同製品89%，柞蠶絲71%，雜豆類74%等であつて滿洲の重要產業は日本と云ふ販路を有することによつて初めて成立するの狀況を示してゐる

(ホ) 必需品の低廉供給　滿洲は原料資源の供給は豐富であるが精工業が幼稚なため他より衣料品，諸雜貨並一部食料品の移輸入を仰がねばならぬ。而して滿洲の輸移入總額中，日本よりの輸入額は最近5箇年平均に於て43%を占め最大の供給者である。又其の重要品に就て見るも綿織物に於ては日本は輸移入總額の63%，砂糖69%，藥品及藥材39%，鐵及鋼47%，機械類51%，車輛類54%，紙類45%等となつてゐる。

(ヘ) 日本の寄與による滿洲經濟の發達

以上日本の寄與を大體要素別に見た即ち投資(資本的貢獻)技術，經營(智識勞力能力等の人的貢獻)貿易(物資の需給的貢獻)の三である。而して之等の要素は實際上經濟各部門に亙つて彼此混淆作用し滿洲の經濟發達を促したるものである。以下極めて簡單に各部門に於ける狀況を述べよう。

鐵　道　滿洲に於ける鐵道の中日本側關係のものは全體の3割7分の2,なる優位を占めてゐる。且つ鐵道による沿線都市の發達，人口の集中，物資の集散容易等は何れもみな直接間接滿洲が有する資源の開發に好果を與へた。

港　灣　滿洲に於ける諸港灣中大連港の地位の如何に優れたるものであるかは，單に其呑吐する貿易額が滿洲全貿易額の60%迄を占めて居ることより見るも明かである。之れに投じたる滿鐵の固定資金丈でも8千萬圓以上に達する。

通　信　滿洲に於ける郵便，電信，電話等の通信機關の多くは日本側の經營にかかるが其の通商，交通並に產業に與へたる好影響は著しい。殊に滿洲人の利用率が漸增しつつあることは彼等の產業界に於ける進出を物語るものと謂へる。

農　業　耕地面積の增加は渡來支那移民の增加に負ふ所が多いが，之れを吸引するものは未墾地の存在と日本側の治安維持である。農產の增加は是等耕地の增加によること多きも，又生產物の市場組織，鐵道等の發達，日本側農業技術の創設及改善に負ふ處も少くない。其の間鮮農の水田經營は滿洲米の增產改良に著しき結果を示した。

鑛　業　工業の原動力たる石炭と鐵とに對し，日本側が如何に重點を置いたか撫順，煙臺，本溪湖，新邱の開發，鞍山，本溪湖の製鐵，更に撫順の油母頁岩工業の創始等滿洲重工業の基礎は漸次築かれつつある。而して是等を中心として勞働者の集中，物資の需給關係を活潑にし經濟界に寄與した處が少くない。

工　業　工業上の發展も日本に負ふ處甚だ大なることは明かである。勞働者の招來及養成，技術者の教育，電氣事業經營による動力供給，炭田の開發による燃料の供給，用水の試驗及水道設備等は何れも工業要素の改善充實と見ることが出來る。今日見る重工業，纖維工業，食料品工業，化學工業等各方面に於ける發展の實相に徵しても窺はれるのである。

金　融　民國側金融機關及通貨が經濟發展に何等好影響を齎らさなかつたのみならず，かへつて官商の獨占を助長し，民益を搾取する機構として利用されたことは周知の事實である。此間にあつて政策上多少の過誤はあつたが，日本側金融機關及通貨が滿洲の產業通商上莫大なる便利を與へたことは明かな事實である。

貿易及商業　物資の需給關係に於て日本と滿洲とは甚だ密接な間柄であるが，滿洲

內の商業に於ても日本人の貢獻として數ふべきものに各種商業機關補助機關，助成政策の充實による滿洲內の商業を便利にし惹いては對外貿易に著しき發展を促した。

以上主要なる部門の外教育，保健，衞生，道路，橋梁，水道等の文化的施設が直接間接に滿洲の經濟的發展を助長した事も看過し難い。之等の事業に對し投じたる滿鐵及關東廳の資金は2億6千萬圓を越えてゐる。

之を要するに滿洲の經濟が現勢にある所以は，最も多く日本との關係に依存し居るものと謂ふべく，日本なかりせば滿洲經濟現勢は如何なりしかを想像することは不可能なるも，凡ての部分に於て幾分か發展後れたるを想像し得べく，殊に日本の投資なかりせば又治安維持なかりせば等を想定する場合，或は其の過半が未開發の儘であつたとも考へられ，又軍閥の搾取に任せたとも考へ得ないでもない。民國人乃至滿洲國人の經濟活動力の大なるは之を肯定するも其の足らざる處を日本が補ひ彼此協力今日の狀態を見たるを思ふとき，將來にも此の相互扶助の切要なるを肯定すべきである。

（２） 滿洲の經濟的寄與

滿洲が日本に對し如何なる經濟的寄與をなしたかを考察せんとする。今是等を日本國民經濟の立場より觀察するに，凡有寄與は（１）移民地域の提供，（２）投下資本に對する利潤の提供，（３）資源の供給及（４）製品販賣市場の提供の4項に包含せしめ得る。尙是等の多くは具體的に日本の國際收支への寄與として合算し得るものである。以下項を別つて概說を試みやう。

（イ） 移民地域の提供　人口食糧問題に惱める日本にとつて，移民地域の提供はそれによる實際上の人口緩和の直接的效果が大ならずとするも，間接的效果の大なるものがある。我國全版圖の1.8倍の面積を有し，密度約5分の1に過ぎぬ滿洲を近くに控へ，之に移民の可能性を認め得ることは日本にとつて意義深いことである。のみならず在外日本人總計76萬の3割に當る23萬の內地人と，百萬の朝鮮人の滿洲に在住することの直接間接の利益も少くない。實に滿洲は現勢に於て日本の最大の移民地である。然らば移民の直接の利益とは如何，人力即ち勞働，技術，智識，組織並經營能力等として作用する人の能力に對する報酬を獲得し得ることである。間接的利益とは移民に伴ふ各種經濟活動上の利益國防上の利益等である。

（ロ） 投下資本に對する利潤の提供　滿洲に對する日本の投資は大約17億5千萬圓と稱せられる。換言すれば滿洲が，之れだけの資本の投下市場を提供したとも見られる。其の利潤提供の程度も年4分1厘と云ふ低率であつた。然し之は全部が直接有利を見越して投資されたものと謂ひ得ない。他の方面に間接的利益を擧げ得るものもあれば又極めて捨石的の投資もあつた爲である。資本利潤の提供は過去25年間に總額約11億と見積られてゐる。而して大正7，8年の好景氣時代を除き，如何にも貧弱であつて直接に經濟寄與的とは稱し難い，寧ろこの金額が內地の有利事業に投ぜられたならば，更に多くの利廻を示したとも想像し得る。然し滿洲が日本のなけなしの資本を之だけ投下せしめ，其の對外投資の7割を占めしめたには他の間接的利益の大であつたことを立證するものである。

（ハ） 資源の供給　滿洲が過去及現在に於て日本に與へつつあるもの，又將來も與へんとする最大なるものは資源の供給である。食糧原料，半製品として幾多のものが供給されて來たが，將來は滿洲產業の開發により益々其の量を增大するものと期待される。現在滿洲よりは食糧及飼料としては滿洲の大豆，其の他の豆類，高粱，粟，小麥，麩等が多量に日本に仕向けられてゐる。原料としては大豆，木材，鹽，柞蠶絲，獸毛皮，燃料としては石炭，半製品としては豆粕，銑鐵等が主なるものである。而して日滿通商開始以來滿洲物產の對日供給額は累計25億海關兩即ち約40億圓と概算される。然らば是等輸入品が日本（朝鮮及臺灣を含む）の輸入總額中に於て年々幾割を占むるかと云ふに，大約8乃至10％平均9％强である。

次に主要商品の日本に於ける消費額に對し滿洲よりの供給割合につき二三を擧ぐれば，鹽は5％，銑鐵は15％，石炭は5％，肥料は20％といふ狀態である。尙將來に向つては前記各商品の外頁岩油，輕金屬，鋼，特殊鋼，金，硫安，曹達，パルプ等を供給する可能性多く，施設の如何によつては棉花，麻，羊毛等本邦の最大缺乏原料を或る程度まで供給するの前途を有するものである。

（ニ） 製品販賣市場の提供　滿洲の外國品需要量は其人口の增加，經濟力の進展，文化の向上に伴ひ驚くべき速度を以て增加して來てゐる。而して日本よりの滿洲輸入量は常に輸移入總額の4割以上輸入量の5割を占め，特に歐洲大戰當時は更に大なる割合（輸入量の7割5分）を占めた。之を日本（臺灣，朝鮮を含む）の對外輸出額に於ける地位を見るに即ち7乃至9％最近5箇年平均7.8％である。

此の比率は比較的小さく感じられるが，我國輸出貿易の特異點たる對米生絲輸出，對支綿製品輸出の多きを除けば印度に次ぐ仕向先であり，輸出品が特殊品に偏らず其の種類が雜多であることは特長と見るべきである。而して對滿輸出は銀價に影響さること大であるが，概して絕對數及比率に於て增加の趨勢にある。而して地理的有利なる位置にある日本としては，滿洲に商品市場を確保することは上策であり，其の政策は滿洲の現經濟力に鑑み購買力の增進，從つて民力涵養にあるものと思料される。

日滿經濟關係の淸算　日滿經濟關係を日本より見たる場合淸算的に有利なりや否やの問題は非常に興味あり，何人も知らんと欲する處である。次に掲出せる數字は極めて概數であるが何れも有利なるを示してゐる。

（イ） 人力に對する報酬　日本人が滿洲に在住して獲得する，技術，知識，勞力其の他の能力に對する報酬を一括せんとするものである。從來此の種の報酬を計算し之を利益と見たものはないが，日本の人口過剩，失業者增加の現勢より見て又此の趨勢が恒久的性質を有することより見て，此の種の報酬を移民の重大なる利益として考慮するは妥當であらう。

滿鐵社員	昭和4年給額27.9及特別給與費19.5（內支那人の分4.1差引）	43.3
關東廳官吏	昭和4年給額9.5中より巡捕其の他傭員の4分の1を支那人と看做し0.6差引	8.9
其他俸給生活者	在滿邦人職業本務者69.5千人中滿鐵，關東廳關係32.3千人差引37.2千人內業主13千人差引25.8千人1戶1年1千圓とす	25.8
朝鮮人	百萬人とし1人平均年約50圓と見積る	50.0
計		182.0

（ロ） 投資に對する利潤　日本の滿洲進出の利益として第1に考へらるる項目であるが對滿投資合計約17億圓に對する利潤は下記の如く比較的僅少である。

借款の利子	滿鐵以外の借款に對し昭和元年中受取りたる金額と略同額と見積る		0.5
日本商法準據滿洲本據會社の利潤及社債利子	滿鐵純益（4年度純益45.5より傍系會社よりの配當4を差引き	41.5	66.0
	其他株式會社純益（同實額）	9.3	
	合名合資會社利益（同推定）	1.5	
	滿鐵社債利子（同外債分差引殘）	13.7	
日本商法非準據在滿會社の利益	昭和元年調を參考とし略同額と見積る		0.5
日本本據會社在滿支店出張所の利益	昭和元年調を參考とし投資額の7步と見積る		13.1
個人投資に對する利潤	關東廳業態調査に依る昭和2年分を其儘昭和4年分と推定す		14.1
計			94.2

（ハ） 貿易に伴ふ利益　貿易に伴ふ利益は輸出入貿易業者の利益及輸出品工業に伴ふ資本勞働に對する利潤及賃銀等を擧げ得るが，更に原料生産に伴ふ利益，輸入原料を以てする製造工業の利益等は間接的利益として考へらる。此處には比較的直接の商工業的利益を算定する。

內地輸出業者利益	昭和4年輸出額189.2に對し6％と見積る（保險料運賃計8％の半額を含む）	11.3
內地輸出品工業利益	輸出額の29％（％商工省工場統計表による）	54.9
內地輸出品工業勞働者賃金	輸出額の9％（％商工省工場統計表による）	17.0
輸入保險及船賃利益	輸入額216.9の8％の半額4％と見積る	8.7
計		91.9
以上利益合計		314.1

（註） 貿易の利益の1部は在滿日本人が日本品を消費するにより得らるゝものであるから此の利益と前記（イ）の所得とが重複算入されて居ると考へる向がある併し國民所得の性質を考へるならば不當でないことが解る。（甲の所得が乙の所得の結果を生む場合も國民所得として之を合計するのが普通である）

參考
（間接利益）

輸入品を原料とする工業利益	輸入額216.9の半額の29％	31.4
輸入品を原料とする工場勞働者賃銀	輸入額216.9の半額の9％	9.8
輸出品工業原料の生産利益		若干

即ち1箇年に於て直接利益約3億圓，間接の利益を算入するとせば3億5千萬圓乃至4億圓と概算することが出來る。此の內より在滿鮮人の所得約5千萬圓を控除するも之を日本の國民所得年100億乃至130億圓に比較すれば3％內外となる。之は日本人人口6千4百萬（內地）に對する在滿日本內地人人口23萬の比率より見て驚異的數字であり，之は滿洲に依存する大なる一つの事實である。

尙右利益に對し反對に支拂ひたる犧牲は次の如く1億2，3千萬圓であるから從て差引年々1億9千萬圓內外の直接純益を得つつあるものと云ふことが出來るのである。

陸軍費	關東軍總經費約11中より駐箚師團の內地にありても要する經費3を差引く	8.0
海軍費	旅順要塞に關する經費	0.4
關東廳補充金	日本政府財政よりの補充金概算	4.5
領事館關係費用	外務省在外公館費用より滿洲關係分を推定	1.0
投資額に對する平均利潤	1,756.6に對する6.5％	114.2
合計		128.1

以上日滿經濟關係の現態につき考察せる如く，先づ滿洲自體の經濟的發展の爲めに日滿の協力が絶對に必要であることを我等は明確に認識する。滿洲の經濟的發展に對し日本の寄與が如何に重要なるものであるか，日本の存在なくして滿洲は存在し得なかつたと云ふも敢て過言ではなからう。

更に我等が特別の注意を以て見るべきは是等の諸關係を通じて日滿の關係は滿支關係の及び得ざる程度迄密接不可離の關係であることである。過去に於いて滿洲に於ける中國官憲の惡意ある排日及それと合流する中國資本主義の帝國主義的排外宣傳等々は，日滿の關係を如何に妨害したかは充分窺知し得ない程であるが，是等の最惡の條件を通じてすらも，日滿經濟關係が年と共に深化し來つたのは所謂社會主義者流の言ふが如く，單に「日本の帝國主義的必要が然らしむる」のみでなくして，それ以上の關係が伏在することを我等は知らねばならぬ。

種々の事實は滿洲が日本の援助なくしては發展し得なかつたことを示すと同時に，又今後も發展し得ないであらうことを雄辯に裏書きするものであることを我等は斷言して憚りないであらう。「日本帝國主義」の惡名にも不拘日本は滿洲に進展しなければならぬ。それこそ日本民族が滿洲に對して持つところの輝やかしき任務であると共に，東洋民族融和の礎石を据えるものでなければならぬ。又他方日本の經濟としても現在滿洲と重大なる利害關係を有し在滿事業の不振，投資利潤の貧弱を云々さるる現狀に於ても尙年々2億圓に近き純利益を日本國民經濟に齎らしつつあることに我等は大なる注意を拂はなければならぬ。滿洲の

資源確保利用は最少限度の絶對的必要である。如斯日滿關係は經濟的にも國防的にも將又政治的にも相互依存不可離の關係にあることは動かす可からざる事實である。而して此の事實より結論さるることは日滿經濟が結合統一さるることが兩經濟にとつて最も有利であること，これが爲に少くとも兩經濟は一定の方針の下に統制される必要があるといふことである。

（3） 日滿單一經濟

（イ） 日滿關係新觀點　吾人は新しい觀點に立つて日滿の關係を見直さねばならぬ。從來の如き日滿の分離的存在は許さない。玆に於て乎日滿兩國の經濟を一丸とした所謂單一經濟と云ふことにしなければ，兩國の經濟關係と云ふものは將來充分にその機能を發揮することが出來ないのである。這は最近ブロツクエコノミーと云ふ言葉に云ひ現はされて居るが，所謂單一經濟なるものは，歐州大戰以後の世界の趨勢に依る所産である。顧るに世界大戰迄は交換經濟が主潮になつて居つた，國家相互間で國際分業によつて商品を融通し合つた。しかるに大戰後各國は不安の餘り出來るだけ自給自足で辨じなければならぬと云ふ風潮が非常に強くなつた。

此の意味に於ても日本と滿洲との間の單一經濟と云ふことは必要なのである。要之日本は滿洲と特殊の密接な經濟關係を保つて，玆に單一經濟圈を設定するにある。

日本と滿洲の關係を單一經濟にする唯一の方法は何かと云へば先づ日滿間の關稅線の撤廢である。これは滿洲國の政治機構が未だ整はず，殊に關稅の問題は，餘程研究調査を要することが多いのであるから，大體中華民國の關稅定率品目によつて徵稅して居る。併しながら若し日滿經濟關係を單一にするならば，將來の理想としては日本と滿洲の間には品物の輸出入には稅を課さないのが當然である，殊に支那だけが行つて居る所の輸出稅制度は，世界の文明國には例がない。此の點民國は昔から關稅收入で外債を拂はなければならぬ關係上，全く財政上國家の收入を殖すと云ふ意味でやつてゐるのである。是は少くとも經濟的見地からは成るべく早く撤廢すべきである。兎も角現在滿洲國の財政を賄つて行く最有力の財源は，關稅と鹽稅であるから，當分問題になるわけがない，そこで關稅線を撤廢すると云ふことが非常に理想的な單一經濟を行ふ所以ではあるが，此の點は今俄に如何ともすることが出來ない，併しながら少くとも輸出稅の撤廢，若くは低減輸入稅の整理は，日滿經濟關係を單一にすると云ふことの先づ第一の要點であると謂はなければならぬ。

次に第二の點は滿洲國に日本の廣い意味に於ける移民を入れると云ふこと，是も滿洲國は相當地域も廣いし，又移民と云ふことも單に舊式の農耕方法と云ふことでなく，相當進んだ色々な方法なり，又耕作乃至技術なり，斯樣な點に就ては日本人及朝鮮人は一日の長がある。故にこれは出來るだけ開發せねばならぬ。（勿論日本との統制の關係で米を作ると云ふことは色々考へなければならぬ點はあるが，此の移民に依つて相當滿洲國の農民を指導して行くと云ふことは，是は日本の立場許りでなく，滿洲國相互の間の人種的融合の意味から云つても必要である。

次に第三の點は滿洲國と日本との關係は，所謂國防の點に於て現在は利害が一致してしまつた，國防が安全であると云ふ事は，即ち産業が發達する非常な要件である。又國防に必要なのは交通であつて，滿洲國に於ける交通網と云ふものは何うしても將來發達せしめなければならぬ，此の交通網を發達せしむるには，要するに資金の關係結局日本の資金を供給して交通網の完成を

計らなければならぬ。國防に必要なる物資を生産すること及生産條件のよい工業を分業的又は日本と連絡的に滿洲に於て起すと云ふこと，是が即ち日滿經濟關係を單一にすると云ふ第三の要點である。

（ロ）統制經濟の必要　そこで統制經濟を如何にしたら宜いか，近頃統制經濟とか，或は經濟統制なる語が頻りに唱へられてゐる，爰に云ふ統制經濟とは要するに國家が權力によつて國民全體の利益のために經濟を調節すると云ふ事である。是は實際は必ずしも政府が直接に働きかけなくても宜しい，即ち經濟の發達と云ふものを一資本家ならば資本家と云ふもの丶利益の爲に偏せぬやうに，國民全體の爲になる樣に，統制を加へて全部が不具でなく發達するやうに力を加へると云ふのが統制經濟の要旨である

更に國防上必要な資源の統制，是は鐵，石炭，或は石油とか，金——金の如きは狹義の國防資源と言ひ得ぬかも知れぬが，國家の財政上の根本的に必要な資源であつて，之の資源の保護及此の生產の奬勵は絕對に必要である。斯くの如く狹い意味に於ける日本のためのみの統制でなく，日滿經濟の大局から見た統制に十分留意しなければならぬのである。荀も滿洲國が承認されて是が正常な發達をする爲には相當難しい條件がある。即ち企業的な條件，自然的條件と特に國防的見地からの條件等である。

尤も統制の方法には夫々辿らねばならぬ階段がある。一時的な革命的な變化と云ふことは出來ない，併し乍ら此問題は苟も滿洲國を本當に發達させて行かうと云ふ點に考へ及び，何うしても考へなければならぬ點である。而して着々と一定の計畫を以て，統制經濟を實行して行かなければならぬのである。

（4）滿洲國の商業

（1）商店組織

槪　況　支那の商店組織は單獨及び共同經營の二に大別されるが槪して共同のものが多い。

共同經營の出資者は財東（東家）と稱し營業支配人は之を掌櫃的と云ひ之に第1，第2第3等の番頭が居る。

爰に云ふ財東とは資本家の意で專ら資本を貸與するものであり領東とは自己の名義を以て他人の資本を使用するものである。其の營業權は擧げて支配人に其の全權を一任してゐる。

經營上の特長として擧げ得る事項は特殊の企業經營組織によつて相依り相助け相互の聯絡に役立つてゐる。而かも近來其經營振りが近代性を帶び改善されつ丶ある事は注目に値する。

（2）取引經路槪觀

仕入經路　滿洲の商品は如何にして輸入されるかと言ふに，日本から輸出される商品は，多く大阪に關係が深い。生產者から地場商や出張商へ來るものと，生產者から問屋を經て地場商や出張商へ這入るもの，又川口華商の手を經て華商本店へ來るものと大體三つの徑路に別たれる。

併し取扱品に依つては之と異なる系統のものもある。例へば綿絲綿布の如きは，生地もの（グレー）とか一般に生地綿として取扱はれるもの，殆ど出張商や地場商が輸入の大部分を取扱ひ，從來8，9割を占めて居たが，最近は7割乃至6割5分に低下した。又同じ綿布でも織つたもの，染めたもの等の加工綿は，7割位まで問屋から川口を經て輸入されてゐる實情である。又特種の商品たる機械類，砂糖麥粉，金物類等は，地場商，出張商等の手で直接取扱はれるものが多い。

滿洲國人に需要ある日用雜貨，裝具品，鹽乾魚類等は，滿洲商が直接に仕入れ消費者に賣渡して居る。南滿方面即ち大連，營口，安東等から滿鐵沿線の主要地に入るものは，一度は滿洲國の本店，出張商，地場商

の許に分布されるのであるが，一般雜貨類の多くは滿洲國人商が取扱つて居り，之等本店から滿鐵沿線主要地の消費者を始め，附近の支那小賣商，或は奧地の問屋や小賣商に捌れるのである。

次に民國品と外國品との動向に就て見るに其多くは問屋の手を經て奧地の小賣商や卸商に渡り，更に消費者に支給される。假りに生產地を上海とすれば，行家の手を經て本店から派遣されて居る駐在員，若しくは本店から派遣しないものが豫め定めてゐる代理店で扱ふのである。

行家の職能は問屋であるが，其の他報關と云ふ運送業も行ひ倉庫業も經營して，上海方面では非常に便利な機關と考へられて居る。隨つて上海の問屋町では，俗に云ふ組の樣な幇がある。此處に駐在員が宿泊して居る。爲替の業務に至るまで行家が行つて居る。

（3）商業機關

滿洲國政府は目下實業部を中心として大同元年9月全國各省商會々長會議を新京に開き將來に處する大方針を樹立したが，商業機關に關する具體案は未だ發表されてない。從つて滿洲國に於ける商會の實際的運用は從來の商會法によつてゐるものが多い

商　會　由來民國の商會は國民政府の發布せる商會法（昭和4年7月）及工商同業商會法（同）に據るものである。

本制度は光緖29年發布された商會簡明章程及其附則によつて設立された機關である。次で民國3年9月商會法が公布せらる丶に至り爰に商務總會及分會の實現を見，民國18年國民政府は商會法を布き，從來の各種商會も改組されて盡く委員制を採用するに至つた。他面總商會は商工公斷處をも附設した。現在の商會は商工業及對外貿易の發展を圖り商工業公會の福利增進を以て宗旨とする法人團體で，こと商工業に關する限り中央或は地方行政官署に建議し，政府委員の辦理事項を接受する機關となつた。商會の會員は（1）公會會員（2）商店會員の二より成り，商會の執行委員及監察委員は會員大會に於て會員代表中より選任され其任期は4箇年とし2年每に半數を改選する。但し執行委員及監察委員は均しく名譽職である。因に同一省區域內の商會は聯合して全省商會聯合會を，又各省商會聯合會及特別市商會は聯合して中華民國商會聯合會を組織する事が出來る。また同一區域內に於ける各種商工業者は工商同業公會法により同業公會を設立することも出來る。

滿洲國商會一覽

	商會名稱	設立年月	經費(1箇年)
			元
奉天省	奉天總商會	咸豐年間	80,000
	營口總商會	—	10,000
	安東總商會	—	—
	遼陽縣商會	光緖 13	3,000
	長白縣商會	民國 16. 4	9,000
	營口縣商會	清末	10,000
	海龍縣商會	光緖 34. 4	10,000
	新民縣商會	光緖 32	15,000
	臺安縣商會	民國 1	1,000
	昌圖縣商會	光緖 32. 4	奉小洋 394,000
	岫巖縣商會	光緖 33	5,000
	法庫縣商會	光緖 32	奉大洋 400,000
	寬甸縣商會	光緖 31	—
	安圖縣商會	宣統 1	奉小洋 270,000
	輯安縣商會	光緖 32. 8	6,000
	綏中縣商會	光緖 18	奉大洋 700,000
	莊河縣商會	光緖 30. 4	7,000
	瞻榆縣商會	民國 8	2,000
	懷德縣商會	—	—
	安廣縣商會	民國 4	5,600
	突泉縣商會	民國 18	2,000
	西豐縣商會	光緖 30	3,000
	新賓縣商會	民國 23	6,000
	復縣商會	光緖 32	—
	開原縣商會	光緖 32. 4	3,000
	大東溝商會	光緖 30. 4	10,000
	公主嶺商會	宣統 1. 3	820
	義縣商會	宣統 1. 3	9,800
	本溪縣商會	宣統 1. 9	1,300
	興城縣商會	宣統 1.10	1,500
	洮南縣商會	宣統 1.11	12,000
	黑山縣商會	宣統 2. 2	4,600
	盤山縣商會	宣統 2. 3	1,200
	熊岳商會	宣統 2. 8	1,900
	撫順商會	宣統 3. 1	1,600
	臨江縣商會	宣統 3. 1	6,600
	錦縣商會	—	—
	錦縣天橋廠商會	民國 1. 4	810
	撫松縣商會	民國 7.10	937
	雙山縣商會	民國 2.11	7,500
	臨江縣八道江商會	民國 5. 7	—
	開通縣商會	民國 7.10	200

吉林省	吉林總商會	光緒	32	永大洋	52,000
	新京總商會	光緒	32	哈大洋	24,000
	哈爾濱總商會	光緒	34	哈大洋	35,000
	雙陽縣商會	宣統	2.11	永大洋	5,000
	汪清縣商會	民國	6.10	吉錢	吊 396,000
	樺甸縣商會	民國	1	哈洋	元 4,200
	珠河縣商會	民國	12. 3	哈大洋	9,600
	雙城縣商會	光緒	34	永大洋	23,000
	農安縣商會	光緒	32. 8	國幣	30,000
	長嶺縣商會	民國	4. 6		一
	方正縣商會	宣統	1	哈大洋	14,000
	磐石縣商會	民國	19. 6	官帖	吊 3,000,000
	五常縣商會	宣統	年間	永大洋	元 10,000
	東寧縣商會	宣統	2	哈大洋	6,000
	勃利縣商會	民國	17. 6	哈大洋	1,200
	哈爾濱商會	光緒	34	永洋	35,000
	樺川縣商會	宣統	4. 1	永洋	1,100
	阿城縣商會	光緒	34. 3	永洋	12,200
黑龍江省	黑龍江總商會	光緒	32. 4	永大洋	6,875
	雅魯縣商會	民國	18. 8		一
	通北縣商會		一	江錢	吊 4,000,000
	舒蘭縣商會	宣統	2	永大洋	元 4,500
	璦琿縣商會	民國	19.11	現大洋	1,800
	索倫縣商會	民國	18. 3	現大洋	160
	大賚縣商會	民國	2	洋	10,000
	明水縣商會	民國	13	江錢	吊 8,000,000
	蘿北縣商會		一		一
	綏化縣商會		一		吊 10,000,000
	烏雲縣商會	民國	5		元 1,500
	巴彥縣興隆鎭商會	光緒	30. 8		一
	慶城縣商會	光緒	34. 8		一
	嫩江縣商會	宣統	3	哈大洋	3,000
	拜泉縣商會	宣統	2	哈大洋	9,156
	蘭西縣商會	宣統	2. 8		一
熱河省	阜新縣商會	民國	1	國幣	5,000
	開魯縣商會	民國	19	國幣	40,000
	圍場縣商會	宣統	1	國幣	5,000
	灤平縣商會	民國	18	國幣	5,280
	經棚縣商會	光緒	34	國幣	2,500
	朝陽縣商會	康熙	年間	國幣	20,000
	綏東縣商會		一		一

（備考）本表は民國20年版東北年鑑に據る。

州內の滿商機關　州內の商工業團體は現在6會であるが事業の內容は所在地の實情により多少の相異がある。彼等が組織する商務總會(商務會又は公議會)は商工會議所類似の商工團體にして主として會員間に於ける相互の親睦を計るを目的とし其他商人間の紛爭事件に關し調停和解を爲す機關ともなつてゐるが今日までの處さして見るべきものがない。

いま關東州內に於ける此の種團體の主なるものを擧ぐれば，次に示す如くである。

旅順華商公議會，大連華商公議會，小崗子華商公議會，大連西街華商公議會，金州商務會，普蘭店商務會，三十里堡商務會，貔子窩商務公議會，城子疃商務公議會。

州外の滿商機關　滿鐵は鐵道附屬地內に於ける滿商團體に對し商務總會通則を定め商工業者の親和を圖つてゐる。

同會は滿鐵社長地方事務所經理係の監督を受ける。其主なるものを示せば下に記する如くである。

新京頭道溝商務會	(大正2年1月設立)
開原公議會	(大正1年8月設立)
公主嶺商務會	(大正2年1月設立)
四平街商務會	(大正8年4月設立)
雙廟子商務會	(大正3年7日設立)
草河口商務會	(大正10年7月設立)
瓦房店商務會	(大正12年7月設立)
昌圖商務會	(大正13年2月設立)

(5) 滿洲國の商業統制

概說　新生滿洲國政府は目下時局に對する經濟發展の前提として次ぎの兩方面に多大なる努力を拂つて居る。即ち(1)徹底的治安の維持に努め(2)紊亂其の極にあつた幣制の改革に努力してゐる。幸ひ治安維持に對しては日本は多大の犧牲を拂つて滿洲國の爲めに盡して居り幣制の改革に就ても既に滿洲中央銀行を中心として健實なる整理の步をすゝめてゐる（詳細は別稿通貨，金融の項參照）而して滿洲國の產業開發の具體案は凡ゆる方面より考究されてゐる。

いま參考のため一般商業の進展策に關する諸案を綜合するに(1)度量衡の統一(2)取引所制度及金融制度の整備(3)特許權並商標權の確立(4)輸出貿易に對する特產物取扱法の改善並に組合の力による統制機關の設立(5)輸出商品に對する檢查機關の設定等がある。之等は孰れも皆新生滿洲國が近き將來に處する商業統制の基調と目されてゐる。

商標法の立案　滿洲國政府は滿洲國並に外國工業生產品の特許侵害を根絕せしむべく商標法の制定を急務とし豫て實業部に於てこれを立案してゐる。同法案は大體日本の商標法に準據しこれに滿洲國の商習慣と各國法の長所を取り入れたもので近く公布實施の運びに至るものと見られてゐる。

（昭和7年11月）

全國各省商會長會議開催　滿洲國政府實業部は商業組織の改善，指導，聯絡に關する各界の意見の交換，情況を諮詢し，救濟方法を協議するため，大同元年9月1日全國各省縣鎭商會會長を新京に召集し，さきに提出せしめて置いた(イ)該會名稱，(ロ)會長或は主席の姓名，(ハ)其他職員の數，(ニ)入會商店の數，(ホ)每年收支概況，(ヘ)會費の標準，(ト)該地金融狀況及通用の貨幣，(チ)該地主要の物產，(リ)該地輸入品の主要なるもの，(ヌ)該地主要の商業，同業組合の組織は完全なるや否や，(ル)事變後頓挫の商業等を內容とする商會情況調查表について審議した。

因に同會議は同年9月1日より同月8日迄新京市總會に於て開催された。議長方煜恩及び副議長范象魁兩氏の努力によつて新國家として始めての商工業者に對する諸政策の樹立を見るにいたつた。

實業局の設置　舊官銀號系の附屬事業は別に官商合辦の事業として獨立せしむべく計畫されてゐたが，整理上暫定的ながら中央銀行の直接經營となり（詳細は別項滿洲中央銀行參照）新京本行內に實業局を設置し專ら各附屬事業を監督經營することとなつた。該局に於ては奉天(南滿一帶)，吉林(吉林省一帶)，齊々哈爾(北滿一帶)，哈爾濱(東省特別區內)等の4區に各分局を設立することに決し，奉天分局長には孫述仁(現奉字分行員)を任命した。南滿洲の附屬事業は和達公司(貿易商)，公濟糧棧，東興泉(酒類釀造業)，公濟當(質業)，純益公司(絹油製織業)等19箇所あり，其の既投資額1千萬元に達し居り，之を其儘繼續せしめ中央銀行開業後1年內に整理し新に中央銀行より分離一大會社を設立する計畫であるが，其の過渡期として實業局を設け，其の間事業豫算，事業經營方法等を考究する事となつた。現在滿洲國は中央銀行の設立に依り幣制統一せられ金融稍安定を見たが，各省農民等は兵匪橫行し，其の掠奪を受け生色なく之が救濟は目下の急務なれば本局とも相談の上，既に秋收穫特產出廻りを見て大同元年は農民救濟の爲奧地の兵匪橫行地に赴き積極的に特產物の買入れを爲し，兵匪中の農民等を救濟すべき大方針を建て之が資金は一切中央銀行より供給を受け，兵匪危險なれば軍隊の出動を乞ひ輸送保護を受け，買付たる特產物を買收する方針である。

又吉林に於いても實業局は總務，營業，審查の3科に分ち局長は分行員が兼務し得ない爲，吉林市商會々長范象鬼氏が任命さるることに內定してゐる。同局の事業は單に分離する迄の附屬事業の整理に非ずして寧ろ積極的に特產等の買收を爲し從來の投資額を以て營業を爲す方針である。

實業部の組織　滿洲國政府は實業部を中心として凡ゆる產業の開發に努め商工業の發達を期してゐる。いま實業部の組織內容を徵するに實業部總長は農業，林業，畜產業，鑛業，商業，工業及其他一般實業に關する事項を掌理し，同部內に總務司，農鑛司，工商司を置く。而して總務司に祕書，文書，庶務，調查の科を置き，祕書科は機密，涉外其の他交際，特に命ぜられたる事項を掌り，文書科は官印の管守，法令案及成案の審查及進達，部令指令及び訓令の發令，政府公報其他公示，公文書の收發及保存，會議を掌り，庶務科は職員の任免進退及身分，職員の紀律及賞罰，職員の給與及待遇，豫算及決算，收支，用度及營繕，財

産管理，他司科の主管に屬せざる事項を掌り，調査科は本部所管事項の連絡調査竝に研究，統計及情報，圖書及刊行物を掌る。

農鑛司に農務，林務，漁牧，鑛務の科を置き，農務科は農業及副業，開墾及水利，農業團體，他科の主管に屬せざる事項を掌り，林務科は林業及狩獵，林業團體の諸項を掌り，漁牧科は水產業及畜產業，獸疫，水產業團體及畜產業團體の諸項を掌り，鑛務科は鑛業，地質，鑛業團體の諸項を掌る。工商司には工務，商務，權度の科を置き，工務科は工業，電業管理局，工業團體，他科の主管に屬せざる事項を掌り，商務科は商事及貿易，商業團體の諸項を掌り，權度科は度量衡の統一及普及，度量衡の檢査，其他度量衡に關する事項を掌つてゐる。

（大同元年3月5日教令第5號）

因に大同元年度に於ける實業部預算は經常部に於て實業本部430,289圓，各項支出4,300圓，計434,589圓を計上し，臨時部は計上なく總計434,589圓である。

（二）　滿洲の事業界

（1）　經濟界展望

概　況　昭和7年の滿洲事業界は利益計上會社減を示しながらも尙且つ微かに好轉の氣運を辿つてゐる。然し乍ら今日に至る最近數年間の事業界を概觀するにことごとく不振裡に推移した。殊に昭和5年度は徹底的不況裡に終始した。財界は（1）銀價の暴落（2）物價の低落（3）物資移動の減退の下向線を以て描かれた。其間金融業者の警戒，事業會社の整理縮少，問屋筋の極度の引締となつて現れた。かく最近の滿洲經濟界は各方面に亙つて極端なる萎縮と激減の記錄を示した。

（2）昭和6年の事業界

概　說　上述の如く不況の一途を辿つた滿洲事業界は昭和6年に入り一層其不況の度を增し之に加ふるに空前の銀價崩落に祟られて事業界は生產を制限し，新設會社の如きも其の形態組織を單に變じたと云ふに過ぎない寂寥振りに陷つた。他面需要激減に因る特產の市價亦慘落の悲運に際會し，奧地農民の疲弊困憊其極に達し一般商取引をして愈々不振の狀態に陷らしめ，爲に滿洲側商人の倒產閉店するもの續出の慘狀を呈し財界をして益々惡化し愈々不況を深刻ならしめた。

一面農產物たると工業品たるとを問はず，殆んど一樣に現出した世界的生產過剩に伴ふ商業上の大なる惱みと，黃金の偏在より來つた凡ゆる悶へは同時に又滿洲市場にも反映し交互錯綜せる波瀾を各事業界に投げかけた。即ち昭和6年は世界的に貿易不振の年であり，國際財界は屢々危機に瀕し，高關稅戰は愈々猛烈となり，加之一般物價の漸落的趨向は貿易事情を漸次不況に導かしめた。

之を大連を中心とする海運界に就て見るに打續く前年來の銀安が一時對內地竝に對歐取引にやゝ活況を與へ，濠印方面の市況も比較的好調を告げたが，然し一般不況の反映と歐洲向大豆取引の頓挫に何れも反落氣配を呈し，次で滿洲事變の勃發，英國金本位停止問題の發生等に一段の不冴を續け，ただ僅に內地に於ける政變と金輸出再禁止に依り各方面共稍々恢復氣味に越年した。

貨物輸送も亦打ち續く世界的財界不況並に銀安等の影響を受けて荷動き捗々しからず推移したが，滿洲事變の突發其他に原因して一時的乍らも大正15年8月以來の現象を見た。即ち10月以降特產物，石炭の出廻季に入り發送貨物は漸次增加の兆を辿つた。

他面銀價の低落は滿洲國人側の購買力を減殺し，延いて輸入貿易の不振を招き，一方歐洲及內地側に於ける特產需要の減退をも告げ，特產界も亦滿洲事變以來折柄の夏枯

期を加へて澁滯を已なくし，殊に兵匪の横行に出廻りを阻止され特產資金の需要もはかばかしくなく，從つて輸出貿易も亦不振の域を脫する事が出來なかつた。從つて銀行界に反映する爲替受拂高の如きも貿易竝に一般商取引の不振によつて是れ亦前年に比し減少した。(但し銀勘定の受拂高は金勘定と反對に受拂共に增加した。之が原因は要するに取引の旺盛によるものでなく一に全く銀價の暴落に基因する現象であつた)。

勞銀に就て見るも事業界の不振と銀安關係で勞銀は浮動常なく一般竝に工場勞働共前年よりかなりの低落を示した。即ち一般勞銀は一般竝に工場を問はず小幅ながら其變動はかなり激しかつた。

次に物價市場は前年に於ける2割强低落の跡を受けて引續き凋落を續け，一時內地物價の反撥と相俟つて微騰を示したが其後も依然低落の一途を辿つた。然し物價大勢は10月を最低位として微弱ながら上向き年末には平均1割內外の急反撥を見せ越年した。

更に視線を轉じ之を滿洲金融界に就て見るに滿洲に於ける手形交換高の減少が如實に其の間の不振消息を物語る如く，銀行側に於ても預金增加，貸出減少の傾向を辿つた。尤も銀勘定は預金貸出共に增加したが就中預金の方は素晴しい增加振りを見せた。但し金銀在高は前年と大差なかつたが然し金勘定の方は幾分減少し反對に銀勘定は增加した。之を要するに滿洲金融界は滿洲事變以來商取引の不振によつて資金の需要起らず依然として緩漫の情勢を續けた。ただ同年末に於ける金輸出再禁止は各市場一齊に活氣を與へ此方面に資金の需要を喚起した。例へば株式市場に於ては同年後半期に於ける極度の惡化狀態より掉尾活躍への奇現象を示現したのみであつた。

いま昭和6年度末現在に於ける日本側諸會社數を徵するに1,494社を有するが，此の內本店數は1,242社にして，支店數156社，出張所數96社を示し其總拂込資本額（又は出資額）は6億2千7百萬圓に達してゐる。

在滿會社數　（昭和6年末）

地方別		本店	支店	出張所	合計
關東州	旅順	51	7	3	61
	大連	772	62	49	883
	金州	—	2	—	2
	普蘭店	—	1	—	1
	貔子窩	4	3	1	8
	計	827	75	53	955
鐵道附屬地	瓦房店	3	—	1	4
	大石橋	6	1	1	8
	營口	13	1	—	14
	鞍山	42	4	—	46
	遼陽	8	2	—	10
	奉天	194	22	10	226
	本溪湖	10	3	1	14
	安東	48	16	8	72
	撫順	17	6	—	23
	鐵嶺	5	—	3	8
	開原	20	7	3	30
	四平街	5	7	0	12
	公主嶺	11	—	8	19
	長春	33	12	8	53
	計	415	81	43	539
總計		1,242	156	96	1,494

會　社　組　織　別　（昭和6年末）

地方		株式 會社數	株式 拂込資本金	合資 會社數	合資 出資額	合名 會社數	合名 出資額	合計 會社數	合計 拂込資本金又は出資額
			円		円		円		円
關東州	旅順	5	463,000	43	777,700	3	72,000	51	1,312,700
	大連	185	519,561,537	512	19,245,214	75	9,309,800	772	548,116,551
	金州	—	—	—	—	—	—	—	—
	普蘭店	—	—	—	—	—	—	—	—
	貔子窩	2	65,000	2	210,000	—	—	4	275,000
	計	192	520,089,537	557	20,232,914	78	9,381,800	827	549,704,251

地方		株式 會社數	株式 拂込資本金	合資 會社數	合資 出資額	合名 會社數	合名 出資額	合計 會社數	合計 拂込資本金又は出資額
			円		円		円		円
鐵道附屬地	瓦房店	2	80,000	1	30,000	—	—	3	110,000
	大石橋	3	103,000	3	150,000	—	—	6	253,000
	營口	10	5,097,500	2	130,000	1	500,000	13	5,727,500
	鞍山	11	4,367,500	29	3,775,905	2	75,000	42	8,218,405
	遼陽	6	2,662,500	2	225,000	—	—	8	2,887,500
	奉天	47	25,488,700	132	4,071,700	15	870,000	194	30,430,400
	本溪湖	3	150,000	7	8,347,500	—	—	10	8,497,500
	安東	22	7,588,000	24	4,157,500	2	14,000	48	11,759,500
	撫順	9	617,500	6	272,000	2	260,000	17	1,149,500
	鐵嶺	3	576,250	2	56,000	—	—	56	632,250
	開原	13	2,723,500	6	53,200	1	150,000	20	2,926,700
	四平街	4	400,000	1	179,000	—	—	5	579,000
	公主嶺	4	575,000	6	113,000	1	4,000	11	692,000
	長春	17	3,069,000	15	1,037,500	1	150,000	33	4,256,500
	計	154	53,498,450	236	22,598,305	25	2,023,000	415	78,119,755
總計		346	573,587,987	793	42,831,219	103	11,404,800	1,242	627,824,006

會社營業種類別　（昭和6年末）

種類		關東州 會社數	關東州 拂込資本金又は出資額	鐵道附屬地 會社數	鐵道附屬地 拂込資本金又は出資額	合計 會社數	合計 拂込資本金又は出資額
			円		円		円
農業		20	6,366,000	11	3,233,000	31	9,599,000
水產業		6	414,600	—	—	6	414,600
鑛業		17	2,882,300	6	12,171,905	23	15,054,205
工業	紡織業	15	2,330,000	8	2,817,200	23	5,048,200
	金屬業	14	979,000	2	104,000	16	1,083,000
	機械器具	18	2,129,600	4	142,000	22	2,271,600
	化學工業	69	12,377,500	36	9,098,500	105	21,476,000
	食料品	45	3,928,800	32	14,689,700	77	18,618,500
	雜工業	112	9,433,500	47	3,279,200	159	12,712,700
	電氣，瓦斯	2	31,300,000	9	3,087,500	11	34,387,500
	計	275	62,478,400	138	33,119,100	413	95,597,500
商業		432	67,954,251	250	28,506,250	682	96,460,501
醫務に關する業		1	4,000	—	—	1	4,000
鐵道及軌道運輸，海運，自動車運輸，運輸取扱業		76	409,604,700	10	1,089,500	86	410,694,200
總計		827	549,704,251	415	78,119,755	1,242	627,824,006

關東廳の調査に據れば同年中に於ける利益金の最も多き事業は電氣事業の256萬圓，海運業の164萬圓之に次ぎ，銀行業，取引所及瓦斯工業の順序であるが，拂込資本金に對する利益割合を比較するに無盡業の3割9分，紡織工業の1割6分强之に次ぎ製造工業，電氣事業，海運業，保險業，取引所の順位で他は何れも1割以下の成績である。而して損失を計上するのやむなきに至つたものは物品販賣業，窯業，鑛業，倉庫業及び土木建築負請業であつた。

(3) 昭和7年の事業界

概說　昭和7年に入るや滿洲事業界にやゝ好轉の氣運を見るにいたつた。卽ち本年初頭の一般財界は金融界の一般凡調に拘はらず物價はやゝ騰貴の趨勢を辿り特產界も亦取引の活況を見るに至り，殊に錢鈔市場は爲替關係による市場の盛況を持續し株式界も亦滿洲景氣の現出期待裡に殷賑極めた。2月に入るや勞銀界も亦物價高に追隨し，滿鐵の運輸事業も黑字に轉じ貿易輸出の躍進すら實現した。3月に於ける特產界も强弱の交錯裡に稍好調を示し，輸出入又相伴ふて躍進するにいたり，錢鈔先物出來高の如きは大連に於てさへ3億餘萬圓に達した。其の間金資金の需要弗々喚起され貿易もいよいよ順調に轉換されたが3月より4月にいたる諸物價は反落の調を辿つた。かくして上半期の財界は金融方面に於て特產資金の一巡を見て閑散季に入つたが商品界は好調裡に推移し，貿易は相當の成績を收めて進み，7月に入るや卸物價愈々騰勢に轉じ，殊に8月以降金融界俄かに活氣付き一般輸入品の增加躍進振りを見るにいたつたことは近年に見られない事象である。

前記の如くに昭和7年の滿洲事業界は微か乍らも好轉の氣運を辿つて推移した。次に之を各事業別に就て見るに商業方面は滿洲事變を契機に經濟界好轉，銀價の急回復による滿洲國人側購買力增により一般貿易は活況を示し各營業共可成りの業績を辿り貿易商取引所信託業等最も顯著な好轉を示し土地賣買仲介業もこれに次ぎ好調を示してゐる。然し大勢よりすれば滿洲事業界は依然世界的不況，滿洲國の治安不安定等に左右されてゐる。從來滿洲に於ける在留邦人の經營になる商店は其の殆んど大部分が世界的不況と經營經費の少い土着商人の進出の爲に壓迫され苦境に陷つてゐたが最近の銀高と滿洲國獨立に依る上海方面の輸入杜絕の爲め內地製品の輸入旺盛となり漸くその商況活氣を呈するに至つた。殊に奉天方面の商人は暫く杜絕してをつた奉開線の開通に依り銀高に伴ふ滿洲國人の購買力增加の爲大阪方面商品の奧地移入盛んとなり，その中日常生活必需品，綿製品，雜貨等は殊に需要旺盛となり，他面これまで地方に橫暴を極めた匪賊軍は皇軍の勇敢なる討伐によつて漸次平定し，奉海，吉長，奉山線奧地滿洲國商人との連絡も生ずるにいたつた。

かく昭和7年上半期に於ける奉天の商業界は不況のうちにも稍々好成績をあげ，前年同期に比し貿易總額に於て約3割5分，1千1百萬圓の增加を告げた。殊に上海事變の結果上海品の輸入杜絕により，金建の日本商品が銀高のために銀建の滿洲國商人にとつて割安となり，愈々日本品取引は好轉に向つた。（昭和7年11月現在）

(4) 滿洲國の開市場

概況　滿洲各地の市場を通觀するに，主要都市及貿易港を除く外は，未だ其の商業組織も新舊混淆し，未開放地帶並に蒙古方面には今日尙ほ原始的なる隊商廢子制度による物々交換さへ行はれ，其の他所謂市による賣買制度も現存してゐる。

次に條約其他の事由により開放せる都市卽ち開港場及開市場を綜合するに其數32の多きに達し，殊に近年交通の發達特に鐵道網の充實及び特產物の市場化と共に內外商人の共同戰線意識の高潮されつゝある事は，何れも皆今後を期待するに足るものである。

地方別開市場　滿洲に於ける開市場は下表の示す如くであるが，尙之等の開市場以外に滿鐵其他各鐵道沿線に發達しつゝある新興商業都市も亦尠くない。

地方別	開市場名	開放事由
蒙古	恰克圖（賣買城）	1740年10月恰克圖界約及1792年恰克圖條約により露の爲に開放せられた
奉天省	牛莊（營口）	1858年6月英淸間天津條約により1861年開放
蒙古	各盟	1862年中俄通商章程により開放を約した
蒙古	庫倫	1880年璦琿城續約により露國の爲開放した
蒙古	烏里雅蘇臺，科布多	1881年2月伊犂條約により露國の爲開放された
奉天省	安東，大東溝，奉天	1903年米淸條約により開放を約し1906年3月より實行した

奉天省	鳳凰城、遼陽，新民、鐵嶺，通江口，法庫門	1905年（明治38年）12月日清滿洲善後協約により開放された
吉林省	吉林，哈爾濱，新京寬城子，寧古塔，三姓	
黑龍江省	齊々哈爾，瑷琿，海拉爾，滿洲里	
吉林省	綏芬河	1908年（明治41年）淸國自から開放した
吉林省	龍井村，局子街，頭道溝，百草溝	1909年（明治42年）9月間島に關する協約により開放した
蒙古	赤峯，洮南	1913年（大正2年）支那自から開放した

市場制定　滿洲國政府は門戸開放主義を實行するため，奉天省內の錦縣，山城鎭，四平街，鳳凰城を新通商口岸（開放市場）に指定し，現在の奉天，營口，安東（大東溝）等の舊通商口岸を加へ，以上7箇處を萬國通商口岸に制定すべく目下審議を進めてゐる。（昭和7年11月調）

（5）外商の活躍

外商の潜勢力　列强が滿蒙に對して虎視眈々たる情勢は既に明かである。現に滿洲國，西伯利亞に於て米，英人が盛んに活躍し根據ある勢力を扶殖すべく努力してゐる。彼等の目標は要するに極東市場に於ける日本との競爭であつて現に國境附近，哈爾濱を中心として企業の步を進めてゐる。卽ち中東線を挾み吉黑兩省に亘る大規模なる森林及鑛山業の計畫の如き其一例である。いま滿洲國內に於ける彼等の潜勢力を綜覽するに，各國人中米國人は最も廣範圍に亘り活躍し，之に次ぐは露，英，獨，デンマークである。南滿の地にあつては奉天を筆頭に，大連，新京に根據地を置き，歐洲，中華民國本部との間に介在して商取引を主とし，北滿地方にあつては專ら其中心を哈爾濱に置き，內外蒙古との間に毛皮取引をなしてゐるが遠く邦商の及ばざるところである。門戸開放，機會均等の下にある滿洲の地に彼等外人勢力扶殖の情勢こそ實に見逃してはならぬ問題である。

米商の勢力　米國が滿洲に關係を持ち始めたのは日露戰役の終結に盡力したときからである。其第一步は鐵道王ハリマン氏によつて開始された。彼の提唱たる世界一周運輸幹線を米國の支配の下に建設せん大計畫も遂に成らず其後機會ある每に進出を圖り，かの錦愛，法庫門鐵道の借款提唱及南滿鐵道の併行線敷設權に關する借款等を高唱し一見中華民國のため最も同情深き友邦たるものの如くであつたが事實は滿洲に對する米國勢力の扶植策に外ならなかつた。一面民國に於ても日本の興隆を嫉視して居る折柄凡ゆる機會に於て米國を利用した。殊にワシントン會議成立後一層親米を高唱し其同情に縋らんとしてゐる。而して米國も亦巧みに之を利用して貿易の進展，經濟力の進出に努めた。

滿洲國內に於ける米國系商業資本系統を徵するに石油16社，毛皮商9社，機器商7社，ミシン4社其他を加へ合計57社に及んでゐる。此の內石油販賣の16社最も多く，スタンダート石油は大連，營口，奉天，撫順，安東，吉林，公主嶺，鐵嶺，開原，四平街，新京，哈爾濱，齊々哈爾に支店又は出張所を有してゐる。滿洲輸入石油の7割內外を自己の手によつて供給してゐる。尙ほテキサス石油會社は進出日尙ほ淺く見るべきものがない。然しシンガーミシンは大連，奉天，吉林，哈爾濱，新京に支店を有し活躍して居る。

顧るに米商の滿洲進出の最初は美孚洋行で，德士克，愼昌，滙隆，鼎昌，歐亞洋行等相次いで現れたが，此內後の三洋行は事業不振で閉鎖の止むなきにいたつた。然るに數年前より上海，漢口在住の米商が進出するに至つた。卽ち鉅昌，博施停，郝利，馬克の諸洋行が支店若くは自から店舖を開き，各保險會社代理店及花旗銀行等の活躍を見るに至つた。這般ゼネラル・モータース會社は奉天に北支總代理店を置いて大いに其商權の擴張に努力し又舊東北交通委員會の對米直通短波無電臺建設計畫に乘じて米國ラヂオ・コーポレーションは無線機賣込に成功した。殊に最近紐育シテイバンクを通じてアメリカ金融資本の北滿進出はめざましいものがある。滿洲事變後殊に昭和7年以來米國の金融資本は續々流入しハルビンにおける露人經營の主なる商店は殆どすべてシテイバンクの資本の鐵鎖に操られてゐる有樣で，ハルビン最大のデパート秋林商會の如きも早晚米人經營に移るだらうと見られてゐる。又ハルビン最大の製粉工場たる松花江火磨（大株主は主に外人特產商）はシテイバンクに約20萬米弗の債務を有してゐたが，同行の大株主間における躍起運動が功を奏して價格33萬米弗でアメリカ產業會社に身賣りし純然たる米人經營の工場となつた。その外同行は貸附條件を緩和していよいよその事業を擴張する一方，延滯利子の2分減を發表して益々その勢力を伸展しつゝあるのは注目すべきである。（昭和7年11月現在）

英商の勢力　英國が滿洲に商權を扶植したのは1858年天津條約により牛莊を開港せしめてからである。

爾來英商は本國商品の輸入に，土產品の輸出に着々と經濟的勢力の發展を遂げて來たが，牛莊の繁榮が他地に奪はれるに及んで英商は北進策を構じ哈爾濱，奉天等の都市に經濟活動を開始した。英米煙公司，亞細亞石油，怡和洋行，卜內門洋城公司，英支東洋貿易商會，倘老普隆洋行，彼得洋行などが活躍し金融機關としては滙豐が活動し，最近哈爾濱に大屠殺場及工場を建設し罐詰を製造して本國に輸送してゐる。

いま英國系商業資本に就て見るに石油12社，貿易10社，砂糖10社，毛皮9社其他合計57社を有する。之等のうち亞細亞石油會社は大連，營口，奉天，公主嶺，四平街，開原，新京，吉林，哈爾濱，齊々哈爾に支店を有しスタンダート石油會社と共に滿洲石油の覇者である。取扱石油數量は全滿輸入量の約2割と云はれてゐる。

現在英商の取扱ふ商品は高級品であつて此點は安價主義を第一の標榜としてゐる獨米品とは好箇の對象である。其間英商の政策は他國の競爭とは無關心の如く裝ひ其實着々地盤を占めてゐた。然るに滿洲事變後巨商を除く一般英商は中華民國內地へ轉業せるもの續出のため目下英國商務委員會では極力彼等の維持復活に對策を講じてゐる。英米煙，大英煙の兩公司，アジヤ石油會社が其製品の販賣に就て如何に多額の機密宣傳費を使用してゐるかは衆人のよく知るところである。

獨商の勢力　滿洲に於ける獨逸の勢力は歐洲大戰によつて一掃され昔日の俤はない。然し數年來の發展は殊に目覺しい。いま滿洲國內に於ける獨商の資本系統を徵するに金物機商26社，毛織物商2社，藥品商5社，雜貨3社，貿易商1社計37社であるが此の中金物機商が斷然他を壓倒してゐる。主なる獨商は魯慈洋行，クルトール及ゲーテルマン商會，雅利，禪臣，福華，天利，禮和，世昌，寶利洋行の取扱ふ機械類，貴金屬，時計及自動車，玩具等である。商取引の方針が盡く顧客本位で其販賣政策も極めて巧妙である。因に獨商の投資方針は英，米，佛資本家の目標とする自國貿易の擴張及投下資本に對する報酬獲得と反して獨商のそれは自己の目指した獨占事業でなければ投資しない點である。

佛商の現勢　滿洲國內に於けるフランス系商業資本系を調べるに雜貨類販賣商3社，食糧品商2社，機械器具販賣商2社，藥品販賣商2社，貿易商2社，自動車販賣商1社，玩具商1社計12社であるが此の內雜貨類主として化粧品，流行品の販賣商が最も主位を占めてゐる。

ロシア商の活躍　滿洲國內に於けるロシア系商業資本の商社を徵するに，毛皮販賣

商11社，貿易商8社，雜貨販賣商6社，食料品商4社其他を併はせ35社に及んでゐる。かくの如く毛皮を取扱ふものが最も多い。而して之等の內，秋林洋行は哈爾賓に本店を有し大連，奉天，滿洲里に支店を置き洋雜貨の販賣にあたり，ツルヒンモリヤンスキーは滿洲里，海拉爾に於て對蒙古貿易に從つて居る。次に在滿ソウエート系商業機關は貿易9社，機械商6社，飲食料販賣4社其他を併はせ32社を有してゐる。殊に1930年ソ聯の一機關たるエキスポートフレーブの設置は注目に値した。エキスポートフレーブは其名稱を穀類糧秣海外輸出販賣株式會社と稱する。同社成立の目的はソ聯輸出業者の爲に國外に輸出する穀物，糧秣の販賣，保險及運送をなし，購買者に之等穀物の引渡を爲さんとするものである。資本金現在500萬留にしてソ聯を代表する一機關である。(國營機關の引受株は以上資本額の51%を保留してゐる)

いま其の活動の一班を徵するに1930年始めて興凱湖を中心とする一帶の大豆を取扱ひ漸次東部線に手を伸ばした。1931年春以來更に西，南兩部線に進出し同年4月迄に6萬5千噸を浦潮に搬出した。而かも尙注意すべきは南部線のものは悉く表面上探算圏外に於て賣却されてゐる事實である。更に陸路による特產物の歐洲輸出といふ劃期的新事業をも實現せしめた。

次に注目すべきはソ聯が石油の販賣擴張を構じつつある事である。即ち奉天に蘇聯煤油公司なる新店舖を設置し南滿の代理店11箇所を管理せしめ販賣擴張に一大活躍をなすべく目下計畫中である。(7年11月現在)

(6) 商業機關

(1) 商工會議所

現況 滿洲に於ける邦人商工及商業會議所は大連，奉天，安東，營口，新京，哈爾賓，鐵嶺の7箇所に設置されてゐるが此外沿線附屬地にも略ぼ之れに類似する機關がある。即ち鞍山實業會，遼陽實業會，撫順實業協會，開原實業會，四平街市民協會，公主嶺商工會，旅順商工會，本溪湖實業會，吉林商工會等是である。

次に外人商業會議所として大連及營口に英國商業會議所ある外，哈爾濱には佛，獨，米，英及露の5商業會議所がある。

滿洲日本人商工會議所一覽 (昭和7年9月現在)

名稱	設立年月	會頭名	書記長	會員數	昭和7年度豫算
					円
大連商工會議所	大正 4. 7	高田 友吉	缺 員	306	61,460
奉天商工會議所	明治 40. 1	庵谷 忱	野添 孝生	203	41,000
安東商工會議所	明治 41. 7	荒川 六平	新田 忠平	175	22,666
新京商工會議所	大正 9. 6	永原 岩雄	大垣 鶴藏	—	18,204
營口商業會議所	大正 9. 4	今井 榮量	日下 淸纓	—	14,800
哈爾濱日本商工會議所	大正 12.10	加藤 明	山田 小一	—	38,320
鐵嶺商工會議所	大正 12. 4	紀藤 義也	松崎 義造	95	9,300
計 7					205,750

商工會議所內容 (昭和6年中)

名稱	常議員	特別常議員	役員	會議度數	議事件數	經費
						円
大連商工會議所	50	3	3	38	108	64,816
營口商業會議所	8	2	10	20	60	—
奉天商工會議所	30	14	5	56	166	36,646
安東商工會議所	30	7	2	26	60	19,521
鐵嶺商工會議所	6	4	8	14	29	7,149
新京商工會議所	5	3	3	—	—	—
哈爾濱日本商工會議所	—	—	—	—	—	31,590
合計	128	33	31	154	428	160,722
昭和5年	128	33	31	180	564	169,225
同 4年	124	37	26	221	559	171,921

(2) 諸組合

現況 滿洲に於ける組合事業は近時資本的に又企業的に漸次發達しつゝあるが，此の內滿鐵社員消費組合及滿洲輸入組合を除く其他の組合は資金の需給，生產の施設，原料製品並に生活必需品の供給制度に於て未だ大なる活動を爲してない。

昭和6年末に於ける日滿人及び外國人の組織する同業組合數を徵するに別表の示す如く328にして組合員數は103,113名に達し前年に比し5,687名の增加を告げた。

同業組合 (昭和6年末)

地方		組合數	組合人員 日本人	滿洲國人	外國人	計	1年間經費
							円
關東州	旅順	32	549	3,320	—	3,869	26,206
	大連	131	9,884	20,210	23	30,117	701,801
	金州	4	24	6,086	—	6,110	55,859
	普蘭店	10	281	55,344	—	55,625	30,470
	貔子窩	1	—	300	—	300	660
	計	178	10,738	85,260	23	96,021	814,996
鐵道附屬地	瓦房店	3	9	107	—	116	3,635
	大石橋	3	11	10	—	21	1,285
	營口	5	36	183	—	219	27,505
	鞍山	10	155	114	—	269	4,759
	遼陽	5	40	7	—	47	1,372
	奉天	26	603	272	1	876	38,645
	本溪湖	3	20	1	—	21	72
	安東	33	762	2,101	—	2,863	32,566
	撫順	12	144	359	—	503	10,162
	鐵嶺	3	21	69	—	90	1,435
	開原	13	282	324	—	606	2,075
	四平街	8	95	323	—	418	6,298
	公主嶺	7	75	126	—	201	665
	新京	19	220	622	—	842	12,965
	計	150	2,473	4,618	1	7,092	143,439
總計		328	13,211	89,878	24	103,113	958,435
昭和5年		328	11,207	86,205	14	97,426	869,206
昭和4年		313	11,086	75,821	39	86,946	894,040

滿鐵消費組合 (詳細は社會の別項參照)

滿洲輸入組合 在滿輸入邦商に必要な資金を提供して商品界に活動せしめ現在の窮境を打開せんが爲に，昭和2年末奉天に先づ創立され現在では全滿17主要都邑に其成立を見てゐる。因に全滿輸入組合聯合會は昭和2年8月成立し專ら各地の統制に任じてゐる。昭和7年9月末現在に於ける出資拂込金は47,057萬圓に達し，現在の組合員數1,297(口數231)を示してゐる。

滿洲各地輸入組合狀況一覽表 (昭和7年9月末)

輸入組合	貸付金狀況 出資拂込金	貸付金對出資金百分比	組合員異動表 員數	口數	商圍表 商圍數	商圍加入拂込金	百分比
	円					円	
大連	644,896.06	125.5	361	13,086	95	621,265.45	96
旅順	67,259.20	118.4	63	1,378	17	61,663.88	92
大石橋	46,542.75	157.5	35	966	11	46,005.99	99
營口	86,653.82	134.3	52	1,759	13	83,824.64	97
鞍山	140,140.95	164.0	76	2,841	23	140,140.95	100

輸入組合	貸付金狀況 出資拂込金	貸付金狀況 貸付金對出資金百分比	組合員異動表 員數	組合員異動表 口數	商圈表 商圈數	商圈表 商圈加入拂込金	商圈表 百分比
	円					円	
遼陽	128,991.20	171.9	47	2,604	13	124,190.01	96
奉天	217,127.00	125.7	130	4,406	33	197,735.83	91
撫順	141,601.86	109.6	72	2,865	21	140,382.93	99
本溪湖	40,731.99	143.3	32	838	9	39,243.42	97
安東	191,731.34	140.9	98	3,880	29	188,277.29	98
鐵嶺	79,392.97	184.1	49	1,612	14	77,872.61	98
開原	33,708.28	129.7	32	689	10	31,988.25	96
四平街	116,951.76	126.2	50	2,364	13	116,322.63	99
公主嶺	35,966.47	76.8	22	732	6	35,397.66	98
新京	164,108.24	128.3	100	3,333	29	161,819.64	99
吉林	16,824.12	142.1	10	341	2	14,844.60	88
哈爾濱	166,514.22	135.4	68	3,363	19	162,380.48	97
合計	2,319,142.23	134.2	1,297	47,057	357	2,243,356.26	97

（3）市　　場

滿洲に於ける昭和6年末の市場數は，31にして，出店數607に達し其賣上金額は9,681,639圓を告げた。州內に於ける市場は悉く官公設の小賣市場であつて其數は合計17に及び其賣上高7,826,235圓に達してゐる。此內大連中央卸賣市場は昭和4年の設立にかゝり現在大連市の經營する處であるが未だ其實質を備へない憾みがある。しかし目下懸案の市場制度の改善を見た曉には其面目は一新せられるであらう。小賣市場は大連，旅順其他の都市に發達し就中大連に於て著しきものがある。次に魚市場は主として關東州水產會の經營に係り家畜市場は普蘭店，貔子窩，金州に設置されてゐる。就中普蘭店市場の年取引數は1萬7千頭(價格119萬圓)に達し州內總取引高約2百萬圓の約6割强を占めてゐる。尙ほ撫順中央市場(私設)，鐵嶺魚菜市場(私立)，開原に開原魚菜市場，開原新發市場及開原家畜市場の3市場及新京に私立の長春市場株式會社(日本橋)，安東大東溝には私設の魚市場がある。

いまこれ等の市場に於ける數場坪數及び出店數，竝びに1箇年間の總賣上金額等について見るに，次の表に示す如くである。

滿洲各地の市場（昭和6年末）

地方		市場數	出店數	賣上金額
				円
關東州	旅順	5	24	514,119
	大連	7	316	6,788,086
	金州	1	24	107,290
	普蘭店	1	43	52,530
	貔子窩	3	32	364,210
	計	17	439	7,826,235
鐵道附屬地	營口	1	8	57,954
	鞍山	3	13	122,214
	奉天	1	37	530,794
	安東	3	35	349,520
	撫順	1	22	361,324
	開原	3	23	54,045
	四平街	1	4	6,032
	新京	1	26	373,521
	計	14	168	1,855,404
總計	昭和6年	31	607	9,681,639
	同5年	29	604	11,868,769
	同4年	26	645	13,486,647

滿洲見本市　從來滿洲に於ける見本市は各府縣の團體が個々に開催せる結果徒らに費用と時日を要し取引上の統制を缺いてゐた。全滿輸入組合聯合會は之を遺憾とし內地各府縣の合同による統一ある大見本市開催の運動に着手し昭和5年春頃より具體化し同年7月7日より3日間大連に於て第一回滿洲見本市を實現せしめた。參加府縣三府，一道，一州23縣出品者530餘名に達し，場內取引31萬圓と云ふ相當の好成績を擧げ，次いで昭和6年7月24日より3日間第二回滿洲見本市を開催し，場內取引43萬圓に達し前年度より約11萬圓の增加を見た。

而して第三回滿洲見本市は昭和7年8月23日より3日間奉天に於て開催された。其の取引高は61餘萬圓を突破し前回に比し約18萬圓の劃期的好成績を告げた。

（4）日本側取引所

概　況　滿洲に於ける取引所は(1)官營(2)民營の二に分けられる。(1)は大連，開原，新京，四平街，公主嶺，奉天の6箇所にあり，(2)は大連及安東の2箇所にある。現在の取引物件は，官營取引所にあつては大豆，豆粕，豆油，高粱其他金票，鈔票であり，民營取引所中大連株式商品取引所は有價證券，綿絲布，麻袋及び麥粉，砂糖等にして安東取引所は有價證券及び鎭平銀並びに豆粕，大豆，粟等である。

沿　革　大正2年關東廳は大連取引所を創立し次で開原，長春(現在の新京)公主嶺，鐵嶺，四平街，奉天，營口，遼陽，安東の各地に開設した。併し關東廳は歐洲戰後に於ける財界の不況に鑑み大正13年10月31日限り，遼陽，鐵嶺，營口の取引所を廢止した。

官營取引所　官營取引所は關東長官之を管理し所長，主事，書記等の職員を置き所務を處理せしめ又商議員會を設け所長及商議員を以て之を組織してゐる。

因に取引所は其組織が官營なる爲先物取引の履行を擔保する機關の必要を認め，取引擔保會社の隸屬を特許し，之に取引の擔保及清算事務を擔當せしめてゐる。

いま官營取引所竝に附屬信託會社を表示すれば次の如くである。

取引所及取引擔保會社

所名	設立年月日	會社名
大連取引所	大2.3.15	大連取引所信託株式會社 同取引所錢鈔信託株式會社
開原取引所	同5.2.8	開原取引所信託株式會社
新京取引所	同5.3.18	長春取引所信託株式會社
四平街取引所	同8.8.18	四平街取引所信託株式會社
公主嶺取引所	同8.8.18	公主嶺取引所信託株式會社
奉天取引所	同9.1.25	奉天取引所信託株式會社

官營取引所一覽

名稱	營業保證金	取引人 人員	取引人 身元保證金	信託會社 拂込資本金	信託會社 積立金	信託會社 一年間 總收入金	信託會社 一年間 總支出金
	円		円	円	円	円	円
大連取引所	750,000	147	588,000	5,375,000	795,045	1,203,614	643,697
奉天取引所	70,000	74	99,500	500,000	263,421	163,430	102,290
開原取引所	150,000	15	44,000	875,000	842,085	121,621	47,880
四平街取引所	75,000	19	55,000	125,000	41,630	23,556	23,556
公主嶺取引所	75,000	21	60,000	375,000	224,079	22,129	17,273
新京取引所	75,000	31	73,000	250,000	175,242	240,890	238,177
昭和6年計	1,200,000	307	919,500	7,500,000	2,341,502	1,775,240	1,072,873
同5年計	1,195,000	326	1,079,500	9,375,000	2,499,440	1,875,501	935,911
同4年計	1,195,000	359	1,180,500	9,375,000	2,268,956	2,458,584	869,072

官營取引所先物取引（昭和6年中）

取引所	建値	品名	出來高	價額	公定相場 最高	公定相場 最低	呼値の單位
				円	円	円	
大連	銀建	大豆	車 117,786	344,016,294	6,880	4,510	(百斤)
		高粱	〃 17,513	30,036,671	4,120	2,540	〃
		豆粕	千枚 38,502	75,662,270	2,255	1,645	〃
		豆油	箱 5,098,500	46,083,422	19,000	11,250	〃
		計	—	495,848,657	—	—	

取引所	建値	品名	出來高	價額	公定相場 最高	公定相場 最低	呼値の單位
			車	元	元	元	
奉天	銀建	大豆	177	475,340	6.004	4.980	(百斤)
		高粱	2	2,426	2.460	2.460	〃
		計	—	477,766	—	—	
			車				
開原	大洋建	大豆	12,784	30,470,107	1.648	1,066	(31斤)
		高粱	1,441	1,742,513	0.875	0.591	〃
		計	—	32,212,620	—	—	
			車				
四平街	大洋建	大豆	1,503	3,266,903	1.930	1.210	(38斤)
		高粱	1,578	1,792,804	1.020	0.622	〃
		計	—	5,059,707	—	—	
			車				
公主嶺	大洋建	大豆	7,274	14,579,606	1.800	1.179	〃
		高粱	2,913	2,824,880	0.908	0.545	〃
		計	—	17,404,486	—	—	
			車				
長春	銀建	大豆	4,272	7,870,170	16.510	10.200	(355斤)
		高粱	1,931	1,724,849	7.650	4.000	〃
		計	—	9,595,019	—	—	

（備考）　本表は各取引所に於ける各限月合計表である。

官營取引所現物取引

（昭和6年中）

取引所	品名	出來高	價額	公定相場 最高	公定相場 最低	
		車				
大連（銀建）	大豆	24,818	70,501,672	6,930	4,510	
	大豆（普通品以外）	10,666	31,401,176	—	—	
	普通大豆	5,560	16,420,337	6,830	4,370	
	高粱（普通品）	1	1,764	3,600	3,600	
	豆粕（混保品）	18,710千枚	36,740,096	2,255	1,590	
	同（非混保品）	70千枚	142,552	—	—	
	豆油	85,738,905斤	13,175,162	18,950	11,100	
	計	—	168,382,759	—	—	
		石	元	元	元	
開原（大洋建）	大豆	362,407.44	4,987,755	1,730	1.130	一箇年の相場
	高粱	92,222.91	688,523	0.930	0.580	
	雜小豆	581.99	6,743	1.400	1.000	
	蘇子	148.84	2,081	1.650	1.200	
	麻子	520.31	4,462	0.955	0.500	
	包米	12,079.00	86,030	0.950	0.578	
	吉豆	6.01	77	1.620	1.200	
	稻子	46,303.88	533,274	7.000	3.940	
	粳子	609.41	4,682	1.500	0.650	
	芝麻	60.48	1,903	5.700	2.750	
	硬豆	25	2	1.100	1.100	
	豌豆	60	6	1.000	1.000	
	色豆	45	5	1.200	1.200	
	小米	771.59	10,829	1.820	1.070	
	蕎麥	58.02	455	0.850	0.780	
	粳米	38.73	913	2.380	2,350	
	元米	22	3	1.800	1.800	
	糜子	1,049.67	8,698	1.070	0.600	
	穀子	59,813.25	536,552	1.150	0.625	
	大麥	429.26	2,106	0.500	0.490	
	計	577,102.31	6,875,099	—	—	
		車	円			
新京（銀建）	大豆	1,651	2,869,384	16,300	10,200	支那斛一石三五五斤
	高粱	208	173,638	7,200	4,800	
	小豆	9	15,178	14,300	12,600	
	計	1,868	3,058,200	—	—	

官營取引所錢鈔先物取引

（昭和6年中）

取引所	種別	出來高	價額	公定相場 最高	公定相場 最低
		千円	円	円	円
大連	銀對金	2,085,255	1,016,734,908	74.430	41.190
				元	元
奉天	金對大洋	346,464	767,853,508	256.04	139.91
	銀對大洋	585	583,889	100.37	98.89
開原	金對大洋	5,544	12,562,999	249.91	201.80
四平街	金對大洋	2,617	5,372,090	248.50	172.000
			吊	吊	吊
新京	銀對官帖	28,169	9,421,205,500	445.000	257.380
			元	円	円
	銀對金	453	211,017	49.115	40.800
				元	元
	銀對哈大洋	26	30,080	115.690	115.690

（備考）　此外現物取引高は大連取引所に於ける銀對金77,877千円（價額39,123,095円）．銀對小洋錢12,145千円（價額 13,851,547円）にして公定相場は前者は最高73,825，最低40,980，後者は最高121,795，最低108,120を告げた。

民營取引所　滿洲に於ける民營取引所は大連及安東の兩地に置かれ官營取引所に對峙して夫々機能を發揮してゐる。いま最近3箇年間に於ける民營取引所の營業成績及株式人員，取引人，資本金，積立金，及び純益金等の概況を表示せば下の如くである。

民營取引所

取引所	株式人員	取引人 人員	取引人 身元保證金	資本金	拂込資本金	積立金	一年間 總收入金	一年間 總支出金	一年間 純益金	一年間 配當金
大連	1,346	32	180,000	5,000,000	1,250,000	221,565	142,809	131,570	11,239	—
安東	235	24	98,860	2,000,000	500,000	56,920	13,993	8,709	5,284	—
昭和6年計	1,581	56	278,860	7,000,000	1,750,000	278,485	156,802	140,279	16,523	—
同　5年計	1,641	57	257,458	7,500,000	1,875,000	404,315	293,671	964,273	(—)670,602	25,000
同　4年計	1,879	71	327,455	12,500,000	3,125,000	491,059	206,740	329,704	(—)122,964	86,500

（1）　大連株式商品取引所

大連株式商品取引所の組織は大正8年12月關東州取引所令により設立され，當初の資本金は1,000萬圓（4分の1拂込）であつたが昭和5年8月半減して500萬圓（4分の1拂込）となり，資産の整理，賣買方法，計算整理方法，限月等を改善し久しきに亙る經營の放漫と不振より更新の第一歩へ踏み出したのである。

次に同所の取引物件を示せば有價證券，麻袋，綿絲綿布，麥粉，砂糖である。昭和6年中に於ける同所に於ける出來高及び受渡高の成績を示せば，次ぎの如くである。

商品出來高及受渡高　單位｛綿糸 梱／綿布 俵／麻袋 千枚

	品名	出來高	價額	受渡高 數量	受渡高 價額
延取引	綿糸	120	14,655	140	17,190
	綿布	1,701	211,941	200	26,289
	麻袋	840	209,880	1,170	29,418
定期取引	綿糸（金建）	38,270	4,725,051	—	—
	綿糸（銀建）	980	201,489	—	—
	麻袋	3,408	758,798	290	79,650

株式出來高及受渡高　（昭和6年中）

	出來高	株數	149,120株
		價額	2,299,772円
定期取引	受渡高	株數	39,270株
		價額	512,735円
	延取引	株數	137,570株
		價額	21,366,116円
	現物取引	株數	96,810株
		價額	7,560,677円

（2）安東取引所

同所は資本金250萬圓（拂込資本62萬5千圓）の株式組織であつて，有價證券商品及錢鈔の賣買取引を爲し，之に關聯して必要なる附帶事業を爲すを目的とし，其の營業地區は安東一圓である。

同所は以前安東株式會社商品取引所と稱し大正9年12月の設立に係り同10年1月安東領事館の免許を得て同2月業務を開始したが大正13年10月行政上の移管により關東廳の所管となつた。

取引物件は錢鈔の部に於て，鎭平銀其他の金銀錢鈔，株式，公債，地方債，社債，商品の部に於て豆粕，大豆，粟である。

今昭和6年中に於ける同所の成績を徵するに下の如くである。

民營安東取引所出來高相場（昭和6年中）

（株）定期取引	出來高	株數	20,500株
		價額	261,170円
	受渡高	株數	7,350株
		價額	93,900円

延取引，現物取引はなし。

（滕袋）取引なし。

（鎭平銀對金票）	先物取引	數量	612,944千兩
		價額	418,320千円
	公定相場	最高	933円
		最低	550円

（7）保險事業

（1）日本側の保險

概況　滿洲の保險事業は明治39年明治生命が大連に代理店を設置せるを嚆矢とし明治40年日宗火災及共同火災が旅順に代理店を設置して損害保險の先驅を爲し，爾來關東州及南北滿洲に於ける在留邦人の增加と經濟的發展とは益々內外保險業者の進出を促し遂に今日の盛觀を呈するに至つた。

我が行政管內に於ける保險業者は，大連に本店を有する大連火災海上保險株式會社を除く外，殆んど內地に於て主務官廳の免許を受けてゐる會社が支店若くは代理店等を設けて其事業を營むものであつて其數90の多きにのぼつてゐる。

保險事業發達の概要　滿洲の生命保險界は，極少數なる民國人保險會社の契約を除き殆んど其大部分は本邦會社の勢力に屬する。然も契約の數益々增加する事は獨り環境の然らしむるばかりでなく一面保險思想の普及によるものと云ふべきである。

尙輓近滿洲國人の生活の向上に伴ひ滿洲國人間にも保險思想普及し滿洲國人にして本邦會社と契約せむと欲する者も生じて來た。

尤も滿洲國人に對しては死亡統計の依るべきものなく又本位貨幣が異なる爲保險料及保險金の收支に多大の不便ある爲未だ積極的なる活動を見ないが其經營宜しきを得るならば相當の成績を擧げ得るであらうと觀測されてゐる。

次に損害保險に就て見るに日露戰役後內地保險會社は最初旅順に引理店を設置したが其後大連の發展著しく從つて各會社は何れも事業の本據を大連に移し，殊に外國保險會社は滿洲特產物の出貨多きに着眼し之に對する運送及海上保險を目的として活躍し他面火災保險界にも飛躍したが歐洲戰後內國保險業者の乘ずるところとなり漸次外國保險業者の地盤を侵蝕し今や彼我の勢力は歐洲戰役を前後として全く其地位を顚倒してしまつた。

尙ほ大連火災海上保險株式會社は內地資本家（東京海上，大正海上）及滿鐵會社の出資を得て資本金200萬圓（4分の1拂込）を以て大正11年8月事業を開始し，今日の好成績を見せてゐる。

保險業成績

年次		保險業者	收入保險料	支拂保險金	年末現在契約高 口數	年末現在契約高 金額
			円	円		円
生命	昭和6年	152	3,028,130	917,442	35,967	71,073,749
	同5年	149	2,368,182	824,406	35,389	67,977,149
	同4年	157	2,266,706	737,066	32,507	62,607,499
損害	昭和6年	219	1,182,230	793,837	61,468	424,875,073
	同5年	203	1,661,531	1,563,261	69,654	562,000,426
	同4年	205	2,001,331	635,343	81,234	631,905,315
其他	昭和6年	13	535,449	79,064	2,688	3,028,200
	同5年	20	226,372	112,034	3,636	3,872,800
	同4年	26	85,364	5,215	3,295	3,722,038
總計	昭和6年	384	4,745,809	1,790,343	100,123	458,977,022
	同5年	372	4,256,085	2,499,701	108,679	633,850,375
	同4年	388	4,363,401	1,377,624	117,036	698,234,852

簡易生命保險　關東州及南滿洲鐵道附屬地は簡易生命保險法の施行地域外であるが，在留邦人の生命保險を必要とする程度は內地居住者の比でないので關東廳は大正11年遞信局に簡易保險局長の振替貯金特別口座を開設し同年11月1日から管內各郵便所をして之が取扱開始を見るに至つた。此の施設は全く時勢に投じたるものの如く保險契約の申込を爲す者夥しく昭和6年度末迄の總契約受理高は25萬3千9百件，此の保險金4,723萬5千餘圓に達してゐる。而して右契約の內既に內地に轉居し又は死亡の爲保險金の支拂を了し若くは保險料不拂に依る契約の失效其の他解約等を控除し州內外居住者の有する契約高は同年度末に於て14萬3,600件，その保險金額2,614萬5千圓人口千人當り600件を示し內地の約2倍に相當する好成績を擧げ益々增加の趨勢に在る。

郵便年金　滿洲に於ける郵便年金は簡易生命保險と同樣郵便振替貯金の媒介に依り大正15年10月から內地と同時に開始せられたが，是亦急激に普及して昭和6年度末迄の契約受理高は3,232件此の年金額59萬餘圓に達した。然し該契約の內死亡解約等契約の消滅を控除した同年度末に於ける普及狀況は，內地の約3倍に相當する好成績を收めて居る。

（2）滿洲國側の保險

概況　極少數の新思想者を除く民衆の多くは保險の何たる事さへ今日尙理解されずに居る。尤も損害保險方面に於ては近時非常なる進展を見てゐるが生命保險に至つては遙に遲れ未だ普及の域に達してゐない。併し乍ら上海に於ける保險會社の代理店は近來其活動を開始し，尙最近我國生命保險業者の間にも研究されてゐる。惟ふに滿洲には據るべき死亡統計を缺き又其の生死を證明すべき機關なく其他貨幣制度の異る不便等によつて未だ實現されずに居る。

然らば滿洲には保險に類する制度がないかと云ふに然らず。例へば遼河と營口，鴨綠江と安東の如き特殊の地域にあつては，水險即ち洪水に關する保險が行はれてゐる。いま安東に行はれてゐる轄船聯保會に就て見るに鴨綠江の難船又は匪賊の被害等に對し一種の損害保險制度が行はれてゐる。唯合法的な組織によつて運用されてゐない憾みがある。

いま其の主なる保險會社及び代理店等に就て見るに次表の示す如くである。

名稱		種類	設立年月
奉天省	瀋陽華洋人壽保險分公司	人壽險	民 1. 9
	奉天金星人壽保險分公司	人壽險	民 3. 2
	營口華安水火保險有限分公司	水火險	宣 1. 3
	營口金星東三省分公司	水火險	光 4. 5
	營口福安保險分公司	人壽水火險	宣 2. 7
	安東大有昌公司	水險	光 34. 未詳
	安東合記公司	水險	民 3. 1
	計 7		
吉林省	濱江福安保險分公司	人壽水火險	光 26. 11

（備考）此外昭和6年5月上海太平水火保險公司が營口に同支店を開設した。

近況　奉天省に於ける保險事業は近年著しき發達を見てゐる。然し之等保險會社の多くは其設立に當つて地方官憲への出願並に適法の登記を行はずして徒に資本の巨額，信用確實等々の誇張された宣傳のもの多く，從つて一般商民を惑はしめ其弊害も尠くない。之に鑑みるところあり舊政府は昭和5年11月保險公司暫行章程を公布し斯業の整理と進展につとめた。同保險暫行章程(昭和5年11月1日公布)に據れば凡そ保險會社を設立する場合，省城內に於けるものは先づ農礦廳に呈請して立案を審查し，省城以外の諸縣に於けるものは所在地主管官廳を經て呈請し審議の上諭示される。設立立案を呈請するものは資本金5萬元以上の確實なる二箇商店の保證を要する。設立の許可を得たものは保證金5,000元を納附し支店設立の場合は其半額の納附を要する。凡て保險會社は登記後本省各縣內に法に遵つて支店を設立する外，普通商店に代理を委託する事が出來る。但し正式の委託文書を要し，委託の商店は資本金2萬元以上のものたる事を要す。因に從來の保險公司にして本章施行前既に登記を了したるものは，本章程施行の日より6箇月內に保證金の納附を要する。

保險業の發展　從來滿洲國人に對する火災保險事業は殆んど日英米の保險業者の獨占に歸して居り殆んど全契約の8―9割は邦商及外商の掌握する處である。然るに數年前より上海，天津に於ける民國の保險業者が主要都市に支店を設ける氣運を醸成した。而して其の主なる保險業者としては天津中國實業銀行の永寧水火保險公司（奉天商埠地11緯路）上海鹽業銀行の聯泰水火保險公司(小西關)北平東萊銀行の安平水火保險公司(小西關電車路)等で其保險料率は家屋に對し1,000分の2乃至5，粮石1,000分の3乃至5，貨品1,000の4乃至6，普通雜貨1,000分の5乃至7である。

華東保險公司　哈爾濱東華保險公司は水火災の保險を以て宗旨とする株式會社で本店を哈爾濱道外に置く。資本金現大洋50萬元(6,250株)每株80元で拂込金は12萬5千元である。

社會保險制度　滿洲國政府では全國民衆に對して社會保險制度の實施につき計畫中である。之によれば凡そ20歲以上の者はみな愛國貯金をなすべく，有資產者は規定による貯金をなし，無資產者は勞力を提供する事とし，外國人の入國には入國の際に徵收する。本人死亡後は其遺族に返還するといふ案で，現に籌備中である。

（昭和7年11月現在）

(8) 倉庫業

(1) 滿洲の倉庫業

概況　滿洲の倉庫業は之を沿革的に見て(1)草創の時代(2)濫設の時代(3)整理時代を經て今日に及んでゐると見ることが出來る。(1)明治42年大連起業倉庫が活動せるに始まり(2)世界戰爭の好影響により

各地に30有餘に及ぶ倉庫業の濫立を見た。然るに大正9年パニツクの襲來に會し整理時期に入り其後引續く不振裡に今日に及んでゐる。獨り滿鐵經營の倉庫業は益々發達し今や其の規模の宏大收容能力及其設備の完備せる點に於ては先進歐米諸國に比し何等遜色なき發展を見るに至つてゐる。

併し乍ら民間に於ける一般倉庫業は現在滿鐵倉庫業のために殆んど占有され滿洲特產物の大量は勿論，奥地向輸入品の大部分も亦同社に吸收されてゐる。即ち滿鐵倉庫業は總寄託貨物の9割を又保管料に於ても總額の9割を占めてゐる。他6社の業績は極めて不振狀態にある。此外特殊倉庫として大連製氷會社の冷藏庫がある。魚介の冷藏を主としてゐる。

いま滿洲に於ける主なる倉庫業者を擧ぐれば南滿洲鐵道株式會社，國際運輸倉庫部(各地)，福昌公司倉庫部，東洋倉庫建物會社(大連)，大連倉庫會社，實業倉庫（沙河口)，南滿洲倉庫建物株式會社，大連起業倉庫，合資會社大連倉庫，合資會社實業倉庫，旅順倉庫，貔子窩倉庫(數年前より休業)にして州外には合資會社井下商會(鞍山)，奉天運輸倉庫會社(奉天)，商業倉庫合資（奉天)，撫順倉庫，東海起業會社(新京)，長春倉庫會社(新京)，吉林に吉林倉庫金融，鄭家屯に遼源運輸倉庫，營口に營口倉庫汽船等がある。因に寄託貨物の主なるものは大豆を筆頭に豆粕，高粱，包米，小豆等之に亜ぎ鐵材，麥粉，セメント，石油等である。

保稅倉庫計畫　奉天に於ける保稅倉庫設置の要求は大正10年より起り奉天商工會議が中心となつて設置請願運動を續け滿洲國成立後再び奉天商議より滿洲國政府あてに保稅倉庫設置請願書を提出中の處昭和7年6月同國政府總務長官より商議あて奉天に於ける保稅倉庫設置は日本の滿洲國承認を前提とし猶且つ滿洲國稅關制度の確立を俟つて當然解決に著手さるべしとの回答があつた。これに依つて永年の懸案であつた奉天の保稅倉庫設置問題は日本の滿洲國承認と滿洲國稅關制度の確立と共に早晚設置實現されることとなつた。これに依り每年滿洲が日本より輸入する雜貨の中奉天に集まる額は約1億圓を算し，中6千萬圓は各地に散布するが保稅倉庫實現の曉は現在輸入商が被つてゐる稅關の不當評價，荷物の破損荷受等その他の損害が免れ滿鐵保稅輸送により大連より陸揚げされる輸入貨物はその儘奉天保稅倉庫に一旦收容され茲で稅金を拂ひ必要貨物だけ搬出出來ることとなるので日滿輸入商の利益は相當莫大なものがあらう。

(2) 滿鐵の倉庫

概況　滿鐵會社の倉庫營業は明治44年9月に始まり爾來今日に及んでゐる。

現在大連始め沿線各地には31箇所の倉庫を有し棟數177，面積512,736平方米に達してゐる。(昭和7年3月現在)

尙此の内大連埠頭内に豆油，重油タンク14基を有し保管能力18,600噸と註されてゐる。因に大連に於ける野積場は347,078平方米である。其他の驛所に於ては適宜構内を使用してゐる。此外安東に貯木池2箇所(面積145,596平方米)を有する。上述の如く滿鐵の一般倉庫營業は明治44年9月10日開始し今日に及んでゐるが此の內大豆混合保管は大正8年12月1日，豆粕混合保管は大正10年1月11日，豆油混合保管は昭和2年1月より取扱を開始したるものである。

倉庫貨物聡數受拂高

種別	越高	受高	計	拂出高	殘高
大豆混合保管	295,470	2,069,730	2,365,200	2,049,170	316,080
豆粕混合保管	22,217	851,290	873,507	755,236	118,271
豆油混合保管	3,311	20,816	24,127	22,706	1,421
分置保管	199,098	2,455,529	2,654,627	2,361,992	292,635
昭和6年度計	520,095	5,397,365	5,917,461	5,189,053	728,407
同5年度計	413,489	3,590,693	4,004,182	3,484,087	520,095
同4年度計	494,602	5,010,469	5,505,071	5,091,582	413,489

混合保管　混合保管とは受寄物の保管を爲すに當り，種類，品質の同等なる貨物は之を寄託者別に分置せず，全部混合又は融和の形式に於て保管するもので出庫の際は，之等總混合保管貨物の內から，當初寄託せられたると同種類，同品質，同數量の貨物を適宜分割して返却する制度である。現行混合保管規程によれば混合保管をなす貨物は(1)大豆(2)豆粕(3)豆油(4)小麥の4種であるが，之が實施期を示せば下の如くである。

混合保管開始

取扱開始 年月		種別	備考
大正	8.12	大豆	
	2.12	大連產豆粕	
	10.1	奥地產豆粕	
	10.5	營口產豆粕	
	10.10	小麥	事實取扱はれてゐない。
昭和	2.4	豆油	豆油混合保管制度は旣に明治15年4月に制定せられたるものである。

滿鐵社外線の混保制　滿洲事變後の狀勢一變により滿洲國各鐵路局では大豆混合保管取扱ひに關し漸く諒解を深め，かねて四洮，洮昂，瀋海，吉海各鐵路當局者が參集協議中であつたが，各鐵路沿線荷主の要望によりいよいよ近く滿鐵の混合保管を各鐵路が代理して受寄することに決定した。從來滿鐵の大豆混合保管制度に關しては吉長鐵路以外はこれを全然受寄せずその原因は全く舊張學良政權下の鐵路當事者の無理解に基くもので混合保管制度は滿鐵のために行つてゐるものと解釋し，それが如何に荷主に便利なものであつたかを諒解し得なかつた。ために滿鐵に於ても止むなく昭和2年以來國際運輸に代理せしめ社外線の混合保管寄託を取扱はしめてゐたのであつた。從つて其結果運送および保管上に非常な不便を伴ひ屢々荷主の陳情があつたが事情一變後各鐵路共漸く混保制度が取引上必要缺くべからざるものである事を漸次諒解し上述の如く混保の代理受寄を開始することに決定した。爰に全滿を通じて殆ど完全な混合保管區域となつたのである。而して檢査の技術上の點に關しては滿鐵規定の混保制度を嚴守し檢査人も滿鐵から派遣することとなつてゐるため荷主としては何等の不安なく取引を行ふことが可能であり檢査手數料の如きも各線共合理的料金を規定してゐる。なほ現在は各鐵路での混保受寄設備未完成のため當分の間實際の仕事は國際に當らしめることになつてゐる。因に四洮，瀋海兩鐵路は昭和7年12月1日より大豆混合保管の取扱ひを開始するにいたつた。其取扱驛は下の如くである。

四洮線―八面城，鄭家屯，通遼，茂林，開通，洮南，三江口，大林，錢家店，衞門臺，大平川，邊照

瀋海線―淸原，山城鎭，海龍，朝陽鎭，東豐，西安

尙は洮昂線に於ても近く開始する筈である。(昭和7年12月現在)

日滿倉庫　日滿倉庫會社は昭和4年6月5百萬圓の資本金(拂込50萬圓)を以つて設立され滿鐵關係の倉庫の他貨物積卸荷役及び通關，運送事務をも取扱ひ橫濱市外鶴見に6萬坪を購入し鐵道を引込み敷設し棧橋を架して6，7千噸級の船舶を橫付けせしめ從來の沖取りの不便をのぞき經濟的利益を圖る目的に依るもので昭和5年1月工事にかゝつたが順調に進捗してゐる。一方鶴見埠頭も豫定通り築造中で昭和8年早々諸機械の運轉もなし得る見込である。要するに同會社は滿鐵の資本によりその一機關として活動するのであるが滿洲國建設と共に滿蒙の發展に資する處大なる滿鐵の隆盛が期待されると同時に日滿倉庫明年竣工の曉を多大の期待をもつて注目されてゐる。

(3) 滿洲國人側の倉庫

概　況　滿洲國人側の倉庫業は今日尙甚だ幼稚なる棧房(行棧)及び堆棧の域を脫しない。單に貨物を預り之に對する僅少なる保管料を徵收するのみである。棧房乃至堆棧業者に寄託する事によつて，直に金融の途を構ずる事も出來ず，また倉庫證劵も發行されない。

然し現在の堆棧は(1)普通の堆棧業者による施設(2)關棧と稱する稅關の施設にかかるもの(3)在來の棧房業者による施設に分ける事が出來るが(2)を除いては見るべきものがない。其他沿線各地に存する多數の糧棧(雜穀問屋)も殆んど上述同樣にして院內野積場を單に荷主に對し提供する程度にとゞまり又其業務も問屋仲介業等を主とするものであつて何れも兼業の狀態に置かれてゐる。

海關保稅倉庫　海關に於ける保稅倉庫とは海關の認許を經た倉庫であつて一般保稅貨物及海關より改裝，改造，加工の特許を受けた保稅貨物を藏置する處である。其種類は(甲)普通貨物保稅倉庫(乙)危險品專用保稅倉庫(丙)特種加工品保稅倉庫である。

(甲)の保稅倉庫は一般保稅倉庫と自家用保稅倉庫の二種類である。而して保稅倉庫の認許狀手數料は50海關兩にして該認許狀每年の更改手數料は10海關兩である。

(9) 物　價

日用品物價

概　況　滿洲に於ける最近數箇年の一般物價は昭和4年來下落の一途を辿り昭和5年に入るや一般物價の低落停止する所を知らず，殊に農產物は連年の豐作に生產過剩を來たし，其間內地財界不況の深刻化並に銀價の暴落あり，又米國市場の不振，中華民國內地の動亂，印度綿布關稅引上問題等の影響により著しい轉落を演じ昭和6年に入るも引續き凋落を續けた。尤も一時內地物價の反撥と相俟つて微騰を見たが大勢は依然低落への一途を辿つた。然し物價の趨勢は同年10月を最低位として微弱乍ら上向き同年末に至るや平均1割內外の急反撥を見せて昭和7年を迎へた。殊に昭和7年2月以降一般物質は勞銀界に追隨して漸騰し來り7月に入るや卸物價も愈々本格的騰勢に轉じた。

物價指數　いま最近10箇年間に於ける卸賣物價指數を徵するに大正10年―12年の36箇月平均價格を100とするとき下の如き指數を示してゐる。

年次	總平均	年次	總平均
大正11年	99.0	昭和2年	88.5
同12年	98.8	同3年	88.2
同13年	104.9	同4年	86.0
同14年	107.5	同5年	70.2
昭和1年	93.7	同6年	74.9

滿洲各地小賣物價

（昭和7年7月）（單位金圓）

食料品

品種	單位	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
白米 滿洲米檢査 1等	1叺(3斗入)	5.70	5.90	—	—	—	—	—	—
白米 同 無檢査 1等	同（同）	5.30	5.70	6.20	5.10	5.50	5.60	5.00	5.40
白米 朝鮮米 特等	同（45kg）	9.30	8.80	—	—	—	—	—	—
麥粉	100 匁	.04	.05	.07	.06	.06	.06	.06	.05
牛肉 ロース	同	.44	.45	.18	.32	.36	.16	.26	.24
豚肉 上物	同	.30	.30	.26	.32	.38	.28	.24	.30
鷄肉 上物	同	.60	.60	.48	.54	.60	.24	.40	.45
鷄卵 滿洲物	10 箇	.20	.20	.17	.19	.20	.16	.20	.18
鹽鮭 上物	100 匁	.18	.20	—	.18	.21	.18	.25	.15
椎茸 日向物	10 匁	.14	.17	.17	.18	.18	.20	.20	.18
梅干 白紀州物	100 匁	.25	.20	.28	.25	.25	.25	.40	.25
澤庵 內地物	同	.07	.10	.12	.12	.10	.12	.13	.10

調味料

品種	單位	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
鹽，再製鹽 滿洲物	100 匁	1升 .04	升 .05	1升 .14	.06	.06	.06	.07	1升 .08
味噌 赤 滿洲物	同	.05	.05	.06	.06	.05	.06	.06	.06
醬油 龜甲萬	1 升	.50	.50	.70	.85	.80	.85	.75	.75
醬油 滿洲物各種	同	.45	.50	.60（140匁）	.65（150匁）	.60（150匁）	.65	.50	.50（140匁）
砂糖 白砂糖	1 斤	.07	.08	.13	.12	.11	.15	.12	.10
砂糖 角砂糖	1 封度	.08	.09	.15	.15	.13	.16	.14	.14
酢 丸勘印	1 合	.04	.04	.05	.05	.05	.05	.06	.05
ソース 錨印	1 罎（小）	.18	.17	.22	.25	.20	.22	22	三矢 .20
味の素	1罐(100瓦)	.80	.85	1.15	1.00	.90	1.00	.85	.90
鰹節 本節	100 匁	1.50	1.40	1.50	1.75	1.50	1.70	1.50	1.60
煎子	同	.30	.30	.43	.35	.35	.35	.38	.35
出シ昆布	同	.35	.25	.38	.40	.35	.35	.40	.30

飲料及嗜好品

品種	單位	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
清酒 白鶴	1 升	1.40	1.40	櫻正宗 1.90	1.65	1,80	1.80	1.80	1.70
清酒 菊正宗	同	1.60	1.60	2.00	罎詰 2.20	1.80	1.70	220	1.70
清酒 滿洲物	同	松鶴 1.00	神力 .90	神力 1.00	松鶴 1.00	千金正宗 1.00	旭正宗 1.10	建國 1.00	鷹正宗 .90
麥酒 サッポロ	1 本	.24	.25	.30	.29	.28	.30	.30	.29
麥酒 キリン	同	.24	.25	.31	.29	.28	.30	.30	.30

品種	單位	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
サイダー 三矢	1 本	.16	.16	—	.23	.20	—	.20	.20
サイダー ライオン	同	.12	—	.16	.15	—	.18	.17	.13
茶 正喜撰	1 斤	1.00	1.00	1.20	1.20	1.10	1.40	1.40	1.20
茶 川柳	同	.50	.40	.50	.60	.40	.40	.50	.60
牛乳	1 合	.07	.08	.09	.08	.07	.08	.065	.08
煉乳 森永印	1 罐	.30	メリー .30	—	.40	.36	.40	.35	.38
煙草 朝日	1箇(20本入)	.12	.12	.10	.10	.10	.10	.10	.09
煙草 ウエストミンスター・ターキッシュ・エー・エー	同（10本入）	.36	.36	.28	.31	.28	.30	.28	.27

衣料品

品種	單位	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
晒木綿 12貫物	1 反	.43	.45	.60	.60	.60	.55	.60	.58
金巾白三巾 上物	1 尺	.09	.09	.11	.12	.10	.12	.12	.11
綿ネル白 200番	同	.07	.07	.08	.08	.08	.11	.11	.10
モスリン白 1號品	同	.22	.24	.28	.28	.26	.27	.28	.28
木綿縫糸白 東京糸	1 綛	.08	.08	.08	.07	.07	.09	.07	.07
カタン糸 內地物日の出印	1 卷（小）	.12	.13	.15	.15	.13	.14	—	—
カタン糸 外國物鎖印	同（大）	.63	.75	—	—	.80	—	.75	.65
毛糸 內地物	1 封度	優等中太 2.00	優等中太 2.20	ノーブル 1.70	鶴 2.10	優等太 2.20	シルバー 2.00	優等太 1.70	ノーブル 1.65
毛糸 外國物 ビーハイブ印	同	2.30	2.70	2.60	2.30	ダイヤモンド 2.50	クロセット 2.90	2.00	2.50
蒲團綿 上物	1 貫	2.70	2.90	3.50	3.50	3.50	3.30	3.60	3.80
小袖綿 上物	1包(50匁入)	.21	.30	（40匁）.30	.25	.25	—	.27	.25

燃料

品種	單位	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
石炭 撫順塊炭	1 噸（持込料共）	14.00	13.80	11.65	10.50	10.45	12.75	13.70	14.00
石油 美孚印	1 罐	3.00	2.85	亞細亞 3.70	3.55	3.20	3.65	4.30	3.00
木炭 滿洲物小丸	1 俵（8貫）	1.60	1.45	1.50	1.50	1.60	1.50	1.50	1.30

雜品

品種	單位	大連	旅順	營口	撫順	奉天	四平街	新京	安東
半紙 因州上物	1 帖	.06	.07	.06	.06	.07	.06	.07	.05
化粧石鹸 花王	1 箇	.10	.10	.13	.12	.10	.12	.13	.10
燐寸 羽鹿	1 袋	.04	.045	.06	.06	.05	06	.06	.40

滿洲主要都市滿洲國人生活必需品小賣物價表

(昭和7年8月調)

種別	品名	銘柄	等級	單位	大連	營口	奉天	開原	公主嶺	長春	撫順	本溪湖	安東
主食物	大米	滿洲米	中	1斗	小洋銀 3.52	現大洋 3.40	現大洋票 2.70	現大洋 3.20	現大洋 4.20	官帖 吊 1,700.00	現大洋 2.80	現大洋 3.50	小洋銀 4.50
	高粱米	滿洲產	〃	〃	2.20	1.30	〃 1.00	1.00	1.10	〃 450.00	〃 1.00	1.20	1.80
	小米	〃	〃	〃	2.60	2.25	〃 1.80	1.80	1.70	〃 660.00	〃 1.60	2.00	3.00
	包米	〃	〃	〃	1.80	1.30	〃 1.00	1.00	1.00	〃 395.00	〃 .90	1.10	1.60
	白麵	綠兵船		1袋	3.55	3.30	〃 3.35	3.40	—	鈔票 円 2.95	〃 3.50	3.50	3.90
	〃	寶船		〃	3.87	—	〃 3.55	3.70	—	—	3.72	—	—
	包米麵	滿洲產	中	10斤	.50	.56	〃 .50	.36	.40	官帖 吊 150.00	〃 .33	.45	.49
副食物	大豆	滿洲產	〃	1斗	2.72	2.00	〃 1.60	1.90	2.00	〃 650.00	〃 1.50	1.50	2.00
	小豆	〃	〃	〃	2.72	2.20	〃 1.80	2.00	2.40	〃 1,000.00	〃 1.70	1.80	3.10
	綠豆	〃	〃	〃	3.36	3.10	〃 2.80	3.70	3.00	〃 1,500.00	〃 2.50	3.20	4.30
	粉條	細	普	1斤	.26	.30	〃 .23	.18	.16	〃 93.00	〃 .18	.18	.35
	豆腐	〃		〃	.04	.03	奉天票 1.00	.03	.08	〃 9.00	〃 .025	—	.03
	蔬菜	白菜		〃	.04	—	〃 1.50	.01	.03	〃 8.00	—	.02	—
	〃	大葱		〃	.03	.02	〃 1.50	.015	.02	〃 8.00	〃 .02	.02	.04
	〃	地豆		〃	.05	.05	〃 2.00	.03	.03	〃 12.00	〃 .03	.02	.02
	〃	豆芽菜		〃	.03	.03	〃 1.50	.04	.03	〃 13.00	〃 .025	—	.015
	〃	蘿蔔		〃	—	—	〃 3.00	—	.04	〃 11.00	—	—	—
	鮮魚	紅頭魚	中(形)	〃	.06	.07	—	—	—	哈大洋 円 .23	—	—	—
	鹹魚	鱒(大瞮哈魚)		〃	.11	.10	〃 .25	—	.15	〃 .19	〃 .16	.18	.15
	〃	刀魚		〃	—	—	—	.24	—	—	—	—	.10
	肉類	猪肉		〃	.37	.25	現大洋票 .28	.26	.25	官帖 吊 120.00	〃 .25	.28	.30
	〃	肥油		〃	.27	.30	〃 .30	.26	.25	〃 120.00	〃 .25	.28	.30
調味,嗜好料	鹽	粗鹽		10斤	.15	.65	〃 .87	.70	.88	〃 600.00	〃 .80	.70	.80
	豆油			1斤	.18	.19	〃 .20	.20	.18	〃 73.00	〃 .16	.18	.18
	醬油		中	〃	.10	.10	〃 .24	.20	.20	〃 68.00	〃 .16	.20	.10
	大醬		〃	〃	.10	.09	〃 .18	.07	.10	〃 35.00	〃 .08	.10	.10
	麵城			10斤	.50	.70	〃 .88	.80	.70	〃 310.00	〃 .80	.70	.40
	高粱酒	土產		1斤	.38	.18	〃 .28	.16	.16	〃 80.00	〃 .12	.16	.25
	〃	遼陽產		〃	.43	—	—	—	—	—	〃 .12	.16	—
	香煙	刀牌煙		1箇	.13	.10	〃 .10	.10	.10	〃 45.00	奉天票 5.50	.11	.10
	〃	第一煙		〃	.05	—	—	—	—	〃 20.00	〃 2.40	.05	—
	〃	老頭煙		〃	—	—	—	—	—	〃 20.00	—	.05	—
	〃	哈德門		〃	.10	—	奉天票 4.00	.07	.07	〃 35.00	〃 4.00	.08	.06
	〃	粉刀王		〃	.13	—	—	.10	.10	〃 45.00	〃 5.50	.11	—
	茶葉	奇品毛峯		1斤	1.60	1.55	現大洋票 .96	1.60	1.60	哈大洋 元 1.50	現大洋 1.28	1.60	1.60
	〃	小葉珠蘭		〃	.85	1.60	〃 1.28	1.60	1.60	〃 1.50	〃 .45	1.60	.80
衣服,鞋類	棉花	滿洲產	中	〃	.60	.50	〃 .65	.60	.43	〃 .98	〃 .65	.58	.70
	〃	山東產	〃	〃	.60	.55	—	—	—	—	—	—	.55
	綿糸	藍洋線(粗)	32番手	1兩	.08	.10	〃 .15	.09	.05	〃 .14	〃 .09	.09	.05
	綿布	毛藍細布(月魚)		1尺	.12	.20	〃 .23	.15	.12	〃 .18	〃 .13	.15	.22
	襪子	細布襪子(黑)		1雙	.24	.50	〃 .25	.30	.30	〃 .32	〃 .30	—	—
燈火燃料	美孚			1斤	.14	.18	〃 .24	.20	.20	官帖 吊 123.00	〃 .24	.18	.16
	撫順切込			100斤 (金)	1.00	.80	〃 1.00	.90	.90	金 円 .75	〃 .45	.90	1.60
(金100圓に對する調査當日各地貨幣換算率)					小洋銀 145.20	現大洋 117.50	奉天票 7,740.00 現大洋票 129.53	現大洋 128.20	現大洋 121.65	官帖 吊 65,000.00 哈大洋 元 164.00 鈔票 円 117.00	奉天票 129.20 現大洋 7,800.00	現大洋 129.00	小洋銀 140.80

(10) 合辦事業

(1) 日滿合辦

沿革 滿洲の合辦事業は明治38年12月我大倉組と支那側の合同によつて本溪湖煤鐵有限公司の事業を開始せるを以て嚆矢とし、次で明治39年在營口正隆銀行，營口水道電氣會社，在鐵嶺滿洲製粉會社等の設立を見，翌40年在長春日清燐寸會社，奉天瀋陽馬車鐵道股份有限公司，超えて41年在安東鴨綠江採木公司の成立を見，爾來年を逐ふて其數を增加した。殊に滿洲事變後は此の方面に於ても日本資本に有利な解決を齎らすであらう。

概況 日滿合辦の諸事業中最も多いのは，鑛山業，採木業，電氣事業、取引所，

信託業等の順位である。

現狀 合辦事業は其數に於て其規模に於て他國の比嚀を許さない狀態にあつた。然し乍ら滿洲事變前迄は舊東北軍閥を先頭に思想的なる民族資本の反抗が續けられ，爲に合辦事業は一般的に經營狀態の惡化を來しつゝあつた。即ち現存會社其他の合辦企業の成績は他の會社に比し良好であるとは云はれなかつた。然し今後日滿經濟統制の曉には劃期的な各業界の展開を見るであらう。今や合辦事業內の日本資本は從前の如き障害的重壓の一つが除かれ，更生のための政治的基礎を見るにいたつたことは斯業の將來に對し牢記しなければならぬ。

現在滿洲國に於ける日滿合辦事業は鑛山5，木材11，電氣10，銀行15，信託業9，其他農業，倉庫，運送，交通並に製造工場等57で總ての事業方面に亘つてゐる。

日滿合辦事業一覽

主要なる合辦鑛業

名稱	經營地	資本額
本溪湖煤鐵有限公司	南滿洲本溪湖附近炭鐵鑛	円 7,000,000
振興鐵鑛無限公司	遼陽海城縣下鞍山站一帶鐵鑛	140,000
弓張嶺鐵鑛無限公司	遼陽縣弓張嶺以下三鑛區の鐵鑛	1,000,000
錦西煤鐵有限公司	錦西縣大窰溝龍尾把等の石炭鑛及び附屬鐵鑛	兩 3,000,000
天寶山銀銅鑛	吉林省延吉縣	円 500,000

主要なる合辦木材事業

名稱	所在地	資本額
		円
豊材股份有限公司	新京	5,000,000
興林造紙股份有限公司	吉林	5,000,000
華森製材公司	吉林	2,000,000
富寧股份有限公司	吉林	1,000,000
黃泉採木有限公司	吉林	4,000,000
中東海林實業公司	哈爾濱	3,000,000
中東製材股份有限公司	哈爾濱	500,000
哈爾濱製材株式會社	哈爾濱	100,000
鴨綠江採木公司	安東	3,000,000元
鴨綠江製材無限公司	安東	1,000,000
札免採木公司	哈爾濱	6,000,000

主要なる合辦電氣事業

名稱	所在地	資本額
		円
普蘭店電燈株式會社	普蘭店	300,000
瓦房店電燈株式會社	瓦房店	50,000
貔子窩電燈株式會社	貔子窩	55,000
營口水道電氣株式會社	營口	2,000,000
遼陽電燈公司	遼陽	120,000
奉撫送電所，鐵嶺電燈局	鐵嶺	260,000
四平街電燈株式會社	四平街	50,000
公主嶺電燈株式會社	公主嶺	50,000
范家屯電氣株式會社	范家屯	200,000
北滿電氣株式會社	哈爾濱	1,200,000

主要なる合辦銀行

名稱	所在地	資本額
		円
正隆銀行	大連	12,000,000
旅順銀行	旅順	1,500,000
東華銀行	瓦房店	3,000,000
振興銀行	營口	1,000,000
福申銀號	同	100,000
南滿銀行	鞍山	1,500,000
奉天銀行	奉天	5,000,000
中日銀號	本溪湖	300,000
協成銀行	安東	1,000,000
滿洲商業銀行	安東	2,275,000
日華銀行	鐵嶺	1,000,000
開原銀行	開原	1,000,000
范家屯銀行	范家屯	100,000

合辦取引所竝に取引所信託會社

名稱	所在地	資本額
		円
哈爾濱取引所	哈爾濱	10,000,000
大連取引所信託株式會社	大連	3,000,000
營口取引所信託株式會社	營口	2,000,000
遼陽取引所信託株式會社	遼陽	500,000
鐵嶺取引所信託株式會社	鐵嶺	500,000
開原取引所信託株式會社	開原	2,000,000
四平街取引所信託株式會社	四平街	500,000
公主嶺取引所信託株式會社	公主嶺	500,000
新京取引所信託株式會社	新京	1,000,000

其他の合辦會社

名稱	所在地	資本額
		円
日華證券信託株式會社	大連	5,000,000
東亞土木企業株式會社	大連	5,000,000
株式會社日華油坊	小崗子	1,000,000
西崗信託株式會社	小崗子	1,000,000
南滿建物株式會社	大連	1,000,000
		円
滿洲運輸株式會社	大連	10,000,000
大連醬油株式會社	大連	2,000,000
東亞圖書株式會社	大連	500,000
滿蒙殖產株式會社	大連	5,000,000
大連電影株式會社	大連	1,000,000
中華製粉株式會社	大連	5,000,000
中和糧棧株式會社	大連	100.000
大連市商興株式會社	大連	500.000
華東信託株式會社	大連	1,500,000
大連運輸株式會社	大連	1,000,000
東海運輸株式會社	貔子窩	50,000
貔普自動車株式會社	普蘭店	40,000
南滿信託株式會社	瓦房店	500,000
滿洲物產株式會社	營口	1,000,000
滿蒙毛織株式會社	奉天	10,000,000
東省實業株式會社	奉天	3,000,000
滿洲企業株式會社	奉天	200,000
株式會社三林公司	奉天	200,000
滿蒙證劵株式會社	奉天	5,000,000
中和興業株式會社	奉天	
株式會社實業貨棧		
中日商辦瀋陽馬車鐵道股份有限公司	奉天	140,000
撫順市場株式會社	撫順	100,000
溪城鐵路公所	本溪湖	540,000
本溪湖抗木株式會社	本溪湖	300,000
中日合辦屠獸場	安東	15,000
鴨綠江中日合辦渡船組合	安東	7,000
開原市場株式會社	開原	100,000
亞細亞製粉株式會社	開原	3,000,000
開原中和株式會社	開原	100,000
開原錢業株式會社	開原	100,000
開原新報社組合	開原	100,000
興發公司	錢家店	4,000,000
公濟號（正志農場）	白音太拉	不明
招墾公司	白音太拉	不明
公主嶺精米株式會社	公主嶺	100,000
長春運輸株式會社	新京	500,000
株式會社長春倉庫	新京	300,000
東三省濟農株式會社		100,000
惠通錢號	新京	100,000
合資會社長春實業糧棧	新京	80,000
合資會社實業煙店	吉林	100,000
吉林倉庫金融株式會社	吉林	200,000
三國鐵道公司	吉林	2,000,000
哈爾濱競馬場	哈爾濱	1,000,000
		円
株式會社北滿倉庫	哈爾濱	500,000
哈爾濱土地建物株式會社	哈爾濱	2,000,000
北滿興業株式會社	哈爾濱	2,000,000
東亞商業株式會社	哈爾濱	500,000
寧安興業株式會社	寧古塔	300,000
日滿公司	一面坡	50,000
黑龍江省吉泌鎮農場	黑龍江省吉泌河南岔三岔屯	16,000

（2）日露合辦

概說 日露合辦事業は哈爾濱を中心とする北滿一帶の地に行はれてゐる。其大部分は邦人の放資にかかるもの多く，露國人は單に名義上のみのものが多い。

其代表的なものを揭げて見るに北滿電氣株式會社，株式會社福田組，北滿運輸公司，東部西比利亞汽船會社，極東運輸組合，札免採木公司，ウオロンツオーブ庄司鐘五郎森林伐採合辦，インマコーフ庄司鐘五郎森林伐採合辦及びウオダコフ鶴飼勘三郎捕魚合辦等である。

（3）其他諸國の合辦

概說 米國の勢力は近時急速に滿蒙へ向つて進展し先年まで安東，奉天，鐵嶺，哈爾濱等の電燈或は電鐵問題等の背後に米國系の活動を見た。其他濱黑鐵道問題乃至錦愛鐵道問題の再燃，北滿に於ける牧畜會社の計劃はみな米國の活動であつた。いま其代表的なものを揭ぐるに英米煙公司，聯合煙公司，利達公司，美合洋行，中華懋業銀行，米支合辦製麻會社，米支合辦，採金合辦，東方興業公司等がある。

次に英國は營口竝に奉天を中心として著實なる發展をなし殊に最近通商貿易促進策として英支合辦事業の企圖を計つてゐる。いま其の代表的なものを揭ぐるに英米煙公司，聯合煙公司，アングリスキー養鷄會社，國際企業有限公司等である。

其の他露國側にも哈爾濱に露亞銀行支店を有せる外，萬福廣，廣大の製粉會社及びカサツキン等がある。

(四) 貿　　易

(一) 全滿の貿易

日滿貿易關係接近

概　說　滿洲國の發生，今後の成長國民生活の向上を策するには世界經濟から全く隔離せしめられてゐた滿蒙を，世界の大舞臺に進出せしめなければならない。滿洲國の世界經濟への發展，滿蒙の國際經濟化これが滿洲國の第一の目標でなければならぬ。滿洲に於ける物資の輸出入は稅關管轄の關係上下記の三に區分する。

1，南滿地方　大連，牛莊（營口），安東
2，北滿地方　哈爾濱稅關管內（松花江，滿洲里，綏芬河，三姓）愛琿
3，東滿地方　間島（龍井村，琿春）

此等諸地方總貿易の約8割以上は概ね南滿三港（大連，牛莊及び安東の三港を指す）を經由し，殘額の大部分は北滿地方及び間島方面を通じて行はれてゐるので，滿洲貿易の大勢は全く南滿三港の消長に依つて支配される。

貿易現勢　滿洲貿易は1903年（明治36年）當時僅かに支那本土の貿易額の 3.05％ 16,033千兩に過ぎなかつたが30年を經たる今日昭和6年に於ては約 692,818 千兩を示し40倍以上に增加した。

滿洲貿易は當初に於ては沿岸貿易が大半を占めて居たが大連が開港されて以來俄然外國貿易は增加し其後次第に其地位を轉倒して來た。而して滿洲國の主要輸出品は大豆，豆粕，石炭，豆油，粟，柞蠶絲，其他の豆類，鐵及同製品，高粱，種子類，皮革，木材及竹等で輸出總額473,868,941海關兩で，殆ど全部未加工の儘の原料品である。之れに反し輸入品は次の樣な加工品が多い。綿織物，麥粉，機械及器具，紙卷及葉卷煙草，鐵及鋼，綿織絲，砂糖，其他食料品，麻袋，棉花，紙類，藥品及藥材，石油，毛及毛綿交織物等で輸入總額218,948,972海關兩である。之れに依て日滿經濟ブロック問題の上からみて日本は工業原料を必要とし，工業製品の販路を求めてゐるに反して滿洲國は工業製品を必要とし多くの工業原料を持ちあぐんでゐる。

滿洲國と日本とは經濟的に見て完全に近く依存關係が成立つてゐる。滿洲國はこれから眞の門戶解放機會均等を標榜して成立したが今後は貿易の上にも多大の變化を見るであらう。

海關兩對外國貨幣平均相場表

年次		日貨	英貨	米貨	佛貨	獨貨	印度貨	露貨	香港貨
		円	志 片	弗	法	麻克	留比	留	弗
昭和6年	1931	0.69	1 6 7/16	0.34	8.70	1.45	1.03	—	1.42
同 5年	1930	0.92	1 10 11/16	0.46	11.71	1.93	1.27	—	1.36
同 4年	1929	1.38	2 7 13/16	0.64	16.43	2.70	1.77	—	1.38
同 3年	1928	1.53	2 11 1/16	0.71	18.13	2.98	1.95	—	1.42
同 2年	1927	1.44	2 9 13/16	0.69	17.46	2.89	1.88	—	1.40

全滿洲輸移出入貿易額三年比較

	昭和4年	昭和5年	昭和6年
輸移出（再輸移出を含む）			
外國へ	332,508,164	292,125,636	326,087,812
支那へ	90,365,137	97,864,124	147,781,129
計	422,873.301	389,989,760	473,868,941

	昭和4年	昭和5年	昭和6年
輸移入			
外國品 外國より	230,061,138	206,804,502	152,652,782
外國品 支那より	17,027,651	17,216,588	9,162,965
支那品	75,313,808	72,628,285	57,133,225
計	322,402,597	296,649,375	218,948,972
總貿易額	745,275,898	686,639,135	692,817,913
外國品 輸移入額	247,088,789	224,040,667	161,815,747
再輸移出額	11,164,626	10,005,094	8,968,569
外國へ	(3,934,597)	(3,452,804)	(4,035,140)
支那へ	(7,230,029)	(6,552,290)	(4,933,429)
純輸移入額	235,924,163	214,035,573	152,847,178
支那品 移入額	75,313,808	72,628,285	57,133,225
再輸移出額	3,320,086	2,494,846	3,066,713
外國へ	(2,981,033)	(2,259,394)	(2,561,105)
支那へ	(339,053)	(235,452)	(505,608)
純移入額	71,993,722	70,133,439	54,066,512
滿洲內貿易			
移出（再移出を含む）			
外國品	1,418,015	2,150,133	1,164,405
支那品	2,069,329	4,574,163	3,520,441
計	3,487,344	6,724,296	4,684,846
移入			
外國品	432,116	781,596	116,141
支那品	7,050,472	9,568,466	4,367,005
計	7,482,588	10,350,062	4,483,146
合計	10,969,932	17,074,358	9,167,992

（備考） 昭和六年は愛琿を缺く

(二) 南滿洲の貿易

(1) 大連港貿易

概　況　昭和6年の大連港貿易は二重課稅問題統稅問題，D，P，C問題等支那側の大連港の關稅封鎖的政策が頻りに弄されたのと，銀安による鐵道運賃の有利であつた事とに煩さるることが多大であつたのに，後半年に重大な革變の勃發となり，兵匪の跳梁による出廻の澁滯，人心不安に依る金融の杜絕等，貿易事情を圓滑たらしめ難き幾多の故障が蝟集する事となり，引續いて崩落の途を辿つて居た銀價が，前年の安値より一層の低落を示し愈々物價との調節を失することとなつたので，之が或點迄は輸出を促進せしむる一方法たり得たが爲めに農民の困憊は輸入に夥しき退嬰を告げしめるの結果をも齎した。

昭和6年に於ける大連港の總貿易額は428,664,722海關兩（輸移入144,424,158兩輸移出284,240,564兩）で前年に比し5,779,266海關兩の增加を示した。併乍輸移出に於て44,197,682 海關兩の增加を見たが，輸移入に於て 38,418,416海關兩の減退を示した。斯くの如き增減も最近に於ける銀價低落時代に遭遇しては貿易の實質なるものが必ずしも海關兩に現はれた數字によつてのみ即斷し難い點が尠くないが，昭和6年中の大連市場に於ける銀相場と特產物市場を對比するに銀價の低落と農產の相場とに調子が取

れず輸出の伸張が輸入の促進となり得なかつたことを推察し得る。

關税收入 昭和6年の大連海關の收入は約1,252萬海關兩で，前年の1,233萬海關兩に比し約20萬海關兩の增加を見た。昭和6年は1月1日より輸入新税率が行はれ，6月1日から輸出新税率が施行せられて關税に多大の增徵が行はれたので前年との對比殆ど無意味となつた。顧れば5年に於ても2月1日に輸入關税の金單位徵收の開始があり，又6月1日に輸出附加税2分5厘增徵があり，更に4年に於ても2月に7種差等税率が實施されたといふ事情で，從來貿易の大勢を窺ふ好箇の資料であつた關税收入の對比は玆3年程貿易事情と別箇の途を辿ることとなつたのである，6年中の關税目の變更は，輸入税率の引上げと同時に沿岸貿易税と子口税とが廢止せられ輸出税の實施と共に諸港間貿易に轉口税なるものが現はれたことで，附加税は中支に於ける洪水の救濟に對する賦課であつた。

いま昭和6年度に於ける關税收入を税別に就き之を前年に比較して見ると次表の示す如くである。

大連海關收入累年比較 （單位海關兩）

年次		輸入税	輸出税	沿岸貿易税	內地子口税	噸税	其他	合計
昭和6年	1931	6,820,973	4,804,110	819,352	—	3,196	67,957	12,515,588
同 5年	1930	8,243,936	3,992,887	89,185	4,790	3,550	—	12,334,348
同 4年	1929	7,701,958	5,022,161	86,308	20,566	6,748	—	12,837,741
同 3年	1928	3,570,768	4,471,826	82,139	55,035	8,012	—	8,187,780
同 2年	1927	3,038,217	3,964,820	65,248	51,849	6,251	7,340	7,133,725

國別貿易 輸入が萎縮して輸出が割合に伸びた貿易の大勢は國別貿易の上にも明かに現はれてゐた。即ち輸入に增加を示した國は露西亞，英領印度，埃及にて其他は袖を連ねて減退の途を辿つた，然るに輸出に於ては日本，を始め英吉利，獨逸，其他和蘭，佛蘭西，伊太利，蘭領印度，英領印度，丁抹，諾威，メキシコ，南亞，豪洲等に增加を告げたのである。

輸出の伸張は農產物の安値によるものが多く，輸入に於ては麻袋，棉花等に增加を見せたのが其主なるものであつた。即ち6年中の大連港對外國貿易（對支貿易は除く）に於ける各國の位置を見れば日本は191,392,496海關兩（輸出119,760,066兩，輸入71,632,430兩）で前年に比し14,991,860海關兩の增加で總貿易額の58.9%を占め，和蘭12.0%，英吉利6.3%，米國4.6%，香港3.5%獨逸3.1%，埃及2.2%，蘭領印度2.1%，伊太利1.0%であつた。對支那貿易は總貿易額99,439,489海關兩で農產輸出に增加を見せた以外甚しき減退であつた。

主要品貿易 主要外國品の輸入について見れば增加を示したものは生金巾，綿ネル色物金巾及粗布，日本綿布，棉花，新麻袋，古麻袋，白砂糖等にして，減少を告げたものは粗布，鐵棒，軌條，鐵パイプ及チューブ，亞鉛引鐵板，干鹽魚，小麥粉，果實，ビール，紙卷煙草，曹達灰，鐵道材料，電氣材料，機械及部分品，機械油，石油，米，日本酒，セメント等である。而して其增加も概して小量に了り僅かに棉花及麻袋に見るべきものがあつたのみである。棉花の輸入增加は域內紡績の發達に伴ふ年々の躍進であるが，特惠關税を利用した州內工業の活躍も與つて力あるものの如く，麻袋の增加は特產物の輸出數量增加に伴ふ當然の歸結であつた。減退の著しく目立つたものは軌條，小麥粉，紙卷煙草，鐵道材料，機械及部分品，機械油，石油にて，軌條其他鐵道材料，機械及部分品は附設修理の關係により，特に後半年に於ける事變の發生は一

般工業にも此種施設補充の餘裕を與へざるに至り，爲めに鐵材料機械油等にまで夥しき減退を已むなからしめたのであつた。一方食料品各種殊に小麥粉の如きものの退嬰は銀價關係に煩らはされたるもの多く，支那品の輸入に反つて增加を見せたることが事態を如實に示すものであるが，一般生活の窮迫が需要を薄めたことも見逃し難き事實にして，紙卷煙草の減退は需要薄の影響を受けたと共に統税の差異から營口揚となるものが多かつた關係があり石油の如きも努めて其消費が節約せられて居たと共に汽車輸送による露國石油が奧地市場を蠶食したこと，竝に朝鮮經由が盛んに行はれたことも輕視し能はざるところのものであつた

輸入支那品の增加を告げたものは前述の小麥粉及細綾木綿が主要なるものにして，其他綿糸棉花及米が擧げられ，金巾，粗布，綾木綿，土布，綿ブランケツト，紙，紙卷煙草，葉煙草，果實等相率ゐて退嬰を示した。輸出主要品に於て增加を告げたものは大豆，小豆，高粱，米，豆油，蘇子，豆粕，野蠶絲，石炭にして，其の中で著しく伸張の見られたのは大豆，豆油，豆粕，石炭であつた。減退の主なるものは麩にて，綠豆，粟，玉蜀黍，小麥，蓖麻子，麻子，胡麻，野蠶繭等は何れも減退を示した。大豆の輸出旺盛は主として夥しき下値に海外需要を喚起したるによるものにして，後半年に於て匪賊の横行が出廻り困難を喚びたるに拘らず當時堆貨の比較的多からざりしため遂に澁滯を喚ぶことなく輸出が敢行せられたことは事情に好結果を齎らしめたものである。大豆の引合が圓滑に行はれたことは延て豆粕，豆油にも活況を與へ高粱は家畜飼料としての消費地を開拓したので稍前年來の頽勢を回復し，野蠶絲も少額づつ乍ら年々に輸出額を加へ，貿易事情に多大の停頓を見るべかりし事變に當面してよく進展の途を辿り得たのは之等主要品の活躍が與つて力あるものであつた。

出入船舶 本年鑑水運の章を參照。

大連港輸移出入貿易額累年比較 （單位海關兩）

	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
輸移出（再輸移出を含む）				
外國へ	189,941,953	239,330,163	185,503,125	216,702,973
支那へ	71,067,483	61,533,878	52,552,665	65,867,392
計	261,009,436	300,864,041	238,055,790	282,570,365
輸移入				
外國品 外國より	117,092,382	151,324,906	136,848,876	108,426,973
外國品 支那より	11,068,738	11,163,509	11,099,578	3,613,107
支那品	37,854,331	40,322,676	31,746,347	29,958,990
計	166,015,451	202,811,091	179,694,801	141,999,070
總貿易額	427,024,887	503,675,132	417,750,591	424,569,435
外國品 輸移入額	128,161,120	162,488,415	147,948,454	112,040,080
再輸移出額	7,040,973	8,621,062	8,702,935	7,108,462
外國へ	(1,582,077)	(1,530,099)	(2,559,771)	(3,203,000)
支那へ	(5,458,896)	(7,090,963)	(6,143,164)	(3,905,462)
純輸移入額	121,120,147	153,867,353	139,245,519	104,931,618
支那品 移入額	37,854,331	40,322,676	31,746,347	29,958,990
再輸移出額	4,934,952	3,204,569	2,235,320	2,160,503
外國へ	(4,870,613)	(2,958,852)	(2,209,516)	(1,987,533)
支那へ	(64,339)	(245,717)	(25,804)	(172,970)

	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
純移入額	32,919,379	37,118,107	29,511,027	27,798,487
滿洲内貿易				
移出(再移出を含む)				
外國品	1,162,186	1,190,038	1,666,472	747,435
支那品	292,983	390,020	320,620	922,764
計	1,455,169	1,580,058	1,987,092	1,670,199
移入				
外國品	11,298	11,513	8,508	74,341
支那品	2,919,830	3,261,210	3,139,265	2,350,747
計	2,931,128	3,272,723	3,147,773	2,425,088
合計	4,386,297	4,852,781	5,134,865	4,095,287

大連港輸移入品數量及價額二年比較

(單位海關兩)

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物,穀粉,澱粉及種子					
米及籾	擔	362,544	2,241,689	339,636	2,071,895
小麥粉	”	1,440,377	8,542,775	1,357,658	8,068,763
其他	”	282,260	1,599,398	170,001	903,142
飲食物					
蔬菜,果實及核子	擔	758,959	3,001,473	518,860	2,412,800
茶	”	10,248	426,623	9,611	425,524
水產物	”	191,097	2,210,007	69,623	1,767,582
砂糖	”	650,653	4,999,675	641,461	4,331,266
酒類		—	2,867,198	—	2,568,948
其他		—	2,811,446	—	2,694,506
煙草		—	16,353,555	—	5,410,116
皮,毛,角,牙,骨,殼類及同製品					
皮革及毛皮		—	2,294,196	—	1,565,453
其他		—	290,583	—	1,663,228
油,脂,蠟及同製品					
燈油	米突	9,418,985	2,876,262	2,561,017	972,963
揮發油	”	3,569,500	1,511,915	2,270,373	1,022,999
機械油	”	3,006,492	1,331,793	1,469,488	788,305
其他		—	1,856,723	—	1,412,792
藥材,化學藥及爆發藥		—	6,655,379	—	6,119,382
染料,顏料,塗料及塡充料		—	1,790,392	—	1,228,365
絲縷,繩索及同材料					
棉花	擔	201,368	7,662,672	254,677	9,397,063
綿織絲	”	53,487	2,779,598	87,744	4,930,654
其他		—	3,851,052	—	3,540,906
布帛及同製品					
綿織物		—	16,924,867	—	15,739,954
絹織物		—	3,072,147	—	1,680,799
毛織物		—	4,249,516	—	2,727,116
其他織物		—	662,286	—	327,169
麻袋	枚	23,375,450	7,268,792	29,056,285	9,676,863
其他布帛製品		—	1,783,783	—	1,637,602
衣類及同附屬品		—	4,109,095	—	4,331,698
紙及紙製品,書籍及繪畫					
紙		—	5,355,939	—	4,098,442
其他		—	2,750,279	—	2,178,955

品名	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
礦物及同製品		—	809,254	—	804,698
陶磁器,硝子及硝子製品		—	1,695,648	—	1,223,647
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	1,400,748	8,366,923	924,771	5,323,388
其他鑛及金屬	”	446,240	2,559,529	113,312	1,361,952
金屬製品					
鐵及鋼製品		—	4,471,681	—	2,107,364
其他金屬製品		—	2,687,083	—	1,760,767
時計學術器船車機械類及同部分品					
車輛類		—	7,149,627	—	3,467,421
其他		—	15,653,913	—	9,641,687
雜品					
木材		—	1,521,473	—	1,562,313
其他		—	10,634,880	—	9,044,287
小包郵便物		—	—	—	—
旅客携帶品		—	13,682	—	6,296
合計		—	179,694,801	—	141,999,070

大連港輸移出品數量及價額二年比較

(單位海關兩)

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物,穀粉,澱粉及種子					
小麥	擔	15,426	57,031	6,195	23,280
粟	”	305,608	1,222,432	268,826	1,021,892
高粱	”	1,189,654	2,974,137	1,644,477	4,113,768
玉蜀黍	”	749,900	2,099,100	435,154	1,134,041
大豆	”	8,749,968	71,234,819	23,446,674	93,698,876
落花生	”	1,265,880	9,793,069	1,068,058	8,360,530
其他豆	”	1,515,981	6,866,555	1,392,791	6,556,942
其他穀物	”	420,112	1,798,764	836,683	3,086,032
種子	”	1,051,214	6,005,786	811,321	5,129,353
其他	”	107,288	521,150	38,305	221,784
飲食物					
水產物	擔	103,676	652,426	131,213	928,093
鹽	”	3,075,457	1,594,365	4,664,588	3,601,111
酒類		—	455,624	—	333,100
其他		—	1,707,789	—	2,141,763
煙草		—	1,578,608	—	1,275,355
皮,毛,角,牙,骨,殼類及同製品					
豚毛	擔	6,445	1,122,228	7,178	1,237,966
皮革及毛皮		—	4,272,308	—	4,145,262
其他		—	958,965	—	1,116,644
油,脂,蠟及同製品					
豆油	擔	1,954,901	23,457,079	2,420,100	29,135,184
其他		—	2,522,130	—	4,012,993
藥材,化學藥及爆發藥		—	3,072,695	—	4,530,960
染料,顏料,塗料及塡充料		—	161,215	—	208,845
絲縷,繩索及同材料					
柞蠶絲	擔	5,401	1,890,990	6,446	2,112,250
綿織絲	”	86,422	5,906,379	116,729	7,956,441
緬羊毛	”	10,393	363,755	5,585	205,906
其他		—	1,168,285	—	1,740,637

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
布帛及同製品		—	3,595,426	—	2,361,051
衣類及同附屬品		—	176,323	—	163,252
紙及紙製品，書籍及繪畫		—	1,314,088	—	1,427,062
鑛物及同製品					
石炭	英噸	3,190,722	25,487,847	3,361,400	30,210,569
其他		—	2,419,552	—	1,935,761
陶磁器，硝子及硝子製品		—	1,256,527	—	918,999
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	2,842,712	6,415,257	3,454,064	7,831,838
其他鑛及金屬	”	167,420	2,211,696	106,785	1,310,299
金屬製品		—	225,183	—	200,419
時計，學術器，船車，機械類及同部分品		—	861,333	—	1,247,653
雜品					
植物及動物（生）		—	332,696	—	274,771
木材		—	680,312	—	552,277
豆粕	擔	12,938,237	35,098,485	5,075,491	42,294,959
麩	”	725,355	1,607,144	291,143	601,688
其他		—	2,814,173	—	3,125,748
小包郵便物		—	64,319	—	35,580
旅客携帶品		—	37,745	—	49,431
合計		—	238,055,790	—	282,570,365

大連港輸出入品價額國別二年比較

（單位海關兩）

國別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6年 輸出	昭和6年 輸入	昭和6年 計
亞細亞						
日本	100,469,642	75,930,994	176,400,636	119,760,066	71,632,430	191,392,496
朝鮮	2,935,233	1,915,122	4,850,355	2,770,647	1,577,293	4,347,940
香港	5,185,212	9,134,333	14,319,545	5,193,407	6,323,152	11,516,559
英領印度	9,037	1,189,855	1,198,892	264,202	4,133,434	4,397,636
英領海峽殖民地	759,703	58,158	817,861	662,399	32,070	694,469
蘭領印度	6,121,307	426,729	6,548,036	6,741,387	168,754	6,910,141
ボルネオ	—	—	—	—	69,374	69,374
佛領印度支那	10,780	57,413	68,193	1,500	9,168	10,668
露西亞（太平洋沿岸）	321,088	371,089	692,177	73,075	1,069,585	1,142,660
比律賓	1,711,573	44,229	1,755,802	1,423,447	26,828	1,450,275
暹羅	—	—	—	1,385	—	1,385
土耳古	—	—	—	—	157,209	157,209
波斯	—	—	—	—	1,125,413	1,125,413
小計	117,523,575	89,127,922	2(6,651,497	136,891,515	86,324,710	223,216,225
歐羅巴						
英吉利	10,287,625	9,890,456	20,178,081	16,425,024	4,000,926	20,425,950
佛蘭西	893,145	802,609	1,695,754	1,523,724	600,548	2,124,272
獨逸	3,371,872	11,498,871	14,870,743	5,579,228	4,369,403	9,948,631
白耳義	1,636,535	2,842,759	4,479,294	350,066	1,278,045	1,628,111
和蘭	34,732,031	1,243,510	35,975,541	38,596,723	476,929	39,073,652
丁抹	292,771	116,386	409,157	773,187	65,566	788,753
波蘭	—	2,684	2,684	—	11,818	11,818
ラトヴィア	—	2,817	2,817	—	1,500	1,500
芬蘭	—	—	—	—	—	—
瑞典	195,385	373,303	568,688	76,853	79,862	156,745

國別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6年 輸出	昭和6年 輸入	昭和6年 計
諾威	69,743	4,646	74,389	504,913	1,637	506,550
西班牙	35,810	353	36,163	17,064	397	17,461
葡萄牙	40,463	—	40,463	40,212	4,587	44,799
伊太利	692,621	596,505	1,289,126	3,018,117	547,998	3,566,115
瑞西	—	2,184	2,184	—	12,962	12,962
墺地利	—	12,334	12,334	—	12,073	12,073
チェツコスロヴァキア	—	—	—	—	105	105
希臘	—	1,368	1,368	—	—	—
小計	52,248,001	27,390,785	79,638,786	66,855,111	11,464,386	78,319,497
亞米利加						
北米合衆國	6,211,314	18,395,060	24,606,374	4,784,968	10,257,663	15,042,631
加奈陀	306,428	760,653	1,067,081	283,641	100,016	383,657
墨西哥及中米	76,700	—	76,700	544,120	—	544,120
玖馬	—	—	—	1,260	—	1,260
南亞米利加	—	104,005	104,005	3,377	37,884	41,261
小計	6,594,442	19,259,718	25,854,160	5,617,366	10,395,563	16,012,929
其他						
埃及	—	—	—	7,215,712	9,740	7,225,452
北阿弗利加	—	—	—	84,942	—	84,942
東阿弗利加	—	—	—	—	15,260	15,260
南阿弗利加	—	262,156	262,156	—	2,402	2,402
濠洲	2.553	286,785	289,338	20,237	214,912	235,149
其他	9,134,554	521,510	9,656,064	18,090	—	18,090
小計	9,137,107	1,070,451	10,207,558	7,338,981	242,314	7,581,295
合計	185,503,125	136,848,876	322,352,001	216,702,973	108,426,973	325,129,946

大連港對支那諸港輸出入品價額二年比較

（單位海關兩）

地方別	昭和5年 移出	昭和5年 移入	昭和5年 計	昭和6年 移出	昭和6年 移入	昭和6年 計
北部支那						
秦皇島	12,338	1,858	14,196	23,565	9,564	33,129
天津	3,294,235	3,402,397	6,696,632	2,466,443	2,816,990	5,283,433
河北省	—	—	—	188,302	334,159	522,461
龍口	498,933	308,245	807,178	528,096	233,798	761,894
芝罘	2,044,833	1,029,549	3,074,382	2,965,496	972,731	3,938,227
威海衛	3,374,388	188,611	3,562,999	308,334	122,297	430,631
青島	2,389,638	3,189,156	5,578,794	2,748,055	3,414,982	6,163,037
其他山東省	269,756	12,330	282 086	644,943	293,577	938,520
計	11,884,121	8,132,146	20,016,267	9,873,234	8,198,098	18,071,332
中部支那						
海州	—	—	—	47,525	—	47,525
沙市	—	—	—	3,696	—	3,696
長沙	—	—	—	—	—	—
漢口	233,797	84,244	318,041	856,310	22,695	879,005
九江	23,686	—	23,686	26,452	—	26,452
安慶	—	—	—	—	—	—
蕪湖	1,680	228,179	229,859	47,133	344,389	391,522
南京	121,738	—	121,738	114,108	—	114,108
鎭江	60,640	13,436	74,076	101,799	—	101,799
上海	20,367,257	32,985,379	53,352,636	31,228,361	24,462,504	55,690,865
寗波	89,023	2,816	91,839	193,414	3,895	197,309
温州	—	—	—	—	3,975	3,975
江蘇省	61,440	—	61,440	932,704	31,178	963,882
浙江省	—	—	—	31,572	3,503	35,075
計	20,959,261	33,314,054	54,273,315	33,583,074	24,872,139	58,455,213

地方別	昭和5年 移出	昭和5年 移入	昭和5年 計	昭和6年 移出	昭和6年 移入	昭和6年 計
南部支那						
三都澳	—	420	420	—	—	—
福州	1,137,809	140,836	1,278,645	1,140,060	172,104	1,312,164
廈門	1,684,954	—	1,684,954	1,727,865	—	1,727,865
福建省	2,837,568	—	2,837,568	2,331,280	—	2,331,280
汕頭	3,643,693	730	3,644,423	3,367,478	4,690	3,372,168
廣東	6,863,297	84,053	6,947,350	9,903,980	62,499	9,966,479
江門	—	—	—	217,464	—	217,464
瓊州	—	—	—	13,050	—	13,050
計	16,167,321	226,039	16,393,360	18,701,177	239,293	18,940,470
戎克貿易	3,541,962	1,173,686	4,715,648	3,709,907	262,567	3,972,474
合計	52,552,665	42,845,925	95,398,590	65,867,392	33,572,097	99,439,489
滿洲						
關東州	—	—	—	540	—	540
安東	738,432	57,023	795,455	662,346	217,518	879,864
牛莊	819,718	711,091	1,530,809	447,502	—	1,141,400
龍井村	—	67,500	67,500	11,280	693,898	11,280
其他遼寧省	1,527	42,971	44,498	472,921	1,146,023	1,618,944
戎克貿易	427,415	2,269,188	2,696,603	75,610	367,649	443,259
計	1,987,092	3,147,773	5,134,865	1,670,199	2,425,088	4,095,287

（備考）戎克貿易は港別を缺く

（2）安東港貿易

概況　昭和6年に於ける安東貿易は滿洲の各港及南，中支方面各港の貿易激減と同樣に非常なる減少を來し前年の總貿易額97,075,504海關兩に比すると6年度總額は71,967,413海關兩で25,108,091海關兩の減少である。之を關稅收入より見るときは前年は4,267,424海關兩で6年は3,728,527海關兩で538,897海關兩の減少である。

今安東貿易の內容を數字に就て見るに外國品の輸入及び支那品の外國への輸出卽ち外國貿易は極度に減少し內國貿易は反對に非常に增加を示した。

要するに昭和6年に於ける安東貿易は外國貿易の輸入に於て銀安其他稅金の引上げ等に依て非常なる激減を來たし反對に內國貿易が殷盛を來たした，此現象も9月の事變以來今日に於て滿洲國の成立によつて新國家の關稅獨立を見南支方面との貿易は自然外國貿易となり，輸入稅或ひは統稅の關係上逆轉するに至るものと觀察せられる。

出入船舶　本年鑑水運の章を參照のこと。

輸入貿易　昭和6年の輸移入額は26,109,691海關兩で前年に比し 18,043,114海關兩の減少である。而して外國品の輸移入に於て約 20,166,409海關兩を減じ民國品の移入に於て1,133,616海關兩を增加してゐるが安東に於ける外國品輸入の總額に對し日本を除く他の諸外國よりの輸入は極めて僅少で大部分は日本內地及朝鮮からの輸入で輸入の減退は殆ど日本よりの輸入の減退となるのである。6年度に於ける輸入の減退の主なるものは綿糸布で其他も增加を示したものは殆どなく皆減少を示してゐる。綿糸布の減少は陸接國境三分の一減稅の特權が昭和5年9月15日撤廢されたために運賃の關係上安東と大連とは其位置を轉倒して奧地行の綿糸布は殆ど大連經由となつてしまつた殊に銀價の暴落により滿洲人の購買力の減退も爭はれぬ原因となつた。

之に反し民國よりの主要移入品の內多額を占むる綿糸及綿布は前年に比し非常に多額の增加を見，其他麥粉，綿花，米に於ても增加を示した。綿糸綿布の移入增加は主として銀安の影響で陸接國境三分の一減稅撤廢及1月よりの輸入稅の引上が主原因と

なつた，尙上海方面より移入する綿糸布類は其大部分が上海に在る日本人工場の生產品であつた。

輸出貿易　滿洲品の外國への輸出狀況を見るに前年に於ては41,500,796海關兩で6年度は30,018,858海關兩で11,481,936海關兩の減少を來した，又民國への移出は反對に前年は11,349,063海關兩で6年度は15,724,502海關兩で4,375,439海關兩の增加を示した，輸出の減退は主として朝鮮向粟の輸出減退で主要輸品中最も激減したものは粟であつた，之は6年中に於ける內地朝鮮の米價の下落せる結果朝鮮產米の內地移入ができなかつた爲である。輸出は一般的に銀價が下落した關係上旺盛たるべき筈であるが財界不況のため購買力の減退で左程の增加は見られず僅かに柞蠶絲，木材，玉蜀黍に於て增加を見た。

之に反し中華民國向輸出は豆油，豆粕，大豆，木材類等夫々いづれも增加した。

安東港輸移出入貿易額累年比較

（大東溝を含む）（單位海關兩）

	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
輸移出（再輸移出を含む）				
外國へ	42,644,587	35,816,225	41,500,796	30,018,858
支那へ	6,890,290	6,975,844	11,349,063	15,724,502
計	49,534,877	42,792,069	52,849,859	45,743,360
輸移入				
外國品｛外國より	44,511,907	43,019,746	33,450,378	13,696,336
外國品｛支那より	777,872	905,673	1,284,958	1,086,529
支那品	3,139,593	6,062,885	9,366,783	11,036,061
計	48,429,372	49,988,304	44,102,119	25,818,926
總貿易額	97,964,249	92,780,373	96,951,978	71,562,286
外國品 輸移入額	45,289,779	43,925,419	34,735,336	14,782,865
再輸移出額	607,498	484,512	715,900	929,838
外國へ	(436,810)	(388,578)	(443,981)	(535,457)
支那へ	(170,688)	(95,934)	(271,919)	(394,381)
純輸移入額	44,682,281	43,440,907	34,019,436	13,853,027
支那品 移入額	3,139,593	6,062,885	9,366,783	11,036,061
再輸移出額	65,736	38,071	62,412	598,074
外國へ	(63,955)	(22,181)	(49,878)	(572,289)
支那へ	(1,781)	(15,890)	(12,534)	(25,785)
純移入額	3,073,857	6,024,814	9,304,371	10,437,987
滿洲內貿易				
移出（再移出を含む）				
外國品	2,581	1,295	2,656	6,914
支那品	348,865	487,995	70,184	107,448
計	351,446	489,290	72,840	114,362
移入				
外國品	—	160	260	291
支那品	356,483	81,457	50,426	290,474
計	356,483	81,617	50,686	290,765
合計	707,929	570,907	123,526	405,127

安東港輸移入品數量及價額二年比較

（單位海關兩）

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物，穀粉，澱粉及種子					
米及粟	擔	32,743	126,105	41,418	228,797
小麥粉	〃	428,700	2,145,627	570,743	2,899,565
其他	〃	64,195	246,076	13,478	91,084
飲食物					
蔬菜，果實及核子	擔	67,426	446,533	42,157	301,397
茶	〃	896	35,285	615	22,659
水產物	〃	88,834	674,940	44,918	461,914
砂糖	〃	322,082	2,629,614	196,336	2,105,335
酒類		—	288,417	—	147,775
其他		—	286,263	—	223,655
煙草		—	203,940	—	140,752
皮，毛，角，牙，骨，殼類及同製品					
皮革及毛皮		—	316,902	—	205,621
其他		—	39,693	—	43,193
油，脂，蠟及同製品					
燈油	米哦	885,460	317,473	754,546	338,821
揮發油	〃	15,100	8,607	16,890	9,453
機械油	〃	36,187	18,037	58,123	36,484
其他		—	284,366	—	220,867
藥材，化學藥及爆發藥		—	853,113	—	623,367
染料，顏料，塗料及塡充料		—	275,528	—	185,922
絲，纏，繩索及同材料					
棉花	擔	12,381	403,671	13,393	467,182
綿織絲	〃	44,447	2,778,094	31,554	2,068,452
其他		—	410,006	—	174,712
布帛及同製品					
綿織物		—	24,578,865	—	8,495,102
絹織物		—	398,966	—	221,027
毛織物		—	757,280	—	120,452
其他織物		—	73,493	—	630,657
麻袋	枚	1,014,488	189,183	1,065,323	285,105
其他布帛製品		—	240,378	—	70,255
衣類及同附屬品		—	575,143	—	512,367
紙及紙製品，書籍及繪畫					
紙		—	616,981	—	615,033
其他		—	413,323	—	286,728
鑛物及同製品		—	230,985	—	202,564
陶磁器，硝子及硝子製品		—	208,422	—	128,503
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	40,124	198,370	34,033	207,881
其他鑛及金屬	〃	1,848	72,275	328	12,054
金屬製品					
鐵及鋼製品		—	119,941	—	131,264
其他金屬製品		—	52,066	—	65,589
時計，學術器，船車，機械類及同部分品					
車輛類		—	34,217	—	25,772
其他		—	371,281	—	276,143
雜品					
木材		—	1,075,557	—	1,267,278
其他		—	1,017,187	—	1,069,209
小包郵便物		—	89,916	—	198,936
旅客携帶品		—	—	—	—
合計		—	44,102,119	—	25,818,926

安東港輸移出品數量及價額二年比較

（單位海關兩）

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物，穀粉，澱粉及種子					
小麥	擔	2,952	13,735	646	3,163
粟	〃	3,647,237	22,655,858	2,083,855	7,876,386
高粱	〃	279,390	849,246	236,827	849,187
玉蜀黍	〃	166,913	352,859	144,119	438,246
大豆	〃	378,505	1,389,327	851,990	3,328,830
落花生	〃	1,053	5,741	1,515	8,198
其他豆	〃	262,010	1,204,560	223,667	950,952
其他穀物	〃	108,861	294,658	79,882	289,617
種子	〃	35,070	386,302	31,317	339,636
其他	〃	30,788	168,264	15,915	54,894
飲食物					
水產物	擔	473	29,053	1,562	28,250
鹽	〃	—	—	—	—
酒類		—	28,562	—	8,058
其他		—	44,664	—	94,646
煙草		—	1,141	—	1,191
皮，毛，角，牙，骨，殼類及同製品					
豚毛	擔	—	—	3	91
皮革及毛皮		—	36,784	—	76,233
其他		—	9,715	—	10,038
油，脂，蠟及同製品					
豆油	擔	61,880	683,255	201,631	2,077,588
其他		—	10,552	—	13,414
藥材，化學藥及爆發藥		—	262,123	—	154,556
染料，顏料，塗料及塡充料		—	38,667	—	32,592
絲，纏，繩索及同材料					
柞蠶絲	擔	19,927	7,292,588	28,451	9,562,863
綿織絲	〃	20	2,066	356	21,922
緬羊毛	〃	12	477	135	8,120
其他		—	1,062,077	—	1,068,314
布帛及同製品		—	566,902	—	1,371,042
衣類及同附屬品		—	26,917	—	28,030
紙及紙製品，書籍及繪畫		—	30,160	—	39,268
鑛物及同製品					
石炭	英噸	356,081	2,733,875	294,286	2,402,572
其他		—	77,105	—	50,827
陶磁器，硝子及硝子製品		—	2,275	—	6,590
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	105,044	281,651	53,046	135,413
其他鑛及金屬	〃	1,151	4,654	20	1,057
金屬製品		—	3,362	—	3,679
時計，學術器，船車，機械類及同部分品		—	53,726	—	28,704
雜品					
植物及動物（生）		—	16,260	—	10,897
木材		—	3,138,446	—	4,372,314
豆粕	擔	2,400,466	8,146,930	2,714,339	9,116,827
麩	〃	29,435	27,084	27,100	34,488
其他		—	887,884	—	785,984
小包郵便物		—	30,354	—	58,683
旅客携帶品		—	—	—	—
合計		—	52,849,859	—	45,743,360

安東港輸移出入品價額國別二年比較 (單位海關兩)

國別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6年 輸出	昭和6年 輸入	昭和6年 計
亞細亞						
日本	7,496,078	28,188,642	35,684,720	10,728,684	8,224,192	18,952,876
朝鮮	34,001,242	4,472,054	38,473,296	19,273,647	4,784,541	24,058,188
香港	1,723	409,423	411,146	10,295	265,715	276,010
英領印度	—	520	520	—	5,578	5,578
英領海峽殖民地	241	835	1,076	—	292	292
蘭領印度	—	—	—	—	1,725	1,725
佛領印度支那	—	23,217	23,217	—	23	23
露西亞(太平洋沿岸)	—	—	—	—	15,777	15,777
比律賓	—	953	953	—	1,124	1,124
小計	41,499,284	33,095,644	74,594,928	30.012,626	13,298,967	43,311,593
歐羅巴						
英吉利	463	54,583	55,046	752	134,895	135,647
佛蘭西	30	1,082	1,112	4,748	3,283	8,031
獨逸	—	68,521	68,521	—	30,598	30,598
白耳義	—	—	—	—	—	—
和蘭	—	1,095	1,095	—	6,459	6,459
丁抹	476	632	1,108	458	1,974	2,432
伊太利	—	1,523	1,523	—	7,409	7,409
瑞西	—	1,253	1,253	—	11,167	11,167
瑞典	—	2,890	2,890	—	4,112	4,112
小計	969	131,579	132,548	5,958	199,897	205,855
亞米利加						
北米合衆國	7	223,155	223,162	13	191,480	191,493
加奈陀	—	—	—	38	223	261
小計	7	223,155	223,162	51	191,703	191,754
其他						
濠洲	536	—	536	223	5,769	5,992
合計	41,500,796	33,450,378	74,951,174	30,018,858	13,696,336	43,715,194

安東港對支那諸港輸出入品價額二年比較 (單位海關兩)

地方別	昭和5年 移出	昭和5年 移入	昭和5年 計	昭和6年 移出	昭和6年 移入	昭和6年 計
北部支那						
秦皇島	—	57,877	57,877	20	40,992	41,012
天津	775,759	512,437	1,288,196	1,372,288	637,513	2,009,801
龍口	228,255	18,055	246,310	344,058	33,119	377,177
芝罘	685.435	266,158	951,593	1,111,389	329,755	1,441,144
威海衛	32.342	67,109	99,451	77,433	28,026	105,459
青島	618,574	96,854	715,428	1,782,082	255,211	2,037,293
計	2,340,365	1,018,490	3,358,855	4,687,270	1,324,616	6,011,886
中部支那						
上海	3,962,606	8,514,382	12,476,988	6,256,356	10,435.979	16,692,335
寧波	—	—	—	—	—	—
計	3,962,606	8,514,382	12,476,988	6,256,356	10,435,979	16,692,335
南部支那						
厦門	—	—	—	18,604	—	18,604
汕頭	2,590,134	770	2,590,904	4,040,192	1,200	4,041,392
廣東	—	—	—	—	—	—
計	2,590,134	770	2,590,904	4,058,796	1,200	4,059,996

地方別	昭和5年 移出	昭和5年 移入	昭和5年 計	昭和6年 移出	昭和6年 移入	昭和6年 計
戎克貿易	2,455,958	1,118,099	3,574,057	722,080	360,795	1,082,875
合計	11,349,063	10,651,741	22,000,804	15,724,502	12,122,590	27,847,092
滿洲						
近海	7,253	198	7,451	—	—	—
牛莊	541	36,203	36,744	13,129	42,941	56,070
大連	45,029	14,285	59,314	98,171	247,824	345,995
龍井村	—	—	—	3,062	—	3,062
其他奉天省	20,017	—	20,017	—	—	—
計	72,840	50,686	123,526	114,362	290,765	405,127

(備考) 戎克貿易は港別を缺く。

(3) 牛莊港貿易(營口)

概況 當港は大港灣として對外貿易に雄飛するには適しないが，小港灣として戎克又は小汽船の支那沿岸貿易港としての發展の餘地は充分ある。開港以來滿洲に於ける唯一の物資吞吐港たりし營口は日露戰後二箇の有力な競爭者の勃興に遭つた，北に於て哈爾濱，南に於て大連之である，大連は港內水深く不凍港なるに反し營口は冬期約4箇月間の結氷あるに加へて河口に淺瀨存在するが故に冬期の貿易が大連を經由することと深吃水の船舶の入港不能なること入港可能の船舶も其出入に潮待を要し又積載貨物に制限せらるる等港灣として頗る不利なる障害を有す。

一面營口の天惠的利益は滿蒙物資吞吐港として奧地市場に對し最短距離に位し，奧地輸送系路として遠く北より遼河の通ずるあり，且つ人爲的利益としては滿鐵線及奉山線を左右に有する。河口淺瀨に對しては大正5年以來遼河工程局に於て上流河身の改良と共に改修工事を進めつつあり，尙冬期間の結氷に對しては碎氷作業により期間の短縮を計らんとされつつある。

因に昭和6年に於ける營口の總貿易額は輸移入額 31,233,484海關兩,輸移出額(再輸移出を含む)95,154,505 海關兩，計 126,477,989海關兩で前年の103,914,509海關兩に比し22,583,480海關兩の膨脹を見せてゐる。

經濟背後地 營口は古き歷史と問屋制度によりて其商勢極めて廣く對岸の都邑は勿論背後地一帶に取引を及ぼし，更に鐵路各都邑，北方，哈爾濱，齊々哈爾方面にすら商業上の地位を占め，且遼河西域地方より熱河省一帶にに亙り商權を有す，尙背後地に對する輸送機關として左右に滿鐵，奉山線を有する外滿蒙開發に對する多大の貢獻者たる遼河を有し二鐵路一河川を以て運輸上の三角洲を形成してゐる。

滿鐵沿線市場の主なるものに長春，范家屯，公主嶺，四平街，開原，鐵嶺，奉天，撫順，遼陽等あり，又滿鐵線と聯絡して東支，四洮，吉長沿線各市場あり，近年東北鐵道の發達は目覺しく其線路は殆んど滿鐵線を圍繞し，運賃の割引，諸施設の改善，極力滿鐵線に對抗して集貨策につとめ折柄の銀安に著々其實效を顯はし以來今回の事變に遭遇した。之等沿線に於ける主要都市としては奉山線に錦州，新民，奉天，打通支線の通遼，四洮線の鄭家屯，洮南，洮昂線の泰來齊克線の齊々哈爾，東幹線では吉林，海龍，東豐，西豐である。

遼河は本流に於て鄭家屯迄約 1,800 支里支流を合し約2,300支里,沿岸附近には奉天,新民屯，鐵嶺，通口子，開原，鄭家屯等の市場あり。

近年鐵道網の擴大に伴ひ現在營口の背後地としては錦州より北票を經て北は齊々哈爾，哈爾濱を擁し吉林を結び，吉海，瀋海

に沿ふ圏內並に山海關，赤峰，經棚より東支線沿線一帶及東は敦化，興京，岫巖を包擁する圏內とする，殊に北滿の大市場哈爾濱及遼西地方の大市場錦州に緊密の關係を有するは營口の强味である。

出入船舶　本年鑑水運の章を參照。

輸入貿易　昭和6年の輸入額は31,323,481海關兩で前年の 57,779,287海關兩に比し非常な減少である，殊に支那品は甚しく半減してゐる。減少の主なるものは綿絲布，麥粉，砂糖，食料品，金屬類等で殆んど此地方民の生活必需品で之は一般財界の不況に加へ銀價の暴落或は1月より實施の外國輸入貨物に對し多大の引上げとなりたる支那新輸入關税等が一因し外國品の輸入激減を來し其數量前年の半にも達せざる慘狀を呈し5月1日より奉天省に於て實施の營業税及統税或は9月突發の滿洲事變及之に伴ふ金融不圓滑北寧線河北驛封鎖による奥地との交通杜絶等が原因として一般輸入貿易を阻害し近年稀なる不振に終始した。

輸出貿易　昭和6年の輸出額（再輸出を含む）95,154,505海關兩で前年の46,135,222海關兩に比し約2倍の激增である。外國向輸出は 29,234,531海關兩で前年に比し約3倍，支那向輸出は65,700,974海關兩で約2倍に夫々大激增を示した。

之れは銀安と出廻增加によるものにして前者特産原價を低廉ならしめ南支及日本に對し引合を見後者は農作豐產に北寧線（現在一部奉山線）よりの著しき出廻增加を來せる等が主因となつた，即ち北寧線に於ては滿鐵に對抗して運賃及諸掛に特典を與ふるのみならず積極的に集貨策を講じ且銀安と相俟つて其效は着々顯はれ，吉林其他齊克，洮昂，四洮瀋海線方面よりの出廻加速度に增加し，又斯る特產の出廻增加は當地油坊に刺戟を與へ是亦空前の活況を呈し豆粕の輸出旺盛を示した。

一方滿鐵線に於ては北寧線の集貨策に對抗して3月1日より四平街及奉天營口向穀類運賃に對し銀建特約運賃を施行せるも北寧線の出廻は之に影響するところなく益々增加一方にして滿鐵線による出廻は豫期の增加は見る得なかつた。

斯く當港本年の輸移出貿易は開河以來極めて旺盛に經過しつつあつたが9月中旬突發の滿洲事變により經濟界動搖し，殊に日本軍の營口占領と共に河北驛を占領封鎖され奉山線による出廻全く杜絶のため尠からざる打擊を受け輸移出貿易の前途一時憂慮された。然るに時局稍安定と共に從來支那鐵道によれるものが滿鐵線によつて前記營口向銀建特約運賃を利用し出廻漸次增加を來し營口驛は爲めに未曾有の繁忙を呈し同驛開設以來の記錄を現はし終航を目前に控へ搬出を懸念して遂に一時營口驛向貨物の受託を停止するの盛況を來し憂慮された時局も差したる打擊とはならず昭和6年輸移出貿易は好況裡に終始した。

牛莊港輸移出入品貿易價額累年比較

（單位海關兩）

	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
輸移出（再輸移出を含む）				
外國へ	7,795,049	12,163,883	10,572,248	29,234,531
支那へ	27,471,482	21,842,075	33,930,454	65,700,974
計	35,266,531	34,005,958	44,502,702	94,935,505
輸移入				
外國品 外國より	17,608,527	15,379,155	16,340,714	10,246,701
外國品 支那より	4,797,647	4,958,453	4,831,599	4,458,247
支那品	23,427,553	28,559,805	31,410,903	16,035,817
計	45,833,727	48,897,413	52,583,216	30,740,765
總貿易額	81,100,258	82,903,371	97,085,918	125 676,270

	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
外國品輸移入額	22,406,174	20,337,608	21,191,890	14,704,948
再輸移出額	102,199	888,325	142,674	696,707
外國へ	(670)	(845,193)	(5,467)	(63,121)
支那へ	(101,529)	(43,132)	(137,207)	(633,586)
純輸移入額	22,303,975	19,449,283	21,049,216	14,008,241
支那品移入額	23,427,553	28,559,805	31,410,903	16,035,817
再輸移出額	83,787	77,446	197,114	308,136
外國へ	—	—	—	(1,283)
支那へ	(83,787)	(77,446)	(197,114)	(306,853)
純移入額	23,343,766	28,482,359	31,213,789	15,727,681
滿洲內貿易				
移出（再移出を含む）				
外國品	1,001	8,247	18,248	53,878
支那品	418,424	281,546	1,614,272	165,122
計	419,425	289,793	1,632,520	219,000
移入				
外國品	334,808	322,555	528,403	36,085
支那品	2,480,860	3,049,230	4,667,668	546,634
計	2,815,668	3,371,785	5,196,071	582,719
合計	3,235,093	3,661,578	6,828,591	801,719

牛莊港輸移入品數量及價額二年比較

（單位海關兩）

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物，穀粉，澱粉及種子					
米及籾	擔	40,309	268,499	11,183	74,008
小麥粉	”	1,466,023	7,266,210	1,057,369	4,492,556
其他	”	15,435	95,660	63,305	281,260
飲食物					
蔬菜，果實及核子	擔	116,604	552,270	67,998	219,063
茶	”	47,746	2,178,046	33,775	1,432,468
水產物	”	61,714	538,859	5,842	104,682
砂糖	”	291,517	2,004,404	149,530	1,104,627
酒類		—	150,953	—	315,433
其他		—	421,859	—	182,861
煙草		—	1,094,804	—	2,319,557
皮，毛，角，牙，骨，殼類及同製品					
皮革及毛皮		—	277,156	—	183,018
其他		—	72,339	—	33,441
油，脂，蠟及同製品					
燈油	米噸	7,538,476	2,697,296	4,327,456	2,527,764
揮發油	”	2,214,079	804,329	681,011	413,271
機械油	”	112,676	41,716	84,593	41,439
其他		—	761,357	—	887,613
藥材，化學藥及爆發藥		—	1,584,811	—	1,039,492
染料，顏料，塗料及塡充料		—	1,350,144	—	759,522
絲，襤，繩索及同材料					
棉花	擔	8,371	234,437	11,680	429,161
綿織絲	”	111,328	5,330,472	34,619	1,774,223
其他		—	347,165	—	169,447

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
布帛及同製品					
綿織物		—	9,954,627	—	3,779,809
絹織物		—	1,257,796	—	431,574
毛織物		—	615,297	—	257,990
其他織物		—	47,485	—	28,440
麻袋	枚	3,047,267	982,377	4,144,100	1,078,036
其他布帛製品		—	355,673	—	118,830
衣類及同附屬品		—	434,989	—	304,367
紙及紙製品,書籍及繪畫					
紙		—	1,734,599	—	1,021,733
其他		—	406,757	—	288,610
鑛物及同製品		—	218,055	—	153,811
陶磁器,硝子及硝子製品		—	738,433	—	141,671
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	145,517	1,589,211	40,197	434,245
其他鑛及金屬	〃	79,325	1,374,300	19,747	408,574
金屬製品					
鐵及鋼製品		—	287,819	—	211,504
其他金屬製品		—	63,970	—	28,287
時計,學術器,船車,機械類及同部分品					
車輛類		—	44,249	—	116,705
其他		—	245,190	—	615,359
雜品					
木材		—	300,257	—	277,883
其他		—	3,837,419	—	2,249,329
小包郵便物		—	17,127	—	9,102
旅客携帶品		—	4,800	—	—
合計		—	52,583,216	—	30,740,765

牛莊港輸移出品數量及價額二年比較

（單位海關兩）

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物,穀粉,澱粉及種子					
小麥	擔	81,087	317,723	1,293	5,714
粟	〃	114,463	387,978	227,983	1,130,795
高粱	〃	772,014	2,355,219	3,086,905	10,310,263
玉蜀黍	〃	183,342	594,570	401,633	1,341,455
大豆	〃	2,613,258	12,309,427	6,726,477	29,461,969
落花生	〃	70	630	17	112
其他豆	〃	264,909	1,125,153	760,066	3,095,373
其他穀物	〃	28,112	119,924	87,167	356,844
種子	〃	189,804	612,078	182,117	1,297,956
其他	〃	37,526	211,961	3,153	16,609
飲食物					
水産物	擔	3,261	43,501	6,046	109,404
鹽	〃	539,772	2,337,309	507,480	2,221,217
酒類		—	755,962	—	704,124
其他		—	204,549	—	364,763
烟草		—	247,287	—	250,639
皮,毛,角,牙,骨,殼類及同製品					
豚毛	擔	288	38,245	721	154,166
皮革及毛皮		—	141,062	—	463,367
其他		—	186,362	—	99,856

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
油,脂,蠟及同製品					
豆油	擔	103,615	1,308,549	334,090	4,430,033
其他		—	121,385	—	429,353
藥材,化學藥及爆發藥		—	1,716,298	—	3,063,983
染料,顏料,塗料及塡充料		—	46,903	—	113,218
絲,縷,繩索及同材料					
柞蠶絲	擔	146	42,724	655	228,017
綿織絲	〃	2	87	263	13,728
緬羊毛	〃	10,162	332,806	10,277	425,366
其他		—	172,583	—	266,228
布帛及同製品		—	355,858	—	73,965
衣類及同附屬品		—	8,437	—	10,862
紙及紙製品,書籍及繪畫		—	32,553	—	79,714
鑛物及同製品					
石炭	英噸	799,648	8,909,503	1,260,762	12,970,624
其他		—	559,414	—	685,962
陶磁器,硝子及硝子製品		—	3,121	—	25,335
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	979,878	2,196,089	1,483,704	2,846,391
其他鑛及金屬	〃	230	11,821	2,179	23,722
金屬製品		—	3,901	—	10,986
時計,學術器,船車,機械類及同部分品		—	10,049	—	35,135
雜品					
植物及動物(生)		—	375,530	—	1,462,901
木材		—	39,079	—	130,766
豆粕	擔	1,865,174	6,132,460	4,884,103	15,995,437
麩	〃	113	254	17,634	38,832
其他		—	122,862	—	158,568
小包郵便物		—	6,669	—	8,410
旅客携帶品		—	4,827	—	20,343
合計		—	44,502,702	—	94,935,505

牛莊港輸移出入品價額國別二年比較

（單位海關兩）

國別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6年 輸出	昭和6年 輸入	昭和6年 計
亞細亞						
日本	8,843,793	5,792,660	14,636,453	26,528,240	3,514,879	30,043,119
朝鮮	275	259	534	300,985	2,149	303,134
香港	1,537,577	3,287,330	4,824,907	2,381,519	1,928,493	4,310,012
澳門	40	—	40	249	—	249
英領印度	—	39,772	39,772	—	115,777	115,777
英領海峽殖民地	1,284	75,467	76,751	1,584	4,868	6,452
蘭領印度	—	2,645,292	2,645,292	—	1,155,649	1,155,649
佛領印度支那	34,920	27,227	62,147	130	—	130
露西亞(太平洋沿岸)	144,300	111,032	255,332	3,815	124,620	128,435
比律賓	—	16	16	40	—	40
小計	10,562,189	11,979,055	22,541,244	29,216,562	6,846,435	36,062,997

國別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6年 輸出	昭和6年 輸入	昭和6年 計
歐羅巴						
英吉利	1,972	480,498	482,470	2,482	153,414	155,896
佛蘭西	1,470	30,063	31,533	1,619	19,589	21,208
獨逸	1,457	265,194	266,651	1,667	198,280	199,947
白耳義	—	856,774	856,774	—	889,010	889,010
和蘭	1,558	221,766	223,324	—	78,719	78,719
丁抹	600	6,315	6,915	260	—	260
伊太利	—	182,986	182,986	68	82,435	82,503
瑞西	—	—	—	—	30,595	30,595
墺地利	550	—	550	—	—	—
露西亞(歐羅巴)	—	—	—	3,136	—	3,136
瑞典	—	290	290	—	—	—
諾威	189	316,828	317,017	130	148	278
ダンチヒ	—	—	—	—	—	—
小計	7,796	2,360,714	2,368,510	9,362	1,452,190	1,461,552
亞米利加						
北米合衆國	1,464	1,999,915	2,001,379	7,998	1,947,662	1,955,660
加奈陀	670	370	1,040	425	66	491
墨西哥及中米	—	—	—	184	348	532
南亞米利加	129	480	609	—	—	—
小計	2,263	2,000,765	2,003,028	8,607	1,948,076	1,956,683
其他						
濠洲	—	180	180	—	—	—
合計	10,572,248	16,340,714	26,912,962	29,234,531	10,246,701	39,481,232

牛莊港對支那諸港輸出入品價額二年比較　（單位海關兩）

地方別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6年 輸出	昭和6年 輸入	昭和6年 計
北部支那						
秦皇島	—	84,466	84,466	—	—	—
天津	2,468,161	1,018,877	3,487,038	2,464.119	796,241	3,260,360
石虎嶋	1,279	1,280	2,559	189.913	534	190,447
龍口	1,025,871	99,245	1,125,116	1,406,081	56,187	1,462,268
登州	410,699	49,091	459,790	1,966,301	74,886	2,041,187
芝罘	26,487	79,386	105,873	590,760	23,067	613,827
威海衛	—	—	—	—	—	—
青島	22,992	66,270	89,262	228,434	125,682	354,116
計	3,955,489	1,398,615	5,354,104	6,845,608	1,076,597	7,922,205
中部支那						
沙市	—	—	—	—	—	—
長沙	—	—	—	—	—	—
漢口	325,615	145,521	471,136	1,956,026	20,914	1,976,940
九江	107,243	11,623	118,866	523,301	—	523,301
蕪湖	—	—	—	345,508	—	345,508
南京	—	—	—	442,778	180	442,958
鎭江	16,921	—	16,921	234,361	—	234,361
上海	14,138,563	30,735,018	44,873,581	34,607,649	17,975,502	52,583,151
杭州	—	—	—	—	11	11
寧波	—	44,539	44,539	6,564	1,596	8,160
温州	—	—	—	54,064	513	54,577
平陽	—	—	—	—	—	—
計	14,588,342	30,936,701	45,525,048	38,170,251	17,998,716	56,168,967

地方別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6年 輸出	昭和6年 輸入	昭和6年 計
南部支那						
三都澳	—	169,854	169,854	—	—	—
福州	4,433	905,572	910,005	103,618	602,146	705,764
興化	—	—	—	35,261	396	35,657
泉州	301	—	301	1,797,798	—	1,797,798
厦門	22,880	1,520	24,400	4,519,120	3,232	4,522,352
汕頭	5,105,393	45,230	5,150,623	8,415,960	7,515	8,423,475
廣東	2,141,206	86,862	2,228,068	4,909,808	266,688	5,176,496
計	7,274,213	1,209,038	8,483,251	19,781,565	879,977	20,661,542
其他諸港	5 729,112	12,913	5,742,025	—	—	—
戎克貿易	2,383,298	2,685,235	5,068,533	903,550	538,774	1,442,324
合計	33,930,454	36,242,502	70,172,956	65,700,974	20,494,064	86,195,038
滿洲						
近海	1,278,762	2,084	1,280,846	9,323	—	9,323
安東	—	—	—	—	11,619	11,619
大連	349,299	528,403	877,702	184,442	63,563	248,005
復州灣	4,459	4,665,584	4,670,043	25,235	507,537	532,772
關東州	—	—	—	—	—	—
計	1,632,520	5,196,071	6,828,591	219,000	582,719	801,719

（備考）戎克貿易は港別を缺く。

(三) 北滿洲の貿易

哈爾濱・璦琿貿易

概　況　北滿に於ける輸出入貿易の經路は，鐵道，水路，陸路の三方面に亙り，其移動には東支鐵道による西境滿洲里，東境綏芬河，南方新京を主とし水路松花江による三姓，黑龍江の水路による愛琿（黑河を主とする），洮昂鐵道による洮南經由の貿易其他陸路の各地がある。之等の通路による北滿の貿易額は年々激增し，昭和6年の輸移入額16,955,663海關兩，輸移出額49,509,375海關兩，貿易額總計 66,465,038海關兩に達した。

南滿經由貿易　以上の內，南滿を經由する貿易は輸入に於て約6割5分，輸出に於て約4割を占むるを每年の例としてゐる。而して其の主要品は輸入に於て綿織物，砂糖，石炭及びコークス，石油，麻袋等で輸出に於ては大豆，豆粕，麻子等である。

對蘇聯邦貿易　北滿の直接對外貿易即ち對蘇聯邦貿易額は昭和6年に於ては突發せる滿洲事變のため調査未詳であるが今前年に於ける狀況を見るに，輸入 1,528 萬海關兩，輸出5,032萬海關兩，合計6,560萬海關兩であつた。之を前年に比較すると僅に約3萬海關兩の增加に過ぎないが，更に5年前の大正14年に比較すると約3倍の增加を示してゐる。即ち北滿に於ける未耕地開墾並びに山東直隷方面より來る支那移民の增加による農產物の激增と農民の需要增加とを最大原因とする。

哈市の密輸入　北滿の貿易に於て露支國境密輸入は從來よりも大膽に慣行されたるものであるが，入荷せる脫税品の荷凭れ並に時局關係により處分難に陷つた是等密輸入品の亂賣に伴ふ市價の亂調子等による取引の不圓滑，市場の攪亂は掩ふべからざる事實で哈市を中心とする北滿は安東，關東州兩方面よりの密輸入品の堆積市場と化しさなきだに不振を喞ちつつある輸入界に與へられた影響は實に甚大なるものがある。

對外蒙貿易　在滿洲里地方の對外蒙古貿易は近來著しく好況に向つてゐる模樣でこれが主なる原因は外蒙古の貨物需要が增加したことと，支那官憲の貿易取締が緩和されたこと，貨物輸出入經路の變化等である。いま其事情を大略記せば，外蒙古喀爾喀に於ては國民政府樹立以來其購買力增加し，一般人民も毛皮畜產物等の價格騰貴の影響を受けて收入增加し，生活も多少向上した結果，綿布雜貨等の需要の增加を來たした。次に從來對外蒙古輸出入品は張家口經由を主としてゐたが，張家口，庫倫間街道には支那時局の影響に依り匪賊が跳梁するので，通商の安全を期するため，他に通路を求むることになり，大部分は交通の關係上滿洲里地方を通過することになつたのである。

外蒙への輸出品の主なるものは綿布類，麥粉，茶，砂糖，素麵，縫糸，絹布，石鹼，帽子，化學製品，紙類等の生活必需品で輸入品は毛皮その他の主として畜產品を擧げ得る位のものである。

哈爾濱管區輸移出入貿易額累年比較

（單位海關兩）

	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
輸移出（再輸移出を含む）				
外國へ	77,913,120	41,025,787	51,276,847	46,673,424
支那へ	—	—	—	154,666
計	77,913,120	41,025,787	51,276,847	46,828,090
輸移入				
外國品｛外國より	27,915,479	15,752,603	16,143,792	16,026,525
外國品｛支那より	—	—	—	—
支那品	—	—	—	196
計	27,915,479	15,752,603	16,143,792	16,026,721
總貿易額	105,828,599	56,778,390	67,420,639	62,854,811
外國品				
輸移入額	27,915,479	15,752,603	16,143,792	16,026,525
再輸移出額	1,476,743	1,161,220	437,545	232,462
外國へ	(1,476,743)	(1,161,220)	(437,545)	(232,462)
支那へ	—	—	—	—
純輸移入額	26,438,736	14,591,383	15,706,247	15,794,063
支那品				
移入額	—	—	—	196
再輸移出額	—	—	—	—
外國へ	—	—	—	—
支那へ	—	—	—	—
純移入額	—	—	—	196
滿洲內貿易				
移出（再移出を含む）				
外國品	467,298	188,869	405,427	356,178
支那品	1,938,982	653,188	2,091,169	2,325,107
計	2,406,280	842,057	2,496,596	2,681,285
移入				
外國品	29,750	5,610	9,002	5,424
支那品	713,432	387,973	835,962	923,518
計	743,182	393,583	844,964	928,942
合計	3,149,462	1,235,640	3,341,560	3,610,227

哈爾濱管區輸移入品數量及價額二年比較

（單位海關兩）

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物，穀粉，澱粉及種子					
米及粟	擔	—	—	—	—
小麥粉	〃	375	2,513	9	69
其他	〃	3,096	26,381	1,053	5,641
飲食物					
蔬菜，果實及核子	擔	25,367	276,700	20,839	285,458
茶	〃	—	—	—	—
水產物	〃	14,754	813,064	21,580	448,504
砂糖	〃	79,182	645,702	103,760	1,094,727
酒類		—	43,862	—	39,123
其他		—	53,466	—	172,881
煙草		—	96,362	—	248,644
皮，毛，角，牙，骨，殼類及同製品					
皮革及毛皮		—	63,792	—	41,793
其他		—	17,379	—	3,876
油，脂，蠟及同製品					
燈油	米呏	2,617,412	935,244	2,133,742	1,143,334
揮發油	〃	369,720	209,814	566,709	452,054
機械油	〃	588,561	317,823	88,907	76,520
其他		—	66,343	—	60,128
藥材，化學藥及爆藥		—	229,241	—	345,816
染料，顏料，塗料及填充料		—	56,744	—	46,239
絲縷，繩索及同材料					
棉花	擔	—	—	—	—
棉絲	〃	49	3,976	18	1,474
其他		—	91,218	—	152,803
布帛及同製品					
綿織物		—	1,682,751	—	647,710
絹織物		—	159	—	2,075
毛織物		—	4,106	—	2,662
其他織物		—	56,287	—	61,302
麻袋	枚	3,596,600	1,508,842	9,645,450	4,539,617
其他布帛製品		—	155,778	—	108,597
衣類及同附屬品		—	296,987	—	115,334
紙及紙製品，書籍及繪畫					
紙		—	81,467	—	39,238
其他		—	22,170	—	37,368
礦物及同製品		—	4,197,321	—	2,372,370
陶磁器，硝子及硝子製品		—	120,022	—	93,170
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	89,354	679,483	94,139	1,047,549
其他鑛及金屬	〃	195	13,043	576	22,188
金屬製品					
鐵及鋼製品		—	194,685	—	160,868
其他金屬製品		—	123,867	—	31,626
時計，學術器，船車，機械類及同部分品					
車輛類		—	298,296	—	483,000
其他		—	1,545,853	—	830,212
雜品					
木材		—	468,426	—	151,218
其他		—	369,780	—	373,296
小包郵便物		—	374,845	—	288,237
旅客携帶品		—	—	—	—
合計		—	16,143,792	—	16,026,721

哈爾濱管區輸移出品數量及價額二年比較

（單位海關兩）

品目	單位	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和6年 數量	昭和6年 價額
穀物,穀粉,澱粉及種子					
小麥	擔	—	—	—	—
粟	”	80,542	212,014	48,633	89,971
高粱	”	128,828	225,449	14,277	16,561
玉蜀黍	”	325	572	—	—
大豆	”	10,949,422	29,672,934	14,921,560	29,429,189
落花生	”	—	—	—	—
其他豆	”	116,973	363,884	173,647	369,702
其他穀物	”	6,294	15,414	128,012	227,360
種子	”	269,347	754,258	267,634	787,743
其他	”	1,019	6,989	—	—
飲食物					
水産物	擔	—	—	—	—
鹽	”	—	—	—	—
酒類		—	699	—	2,467
其他		—	29,800	—	52,585
煙草		—	54	—	53
皮,毛,角,牙,骨,殼類及同製品					
豚毛	擔	—	—	—	—
皮革及毛皮		—	927,663	—	1,242,583
其他		—	1,702	—	111
油,脂,蠟及同製品					
豆油	擔	146,374	1,471,059	142,942	1,145,541
其他		—	1,826	—	1,098
藥材,化學藥及爆發藥		—	380	—	3,755
染料,顏料,塗料及塡充料		—	—	—	39
絲,綿,纖維及同材料					
柞蠶絲	擔	—	—	—	—
[illegible]	”	—	—	—	—
緬羊毛	”	3,810	91,445	9,611	270,438
其他		—	4,691	—	727
布帛及同製品		—	348,880	—	55,219
衣類及同附屬品		—	9,598	—	6,941
紙及紙製品,書籍及繪畫		—	2,183	—	432
鑛物同製品					
石炭	英噸	—	—	—	—
其他		—	—	—	—
陶磁器,硝子及硝子製品		—	—	—	78
鑛及金屬					
鐵及鋼	擔	457	1,057	458	2,559
其他鑛及金屬	”	—	—	2	689
金屬製品		—	39,430	—	15,901
時計,學術器,船車,機械類及同部分品		—	17,291	—	104,607
雜品					
植物及動物(生)		—	116	—	2,702
木材		—	56,387	—	38,614
豆粕	擔	7,890,674	16,570,415	8,681,582	12,519,688
麩	”	119,392	168,343	188,175	188,175
其他		—	255,103	—	233,237
小包郵便物		—	23,904	—	16,339
旅客携帶品		—	3,307	—	2,986
合計		—	51,276,847	—	46,828,090

哈爾濱管區輸移出入品價額國別二年比較

（單位海關兩）

國別	昭和5年 輸出	昭和5年 輸入	昭和5年 計	昭和6平 輸出	昭和6平 輸入	昭和6平 計
亞細亞						
日本	6,272	93,924	100,196	9,046	301,642	310,688
朝鮮	1,405	1,438	2,843	1,003	19,176	20,179
香港	3,057	318	3,375	2,807	24,962	27,769
英領印度	—	406	406	—	1,746,978	1,746,978
英領海峽殖民地	152	—	152	—	127	127
蘭領印度	240	—	240	—	25,199	25,199
佛領印度支那	110	43	153	82	—	82
露西亞(太平洋沿岸)	50,256,875	11,547,487	61,804,362	42,567,228	10,748,560	53,315,788
露西亞(西伯利)	72,342	3,734,991	3,807,333	1,953,743	2,504,332	4,458,075
露西亞(黑龍江沿岸)	—	—	—	878,694	8,858	887,552
比律賓	140	248	388	6	21	27
土耳古	35	—	35	—	257	257
暹羅	173	—	173	269	—	269
パレスタイン	—	—	—	—	274	274
小計	50,340,801	15,378,855	65,719,656	45,412,878	15,380,386	60,793,264
歐羅巴						
英吉利	95,199	58,605	153,804	15,236	85,901	101,137
佛蘭西	17,899	150,881	168,780	3,161	82,000	85,161
獨逸	13,590	299,198	312,788	7,283	285,542	292,825
白耳義	1,949	2,163	4,112	302	27,593	27,895
和蘭	—	1,927	1,927	—	3,602	3,602
伊太利	157	5,905	6,062	—	4,838	4,838
瑞西	98	106,720	106,818	44	31,543	31,587
墺地利	227	5,170	5,397	—	6,521	6,521
匈牙利	—	1,304	1,304	—	2,031	2,031
チエツコスロヴアキア	8	9,616	9,624	67	15,947	16,014
丁抹	13	384	397	11	1,461	1,472
瑞典	—	861	861	35	1,241	1,276
諾威	—	—	—	—	62	62
ラトヴイア	58	70	128	9	462	471
波蘭	299	8,429	8,728	318	7,097	7,415
芬蘭	37	636	673	—	26	26
露西亞(歐羅巴)	12	375	387	321	1.554	1,875
西班牙	—	227	227	—	1,708	1,708
葡萄牙	—	—	—	9	—	9
希臘	32	—	32	160	—	160
ルーマニア	—	—	—	—	1,968	1,968
セルヴイア	15	—	15	—	—	—
ヴルガリア	—	—	—	6	—	6
小計	129,593	652,471	782,064	26,962	561,097	588,059
亞米利加						
北米合衆國	777,263	111,008	888,271	1,208,583	84,360	1,292,943
加奈陀	29,101	1,458	30,559	24,926	645	25,571
玖馬	23	—	23	—	—	—
伯剌西爾	9	—	9	—	—	—
小計	806,396	112,466	918,862	1,233,509	85,005	1,318,514
其他						
埃及	—	—	—	—	13	13
濠洲	57	—	57	75	24	99
小計	57	—	57	75	37	112
合計	51,276,847	16,143,792	67,420,639	46,673,424	16,026,525	62,699,949

哈爾濱管區對支那諸港輸出入品價額二年比較 （單位海關兩）

地方別	昭和5年 輸出	輸入	計	昭和6年 輸出	輸入	計
支那 上海	—	—	—	149,636	124	149,760
其他諸港	—	—	—	5,030	72	5,102
計	—	—	—	154,666	196	154,862
滿洲 支那領黑龍江沿岸	2,496,596	844,964	3,341,560	2,681,285	928,942	3,610,227

璦運輸移出入貿易額累年比較 （單位海關兩）

	昭和3年	昭和4年	昭和5年	昭和6年
輸移出（再輸移出を含む）				未詳
外國へ	204,195	9,456	1,831	
支那へ	—	—	—	
計	204,195	9,456	1,831	
輸移入				
外國品 外國より	141,595	21,555	6,864	
外國品 支那より	—	—	—	
支那品	—	—	—	
計	141,595	21,555	6,864	
總貿易額	345,790	31,011	8,695	
外國品				
輸移入額	141,595	21,555	6,864	未詳
再輸移出額	73,567	5,358	47	
外國へ	(73,567)	(5,358)	(47)	
支那へ	—	—	—	
純輸移入額	68,028	16,197	6,817	
支那品				
移入額	—	—	—	
再輸移出額	—	—	—	
外國へ	—	—	—	
支那へ	—	—	—	
純移入額	—	—	—	
滿洲內貿易				
移出（再移出を含む）				未詳
外國品	141,125	29,566	57,330	
支那品	622,393	256,580	477,918	
計	763,518	286,146	535,248	
移入				
外國品	393,101	92,278	235,423	
支那品	878,860	270,602	829,727	
計	1,271,961	362,880	1,065,150	
合計	2,035,479	649,026	1,600,398	

(四) 東滿洲の貿易

龍井村・琿春貿易

現勢 昭和6年度總貿易額は龍井村5,491,236海關兩（輸移入3,457,811兩，輸移出2,033,425兩）琿春2,919,507海關兩（輸移入1,161,311兩，輸移出1,758,196兩）總計8,410,743海關兩で，之を前年の總計7,406,732海關兩（輸移入4,164,001兩，輸移出3,302,731兩）に比較すると944,011海關兩の増加である。之を輸移出入別に見るに輸移入に於て455,121海關兩，輸移出に於て488,890海關兩の増加を見てゐる。而して輸出品の主なるものは大豆，粟，木材等で，主なる輸入品は小麥粉，綿絲綿織物衣服及び其の附屬品等の生活必需品である。

(五) 農業

(1) 滿洲國の農業

概況 滿洲は爾來支那本部より見れば植民地に當り，中華民國成立以來この地の農業的開發は特に顯著なる道程を辿り，更に日露戰後日本が東清鐵道を繼承するに及んでは，資源の開發と研究に種々の機關を設け，各種の事業を開始するに至り，僅々100年以前は半開の曠野に開化訪れ，殊に西曆1908年三井物產會社に依る歐洲への大豆紹介に依つて滿洲農產物は世界市場に販路をもつに至り，國際的商品として世界市場に現れた。

併し猶邊境には相當の未開地を殘して居るが，近年に於ける開墾企劃と嘉慶以來今日に至る迄絕へざる流民の移住とは刻々この未開邊境の地を耕地と化しつつある。

拓植過程 顧れば滿洲の農業發達史は宛ら民族鬪爭の跡とも云ひ得る。其の最も重要なる役割を演じた民族は決して土着民たる滿洲人ではなく，實は渡滿せる漢人であつたのである。由來滿洲人は耕種農に對する技能を欠き，之に反し漢人は往古より耕種農に對する技術を多分にもち彼等の手によつて荒凉たる原野も步一步と開墾されてゐる。更に彼等は東部內蒙古に喰ひ込み，爰に端なくも農業組織の別を緯とし民族の差を經とする葛藤を生じ漢人の利智と蒙人の魯鈍とによる經濟的爭鬪となり，かくして漢人農家の勢力は次第に內蒙古に浸入しつつあるのである。

尙看過すべからざることは我が鮮人の集團的勢力である。米作適地としての滿洲も彼等の特種技能に負ふ處多く，今や彼等の移住は至る所に試みられ從來の支那側よりの壓迫あるにも係らず，現に鴨綠江の上流通化，懷江縣方面より柳河，興京，海龍方面の水田地を形成するに至り，一方安奉線に沿うて水田を開拓し，次で支那人に之が耕作法を傳へ莊河，岫巖，復縣地方に於て今日見るが如き滿洲國人耕作の水田を拓き，更に奉天，撫順，開原地方にも集團的經營の耕作地を有するに至つた。

農業地帶 滿洲農業の展開より農業發達の分野を横觀すると次の四段階に分つことが出來る。

1) 農業(狹義)地帶　滿洲と之と相接壤する東部內蒙古に於ける開放地の一帶

2) 粗放なる農牧混同地帶　內蒙古開放地に接壤する未開放の蒙地（哲里木盟，昭烏達盟の東南部）

3) 游牧をなさざる牧畜地帶　興安嶺東麓以南（哲里木盟，昭烏達盟の西北部）

4) 游牧地帶　興安嶺西麓以西（錫林郭勒盟及外蒙古）

農業地帶に於ける生產樣式は，主として移住漢人の農法による穀作農であつて，大豆，高粱，粟，玉蜀黍，小麥，大麥，黍等の普通作物の三年乃至四年輪作法を行ひ，之に大麻子(蓖麻)小麻子(線麻)，亜麻，棉花，煙草，落花生等の特用作物を栽培してゐる。之に移住の鮮人はその特技とする水稻作を行ひ，日本人は滿鐵沿線より遠く內蒙古に於て水田を經營しつゝあるが，近時沿線及州內に於ける日本人果樹園經營は顯著なる發達をなしてゐる。その外この地帶の東南部丘陵地帶に於ては，移住漢人が柞蠶を飼育し，吉林省及奉天省(安奉線及奉天以南得利寺)の一部地帶には煙草の栽培を見，日本人亦之が栽培に從事しつつある。

農牧混同地帶に於ける住民は大部分その旗の蒙古人及外旗より轉住し來つた蒙古人と移住漢人であつて，轉住して來た蒙古人は多年漢人等の間に伍して多少とも穀作農

を習得した者であつて，漢人の侵迫によつて漸次，未開放の蒙地に竄入して來たものが多い，彼等はその旗の蒙古人の小作農となつて，穀作農を營んでゐるものが多く，その旗內に昔より土着せる蒙古人は王公の庇護の下に食料を自給する範圍の極く小地域を耕作し，主として家畜を飼養して，彼等本來の牧畜農を營んで居る。少數の漢人等は之等蒙古人より土地の貸與を受け穀作に從事する者，或は小作人勞働者となつて，農業に從事するものがある。この地帶の農業經營の型體は漢人の移住によつて，漸次農業地帶に轉化しつつある。

牧畜地帶は主として蒙古人等によつて游牧生活より一步進んだ部落を成して行ふ家畜の放牧を行つてゐる。この蒙地も前述の地帶に漸次移向してゐる。

游牧地帶は四時山野を放浪し牛，羊群を驅つてゐる純然たる游牧蒙民の住するところである。

自然的條件　滿洲農業が有する最も重要なる特質は技術的に乾燥地農業である。之は滿洲の特殊的氣候條件の制約の下に生ぜるものであつて，作物の選擇，土壤の耕耘，作物の管理に於て特別の意を用ひ，極力水分の發散を防ぎ，水分を作物に利用せしむると共に乾燥に對して最も抵抗力强き作物を採擇してゐる。高粱，玉蜀黍や大小豆，粟を主作物としてゐるのである。尙滿洲農業は降水量が敏感に反應するもので春期播種期に於ける降雨の遲速，多少に依て作物の豐凶が定まると言はれてゐる。

（1）　滿洲の氣象　氣溫は春秋の雨季が短く，夏冬の兩季が長く，寒暑の年較差が非常に大きい。月平均氣溫の最も高いのは7月で最低氣溫は1月に現はれ比較的溫和なる內地の氣候に比して大いにその趣を異にする。地中の凍結は各地によつて大差あるが，平均して1米乃至2米に及ぶ。

雨量は甚だ少く，內地の年總量の3分の1である。而して雨期の出現は內陸に進むに從ひよくその大陸的特徵を表はす。又日照時數が多く，雲量は少く，風向は南西に大體一定して居り，風速は相當大であり，從て蒸發量が大である等大陸的氣候の特性を示してゐるといへる。初霜が早く來て，晚霜が遲くまであるため，無霜期間は割合少ない。

從てかかる氣象條件の下に滿洲農法は如何に影響してゐるかを摘錄すれば，（イ）栽培作物の制限，滿洲氣象が大陸的で，寒暑の差が大であり，日照時數多く，空氣乾燥して，蒸發量大なるに反し降水量が比較的少なき結果として此處に栽培せらるべき作物は高粱，大豆，粟等の比較的乾燥に耐へる畑作物が適當してゐる。（ロ）農地利用の制限，滿洲に於ける農作物の生育期間が短い結果として所謂裏作を行ふ事が困難であつて一毛作に止めざるを得ない。（ハ）耕種作業に及ぼせる關係，滿洲に於ける降水量が少い關係から土壤の保水に就て考慮を拂はねばならない。即ち滿洲に行はれてゐる在來農法の技術は簡易ではあるが歐米に行はるる乾燥農法と略同樣の原理が採用され，雨水を永く地下水として保留して置き之れを毛細管象現に依て逐次乾燥期に於ける土壤の水濕を補ふ耕作法に則つて居る。（ニ）農具に及ぼせる影響，農具は耕地面積の廣狹によつて支配される處であるが，一面に於て滿洲では降水量が少く土壤が常に乾燥し畑作を主として之を粗放的に耕作してゐる關係から畜力を動力源として，構造は不完全ながら相當大農具を使用してゐる。

（2）　滿洲の土壤　今日農業地帶として開拓されてゐる耕地は，大部分第4紀古層又は新層に屬し地質學上最も新しく形成された沖積層と洪積層の壤土及埴土が多く，砂土及礫土の分布は比較的少い。而して洪積層は奉天以北，沖積層は奉天以南に多く太古層，古生層，中生層より成る耕地は，

其分布廣大でなくて，關東州管內，安奉線の一部其の他北滿山地帶の一部に限られてゐる。

滿洲の土壤はその理化學的性質を綜合するに必しも良土と云ふべきではないが又必しも不良土ではない。化學的には有機質竝に窒素の含有量乏しく石灰や硫酸等の成分は不足してゐるが，燐酸加里の含量は相當多い。理學的性質に於ては滿洲の土壤中埴土は比重重く，吸收力，容水量少く，土壤孔隙量，容氣量等共に少く一般に不良であるが，壤土にあつては殆ど內地と大差なく，平均して滿洲の土壤は內地のそれに優るとも劣つては居ない。滿洲土壤の最大缺點は有機物及窒素含量の少い事とアルカリ鹽類が多い事と重粘である點である。然し窒素含量の少い事は必ずしも土壤の本質的缺點ではなく，一に全く，長年月に渉り滿洲農民が僅少なる土糞を肥料とし，吸收力の强い高粱，粟等の限られた穀物を栽培し，更に燃料に窮した結果，作物の根幹より路傍の雜草に至るまで根こそぎ採取して有機物をも殘す所なき掠奪農法を行つて土壤中の有機物及窒素成分を大いに消耗したるに依る。しかも窒素分は豆類の輪作と氣候の寒冷に依る土壤の風化促進等に依て僅かに補給されて居るに過ぎない。

農村狀況　滿洲に於ける農村の聚落型體は主として密居制を採つてゐる。這は農村に於ける警備が不充分なる爲，自衞上から生じた必然の型體である。今農村聚落の分布狀態を奉天省に就て見るに部落の總數は25,615で，其總面積を18,674,843町步とせば，一部落當729町步を占めてゐることになる。之を全既耕地より割出すとき一部落當の耕地は175町步となる。次に農村の戶口に就て見るに大小區々として大なるは數百戶より小なるは5—6戶を出でない。即ち開墾日の淺い東蒙古に接壤してゐる地方或は北滿地方では一部落の戶數は少いが，舊くより開拓せる滿洲中部平原の大都市附近に於ける部落はその抱擁する戶口も一段と多い。更に滿洲に於て最も舊くから開拓され比較的飽和狀態に近い關東州では一屯の戶數は平均100戶內外で一部落の平均人口は150人，一戶平均7.5人である。尙ほ滿洲農家の一戶當りの耕作地面積は平均4町3反6畝9步と推算されてゐる。尤も奉天省より吉林省，更に黑龍江省に向ふに伴れ，次第に其占むる耕地面積も增大してゐる。尙之に關聯して耕地面積の大小による農家の戶數に就ては信ずべき統計を缺くも假りに6反未滿とそれ以上1町8反未滿の農家を小農とし，1町8反以上6町未滿の農家を中農とし，6町以上の農家を大農とするならば奉天省に於ては小農に屬するもの全省農戶總數の41.3%にして，吉林省は之より少く32.5%，黑龍江省は15.6%となり，中農に屬するもの奉天省に於て43.8%，吉林省45.7%，黑龍江省39.2%にして，大農に屬するものは奉天省14.9%にして，吉林省21.8%，黑龍江省は45.2%を示してゐる。滿洲農民の幸福の尺度は土地であつて，自作農の經營規模が大なるに伴れ──他の條件が同一であるとせば──その投下資本の大部分は土地資本に注ぎ込まれて居り，經營の規模が小なれば小なるほど建物，農具，動物の資本に投入されてゐる傾向が顯著である。

滿洲國政府國務院實業部に於ては農村狀況を明瞭にして整頓の方法を講ずるため，（イ）匪賊及其他被害の程度及範圍，（ロ）農業金融の系統，（ハ）本年度農業金融の狀況は以前に比較して如何及其の豫想，（ニ）收穫時に至るまでの食糧狀況，（ホ）本年の農業勞働賃金は以前に比較して如何，（ヘ）耕作上使用家畜は不足なきや否や其の狀況，（ト）現在既に實行し將來實行せんとする農村救濟方法，（チ）現在の農村に對し至急施行すべき事項竝に其具體方法の8項に就て調査方を各省に令した。（大同元年6月14日）

農業組織　滿洲の農業組織は，蒙古人農法及漢人農法とに大別される。蒙古人は本來游牧の民であり，牧羊，牧牛等を營み未だ農耕を行はなかつた。漢人の移住に伴つて，多少の農業に從事するものを生じたが，其方法は原始的で，草原中の地味肥沃なる處を求め，其地力のあらん限り糜子の如きを連作し，數年後地力衰耗すれば他の新地を求め轉々移動する一種の漂泊農である。吉林省方面其他では，燒畑式も行はれる。

漢人農法は所謂畑地主穀畜力農業であるが，之に休閑農法，及輪作農法の2種がある。休閑法の稍規則的のものは圃場を3分し每年3分の2を耕作し，他の3分の1を休閑せしむるのを普通とする。三圃農法類似の方法である。輪作法は蒙古では高粱，穀子，黃豆の3年輪作を普通とするが，南滿地方では高粱，豆稻，大小麥，高粱，粟の5年輪作，普通肥沃の土地では，高粱，粟，玉蜀黍，大豆，高粱（施肥）の4年輪作又比較的腐植質に乏しき粘土に於ては，大豆，高粱，高粱（施肥）粟，大豆，高粱，高粱の7年輪作，砂土及壤土にあつては4年乃至5年に1回休閑する。以上の外熊岳城以南に於ける日滿人の果樹經營（主として苹果），及奉天省，遼河以東，遼東半島に於ける柞蠶飼育，遼陽縣，海城縣，義縣，錦縣縣下に於ける棉作の經營，更に新京，奉天，撫順，安東，開原，海城，營口，北滿海倫附近，間島等に於て水田經營等種々の組織を見るが，總體として農業組織の分岐は簡單である。要するに滿洲に於ける各種の農業組織は，游牧，放牧，燒畑，漂泊農，休閑式（三圃式類似），輪作式等の有畜農業で，之等が相互に一系列の如き發達階段を築き上げて地理的分布をなし滿洲の農業地圖及文化地圖を編成してゐる。

農地經營法

（1） 自作農　自作農は俗に之を本地，本種或は自己兒地，自己兒種等と稱して居る。其作付面積概して大農と稱するは70乃至80町歩以上，中農は40乃至50町歩，小農は30町歩內外，過小農は5乃至6町歩を耕作してゐる。1戸の作付面積は北部地方は南方に比して廣大で，70—80町歩乃至100町歩を耕作する者が尠くない。然し關東州內にあつては20乃至30町歩を超ゆるものは甚だ稀である。

（2） 小作農　農民の間には滿洲の小作農は實用上の文字が行はれてゐない爲小作契約の如きも多くは口頭で行はれ，契約書を作成することはない。

小作農は租地或は租借と言ひ小作者を租戸，地主を地東と稱してゐる。小作者中には全耕地を小作する者もあるが其多くは小農家で剩餘の勞力を以て他人の土地を小作することが多い。

小作料には穀納と金納との二種あるが，人口稠密で小作希望者の多い場合には金納制を取り，其他僻遠の地等では穀納が普通である。金納は錢租と稱し翌年分を前納する習慣で少數の地方と特別の場合の外は甚だ稀である。殊に奉天以北に於ては殆んど金納でないと言つてよい。

小作料は種々の事情により一定し難いが穀物では高粱，大豆，粟3作物等分1天地1石乃至2石が普通であるが小作料として納むべき作物の種類は其地方に於ける主要作物の1或は2又は3種で例へば關東州內では玉蜀黍，高粱，粟の3種を均等に分納する者多く又玉蜀黍のみを納むるものもある。奉天以北では大豆，高粱，粟の3種或は大豆，高粱の2種を分納するが，大豆のみを納むるを普通とする。金納ならば1天地小洋20元前後である。滿鐵沿線各地の小作料を見るに普通收穫量の3分の1乃至2分の1である。

小作の制度には次の如きものがある。

（イ） 永小作（永租）　永小作は殆んど小作人の一定所有權に等しきもので，小作人は每年一定の小作料を地主に納め永久に土地使用權を有するの制度であつて，官地，公地，王公莊田及蒙地等は此制度に依つてゐる。

（ロ） 普通小作（租又は佃）　普通小作とは期限付の小作で，期限は主として1箇年であるが3年，4年，6年又は9年等がある。土地概して磽确なる所は期限長く，肥沃な地方は短い。一般民地及旗の小作は此法に依てゐる。

（ハ） 分益農　北滿及蒙古開放地各縣地方に行れてゐる。分購，辨購，分種，種分收等と稱してゐる。豫め規定せられた率に從て地主と小作人とが收穫物を分配するもので稍小作農に類似してゐる。

分益農に二種がある。一は辨裡購或は辨內購と稱し家屋，農具より種子，肥料，日用品，衣服，食糧に至る迄貸與し，收穫後消費したる食糧，日用品，衣服等の代價を支拂ふもので此場合の分配率は地主6,7分小作人3,4分である。

他の一は辨外購と稱し家のみを支給するもので其分配率は地主4,5分，小作人5,6分である。

分益小作の期限は1箇年を普通とし年々契約を更新する。

（3） 協同農　揷具と稱し，2,3の農家が協同して各人所有の牛，馬，農具等を醵出して各自所有土地の耕作に協同從事するものである。此方法は普通小農，過小農の階級に行はれるもので關東州內に多く奉天以北には少い。

（4） 請負農　牛具と稱し，家畜を持たぬ農家又は勞力に不足を感じてゐる者或は農業者以外の耕地所有者等の耕地を請負ふものであつて播種から收穫まで1町歩約20元內外である。又部分的に除草，中耕等のみを請負ふこともある。

滿洲の農業恐慌　1929年10月米國取引所恐慌に端を發した世界恐慌は，世界農業恐慌と結びついて相互影響的に恐慌の一層深刻化の因子となり，資本主義の全般的苦悶の相を形成して居る。底知れぬ恐慌の強化は，滿洲を獨り景氣の島として殘しては置かない。

恐慌現象の第一は大豆の需要減退に見られる。

滿洲貿易に於いて大豆の占める地位は，今更贅言を要しない所である。各地油坊工業の盛衰は，惹いて原料たる大豆の需要の增減を來して，滿洲經濟界に重大の影響を與へる。

大豆輸出累年表　（單位米噸）

仕向地	1928年	1929年	1930年
日本	527,519	633,132	480,563
歐洲	1,650,670	1,929,286	1,200,506
支那	293,860	313,179	361,218
蘭領印度	95,570	115,420	103,996
其他	60,855	47,230	1,672
合計	2,628,474	3,038,108	2,417,955

滿洲政治經濟事情（昭和5年度）

上表によつて，吾々は次の事を確める事が出來る。

（1） 內地農業恐慌による農村の收入減は豆粕の需要に反映し，從つて內地油房工業を恐慌狀態にひき入れ，從つて原料大豆の如上の輸出減を見た。

（2） 歐洲向大豆は192萬噸から120萬噸へ減少した。此は恐慌による消費の減退を如實に物語るものである。

第二は米國製麥粉の北滿進出による打擊である。

恐慌に惱まされた米國の製粉業は，價格釣上策（小麥プール等）を行ふ事によつて，國內市場に於ける利潤を確保し溢れた麥粉による滿蒙進出を行なつた。此の事は北滿に於ける恐慌に基く購買力の減退と共に，北滿製粉界を不況の波に沈ませる事になつた。銀安，北滿の豐作の世界的豐作にある原料小麥安の好條件も競爭力の弱い滿洲製粉は勝利を齎らさなかつた。產額は38,885,189圓より26,925,669圓へ，數量は15,394,136布

度より14,484,476布度と下落した。

第三は獨占價格の强化である。

恐慌に惱んだ獨占資本主義は，自己の有する產業的支配權によつて高度の獨占價格を維持して，負擔を消費者大衆に轉化せしめんと努力する。關稅障壁の低い滿蒙は，好個の對象であつた。石油は恐慌以來，7.2%しか下らなかつたし，綿布の47.4%の下落も大豆の58.9%の下落に比すれば輕い。斯くして出來た鋏狀價格差は，列强の恐慌の負擔を滿蒙の一般大衆特に農民の肩に轉化せしめる。此事は滿蒙に於ける恐慌を，より深刻により永續的なものにする。

第四は國際農業恐慌による農民購買力の低下と滿蒙への影響である。

一般的に農業恐慌は大衆購買力の低下をもたらし，滿蒙商品の海外市場を狹隘化する。輸出された原料大豆は，歐洲油房に於いて豆粕と豆油になる。豆粕は農民の手に賣られて飼料乃至肥料になつてこそ，商品としての使命を全うする。豆油も農民の口に入つてこそ，豆油の持つ內在的目的を達しうる。商品は貨幣に轉化してこそ，商品の當初の目的を果し得る。何故ならば其によつて資本は擴大再生產せられるからである。豆粕も豆油も今や購買力ある買手を見出し得る範圍が減少せざるを得なくなつた。

特に豆粕の最も大きな消費者である日本の農民は，豐作恐慌の矛盾に破滅に瀕して居る。其の收入減は大約1930年度に於いて12億と云はれた。

此事はさらでだに硫安に壓迫せられ初めた豆粕の肥料の地位を，益々窮境に追ひやるものであつた。

種別	1929年	1930年
	米噸	米噸
日本向大豆	633,131	480,563
豆粕	1,093,956	1,163,973

第五は農產物價格の低下と其の滿蒙への影響である。

過剩生產は價格の低下をもたらす。世界恐慌下に於ける價格の下落は，農業生產物に於いて最も甚しかつた。すべての農產物が恐慌前の水準よりも5割乃至6割の下落を示した。

價格の低下は，直接に滿洲の農產物價格を押し下げる。具體的には麥粉を通じて國際市場に連なつてゐる小麥價格の下落を誘致した。滿洲に於ける麥粉の價格は，1929年10月の92.6（1921．22．23，3箇年平均）1930年10月の64.6，1931年10月の45.2へと急テンポに落ちて行つた。

農產物中の大宗たる大豆に國際的價格反落が作用する具體的過程は，他の油料子實價格の低落を通じて實現される歐洲油房の原料大豆需要を占める地位は，甚しく支配的である。歐洲油房の原料は大豆によつてのみ充されるのではない。亞爾然丁の亞麻仁，埃及の棉實，阿弗利加印度の落花生，蘭領印度，英領印度の椰子の實等は，强力なる競爭相手である。歐洲油房に於いては，此等の中採算有利なものを採用するのである。從つて他の油料子實の價格の下落は直接大豆價格の低落を惹起した。

第六は銀價低落に基く物價騰貴と大衆購買力の減退である。

銀價の崩落は，既に1929年の初期から始まつて居た。年內に26片臺から21片臺へ落ちて，1902年以來の安値を現出した。銀問題は銀が貨幣商品たる事に基き，又支那を舞臺として展開されてる事によつて，世界經濟に於いて特殊なる展開を示して居るが，今や一般的經濟恐慌の一部分として，他の部分と相影響し合ひつつ，矛盾を深める因子となつて居る。銀價の崩落は，滿洲農民にとつて不斷の物價騰貴を意味する。而して其の生活を一層苦惱に滿ちたるものとするのである。

恐慌による價格低落の傾向は他方的にして，國內物價は益々昂騰して行く。此は他面購買力の低下を意味し，恐慌を一層堪へ難き程度に尖銳化する。

邦人農業移民　滿洲に於て邦農と呼ばるべきものが現在700人程あるが，其の內容を示せば各自獨力で經營を開始したるもの最も多く，他に大連農事會社に依る，74戶と金州愛川村の7戶とが擧げられる。獨力で開始せるものは概して兼業多く一般に不振のものの如く見られてゐる。大連農事會社は滿鐵傍系會社として資本金千萬圓第1回拂込5百萬圓（滿鐵出資）に依つて昭和4年4月設立されたもので，邦人農家を關東州內に移住定着せしめて合理的農業經營を行ひ，第1期計畫として500戶の邦人農業移民を收容せんとする計畫の下に民有地2千5百町步を購入し，民有地2千5百町步を借受け事業を開始したが，移民に對する負擔過重なるため餘り振はず，現在では一時移民を中止してゐる狀態である。金州愛川村の農業移民は大正3年當時關東都督であつた副島大將の原案に依つて，開始せるものであつて，專ら水田經營を以て主眼としてゐたが，灌水不足のため成績擧らず農民は非常なる苦境にあつた。大正13年以來關東廳に於て水脈調査のために行ひたる灌漑工事功を奏して漸く生色を見せたが，從來よりの借財の引續き多く，これが將來については滿洲邦人農業移民の一つの型として注目されてゐる。

滿洲國生成後滿洲への農業移民は主要なる實行問題として前面に現れ，その具體案については，種々論議されるところがあつた。

拓務省移民及武裝移民　このため拓務省の決定追加豫算滿洲植民費30萬圓を計上し一家族2千圓見當で將來大移民計畫實施の前提として指導移民150家族を昭和7年度送らんとする方針を樹立したが，內地の農村不況の折柄滿洲移民希望が多く，各府縣からの視察團なども續々來り，土地の購入などは相隣執の結果，地價の昂騰により買入困難となるものがあり又匪賊襲來の恐れがあるので今後は軍部が中心となつて斡旋するに決し，まづ滿鐵，吉敦兩鐵道沿線に有望なる土地を選定し滿洲國政府と交涉して價格を協定，それを公平に分配することに根本方針を確立したものの如くである。しかして移民は屯田兵式集團移民による事となしその指導者として心身の練磨と移住の實地研究に沒頭しつつある國民高等學校卒業生を中心とする訓練所卒業生をこれにあたらしめる事に決定してゐる。目下關東軍で有望地と選定したのは大孤山及び遼陽鐵嶺附近を始め滿鐵沿線10數箇所に及び吉敦，三姓方面にほとんど調査濟みの土地といふべき土地が數箇所あるが訓練所生徒は明春卒業すると同時に此の土地に移住し集團移民の幹部となつて活躍する豫定であるが上記の移民は1回500人宛年2回募集し，先づ依蘭方面より開始して，1戶當1,000圓乃至1,500圓を以て10箇年繼續事情とする趣きである。

而して具體的には茨城縣友部町國民高等學校經營者加藤完治氏が拓務省の依囑を受け北大營附近に先發移民として活動中であるが，近く200名の農村靑年及在鄉軍人を選拔し官有地100町步を借受け丁抹式の試驗耕作に從事せしめ現在30町步を經營せる公主嶺農事實習所主任宗氏の指導，加藤氏の協力による實地敎育を受ける事となり，相次いで同氏指揮の下に東北，關東各縣より500名を佳木斯に移住せしめる事等を初めとして州內には大房身天照園の移民實習所等の設立があつて將來を囑目せられてゐる。

尙滿鐵では8年度豫算に經費20萬圓を計上し水田の機械農業を施行する事となつたが水害の危險多き城子疃は放棄し，遼陽の東亞勸業關係土地で行ふ筈で，曾て米國に於て此種農業に多年經驗を有する佐藤信元氏が其の衝に當り約10名の農場員で245町步の水田を經營するもので，米國大農法に

よるほか滿洲獨特の新農法を適用するといはれてゐる。

東亞勸業公司では昭和7年3月亂石山驛西方に1,200天地を買收鐵嶺附近避難鮮農200戸に開墾せしめつつあるが，今後は鮮農をして各地の未墾地を開拓せしめ內地移民の足場を作る趣きである。

日本との關係　滿洲住民の主業とする所は農業にして，滿洲經濟の基は農產物に倚らぬはない。蓋し滿洲の氣候は能く農業に適し，廣漠たる大平原は概して肥沃なる壤土，埴土又は腐植土を以て蔽はれた好適なる農業地であり體軀頑健にして拮据黽勉なる農民が多數居住して居り，しかも近時交通の發達と共に山東方面よりの農業移民を多數誘致し，農地の開拓は急速に進みつつある。

然れども住民の文化程度極めて低く，其經營する狀態は先進農業國に比すれば大なる軒輊あるを免れず或意味に於て滿洲の農業は今漸く其の一步を踏み出したに過ぎないともいへる，農民を指導するに科學的耕種肥培の法を以つてすれば將來の發展は期して俟つべきものがある。

滿洲の農業の發達段階は未だ若い。游牧放牧，燒畑，畑地主穀式畜力農業，棉，其他特用作の初期段階に屬する若い一系列である。之等の農業地帶が民族的なる地域分布に依て代表されて居るのである。更に之等の農業地域が漢民族の移住し近世史上の人類の大移動に依て動態化し，激しき農業地帶の移動を惹起して居る。蒙古人の游牧放牧は益々奧地に濮入，滿人の畑地主穀式畜力農業は順次に其跡を襲ひ又は夫れ自身に於ては既に掠奪經營の諸症狀を呈し，行詰りの收穫遞減を惹起しつつある。更に輓近鮮人及邦人移住に依り水田稻作農業が添加せられ，新たなる農業地帶發達の可能性が期待せらるるに至つた，卽今やブロック內に於ける一環としての立場から內地農業地帶の大移動開始が豫想さるるに至り，內地米作を主とする日本農業の現段階は1932年3月滿洲國の獨立を機とし未曾有の一大轉期を劃さんとしてゐる。

今や日滿經濟ブロックの實現に依つて，日滿相互の農業地帶間には盛衰移動が豫見される。日本が滿洲の資源を利用して，一層高度の發展を遂ぐる道程に於て，滿洲側にあつては牧畜特に牧羊，棉花，米，小麥，養蠶，果樹園等の勃興が期待されるが，日本側に取つて米，小麥，果樹，養蠶の各農業地帶の衰退が懸念される。彼の臺，鮮米移入に對する植民地米統制案擡頭の如きは蓋し此間の消息を語るものである。

滿洲の農業と日本の關係を考察するに當つて二つの見方がある。一は移民地としての滿洲であり，他は食料，原料の供給地としての滿洲である。前者は直接土に則せる農業移民を送り込むと云ふ點に重點がある。後者は滿洲の農畜資源が日本に對して如何なる價値を持つかが重要であつて，其開發者の何人たるかを問はない。兩者は勿論密接なる關係を有するが，根本に於て相同じからざるものである。農業移民の問題に關しては之を省略し此處では第二の場合たる滿洲の農畜資源が日本に持つ價値に就て考察する事とする。

日本に於ける食料，衣料，飼料，工業原料として海外から輸入補給せらるる農業關係品は10億圓以上にのぼり，全輸入額の6割近くを占めて居る。その內滿洲から輸入せらるる農產關係品は 9,000 萬圓內外にして日本の全農產關係品の輸入額中に占める割合は9分にも達しない。しかも日本に輸入せらるる農業關係品中その7割を占めて居る棉花，約1割を占める羊毛に對する滿洲の補給額は極めて僅少である。故に現在日本が最も必要とする棉花，羊毛の二農業關係品に對しては滿洲は現實の價値を有して居ないといへる。然し此兩者を除ける輸入

農業關係品中滿洲品の占める割合は約3割であるからその他の農業品に就ては滿洲は相當の重要性を持つてゐる。

滿洲より輸入せらるる重要農業關係品が日本のそれらの輸入額中に占める割合は大豆は8.5割，大豆粕，大豆油，柞蠶絲，蓖麻子，粟等は殆んど全部，高粱は8.5割，小豆は7.8割，大麻子，蘇子は7.5割，玉蜀黍は5割，骨粉，獸骨は2.5割である。故に此等の農業關係品に對しては滿洲は現實の價値を多分に持つて居り，殊に大豆はその量に於て絕體的の重要性を有して居る。しかし大豆關係品を除けば，その他の輸入額はその絕體數に於て僅少であるから，全體として見る時はさして重要性を有しないものと見ねばならない。乍然滿洲の農業は未だ未開發の狀態にある。而して日本の產業がより高度の發展を遂げるに於ては滿洲に求める農畜資源は益々多きを加へるに至る。故に滿洲農業の日本に對する重要性は現在を以て完結すべきではなく，將來の開發可能性如何に依て決定さるべきものである。

（2）　耕地及主作物

耕地面積　滿洲は平原，山地殆ど相半し平原には遼河，松花江の二大河橫流し其本支流流域は肥沃な農耕地をなし就中遼河流域は開墾既に久しく，松花江流域は遼河流域に比し面積遙かに大であるが，滿洲移民の鄕土である直隸山東を距ること比較的遠いので既耕地尠く隨て農產物の產額も多くなかつたが，東支鐵道開通以來開墾大に進み其產額の增加を見るに至つた。殊に近年は遼河流域を主體とする南滿の開拓は一段落の狀況にあると山東方面よりの移住民の激增とにより松花江流域を主體とする北滿の開拓目覺ましいものがある。然し未墾地方は今尙多く將來は主として本流域を主體とする北滿方面の開墾に俟たねばならぬ。滿洲に於ける可耕地面積は3,360萬陌（3,388萬町步）であつて總面積の28%餘にあたり，其中既耕地面積は1,540萬陌（1,553萬町步）を占めて居るから既耕地は總面積に對しては13%，可耕地面積に對しては46%を占めて居り可耕地面積の過半は今尙未耕地として殘されてゐる。

今參考迄に滿洲に於ける作付面積を示せば下の如くである。

作　付　面　積

	地方別	昭和7年	昭和6年	增減	前年を100とする增減率
		陌	陌	陌	%
	奉天以南地方	1,541,943	1,642,960	減 101,017	93.9
南部	泰山線地方	655,535	711,840	減 56,305	92.1
南部	開原地方	905,756	925,960	減 20,204	97.8
南部	奉海線地方	376,760	385,310	減 8,550	97.8
南部	長公地方	1,092,107	1,094,780	減 2,673	99.8
南部	四洮線地方	735,304	864,520	減 129,216	85.1
南部	吉長線地方	708,500	708,500	―	100.0
	間島地方	248,730	248,730	―	100.0
小計		6,264,635	6,582,600	減 317,965	95.2
	哈爾濱管區	28,944	37,590	減 8,646	77.0
北部	東支東部線地方	1,210,390	1,210,390	―	100.0
北部	東支西部線地方	1,486,075	2,286,270	減 80,195	65.0
北部	東支南部線地方	1,076,360	1,345,450	減 269,090	80.0
北部	呼海線地方	748,027	997,370	減 249,343	75.0
北部	松花江下流地方	840,955	1,092,150	減 251,195	77.0
	北部其他地方	181,430	181,430	―	100.0
小計		5,572,181	7,150,650	減 1,578,469	77.9
合計		11,836,816	13,733,250	減 1,896,434	86.2
		反	反	反	
換算		119,354,164	138,476,477	19,122,313	―

南滿地方に於ける可耕地は既に73%迄開拓されて居り，殊に交通便利なる地方は殆んど開拓し盡されて居るといつてよい。地方別の開拓狀況を見るに早くより開けた奉天以南地方，奉山線地方，開原地方，長公地方，哈爾濱管區等は既に可耕地の8割以上9割內外迄開拓されて居り，1割內外の未耕地を餘すのみである。未耕地の大部分は北滿の交通不便なる地に殘されて居り，未耕地の半數は既耕地20%未滿の諸縣によつて占められてゐる。

可耕地，不可耕地の限界はもとより絕對的のものではないが近年に於ける既耕地の增加割合は年約30萬陌に達してゐるから全可耕地が開拓し盡される年月もさして遠くはないのを思はしめる。

耕作物の種類　滿洲に於ける栽培作物の種類は40—50種であるが普通作物の種類に屬する大豆，小豆，綠豆，粟，玉蜀黍，小麥，大麥，燕麥，蕎麥，稗，水稻，陸稻及特用作物としての棉花，葉煙草，線麻，莚麻，菁麻，胡麻，亞麻，荏等を主なるものとする。而して大豆，粟，高粱，玉蜀黍，小麥の5種は全農產額の大部分を占めて重きをなしてゐる。殊に近年に於ける滿洲大豆は世界產額の6割を占めてゐる。大豆は滿洲農產の大宗であり，廣く海外に販路を持ち滿洲特產の名を恣にしてゐる。從て大豆の豐凶，市場の需要如何は滿洲經濟界に甚大なる關係を有して居り滿洲は大豆の國とさへ呼ばれてゐる。

之等の農產物の分布は，自然的制約に從て，明確な地理的區劃をなして居る。然して大豆，高粱，粟，玉蜀黍，小麥，棉花等の主要農產物は，主要農耕地帶內に包含され，其中，大豆の中心點は哈爾濱の後背地及新京を中心とする後背地を主とする北滿に存する。高粱の重心は哈爾濱以南中東鐵道西側の地域の農耕地帶內にある。粟は農耕地帶中の殆んど全般に均分されたかに見ゆるが，然も其重心は哈爾濱を中心とする後背地に存する。玉蜀黍は大體哈爾濱，西安，西豐及鳳城を中心とする一帶の農耕地帶內に分布され，大豆に反して其正中點は南方に偏する。小麥は哈爾濱の後背地方に主として分布して北滿の小麥地帶を形成する。棉花は遼中，海城を中心とする一帶の南部地方に分布し，中部地域では洮南を中心とする諸縣に反500歩未滿ではあるが栽培される。果樹は奉天以南滿鐵沿線及關東州內に限られてゐる。

昭和7年收穫豫想　昭和7年の滿洲農作物作柄の概況は北滿地方は既に秋收期に入つたが殆ど其一帶が未曾有の大洪水に見舞れ被害甚大であるが，その調査困難にして被害の實狀を明かにし得なかつたが，滿鐵農務課發表（8月23日處暑）の滿洲作況報告に依て，之等の狀況稍々明瞭するに至つた。即ち昭和7年（自6月22日至8月22日）62日間に於ける氣象狀態を通觀するに前半期にあつては一般に例年より高溫であつて降水量も比較的適量なるを得たが7月に入つては概して例年より降水量多く，特に北滿地方にあつては豪雨頻來し數十年來の大洪水に見舞はれ悲慘な狀態に陷り，又作物の作況は夏至（6月22日）前後に於ける豐作豫想も一期にして全く裏切られ，平年作に比し3割內外の減收を豫想せらるる狀態を呈するに至つたが南滿地方にあつては概して作柄極めて良好で，主要作物は平年作の1割內外の增收を豫想された。

滿鐵經濟調查會，滿洲國國務院實業部の共同調查に係る8月23日處暑期に於ける南北滿洲農作物第二回豫想收穫高は別表の如くである。

この北滿水害に依る被害狀況は，各種農產物中大豆の48萬噸を筆頭に合計140萬噸の減收となり，全額の1割3分に當り，小麥の如きは95%の損害にして見積金額8,100萬圓に上り，家畜の被害は合計50餘萬頭1千4百萬圓に上る。尙これが滿鐵に及ぼす影響は堆貨の損失穀類約10萬噸110萬圓の收入減と見られるが，影響は寧ろ今後の大豆高粱の新穀出廻の如何にある。差當り特產界に與へた影響は北滿滯荷の輸送杜絕又新穀の水害實損不明による取引不能等である。

(3) 普通作物

大　豆　滿洲產大豆は粒色から大別して黃豆，靑豆，黑豆，磨石豆とするが猶幾多の品種に分類することができる。最も普通なのは黃豆で又一名元豆とも言ひ黃臍，黑臍，白眉の三種あり含油量多く食用，搾油用何れにも可である。滿洲大豆は今日に於て世

品種別作付面積及豫想收穫高

地方別	大豆 作付面積	大豆 收穫高	其他豆類 作付面積	其他豆類 收穫高	高粱 作付面積	高粱 收穫高	粟 作付面積	粟 收穫高
	陌	瓲	陌	瓲	陌	瓲	陌	瓲
南部 奉天以南地方	357,770	416,444	54,236	49,517	511,711	775,242	169,666	249,070
南部 奉山線地方	81,972	68,856	16,817	13,588	363,563	515,896	79,445	81,034
南部 開原地方	311,477	391,838	23,741	23,883	248,010	411,945	150,301	233,718
南部 奉撫線地方	128,195	174,345	13,206	16,389	70,829	132,663	56,396	94,858
南部 長公地方	398,726	492,028	41,924	44,984	278,409	411,767	194,485	309,231
南部 四洮線地方	126,861	113,160	30,780	22,777	224,804	255,377	186,806	162,334
南部 吉長地方	287,690	397,875	11,960	13,814	99,650	190,630	158,410	203,874
南部 間島地方	79,910	108,981	6,430	8,076	15,760	22,868	66,700	90,912
小計	1,769,601	2,163,527	199,094	193,028	1,812,736	2,716,388	1,062,209	1,425,031
北部 哈爾濱管區	8,683	9,334	1,881	1,509	29	30	5,499	5,587
北部 東支東部線地方	541,044	697,406	15,735	15,090	133,143	194,389	175,507	254,661
北部 東支西部線地方	537,943	420,133	10,294	6,102	162,497	170,947	237,772	226,359
北部 東支南部線地方	322,908	350,355	25,833	21,545	269,090	345,512	177,599	190,031
北部 呼海線地方	228,896	249,497	7,480	6,601	74,803	76,748	139,881	187,441
北部 松花江下流地方	279,197	303,766	12,614	9,826	124,461	126,452	134,553	144,644
北部 北部其他地方	27,215	26,643	181	152	5,443	6,069	25,400	32,741
小計	1,927,975	2,057,247	72,438	60,735	768,961	920,147	902,693	1,041,464
合計	3,697,576	4,220,774	271,532	253,763	2,581,697	3,636,535	1,964,902	2,466,495
	反	石	反	石	反	石	反	石
換算	37,283,767	32,415,544	2,737,939	1,763,653	26,032,025	28,401,338	19,812,696	21,137,862

地方別	玉蜀黍 作付面積	玉蜀黍 收穫高	小麥 作付面積	小麥 收穫高	水稻 作付面積	水稻 收穫高	陸稻 作付面積	陸稻 收穫高
	陌	瓲	陌	瓲	陌	瓲	陌	瓲
南部 奉天以南地方	224,342	386,766	26,923	19,465	22,029	39,322	16,689	21,746
南部 奉山線地方	40,533	62,259	7,602	4,288	476	506	6,470	6,451
南部 開原地方	89,038	150,741	12,034	9,844	6,279	13,343	7,066	9,362
南部 奉撫線地方	52,886	101,911	7,921	6,324	12,521	23,489	9,911	14,579
南部 長公地方	66,172	125,194	50,034	46,231	929	1,537	22,780	34,443
南部 四洮線地方	39,776	58,749	28,512	14,855	2,901	4,734	8,151	6,545
南部 吉長地方	51,050	80,149	23,340	21,613	6,780	11,784	16,540	22,627
南部 間島地方	22,340	38,715	14,920	17,039	11,810	22,356	4,120	5,912
小計	586,137	1,004,484	171,286	136,767	63,725	117,071	91,727	121,665
北部 哈爾濱管區	1,939	2,488	6,368	2,726	58	53	29	29
北部 東支東部線地方	114,987	188,004	164,613	168,564	7,262	14,444	3,631	4,989
北部 東支西部線地方	54,867	65,676	322,360	164,404	571	347	2,972	2,339
北部 東支南部線地方	44,131	57,459	125,934	78,331	1,076	1,292	5,382	6,222
北部 呼海線地方	29,921	39,436	181,023	140,293	200	247	1,496	1,459
北部 松花江下流地方	42,048	58,825	165,643	86,411	2,523	2,594	3,364	3,361
北部 北部其他地方	2,721	3,467	63,501	66,232	3,084	5,129	—	—
小計	278,609	415,355	1,081,003	706,961	11,344	24,106	16,717	18,399
合計	864,746	1,419,839	1,252,289	846,728	75,069	141,177	108,444	140,064
	反	石	反	石	反	石	反	石
換算	8,719,493	10,819,173	12,627,205	6,409,731	756,943	1,469,652	1,093,473	1,602,332

界的の農産物として有名であるが從前は地方農家の食用，家畜の飼料並搾油の原料に用ひられたもので其油は農家の食用,燈用，減摩油用となり粕は副產物として馬糧に供せられてゐたものである。然るに輓近粕を肥料として日本內地の需要を喚起すると同時に豆油は工業原料として歐米輸出を見るに至り爾來大豆搾油工業は驚くべき發達をなし滿洲經濟界の大宗となるに至つた。

滿洲大豆の最近に於ける推定生產額 4,000 萬石の內 1,700 萬石內外即ち其の半が滿洲に於て油房原料に地方消費せられ 1,200 萬石內外が大豆の儘輸移出せられ殘餘の 1,000 萬石內外が地方農家の食糧其他に消費せられてゐる。大豆としての輸移出額 1,200 萬石內外の重要な仕向地は日本，支那，歐洲諸國及瓜哇である。滿洲大豆の生產額は今後益々增加すべく特に北滿松花江流域の開拓に伴ひ激增を見るであらう。

滿洲に於ける大豆栽培の起源は明かにするを得ないが支那の中部地方より移入せられたものの如く往時は農民の食料品に用ひられる樣になつて漸次其生產を增加した。然し當時大豆の需要は地方的範圍に止まつてゐたが日淸戰役後日本に大豆及大豆粕の輸出を見るに及んで俄然其用途を擴張し其後更に歐米に大豆及豆油の需要を開いてから大豆並に其加工品である豆粕，豆油は世界的貿易品として今日の盛況を見る樣になつた。されば滿洲大豆が輸出品として又油脂工業原料として今日の地位を見るに至つたのは近々20—30年の事である。

上述の道程を經て滿洲大豆は今日の盛況を見るに至つたのであるが斯る急激な發展をなし世界的需要に應じ得た根本の理由として滿洲が次の樣な條件を具備してをる事實を擧げねばならぬ (1) 滿洲は纏つた廣大な農耕地をもち而も未墾地が廣く年々非常な勢で開拓されつつある。(2) 滿洲の氣象，土壤が大豆作に好適し他の產地に比し豐產である。(3) 大豆は貿易作物として滿洲農家の經濟上缺くべからざるものとなつてをる。(4) 地力の維持輪作關係から見て大豆作は滿洲農耕上必須である。(5) 滿鐵，中東の二大鐵路を中心とする交通路により纏つた大量大豆の集合輸送が容易である。

產額の最も多い地方はよく開拓された鐵道沿線地帶であるは言ふ迄もない。奉天省では遼陽，海城，復，開原，莊河，東豐，東豐，西安，柳河，昌圖，懷德，梨樹の諸縣で，吉林省では寧安，長春，伊通，農安，德惠，依蘭，雙陽，扶餘，楡樹，阿城，雙城，賓，五常の諸縣，黑龍江省では龍江，大賚，肇東，肇州，靑岡，拜泉，訥河，嫩江，綏化，呼蘭，海倫，巴彥，蘭西，慶城木蘭，湯原の諸縣である。地理的に見れば滿鐵線，中東線及呼海鐵道に沿ふた諸縣が主である。

滿洲大豆は世界的商品として名聲があり世界總產額の5分の3を產するが，これは品質優良なのでなく大量生產と價格の低廉なるためである。目下のところでは滿洲在來の調製の方法が粗放であるため夾雜物多く異品種の混淆甚しく商品としての聲價を失墜する恐れがあるため，滿洲大豆の品種改良と品種の統一とは刻下の急務と云はなければならない。

滿鐵農事試驗場では銳意大豆の改良事業に力を盡して居り先に奬勵配布せられた改良種，黃寶珠，如意珠の如きは，粒は豐圓品質よく，油分が1割，反當收量は3—4割以上もよくなつて好評を博してゐる。かくの如き改良種が續々と育成せられ，滿洲大豆の品位が一變して優良なるものとなるのも遠いことでないと思ふ。今大豆の主なる品種名を擧ぐれば黃豆の部では金元豆，白花蹝子，奉天白眉，四粒黃，四平街白花，小黑臍，黑殼黃豆子，靑豆の部では鐵莢靑豆，奉天靑皮，大粒靑等がある。黑色大豆の部では公主嶺丸形黑實，黑皮，靑央，鐵莢豆子(少し黃味を帶ぶ)等がある。磨石豆は又株食豆と書き，これに褐色なるもの又は黑色をなすもの等がある。この外粒に斑點のある部にては豚眼，豆子，又は瑪瑙等の品種がある。

大豆の品種を地方別して見れば，大體黃豆は北部に多く，靑豆は南方殊に安奉線又は大豆と玉蜀黍とを混作してゐる地方に多いのを常としてゐる。

高 粱 高粮，紅粮等とも稱し，蜀黍の俗語である。滿洲に於ける農民の主要食料品，家畜の飼料であるが，その外高粱酒の釀造原料として重要であり，又綠豆との混用として粉條子（豆素麵）の原料にも用ひられる。稈は燃料，建築材料，アンペラ原料として缺くべからざるものである。

高粱の生產額は大豆に亞ぎ約 3,700 萬石內外と推定せられてゐるが其內近時支那本土及日本內地に輸移出せられる量が漸次增加の傾向を示してゐる。即ち最近の輸移出額は年により異るが 100 萬石乃至 400 萬石に上り大半は支那本土向で食糧，釀造用，飼料用に用ひられてゐる。將來日本に於ける代用米，釀造原料，澱粉原料等として益々需要を喚起するに至るであらう。

高粱の主要地は大豆と趣を異にし，北滿よりも南滿に於て多く栽培されて居り南滿は北滿の約2倍の生產を見てゐる。而して其分布の集團地域は奉天以南及奉山線地方である。

高粱は草丈 8,9 尺に達し，子實には糯と粳とがあり，一般農民は米高粱,查子高粱，料高粱の三つに區別するが，この間何等品種上又は化學的に分類したるに非ず唯肉眼にて子實細長く少し扁平よく充實したるものを米高粱とし，子實の厚さ大にして圓味を帶びたるものを查子高粱とし，更に品質の劣るものを料高粱とす。米高粱は飯によく，查子高粱は燒酒製造に，料高粱は馬糧に用ひられてゐるがこの間整然たる區別はないやうである。

高粱の子實の色より分けると,大體白色，褐色，黃色，赤褐色の四つあり，穗の形より分けると散穗，緊穗，帚子型及散穗及緊穗の中間型をなすものの四つに分けることができる。白高粱，紅高粱とは白色粒，紅色粒をさし，之を黑殼緊穗，紅殼散穗と稱してをるが殼又は稃といふは護穎であつて黑色，紅色，黃色，黃褐色の四種があり，黃殼散穗とは護穎の黃色なる穗の散開せる高粱との意味であつて，この際には粒色は不明である。公主嶺農事試驗場にて目下栽培調查中の變種は 170 種位あり，その主なる品種名を擧ぐれば黑殼蛇眼紅，紅棒子，黑稃雙心牛，白高粱，黑心棒，紅殼大蛇眼黃眼崩，啫子友白眼，老母猪不擡頭,黃粘，黃殼緊穗，黑殼白粘，紅稃帚子，黑殼條簾璱子，柳樹璱子等がある。地方的に之の品種をいへば，大體黃色粒又は紅色粒なるものが南方に多く，白色粒は京奉線地方に栽培多きも，外に栽培は少ない蒙古接壤地方及北滿地方，安奉線地方にては紅殼緊穗のみ多く，穗も小さく，又草丈も他地方より少し低いのを常とする。遼陽，奉天，大石橋，新京，公主嶺，開原，四平街，鐵嶺等の滿洲の中部地方にて高粱の栽培の最も多い地方の栽培種は褐色粒最も多く，紅色粒，黃色粒之に亞ぎ穗は緊穗が大部分を占めてゐる。帚製造原料なる帚子種は栽培極めて少く，多くは畑の一隅に自家用として少々作つてゐるのみである。

粟 穀子又は谷子と稱し，精白せるものを小米と稱す。高粱と共に重要なる食料品である。又黃酒の原料ともなり稈は家畜の必要缺く可らざる飼料となつてゐるので，家畜を養ふに足るだけはどうしても耕作してゐる。

粟の生產額は 2,800 萬石內外と推定せられてゐるが其內近時朝鮮向輸出が漸次增加し其年額 170 萬石價格 2,330 萬圓に及んで居る。朝鮮に於ては主に食料に用ひられるもので之は朝鮮米の內地移出の增加に伴ひ其代用となるものである。斯くて滿洲粟は日本の食糧問題の解決上間接に重要な役割をつとめてゐるのである。

粟にも糯と粳とある。白色粒，黃色粒，紅，色粒黑色粒の4種に分けられるが，黃色粒が大部分を占めてゐる。草丈4尺內外

穗の形は紡錘形，圓筒形をなすものと，異形にして龍爪狀又は穗の先端の二分してゐるもの等がある。穗には大小あり，大なるものは28糎内外小なるものは20糎内外である。主なる品種は薄地租，白砂，老來變，叩根，紅粘，刀把齊，御穀，蓋州紅，抑帽赤，尖穗，八大葉，黑粘，粘谷子等。地方的には大なる區別がないが，北滿地方及山間地帶には紅色粒の粟の栽培が多い樣である。今生產額30萬石以上の諸縣を擧ぐれば次の如くである。奉天省　瀋陽，遼陽，東豐，昌圖，懷德の5縣，吉林省　樺甸，德惠，扶餘，雙城，賓，楡樹，延吉，寧安，吉林，長春，伊通，農安，長嶺の13縣，黑龍江省　肇州，呼蘭，巴彥，蘭西，綏化，海倫，靑岡，肇東，克山，望奎の11縣である。即ち吉林省の西南部，奉天省にては奉天以北，黑龍江省にては東支西部線地方である。

玉蜀黍　苞米又は玉米とも稱し，高粱，粟に亞ぐ重要なる食料品で南滿に於ては主に之を粉末として食料に供し，北滿では酒の釀造原料にも用ひられる。此外綠豆と混用して粉條子の原料とすることもある。莖は燃料とし葉は家禽飼料に供する。

玉蜀黍の生產高は 1,300 餘萬石と推定せられ，200 萬石位が支那本土又は日本に輸出せられてゐるに過ぎない。

滿洲の玉蜀黍は草丈頗る高く 6,7 尺に達し，穗數は太く圓錐形をなしてゐる。粒色によつてこれを分類し黃包米，紅包米，白包米，黑包米の 4 種とするが，この外粒の形の馬の齒に似たとの意より馬牙子，又成熟すれば子實の面に皺のよる老來皺，紅色粒の面が白くなつてゐる白頭霜，粒の小にして紅色なる小粒紅等が主なる品種である。

玉蜀黍の栽培は比較的その栽培が局限せられ北滿又は南滿の北部に地域が少く，南滿の熊岳城以南地方，安奉線の南部及奉天省の東豐，西豐，西安の諸縣地方，吉林省にては吉林，樺甸，農安，賓，雙城，楡樹の諸縣に特に其栽培が多い。反當收量は大約 1.8 石である。

黍　糜子又は迷子と稱し，糯と粳とある。粳の精白したものを糜子米，糜米と稱し，糯の精白せられたものを大黃米又は大元米といひ，この炒りたるものを炒米といひ蒙古人の常食である。黍を粉末として大黃米麵，或は餅又は菓子を製造してゐる。又黃酒の原料ともせられてゐる。黍の草丈は 4 尺内外にて，穗は高粱の箒子種の如く一方に垂れてゐる，粒色に黃，白，黑，茶，紅等がある。主なる品種を擧ぐれば白，粘，鳶，黑，大黃金，黃昆刀頭兒，鵪鶉，紅糜子等である。

年產額大約 1,000 萬石と稱せられ，大多數滿洲內だけで消費せられてゐる。反當收量 1.2 石內外，特產といふ地方はないが，而し生育期間の短かい關係から蒙古及其接壤地方並に南滿洲の東北部地方，北滿洲ではハルビン，チ丶ハルを中心としたる地方に栽培が多い。

小　麥　南滿よりも寧ろ北滿に適するもので從つて南滿にあつては其作付面積も少く又生產額も少い。中東鐵道沿線の北滿洲一帶に於ては小麥は主要物產の首位を占め殊に呼海線地方へ中東鐵路西部線地方，齊克線地方は特に栽培が多くこの地方では南滿の大豆と匹敵すべきものとされてゐる。

小麥の生產額は 1,000 萬石內外と推定せられその大半は製粉原料として消費せられてゐる。而して滿洲各地方到る處に磨坊と稱する舊式の副業的製粉工場が存してゐるが海倫，ハルビンを中心とし中東沿線並南滿沿線主要都市には大規模の新式製粉工場があり，大豆搾油工業に亞ぐ一大工業をなしてゐる。

品種は有芒白稃赤粒，無芒白稃赤粒が最も廣く分布し，その他有芒赤稃赤粒及無芒赤稃赤粒等の變種も多少混じてゐる。主なる在來品種にはロシア，安達，三姓，方正，農安，浦鹽，新甸等がある。公主嶺農事試驗場にては數年前より世界各地より品種を蒐集比較して，當地方に適する優良品種を選出すると共にこれを育成して，滿洲の小麥改良に努力してゐる。

陸　稻　粳子又は旱稻といひ，精白したのを粳米又は大米といふ。品質は不良の部に屬するが早生でよく滿洲の風土に適する。滿洲に於ける全產額は 170 萬石內外と推測せられてゐるが，年々栽培が增加して來てゐる。

地方的に分布狀態を見れば新京地方，吉林地方，四平街地方，海龍，新民，黑山の地方に栽培が多い。主なる品種は長春無芒大靑毛，金線稻，光頭兒，牛毛稻子，四平街，鐵嶺等である。

水　稻　滿洲に於ける水稻栽培の歷史は極めて新しく僅かに40—50年來の事に屬し今日の隆盛を見るに至つたのは近來のことで滿洲の氣候，地形，土質等より考慮して滿洲の水田事業は甚だ有望で將來大いに勃興し得べき可能性を有する。現在の水田面積約10萬町步，收量(籾) 160 萬石と推定せられて居るが將來之を 100 萬町步，3,000萬石程度に上すことは困難でないと信ぜられる而して滿洲水田開發の如何は將來日本の食糧問題に重大な關係をもつもので滿洲農業資源の開發上緊急なる當面の問題である。

水稻作は元來移住朝鮮人の特技と稱せられてゐるものであるが，近時水稻作の有利なることが喧傳せられ，栽培面積の激增を見つつあるの情勢なれば，近き將來に於て滿洲農家が直接水稻栽培に從事するものが續出するに至るべく，かくて滿洲の水稻作は益々發展するものと思はれる。

目下水田の多い地方としては新京，奉天，撫順，安東，開原，松樹，海城，營口，北滿海林地方，間島の各地方であるが，從來遼河，松花江，牡丹江，穆稜河，嫩江，鴨綠江，太子河，渾河等の各河流域には開田せられたるものが增加して來るものと思はれる。

水稻の在來種は朝鮮から渡來したものであつて，南滿地方に於て現今朝鮮人によつて栽培せられてゐる品種の多くはこれであり，主なる品種は京租，早丁租，紅光頭兒，紅毛子，大邱租，紫稈兒，黑租，朝鮮糯等である。大正 2 年熊岳城農事試驗場が開設せられ，品種を內地より取寄せ又は新優良品を育成して適否試作を各地にてなせる結果，在來種に比して優良なる各品種が現はるるに至り，これが獎勵配布事業が進むと共に滿洲米の品種が一變し來つてゐる。その主なる品種は早生大野，龜の尾，大原，萬年，信州金子，嘉笠，小田代，札幌赤毛及紅糯，辨慶糯等である。

反當收量(籾)は大體 1.8 石內外である。

(4) 特用作物

大　麻　線麻と稱し，其種實は小麻子と稱し，製油原料に供せられる。線麻の纖維は綱，纜，布類を製し，其屑は製紙原料となる。滿洲に於ける纖維を目的とする線麻の主要產地は奉天，吉林省の東方山地帶にして子實を目的とする線麻の栽培は概して平原地帶に多く其主產地は奉天省東山地方の各河流域，遼西地方，伊通河流域地方，拉林地方である。滿洲農家は畑と道路との境界，又は他家と自分の畑の境界に大麻を一列又は二列栽培して境をすることが多い。主として子實が賣られるのである。反當纖維の量が 8 貫內外である。

靑　麻　日本に於ける莔麻に相當する。滿洲到る處に產するが低濕の地に好適し，奉天省の遼陽，錦州，牛莊の諸地方を名產地として草丈 7,8 尺より時には 1 丈 2, 3 寸にも及ぶ。主として綱，纜，布の製造に用ひ，最近纖維は輸入黃麻の代用として之を混用し，麻袋の製造に用ひらるる量が增加した。反當收量乾纖維16貫內外，品種には赤莖種と白莖種とがある。

蓖　麻　滿洲にては大麻子と言ふ。滿洲に於ける主要生產地は遼陽，通遼，洮南及彰武等の各縣で之等の地方にては主要農作物の一として栽培せらるるも其他の地方に於ては概して餘剩の土地道路側等に栽培する。此種子よりは工業用に供せらるる大麻子油即ち蓖麻油を搾油する。反當收量 1 石內外である。品種には大體有刺赤莖種，無刺白莖種，有刺白莖種，無刺赤莖種の 4 種がある。

荏　蘇子と稱し，最も乾性の油を搾取する作物で滿洲に於ける栽培は餘り盛ではないが到る處多少の作付を見てゐる。奉天以北は特に多い。草丈 3 尺內外で，此植物より搾つた油は藥用，塗料，工業用，燈用に

用ひられてゐる。農家は麁麻と同樣主作物を家畜の喰害を防ぐため，耕地の路傍に添ふて栽培し之を自家用に供してゐる。

煙 草 菸とも稱せられる。主要產地は吉林省の南部及東部であるが，奉天省の北部及東部にも相當栽培せられる。年額は吉林省500萬貫，奉天省150萬貫，其他を合し總計780萬貫と稱せられてゐる。一般に土產煙草は其品質劣等で其需要も大ではない。最近滿鐵の鳳凰城，得利寺兩煙草試作場に於ける試驗の結果は米國種黃色煙草の有利有望なる事が證明され，鳳凰城，瓦房店，鞍山附近に於て年額20萬貫の黃色煙草が生產せらるるに至つた。

棉 花 滿洲にありてはその氣候，土質より見て奉天以南は大部分棉花の栽培に適し現に遼陽縣，海城縣，義縣，錦縣其他各縣に相當栽培せられてゐる。現在滿洲に栽培せられてゐる在來棉は約4，5品種を數へるが，其大部分は纖維太く彈力强く中入綿，蒲團綿其他家內消費としての需要を充してゐるが，中には40番手迄紡出出來る良品種もあり，近年日滿紡績會社に消費せらるるもの亦尠くない。尙關東州では大正10年以來關東廳農事試驗場に於て，米棉試驗の結果好成績を得且日本紡績會社の滿洲進出に際會し州內に米棉栽培を奬勵する事に決し棉花協會を創設以來米棉作付の擴張に著手した。

現在滿洲に於ける棉花の正確な生產額は素より不明であるが，作付面積6萬町步，年生產額 2,000萬斤(繰綿)以上に達すると推定されてゐる。然し，之を以てしては滿洲內の需要を充すにも足らず紡績用原料として年々1,000萬斤乃至2,000萬斤（400萬圓乃至800萬圓）の支那棉，印度棉，米綿を輸移入する狀況である。滿洲內生產棉2,000萬斤の內紡績用に向けられる數量は僅かに4—5萬斤で他は殆ど地方民の蒲團綿中入用に消費されて居る。斯く滿洲は綿の需給關係から見て(綿絲布の需給を度外視するも)棉花の生產地，供給地でなく，消費地である關係上現在の所では本邦に對する原棉供給地たるの資格は全然ない。唯殘された問題は將來の可能性如何といふ事で之に對し考察すべき點は次の事項である。

1 關東州を中心として奬勵せられつつある陸地棉栽培の將來。
2 在來棉の改良と其生產增加可能數量
3 在滿日本人側及滿洲側紡績工業の發展如何。

落花生 落花生は他の作物の如く肥料を要せず栽培容易なる有利な作物なるため關東廳で州內に於て之が栽培奬勵の結果近年著しく其產額を增し，而も其產額の約8割は歐米其他に輸出せられ州內重要農產物の一となれるを以て之が品質の統一向上と取引の圓滑とを期せしむるため昭和4年より普蘭店，金州及貔子窩に落花生同業組合を設け輸出落花生の檢查及金融の便を圖らしむることとし同5年度より組合に補助金を交付して檢查員並に檢查所兼倉庫の設置を奬勵し益々斯業の發達增進に努めてゐる。

滿洲落花生の現地位は數量的には問題とするに足らないが唯落花生は滿洲に於ける新興の農作物として其栽培は現在に於ては大したものでないが（關東州を中心とする南滿南部地帶を主產地とす）躍進的のもので既に歐米に其販路を開拓しつつある現狀並に搾油工業の發展に伴ふ需要增加等に鑑みる時は將來之を度外視するを得ないものと信ぜられる。

(5) 果 樹

概 說 滿洲の氣候狀態を果樹栽培上より觀る時は奉天以北は適地とは言ひ難いが奉天以南にありては日本，朝鮮等果樹栽培地に比し寧ろ良好なる氣候狀態にあり又土質も好適して居る。故に近年熊岳城以南にあつては日滿人を通じて果樹園經營者が頗る增加し，將來果實の一大生產地たらんとしてゐる。

果 樹 關東州に於ける果樹栽培は日本租借以前少數の梨類が栽培せられてゐたが果樹業として數ふる程のものはなかつた。明治39年我租借直後關東廳は農事試驗場を設置し同場に於て之が栽培に關する各種の試驗を行ひ州內が果樹栽培適地である事を確めて以來之が栽培を企圖する者漸く增加するに到つた因て同場に於ては優良樹苗を育成し一般當業者に配付し之が奬勵に努め大正4年頃より日滿人共頓に其の數を加へ大正10年には其の栽培面積885町步に達し試驗場養成の苗木では一般の需要を滿せず內地朝鮮其他より之を輸入栽植するもの漸く多きを加ふるに至つた。玆に於て關東廳は大正12年1月廳令を以て關東州輸入果樹及櫻樹取締規則を發布し粗惡果樹の輸入を禁じ次で大正13年7月關東州病害蟲驅除豫防規則を制定し果樹に關する保護取締の途を講じ更に大正14年5月州內果樹栽培業者を網羅せる關東州果樹組合を設立せしめ年々相當額の補助金を交付し果樹栽培奬勵の助成機關として諸種の事業を施行せしめた

關東州果樹組合の事業は (1) 果樹栽培の指導奬勵 (2) 果樹栽培地選定 (3) 病蟲害の驅除及豫防 (4) 果實に關する各般の調查並報告 (5) 栽培資金調達の斡旋 (6) 栽培用器械器具肥料及消毒藥品の供給並購入の斡旋 (7) 果樹栽培の改良增殖並生產品販賣上必要なる事項等である。

州內に於ける果樹栽培業者は上述の如く累年增加し來つたが，其の多くは栽培に關する知識經驗に乏しく栽培の有利なるを知りて其の經營の困難なるを思はず，漫然之が經營に志す者あるに鑑み，關東廳は各民政署に配屬の農業技術員を督勵し果樹組合の指導員と協力し，肥培管理，病害蟲の驅除豫防栽培地の選定，品種の改良統一，碻栽離改善等に關し實地指導を爲さしめ，尙ほ隨時講話會を開催する等，專ら當業者の知識の向上と技術の練達とを圖ると共に，果樹組合をして逐年增加する生果の販路擴張に付て調查を行ひ，5年度に於て果樹組合の取扱を以て，南洋上海方面に苹果1,600餘箱哈爾濱方面に3,000餘箱の輸出を爲したり。同組合に於ては將來激增すべき州內果實輸出事業の機關を設くるの必要を認め，同組合慫慂斡旋の下に同6年8月滿洲果實輸出販賣組合を組織せしめ，爾來果樹組合，輸出組合相聯絡提携して極力其の機能を發揮するに努めてゐる。

關東州果樹組合出荷實物內譯

（昭和6年）

內地輸出	南洋輸出	內地贈答用	地場賣個人其他	計
函	函	函	函	函
14,306	4,120	409	371	19,206

支部別出荷數

（昭和6年）

支部名	紅玉 4貫入	紅玉 40封度入	倭錦 4貫目入	倭錦 40封度入	新倭錦 4貫目入	新倭錦 40封度入	國光 4貫目入	國光 40封度入	計 4貫目入	計 40封度入	總計
旅順	3,293	977	614	16	—	—	1,718 大 40	938	5,665	1,931	7,596
大連	1,048	645	1,302	263	285	127	1,879	607	4,514	1,642	6,156
普蘭店	582	474	1,031	202	237	—	452	279	2,302	955	3,257
金州	1,439	148	293	35	56	—	62 大 8	156	1,858	339	2,197
計	6,362	2,244	8,240	516	578	127	4,159	198	14,339	4,867	19,206

關東州果樹組合日滿人別果樹栽培成績（昭和6年末調査）

種別	會内別	栽培反別			植付本數			收穫高			價額		
		日本人	滿洲國人	計	日本人	滿洲國人	計	日本人	滿洲國人	計	日本人	滿洲國人	計
		町	町	町	本	本	本	貫	貫	貫	円	円	円
苹果	旅順	217.11	643.58	860.69	78,161	227,633	305,794	189,880	290,509	480,389	52,489	58,948	111,437
	大連	351.78	481.42	833.20	104,583	145,377	249,960	21,881	109,628	322,509	50,390	30,821	81,211
	金州	259.81	853.06	1,112.87	72,028	294,552	366,580	54,264	164,880	219,144	17,681	41,461	59,142
	普蘭店	371.63	863.90	1,235.53	99,280	263,161	362,441	214,113	158,482	372,595	64,234	47,548	111,782
	貔子窩	37.36	73.72	111.08	9,340	26,706	36,046	—	1,051	1,051	—	453	453
	計	1,237.69	2,915.68	4,153.37	363,392	957,429	1,320,821	671,138	724,550	1,395,688	184,794	179,231	364,025
梨	旅順	21.84	59.26	81.10	13,105	35,559	48,664	35,596	81,118	116,714	9,751	15,227	24,978
	大連	46.51	59.62	106.13	13,952	17,888	31,840	19,204	18,444	37,648	6,020	5,866	11,886
	金州	2.14	55.15	57.29	933	22,268	23,201	906	28,176	29,082	358	5,962	6,320
	普蘭店	6.62	34.10	40.72	2,308	13,571	15,879	3,700	22,584	26,284	740	4,518	5,258
	貔子窩	98	3.40	4.38	245	1,634	1,879	—	773	773	—	287	287
	計	78.09	211.53	289.62	30,543	90,920	121,463	59,406	151,095	210,501	16,869	31,860	48,729
桃	旅順	25.34	75.40	100.74	19,009	56,552	75,561	36,045	109,896	145,941	6,935	14,748	21,683
	大連	38.94	50.55	89.49	13,860	27,388	41,248	20,241	23,895	44,136	7,110	7,783	14,893
	金州	6.32	85.89	92.21	2,499	29,727	32,226	1,083	28,752	29,835	335	6,947	7,282
	普蘭店	23.14	40.98	64.12	9,848	32,753	42,601	13,200	25,529	38,729	5,280	10,211	15,491
	貔子窩	04	7.24	7.28	119	3,005	3,124	—	485	485	—	161	161
	計	93.78	260.06	353.84	45,335	149,425	194,760	70,569	188,557	259,126	19,660	39,850	59,510
葡萄	旅順	4.64	87	5.51	9,277	1,750	11,027	8,127	10,566	18,693	4,234	1,674	5,908
	大連	60.44	21.35	81.79	27,376	3,746	31,122	6,995	4,301	11,296	3,991	3,490	7,481
	金州	21	10.45	10.66	1,028	5,008	6,036	347	1,802	2,149	170	582	752
	普蘭店	6.11	2.07	8.18	3,549	1,112	4,661	2,306	759	3,065	1,153	380	1,533
	貔子窩	16	87	1.03	475	300	775	—	93	93	—	39	39
	計	71.56	35.61	107.17	41,705	11,916	53,621	17,775	17,521	35,296	9,548	6,165	15,713
櫻桃	旅順	6.22	8.42	14.64	3,110	4,208	7,318	3,001	4,277	7,278	3,768	3,941	7,709
	大連	23.36	23.39	46.75	4,272	5,446	9,718	6,931	7,274	14,205	7,112	4,105	11,217
	金州	9.99	27.64	37.63	3,358	9,464	12,822	3,935	6,587	10,522	4,258	6,372	10,630
	普蘭店	4.21	7.59	11.80	988	2,696	3,684	200	1,065	1,265	301	1,600	1,901
	貔子窩	—	41	41	—	103	103	—	1	1	—	0.60	0.60
	計	43.78	67.45	111.23	11,728	21,917	33,645	14,067	19,204	33,271	15,439	16,018円60銭	31,457円60銭
雜果	旅順	63	1.17	1.80	502	941	1,443	458	1,680	2,138	415	265	680
	大連	5.53	14.25	19.78	1,642	3,155	4,797	1,028	1,626	2,654	229	406	635
	金州	33	22.90	23.23	146	10,065	10,211	41	10,447	10,488	11	1,443	1,454
	普蘭店	46	11.13	11.59	120	4,993	5,113	—	1,296	1.296	—	222	222
	貔子窩	—	22	22	—	337	337	—	256	256	—	72	72
	計	6.95	49.67	56.62	2,410	19,491	21,901	1,528	15,305	16,832	655	2,408	3,063
總	計	1,531.85	3,540.00	5,071.85	495,113	1,251,098	1,746,211	834,482	1,116,232	1,950,714	246,965	275,532円60銭	522,497円60銭
支部別總計	旅順	275.78	788.70	1,064.48	123,164	326,643	449,807	273,107	498,046	771,153	77,592	94,803	172,395
	大連	526.56	650.58	1,177.14	165,685	203,000	368,685	267,280	165,168	432,448	74,852	52,471	127,323
	金州	278.80	1,055.09	1,333.89	79,992	371,084	451,076	0,576	240,644	301,220	22,813	62,767	85,580
	普蘭店	412.17	959.77	1,371.94	116,093	318,286	434,379	233,519	209,715	443,234	71,708	64,479	136,187
	貔子窩	38.54	85.86	124.40	10,179	32,085	42,264	—	2,659	2,659	—	1,012円60銭	1,012円60銭
	計	1,531.85	3,540.00	5,071.85	495,113	1,251,098	1,746,211	834,482	1,116,232	1,950,714	246,965	275,532円60銭	522,497円60銭

(6) 養蠶

家蠶　從來滿洲各地の農家には稀に養蠶を試みるものもあつたが，眞の意味に於ける養蠶業なるものは存在しなかつた。然るに近年滿鐵熊岳城農事試驗場及關東廳蠶業試驗場の試驗の結果滿洲の養蠶業が有望なることが立證せられて以來漸次勃興の機運に至つた。即ち滿洲の氣候は大氣が乾燥し晝夜溫度の差が大なるを以て蠶質は强健となり，日本の如き病害の患が少なく蠶體緊り强健なる發育をなし得る事及桑樹の發育期たる7月頃の降雨は桑樹の發育を良好ならしむる事，暴風雨比較的尠き事等は日本，朝鮮等の追從出來ぬ長所である。加之生產費が極めて低廉で日本內地に比し約半額以內で足りる，桑の發育狀態より觀たる滿洲の養蠶回數は奉天以南の地にありては春1回，夏1回，秋2回，計4回の育蠶，奉天以北にありては夏蠶1回，秋蠶2回，計3回の育蠶は可能である。

滿洲に於ける養蠶業は上述の如く未だ副業の域にも達しないが，關東州內に於ては關東廳奬勵の結果近年農家の副業として有利なるものの一となりつつある。

關東州に於ける養蠶狀態　（昭和6年度）

		春蠶	夏蠶	秋蠶	晩秋蠶	合計
旅順	飼育戸數	戸 175	—	110	10	—
	掃立枚數	枚 691.0	—	607	318	1,616
	收繭額	貫 2,631.850	—	1,143.414	635.680	4,410.944
大連	飼育戸數	戸 69	—	25	4	—
	掃立枚數	枚 137.0	—	53	31	221
	收繭額	貫 424.534	—	83.250	85.870	593,654
金州	飼育戸數	戸 61	2	41	10	—
	掃立枚數	枚 176.0	10	770	161	424
	收繭額	貫 503.040	22.770	190.540	471.700	1,188.050
普蘭店	飼育戸數	戸 89	1	57	14	—
	掃立枚數	枚 182.0 20.0（平付）	30	121	73	406 20（平付）
	收繭額	貫 459.400	95.800	284.920	110.910	951.030
貔子窩	飼育戸數	戸 216	4	95	4	—
	掃立枚數	枚 416.0	80	枚 161.5 250匁（バラ種）	35	692.5 20（平付） 250（バラ種）
	收繭額	貫 1,168.010	166.935	779.610	52.030	2,166.585
合計	飼育戸數	戸 610	7	328	42	—
	掃立枚數	枚 1,602.0 20.0（平付）	120	枚 1,019.5 250匁（バラ種）	618	3,359.5 20（平付） 250（バラ種）
	收繭額	貫 5,186.834	285.505	2,481.734	1,356.190	9,310.263

柞蠶　滿洲の柞蠶飼育は約百年以前に起り近年に至つて柞蠶繭は滿洲物產中重要なるものの一つとなつた。而して柞蠶繭產地は奉天省遼河以東で遼東半島を最とし，その著名なる產地は蓋平，岫巖，寬甸，安東の各縣であつて鳳凰城，海城，莊河の各縣が之に亞ぐ，其他遼陽，鐵嶺，昌圖，復州，本溪，懷仁，通化，臨江，輯安，興京，海龍，東豐，西豐等の各縣に於て何れも多少の產がある。

滿洲に於ける柞蠶繭の生產額は統計に據るべきものがないが，奉天省に於ける柞蠶繭總產額は平均23萬籠（76億粒），1,100萬圓內外で內安東附近約7萬籠，330萬圓內外の生產と稱せられる。而して集散市場の主なるものは安東及蓋平で年集散額前者は7萬籠，後者は4萬籠內外と推定せられ，之に亞ぐは海城，黃土坎，松樹等7,000籠內外を數ふべく其他は僅少である。

柞蠶は主として滿洲國人農家の副業として經營せられ，蠶場は概ね山腹の柞樹林で特に柞蠶飼養のため栽培せるものにあらざるを以て櫟，槲，楢等雜生して樹齡亦均一ならず放養上の缺點がある。

野蠶としては柞蠶の外天蠶にして大正5年邦人長野縣より原種を輸入し飼育したるを以て嚆矢とし其後昭和1年より滿洲蠶絲株式會社貔子窩蠶場に萵柳園を設け天蠶の試育をして居る。

關東廳蠶業試驗場に於ては大正7年以來天蠶，柞蠶の試育をなしつつあるも鳥蟲の被害多く減蠶步合が高い。

日本に於ける絹紬機業地なる福井，岐阜及京都は滿洲柞蠶絲の供給により（需要割合は福井最も多く7割を占め，岐阜之に次ぐ）之を製織して日本絹紬の名に於て歐米及濠洲等に輸出してゐるが，其價格も近年2,000萬圓に達し世界的商品となつてゐる。以上輸出品の外各地に於て絹綿交織物用に用ひ尙近來は其伸度の張大なる點から飛行機翼及電線の被覆用にも使用せらるるに至つた。滿洲柞蠶絲の主要輸出先は言ふ迄もなく日本であること（一小部は合衆國，佛蘭西，伊太利に輸出す）並に日本としても他に之を需むるの地なき事情は必然日滿產業上に極めて重要な經濟關係を構成し即ち滿洲柞蠶業の盛衰は勢ひ本邦絹紬機業に重大な影響を及ぼし同時に亦日本機業の消長は直ちに滿洲柞蠶業の命脈を制するに至るものである。即ち滿洲柞蠶業の隆昌は本邦產業の發展に資する所以であつて日本の需要から見た滿洲柞蠶絲の地位は極めて重要なものである。

社團法人滿洲蠶業會　關東州蠶業の改良發達を圖る爲日滿人當業者をして昭和2年1月社團法人滿洲蠶業會を設立せしめ關東廳は之に年々相當額の補助金を交付し主として蠶種並桑苗の購入補助斡旋及蠶室建築並桑園造成に低利資金の貸付を爲さしむる外下記各項の事業を行はしむる等同廳の方針に從ひ蠶業奬勵の助成機關とした現在會員978名を有し大連農事株式會社農業移民の增加に伴ひ邦人會員は漸次增加する傾向である。其事業內容は桑樹，萵柳及柞樹栽培の指導奬勵。家蠶及野蠶飼育の指導奬勵。病害蟲の驅除豫防。蠶絲業に關する各般の調査及報告。桑苗の養成及配付。繭販賣の斡旋。種苗，消毒，藥劑，肥料及蠶具購入，の斡旋。蠶業資金借入の斡旋。其の他本會の目的を達するに必要なる事項等である。

滿洲蠶絲株式會社　關東廳は州內蠶業の發達を促進せむが爲大正15年9月日華蠶絲株式會社と東亞勸業株式會社とを大株主とする資本金1百萬圓拂込4分の1の滿洲蠶絲株式會社の設立を促し製絲工場として舊防備隊廳舍兵舍附屬建物總坪數3,665坪餘桑園用地として官有地197町餘を貸付け主として生繭の買入普通蠶絲の製造，製絲，養蠶の經營，野蠶の飼育，蠶業資金の貸付等の事業を經營せしめてゐる。

製絲業は百餘釜を設備し職工約200人を使役し年產額1萬餘斤を製出する之が原料は當州產繭を主とし其不足は內地，朝鮮等より補充して居る。同社は州內產繭の增加に從ひ500釜迄に增加する計畫である。生繭の買入は蠶業取締規則に依り關東廳監督の下に其取引の公正を期せしめつつある。

(7) 農業施設

概　況　滿洲に於ける農業施設は大體日滿露に大別されるが，滿洲國は未だ日淺く政府に於ては實業部農礦司に於て諸種の計畫を著々進行してゐる。各省には實業廳を設け奉天省に於ては最近省農務會の設立を見た。從來奉天，吉林，齊々哈爾に三農事試驗場があつたが多くは有名無實で餘り活動してゐなかつた。又中東鐵道側には哈爾濱，安達，乜河に農業試驗場を設けてゐるが，現在安達，乜河は閉鎖し，哈爾濱のみは小規模乍ら事業を繼續してゐる。從て滿洲に於て農事改良の爲めに努力してゐるのは日本側特に滿鐵であつて他にも前述の如く多少の農業施設はあるが目下殆ど休止の狀態にある。滿鐵の農業施設の主なるものを擧ぐれば次の如くである。

滿鐵農務課　滿鐵農業施設に關する中樞機關で，農業の助長に關する事項を統べ，各種の農事施設機關を統制するもので，農業助長は總て本課の主管する所である。

同社農務課に對して地方的の農事施設機關としては農事試驗場，苗圃，試作場，原種田及び原種圃，採種田及び採種圃，種畜場，獸疫研究所，農業實習所等があり，又一般的には補助機關として地方事務所がある。又農事實行機關としては傍系會社である東亞勸業株式會社，大連農事株式會社があり，前者は附屬地內外に，後者は關東州內にて各般の事業を經營して居る。農務課は之等機關と協力して滿蒙農業の開發振興を圖つて居る。尙ほ本課の助成事業中主なるものを摘記すれば次の如きものがある。

水田事業の援助，特用作物（煙草，棉花，窓布，亞麻，ルーサン）栽培事業の援助，果樹栽培事業の援助，農場（水田果樹を含む）牧場造林伐木事業助成，社外農事企業依賴調査及指導，農業者使用品運賃割引，優良種苗及種畜配布，改良大豆の商品化助成，農事講習會及農產物品評會，農事試作の補助，灌漑用地下水利用の試驗，野蠶に關する試驗，造林用樹苗の配布，獸疫の豫防等である。

滿鐵農事試驗場　滿鐵は公主嶺に農事試驗場本場，熊岳城に同分場を設け，別に湯崗子アルカリ試驗地，鄭家屯試作農場，鳳凰城煙草試作場，遼陽棉花試作場，新京，鐵嶺各試作苗圃を併置し補助的の農事試驗を行ひ，尙ほ開原，洮南，齊々哈爾，敦化，海龍等に於て農事調査を行ひつつある。

農事試驗場公主嶺本場（大正2年4月開設）は滿蒙に於ける農牧林業の改良，增殖に關する各種の試驗及び調査を行つて，その結果を一般に周知せしむると同時に，優良種苗及び種畜の育成を行ふを目的としてゐる。

總面積は2,115,296平方米，場長の下に種藝科，農藝化學科，畜產科及び庶務係を置き，業績としては，（イ）大豆の改良　四粒黃なる在來大豆を原種とし，純系分離法に依り油分含量及び收量多き如意珠黃寶珠なる優良品種の選出に成功した。之等は所謂改良大豆として，現に滿鐵の奬勵品種で，原種に比し收量に於て約1割の含油量に於て約8分宛增加を示し，品質外觀極めて良好である。（ロ）小麥の改良　大正4年以降7箇年を費して，原種小麥より改良3號，同6號，同24號の3型の分離に成功した。之等改良種は在來種に比較し品質收量共に遙かに優良である。（ハ）陸稻の改良　大正4年以降8箇年の努力に依り，在來金線稻子より改良13，同19，同33，同49號の4系

を選出した。之等は在來種に比し多きは4割の增收にして粒揃整一，且品質良好である。（ニ）甜菜品種の育成　甜菜の有利なる新作物なることを認めヴイルモーランス・インプルーブト・ホワイト及びクライワンツ・レーベンの兩種につき收量竝びに糖分の向上を企て，優良系統の選出に努め，目下尙ほその育種繼續中である。大體純型分離を完成するの域に達してゐる。

（ホ）緬羊の改良（畜產の項），（ヘ）豚の改良（同上）（ト）各種試驗　この外普通作物及び特用作物の品種試驗の輪作に關する試驗，在來法に依る作物收支試驗，土壤試驗，土性調査，肥料試驗，その他農藝化學的試驗，昆蟲病理に關する試驗，仔羊毛皮改良試驗，產馬及び畜牛改良試驗，在來鷄改良試驗，獸疫に關する試驗，飼料作物試驗等を施行しつつある。（チ）見習生養成　滿蒙農業開發の第一線の士たらしめる目的を以て，大正3年3月農事試驗場見習生規程を設け，試驗事業の傳習及び農業技術を習得せしめつつある。

農事試驗場熊岳城分場は大正3年公主嶺本場の開設と同時に，內容を充實し，組織を改め，一時產業試驗場分場となり，次いで農事試驗場と改稱せられた。

總面積積は462,470平方米，分場長の下に園藝，種藝，養蠶，林產，病理昆蟲の5科及び庶務係を置き其業績は下の如くである。

（イ）水稻品の育成　大正2年事業開始以來水稻の試驗に努力し，內地東北地方の早生大野，龜の尾，赤糯の3種より純系分離に依つて大原，萬年，紅糯の3優良種を選出し滿洲南部地方の滿鐵奬勵品種としてをるが在來種に比すれば1割乃至3割の增收を示して居るので，一般農家の歡迎を受けてゐる。

（ロ）果樹試驗　開設以來主として苹果その他の果樹の品種試驗に努力し，優良品種の選定に成功した。卽ち同所の奬勵品種は次の如くである。

苹果—國光，紅玉，紅魁，黃魁，初日出，元師，翠玉，祥玉，金花，旭
梨—紅梨，鴨梨，白梨，巴梨，楊貴梨，白洋梨，日面紅，琵琶梨
葡萄—晚香王，白鷄心，龍眼，黑罕玻，玫瑰香，嬌娘，蜜露，華盛頓
杏—二杏梅，李子杏，大杏梅

（ハ）各種試驗　以上の外棉花試驗，家蠶及び野蠶試驗，蔬菜，花卉試驗，各種作物品種試驗，養苗造林試驗　桑園等を行つてゐる。（ニ）見習生の養成　公主嶺本場と同樣の仕組である。

農事試作場として，鄭家屯試作場は同地方に於ける農事改良發達を圖る目的を以て大正5年以來普通作物及びルーサン，蒿柳の試驗を行ひつつある。

湯崗子アルカリ試驗地は滿蒙アルカリ土壤の利用研究のため目下湯崗子に於てアルカリ土壤に適する作物の種類試驗，アルカリ土壤の利用法其他に就て研究中であるが現に水稻及び棉花がアルカリ地に對し相當適應性の强いことを確むることが出來た。

鳳凰城煙草試作場は公主嶺農事試驗場の試驗成績に鑑み，大正7年地を鳳凰城にトして煙草專門の試作場を設置し，米國種黃色煙草の試驗を行つた結果，極めて良成績を示したため，附近一帶の農家も斯業の有利なことを悟り爭ふて之が栽培に從事し，近年非常な勢を以て栽培普及してゐる。

遼陽棉花試作場は從來遼陽苗圃用地の一部を割き棉花に關する各種試驗を實施して來たが，昭和3年より面積を擴げ，試驗事業も擴張し，棉花試作場と改稱した。

奉天獸疫研究所（畜產の項）

關東廳農事試驗所　關東廳は明治39年關東都督府農事試驗所を大連西公園に設け大正7年沙河口に移轉した。同年蠶業に關する業務を獨立せしめ，蠶業試驗場を旅順に置きまた明治44年金州に農事試驗場分場を

置き大正5年改稱して金州種畜場となつた。大正13年大連の農事試驗所を金州城東門外へ移轉すると共に其敷地を擴大し圃場の整理に力を盡し昭和3年7月試驗場官制の公布と同時に種畜場をも併合し斯業の指導に努めてゐる。

同所の事業を見るに,（1）種藝部に於ては大正15年より棉の品種改良に着手し陸地棉キングスインプルーブド種を原種とし純系分離の方法に依り當地方の氣候に最も適合した早熟且豐産なる優良種の選拔に努めつつある倚落花生の大粒豐產なる優良種の育成を純系分離法により昭和4年より開始してゐる。此外諸作物の栽培法に關する試驗を行ひ特に昭和4年より金州管內愛川村に稻作試驗地を設けてゐる。（2）果樹部に於ては引續き苹果の栽培法に關する試驗を行ふ他苹果苗木の育成竝に配布に努めてゐる。（3）蔬菜部では在來品種の栽培法,結球白菜の試驗採種,育種,溫床に關する試驗を行つてゐる。（4）農藝化學部では繼續事業として州內土性調査に力を注ぎ肥料及農產に關する物件の分析鑑定を行つてゐる。（5）昆蟲部は目下主として州內果樹に大害を與へる心喰蟲類及捲葉性害蟲類に關する査定,形態,生態及生活史を調査し,且つ之が防除法,併せて殺蟲殺菌劑に關する試驗調査を行つてゐる。（6）畜產部(別項)

大連農事株式會社　同社は昭和4年4月の設立にかかり本社を大連市薩摩町に置き專ら自作農の創定を主眼とし,昭和5年より移民の招來を開始し業務の發展を期してゐる。因に資本金は 1,000萬圓(半額拂込)にして土地の取得及び開墾,移民の募集及び土着,之に關する運輸水利事業,農業經營に必要なる資金及び物資の供給竝に貸付を目的としてゐる。

會社が事業に着手して以來現在迄に買收した土地は 3,300餘町歩で,移住契約を了り入地せる農家は約75戶であるが,初の收容戶數の豫定に達してゐない。

移植民の業績豫期の如くでなかつたのは要之會社の創立日尚淺く加へるに經濟界の不振に遭遇し,移住希望者は移住當初に要する手持資金の調達に困難な實狀と又現在入地農家は概ね農業の經驗に淺く,加之經營の初年以來農產物の不況時に際會したる等に打擊を蒙り,收支採算に所期の成果を擧げ得なかつたことに起因するものと認められる。

會社は此兩三年の實績と環境の推移に鑑み從來の規定を改正し移住者をして可及的容易に入地し得る樣目下最善の方法を攻究中である。

東亞勸業株式會社　同社は滿鐵傍系會社の一であつて,設立は大正11年である。本社を奉天琴平町に置き　資本金 1,000萬圓(拂込250萬圓)にて,滿鐵附屬地は勿論南北滿洲に亙り,農場經營,農產物の加工販賣,金融,其他農牧林業に關する各般の事業を經營して居る。

いま昭和5年度の事業成績を徵するに農耕事業は比較的天候順調にて近年になき豐作を見たが生產過剩に米價は稀有の崩落を來たし又公濟號錢家店等の一部農場が水害のため約1萬7千餘圓の缺損となり,又畜產方面に於ても緬羊の改良事業は收支償はず遂に昭和6年2月以降全部之を滿鐵の經營に移した。

金融事業は大部分社有地小作人其他の鮮農に對する農耕資金の長期貸付であるが穀價低落による農民の苦境甚だしく之が回收思はしからず其他東山地方の土地經營も亦支那官民の妨害壓迫を被り豫期の成績を擧げ得なかつた。

併し滿蒙牛の內地輸出は創始以來健實なる進展を見,本期收益は約37,000餘圓に上つた。

次に同年度に於ける收支狀態を見るに農場收入,精米所收入,屠場收入,其他を含め

1,019,684圓を示し,之に對する支出費を控除するも 51,886圓の純益を見た。因に同社は滿鐵より 202,000圓の補助を受けてゐる。

同社現在所有地は水田 2,088町歩のほか畑5,842町歩,宅地12町9反を有する。其他葦地1,783町歩及荒地107,662町歩を有する外,雜地18町9反(時價2,309,660圓)を有する。

農業教育　（1）熊岳城農業實習所　昭和3年4月設立,附屬地其他に於て農業を營まむとする日本青年に對し,之に必要なる實際的知識技能を體得せしめ,且堅忍不拔の志操を涵養するを目的としてゐる。

（2）公主嶺農業實習所　昭和3年4月設立第1部(日本人部)第2部(中國人部)第3部(中國人補習部)に分れ,第1部は附屬地其他に於て,第2部は滿蒙の地に於て農業を營まむとする日・中國人青年に對し之に必要なる實際的知識技能を體得せしむるを主な目的とし,第3部は第2部修了者及びそれ以上の者に對し,農業經營に關し更に精深なる知識を體得せしむることを目的としてゐる。

（3）金州農業學堂　大正4年4月關東州公學堂南金書院補習科に2箇年修了程度の農業部を設置したが,新らたに大正12年3月關東廳令第12號を以て3學年制の本學堂を設置することとなりことに當つたが,その目的は滿洲國人に農業教育を授ける目的の處近時日本人子弟の入學希望者增加し,日本人の入學をも許可するに至つた。

（六）畜　　產

（1）滿洲國の家畜

家畜の種類　滿洲に於ける家畜の飼養は遍く普及し,農家各戶殆ど家畜を有せざるはない。其の種類も牛,馬,驢,騾の大家畜より緬羊,山羊,豚,鷄,鵞,鶩鳥,蜜蜂の小家畜に及び倘蒙古地方に於ては役畜として小數の駱駝を飼育するあり,更に警察機關の不備なるがため自家防衞の目的を以て每戶數頭の番犬を飼育してゐる。

家畜は滿洲の農業經營には缺くべからざるもので農民は能く農圃の廢物を利用して之を飼育し,其排泄物を以て唯一の肥料となし,犁耕,鎭壓,中耕,培土,運搬,脫穀,調製等一として畜力に據らざるものなく,又其の生產物の利用が巧みで殆ど餘す處がない。役用として牛は關東州及山岳地帶に多く利用せられ平原地帶殊に新京地方に於ては馬及騾の使用が盛である。而して各家畜の肉は總て食用に供せられ,其利用が甚だ巧みで殆ど餘す處がない。殊に滿洲國人は愛畜心に富み家畜に接することが巧みで能く之を馴致使役する一種の天稟の技能を有する。蒙古人に至つては元來遊牧の民であり,家畜は唯一の生活資料にして茫漠たる大草原を天惠の牧場とし,未開地方にあるものは今尚水草を追ふて移動してゐる。之等家畜の飼養管理は極めて粗雜なもので滿洲では役用牛,馬,騾は粗末な小屋又は庭內に繫ぎ飼養は粟稈を主とし包米稈,麥稈,野草豆稈,豆莢を與へ濃厚飼料として高粱,豆粕,麩等を混へる。蒙古では固より厩舍を造らず全く放牧のみである。

滿洲では厩舍を造るも特に褥草を與ふることがない。豚は晝間放牧し夜は豚舍に入れる。秋收穫後の圃上に餌を漁つて活潑に馳驅する。其の飼料には粟糠を煮て朝夕與へるを常とする。羊は滿洲では晝間は放牧し夜は柵又は小屋に入れ冬は貯へた野草を與ふることがあるが多くは冬も放牧する。蒙古の放羊は夏は旱魃を患へて水草を追ひ低地に移り冬は積雪を恐れて胡砂吹く風をおそれず高丘を覓めて其の居を移すのである。其の皮を以て衣とし其の乳肉を以て食となし其の毛氈を以て屋を包む等住民の衣食住は一に羊に依らねばならぬのである。

滿洲國の家畜頭數表 （單位頭）

種別	奉天省	吉林省	黑龍江省	東部內蒙古	計
牛	517,000	430,000	660,000	1,120,000	2,727,000
馬	660,000	730,000	1,020,000	810,000	3,220,000
騾	320,000	270,000	150,000	70,000	810,000
驢	340,000	80,000	50,000	100,000	570,000
羊及山羊	480,000	180,000	1,940,000	3,200,000	5,800,000
豚	3,290,000	2,270,000	1,790,000	1,000,000	8,350,000

（備考）山羊は平均53.0%とする。

馬　滿洲に於て所謂支那馬として飼育せらるるものは凡て蒙古馬にして，地方によつて其原形に比して多少の差異はあるが，體軀は一般に矮少にして身長4.2–4.3尺，體重70貫前後である，又前軀低く，後軀高く中軀は長くして，斜尻直肩であり品位を缺いでゐる。しかし性質は溫順で體力强く，持久力に富み粗食に堪える。

主產地は內外蒙古一帶であるが移出せらるる系統に依て地方を異にしてゐる。即ち北滿のものは呼倫貝爾を中心とし，之に接する外蒙古にして齊々哈爾，海拉爾，滿洲里に於て集散する。南滿に供給せらるるものは多く東部內蒙古であつて其中烏珠穆沁が最も有名であつて軍馬となつてゐる。之に亞いで達賴罕旗，札魯特王旗，阿爾科沁王旗は馬產地とされてゐる。以上の外土產馬としては農安，新京附近產を擧げる事が出來る。

驢　驢は體軀小にして（支那產の驢には大驢と小驢とあるが，滿洲產は小驢である）體高3.0–3.2尺，體重35貫內外である，體質强健で粗食に耐え，其力量は體軀に比して割合に大であるから，農耕用のみならず家內勞働及馱用として廣く一般に飼育されてゐる。

騾　騾は牝馬と牡驢との雜種で，牝馬は露國產のものを最良とし，牡驢は山東，直隸の大驢を用ひる，牝驢に牡馬を交配せるものを駃騠といふ。駃騠は能力が馬及び騾に劣るから滿洲に於てはほとんど生產されない。騾及駃騠は共に蕃殖力を缺く。

騾の體軀は交配種の大小に依て異るが，南滿一般に產するものは體高4.3–4.4尺，新京地方に產するものは普通4.6尺內外である。主產地は吉林省農安縣で之に亞ぐものは奉天省懷德縣，梨樹縣，吉林省長春縣及黑龍江省呼蘭縣，蘭西縣，巴彥縣等である。

騾は耕作運搬に使用され，堅忍よく重役に服し，使用期間長く，粗飼少食，加之粗管理に堪へるを以て價格は一般に馬よりも高い。

牛　滿洲各地に分布する牛の種類は主として蒙古牛で奉天省東部は朝鮮牛，關東州は山東牛の系統を含んで居る。蒙古牛の主產地は巴林旗，烏珠穆沁地方，阿爾科爾旗，札魯特，達賴罕等にして，吉林牛，錦州牛，金州牛等も亦有名である。

蒙古牛は後軀の發育不良で各種經濟的能力は劣るが，堅忍，從順で粗飼，粗管に堪へ，疾病に對する抵抗力が强いから滿洲國人は之を力役の爲に飼養し，蒙古人は搾乳と力役の爲に飼育してゐる。而して肉は副產物として利用されるに過ぎない。

羊　滿洲に飼養せらるる羊には緬羊と山羊との二種共に蒙古種である。緬羊は長尾種中脂肪種に屬し，被毛よりすれば緬毛と粗緬毛と混生したる混毛種である。牧羊は南滿洲の滿洲國人は山羊を本位とし蒙古に於ける蒙古人は緬羊を本位とするが共に皆多少の混牧をしてゐる。滿洲國人は副業的に飼養するのであるが家畜を以て生活資料の給源とし唯一の財產として居る。蒙古人にとつては最も重要なものである。

羊の產地としては乾陽，達賴罕，巴林，喀喇沁，烏珠穆沁等最も有名であるが，蒙古に於ける牧畜地帶として牧羊を見ない所はない。また黑龍江省の蒙古接壤地帶にては牧羊が盛である。緬羊の分布狀況は次の如く推定される。

滿洲國緬羊分布狀況表

地方別	範圍	牧群經營狀態	頭數（千頭）
奉天省		副業飼育	270
吉林省		同	70
黑龍江省		專業及副業	1,660
（東部內蒙古）			2,000
滿洲接壤地方	新京，農安，鄭家屯附近の蒙古地帶	副業的飼育	35
錦州地方	錦州附近の各縣下	同	215
開魯地方	奈曼旗博王旗其の他	同	60
タラハン地方	タラハン旗	專業的牧群多し	120
ケヤライト地方	洮南以北地方	同	110
アルコルチン地方	アルコルチン旗東西札魯特旗	同	160
赤峰地方		同	200
多倫地方	多倫，經棚，林西	同	150
ウヂムチン地方	東西ウヂムチン旗	同	430
アバカ地方	アバカ，コチト	專業的牧群	450
計			4,000

豚　食用家畜として滿洲國人が最も重要視する所である。從て滿洲國人の住する處豚を見ざるなしといつても敢えて過言ではない。滿洲農家は副業として肥料と畜產收入を目的として，每戶必らず數頭多きは十數頭を飼養して仔豚の生產をなし，其の糞尿は肥料とする。

滿洲豚には大型種といふ2箇年半で35貫位になるものと小型種といふ1箇年半で18貫位になるものと中型種といふ中間のものと三種がある。小型種は滿洲南部に多く北部に到るに從ひ中型種多く大型種は極めて少い。何れも頗る多產であつて一腹10頭乃至15頭多きは20頭を產む。其仔豚は之を燒鍋，粉房，棧店等に賣却してゐる。是等大舖では去勢して肥育を行ふ。其鬃毛は粗剛で長く刷子用として優良であつて海外に相當輸出される。かくの如く一般に分布生產されてゐるが，特に生產多き地方は吉林，新京，齊々哈爾，綏化方面である。

（2）畜產物

乳及乳製品　元來滿洲國人は乳及乳製品を餘り好まないが蒙古人は日常牛乳，羊乳を以て黃油（牛酪），奶豆腐（乾酪），奶皮子，奶酒等種々の飲食物を作つて使用してゐる。而して純粹の乳牛は僅かに關東州及滿鐵附屬地に於ける日本人並に中東鐵道沿線の露國人に依て飼育せらるるに過ぎない。

肉及肉製品　滿洲に於ける獸肉は廣く一般に食用として用ひられて居るが慣習上或は宗教上から各種類に依て忌禁するものがある。一般に滿洲國人は豚肉を重要し牛肉は比較的用ひない。之に反して回々教徒は豚肉を用ひず牛肉，羊肉を用ひる。蒙古に於ては羊肉を主とし牛肉之に次ぎ，豚肉は殆んど用ひられない。鷄肉及鷄卵は廣く用ひられてゐる。

肉類の加工業は滿洲の如き原料が豐富安價で勞銀の低廉なる所には有望なる事業の一であるが，目下は奉天，大連に日本人經營の小規模のハム製造工場と，中東鐵道沿線に於て，露人の經營する小工場があるのみである。

毛及毛製品　滿蒙に於ける羊毛の產額は7.7萬擔である。滿蒙の羊毛は品質概して粗

悪で之が改良增殖は將來有望なる事業なので其實現を圖るべく滿鐵に於て努力してゐる。(別項參照)

此外豚毛3萬6千擔，馬毛9千擔，駱駝毛3千擔，牛毛若干を產する。

滿洲に於ける毛製品の主なるものは毡子(支蒙人用敷物)，毡帽子(同上帽子)，毛鞋(同上鞋)，毡襪子(同上靴子)，毿子(絨毿)等である。

皮革及毛皮　滿洲北部及東蒙一帶は皮革工業の原料が豐富なるに拘はらず未だ進步した製革工場がなく在來の燻煙鞣法，皮硝鞣法，張乾鞣法等で作業をなし蒙古地方の土人は牛乳鞣法で製革してゐる。現今之等原料の大部分は生皮の儘歐洲及天津方面に輸移出される狀態であるが其集散地としては哈爾濱及奉天が第一である。

其他毛皮類としては狗皮，猫皮，兎皮，貂皮，狐皮，狸皮，水獺皮，灰鼠皮，鼬皮，旱獺皮，山猫皮，貉皮，山狸皮，狼皮等主なるもので獸皮は黑龍江省，吉林省の北方產を最良とする。

獸骨　牛，馬，騾，驢，羊，豚等の骨も亦その產額が莫大であるが，肉及皮毛等に比し重量の割合に價格が低廉である爲重要視せられないが，最近玆に著眼して現に日本人經營の骨粉製造工場が2,3設けられ日本內地にも相當輸出しつつある。將來之が利用工業の發達に伴うて其出廻數量の增加すべきは當然である。

畜產市場及輸出狀況　滿蒙畜產物の主要なる市場は奉天，天津，哈爾濱，鄭家屯，赤峰，張家口，錦州，新京，海拉爾等で內奉天，新京，天津は大消費市場として重要なものである。

畜產物の內輸移出額の大なるものは皮革を第一とし豚毛，羊毛之に亞ぎ他は僅少である。而して仕向地の主なるものは皮革にあつては歐米諸國向大部分を占め，羊毛は支那本土向が大部分で，豚毛は支那本土向過半を占め合衆國が之に亞ぐ。

此の外蒙古方面より北平に移出せられる羊，天津に移出せられる牛及直隷其他の關裡に移出せられる馬の數量は甚だ大である。(貿易の項參照)

(3) 羊　毛

滿蒙の緬羊頭數は400萬頭で羊毛年生產額は大約900萬封度である(仔羊約110萬頭とし成羊1箇年產毛量3封度として計算)其の生產地域內に於て消費せられるものは約200萬封度內外で輸移出量は700萬封度見當である，之が取引市場及其推定集散數量は次の如くである。

滿洲羊毛主要取引市場及集散數量

市　場	集散量	備　考
奉　天	封度 150,000	他市場よりの中繼を除き直接出廻るもの東山地方100,000,新民屯30,000,其他20,000封度 現地消費量　100,000
洮　南	400,000	現地消費量　30,000 他は奉天に移出す
鄭家屯	120,000	同　20,000 他は奉天に移出す
通　遼	980,000	同
錦　州	1,350,000	同　60,000 他は天津に移出す
赤　峰	2,000,000	同　200,000 他は天津，錦州に移出す
多　倫	600,000	同　80,000 他は天津，張家口に移出す
張家口	600,000	天津に移出す
海拉爾	600,000	烏珠穆沁旗より集來歐洲に輸出す
計	6,800,000	

滿蒙に於ける羊は從來肉用及毛皮用として飼育せられ，羊毛及絨毛は副產物として取扱はれてゐたため羊毛の品質は不良である。即ち强度伸度共に外國產羊毛に比し著しく遜色あり且つ粗毛多く緬毛と混生して毛質の一定せざると死毛多きにより品質不良である。加之土砂等の夾雜物夥多にして步留り不定なるため取引圓滑ならざる缺陷がある。

尙またその纖維太きため其の用途は局限せられ主として下等絨に混用し或は毛布用

に供せられる，歐米諸國に輸出せられるものは殆どカーペット，ウールとして使用せられつつある。

公主嶺農事試驗場に於ては多年に亙る改良試驗の結果メリノー種を改良原種として使用するときは毛質を改善し被服原料として適するものとなる。

即ち產毛量に於て(メリノー，蒙古在來種)の一代雜種は在來種に比し約2倍改良種にありては2.5倍の增加を示してをる。

(4) 牛　肉

出廻　滿蒙に於ける畜牛出廻數量を見るに，滿洲に於ては肉牛資源は主として農耕用役牛で總頭數の約8%に當る13萬頭內外が出廻り，蒙古は生產供給地にして年出廻數量は16萬頭內外となり，合計29萬頭の出廻となつてゐる。

滿蒙に於ける畜牛主要市場及集散頭數表

市　場	出廻數	出廻時期	出廻先市場	備　考
	頭			
新　京	20,000	8—12月	吉林，農安，洮南地方	
鐵　嶺	5,000	同	鄭家屯，通遼，東山地方	
海拉爾	5,000 (30,000)	同	東烏珠穆沁旗呼倫バイル	括弧內は呼倫貝爾を含む
赤　峰	20,000	同	林西,西ウヂムチン旗,アルコルチン旗　札魯特大小巴林旗	
錦　州	10,000	9—11月	赤峰小庫倫	
張家古	30,000 (50,000)	同	シリンゴル各旗外蒙古一帶	括弧內は總量にして外蒙古を含む
奉天其他	20,000 10,000	8—12月	鄭家屯，小庫倫，鐵嶺 南滿一帶	

蒙古出廻16萬頭の中現地消費は生產の25%で約6萬頭となるから移出數量は10萬頭である。然して中東鐵道沿線方面に約1萬頭，南方張家口，天津方面に5萬頭內外計6萬頭宛年々移出せられつつあるの狀況であるから先づ年々中東沿線に集來するものは大略4萬頭と見られる。

上述の如く滿洲肉牛13萬頭に蒙古よりの出廻4萬頭を加へ計17萬頭は南滿の出廻數量と認められる。

消費　滿洲の牛肉消費量を見るに確實なる數量は不明であるが大消費地たる奉天にては集散高2萬に對し1萬2，3千，鐵嶺にては5千に對し2千內外，新京にては集散高2萬に對し約8千を消費して居り，其他密殺さるるもの相當數に上るべきを以て大體に於て滿洲にては集散高に對し70%12萬頭を消費し居るものと推定せられる。滿蒙の屠牛頭數を示せば次の如くである。

滿蒙に於ける屠牛頭數表

地　方	屠場數	頭數	重　量	備考
		頭	斤	
奉天省	142	82,491	29,917,748	
吉林省	421	31,923	7,745,357	
黑龍江省	429	7,168	2,611,637	
熱河省	464	5,343	770,401	
察哈爾省	91	2,089	450,430	
計	1,547	129,014	41,495,173	1頭平均320斤

備考　民國第7次農商統計に據ろ。

滿蒙に於ける屠殺頭數は滿洲にて12萬頭餘其他7,000頭計13萬頭なるも滿蒙全體の屠殺數としては少きに失するにより之に密殺を加へ18萬頭と見て大過なしと見らる。

上述の如く滿蒙產畜牛出廻29萬頭中現地消費量は18萬頭，天津及海拉爾方面の移出6萬頭にして南滿の輸移出可能頭數は5萬頭である。內關東州及滿鐵附屬地內の消費肉量は約2萬頭なれば現在の輸出可能見込は約3萬頭と推定せられる。

肉質　滿蒙牛は一般に體軀矮小，生體

量70貫内外枝肉の歩留り45—50%約33貫(124瓩)内外である，色澤脂肪量に於て遜色あるにより食卓用に供せらるるもの少く殆んど罐詰用に限らるるの現状であるが骨細く屠肉量大なる特質を有つてをる。

即ち滿蒙牛は晩熟で肥膽性に乏しく7—8才に至り漸く7,80—100貫に達し然も脂肪の沈著不良である故に優良なる肉用牛種を以て之を改良し早熟性を賦與し體軀の増大並に肉質を良好ならしめ量と質の改善増加を計ると共に一方年々10—15%の高率なる斃死減耗を示せる各種疾病特に牛疫に對する豫防注射を施行し以て現在の斃死率より4—5%を減少せしむる時は11—14萬頭の出廻増加は敢て不可能としない，從て輸出可能は15萬頭以上に達する。

(5) 牛皮

出廻　滿蒙産牛皮は總數50萬枚(屠殺及び斃死)以上に達するも，原産地消費は比較的多く市場出廻數量24—25萬枚である。内蒙古より出廻る數量及び滿洲國に於て生産せらるる數量を重なる市場別に示せば，次の如くである。

滿蒙産牛皮の市場別集散數量表

地方別	集散數量 枚	牛皮の産地	移出先
錦州	35,000	赤峰，林西，經棚，多倫等東蒙一帶	奉天，新京，吉林，哈爾濱
營口	50,000	張家口，錦州等	
奉天	100,000	滿蒙地方産60,000，齊々哈爾産20,000，所在地方20,000枚	
安東	180,000	通過貨物	
鄭家屯	35,000	博王，タラハン旗等内蒙古東部地方	主として奉天
新京	16,000	蒙古産10,000，現地産60,000	消費10,000枚
吉林	5,000	蒙古産1,000，現地産4,000	
哈爾濱	35,000	現地産	
其他	50,000		
計	236,000		

(備考)「滿蒙の皮革」による。

皮質　滿蒙産の牛皮は一般に品質劣等世界各國産牛皮に比するに其の大半は下等品で一部は中等品に屬してをる。殊に蒙古産牛皮は牛蠅の被害夥く他の種々の缺點に超絶して實に代表的缺點をなし利用の範圍を局限せられつつある。

蒙古牛は其の飼育管理の粗放なるため生産牛皮も亦極めて不良である。滿洲に於ては蒙古産牛皮は之を達牛皮と稱し其取引價格最も安く下等なる革製品に利用せらるるのみである。滿洲産牛皮は現地畜牛飼育が農耕用役手なるがため飼養管理も比較的良く從て牛皮も亦蒙古牛に比し數等上にあり特に滿洲に生産せられたものは牛蠅による被害妙く利用範圍が廣い。

支那産は京皮と稱し支那産牛皮中最上位にある。日本に輸入せられたものは殆ど京皮で滿洲に於ても亦比較的高級なる革製品には之を利用せらるるにより年々の移入10萬枚以上に及んでをる。

滿蒙の牛皮は牛蠅の被害を豫防し得ざるがため利用範圍の局限せられ從て其取引至難なると蒙古に於ける原始的飼養方法によれば自然牛皮の品質も粗惡なるを免れない

(6) 畜産施設

概況　滿洲に於ける家畜改良機關としては公主嶺に滿鐵農事試驗場畜産科及農務課直屬の種畜場があり，關東州内には關東廳農事試驗場畜産部及種馬所があり，又，馬匹改良に關して關東軍，關東廳，滿鐵の三者協調の上に立てる臨時馬政委員會なる

ものがある。家畜衞生に就ては奉天に滿鐵獸疫研究所がある。

滿鐵農事試驗場畜産科　公主嶺に滿鐵農事試驗場が大正13年創設せられたると同時に一分科として設置せられたるものにして今日までの主なる業績は次の如くである。

（1）　緬羊の改良　蒙古産緬羊はよく氣候，風土に慣れ强健なる長所はあるが毛質不良で毛量亦少いのを著しい缺點とする。蒙古人は肉と毛皮とを目的として緬羊を飼育するも文化の度進むに從ひ毛皮の利用は毛織物の利用に進むべきもので現在の毛皮用として佳良なる蒙古羊は採毛用としては甚だ不良なるものであるから之を採毛用に改良する必要がある。

大正3年畜産科創設以來蒙古羊の毛質改良，毛量増加の試驗研究に努力し改良原種としてメリノー種(ラムブイユメリノー種)を用ひメリノー種の牡羊と蒙古種の牝羊とを交配して第1回雜種をつくり第1回雜種牝羊にメリノー種牡羊を配して第2回雜種を作るにある。斯くして生ずる第2回雜種の毛質は其半數宛メリノー種と第1回雜種に全然同性質である。此第2回雜種中の半數を占むるメリノー種と同型のものは即ち固定雜種で其の牡を以て蒙古牡羊に配するときメリノー種を用ひたる場合と全く同じ改良の效果を得るものである。蒙古緬羊には纖美な緬毛少く粗剛なる毛髪多きを以て製絨，織布用に適しないものであるが之にメリノー種を交配して得たる第1回雜種は緬毛著しく増加し粗毛減少する許りでなく毛量母羊の2倍に上るを見る。而して第2回固定雜種に至れば粗毛は全く消滅して緬毛のみとなり毛量は3倍に達する。此雜種改良によつて肉質は影響さるることなく而も毛質の向上により毛の單價は2倍半に達する。

公主嶺農事試驗場緬羊改良試驗成績表

種類	性	年齡	頭數	産毛量 封度	産毛量比率 %	摘要
蒙古在來種	牝	3歳以上	865	2.49	100.00	6箇年間の試驗成績
メリノー 蒙古在來 雜種	同	同	253	4.98	200.00	同
メリノー 蒙古在來 改良種	同	同	15	5.97	240.00	同
メリノー種	同	同	196	13.62	547.00	同
蒙古在來種	牡	同	18	4.10	100.00	同
メリノー 蒙古在來 雜種	同	同	35	8.56	209.00	同
メリノー 蒙古在來 改良種	同	同	9	9.95	242.00	同
メリノー種	同	同	103	17.67	430.00	同

（2）　豚の改良　滿洲の農家には600餘萬頭の豚が，農家の副産物によりて飼育されてゐる。生體量250斤，成熟期間2箇年餘の大型種と生體量120斤，成熟期間1箇年の小型種及び此の2種の中間の形態並性質を有する中型種の3種に大別することが出來るのである。何れも蕃殖率は高いが，體軀瘠せ肉量は少く，成熟期間長くまた飼料の利用能率の劣ること等を缺點とする。

試驗の結果バークシア種を各種在來種豚に交配すると容易に之を改良し得ることを明かにした。バークシア種を大型在來種に交配して雜種をつくると同一同量の飼料を與へ同樣の管理によつて1年半で大型在來種豚と同樣250斤の生體量に達する。屠體歩合に於ても在來種は80%であるが雜種は85%に上る。

（3）　其他　在來牛を米國短角種，在

來馬をアラブ種を以て何れも試驗を實施中であるが，未だ決定的の効果を發表するには至つてゐない。

在來鷄の改良試驗も行つてゐるが，是も目下試驗中の範圍を出て居ない。

尙家畜の改良と共に牧草類の試驗を行ひ耐寒性適品種を選出してゐる。

種畜場　（1）　種羊場　滿鐵は農事試驗場畜產科に於て技術的に滿蒙在來羊を改良し得る事を確めたので更に進んで實際に改良蕃殖する目的を以て地を選びて數箇所の種羊場を設置し優良種羊の育成配布を行ふ方針を以て既に公主嶺，黑山屯（林西縣）沙里（奈曼旗）の三種羊種場を開設し年々其生產種羊を配布してゐる。

（2）　種豚場　前者同様の目的を以て鐵嶺，鞍山，撫順，瓦房店，鄭家屯の5箇所に種豚場を設けてゐるが，尙昭和6年に於ては大石橋，遼陽，開原，四平街，大屯，本溪湖，鳳凰城，洮南，海龍に增設した。

（3）　其　他　滿鐵沿線に於ける乳牛の素質向上を計る目的を以て公主嶺農事試驗場內に種乳牛育成所，家畜の改良を目的として小規模乍ら瓦房店に種鷄場を設置してゐる。

關東廳農事試驗場畜產部　大正5年金州に設置したる種畜場の規模を擴張し，昭和3年度官制の改正に依り關東廳農事試驗場の一部に併合し種牛，種豚，種禽を飼育し，專ら候補種畜の生產育成に努め，普く州內各地方に配布し，民間牝畜に交配せしめ優良家畜の生產に努めてゐる。又鷄卵の人工孵化．家畜，飼養管理に關する試驗等，常に畜產の改良發達に必要なる試驗及指導機關として活動しつつある。卽ち

（1）　牛　役牛は朝鮮種，乳牛はホルスタイン種を以て行ひ，何れも好成績を得てゐる。

（2）　豚　滿鐵同様バークシヤ種を入れて晚熟にして肥盛性に乏しき在來種の改良に努めたる結果，現在關東州內の豚約8割迄は改良雜種たらしめた程に進んでゐる。

（3）　雞　在來鷄は强健なるも產卵能力極めて劣等なるを遺憾とし，卵肉兼用にはプリマウスロツク，オーピントン，ロードアイランドレツド，名古屋等の各種，卵用にはレグホーン種を奬勵品種としたる結果地方農民に迄漸次普及しつつある。

（4）　其の他各種の飼料作物及野菜を試作比較して，優良なる飼料作物を得んとしてゐる。

關東廳種馬所　關東州及滿鐵附屬地の馬匹改良に關し，關東廳は滿鐵と經費を分擔し，大正15年6月金州に種馬所を設置し，現在繫養種牡馬26頭あり，每年4月下旬より6月下旬に至る間，關東州及奉天以南鐵道附屬地に設置せる種付所に之を派遣し，專ら地方牝馬に交配しつつある。

輕輓馬生產を改良方針とし，アングロアラブ種及ハクニー種を以て改良を進め優良なる雜種馬を生產し，產馬改良の實績を擧げてゐる。種馬所に於ける附帶事業として昭和6年より改良馬に關する試驗を實施するため，金州南山會種馬所用地に厩舍及放牧地を設置し，在來牝馬との交配試驗及生產仔馬の飼育試驗を行ふてゐる。

驢及騾の改良は極めて順調に進捗し山西及直隷兩省產の大型の驢を輸入し，優良なる驢及騾を生產し更に種驢の充實を圖り，一層これが普及に努めてゐる。

種馬は奉天以南にありては安東，海城，大石橋，熊岳城及松樹に，州內はありては旅順，大連，金州，普蘭店，貔子窩，華家屯外3箇所に夫々種付所を設置し派遣したるも尙ほ年を逐ひ州內及鐵道沿線（奉天以南滿鐵附屬地）共に種付所を增設せんとしてゐる。

臨時馬政委員會　關東軍司令部，滿鐵，及關東廳三者協調の上滿蒙馬匹の改良增殖計畫に關する打合を爲す目的を以て，大正

15年10月本委員會を設置し，屢次本事業遂行に關する協調審議をなしつつある。最近に於ては昭和6年3月，關東長官よりの諮問に基き，滿蒙馬匹改良の具體的案を協議決定し，之が實施につき目下中央各官廳に稟申中である。

滿蒙獸疫研究所　滿蒙の地は家畜の生產に適し從て其の數甚だ多く牛，馬，豚，羊其の他合せて2千數百萬頭に上るが從來之等に對する衞生設備なく牛疫，肺疫，炭疽，流行性鵞口瘡，鼻疽，豚疫，豚虎列刺，羊痘，家禽虎列刺，鷄ペスト等の家畜傳染病及其他の疾病並に寄生蟲病等のため斃死するものが少くない。家畜傳染病及疾病の調査研究を行ふと同時に各種血清，豫防液及診斷液の製造を目的として大正14年10月奉天に獸疫研究所を開設してゐる。

組織は事業科，研究科及庶務係よりなり事業科に於て製造されてゐる主なる製品は次の如くである。牛疫血淸，牛疫豫防液，炭疽血淸，炭疽豫防液，豚虎列刺血淸，豚虎列刺豫防液，家禽虎列刺血淸，ツベルクリン，マレイン，狂犬病豫防液等。

農會畜產部及畜產組合　關東廳に於ては內務局に畜產に關する職員を置き事務に當らしめ，又民政署にも夫々同様職員を置き以て家畜の改良，畜產工藝の奬勵，競馬の監督及獸疫の防遏に關する業務に當らしめてゐる。

私設の畜產奬勵機關としては各民政署を區域として夫々畜產組合又は農會の設置あり官廳の指導奬勵に呼應提携して斯業の實務に當つてゐる。

旅順農會及普蘭店畜產組合は大正6年に貔子窩畜產組合は同7年に，金州畜產組合は（大正13年農會に併合し）同9年に，大連畜產組合は同12年に設立（昭和3年農會に併合）せられてゐる。

關東廳の行ひつつある畜產奬勵の方法は大凡次の如く（イ）種畜種禽種卵の配布（ロ）種畜購入費補助（ハ）畜舍建造費の補助（ニ）牧草種子の配布（ホ）畜產品評會の補助（ヘ）競馬の監督及奬勵である。

滿鐵沿線にも各地に私設の機關ありて滿鐵その他の指導奬勵によつて斯業の發揚につとめてゐる。その主なるものは蓋平農業組合，海城農業組合，營口農業組合，鞍山畜產組合，遼陽農會，撫順農會，撫順養豚組合，撫順養鷄組合，鐵嶺畜產組合，開原農業組合，昌圖農畜產組合，四平街農業組合，安東養鷄組合等である。

競馬會　大正12年7月關東州競馬に關する勅令公布あり，同年8月施行規則を定め，社團法人大連競馬倶樂部を公認し，每年3回宛競馬を開催せしめ，年次隆盛に趣きつつある。近年競馬場の內容施設も略完成し，每年2回抽籤馬として海拉爾，洮南方面より100頭以上の優良牝馬を移入せしめ，競馬出場後は普く州內に分布し以て蕃殖用牝馬として活用せしめ，更に產馬品評會に對し年々相當の寄金をなさしむる等馬事思想の普及並に產馬改良に多大の貢獻をなしつつある。

地方產馬の改良と競馬事業の發達は最も密接の關係を有し，現在勅令に基く競馬法により競馬を施行しつつある大連競馬會が年々盛況を呈すると共に，地方產馬の改良事業に多大の貢獻をなしつつある狀勢に鑑み，更に關東州外滿鐵附屬地に施行する競馬にも之を適用せしむることは，既に同地方に種馬を派遣し改良馬の蕃殖に著手しつつある關係上極めて緊要の事に屬し，目下これが勅令の改正方を稟申中である。これが實現の曉は，同地方產馬改良事業の進展上多大の效果を齎すものにして，關東廳は更に派遣種馬の增加を圖ると同時に，競馬事業を監督し，產馬改良上の間接機關として專ら寄與せしむる計畫である。

（七）林業

（1）滿洲國の林業

沿革 滿洲に於ける伐木の歷史は約60餘年前，同治年間に溯る。當時清朝は初めて東滿洲經營に轉じ，鴨綠江右岸に自由開墾耕作を許し同時に山東大饑饉救濟の一策として滿洲移住策を構じ任意開拓を奬勵した。爾來開拓は進捗し，樹林は燒かれ，欝蒼たる美林は濫伐せらるるに至つた。だが伐木は當時未だ移民の兼業を出でず其方法も幼稚，僅に農閑時の利用に止つてゐた。

組織的に林業從事者の出たのは光緖の初である。光緖3—4年（西曆1877）頃には既に清朝によつて大東溝に木稅局の設立を見，又歲入增加を目的とし伐木事業は奬勵され，かくて大東溝は北支に對する木材の一大供給地となつた。降つて光緖18年（西曆1892，明治25年）には木植公司（官商合辦，資本20萬兩）の起業を見たが，年を積むに從て經營紊亂し，商民の怨恨を買ひ，且つ頗る消沈した。

當時南進政策を以てひたむきに進んだ露國は之に乘じ，此地に新に森林會社を起し30萬餘坪の地を收用し，更に同29年には日清合辦の日清義盛公司の設立あり，兩者互に抗爭反目を續け，爲に日露の暗雲は助長されるに至つたが，採材は此爲に一大影響を蒙つた。

日露戰後，此地の林業の權益は，日本の手中に歸し，明治41年（西曆1908）鴨綠江採木公司（日支合辦）は開設され，此地方の事業權を得て今日に及んで居る。

吉林省は禁伐制のため，大天然林が長く存在してゐた。然るに此富庫は山東移民の開墾によつて開かれ，支那政府亦租稅收入の源泉として之を利用し，爾來禁伐制は紊れ拂下地は民有地と化し，森林は區分されて民有林を生じた。後，明治40年（西曆1907）當時の吉林勸業道は資本1萬元を以て吉林林業公司を設立せしめ，一般林業者に對する徵稅と資本貸付（把頭に對する）を行はしめたが，後に同じく，內部紊亂して終に明治45年（西曆1912）解散の止むなきに至つた。之より先，四合川森林採伐に從事せし吉興林業統局も事業に敗れ，所有林は吉林官銀號の手に移行したが，時の都督は林業公司の後を繼ぐ製材所と合辦せしめ，永衡林業公司を起さしめた。然るに大正初期の洪水に依て破滅に瀕し，かくて本公司を基とし，省當局，官銀號等を主とする松江林業公司（運轉資本5萬元）に轉行した。其他支那資本によるものに吉林源隆號，善美號等がある。

日本資本の明治年間に此地に投げられたものに吉林貿易公司，松茂洋行を數へ得るが，何れも水害の打擊に依て挫折した。然るに世界大戰期の好況に乘じ，大倉王子系の富寧，華森，豐材の日支合辦會社其他三井三菱の出張所等續々として投資し，一時は吉林林業界に覇を唱ふに至つた。

中東鐵道沿線に於ける開拓は鐵道の開設と共に始まる。即ち同鐵道の建設諸材料及燃料の需要は，當然露國をして豐富なる森林の利用に向はしめ，西曆1902年より同5年に至るまでは，伐採は何等の條件なく行はれてゐたが，爾後各伐採者，支那木材總局間に，東支鐵道交涉局の保證を得て成文條約を結び，其後，鐵道當局は自己の必要と露人移住奬勵を兼ねて，是等企業者に幾多の便宜を與へるに至つた。從て露人租借林區は此地方に於て最も多く，日本關係は東拓系の中東海林公司（大正13年），中東製材公司（大正4年）の東部沿線林區と，滿鐵及露支合辦になる札免公司（大正11年）の林場

を數へ得るに過ぎない。

從來黑龍江省竝吉林省に於て農工部の下に森林局があり，國有林の經營，拂下及監督，測量調査，試驗，育苗，造林，金員の徵收送達，警備等の事務を管掌又地方廳には夫々擔任者が木稅の徵收，林木の拂下等を行つてゐた。一方森林局の下には森林分局があり專ら國家直營林場の管理經營に當つてゐたが，經營上に見るべき處なく木稅の徵收，盜伐の豫防に過ぎなかつた。奉天省に於ては實業廳の下に林區駐在所があり國有林の管理及測量，伐木の檢査及指導，森林の保護及調査，國有林管理費の徵收等の業務を行ひ，現場には檢木所を設けてゐる。以上は國有林管理機關の概要であるが公私有林に於ては農工部の下に於て三省共に實業廳が其監督に當り主として勸業方面を取扱つてゐた。

然るに滿洲の森林は殆ど無方針無計畫に伐採の弊に陷り逐年荒廢に赴きつつある，之が合理的經營をなすには既に長期伐採を許可してゐる林場權の整理と相俟つて伐木機關の設立，林業試驗機關の設置，森林行政機關の改善と行政事務の刷新等を行ふべく滿洲國政府に於ては實業部農鑛司に林務科を設け諸種の計畫を進めてゐる。

滿洲林業の實態 大正6—7年を境にして勃興した滿蒙の森林事業は大體9箇程ある。其內日支合辦組織には富寧，華森，豐材，興林，中東海林，鴨綠江採木等を主とし，純支那法人には黃川，松江，興吉等あるが投資形態上より見る時は普通株金拂込に依るもの多く，借款の形式にて支那側拂込全部或は一部を日本側に於て立替貸用したのは黃川出資金の全部及華森公司資本金の半額等である。即ち黃川公司借款4百萬圓及華森公司支那側拂込100萬圓の如きは明かに借款による支那側拂込である。乍併其他の諸公司と雖も事實は日本側にて殆ど支那側拂込金を立替してゐるから滿洲の林業會社は殆ど日本側よりの出資によるもの故日支合辦でも實質に於て全く日本人の投資事業といふべきである。主要林業會社の內容を表示すれば次の如くである。

在滿林業會社一覽表

社		名	創立年月	資本金	拂込金	組	目的
共榮起業會社	王子系	富寧造紙公司	大正6年2月	1,000,000	250,000	日支合辦	林業，製紙，發電及鑛造業
		黃川採木公司	同 7年7月	4,000,000	1,000,000	純支那法人	林業
		華森製林公司	同 7年5月	2,000,000	2,000,000	日支官商合辦	同
	大倉系	豐材公司	同 7年11月	5,000,000	1,250,000	日支合辦	同
		興材製絲公司	同 7年11月	5,000,000	1,250,000	同	林業及製紙業
鴨綠江採木公司			明治41年9月	北洋銀 3,000,000	3,000,000	日支官商合辦	林業
中東海林採木公司			大正13年1月	3,500,000	3,500,000	同	同
札免採木公司			同 11年6月	大洋 6,000,000	6,000,000	日露支官省合辦	同
吉林省方江林業公司			同 2年2月	小洋 1,000,000	1,000,000	純支那法人	林業製材
興吉公司			同 12年11月	820,000	820,000	同	林業

上記諸公司中共榮起業に統制された王子，大倉兩社系の5公司は資本金17,000,000圓在滿林業投資の絕對多數を占めてゐる。先年吉林官銀號が吉林省の林權を獨占して日本人企業者に不法壓迫を加へたとき已むを得ず一時事業を休止したが，其の結果多數の伐木夫，把頭は失業し，吉敦線は營業上大打擊を蒙り，頓に省內の林業は衰微したが，斯くの如く共榮の事業は滿洲殊に吉林省の林業に重大なる歷史的潛勢力を有してゐるのである。同社關係林場の內容を示せば次の如くである。

共榮起業株式會社關係林業場內容

公司名		林場面積	立木蓄積	利用材積
		町	千石	千石
共榮起業會社關係	富寧公司	152,928	81,727	18,318
	黃川公司	114,155	74,283	15,995
	華森公司	285,467	163,207	114,818
	豐材公司	65,506	31,271	5,798
	興林公司	69,002	31,575	7,061
計		687,058	382,063	130,813

日支合辦富寧造紙有限股份公司　吉林督軍孟恩遠氏は夙に吉林省內の森林開發を志したるも國內にて其の事業資金を得ることと困難なる爲め外資を輸入することとし大正5年王子製紙株式會社よりの投資を希望して來た。於此我が製紙界の權威たる同社は大正6年吉林に於いて孟督軍及陸宗興，曹汝霖の勢力と協力し資本金1百萬圓4分1拂込の日支合辦富寧公司を創立した。之が同社の滿洲林業及製紙業創設の足溜となつて次に述べるやうな各種事業及林業會社の創立となつた。

華森製材公司　華森公司も又王子系の資本による林業會社にして富寧公司の別働隊であることは前述の通りである。資本金200萬圓で日支官商合辦組織である。支那側は吉林省政府で日本側は王子製紙會社である。此の會社の經營區域は黃川公司の尨大なる前記林場に對して有望なる濛江林場である。吉林省は濛江縣の殆んど全部に亘つて林相の有望なる大林場を所有してゐたが，大正7年之を200萬圓の濛江借款の擔保にして王子より借款を起し，其の一半たる100萬圓を政費に他の一半100萬圓を提供して華森公司の拂込を了し，日本側は王子より別に百萬圓を拂込都合2百萬圓の華森公司を創設した。卽ち借款の形式による林權の獲得たるに於いては前記黃川公司と形態を等しくしてゐる。

前記の3公司は全く王子系の投資事業であつて吉省內の廣大且つ有望なる林場は悉く其の經營に屬した。當時の吉林督軍は森林開發を決意し若し開發を怠る時は千古の大森林も徒らに老齡腐朽するのみであるから，國內に不足の資本を日本に仰ぎ日資を以つて省內森林の開發民業の發展を望んでゐたのであつた。當時王子系に對抗して同じく吉林省及奉天省の森林に投資したものは大倉組であつた。

黃川採木有限股份公司　富寧公司の姉妹會社として王子系資本により華森製材公司と共に創立され就中最も有望廣大なる林場を擁して將來の發展を期待された會社であつた。同社は大正7年7月1日吉林督軍孟恩遠氏及北京中央政府陸宗興，張孤氏外重要人物の協力により創立され，吉林側は官銀號所有の四合川，黃花松甸子兩森林を提供し日本側は王子より現金100萬圓を貸付け更に事業發展により300萬圓迄貸付の借款契約により成立した。其經營林區は廣大にして吉林省林地の中央有望區域を包み北は蘭陵河上流域の四合川より南は吉敦線を超え吉奉2省の境界牡丹嶺に及んで居る故に吉林省林地より此黃川伐採區域たる官銀號の四合川及黃花松甸子二林場を除けば吉林森林の大半は失はれ且殘餘の林相も濛江縣の外は劣惡なる林場のみとなり如斯主要なる林區であるため從來日支間に複雜なる問題を惹起してゐた。

豐材股份有限公司　張作霖を背景に大倉組が林業及製紙事業を著手すべく日支合辦資本金500萬圓を以て創立せる會社であるが其林場は多く王子系の3公司が獲得せる殘部の不良な林場で從て黃川公司，華森公司の如き面積廣大且優良林區は得られず多く省內に散在する小林場である。

興林造紙股份公司　同じく張作霖を背景として大正7年創立された大倉系會社で，支那側代表飽貴鄉氏日本側代表大倉喜八郎氏で資本金500萬圓である。該公司は吉林郊外九站に廣大なる土地を買收し製紙業を起す計畫であつた。

鴨綠江採木公司　明治38年12月北京に於て締結された日淸協約に基き明治41年9月に日淸兩政府等分出資資本金北洋銀300萬圓を以て創立され古き歷史を有する。他の諸公司が吉林材を主として投資したに反し鴨綠江材を目的とする事業である。該公司の特色は國際條約に基き成立した點で爲之利權回收運動や孟，張兩氏の努力爭に禍されず契約年限まで比較的事業の安全が確保されて來た。該公司の林場は鴨綠江右岸渾江地方より奉吉兩省境方面に進み江岸より60里奧の殘林を伐採してゐる契約期も昭和8年を以て滿期となり殘存林地も流域より次第に遠距離となり運賃の關係で引合はざる狀態にある。

中東海林採木公司　元中東海林實業公司と稱したるも大正13年1月日本側代表吉植庄三氏と吉林省政府との間に公司設立契約を締結し，資本金350萬圓日支折半出資，但し支那側拂込金は日本側にて立替する條件で吉林省東支東部線南北にある北滿林場及大海林林場を經營區域とした。その面積約278,000町步にして，立木蓄積約18,077萬石である。

吉省松江林業公司　民國2年2月吉林省支那人有力者及官銀號の合資組織により資本金小洋100萬元を以て林業製紙を目的に創立された純支那法人である。該公司は濛江縣內に1箇所其他縣外數箇所の林場を所有し官銀號系支那人經營會社であるが創立以來事業不振である。

日露支合辦札免採木公司　露商シエフチエンコ兄弟商會の創業に係る事業で其後日本側滿鐵と共同次に支那側黑龍江省の參加を見たものである。大正11年6月公司組織とし今日に及んでゐる。資本金大洋銀600萬元，專ら大興安嶺森林を經營區域とする，經營林場面積約400方里にして，立木蓄積凡そ9,700萬石である。

興吉公司　韓家の事業として伐木に從事してゐたが負債整理上滿鐵より大正12年11月數回に亙り約80萬圓の借款を受け，林業部は興吉公司として獨立し，滿鐵は該公司樺樹林子一帶の林場より枕木を採伐納入せしめ其代金にて貸金を償還せしめる計畫であつたが事業も其後不振にて回收は望めなかつた。經營區域は樺甸縣方面にあるが面積19萬町步，立木蓄積約13,000萬石と稱されてゐる。

日本との關係　滿洲の生產材の現狀は前述の如くであるが滿洲に於ける日本の林業投資は，卽ち東三省國有林發放規則第8條によつて，又吉林省程第3條によつて外人の企業として，合辦事業たらざるを得なくなつてゐる。

今日主要なる合辦企業資本は2,500萬圓を超えてゐるが，實際は合辦とは云へ，其大部分は日本より出資され，其實額恐らく2,000萬圓を超すものと見られてゐる。だが現に營業するものは採木公司を除いて共榮起業の一部位である。

此他に吉黑林礦借款3,000萬圓が日本政府より出資されてゐる。本借款は大正7年(1918)吉黑兩省の森林，鑛山開發を目的とし，興銀，鮮銀，臺銀の3行を通じ，中華滙業銀行を介して時の北京政府に貸付られたものである。これは森林及鑛山營業收入鑛產物及木材に對する課稅を擔保とするが，既に昭和3年を以て期到來せるも元利共に支拂れてゐない。以上に依て見れば邦人の滿洲に於ける投資總額凡そ5,000萬圓と推定し得る。

かくの如き投資凍結の原因は之を各方面より數へ得るが，經濟界一般の不況を前提として除外すれば，邦人企業の粗放なる經營（放漫策と大小資本の競爭）支那の政情（治安不備，3.15割に及ぶ重稅等）利權回收熱（例，民國16年吉林省長公署訓令により外人伐採權の禁止其他）及輸送距離長大と運賃の高價等の諸要因を擧げ得る。

以上の借款の未濟，其地企業に對するそ

れぞれの懸迫は從來何等解決を見ず，所謂滿蒙諸懸案の一部を構成してゐた。

(2) 滿洲國の森林

概 況 滿洲は嘗つて鬱蒼たる密林に蔽はれてゐた北支那一帶の森林區域の殘存と見られてゐる。即ち印度支那地方より東支那海岸を經て，河北省，山海關を越え，シベリヤに連續した大孤狀の森林の殘存と稱せられる。

此地は清朝發祥の地として，乾隆の頃より清朝領として伐木開墾を禁ぜられてゐた。だが砂金，毛皮等の產地として古くより名を知られ，續々として密獵者の侵入を見，爲に森林は彼等の燒燼を蒙ること大なるものがあつた。かく多數の侵入者を見たる結果，清朝は遂に此地を一般に開放し，かくして土地平坦に緩斜，地味肥沃なる農耕地として，有望なる林地は著しく野火の害ふ所となつた。だが千古蓄積された美林は今尙部分的に存在し，ツングース族の所謂「森林の海」の呼稱の面影を止めてゐる。

森林地帶として囑望せられてゐる地域は松花江及其支流拉林河，豆滿江，牡丹江，鴨綠江右岸並に其支流渾江の各上流一圓の地域と，中東鐵道東部沿線即ち西は小嶺驛より東は細鱗河に至る左右の森林，並に中東鐵道西部沿線の興安嶺山脈地帶，及吉林省三姓地方で，以上に屬する森林は大部分基礎的調査が出來てゐるが，唯松花江本流の北部及黑龍江流域に屬する部分，即ち大小興安嶺圈內には見るべき森林あるが未だ全部の調査は遂げられてゐない。而し奉天省の北西部及呼倫貝爾の西南は所謂蒙古と稱する一部に屬し，森林と稱すべき地帶は極めて稀で，曠漠たる草原と砂丘の連續せる處々に集團的林を有するに過ぎない。

森林面積及森林蓄積 治安の不備，紊亂せる施政と廣漠たる地域は今日迄精密なる調査を阻止してゐるが，滿鐵農務課の調査にかかる滿洲の森林面積及びその立木蓄積量，現在見込立木蓄積及び一町步當り蓄積等を各地方別に分割して，これを表示すれば次に示す如くである。

滿洲の森林面積竝其立木蓄積

森林地域名	調査年度	森林面積	立木蓄積量	現在見込立木蓄積	一町步當蓄積
		町	石	石	石
鴨綠江流域右岸渾江流域	大正8年	668,254	347,654,102	276,635,102	412
松花江流域	同4年(一部訂正)	143,839	903,123,170	874,036,000	608
豆滿江流域	同6年	832,563	433,600,800	420,400,800	505
牡丹江流域	同4年	634,966	420,950,900	420,950,900	663
拉林河流域	同6年	633,775	301,149,800	300,489,800	474
中東鐵道東部沿線	同6年	2,435,202	924,696,550	898,296,550	369
三姓地方	同6年	5,290,992	2,618,601,800	2,615,301,800	495
中東鐵道西部沿線	同8及12年	(802,271)	(533,435,914)	(529,763,914)	(660)
大興安嶺	想定	14,000,000	5,600,000,000	5,600,000,000	400
小興安嶺	同	10,000,000	3,500,000,000	3,500,000,000	350
計		35,922,591	15,049.777,123	14.906,110,952	415

主要樹種 滿洲の森林は之を森林植物帶上より觀れば溫帶北部に屬するものもあるが，其主要なる部分は寒帶の圈內に屬するものである。而して滿洲の森林を構成する樹種の數は已に知られたるもののみでも約350有餘種の多きに達する。就中有用樹種と認むべきものは針葉樹8，闊葉樹21種で之を列記すれば次の如くである。

	和名	滿洲名	屬名
針葉樹	テウセンマツ	果松(棵松，紅松)	マツ屬
	テウセンモミ	杉松(沙柏又柏松)	モミ屬
	テウセンタウヒ	魚鱗松	タウヒ屬
	エゾマツ	魚鱗松	タウヒ屬
	ダフリカカラマツ	黃花松	カラマツ屬
	テウセンカラマツ	黃花松	カラマツ屬
	タウシラベ	臭松	モミ屬
	マンシウアカマツ	油松	マツ屬

	和名	滿洲名	屬名
闊葉樹	カウライミヅナラ	柞樹	ナラ屬
	モンゴリナラ	柞樹	ナラ屬
	アムールシナノキ	椴樹	シナノキ屬
	マンシウシナノキ	椴樹	シナノキ屬
	オニメグスリ	寧斬子	槭屬
	マンシウカヘデ	白牛	槭屬
	ヤチダモ	水曲柳	トネリコ屬
	イタヤカヘデ	色樹	槭屬
	ハルニレ	楡樹	楡屬
		楡樹	楡屬
	オヒョウニレ	黃玻欏	キハダ屬
	キハダ	黃蘗木	胡桃屬
	マンシウクルミ	楸樹	白楊屬
	テウセンヤマナラシ	白楊樹	白楊屬
	ドロノキ	靑楊樹	樺屬
	シラカンバ	樺樹	樺屬
	テウセンミネバリ	黃樺樹	樺屬
	ヲノヲレカンバ	棱楡	楡屬
	オホミノニレ	黃楡樹	イヌエンジユ屬
	カライヌエンジユ	槐樹 跑馬子	ハシドイ屬
	マンシウハシドイ	(暴馬子)	
	ヤマナシ	梨樹	ナシ屬

以上の內テウセンマツは奉天省，吉林省の針葉樹中の主林木の位地を占め，蓄積豐富にして森林地帶の分布狀況は山脈の中腹並に小山嶽の上部に分布す，黑龍江省にありては綏蘭道南部に及ぶ。モミ類及タウヒ類も亦二省に蓄積豐富にして，その蓄積量テウセンマツと相伯仲す。テウセンモミ，テウセンハリモミは前二省中にありては南部に分布多く，北部に行くに從ひ其數を減ず。高低分布にありてはテウセンマツより低位にあり，エゾマツ及タウシラベは南部には少く，北部に行くに從ひ數量を增加す。カラマツは大興安嶺山脈中針葉樹の主林木をなし，黑龍江省に大面積の純林を形成す。又吉林，奉天の二省にありては，溪谷の濕地に部分的純林の美を呈してゐる。

闊葉樹中アムールシナノキは最も豐富にして，吉林省を中心とし，森林地帶の峰通りに多く分布す。モンゴリナラは全滿洲の山地一帶に廣く分布し，林地にありては丘陵地及山火の被害多き箇所に繁茂す。カバ類(樺樹)も亦全滿洲に廣く分布し，テウセンミネバリは林中にありては山脈中に多くヲノヲレカンバはモンゴリナラと略同樣の分布をなす。カバ類(白樺)は殊に興安嶺山脈中闊葉樹の主林木をなし，黑龍江省の闊葉樹を代表す。又吉林，奉天二省にありては落葉松の跡地並に山中山火跡地に繁茂す。ヤマナラシ類は滿洲中部に最も多く，山地の餘り高からざる所及丘陵地に多く，又黑龍江省にありては白樺林中に集團的に分布す。ドロノキは滿洲一帶に分布し，河岸並に低溫の箇所に繁茂す。ニレ類も滿洲至に所に分布し，ハルニレ及オヒョウニレは滿洲中部を中心として分布し，ハルニレは溪谷に多く，オヒョウニレは山中に多く成育す。ノニレは山地には少く，所謂原野及山麓の乾燥地に分布してゐる。カヘデ類キハダ，ヤチダモマンシウクルミ，カライヌエンジユ等は滿洲中部を中心として廣く分布するも，黑龍江省北部には稀である。

(3) 鴨綠江(右岸)及渾江流域の森林

概 況 鴨綠江は其の源を長白山脈に發し江口より溯ること50餘里の地點に於て左方より來る渾江と合する。之より水源に至る延長約150里で此の間滿洲國側に於ては安東，寬甸，輯安，臨江，長白の諸縣，朝鮮側に於ては平北，咸南の2道に其の源を發し本流に注ぐ支流も亦尠くない。而して有望なる森林は大江(鴨綠江本流)右岸に於ては頭道溝(或は帽兒山)より二十四道溝に至る各道溝の上流域に存在し帽兒山下流域に於ては主として闊葉樹林で之に僅少の針葉樹を交ふるのみである。

林 況 由來鴨綠江の森林は長白山の南西方一帶に位し滿洲の東南隅に偏在し遠く南部の平野と隔絕せるため久しく原生の狀態を維持し，其の初にありては右岸に至るまで鬱蒼たる森林をなし鴨綠江及各道溝に沿ひたる部分は闊葉樹を主としたる針闊混淆林で奧地に入るに從ひ闊葉樹混淆の度を減じ江を距る數里の處では殆んど針葉樹の純林に近き狀態となり以て分水嶺に至りし

ものの如くである。而して當時の森林は植物帶上溫帶北部及寒帶に屬せしものが，此の地方に移民の增加するに從ひ鴨綠江本流及各道溝に近き平地は伐採開墾せられて耕地となり其の附近の山林は火入開墾の際延燒し或は伐採せられて原野及散生地を增加し今や森林として指を屈するものは溫帶に屬するものは尠く，多くは寒帶に屬するものとなり然も大江を距る近距離に於ては森林を認め難く奧地に進むに從て濶葉樹を主とする散生林を生じ擇伐跡地たる針濶混淆林を經て漸次針葉樹の數を增加し分水嶺近くは原生林を見るの狀態に變じたのである。彼の移民開墾又は山火乃至採伐の力に依り森林を減じた程度は比較的渾江流域に多く大江流域には尠い。而して有望なる森林は前述の如く大江流域に於ては帽兒山より上流の各道溝の上半部及長津江，南社水等の支流域で渾江流域に於ては通化以上哈泥河，羅圈溝，紅土崖，三岔子等の上半部に存在する。主なる樹種はテウセンマツ，テウセンモミ，テウセンタウヒ，エゾマツ，テウセンカラマツ，等の針葉樹及ヤチダモ，マンシウグルミ，カヘデ類，ナラ類，ハルニレ，キハダ，ハリギリ，シラカバ，ドロノキ等の落葉，濶葉樹でアカマツは渾江より上流域に於ては森林として存在することは稀である。又長白山脈の森林帶に於ては極寒帶即ち偃松帶を缺き白頭山の頂上に至つても矮小なるテウセンカラマツが生育して居る地域より直ちに無立木地に接續して居るのを見るのである。而して一般に散生地は殆んどナラ類，シナノキ，ドロノキ等の濶葉樹林で間々タウシラベ，テウセンタウヒ及テウセンマツの如き針葉樹が點々混生するのもある。此地域に生育する樹木は胸高直經5.6寸位の僅かに薪炭材に供し得るのみで1町步の材積平均18乃至36石である。次に擇伐地は良好なる針葉樹及濶葉樹の大材を伐採せる跡地で現今に於ては良材はないが針葉の胸莖2尺內外，濶葉樹の胸莖3尺內外の樹木が殘存せぬではない。殊に針葉樹中に於てもテウセンモミの如きは比較的伐採せられなかつた爲大材を殘してゐる。此地域は概して地味肥沃で稚樹が能く發生するから火入開墾を禁じ天然に生育せしむる時は將來林相の囘復を見ることは困難でない。現在1町步の材積は96石乃至420石で針濶混淆の步合は平均針葉樹4割，濶葉樹6割內外である。針葉樹中に於てはテウセンマツ4割，タウヒ，モミ類6割內外を普通とし，奧地に入るに從て漸次針葉樹の數を增加し原生林に至つて針葉樹6割，濶葉樹4割內外の割合となつてゐる。原生林に於ける樹齡は不整で幼は1年生より老は數百年に至る樹木が欝蒼として密生し濶葉樹は老大のものは尠く日蔭に耐ふるものが僅かに下木となつて生存するに過ぎない。而して之等原生林の針葉樹中には樹齡200年內外，胸高直徑3尺以上，樹高15.6間以上のものが多く之等は密生して風寒を蒙ることが尠い爲樹幹が通直で枝下高く從て良材が多い。樹種はテウセンマツを主としタウヒ，モミ類之に亞ぎ亦カラマツの老大なるものを混生し低濕地或は露出地に於てはカラマツが群生して居るのを見る。1町步の材積は平均480石乃至840石に至つて居る。今大江右岸及渾江流域に於ける蓄積の大要を示せば次の如くである。

大江右岸森林蓄積　帽兒山より下流域の大江右岸の森林は望が尠いから之を省き大正4年採木公司に於て概測した各支流域（頭道溝より二十四道溝に至る地域及嶺後を含む）の蓄積を示せば次の如くである。

種別	蓄積
散生地	1,305,544
擇伐地	30,785,556
原生林地	202,990,380
計	235,081,680

其總面積は469,336町步と推算せられる。

尙以上の蓄積に帽兒山より下流渾江口迄に

於ける森林蓄積を合算すれば約2億7千6百萬石である。

渾江流域森林蓄積　渾江流域に於ける森林は伐採開墾，野火の爲大に其蓄積を減じ流域面積の廣大なる割合に蓄積は却つて大江流域よりも少い。

而して渾江流域に於ては未だ大要の調査もないので正確の數字を擧げる事は困難であるが其想定蓄積は1億9千8百27萬石內外で，之が面積は433,845町內外と推算せられる。

即ち鴨綠江右岸の森林は以上述ぶるが如くで其總蓄積は老龍崗及松花江流域の一部を合算する時は總蓄積4億7千4百萬石餘である。而して此內テウセンマツ，タウヒ，モミ類，カラマツ等主要なる針葉樹の蓄積は約3割位で即ち其量は1億3千萬石位である。今假に總蓄積の內實際伐採せらるべき立木材積を7割とし，利用率を3割5分として推算する時は，利用總材積は1億1千6百萬石となる。

（4）松，豆，牡流域地方の森林

松花江流域の森林　吉林縣以南の松花江上流流域の森林は一部は長白山本脈に一部は吉林哈達に連つて居る其流域に亘る地は吉林省濛江，樺甸，額穆，奉天省安圖，撫松の2省5縣に跨つて居る。之等諸縣の森林の蓄積は次表の如くである。

省名	縣名	森林面積（町）	材積（石） 針葉樹	濶葉樹	計	備考
吉林	濛江	298,447.7	65,354,388	104,433,152	169,787,540	
同	樺甸	361,362.8	76,560,439	125,392,961	201,953,400	
同	額穆	94,616.8	24,097,396	40,457,224	64,554,620	長廣才嶺以西の部
奉天	安圖	318,830.3	104,620,419	95,817,956	200,438,375	本縣の一小部分は豆滿江流域に入る
同	撫松	363,581.4	130,951,786	135,437,449	266,389,235	
計		1,436,839.0	401,584,428	501,538,742	903,123,170	

豆滿江流域の森林　豆滿江流域の森林は琿春河及嘎呀河，豆滿江等の支流上流一帶の地より老爺嶺に到る廣大なる地域に亘り即ち吉林省延吉，汪淸，琿春，和龍の4縣竝奉天省安圖縣の一部を包括する。之等諸縣內の森林面積及森林蓄種は次表の如くである

省名	縣名	森林面積（町）	材積（石） 針葉樹	濶葉樹	計	備考
吉林	延吉	98,392	25,777,700	35,591,800	61,369,500	
同	汪淸	281,080	58,236,393	100,684,257	158,920,650	東部東寧縣の斜面を除く
同	琿春	201,600	29,947,680	72,263,520	102,211,200	
同	和龍	191,011	24,370,845	43,888,605	68,259,450	
奉天	安圖	60,480	24,040,800	18,799,200	42,840,000	安圖縣の東南部
計		832,563	162,373,418	271,227,382	433,600,800	

牡丹江流域の森林　牡丹江は其源を敦化縣牡丹嶺に發し，敦化，額穆兩縣の諸流を合せて寧安縣に入り，鏡泊湖の北端四家屯吊水滆に於て一大瀑布をなし，これより大江となり，約4里にて東京城に達し，更に北流して水源より約84邦里なる寧古塔に至つてゐる。

玆には便宜上これ等敦化，額穆，寧安3縣內の諸川の流域を總稱して，牡丹江流域と命名するのである。

省名	縣名	森林面積(町)	材積(石) 針葉樹	濶葉樹	計	備考
吉林	敦化	196,724.3	74,143,290	75,551,385	149,694,675	
同	額穆	147,148.1	55,829,979	56,153,651	114,983,630	長廣才嶺以東の部
同	寗安	291,094.0	81,959,805	74,312,790	156,272,595	
計		634,966.4	211,933,074	209,017,826	420,950,900	

林況 松花江，豆滿江，牡丹江流域の森林中濛江縣の北部は大部分濶葉樹林であつて，其南部地方に多少の針濶混淆林を殘してゐる。然も濛江縣の中央及二道花園河地方に到れば南するに從て針葉樹の混淆度を著しく增大する。更に樺甸，敦化，額穆諸縣に到れば長廣才嶺新開嶺及牡丹嶺の北側に於ては其位置的關係より伐採を免れ從て最も美林に富むも其他の方面に至つては已に林相の惡變を來してゐる。延吉，和龍兩縣の森林は極めて一局部に止まり殆ど雜木林である更に延吉の東南及和龍の大部に至つては山地と雖も散生の雜木林に非れば無立木地の姿で漸く土民の燃料を供給するに足る程度である。琿春，汪淸兩縣は豆滿江流域中優良の森林を保有し原生的美林に乏しくない次に安圖撫松兩縣に在つては頭道江及二道江に沿へる一帶を除き山獄及臺地の森林は木材搬出の便を缺きたると植民の影響を蒙ること尠かつた爲幸に伐採を免れたが，該地方には人蔘の栽培が盛となり逐次森林面積を縮少すると共に針葉樹を減少しつつある。要するに古來一般に繁茂せしテウセンマツ，テウセンモミ，テウセンタウヒ，エゾマツ，タウシラベ等の針葉樹林は其後變遷して針濶混淆林と化し今や此混淆林も年と共に針葉樹の步合を減じて交通不便なる奧地に美林を止め一部は濶葉樹林に變じ更に其一部は全く荒廢し散生地，無立木地と化したのである。然し今日尙甚だ有用の樹種に富み隨所各異の混淆狀態を呈するのである。而して是等森林に於ける針濶兩葉樹の混淆步合は各縣共針濶相半するか若くは針4分，濶6分である。各縣を通じて針葉樹にありてはテウセンマツ最も多くモミ，タウヒ類之に亞ぎカラマツ類の如きは多量でない。又濶葉樹に在つても各縣によつて其最多の樹種を異にするが大體に於てシナノキ，ナラ類，ハルニレ，ヤチダモ，カバ類等が多數を占めてゐる。

本森林地帶は所々に伐採搬出の事業はあるが要するに天然林其儘で雜然多樣の樹種を混生し老幼大小の林木が不規律に生長し其樹齡の限界も甚だ區々で若きは5.6年生より老いたるは300年を超ゆるものがある然乍ら大體に於て其年齡は針葉樹中テウセンマツは200年，テウセンモミ，テウセンタウヒ，エゾマツ等は180年，カラマツは110年，タウシラベは90年，シナアカマツは60年位で濶葉樹は150年內外である。但し濛江縣の森林は他縣のものと異り殆ど全く斧鉞の入らざる原生地であるから其平均林齡も稍高くテウセンマツ210年，テウセンモミ及テウセンタウヒ200年，カラマツ130年位である。

名稱	森林面積(町)	材積(石) 針葉樹	濶葉樹	計
松花江流域の森林	1,436,839	401,584,428	501,538,742	903,123,170
豆滿江流域の森林	832,563	162,373,418	271,227,382	433,600,800
牡丹江流域の森林	634,966	211,933,074	209,017,826	420,950,900
計	2,904,368	775,890,920	981,783,950	1,757,674,870

(5) 拉林河流域(四合川)森林

拉林河流域一帶の森林にして同河の水源は舒蘭縣の呼蘭嶺，蘭陵嶺，太平嶺及額穆縣の北部老嶺竝五常の東界に於ける山脈に發し，其の流域は舒蘭五常の2縣竝びに額穆縣の北部に亙つてゐる。

林種	面積(町)	蓄積(石) 針葉樹	濶葉樹	計
落葉濶葉樹	308,981	—	108,143,350	108,143,350
擇伐後の針濶混淆林	120,731	24,146,200	36,219,300	60,365,500
原始的針濶混淆林	204,063	79,584,570	53,056,380	132,640,950
計	633,775	103,730,770	197,419,030	301,149,800

(6) 中東鐵道東部沿線の森林

概況 露領沿海州の境界に當る中東鐵道の一驛ポクラニーチナヤ(綏芬河)から哈爾濱に到る鐵道兩側に位する森林で其地域は主として賓，同賓，寗安，穆稜及東寗の五縣竝汪淸縣の東部卽ち老爺，石頭，太平等の諸山脈以東の地域に跨つて居る。南方額穆縣界より五常，寗安兩縣界を北走する所謂小白山脈は同賓縣界に到つて岐れて二つとなり，一は東螞蜒窩集，團城荒山，畢展窩集嶺，龍爪溝嶺，阿穆達山となり蜿蜒として同賓縣と寗安，方正兩縣との境界を劃する，一は西方に轉じ西螞蜒窩集，四方頂子，春秋嶺，石維山，大靑山等の山脈をなして同賓縣と賓縣との境界をなすのである。又汪淸縣に於ける老松嶺の支脈は穆稜縣界に於て穆稜窩集嶺となり，額稜縣を圍繞するのである。これ等の諸山脈は有名なる森林地帶で，中東鐵道開通前までは一帶の美林であつた。就中同賓，寧安兩縣に於ける森林の如きは長大美良の直幹を有する樹木が林立し，鬱蒼たる密林であつたから俗稱之を樹海と稱した程であつた。是等地方に於ける森林蓄積は次表の如くである。

省名	縣名	森林面積(町)	材積(石) 針葉樹	濶葉樹	計	備考
吉林	賓	154,616	8,072,160	40,627,040	48,744,200	
同	同賓	450,294	46,153,625	140,089,375	186,242,000	
同	寧安	594,117	113,915,700	172,437,650	286,353,350	
同	穆稜	300,698	19,387,240	80,021,310	99,408,550	
同	東寧	623,233	56,625,600	124,646,600	181,272,200	
同	汪淸	312,244	29,728,440	92,947,810	122,676,250	縣の東部斜面
計		2,435,202	273,882,765	650,769,785	924,696,550	

林況 中東線東部沿線地方は西部地帶に比すれば老嶺，窩集嶺等長白山系の連峯に依て其地勢稍錯雜して居る。樹種は東部沿線に在ては實に多種多樣で喬木のみにても20餘種を數へ得るであらうが就中蓄積の多き有用樹種を擧ぐれば，(1)針葉樹，テウセンマツ，モミ類(主としてタウシラベ)，タウヒ類(主としてエゾマツ)，(2)濶葉樹，シナノギ，オヒヨウニレ，ハルニレ，カヘデ類，ヤチダモ，カバ類，キハダ，マンシウクルミ，テウセンヤマナラシ，ドロノキ類等で主要樹種たるテウセンマツは局部的には純林となつてゐるが多くはモミ類，タウヒ類等の針葉樹及各種濶葉樹と混淆してゐる。而して其混淆步合は針葉樹40—60%，濶葉樹60—40%の間で蓄積の豐富なるもの

に至つては1町歩優に 2,000石に達するが平均6,700石である。

テウセンマツの樹齢は350年，胸高直徑4尺に及ぶものがあるが普通は胸高直徑2.2—2.3尺樹高16—17間のものが最も多く樹齢平均200年内外と認められる。濶葉樹にあつてはドロノキの如き時に直徑5尺，高さ18—19間に達するものがあるが他の樹種に於ては年齢250年，直徑2.5尺，高さ16—17間のものが最大である。

（7）中東鐵道西部沿線の森林

中東鐵道西部沿線諸縣の內呼蘭，肇東，安達，龍江等本沿道の大半を占むる地域は見渡す限り茫漠たる大草原で一木の視界を妨ぐるものもない。

臚濱縣に於てはアカマツ及カラマツ林を見るが其蓄積は僅少で林地として擧ぐるに足らない。故に西部沿線の森林は僅かに布西，呼倫の2縣によつて代表せらるるに過ぎないが其大部分は散生地であつて優良林地は總て大興安嶺の峯筋を占めて居る。而して比較的に鐵道と近距離にあるものは大興安嶺山脈の東側面に於ては雅爾河上水源地を中心とし其の分水嶺を超へて北方に阿倫河及畢拉爾河の上源地，南方に綽爾河の上流地域がある。西側には札敦河，烏諸爾河の上流地域が鐵道の南北に連つて居る。稍距つて札敦河の分水嶺を超へ北方には海拉爾河の上流及其の支流庫勤都里河の上流地，烏諸爾河の分水嶺を超へ南方には伊敏河の上流等がある。前記諸流域の森林は現在多くは露人に依り伐採權を獲得せられて居る有樣である。

其他諸嫩河上源地等の如き，嫩江の各支流上源地域の森林は，經營上中東沿線に搬出せらるべきものであるが，これは後日，齊々哈爾，黒河間等の鐵道開通を俟つて，初めて價値あるものと見るべきであらう。

西部沿線地方の森林は大興安嶺森林の一部に屬するものであるが，參考までに今日まで調査せられたる各國人の伐採權を獲得せる林場の森林總面積及び蓄積を附記すれば，其の森林面積は2,607,300町，林積5億餘石である。

林　況　西部沿線に於ける主要樹種は(1)針葉樹ダフリカカラマツ，(2)濶葉樹，シラカンバ，ユヲノヲレ，此外シベリヤアカマツ，テウセンヤマナラシ，ヤナギ類，ドロノキ類，ハンノキ，ナラ等數種あるが蓄積尠く殆ど數ふるに足らぬ。ダフリカカラマツは大面積に亙つて單純林をなして居る所があるが多くは帶狀又は群狀をなし白樺林と混淆して居る其の混淆步合は濶葉樹30—50%，針葉樹70—50%と見て大差ないであらう。其蓄積は海拉爾及哈爾奇兩河の上流に於ては1町步 1,000石に及ぶものがあるが平均660石である。

樹齢はダフリカカラマツ最高300年，平均100年內外，白樺は最高100年，普通60—70年位で大さはダフリカカラマツにあつては最大直徑2.5尺，高20間に達するものもあるが多くは直徑7寸乃至1.3尺，樹高9間乃至14間程度を普通とし，白樺は時に直徑9寸餘，高12間に達するものがあるが直徑5—6寸高8間のものが最も多い。

（8）三姓地方の森林

概　況　吉林省の北部を占め松花江及黒龍江と烏蘇里江との間に挾まれ深く北方に突出して黒龍江と烏蘇里江との合流點に達する地域即ち方正，依蘭（勃利を含む）樺川，富錦，同江（寶清を含む），饒河，綏遠，虎林及密山縣等の森林を三姓地方の森林と稱するのである。

林　況　三姓地方に於ける森林の林況を觀るに方正縣の西部桃兒山東部の闢門咀烏鎗頂等に於ける森林は從來伐採せられつつあつて，現今其林積を減少した感があるが

老爺嶺，阿穆，達山，龍爪溝地方にあつては今尚一大森林を有し將來大に有望の林區である。殊に縣內大羅拉密溝の森林は西方及同溝の南方にあつて東は東陽山背，北は才窩棚を以て界とし方正縣城を距る100支里松花江岸の大羅拉密街を距る30支里の地にある。樹種は針濶混淆の天然林で針葉樹中テウセンマツが最も多くモミ，タウヒ類之に亞ぎ濶葉樹にはオヒヨウニレ最も多くキハダ，ヤチダモ，カバ類，ナラ類，シナノキ等の順である。樹齢は針葉樹では150年前後，濶葉樹では，15年より60—70年を經たものが多い。樺川縣の南依蘭縣界に連つて重疊せる山嶽地帶は森林に富み殊に東南寶清，富錦の兩縣界に亘りテウセンマツ，タウヒ，モミ類の良材が豐富である。然し交通の便利な地帶は既に伐採し盡され又松花江岸より稍遠隔せる地方の高地帶內には濶葉樹林としてナラ類，カバ類の疎林を見るのみである。富錦縣の西部に於ける七星磖子，南部に於ける雙崖山，中央部に於ける別拉音山，東部同江縣と相接する方面に於ける烏爾吉力山及硯臺山等餘り高からざる諸山岳は何れも原始的森林を以て蔽はれテウセンマツ，アカマツ，モミ類等の良材が尠くない。然し松花江岸に近き地方にあつては良材に乏しく各丘阜地及平地には濶葉樹林の點在するを見るのである。同江縣內の南方山嶺は其大部分森林を以て蔽はれ主としてドロノキ類，カバ類，ナラ類，シナノキ類等であつて針葉樹は比較的尠い。然も松花江一帶は大森林に乏しく圖斯科附近一帶の平地には薪材となるべきナラ類，カバ類の濶葉樹が散生するのみである。綏遠縣內の秦得力山，額圖山，依力嘎山，科勒木山，斯莫勒山，太平山等は皆森林を以て蔽はれてゐるが原生林は饒河縣界の太平山及喀爾布蘭山の高地一帶に限らるるものの如く推測せられる。虎林縣の北方那丹哈達拉嶺及安巴倭克里山並其支脈たる七虎林山，新七虎林山，牛拉窩集山等一帶の山地は鬱蒼たる美林を以て蔽はれて居る。殊に阿布沁河より縣北境の外七里星河に到る間には森林が豐富で樹種は針葉樹類及濶葉樹としてはドロノキ類を最多としナラ類，カバ類が之に亞ぐのである。又烏蘇里江岸の平地各所には疎林を見受けられナラ類カバ類ドロノキ類がある。密山縣內の山地は尙悉く森林を以て蔽はれて居り其の北方にある發布山，土山，奔松子嶺等の諸山脈は運輸交通の不便なるため未だ斧鉞の入らざる針濶混淆の原生林を以て蔽はれ其面積が廣大である。又西南部の山地一帶はテウセンマツ，モミ類，ナラ類，シナノキ類等の針濶混淆林で殊に青溝嶺の最高部一帶は鬱蒼たる針葉樹を以て圍まれてゐる。更に西部方面にある杉松頂子，哈達嶺，滴道山等，察庫嶺一連の山地帶は針濶混淆原生林で極めて良好なる林相を有するのである。

森林の蓄積　以上述べたる三姓地方に於ける森林の蓄積は，大體次表に示すが如きものである。

省名	縣名	森林面積(町)	材積（石） 針葉樹	濶葉樹	計
吉林	方正	171,612	16,790,760	60,611,040	77,401,800
同	依蘭，勃利	740,880	70,969,500	265,425,300	336,394,800
同	樺川	279,972	34,450,920	94,472,280	128,923,200
同	富錦	314,748	42,986,160	103,892,040	146,878,200
同	同江，寶淸	1,146,600	276,163,020	341,035,380	617,198,400
同	綏遠	457,884	50,655,780	160,343,820	210,999,600
同	虎林	451,584	75,112,380	145,142,420	220,254,800
同	饒河	587,664	125,666,100	177,326,100	302,992,200
同	密山	1,140,048	211,823,640	365,735,160	577,558,800
計		5,290,892	904,618,260	1,713,983,540	2,618,601,800

(9) 大興安嶺の森林

大興安嶺森林は南は洮兒河流域並索岳爾濟山より起り中東鐵道西部線を挾み，北は黒龍江沿岸に到る大興安嶺の本支脈を蓋ふ森林にして龍江道の西半部及呼倫貝爾特別區域の東部を占め，想定面積1,400萬町歩，1町歩平均400石と想定すれば立木蓄積量は實に56億石である。樹種は主にダフリカカラマツ及シラカンバにして其他シベリヤアカマツ，ヤナギ類，テウセンヤマナラシ，ハンノキ類等がある。

而して中東鐵道西部沿線即ち大興安嶺中各國人の材木伐採權を獲得せる林場に就きては前項に述べたる如く總面積2,067,300町歩，其立木蓄積は5億餘石である。

(10) 小興安嶺の森林

小興安嶺は大興安嶺中の英吉里山より起り黒龍江支流呼瑪爾河並嫩江支流甘河を以て大興安嶺と隣接し黒龍江に沿ひて東南に走り松花江本流に終つてゐる。本地域内の森林は龍江道の東半部黒河道綏蘭道に跨り森林想家面積1,000萬町歩，1町歩想定350石とすれば總立木蓄積量は35億石である。樹種は主にダフリカカラマツ及びシラカンバにして南部松花江に近き部分はタウシラベ，テウセンモミ，エゾマツ，テウセンマツ，ニレ類，カバ類，マンシウクルミ，ヤチダモ，シナノキ類等を有し，其の他ヤナギ類，ナラ類，ハンノキ類，テウセンヤマナラシ等が含まれてゐる。

(11) 滿洲材の生産狀況

木材の生産及び需給狀況　鴨綠江右岸並に渾江流域より生産し，鴨綠江を流筏して安東地方に出廻るものを鴨綠江材と稱し，吉林奥地即ち吉敦鐵道沿線より伐採せられ吉敦鐵道によつて吉林に出廻るものと，松花江流域より伐採せられて流送により吉林に出廻るものを吉林材と稱し，豆滿江上流諸流域より伐採せられ，豆滿江を川流して會寧，淸津，雄基，土里等に出廻るものを總稱して間島，琿春材と稱し，中東鐵道に出廻るもの及び松花江により哈爾濱に出廻るものを北滿材と稱する。

今以上4材（薪材を含まず）に付き，大正14年より昭和4年に至る間の生産量(石)を示せば下表の如くである。

生産地方別	大正14年	昭和1年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	平均
鴨綠江材	1,932,667	1,247,119	1,919,934	1,412,651	948,916	1,492,257
吉林材	1,094,074	451,900	580,366	997,000	1,042,531	833,174
間島琿春材	565,530	218,610	236,240	478,200	370,800	373,876
北滿材	1,406,170	1,459,066	1,048,976	2,230,900	1,484,724	1,525,967
合計	4,998,441	3,376,695	3,785,516	5,118,751	3,846,971	4,225,274

即ち年伐採量は340萬石乃至510萬石であつて，平均420萬石である。

鴨綠江材は朝鮮方面を主とし其他，天津，芝罘，青島，上海方面に輸出せられ，朝鮮向は多く挽材に限られ，北支方面は主に原木である。吉林材は大部分滿洲内消費であつて，大連，營口經由中部支那，日本，朝鮮方面に輸出せらるゝものもあるが，其の數量は多くない。

間島琿春材は大部分原木であつて，良材は天津，芝罘，青島，上海等中部支那方面に輸出せられ，其の殘餘が日本に輸出せらるるのみである。北滿材は大部分中東鐵道にて消化せられ，一部南滿地方に移出せられ，輸出僅かに浦鹽を經由して紅松材及白楊丸太が日本向けらるるに止まる。

滿洲への輸入材としては北洋材（エゾマツ，トドマツ）米材(米松)，日本より杉丸太，南洋材（ラワン，チーク，マホガニー等）中部支那材（桐材其の他南洋に於ける特殊材）及び朝鮮材の一部で，凡て特殊用材に限られてゐる。

輸出入數量（石）

種目	大正14年	昭和1年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	平均
輸入	735,944	785,221	471,378	852,994	831,632	735,434
輸出	2,061,862	1,121,520	1,163,919	1,037,439	770,175	1,230,983

即ち輸入數量は年47萬石乃至85萬石であつて，5箇年間平均73萬石である。

輸出は年77萬石乃至200萬石であつて，5箇年間平均123萬石を示してゐる。

以上より滿洲に於ける出廻數量(石)を算出すれば次の如くである。

種目	大正14年	昭和1年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	平均
生産量	4,998,441	3,376,695	3,785,516	5,118,751	3,846,971	4,225,274
輸入量	735,944	785,221	471,378	852,994	831,632	735,434
計	5,734,385	4,161,916	4,256,894	5,971,745	4,678,603	4,960,708

即ち出廻數量は410萬乃至597萬石であつて，5箇年間平均約500萬石である。

以上により滿洲に於ける消費量(石)を算出すれば次の如くである。

種目	大正14年	昭和1年	昭和2年	昭和3年	昭和4年	平均
總出廻數量	5,734,385	4,161,916	4,256,894	5,971,745	4,678,603	4,960,708
輸出量	2,061,862	1,121,520	1,163,919	1,037,439	770,175	1,230,983
差引	3,672,523	3,040,396	3,092,975	4,934,306	3,908,428	3,729,725

即ち年消費量は300萬石乃至490萬石であつて，5箇年間の平均消費量は373萬石である。

鴨綠江材　鴨綠江材は北滿材と相伯仲してゐるが，鴨綠江は既に伐採の高潮を越え江に近き箇所は森林の形を失ひ粗林或ひは散生地又は無立木地となつて，經濟的林地は只奥地に見るのみで，良材に乏しく，昔日の面影がない。又伐採地と江岸の距離も遠隔してゐるので，年々産出は遞減せられてゐる。將來は濛江，安圖，撫松の諸縣に伐採區域を擴張し，他方鴨綠江採木公司(日支合辦）營業期間が昭和8年を以て滿了となる譯であるから，之の期限を延長する必要に迫られてゐる。

鴨綠江採木公司は日淸條約附屬協定第10條(明治38年，1905)に基き，資本金300萬元，兩國政府分出資を以て，明治41年9月設立された。公司は現に鴨綠江右岸帽子山より二十四道溝に至る約50里の專採區域を有し，更に支流渾河森林，即ち專採區域以外の支那側の産出材の專買權を保有してゐる。

産材は大江を管流して市場の中心安東に集中される。此地に於て或ひは製材せられ或は原木のままに，北部支那，南滿を主として，朝鮮，日本に輸出されてゐる。支那の主要仕向地は青島，天津，芝罘，龍口，威海衞である。

製材業も亦安東を中心とする。現在邦人企業は鴨綠江製材無限公司（拂込資本50萬圓，採木公司，大倉合同)安東挽材(公稱資本100萬圓）滿鮮製函(公稱資本100萬圓)を主とし其の數21工場，資本326萬圓，生産額も200餘萬圓(昭和5年)に上る。だが數年の不況に加へて，昭和5年の恐慌の餘波を受け，銀價の暴落と共に著しく打擊を蒙つてゐる。更に對岸新義州には朝鮮總督府

安東着木材内譯累年比較表

江別	區分	筏數(臺)	紅松 角材(連)	紅松 丸材(連)	杉松 角材(連)	杉松 丸材(連)	黄花松 角材(連)	黄花松 丸材(連)	雜木 角材(連)	雜木 丸材(連)	計 角材(連)	計 丸材(連)	合計(連)
浙江	公司貸金把頭												
	料棧把頭	813	77,842.5	4,593.5	59,150.5	27,561.5	3,416.5	3	85,108.0	5,007.5	225,517.5	37,165.5	262,683.0
	計	813	77,842.5	4,593.5	59,150.5	27,591.5	3,416.5	3	85,108.0	5,007.5	225,517.0	37,165.5	262,683.0
大江	公司貸金把頭	164	37,276.0	6,918.0	18,820.5	5,007.0	860.5	―	14,557.0	11,528.5	71,514.0	23,453.5	94,967.5
	公司直營	456	1,576.5	53,539.5	81,282.5	269,968.0	23,178.5	91,325.0 電23,337本	―	―	106,037.5	414,830.5 電23,337本	520,868.0 電 23,337本
	料棧把頭	1,638	269,496.5	32,667.5	271,839.5	226,841.5	71,408.0	71,536.0	97,205.0	86,061.5	709,949.0	417,106.5	1,127,055.5
	計	2,258	308,349.0	93,125.0	371,942.5	501,814.5	95,447.0	162,861.0 電23,337本	111,762.0	97,590.0	887,500.5	855,390.5 電23,337本	1,742,891.0 電 23,337本
計	公司貸金把頭	164	37,276.0	6,918.0	18,820.5	5,007.0	860.5	―	14,557.0	11,528.5	71,514.0	23,453.5	94,967.5
	公司直營	456	1,576.5	53,539.5	81,282.5	269,966.0	23,178.5	91,325.0 電23,337本	―	―	106,037.5	414,830.5 電23,337本	520,868.0 電 23,337本
	料棧把頭	2,451	347,339.0	37,261.0	330,990.0	254,403.0	74,824.5	71,539.0	182,313.0	91,069.0	935,466.5	454,272.0	1,389,738.5
合計		3,071	386,191.5	97,718.5	431,093.0	529,376.0	98,863.5	162,364.0	196,870.0	102,597.5	1,113,018.0	892,556.0 電23,337本	2,005,574.0 電 23,337本

（備考）（1）外に昭和６年度產出棺材兩江計812筏11,994本，有棺杆子34,618本，赤楡泡1,987本，車軸材623本，櫃面板911丈，板材20,781枚，車轅子281本，扁擔21,624本，旗杆21本あり。（2）公司直營筏數には直營材課木筏數を含まざるも其連數には之を含む。

の增產計畫による材價値下あり，安東に於ける木材界は，少くとも昭和６年までは前途暗澹たるものがあり，吉林，哈爾濱の兩分局は同年度に於て廢止された。

吉林材　所謂吉林材は松花江上流の各流域より伐採せられ，松花江を流下し，或は敦化方面より鐵路吉林に集散する木材の總稱である。即ち其主要生產地は吉林を去る水路570支里以南の地，牡丹嶺の南斜面と白頭山の北斜面の間に挾る松花江上流頭道江，二道江沿岸の地方及老爺嶺拉法阿，張廣才嶺の一帶に亙る。

此地の森林は林況もよく從て世界大戰時に於ける好況期中には，抗木建築材等の需要の增大に伴つて，土着資本及外國資本の投資の對象として着眼せられた。即ち當時支那資本としては吉林木廠及官民合辦として再生せる松江林業公司の活躍するあり，好況の尚持續せる大正７,８年には日支小資本續々とし活動し，王子，大倉系の豐材股份有限公司(大正7年)華森製林公司（大正7年）富寧造紙股份有限公司(大正６年)の大資本も牡丹嶺南部を初めとして相續いで利權を獲得した。

かくて吉林材は吉長鐵道（1912，大正元年開設）を利用し，南滿市場殊に奉天を中心として，撫順，營口地方に一大名聲を馳するに至つたが，大正８,９年を境として，經濟界は漸く不況に轉向し，金融は梗塞し日本資本家も亦資本の引上を行ひ，更に大正10年(1921)には東支鐵道の木材運賃引下によつて，南滿市場に於ける北滿材の進出に遭ひ，かくて大小の企業は相繼いで倒產した。

是を生產量について見れば大正９年の1,355萬石を最高とし,大正15年には最低453萬石に下つて居る。

かかる不況は，漸く熾烈となり來つた外人の企業禁壓と１秆１旺３錢といふ鐵道運賃の高率と，更に從價３割を超ゆる賦課に依て促進された。

吉林材は各市場から遠隔してゐるに不拘，從來運輸機關の設備がなく，只一部分牛馬車，牛馬橇で陸運搬せられてゐた外專ら松花江の流水で流送されて吉林に陸揚げせられたものである。昭和３年(1928)吉敦鐵道(吉會鐵道の一部)が敷設せられて以來吉敦沿線方面が伐採の中心となつて，今迄の流送材が陸運材に乘り換へた形となつてゐる。

併乍ら吉敦鐵道開通は吉林木材界に大發展を及ぼすものと期待されてゐたが，生產地域の擴大にも拘らず，生產の增加はさして著しいものを見ず，從來の流送材に比して陸運材は期待された程に出材量を增加してゐない。この理由は一方吉敦沿線地方に於ける大面積に亙る林場を所有せる官銀號(支那側)が林場を封禁し伐採を不可能ならしめた事と，他方前述の如き木材界不況と相俟つて，吉林材の聲名を發揮してゐないが，近き將來該林場開放と共に吉會鐵道開通の曉には日本木材市場と密接の關係を有することとて，吉林材の輸出は相當多量となり，將來滿洲材の聲名を擔ふものと見られる。

邦人林場は投資保全と企業統一を目的として王子，大倉兩系統(富寧，豐材，興林，黃川等）の合して成つた共榮起業（大正12年，資本１千萬圓，日本商法に依るもの)を主とする。即ち共榮は新開嶺，南牡丹嶺，黃花松甸子の林場，及び松花江支流拉法河上流，樺甸，安圖，撫松，濛江の各縣下にも林場を有し，就中新開嶺地方及吉林が尠くないが，事變直前までは，殆んど見るべき活動をしてゐない。

吉林材は從來長春を經由し南滿に覇を唱へてゐたが，北滿材の進出と米材の侵入に相當打擊を受けてゐた。其南滿市場に出廻るもの約50萬乃至100萬石である。だが事變前には吉奉鐵道と滿鐵線の連絡輸送の途が開かれ，再び南滿に雄飛するの可能性を藏してゐた。

機械挽製材は之を支那側について云へば光緒30年(西曆1904)吉林江岸の林業公司を嚆矢とし次で民國元年永衡林業公司起り，之を繼承して民國５年東三省林務局事業を起し，製材及伐木に從事し，更に其後を松江林業公司(資本100萬元昭和４年現在)が繼いで現在に至つてゐる。邦人企業は大正６年鴨綠江採木公司分工場の進出を嚆めとして，前後して各同業者の群立を見たが，現在は殆んど振はず其の主なる華森製林，

吉林木材興業(資本10萬圓，共榮起業下請)も亦活況を呈するに至つてゐない。而して最近恐慌の打擊は土着資本にも强く加つて又極めて不振である。

北滿材　中東鐵道及松花江の便によつて哈爾濱を經由南下し，新京に出廻り輸送さるるを北滿材といふ。特に中東東部沿線，就中牡丹江螞蜒河，穆稜河，湯汪河流域よりは良材を產出する。其他中東西部沿線，松花江下流，黑龍江沿岸，ツーミンジヤン地方を生產地とする。

中東鐵道東部沿線の森林は，小嶺驛より東方細鱗河驛に至る鐵路に沿つて存在し，其蓄積は9億石と稱せられる。林區は大小30有餘を數へ，主なるもの17箇所，此等の林區には大小の森林鐵道を有し，製材工場を設くるものもある。

林區租借は，中東鐵道の關係上露國人が壓倒的多數を占めてゐる。

邦人の林區は中東海林公司の北溝林場(1,304平方露里)，大海林林場(1,304平方露里)，中東製材公司の山石林場 (2,040方露里)を擁してゐるが，近年の經濟界の不況は此處にも深刻に影響して，邦人林業は殆ど休止狀態にあり，中東海林公司の如きは昭和2年以後は殘材賣に止る。其他中東鐵道に出材する邦人林場は，共榮起業に屬する牡丹江上流鏡泊湖の南湖及二站川林場，更に𧶽呼河より鏡泊湖に流下する四合川林場があるが，此後者は吉會線の完成と共に其圈內に入るものである。

此地方の製材業は露人カワルスキーのヤブロニア工場，スケデルスキーの細鱗河，葦沙河工場及中東鐵道經營工場(哈爾濱)，中東海林工場がある。

北滿材の中心市場哈爾濱に入るものに東部線によるもの以外に，松花江を溯上する三姓地方の木材があるが，未だ重要性を持つてゐない。

北滿材の販路は，中東鐵道を第一とする。中東鐵道需要は過去に於ては北滿出材の約8割を占めてゐたが近年燃料に石炭が用ひらるるに至つて漸く減少した。併し尙3割餘の消費を持つてゐる。中東鐵道を除いて販路は哈爾濱を中心とし傅家甸，安達，西は西部線昂々溪に達し，南は南部線沿線の都邑より下つて南滿市場に及んでゐる。殊に露國革命以後は浦鹽方面より轉じて，南滿市場に進出せんとし中東鐵道運賃引下等の努力が拂はれた結果約30萬石を送つてゐる。因に恐慌は此地方も例にもれず，露人カワルスキーも亦深刻なる影響を蒙つてゐるといはれてゐる。

中東鐵道西部線の森林にも亦露人租借林區多數を擧げ得る。就中ウオロンツオフ林區，及びエシマーユフ林區を擧げらる。邦人企業としては滿鐵，露支合辦になる札免公司の林區(約400方里，蓄積9,700萬石)がある。

札免公司は日，露，支合辦の事業であつて，事業の目的は主として大興安嶺（北滿中東線西部線イレクテ驛附近）の森林伐採及其利用竝に木材の販賣である。總局所在地は哈爾濱であるが區事務所は中東鐵道西部線宜立克都驛にある。同公司の創立は大正11年6月25日であつて，出資者は日本側滿鐵，露西亞側シエフチエンコ兄弟商會及支那側黑龍江省實業廳である。資本金大洋票600萬元（全額出資濟）を有するが大正14年(1925)以來支那側當局要求たる林區權問題竝に出資問題等に關聯して出資者（エシフチエンコ）と支那當局間に紛擾あり，之れが交涉のために殆んど事業中止の狀態に置かれ，以後滿鐵の出資によつて小規模に營まれてゐたが，此地方唯一の顧客たる中東鐵道の不買壓迫に遭ひ悲況に沈滯してゐた。從て最近迄操業中止の處滿洲國成立と同時に復活し曩に中東が切斷した興安嶺中復驛イレクテ驛から26哩の伐木線も復舊する事に決し，更に最近枕木460萬本の註文に接し伐採を開始するに至つた。要するに西部線の木材は其輸送距離長く，海林方面より來る木材に對して遜色あり，又三姓方面より松花江を上げて來るものとの競爭も困難なりと稱せられる。其他黑龍江岸の森林は黑河，愛琿を中心に集散するが，地域も亦中心市場に遠く，未だ地方的需要を充すに過ぎない。

北滿材は，輸出市場と遠隔してをり生產材の大部分は中東鐵道用として消化せられ一部南滿竝に浦鹽港を經由して各地に輸出せられてゐるのみで，將來に於ても先づ消化地は中東鐵道と看做されるが日本木材界の如何によりては浦鹽港を經由して相當木材輸出量を增加する可能性を有してゐる。

間島・琿春材　主要森林は琿春河，蜜江，豆滿江上流及海蘭河各流域が存在する。

此地は日露戰爭前は露領方面を唯一の販路として，琿春林を生產してゐたが，明治39年，羅南(朝鮮)方面の發達に伴ひ，漸次北鮮に市場を擴げ殊に明治42年(西曆1909)露國關稅の引上に反し44年には淸津開港を見，更に大正6年(1917)淸會鐵道の開通以後は內地朝鮮へ販路を轉向し，大戰中に於ける此地の白楊は日本の燐寸界を益したこと大なりと言はれる。然乍大正8年の旱魃以降，9年の恐慌を蒙つた上，更に吉會鐵道の建設延期あり，爾來著しく衰微してゐる。

林業は日露戰前は露人の活躍を見たが，以後邦人の手に歸し，殊に大戰中は投資數100萬圓と稱せられたが，現在主なる林場は，共榮起業が紅旗河，嘎呀河，海蘭河の流域に所有するに止まり，殆ど地元支那商の獨占に歸してゐる。現在の販路は，東朝鮮，支那及び裏日本に若干を有するのみである。

間島，琿春材は過去に於て40萬石內外の生產をなしてゐたが，從來は運輸機關が不備であつたため，豆滿江本流竝に琿春河及嘎呀河の一部流域より伐採せられてゐたのみであつた。

最近滿鐵の調査により嘎呀河流域の森林は良好で且豐富なる蓄積を藏することが明白となつたから，將來該地方に運輸機關の設備をなしたならば吉林材と相呼應して一大活躍を見ることであらう。

(12)　關東州の林業

關東州の山地は重粘質壤土であるから周到な管理の下に施業するときは將來良好な樹林地として更新せらるべき地である。然るに實際に於ては既往數百年來濫伐の弊に陷り加之野火放牧及採草の慣習等の爲州內到る處禿山と化し，地力減退せる箇所頗る多く且地表は落葉，雜草等の地被物少く降雨毎に表土流失し，殊に丘陵地の基脚部は水蝕作用を受け崩壞し地隙を生じ尙河岸地は飛沙の爲附近地を埋沒せる箇所を生ずるに至つた。樹林地は唯僅に河岸地，墳墓地，村落及寺廟等に存在するみである。

由來關東州は之を森林植物帶より見るときは，所謂落葉樹帶に屬し，森林として完全に欝閉を保つてゐるものがない。陰樹は殆んど絕滅し，只落葉闊葉樹中核樹が存するのみである。

現在關東州には既往數百年來の濫伐に加へ過度の放牧及野火の結果森林として見るべきものがない。然し日露戰役當時夙に我遼東守備軍司令部は植林の必要を認め種々施設する所あり殊に民政の布かるゝに及んで州內全般に亘り造林計畫を確立し先づ風致林，水源涵養林，魚附林等の目的を以て旅順，大連，金州附近より官行造林に著手し漸次經濟林の造成に及ぼし一面公私有造林を鋭意奬勵の結果今日に至つた。

いま昭和6年末現在に於ける關東州內の林野面積及び造林竝びに既成林等の面積を地方別に表示せば次の如くである。

關東州林野面積

(昭和6年末)

地方	官有地	民有地	合計
	町	町	町
旅順	23,426	864	24,291
大連	16,906	359	17,266
金州	15,626	4,454	20,081
普蘭店	16,208	6,564	22,783
貔子窩	6,443	3,270	9,713
昭和6年	78,612	15,523	94,135
同5年	79,011	15,660	94,671
同4年	79,011	15,660	94,671

(備考) 町以下切捨てたるに付計に符合せざるものがある。

關東州造林面積

(昭和6年末)

地方	官行造林	公有造林	私有造林	合計
	町	町	町	町
旅順	448	410	190	1,053
大連	154	54	60	268
金州	154	124	88	367
普蘭店	—	75	367	443
貔子窩	—	37	272	309
昭和6年	757	702	979	2,439
同5年	573	866	654	2,094
同4年	676	623	711	2,012

(備考) 町以下切捨てたるに付計に符合せずざるものがある。

(八) 水産

(一) 滿洲國の水産

(1) 槪說

滿洲國の水産業は淡水漁業である。淡水漁業といふことは，一般日本人には解り難い問題である。それは日本の海洋が餘りに豐饒で，淡水生産は比較すべくもないといふ觀念に支配されてゐるからである。それでここに滿洲の河川の長さを日本のそれと對照して，先づ吾々の觀念を入れ換へて見ると，先づ第1，第2松花江1,766粁。嫩江が1,173粁。牡丹江が523粁。烏蘇里江が573粁。黑龍江本流が4,639粁(以上は新編支那年鑑による)遼河2,188粁(理科年表による)といふ數字が擧げられてゐる。そこで日本の大河の數字を並べると，信濃川369粁。石狩川365粁。利根川322粁。北上川243粁。木曾川232粁。十勝川196粁(理科年表による)で之等を合計した長さ卽1,727粁は，松花江の1,766粁に略匹敵するものである。それから滿洲，殊に北滿には湖沼が甚だ多い。依てその全水面積も頗る大であるが，試みに主なるものゝ面積を日本のそれと對照して見るならば呼倫湖1,375平方粁。貝爾湖1,300平方粁。鏡泊湖375平方粁。次に日本第1の琵琶湖の面積686平方粁。八郎潟286平方粁。霞ヶ浦187平方粁，呼倫湖1湖に於て優に日本の3湖を呑み込んでしまふ大さである。

長さ廣さが以上の如くであるに加へてその水量，殊に松花江系の水量甚だ豐富，又日本の河川が多く急流であるに反し，滿洲のものは大陸の平原を流れる關係上，水勢急でなく，更に支流細流は，纖枝網狀となりこの大陸に擴がつて，陸水兩生物の生命を永へに維持する役目を務めてゐる。滿洲に於て，此の水系を，動もすれば忘却し勝ちなのは，他の産業の聲望に壓せられるからでもあるが，一つは上述の樣な數字乏しかつたといふことと，尙ほ一般の水態を日本人の頭の中で，特に區別して考へて見なかつたといふことが，大きな原因を爲してゐる。

滿洲の湖沼で從來産業的に利用されてゐたものは呼倫湖丈で，他は論ずるに足りない。加之河川の方もその大抱擁力の眞價を發揮するには前途遠く，只未來のみを殘してゐるのである。こんな事情で，ここの産額その他數字上の統計等いふものが皆無で又統一的基礎的の調査も之迄施行せられたこともなく，唯部分的な個人の視察報告位の他に出でないのである。それで河川湖沼の總體に就て明確な說明をするために安んじて據るべきものがなく，世間に紹介すべく頗る困却するのであるが，然しながらその水量の豐富，その抱擁域の廣大，緩徐たる水流，漁獲物の巨形肥大等の實情より推定するときはその生産力の將來は眞に驚くべきものである，

(2) 南滿洲

南滿地方は河川に乏しく僅に鴨綠江，遼河，大凌河及蒲河等あるに過ぎない。此內鴨綠江の漁區は安東縣の上流8里より下流龍巖浦の間である。産魚は鯉，鯰を最とし鰻，白魚等である。以上の外隨所の諸流にも産するが其數は多くない。漁期は夏季を主とするが結氷期の前後に獲る數量にも侮り難いものがある。

いま鴨綠江の魚類に就て見るに白魚(30萬貫)，鰕(30萬貫，鯉(3千貫)，鰻(2千貫)ボラ(3千貫)其他スッポン，スズキ，鮒，ハゼ等で之等のものは生のまま或は適當に加工されて鮮滿各地に搬出されてゐる。

次に遼河の魚類は平時の水量比較的少く魚類(鯉，鰕，銀魚，鯰，會生魚，鰡，鮒，ハヤ，スツポン)も小規模に捕獲されてゐるに過ぎない。其總漁獲高は4,058,700斤(他に河蟹224,300斤)に及び，その價額467,759圓に達する。(遼寧省漁業商船保護局調査)

(3) 北滿洲

北滿の河川は夥しく各種の魚類を産し殊に第二松花江，嫩江，牡丹江，烏蘇里江は豐富である。其他呼倫湖，貝爾湖，鏡泊湖，興凱湖の湖沼にも多く産する。

(1) 松花江中漁業の行はるるは第二松花江と哈爾濱より新甸，三姓，佳木斯，富錦に至る沿岸である。

(2) 嫩江の漁業は上下流各所にて行はれてゐるが，最も旺んなる地方は哈拉爾格より大賚に至る流域と嫩江に注ぐ洮兒河で殊に其合流點である月亮泡の漁獲高は頗る多く殊に夏季漲水するときは夥しき魚類の游集があると稱されてゐる。

(3) 牡丹江水系には魚類多く棲息し，殊に鏡泊湖は夥しく魚族に富む。しかし乍ら同河系の流域には需要地なく，寧古塔，東京城に數戶の專業者が居るに止まる。

(4) 烏蘇里江で行はるる漁業は，ハバロフスクより興凱湖に至る間で本河の特長は鮭及鱒の如き淡海兩水魚の棲息することである。

次に湖沼漁業の行はれてゐる地方は呼倫湖と貝爾湖であるが，附近に大需要地の無きと，搬出上の不便がある爲に未だ盛んでない。然し今後に於て漁撈法の發達，交通に便宜を得るなれば鏡泊湖，興凱湖と共に北滿四大漁業湖として又淡水魚の大供給地として頗る注目に値するものがあると云はれてゐる。

(1) 呼倫湖—本湖は滿洲里を距る約40露

里，縱經13邦里27町，横徑6邦里9町，周圍44邦里，面積93方里を有する。

呼倫貝爾の魚產額は殆んど此呼倫湖漁場の豐漁如何に左右される。呼倫湖の魚產額は310,000布度と稱され，漁場經營者は26名である。

（2） 貝爾湖―呼倫湖の南方に位し，海拉爾の西南約200露里呼倫貝爾と外蒙古との境界にある。形は圓形にして幅40露里長さ60露里内外にて呼倫湖と共に鹹水湖である。

（3） 鏡泊湖―本湖は牡丹江の水源地で魚族は夥しく豐富であるが，寧古塔，東京城附近の小消費場を有するに過ぎず漁場は目下1箇所である。尙養魚池の設備があつて夏季の魚類を之に入れ多期凍魚として附近各地に搬出してゐる。然しながらその漁獲高は不明である。

（4） 興凱湖は露滿國境の中間に在つて，南北80—90露里，東西60—80露里と云はれて居る。其の中約3分の2は露國領に屬し，殘餘は滿洲國領に入る。本湖の魚族は就中鯉，鮒，鱖等が最も多い。然し現在は僅に冬季ポクラニーチナヤ方面に少量の移出があるのみである。漁業者としては專業のものなく南露地方よりの移住民が之に從事してゐる位のものである。

漁期 北滿に於ける河川の漁撈は解氷期より結氷期に入る間に行はれるが地方によつては多期に行はるる處もある。松花江下流地方及嫩江の如きは夫れである。然し結氷後の漁撈は大部分舊正月前で舊正以後は概して行はれない。漁期の最盛時は主に春期解氷後の產卵時期である。

湖沼の漁期は大部分多期11月湖面結氷する頃より翌春2月頃の間である。尤も呼倫湖の1,2漁場では夏期も漁撈し，又烏爾順河，克魯倫河に於ては春期解氷時より約2箇月間に亘つて行はれる箇所もある。現在漁場は20箇所を有し，漁撈高は34,600布度と稱されてゐる。

漁撈法

（イ） 曳 網（打網兒）

北滿に於ける漁撈の代表的なもので，大なるものは長さ30丈幅3丈餘を有する大網，1組の人員は14—15人より20人内外で，小網の場合は6—7人より8—9人内外である。

（ロ） 懸 網

河川に依り大小あるが長さは河の幅に相當し，幅は水深と同様なるを常とする。懸網に依り獲得される魚類は狗魚の如く頭が割合大である。

（ハ） 待 網

待網は副業的に多期結氷の江上で行はれる。河中に木柱を立て其の下部の水中に懸網を沈下し魚の通過を遮り凍結を待つ。而して懸網の一端を破氷し孔を作りこの孔上に小屋を設けて漁夫の住居に當てて獲得する。

（ニ） 投 網

我邦の打網にして下部の周圍1丈5尺より2丈に至る。使用に際しては小舟に乘じ河流に出で又徒步にて岸に沿うて行ふ。

（ホ） 其 他

掬網（小魚を捕ふるに用ゆ）簍子，釣鈎，流釣，梁子等がある。

魚種 北滿の魚類は種類が多い。今その主なる數種を示せば下の如くである。

（イ） 鰲花魚（鱖） 大口扁身，脊鰭大，刺あり尾叉大である。細鱗にして體灰色微かに黄色を帶び且つ大なる黑點がある。嫩江及松花江の水系に多い。

（ロ） 鯎條魚 圓身にして小鱗，脊部稍々靑色を帶び腹部は微黄色である。松花江，嫩江，呼倫湖の水系及海拉爾河，額爾古訥河に多い。

（ハ） 鯿頭魚 體稍々圓く細鱗，頭小肉白色である。嫩江，松花江に產する。

（ニ） 鯉 骨 河川，湖沼に產し殊に呼倫湖，貝爾湖に多く棲息し支那人，露西亞

人に好愛される。

（ホ） 鰤 魚 我邦の鮒にして北滿各河川，湖沼に產し殊に呼倫湖に多く產する。

（ヘ） 遍花魚（鯁子魚） 白魚に類似する淡水魚で，幅廣くその鱗は幾分大にして微かに黑色を呈してゐる。而してこの遍花魚は北滿に於ける各河川に產するが就中嫩江產のものが，最も美味とされてゐる。

（ト） 草根魚 形體頗る鯉に似てゐるが鬚無く鱗幾分大である。嫩江，松花江に多く產する。

（チ） 狗 魚 體圓筒狀にして長く，脊鰭は著しく後方に附着し尾鰭に接近して居る。露人は本魚及びその卵を最も愛好する。松花江及呼倫湖の水系及額爾古訥河水系に產する。

（リ） 鯰 魚 北滿各河川，湖沼に多產し，就中嫩江，松花江には4—5尺に及ぶものがある。此の呼倫湖，烏爾順河，克魯倫河各漁場で漁撈せられるものは脂肪に富む關係上露西亞人に愛好されてゐる。

（ヌ） 其 他 黄昂子魚（鯰に類似するが小形）鰩，鰉魚（本邦のサメ又はテウザメにあたる），汀莫哈魚（鮭に類似する），赤眼魚（鱒），搗子魚（草哨魚）等がある。

產額 北滿に於ける淡水魚1箇年の總漁獲高を推定するに大約110萬布度即ち484萬貫に達する。いま之が漁獲高を地方別にして表示せば下の如くである。

地方別	漁獲高	貫換算
	布度	貫
呼倫湖及同水系	300,000	1,320,000
額爾古訥及黑龍江	100,000	440,000
嫩江	250,000	1,100,000
松花江牡丹江水系	350,000	1,540,000
烏蘇里江系	100,000	440,000
計	1,100,000	4,840,000

（4） 滿洲國の鹽業

沿革 滿洲に於ける鹽業の起源は未だ明確なる史跡の徵すべきものはないが，其の傳ふる處に據れば遠く黄帝の治世，既に遼河東北の地に於て海水を煮熬して鹽を製造したと謂はれ，周代に於ても亦，燕に奉天省沿海の煮鹽を供給した事實があるから，其の源く所極めて遼遠なものがあると云はねばならない。

併し之等の淸朝康熙以前に於ける製鹽は，總て煮鹽，即ち煎熬法に依つたものであるが，今日に見るやうな天日製鹽（晒鹽法）を初めて支那に見るに至つたのは，康熙年間（1662—1721年）天主敎の一傳敎師が傳へたのを以つて嚆矢とせられ，康熙帝が廣く天下に示して大に其の公益を計らうとしたのに始まる。當時直隷省の沿海に模範的鹽田を開設し，且つ上諭を發し之を各省中晒鹽製法に適する各地の地方官に命じて鹽田開設の奬勵を爲さしめた。其の結果該製鹽法の有利なことが一般民衆の知る處となつて爾來この方法に依る製鹽業は次第に諸地方に擴まつたのである。

滿洲に初めて此の製法が行はるるに至つたのは，當時遼東に於ける荒蕪地の開墾の爲めに移住した山東，直隷地方民に依つて傳播せられたのに依ると傳へられてゐる。即ち同治元年（1862年）に蓋平管内二道溝地方に鹽田の開設を見たのを始めとし，越えて同4年關東州内貔子窩地方の開設となり，漸次遼島半島沿岸一帶に其の開設を見，玆に始めて遼東半島が天日製鹽地として著名になつたのである。

鹽田現況 滿洲國の鹽田は遼東鹽場と遼西鹽場の2場より成り鹽田面積は關東州鹽田の如く町步を以つて表して居らず副數にて表せる爲，日本面積に換算することが出來ず，已むを得ず其の儘を揭ぐるが，大體に於て大副約4町步，小副約2町步に當ると云ふ處より推定すると滿洲鹽田總面積は約9,500町步に當る。各場面積を示せば次の如くである。

鹽田面積推定表　（民國20年現在）

鹽場	鹽田灘務所別		鹽田副數	大副4町步 小副2町步	面積推定
					町步
遼東鹽場	營蓋場		1,072	大副	4,288
	復縣場		942	小副	1,884
	莊河場		519	同	1,038
遼西鹽場	盤山場	大	230	大副	920
		小	205		410
	錦縣場		280	小副	560
	興綏地		196	同	392
合計			3,444		9,492

鹽　田　鹽の生產は鹽田自體の良否，位置並に技能の巧拙等の關係に依つて異同あるは勿論である。特に滿洲に於けるが如く天日製法（晒製法）に依るものにとつては，天候の影響に依ること頗る大なるものがある。されば如何に其の製法に於て優秀なるものとするも，此の天候にして順調を缺くことあれば到底豫期の如き結果を見ることは困難である。

製鹽法　大體に於て關東州に於ける製鹽法と大同小異で幾分關東州よりも粗製濫造の弊は免れぬが關東州に近接せる復州鹽場では相當優良鹽が生產されつつある。

今其の生產高を揭ぐれば下の如くである

最近5箇年生產高累年比較表　（單位斤）

場別	民國16年	民國17年	民國18年	民國19年	民國20年
營蓋場	205,502,900	245,441,300	257,731,900	258,322,100	210,626,000
復縣場	134,665,300	146,727,400	126,169,300	103,972,700	60,090,300
莊河場	17,810,500	19,114,700	18,240,700	22,907,700	18,780,500
莊風場	2,463,200	4,760,900	6,764,700	8,444,400	—
錦縣場	27,996,800	17,170,900	26,162,300	27,206,900	25,964,400
興綏場	16,543,600	13,321,600	15,301,200	16,940,100	11,100,500
北鎭場	8,966,200	10,439,200	8,904,000	3,186,100	—
盤山場	7,951,200	8,037,300	6,388,600	9,289,300	7,065,700
合計	421,899,700	465,013,300	465,662,700	450,269,300	333,627,400

備考　本統計は1月より12月までの歷年にして前表は年度なる爲め、數字に幾分の相違がある。

以上の如く滿洲國に於て生產さるる鹽の數量は年額約4億5千萬斤內外である。

（5）東蒙鹽湖の概況

鹽湖の內最も大なるものはダブスノール（鹽湖の意）である。ダブスノールはチョンホルノール又はエージノールとも云ふ。同湖は南北6支里，東西13支里で中央より西半は水を湛え東半は小砂表面に顯れ其間大小幾多の小孔があつて孔の周圍に5寸乃至1尺餘の層をなし其上部は露出してゐる。東部內蒙古に於て現に採鹽してゐるのは之である。

本湖の採鹽は烏珠穆沁，浩濟特二部四旗の者に限り許可し其他のものは滿漢人と雖も一切採鹽を許さない。採鹽者は普通一組數人で100輛內外の牛輛を率ゐ數日湖邊に野宿して日々採鹽し全車輛の積載量に滿つるを待つて目的地に搬出する。鹽湖は冬季氷結せず四季を通じ採鹽出來るが通常冬季は日光弱く春季は降雨多く採鹽の好適期は夏季である。鹽の結晶は水平層をなして存在し上層は之を上製と呼び純白不透明結晶の大粒にして降雨期に際しても液化少く，又下層に鹽水の溜ることがない，主として王府の使用に供する。下層は下製と稱し稍灰色を呈し一般人民の使用品である，湖鹽は天然に產するものであるから，外觀は美を缺くが鹽分は頗る強い，現在に於ては大體13萬輛の牛車が集る，（1輛400斤乃至500斤）採取に隨つて新たに凝結し，爲に產額も無限視されてゐる。其の產鹽額は全く採鹽者の多寡に比例する實狀である。1箇年の平均採取量は約150萬貫を下らぬと推算されて居る。

本鹽の供給區域は熱河省，察哈爾省，奉天省の洮南を中心とする地方及び京綏線の一地方である。

其他の鹽湖としては蘇尼特旗の西南約18里の地に周圍1里に亙る鹽湖がある。しかし僅に附近住民の需要をみたすに過ぎない。

（6）鹽政機關

鹽務署　鹽務署は營口に置き，財政部の管理に屬して鹽稅及鹽務行政に關する事務を掌り，署長，副署長，事務官，技正，屬官，技士の職員を置く。鹽務署の下に場務局及製驗緝私局を置き，場務局は鹽稅の徵收及產鹽の監督に關する事務を掌り，製驗緝私局は製驗及緝私に關する事務を掌る。

場務局名稱及位置表

名稱	位置
營蓋場務局	營口縣二道溝
復縣場務局	復縣白家口
莊河場務局	莊河縣城
錦縣場務局	錦縣天橋廠
興綏場務局	興城縣城
盤山場務局	營口縣田莊臺

場務局管轄區域表

營蓋場務局	營口縣の一部，蓋平縣の一部
復縣場務局	復縣の一部
莊河場務局	莊河縣の一部，鳳城縣の一部
錦縣場務局	錦縣の一部，錦西縣の一部
興綏場務局	興城縣の一部，綏中縣の一部
盤山場務局	盤山縣の一部

製驗緝私局名稱及位置表

名稱	位置
營口製驗緝私局	營口縣城
蓋復製驗緝私局	復縣瓦房店
安東製驗緝私局	安東縣城
瀋陽製驗緝私局	奉天市
錦縣製驗緝私局	錦縣縣城
莊鳳製驗緝私局	莊河縣大孤山
輯安製驗緝私局	輯安縣外岔溝
臨江製驗緝私局	臨江縣城
安圖製驗緝私局	安圖縣城

製驗緝私局管轄區域表

製驗緝私局名稱	管轄區域
營口製驗緝私局	營口縣（除營蓋場務局管轄區域）盤山縣（除盤山場務局及錦縣製驗緝私局管轄區域）海城縣　蓋平縣（除營蓋場務局及蓋復製驗緝私局管轄區域）
蓋復製驗緝私局	復縣（除復縣場務局管轄區域）蓋平縣（除營蓋場務局及營口製驗緝私局管轄區域）
安東製驗緝私局	安東縣　寬甸縣（除輯安製驗緝私局管轄區域）鳳城縣（除莊河場務局及莊鳳製驗緝私局管轄區域）本溪縣（除瀋陽製驗緝私局管轄區域）
瀋陽製驗緝私局	西豐縣　西安縣　開原縣　彰武縣　洮南縣　東豐縣　法庫縣　海龍縣　淸原縣　鐵嶺縣　柳河縣　新民縣　瀋陽縣　撫順縣　遼中縣　本溪縣（除安東製驗緝私局管轄區域）遼陽縣　奉天市　進遼縣　洮南縣　遼源縣　鎭東縣　安廣縣　金川縣　突泉縣　雙山縣　開進縣　瞻榆縣　康平縣　新賓縣　昌圖縣　梨樹縣　懷德縣　洮安縣
錦縣製驗緝私局	盤山縣（除盤山場務局及營口製驗緝私局管轄區域）北鎭縣　義縣　錦縣（除錦縣場務局管轄區域）錦西縣（除錦縣場務局管轄區域）綏中縣（除興綏場務局管轄區域）興城縣（除興綏場務局管轄區域）臺安縣　黑山縣
莊鳳製驗緝私局	莊河縣（除莊河場務局管轄區域）鳳城縣（除莊河場務局及蓋復製驗緝私局管轄區域）岫巖縣
輯安製驗緝私局	輯安縣（除臨江製驗緝私局管轄區域）寬甸縣（除安東製驗緝私局管轄區域）通化縣　桓仁縣
臨江製驗緝私局	長白縣　臨江縣　輯安縣（除輯安製驗緝私局管轄區域）撫松縣
安圖製驗緝私局	安圖縣

吉黑榷運署　吉黑榷運署は新京に置き，財政部の管理に屬し吉林省及黑龍江省に於ける鹽の專賣並緝私に關する事務を掌り，署長，副署長，事務官，屬官の職員を置く。吉黑榷運署の下に採運局，鹽倉，緝私局及緝私隊を置き，採運局は鹽の購買及運送に關する事務を掌り，鹽倉は鹽の販賣及貯藏等關する事務を掌り，緝私局及緝私隊は緝私に關する事務を掌る。

（二）關東州の漁業

（1）概　說

漁　場　關東州を根據地とする漁場は北緯36度以北の黃海及渤海全部の公海であつてその內鮁魚圈漁場のみは日支協定により領海內に立入り漁業に從事することが出來る。斯く斯業の發達は年々顯著であるが，水族の洄游，棲息饒多の狀況よりせば現在の關東州を根據とする漁業は漸く其一步を踏出したに過ぎない，漁具，漁法，漁船の改善と新規漁船の開拓と相俟つて將來益々發展すべく殊に對支水產物貿易に至つては其前途益々多望なるものがある。

關東州の地位　關東州が水產に對し如何なる地位を有するかを先づ生產方面より見るに，黃渤兩海及支那東海には廣大なる漁

場を有し而して此漁場には支那人向魚類の極めて豐富な事である。次に水產物の輸入方面であるが此方面に於て關東州は最も有效なる調節者の地位に立つてゐる。尙販路方面を考察しても支那本部及滿蒙は水產物の不足を感じ年々多額の輸入增加を見てゐるのである。殊に最近數年間の販路狀態を見るに，從來鹽魚を嗜好する支那人に對し近時鮮魚の著しき增加は將來販路擴張に大なる望を寓す所以である。今後關東州水產會の活動と相俟つて關東州は益々大なる水產物集散市場となり他面我國に於ける過剩水產物の調節に貢獻し國家經濟に寄與する處大なるものがあるであらう。

（2） 日本側漁業

概　況　邦人漁業者の渡航は日清役當時からであるが明治39年關東州が帝國の租借地となるに及んで其數次第に增加し，且つ支那人漁業者にして邦人の漁法を慣ふもの相亞いで興り爾來空前の盛況を呈するに至つた。其間官憲の保護と關東州水產組合に於て移住奬勵を見た。出漁の當初は鯛の延繩を主とし今日尙鯛延繩，桝網，打瀨網，機船底曳網，潛水漁業，捕鯨等に過ぎないが最近發動機附漁船の進出に依り，益々漁業區域を擴大してゐる。

今昭和6年末現在に於ける邦人漁業者の數を見るに117戶，人員401人である。

次に參考までに現在行はれてゐる主要漁業方法に就て見るに下の如くである。

延繩漁業　本漁業は關東州に於ける日本人漁業の主なるものであつたが機船底曳網の勃興から急に衰微し近來小型の發動機船を以て之に從事するものが增加して來た。その漁期は5月乃至11月で盛漁期は5月及6月である。

漁獲物は鯛の外，鱸，エイ，スズキ，ヒラス，ニベ，コイチ等である。

機船底曳網漁業　大正9年の創始であるが，最近數年間は非常なる成績を擧げてゐる。即ち黃渤兩海及支那東海は地質學上大陸棚で深度100尋に充たず自然底曳の魚族に富んでゐるからである。現在關東州を根據とする此種漁船の噸數，馬力は區々であるが目下比較的成績を擧げてゐるものは40噸80馬力以上の新造船に多い。

漁期は周年に亙つてゐるが主なる漁獲物はタヒ，カレイ，ヒラメ，グチ，カナガシラ，アジ，ホウボウ，エソ，エビ，エイ，フカ等である。

捕鯨業　大正5年5月東京捕鯨會社が海洋島へ作業場を設立せるに始まり今日に及んで居る。作業期は毎年3月下旬より6月下旬迄で漁場は海洋島の附近50—60浬の海上である。

種類は大部分長鬚鯨（普通60—70尺）で，このほかにザトウクヂラ，コクヂラ等があるがその數は極少である。

惟ふに6年度は槪して季節遲れ勝ちなる爲海溫比較的低下し，游鯨も亦漸減し，且鯨は性機敏の爲，4月13日事業開始以來僅に長鬚7頭（價格9,788圓）を捕獲せるのみで之を前年に比すれば22頭の減獲を示し，海洋島事業場開設以來未だ曾て見ざる不成績を告げた。

打瀨網漁業　本漁業は明治41—42年に始めて行はれたもので操業區域も廣いため一時相當の成績を示したが其後稍々不振に陷つた。漁期は5月乃至12月で，5月には鴨綠江でカナガシラを漁獲し，6月乃至8月にはヒラメを主としグチこれに亞ぎ9月乃至11月には三山島東島沖合に移り12月には山東半島北岸に移つて行くのである。

（3） 滿洲國人漁業

概　況　關東州の滿洲國人漁業は比較的發達し遠く唐代の頃より開始されてゐた。現在行はれてゐる漁法は風網，駐木網，延繩，流網，底利網，桝網，樸子網，桁曳網，

地曳網，打瀨網，縛網等で此內風網は黃渤海に生れた特有の漁法である。

近來日本人漁業に模倣して鯛延繩，鰆流等を經營し又は日本型漁船を新造するものが年々增加してゐる。

昭和6年末に於ける土着滿洲國人漁業者は9,382戶，人員23,405人である。

風網漁業　風網漁法は滿洲國人特有の漁法で，漁具は無囊旋網の一種に屬する。漁獲物（主としてグチ）は生鮮の儘沖合にて賣却し或は沿岸に運搬する。尤も漁場の關係により船內に鹽藏するものもある。漁船の大きさも現在では百石內外に達し其操業隻數は250隻餘である。

鰽延繩漁業　本漁業は滿洲國人漁業の首位を占め船型も年々大型となり現在では70石に及ぶものがある。漁獲物は母船內に於て直に藏割して散鹽漬となし，一漁期間1—3回歸港する。餌料はタコ，ボラ，サバ等がその主なるものである。

太刀魚延繩漁業　本漁法は古くから行はれ，之に沿岸出漁と遠洋出漁との2種がある。前者は5月より11月にかけ本州沿岸2—3海里より7—8海里の海上で行はれ漁船は4—5石積のものである。

沖合に出漁するものは20石乃至70石で4月より7月にかけ三山島沖及石島沖で9月より11月にかけ威海衞沖で操業する。

駐木網漁業　本漁業は漁法頗る簡單であり且つ創業費安價なる爲，大いに普及され滿洲定置漁業中の首位の占めてゐる。漁場は黃海方面では普蘭店，貔子窩管內に最も多く，渤海方面では金州灣奧一面に散在して敷設される。漁期は春秋二季に分れ，漁獲物は小エビ，イカ，イワシ，フグ，タチウオ其他の雜魚である。漁具は本邦の鮟鱇網に類似する袋網で之にミゴ繩製魚捕部を附する。一漁場には潮流に直角に20—30張を併列して敷設するのが普通である。

鐔網漁業　本漁業の開始されたのは昭和2年からであるが其成績極めて良好である。漁具の構造は駐木網と殆んど同樣であり，漁期，漁場も同一であるが其規模は駐木網より大である。一漁場に敷設する網數は15—20張を普通とする。

桁曳網漁業　其漁法頗る簡單で，老幼漁夫或は農閑期の農家の副業として近時其數著しく增加してゐる。漁具は木桁と囊網と曳網の三部からなつてゐる。漁期は3月に始り11月に終る。春季はナマコの漁獲を主とし秋季はカキの漁獲を目的とする。

樸子網漁業　本漁業は一種の建干網である。主として州內の淺海に敷設され其規模滿洲國人定置漁業中最大のものである。漁期は解氷期から結氷期までで4月及9月が盛漁期である。漁獲物はボラ，エビ，ハゼ，グチ，タチウオ，イワシ，サヨリ，ニベ，コノシロ等である。漁具は垣網及魚捕部からなつてゐる。

黃華魚漁業　漁場の主なるものは，威海衞沖，芝罘沖，鮁魚圈沖及鴨綠江沖であるが，最も有名なるは熊岳城沖合である。毎年5月10日前後より約3週間の間に，各地より約1,500隻の漁船が押寄せ來り，漁撈に從事し，毎年200萬斤乃至400萬斤（價額10數萬元）の漁獲高を告げてゐる。

（三） 關東州漁業統計

漁業者戶數

地方	專業			兼業			合計
	日本人	滿洲國人	計	日本人	滿洲國人	計	
旅順	22	1,073	1,093	3	1,028	1,031	2,126
大連	62	1,051	1,115	25	475	500	1,613
金州	—	899	899	1	802	803	1,702
普蘭店	—	200	200	—	308	308	508
貔子窩	3	2,402	2,405	1	1,114	1,145	3,550
昭和6年末	87	5,625	5,712	30	3,757	3,789	9,499
同5年末	89	5,648	5,737	27	3,795	3,822	9,559
同4年末	82	5,694	5,776	9	3,555	8,564	9,340

漁業從業人員

地方	專業 日本人	專業 滿洲國人	專業 計	兼業 日本人	兼業 滿洲國人	兼業 計	合計
旅順	47	3,469	3,516	3	4,254	4,257	7,773
大連	321	2,642	2,963	24	771	795	3,758
金州	—	1,748	1,748	1	1,494	1,495	3,243
普蘭店	—	514	514	—	491	491	1,005
貔子窩	4	6,219	6,223	1	1,403	1,404	7,627
昭和6年末	372	14,592	14,964	29	8,413	8,442	23,406
同5年末	328	14,583	14,911	38	9,375	9,413	24,324
同4年末	141	19,664	19,805	15	10,246	10,261	30,066

漁船及漁具

地方	漁船 動力を有せざるもの 戎克	舢板	日本型	西洋型	動力を有するもの 發動機附	漁獲物運送船	合計	漁具 網	釣	其の他
日本人										
旅順	—	—	9	—	23	—	32	16	230	—
大連	2	7	25	—	79	—	113	230	141	—
金州	—	1	—	—	—	—	15	6	—	5
貔子窩	6	3	6	—	—	—	161	252	371	5
總計	8	11	40	—	102	—	321	504	742	10
滿洲國人										
旅順	148	858	56	—	13	4	1,079	1,959	4,515	12
大連	139	942	45	—	14	—	1,140	1,833	1,866	935
金州	245	1,371	6	—	—	14	1,636	1,902	9,471	1,207
普蘭店	6	335	6	—	—	22	369	1,915	893	—
貔子窩	546	1,162	26	—	4	32	1,770	3,458	15,453	709
總計	1,084	4,668	139	—	31	72	5,994	11,067	32,198	2,863
總計										
旅順	148	858	65	—	36	4	1,111	1,975	4,745	12
大連	141	949	70	—	93	—	1,253	2,063	2,007	935
金州	245	1,372	6	—	—	14	1,637	1,902	9,471	1,207
普蘭店	6	335	6	—	—	22	369	1,915	893	—
貔子窩	552	1,165	32	—	4	32	1,785	3,464	15,453	714
昭和6年	1,082	4,879	179	—	133	72	6,155	11,319	32,569	2,868
同5年	1,093	4,791	161	1	115	68	6,229	10,975	34,386	2,689
同4年	957	4,999	195	—	82	49	6,229	12,591	24,239	1,950

（備考）本表は關東州定住者の使用するもののみであつて日本内地より漁期に出漁するものを含まない。

地方別漁獲高

地方		昭和6年 數量（貫）	昭和6年 價額（円）	昭和5年 數量（貫）	昭和5年 價額（円）
旅順	日本人	124,123	51,760	179,519	91,405
	滿洲國人	1,192,028	241,434	690,626	324,168
大連	日本人	3,016,172	946,860	3,314,784	1,294,415
	滿洲國人	705,004	324,638	756,453	375,053
金州	日本人	149	52	—	—
	滿洲國人	2,095,095	662,670	1,932,632	601,173
普蘭店	滿洲國人	226,368	42,749	363,799	97,201
貔子窩	日本人	87,358	71,567	76,370	53,435
	滿洲國人	1,940,739	808,990	2,247,832	1,011,364
總計	日本人	3,227,802	1,070,269	3,570,673	1,439,255
	滿洲國人	6,159,234	2,080,481	5,991,342	2,408,959
	計	9,387,036	3,150,750	8,562,015	3,848,214

魚類別漁獲高

魚名	昭和6年 數量（貫）	昭和6年 價額（円）	昭和5年 數量（貫）	昭和5年 價額（円）	昭和4年 數量（貫）	昭和4年 價額（円）
タヒ	87,592	187,305	151,560	286,141	145,715	489,225
タラ	1,973,154	547,081	2,047,103	554,820	3,967,269	911,300
タチウオ	1,219,774	503,959	1,208,179	542,314	1,119,632	378,736
グチ	2,296,663	557,583	1,785,260	740,540	2,265,084	928,758
サクラ	101,769	113,747	68,851	75,909	77,103	70,668
ヒラメ、カレイ	1,129,091	268,141	1,404,723	421,353	1,906,789	562,641
スズキ	79,353	79,084	107,994	106,533	103,474	93,874
エイ	338,870	53,758	355,105	78,216	592,441	120,070
ボラ	45,744	39,976	62,793	66,348	66,555	68,824
サバ	62,192	35,645	95,116	33,502	73,088	42,708
フカ	177,660	32,404	175,631	67,623	183,126	63,967
ニベ	65,832	44,815	60,734	53,957	62,824	50,432
イワシ	25,616	4,123	78,234	10,080	76,530	51,738
ヒラス	14,333	18,765	15,212	22,248	45,774	50,412
アナゴ	6,632	7,742	5,509	8,375	2,238	4,812
ウナギ	3,123	10,114	3,970	12,831	3,742	13,766
イシモチ	21,924	6,017	32,376	11,681	19,405	4,475
ユノミロ	16,178	8,526	13,514	8,462	14,107	10,476
カナガシラ、ホウボウ	255,239	56,944	316,784	94,758	428,571	136,678
サヨリ	17,053	8,859	22,213	11,544	17,637	8,371
メバル、アブラメ	18,850	12,828	22,301	16,450	18,913	16,251
コチ	66,251	16,107	73,647	20,864	110	40
イカ	60,827	22,018	66,250	24,045	52,753	37,429
タコ	12,912	10,046	12,475	15,482	6,351	4,705
ナマコ	444,953	134,851	430,453	142,225	395,551	125,114
カキ	118,043	53,777	106,434	59,450	35,906	28,469
アワビ	5,369	12,694	4,539	12,893	4,057	9,249
エビ	188,210	188,537	123,124	172,862	65,566	116,826
カニ	32,219	7,367	21,678	7,570	20,954	6,876
クラゲ	162,657	6,079	325,278	12,316	70,694	21,960
ハゼ	9,577	2,330	13,580	4,660	12,827	3,984
其他の魚介類	321,186	98,487	232,337	114,650	561,305	134,594
海藻類	8,190	1,041	69,058	37,512	415,167	114,744
總計	9,387,036	3,150,750	9,562,015	3,848,214	12,831,256	4,682,171

（備考）本表中日本人欄は關東州定住者が關東州沿岸に於て漁獲したるもの及日本内地より出稼漁業者が、龍口、熊岳城及利津等の近海に於て漁獲せるものを包含する。本表以外に本年中日本人の漁獲せる數7貫價額9,700圓がある。

(四) 水產物製造業

概說

種類　關東州に於ける本業は主として滿洲國人間に限られ邦人の從事者は微々たるもので且つ日本人は水產物を多く生の儘にて食するを常とし，水產製造業とても極めて販路の狹い竹輪蒲鉾製造其の他二，三種に限られてゐる樣な狀態である。

然るに滿洲國人に至つては，彼等の主要漁業たるタラ，タチウオ，グチ等を鹽漬となし，廣く滿洲の大衆を相手にし總製造高の約8割は滿洲國人の手によつて行はれてゐる。即ち50餘萬圓の鹽乾鰮，20餘萬圓の鹽乾太刀魚其他で何れも其加工製造狀態は舊法を墨守してゐる。邦人の製品としては年額17—18萬圓の蒲鉾が大部分を占め之にフグ，カレイ，カナガシラ，グチ等の乾製品，ウニ，コノワタ等の製品あるに過ぎない現狀である。これは要するに從來の本州水產製造業の新製品が試製時代の域を出でず，在來製品は舊套を脱せず，ただ漁業の進展につれ漸く其製造高も增加しつつある狀態に置かれてゐるからである。

今最近3箇年間に於ける關東州內の水產物製造高を表示せば次ぎの如くである。

地方別水產物製造高

地方	昭和6年 數量	昭和6年 價額	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和4年 數量	昭和4年 價額
	貫	円	貫	円	貫	円
旅順	64,958	57,235	84,999	67,424	100,913	83,260
大連	124,171	216,884	124,290	220,828	127,276	267,257
金州	606,226	375,073	581,873	374,487	1,030,525	475,371
普蘭店	14,872	5,626	38,117	22,113	50,487	20,727
貔子窩	839,223	446,513	878,729	654,722	465,395	487,623
總計	1,649,450	1,101,331	1,708,008	1,339,574	1,774,596	1,334,238

種類別水產物製造高

種類		昭和6年 數量	昭和6年 價額	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和4年 數量	昭和4年 價額
		貫	円	貫	円	貫	円
鹽藏及乾製品	乾鰮	813,684	432,946	609,335	452,824	1,118,378	609,184
	鹽刀魚	500,337	270,341	599,079	392,476	320,168	234,379
	乾鰕	51,685	6,821	62,227	34,862	52,776	37,608
	海參	38,334	97,686	36,443	102,014	33,489	96,750
	鱶鰭	662	1,582	849	3,245	775	3,776
	乾鱈	48,514	7,685	25,539	8,107	25,559	21,369
	乾鯷	2,942	5,013	13,335	8,695	29,257	11,980
	乾鰈	9,042	7,596	9,502	8,469	11,801	23,646
	石首魚	2,647	450	2,835	547	5,917	12,768
	乾鯛	120	252	248	496	1,250	3,715
	黄花魚	14,016	11,652	—	—	—	—
	乾鰻	4,515	9,307	20	35	144	504
	鹽鰤	15,465	18,366	776	712	1,143	1,139
	海蜇	11,675	4,634	66,386	45,553	17,322	10,553
	[illegible]子	40	275	22	130	11	50
	雑魚	22,215	11,796	65,737	47,214	52,025	54,666
	乾貝	435	637	490	914	1,040	1,292
	鮑肉	21,487	8,095	66,717	30,600	—	—
	海藻類	3,182	12,031	3,078	12,312	4,190	18,516
	其他	1,670	4,325	600	2,175	—	—
	計	1,562,667	911,492	1,623,218	1,151,380	1,675,245	1,141,895

種類		昭和6年 數量	昭和6年 價額	昭和5年 數量	昭和5年 價額	昭和4年 數量	昭和4年 價額
		貫	円	貫	円	貫	円
加工品	罐詰	699	2,743	692	2,690	1,010	4,109
	蒲鉾	83,664	185,992	84,098	185,504	85,341	187,584
	魚油	422	698	—	—	—	—
	其他	1,998	406	—	—	13,000	650
	計	86,783	189,839	84,790	188,194	99,351	192,343
總計		1,649,450	1,101,331	1,708,008	1,339,574	1,774,596	1,334,238

(五) 水產施設

(1) 關東廳水產試驗場

關東廳水產試驗場(大連市老虎灘)は明治40年7月の創設にかかる。

水產に關する各種の試驗又は調査を爲し當業者の指導便益を圖つてゐる。試驗は漁撈試驗，漁場底質調査，養殖試驗並に製造試驗其他漁場の探見調査，漁具の改良試驗，海洋調査，淺海の利用調査及養殖試驗，水產製造試驗等である。

此外調査事業として定地觀測橫斷觀測に分れ海洋觀測を行つてゐる。現在實施されてゐる試驗の種類は下の如くである。

(1) 漁撈試驗は底棲魚移動に關する基本調査にあるが每年旅順丸(123噸53デーゼル機關220馬力)を出動せしめトロール網を使用し魚群の濃淡洄游の方面時期等を調査してゐる。

(2) 海洋調査は主として黃渤兩海に於ける海象を闡明し漁業の發達に資してゐる。

(3) 製造試驗の種類　罐詰製造品類，乾製品類，加工品類，淹藏品類，鹽藏品類，調味品類。

(4) 養殖部は牡蠣養殖試驗，公魚移殖及採卵試驗，海蘿養殖，蜊貝養殖の試驗を行つてゐる。

(2) 關東州水產會

關東州水產會は大正15年5月の創設にかかり本州水產業の改良發達を圖る事を目的とする公法人であつて事務所を關東廳內に置き，大連，旅順，金州，普蘭店，貔子窩に各支部を設く。關東州に於ける漁業者，水產製造業者，水產物販賣業者又は保管業者は必ず會員たることを强要せらるる制度になつてゐる。現在會員數日本人2百餘人，支那人5千5百餘人である。同會現在の事業としては大連，旅順に於ける魚市場の經營，水產物の販賣調査，漁業必要品の供給施設，漁業資金の貸付其他水產上の講習講話，遭難救恤，會報の發刊等である。

(3) 關東州機船漁業組合

關東州機船底曳網漁業組合を解散新に發動機船當業者を網羅し關東州機船漁業組合を組織する事となり昭和7年7月4日創立總會を擧行した。

(4) 旅大魚市場

昭和6年度に於ける大連魚市場の業態は，他の業界同樣稀有の受難期に當面した。殊に最近の漁業成績は發動機底曳網漁業の不振により，漁獲物の激減を呈し，其他の鯛延繩，打瀬，流網等の漁業も近年稀に見る不漁に遭遇し，漁業者全般に亙り經濟的難局に立たしめた。爲に當業者は可及的漁業經濟の合理化を行ひ，減收の對應策に腐心した。從つてその取引高は數量に於て411萬貫，價格186萬圓である。旅順魚市場も亦同樣不振を來たし其の取扱數量は39萬貫(價額17萬1千圓)，加工物3,393貫(價額4,671圓)，冷凍物724貫(價額931圓)に過ぎな

かつたと云ふ不振振りであつた。

然し乍ら昭和7年に入つては相當活況を呈し，例年活況を示す10月には市場狹隘を感ずる程の好況であつた。即ち大連魚市場の同月取引高 276,950 餘圓，64 萬貫餘にして前年同期に比して約5割方の増加を示し水産會設立以來の記錄を作つた。

(5) 日滿水産株式會社

大日本水産會の伊谷會長は資本金1千萬圓の日滿水産株式會社設立の計畫を立て第1回相談會を開いたが之は日滿捕漁公司の權利を繼承し本社を大連に置き，奉天，新京，安東，營口に營業所を置くもので引續き相談會を開く事になつてゐる。(昭 7.9.13)

(六) 製 鹽 業

關東州の製鹽

概 況 關東州は滿洲國の鹽業の項に記載した如く最も古くから製鹽を以て知られてゐるが，吾が施政下に置かるるに及んで邦人鹽田の開設を見るに至り，玆にまた新たなる生面を開き，今日見る世界屈指の一大天日製鹽地が現出するに至つた。

關東州は降雨少く蒸發量旺盛なるに加へ大氣乾燥せるため天日製鹽に適し今や鹽田面積6,991.64町步，產額 415,777,562 斤の盛況を見，(昭和6年10月關東廳殖產課調)今後需要の如何によつては鹽田の擴張生產の增加を圖り鹽の一大供給地となすことも極めて容易且つ有利であると見られてゐる。

產鹽地 州內の主要產鹽地。

旅順管內 {雙島灣，營城子灣，楊樹溝，羊頭灣，旅順，龍王塘，柏嵐子，盛家溝，山頭村

大連管內 沙河口

金州管內 董家溝，千島子

普蘭店管內 {普蘭店（小山西，三官廟，張見房，馬虎島，長店堡），五島交流島，路陀島，鳳鳴島，西中島後三道灣，登沙河口

貔子窩管內 {賛子河，夾心子，東老灘，碧流河

關東州の製鹽は總て天日製鹽法である。即ち鹽田內に直接海水を濃縮結晶せしめ鹽田の構造も內地と其趣を異にし，其形式は地勢慣習其他種々の事情に依り扇形長方形又は流下式汲揚式等一定しないが其內容に至つては貯水池蒸發池，結晶池の三池に依り構成せられ之に附隨せる外堤畦畔各種の溝渠，堆鹽場等の設備を有する一劃を以てする。一鹽田の面積は小なるは4—5町步より大なるは40町步に及ぶものがある。

いま昭和6年末に於ける州內の鹽田面積を徵するに 6,991.64 町步にして之を管內別に示せば下の如くである。

管內別	面積町步
旅順管內	1,131.49
大連管內	43.30
金州管內	81.50
普蘭店管內	2,717.59
貔子窩管內	542.77
計	6,991.64

外に關東廳試驗鹽田(旅順)92町5段1畝を有する。

關東州沿岸には今後鹽田として開設し得る適地が多く存して居るので關東廳では大正14，15兩年度に亘り沿岸全部の鹽田適地調査を施行した結果に，下記の如き廣大なる面積の現存せることを確めた。

管內別	第一適地 町步	第二適地 町步	計 町步
旅順	156.62	11.53	272.16
大連	236.30	—	236.30
金州	491.58	801.67	1,293.25
普蘭店	2,497.60	1,238.36	3,735.96
貔子窩	4,070.75	458.92	4,527.67
合計	7,452.85	2,614.48	10,067.33

生產狀況 州鹽の生產は鹽田自體の良否，位置並に作業者の巧拙等の關係によつて異同あるは勿論であるが，特に州內の如き天日製法にあつては天候の影響による事が頗る大である。尙今後產鹽額は新田の熟成及製造並に慣れ行きの增加に伴つて，增

大するものと見られてゐる。

最近3箇年間に於ける關東州鹽の生產高を徵するに下表の示す如くである。(單位斤)

管內別	日本人鹽田	滿洲國人鹽田	計
旅順	70,015,920	18,270,060	88,265,980
大連	1,008,008	93,000	1,101,000
金州	—	6,022,140	6,022,140
普蘭店	96,065,760	22,361,340	118,427,100
貔子窩	80,601,180	46,205,100	126,806,280
昭和6年計	247,690,860	92,951,640	340,642,500
同 5年計	271,521,482	144,256,080	415,777,662
同 4年計	276,127,680	138,712,920	414,840,600

最近州鹽の產額は賣行不況のため往々秋季の採鹽を休業するものが多いので，從つて其の產鹽額も減少を示した。

州鹽の販路 關東州產鹽の主なる販路は日本內地及朝鮮である。

最近數年間に於ける州鹽の輸移出狀態を見るに，各製鹽業者は關東廳當局と協力して一意販路の擴張に努力し，昭和4年新嘉坡方面へ試驗的の輸出を試み，或は輸出獎勵金を增額するなど，大に盡す處あつた。尙近年內地に於ける化學工業の急激なる發達は之が原料たる鹽の需要を增加し又內地不良鹽田整理の爲め，州鹽の需要漸く增加せんとする情勢にたち至つたので旁々州鹽販銷の前途は好轉し，巨額の持越鹽も數年を待たずして消化されんとする狀勢にある。

最近3箇年間に於ける鹽の輸移出高を地方別に示せば次の通りである。(單位斤)

年次	日本內地	朝鮮	樺太	勘察加方面	香港	州內	計
昭和6年計	340,712	107,718	4,222	17,618	3,644	27,499	501,413
同 5年計	218,198	82,040	2,040	40,264	20,737	32,393	385,672
同 4年計	150,239	120,522	1,407	34,883	63,900	40,958	411,909

州鹽と曹達工業 關東州の採鹽豫想高を見るに年產額約6億斤にして尙此外適地全部の鹽田完成後に於ける生產見込は9億1千斤に達すべく合計15億斤の生產に達する見込である。

由來曹達工業は化學工業中最重要なる地位を占め日本の國策上最も密接なる關係にある。幸ひ日本の關東州鹽は天日鹽である爲に生產費極めて少なく且つ生產量も豐富なるを以て州內に於ける曹達灰製造業は最も有望なる事業であつて，早晚必ずや之れが企業計畫も實現さるべきものと見られてゐる。

輸出鹽の檢査 關東廳は州鹽品質の根本的改善を計るため輸出鹽の品質檢査を昭和3年6月1日より施行することになつたが，其の結果鹽の色相は從來よりも白色となり，需要地の評判も良く引續き之を施行して居る。

再製鹽並加工鹽業者 州內に於ける現在の再製造業者數は本邦人4，支那人5にして此內規模大なる工場を有するは東洋拓殖株式會社にして其の他は何れも小規模である。東洋拓殖株式會社は旅順に再製鹽工場を有し製造能力1箇年8百萬斤で其製品は大部分專賣局に納入して居る。加工鹽は大日本鹽業株式會社雙島灣工場にて製造して居るが1箇年の製造能力は粉碎洗滌鹽4千萬斤洗滌鹽3千萬斤である。製造鹽の內，粉碎洗滌鹽は勘察加方面の漁業鹽に，洗滌鹽は內地工業鹽に全部仕向けて居る。其他の小工場に於ける製鹽は專ら州內の需要に供給するものである。

尙ほ大日本鹽業會社は現在旅順雙島灣工場の外更に約20萬圓を投じ貔子窩東老虎灘採鹽場に約 8,000 萬斤の生產能力を有する粉碎洗滌鹽工場を設置した。

食卓鹽の製造工場は大連市に邦人經營のもの一あるが極めて小規模のもので其製造高は 6,000—7,000斤に過ぎず販路は州內及南滿鐵道沿線各地に限られてゐる。

今再製鹽(煎熬鹽を含む)其他加工鹽の最近3年間に於ける製造高及び移出高を鹽業者別に表示せば次の如くである。(單位斤)

年別		大日本鹽業會社	東洋拓殖會社	其他	計
昭和4年 製造高	再製鹽	―	5,044,806	1,967,040	
	加工鹽	59,551,453	―	―	66,563,299
	輸移出高	57,125,930	4,022,178	2,715,892	63,864,000
同5年 製造高	再製鹽	―	3,041,394	2,384,799	
	加工鹽	80,192,088	―	―	85,618,281
	輸移出高	62,579,378	3,211,320	2,383,440	68,174,138
同6年 製造高	再製鹽	―	1,689,480	2,499,839	
	加工鹽	51,377,084	―	―	56,166,403
	輸移出高	63,184,988	2,629,800	2,444,286	68,259,074

製鹽の輸出奬勵　州内に於ける天日製鹽の事業は將來之を發達せしめ得る諸要素を充分具備してゐるが，現在のところ產鹽の消化充分ならず年々多額の食鹽を持越す狀態にあるので，關東廳は輸出を增進し斯業の發達を助長せしむる必要を認め從來每年度豫算に製鹽輸出奬勵金を計上し，內地工業鹽及び內地以外の輸出鹽に對し該豫算の範圍に於て，輸出額に割當夫々奬勵金を下附することとし以て今日に及んでゐるが，今最近三箇年間に於ける該奬勵金の割當成績を徵せば，下表に示す如くである。

製鹽輸出奬勵金下附者及金額

奬勵金下附先	昭和4年度下附金額	昭和5年度下附金額	昭和6年度下附金額
	円	円	円
大日本鹽業株式會社	84,221.960	114,692.080	138,645.930
三井物產株式會社	10,544.970	5,521.600	29,116.350
合資會社貔子窩鹽業公會	2,071.850	―	―
東洋拓殖株式會社	5,627.080	3,848.160	1,093.430
矢頭長吉	1,911.120	8,427.200	19,482.780
武田政吉	―	―	―
植村壽一	―	―	―
計	104,376.980	132,759.040	188,338.490
計上豫算額	105,000.000	132,800.000	188,338.490

鹽業調査及試驗　關東廳は州內の鹽業をして生產增進，品質改良，副產物利用，副業の創始，運輸方法の改善等に因り良鹽を廉價に供給し又將來鹽田の開設及企業に對し指導するの目的を以て大正15年度より鹽業の調査及試驗を開始してゐるが，調査及試驗使用の鹽田は旅順港內に於て個人鹽業者の開設せる21町步餘の新設鹽田を借上げ之に充當し各種の試驗調査を行つてゐたが，鹽田面積の狹小，位置の不便等事業遂行上の支障があつたため昭和2年度に於て旅順市街西端にある港內干潟地に約30町步の試驗鹽田を築造し，昭和2年10月起工し昭和3年末竣工したので目下該所に於て各種の試驗調査を行つてゐる。併し尙ほ面積の狹小を感じて居るのと此の製鹽に關する試驗研究は將來食糧竝工業資源問題の解決上極めて緊急必要の事項である爲め，更に大房身灣內に109町步の鹽田及廳舍官舍を新營することとなり，昭和5年度より着手して昭和7年度に完成を告げる豫定であるが，竣工後は昭和8年度より旅順鹽田を合併して新たに鹽業試驗場として獨立した試驗機關とする豫定である。

關東州の製鹽　（昭和6年末現在）

地方	製鹽業經營者	從業者	鹽田 灘數	鹽田 面積	產鹽高 數量	產鹽高 價額
日本人						
					石	円
旅順	5	856	66	2,850,935	116,693	215,882
大連	1	10	2	117,516	1,680	3,864
普蘭店	4	1,271	228	7,862,096	160,110	367,848
貔子窩	1	1,453	212	7,263,144	134,335	282,103
計	11	3,590	508	18,093,691	412,818	869,697
昭和5年末	11	3,251	461	17,036,517	452,526	732,034
滿洲國人						
旅順	132	319	38	543,647	30,450	47,502
大連	1	6	1	12,383	155	356
金州	2	75	9	244,499	10,037	20,074
普蘭店	35	130	10	452,925	37,269	69,320
貔子窩	59	379	49	1,628,130	77,009	116,283
計	229	909	107	2,881,584	154,920	253,535
昭和5年末	293	1,143	153	3,891,568	240,427	330,271
總計						
旅順	137	1,175	104	3,394,582	147,143	263,38
大連	2	16	3	129,899	1,835	4,220
金州	2	75	9	244,499	10,037	20,074
普蘭店	39	1,401	238	8,315,021	197,379	437,168
貔子窩	60	1,832	261	8,891,274	211,344	398,386
計	240	4,499	615	20,975,275	567,738	1,123,232
昭和5年末	304	4,394	614	20,928,085	692,963	1,062,305
昭和4年末	291	3,719	614	20,928,085	691,401	1,196,745

本表產鹽高數量の單位「石」は滿洲桝にして其の1石は日本の2石5斗（凡600斤）に該當する。

州鹽の振興策　關東州鹽の品質向上，生產增加，販路擴張に關する振興策は官民各關係者により構ぜられてゐるが現在の過剩鹽に對する處理に就て（1）鹽稅の低減竝に賦課方法の改善（即ち現行鹽稅100斤當り金10錢は高率に失するのみならず其賦課に當つては非常に複雜なる手數を要する）（2）輸出奬勵金の增加（3）販路の開拓に就て內地專賣局の買上率を高めること（4）州鹽の買入に關する統制を圖り他面營業者の機關として鹽業組合を組織することが議せられてゐる。

其他州鹽の增產方法としては連續結晶法を，又品質改善法としては洗取式と注水式の混用，更に運搬方法としては機械力による戎克船の積卸し等が提唱されてゐる。

東拓の鹽田計畫　過般東拓の高山總裁は現地調査の結果第一着手として關東州の鹽田を現在の450餘町步を1,500乃至2,000町步に擴張することになつた。（昭 7. 5. 25）

（九）鑛　業

（一）滿洲國の鑛業

現代の冶金工業は，其原料たる石炭をも含めて，高度に發達した工業諸國の經濟生活に於ける最も重要なる產業の役割を演じてゐる。「鐵と石炭との文明」と常に呼稱される言葉は，單なる譬喩の意味だけではない。誠に鐵と石炭は近代社會の生產手段を構成する根本要素であり，而も此の要素の重要性は生產力の發達と共に相對的にも絕對的にも益々增大する。此の資源の確保と其の開發こそ，其國をして全世界に雄飛せしめる一大要因をなすのである。

（1）滿洲の鑛產物

概說 滿洲の鑛業は農業と共に夙に二大利源と稱せられてゐる。然るに從來土地の開掘を不祥事として封禁し或は利權擁護を名として進んで開發の策に出でなかつたが近年我國の發展と共に，稍開發の見るべきものあるに至つた。鑛物の種類は多くないが其の埋藏量は非常に豐富である。滿洲の鑛產の中で最も重要なのは石炭と鐵である，又鑛業上の特產とも稱すべきはオイルシエール，マグネサイド，アルミナの含有量多き礬土頁岩竝に骸炭用石炭である。其他良質の耐火粘土，石灰石，ドロマイト，珪石を產し，製鐵竝に窯業原料には大いに惠まれてゐる。

滿洲鑛產統計表（滿鐵地質調査所調）

1. 本統計は曩に發表せる南滿洲鑛產統計一覽を校訂增補し從來の南滿洲內のみならず奉天省，吉林省，黑龍江省，熱河省の各省の鑛產物を包括したものであるが地域僻遠にして資料不充分のため多少の脫漏無きを保し難い。
2. 滿洲に於ける有用鑛物として記載すべきものは金屬鑛物約6種，非金屬鑛物約13種に達するも本表に於ては主要鑛產物のみに止め又それに直接關係ある生產物をも加へた。
3. 滿鐵關係竝びに整頓せる同社外鑛山の鑛產額を除いた外は其の正確なる數量を知るに難く從つて統計表を作製するに當つても其の現況より想定した。
4. 本表中石炭及び金の產額の如きは地方的に農閑を利用して不定期に採掘するものあるを以て總產額は若干增加するものと見られる。
5. 產地名は適宜其の鑛山名又は主要地名を揭げ數量の單位は金の兩（約10匁又は37.5瓦）を除く外は瓲を基準とせるも換算上多少の不同あるを免れない。

（單位は瓲，e は想定）

省別	產地	昭和2年 (1927)	昭和3年 (1928)	昭和4年 (1929)	昭和5年 (1930)	昭和6年 (1931)
1. 鐵鑛						
奉天	鞍山鐵鑛 西鞍山（富鑛）	33,511.90	6,362.00	—	—	—
	東鞍山（富鑛）	—	—	—	—	—
	大孤山（富鑛）	190.50	—	—	—	—
	大孤山（貧鑛）	734,000.00	528,000.00	739,954.00	523,893.80	673,380
	櫻桃園（富鑛）	22,783.95	6,591.00	—	167,273.60	—
	王家堡子（富鑛）	98,523.60	63,333.00	97,071.00	—	143,589
	計（富鑛）	155,009.95	76,266.00	97,071.00	167,273.60	143,589
	計（貧鑛）	734,000.00	528,000.00	739,954.00	523,893 80	673,380
	小計	889,009.95	6C4,286.00	837,025.00	691,167.40	816,969
	廟兒溝鐵鑛（富鑛）	70,000.00	106,000.00	148,646.00	141,061.00	105,680
	總計	959,009.95	710,286.00	885,671.00	832,228.40	922,649
2. 銑鐵						
奉天	鞍山	192,890.00	220,637.00	217,858.00	262,993.50	276,649.84
	本溪湖	50,500.00	63,030.00	76,300.00	85,060.00	65,620.00
	計	243,390.00	283,667.00	294,158.00	348,053.50	342,269.84
3. 硫化鐵鑛						
奉天	本溪湖	890	1,155	1,046	789	588
	煙臺	627	1,050	1,017	1,369	3,241
	林家臺	—	1,823	2,994	870	90
	楊木溝	1,400	238	—	—	—
	計	2,917	4,266	5,057	3,028	3,919
4. 鉛鑛						
奉天	青城子（精鑛）	462	366	1,450	—	—
	計	462	366	1,450	—	—
5. 銅鑛						
奉天	馬鹿溝	792	—	—	—	—
	盤嶺（精鑛）	—	—	750	840	—
	計	792	—	750	840	—
6. 滿俺鑛						
奉天	興城	416	444	723	609	270
	計	416	444	723	609	270
7. 金鑛（砂金）（單位1兩）						
吉林	樺川	—	—	5,000e	10,000e	10,000e
	延和	1,000e	1,000e	1,000e	1,000e	1,000e
	計	1,000e	1,000e	6,000e	11,000e	11,000e
黑龍江	逢浪	15,500	10,000e	5,000e	10,000e	4,382
	德源	130	100e	—	100e	30
	古溪	59	50e	—	100e	28
	源和	1,000	—	—	100e	61
	利源	362	—	—	100e	100e
	大成	60	—	—	100e	100e
	裕邊	860	100e	—	—	103
	至城	72	—	—	—	—
	宏業	—	—	—	—	—
	振興	—	—	—	—	—
	興安	7,700	6,000e	2,000e	10,000e	47
	呼瑪河	1,000	1,000e	—	1,000e	6,075
	伊昔肯	2,000	2,000e	—	1,500e	1,000e
	富拉罕	—	—	—	900e	1,500e
	奇乾河	1,000	—	—	—	900e
	吉拉林	4,020	4,000e	1,000e	1,000e	—
	太平	900	2,400e	—	—	1,000e
	梧桐河	—	—	—	1,000e	64
	綽金河	—	—	—	2,500e	1,000e
	計	34,663	25,650e	8,000e	28,400e	2,500e
合計		35,663 1,337	26,650e 999	14,000e 525	39,400e 1,477	18,890 29,890
8. 石炭						
	撫順古城子（露天掘）	3,061,079	2,467,900	2,572,900	2,757,400	2,468,300
	同 楊柏堡（同）	—	12,200	141,900	287,800	206,300
	同 東ケ岡（同）	158,166	255,800	324,400	261,500	232,900
	同 大山本坑（坑內掘）	679,784	431,000	609,500	626,000	378,000
	同 大山南坑（同）	578,645	375,500	422,000	383,500	—
	同 東鄉本坑（同）	505,273	457,300	286,300	318,700	351,200

省別	産地	昭和2年(1927)	昭和3年(1928)	昭和4年(1929)	昭和5年(1930)	昭和6年(1931)
奉天	撫順東郷南坑(元楊柏堡坑)	645,319	549,300	381,700	355,900	288,900
	同 老虎臺坑(同)	571,698	542,200	481,500	363,100	321,300
	同 萬達屋坑(同)	493,818	541,900	566,500	550,000	486,600
	同 新屯坑(同)	498,898	554,900	526,800	511,400	514,100
	同 龍鳳坑(同)	336,454	368,000	362,200	301,600	247,700
	同 搭連坑(同)	107,061	133,800	109,300	147,700	119,400
	計	7,636,195	6,689,800	6,785,000	6,864,100	6,114,700
	撫順南昌	71,260	280,045	469,582	308,811	239,960
	撫順阿金溝	50,000	60,000	60,000	87,000	46,810
	計	121,260	340,045	529,582	395,811	286,770
	小計	7,757,455	7,029,845	7,314,582	7,259,911	6,401,470
	石門寨	—	45,000	45,000	13,000	13,000e
	煙臺	141,000	154,900	135,800	178,200	176,800
	尾明山	45,000	45,675	49,300	54,660	11,136
	礬盤堡	15,000	19,285	23,490	35,590	4,963
	五湖嘴	161,857	180,000	210,000	206,019	222,308
	炸子窰	—	—	—	—	—
	本溪湖	403,727	490,000	521,000	582,000	467,700
	牛心臺	55,000	61,000	68,000	41,191	36,530
	賽馬集	2,000e	1,800e	1,500e	1,000e	1,000e
	田師付溝	18,600	18,200	13,000	5,000e	5,000e
	小市	15,000e	5,000e	5,000e	3,000e	3,000e
	大先窰(西安)	79,000	110,000	100,000	305,646	80,000e
	掏鹿(西豐)	5,000e	5,000e	5,000e	18,500	20,000e
	杉松崗	10,000e	10,000e	10,000e	6,000e	6,000e
	三家子	8,000e	5,000e	5,000e	5,000e	5,000e
	八道濠	61,937	65,946	60,000	77,000	49,712
	虹螺峴	21,836	12,900	3,000e	3,000e	3,000e
	小計	1,042,957	1,229,706	1,255,090	1,534,806	1,105,149
	合計	8,800,412	8,259,551	8,569,672	8,794,717	7,506,619
吉林	穆稜	208,633	281,037	350,000	322,600	300,000
	沙河子	3,294	5,000	5,000	—	—
	火石嶺	109,200	120,000	100,000	90,868	90,000e
	馬家溝	—	3,000	3,000e	3,000e	3,000e
	南大溝	1,000	1,250	1,000e	1,000e	34
	缸窰	13,400	17,000	15,000e	15,000e	15,000e
	棒槌溝	4,800	5,000	5,000	5,000e	5,000e
	奶子山	9,000	13,000	68,000	56,311	100,000
	老頭兒溝	17,986	22,000	16,000	20,000	10,124
	三道溝	4,700	5,300	5,300	7,500	5,000e
	小六道溝	1,200	1,800	1,800	2,000	2,000e
	計	373,213	474,387	570,100	523,279	530,158
黑龍江	甘河	1,000e	1,000e	2,000e	2,000e	—
	鶴立崗	170,000	100,000	120,000	170,000	300,553
	札賚諾爾	239,250	269,400	186,500	5,800	20,373
	計	410,250	370,400	308,500	177,800	320,926
熱河	北票	286,087	367,009	406,527	509,872	656,000
	新邱	8,642	4,216	10,775	9,984	10,000e
	孫家灣	25,000e	29,000e	23,000e	20,000e	20,000e
	南票	5,000e	5,000e	5,000e	5,000e	5,000e
	計	324,729	405,225	445,302	544,856	691,000
合計		9,908,594	9,509,603	9,893,574	10,040,652	9,048,709

省別	産地	昭和2年(1927)	昭和3年(1928)	昭和4年(1929)	昭和5年(1930)	昭和6年(1931)
9. 骸炭						
奉天	本溪湖	84,568	96,250	121,015	132,399	90,153
	鞍山	231,387	245,991	265,792	346,622	318,918
	撫順(頁岩工業副産物)	—	—	—	4,800	8,059
	西安	1,000e	1,000	1,000e	1,000e	1,000e
	杉松崗	650e	500	500e	500e	500e
	計	317,605	343,741	388,307	485,321	418,625
10. 油母頁岩						
奉天	撫順	—	—	—	981,004	1,245,094
	計	—	—	—	981,004	1,245,094
11. 原油(岩油)						
奉天	撫順	—	—	—	47,814.6	61,081
	計	—	—	—	47,814.6	61,081
12. 菱苦土鑛						
奉天	大石橋附近(官馬山)					
	同(高麗城子)					
	同(平二房)	21,400	25,454	31,681	29,016	36,034
	同(青山杯)					
	同(聖水寺)					
	計	21,400	25,454	31,681	29,016	36,034
13. 耐火粘土						
奉天	五湖嘴	38,352	48,989	62,603	48,164	34,744
	煙臺	4,171	10,320	4,812	4,380	390
	本溪湖	812	1,172	1,236	1,120	342
	計	43,335	60,481	68,651	53,664	35,476
14. 滑石						
奉天	海城附近(大嶺)					
	同(揚家店)					
	同(窰子峪)					
	同(朱家堡子)	23,000	35,000	40,000	25,726	40,092
	同(賈家堡子)					
	同(青山寺)					
	同(山城子)					
	大石橋附近(聖水寺)	2,798	—	—	—	—
	計	23,000	35,000	40,000	25,726	42,890
15. 苦灰石						
關東州	大連及旅順管内	77,000	89,324	103,235	116,925	97,777
	計	77,000	89,324	103,235	116,925	97,777
16. 石灰石(熔煤劑及セメント原料)						
奉天省 關東州	火連寨	278,011	206,822	263,574	338,293	299,163
	本溪湖	33,000	40,000	52,400	58,128	34,800
	周水子	127,000	224,888	313,528	292,068	208,040
	計	438,011	471,710	629,502	688,489	542,003
17. 石綿						
關東州	和尚屯	61	86	113	110	171
	計	61	86	113	110	171
18. 硅石(工業用原料)						
關東州	大連管内	3,000e	456	3,950		
	旅順管内	8,959	9,043	10,821	20,000e	22,327
	金州管内	2,000e	6,940	2,310		
	普蘭店管内	2,000e	4,164	2,543		
	計	15,959	20,597	19,624	20,000	22,327

省別	產地	昭和2年 (1927)	昭和3年 (1928)	昭和4年 (1929)	昭和5年 (1930)	昭和6年 (1931)
19. 長石						
關東州	金州管内	300	350	636	500e	431
關東州	普蘭店管内	—	420	580		437
	計	300	770	1,216	500	868
20. 方解石						
關東州	大連管内	—	2,800	—	1,000e	
關東州	旅順管内	595	670	530		
關東州	金州管内	—	—	700		304
	計	595	3,470	1,230	—	304

總括表

鑛石別	昭和2年 (1927)	昭和3年 (1928)	昭和4年 (1929)	昭和5年 (1930)	昭和6年 (1931)
鐵鑛	959,009.95	710,286.00	985,671.00	832,228.40	963,529
銑鐵	243,390.00	283,667.00	294,158.00	348,053.50	342,269
硫化鐵鑛	2,917	4,266	5,057	3,028	3,919
鉛鑛	462	—	1,450	—	—
銅鑛	792	366	750	840	—
滿俺鑛	416	444	723	609	270
金鑛(砂金)	1,337	999	525	1,477	29,890
石炭	9,908,594	9,509,563	9,893,574	10,040,652.00	9,048,703
骸炭	317,605	343,741	388,307	485,321	409,066
油母頁岩	—	—	—	981,004	1,245,094
原油	—	—	—	47,814.6	61,081
菱苦土鑛	21,400	25,454	31,681	29,016	36,034
耐火粘土	43,335	60,481	68,651	53,664	35,476
滑石	23,000	35,000	40,000	25,726	42,890
苦灰石	77,000	89,324	103,235	116,925	97,777
石灰石(熔媒劑及セメント原料)	438,011	471,710	629,502	988,489	545,131
石綿	61	86	113	110	171
硅石(工業用原料)	15,959	20,957	19,624	20,000	22,327
長石	300	770	1,216	500	868
方解石	595	3,470	1,230	1,000	304

(2) 滿洲鑛業の沿革

1千年前，遼の大祖は鞍山に製鐵業を興し，東京(今の遼陽)に鑛山監督部を置き鑛税として銑鐵を徵收せしめた。當時製錬に從事する者首山の附近に300戶あり，その當時の探鑛の跡は現在鞍山製鐵所の鑛區內に時々發見せられる。又撫順老虎臺方面及太子河沿岸の諸炭礦には高勾麗時代に稼行せられた歷史を有するものが多い。降つて清朝に至つて，滿洲は同朝發祥の地たるの故を以て滿洲旗人のため封禁の地とし，漢人及他族の移住に對し門戶を閉鎖した。後此の禁止令の効無きを見て在京の旗人等に封地を割當て經費を國庫より補助して歸農を奬勵したが旗人等は歸農を喜ばずしてこの歸農策も失敗した。然るに前世紀の半頃から北方アムールを渡つて侵入した露人の爲に滿洲の沃野は北邊より脅威を受けるに至り，清朝に於ては，滿洲の人口充實の必要から急に移住の禁を解いた。玆に於て多數の漢民族移住の緖が開かれたのである。

田師付溝，賽馬集，牛心臺，本溪湖等の炭坑は清朝の初期から發見或は先に高勾麗族の稼行せし跡を再發見せられたが漢人の多數移住した咸豐，同治年間には著々開發せられた。然しながら6,70年前の東山山地，殊に其邊外の地は人煙未だ稀薄で荒凉たる新開の地であつて民度も甚だ低いものであつたが本溪湖，田師付溝，賽馬集その他炭

坑に於ては光緖末年頃(日露戰爭直前)迄は土法ながら盛に稼行せられた。就中，本溪湖及賽馬集炭は强粘結性で良質の塊骸炭を得られる處から，前者は廟兒溝，牛心臺，八盤嶺等，又後者は弟兄山の鐵鑛を採り地元の骸炭を用ひて製鐵業發達し，農具，家具等の鐵工業の中心となり相當に殷賑であつた。この當時でも撫順のみは淸の太宗の福陵(奉天東陵)に近く風水に害ありとし開掘を禁じられてゐた。次で日露戰爭を一轉機としこの狀態が一變するに至つた。即ち本溪湖及賽馬集の鐵工業は輸入外鐵のため全く沒落し，燃料用採炭と小規模の骸炭製造業のみが取殘され本溪湖以外の奧地土法鑛山は細々と舊態を維持するに止つて居るが，鐵道沿線殊に滿鐵沿線は近代的設備を以て急速に開發せられた。奧地は昔ながらの土法による小規模の自足經濟であつて沿線に對して重要な寄與をなさず，又沿線に產出する莫大な鑛產は沿線に需要せられる以外は主として海外に輸出せられてゐる。

日露戰爭に依つて滿鐵の經營に移つた撫順，煙臺兩炭礦及大倉と支那側の合辦となつた本溪湖炭坑竝廟兒溝鐵鑛を始め鞍山鐵鑛は近代的設備を以て急速に開發せられた。それ以外の鑛山は鐵道沿線附近に於てすら政治的困難のため組織的開發が阻害せられ，奧地に於いては殆んど新なる企業を見ずして今日に及んでゐる。

即ち大正4年日支條約に依る滿蒙九鑛山の採掘又は試掘權は舊官權の狡猾な排外手段のため，滿鐵沿線の鞍山鐵鑛及牛心臺炭田の一部を除き他は全く空名に歸して居る。

滿鐵幹線及安奉線沿線の鑛山は明治42年9月の滿洲5案件に關する協約に依り邦人の合辦權を有するので滿鐵沿線で邦人の關係した鑛業及鑛業權は上述の撫順，本溪湖を除いて數に於て決して少くはないが，その中注目に値するものは僅に5指を以て數へ得られるのである。日本人の關係せる鑛業は，關東州の石灰石，苦灰石，硅石を別とし大石橋附近のマグネサイト，復州五湖咀の耐火粘土，海城附近の滑石，靑城子（安奉線通遠堡の西方）の銀鉛鑛，盤嶺（草河口の北東）及馬鹿溝(本溪湖上流)の銅鑛，林家臺その他の黃鐵鑛，西安，陶家屯，昌圖及瓦房店の石炭等であるが，この中，從來滿洲の鑛業に稍々重きをなしたものは，銀鉛鑛とマグネサイト竝粘土で之等は種々の意味でその將來が大いに期待せられてゐるが，滑石は鑛區問題に關し支那側と紛爭が絕えず，銅，黃鐵鑛及石炭は從來大鑛業として數へるには足りないものであつた。沿線外の地方では，夾皮溝金鑛，新邱炭田弓張嶺鐵鑛，西安炭田明治鑛業鑛區，間島天寶山銅鑛及老頭兒溝炭礦は邦人關係の重要鑛山であるが從來は地理的或は政治的事情から大規模の產出を見てゐない。

この間，東北官權は，外人合辦禁止令(民國五年）或は國土盜賣懲罰令(民國4年)等の密令を發布し，或は已存の協定に對しても，その細則を殊更に複雜，曖昧ならしめて，鑛業開發に對する日本側の絕えざる努力を妨害すると共に，一方獨力を以て鑛山の開發を計つて來た。即ち遼西八道壕炭坑北票炭田，西安炭田，五湖咀炭田，大嶺滑石鑛，ハルビンの北東なる鶴立崗炭坑，吉，黑兩省の砂金等が之である。

尙東支沿線には露支合辦の札賚諾爾炭坑(滿洲里附近)及穆稜炭坑(東部線)がある。

張學良の施政となるに及んで排日は愈々烈しく，昭和5年5月には最も排外的の「新鑛業法を公布し，鐵鑛，石油，銅鑛及骸炭の採掘を國營とし，貸下げを行ふ場合は借受人は支那人に限ることとし，且政府に於てその優先買收權を保留し，この種重要鑛山に對しては外人の鑛業權を徹底的に排擊せんとした。最近には，撫順炭輸出稅協定破棄問題，撫順オイルシエール採油權否認

問題，振興公司に對する鑛捐增徵問題，大石橋附近マグネサイトの鑛區問題を惹起し，又大嶺の滑石鑛區を沒收し，煙臺附近で日本人と協同せんとした支那人を國士盜賣となし投獄したこともある。一方學良は直系の東北鑛務總局に依つて五湖咀及八道濠各炭坊及大嶺滑石炭山，輯安報馬川金鑛を經營し，又邊業銀行，瀋海鐵路及兵工廠を通じて西安炭田を開發して日本側に對抗し事態は愈々急迫し來つたのであつた。

（3） 滿洲の鑛業と外國資本

滿蒙に於ける鑛物發見の歴史は遙か昔に遡る。だが極めて部分的の，偶然の發見であり，之が開拓は極小範圍の土着住民の需要を滿す程度を出でず，其開掘も原始的方法であつた。

滿蒙鑛物資源が投資對象として外國資本に着眼されるに至つたのは，世界に於ける近代資本主義の發展，殊に前世紀の後半に於ける高度資本主義への發展の結果である。

露國の鑛業權　露國の對支關係の歴史は古く1689年のネルチンスク條約に遡る。次で1860年の北京條約，1858年の愛琿條約及伊犁條約(1884年)に依て露國の東進政策は明瞭なる姿を以て其鋭鋒を表して來た。殊に日清戰役後に於ける三國干涉，1900年團匪事件を通じて，露國は支那に對し有利な地歩を獲得し，1896年のカシニー條約に於て其收穫を納めるに至つた。

露國の滿蒙鑛山に對する進出も勿論此對支政策に沿ふて行はれ，專ら此地方に對する排他的權利獲得となつて現れた。即ち露國は從來淸朝によつて開發を禁ぜられてゐた吉黑兩省の鑛物採掘の權利を得（カシニー條約第7條）東淸鐵道沿線の鑛山採掘權(同11條）次で南滿線に關する追加條約に於て（第4條）沿線地方炭礦の採掘權を得た。此他に旅大租借地の鑛業權（1900年規定）は勿論，中立地帶に於ても「露國の承認なくして，中立地帶に鐵道の敷設，鑛山の開掘の利益を他國人に與ふるを得ず」(旅大租借地追加條約第5條，第3項，1888年）との保證を得てゐる。而て露國の鑛業權は略次の如くである。

（1） 主鑛的鑛業權

（イ） 吉林省探鑛契約　1901年カシニー條約に基き　吉林省內探鑛に關し，吉林將軍長順と露國吉黑兩省交涉委員との間に假協定を見た。即ち，鑛業資金株主を露支兩國人に限定せるを初め，業務上の諸條件を設定してゐるが，實體は伴つてゐなかつた。

（ロ） 吉林省第二次契約(1902年） 既開鑛業權者(支那人)の露人との合資及讓與を，兩國政府當事者の許可を條件として認めてゐる。

（ハ） 吉林省第三次探鑛契約　省內夾皮溝，寧古塔，琿春及松花江上流地方の金鑛調査及探鑛を露人アスダチフに特許せんが爲に，露國吉黑交涉委員と省當局との間に締結されたもので，兩國當局者より調査員を派し，其結果に依り，露支金鑛株式會社を組織せんとするものである。

（ニ） 黑龍江省探鑛契約　カシニー條約に基き1901年締結，之に依て露國人は省內各地に於ける鑛物採掘權を得，採金地として嫩江上流，呼蘭河口より都魯河に至る流域地帶の新金採取地方を得た。而して江省の金產地，甘河等の炭坑に露國の權利關係を開くは此條約に基いてゐる。

（ホ） 東支鐵道沿線炭坑採掘權契約　カシニー條約第11條により契約せられ，更に，1901年及1907年續訂した。其特權は沿線各々30支里以內の炭坑開發及經營權で，支那人既開のものは妨害にならざる限り存置し又區域內に於ける外支共同採掘鑛出願に對しては東淸鐵道の許可を條件とする旨を規定してゐる。而して本契約に依る炭坑は寬城子附近陶家屯(1906年日本引渡），一面坡，烏吉密炭坑であつた。黑龍江省に關しては1902年に締結された。其特權は吉林省のそれと略同じく，沿線兩側各30支里以內の炭坑の鑛業權を獲得し，沿線外と雖も合辦事業は會社と協議して後省當局の許可を得べく，更に30支里以外の地に於ても炭坑開掘優先權を有するものである。本契約を基礎とするものに札賚諾兩炭坑等がある。

（2） 排他的鑛業權

奉天省各地探鑛契約，露支銀行及支那人某共同し探礦の目的で，盛京將軍の補助を得て成つたもので義勝鑫鑛務公司(1902年）之である。開掘せんとせるは，弓張嶺，石河塞，商家臺，鳳城縣下弟兄山他一，興城縣下四(以上金鑛)鷄頭峪，神樹山（以上金銀鑛）及韓盤嶺(石炭)の諸區であるが實行期に入り日露戰爭となり立消となつた。此外蒙古金鑛探掘契約がある。

（3） 一般的合併權

（イ） 尾明山炭坑契約　煙臺の一部尾明炭坑鑛業人李某と露支銀行間の合辦契約で(1902年，資本銀2萬兩)日露戰役後廢止された。

（ロ） 五湖觜炭坑契約　露支間の私約(1902年)である。25箇年の鑛業權を獲得したが，日露戰爭のため頓座し，1914年廢礦となつた。

日本の鑛業權　南滿洲及東部內蒙古に於ける日本の所有する鑛業權は其沿革上次の如く分たれる。露國より繼承せる鑛業權，滿洲5案件に關する日支協約，南滿洲及東部內蒙古に關する條約上の權利。

（1） 露國より繼承せる鑛業權

ポーツマス條約第5條，第6條及日淸善後協約第1の規定は之が權利移轉の關係を定めてゐる。(イ)關東州內鑛山採掘權，(ロ)中立地帶鑛山採掘容言權，(ハ)撫順，煙臺其他炭坑採掘權，(ニ)關東州外鐵道沿線鑛山採掘權。

撫順，煙臺兩鑛はポーツマス條約6條によつて鐵道に屬し其利益の爲に經營さるるものである。淸國政府は，兩炭鑛が東支鐵道直營でない事を理由として，其權利の日本移轉に反對し，爾來紛糾してゐた爲に，更に滿洲5案件協定第3條の規定と細則の協定を俟つて，日本は條約上の權利を確立するに至つた。

又關東州外鐵道沿線鑛山採掘權に關して東淸，南滿兩沿線左右30支里地帶內に於ける炭礦採掘權を繼承してゐる。

（2） 滿蒙5案件に關する日支協約

明治42年9月，日淸協約によつて確定した撫順，煙臺兩炭鑛に關するものである。即ち，この協約の規定によつて，彼我の間に係爭問題であつた問題も此處に落著した。更に協約の第4條に於て「安奉沿線及南滿洲鐵道幹線沿線の鑛務は，撫順及煙臺を除き明治40年東三省督撫が，日本國總領事と議定せる大綱を按照して日淸兩國人の合辦と爲すべく，其細則は追て督撫と日本總領事との間に商議すべし」と規定され，此處に安奉南滿兩鐵路沿線の鑛山採掘の合辦權が獲得されたのである。

然し乍ら後に實際採鑛に從事せんとするに際しては，邦人の權利明確を缺く爲に種々障害あり，邦人の不利多く，邦人が鑛山業を經營せんとすることは殆ど不可能となつたが，此權益によつて鑛山業として日支合辦本溪湖煤鑛公司の設立を見た。(1910年，明治43年)

（3） 南滿洲及東部內蒙古に關する條約に依る鑛業權

大正4年，(1915年)山東處分の交涉に際して日本は數年の懸案を一掃せんが爲め，南滿洲鑛山採掘權を要求し，而て採掘すべき鑛山の協定は之を他日に讓らんことを要求した。然るに之に對し支那は今後一箇年

を限り南滿鑛山の試掘權を日本資本團に許し，又調査鑛山の半數を之に許し，支那鑛業條例に依らしめんことを主張した。だが日本は鑛山を指定して採掘權を求むるに至り，遂に南滿九鑛山の採掘權を得，而て其辦法は鑛山條例確定まで從來の例による事に決した。從つて本九鑛山は，何等制限なき合辦と云ふ現行辦法に據る條件が附せられたのである。九鑛山は次の如くである。

奉天省	牛心臺	本溪縣	石炭
	田什付溝	同	同
	杉松崗	海龍縣	同
	鐵廠	通化縣	同
	暖池塘	錦州	同
	鞍山站一帶	遼陽一本溪縣	鐵
吉林省	杉松崗	和龍縣	石炭，鐵
	缸窰	吉林縣	石炭
	夾皮溝	樺甸縣	金

（4）委任經營

條約による既得權利の行使即ち支那に於ける九鑛山等の合辦契約は任意に行はれる事になつてゐるが，支那は實際には容易に許可せず，一方國土盜賣懲罰條例の如きを設けて，當該土著人を壓迫する狀態で，邦人の權利行使は不可能であつた。依つて其後鑛石の一手販賣乃至は委任經營の方法が取られるに至つた。然るに中央農商部は之を以つて不法なりと稱し，奉天財政廳を經て委任契約解除を命じて來た。我國は之の鑛業條件に適法せる旨を抗議し，かくて大正6年9月奉天財政廳は日本人が鑛業權者たる支那人と一手販賣契約を結ぶと同時に，日本人技師を聘し鑛山業務を處理せしむるの異議なき旨を通牒し來つた。

其他外人の鑛業權　日露兩國は其地理的關係，政治的關係の密接せることより最も多くの鑛業權を設定して來たが，此の支那の有望なる資源に對する投資の慾求は，勿論諸外國資本の胸を去來してゐたであらう。只彼等は，其利益の上より支那本土に於ける投資に先づ集中してゐた結果，滿蒙鑛業投資は少數の如くである。

（1）英國の鑛業權

（イ）**南滿洲東北地方の採鑛權**　光緒28年(1892年)英國ブツシユ商會は奉天將軍增祺と南滿東北部，海龍，通化，懷仁，興京に石炭，鐵，金等の採掘に關する假契約を結んだが，其後立消えである。

（ロ）**南票炭坑採掘契約**　本契約は1898年南票4區の炭坑を目的として北寧鐵道の前身北支那鐵道當局總辦とジヤーデンマデイソン商會(代理，香港上海銀行)との間に締結された。

其利權は南票石炭採掘及京奉沿線女兒河より南票に至る鐵道沿線地方の炭坑の採掘である。賃金庫平銀100萬兩。

契約締結後經營困難となり，充分に活動するに至らず，1908年支那當局の買戾す所となり(14萬5千兩)契約は廢棄された。

（ハ）**熱河管內金鑛採掘權**　省內霍家地及城子山，五臺山，其他の採堀豫備權を光緒32年(1906年)合辦契約し，平遠公司（資本銀40萬兩)を經營したが立消えとなつた。

（ニ）**氷溝炭坑(熱河省)**　合辦契約なるも私約として官憲の認むる所とならなかつた。光緒29年(1903年)

（2）米國の鑛業權

海龍縣金鑛合同契約　香爐碗子，海仁社地方の採掘を目的(鑛區20支里)とし，宣統元年(1909年)奉天省勸業道と此の爲に成立した米英支合同鑛業會社との間の契約で，海龍府香爐碗子，海仁社金鑛株式總會社を組織，經營せんとした(資本上海銀100萬兩，契約30箇年）其後合同會社より技師を派した探鑛結果は充分でなかつた。民國元年廢約。

（3）獨逸の鑛業權

東蒙古關係鑛山　熱河蒙古の喀喇沁東旗下靑石嶺，瓦房溝一帶の石綿採掘。德商德勝洋行と排他的鑛業權を契約(1914年)したと稱せられてゐるが明でない。

八逢河金鑛　熱河省灤縣下の採掘，光緒29年(1903年)合辦成立し經營を開始したが其後不明，(以上滿蒙產業全書「大正8年」による。)

土著資本と鑛業法(張政權時代)　滿洲軍閥は其領域內の農民より諸種の形體を通じての收奪に依つて資本を蓄積し，他方に於て滿洲に於ける日本資本の開發に依つて土著產業勃興の刺戟を受けて，自ら資本家的移行を企てんとしてゐた。而してそれは1928年に於ける張學良の南京政府との妥協に依つて急速に發展した。從來の封建地主的勢力であつた軍閥は，支那本土の土著資本との提携成るに及んで狀勢は一變した。殊に1929年以來の銀價の低落は大阪市場との圓關係を變調せしめ，滿洲上海を結ぶ經濟的連絡の一線を强固にした。滿洲土著資本（張政權を大核心として）の手は大規模なる鐵道の敷設となつて現れた。このことは，軍事，工業，紡績業にも見られるが，鑛業に於ても東北鑛務總局の設立となつて現れるに至つた。かくて此土著資本の發達に基く利權囘收運動が澎湃として起り，滿洲は一奉天財閥の問題でなく，支那土著資本のエコノミツク・ナシヨナリズムの問題となるに至つた。かゝる事情の下に1930年5月新鑛業法が國民政府に依つて決定され，12月實施の旨が聲明された。それは1927年北京實業部訓令（借款により，又は外資を募集して株式會社を組織するを許さず）1928年吉林實業廳訓令（合辦鑛山に對する特別稅の附加，竝に合辦出願者に對する1方里に付き現大洋1萬元の保證金納付，)奉天省掘第3類鑛質暫行條例(1929年)による第3類鑛石(石灰其他)の合辦禁止令等にも增して，統一的，組織的に外國資本の侵入を阻止せんとするものである。

即ち新法は鑛業權を獲得しうるは中華民國人及法人，鑛山所在地の縣市政府（75條第1項，第3項）として外人による權利獲得を禁止してゐる。外人の企業に參加し得る場合は，中國人が經營する鑛業が株式會社なる場合に限つて，外人は株主たる事を得る(第2項)も取締役たり得ず，所有株式も半數以下たる事を條件とされる。又鑛業權の存續期は20箇年を以つて更新すべきものとなし，更に國營鑛業及國家保留區域の制度に依て，鐵鑛，石油，銅竝に冶金用石炭等を原則として國營とし，外人を排斥してゐる。且つ外人に抵當に入れる場合には鑛業權は消滅し(第41條)或は小鑛業に於ける外國資本の導入を許さず，(同61條）としてゐる。特に附則第119條に於ては「本法施行前に鑛業權を取得せるものは本法に依つて鑛業權を取得せるものと看做す，但し其期間が本法所定期間に比して短期なるものは，「原期間に依る」としてゐる。

此新法によつて滿蒙に於ける鑛業に關する既得權益は甚しき影響を蒙らんとしてゐた。就中，大正4年に得たる9鑛山は其允許條件の1項として「鑛業條例確定に至る迄は現行辦法に據る」べき規定がある。既述の如く民國3年の鑛業法は，英淸通商條約に背馳せるに依つて列國一致の抗議に遇ひ，爾來懸案となれる事情に鑑み，それが確定までは中外人關係の鑛山經營に當つて，何等制限なき合辦法による事となつてゐた。今次の滿洲事變が起らなかつたならば，日本の滿洲に於ける鑛業權の新なる獲得は此新法によつて，全然不可能となつたばかりでなく，此九鑛山の權利に關しても其內容の變更まで相當問題になつたでもあらう。

（4）滿洲國の鑛業政策

國營方針　滿洲國中央政府實業部に於ては滿洲國內に埋藏されてゐる既掘未掘の鑛山に關して國家が國有とすべきか民有とすべきかの範圍を種々研究中であつたが大同元年6月30日中央政府實業部第75條訓令を以て下記の七種目を官辦となす旨夫々各省實業廳宛訓令を發した。

即ち金鑛，鉛鑛，鐵鑛，マグネシユーム礦（マグネサイド）アルミニユーム礦（粘土のあるもの）特種工業用石炭，石油類

以上の７種鑛山は滿洲國官辦に決定されると共に６月30日以後の右７種鑛山採掘に該當する採掘出願は却下することになつた。實業廳では６月30日前の礦山採掘出願者の意志にそふべく發令前の出願者に對しては出來うるだけの便宜或ひは辦法を講じて貰ひたい意味の建白書を中央政府實業部宛に出願してゐる模樣である。一方７種礦山の官辦は滿洲國が未だ設立當初であり，財源難に陷入つてゐるため一時の辦法であるらしく將來は民間にも拂下げ或は採掘を許可されるものと思料されるが，奉天省實業廳では礦山事業の振興を圖り，これに關する從來の惡弊の改善をなすべく決定したが，各縣の實業局長，農務會長並に礦商代表を招集し，６月中旬會議を開いた。更に廳長徐紹鄉氏は財源捻出を圖るためと各縣に於ける鑛產事業の改革をなすべく，各縣事業會社及鑛權所有者等を８月初旬招集し全省礦務會議を開催した，一方各縣實業局に對し，各縣に於ける礦商の採掘成績礦商數及礦山の種類，森林伐採に關する方法の調査方を命令した。

新礦業條令　滿洲舊軍閥時代採掘を許可されたる鑛區は奉天全省で336箇所，滿洲國成立以來6月30日迄の新礦區出願數は270餘に達し尙引繼き申込あり，新鑛業條令の發布を見た曉には更に夥しき出願がある事と期待されてゐる。（昭 7.　9. 13）

奉天實業廳に於ては礦山採掘願に關する條令は未だ作成されて居らず，それがため礦山採掘請願者に對しては民國の舊條例を適用しつゝあつたが，滿洲國の成立を見た今日では修正を要する點あるため，９月頃滿洲國の新條令が制定される迄請願書を受理しない事に決定した。尙ほ同廳では東北邊地方に於ける礦山が不法に採掘される事あるに鑑み，礦山法を勵行すべく嚴重なる命令を發した。

滿洲國炭山開發　滿洲國政府實業部では今後は日滿合資により積極的炭山開發に盡す事となり明春迄に實地調査を終り採掘に着手する意氣込で最近の奉，吉，黑，熱４省の生產額は計477萬8千噸である。

（昭 7.　9. 13）

撫順炭の有力なる競爭炭であつた北票炭は此度滿洲國政府に回收し，奉山鐵路局直營とすることに決し經營者と交涉中で大洋30萬元を支拂ふ由。（昭 7.　6.　3）

黑龍江省に於ては實業廳に令して札蘭諾爾煤稅局を統一して稅務監督署管轄とするを具報するの件を受理した。

（黑龍江公署令第2191號大同元年８月５日）

奉天省の鑛山整理　新任奉天實業廳長徐紹卿は省內の各種鑛山を積極的に整理をなすべく，これが宣言を發表した，それによると奉天省內の鑛山中金鑛のみ國營とし，銀，鉛，石炭，銅，苦土，石等の各鑛山は何れの國籍にある者を問はず一律に採掘を許可し，又支那人にして既得の鑛權を外國人に讓渡する場合もこれを認め，讓渡を受けた外國人は支那人と同樣權利を行使することが出來るといふのが大體の要旨となつてゐる。又省內に於ける鑛山權所有者中には資金が無いため，或ひは他人に讓渡せんためとかの理由で長期間に亙り採掘しないものあり，これは鑛山條例に違反するところから早急に整理を行ふ必要ありとし，會議を開き協議した結果，３年以上採掘しない鑛山があれば採掘能力のないものと認めその鑛山權を沒收し，他人に採掘せしむる樣決定した。省政府に於ては炭礦を整理すべく金溝煤礦を瀋海路保安委員會に，八道濠煤礦を實業廳に移管し整理を命じたので，兩機關では直ちに人を派して整理に着手した，右兩礦の中八道濠煤礦は元奉天鑛務局に於て管理してゐたものであるが，今回事變が勃發するや局長王子文は職員を連れ逃亡せるため無人となつてゐたもので，實業廳は既に６年12月13日より廳員數名を派し，同局內の各種物品及び礦山用器具を押收した。

硝礦の中央直轄及販賣禁止　各省財政の中央直轄により，奉天財政廳も撤廢された結果，現在財政廳の管下にある硝磺及び火柴公賣局をも中央財政部に直轄されることとなつた。

奉天省長臧式毅，高粱繁茂期となつて匪賊の跳梁が益々激しくなりつゝあるところから，嚮に縣下の火藥商に對し火藥類の販賣を禁止してゐたが，更に爆藥類の匪賊の手に入るのを根本的に防止するため硝磺（硫黃）の販賣を禁じて私造火藥をも絕滅せんとし７月20日，各縣の硝磺局に命じて硝磺の販賣を禁ぜしめ，火藥商を嚴重に取締ることとなつた。

（二）炭　　礦

滿洲四省の炭田は大小70箇所で，現在稼行中のもの30箇所である。埋藏量は最近の計算に依ると約48億瓲と豫想せられるが之は舊坑區域及天然の條件の惡いものをも加へて居るから將來企業の對照となる數字は先づ35億瓲位であらう。

現在稼行中の炭田埋藏量內譯

（單位 100 萬瓲）

日本關係	（撫順その他）	約 1,700
東支鐵道關係	（札賚諾爾その他）	400
滿洲國側		2,100

大炭田で從來殆んど未著手と云へるものには，吉林の密山，熱河の新邱その他がある。炭田は各地に分布し，炭質は褐炭より高度無煙炭迄あらゆる種類を網羅し，鐵道はどこに敷設せられても燃料に大して不自由を感じない。

南滿洲で重要なのは撫順と本溪湖である。前者は埋藏量９億瓲といはれ，既往出炭累計10億瓲である。撫順炭は低溫乾餾，液化或は完全瓦斯化等化學工業原料として利用價値が多い。本溪湖炭は日本に缺乏せる製鐵用骸炭原料として大いに貴重な特殊炭である。

東支沿線では札賚諾爾及穆稜炭坑があり，之等は褐炭若くは低度瀝靑炭で炭質劣等であるが近年ハルビンの下流鶴立崗炭坑が開發せられ極上等の中度瀝靑炭を產し北滿の大勢力となつた。

熱河省方面は主に低度瀝靑炭であるが骸炭原料炭も產出する見込がある。

滿洲全體で昭和４年の出炭 990 萬英噸の中 500 萬英噸弱は輸出炭で餘は地元消費である。今後需要が喚起せられて4省の石炭を開發する場合，年額幾何迄出炭出來るやと云ふに確實な算定基礎はないが年額 2,500 萬瓲乃至2,000萬瓲位と推定せられる。

（1）撫順炭礦（滿鐵會社）

位　置　奉天の東方50粁。

炭　層　第３紀始新乃至漸新統に屬し大體に於て朝鮮及九州の含炭層と同一時代の成生である。主要炭層はその厚い事では世界で 1, 2 を爭ふもので，厚さ塔連附近で約10米古城子附近では 100 米以上に達する。この厚層は部分に依り多少特徵があるので上磐から順次富士，大和，朝日，常盤，櫻の各層に分られてゐる。尙主要炭層の下方に下部夾炭層があつて厚さ 0.3—15 米の炭層が３枚ある。炭層は露頭の延長東西16粁層向東西で北方運河に向つて約30度の傾斜を有する。

炭質及埋藏量　骸炭性狀は龍鳳弱膨脹粘結性，他は弱粘結性である。即ち低度瀝靑炭に屬し東部に行く程，炭化の度が進んで居り固定炭素及灰分が增す。就中，著しい

事は概して窒素の含量が多いが東部に於て特別多量を有する事である。鈴木庸生氏に依れば肥料としての窒素は1噸約300圓であるから撫順東部炭は燃料價値以外に1噸9圓近くの窒素に依る價値があると云はれてゐる位である。全體として灰分少く而かも灰分の耐火度はS・K8—20番で甚だ高く，クリンカーを生じない事は定評のある處である。蒸汽炭，窯業，セメント工業に好適であるが，低溫乾餾用には最も優秀である。

進んで液化或は完全瓦斯化等も大いに囑望せられてゐる。要するに普通燃料として使用するよりも之等の方法に依り高價な副產物を回收し化學工業原料として利用する樣になれば，撫順炭は愈々その眞價を發揮する次第である。骸炭原料としては鞍山製鐵所で研究の結果，本溪湖炭と混炭し龍鳳炭8，本溪湖炭2の割合で上等の製鐵用骸炭が得られる樣になつた。埋藏量は約9億5,000萬噸と推定せられる。

撫順炭平均分析表

成分	切込炭	塊炭	粉炭	中塊炭	說明
水分	5.3	4.6	5.1	4.4	平均全水量4％內外
揮發分	38.7	39.0	36.7	38.6	純炭換算41—45％位。西部炭に多く東部炭に稍少
固定炭素	48.5	50.0	48.4	50.9	純炭にて54.9—58.8％位。東部炭に多い
灰分	7.5	6.4	10.8	6.1	一般に耐火度强く熔融點高くクリンカーを生ずること少い
發熱量	6,880	7,050	6,700	7,120	內地炭に遜色ない。東部炭大
硫黃	0.618	0.649	0.709	0.690	骸炭を製造すればその含有硫黃は極めて少量
窒素	1.413	1.610	1.660	1,853	稀にみる含有量。東部炭大。アムモニア，硫酸製造に適す

事業沿革　7,8百年前に高麗人が窯業用として採掘した歷史がありその後も土人が燃料用として斷續的に採掘した模樣であるが清初乾隆年間に，太宗の東陵に近く風水に害ありとして開掘を禁じられた。日露戰爭直前には露人が軍隊用石炭を採掘してゐたが戰後直ちに我軍當局に於て採掘し明治40年4月1日之を滿鐵會社に引繼いだ。礦區總面積約1,820萬坪。42年には千金寨，老虎臺，楊柏堡，44年大山及東鄉の採炭設備完成，大正4年萬達屋，同2年古城子露天掘が營業坑となつた。大正7年龍鳳，9年新屯の採炭を開始した。14年2月より東ケ岡露天掘の出炭を開始した。

斯の如き厚層の採掘は日本で經驗しなかつた處で，開坑當時の殘柱式採掘法では高落ち，自然發火の危險が多いのみならず可採量5—6％に過ぎないために大正元年11月から灑砂充塡採掘を開始し大露天掘採掘と相俟つて撫順炭採掘の革命が齎らされた。大正11年以降この灑砂充塡採掘法を改良し撫順獨特の「累段走向長壁灑砂充塡採掘法」を實施し愈々世界に誇るべき厚層採掘法を確立するに至つた。

撫順炭礦の壽命に就ては，「將來露天掘1億7,000萬英噸，坑內掘3億5,000萬英噸，合計5億2,000萬噸は實收で，撫順炭現今の出炭能力年額約750萬英噸，將來漸增して年額1,000萬英噸に達し之を繼續するが適當とされ，今後約60年位の壽命であらう」と云はれてゐる。

出炭狀況　滿鐵撫順炭の昭和7年度出炭計畫について炭礦當局者と商事部の輸出地賣兩課計畫係との間において協議し，大體本年度の總出炭高は前年度の實績より約20萬噸增の7百20萬噸程度に落つく模樣である。この內譯撫順炭正炭630萬噸，雜炭約40萬噸，煙臺炭17萬噸，本溪湖炭18萬噸見當となり，煉炭は本年は出來得る限り增產の方針で10萬噸以上の豫定である。商事部當局では一時前途を案じられてゐた上海其他南支市場への輸出は本年上期中は困難であるが下期においては漸次事變前にかへるものと見て居り本年度賣炭方針の重心を內地に仕向並に船舶焚料炭の增加において極力努力することゝなる。尙6年度よりの繰越貯炭高は約88萬噸で前年同期に比し，約20萬噸減の見込である。而して4月8日における大連港の貯炭は埠頭55,508噸，甘井子174,934噸，計180,442噸にて前年同日より41,232噸の增加を示した。

撫順炭內地輸入制限問題　撫順炭內地輸入問題は遂に政治問題に移り拓務商工兩所管大臣，調停委員等協議の結果，本年下期における100萬噸の限產に對し內地大手筋80萬噸，滿鐵20萬噸の割當とする調停案を決定し，石炭聯合會及び滿鐵に對しその同意を求めてゐたが，聯合會は大體諒承する旨を答へて居り，滿鐵も右調停案承諾の旨を回答したので雙方同意し調停案成立するに至つた。7月16日午後3時拓相官邸で各關係者が集つて手打ちを行つた。石炭聯合會は本問題に關する經過を報告承認を求め80萬噸の限產擴張を行ふこととなり次の如く決定した。

1. 本年7月1日に遡つて80萬噸の送炭調節擴張を行ふこと。
2. 右擴張は大手筋のみの負擔とすること
3. 大手筋とは現行調節高にて年產15萬噸以上(出炭能力にては20萬噸以上に當る)の鑛主とすること。
4. 送炭調節勵行のため調停高超過の出炭については現行噸50錢の超過賦課金を1圓に增額し新に調節奬勵金を決定し，調節高以上に調節したる分には2箇年を限り噸50錢を交付すること。

而して大手筋は全國合計約30鑛主，その出炭高は現行調節高にて合計1,800萬噸に達し，今回の新妥協案により半箇年間に80萬噸の限產を擴張する爲め擴張率は現行2割3分7厘の8分8厘に當り依つて7月よりの調節率は2割6分見當になる。然しこの問題は單に石炭のみの問題でなく，日滿經濟統制の將來に極めて重要性を持つものである。

而して本問題に刺戟されて，商工，農林，大藏，外務及び拓務各省では協力して，日滿相互の重要產業を統制するため「重要產業統制委員會」を新設し，日滿相互の統制を圖り，各種問題を未然に解決せんとする方針を執つて居る。

撫順炭地賣價格値下　工業發達の條件を具備する大連が未だ豫期の彼岸に達せざるは一に工場の榮養素たる炭價の不自然割高によるものであつて，從來屢々地賣炭價引下に關して，更に大連港に於ける輸入制限も炭價高値の一因として石炭輸入制限撤去に關して問題化してゐた。而して撫順炭の地賣價格は既に論議の種となり昭和4年12月，同6年4月の2回にわたつて値下げを行つたが，滿鐵では昭和7年11月24日次の如く第3次値下を發表し同日より實施した。

1. 値引率

滿鐵沿線各地

撫順	塊炭	50錢引
	中塊炭	50錢引
	切込炭	70錢引
	特粉炭	1圓引
	並粉炭	90錢引
	煉炭	50錢引

2. 各炭種間の値開き

營業收支

年度	收入 石炭	收入 雜鑛物	收入 其他	收入 計	支出 原價 石炭	支出 原價 雜鑛物	支出 原價 雜製品	支出 原價 計	支出 其他	支出 合計	差引益
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
昭和6年度	52,110,339	291,655	329,591	**52,731,585**	14,765,774	269,086	172,669	**15,207,529**	37,507,218	**52,714,647**	16,938
5年度	61,322,876	444,230	674,055	**62,441,161**	17,456,799	380,325	509,776	**18,346,900**	42,281,089	**60,627,989**	1,813,172
4年度	81,379,322	558,662	2,426,681	**84,364,665**	20,309,566	473,890	1,891,816	**23,175,272**	48,914,276	**72,089,548**	12,275,116

各坑別出炭高 (單位英噸)

年度	作業日數	撫順炭礦 古城子露天掘	東ケ岡露天掘	楊柏堡露天掘	大山南坑	大山本坑	東郷本坑	東郷南坑	老虎臺坑	萬達屋坑	新屯坑	龍鳳坑	東龍坑	搭連坑	計	煙臺支礦	南昌洋行斤先掘	合計	1日平均出炭高 撫順	煙臺	南昌洋行斤先掘	計
昭和6年度	302	2,395,000	200,100	200,200	813,000		350,800	267,110	318,810	472,700	494,100	257,700	89,280	24,120	**5,882,900**	170,000	250,370	**6,303,270**	19,480	563	829	**20,872**
5年度	303	2,716,800	221,000	245,200	358,000	588,000	323,600	349,400	342,600	521,400	517,600	277,000	89,560	47,940	**6,598,100**	175,000	268,957	**7,042,057**	21,776	578	888	**23,241**
4年度	329	2,664,100	330,300	242,000	424,000	636,000	247,200	333,800	443,500	576,000	521,600	356,100	51,010	63,990	**6,889,600**	142,500	403,061	**7,435,161**	20,941	433	1,225	**22,599**
3年度	336	2,500,600	321,500	49,000	343,000	405,000	456,000	537,000	547,000	566,000	551,900	371,800	61,920	80,180	**6,790,900**	154,500	406,847	**1,753,247**	20,211	460	1,211	**21,882**
2年度	321	2,548,800	181,500	—	553,100	670,000	461,000	589,000	530,000	471,000	486,500	324,600	24,370	78,930	**6,918,800**	143,000	40,060	**7,101,860**	21,554	445	125	**22,124**
1年度	331	2,520,200	63,410	—	568,500	588,500	403,000	547,000	523,000	439,500	445,500	303,000	12,450	73,400	**6,487,460**	136,800	—	**6,624,260**	19,599	413	—	**20,013**
大正14年度	316	2,016,000	—	—	524,900	543,100	364,300	535,800	525,700	420,000	440,900	300,600	10,380	70,193	**5,751,873**	117,700	—	**5,869,753**	18,202	372	—	**18,575**
13年度	322	1,811,800	—	—	350,500	717,500	392,000	548,000	513,100	420,700	439,000	311,700	—	87,800	**5,592,100**	104,200	—	**5,696,300**	17,367	324	—	**17,690**
12年度	332	1,654,400	—	—	332,400	652,000	357,100	558,700	502,300	289,200	267,000	269,900	—	71,200	**4,954,200**	98,000	—	**5,052,200**	14,922	295	—	**15,217**
11年度	308	1,076,000	—	—	360,900	528,300	285,900	485,500	455,300	210,100	155,500	226,700	—	44,200	**3,828,400**	63,000	—	**3,891,400**	12,430	205	—	**12,634**
10年度	299	476,031	—	—	336,528	414,970	252,907	429,887	395,400	196,212	79,487	156,991	—	33,395	**2,771,808**	50,050	—	**2,821,858**	9,271	168	—	**9,438**
9年度	322	606,514	—	—	390,562	514,777	278,572	480,161	469,357	206,849	※57,947	153,700	—	4,306	**3,162,745**	81,823	—	**3,244,568**	9,822	254	—	**10,076**
8年度	325	531,711	—	—	307,571	406,439	319,284	454,695	404,993	164,689	18,101	155,191	—	—	**2,762,674**	107,708	—	**2,870,382**	8,501	331	—	**8,832**
7年度	318	327,442	—	—	419,272	328,156	319,517	501,512	393,727	157,058	—	74,480	—	—	**2,521,164**	104,947	—	**2,626,111**	7,928	330	—	**8,258**
6年度	322	272,328	—	—	602,685	135,724	291,398	597,955	295,482	110,732	—	※5,141	—	—	**2,311,445**	115,300	—	**2,426,745**	7,178	358	—	**7,536**
5年度	315	173,485	—	—	572,310	305,241	170,861	499,107	257,758	65,647	—	—	—	—	**2,044,409**	90,980	—	**2,135,389**	6,490	289	—	**6,779**
4年度	309	102,749	—	—	623,107	301,641	430,407	441,791	179,444	53,436	—	—	—	—	**2,162,575**	71,266	—	**2,233,841**	6,999	231	—	**7,229**
3年度	323	2,122	—	—	638,560	234,976	472,242	381,789	420,126	—	—	—	—	—	**2,149,815**	97,372	—	**2,247,187**	6,656	303	—	**6,959**
2年度	317	—	—	—	579,471	421,146	414,903	260,683	472,993	—	—	—	—	—	**2,179,202**	94,265	—	**2,273,467**	6,874	298	—	**7,172**
1年度	318	—	—	—	384,816	359,552	252,090	213,175	261,494	—	—	—	—	—	**1,471,127**	42,920	—	**1,514,047**	4,626	135	—	**4,761**
明治44年度	366	—	—	—	404,934	186,114	147,732	301,625	284,995	—	—	—	—	—	**1,325,400**	39,387	—	**1,364,787**	3,621	108	—	**3,729**
43年度	365	—	—	—	370,423	※14,450	※17,450	217,828	279,041	—	—	—	—	—	**899,192**	28,586	—	**927,778**	2,464	78	—	**2,542**
42年度	365	—	—	—	324,313	—	—	176,109	192,669	—	—	—	—	—	**693,091**	5,282	—	**698,373**	1,899	14	—	**1,913**
41年度	365	—	—	—	238,828	—	—	127,316	124,576	—	—	—	—	—	**490,720**	—	—	**490,720**	1,344	—	—	**1,344**
40年度	366	—	—	—	103,320	—	—	64,514	65,491	—	—	—	—	—	**233,325**	—	—	**233,235**	638	—	—	**638**

(備考) (1)※印は開鑿中の出炭である。(2)東郷坑は明治44年6月，煙臺支礦は同43年10月，萬達屋坑及古城子坑は大正4年4月龍鳳坑は大正7年10月新屯坑は大正9年4月，東ケ岡露天掘は大正15年4月，楊柏堡露天掘は昭和3年11月より採炭を開始した。(3)大山坑は明治44年4月採炭を開始し大正6年1月11日より坑内變災の爲採炭を休止せるも同年10月21日復舊，老虎臺坑は大正4年2月18日坑内事故の爲採炭を休止し同年6月2日復舊從前通採炭を開始した。(5)千金寨坑は大正13年度限り其の名稱を廢し大山坑に合併し山南坑と改めた卽ち大山南坑に於ける13年度以前のものは千金寨坑の出炭高である。(6)昭和3年3月16日より東郷坑を東郷本坑，楊柏堡坑を東郷南坑と各改稱した。本表には滿鐵會社と株式會社南昌洋行との間に協定せる覺書及契約書に基く古城子露天掘の西端に位する南昌洋行の斤先掘出炭を計上した。(7)明治44年度以前の作業日數は其の調査を缺くを以て便宜曆日を以てした。(7)東龍坑は龍鳳坑の東端搭連坑に近き撫順鑛區内の石炭を坑内の都合上搭連の坑内より採掘して搭連坑口に搬出せる石炭を整理決算する方便として假に東龍坑の口座を設けたものである。

賣炭箇所別 (單位英噸)

年度	滿洲各地 社用	社員用	社外用	計	指數	輸出 南洋	南支那	北支那	朝鮮	臺灣	日本內地	計	指數	船舶焚料	合計	合計に對する輸出割合 %
昭和6年度	1,256,168	57,459	1,423,226	**2,736,853**	1,376	171,076	1,250,161	120,579	318,256	52,231	1,816,299	**3,728,602**	18,069	661,463	**7,126,918**	52.3
5年度	1,361,596	65,021	1,640,375	**3,066,992**	1,542	177,055	1,194,084	146,584	375,972	38,123	1,712,047	**3,643,865**	17,659	548,594	**7,259,451**	50.2
4年度	1,402,244	65,141	2,024,841	**3,492,226**	1,756	223,172	1,101,728	166,713	404,986	10,323	1,887,287	**3,794,209**	18,387	705,351	**7,991,786**	47.5
3年度	1,338,389	67,539	2,134,739	**3,540,667**	1,781	191,861	967,090	170,626	445,190	9,798	1,849,427	**3,633,992**	17,611	711,207	**7,885,866**	46.1
2年度	1,323,451	65,291	1,937,098	**3,325,840**	1,673	188,250	917,245	179,914	416,967	3,663	1,694,619	**3,400,658**	16,480	703,126	**7,429,624**	45.8

撫順炭の炭價關係と滿蒙における工業勃興の趨勢に即する意味において主として工業用炭たる粉炭類の値引率を大とし目下需要に追はれてゐる塊炭類の値引率を少くした則ち塊炭を標準として如次く定められた

種類	現行値段	改正値段 塊炭より
中塊炭	20錢安	20錢安
切込炭	1圓50錢安	1圓70錢安
特粉炭	1圓30錢安	2圓80錢安
並粉炭	2圓80錢安	3圓20錢安

しかして値引率は炭種によつて相違するが5分乃至1割で，24日以降今年度中の地賣は70萬噸と見られてゐるから，滿鐵は今期のみで約50萬圓の收入減となるべく1年を通ずれば地賣1百30萬噸と見て100萬圓以上の收入減を見るわけである。

撫順炭好況 支那の排日，輸入稅賦課，內地の移入制限と過去1年間悲境を彷徨してゐた撫順炭は最近各地とも頓に好況を呈し滿鐵商事部當局もこの機に乘じて一擧に挽回せんと努めてゐる。即ち11月の賣炭豫想數量は次の如くである。

社用	74,000噸
地賣	245,000
船焚料	57,000
內地	175,000
海外	120,000

その他朝鮮等を合せると67萬噸に達し豫定より實に10萬噸以上の增加を示した。この原因は寒氣に向つて地賣が增加したことにもよるが，その他南支市場は排日やうやく弛みたると銀高により輸入稅の重課にも屈せず輸出增加の勢を見せ，船焚料は外國船の輻輳によりこれまた非常な增加でこれ等が集つてこの好況を示すに至つたものである。しかしてこの67萬噸といふ近來の大量を運炭するには30噸車にて1日750車を要するのに11月上旬は百方鐵道部が奔走したるも1日670車平均で，この折角の好機をみすみす逸せんとする處があつた。また山元においても右需要增加が塊類なるため粉類の貯炭があまつて增加するので增炭が商事部の要求に添はざるに至つた。撫順炭礦において全力をあげて採掘につとめ今月中に塊炭5萬噸の增掘をすること，これに伴つて生ずる粉炭は山元にて貯炭することに決定し，又運輸方面は朝鮮鐵道に行つてゐる貨車を取戾し，撫順炭礦にある土運車を出し，新線及び他線に行つてゐる貨車も出來得るかぎり戾して貰ひ，夜業その他の方法によつて貨車の利用率を增す等の方法をもつて全力をあげて今後半月間に豫定數量の送炭の實現に努力することとなつた。

オイルシエール 撫順大炭層の直上にこれを蔽ふてゐる層厚平均120米の巨大なもので，下部の石炭に近い處には，世界爺，ブナその他の植物及龜類の化石を產し，地質時代は第3紀始新乃至漸新世である。鑛石は比重2，チョコレート色で新鮮な時は稍々塊狀だが風化すれば剝がれる。標準乾餾法で粗油1—14%，平均5.5%，工場收率5%（1米砘につき12米ガロン）內外，又窒素含有量平均0.5%の品位である。然し工場收率は必ずしも絕對的のものでなく，目的に應じて乾餾方式を變へれば收油率と油の品質は或程度迄變るものであると云ふ。

埋藏量は50億砘以上であるが，差當り企業の對照となつてゐるのは古城子大露天掘計畫（30年）で剝岩せられる部分だけであつて，1日2萬砘，總量2億砘（粗油1,000萬砘）に達する。假に剝岩と並行して全量を處理すれば粗油生產年額33萬砘を得ることになる。

オイルシエールの存在は明治末年に已に注意せられたが當時の試料は炭層直上の收油量2%以下の貧鑛で問題にせられなかつた。露天掘及金剛石試錐の進捗により表土

に蔽はれてゐた上層に良質のシエールを發見し大正10年頃より數年に亙り，中央試驗所及撫順炭礦にて基礎的試驗の結果，大正15年愈々撫順式內熱爐工場の設立を決定し現今一日シエール處理能力4,000砘を以て作業中である。昭和5年のシエール採掘高98萬砘，又最近シエール工場の粗油生產量1日約200砘，その65%は重油，30%は粗蠟，他はアムモニア等である。然しこの重油の生產は普通の石油業に於ける油井の原油汲取作業に相當する部分でこの重油を更に精製し，揮發油その他製品となすためには一層複雜な操作を要する。元來石油業の採算としてはこの精油工程を經て重油の數倍の市價を有する精製品となして始めて採算がとれるものである。撫順に於てもこのオイルシエール精製工場の計畫がある。

(2) 本溪湖炭礦

（中日合辦本溪湖煤鐵公司＝大倉組）

（廟兒溝鐵鑛の項參照）

位置 安奉線本溪湖。

炭層 古生代二疊石炭紀に屬し平壤又は開灤炭田と同一時代の成生である。炭層17層の中主要なるものは8層である。炭厚何れも0.6—3.0米である。露頭の東西延長約6粁南方に10—20度（時に35度）傾斜する。

炭質及埋藏量 炭質は高度瀝青炭乃至半無煙炭に屬し，强粘結性で製鐵用骸炭原料として最好適である。この骸炭用炭は日本に於て最も缺乏してゐるもので本溪湖炭は製鐵原料用特種炭として最も重要性のあるものである。埋藏量は現採掘區域附近（確實）約1億砘，深部を合すれば推定埋藏量約22,000萬砘と推定せられる。

本溪湖石炭分析表

種別	揮發分	固定炭素	灰分	硫黃	發熱量 カロリー
塊炭	15.12	71.38	13.50	1.45	7165
中塊炭	14.17	74.22	11.20	1.24	7380
小塊炭	15.76	71.76	12.48	1.22	7326
粉炭	16.11	66.84	17.05	1.29	7129

事業沿革 清朝初期，乾隆年間には龍章票を發給して，盛に石炭を採掘し地元の粘土を用ひて水甕を燒き又骸炭を製造して製鐵業が勃興し，咸豐同治年間には最も殷賑であつたが光緒年間に至り坑內排水に漸く困難を感じ又，製鐵業が輸入鐵のため壓倒せられるに及び事業中止に至つた。

日露戰中大倉組は當地採炭及製鐵業の有利なるに著目して先づ石炭採掘に著手し43年日淸合辦本溪湖煤礦有限公司を設立し，次で44年製鐵部合辦の調印を了し今日に至つてゐる。製鐵に關しては廟兒溝鐵鑛の記事に述べた通りである。現在採炭は第1—5坑及柳塘坑の六斜坑よりしてゐる。各坑本卸延長600—1,600米，各坑最深部は坑口より垂直160—530米の深度に達してゐる。

現出炭能力は年額70萬噸である。

既往出炭量は次の如くである。（英噸）

1918—22年	369
1923—27年	413
1928年	490
1929年	521
1930年	582

(3) 煙臺炭礦（滿鐵會社）

本線煙臺驛の東方16粁にある。

炭層は2疊石炭紀の成生で舟底狀向斜構造を成し，長軸の延長は南北約7粁である。炭層は18層，中主要なもの4層，厚さ夫々1.2—2.0米ある。

炭質は半無煙炭乃至高度無煙炭で稍々硫黃の多い缺點はあるが火力强く煉炭として好適である。埋藏量約4,000萬砘を豫想せられてゐる。

本炭田は遠く唐朝に開坑せられ續いて高麗族之を採掘し後清朝の牟に至つて吳氏なる者世襲採掘權を得，繼續採掘となし，明治28年頃英人之に投資した事があつたが後東淸鐵道の經營となり，37年9月我軍之を占領し40年滿鐵に引繼がれ撫順炭坑の支礦として經營され明治43年10月營業坑となつた。數百箇所の舊坑跡は山腹を繞り往時の亂掘の跡を偲ばしめる。滿鐵は初め華子溝の一斜坑のみ採掘したが昭和元年新斜坑，更に昭和5年南坑の採炭を開始した。最近の採掘には粘土ブロック充塡法を用ひ大いに好成績を示してゐる。

(4) 五湖咀炭礦

(舊東北鑛務總局)

普蘭店の西方40粁の海岸にある。

2疊石炭紀に屬し炭層3層，合計層厚1.5—7.5米であるが主要なのは一層である。埋藏量1,000萬噸以上の見込である。良質の無煙粉炭を產し，海路內地方面及大連，營口，芝罘，安東等に輸出せられてゐる。

周文貴の經營であつたが昭和3年以來張學良系の東北鑛務總局直營（資本200萬元）となり，頓に出炭を增して年額20萬英噸內外を產し，既往累計は100萬英噸に近い。海岸に位し，輸送至便で而かも內地方面煉炭原料として鴻基炭に對抗し得べく大いに將來を囑望せられてゐる。

(5) 牛心臺炭田

(日滿合辦其他)

本溪湖の上流20粁，太子河の南岸にあつて，溪城輕便鐵道終點である。2疊石炭紀に屬し，炭層4枚の中主要なのは第3層（厚さ1—1.5米）である。炭質は煙臺炭に類し無煙粉炭である。順治7,8年頃山東人之を發見したと云ひ，光緖の初頃より相當盛に採掘せられ，大正3年石本鏆太郎氏中日合辦紅臉溝復興煤礦公司（資本金50萬圓）を設立今日に至る。大正4年日支條約の滿蒙九鑛山の一であるが，隣接支那側鑛區との間に屢々紛擾があつた。最近出炭年額6—7萬英噸，既往累計56萬英噸である。

(6) 西安炭田

(舊東北鑛務總局及日本側明治鑛業鑛區)

奉海線梅河口の北西で（鐵道支線あり）侏羅白堊紀に屬し炭層は1—2層，厚さ夫々1-5米で瀝靑炭を產する。中生代炭としては比較的水分少く，發熱量6,500—7,600カロリーで良質である。埋藏量は1億噸以上と信ぜられる。區域の一部は明治鑛業（安田）鑛區で他の支那側鑛區は近年張學良系の邊業銀行，瀋海鐵路と合辦資本220萬元となり專ら同鐵道用炭を供給してゐた。近年出炭高約10萬英噸，既往累計68萬英噸である。

西安炭礦剝土作業 昭和7年1月から3月までの1日平均出炭量は550噸で3月の總出炭量は13,000噸であるがその後需要期を經過すると共に漸次出炭も減少し4月中の出炭量は9,600噸に低下目下1日の出炭は平均約350噸貯炭約2萬噸である。而して西安炭礦當局では今後の出炭計畫として夏期需要閑散期は出炭を本意とせず現在の捲上機2臺を利用して第1坑および休業中の第2坑の剝土作業に全力を注ぐことゝなり更に捲上機2臺の增設に着手してその完成を急ぎつゝあるが，秋期需要期に入ると共に撫順炭礦より選炭機を買取り炭質の向上を計ると共に1日の出炭を1千噸に達せしめる計畫を立てゝゐる。

(7) 田師付溝炭田

本溪湖の上流100粁。夾炭層は2疊石炭紀及侏羅紀兩層がある。前者は本溪湖炭類似の粘結性瀝靑炭を產し，後者は無煙炭を產する。總埋藏量約6,000萬噸その中，約4分の1は粘結性炭である。粘結性炭は從來骸炭原料として土法で採掘せられたが近年

殆んど休山し，無煙塊炭のみ小量の出炭があり，煖房用として奉天その他都市に歡迎せられてゐる。斯の樣に粘結性炭及無煙塊炭の特殊炭を有する點で注目せられてゐるが輸送の便なき感がある。近年土法の出炭額1—2萬英噸である。

(8) 八道濠炭坑

(舊東北鑛務總局)

打通線上にある。侏羅白堊紀に屬し低度瀝靑炭を產する。含炭區域20平方粁，層厚合計9米，埋藏量2億噸と稱せられる。本炭坑（資本117萬元）は張學良系の東北鑛務總局の經營で出炭年額約6萬英噸，既往累計55萬英噸である。支那側は本炭坑に發電所を設立し錦州を中心に奉山線及打通線沿線に電力を供給してゐる。

(9) 穆稜炭礦

(舊吉林政府及東支官商合辦)

東支鐵道東部線下城子驛の北方64粁。吉林省政府と穆稜煤鑛公司合辦の廣軌運炭鐵道（60粁）は大正15年3月開通した。

上部侏羅紀の成生に係り，炭田の基盤は2疊石炭紀の變質岩より成る。炭層は3層合計厚2.5米，現在第2層（厚さ1.0米）を採掘中である。傾斜平均12度である。

炭質は低度瀝靑炭，弱粘結性で撫順炭よりは稍々劣り塊4，粉6の割である。炭量は7,500萬噸と推定せられ大炭礦である。

明治末年頃發見せられ，大正12年露人スキデルスキー私かに試掘したが，濱江道尹は之を禁じ，吉林省政府と露人の官商合辦（資本600萬元）を以て經營する事とし竪坑を開鑿し16年迄に一切の設備を完成した。

既往出炭量は次の通りである。（單位噸）

1925年	94,034
1926年	134,907
1927年	169,300
1928年	281,037
1929年	350,000
1930年	322,600

本炭礦は資金關係から東支鐵道と密接の關係がある。出炭は主として鐵道用炭であるが餘力を以てハルピン，チチハル迄その販路を有し，北滿第一の大炭礦である。

(10) 火石嶺炭礦

吉長線下九臺驛の北東にある。侏羅白堊紀に屬し，低度瀝靑炭（發熱量5,200—6,300カロリー）を產する。滿洲人の經營で近年出炭高10萬英噸に達し吉長線鐵道炭及附近に販路があるが含炭區域狹小で將來を望まれない。

(11) 蛟河炭田

吉敦線蛟河驛附近にある。南北33粁，東西10—20粁の廣大な面積を占めてゐるが，從來稼行せられてゐるのは北東部の奶子山附近その他の一部である。侏羅紀に屬し炭層2層，合計層厚2米（厚い部分6米）と認められる。水分10—15%，灰分20%內外，發熱量5,200—6,000カロリーで炭質は良好でない。

埋藏量は支那側計算に依ると全區域45,600萬噸と稱するが，未調査區域が多く炭量は未知數である。昭和元年滿洲國人の開坑に係る。

(12) 老頭兒溝炭坑

(舊中日官商合辦)

間島天圖鐵道終點にある。敦化—老頭兒溝間吉會豫定線に沿ひ105粁，老頭兒溝—淸津（又は雄基）間約220粁である。侏羅紀に屬し炭層4層，厚さ夫々0.7—1.0米ある。炭質は水分10%，灰分10%內外，發熱量5,600—6,700カロリーで西安炭よりも劣るが吉會沿線では最上等に屬する。埋藏量は相當に多く將來年額30萬噸出炭の設備をなし得ると云はれてゐる。光緖17年開坑，大

正7年飯田延太郎氏，吉林實業廳と官商合辦老頭溝兒溝煤礦公司を設立し大正12年以來繼續採掘中である。近年出炭高約2萬英噸既往累計10萬英噸に過ぎないが吉會線開通の曉には全沿線中の良質石炭として相當活躍すべく期待せられる。

(13) 密山炭田

東支東部線穆稜の北東にある。密縣を距る東方120粁，石炭埋藏區域は廣大で東西60粁，南北30粁に達する。上部侏羅紀に屬し基盤は2疊石炭紀の變質した雲母片岩及結晶質石灰岩から成る。上部には白堊紀の礫岩がある。附近には中生代花崗岩及第3紀玄武岩等の影響が多い。炭層は僅かに1枚層厚1―1.5米と云ひ或は4米とも云ふ。炭質は瀝青炭及高度瀝青炭で1部粘結性のものがある。埋藏量は，(單位1,000噸)

小黄泥河	114,000
滴道河子	100,000
計	**214,000**

と推定せられてゐる。

清朝末以來，佛人，獨人，露人の之に關係したものがあつたが東支本線を距る事120粁に及び輸送不便のため未だ開掘せられるに至らない。

(14) 札賚諾爾炭礦（東支鐵道）

滿洲里の東方約30粁，東支本線に沿ひ，北東―南西延長40粁，東西の幅20粁の廣大な面積を占めてゐる。夾炭層は第3紀に屬し炭層3乃至4層，合計層厚20米に達し，傾斜10度以內である。炭質は褐炭で水分20%を有し發熱量5,300カロリー，乾燥炭の比重0.7である。埋藏量は比重0.7とし7,000萬噸と稱せられ又一說にはその數倍の埋藏量を豫想せられてゐる。

光緒27年東支鐵道採掘權を得，その後變遷があつたが大正11年から再び東支の直營となつた。採掘は露天掘及竪坑に依る。從來出炭の最高記錄は大正9年の366,000噸で昭和4年來休山してゐる。

既往出炭狀況は次の通りである。(單位噸)

1925年	123,512
1926年	152,099
1927年	160,000
1928年	254,289
1929年	186,500
1930年	5,800

北滿3炭礦の中では最も歷史が古いが，水分20%の褐炭で穆稜に劣り，鶴立崗に比べると問題にならぬが鐵道沿線に位する點で經濟價値が認められる。

いま札賚諾爾炭と他炭との炭質分析比較表(百分率)を掲ぐれば下の如くである。

成分	褐炭						石炭		
	札賚諾爾	撫順	チエレムホフ	チエルノフ	吉林	アルチモフ	蘇昌	穆稜	鶴崗
水分	38.10	7.62	5.91	32.08	19.13	27.20	4.25	4.17	2.22
炭素	30.30	44.25	45.43	36.07	34.84	31.12	59.43	53.39	56.67
灰	3.82	11.63	11.01	4.00	11.44	7.02	13.55	13.89	8.12
硫黄	0.36	0.49	0.76	0.42	0.50	0.36	0.40	0.44	0.52
揮發油	27.42	36.00	36.89	27.43	34.06	34.30	22.11	28.11	32.47
發熱量(單位カロリー)	3,880	5,812	6,100	4,405	5,892	5,810	6,877	6,446	7,000
薪1サーゼンに代る石炭量(甲)布度	225	150	133	―	160	―	130	135	―
薪1サーゼンに代る石炭量(乙)噸	3.68	2.45	2.17	―	2.62	―	2.12	2.17	―

復興問題提起 中東鐵路理事會豫算委員會は同礦に關する本年度豫算案(採炭高4萬噸，經費167,500留)審議に當り，滿洲國側とソ聯側との意見衝突した。卽ち同炭礦は昭和4年露支紛爭に際し赤衞軍に占領され破壞されてからは全部ソ聯より輸入して褐炭の需要を充してゐた。中國側は之が復興問題を提起しソ聯側は極力妨害したが結局復興に決したがソ聯側は在庫品豐富を理由に經費を最低限度迄切下げるべしと主張するに對し滿洲國側は採炭高3萬噸經費125,000留を計上すべしと主張してゐる。(7.5.14)

埋藏量 札賚諾爾炭礦の炭層はアーネルド博士の證明する所に依ると，東支線嵯岡，赫爾洪特驛間を北走する一脈である。

該炭礦に就ては，夙に世に知られて居るところであるが地質學上の研究に至つては開掘後，既に25年の久しきに及ぶ今日と雖も，尙ほ不充分である。其の埋藏量を層厚，面積及び傾斜等と對照しつつ表示すれば下の如くである。因に本表は該炭礦煤系測量局の調査に據るものである。

深度	百米迄			二百米		
	上層	中層	下層	上層	中層	下層
層厚(單位米)	12.7	7.6	2.1	12.7	7.6	2.1
面積(同)	7,467	6,614	3,200	7,467	6,614	3,200
傾斜(同)	746	277	639	1,495	1,068	1,387
1立方米の重量(單位噸)	1.02	1.18	1.18	1.01	1.18	1.18
埋藏量(單位百萬噸)	72.0	16.0	15.0	144.0	65.0	11.0

(15) 鶴立崗炭礦

ハルビンの下流，松花江の左岸，湯原縣城の北東120粁にある。松花江岸迄約80粁の運炭鐵道があつて之より溯江600粁でハルビンに達する。松花江は每年10月より翌年3月迄結氷し航行不能である。

侏羅紀に屬し基磐は片麻岩である。炭層は6層あり層厚各3.0―12.0米，合計層厚最大50米，平均20米と稱せられ夾炭層厚さ300米の間に分布し層間距離最小24米である。傾斜12―30度。

炭質炭車は中度瀝青炭で撫順炭と本溪湖炭の中間に位し，灰分極めて少く甚だ良質である。

炭量は從來1億4,400萬噸と推定せられてゐるが，最近第2，第3兩層(層厚11―12米)探鑛の結果，確實埋藏量3億噸，豫想埋藏量6億噸を下らずとも云はれ滿洲有數の大炭礦である。

大正3年土人阿片の密栽培中の石炭を發見し，7年興華煤礦公司が創立せられたが，8年吉，黑兩省政府と官商合辦となり，12年再び商辦となり昭和4年公司の改組を行ひ本社をハルビンに置く。

繼續的出炭を見たのは昭和2年以降である。採掘は4箇所の露天掘に依る。

既往出炭高は次の通りである。(單位噸)

1925年	13,000
1926年	30,000
1927年	78,700
1928年	100,000
1929年	120,000
1930年	170,000

本炭礦は近代的設備と組織を以て急速に開發せられ炭質は北滿第1で北滿炭界に大勢力を占めてゐる。

鶴崗煤鑛公司 黑龍江省に於てはかねて實業廳より申請中の鶴崗煤鑛公司の事務を實業廳の辦理に歸せんとするの件を許可した。(黑龍江省公署指令大同元年8月5日)

(16) 新邱炭田

(滿鐵會社關係其他)

遼西八道濠の北西40粁，含炭區域は北東―南西の延長約60粁，幅20粁に達する廣大な區域で，新邱，米家窩舖，孫家灣その他の區域に分たれる。

夾炭層は侏羅白堊紀に屬し安山岩，流紋凝灰岩を伴ふ。新邱では炭層9枚を算し，合計層厚7米に達する。米家窩舖では傾斜中のもの1層，厚さ4米，孫家灣では同2層，厚さ各々3米である。傾斜概ね15度である。

炭質は次の通りである。

區域	水分	揮發分	固定炭素	骸性	灰分	硫黃	カロリー
新邱	10.97	27.50	58.21	不粘	3.32	0.57	7031
五龍溝	4.79	33.92	56.31	粘	4.93	0.93	7285
孫家灣	12.14	32.33	51.48	不粘	5.05	1.25	6045

埋藏量は滿洲國側の調査に依ると，

(單位1,000瓩)

新邱	93,000
米家窩舖	36,000
孫家灣	140,000
合計	269,000

であるが一說には全區域を包含し撫順炭田に匹敵する埋藏量ありと稱せられる。

新邱には中日合辦大興及大新兩公司鑛區があつて，滿鐵關係で主として試錐探鑛中で年約18,000英噸の出炭がある。又米家窩舖及孫家灣は支那側張學良系東北鑛務總局の鑛區で，他の小炭礦と合し年約3萬英噸を採掘してゐる。未だ鐵道が敷設せられないため大規模の出炭を見ず，既往出炭累計40萬英噸弱に過ぎぬが炭質相當良好であり，且つ炭量頗る豐富で將來を期待せられてゐる。

(17) 其他の炭田 (埋藏量の數字は從來公表せられてゐるものに限る)

縣	炭田	時代	炭種	骸炭性狀	埋藏量(1,000瓩)	備考
奉天省						
錦西	大窰溝	古	瀝	粘	25,000	奉山線女兒河驛より支線，明治鑛業關係した事がある
本溪	賽馬集	侏	瀝	膨，粘	相當多い	草河口驛の東50粁
同	小市	古	無	不	同	本溪湖の上流60粁
撫順	石門寨	三	瀝	弱粘	同	撫順炭礦の東30粁
義	二佛廟	古	無	不	同	錦州の北西40粁
錦西	紅螺峴	古	無	不	同	錦州の南西30粁
西豐	掏鹿	侏	瀝	粘，不粘	同	開原の北東70粁
吉林省						
勃利	富錦	侏	瀝	弱粘	100,000	密山の北方
東寧	綏芬河	侏	瀝	弱粘，不粘	50,000	ポグラニーチナヤの南西
延吉琿春	間島	侏	瀝褐	同	多い	間島盆地一體及琿春
舒蘭	缸窰	三	褐	不粘	相當多し	吉林の北方50粁 吉州明川炭に類する
黑龍江省						
蘿北	蘿北	侏	瀝	粘？	20,000	大黑河の下流400粁
臚濱	賚諾爾	三	褐	不粘	10,000	マンチユリー附近
布西	九峰山(甘河)	白	瀝	弱粘	5,000	嫩江の西方60粁
熱河省						
赤峰	楊樹溝	侏白	瀝	不粘	147,000	
朝陽	南票その他	古	無	同	54,000	錦西大窰溝の西方

(三) 鐵鑛

鐵鑛は南滿洲に廣く分布し，朝鮮北部にあるものと同樣の所謂縞狀鐵鑛と稱へられる赤鐵鑛及磁鐵鑛である。その他に局部的の接觸變質鑛床の磁鐵鑛或は小規模の赤鐵鑛層があるが，經濟價値は乏しい。縞狀鐵鑛は含鐵品位35—40%の貧鑛が多く，60%內外の富鑛は案外少い。

既調査區域の殘存埋藏量は次の通りである。(單位1,000瓩)

地方別	富鑛	貧鑛
鞍山(五鑛區)	1,300(櫻桃園)	308,000
廟兒溝	2,400	200,000
弓張嶺	2,500以上	350,000
計	6,200同	858,000

鞍山の他の鑛區を加へると更に約4億瓩を增し，總計12億瓩を超えるであらう。從來稼行せられたのは鞍山と廟兒溝の2鑛山で弓張嶺及本溪湖煤鐵公司所有の小鐵鑛數箇所は何れも日本資本關係の山であるが未だ採掘されてゐない。

上記2鑛山の鑛石及それより製錬せられた銑鐵の生產高累計は次の通りである。

(單位1,000瓩)

地方別	富鑛	並鑛	貧鑛	鑛石計	銑鐵
鞍山	1,450	204	2,926	4,580	1,266
廟兒溝	1,083	—	—	1,083	700
計	2,533	204	2,926	5,663	1,966

(1) 鞍山鐵鑛

(滿鐵會社)

位置 日本の權利に屬する鑛區は11箇所，400萬坪を有し，鞍山市街を中心に5哩乃至10哩以內の距離に點列してゐる。即ち櫻桃園，王家堡子，白家堡子，一擔山，新關門山及關門山は市の北東から東方に連り，大孤山は南東に孤立し，東，西鞍山は千山驛の南方に滿鐵本線を挾んで相對峙し，小嶺子及鐵石山は湯崗子溫泉の東西に分れてその最南端に位する。

鑛床 鑛床は前カムブリア紀に屬する成層鑛床で，鑛石は赤鐵石英片岩又は赤鐵磁鐵石英片岩から成つてゐる。多く千枚岩及綠泥片岩を伴ひ，基磐は花崗岩及片麻岩質花崗岩より成り，上部は新原生代硅岩に依つて不整合に被覆せられてゐる。鑛床の下盤に近い部分は2次的富化作用を受けてゐる所がある。本鑛床は鐵バクテリアの沈澱に基く水成鑛床と信ぜられてゐる。

品位及埋藏量 貧鑛は含鐵品位平均35%富鑛は同50－60%，燐分0.02—0.1%，夾雜物は主に硅酸である。即ち北米メサビ地方の東部ヴーミリオンの「硅鑛」に相當するものである。

富鑛の量は貧鑛に比し甚だ少く，各鑛區の中比較的富鑛部に富めるは櫻桃園で，昭和4年迄の既往採掘額約80萬瓩，殘存量(確實)130萬瓩と云はれ他の鑛區では之よりも少い。

既調査區域の總鑛量は次の如くである。

地方別	(單位1,000瓩)
西鞍山東半一部	4,398
東鞍山西半部	98,100
大孤山	97,347
櫻桃園	27,448
王家堡子	80,207
計	約 308,000

即ち3億瓩强で，尙白家堡子その他の鑛區を加へると7億瓩を下らずと云はれる。以上の埋藏量は凡て山麓レベル以上のものでそれ以下にも相當の埋藏量を想像するに難くない。

事業沿革 此地方の鐵鑛は遼代及高勾麗時代に稼行せられた歷史を有する事は前述したが，淸朝に至つて本溪湖方面の土法製鐵業が勃興したにも拘らず，鞍山は全く顧みられなかつた。明治42年，時の滿鐵地質調査所長木戶忠太郎氏が湯崗子附近水源調査の際，同溫泉の西方鐵石山で磁鐵鑛を發見して以來，地質調査所員の手で逐次各鐵鑛區を發見した。會社は玆に製鐵事業の經營を希望し，中村(是公)總裁の下に企業方針を討議したが熟議の結果，日支共存共榮の本旨に基き，日支の共同經營となすを妥當とし，明治44年時の奉天都督張錫鑾に意見書を提出した。然るに張都督は容易に滿鐵の提議を容れず荏苒5年の歲月が流れた。

次で大正4年日支交涉の結果，初めて中日合辦振興公司が設立せられた。時の總裁は永く八幡製鐵所長官であつた中村雄次郎男である。振興公司は5年3月8鑛區の試掘，6年3月同採掘の許可を得るに至り，

別に石灰石，粘土，硅石，苦土等の鑛區權も獲得した。次で10年8月更に3箇所の增鑛區の許可を得，合計鐵鑛區11鑛區を得た振興公司は大正8年以來，製鐵所に對して鐵鑛の供給をなし，初期には主として櫻桃園の富鑛部を採掘し，昭和初年以來は大孤山に於て愈々大量の貧鑛採掘を開始し，今日迄何等の障害なく原鑛の供給を繼續してゐる。

熔鑛爐は大正8年4月第1高爐（300 瓲爐）の火入れを行ひ，更に13年10月第2高爐（300 瓲爐）の完成を見，2基を併用した元來鞍山製鐵所は1箇年銑鐵100萬瓲（鋼材80萬瓲）の計畫にて創立せられたが時恰も經濟界の大不況に際し，經營困難を極め屢々悲觀說さへ稱へられたが，製鐵所當局の努力に依つて鞍山式還元焙燒法の完成に依り經濟的貧鑛處理に成功し，12年秋より15年度初迄に1,100萬圓を投じて第1期擴張計畫を完成し，貧鑛を用ひて年額20萬瓲出銑が可能となつた。次で昭和3,4年度に至り銑鐵增產計畫の一端を實行し，出銑能力を年額28萬瓲に擴張することに決し在來の熔鑛爐2基の外に米國式500瓲爐1基（第3熔鑛爐）を建造した。第3熔鑛爐は設計著手昭和3年3月，火入擧行5年3月，總工費900萬圓を要した。本爐竣工後は300瓲爐1基を豫備とし他の1基と併せ2基（計800瓲）を以て作業中である。

昭和4年度以來は液酸爆藥を用ふる鑛石の大量發破に依り，更に鑛石原價を低下し精鍊技術の改良と相俟つて益々原價を低下してゐる。鞍山製鐵所の特徵は次の如くである。

（イ） 原料鑛石豐富にして自給し得ること。

（ロ） 原料鑛石は貧鑛なるを以て之を處理し，熔鑛爐の原料となすこと。

（ハ） 貧鑛の處理には鞍山特有の還元焙燒爐を用ふること。

（ニ） 原料石炭豐富にして又自給し得ること。

（ホ） 製鐵用各種材料の豐富にして且自給し得ること。

（ヘ） 原料，材料，製品の輸送は總て同一會社內の經營にあること。

（ト） 斯く原料を自給し，輸送機關は同一經營にあるを以て一般經濟界の變動に對し，生產費に影響を受けること尠きこと。

（チ） 鞍山銑鐵は他の製鐵所より生產されるものより良質なること。即ち有害元素を含む事少く，特に有害なる銅を含まざることに於て他に比類無き事。

（2） 廟兒溝鐵山

（日滿合辦本溪湖煤鐵公司＝大倉組） （本溪湖炭坑の項參照）

位 置 安奉線南坟驛の北東に位し，輕便鐵道8粁にて山麓に達する。南坟—本溪湖間本線30.6粁。鑛區面積190萬坪である。地勢急峻で附近山頂は海拔800米である。

鑛 床 前カムブリア紀の片岩，片麻岩中の成層鑛床なる事鞍山と同樣である。鑛床は赤鐵磁鐵石英片岩の貧鑛中に，主として磁鐵鑛より成れる富鑛體主要なるもの3箇所ある。富鑛體は何れも扁桃狀の「落し」であつて上下に相重つて貧鑛中に介在し上位より順次，上磐鏟，本鏟及嶺南鏟と稱せられる。本鏟は最大でその山頂の露頭は古來土法で採掘された。この「落し」の確認せられた延長は傾斜に沿ひ425米に及び尙下部に連續するものと信ぜられる。この富鑛の成因は鞍山その他のものと異り上昇熱水溶液に依る交代鑛床と信ぜられてゐる。

品位及埋藏量 貧鑛は含鐵品位平均33% 富鑛は同60—68%，燐分0.015—0.2%である。埋藏量（溪谷水準以上） （單位1,000瓲）

貧 鑛		200,000
富 鑛	本鏟 嶺南鏟 上磐鏟	2,400 （殘存量）

事業沿革及現狀 淸朝初期より本溪湖の骸炭を用ひ，製鐵業興り當地鑛石も本溪湖に販賣せられ，咸豐，同治年間は土法採掘最も盛んであつた。光緖30年（1904年）露國人試掘を試みたが日露戰爭起るに及び中止した。本溪湖に於ける土法製鐵業はその盛なりし時代には化爐（熔鑛爐）營業者100戶に近かつたと云ふ。光緖末年には山西產鐵及輸入外鐵のため壓迫せられ遂に事業中止の止むなきに至つた。日露戰爭中，明治38年2月大倉組は本溪湖の採炭に着手し43年5月日支合辦本溪湖煤礦有限公司（資本大洋銀200萬元）を設立し更に製鐵事業の有利なるに著目し44年10月製鐵部合辦の調印と共に增資を行ひ資本大洋銀400萬元とし，本溪湖煤鐵有限公司と改稱した。

大正3年2月更に300萬元を增資して700萬元とした。この外現在社債金200萬圓ある。

大正4年第1熔鑛爐，6年12月第2熔鑛爐（何れも150瓲爐）の作業を開始し，大正7,8年更に太子河畔に30瓲爐2基を新設したが之は間もなく作業を中止した。第1,第2熔鑛爐も大正10年9月には一旦吹卸し休業したが12年6月より更に1基宛復活しその後2基とも作業した事もあるが現在は再び1基のみ作業中である。

骸炭は元來土法を用ひ來つたが大正15年黑田式骸炭爐を新設した（能力1晝夜製骸高460瓲）。尙公司は特種の低燐骸炭を用ひ燐分0.025—0.05%以下の優秀な低燐銑を製し得る。

本溪湖はその位置偏僻の山間に位し，製品の運搬上稍々不便な事を除いては，原鑛石，骸炭，石灰石，耐火材料，用水等凡ゆる原料を地元に有してゐる點に於て，鞍山よりも惠まれた條件を具へてゐるのである。

（3） 弓張嶺鐵鑛

（日滿官商合辦）

位 置 遼陽の東南約45粁にある。鐵道の便がない。

鑛 床 鞍山と同樣。楊木溝の磁鐵鑛體は延長300米，巾18米扁桃狀を成す。

品位及鑛量 貧鑛は含鐵品位約40%，富鑛は同60—68%。埋藏量（單位1,000瓲）

貧 鑛	350,000
富 鑛	2,500 以上

本鐵鑛は鞍山，廟兒溝と共に滿洲の3大鐵鑛の1であつて，從來の探鑛試掘に依ると莫大なる貧鑛と相當多量の富鑛を有する。採掘權は飯田延太郎氏設立の日支官商合辦弓張嶺鐵鑛無限公司（資本金100萬圓，三菱出資60萬圓，支那側40萬圓）が持つて居る。未だ採掘せられないがその富鑛に對しては特に期待せられてゐる。

（4） 歪頭山鐵鑛

安奉線姚千戶屯驛の南約2粁にある。

鞍山附近と同樣の縞狀鐵鑛で鑛石は磁鐵鑛である。鑛石は含鐵品位35—45%の貧鑛であるが鑛量は相當に多い。

（5） 其の他の鐵鑛

于 西 溝 （磁鐵鑛，40—58%） 安奉線通遠堡驛の南西2粁。

大栗子溝 （赤鐵鑛，良好） 帽子山の南西約25粁。

七 道 溝 （赤鐵鑛，稍々良） 通化の東南15粁。

鞍 子 河 （赤鐵鑛，稍々良） 朝陽鎭の南東50粁。

八 盤 嶺 （磁鐵鑛，35%） 本溪湖の上流60粁。

鑛 洞 子 （磁鐵鑛，稍々良） 磐石の北方30粁。

之等は鑛床の規模狹小，且貧鑛多く，地

理的にも偏僻にて差當り經濟價値乏しきものである。

(四)　金　鑛

(1)　分布狀況

產金地として知られるものは金鑛及砂金共，全滿に亙り甚だ多いが最近迄組織的に稼行せられてゐるのは吉，黑兩省の砂金のみである。

黑龍江砂金鑛　砂金は黑河を中心としその上流の大興安嶺北端一帶と下流の小興安嶺帶とに產し主要金場は上流より順に次の通りである。

額爾古納河右岸（コロンバイル）
　奇乾金廠，吉拉林，三河地域
黑龍江右岸流域
　漠河金廠，開庫康附近，伊昔肯河，富拉罕金廠，呼瑪金廠，餘慶溝金廠，寬河流域，達音河流域，逢源金廠（法別拉哈河南岸），法別拉哈河北岸，璦琿附近金廠，觀都金廠（舊名太平金廠）
松花江岸
　梧桐河金廠，赫金河金廠，湯旺河金廠
嫩江流域
　興安金廠，その他

光緖以前から露人の盜掘が盛んであつた。光緖8年(1,882年)李鴻章が北滿金鑛總局を設け鑛區を統一したが北淸事變に際し露人の襲擊を受け事業頓挫し，再び盜掘が始まつた。日露役後省政府は採金局を設けて砂金業を官營とし一時榮えたが，經營宜しきを得ず且匪賊橫行のため大正4年頃に至り衰微した。後大正12年頃より再び有望な鑛區發見せられて砂金熱勃興し最近迄諸所で採掘せられてゐる。黑河は砂金取引の中心で輸送は冬期自動車及夏季船便に依る。光緖初年以來採取せられた砂金累計1億1,000萬圓と推定せられてゐる。

吉林省砂金鑛及金鑛　依蘭道にある。牡丹江流域及富錦縣方面がその中心で稜川公司がある。又間島延吉，和龍兩縣に延和金鑛がある。金山は夾皮溝が全滿に於て最も著名である。之は附近土豪，韓家の所有で往時は中々盛んであつたが既に水準以上の富鑛部を採盡し廢坑となつてゐる。水準以下に尙相當富鑛部がある見込である。

奉天省砂金鑛　鐵嶺東方，柴河は往時稼行せられ盛んな時は數百人の採金夫が入つてゐたと云ふが既に久しく廢棄せられてゐる。輯安縣（鴨綠江上流）報馬川金鑛は學良の東北鑛務總局の經營であるがあまり大きくない。又，撫順上流奉海線淸源驛附近に小規模に稼行中の金鑛が1箇所ある。關東州には諸所に小砂金地があり，モナザイトザーコン等の稀有元素鑛物を產する。

北滿の砂金地は露領ネルチンスキーザヴォード，ゼヤ等の大砂金場（過去30年間に每年3,000萬圓，計約10億圓を產出したりと推定せられる）と連絡せる所謂アンガラ楯狀地の鑛床で極めて大規模のものと信ぜられ尙今後の開發を大いに期待せられる。又鴨綠江沿岸方面の金鑛及砂金地は尙將來精査の價値がある。

(2)　著名產金地

漠　河　往昔滿洲に於ける最大砂金地として知られ，黑龍江省の西北隅黑龍河と額爾克訥河の合流點を中心とし東西4百支里南北2百支里に跨る廣大な區域の總稱にして，漠河，神洞河，奇乾河の3砂金地がある。同治2年露國人が發見し1萬餘の露支人が採金に從事して多大の砂金を本國に送つたが，光緖13年淸國政府は討伐隊を出し之を追放したので一時採金は中止せられてゐた。光緖15年李鴻章の發起で官民合同20萬圓の資金で漠河採鑛會社を設立して採取したが其後產金が激減して休業した。光緖27年に至つて淸國政府は多大の金を出して露國から之を囘收し劉熺を督辦として經營

させたが成績不良で8箇年の產金8萬元に過ぎなかつたので缺損彌縫策として露國人から借金をしたが露支間の外交問題を惹起した。結局督辦の解職となり，全く支那の所有に歸したけれども成績が依然思はしくないので數年前黑龍江省の手に移し民國8年より奇乾河金鑛と一括廣信公司の經營となつてゐる。砂金層は强ち悲觀すべきではないが永年の濫掘と金鑛經營の拙劣なために昔日の盛況を見る事が出來ない。露支事變後休業し私採者の盜掘に委してゐる。

逢源金廠　逢源公司總廠は現在五道河にあつて最近に於ける採金の最も多い地である。現在商辦經營で最近の產金額は每日約2百ソロトニツク即ち20兩で，產額最も大である。逢源側の言に據ると民國9年から12年に至る4年間に合計產金71,870兩，13年から15年に至る3年間に170,856兩，16年に約16,000兩を產出したとの事である。合計產金約26萬兩で其他各公司の產金約15,000兩を加へると即ち璦琿境內法別拉河流域に於て約275,000兩の金を產出することになる。

興安金廠　興安金廠の鑛區は舊餘慶溝官鑛の區域である。但し餘慶溝官鑛の採掘地域は僅に古龍幹溝の上流及び嫩江の最北上流のみである。興安金廠採掘地域は遠く其の南に在つて，現今の採掘地は總て嫩江支流の門盧河上流にあつて實に逢源金廠五道河の上流と匹敵してゐる。五道河から西南は砂金が連續し泥鰍河の上流に至つてゐる。其の勃起の時期が甚だ新しいので侵蝕の程度淺く，表面の砂金は猶殘留したのがある。泥鰍河東北支鑛阿拉氣一帶の金鑛は先に逢源金廠に於て採鑛した後は，興安嶺分水の以西である爲に，興安金廠に歸した。蓋し各金廠の鑛區は極めて廣大で，境界線の所在もない程である。民國12年商辦經營となり，13年は產出最も多く約2萬兩に達し，最近は1萬兩以下に減じたが猶黑龍江省第二の大產金地である。

太平金廠　羅北縣々城の西北70支里の處にあつて，太平溝，觀音山，都魯河の一帶の稱で，太平溝の南北から南西にかけ40—130支里の間の區域を占めてゐる。光緖26年拳匪亂の時，露人が觀音山金鑛を占據し其間極力經營に從事し殆んど採掘し盡し，光緖32年北洋之を繼續し宣統3年漠河と共に省辦に歸し，都魯河と合して觀督金鑛と稱した。民國5,6年は1箇年約2萬兩の產金があつた。同12年改めて商辦と爲し名を太平金廠とした商辦後は年產約2千餘兩である。

其の後民國18年に至り，缺損60萬元に及び，一時官へ返納し，觀都金鑛局として經營せられてゐたが，目下休業中である。

庫瑪爾河　黑河の上流約4百支里の處にあつて，民國6年以前は有名であつた。現在稼行してゐる處は達拉罕，伊昔肯站等である。

以上の外，梧桐河，三姓等新砂金地があり事業が新しいだけに產金額も相當に多い。

淸原縣に於ける金鑛發見　淸原縣高家臺居住邦人質屋業土居市次郎は，數年前同縣下松樹居住支那人常某に奉天票500餘元を貸付け同人が通濟期間に至るも通濟出來ざる爲已むを得ず，常某の所有する土地を抵當として保管し居りたる處，同地面より有望なる金鑛を發見したるものの如く同人の語る處に依れば，今回發見せる金鑛脈は相當廣汎に渡る面積にて之れが分析方近々中海縣中央試驗所に依頼する豫定なりと云ふ。當同地一帶は金鑛多く，支那側にても從來相當大規模にて採掘し居る狀態なるを以て，不發見金鑛も相當有望のものと思料せられて居る。

(五) 其他金屬及非金屬鑛

(1) 輕金屬原料

マグネサイト マグネサイトは大石橋驛及その4粁南の牛心山から北東に向つて延びた地域に分布してゐる。主なる產地は南西より順次，轉山子(沙崗驛の北)，牛心山白虎山，官馬山，聖水寺，朱官堡子，大嶺(以上大石橋驛より3—12粁)，水泉堡子—康家峪間延長23粁の間（以上海城驛の南東約20粁)，附近地質は花崗片麻岩，片岩類及結晶質苦灰岩竝硅岩より成り，マグネサイトは常に苦灰岩中にあつて扁桃狀をなし之と互層してゐる。各地の露頭の大きさは何れも延長200—2,000米，幅70—1,000米の廣大なものである。最もよく發達してゐる楊甸子附近ではこの互層の厚さ700米，その中2割內外はマグネサイトである。良鑛の埋藏量の一部を示せば

轉山子	60萬瓩
牛心山	30萬瓩
官馬山	250萬瓩

であるが全區域の埋藏量は數億瓩或は數10億瓩に達するであらう。品質は殆んど純粹のマグネサイトである。

硅酸	礬土	酸化鐵	石灰	苦土	灼熱減量	比重
1—4	1以下	0.4—1	1—2	44—46	50	2.98

鑛區は既に約40鑛區を設定せられ，滿鐵會社も多數の鑛區を所有してゐるが他は滿洲國人が持つてゐる。現在採掘してゐるのは官馬山の白川洋行，白虎山の葦津鑛業で前者は滿鐵を通じて販賣し，葦津及南滿鑛業は現地に燬燒工場を有する。近年の產額は2，3萬瓩で用途はマグネシア煉瓦（製鋼用）リグノイド原料その他パルプ及人絹工業に用ひられる。

耐火粘土 耐火粘土は石炭紀及二疊石炭紀層中に成層して居り，從つて古生代石炭の產地には殆んど到る所產出し，何れも莫大な埋藏量がある。耐火度は通常S・K 34—35であるが特殊の「硬質粘土」は37番に達する。復州五湖咀，煙臺，本溪湖及金州管內大魏家屯產は品質優良で就中，五湖咀は最良質の粘土を產し而も位置海岸に位し輸送の便多く，八幡製鐵所其他內地方面へ多量を輸出して居る。最近の產出額次の通り。

(單位瓩)

地方別	昭和3年	昭和4年	昭和5年
五湖咀(復州鑛業)	48,989	62,603	48,164
煙臺(滿鐵)	10,320	4,812	4,380
本溪湖(煤鐵公司)	1,172	1,236	1,120

「硬質粘土」は普通，原鑛のまゝで礬土40%內外で所謂「フリントクレー」と稱すべきものであるが此の中に礬土45—70%以上を含有し礬土頁岩(市場では「特硬質」及「上硬質」)と稱へる硬い鑛石がある。之は恐らくダイアスポーアを含むものと信ぜられるが特殊耐火材料，特にムライト原料として最好適で現に尼崎市旭硝子工場で使用せられ好成績である。礬土60%以上のものは同工場著瓩23—28圓であると云ふ。

尙之等粘土は內地產木節粘土その他が礬土含有量通常30—36%であるに比べ礬土の品位特別高く，アルミニウム原料として大いに注意せられてゐる。

然し日本の工業の趨勢から考へ製鐵用煉瓦材料はもとより高溫，高壓工業の發展に伴ひ良質耐火材料の需要は益々增加するものと信ぜられ，日本產に見られない特殊耐火材料として貴重な原料である。

(2) 製鐵竝窯業原料

石灰石及方解石 關東州新原生代（周水子小野石セメント，營城子及甘井子滿鐵鑛區）及火連寨，本溪湖，煙臺附近奧陶紀竝に磐石，吉林方面の石炭紀は何れも純良な石灰岩を大量に藏して居り，關東州內ではセメント及ガラス原料，本溪湖，火連寨では製鐵用煤溶劑及バラスとして多量に採掘

せられてゐる。吉林及煙臺方面では從來セメント工業の計畫がある。最近の產額次の通りである。

年次	火連寨	周水子(セメント)	本溪湖
昭和4年	263,574	313,528	52,400
同 5年	338,293	292,068	58,128

方解石は州內所々の石灰岩中に脈狀をなし，ガラス原料として採掘せられる。年額1,000瓩內外である。

耐火粘土 (前項參照)

マグネサイト (同)

苦灰石 關東州に於ける新原生代及下部奧陶紀層中に厚層を成しマグネシア20%以上の良鑛を產し埋藏量殆んど無盡藏である。八幡製鐵所その他の耐火材原料で，年產額10萬瓩內外である。尙旅順及大石橋附近竝安奉線には古期變成岩中の結晶質苦灰岩を產する。八幡製鐵所では所要ドロマイトの過半は關東州に仰いでゐる。

硅石 大連及旅順管內の硅石は新原生代硅岩の厚層中の良好部を採掘せるもので，旅順，龍頭又は大孤山硅石として知られ，八幡製鐵所その他の耐火材原料である。硅石煉瓦原料としては旅順その他硅石は內地の赤白硅石に劣つてゐるが埋藏量豐富で原價低廉である。尙五湖咀その他には1種の軟硅石を產する。

又金州普蘭店兩管內では上記硅岩竝石英脈を採掘する，石英脈は極めて純粹で南滿硝子會社のカットグラス等高級品の原料である。

硅石產額は關東州內で年額2萬瓩內外である。

滿俺 興城縣黑松林（奉山線興城驛の西北西32粁）にあり。近年硬滿俺鑛年額6—700瓩を產する。然し鞍山及本溪湖製鐵所では年1萬4—5,000瓩の滿俺鑛を要し，高知縣，湖南省，印度或は遠くアフリカから之を輸入してゐる。

その他の產地として鳳城縣小黃旗（黃土坎の北方）があるが小さい。

長石 普蘭店附近及海城附近に稍々豐富に出る。州內から年額500—1,000瓩を產する。

螢石 普蘭店附近隨家屯の鑛床は稍々大きく滿鐵の鑛區がある。その他蘆家屯，沙崗臺附近にもあるが近年何れも休山してゐる。

(3) 銀，鉛，亞鉛鑛

鑛產地としては，奉天省58，吉林省31，黑龍江省7，熱河省10の多數が知られてゐるが從來繼續的に稼行せられたのは南滿では安奉線靑城子，北滿では布列野河その他，熱河では小黑溝，煙筒山鑛山等5指を以て數へられる。鑛石は一般に含銀の多い方鉛鑛で，熱河及吉林省では銀鑛として知られるものが多い。

靑城子は通遠堡驛の西方46粁にある。原生代結晶質石灰岩を貫ける石英斑岩を運鑛岩とし，之に伴ふてその接觸部に近く胚胎せる鑛脈である。鑛石は含銀方鉛鑛で，黃鐵鑛石英，方解石を伴ふ。附近の頭道溝には閃亞鉛鑛を伴ふ區域があるが大體に於て少い。

品位 (%)

種別	鉛	銀
上鑛	70	0.20
中鑛	50	0.10
貧鑛	20	0.02

既往產額は次の通りである。(單位瓩)

年度	大正10	大正11	大正12	大正13	大正14	昭和1	昭和2	昭和3	昭和4	昭和5	計
鉛鑛	340	1,000	500	2,640	—	2,823	462	366	1,450	休止	9,581
粗鉛	—	450	320	947	396	—	—	—	—	—	2,113

然して既に主要鑛脈の確定鑛量の大半を採盡した樣であるが，尙ほ附近に頭道溝，店南溝等の小鑛山があり，將來探鑛の價値が多いと云はれてゐる。

青城子鑛山は大正10年森峯一氏，中日合辦を以て企業したが後久原之に關係し，鑛石は鎭南浦精錬所（日本鑛業）に送られたが昭和4年以來支那側と紛擾のため休止した。

青城子を除いて多數の鑛産地中，注目に値するものは下の如くである。

熱河省	隆化縣	小黑溝	（銀）
	灤平縣	鷄爪溝	（銀，鉛）
	平泉縣	煙筒山その他	（銀）
奉天省	桓仁縣	二棚甸子	（鉛，亞鉛）
	興城縣	松樹卯	（鉛）
	通化縣	小廟溝	（銀，鉛）
	寛甸縣	太平哨	（鉛，亞鉛）
吉林省	盤石縣	官馬咀子	（鉛，亞鉛）
黑龍江省	室韋縣	布列野河	（銀，鉛）

（4）銅鑛

著名なものは少い。從來稼行せられた歷史を有するものは安奉線盤嶺及馬鹿溝，奉海線磐石，間島天寶山位のものである。鑛床は下記の示す如くである。

地方別	鑛脈事情	銅（%）
盤嶺	變質石灰岩中の鑛脈銅	7.80
馬鹿溝	奧陶紀石灰岩と花崗岩の接觸	10.00（手選）
磐石	石炭紀石灰岩と花崗の接觸	10—30
天寶山	變質石灰岩中の鑛脈	3.00

鑛石は何れも石灰石を混じ，金鑛と混じ銅マツトの製錬には歡迎せられる。磐嶺の鑛床は殆んど銅鑛のみで單純だが天寶山は銀，鉛，亞鉛を伴ひ，他の接觸鑛床は馬鹿溝では金，銀，鉛，水鉛，磐石ではタングステン，蒼鉛，水鉛，鉛，錫が報告せられてゐる。磐石及天寶山は山元で製錬したが10數年前から休山。馬鹿溝は大戰中及昭和初年頃稼行，本溪湖で製錬し，盛時年産精鑛800瓲を出したが目下休山，盤嶺は昭和4年以來，精鑛年額約800瓲を鎭南浦に送つた。磐石を除く他は日滿合辦である。

（5）黃鐵鑛

片麻岩或は古期變成岩中の石英脈に隨伴するものと古生代炭層中に扁桃狀或は細脈狀をなすものとある。

前者に屬するもので從來稼行せられたのは安奉線陽木溝（草河口の東30粁）及林家臺（同林家臺驛の西方3粁）で，後者に屬するものは煙臺，本溪湖等である。何れも小規模で生産年額數百乃至2—3,000瓲で，撫順，本溪湖，鞍山の硫酸工場に送られてゐるが，之等硫酸工場所要黃鐵鑛の大部は岡山縣柵原，愛媛縣菅生産で夫々年額數千瓲を用ひ，尙一部淄川，博山からも來てゐる。從つて目下の處，滿洲の大硫酸工場はその原料を滿洲産で自給する見込は全く無い。然し日本內地は黃鐵鑛及硫黃では世界有數の資源地であつて朝鮮に於ても咸興の朝鮮窒素會社は柵原の鑛石を用ひて居り原料に就いては滿洲は不便ではあるが不安ではない。尙滿洲に於ける現在の硫安産額は撫順シエール工場13,000瓲，モンド瓦斯工場6,000瓲，鞍山製鐵所5,500瓲である。又，自然硫黃の產地が黑龍江省及吉林，熱河兩省に報告されてゐるが詳細は不明である。

（6）天然ソーダ

四洮及洮昂線方面にある。その產地及最近產額は下の如くである。（東北年鑑に依る）

玻璃山	1,075
タブスノール	8,000
龍江（チチハル）	8,200
ハイラル	8,000
計	**25,275**

就中タブスノール（洮南の南東）は最も著名である。新帶氏に依れば，ソーダ湖は徑8粁，その內ソーダ分布區域は半分の25平方粁，ソーダの厚さ平均10糎，比重1.5にして，地表のソーダ量375,000瓲，又地下1米以內の泥土中に埋藏するゲーリユサイトの3分の1をソーダとし約100萬瓲，合計137萬瓲の埋藏量がある。昭和3年頃の計算に依ると精製費を加へ山元原價33圓，前タブス

ー大連間運賃26圓，計69圓（大連著）の見込であると云ふ。

（7）滑石

大石橋及海城附近マグネサイト地域には30餘箇所に亘り分布してゐる。鑛床の規模雄大且品質良好で一時歐洲に輸出せられた事もある。成因は上昇熱水による深處のマグネサイト及ドロマイト中の交代鑛床と信ぜられる。品質は硅酸61—63%，マグネシア31—32で殆んど純粹である。主要產地は大嶺，聖水寺，寗子峪，宋家堡，賈家堡，蕨耳峪。近年各所合計年產額2—4萬瓲である。

（8）石綿

金州和尙屯にある。新原生代苦土質石灰岩と斑糲岩の接觸部に脈狀をなし，極良質であるが鑛床の規模は小さい。年額100瓲內外を產する。

（9）重晶石

關東州普蘭店附近の花崗質片麻岩及中生代礫岩層中の小鑛脈である。

（10）モナザイト及ザーコン

關東州普蘭店一貔子窩方面の砂金地に出る。

（11）柘榴石

關東州海洋島の片岩にある。風化崩壞して海濱の砂層中に堆積せるものを採集する

（12）黑鉛

仙人洞（吉林省磐石縣煙筒山の南西5粁）にある。古生代變質岩中の鑛層で，嘗て50—60瓲を採掘販賣したことがある。又，達營溝（吉林省樺甸縣）には花崗質片麻岩中の脈をなせるものがある。何れも土狀黑鉛に屬する樣である。

（六）地質調査機關

滿鐵會社地質調査所　滿鐵地質調査所は滿蒙に於ける一般地質鑛物及び應用地質に關する調査研究即ち各種有用鑛物の探究鑛產地の調查及び價値の研究，其他資源調查，鑛山の鑑定，工業原料，建築石材の調查，地下水，溫泉，地盤の調查等概ね滿鐵會社事業上の必要に基いて業務を施行するものであるが，一面社會に對し其學術的調查研究の發表又は實際的指導に依つて滿蒙の資源開發の指針を與へ尙社外一般からの地質鑛山調查の依賴に應じ斯業の振興を謀つて居る。當所は明治40年4月滿鐵會社創立と同時に同社鑛業部內に設置せられ最初は主として撫順炭田の地質調查を施行したが同炭田の調查終了後は廣く滿蒙各地に亙つて地質鑛產の調查研究を行ふこととしてゐる。創立以來の主要なる事業としては（イ）撫順其他諸炭田の地質調查及其經濟的價値の研究（ロ）鞍山一帶及諸鐵山の發見調查，其經濟的價値の研究（ハ）蓋平，海城兩縣下に於ける菱苦土鑛，滑石鑛並に復縣五湖嘴，煙臺其他各地に於ける耐火粘土の發見と調查（ニ）南滿洲各地金鑛，砂金の調查（ホ）關東州に於ける重晶石，金剛砂，石綿，珪石，石灰岩，ドロマイト其他工業原料調查（ヘ）河北，山東，山西等北支那に於ける重要鑛產及鑛業調查（ト）山東省博山淄川及章邱炭田の地質調查（チ）南滿洲產石材に關する試驗並に企業上の研究，滿洲各地に於ける鑿井地下水，溫泉に關する研究（リ）製鋼所設立計畫に關する工業原料鑛物の調查研究並大連，甘井子製鐵用石灰岩の發見及鑛設定に關する諸般の事項（ヌ）撫順油母頁岩の研究，（ル）關東州及南滿洲の系統的地質調查及地質圖幅の調製等である。

尙ほ所員が滿蒙西比利亞，支那本部を始め歐米各地に於て蒐集した地質，岩石，鑛物及其應用に關する標本並に圖表等は4千餘種あつて之等の大多數は滿蒙資源館內に陳列し來訪者の參觀に供してゐる。

(十) 工　　業

(一) 滿洲國の工業

發達過程　農地の廣大，商業的農業の發達に作用した商業資本は，必然的に在來の主要工業部門(油坊，燒鍋，磨坊等)にも姿を現はしてゐる。是等工業の發達を示す統計資料はないが，大連に於ける油坊の豆粕製造高を以て見ても此内には日本資本による油坊製造品の何パーセントかを含んでゐる。即ち滿洲の油坊は營口に發達したが，滿鐵の大連中心主義の影響を受けて，斯業も亦大連に移り，そこに華々しい發達を遂げた。其の後哈爾濱を中心とした北滿油坊が，豆粕豆油の需要增大と採算の有利なるに乘じて著しいテンポで擡頭して來た。又滿洲油坊が在滿日商英商の製造技術上の改善によつて其發展が促進されたとは云へ，今や又技術的經營行詰りの下に，全體として其製造方法其他に一大變革が行はるべき時期に到達してゐるのである。

更に全般的に亙つて關東州及滿鐵附屬地に於ける工業の狀況をその種類，工場數，從業員數及資本等によつて之を示せば次の如くである。

工場別	工場數	職工延人員 日本人	職工延人員 滿洲國人	職工延人員 計	資本金
					円
紡織工場	73	71,734	2,001,582	2,073,316	58,374,635
金屬工場	80	110,408	890,849	1,001,257	29,961,369
機械及器具工場	69	386,949	1,189,738	1,576,687	76,914,712
化學工場	222	188,112	3,185,789	3,373,901	114,468,725
飲食物工場	177	92,311	1,165,770	1,258,441	48,237,367
雜工場	188	139,626	1,232,965	1,372,591	13,227,667
特別工場	19	77,602	192,028	269,630	47,992,444
昭和6年末	828	1,066,742	9,859,081	10,925,823	389,177,219
同　5年末	847	1,568,739	11,810,126	13,378,865	324,322,017
同　4年末	789	1,551,517	12,019,802	13,571,319	302,080,061
同　3年末	748	1,455,751	10,513,330	11,969,081	304,250,719
同　2年末	717	1,507,070	10,486,723	11,993,793	284,507,302
同　1年末	655	1,779,349	9,550,201	11,329,550	294,738,138

斯うした企業が所謂工業發展段階の如何なるところまで進んでゐるかは，此の統計書の物語らざるところである。併し斯かる殖民地工業の一般的性質として，凡ゆる工業樣式を具有してゐる。ただ工業部門と地理的事情によつて自ら其の分野を異にするが，例へば近代工業としては，電氣，瓦斯等の動力工業，鐵道工場，セメント，紡績，製麻，製材，製粉，煙草工場等々があり，マヌファクツールは燒鍋，油坊，磨坊，柞絲房，磚房，紙房等々，問屋工業としては土布製造，染房，アンペラ製造等々あり，又スウエッテイング・システムとしては燐寸の箱つくり，鞋底縫ひ，麻袋縫ひ等々があり，手工業としては鞋舖，成衣局，蹄鐵舖，鐵匠等々がある。

併し大體に於て，滿洲の在來工業は問屋工業及びマヌファクツールの段階に存し，外國資本下の工場に在つては大體に於て，工場工業の形態を備ふるものとみて宜しいので，全般的にみれば滿洲の工業は，日露の滿洲經營以後，近代的工業の勃興を見，次第に工業形態の轉換をみつつあるも，尙ほ未だ問屋工業及びマヌファクツールの時

代にあると謂へるが然し乍ら滿洲の社會に在つては，土著資本は未だ商業高利貸資本として，城市農村に十分の活動範圍を有し，その產業資本への轉換には，外國商品との競爭その他經濟的社會的原因に牽制せられて，進展するに至らない爲であつて，その工業界に於ても商業資本として之を支配し乃至は產業に轉化しても，尙ほ支那一流の商業資本との結合(兼業乃至聯號組織)に於て，之を活かしてゐるのである。

この樣な土著資本(支那よりの資本を含めて)は，又外國資本特に日本資本と對立の關係を生む。その最も顯著な事例は，電氣事業の上に見出される。而もここに日本資本に對する支那資本の對立が，哈爾濱，奉天，新京，安東，四平街，海城等に於て尖銳化し，地方的な紛糾を累ねると共に，それは政治的に反映し，舊軍閥政府の日本資本の勢力進出に對する抑壓ともなつて現はれた。

日滿工業統制　新興滿洲國が生れ出て，舊軍閥の支配下に在つた滿洲が從來の覊絆を脫して滿洲國として獨立し世界に於ける經濟の常道に引戾されると共に滿洲國と日本とは離るべからざる密接な關係に結付けられ，兩國の經濟關係が兩國のために都合よく政策付けられねばならぬ狀態に置かれ，この變化に處するためにする日滿兩國の工業關係に關し凡ゆる方面で考究されてゐる。

滿洲國と日本とを同一體系として經濟を樹て，所謂日滿ブロック經濟問題の盛んとなつた今日，滿洲國政府實業部に於ては產業開發の具體案を企劃し，基本的工業の振興を期してゐる。

既に大同元年9月には新京に於て全國總商會々議が開催され諸種事業の進展策が協議された模樣である。根本の問題として關稅制度の確立は特殊關係に立つて特に有無相通ずることを要する日滿兩國間に於ける原料並に工業製品に就ては之を特別の關稅關係の下に置いて兩國間の工業の振興，發展のために工業上の政治的條件を均等にし，資金の誘導と資源の開發とを期待されてゐる。

滿洲國新工業條令　滿洲國では今後各種工業の勃興するとともに門戶開放，機會均等のスローガンを守るため舊政權時代の工業條令が數多の排他的色彩あつたに鑑みこれを改訂，近く新工業條令を制定公布する筈で一般に期待されてゐる。

(二) 大豆工業

(1) 油坊業

滿洲に於ける大豆搾油工業の歷史は餘り古くはないが，斯業の發達は近々60餘年の間に素晴らしいものがあつた。今日滿洲に於て最もローカルカラーに富み且つ重要な工業を擧げるとすれば搾油工業の右に出づるものはないであらう。

先づ滿洲に於て何故に搾油工業が發達したかといふに，第1に原料大豆の豐富なこと，次に製油原料としての大豆の價値が優秀であること，副產物豆粕の利用方面の廣いこと等が數へられる。先づ原料大豆は世界產額の6割以上が滿洲で生產され，その貯藏，輸送も簡單である。又豆油は他の油に比べて安價なことは勿論，食料用，工業用の各種用途に用ひられ得る特徵を持つて居る。たゞ，この反面に豆油は之等何れの用途に於ても最良質のものでないから他の油を支配することが出來ず，反つて亞麻仁(工業用) オリーブ，棉實油(食用)の需給に支配さるゝ嫌がある。しかしその製造費安く貯藏に耐え且つ大豆粕の需要が大であるため豆油は海外油脂市況に應じてその價額を調節することが出來，この點で逐年海外で發展した。次ぎに大豆粕は品質上利用價値の極めて優秀なことは勿論，價額から見て

も各種油粕中最も低廉であることは更に一段の强味を加へる。從來豆粕は日本で肥料として使用せられて居たのであるが，その品質，榮養價の優良なことは更に一歩を進め飼料，食料にも好適して居るのであるからこの方面にも漸次進出しつゝある。一定量蛋白質の價額として現在最も低廉なものは豆粕の蛋白であるから，將來科學の進歩と共にこの方面の用途も自然開拓されて行くものと思はれる。

滿洲各地油坊現況

（資本金10萬圓以上　昭和６年末調）

所在地		油坊名	設立年月	資本金	製造高 豆粕	製造高 豆油
				千円	噸	斤
大連	沙見町	豊年製油株式會社	大正 4. 9	金10,000	44,462	9,984,187
大連	寶町	日清製油株式會社大連工場	明治 40. 2	金 6,000	41,964	30,00,000
大連	初瀨町	三泰油坊	明治 41. 6	金 255	125,588	14,018,667
大連	山手町	三菱第一油坊	大正 11. 1	金15,000	16,858	3,517,000
大連	初瀨町	三菱第二油坊	昭和 4.12		22,360	2,775,000
大連	香取町	大連油脂工業工場	大正 5. 5	金 250	—	—
大連	千代田町	成裕昌西記油坊	明治 43.10	金 150	15,358	1,790,176
大連	太平町	第一天興福油坊	明治 41.11	金 180	10,160	1,135,787
大連	鹿島町	福順厚油坊	大正 8.10	金 180	27,360	3,236,561
大連	鹿島町	萬慶昌油坊	明治 45. 6	金 202	11,859	1,299,158
大連	明治町	昇源油坊	明治 44. 2	金 138	31,015	3,619,527
大連	香取町	忠厚福油坊	大正 8. 8	金 680	4,084	451,860
大連	寶町	同聚厚油坊	明治 42.10	金 103	23,636	2,661,676
大連	須磨町	東昌源油坊	明治 42. 9	金 210	12,789	1,436,865
大連	太平町	天和成油坊	大正 6.10	金 140	35,353	4,132,194
大連	千代田町	和泰油坊	大正 11. 1	金 135	17,682	1,972,732
大連	香取町	萬義長油坊	大正 11.10	金 167	27,230	3,322,476
大連	財神街	廣永茂油坊	大正 2. 9	金 170	12,113	1,358,512
大連	德政街	怡順東油坊	明治 43.10	金 120	28	2,677
大連	雲井町	福順義油坊	大正 13. 6	金 300	13,689	1,309,460
安東縣	江岸通	陞記油坊	明治 42. 9	金 300	416,987(枚)	2,237,442(斤)
開原	附屬地	義順油坊	明治 44.12	金 200	30,540(枚)	182,283(斤)
開原	同	恒豊乾油坊	大正 7.10	金 200	—	—
開原	同	秀生油坊	大正 8.11	金 250	—	—
開原	同	公濟油坊	大正 7.10	金 100	—	—
開原	同	友信器油坊	大正 8.11	金 200	—	—
開原	同	萬來益油坊	大正 15. 4	金 120	—	—
公主嶺		泰和豊油坊	大正 12.12	金 150	124,545(枚)	544,399(斤)
新京	住吉町	益發合油坊	大正 9.11	金 850	488,068(枚)	2,384,641(斤)
新京	同	滿洲製油株式會社	大正 9. 2	金 1,000	407,399(枚)	2,458,289(斤)

沿　革　滿洲では嘗て油坊と云へば殆ど麻油製造所のみであつたが今を去る60餘年前大豆の重要取引市場である鐵嶺，新京附近で麻油壓搾の方法を大豆に應用し，好結果を得たので玆に始めて大豆搾油業の起源を開いた。爾來斯業に從事するものが累次現はれ加ふるに山東移民の增加は豆油の需要を喚起した。然し當時は豆油，豆粕は主として地方民の消費に充當する爲め製造せられ，其の過剩品が僅かに營口より南支方面に移出せられたのみで遼陽，鐵嶺，奉天，營口等に僅か100枚位の製造能力を有する小油坊が散在し製造方法の如きも驢馬力又は楔締め等の原始的なものに過ぎなかつた。

當時油坊の目的は豆油を得るにあつて豆粕は副產物として僅かに家畜の飼料に供せらるゝのみであつたが工場數の增加に伴つて豆粕は地方の飼料のみでは消化し切れなくなり或は鐵嶺豆粕とか牛莊豆粕等と稱して營口より日本に販路を求むるに至つたのである。即ち日清戰爭後日本に豆粕輸出の端緒を開いて其の肥料的價値の顯著なことが認識せらるるに至つて需要が頓に增加し爾來逐年輸出の大激增を見るに至つたので，滿洲油坊は玆に新紀元を劃し從前の油と粕との位置は轉倒し豆粕を本體とし豆油を副產物として經營するの奇觀を呈した。以上の如く豆粕の需要は大に喚起されたが豆油は依然として支那內地の消費あるに過ぎずして豆油の生產過剩を來し一時斯業の發達を阻んだが日露戰爭後歐米方面へ豆油の輸出が拓けてから兩者の均衡を得，大豆と共に滿洲に於ける重要輸出品となり，搾油工業の基礎も始めて確立するに至つた。

關東州に於ては從來工業として見るべきものがなかつたが我が施政後漸く工業振興の機運を開き其の先驅として1906年一支那人により大連に油坊の設立を見た。爾來年々工場增加し其の後滿鐵が貨物大連集中策を講じたので，數年を出でずして油坊の數亦50數軒を算するに至つた。かくして從來搾油工業の中心地であつた營口は遂に1909年前後を最盛期として大連に其の地位を讓つた。

滿洲搾油業は其後順調に發展したが，殊に歐洲大戰の結果歐米方面の化學工業原料及食料として豆油の需要激增するに及び豆油又昂騰し，斯界は活況を呈したが，油坊の激增は生產過剩となり，次で大戰後の恐慌に會ひ，その經營は頗る困難となり，到る處休業する者續出したが時日の推移と共に自然鎭靜した。然し斯業の慢性的不況は今日に至るも依然として改まらない。

製油法及豆粕の種類　現在滿洲に於ける大豆製油法は楔式を最も舊式とし，螺旋式，水壓式，抽出式と漸次進步したものであつて新式のものは舊式の者より大量生產に適し出油率も高いのであるが相當固定資本を要する。唯生產品の消費が地方的なるに止まる僻遠地油坊の場合には小規模でも事足ると共に文明機器の設置が困難なる事情ある爲，設備費の僅少な楔式によつて安價な勞力と低廉な地價を利用する方が反つて經濟的な場合が尠くない。僻遠の地に今日尙在來の楔式油坊の存在を見る所以である。

大豆粕の種類は大體丸粕，板粕，撒粕の３種に過ぎないがその細別は次の通りである。（大連油坊聯合會調）

（イ）飼料を主眼とする豆粕

a　飼料粕

別名を特粕と稱し主として臺灣に於ける養豚飼料を目的とする。其の特徵は原料大豆を特に精選することと，製造に際し鐵板を用ひて豆粕の色澤に黃味を帶ばしむることと並びに壓搾を加減して殘留分を多くし，破碎に便ならしむること等である。

昭和６年度に於ける生產額は約200萬枚にして殆ど全部臺灣に向つた。

b　粉碎粕

丸粕を粉碎して適當な粒狀となし水分を10%見當まで乾燥し遠地の輸送と長期の保管に適せしめたもので昭和６年度に於ける生產額は約200萬枚分（枚數に換算）に達し其の內日本內地へ約100萬枚分，歐米各國へ約100萬枚分を輸出した。

c　特許粕

大豆工業研究會の發明にかゝり日本政府の特許を得たので此の名がある。飼料專門の丸粕で水分10%見當，普通丸粕の特徵と撒粕の長所とを兼備し，長期の保管と遠地の輸送に適する理想的製品である。

昭和６年度の生產額は約30萬枚で歐米各國並びに日本內地に於て試賣中である。

d　板粕及粉粕

大連の日清油坊並に哈爾濱のカバルキン油坊に於て製造する所の高壓板粕式壓搾機械に依るもので，之れを板粕と云ふ。粉粕とは板粕を粉碎し飼料用としたものである

從來歐米各國に多量輸出せられたが最近は關稅其他の關係上著しく減少した。

(ロ)肥料，飼料兼用の豆粕

a 普通丸粕 在來の丸粕である。

b 撒 粕

豐年製油株式會社大連分工場の製造にかゝるベンジン抽出式の製品で大連に於ては年產額約120萬枚分見當である。

c 耳附粕

別名を邊餅と稱し豆粕の周圍に突起せる輪狀あるを特徵とする。年產額約60萬枚にして主として上海に向ふ。

d 光餅及露西亞町積粕

之れは共に普通丸粕であるが唯滿鐵會社の混保檢查を受けないもので，其の中，光餅は山東方面並に上海に向ひ其數量年額約10萬枚，又露西亞町積粕は大連露西亞町戎克埠頭より戎克により積出されるもので主として關東州沿岸地方又は山東省沿岸の小漁村に向ふ。其の數量は年額約30萬枚見當である。

e 青線物，紫線物，赤線物

青線物とは混合保管未檢查物であり，紫線物，赤線物は共にその不合格品である。

f 青豆粕，黑豆粕

青豆粕は青大豆を原料とし，黑豆粕は黑大豆を原料とする丸粕である。前年度は大連に於て青豆粕約30萬枚製造せられ主として臺灣に輸出された。又黑豆粕は主として營口で製造せられた。

g 小玉粕

奧地沿線又は營口に於ける小油坊で製造され，1枚の斤量27斤以下で，主として是等地方の家畜に供せられて居る。

(ハ)食料を主眼とする豆粕

アルコール抽出法に依り製造せられたる豆精である。目下滿鐵中央試驗所で研究中であるが已に基礎的研究を完了し現在第1次工場試驗をして居る。

このアルコール抽出法は鈴木博士の指導に依つて世良前所長並に佐藤博士の發明したもので獨逸のボルマン式に比べて一層優秀なものと云はれてゐる。

尙，其の製品である豆精は食料に適し，豆油は半精製品であること並に副產物レシチンの貴重なこと等，右製法完成の曉には滿洲油坊界に一大エポックを劃するものとして一般に期待されて居る。

滿洲油坊界の現況

滿洲に於ける油坊工場の數は下の如くである。(昭和6年12月末調)

地方別	工場數	機械の種類と臺數		一晝夜製造能力	
		水壓式	螺旋式	豆粕(枚)	豆油(斤)
大連	52	1,815	1,455	214,716	1,073,580
營口	20	375	170	24,775	123,875
安東	20	234	1,090	47,054	235,027
哈爾濱	39	1,109	684	95,004	475,020
北滿各地	31	424	529	44,005	220,025
南滿各地	238	344	3,278	88,187	440,935
合計	400	4,301	7,206	513,741	2,568,462

滿洲に於ける油坊中比較的進步した機械設備を有し，國際的工業としての特徵を發揮して，其製品たる豆粕は日本に，豆油は歐米及支那に供給し，世界市場に活躍してゐるのは大連，哈爾濱油房のみで，南北滿洲各地に散在する多數の小油房は其製品豆油を土民の食料に供するを主眼とし，又安東油坊は朝鮮方面を，營口油坊は南支方面を主たる顧客としてゐる。

今滿洲各地油坊の資本の變遷と現勢は資本のみについて見れば1925年以來大きな變遷はないが，唯大連に在つては1925年以來業績不良の油坊が整理された結果若干の減少を示してゐる。次に工場數及之が主なる機械設備とその能力については工場數は1925年現在に比べると1929年は5工場を增してゐるが1930年に至つては反つて30工場を減じてゐる。然してその減少率の最も甚しいのは大連である。

壓搾器は累年減少して來た。然乍之を種類別に見ると，水壓式が漸次增加し，螺旋式，楔式が減少しつつある。即ち壓搾器は能率惡しき楔式乃至螺旋式から能率大なる

水壓式に進步したのである。

次ぎに生產能力は1925年より1929年に至る間稍增加してゐるに拘らず1930年は著しく減少してゐる。是は勿論油坊界の不振を物語るものであるが，然し此處に於ても注意すべきは螺旋式搾油器を使用する油坊が影を潛めつつある事である。

豆粕の生產は油坊により，地方により不明であるが，その生產高は1926年以來退減傾向を示し，殊に1929年は最も甚しい。

大連油坊聯合會が最近調查した數字に依て1931年(昭和6年度)の滿洲油坊界の大勢をみれば，先づ大連油坊の復活が目に着く。即ち前年に比して水壓式機械臺數を若干減少してゐるだけで，製造能力，工場數の如きは增加して居り殊に生產量は著しく向上してゐる。之に反し南滿各地の疲弊程度はかなり甚しい樣に思はれるし，又哈爾濱油坊が珍しく衰退したのも興味をひく。

滿洲油坊豆粕生產數量 (單位千枚)

地方別	昭和4年	昭和5年	昭和6年	3箇年平均	割合
					%
大連	19,919	23,843	27,471	23,744	43
營口	1,994	2,590	8,407	4,330	8
安東	4,217	4,128	3,949	4,098	7
哈爾濱 北滿各地	16,611	19,094	17,963	17,889	32
南滿各地	8,629	5,359	3,368	5,785	10
合計	51,370	55,014	61,158	55,846	100

滿洲大豆及製品の輸出數量 (單位千噸)

年度	大豆		製品				合計
			豆粕	豆油	合計	割合	
		%				%	
昭和2年	1,765	44	2,082	188	2,270	56	4,035
昭和3年	2,212	56	1,609	111	1,720	44	3,932
昭和4年	2,705	64	1,415	100	1,515	36	4,220
昭和5年	2,235	57	1,515	135	1,650	43	3,885
昭和6年	2,477	58	1,658	145	1,803	42	4,280
平均	2,279	56	1,656	136	1,793	44	4,071

輸出大豆の80%は製油原料で他は食料となる。故に約44%は在滿油坊の原料となり45%は海外製油工場の原料となり殘部11%のみ海外に於て食料飼料に供せられる。

豆粕各港積出別一覽表 (單位千枚)

積港 分別	昭和4年	昭和5年	昭和6年	3箇年平均	割合
					%
大連	26,785	31,661	29,633	29,359	53
浦潮	13,425	14,667	16,844	14,980	27
營口	6,121	4,777	9,099	6,665	12
安東	5,039	3,909	4,445	4,464	8
合計	51,370	55,014	60,021	55,468	100

各港の主なる仕向地は，大連積の內日本內地向は60%，中國向は19%，臺灣向は14%，歐米向は7%，浦潮積の內殆ど大部分は日本內地に向ふ。營口積の內中國向は73%，日本向は27%，安東積の內朝鮮向は46%，中國向は43%，日本向は11%である。

豆粕需要地別輸出數量一覽表 (單位千枚)

需要地別	昭和4年	昭和5年	昭和6年	3箇年平均	割合
					%
日本內地	31,207	34,421	37,551	34,393	62
臺灣	5,265	7,149	4,177	5,530	10
中國	8,883	6,259	13,947	10,696	19
朝鮮	2,536	2,036	2,243	2,272	4
其他	3,479	2,146	2,103	2,577	5
合計	51,370	55,014	60,021	55,468	10

豆油輸出數量一覽表 (昭和6年度單位千瓩)

需要地別	輸出港別				合計	割合
	大連	營口	浦潮	安東		
						%
歐洲向	69.8	—	6.6	—	76.4	52
中國向	46.3	16.5	—	0.7	63.5	44
米國向	4.4	—	—	—	4.4	3
其他	0.2	—	—	0.6	0.8	1
合計	120.7	16.5	6.6	1.3	145.1	100
積地割合	83%	12%	4%	1%	—	—

豆油輸出の最近の傾向 従來は豆油の大部分は歐米各國に向け輸出せられ，殊に歐洲大戰當時は盛に米國に向け輸出されたが，其後關稅障壁のため杜絕し，歐洲市場に於ても亦獨逸に於ける大豆工業發達の結果，原料大豆の輸出旺盛となり，豆油の輸出激減の傾向あり，之に引換へ南支方面に對する豆油の輸出は著しく激增し，歐洲輸出と相併行するに至つた。

大豆，豆粕，豆油の滿洲貿易上の地位 (單位千海關兩)

年度	滿洲輸移出總額	滿洲三品輸移出額				總額に對する割合			
		大豆	豆粕	豆油	總數	大豆	豆粕	豆油	合計
									%
昭和1年	365,003	76,600	87,386	34,406	198,392	21	24	9	54
昭和2年	400,447	98,032	84,958	32,928	215,919	24	21	8	54
昭和3年	428,356	146,277	73,273	23,746	243,296	34	17	6	57
昭和4年	425,651	165,459	65,286	21,556	252,301	39	15	5	59
昭和5年	396,714	114,256	66,134	26,509	206,899	29	17	6	52
平均	403,234	120,125	75,407	27,829	223,361	30	19	7	56

大連油坊聯合會々員豆粕製造高年表

（昭和6年度 單位千枚）

油坊名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
日清	—	32	105	53	53	42	66	8	—	5	127	123	614
三泰	256	287	379	357	407	347	154	116	300	369	288	366	3,626
三菱商事	62	54	60	40	16	18	25	8	9	—	10	29	331
三菱商事第二工場	38	88	108	106	103	103	38	—	—	—	76	103	763
和盛利	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
成裕昌東記	109	104	81	102	78	14	29	—	—	12	27	80	636
成裕昌西記	140	122	157	154	157	69	95	71	76	78	112	159	1,390
成裕昌西記分工場	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東永茂	21	71	92	93	97	85/800	—	—	—	—	36	97	592/800
第一天興福	1	47	60	60	51	58	11/400	—	—	—	16	63	367/400
廣源泰	—	32	70	69	62	31	8	14	18	20	18	75	417
德昌隆	—	—	57	85	89	56	—	24	60	89	86	91	637
福順厚	84	72	84	81	82	44	56	84	79	37	95	104	902
萬慶昌	65	57	61	63	63	32	—	—	—	—	9	66	416
萬慶昌支店	—	9	51	50	29	—	1	—	—	—	—	—	140
昇源	117	93	136	151	117	77	57	38/700	102	103	9	—	1,100/700
忠興福	—	5	51	60	31/500	—	—	—	—	—	—	—	147/500
同聚厚	74	87	99	100	101	71	65	46	56	500	5	83	787/500
東昌源	43	37	51	48	52	50	45	7/600	—	—	32	85	450/600
和生祥	58	47	62	60	51	44	50	10/600	—	—	14	61	457/600
義順棧	72	66	84	81	78	46/200	—	—	66	79	82	86	740/200
東和長	38	57	60	78	81	35	47	30	27	43	39	67	602
中和	54	48	62	57	62	31	38	36	42	13/800	18	60	521/800
福順義支店	14	49	61	57	46	42	—	—	—	—	—	—	269
雙聚福	—	34	67	67	61	44/800	—	—	—	17	50	64	404/800
福聚昌	—	33	63	62	57	—	—	—	—	—	—	—	215
達昌	19	35	90	91	84	20	18/600	—	26	67	93	97	640/600
同泰	61	49	63	61	63	41	50	27/400	—	5	60	63	543/400
裕豐成	—	—	—	36	51	48	41/600	—	—	—	—	—	176/600
福聚恒	59	51	67	67	61	42	35	30	—	—	48	69	529
東成	55	44	59	52	59	27	41	6	—	1	36	56	436
天和成	119	96	115	120	122	64	58	51	69	68	67	121	1,073
東亞	71	66	78	79	79	37	60	52	64	3	61	78	728
和泰	38	61	89	86	73	36	—	18	86	5	63	76	931
萬義長	81	70	90	90	93	79	81	73	81	90	62	91	1,001
天和成支店	66	59	74	69	72	58	48	48	2	—	55	62	613
大信	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福順義銀號製油廠	—	—	31	36	15	—	—	—	—	—	—	6	88
以上埠頭方面38名合計	1,815	2,065	2,917	2,921	2,796/500	1,792/800	1,218/600	799/300	1,163	1,105/300	1,714	2,581	22,888/500
安惠棧	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
廣永茂	—	35	92	97	65	39/200	—	—	—	34	74/500	—	436/700
怡順東	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
泰東	—	—	32	42	1	—	—	—	—	—	25	49	149
第二天興福	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雙盛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
怡順成	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
同和裕	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瑞祥	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
以上西崗子方面9名計	—	35	124	139	66	39/200	—	—	—	34	99/500	50	586/700
恒昇和	61	57	77	74	78	52	40	51	66	34	74	76	740
忠興厚	—	7	57	59	52	34	—	—	—	15	58	60	342
福和盛	62	53	92	95	99	40	53	66	82	39	—	53	—
恒豐和	59	54	64	62	62	48	33	—	22	59	59	62	—
福順義	61	51	61	61	62	17	—	—	—	—	68	115	—
以上東沙河口方面5名計	243	222	351	351	353	191	126	117	170	147	259	366	—
會員總數52名總計	2,053	2,322	3,392	3,411	3,215/500	2,023	1,344/600	916/300	1,333	1,286/300	2,072/500	2,997	26,371/200

營口の油坊界　營口の油坊は滿洲に於て最も發達したもので，1866年に油坊が始めて開設せられ，爾來遼河の水運によつて奧地から來集する大豆を利用して年と共に發達し，南滿洲に於ける油坊業の中軸を掌握するに至つた。我國に於て滿洲豆粕のことを牛莊粕と稱し今日尙この稱があるのを見ても如何に豆粕輸出に覇を唱へたかを窺ふに足るのである。然るに明治40年南滿洲鐵道株式會社が設立され，大連開港に伴ひ開港發著貨物特定運賃制定され，大連集中主義が行はれるに至るや營口に於ける斯業に大打擊を與へ閉業或は大連移住者續出し大連に於ける油坊工業の顯著な發展に反し，斯業は日々衰退し，其後歐洲大戰の勃發と共に豆粕及び豆油の暴騰を來たし，また大正8年營口開港發著特定運賃が改正され，大連集中主義は幾分緩和され，且大連に於ける油坊は油坊聯合會の保護政策により新油坊の設立を制限したこと等が當地油坊業に好影響を與へて復活の機を捉へ，大正11年には邦人工場のみにても8工場の操業を見る盛況を呈したが，續いて襲來した戰後の世界的財界變動の餘波を受け，再び悲境に陷り遂に大正13年を最後として全工場の閉鎖を見るに至つた。以來斯界は年によつて多少の例外はあるが，概して衰退の一途を辿り，昭和3年に於ける25工場は5年末に至り15工場に減少した。

然るに昭和7年に入り，營口油坊の業況は良好とまでは言ひ難いが先づ相當の成績であつた。今その豆粕製造高につき最近5箇年各上半期を比較して見るに

年　次	大玉粕 枚	小玉粕 枚
昭和7年上半期	2,685,364	11,300
同　6年上半期	4,492,456	74,200
同　5年上半期	1,435,570	108,200
同　4年上半期	1,516,600	27,200
同　3年上半期	2,988,990	179,460

の如くにして卽ち前年同期に比較するときは著るしき減少であるが之れは前年に於ける當地油坊は原料大豆安に加へ支那鐵道が滿鐵對抗策としての積極的活動と銀建運賃による運賃割安とて有利に河北驛に到着する大豆に依つて採算とれ近年稀の活況を呈し異例的增產を見たるものにして昨年に比し激減せる爲め今年の業績が不振であつたとは一概に言ひ得ず之れを昭和4，5年に比較するとき何れも增加し同3年に比較するも僅かの減少に過ぎぬ。製造數量より見るときは前述の如くにして本年の斯界は奉山鐵路による原料大豆の運賃關係に於て前年に比し甚しく不利の立場に置かれ又遼河便による河豆の出廻も沿岸匪賊跳梁して殆ど杜絕の有樣にして從て各油坊は採算思はしからず他面豆粕輸出市場は內地向に於ては一般財界不況と內地農村極度の疲弊によつて購買力なく相場は安値なるに反し當地は南支の買進みと銀價關係にて常に內地に比し逆鞘相場を示せる爲め引合全然なく卽ち前年上半期の內地向出來高1,407,420枚に對し今年は僅かに115,000枚で前年の1割にも達せざる慘狀であつた。日本向輸出界が上の如き慘狀にあつたに拘はらず各油坊が舊正月以來操業し相當の製造を見たのは幸ひ南支向輸出に於て稍々活氣あつた爲めである。卽ち南支方面は本期當初上海事變により市場混亂に陷り同方面向輸出も亦一時悲觀せられたが其の後間もなく日支停戰交涉圓滿解決すると共に市場漸次舊態に復し買氣擡頭した爲め相當の輸出行はれ從て各油坊も稍々活氣を呈し相當の成績を擧げ得た。

本年に於ける油坊工場數は大玉粕工場16工場にして前年に比し2工場の增加，小玉粕工場1工場にして前年より2工場減少である今その異動を見るに昭和5年破產せる義昌愼油坊は前年初より裕興盛油坊が借受け第2工場として操業中であつたが前年末永同和が工場の總てを買受け開業し，興茂福並永惠興は前年當地油坊の好況に注目し今年新規に油坊を開設し興茂福は2月より永惠興は3月より夫々操業を開始し，東記銀號の破綻により其の兼營である東記油坊も亦休業中であつたが本年4月より公益銀號が之を讓受け益記油坊と改稱開業し，厚發合の休業によりその經營に屬する同油坊も4月以降閉業し，小玉粕工場利豐德及同和利は本期中操業しなかつた。

今各油坊別に今年及前年上半期豆粕生產高を見るに次の如くである。(單位枚)

油坊名	昭和7年上半期	昭和6年上半期
益記(舊東記)	105,300	461,560
世昌德	108,840	256,800
振　德	184,480	227,300
東永茂	254,280	380,562
日新昌	304,180	443,940
厚發合	64,480	398,760
興懋東	136,512	531,710
興懋長	184,962	274,460
永和祥	135,420	330,224
裕興盛	193,560	554,540
興源長	54,600	84,600
新茂興	48,400	97,800
振義生	213,000	304,600
玉盛發	40,500	145,600
永同和	175,650	—
興茂福	268,550	—
永惠興	212,650	—
以上大玉粕合計	2,685,364	4,492,456
利豐德	—	28,900
源成興	11,300	21,300
同和利	—	24,000
以上小玉粕合計	11,300	74,200

月別製造高

月別	昭和7年上半期 操業工場	昭和7年上半期 豆粕生產高 枚	昭和6年上半期 操業工場	昭和6年上半期 豆粕生產高 枚
1月	大 小 全休	大 — 小 —	大 6 小 2	大 158,580 小 4,000
2月	大 11 小 1	大 92,400 小 600	大 9 小 3	大 374,640 小 4,400
3月	大 16 小 1	大 827,670 小 3,100	大 14 小 3	大 1,036,744 小 16,800
4月	大 16 小 1	大 824,960 小 3,000	大 14 小 3	大 958,130 小 17,000
5月	大 15 小 1	大 493,428 小 3,100	大 14 小 3	大 1,019,202 小 16,700
6月	大 13 小 1	大 446,906 小 1,500	大 14 小 3	大 945,160 小 15,300
計		大 2,685,364 小 11,300		大 4,492,456 小 74,200

「註」大は大玉粕工場及大玉粕，小は小玉粕工場及小玉粕である。

北滿の油坊界　昭和6年度に於ける北滿の油坊業は，滿洲事變のため調査不充分で確實なる資料の蒐集に困難を來たし統計數字を玆に記す事が出來ない。但し前年度に於ける生產高を示せば次の如くである。

昭和5年度北滿油坊生產高

地方別	工場數	一晝夜生產能力	生產高 昭和5年度 豆粕 枚	生產高 昭和5年度 豆油 斤	生產高 昭和4年度 豆粕 枚	生產高 昭和4年度 豆油 斤
哈爾濱及其附近	39	豆粕 95,004枚 豆油 475,020斤	14,016,922	73,148,410	13,129,377	65,646,895
東支沿線	31	豆粕 44,005枚 豆油 220,025斤	5,241,431	26,581,390	4,444,455	22,222,275
計	70	豆粕 139,009枚 豆油 1,195,045斤	19,258,353	99,729,800	17,573,832	87,869,170

(2) 油脂工業

豆粕の飼料化と共に豆油を原料とする油脂工業の發展も當面の注目すべき新打開策である。

從來滿洲に於ける油脂加工業は硬化油，石鹼，蠟燭，塗料等であるが，未だ充分振ふに至つてゐない。大連油脂工業會社が硬化油方面に全力を注ぎつゝあるのと，優良ペイントを製する滿洲ペイント會社が漸く存在を保つてゐるに過ぎない。その他大連には滿洲石鹼會社があるが，全く經營困難である。今後豆油新用途の開拓としてこの方面へは大いに活躍すべきであらう。

(三) 織維工業

(1) 柞蠶業

滿洲柞蠶の起源はかなり古いものであるが滿洲斯業の勃興に光明を認むるに至つたのは僅か50年前の事である。

日露戰爭後は日本人も斯業に注目し，製絲，製織をなして，其海外輸出を計つたが營利上充分の成績を擧ぐるを得なかつた。然るに歐洲戰爭勃發後歐米絹織物の生產額減少し頓に絹紬の需要增加したため，日本機業家中輸出絹紬の製織に從事するもの漸く續出し，之に刺戟せられて滿洲柞蠶界は著しく發展して，柞蠶絲の輸出も激增するに至つた。

隨つて今やその產繭量も年平均80數億粒の多きに上り，滿洲の特產豆類及その製品並に石炭に次いで重要な輸出品の地位を占め，價額一千數百萬海關兩に及んで居る。其主なる輸出先は言ふ迄もなく日本で，日本に於ける絹紬機業地福井，岐阜及び京都はその原料の大部分をこの滿洲柞蠶絲の供給に仰ぎ，之を製織加工して日本絹紬の名に於て歐米に輸出してゐる。

柞蠶製絲 滿洲の製絲工場はその規模から云つて之を二種に分つ事ができる。一は相當の工場を設け，多數の男工を使役して大規模に製絲し，機械工業とは稱し得ないが，既に工場工業の域に入るものと，他は農家が副業として舊法を守つて小規模に製絲し未だ幼稚な家內工業の域を脫しないものである。而して工業發達の常例に洩れず後者は次第に前者に壓迫を受けつゝあつて將來殆ど發達性を持たぬ，之に反し新式工場設備についてみるに之等工場の組織は株式組織の一もなく全部個人組織か，有限會社類似の合資組織である。工場主は自己の信ずる工場長以下各係員を配置してその經營に當り，職工は悉く男工にして大部分は山東移民である。全滿に亙る職工數は安東に於てだけでも約8,500—8,600人である。その勞働時間は大體12時間で賃銀は安東では食費主人持1日平均12錢—13である。

滿洲に於ては製絲工場は絲廠と稱されて到る處に散在するが其內舊來の家內工業的絲廠に於ては全く見當さへも付け得ない狀態にある。然乍ら工場工業としての絲廠は勢ひ柞蠶の集散地たる都市に集合してゐるから之を窺ふに難くない。その主なる製絲地は安東を第一とし，他は西豐，海城，蓋平，岫巖，鳳凰等である。總產額は不明であるが輸移出狀況及び主產地事情より計算すれば近年年額約3萬數千擔と推定される。

副產物及製品

(イ)副產物　繭から絲を造る迄の製絲行程に於ては種々の副產物が出來る。即ち第一は大挽子及二挽子である。之等は主として上海に輸出せられるが安東近邊のものは同地富士瓦斯紡績の紡績原料になる。蛹は其儘土人の食料となり，又その油は石鹼製造用又は減摩用として用ひられその搾粕は幾分肥料となる。

(ロ)絹紬　製品たる絹紬機業は近年勃興したとはいへまだ甚だ振はず，工場の現勢を見るに滿洲に於ける絹紬機業も近來需要の增加に伴つて安東を中心に稍發展しつゝあるが，奉天の純益繰織公司を除いては何れも小規模で製品も良好ならず，極めて幼稚なものである。

加ふるに近年採算の不良から沈衰狀態に在り，人造絹絲の技術の進步せる今日此儘維持するならば，滿洲機業の將來には多くの期待を置き難い。

安東柞蠶絲工場一覽表 (昭和6年)

工場名	所在地	開設年月日	資本金		商標	機械數 原有數	機械數 運轉數
						台	台
同昌順	天后宮街	民國 8.10.28	鎭平銀	30,000兩	金山水	320	220
瑞記絲廠	同	19.10. 9	小洋錢	1,000元	金魚缸	84	84
泰記絲廠	八道溝	6. 9.26	鎭平銀	6,000兩	牧牛	448	400
同順機房	同	9.10.17	同	10,000兩	雙童	336	260
德和祥	同	7.10.25	同	10,000兩	寶船	300	300
義泰祥	同	17. 8.22	同	10,000兩	蘆雁	216	180
東泰絲廠	同	3. 3. 8	同	10,000兩	八仙	352	288
泰昌絲廠	同	13. 3.14	同	1,500兩	七繭	400	210
正記絲廠	同	4. 8. 8	同	20,000兩	金鷄球	310	200
恒興德	同	18. 8.23	同	14,000兩	廠圖	304	190
聚興泰	同	18. 9.26	同	5,000兩	牡丹	305	340
政源號	同	11. 5.27	同	11,000兩	柞樹	504	280
同利水	鎭安路	18.11. 2	小洋錢	1,500元	金龜	250	250
昌記絲廠	八道溝	19. 9.26	鎭平銀	8,000兩	梅花	260	220
遠東絲廠	同	19.10.29	小洋錢	2,000元	織機	150	150
山林絲廠	同	19. 2.10	同	5,000元	山水龜	108	80
東盛長	同	19.10.18	同	3,000元	海神牌	240	84
泰昌裕	同	19.10.13	鎭平銀	1,500兩	巴黎塔	205	110
純益絲廠	鎭安路	16. 8.25	小洋錢	10,000元	千山	560	420
德生絲廠	同	17.12. 7	同	1,000元	飼蠶	70	70
義昌東	和經路	7.11	鎭平銀	5,000兩	雙象	280	150
九如號	鎭安路	18. 9. 3	同	4,000兩	機槍	512	72
廣聚永	和經路	14. 9. 9	同	5,000兩	九洲	328	240
玉順成	同	14. 8.29	同	7,000兩	駱駝	288	252
泰昌盛	鎭安路	14. 9. 9	同	2,500兩	柳蠶	320	320

工場名	一日製產能力 絲	一日製產能力 亂絲頭	製品額 絲 種類	製品額 絲 數量	製品額 絲 價額	製品額 亂絲頭 數量	製品額 亂絲頭 價額	原料(柞蠶繭)消費數 數量	原料(柞蠶繭)消費數 價額	石炭消費量	職工賃金	作業日數
	支斤	支斤		箱	兩	支斤	兩	籠	兩	屯	小洋元	
同昌順	100	50	招牌	230	943,000	16,000	3,930	920	62,100	350	12	240
瑞記絲廠	37	26	同	88	34,320	6,864	2,402	440	28,710	132	同	180
泰記絲廠	150	110	同	385	150,150	28,800	8,640	1,540	107,800	577	同	200
同順機房	100	80	同	110	42,900	8,800	3,080	440	30,800	165	同	170
德和祥	150	100	同	396	154,440	26,370	7,911	1,584	100,500	396	同	264
義泰祥	80	50	同	240	100,800	15,000	5,250	960	67,200	360	同	300
東泰絲廠	130	90	同	330	128,700	23,100	8,085	1,280	91,900	456	同	270
泰昌絲廠	100	80	同	200	74,000	16,000	5,600	800	52,000	300	同	210
正記絲廠	100	60	同	95	34,300	5,700	2,166	380	21,850	240	同	100
恒興德	850	70	同	100	38,000	7,000	2,450	400	30,000	150	同	240
聚興泰	120	80	同	226	85,880	16,950	5,932	900	63,000	360	同	270
政源號	100	70	同	213	80,940	14,840	5,194	770	80,000	380	同	213
同利水	100	70	同	250	100,000	175,000	6,125	1,000	70,000	375	同	300
昌記絲廠	100	70	同	230	85,100	16,100	5,635	920	59,800	368	同	270
遠東絲廠	60	50	同	200	76,000	17,000	5,950	800	50,000	190	同	360
山林絲廠	45	120	同	81	31,590	4,860	1,458	340	23,000	106	同	180
東盛長	35	26	同	42	16,380	3,120	1,154	168	9,660	63	同	120
泰昌裕	50	34	同	150	60,000	10,000	3,500	580	40,000	200	同	300
純益絲廠	160	131	同	414	173,880	33,800	15,210	20,960	12,000	65	同	260
德生絲廠	20	7	同	417	17,860	4,000	1,200	90	10,000	61	同	300
義昌東	70	50	同	200	77,000	14,000	4,900	800	482	340	同	300
九如號	30	20	同	30	9,000	2,100	630	120	6,500	45	同	120
廣聚永	100	70	同	210	79,800	1,470	5,145	920	75,000	350	同	240
玉順成	110	80	同	246	93,480	17,800	6,230	954	75,300	325	同	240
泰昌盛	110	80	同	250	92,500	20,000	7,000	1,000	65,000	375	同	230

工場名	所在地	開設年月日	資本金		商標	機械數 原有數	機械數 運轉數
						臺	臺
益豐興	鎮安路	民國 9.10.21	鎮平銀	5,000兩	得勝	524	400
裕泰東	同	16.11.21	同	5,000兩	寶車	240	240
和豐益	鎮山路	16.10.27	同	2,000兩	松鼠	248	248
乾元絲廠	同	16.10.21	小洋錢	2,000元	交通	288	128
順泰絲廠	鎮安路	18. 9. 2	鎮平銀	1,000兩	金釜童	130	130
聚昌絲廠	同	18.10. 6	同	1,000兩	明星	176	120
協昌湧	和經路	18. 8.28	同	1,500兩	雙蛾	236	236
裕生長	同	18.10. 7	同	5,000兩	雀梅	480	400
恒發絲廠	九道溝	12.10.20	小洋錢	1,300元	群星	288	180
東合盛	同	6. 8.20	同	6,500元	滿洲	212	212
鴻聚永	同	18. 8.28	同	2,000元	葡萄	250	232
東順永	中蚨胡同	18. 9	鎮平銀	2,000兩	金山寺	152	152
德裕絲廠	鎮安路	18. 9	同	1,000兩	壽山	148	148
永記絲廠	同	19. 9	同	5,000兩	維新	250	250
和記絲廠	和經路	19. 8	小洋錢	2,000元	紫金山	144	120
義泰祥東廠	八道溝	20. 5	鎮平銀	10,000兩	蘆雁	480	360
同盛興	一緯路	19. 8.29	小洋錢	1,000元	金盛字	68	68
合計(42)						11,811	8,994

工場名	一日製産能力 絲	一日製産能力 亂絲頭	製品額 絲 種類	製品額 絲 數量	製品額 絲 價額	製品額 亂絲頭 數量	製品額 亂絲頭 價額	原料(柞蠶繭)消費數 數量	原料(柞蠶繭)消費數 價額	石炭消費量	職工賃金	作業日數
	支斤	支斤		箱	兩	支斤	兩	籠	兩	屯	小洋元	
益豐興	200	140	招牌	500	180,000	35,000	12,250	2,000	132,000	650	12	250
裕泰東	100	70	同	240	88,800	19,800	5,040	960	57,600	336	同	240
和豐益	100	65	同	250	92,500	16,250	4,875	1,000	65,000	375	同	250
乾元絲廠	50	30	同	132	50,820	8,000	28,000	528	32,500	240	同	275
順泰絲廠	55	30	同	105	42,000	3,000	1,050	420	27,300	160	同	240
聚昌絲廠	50	30	同	115	41,550	3,450	1,207	460	28,980	172	同	270
協昌湧	100	70	同	231	127,435	1,620	567	915	64,700	325	同	240
裕生長	200	140	同	400	160,000	28,000	9,800	1,800	126,000	500	同	300
恒發絲廠	80	50	同	168	83,840	8,800	2,640	680	45,000	180	同	200
東合盛	90	60	同	250	87,500	15,000	4,500	1,000	65,000	375	同	360
鴻聚永	100	60	同	150	51,000	9,000	2,700	660	39,600	225	同	150
東順永	61	47	同	144	46,560	7,140	2,142	760	45,220	152	同	325
德裕絲廠	61	46	同	140	44,800	6,800	2,040	740	44,400	150	同	310
永記絲廠	100	60	同	260	91,000	15,600	4,680	1,040	65,000	260	同	260
和記絲廠	50	35	同	141	43,710	20,080	4,032	720	37,440	288	同	300
義泰祥東廠	160	100	同	156	65,520	9,750	3,412	624	46,800	234	同	100
同盛興	30	11	同	63	18,900	36,000	1,080	120	4,800	74	同	270
合計(42)	3,830	2,648		8,408	3,247,250	545,064	189,592	34,493	2,315,460	11,925		10,317

(2) 綿糸布業

滿洲國は約三千萬の人口を抱擁してゐるが，未だ文化進まず，その9割以上は悉く綿布を纏つてゐる。從て綿紡織業の沿革は古く且つ旺盛であつたが，然しそれは手織業についてであつて，近代工業としての機械紡織工業の沿革は極めて新しく，而も微々たるものである。それは蓋し輸移入綿絲布の莫大なることによつて容易に首肯し得るところである。

抑々滿洲に近代工業としての綿紡績業が勃興したのは1921年前後のことである。この兩三年間の企業熱は甚だ旺盛を極め，多數工場の創立を見たが，その後今日に至る趨勢は概して振はず僅か奉天紡紗廠，滿紡，內外綿及福紡4社が業績必ずしも擧らずとはいへともかく存續してゐる。上述の如き滿洲紡績業不振の原因としては種々揭げられて居るが斯業に特殊なものとしては

（1） 隣邦に綿絲の生産國日本を控えてゐること。

（2） 連場の偏狹にして融通性なきこと

（3） 動力の燃料が高價であること

（4） 滿洲國側工場を除いては滿洲綿の利用さへなし得なかつたこと等である。而して生産費は內地より寧ろ割高であつたが今後は滿洲國の基礎確立によつて舊軍閥による壓迫乃至課税問題等が漸次緩和されるであらうし，一方近年增産しつゝある滿洲棉花を自由に利用できるから將來棉花の栽培と技術の進歩に力を盡し，更に資本に惠まれゝば相當發達することは疑ひない。

次に滿洲土布手織業は,其根底頗る強く,加ふるに其製品の如きも地質堅牢にして比較的安價に供給せらるゝを以て一般の信用を博する事甚だ厚く今や輸入日本大尺布と優に競爭しつゝあるから少くとも近き將來には廢滅するが如き事はない。だが漸次近代的大規模工場に壓迫さるゝ事は又免れない處であらう。滿洲には相當古くから手織業が存在してゐた事は事實であるが，綿布工業としては見るべきものがなかつた。然るに1915年日支交涉事件は俄然綿布業に勃興の機運を與へた。即ち國貨提唱，國産獎勵，日貨抵制等は等しく愛國布の産出を盛にしたからである。然乍その規模は今尙幼稚で織機の如き殆ど木製手織機であるが，（1）割安な原絲の供給，（2）生産費の至廉，（3）品質は粗雜ながら强靱な事等の原因で現在も相當需要がある。

現在その生産幾何かは之等手織業が全滿至る處に散在して居る關係上，到底其正確な數字は得られない。

滿洲紡績會社工場 （遼陽末廣町）大正12年2月の設立で，資本金250萬圓，紡機31,300錘，織機505臺，綿糸は16番手を中心とする太糸を紡出し，綿布は粗布，細布を製織し，製品は殆ど全部滿洲地域內に販賣してゐる

內外棉金州工場 （金州馬家屯）大正13年6月の設立で，（資本金460萬圓）綿絲の製造販賣をなしてゐる。紡機のみ約6萬4千錘，40番手を主とし一部16番手を紡出する。16番手はつとめて奧地に販賣するが40番手は關税の關係上大部分南支那及び印度，バンコック方面に販路を有し相當の成績を收めてゐる。

滿洲福紡會社工場 （大連周水子）大正14年4月設立し，資本金300萬圓，（拂込額150萬圓）紡機のみ約2萬錘，主として16番手，20番手の太糸を紡出する。其販路は關税の關係上滿洲奧地向極めて尠く寧ろ特惠關税を利用して日本への輸出が多い。

尙は昭和4年6月12日から同社の綿織絲（福助標左撚20手）を，大連五品市場に上場してゐる。

滿洲棉花株式會社 （大連市下萩町）大正15年資本金100萬圓を以て創業以來關東廳の州內棉花栽培獎勵徹底し逐年耕作者の數を增加しつつあるに鑑み會社事業の將來に大なる期待が繫がれて居る。

奉天紡紗廠（奉天小西邊門外） 官商合辦遼寧紡紗廠は從來支那官憲を背景に發展目覺しいものがあつたが滿洲事變勃發と共に操業が止つてゐた。事變前迄舊軍閥の庇護により原料は滿洲産棉花を有利に獨占使用してゐたが今回滿洲國銀行筋より運轉資金を得て全部操業するに至つた。同工廠は株式組織で資本金大洋460萬元，額面100圓で45,000株滿洲國官憲持株23,000株,商民22,000株從て重役も官商半數づつである。日本人職員3名(內2名事務1名)滿洲國職員90名あり滿洲國人職工は男工1,400名女工100名計1,500名である。是等の職工によつて操業される錘數は30,860錘，織機は250臺で之から製産される1日分の製品は綿糸16

番手50俵，10番手10俵，20番手10俵，計70俵及細布120俵である，商標は雙福牌である。

(3) 製麻業

滿洲は無限の穀類と天然の資源を藏し，近年產業交通の發達と資源の開發に伴れて，これ等特產物の包裝用として東洋に於ける麻袋の最大消費地であり，また麻の生產地でもある。然しながらその生產は專ら舊來の手工業に依るものでその產額も需要を滿すに至らず之を海外に求めざるを得ない事情にあつた。滿洲は製品の需要に於て有望なるのみならず，氣候風土の關係上麻の栽培に適してゐる爲に，夙に製麻工業を有望視し遂に大正6年5月大連に滿洲製麻株式會社を，同8年2月に奉天に奉天製麻株式會社の設立を見，主として麻袋の生產に努め，近年は兩社の麻袋生產量約400萬枚に及んでゐるが，未だ滿洲總消費高の約1割にも達してゐない。殊に奉天製麻會社は世界的麻袋の本家印度製麻のダンピングと銀塊暴落の影響を蒙つて經營困難に陷り，昭和5年3月遂に工場を閉鎖するに至つたので，滿洲に於ては現在操業中のものは滿洲製麻株式會社の一社となつてしまつた。滿洲に於ける近代的工業としての製麻業の外滿洲には古來手工業的小工場各地に散在して，麻袋，帆布，口縫絲，玉卷絲は勿論炭礦用，油坊用，馬車用及船具用，細引並麻綱等の製造に從事してゐるものは決して少くない。その農，林，水產及び交通用に供せられる麻具用の產出は，滿洲產麻4,000萬斤の殆ど大部分が地方消費に充てられてゐることに依つて，容易に想像することができる。

(4) 毛織業

滿蒙の地は到る處に羊毛を產し，その年產約2千5百萬斤と稱せらる。即ち產額より推して滿洲は一見毛織工業地として有望なるかに思はれるが，羊毛の品質極めて粗惡で，他の支那產（四川，山東，直隸，南部物）にさへ劣り，毛布，毛糸及びカーペットヤーンの原料とするに足るのみにして，羅紗類の原料には適しない。現在は原毛のまま主として天津より米國を始めとする諸外國へ輸出されてゐる狀態で，滿洲に於ては毛織工業の見るべきものなく，奉天の滿蒙毛織株式會社がその唯一のものである。

滿蒙毛織株式會社 大正7年12月（資本金300萬圓日滿合辦）當時世界戰爭のため濠洲羊毛の輸入杜絕したるため支那羊毛の利用を緊要とし,時の內閣殖產會議の結果，關東廳，滿鐵，東拓の後援の下に奉天に設立せられ支那羊毛駱駝毛を原料として，羅紗布製造業を始め，かねて支那羊毛の輸出を謀る爲天津に羊毛整理工場を設け,撰毛,洗毛，水壓包の委託作業を爲し，次で100萬碼の增設工事を完成したが，13年6月不慮の火災のため工場の大半を烏有に歸し，同年10月資本金を300萬圓に減資して，應急設備を以て14年3月から事業を開始し，羅紗50萬碼，毛絲25萬封度に生產能力增進の計劃をなした。

同社奉天工場の現狀は敷地15萬餘坪，建造物8,100餘坪，動力設備電動機30臺約600馬力餘，汽鑵ボイラー8臺，專用引込線奉天驛より工場迄延長4,287呎，從業員日本人約50名，滿洲國人約900名，露國人12名，又滿洲國人の徒弟を養成すべく附屬毛織徒弟學校がある。

製品は羅紗及びメルトン類，毛布類の外サージ類，カーペット類，毛糸類其他毛織物及毛製品各種で其生產能力は年額毛織物85萬碼,毛糸14萬封度，販路は從來陸軍省,關東廳，朝鮮總督府，滿鐵其他朝鮮，滿洲支那各地及日本內地等であつたが滿洲や支那各地では排日運動が熾烈化するに從つて近年殆んど進出不可能の狀態に陷つてゐた

昭和6年3月28日より同會社は大連市信

町に直賣所を設け大々的に外國品を凌ぐ優良品を賣出し，更に最近名古屋市に大工場を設け，又近く新京にも販賣所を設け北滿一帶より露領方面にまで販路を擴大する準備をしてゐる。更に事變以來事業繁忙生產力不足のため增資問題も既に各方面の諒解濟で差當り未拂込株金の徵收を行つて後實現の模樣で又同社は資本金35萬圓の滿蒙毛織百貨店計畫を樹てゝゐるが之は日用雜貨も取扱ひ百貨店と連鎖商店の長所を併用するもので全滿各主要都市に支店を設置することになつてゐる。

(四) 食料品工業

(1) 製粉業

製粉業は滿洲に於ける三大工業の一つであつて世界戰爭に依る外國製粉の輸入杜絕と共に斯業に異常な活況を來した。

舊式な在來法（磨坊と稱し小規模で滿洲の地方的工業）に依るものと，新式（火磨と稱し蒸氣或は電氣力による運轉設備を有するもの）との二種類がある。滿洲に於ける製粉事業は其初め舊式磨坊として發達し，當時に於ける土民の需要は總べて此在來磨坊製品に依つて充足せられてゐたのである，現在に於ても尙此舊式磨坊は滿洲各地に散在し滿洲製粉事業の上に重要なる地位を占めてゐるのである。而して歐米式機械製粉事業が漸く勃興の氣運に向つたのは露國進出以後の事である。滿洲に於ける製粉工業は哈爾濱を中心にするものと南滿洲に於けるものとに分つことができる。

哈爾濱に於ける製粉工場 哈爾濱に於ける製粉工場が今日の發達を示すに至つた原因は，北滿の土壤及氣象が小麥耕作に適せると，露國の歐洲進出及び中東鐵道會社の保護政策等である。此れ等の原因を基礎として設立せられた製粉工場は，日露，歐洲兩大戰の好況時代に長足の進步をなした。

1900年哈爾濱に露人經營に係る滿洲製粉會社が設立せられてから，既に30餘箇年を經過してをり，此間幾多の波瀾曲折があつたが，極めて概念的で然かも漠然たるものであるが，これを大別すれば次の時代に區別することが出來る。

1900—1903年頃の勃興時代，1900年哈爾濱に滿洲製粉會社（資本金384,000留，1晝夜生產能力3,000布度）が設立せられてから1903年までに全北滿に8社の出現を見た。

1904—1905年黃金時代，1904年に哈爾濱の人口は約20萬を數ふるに至り，日露戰爭に依り歐露より極東に送られた軍隊亦頗る多く麥粉の需要も之に伴つて增加し一段の進步を遂げた。

1906—1909年恐慌時代，日露戰爭の敗北は，人心の動搖を來し，需要者の大部分を失ひ不振狀態となつた。

1908—1915年復興時代，需要者を失つた製粉業者は其販路を遠く沿海，黑龍江省方面に求め且つ東支工事に來滿した支那人は勞働者となり,農民と化し,平和的經濟的のものとなり，1908年には北滿製粉會社の保護となり，農產物は增加し小麥の出廻りも多くなり，南滿移出を見るまでになつた。然し反面に於て1909年浦潮の自由港制度廢止せられ，1布度に付45哥の關稅を徵せられる樣になつたことは一方の市場を失つたこととなり，1913年露支國境50露里地帶無稅制度も廢止せられ，此方面に對する需要の大部分を失つたことは大きな損失となつた。

1916—1918年好況時代，偶々歐洲大戰の勃發は露領向の數量を增加し，且つ聯合軍の西伯利亞出兵となり，北滿に移住する者も年々增加し，此等苦力の需要麥粉も相當に多く，哈爾濱は製粉業の中心地となつた。

1919—1926年不況時代，1917年の革命は全露に暴徒蜂起し，大戰後の經濟界は世界的恐慌の襲來となり，金融逼迫し原料たる

北滿小麥の不作が數年間續き，且つ米國粉の脅威によりて製粉工場は總倒れとなり，僅か12工場が地場需要を充たすべく操業して居たに過ぎなかつた。

1927年よりの回復時代，過去8箇年に亙る不振に依り自然陶汰が行はれ，不良なものは倒れ，優良なものは内部の改革を斷行し，最近小麥が平作になり，原料難を免がるゝと共に，東支沿線地方及奥地の人口增加に伴ひ麥粉の需要激增し，且つ南滿地方の如く外國粉の競爭もなく，活氣を呈するに至つたからその經營宜しきを得れば相當利益を收められるであらう。

哈爾濱に於ける製粉工場は1923年11月調査（滿洲製粉會社）によれば25工場にして，1晝夜生産能力96,000布度であるが，25工場の內賣物並に破産狀態にあるもの11工場で，其他の工場も原料小麥の買付に苦心し，作業日數約3分の1見當であり，滿洲製粉會社8區工場の作業日數は正味175晝夜であつた。

斯く在哈製粉工場の不振は，工場過多より來る競爭の結果價格を下落せしめ，生產費を嵩めて，連年損失を來したによるも，更に一因をなものは既往に於ける小麥作不振に因る原料の不足である。

其後北滿に移住する避難民が著しく增加し，小麥耕地も自然多くなり，原料難を免るると共に需要も激增し殆んど全部の工場が操業する樣になつた。之等製粉工場と雖も販路，流動資金其他の事情により，或期間休業の止むを得ざるものが多いと云ふ。勿論精確な資料ではないが，ソ聯側の調査した處によれば1920年より1927年に至る哈爾濱及附近の小麥生產高は，平均1箇年700萬布度にして，1928年度は1千萬布度である。麥粉の消費高に就ても亦確實な統計的資料を得難いが，製粉業者の推定する所によると哈爾濱及その附近で1箇年大約367萬布度である。

從來中東鐵道は哈市同業者を保護する爲に，原料小麥に對しては幾分高率の運賃を課して其の外出を防ぎ一面麥粉の南方に販路を求むることを容易ならしめて居た。故に外國產小麥を使用したものは1924年に約3千噸の米國品を輸入したのみで，其他は北滿產の小麥で自足してゐるが，土人の嗜好も遠く外國粉の及ばない所だと云ふことである。

斯かる狀態にある哈市に於て邦人經營者の見るべきものがないのは，人件費の嵩むこと，原料の買出し，製品の販路等共に支那側の壓迫を受けたこと，其他不利の點もあつたであらうが，一時同市に進出して3分工場を建設した滿洲製粉會社が，不況時代に休業し，而かも8區及舊ハルピンの2工場を天興福に賣却したことが大きな原因を爲してゐる。

松花江製粉工場賣却　哈市に於ける製粉工場の權威として最も古いスンガリー製粉工場は久しく米國企業會社が租借經營中であつたが昭和7年11月17日工場側株主總會の結果愈々企業會社へ賣却に決定した同社は今後石炭穀物木材を擔保に貸付業務を行ふ外特產買付を營み大々的輸出を爲す計畫である。社長はインターナシヨナルシチーバンク哈爾濱支店長ビツチング氏である。

北滿の製產高　滿洲事變のため昭和6年に於ける調査は不充分で正確なる資料を得るに困難であるため，今前年度に於ける哈爾濱を中心とする北滿製粉工場の生產高を示せば次の如くである。

北滿製粉工場生產高

地方別	工場數	生產能力 1晝夜	數量	價額
		布度	布度	円
哈爾濱及其附近	22	46,633	9,508,726	17,781,320
東支沿線	18	21,392	4,975,750	9,144,339
計	40	68,025	14,484,476	26,925,659

南滿洲に於ける製粉業　南滿洲に未だ製粉工場が無かつた時代は，主として米國粉及上海粉により其需要を充たして居たのであつたが，其後漸次工場が設立せられ且つ北滿粉の進出も開始せられたので，米國粉及上海粉は次第に驅逐せられ僅かに南滿の一角を死守するに止まつた。然るに一時歐洲まで輸出された滿洲小麥は1921年不作のため大減收となり，之が騰貴により又々米國粉の北進を招致し，1923年には米國粉の輸入は莫大な數に達した。

抑々，南滿洲に斯業の勃興したのは歐洲大戰中北滿粉及外國粉が南滿を顧るに遑なきに乘じたもので，幾分不自然の嫌があり，加之小麥の不作が數年續いたのと，財界不況の爲め，製粉會社の操業を中止するものが多く，斯業は一時不振に陷つた。玆に於て當事者は結束して警戒に當ることゝなり，滿鐵亦小麥の輸入運賃を減じたので辛じて作業を續けつつあつたのであるが，奉直戰當時稍々活況を呈したのみで，間もなく安價な外國粉の活躍に壓迫せられ漸次衰退するに至つた。

最近，その輸移入が年々增加してをるが之が原因には遞增する需要に小麥生產が應じ得なかつた事情もある。

斯く南滿では麥粉の需要は年々增加して居るに拘らず，南滿の製粉工場は僅か新京の5工場に過ぎず，而も邦人經營のものとしては滿洲企業會社が唯一つあるだけでその勢力は極めて微々たるものである。然し製粉業には原料小麥の集散如何が大なる影響を與へるものであるから，新京を除く南滿は，遺憾ながらこの點で活躍の餘地がない樣である。

要するに製粉業が南滿で振はないのは主として南滿に原料小麥が不足して居り，且つ此種企業は比較的大なる資本を固定せしむるものである處から連年の不況により流動資金枯渇し，金融難に陷つたことと，一方安價な外國粉との競爭の結果疲弊したことによるものである。

勿論在滿邦人企業家が生活費の低廉な支那人の企業家に伍して奮鬪するは相當困難であつたであらうが，一時哈爾濱にまで手を延ばした邦人製粉業者が，如何に財界不況の折柄とは言へ，支那人企業家の蠶食に委せた如きは，惜しんでも尙ほ餘りある所である。

以上の小史に片鱗を示す樣に滿洲製粉業は原料たる小麥の作柄，從つて輸入製粉との採算關係によつて影響せらるる所が極めて多い。このことは小麥が世界的商品であるから一層切實である。

更に，現在我國製粉輸出の主要仕向地が北支，滿蒙方面であることを思へば，內地製粉業との關係も無視し得ない狀態で，滿洲製粉業の將來も相當多難である。

南滿洲製粉工場一覽表

（昭和6年中 資本金10萬円以上）

所在地	名稱	設立年月	資本金	動力 種類	動力 馬力	製品	數量	價額
			千円				斤	円
開原	亞細亞製粉	大 8.10	1,000	電	270	麥粉	60,760	18,228
							袋	
長春	裕昌源	大 3. 4	2,000	原	333	同	81,215	137,838
長春	福順厚	昭 4.10	400	原	300	同	356,171	587,241
長春	益發合	大 12. 5	1,000	電	450	同	278,405	401,219
長春	滿鮮企業	昭 2.10	250	瓦	450		―	―

事變以後の新京製粉界　事變前は原料小麥の不況と製品價格割安，外粉の侵入及び農民の疲弊，一般商況不振等のため振はなかつたが，事變後は銀價の漸騰時に6年12月我國金輸出再禁止による銀の暴騰により輸入粉は不利となり，當地產品は有利に轉

換し俄然買氣促進し，一時活況を呈し舊正月前は可成り賑つた。

その後は製造過剩及需要減少の爲現在の所福順厚を除き他は全部操業休止中である

新京に於ける斯業の發達せざる一大原因は，運賃問題卽中東鐵道の哈爾濱製粉業助長策である，卽ち中東鐵道は哈爾濱製粉業者が製品として當地に輸送するときは運賃の割引を爲し，當地製粉業者が原料（小麥）を哈爾濱より購入するときは多額の運賃を要求する，從て原料輸送運賃より製品輸送運賃の方が遙かに低率である。故に當地製品價格と哈爾濱製品價格との間に差を生じ，現にその差額1袋につき約銀10仙である。製粉の原料たる小麥の主產地は哈爾濱以北であつて哈爾濱以南は僅かに雙城堡，石頭城子附近に產するのみであつて新京の需要を滿すに足りない。勢ひ當地製粉業者は原料を哈爾濱以北に仰がざるを得ない。哈爾濱以北に原料を仰ぐとすれば前述の如く多額の運賃を要し，且往々連年不作を告げ從て操業も不圓滑となり勝であつて第二の原料問題は當地製粉業の興敗を左右する重要素である。

昭和5年米國に於ける財界の不況とカナダ方面小麥の豐作はカナダ粉相場を下落させ本品は續々ダンピング値段を以て滿洲方面に殺到し，時恰も當地製粉界は一般不況と小麥の不作により疲弊して居つた，當地斯業の最大需要地である奉天を同粉の跳梁に委ぬるの已むなきに至つた。以來今日に至るも尙同粉に壓迫され販路を縮少さるるに至つた。カナダ粉は現在當地には侵入してゐたが公主嶺，吉林，洮南には可成り侵入してゐる模樣である。

カナダ粉が新京を經ずして吉林に至つた理由は，滿鐵線の運賃が瀋海吉海線のそれに比し高率なため，米粉問題も原料問題と共に當地斯業發展の大障碍となつて居た。

當地製粉の販路は新京附近3分の1吉長吉敦沿線3分の1南滿沿線（奉天まで）3分の1である。一昨年までは四洮沿線にも出廻つたが，カナダ粉輸入以來同粉にその販路を奪はれ現在殆ど出廻らない。尙カナダ粉輸入以來吉敦沿線方面の販路も可成り縮少せられ，現在唯一の販路は僅かに新京を中心とする一帶のみである。

（2）製 糖 業

大正3年以來滿鐵會社公主嶺農事試驗場に於て甜菜栽培試作の結果，成績良好で有望なことが證明せられた。原料の甜菜は氣候及び雨量が收穫と含糖率とに對する影響甚大で每年の甜菜植付面積と收穫量は必ずしも並行しない。又收穫量によつて砂糖生產率を判斷する事は不可能であるが1町當2—4萬斤の收穫があり滿鐵農事試驗場に於て改良した品種は，含糖率18%純糖率85%で歐米の夫れに比して少しも劣らないものである。大正5年邦人の手で南滿洲製糖株式會社設立され奉天，鐵嶺に工場を有してゐたが，昭和2年ジャバ糖の思惑に失敗し事業停止に至り，現在滿洲に於ける砂糖は主として日本糖，支那產赤砂糖，香港糖，瓜哇糖，獨逸糖等の輸入品に依つてゐる。

北滿に於ては近時山東，直隷等の中部支那より移住する支那人は年々增加し，北滿の砂糖消費量は幾分增加の傾向にあるが，大體に於て舊態を保つてゐる。その消費量1人當り1斤半乃至2斤といふ低位にある。而して北滿に於ける2製糖工場卽ち阿什河の阿什河製糖廠及び呼蘭製糖廠が兩三年より不況にて操業を中止し，且つ前記の奉天の南滿洲製糖會社も工場を閉鎖したため北滿の砂糖市場も輸入品にて滿されてゐる狀態である。而して滿洲では輸入糖が其消費量と見做されて居る現狀で，製糖業としては全く見るべきものがない。滿洲の砂糖需

要は古くは全部土產糖によつて滿たされてゐるが，其後香港糖の獨占舞臺と化した。更に日露戰爭後日本糖の勢力が加はり，滿洲市場に日本糖と香港糖の角逐戰を演じ歐洲大戰中一時香港糖を驅逐したが，戰後香港糖が挽回し來つて現在では伯仲の勢となつて居る。

かくの如く滿洲は砂糖の供給を殆ど輸入品に仰いでゐるが元來滿洲に於ける甜菜糖業は滿洲の氣候風土が甜菜栽培に適して居るから多少の望みはある。

要するに滿洲は原料に必ずしも惠まれて居ないとはいへないが國際砂糖戰の相當激烈な今日，尋常な手段では製糖業も起り得ないのではなからうか。

南滿洲製糖株式會社（奉天市末廣町）資本金2千萬圓拂込8百50萬圓の同社は巨額の負債と糖價の續落で經營難に陷り，遂に昭和2年休業するの已むなきに至り，爾來復活もならず，解散も出來ない破目に沈淪してゐるが，最近同社重役間に何等かの轉換策を構ずる議があり，現在のまゝ放置するときは工場や機械を破損する虞れがあるので例へ小規模にでも操業を開始したいとの意見が擡頭し，相當に具體化しつつある。而して同社を復活せしむることに就ては多額の負債を背負つてゐる關係上現在のまゝで復活することは不可能なところから，新に資本金20萬圓程度の新設會社を創立し，同社の工場機械を借入れて使用する形式を採ることになる模樣で，これが實現に努力しつゝあつたが，偶々滿洲事變により，同社の復活運動は再燃し，工場は1箇年3萬圓の賃貸料で3箇年間大日本製糖會社に賃貸する樣決定した。

又同社では滿洲の情勢の一變に伴ひビート栽培適地を北滿と目して工場其他の北滿移動が理想とされてるものの如くである。

呼蘭製糖廠 宣統元年創立し前清侯補道李席珍の發起になつた合資會社で哈爾濱の對岸馬家船口にある。獨逸から機械を購入したが經費不足のため多額の官金を借入れ又會社の不動產擔保で獨逸から借款し，爾後幾多の曲折を經て民國元年に至り官營に移したが經營當を得ず，遂に民國8年一時工場を閉鎖したが其後間もなく再開した。一名東三省呼蘭製糖廠と稱するが相變らず經營が困難で目下は休業中である。

阿什河製糖廠 波蘭人の發起で露國資本家に依り宣統元年（明治42年）創立された。資本金100萬留の株式會社で阿什河城外中東鐵道阿什河驛を距る數町の所に在る。現在は佛人カガン氏の所有であるが，昭和3年一手販賣權を三井が得た。補助汽罐5，蒸汽機械3，ザラメ工場に機械53，精製工場附帶工場に機械54を持つてゐる。氣候の關係上甜菜からの砂糖製造は10月末から翌年3月迄の140日間であるが，3,4年以前より財界不況のため目下操業を中止してゐる

（3）釀 造 業

滿洲の在來工業において高粱酒を主とする釀造業は油坊磨坊と併び稱せらるるほどのもので工場數291，企業資本金3,600萬圓に上つてゐる。高粱は高粱酒の原料たるのみならずアルコールの原料として豐富なる供給力を有してゐる。しかもアルコールは滿洲の油房工業においては新式豆油抽出用として宏大なる需要を有しその他の工業用としてまた燃料として將來を約束されてゐるものといつてよい。主要アルコール工場の生產能力は450石と註される。なほ滿洲における酒類の輸入は340萬圓に達してゐる。

高粱酒 滿洲特產の大宗高粱を主要原料とする釀造業は滿洲に於ける家內工業としては重きをなしてゐる。謂ふ迄もなく高粱酒釀造業は滿洲三大工業の一であり，滿洲如何なる邊陬の地と雖も必らず發見せらるる普通的な工業で其生產額は到底正確を期

待されないが年約1,800萬圓と推算して大過ない。

高粱酒の起原は他の在來の工業のそれと同じく信ずべき文獻等全然ないが歴史は相當古い樣である。滿洲に於て高粱酒が一般の飲料となり其釀造が純然たる工業を形成する樣になつたのは17世紀末葉から18世紀半ばの頃で即ち南部支那の文明が漸く滿洲に流入し來つて先づ南滿地方に農耕の途が開け續いて北滿地方に及び農作物は漸次豐饒となつて生活に安定を生じ，殊に土民主要食料たる高粱に過剩し，此工業の勃興を招來したものらしく爾來人口の增加，耕作面積の廣大により收穫の增加は著しく斯工業を興隆し且發達せしめた。而して燒鍋(燒酒釀造場)は糧棧，油坊を兼營する者多く且又其經濟は相當大きく，昔時は私帖を發行して其部落の金融中心をなすなど都市經濟發達の重要なる一役割を演じた事は滿洲經濟發達史上看過できないものがある。

燒鍋が滿洲に何程在り何程の生產あるものか，之は極めて興味ある問題であるが，此點の推察は極めて困難である。由來此種の工業は滿洲文化の中心である滿鐵沿線は勿論のこと如何なる僻地と雖も苟も住民の存する限り必らず存在する程普遍的な家內工業であるからである。從て强いて此存在數及生產額を計示することは正鵠を失し無謀のことと思はれるが，今一方法として假に滿洲に於ける推定消費及事實上の輸移出額より推算すれば年產額約17,800萬斤金額1,800萬圓の見當である。

遼陽に於ける燒酒　燒酒は滿洲各地に散在する燒鍋で高粱を以て製造せられ黃酒，淸酒と共に滿洲人の嗜好に適する。滿洲全體に於ける產額は相當の多額と推算し得られる。

遼陽はその名產地で槪ね滿洲國人の個人經營に依る小規模の工場が專ら地方の需要を充す外，營口，大連，安東各地に搬出され，中部支那，南部支那，朝鮮方面にも輸出されてゐる。

然乍過般來問題となつてゐる支那側の不當課税は遂に遼陽燒酒の營口積出，上海，天津，香港，烟臺港著のものに對しても賦課せらるるに至り之が爲め遼陽燒酎の南支への輸出は全く絕望に陷つてゐる。元來滿洲土產物に對しては轉口税のみを課し著港には何等徵税は課せられなかつたのであるが，這般海關閉鎖以來何港積出しに拘らず之を一切外國品と見做し，加工品，既成品，即ち燒酒に對しても輸入税の5割並に附加税として輸出税1擔に付關平銀37仙と轉口税23仙との差額14仙をも重加するに至つたので，遼陽驛發燒酎の南支向は昨今に至り一切杜絕するに至つたのである。これが爲め甚大なる打擊を受けた燒酎業者は之が對策について寄々協議の結果不當課税問題はこと對支關係にかかり容易に解決の見込がたゝないので應急の救濟策として暫定的に營業税の減免方を縣長並に奉天税捐局に陳情したところ，これは一般的に影響するところが大きく局地的に減免することは不可能との理由で却下さるるに至つたので，燒酒業者は全く全滅の危機に瀕してゐる，依つて營口向燒酒は目下地賣捌のものを少量發送するのみでその他は一切杜絕し，此打開策として販路を滿洲國各地に需め僅かに不採算的な賣捌を行つてゐる狀態である。因に遼陽より營口經由の南支向燒酒の輸出年額は次の通りである。

昭和4年度	2,752.0瓩
同　5年度	1,563.1瓩
同　6年度	198.2瓩

紹興酒の釀造獎勵　奉天省實業廳においては產業獎勵方針につき種々計畫中であるがその第一着手として奉天において最も需要の多い紹興酒釀造を獎勵することとし，之れが指導者には多年南支に於て酵母菌の研究に造詣深く日本の專賣特許權を有する

現宇都宮高等農林學校教授農學博士山崎百治氏を招聘することとなり，既に實業廳から日本文部省に對し，同博士の出張方を依賴してきた。なほ奉天に輸入する紹興酒は1年1,200萬斤にして，その價格180萬元の巨額に達してゐるが，いよいよ奉天で釀造されることになれば，輸入を防遏し得るであらう。

造　酒　工　場　(資本金10萬円以上 昭和6年中)

所在地	工場名	設立年月	資本金	製造品 種類	製造品 數量	製造品 價額 (円)
鞍山千山	榮茂海燒酎工場	大6.4	100	燒酒	432,030(斤)	43,203
奉天加茂町	隆泉海燒鍋製油工場	13.2	100	高粱酒	1,434(石)	1,886,000
新京高砂町	洪發燒鍋	5.4	200	燒酒	1,571(石)	44,420
公主嶺花園町	淺野釀造場	3.3	300	淸酒	363.18(石)	31,766.87
公主嶺	東永茂燒鍋	2.4	100	高粱酒	173.42(石)	3,805.98

北滿の酒精工場　歐洲大戰前に在つては北滿にある酒精工場は僅か5，6個所であつて全部外人の經營であつた。その中獨逸人經營のニユーマンク釀酒工場は殆んど斯業の牛耳を執つて居たが，後に同工場經理人ニユーマンクは本國政府の命により歸國入伍してから全部の財產は遂に支那人徐鵬志氏に轉賣された。徐氏の後に設立せるもの黑河に振興酒廠あり海拉爾に四合興酒廠がある。日本人經營の高田ボロヂン釀造會社(現在の昭和酒精公司)も亦當時哈爾濱に開業された。これから同業者間の競爭は漸く激烈となり表面より見れば斯業の發達時期の如くであつたが實際は最も不幸なる失敗時期であつた。1925年に至り各工場は競爭の結果均しく經營不可能の狀態に陷つた。その後廣記酒廠經理徐鵬志氏の發起により同業者の大聯合をなして一大トラストを組織し北滿酒精公司と命名した。凡ゆる販賣及び釀造は均しく同公司に統一分配され，各工場は獨斷專行するを得ざること，其辦法は即ち1箇年の販賣數を統計して當年の生產標準と爲し更に各工場の生產能力に依つて之を按配釀造し，釀造後凡ての生產を全部同公司に集め，規定釀造量の以外に釀造し或は之を私賣することを禁じ，公司は年末に於て損害を計算し，各工場の釀造數に依つて損害を分配し，以て相互の競爭を杜絕し，損失を免かるゝ事とした，それ以來各工場は從前の如く生產に必死の努力なくして而かもその利益は以前より大となつた蓋し之は聯合による生產費安となり，輸入品に對して大なる打擊を與へた。加之最近2，3年來は銀相場下落の爲め水陸運賃共に高くなり，輸入せらるる酒精は益々當地產品と爭ひ出來ざる程になつた。故に最近2年間に於ける日本其他酒精の北滿販路は殆んど跡を絕つに至つた。

昭和7年1月現在北滿に於ける酒精工場は全部で15個所で，その所有者は多く滿露兩國人で，日本及獨逸人之に次ぐ。之を表示せば次の如くである。

工場名	所在地	1晝夜生產能力 (ウエトロ)	所有者國籍
廣記酒廠	哈爾濱	800	滿洲國
中華酒廠	同	450	同
昭和酒精公司(前身高田ボロージン)	同	1,500	日本
東三省酒廠	同	200	滿洲國
呼蘭酒精工廠	松浦鎭	300	同
莫斯科產業公司	一面坡	350	露西亞
四合興酒廠	海拉爾	350	滿露合辦
振遠酒廠	大黑河	650	滿洲國
阿什河酒精工廠	阿什河	400	露西亞
セリワーフ商會	哈爾濱	250	同
エルムリ	同	250	同
ダラグンツエワオクニ	同	350	同

シヤンイボンシ	富拉爾基	450	滿露合辦
陸啓恩酒廠	馬橋河	150	滿洲國
シーリニコフ，クヅネツオフ	三岔河	200	露西亞
シンチカート	同	200	同
計		6,850	

東拓では高山總裁，現地調査の結果哈爾濱の酒精工場の擴張を行ふこととなつた。300 萬圓投資の儘事業休止中であつたが事情一變のため年產 300 萬石の製造能力を有するものとし原料は包米を使用することになつた。

味噌醬油 滿洲に於ける同業者は關東州內11，滿鐵沿線に 6，其の生產高醬油 2 萬石，味噌60萬貫に及び，日本內地より高級品の輸入を見るも一面支那各地にも輸出してゐる。元來滿洲には固有の醬油あるも食料の調味には多く鹽を用ひ來つたが日本醬油は滿洲國人間に愛好せられ，其消費額も漸增するが價額の點に於て民度に適せず安價に製造せらるるに於ては著大なる販路を開拓するに至るであらう。最近滿鐵中央試驗所に於て鹽酸分解による速釀法に成功し企業化せられんとし昭和工業株式會社の味の素製造の際の母液も醬油に利用せられるに至り斯業は今や大に發展の機運にある。

味噌醬油製造工場 （昭和6年中 資本金10萬円以上）

所在地		工場名	設立年月	資本金	製造品 種類	單位	數量	價額
大連	佐渡町	島喜醬油釀造所	大 6.1	180	味噌	瓩	3,128	34,680
					醬油	瓩	100,380	8,304
	三春町	大連精糧株式會社	8.11	100	味噌	瓩	415,455	40,242
	臺山町	大連醬油株式會社	8.12	100	醬油	瓩	6,420	109,548
					味噌	瓩	529,650	57,730
奉天	宇治町	野田醬油株式會社	15.1	30,000	味噌	貫	194,000	67,900
	西塔大街	奉天醬園	8.8	1,000	醬油	石	3,202	104,866
					味噌	貫	43,985	21,615
公主嶺	花園町	淺野釀造所	3.3	300	醬油	石	363.18	31,766
					味噌	石	443.84	12,318

(4) 精米業

從來滿洲に於ては朝鮮米の輸入多く，滿洲米は，殆んど顧られなかつたが，滿洲米の品質の向上に伴ひ精米量も增加し，朝鮮米の輸入は減じつつある。滿洲に於ける日本人精米業は明治42年大連に大矢組精米所の設置に始まり現在に於ては大連，安東を殆め各都市に工場が有り，水稻陸稻各々150萬石を生產するに及んだ今日，精米業は滿洲各地に於て70を算するに至つた。滿洲米の品質向上に就ては奉天にある全滿米穀同業組合の手に依つて品質檢査を勵行し規格統一を開始して以來，急速に向上し之が精米の方法も漸次進步を見るに至り，將來は在來の混砂搗機械を廢し滿洲獨特の無砂搗機械によつて白米並に精米を精製しもつて一段と良好に向ふべく期待されてゐる。

精米工場 （昭和6年中 資本金10萬円以上）

所在地		工場名	設立年月	資本金	製造品 種類	單位	數量	價額（円）
大連	三春町	大連精糧會社工場	大 8.11	1,000	白米	瓩	720,080	68,342
					白米（加工）	瓩	—	8,584
	明治町	大矢組精米工場	9.5	1,000	白米（加工）	—	—	7,768
鐵嶺	北三條通	大矢組精米所	9.4	1,000	精米	石	5,591	50,319
					玄米	瓩	13,969	111,752
奉天	末廣町	勸業公司精米所	13.12	1,000	精米	石	14,122	176,525
					碎米	石	652	5,183
公主嶺	橋町	公主嶺精米株式會社	9.12	100	精米	石	188	7,475

製氷其他食料品工場 （昭和6年中 資本金10萬円以上）

所在地		工場名	設立年月	資本金（千円）	製造品 種類	單位	數量	價額（円）
大連	常盤町	大連製氷株式會社	大 11.1	2,250	淸涼飲料	打	38,800	43,650
					製氷	瓩	—	22,800
	雲井町	森永製品滿洲販賣株式會社工場	大 15.11	300	菓子	—	—	69,240
	裾野町	昭和工業株式會社	昭 2.2	300	味之素	瓩	67,900	343,800
					澱粉（小麥）	瓩	1,000,000	102,600
奉天	隅田町	滿洲製氷株式會社	大 8.10	250	製氷	貫	607,773	18,233
					淸涼水	函	4,027	1,602
安東	五番通	滿洲飲料株式會社	大 9.3	300	同	打	12,760	12,760
貔子窩	海洋島	東洋捕鯨株式會社	大 5.5	6,000	食料品	斤	29,284	1,414

(五) 化學工業

(1) 燐寸工業

滿洲に於ける燐寸工業は1906年11月吉林に於ける軸木材料使用の目的を以て長春に日清燐寸株式會社の創設せられたるを以て始めとし，其後吉林，營口等に漸次燐寸會社が設立せらるるに至つた。殊に歐洲戰爭中日本燐寸業者が南洋，印度等の需要に追はれ滿洲燐寸界を顧みなかつた爲め，滿洲に於ける斯業は一大發展を遂ぐるに至り，安東が鴨綠江白楊材の供給豐富であつたため日本の大燐寸會社は此處に製軸工場を設けて製軸業に着手し，吉林，營口には日本燐寸製造に對抗して支那人經營の燐寸會社が設立せられたのであるが歐洲大戰終結して世界財界の反動期に入るや其波動は滿洲の斯業にも影響して不振の狀態に陷つた。然し此種工業は漸次文明國を去り半開國に移つて行く傾向があるのと，滿洲に於ては原料豐富，工賃低廉等の長所を具へ，殊に支那關稅率の引上に刺戟されて支那側斯業者は其後目覺しい發展をなし，勢ひ販路の競爭を招來するに至つた。こゝに於て1922年頃より日支斯業者會議の上販路の協定，生產制限のために1923年5月北滿火柴公司を設立し，生產協定を行ひ，更に同年7月南北聯吉會成立し，生產數量の限定並に販賣價格の協定をなし互に協調に努めて來たが，1926年奉天惠臨公司の如きは此協定を破り，盛んに販路を擴張し，此間瑞典燐寸會社は滿洲の覇權を握るべく活躍せる等斯界は未曾有の混亂狀態を呈出するに至つた。

瑞典燐寸は日本燐寸界を征服して以來極めて易々として滿洲燐寸界にその勢力を扶植するに至つた。乃ち在滿邦人經營であつた日清燐寸會社及吉林燐寸會社は經營不振の爲め1925年瑞典燐寸の資本を入れることになり，（日清燐寸，6千株中 3,600株が瑞燐資本，吉林燐寸 15,000株中 10,500萬株瑞燐資本）更に邦人經營の大連燐寸會社も亦1926年瑞典燐寸トラストに買收されるに至つた。斯くして從來邦人經營の燐寸會社は3社とも瑞典燐寸トラストの支配下に立つに至つた。

かくして瑞典燐寸トラストは東北に於ける有力3社を自己の支配下に置くに至つて更に全滿燐寸界の獨占を謀り，盛んにダンピング政策を以て他社の攪亂を行つた。ここに於て支那同業者は東三省火柴聯合會を設立して團結を固め，以て瑞典燐寸へ對抗するところがあつたが，超へて1928年純日本系として寶山燐寸，長春洋火廠が設立され，更に又支那人側にあつても阿什河，呼

蘭に新工場の設立を見，再び市場獲得戰が行はるるに至り，これ等新工場を加へて新東三省火柴聯合會組織の議が起つた。然るに一方瑞典燐寸は斷然該案に反對し，自由競爭を以て群小會社の混亂を策した。

新東三省火柴聯合會は1929年2月設立され純日本系及支那系の協定一致の下に進んだが，瑞典燐寸のダンピングに封ぜられ燐寸市場の混亂は如何とも爲し難いものがあつた。之に對して舊東北當局は課税法によつて壓迫した。殊に事變直前問題となつて居た東北燐寸專賣制實施は瑞典燐寸トラストにとつても死活問題となりつつあつた。

最近滿洲に於ける燐寸移入總額中南滿三港より入るものは大部分神戸の大同（瑞典系）であり，更に同じく瑞典トラスト系たるスウエーデン，ノールウエイ等のものも相當にある。今滿洲に於ける燐寸工場を出資系統に依つて區別して表示すれば，次の如くである。

滿洲燐寸工業現勢表

（昭和6年度末調）

會社名	所在地	經營者國別	投資系統	資本金		生產能力	昭和5年度生產高	昭和7年度に於ける製造比率		商標
						1箇年箱		箱	%	
吉林燐寸株式會社	吉林	瑞典	瑞7 日3	金	750,000	60,000	62,979	110,000	11	招財
金華火柴公司	同	滿洲	滿洲	現大洋	160,000	33,962	800	45,282	4	福祿兄弟
衆志火柴公司	同	同	同	同	160,000	32,452	休業	56,603	6	長城
泰豐火柴公司	同	同	同	同	100,000	28,301	同	37,735	4	泰山
日滿燐寸株式會社	新京	瑞典	瑞6 日4	金	300,000	37,500	34,413	50,000	5	來福
吉林燐寸長春工場	同	同			—	22,500	18,612	—	—	
長春洋火工廠	同	日本	日本	金	116,800	52,500	6,657	70,000	7	富貴
長春寶山燐寸工場	同	同	同	金	115,000	52,500	23,888	70,000	7	寶山
惠臨火柴公司	奉天	滿洲	滿洲	現大洋	220,000	69,410	71,200	92,413	9	双鶴
圖華火柴公司	安東	同	同	同	1,200,000	45,282	6,894	60,379	6	玉手
三明火柴公司	營口	同	同	同	180,000	75,300	43,000	110,400	11	金瓜
甡々火柴公司	同	同	同	同	100,000	62,471	23,000	83,294	8	耕田
關東火柴公司	同	同	同	同	50,000	53,773	30,000	71,697	7	國貨
魯昌火柴公司	齊々哈爾	同	同	哈大洋	100,000	29,246	休業	38,735	4	燃火
振興火柴公司	呼蘭	同	同	同	300,000	28,301	7,000	37,735	4	封候
明遠火柴公司	阿什河	同	同	同	150,000	37,736	25,000	50,314	5	金鷄
長恒火柴公司	通化	同	同	現大洋	200,000	18,868	不明	25,157	2	間童
17工場(16社)	瑞典 3 日本 2 滿洲 12			計	4,201,800	740,102	353,443	1,000,000	100	
大連燐寸株式會社	大連	瑞典	瑞典	金	500,000	30,000	8,532	—	—	得寶
18工場(17社)	瑞典 4 日本 2 滿洲 12				4,701,800	770,102	361,975	—	—	

備考　大連燐寸を除く他東北火柴聯合維持會加盟工場である

東北火柴公賣局　東三省に於ける燐寸製造業者は自衞上（主として瑞典系に對抗のため），舊政權當時同業會を組織して，專賣制度の實施を官憲に請願した結果，東北火柴專賣局ができ，官憲の指揮監督の下に該同業者が燐寸專賣事業を經營することになつた。然るに實施後幾何ならずして今回の事變が起り一頓挫を來したので，該同業者は事變後の新局面に處すべく，名稱を東北火柴公賣總處とし，奉天，營口，安東，の各經理處を公賣分處と改稱し，尙從來燐寸に貼用した印紙（印花）を公賣證とすることにした，同時に專賣局は公賣總局（局長は奉天財政廳長兼任）と改められた。

（2）油母頁岩工業

日本に於ける石油缺乏は甚しく，この缺陷を補ふのは撫順の油母頁岩である。その

埋藏量は實に54億瓲と稱せられ，東西10哩南北1哩の撫順炭層上に450尺の厚さを以て横たはつてゐる。之を原料とする採油事業は滿鐵が20箇年の歲月と50萬圓の研究費を投じ近年漸く完成したもので，その規模の大なること世界に比類なく，昭和3年以降1,000萬圓の資本を投じた大工場は昭和5年に入り漸く完成し，7月より作業を開始してゐる。現に1箇年138萬瓲の油母頁岩を乾餾して原油68,000瓲，硫安18,000瓲を採取する。この原油は蒸餾して重油48,000瓲，粗蠟15,000瓲，コークス4,800瓲を產する。實に滿蒙資源開發上並に日本燃料政策上刮目すべき一時期を劃したものといふことができる。

しかもその原料の無盡藏たることは將來幾倍かの工場を擴大しても之に應じ應られるが，尙研究を進めて重油を輕油化し得つゝあるから，その大成は石炭液化の前提ともなり，日本液體燃料問題の難點を解決するのに貢献することが大きい。かくて石炭と石油は滿洲を俟つて始めて確保されんとしつつある。

製油工場　最近の三箇年間に於ける同製油工場の作業成績を示せば，次表の如くである。

製油工場作業成績

年度	頁岩乾餾量	粗油生產量	採油率	頁岩含油量	採油比率	生產高 重油	粗蠟	骸炭	硫安
	瓲	瓲	%	%	%	瓲	瓲	瓲	瓲
昭和6年度	1,334,286	63,059	4.73	5.57	84.9	40,161	12,640	3,445	15,802
同 5年度	1,143,729	58,805	5.14	5.88	87.4	28,578	10,606	2,685	13,332
同 4年度	122,081	3,517	4.29	4.84	88.7	—	—	—	—

製油工場は昭和5年1月より作業開始同年7月より營業開始した　昭和4年度分は試運轉中のものである

大規模製造計畫　含油量5パーセントのオイルシエールより重油を精製しつつある此のオールシエール工場は滿洲唯一の重油事業として滿鐵は多額の巨費を投じ犧牲を拂ひつつあるが重油はデイーゼルエンヂンの普及化に伴ひ各汽船會社及各種企業工場に於いて漸次ステイームエンジンに代りつつある形勢に鑑み撫順オイルシエール工場に於ては積極的に重油の精製を企圖し現在の工場を約3倍に擴張大規模製造のため撫順炭礦のオイルシエール岩採礦設備を改良すると共に製造機械を購入し近く工場の大擴張を行ふこととなつた。前述の如く滿鐵では重油製造に對し石炭の液化研究を進めてゐるが，未だ實績を擧げるに至らず，取り敢ずオイルシエール工場擴張に依つて，當面の重油問題解決に一步を進めることとなつた。

販賣高內譯表

年度	重油 瓲數	重油 金額	粗蠟 瓲數	粗蠟 金額	骸炭 瓲數	骸炭 金額	硫安 瓲數	硫安 金額
		円		円		円		円
昭和6年度	40,141	1,286,774	12,670	1,268,929	2,622	62,374	11,713	742,357
同 5年度	27,680	886,787	7,825	783,714	2,373	57,807	13,130	887,093

（3）曹達工業

曹達工業は無機化學大工業の一として一般化學工業の必要資料を供給するものである。故に其自給自足如何は一國產業の自主化の上には重大な關係を有するわけである

然るに關東州內に於ては鹽田 7,000 町步產鹽4億1千萬斤で將來の增產も容易であるし，生產費も極めて低廉である。それに石灰石，硫安及所要燃料等曹達工業に必要

な條件は總て好都合に得られるから，將來の曹達供給地としては是非共この地方の發展を必要とし，此意味からしてこの製鹽業の基礎を確立せしめることは急務である。

曹達灰工業會社創設　關東廳發起の下に關東州に一大曹達灰工業の會社を創設せんとする計畫は，斯界の權威西川虎吉博士が專ら各方面と折衝中であつたが前滿鐵山本總裁も內地の曹達灰工業の情勢と曹達灰に對する需要の趨勢に鑑み，製鹽事業に天惠を有する地位と年々山東鹽に壓迫され生產過剩に陷つて居る關東州鹽の利用の緊要を認めて，愈々燃料，石灰石，工業用水，運送等凡ての成案を得たので，大體資本金550萬圓とし年額1億5千萬斤の關東州鹽を消化して4萬噸の曹達灰を生產せんとするもので，滿鐵會社が單獨で經營するか，或は三井，三菱を參加せしむるかは未定であるが滿鐵の傍系會社として經營せしむる意嚮であるらしい。

尙滿洲建國を機に滿鐵では硫安に次いで第2次計畫として曹達工業の實現を企圖してゐる。

（4）硫安製造工業

滿洲の農業經營は甚だ粗放的で金肥の使用は僅少に過ぎないが今後農事經營の發展につれて購入肥料の需要も增大し行くは想像に難くない。殊に滿洲の土壤がアルカリ質で窒素成分に缺けてゐることは窒素の補給を要することを物語るものである。現在滿洲においては撫順炭礦，鞍山製鐵所，南滿ガスから副產物としての硫安を3萬噸近く生產してゐるが，滿鐵では滿洲國成立を機として硫安工場の大計畫を目論見，資本金2千萬圓，工場敷地は種々選定の結果大連と決定し300萬圓を投じて既に機械を購入し着々としてこの計畫を進めてゐる。

硫安製造法として日本の大部分の會社は水を電氣分解して水素をとり空氣中の窒素と化合せしめて硫安を製出する方法を採つてゐるが，ドイツ等においては電氣分解の代りに石炭ガスより水素を採つて空中窒素と化合せしむる方法によつて居り，日本でも住友や三池窒素ではこの方法をとつてゐる。この方法は生產費も安くつき殊に滿洲の如く石炭供給が豐富なる所では最も有利なる事業とされて居る。日本の硫安生產費が平均噸70圓といはれるに對し滿洲の硫安は55圓で賣つても採算が採れるといふことであるから，內地硫安にとつては一大脅威になるであらう。然も滿鐵の計畫では年17萬噸の生產豫定で副成硫安を合して滿洲の硫安供給能力は20萬噸となるから內地當業者は結束して窒素協議會あたりで頻りに滿鐵の計畫不認可の運動に躍起となつてゐるが拓務省の認可事項だから結局實現するであらう。日本の7年度の硫安生產豫想高は84萬噸それに副成硫安が3萬噸，持越30萬噸を加ふれば實に170萬噸の供給能力で年需80萬噸に對し30數萬噸の供給過剩，輸入制限で辛うじて息をついてゐる。しかし軍需工業として國防上の意義を有する上硫安は曹達灰工業その他の副工業を起し得る點から觀ても意義深いものとされてゐる。

滿鐵硫安の對外大量引合　硫安輸出入制限令の結果滿鐵會社の鞍山及び撫順より副產物として產する硫安年產3萬瓲は，其販路を絕たれ7年春以來非常な苦境に陷つた爲め，局面打開策として海外市場を開拓すべく商談を開始し，ジヤバに2千瓲，臺灣に5千瓲の契約をなし，更に爲替安を利用して米國にも輸出を試むべく，三井物產を通じて商談を進めて居たが，同年8月1日滿鐵會社創立以來の新事業たる滿洲硫安5千瓲の米國賣込みに成功した。この報道は

內外の肥料關係者に非常な衝動を與へ，外商より滿鐵會社に對して大量引合を申込むもの引續き現はれ，こゝに輸出入制限令實施以來販路を杜絕され，殆んど絕望裡にあつた滿鐵硫安も一道の光明を得ることゝなつたが，また最近に對米6千瓲の新契約を成立せしめた。斯くて滿鐵會社は第1次對米賣込直後に成立したジヤバ向け2千瓲と合して實に1萬3千瓲のストツクを捌くことゝなつたが，其他にも滿鐵硫安に著目し續々引合を申込み來らんとする傾向あり，南洋方面の外商も機を逸せず滿鐵物を輸入せんとしバタビヤ，スラビヤ等よりも極めて大量の引合をなして來て居るが，今回また米國大西洋沿岸並にカナダ方面に勢力を張る桑港の輸入商エム，ダブリユー，パーク商會では，滿鐵硫安を同方面一帶に賣捌く目的で，7月17日附で同方面に於ける代賣店の有無並に新規取引開始希望に付き斡旋方を照會して來た。斯く滿鐵硫安に對する外國よりの反響は續々現はれ，分後も爲替安と共に益々この趨勢は增大せんとしつゝある。この新形勢は必然的に滿鐵會社の硫安工場新設にも好影響を及ぼし，多年の懸案解決の機運も一層促進されるものと見られて居る。

滿鐵硫安會社新設　滿鐵の硫安工場は政府及び內地製造業者側の間において折衝が進められてゐたが，最近交涉まとまり，その妥協案成り，正式に會社成立を發表することになつてゐる。しかして最初の滿鐵案は年生產額17萬噸であつたが，その後內地側との折衝の結果縮小され，結局現在においては9萬噸資本金1,500萬圓に落著いた。著手の時期は原案では8年4月からであつたが，その後硫安暴騰し農林省その他の方面より農村の肥料難を緩和する意味で滿鐵硫安工場を促進する意見生じ且內地側硫安業者も最初のごとき反對意見を固執せぬ狀態となつたので，この機會に於いて事業著手を急ぐこととなり，恐らく8年1月，即ち7年度中に開始するものと信ぜられてゐる。又販路のごときも硫安好調の結果，必ずしも海外にのみ局限されず內地にも移入することを得るに至るべく，最初は產額9萬噸だが將來は增產も可能で現在の撫順，鞍山の產額3萬噸を加へて15,6萬噸に達するは容易でここに多年の懸案たる硫安工業問題も遂に圓滿なる解決に到著した。設置場所は鐵道，海陸連絡，水利其他の關係から大連北崗子附近となるものの如く名稱は日滿化學工業株式會社と傳へられてゐる。

（5）塗料製造業

ペイントは亞鉛化に豆油其他油類を混入して製造するもので亞鉛化の原料たる寒水石粉は州內に豐富であるがこれは粗惡である。優良亞鉛化は外國に供給を仰ぐもので現在に於ては州內產と，外國產による亞鉛化を原料として製造してゐるが，該原料たる寒水石粉，豆油其他が豐富であり一面建築の旺盛に伴ひこれが需要を喚起したわけでその以前は內地よりの輸入に俟つてゐた。膠は原料獸皮の生產豐富である奉天，錦州，赤峯，哈爾濱等で製造するが地方的需要を充たす程度である。

滿洲ペイント株式會社　（大連市裾野町）豆油用容器の塗料ペイント製造をなす目的の下に大正8年2月設立したもので資本金は50萬圓(30萬圓拂込)となつてゐる。而して原料は主に豐富な滿洲大豆より仰ぎ製品は固煉，調合ペイント，塗料油，水性壁塗料，ワニス，パテ，光明丹，亞鉛華等であるが開業以來業績順調に推移し現在は出張所を上海，天津，哈爾濱に置き各地共着々販路を開拓し相當の成績を擧げてゐるが，ペイント製造高は1箇年70萬圓乃至90萬圓程度で最近の如き世界的不況，時代に於ても平均75萬圓程度の生產をなして居る。その製品は南北滿洲は勿論支那全土に普及

し，遠く南洋方面にまで販路を開拓する等化學工業界のため萬丈の氣焔を吐いて居る。昭和6年度に於ける生産高は塗料數量1,321,720瓩價格325,686圓，顏料464,085瓩74,315圓である。

(6) 石鹼製造業

滿洲で石鹼が一般滿洲國人間に使用せられる樣になつたのは僅々10數年前の事で勿論最初は舶來品の輸入に俟ち外國より極めて低廉粗惡な下級品が輸入せられた。以後漸次其數量增加の傾向を示して居たのであるが歐洲戰爭勃發と共に歐米品は全然其跡を斷ち，日本品が專らこれに代ることとなつた。但し近年は支那品の進出相當見るべきものがあり，殊に洗濯石鹼に於て著るしい。

滿洲に於ては化粧石鹼の主要原料たる牛脂皮洗濯石鹼の原料たる豆油の殘滓が豐富で比較的安價に求められるから，從來日本人間に於ても屢々その製造を試みられたのであるが香料包裝品，其他の仕入不利なると製法が充分發達せず且つ安價な日本製品に押されて多くは中止廢業し，現在殘在せるものは僅かである。

大連に於ける3工場（滿洲石鹼株式會社其他）の昭和6年度生產高は洗濯石鹼381,628瓩，化粧石鹼23,946打，金額105,317圓である。

哈爾濱に於ける石鹼工場は何れも舊式の製法でその製產品は輸入品に及ばないが，只數量が大きく且つ安いので中下階級の者は皆之を歡迎する。現在石鹼工場の狀況を示せば次の如くである。

在哈爾濱石鹼工場

工場名	所在地	所有者	資本金	設立年月	工人數	毎年生產高
隆記	太古街	周斐卿	10,000	1923	25	20,000
永順東	同	鄒子孟	7,000	1925	26	20,000
豐順公司	昇平街	丁汝南	15,000	1919	45	50,000
天盛湧	六道街	石佩珍	5,000	1923	22	12,000
天泰和	五道街	趙克璧	8,000	1921	28	20,000
永勝	維新街	趙福堂	4,500	1924	15	8,000
振慶和	八區	李子芳	5,000	1925	25	13,000
同發威	同	萬貴	10,000	1927	15	8,500
利順	正陽街	李相右	60,000	1925	24	14,000
太平	南大街	鄭太和	7,500	1928	20	12,000
利華	水晶街	王玉書	8,500	1927	25	15,000
永豐	西門臉	梁玉	5,000	1929	19	15,000
計			92,000		289	208,500

(7) 染料製造業

從來は北滿產及び支那產藍，槐樹，楓樹等から染料を作り，之を使用してゐたが，大正8年大連に大和染料會社の創立を見，滿洲に硫化染料の需要を喚起したが，其後獨逸染料の滿洲進出となり，價格の低廉と使用の簡便を以て一般に歡迎さるるに至つたため，同社は相當の打擊を受けてゐる。然しながらベンゾール，鹽，石炭，芒硝原料の豐富な天惠を有する滿洲は斯業の將來に望を殘してゐる。

大和染料株式會社（大連市千代田町）大正8年資本金200萬圓を以て開業し，滿洲に於ける染料會社の嚆矢をなすもので現在に於ても同社以外にはない。同社は創立以來需要漸增し順調な成績を辿り販路は滿洲一帶は勿論，山東天津方面へも及び，製造高は80萬斤乃至100萬斤，更に大正11年は165萬斤まで增進したが，大正12年獨逸染料の滿洲進出となり相當の打擊を蒙り再び製造高は漸減を示し，特に2，3年以來の銀安により山東，天津方面の需要減退し滿洲一圓のみの供給となつた。從つて昭和5年4月遂に資本金を50萬圓に減資するに至つた。昭和6年中の硫化染料製造高は152,640瓩45,792圓である。

(8) アルミニユーム及マグネシユーム工業

近來の輕金屬工業の發達は益々アルミニユーム及マグネシユーム等の需要を增大する。しかもこれらは軍事的にも重要である。

處が，不幸にも我國には全然これを產出しなかつたため，輸入は年々增加しつゝあつた。殊にアルミニユームの需要は最近著しく增加した。

然るに滿洲に於ては大石橋附近のマグネサイトと撫順，煙臺，本溪湖，田師附溝及復州等にアルミニユーム原料たる優良なる粘土を無盡藏に產出する。又その工業化に緊要な電力は火力，水力共に豐富に得ることが可能であるから，近き將來に於てこれらの工業化は旺盛な進展を見るに到るであらう。

(9) 窯業

滿洲に於ける建築物が凡て無機的材料なる關係と原料の豐富なる點から窯業は現在重要工業の一である。

セメント，石灰 日露戰爭後，間もなく滿洲に土木建築事業勃興し，是に要する諸材料の需要を喚起した。殊にセメントは滿洲の土木建築材料に缺く可からざるものであつたに拘らず，當時滿洲にはセメント工業の見るべきものなく，外國よりの輸入を俟たざるを得ぬ狀態であつた。

然るに一方關東州にはセメントの原料たる石灰石及粘土が頗る豐富であり，且勞力も低廉であつたから，自然日本人の斯業に着眼する者も生じ1908年には資本金90萬圓を以て小野田セメント會社周水子工場が設置さるるに至つた。同社は當時製造能力25萬樽にすぎなかつたが漸次擴張して現在に及んでゐる。

滿洲に於ける石灰の原料である石灰石の主要產地は周水子，火連寨，本溪湖である而してセメント製造の原料として使用されてゐるのは，周水子產に限られ，火連寨，本溪湖產のものは製鐵煤熔劑及び石灰製造に用ゐられる。セメント製造業は滿洲に於ては小野田セメント會社大連支社を筆頭となし，石灰製造業は本溪湖に於ける奉天石灰セメント株式會社を主なるものとなすが，後者は目下休業中である。而して滿洲に於けるセメントの生產高は小野田セメント會社周水子工場の製產に係るものを主とし，之に加ふるに僅に鞍山製鐵所並びに本溪湖煤鐵公司に於ける鑛滓セメントであるが，後者は自家用に當て一般には販賣せざるを以て，滿洲に於けるセメントの生產高は小野田セメント會社によつて支配されてゐるといふことが出來る。滿洲のセメント全消費量は250萬袋と見られ從來周水子の小野田セメント工場より，大部分供給されて居たが銀價の續落と運賃關係により天津附近唐山の啓新公司の進出により昭和5年度の如きは日本側20萬袋に對し支那側60萬袋の需要を示し昭和6年度は更に差別的輸入稅の徵收と銀價の下落によつて一層の移入を見るべき形勢であつたが滿洲事變勃發により支那セメントの搬入圓滑を缺き銀價は昂騰するに至つたので支那物は原價高となり輸入不利の狀態となつた。尙昭和6年度は在庫品あると需要期の終末に當りしため大した事はなかつたが銀價の昂騰が現狀維持とせば來春需要期は日本側セメントの躍進は相當期待を以て見られてゐる。

又，白セメントの原料である白雲石（苦灰石）は大連，旅順，金州の各管內に豐富である。大正9年資本金6萬圓を以て珪白セメント合資會社を設立し事業を開始し大正14年之を大連ドロマイト工業合資會社と變更した。製品は優良で普通白色ポートランドセメント同樣に使用が出來る。

淺野セメント進出 淺野セメント會社は滿洲國の將來に着目し吉林附近に200萬圓のセメント製造會社を設立するに確定解氷期より着工するとの事である。（昭和7.4.12）

鑛滓セメント 滿鐵では鞍山製鐵所の鑛滓セメント工場復活問題につき協議した。製鐵所のセメント工場は廢物鑛滓を原料としてセメントを製造するもので極めて有利

な工業であり，曾て滿鐵でも手を着けたことがあるが，製品が思はしくなく遂に大正12年に廢止し今日に及んだものである，しかるにその後製鐵所および中央試驗所の試驗もほぼ成功し優良品を生產し得る自信が出來たのと時局により滿洲の形勢一變，土木建築界は活況を呈し，セメントの需要の增大は日本のセメント界に光明を與へ，對滿洲出荷問題につき小野田セメント日本側プールとの間に紛爭を惹起したほどである故に製鐵所が廢棄セメント工場を復活するも十分採算がとれるのみか昭和製鋼所が獨立の曉には最も有利な附帶事業として是非起すべき事業と化した。

煉瓦及瓦 煉瓦及屋根瓦の製造業は逐年隆盛に趣き殊に1919年に於て最も殷盛を極め，工場數の如きも異常の增加を示した。1920年後財界の不況に依り經營漸く困難に陷り工場の多くは其作業を中止するに至つたが，元來滿洲は煉瓦の原料たる粘土に富み，且各種事業年々企畫され，工場其他土木建築の增加著しきものあり，又滿洲國人間にも日本煉瓦の需要漸增の趨勢にある。主なる工場は次の如くである。

煉瓦工場

（昭和6年中 資本金萬10円以上）

所在地		工場名	設立年月	資本金	製造品 種類	單位	數量	價額
				千円				円
大連	榮町	大連窯業株式會社	大 2.10	1,200	耐火煉瓦	箇	830,313	121,368
	同	大陸窯業株式會社	8. 4	500	同	箇	277,000	12,283
	西山會 周水子屯會	營口煉瓦製造所	明 43. 7	580	煉瓦	箇	9,800,000	65,000
	西山會	東亞煉瓦株式會社	大 8.11	500	同	箇	1,342,300	7,382
鞍山		鞍山製鐵所	大 6. 5	28,265	耐火煉瓦	瓩	7,078	108,833
撫順		撫順窯業會社東岡工場	大 9. 2	1,000	同	屯	1,180	29,500
		同 老虎臺工場	同		赤煉瓦	箇	640,000	57,600
四平街	泉頭 附屬地	亞細亞窯業泉頭工場	大 8.10	100	土管	個	27,784	11,947
安東	六道溝	安東窯業株式會社	大 1.12	250	煉瓦	個	3,576,780	43,830
奉天	鐵道西	奉天窯業株式會社(1)	大 9.11	395	同	個	6,529,000	37,694
	同	奉天窯業株式會社(2)	7. 6	200	同	個	7,520,000	45,872
	同	淺野煉瓦工場	15. 1	150	同	個	3,100,000	11,970
	同	小川煉瓦工場	9. 4	160	同	個	1,987,140	11,150
	同	美昌洋行煉瓦工場	昭 2. 4	139	同	個	140,000	3,300
	同	堀越煉瓦工場	大 10. 7	135	同	個	980,000	9,880
新京	城內 東道街	吉長窯業株式會社	大 8. 3	100	赤色煉瓦	個	1,650,000	17,820
	東門外	長春窯業株式會社	9. 4	500	同	個	3,087,000	33,741

大連窯業株式會社 南滿洲鐵道株式會社窯業工場より大正14年3月31日現在に依る同場所屬の耐火煉瓦工場及空洞硝子工場に關する固定財產，貯藏品並生產物一切を承繼し大正14年7月15日營業を開始した，而して昭和3年10月31日硝子工場を南滿洲硝子株式會社に讓渡した。資本金1,200,000圓，總株數24,000（1株金50圓全額拂込濟）主要設備としては耐火煉瓦工場 假燒窯3基，乾燥窯3基，煉瓦燒成窯 9基，生產能力年15,000英噸，販賣數量及營業收支は下記の如くである。

年度	煉瓦販賣數量	營業收支 收入	支出	差引損益
	瓲	円	円	円
昭和6年度	6,854	219,040	252,304	− 33,624
同 5年度	7,223	289,558	260,961	＋ 28,597
同 4年度	14,939	921,518	547,998	＋ 73,521

陶磁器及硝子 滿洲に於ける陶磁器は需要に比して生產少なく，主として上海，日本其他より輸入されて居るが，滿洲に此種事業が發達しないのは寧ろ奇異の感がする。從來は唯水甕類が奉天，撫順，新京，本溪湖等で多少生產されてゐただけで，其他の陶器製造は邦人の經營に係る大華窯業公司及滿洲製窯株式會社の2社があるのみで，之も未だ充分發達の機運に達してゐない。

滿鐵では1913年中央試驗所に窯業試驗工場を敷設し，滿洲產の原料を使用する窯業の試驗を行つたが陶磁器工場先づ企業試驗に成功し，之を基礎として1920年9月大華窯業公司が創設せられた。續いて1925年耐火煉瓦，硝子工場を繼承して大連窯業株式會社が設立せられた。

硝子製造は，從來硝子屑を原料とする壜類，ランプホヤ等を製造する程度のものであつたが，滿洲には元來其の原料は豐富で他の條件も具備して居たから，窯業試驗所では1916年より滿洲產原料を使用する普通曹達硝子の調合及熔融研究を開始し，1917年7月平野式熔融窯完成し12月より普通曹達硝子の工業熔融試驗を行ひ良好な結果を得た。一方硝子製造事業の根本問題である坩堝の製造試驗に著手し，各種原料を以て調合成形等の試驗を行つた。尙クリスタル，グラス及半クリスタル，グラスの調合熔融試驗，著色グラス及硬質グラス等の試驗に著手し幾多の困難を經て1919年12月遂に多年研究の標的であつた獨墺品を凌駕する試驗品を製出し，當初の曹達硝子の品質改善に成功した。

硬質硝子も亦獨墺品を凌駕する製品を得戰前には獨逸製品を使用してゐた炭礦安全燈，瓦斯內ホヤ，蒸氣罐水面計用ゲージ硝子及ゲージ管，醫療用及理化學用品等悉く同所製品を使用するに至つた。1928年には同所並に大連窯業株式會社硝子工場を繼承して南滿洲硝子株式會社が設立せられた。

以上の如く硝子製品に關して滿鐵は優良な成績を得，逐年發達の趨勢にあつたが，次に板硝子の製造の相當有望なることをも認め研究を怠らず，1924年には板硝子製造工場建設の計畫を樹て，約90萬圓を投じて米國より製造裝置一式を購入し，沙河口に敷地を定め工場建設に著手したが，其後種々の經緯を經て，旭硝子會社と共同經營することゝなり，1925年昌光硝子會社を創設した。同工場は旭硝子の所有するラバー式を採用し1箇年33萬函の製造能力を有し，1925年10月より製造を開始した。其後年生產額百萬圓程度で，滿洲硝子工業界に貢獻する處は大であつた。

要するに滿洲の硝子工業は歐洲大戰迄は微々たるものであつたに拘らず大戰を一轉機として漸次斯業は勃興し，今日の隆盛を見るに至つた。尙硝子工業としては滿洲國側にも若干あるが，其勢力は未だ微弱な者で僅か地方消費を充してゐるに過ぎない。

(10) 製藥業

甘草エツキス 滿蒙の藥品製造は微々として振はず，唯藥草からの藥品製造に稍々見るべきものがある。現在擧げ得るものは蒙古產甘草を以て製造する甘草エツキスである。甘草の主產地は東部蒙古で就中綏東，阜新，建平，赤峯，林西地方で，大連，赤峰及び鄭家屯にエツキス製造工場がある。昭和5年中，滿蒙興業株式會社大連工場に於ける甘草エツキス製產高は70,716瓲56,725圓で，その全部は殆んど日本向である。而して甘草は粉末又はエツキスとして醫療上緩和及び鎭咳劑として用ゐられる外，仁丹，淸心丹の如き賣藥の甘味料又はソース及び醬油の調味料に用ゐて居る。歐米にあつてはクリニツチ酸とし，主として卷煙草の味付又は糖菓子製造用に供し，原產地にあつては漢法醫の藥用及び線香製造の材料として用ひてゐる。

其他の製藥としてはクレオソート及びナフタリンがあるが，之等は撫順炭礦モンド瓦斯工場の副產物で，クレオソートは年產額約3千瓩を生產してゐる。

火　藥　火藥は大正8年滿洲鑛山藥株式會社が安東に設立されてから年々20萬圓以上の生產を爲しつつある。從來滿洲に於て使用し來たつた鑛山用爆發藥は總て外國製の輸入品で輸送，運賃等幾多の不便があつた。滿洲に於ける鑛山藥需要の方面を見るに鞍山振興無限公司及び本溪湖煤鐵公司の經營する鐵鑛石採掘所兩者を合して約13鑛區，撫順炭鑛に於ける石炭採掘所約11鑛區である。以上は何れも大規模のもので，その他鐵道及び道路の開鑿工事等その需要の範圍は頗る廣汎である。

(六) 雜　工　業

(1) 煙草製造業

煙草は滿洲各地に栽培せられてゐるが其主なる產地は奉天省の東部，吉林省一帶で奉天省產を東山煙，吉林省產を南山煙といふ。從來滿洲に於ける需要煙は殆ど刻煙草であつて，滿洲の農村に於ては在來種を原料として手揉み水煙等が盛んに行はれてゐる。文化の進步と共に卷煙草も漸次普及しつゝあるが高級煙草は全く駄目で兩切の下級煙草が壓倒的である。原料の葉煙草は最近滿鐵の鳳凰城及得利寺兩煙草試作場に於ける試作の結果，アメリカ種黃色煙草が有利有望なることが立證せられ次第に普及を見てゐるが今のところまだ生產は少量で原料は多く支那山東米種及アメリカ葉を使用してゐる。即ち日露戰爭後日本及外國煙草の輸入に因り漸次紙捲煙草の需要を喚起し日本人及外人で卷煙草の製造販賣をなすものが增加するに至り，滿洲は各國煙草の競爭場裡と化し，遂に今日の狀態を馴致した。

いま滿洲煙草工業の沿革を見るに，1906年10月早くも日本人煙草業者が一團となつて日本專賣局の特許を受け，資本金100萬圓を以て東亞煙草株式會社を設立し滿洲の開發に着手した。之れ日本人經營の代表的煙草工場である。是より先き，1905年英米煙公司は南支那より南滿に侵入した。又哈爾濱には古くより露國式口附煙草製業者としてロパート，秋林の二商會があり，越えて1914年には南洋兄弟煙草公司が滿洲に進出し來り，遂に激甚な巴狀戰を演ずるに至つた。英米煙公司は1919年駐華聯合煙公司といふ支那式名義を用ひ奉天に工場を新設したが1923年之を又英國煙公司と改名した。又1920年には日本人經營の大安煙公司が奉天に工場を起した。

次で哈爾濱ロパート煙公司は英米煙と合同して哈爾濱に煙草製造工場（資本の大部分は英米煙公司）を新設した。尙1923年には支那側有力官吏の出資で東三省煙草會社の設立を見たが1924年には之は廢業した。この外1924年には支那人經營の華北公司が奉天城外に公場を設ける等，續々煙草製造工場の勃興と擴張を招來して，その結果各社は競つて下級品の製造に當り廉價販賣を實行したため，滿洲煙草製造業は異常の發達を遂げ，今日の隆盛を見るに至つた。

現在滿洲の煙草需要は年々逐增の傾向にあるから，需要方面からみると煙草工業は相當有望視されてゐるが，之等煙草製造に用ふる原料は多く前述の如く支那山東米種及米國葉を使用してゐる狀態であるから（尙この外巨額の製品輸入がある）滿洲の煙草工業そのものの將來は唯，その原料如何に懸つてゐるものと言へよう。而して原料の自給は前途尙遼遠である。

滿洲に於ける煙草工業は，日，滿，英，米の煙草資本の競爭により今日の發達を遂げ年70—80億本の販賣高を擧げる迄に至つたが將來の問題として英，米トラストと東亞煙草との協定は現實困難で支那全土の煙

草需要の8割を供給するといはれる英，米トラストと競爭せねばならぬところに滿洲煙草工業の惱みがある。滿洲新國家はこの機會に煙草の專賣を行ふといふ噂もあるが東亞煙草や英，米トラストを買收することが難關でこれも實現難と見られてゐる。結局現在の煙草消費稅を引上げて新國家の財源に充つるより仕方がないであらうがこれも極端なる稅率の引上げは一般民衆の負擔を增加すること並に滿洲の地理的關係から見ても密輸入の虞れが濃厚となる事等のため稅率引上も限度があるであらう。

滿洲新國家の成立と共に最も重大なる關係を生ずるものは原料葉煙草の關稅問題でまだ原料自給の域に達せず原料を多く支那に仰いでゐる滿洲煙草工場にとつてはこれが死活の問題となるのである。滿洲が支那の領土であつた時代は關稅は問題でなかつたが新國家成立の動機から見て支那は必ずや原料葉煙草の輸出稅を徵すべくその場合に於ては滿洲煙草工業は原料騰貴に禍されることが大に懸念されてゐる。滿洲に於ける煙草工業も原料問題，各國資本の競爭，滿洲人の嗜好の變遷等々多難の途を步まねばならぬ運命にあるやうに見受けられる。

東亞煙草株式會社　1906年韓國煙草組合日本煙草輸出株式會社，代々木商會，江副洋行等煙草製造者23名が英米トラストに對して日本煙を朝鮮及支那に輸出する目的を以て日本政府の煙草專賣實施と共に資本金100 萬圓で創立された會社である。專賣局と朝鮮總督府の特別の庇護を得て，先づ朝鮮の煙草界を獨占し，漸次資本金を增加して1919年にはその公稱資本を 1,000 萬圓に增額し，滿洲，シベリヤ及支那各地に飛躍を試みんとしたのである。然し間もなく朝鮮は煙草專賣制が施行せられ，他方對露貿易が杜絕するに至つてよりは，已むを得ず全力を滿洲及支那方面に注ぐこととなり，1927年8月には日本人經營の亞細亞煙草會社を合併し，亞細亞煙の資本金156圓を合せ愈々眞劍に英米トラストと覇を爭はんとした。然し英米トラストに比し製造の技術は素より販賣政策に於ても及ばざる所遠くトラスト其他外煙の壓迫を受けることが多かつた。

然乍ら創立以來既に27年を經過しその間資本額，事業地域，經營法機關配置等に幾多の變遷を見現在同會社の內容を覗ふに次の如き劃期的業績を擧げてゐる，即ち現在の資本金 1,150 萬圓(內拂込濟額 730 萬圓)で本社を東京に置き奉天に支店を大安，營口，天津に製造を大連に工場を天津，大連に販賣所を設置し尙駐在員を滿，鮮，中華民國各地へ配置して居り營口製造所に於ては紙卷兩切，同口付煙草及刻煙草を大安製造所及び天津製造所では紙卷兩切煙草を大連工場では紙卷口付煙草を製造し滿洲及び北支那方面に供給してゐる。此他內地專賣局の命を承け前記製造所の中に於て紙卷兩切煙草を製造してゐるが前記各製造工場に於て製造する煙草の品種は次の通りである。

紙卷兩切煙草　ビーナス，ガバナー，オーシス，ゴード大，ゴード小，スピーア大同小，ミューズ，ゴールデン，バット，金寶，復興，福利得，發明，人壽，織女，大號，ビルヂング，アンカー，高樓　士女，三羊，紅中，チューリップ，燈臺，ハネピー，大鷹，三星

紙卷口付煙草　敷島，朝日，吉野，霞，松島

刻煙草　さつき，あやめ

以上の製造煙草の販賣は支店各販賣所及び各所駐在員が之に當り陸海軍及び滿鐵消費組合で直接販賣するものの他は特約人を經て市場に販賣してゐるが尙內地專賣局の製造煙草及び葉煙草を內地から輸出特許地である支那，滿洲，西比利亞及びサガレンに輸出する外同社在外工場の製造した煙草を內地に輸入し又は前記特許地へ輸出して

ゐる。尙この他に植民地專賣局の製造原料たる葉煙草の供給を爲し，煙草事業に對する出資製造煙草又は原料葉煙草の販賣，輸出等を目的とした他の會社に出資してゐる。而して創業當時は資本金100萬圓，拂込額僅かに30萬圓で，株主も亦23名だつたものが，26年後の現在では株主 1,700 名といふ驚異的好成績を收めて，愈々堅實な發展を示してゐる。

秋林商會 秋林商會は1867年ニコラフスク市に小規模な商店として設立され，爾來年と共に發展を重ねたが歐洲戰爭勃發後續いて起つた同國革命は同商會の基礎を根柢から破壞し，今日は哈爾濱を唯一の根據地として居る。

煙草工場は1914年竣工したもので，嘗てはトラスト煙及東亞煙草をして一指をも觸れしめなかつたが現在はロパートに亞ぐものとなつた。

ロパート株式會社 當社は1913年迄は個人の小規模な露式紙卷煙草製造工場で業績不良であつたが，同年英米煙公司より 800 萬圓の出資を得て整理恢復し，北滿煙草界に於ける一大勢力となつた。

英米煙公司 英米煙公司は英米資本家の合辦經營で資本金８億圓の會社である。本店はロンドンにあり，東洋には上海，漢口，天津，靑島に工場を持つて居る。

會社の內容は詳細には知り難いが，種々の煙草會社の合同せる一種のトラストの一つであつて，本國にては各會社各箇に生產販賣をして居るが，東洋では共同の型式を以て下級品の製造販賣に從事して居る。而も其の商略は英國流の堅忍と米國流の不遠慮とを發揮して商權擴張の爲に努力を續けて居る。

滿洲は嘗て同社の獨占場であつたが，日露戰爭後東亞が下級品を以て競爭を開いた結果，南滿に在つては最早英米トラストの獨占を許さなくなり，以後同社は北滿に向つて飛躍を試みて居る。併し上級品は今尙殆んど同社の獨占であつて，下級品と雖も東亞等に依り販路を蠶食せられたと謂ふよりも，增加する需要に對して獨占の位置を維持し得ざるに至つたと云ふ方がむしろ當つて居る。

一體，英米トラストは在支外人商工業界の王者として，機會ある每に支那全土何れの地に於ても，又如何なる場合にあつても苟くも乘ずべき機會を發見した時には，その大資本と優越なる地盤を背景として勢力の扶植を圖つて居る。中部支那並びに內外蒙古で賣行の最も盛んであつた「粉刀」の製造元である永泰和公司を買收して自家の製品「刀牌」と共に今日の勢力を培養したことは有名な事實である。この外哈爾濱のロパート商會を其の勢力下に置き，奉天の聯合德公司をも合併し，斯く聯合又は合併により常に滿支に於ける煙草界に君臨し來つたのである。

然し最近は銀貨暴落で極度の經營難に陷つてゐる。卽ち昭和５年２月頃より煙草の卸値を引き上げ，その上南支那から下級煙草が滿洲市場に進出して居るので滿洲の販路は漸く不振勝ちとなつたので，營業の振興を計るため1931年３月より英米トラストを啓東煙草股公司と稱し，從來英米煙の資本下にあつたロパート，永泰和等は一時總本店から分離し單に代理店とすることになつた。

奉天の同公司では滿洲事變以來當然納入すべき煙草統稅を舊財政廳との間に特種契約ありとの理由の下に現稅捐局に對し納稅を拒否してゐたが，其後稅捐統稅科に於ては７年１月7，8日の兩日に亙り同公司總代賣店永和公司の賣上帳を基準として罰金を賦課することに決定し，而も稅局側に於ては徹底的に製品の出入を拒否することにした。之がため同公司も已むを得ず稅捐局長曲克宏に對し納稅方を申出でた。

（2） 製材，製紙工業

製材業 滿洲の製材業は明治43年１月大連に山葉洋行が製材所を開業したのが嚆矢である。其後移住者の增加と各地の發展に伴ひ木材の需要增大し，殊に大正３年の時局に際會し，歐洲方面に於ける森林の荒廢，鐵鋼類の暴騰は木材の海外輸出を誘發し，滿洲各都市の需要も著しく增加し，鴨綠江材の異常なる活躍を見るに至つた。之がためその流域に於ける製材業の勃興を促し，更に財界の好況に乘じて製材業簇出したが，大正９年財界のパニックに遭遇し殆んど解散し，現在まで事業を繼續せる主なるものは大連製材會社，秋田商會，鴨綠江製材無限公司等である。（林業の項參照）

製材工場（昭和６年中 資本金10萬円以上）

所在地		工場名	設立年月	資本金	製造品 種類	製造品 單位	製造品 數量	製造品 價額
								円
大連	入船町	鴨綠江製材株式會社	昭 4.10	500	製材	—	—	120,220
	北大山通	秋田商會木材株式會社	明 40. 4	1,500	同	—	—	350,500
	入船町	宮本材木店製材工場	大 14. 8	105	同	—	—	105,106
	榮町	大連製材株式會社	大 8. 4	105	同	—	—	38,160
安東	江岸通	滿鮮製函株式會社	大 8.10	1,000	同	尺締	39,339	107,437
	同	安東挽材株式會社	大 8.12	1,000	同	同	36,917	247,800
	南三條通	鴨綠江製材無限公司製材工場	大 4.10	500	同	同	70,633	339,715
	南二條通	蛭子井製材所	大 10. 1	130	同	同	4,496	29,060

製紙工業 木材資源を以て名ある滿洲の製紙業は相當の發展性あるかに見えるが事實は然らず，極めて不振狀態にある。パルプ原料木材（及高粱稈）は滿洲に於ては豐富であるが之を經濟的に入手することは現在では不可能な狀態に在る。折角豐富な木材資源（及高粱稈）があり乍ら，之が全く利用せられず，代表的會社たる鴨綠江製紙が樺太材を輸入し滿洲製紙がカナダ產パルプを使用してゐる現狀である。其他藥品，諸材料は多く外國に仰ぎ極めて不利である。其他の諸條件も勞銀の低廉を除いては有利でない。

尙資本金融は素より，用水，動力，燃料，運賃悉く惡條件である。

滿洲に於ける紙の生產は約 7.5 割が鴨綠江及滿洲の兩製紙會社卽ち新式機械製紙工業により殘部が從來の舊式製紙業卽ち滿洲到る處に散在する紙坊と稱する家內工業によつて生產されるのであるが其製品は舊式製紙が全部在來紙，毛頭紙であるのは勿論新式機械製紙と雖も殆ど全部之等在來紙代用品で隨つて需要先も全部滿洲人といつてよい。故にその販路も亦新式製紙の一部が山東，天津方面に向けられる外大部分は滿洲內各地の地方消費である。

（3） 畜產加工業

畜產物の豐富な割合に畜產工業は不振である。滿洲に於ける皮革工業は全く不振で皮革原料は大部分生皮のまゝ日本及英米に輸出せられる。獸骨工業は其の原料の集散地が大連及天津で一部はそのまゝ輸出せられるが大部分は骨粉に製造せられ，兩地に於て日本人に獨占的に加工せられてゐる。豚毛の如きも殆ど輸出せられてゐる。

以上の如き畜產加工業の各種原料品は勿論豐富であるが，治安の不備と交通運輸の不便との爲これが蒐集に多大の困難を感じて居つた。殊に邦人經營の代表的皮革會社

たる滿蒙殖產會社も，支那官憲の壓迫で近頃は工場を閉鎖してをり，專ら奉天官權の工場に活躍されてゐたが，今後は有望なる事業として大進展を見るであらう。

皮革 滿蒙の地は牧畜に富み原皮の一大產地として知られて居るが，滿洲に於ける製革工業は主として回々敎徒の間に多く行はれてゐたが小規模の家庭工業で燻煙製革や芒硝革の古式製法に依るもので精良な皮革を製造するに至らず，未だ獨立工業の域に達してゐない。多くは生皮の儘輸出せられ，その輸出の徑路は世界戰爭以前は西比利亞鐵道を經由し歐洲に仕向けられて居たが，露國動亂以後はその輸送困難のため奉天へ集中し，奉天は主要集散地となり現今に於ては大連港より輸出せらるるもの最も多く，出廻數量は毛皮245,800枚に及び馬皮及び騾皮339,700枚に達し緬羊皮350,000枚を數へ仔羊皮470,000枚と算せられて居る。此外豚皮，狗皮，猫皮，兎皮，貂皮，狐皮，狸皮，水獺皮等甚だ豐富で黑龍江省，吉林省の北方產が優良とされてゐる。

邦人經營の皮革會社は豫期の成績を擧ぐるに至難であつて，その代表的なる滿蒙殖產會社の如きも營業不振で工場を閉鎖し，之に反し時變前は支那側の發展目覺しく奉天の東北省製革廠（資本金20萬元，軍閥關係の出資）中華製革廠（資本金4萬元）は新式施設で操業してゐた。小工場は舊式の製革法で操業して居る。目下滿鐵でも皮革工業については研究を重ねて居り軍需工業としても將來は發展を見るであらう。

骨粉 蒸製骨粉の輸出額が漸次增大しつつあるのは，肥料としての價値が漸く認められ，價格の點に於ても他の肥料に比して必しも高價でない事が一般に認められる樣になつたためで，殊に蒸製骨粉の需要が著しく喚起せらるるに至つたのは肥效上についても，衞生及取扱上に於ても有利であるからである。

而して蒸製骨粉の製造法は何れの工場に於ても同樣で他の工業製造品に比し頗る簡單である。

滿洲各地に出廻る獸骨の半數以上は大連滿蒙殖產會社骨粉工場に於て蒸製骨粉に加工され，殘餘は原骨の儘日本內地に仕向けられてゐる。

滿蒙殖產株式會社 同會社工場は滿洲唯一の骨粉工場で1920年3月資本金100萬圓を以て大連市向陽臺に設立せられ，漸次發展し現在では天津，奉天，鹿兒島に分工場を有し，尙奉天，天津，遼陽，哈爾濱，鹿兒島，新京，安東，營口等獸骨の主要集散地には各支店及出張所を設け原料骨の蒐集を行つてゐる。

同工場の製肥部1箇年間の製造能力は25,000英噸と稱せられ，其の賣上額は每年平均200萬圓內外である。

肥料工場

（昭和6年中 資本金10萬円以上）

所在地	工場名	設立年月	資本金	製造高 種類	單位	數量	價額
			千円				円
大連 向陽臺	滿蒙殖產株式會社	大 9. 3	500	動物質肥料	瓲	9,132	390,329
				獸脂	瓩	85,000	7,414
				膠	瓩	83,000	25,873
貔子窩 海洋島	東洋捕鯨會社關東州事業場	大 5. 5	6,000	肥料	斤	3,570	86

（4）印刷工場

（昭和6年中 資本金10萬円以上）

所在地		工場名	設立年月	資本金	製造品 種類	單位	數量	價額
				千円				円
大連	東公園町	滿洲日報社工場	明 38.10	750	新聞	—	—	489,246
大連		同 印刷工場	明 40.11		印刷物	—	—	163,500
大連	飛彈町	大連新聞社印刷工場	大 8.11	140	新聞	—	—	288,000
大連	若狹町	小林又七支店印刷工場	明 28. 5	196	印刷物	—	—	125,043
					活字	—	—	20,436
大連	大江町	日清印刷所	昭 4.12	100	印刷物	—	—	59,620
大連	近江町	東亞印刷株式會社大連支店	大 8. 8	1,000	新聞	—	—	128,561
大連	奧町	泰東日報社工場	明 41.11	340	同	—	—	56,640
大連	山縣通	滿洲報工場	大 11. 7	300	同	—	—	345,000
鞍山		遼安印刷所	大 8.10	150	諸印刷	—	—	9,720
奉天	信濃町	滿洲オフセツト印刷工場	大 11. 3	200	紙函表紙廣告類	枚	124,000,000	216,000
撫順	東三番町	撫順印刷會社工場	大 9. 4	200	印刷製本	—	—	30,000
安東	四番通	安東印刷所	大 8.10	200	同	—	—	22,000

（七）機械工業

滿洲に於ける機械工業は勿論未だ幼稚なものであるが機械工場の主なるものは滿鐵鐵道工場，大連汽船會社船渠工場及大連機械製作所等である。

滿鐵鐵道工場 （大連沙河口）滿鐵會社は明治41年，大連に隣接する北沙河口に滿鐵會社にて使用する鐵道用機關車並びに車輛の製作，組立，修繕を目的とする大工場を設立し，同44年8月作業を開始した。此の工場は獨立の水道を敷設し工場地面積約60萬坪內工場敷地約36萬坪，社宅敷地約24萬坪，建物73棟約1萬9千坪，機關車27輛，客車36輛，貨車130輛を同時に收容する能力を有して居る。昭和6年度製修費は7,128,805圓であつた。

因に同工場は從來大連工場と稱してゐたが，昭和5年6月14日之を現在の鐵道工場と改稱した。此の外露國時代の遺物であつた遼陽工場があつたが昭和5年1月16日撤廢された。

改造及修繕車輛數

年度	機關車 入場	機關車 出場	機關車 年度末現在	客車類 入場	客車類 出場	客車類 年度末現在	貨車類 入場	貨車類 出場	貨車類 年度末現在
昭和6年度	233	219	20	309	313	15	2,599	2,619	25
同 5年度	246	255	6	427	432	19	3,097	3,078	45

大連機械製作所 （大連市臺山町）大正7年5月資本金2百萬圓の株式組織を以て創立され，滿鐵鐵道工場の下請の事業をなしてゐる。現在はその製作能力に於て設立當時の10倍に擴張されてゐる。その製作品は車輛及び線路用品，鐵橋，機械類，水道鐵管，豆油製造機，ロードローラー，酸素瓦斯發生機，電車，自動車車體其他である。而してその販路は車輛及び線路用品は呼海，洮昂，齊克，吉海及び吉長吉敦各鐵道へ，四洮線には滿鐵より貨車を貸與するので車輛を除く鐵道用品を供給し，膠濟鐵道へも四洮鐵道と同一にし車輛は朝鮮中央輕便，京南鐵道，西鮮鐵道等へ，機械類は朝鮮滿洲一圓へ，水道鐵管は關東廳，滿鐵を初めとし南北滿洲，青島，天津，朝鮮，臺灣等へ逐年需要增加を見，豆油製造機は朝鮮，臺灣，滿洲一帶に最新式のものを供給してゐる

る。酸素瓦斯發生機の如きは滿洲に於て嚆矢と謂はれ，一般需要家に供給し，電車車體は南滿洲電氣會社，奉天電車會社へ，自動車車體は關東廳官營バス，南滿電氣會社自動車部へ納品する等その販路廣大にして在滿日本人經營工場中最も活躍して居る。

奉天造兵廠　豫て懸案中であつた舊奉天兵工廠を利用する株式會社奉天造兵廠は愈々設定される事となり舊兵工廠の一部を運轉し滿洲國の治安維持上重要の兵器竝に滿洲國の產業開發に必要なる資料等の製造を開始する模樣である。

機械工場
（昭和6年中 資本金10萬圓以上）

所在地		工場名	設立年月	資本金	製造品 種類	單位	數量	價額
				千円				円
大連	榮町	大華電氣冶金公司	大 7.4	150	特殊鋼	瓩	190,516	380,163
					合金鋼	瓩	15,626	43,740
	山手町	竹山商會工場	大 9.11	100	銑鐵鑄物	瓩	—	19,811
	三春町	大連鑄造所	大 7.1	150	鑄鐵管	瓩	269,240	16,725
					可鍛鐵鑄物	瓩	35,560	5,370
					其他機器	瓩	—	34,350
	周水子	大連鐵工所周水工場	昭 4.8	125	鑄物以外の金屬製品	—	—	16,800
					蒸汽鑵臺	—	—	6,540
					其他の機器	—	—	4,253
	香取町	戸田商會鐵工所	大 7.1	156	銑鐵鑄物	—	—	15,274
	千代田町	進和商會製鋲工場	大 6.9	150	ボールトナツト	—	—	28,228
					リベツト	—	—	11,320
					釘類	—	—	101,311
					其他	—	—	8,565
	日吉町	啓正式特殊品製作所	昭 4.5	100	鐵塔等建設材料	—	—	7,050
					鐵製家具	—	—	2,203
					其他鑄物以外の金屬製品	—	—	1,838
	臺山町	大連機械製作所	大 7.5	1,000	客車貨車	輛	8	60,500
					其他機器	—	—	507,462
					同修理	—	—	75,525
					醇素瓦斯	竏	63,037	42,767
	濱町	大和汽船株式會社船渠工場	大 12.4	25,000	各種鑄物品	—	—	160,121
					機器	—	—	56,574
					鐵船舶修現	—	—	404,796
	乃木町	西森造船所	明 40.10	230	鐵船舶修理	—	—	116,605
	同	滿鐵大連機關區	明 40.4	279	機關車修理	—	—	72,838
	霞町	同 鐵道工場	明 40.4	6,249	車輛其他機器	—	—	5,062,245
					同修理	—	—	2,191,066
旅順	東鄉町	大連汽船會社船渠工場旅順分場	昭 6.9	800	造船機械	—	—	500,954
安東	南四條通	滿鮮鐵工所	大 6.5	100	鐵工品	斤	28,054	8,655

（八） 製鐵製鋼業

滿洲に於ける製鐵製鋼業の重要性は，日本內地の鐵鋼需要の現況を見れば明かである。而も其事業は日本資本の下に經營されてゐる。即ち滿鐵鞍山製鐵所及本溪湖煤鐵公司で滿洲の製鐵業は此兩者のみと稱し得る。嘗つて世界大戰中の好況に乘じて，10萬圓以下の小資本によつて日本人の製鐵を營むもの續出したが戰後の不況によつて大

半は壞滅した。土着製鐵業は極めて原始的手工的施業それも洋鐵に壓迫せられ，農具製造のために用ひらるる程度である。

滿洲の鐵鑛石埋藏量は極めて豐富で其採掘費も低廉更に製鐵に必要な石炭，石灰石共に豐富で其の產地は互に接近してゐるから異常な製鐵業上の强味がある。滿洲の條件は非常に良好であるが，實際の生產狀態はかかる天然の利便を占めながら僅かに上記二製鐵所あるのみでそれも充分其能力を發揮してゐるとは云ひ難い。何れも操短勝ちである。嘗て滿鐵でも鞍山の出銑100萬瓲計畫を樹立したが未だ完成しない。現に問題となつてゐる昭和製鋼所50萬瓲の計畫が順調に進涉すれば大規模な發展が完成される。

一體製鐵鋼業の特殊性として多大の副產物事業が伴ふが，この副產事業としての瓦斯は或ひは熱用或ひは發電用に供せられ，其他鑛滓煉瓦，鑛滓バラスト，鑛滓セメントを始め，硫安，コールタール，クレオソート，ベンゾール，ナフタリン，石炭酸等の一般工業の根幹も大鐵鋼業の建設に隨伴して近く滿洲の地に形成されるのであるから，この一連の重要工業の出現は大きな期待をつなぐに足るものがあらう。

（1） 鞍山製鐵所

概況　大正5年3月中日合辦鞍山鐵鑛振興無限公司を組織し鞍山站一帶の鑛業權を獲得せしめ滿鐵は之と買鑛契約を結び原鑛供給の基礎とした。本製鐵所は將來1箇年銑鐵100萬瓲（製品80萬瓲）を製出する計劃に基き第1期計劃として熔鑛爐2基を以て，1箇年約15萬瓲の鋼を得る計劃を樹て大正8年4月第一熔鑛爐の火入を行ひ，大正9年度初第1期計劃は全部完成し將に第2期計劃に移らうとしたが恰も經濟界の不況に際し其作業を見合せ，根本問題たる貧鑛處理の研究に沒頭した。9年1月製鐵所は臨時研究部を設け，獨逸より地質學者及び化學者を聘して社員と共に研究に當り，爾來多大の努力と日時とを費したる結果15年之を完成した。即ち鞍山式磁化還元焙燒法の完成で經濟的に55%內外の人工的富鑛を作る事に成功し貧鑛處理に依り年額20萬瓲の銑鐵生產可能となつたが之に伴ふ第一熔鑛爐の火入れを8月27日擧行した。每年欠損を來たして悲觀說を唱へられたが昭和3.4年度に至り總豫算500萬圓を投じて銑鐵增產計劃の一端を實行し現在出銑年額20萬瓲能力を28萬瓲能力に擴張することに決した。即ち現在の熔鑛爐2基（各爐1日出銑能力300瓩）に對し更に最新純米國式500瓲爐1基を建造したが，尙現爐を修築して300瓲能力を350瓲に擴張し併用して所期に添はんとするものである。增產計劃完成の曉に於ては年額40萬瓲の出銑を見るべく其內約24萬瓲を以て鋼材23萬瓲を生產せんとする計劃が研究されてゐる。

この銑鋼一貫作業は滿洲工業界に一新紀元を開くものとして期待されてゐる。

製鐵工場　工場は滿鐵本線鞍山と立山驛との中間に位し大連を距る北方193哩である。工場構內の面積約150萬坪，構內水源池其他45萬坪，外に市街經營のため約260萬坪の土地を有してゐる。工場設備の概要を擧げると次の如くである。

銑鐵製造設備

熔鑛爐	1日出銑300瓲爐2基（獨逸式）500瓲爐1基（米國式）	
熱風爐	12基	
貯鑛場	2箇所	容積鑛石16,000瓲，石灰石6,000瓲，骸炭800瓲のもの 容積燒結鑛2,2700瓲，石灰石1,200瓲，骸炭380瓲，其他950瓲のもの
鑄銑設備	1式每時最大175瓲	
送風機	ピストン式2基，タービン式5基	

選鑛設備

還元焙燒爐　10基(鞍山式)能力1基1日300瓲

選鑛場　碎鑛，磨碎，分粒，磁力選鑛裝置

燒結工場　脫水及燒結（ドワイトロイド）燒結機6基製品年產48萬瓲

廢鑛處理場　沈澱，還水，廢鑛放流設備

五百瓲熔鑛爐　昭和3年1月設計を開始し同4月に基礎工事に着手して以來約1年10箇月の建設への努力は結實し，昭和5年2月二高爐と併立して高爐界の一大機軸とも言ふべき5百瓲爐は巍然として現れた。それは正しく日本の鐵自給自足を雙肩に擔ふことを誇示する先驅者の姿である。

現在の第一，第二高爐は八幡に倣つた純獨逸式であるのに反し，此の5百瓲爐は機械の主要部分が殆んど米國式で，その構造も態々米國一流の權威者コールハース氏を招聘してこれに當らしめたといふ純米國式で，この總經費は550萬圓である。5百瓲爐の1日に要する鑛石その他のチャージ量は鑛石1千百瓲，骸炭5百瓲，石灰石百瓲，マンガンその他雜鑛石若干で1日の出銑高5百瓲，1年約17萬瓲である。從來の高爐に比較して最も特異な進歩は總ての插入設備が電氣による自働式であることでボタン一つで鑛石，骸炭，石灰の插入が自由である。昭和5年3月9日に此記念すべき火入を行つた。

作業成績　昭和5年3月9日新設5百瓲熔鑛爐の火入と共に第一鎔鑛爐の火を吹消し爾後第二及び第三鎔鑛爐の2基に依る銑鐵年額28萬瓲を標榜して，經費節約能率增進を期し作業成績の向上を計りたるに，第二，第三高爐共に操業極めて順調にして，且つ骸炭品質の上昇，燒結鑛增產に伴ふ使用量及び品質上向に依り製鐵原價著しく低下して，生產高と共に記錄的好成績を示すに至つた。即ち6年度出銑量は總計269,494萬瓲で裝入鑛石に對する出銑率は54.9%を示した。

銑鐵工場成績

年度	裝入原料			生產高				裝入鑛石に對する出銑率
	鑛石	骸炭	石灰石	銑鐵 正銑	荒銑	屑銑	計	
	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	瓲	%
昭和6年度	491,058	282,828	193,898	252,085	10,209	7,200	269,494	54.9
同5年度	516,174	321,077	240,657	263,984	11,388	13,061	288,433	55.9
同4年度	376,858	259,049	182,580	180,948	17,468	12,027	210,443	55.8

銑鐵販賣高

年度	社用		輸出		其他		計	
	瓲數	金額	瓲數	金額	瓲數	金額	瓲數	金額
		円		円		円		円
昭和6年度	2,460	83,226	266,600	6,692,155	7,671	187,247	276,731	6,962,628
同5年度	2,394	97,529	154,976	5,401,500	5,122	165,054	162,492	5,664,083
同4年度	6,424	293,071	183,054	8,206,265	10,613	433,292	200,091	8,932,628

選鑛工場成績

（單位瓲）

年度	原料				生產高		
	原鑛石	雜鑛石	石炭	風化石灰	還元鑛	精鑛	燒結鑛
昭和6年度	696,200	25,540	32,134	17,558	680,953	371,753	386,457
同5年度	562,492	3,810	25,836	11,127	563,242	310,883	315,572
同4年度	451,683	—	22,278	9,472	453,351	253,331	252,109
同3年度	475,176	—	20,261	9,770	461,892	242,367	257,578
同2年度	450,399	—	18,085	9,487	442,324	225,305	231,593

（備考）營業開始は昭和4年2月である。

骸炭工場成績

（單位瓲）

年度	洗炭量	骸炭爐裝炭量	骸炭製出高			
			塊骸炭	小塊及粉骸炭	計	裝炭1瓲に付
昭和6年度	513,823	514,142	309,824	36,380	346,204	0.67
同5年度	557,955	558,420	319,130	45,018	264,148	0.65
同4年度	415,048	414,246	266,958	13,817	280,775	0.68

化學工場生產高

年度	硫酸工場	硫安工場		タール工場				ナフタリン工場	ベンゾール工場	
	硫酸	粗タール	硫酸アンモニア	クレオソート油	ピッチ	特タール	粗ナフタリン	精製ナフタリン	クルーガナフサ	ベンゾール
	KL	MT	MT	KL	MT	KL	MT	MT	KL	KL
昭和6年度	7,150	14,313	5,441	2,871	8,283	237	737	430	5,030	2,560
同5年度	7,529	15,067	5,692	3,021	7,887	600	755	332	4,720	2,619
同4年度	5,466	11,699	4,016	3,300	7,447	677	745	400	3,536	2,263

製鐵營業收支

年度	收入			支出			損益
	銑鐵收入	其他收入	計	銑鐵原價	其他諸費	計	
昭和6年度	6,962,628	745,875	7,708,503	7,277,620	3,410,923	10,688,543	損2,980,040
同5年度	5,664,083	988,209	6,641,289	4,850,562	2,457,360	7,307,922	損666,633
同4年度	8,932,628	7,078	8,939,706	6,453,032	1,944,071	8,397,103	542,603

（2）本溪湖煤鐵公司

概況　明治44年5月大倉喜八郎氏が奉天總督錫良氏との協約で設立されたもので資本金700萬元である。同公司は本溪湖の石灰石及び石炭，廟兒溝本山竝びに附屬12鑛山の鐵鑛を原料とし當初は銑鐵の鑄出に止め鋼製品は後日機を見て開始することとし，銑鐵第一期計劃として大正6年150噸爐2基及び之に伴ふ諸般の設備を完成した。大戰の影響は擴張計畫に頓坐を來たし，大正8年漸く一時的應急策として20瓲爐2基を竣成したが，折悪しく戰後の經濟界の反動は鐵價の暴落を來たし，10年9月に至る迄3回の縮少を爲し更に4回の縮少を敢行し，同時に熔鑛爐の火を消し，製鐵事業を中止するに至つたが，大正12年6月から復活し，年銑鐵8萬餘瓲を產出してゐる。

銑鐵分析表

種別	全炭素	硅素	滿俺	燐	硫黃	銅
低燐銑	3.00以上	1.00以上	0.50以上	0.25以下	0.015以下	痕跡
特1號銑	3.00以上	3.00以上	0.25以上	0.07	0.01以下	同
1號銑	3.00以上	2.50以上	0.25以上	0.07	0.03以下	同
2號銑	3.00以上	2.00以上	0.25以上	0.07	0.05以下	同
3號銑	3.00以上	1.50以上	0.25以上	0.07	0.08以下	同
特製銑	滿俺0.80乃至1.00で他の成分は普通銑と同樣である。					

休止中の熔鑛爐火入　本溪湖煤鐵公司では先年より不況のため熔鑛爐1基の火を落してゐたが7年11月20日第2爐の火入式を擧行した。これにより今後年12萬噸の製造能力を具備することとなつた。

(九)　電氣瓦斯工業

近代的產業に於ける基礎部の一つたる電氣瓦斯事業を見るに，即ち日本側電氣會社(日滿合辦を含む)は全體の34%を占め，滿洲國側社數の53%に劣るも，發受電容量は80%，點燈數は67%，投資額は87%にして施設方面は遙かに滿洲國側に優れてゐる。

外人經營のものは露人經營5社，英人經營1社獨人經營1社共に發受電容量も少く見るべきものがない。

かくて此方面に於ける決定的支配權は，日本側に屬する。殊に注目を要するは滿鐵及其傍系會社南滿洲電氣株式會社の此方面に於ける地位である。今兩社に就いて見るに事業數は22%に過ぎないが，發電容量は約70%，點燈數は約52%，投資額は64を占め全體の過半數に達してゐる。

從來は支那側の妨碍によつて日支雙方の大局的統制ができず，極めて不經濟な小規模の分散的狀勢であつた爲これが順調な發展を遲らせたことはいふまでもない。

然し今日では此不合理は除去され，全滿的に大きな聯繫網が完成しようとしてゐる。

現在撫順，大連，鞍山，新京，安東，營口，本溪湖を中心として附近の各都市に集中的に供給されるに至つてゐる。經營主體は主として滿鐵傍系の南滿電氣株式會社で全部50サイクルに統一せられてゐる。此外滿鐵直營にかゝる自家發電が相當あるが，これは60或は25サイクルであるから，將來はこれ等を通じて統一する必要がある。

(1)　日本側電氣事業

滿洲に於ける電氣事業は露治時代の施設に端を發したものであるが，始政後旅順は關東都督府に於て，大連は滿鐵會社に於て夫々其の設備に改善を加へ一般の利用に供したのを始めとして爾來人口の增加，地況の發展に伴ひ順次各地に事業開設せられ現在に於ては事業數29の多きに達した。之を事業種別に依り區別すれば電氣供給事業26及び電氣鐵道事業3(內2は電氣供給事業と兼營)であつて內官營4(旅順，金州，普蘭店，貔子窩)を除く外は何れも會社組織に依るものであるが，尙之を資本系統に依り區分すれば滿鐵會社直營のもの2，滿鐵投資會社中南滿洲電氣株式會社直營のもの9，南滿洲電氣株式會社が株式過半數を有する會社の經營10，營口水道電氣株式會社經營のもの1，南滿洲旅館株式會社經營のもの1，其他大倉組投資會社經營のもの2である。

滿洲は地勢概して平坦であつて水力發電の適地は少いが石炭の埋藏量が豐富な關係上，發電設備は總て火力に依るものばかりで從來は各地共孤立の發電設備を設けて居たが，近年經濟的見地から次第に送電系統を連絡し事業者間に電力の授受を行ふものが多くなつた。

而して現在使用の最大電壓は4萬4千ヴォルトで周波數は50サイクルが最も多いが撫順及び本溪湖の系統に屬する各地は60サイクル，鞍山系統各地は25サイクルで之等の統一は將來の問題として殘つてゐる。今日迄に於ける電氣事業投資總額は5千萬圓を超え，最近の事業收入は年額約 1,500萬圓，支出額約1,200萬圓見當である。

日本側電氣事業一覽

事業者	目的	開業年月	資本金	原動力	發電所數	變電所數	發電力	受電力	周波數	最大電壓	供給狀況 電燈數	供給狀況 電力裝置數	供給區域
							K.W.	K.V.A	サイクル	V			
旅順民政署	燈力	明 40·12	—	受 ◎汽	1	1	2,000	1,800	50	11,000	24,689	265	旅順市，方家屯會，水師營會，三澗堡會，營城子會，王家店會
金州民政署	同	大 6.11	—	受	—	1	—	450	50	11,000	7,021	103	金州會，南山會，馬家屯會，閻家樓會，二十里堡會，大魏家屯會，老虎山會(朱家屯を除く)董家溝會，小孤山會，大孤山會，大連灣會の內大房身，栁樹屯
普蘭店民政署	同	同 10.12	—	受	—	—	—	150	50	3,300	3,855	42	普蘭店會，石河驛會，三十里堡會，老虎山會の內朱家屯
貔子窩民政署	同	同 10. 3	—	受	—	2 △3	—	600	50	11,000	3,258	15	貔子窩會，宋家屯會，贊子河會，崔家屯會，城子疃會，碧流河會，東老灘會，唐家房會，夾心子會
南滿洲電氣株式會社 大連本店	同	明 40. 4	25,000,000	汽	2	7 4	47,000	—	50	11,000	260,131	2,961	大連市，老虎灘會，嶺前會，西山會，周水子會，欒家屯會，小平島會，革鎭堡會，南關嶺會，海猫屯會，旅順，金州，普蘭店，貔子窩各民政署，瓦房店電燈會社，滿鐵會社(金州驛信號用變電所)內外綿株式會社金州支店
同	鐵	同 42. 9			—	—	—	—	直	600	軌道延長(粁)66	車輛數 122	大連市，老虎灘
鞍山支店	燈力	大 8. 3		受	—	1 △2	—	500	25	5,500	15,798	58	鞍山，千山，立山，湯崗子
同 海城出張所	同	同 13. 9			—	1 △1	—	—	—	—	2,268	18	海城，南臺，海城電氣股份有限公司
奉天支店	同	明 41. 6		受 ◎汽	1	6 △1	800	10,000	60	44,000	78,122	993	奉天，蘇家屯，渾河，煙臺，張臺子，十里河沙河，虎石臺，奉天電車株式會社，鐵嶺電燈局，開原電氣會社，遼陽電燈公司，滿鐵煙臺採炭所，奉天電燈廠
新京支店	同	同 43. 2		汽	1	1 △2	6,000	—	50	22,000	41,277	315	新京，大屯，孟家屯，范家屯電氣會社，公主嶺電燈會社，四平街電燈會社
安東支店	同	同 41.12		汽	1	—	9,000	—	50	3,300	54,607	548	安東，新義州，滿鮮殖產電氣會社，同上王子製紙會社
同 連山關出張所	同	大 14.12		重油	1	—	100	—	60	2,200	801	1	連山關
同 鷄冠山出張所	同	昭 5.10		同	1	—	75	—	50	3,300	1,372	—	鷄冠山

事業者	目的	開業年月	資本金	原動力	發電所數	變電所數	發電力	受電力	周波數	最大電壓	供給状況 電燈數	供給状況 電力裝置數	供給區域
							K.W.	K.V.A	サイクル	V			
瓦房店電燈株式會社 瓦房店本店	燈力	大 3.12	50,000	受	—	1	—	460	50	11,000	5,408	27	瓦房店，田家
同　熊岳城支店	同	同 13. 2		重油	1	—	75	—	50	3,300	1,623	—	熊岳城
大石橋電燈株式會社	同	同 5.11	50,000	受	—	—	—	300	50	3,300	5,242	45	大石橋，分水，他山
營口水道電氣株式會社	同	明 41. 2	2,000,000	汽	1	1	2,500	—	50	5,500	45,342	317	營口，大石橋電燈會社
遼陽電燈公司	同	同 45. 3	300,000	受	—	—	—	1,875	60	3,300	18,179	110	遼陽，首山
鐵嶺電燈局	同	同 44. 9	300,000	受 ◎汽	1	3	108	1,660	60	44,000	12,954	70	鐵嶺，新臺子，新城子
開原電氣株式會社	同	大 3.10	500,000	受 ◎瓦	1	1	320	1,500	60	44,000	10,029	31	開原
四平街電燈株式會社	同	同 6.12	350,000	受 ◎汽	1	1 △2	460	1,530	50	22,000	10,611	18	四平街，楊木林，十家堡
公主嶺電燈株式會社 公主嶺本店	同	同 6. 1	250,000	受 ◎汽	1	1 △4	288	800	50	22,000	10,807	86	公主嶺，陶家屯，劉房子，蔡家，大楡樹
同　郭家店支店	同	昭 4. 1		受	—	1	—	150	50	22,000	1,156	1	郭家店
范家屯電氣株式會社	同	大 10. 1	50,000	受 ◎汽	1	1	150	300	50	22,000	2,193	—	范家屯
南滿洲鐵道株式會社 撫順炭礦	同	明 41.11	—	汽	2	8	60,000	—	60	11,000	71,953	1,553	撫順及其附近，南滿洲電氣會社
同	鐵	大 3.10	—		—	2	—	—	直	1,200	—	—	撫順
南滿洲鐵道株式會社	燈力	昭 4.10	—	重油	1	—	10	—	直	110	275	1	五龍背
本溪湖煤鐵有限公司	同	明 43.10	—	汽	1	5 △1	8,500	—	60	22,000	17,268	340	本溪湖，南坟，橋頭，廟兒溝，火連寨振興公司
奉天電車株式會社	鐵	大 15. 6	1,500,000	受	—	—	—	250	直	600	—	—	奉天

備考　1. 供給狀況は昭和6年3月末現在を其の他は昭和7年5月末現在を示す　2. ◎印は豫備を△印は變電塔を示す　3. 電鐵に對しては供給區域欄に運轉區間，電燈欄に軌道延長粁，電力欄に車輛數を示す

（2）南滿洲電氣株式會社

大正15年6月1日滿鐵から分離し營業を開始した。資本金2千5百萬圓，本社を大連西通に置き庶務,經理,電鐵,技術,電燈の5課に分けて居る。大正15年9月營口水道電氣株式會社の經營及び鞍山電燈を買收し，12月海城電燈を買收,昭和2年3月には瓦房店,大石橋,鐵嶺,四平街,公主嶺,范家屯の各電燈會社株式の過半數を讓り受け沿線の電氣事業を概ね一手に引き受けた。而して同社は大連に於て電燈電力の供給をなす外，電車及乘合自動車等運輸事業をも兼營し，奉天,安東,新京,鞍山に支店を，連山關(安東附屬),海城(鞍山附屬)に出張所を設けてゐる。

發電所　南滿洲電氣株式會社の經營する發電所には大連に於ける濱町及天の川兩發電所がある。前者は露國の建設にかゝるもので明治34年10月250KVA3基,即ち750KVAの容量を有し動力と電燈を供給した。その後日露役後日本政府より該設備を繼承した滿鐵會社は，規模の過小と種々なる不便多きに鑑み新たに3,000KVAの增設計畫を樹てこれが實現を見ると共に舊設備を撤廢した。然るに大連市の發展はあまりに急速なる爲，電力の不足を感ずること甚だしく，應急施設又は追加增設等により僅に之を緩和して來たが爾來到底姑息の對策を許さず，大正9年更に沙河口水源池に新發電所を建設し，大正11年7月運轉開始した。而して現在の設備を汽罐，原動機，發電機に分類して表示せば次の如くである。

事業用發電設備（昭和7年5月末現在）

事業者	發電所名	位置	出力(k.w)	汽罐 種類	汽罐 汽壓	汽罐 加熱面積(坪)	汽罐 箇數	原動機 種類	原動機 製造者名	原動機 馬力數	原動機 廻轉數	原動機 箇數	發電機 種類	發電機 製造者名	發電機 KVA	發電機 電壓	發電機 廻轉數	發電機 周波數	發電機 箇數
					14.0	662	3	パーソンソタービン	W.H	6,700	3,000	1	三相交流	W.H	6,250	11,000	3,000	50	1
	天の川發電所	大連市沙河口大正通204	42,000	B&W	14.0	745	1	ユングストロームタービン	スタール	6,700	3,000	1	同	スタール	6,250	11,000	3,000	50	1
					34.0	753	3	三汽筒式タービン	B.B.C	K.W 16,000	1,500	1	同	B.B.C	19,600	11,000	1,500	50	1
								インパルスリアクションタービン	三菱	K.W 16,000	3,000	1	同	三菱	19,600	11,000	3,000	50	1

事業者	發電所名	位置	出力(k.w)	汽罐 種類	汽罐 汽壓	汽罐 加熱面積(坪)	汽罐 箇數	原動機 種類	原動機 製造者名	原動機 馬力數	原動機 廻轉數	原動機 箇數	發電機 種類	發電機 製造者名	發電機 KVA	發電機 電壓	發電機 廻轉數	發電機 周波數	發電機 箇數
南滿洲電氣株式會社	濱町發電所	大連市濱町4	5,000	B&W	11.8	328 465	8 1	インパルスリアクションタービン	三菱	6,700	3,000	1	三相交流	三菱	6,250	3,300	3,000	50	1
	奉天發電所	奉天若松町15	800	B&W	10.6	250 420	1 1	堅型二聯	沙河口工場	600	375	2	同	沙河口工場	500	3,300	375	50	1
	新京發電所	新京高砂町4の2	6,000	B&W	14.0	479	1	ユングストロームタービン	スタール	K.W 1,400	3,000	1	同	スタール	1,250	3,300	3,000	50	1
				タクマ	14.0	380	2	同	三菱	K.W 1,400	3,000	1	同	三菱	1,250	3,300	3,000	50	1
								同	同	K.W 2,800	3,000	2	同	同	2,500	3,300	3,000	50	2
	安東發電所	安東南七條通2	9,000	B&W	14.0	662	2	インパルスリアクションタービン	WH	K.W 3,000	3,000	2	同	W.H	3,750	3,300	3,000	50	2
						745	1	同	三菱	6,700	3,000	1	同	三菱	6,250	3,300	9,000	50	1
	連山關發電所	連山關附屬地	100	—	—	—	—	セミディーゼル機關	ペーター	140	275	2	同	奥村	50	2,200	900	60	2
	鷄冠山發電所	鷄冠山附屬地	75	—	—	—	—	重油機關	ズルザー	112.5	233	1	同	富士	94	3,300	333	50	1

電氣供給狀況

營業所	年度	發電所總容量(各年度末現在)	總發電量	送電量 發電所送電量	送電量 購入電量	送電量 計	供給內譯 電燈用	供給內譯 電力用	供給內譯 計	送變電其他の損失	供給區域(昭和6年度末現在)	配電線延長(昭和6年度末現在)
		KVA	KWH	KWH	KWH	KWH	KWH	KWH	KWH	KWH		粁
大連	昭和6年度	60,625	100,957,280	91,926,702	—	91,926,702	13,117,362	62,022,248	75,139,610	19,787,092	大連市及隣接地，周水子，夏家河子，南關嶺，大房身，甘井子	2,143
	昭和5年度	40,625	92,814,287	84,253,579	—	84,253,579	13,392,982	57,342,776	70,735,758	13,517,821		
海城	昭和6年度	—	—	—	344,964	344,96	104,296	122,877	227,173	117,791	海城，南臺	49
	昭和5年度	—	—	—	269,626	269,626	117,984	57,790	175,774	93,852		
鞍山	昭和6年度	—	—	—	1,010,212	1,010,212	668,630	81,319	749,949	260,263	湯崗子，千山，鞍山，立山	229
	昭和5年度	—	—	—	984,995	984,995	721,796	79,503	801,299	183,696		
奉天	昭和6年度	—	—	—	24,171,369	24,171,390	3,678,564	15,901,049	19,579,613	4,491,777	煙臺，蘇家屯，渾河，奉天附屬地及隣接地	586
	昭和5年度	—	—	—	22,375,455	22,375,456	4,568,933	14,229,391	18,798,324	3,577,094		
新京	昭和6年度	7,500	12,436,551	11,394,461	—	11,394,461	2,278,275	6,930,883	9,209,158	2,185,303	新京附屬地，寛城子	371
	昭和5年度	7,500	9,520,261	8,558,211	—	8,558,211	3,245,756	4,298,619	7,544,375	1,666,466		
連山關	昭和6年度	100	48,408	45,967	—	45,967	34,942	834	35,776	10,191	連山關附屬地	11
	昭和5年度	100	63,254	58,685	—	58,685	47,962	734	48,696	9,989		
鷄冠山	昭和6年度	94	39,294	89,612	—	89,612	50,601	30,224	80,825	8,787	—	—
	昭和5年度	94	32,072	28,728	—	28,728	24,742	—	24,721	3,984		
安東	昭和6年度	14,750	28,040,070	26,325,994	—	26,325,994	2,657,409	20,370,463	23,027,872	3,298,122	沙河鎭，安東附屬地及隣接地	686
	昭和5年度	11,750	28,632,648	26,980,274	—	26,980,274	2,851,493	19,902,628	22,754,121	4,226,153		

電燈及電力供給狀況 (各年度末現在)

營業所	年度	需要戸數 日本人	需要戸數 滿洲國人	需要戸數 外國人	需要戸數 計	電燈數 日本人	電燈數 滿洲國人	電燈數 外國人	電燈數 計	電氣力 日本人 KW	電氣力 滿洲國人 KW	電氣力 外國人 KW	電氣力 計 KW	電力 需要戸數	電動機 臺數	電動機 馬力數
大連	昭和6年度	26,388	10,308	152	36,848	229,129	44,178	2,818	276,125	7,887	1,307	114	9,308	724	1,291	2,584
	昭和5年度	26,410	8,914	142	35,466	209,616	47,816	2,699	260,131	7,341	1,445	109	8,895	723	1,160	7,827
海城	昭和6年度	256	124	—	380	2,004	386	—	2,390	68	7	—	75	8	8	64
	昭和5年度	239	104	—	343	1,852	416	—	2,268	66	8	—	74	7	7	80
鞍山	昭和6年度	1,869	861	1	2,731	12,894	2,503	10	15,407	443	44	—	488	23	33	154
	昭和5年度	1,880	851	—	2,731	13,179	2,619	—	15,798	465	47	—	512	20	28	130
奉天	昭和6年度	8,146	1,456	189	9,791	69,371	10,987	2,044	82,402	2,204	503	104	2,811	231	391	2,041
	昭和5年度	7,639	1,185	127	8,951	67,217	9,254	1,651	73,122	2,314	411	78	2,803	251	405	2,305
新京	昭和6年度	3,049	1,694	156	4,899	25,970	13,672	718	40,360	1,053	434	25	1,512	108	148	1,693
	昭和5年度	2,928	1,815	146	4,889	25,140	15,427	710	41,277	1,070	500	27	1,597	113	148	2,040
連山關	昭和6年度	136	55	—	191	801	69	—	870	8	1	—	19	1	1	1
	昭和5年度	156	53	—	209	713	88	—	801	16	1	—	17	—	—	—
鷄冠山	昭和6年度	204	51	—	255	1,162	148	—	1,310	31	2	—	34	1	1	15
	昭和5年度	202	35	—	237	1,208	164	—	1,372	33	3	—	36	—	—	—
安東	昭和6年度	4,137	5,649	28	9,814	28,658	23,361	524	52,543	1,043	705	23	1,771	273	319	2,870
	昭和5年度	4,444	5,730	23	10,197	28,744	25,450	413	54,607	1,053	794	20	1,867	313	395	4,613

營業收支

收入	千円	支出	千円
電燈收入	3,281	發電費	2,181
電力收入	3,368	電燈費	970
電車收入	1,018	電車費	798
自動車收入	345	自動車費	250
		減價償却費	611
其他	232	其他	1,491
計	**8,244**	計	**6,302**

電車 滿鐵會社は大連市の交通機關として延長20.9粁軌間1,435米の電鐵敷設計畫を樹て明治42年5月軌道の敷設及架空線の架設等に着手し同年9月營業を開始した。而して南滿洲電氣株式會社は大正15年6月1日滿鐵會社より分離すると同時に滿鐵會社より電車事業の一切を讓り受けて之を經營することになつた。

現在に於ける車輛數客車115臺,貨車5臺,撒水車2臺を有しその馬力總數は7,551.6馬力である。

運轉狀況

年次	電線延長	軌道延長	車輛數 客車	車輛數 貨車	車輛數 撒水車	營業線路	走行粁	乘客人員	電氣使用量(直流)
	米	米	臺	臺	臺	米	粁	人	KW
昭和6年上半期	123,132.1	65,963.1	115	5	2	32,326	3,098,563	13,804,142	2,942.877
同 下半期	134,702.8	65,966.1	115	5	2	32,326	2,812,438	11,545,655	2,719,048

自動車 南滿洲電氣株式會社は昭和2年6月18日旅大自動車株式會社からその經營に係る自動車運輸事業所屬の設備一切を讓受け同年7月1日から旅大間及び旅順市街乘合自動車の營業を開始し,更に昭和4年4月1日から大連驛より大連神社に通ずる左右循環運轉,小平島線,星ヶ浦線,老虎灘線の營業を開始し,同年7月10日より金州大連間甘井子大連間道路の完成と共に金大間及び甘大間乘合自動車營業を開始した。又市內用ドッチ車輛を增加して大連市內竝びに旅順市內營業車輛に當て,尙夏季一般水浴客の便を計り旅順玉の浦間及び桃源臺傅家庄間に臨時運轉をなしてゐる。昭和7年9月2日より旅大北線56.6哩の乘合自動車營業が開始され從來の旅大線は南線と稱し,南北旅大循還線は完成した。昭和7年9月現在自動車數66輛,營業粁138.1粁,客數人2,587,341である。

(3) 撫順電氣事業

撫順の電氣事業は炭礦內にモンド瓦斯發電所と大官屯第一及び第二發電所とがあつて,發電機總容量80,000KWである。モンド瓦斯發電所は「モンド式」及び「リム式」瓦斯發生爐竝びに副產物採取裝置を備へ硬炭を電化して窒素分を「アンモニア」に變化せしめ硫安を製出し又「タール」を採取する。瓦斯は汽罐の燃料に供し電力を得る。大官屯發電所は何れも微粉炭燃燒裝置を備へてゐる。電力は動力用電燈用として炭礦內外に供給し,尙奉天,遼陽,煙臺に送電してゐる。

撫順電氣工業成績

年次	主要設備 發電機容量	主要設備 瓦斯發生爐	石炭消費高	總發電量	發電所用電量	電氣供給 電燈 供給電量	常時燈 實燈數	常時燈 電氣力	臨時燈 延日燈數	臨時燈 電氣力	電力 供給電量 電鐵用	電力 供給電量 其他動力用	供給電動機數
			瓲	KWH	KWH	KWH		W		W	KWH	KWH	
昭和6年度	80,000	36	250,607	197,710,930	20,540,025	10,790,207	70,116	3,193,080	37,749	2,619,830	9,142,505	157,238,193	1,436
同 5年度	67,000	36	263,179	190,432,700	22,266,097	11,423,899	71,953	3,220,590	34,289	2,354,570	12,044,722	144,697,982	1,320
同 4年度	42,000	36	261,554	173,055,900	20,443,374	11,209,266	70,584	3,040,530	23,784	1,470,635	11,607,824	129,795,436	1,460

（4）鞍山製鐵發電所

鞍山製鐵所用として獨立して發電所を有して居るが，同發電用機はウエスチングハウス製3,000キロ2臺とＢＢＣ製10,000キロ2臺である。最近の作業成績は次の如くである。

鞍山電氣作業成績

年次	發電量	供給量		合計
		電燈用	電力用	
	KWH	KWH	KWH	KWH
昭和6年度	73,876,800	4,642,523	66,604,613	71,247,136
同5年度	66,273,500	3,878,603	60,045,552	63,924,155
同4年度	55,452,600	3,691,826	49,126,589	52,818,415

（5）滿洲國電氣事業

滿洲國電氣事業の實勢は奉天省41，吉林省47，黑龍江省23，熱河省3，合計114に達しその中自家用經營のもの45，一般供給事業69となつてゐる。これを各省別に示せば下の如くである。

省別	供給用	自家用	合計
奉天	24	17	41
吉林	28	19	47
黑龍江	15	8	23
熱河	2	1	3
總計	69	45	114

事業經營の資本系統を見るに滿洲國資本87，滿露合辦12，英國2，和蘭，獨逸各1，露國7，其他4である。

次に1千KW以上の發電容量を有するものをあぐれば濱江電業局の13,950KWを最大とし下の如き實勢にある（▲印は自家用のもの）

事業別		發電容量（K W）	受電容量（KVA）
奉天電燈廠		9,660	3,500
奉天電車廠	▲	1,005	—
奉天兵工廠	▲	10,000	—
奉天紡紗廠	▲	1,000	450
安東市電燈廠		1,400	—
八道壕電氣廠		6,400	—
吉林電燈廠		2,500	—
濱江電業局		13,950	—
東支鐵道	▲	1,766	—
齊々哈爾電燈廠		1,695	—
北票煤鑛局	▲	1,500	—

自家用を除く一般供給の69社は殆んど採算不如意の現狀にありこれが主因は技術的に經營方面に缺陷あり，これに新しい技術と資本を注入し更に經營上の合理化を計るに非ざれば更生の見込みなきものとされ滿洲國側の電氣事業統制の方針確定と相俟つて徐々に新時代の企業化するものと見られてゐる。

滿洲電氣事業統制方針　新興滿洲の電氣事業計畫に就ては關東廳を始め滿鐵，南滿電氣等に於いて具體案を作成これを提供することになつて居るが寶庫開發，文化向上と移民問題解決に重大なる役割を演ずる電氣事業は一朝一夕に決定せしめ得ざる困難があり關係當業者としても細心の注意を拂ひ成案を得んと努めて居る模樣で此の間の情勢は不明だが大體に於て下記3項を中心に滿洲の電力統制は決定されるものと見られて居る。

1 電力統制は滿蒙現況に鑑み局部的統制より進み全部的統制を爲すを可とする

2. 滿洲國内の電氣事業中官營は從前通りとし民業に對しては滿洲國に於いて買収し更に適當なる民間業者に委任經營せしむる。

3. 滿蒙電氣事業の周波數は50サイクルに統一すること。

等にして以上3項により統制機關が出來るものと考へられるが，滿洲國電氣事業の統制は新國家の國營なりといひ或は多年滿洲の電氣事業に經驗を有する南滿洲電氣への委任經營なりと云ひ，今尙確固たる方針の決定を見ない樣くであるが，軍部では愼重計畫を巡らして居り早晩何らかの具體的方針の決定を見るものの如くであるが，滿電でも時局以來滿洲國の電氣統制に向つて關與するところがあつたが，最近はこの問題から手を引いて居る。

電力國有案　滿洲國政府では國家財政上の見地より電氣事業の統制を痛感しこれを資本家の壟斷のみに委すべきにあらずとして全滿電力の統一電力國有の必然的結果として電氣事業國營を企圖しつゝある，同案に就いては目下當事者に於いて研究を重ねつゝあるが，大體

1. 行政權下供給電力を國營とす。

1. 群小會社を合併統一す

1. 地方的發電所を廢し全國に數箇所の大發電所を設置す。

1. 水力發電所の計畫。

1. 電燈を主とし次いで電力供給の普及に努む。

以上の根本的大綱に依るもので水力發電所に就いては豫てより滿鐵に於いて調査中であつた太子河燕洲城附近及び鴨綠江渭原附近に就き調査を進めんとしてゐる。滿洲國の電力國有案に依り目下南滿電氣の北滿電氣合併は頓挫の形にあり，全滿電氣界統一は或は日滿兩國電氣界を包含する尨大な立案を見る結果をを豫想されてゐる。

日滿合辦延吉電業會社　滿電では豫て延吉の電氣事業創立につき軍部竝に滿洲國の諒解を得滿洲國に對し認可申請すると共に著工に關し準備中のところ昭和7年10月3日附滿洲國實業部より正式認可の指令に接したので直に日滿合辦延吉電業株式會社を設立する段取となつたが，同社は資本金20萬圓全額拂込み，滿電より過半數の出資をなし傍系事業として經營する筈である而して同社は既に著工せるも結氷期を控える關係から8年春の解氷までに工事完成4月初めより點燈する豫定である滿洲に於ける電氣事業統制の方針は未だ滿洲國政府に於ては確立してゐないが事實に於て民業に關する限り滿電がその衝にあたるべき立場にあり上記延吉電業設立認可により電氣事業統制は緒についたものといはれてゐる。尙同社では以上の外下記電氣事業の計畫につき滿洲國政府の諒解を與えられ現在手續中で，近く日滿合辦を以つて認可に接する模樣である。

敦化電業　資本金10萬圓，點燈數2000の豫定

昌圖電業　資本金6萬圓，點燈數1200

西豐電業　資本金5萬圓，點燈數2500

蓋平電業　資本金5萬圓，點燈數1200

以上の中敦化，西豐兩所は新設，昌圖，蓋平の2箇所は既設事業に滿電の資本と技術竝に經營を取入れ一段の進展を期せんとするものである。

各地の電氣事業　全滿各地に於ける電氣事業は關東廳遞信局の調査に依ると次表に示す如くである。

滿洲國側電氣事業一覽

（自家用を含む）（昭和7年10月現在）

地名	事業者名	資本系統	資本金（單位現大洋）	開業年	目的	代表者	發受	發電容量	發電量（KWH）	原動力	電壓 高壓	電壓 低壓	周波數	電燈 需要家數	電燈 燈數	電力 需要家數	電力 容量	人口
奉天省																		
復州	復州灣煤礦公司	滿	—	大 15	自用			300	889,379	瓦	—	400	50	—	1,257	—	760	—
蓋平	蓋平明興電氣股份有限公司	滿	50,000元	12	供給	侯顯謨		60	推 140,000	汽	2,300	110	60	230	2,300	—	—	18,060
海城	海城電氣有限公司	滿	110,000	13	同	辛子香	發 受	125 200	同 240,000	汽，受	2,400	100	50	300	4,000	15	255	35,110
奉天	奉天電燈廠	滿	520,000	明 42	同	王聘之	發 受	9,660 3,500	21,321,710	汽，受	6,600 2,300	110	60	10,160	156,300	820	6,570	356,780
同	奉天電車廠	滿	—	大 15	鐵	魏倫	受	1,000	—	受	—	600	直	—	—	—	—	—
同	奉天兵工廠	滿	—	13	自用			10,000	同 8,250,000	汽	2,300	—	60	—	—	—	—	—
同	奉天紡紗廠	滿	—	12	同	范成九	發 受	1,000 450	同 4,350,000	汽，受	600	—	60	—	—	—	—	—
同	東北大學工廠	滿	—	15	同		發 受	235 33	同 400,000	汽，受	—	230	直	—	—	—	—	—
同	馮庸大學	滿	—	昭 5	同			20	—	油	—	220	交	—	—	—	—	—
同	英美煙公司	英	—		同			200	同 720,000	汽	—	—	直	—	—	—	—	—
鳳凰城	鳳凰城電燈股份有限公司	滿	50,000	大 14	供給	王銘玉		100	同 120,000	汽	2,200	110	50	290	2,000	—	—	27,035
安東	安東市電燈廠	滿	520,000	昭 6	同	趙壽芳		1,000	794,400	汽	2,300	110	60	—	—	—	—	101,985
法庫	法庫縣電燈廠	滿	220,000	2	同	恩錫山		350	351,942	汽	2,300	110	60	840	4,500	10	180	25,000
昌圖	昌明電燈廠	滿	80,000	大 10	同	常維松		140	同 100,000	汽	3,300 2,300	110	50 60	700	1,600	—	10	31,473
四平街	四洮鐵路局	滿	—	14	自用		受	125	同 350,000	受	2,300	110	50	—	2,700	—	—	2,685
同	德昌實業公司	滿	—	同	同	孫九榮		3	—	汽	—	100	直	—	—	—	—	—
同	四平街市電燈股份有限公司	滿	180,000	12	供給	畢替華	發 受	100 150	同 210,000	汽，受	10,600 3,150	220	50	400	1,790	—	—	11,851
梨樹	同 梨樹分廠	滿	—	15	同	同	受	50	—	受	10,000	220	50	130	860	—	—	16,741
八面城	巨源益燒鍋	滿	—		自用	馮天之		15	—	汽	—	115	直	—	350	—	—	10,000
同	源順燒鍋	滿	—		同			3	—	汽	—	—	—	—	—	—	—	—
通化	通化電燈股份有限公司	滿	80,000	13	供給	解起雲		60	同 180,000	汽	2,300	110	60	360	3,000	—	—	47,358
山城鎭	山城鎭東興電氣股份有限公司	滿	50,000	昭 2	同	邵貴		208	同 210,000	汽	3,300	100	50	—	3,500	—	—	18,143
西安	西安縣電氣股份有限公司	滿	60,000	大 11	同	姜化東		208	同 200,000	汽	3,300	100	50	470	3,250	—	—	41,370
鄭家屯	遼源華興電氣股份有限公司	滿	200,000（奉小洋）	7	同	張忠義		540	471,620	汽，油	2,200	100	50	780	5,300	14	160	51,954
同	四洮鐵路局	滿	—	昭 3	自用		受	40	—	受	2,200	100	50	—	—	—	—	—
洮南	洮南德記電燈廠	滿	50,000	大 15	供給	唐紹箕		750	626,670	汽	2,300	110	60	450	6,650	9	80	41,707
通遼	通遼縣電燈廠	滿	400,000	11	同	李精一		700	622,200	汽	2,300	110	60	550	5,800	—	—	40,069
八道壕	奉天省鑛務局八道壕電氣廠	滿	6,000,000	13	同			6,400	—	汽	35,000 6,600	220	50	—	624	—	532	1,200
黑山	同 黑山電氣分廠	滿	—	15	同		受	250	—	受	3,000	220	50	180	1,380	8	95	14,229
大虎山	同 大虎山電氣支廠	滿	—	同	同		受	30	—	受	—	220	50	55	400	1	8	1,300
北鎭	同 北鎭電氣分廠	滿	—	同	同		受	250	—	受	3,000	220	50	200	1,830	5	45	12,423
溝帮子	同 溝帮子電氣支廠	滿	—	昭 5	同		受	160	—	受	6,600	220	50	110	1,170	3	100	5,800
新立屯	同 新立屯電氣分廠	滿	—	大 15	同		受	250	—	受	3,000	220	50	255	2,100	11	104	14,000
芳山鎭	同 芳山鎭電氣支廠	滿	—	同	同		受	30	—	受	—	220	50	26	250	—		—
新民	同 新民電氣分廠	滿	—	同	同		受	500	—	受	3,000	220	50	270	3,650	15	115	65,907
白旗堡	同 白旗堡電氣支廠	滿	—	昭 5	同		受	30	—	受	—	220	50	5	50	—	—	—
溝帮子	奉山鐵路局	滿	—		自用			20	—	汽	—	220	直	—	—	—	—	—
錦	錦縣電氣股份有限公司	滿	171,570	大 8	供給	蘇紀軒		500	538,310	汽	2,300	110	60	1,200	13,000	33	288	59,577
義	義縣電燈廠	滿	—	11	同	李某		35	同 20,000	汽	—	250	直	190	240	—	—	12,141
葫蘆島	葫蘆島發電所	和蘭	—	昭 5	自用			840	同 1,500,000	汽	3,000	220	50	—	1,200	—	880	—
山海關	奉山鐵路局	滿	—	大 1	同			41	50,000	汽	—	220	直	—	800	—	—	40,000
									45,288,731									
吉林省																		
新京	新京電燈廠	滿	—	明 44	供給	吳國聘	發 受	800 800	2,103,420	汽，受	2,300	110	60	2,600	20,000	16	160	64,195
同	吉長鐵路局	滿	—	大 12	自用		受	100	推 300,000	受	3,300	100	50	—	—	—	—	—
同	雙和棧	滿	—	11	同	王子敬		10	—	汽	—	125	直	—	—	—	—	—
同	東支鐵道	滿露	—	昭 3	同			64	—	油	—	470	直	—	520	—	10	—
下九臺	光大電燈公司	滿	150,000	大 15	供給	杜瑞霖		209	148,698	汽	—	470	直	408	2,806	4	26	27,254

地名	事業者名	資本系統	資本金（單位現大洋）	開業年	目的	代表者	發受電容量		發電量（KWH）	原動力	電壓 高壓	電壓 低壓	周波數	電燈 需要家數	電燈 燈數	電力 需要家數	電力 容量	人口
營城子	營城子煤鑛公司	滿	—		自用		—		—		—	—	—	—	—	—	—	—
吉林	吉林電燈廠	滿	2,800,000（吉林大洋）	明 40	供給	林鶴皐	2,500		6,478,734	汽	2,300	110	60	6,480	35,562	27	651	104,423
同	吉林自來水公司	滿	—	昭 2	自用		210		—	汽	2,300	220	60	—	—	—	210	—
樺甸	羅華電燈公司	滿	25,000	5	供給		—	撫	90,000	汽	—	—	—	—	1,500	—	—	27,333
同	鼎和泉	滿	—	2	自用		9		—	汽	—	120	直	—	170	—	—	—
頭道溝	延吉頭道溝聚盛湧電燈廠	滿	—	6	供給		15	同	40,000	汽	—	—	直	—	600	—	—	6,290
龍井村	大興電氣股份有限公司	滿	100,000	大 13	同	武漢昌	155	同	200,000	汽	3,500	110	60	1,000	3,000	—	—	18,900
琿春	旭春電燈公司	滿	50,000	11	同	孔憲琳	73	同	60,000	瓦	3,300	—	50 直	600	1,000	—	—	5,756
同	春發合油房	滿	—	同	自用		16		—	汽	—	—	—	—	—	—	—	—
琛門	琛門電燈廠	露	—	7	供給	バアシン	62	同	90,000	汽，油	—	440	直	250	1,500	—	—	11,000
同	東支鐵道	滿露	—	昭 3	自用		64		—	油	—	—	直	—	—	—	—	—
農安	明星電燈公司	滿	100,000	2	供給	黃仲洙	78	同	180,000	汽	5,250	220	—	470	2,850	—	—	21,457
扶餘	扶餘電燈公司	滿	120,000（哈大洋）	3	同	李科元	120	同	120,000	汽	—	—	交	—	2,000	—	—	56,502
石頭城子	三岔河電燈公司	滿	—	同	同		52	同	60,000	汽	—	—	—	—	1,000	—	—	35,215
五常		滿	—	大 15	同		50	同	60,000	汽	—	—	直	—	1,000	—	—	5,102
雙城堡	耀雙電燈公司	滿	200,000	15	同	車玉堂	320		266,830	汽	5,500	220	50	725	3,400	—	—	52,463
哈爾濱	哈爾濱電業局	滿	14,000,000（吉大洋）	9	同	全名世	13,950		23,714,400	汽	6,600 2,300	110	50 60	24,950	152,000	910	3,500	320,954
同	東支鐵道	滿	—	明 38	自用		1,766		3,382,000	汽	—	500	25	—	40,000	—	—	—
同	松花江製粉會社	滿	—		同		480	同	2,000,000	汽	—	220	直	—	15,000	—	—	—
同	チューリン商會	滿	—		同		150		—	汽	—	230	直	—	—	—	—	—
阿城	阿什河電燈公司	滿	—	昭 2	供給	張星橋	100		108,000	汽	5,250	230	50	361	1,510	1	5	37,353
同	製糖會社	滿	—		自用		31		—	汽	—	220	直	—	—	—	—	—
同	東支倶樂部	露滿	—	大 5	同		43		—	汽	—	110	直	—	200	—	—	—
烏吉密河	東耀電燈公司	滿	—	昭 3	供給	李東序	50		—	汽	—	—	—	—	—	—	—	21,215
一面坡	グーベルト•ジョンス	英	45,000（留）	大 8	同	ドミトリエフ	100	同	120,000	汽	—	220	直	—	2,000	—	—	47,732
同	昌隆電燈公司	滿	—	昭 3	同	郭子明	80	同	150,000	瓦	—	220	—	—	2,500	—	—	—
同	東支鐵道	滿露	200,000（哈大洋）		自用		50		—		—	—	—	—	—	—	—	—
靠沙河			—		供給		—		—		—	—	—	—	—	—	—	4,392
亞布洛尼	カワリスキー	露	—	大 11	自用		36		—	汽	—	—	—	—	—	—	—	5,150
石頭河子			—		供給		—		—		—	—	—	—	—	—	—	6,712
横道河子	ブマーギン	獨	45,000（留）	8	同	ブマーギン	52	同	120,000	汽	—	230	—	—	2,000	—	—	8,000
同	横道河子電鐵公司	滿	15,000	15	同	張開斗	—		30,000	汽	—	—	直	—	500	—	—	—
海林	毓順公司	滿	—		自用		9		—	汽	—	115	—	—	—	—	—	5,500
寧安	春發合油房	滿	—	10	供給		20		—	汽	—	—	直	—	—	—	—	26,170
同	新華兩合公司	滿	—		自用		—		—		—	—	直	—	—	—	—	—
同	增益兩合公司	滿	—		同		—		—		—	—	—	—	—	—	—	—
穆稜		滿	—		供給		22		—	汽	—	220	直	—	—	—	—	6,775
馬橋河	ポポフ工場	露	—		自用		10	同	20,000	汽	—	—	直	—	300	—	—	1,830
綏芬	寶成電燈公司	滿	20,000（留）	1	供給		78	同	150,000	汽	—	220	—	—	2,500	—	—	30,000
依蘭		滿	—		同		—		—	汽	—	—	直	—	—	—	—	29,356
佳木斯		滿	—		同		—		—		—	—	—	—	—	—	—	80,000
富錦	東興火磨公司	滿	—		同		20		—	汽	—	—	—	—	100	—	—	13,915
									39,988,082									

黑龍江省

地名	事業者名	資本系統	資本金（單位現大洋）	開業年	目的	代表者	發受電容量		發電量（KWH）	原動力	電壓 高壓	電壓 低壓	周波數	電燈 需要家數	電燈 燈數	電力 需要家數	電力 容量	人口
滿溝	東支鐵道	滿露	—		自用		—		—		—	—	—	—	—	—	—	10,000
安達	イフランド	露	—	大 12	供給		70	同	100,000	汽	—	250	直	—	1,800	—	—	11,337
齊々哈爾	黑龍江省城電燈廠	滿	1,100,000（哈大洋）	明 42	同	趙寶田	1,693		3,489,090	汽	11,000 5,250	220	50	—	23,200	20	215	62,582
昂々溪	同昂々溪分廠	滿	—	昭 3	同	同	受 400		—	受	11,000	220	50	—	1,700	1	180	26,726
同	東支鐵道	滿露	—		自用		40		—	汽	—	220	直	—	—	—	—	—
富拉爾基	同	同	—		同		—		—		—	—	—	—	—	—	—	—
同			—		供給		—		—		—	—	—	—	—	—	—	1,800
札蘭屯	東支鐵道	同	—		自用		—		—		—	—	—	—	—	—	—	2,500
免渡河	同	同	—		同		—		—		—	—	—	—	—	—	—	650
博克圖		露	—		供給	チデマン	—		—		—	—	—	—	—	—	—	5,000

地名	事業者名	資本系統	資本金單位(現大洋)	開業年	目的	代表者	發受電容量	發電量(KWH)	原動力	電壓 高壓	電壓 低壓	周波數	電燈 需要家數	電燈 燈數	電力 需要家數	電力 容量	人口
海拉爾	廣信泰電燈廠	滿	—	大 2	同	劉獻廷	410	523,161	汽	—	440	直	—	5,000	—	—	40,000
同	東支鐵道	滿露	—		自用		—	—		—	—	—	—	—	—	—	—
札蘭諾爾	同	同	—		同		—	—		—	—	—	—	—	—	—	900
滿洲里	滿洲里市電燈廠	滿	250,000	明 39	供給	謝永恩	305	534,000	汽	—	220	直	1,249	6,000	3	—	8,000
松浦	呼海鐵路局	滿	—	昭 2	同		476	857,500	汽	3,300	110	50	—	2,000	—	—	—
綏化	黑龍江省官銀號綏化電燈廠	滿	250,000	大 9	同	楊某	150	推 300,000	汽	3,150	220	50	800	5,100	—	—	26,046
望奎		滿	—		同		—	—		—	—	—	—	—	—	—	8,500
海倫	黑龍江省官銀號海倫電燈廠	滿	260,000	昭 2	同	王嘉辰	100	180,000	汽	3,300	—	50	653	2,590	1	20	19,920
拜泉		滿	—		同		—	—		—	—	—	—	—	—	—	80,000
克山	克山電燈廠	滿	—	2	同	楊守謙	127	同 50,000	汽	—	220	直	171	812	—	—	19,852
訥河	火磨電燈廠	滿	—		同		—	同 120,000	油	—	—	—	—	2,000	—	—	20,000
通河	黑龍江官銀號通河電燈廠	滿	—		同		18	—		—	—	—	—	60	—	—	17,612
黑河	恒耀電業股份公司	滿	—	大 3	同	畢鳴山	400	同 120,000	汽	—	440	直	465	—	—	—	8,978
								6,273,751									
熱河省																	
北票	北票煤鑛公司	滿	—	大 15	自用		1,500	—	汽	—	550	50	—	—	—	—	—
熱河	熱河電燈公司	滿	—	7	供給		—	—	汽	—	—	—	—	—	—	—	18,125
赤峯	赤峯電燈公司	滿	200,000	6	同	史鑑	100	—	汽	—	—	—	—	—	—	—	21,819

（備考） 發受電容量欄の「受」印は受電容量を示し「受」印なきものは發電容量を示すものである。尙發電容量はKW，受電容量はKVAを單位とす。

（6） 南滿洲瓦斯株式會社

大正14年7月18日資本金1千萬圓拂込額930萬圓の南滿洲瓦斯株式會社として滿鐵から分離した。本社を大連西通に支店を鞍山，奉天，安東，新京の4箇所に設けて居る。

瓦斯の供給區域は大正10年聖德街の發展に伴ひ15萬立方呎瓦斯溜を建設し，次で老虎灘街道住宅地の發展に伴ひ，沙河口の1萬立方呎瓦斯溜を移轉し，高壓を以て輸送し更に昭和3年7月星ケ浦方面の輸送設備延長3哩を竣成し，高壓輸送機を沙河口出張所に据付け同所より輸送してゐる。

又同社は副產物として骸炭，コールタール，硫安などを產出してゐる。昭和6年度に於けるこれ等副產物の生產高は骸炭11,073噸，コールタール1,218立，硫安160噸で，骸炭はコークスとして特殊燃料に，コールタールは防腐塗料として，硫安は肥料として供給されてゐる。

瓦斯製造及供給狀況

營業所	年度	主要設備(各年度末現在) 瓦斯發生爐能力	主要設備(各年度末現在) 瓦斯外管延長	石炭使用量	生產量 瓦斯	生產量 副生物 骸炭	生產量 副生物 タール	生產量 副生物 硫安	瓦斯供給 需要戶數	瓦斯供給 販賣量
		立方尺	M	MT	千立方尺	MT	KL	MT		千立方尺
大連	昭和6年度	2,100,000	264,485	18,440	395,347	11,073	1,218	160	24,659	346,438
	昭和5年度	2,100,000	260,381	19,185	383,851	11,454	1,224	131	23,109	347,921
奉天	昭和6年度	400,000	87,811	3,570	62,566	2,379	132	—	6,093	56,156
	昭和5年度	400,000	80,275	3,817	64,683	2,484	142	—	5,735	60,455
安東	昭和6年度	120,000	54,638	1,350	24,647	852	57	—	2,761	22,054
	昭和5年度	120,000	54,739	1,579	26,811	1,008	71	—	2,625	23,558
新京	昭和6年度	120,000	37,771	989	17,618	624	43	—	2,314	15,756
	昭和5年度	120,000	37,286	1,242	20,649	784	55	—	2,283	18,252

營業收支 昭和6年度營業收支を見るに收入は1,605,507圓，支出は1,138,727圓で差引益金414,778圓を示してゐる。

（十） 工業施設機關

（1） 滿鐵中央試驗所

大連市に在り，明治43年5月1日滿鐵が關東都督府より繼承し主として殖產工業及衞生に關する試驗を施行する機關で同社及關東都督府竝一般公衆よりの依賴に係る各種の試驗，分析，鑑定に關する業務を處理するに止まつてゐたが大正2年度に於て更に其の規模を擴張し製絲，染織，窯業，高粱酒釀造，豆油，「リグノイド」,「マグネサイト」,煉瓦及硝子の製造等滿洲に於ける是等工業の發展に資せむが爲其の改良試驗を爲すこととし之に伴ふ諸般の設備を整へ何れも其の業務を開始したが其の後豆油製造，製絲，染織，「リグノイド」工場は貸與又は讓渡した。超えて大正9年6月職制の改正に依り事業を縮小して試驗及研究課の2課と爲したが，更に昭和2年4月之を改めて農業，畜產，鑛產，油脂，「タール」の5化學科を設置した。其後更に昭和6年12月理學試驗所を合倂し無機化學，有機化學，燃料農產化學，機械研究，電氣研究，土木研究の各科を設置し化學工業其の他一般理化學的試驗研究及調査を行つてゐる。

大豆油酒精抽出試驗工場 滿鐵では數年前よりアルコール抽出法による大豆油の製造に着目し中央試驗所に研究せしめ昭和5年には大豆油抽出工場および附屬アルコール蒸餾工場を設け引續き研究をつづけてゐる。その結果理論および實際の兩面にわたつて研究はほぼ完成し，後はこれを實施に移すのみとなつてゐるが，滿鐵も滿洲の最大產物たる大豆を今後も益々增產せしむるため近く製油工場を建設し新製油法を實行に移すべき計畫を立ててゐる。アルコール抽出法は大豆油のアルコールに對する溶解度が溫度により著るしい差ある事實を巧に利用した新抽出法で，中央試驗所の實驗によれば原料大豆100キログラム中より抽出粕76.8抽出油16.0粕レシチン4.6糖類0.7を收量し，抽出油の性狀は臭氣なく色度も赤3.5黄35.0遊離酸0.09沃素價136.10鹼化價

195.40石鹼化物0.37を示し粕は水分02.97蛋白53.06炭水化物30.82油分1.40を示してゐる。即ちこの方法は在來の油房の壓搾法やベンジン抽出法より遙かに進んだかつ有利なものである。技術局としては昭和8年度事業費豫算のうち，最も實現の可能性あるものとして，アルコール抽出工場の建設案を經理部に要求することになつてゐる。現在中央試驗所にある試驗設備は1日の生產能力僅々3噸にすぎず，この程度では將來の大工業化について根本的な試驗を行ふことは困難であり，既に技術的な試驗期を過ぎた今日これを小規模ながらも工業化する必要を感じ，その第1着手として日平均最少限度50噸乃至理想量100噸の生產能力を持つ試驗工場を設立する計畫の下に豫算を組み，大體50萬圓乃至80萬圓程度の本事業費豫算を經理部に提出の豫定でこれが成行は注目されてゐる。

滿鐵石炭液化　滿鐵中央試驗所においては昭和7年度より石炭液化の研究を開始すべく經理部に追加豫算を提出してゐたが財源難の理由で實理は困難となつた。若し入札差金でも集めることが出來れば同は7年度中に研究用建物だけでも建設できやうが然らざれば先づ無理と見られてゐる。然るに林新總裁はその學究的態度と日滿統制經濟問題に對する關心から石炭液化問題に非常な興味を有してゐるから急に有望となり假令今年は建築期も半を過ぎてゐるので着手困難とするも明年度は實現し，德山の海軍燃料廠と連絡して滿鐵も撫順炭の液化に全力を傾注するであらうと言はれてゐる。

沙河口研究所　滿鐵會社は鐵道の重要使命に立脚して輪轉材料强弱試驗又は之等の機器材料等の性能，機能の嚴密な試驗と技術上の研究を目的とし大正11年技術研究所を設立し，昭和3年6月大連市霞町93番地に19,425平方米の地をトし同所本館新築の工を起し同年12月竣工した。本館及び諸種の總建坪5,519米突坪で所內には庶務，機械，車輛，線路，土木，電氣，分析の7分科を置き試驗研究設備の充實と相俟つて技術の試驗研究に關する事項を管掌し試驗研究の結果は印刷物として宏く社內外關係箇所に配付して居たが，昭和5年6月の職制改變に依り理學試驗所と改稱し，更に又昭和6年12月29日同所は中央試驗所の所屬となり，中央試驗所沙河口研究所と稱し，同時に各分科も改められ，中央試驗所分科の內の機械研究課，電氣研究課，土木研究課の三科が同所に置かれることとなり現在此等の研究に携はつてゐる。尙滿鐵技術局では昭和8年度に於て同所內に將來最優秀機關車製造を目的として機關車試驗工場を設置することとなつた。

（2）　工業博物館

工業博物館は社團法人滿洲技術協會の經營に係り，その經費は同協會の外，滿鐵，關東廳の補助及び有志の寄附に依るものである。工業工學に關する智識の普及向上を目的として昭和2年7月大連市山城町4番地に開館し，館を工業館，滿蒙館，交通館交通分館に分ち更に機械，電氣，探鑛，建築，上下水道，農產，鑛產，陸運，海運，航空，通信等の各部門に分類して各種工業學校に關する最新式機械設備及び原料製品等の貴重な資料を一般の無料觀覽に供してゐる。滿蒙館は三館中最も特色のあるもので，專ら滿蒙に於ける各種工業關係の資料を網羅し，珍奇な移動式蒙古包の實物もある。其他陳列品中最近多額の費用を投じて特に作製した油坊工業の模型の如きは精巧を極めたもので，同工業の全般を知ることが出來る。現在陳列品の主なるものは下記の通りである。

工業館　ゼオライト濾水器及濾水裝置模型，各種機械工具類及製作順序，タイヤーミル模型，帶鋸機械，旋盤，瓦斯機關，各種齒車應用說明，釘鋲見本，タービン翼，ギヤーカツプリング，電氣機械類，各種碍子類，炭素製品，電線電纜，蓄電池製作順序說明，各種ロープ類，銅鋼管材料，蒸氣汽罐模型，ゴム製品，製氷機，トンネル工事模型，製鐵所模型，建築模型，水道用具橋梁模型，市街模型，各種寫眞等約1,750點

滿蒙館　鞍山貧鑛處理模型，瓦斯模型，撫順オイルシエール模型，同硫安工場模型，撫順パラフイン工場模型，撫順露天掘模型，セメント製造模型，大豆工業模型，硝子工場模型，各種大豆製品，各種硝子製品，鹽田模型，革皮製品，滿洲農具，蒙古人使用器具，蒙古包等，寫眞額約1,000點

交通館　各種船舶模型，船渠模型，飛行機實物，飛行機模型，飛行機用發動機，自動車，機關車自働停止機，內外鐵道乘車券，鐵道用具，機關車模型，機關車汽罐內部說明模型，安奉線輕便鐵道模型，電氣機關車模型，各種カツプラー模型，內地鐵道初期の停車場平面圖，同英文服務規定，扇形軌條及車臺伸縮機模型，連結機移上裝置模型，危險な街路模型，鐵道從業員防寒服竝に制帽，各種信號機，各種通信機，甘井子模型，寫眞額約250點

交通分館　滿蒙日本地型模型，寫眞額等

（3）　工業家團體

大連工業會　工業の進步發達を促し斯界の共通的利益を增進する目的を以て大正8年10月創立したもので，會員は大連及び其附近に工場を經營する者を以て組織してゐる。事務所を大連商工會議所內に置き昭和7年12月現在會員數435名である。

南滿工業者懇話會　前掲工業會と同樣の目的を以て大正15年創立し事務所を奉天平安通に置き會報を發行し勞働者の指紋採集，其の他大連同樣の目的遂行に必要な事務をとる。會員は南滿各地で職工人夫其の他の使用人を傭役する工業者又は企業家を以て組織してゐる。

其他の團體　前二會同樣の趣旨に依り昭和2年6月以降警察署，地方事務所の指導の下に各地に組織された工業家懇話會を擧ぐれば下の如くである。

新京，營口，安東，撫順(20日會)，公主嶺，遼陽，四平街(木曜會)，鐵嶺，開原，大石橋，本溪湖及び鞍山の12個所である。

滿洲電氣協會擴大　滿洲電氣協會は過般滿洲技術協會，滿洲建築協會，滿洲土建協會其他在連各協會と協議の上滿洲國に對し各關係方面の調査並に諮問に應じて利用方を共同請願するところあつたが滿蒙更始一新，時局多端の折柄所謂時世に順應すべく現在の組織を更に擴大し，事業方面に於ても一段と躍進し設立本來の趣旨に副ふべく寄々協議中であつたが漸くそれが具體化しこれが實行に邁進することゝなつた。

かくて名實共に滿洲電氣協會となつた曉に於て電氣事業統制に關する諮問にも應じられやうと見られ將來を囑目されてゐる。

第五　交　　通

(一)　鐵　　道

(1)　滿洲の鐵道

滿洲は其地勢上よりして海岸線に乏しく，河川による水運の利便も僅かに松花江遼河等を除いて見るべきものなく，折角の天與の資源も將た又世界の穀倉として後年に名聲を馳せたその農產物も，徒らに長夜の夢を貪つてゐたのであるが，その眠りを醒して鐵道の布設されたのは19世紀の末葉である。

滿蒙に敷設された最初の鐵道は北淸鐵道（現在の北寧鐵道）の關外延長線竝に東淸鐵道（現在の東支南滿洲鐵道）にして1903年（明治36年）時を同うして開通したのが滿蒙に於ける鐵道の起源である。

北淸鐵道は1893年既に北京山海關の線路敷設を完成し，更に滿洲開發の目的を以て關外への延長を計畫し，時恰も露國の滿洲浸略著々成功しつつあつたのに對抗して，銳意畫策を廻らし，資金及材料を英國に仰いで錦州迄の線路を敷設し又錦州營口間の工事に著手したが，偶々日淸戰爭起りて工事は一時中止せられ，平和克服の後1903年秋新民迄の開通を見るに至つた。

北淸鐵道が南より山海關を突破して徐々に線路を延長し來つたのと殆ど時を同じくして，北滿に於ては東淸鐵道の敷設が開始せられた。卽露國は1896年9月淸國との間に東淸鐵道敷設條約を締結し，シベリア鐵道ザバイカル線の一端チタ驛附近より南下し，滿洲里を經て東三省內を貫き，ウスリー鐵道に連絡して，ウラヂオストツクに到達すべき敷設權を得，直ちに哈爾濱を中心として，1898年5月起工，續いて同年7月締結せられた所謂ハバロフ條約に於て，先の本線の敷設と同一條件を以て哈爾濱より旅順大連に至る支線の布設權を得，1901年末には早くも露支國境滿洲里より北滿を橫斷してポグラに達し浦鹽港に達する線，並に大連旅順支線竝營口支線を完成し，1903年7月には全長約2,500粁の本營業を始めたのである。

爾後1925年迄に齊昂輕便鐵道，吉長線，溪城鐵道，四鄭線，天圖鐵道，鄭洮，穆稜線等の各鐵道竝輕便鐵道の敷設を見たのであつたが，その殆んどが，外國の資本と技術とによつて實現せられたものであつて，自力のものは其の中の一二に過ぎないのである。

然るに1925年以降支那の利權回收熱と關聯して，支那自辦鐵道の敷設熱が勃興し，瀋海，開豐輕便，鶴立，呼海，吉海，齊克，洮索各鐵道が宛も雨後の筍の如く簇出し，この間にありて日本の經營にかゝる金福，日本の資金，技術よりなつた洮昂，吉敦兩鐵道及び露支合辦經營にして露西亞の技術及び資金によつて成つた穆稜鐵道が依然舊態を留めてゐるに過ぎない。斯くて現在に於ける滿蒙鐵道は下表の如くその管轄19線延長5千9百粁に及んでゐるが，これら各鐵道は殆んど相互に聯絡し，孤立せるは鶴立鐵道と朝鮮鐵道に連る天圖輕便鐵道の二者延長167粁あるに過ぎないのみならず，烏蘇里及び後貝加爾鐵道を經て海港及び陸路が遠く歐羅巴に連り（東支鐵道），朝鮮鐵道及び海港を經て日本其他の諸邦に接し（南滿洲鐵道），又は支那本部に遠く進出して（北寧鐵道），歐亞聯絡通路としても重要なる役割を演じてゐる。

滿蒙既成鐵道一覽

鐵道名	本社所在地	性質	起工	竣工	軌間	區間	粁數 粁	備考
南滿洲鐵道	大連	日本經營	明 40. 5	明治35. 11	4呎8吋5	新京―大連 蘇家屯―安東	980.5	全線開通（大房身―柳樹屯間の未開業線を含む）
東支鐵道	哈爾濱	露滿合辦	明治31. 5	明治35. 1	5呎	滿洲里―ポグラニーチナヤ 哈爾濱―寬城子	1,720.9	同
奉山鐵道	奉天	借款官辦	明. 10. ―	明治36. ―	4呎8吋5	山海關―奉天	887.2	同（粁數は滿洲内にある本支線のみである）英國借款
四洮鐵道	四平街	借款官辦	大正 5. 4	大正12. 11	4呎8吋5	四平街―洮南 鄭家屯―通遼	427.9	同　日本借款
吉長鐵道	新京	借款官辦	明治42. ―	大正 1. ―	4呎8吋5	新京―吉林		同　同
洮昂鐵道	洮南	借款官辦	大正14. 3	大正15. 7	4呎8吋5	洮南―昂々溪	228.2	同　同
金福鐵道	大連	日滿合辦	大正15. 5	昭和 2. 9	4呎8吋5	金州―城子疃	102.2	同　日本商法による株式會社
瀋海鐵道	奉天	滿洲國官有	大正14. 7	昭和 3. 9	4呎8吋5	瀋陽―朝陽鎭	320.4	同
呼海鐵道	松浦	滿洲國官商合辦	大正15. ―	昭和 3. ―	4呎8吋5	松浦―海倫	221.1	同
吉海鐵道	吉林	滿洲國官辦	昭和 2. 5	昭和 4. 8	4呎8吋5	吉林―朝陽鎭	183.4	同
吉敦鐵道	新京	借款官辦	大正15. 6	昭和 3. 10	4呎8吋5	吉林―敦化	210.4	同　日本借款
齊克鐵道	洮南	滿洲國官辦	昭和 3. 6	昭和 5. ―	4呎8吋5	昂々溪―克山鎭	212.5	昂々溪，泰安鎭間のみ開通，泰安鎭以東は現に工事中にて寧年驛より拉哈に至る支線約48粁4は既に開通し，拉哈以北は黑河に向けて漸次延長すべく計畫中
洮索鐵道	洮安	滿洲國官辦	昭和 4. 8	―	4呎8呎5	洮安―索倫	84.4	洮安―懷遠鎭（舊王爺廟）間のみ開通殘餘の懷遠鎭―索倫間は約86粁である
穆稜鐵道	哈爾濱	露滿合辦	大正13. ―	大正14. 3	5呎	小城子―梨樹溝	62.1	全線開通
鶴立崗鐵道	哈爾濱	滿洲國官商合辦	大正15春期	大正15 末	5呎	蓮花泡―興山鎭	55.7	同
溪城輕便鐵道	本溪湖	日滿合辦	大正 2. 10	大正 3. 2	2呎6吋	太子河―牛心臺	24.0	同
開豐輕便鐵道	開原	滿洲國商辦	大正14. ―	大正15. 5	1米	開原―西豐	64.0	同
天圖輕便鐵道	龍井村	日滿合辦	大正11. 8	大正13. 10	2呎6吋	圖們江岸―老頭溝	111.0	同
齊昂輕便鐵道	齊々哈爾	滿洲國官商合辦	明治42. ―	明治43. 10	1米	昂々溪―齊々哈爾	29.0	同
合計							5,924.9	

(一)　南滿洲鐵道株式會社

(I)　概　　說

會社の設立　明治38年9月5日締結日露講和條約第6條により，東淸鐵道會社に屬してゐた長春以南の鐵道其他一切の支線並に之に屬する一切の權利，特權，財產及炭坑を露國より讓受たるを以て本鐵道の經營に當らしむる爲明治39年6月8日勅令第142號南滿洲鐵道株式會社設立に關する規定を發布せられ同年7月13日會社設立委員長及委員80名を任命し同年8月1日外務，大藏遞信の三大臣より會社設立事務の管理に關する命令書を交付し設立委員は右の勅令及命令書に遵據して事務を處理し，同月18日遞信大臣より定款の認可を受け同年11月1日遞信大臣より會社設立の認可を得同月26日創立總會を開き27日東京に本社を設置し，會社は設立委員長より一切の事務及財產目錄の引繼を受け同年12月7日設立の登記を了した。爾來開業の準備に從事すること4箇月，明治40年4月1日野戰鐵道提理部その他の官憲より鐵道其の他の引繼を受け大連に本社事務所を移轉し東京に支社を置いて業務を開始した。

資本及株式　資本の一半は政府の出資とし，既成の鐵道其他一切の財產を財物出資としたものである。

		千円
資本金總額	880萬株(1株50圓)	440,000
内　譯		
政府所有株式		220,000
一般募集株式		220,000
増　資		

資本はもと2億圓にして內政府所有株式1億圓(全額財產出資)一般募集株式1億圓なりしところ大正9年4月16日臨時株主總會の決議を以て2億4千萬圓の增資を爲したものである。

拂込濟株金		387,156
内　譯		
政府所有株式		
財產出資		100,000
增資引受株式		117,156
計		217,156
一般募集株式		
舊　株	240萬株(額面金額拂込)	120,000
新　株	200萬株(一株25圓拂込)	50,000
計	440萬株	170,000
拂込未濟株金		52,844
内　譯		
政府引受株式		2,844
一般募集株式		50,000

社　債　社債に對して政府の保證は，鐵道の改築又は附帶事業經營の爲發行する社債及該社債を整理償還する爲發行する社債に對しては，日本帝國より其利子の保證を受け，仍て必要あらば元金支拂を保證せらるることあるべし而して斯く保證を受くべき社債の總額は拂込金額の2倍以內にして總資本額を超過することを得ざる約束である。又一方社債の發行限度は拂込額の2倍に至ることを得るも資本總額を超過する事を得ざる規定である。

從つて現在の發行餘力は143,423,000圓となつてゐる。又政府の保證を與へて居る社債は第19次の英貨400萬磅1口のみである。

	千円
社債發行總額	720,734
社債償還總額	404,682
社債現在額	316,052
昭和6年度社債利息支拂額	17,670

社債の募集及償還の狀況

年　度	募集額	償還額	年度末現在額
	千円	千円	千円
自明治40 至〃44	136,682	19,526	117,156
大正 1	—	—	117,156
〃 2	—	—	117,156
〃 3	—	—	117,156
〃 4	—	—	117,156
〃 5	—	—	117,156
〃 6	10,200	—	127,356
〃 7	9,800	—	137,156
〃 8	60,000	—	197,156
〃 9	65,000	117,156	145,000
〃 10	30,000	—	175,000
〃 11	50,000	30,000	195,000
〃 12	59,052	35,000	219,052
〃 13	50,000	15,000	254,052
〃 14	35,000	45,300	243,752
昭和 1	25,000	300	268,452
〃 2	70,000	60,300	278,152
〃 3	70,000	70,525	277,627
〃 4	—	525	277,102

昭和 5	20,000	525	296,577
〃 6	30,000	10,525	316,052

利益配當　一般株主に對する配當に對しては當初設立の際營業年度に於ける利益配當が株主の拂込金に對して年6分の割合に達せぬ時は6分に達する迄設立登記の日より15年間政府より補給金を受ける外別に中間配當の制を認められてゐる。

政府に對する配當は利益金が一般株主に對し年6分の配當を爲し且つ社債利子を支拂つて尙殘餘ある時は該殘額は總株式の各拂込高に對し配當割合均一に至るまで之を政府持株に配當するの定めであるが特例を以て政府持株に對する利益配當が年4分3厘の割合に達したるときは一般株主の拂込金に對し年4分の割合を超えぬ範圍內に於て第二配當を爲すこととなつて居たが，更に政府持株に對する利益配當が年4分3厘の割合を超ゆるに至つたときは其超ゆる割合を限度とし株主の拂込金に對し年2分の割合を超えぬ範圍內に於て第2配當を增加し得ることに昭和4年3月追加公布を見た。

事業費　(昭和6年3月31日現在)

區　別	金　額	百分比	營業線路1粁に付
	千円		千円
鐵道用地	44,679	16.4	39.7
線　路	123,801	45.5	110.0
停車場	20,301	7.5	18.0
通信々號	10,958	4.0	9.7
電力施設	1,886	0.7	1.7
車　輛	66,300	24.4	58.9
附屬港灣	3,537	1.3	3.1
雜工場	24	—	—
事務所	618	0.2	0.5
計	272,105	100.0	241.8

會社の事業　明治39年8月會社設立事務に關して政府より與へられた命令書には鐵道運輸業を爲すべきことを命ぜられ，且鐵道の便益の爲附帶事業として鑛業，水運業，電氣業，倉庫業，及土地家屋の經營其他政府の許可を受けたる營業を成すを得べく，此の外政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地內に於ける土木，敎育，衞生等に關する必要なる施設を爲すべきことを命ぜられたのである。

命令書第4條　其の社は鐵道の便益の爲次の附帶事業を營むことを得。

鑛業殊に撫順及煙臺の炭礦採掘
水運業
電氣業
主なる鐵道貨物の委託販賣業
(明治39年8月24日外務，大藏遞信三大臣の命令を以て削除)
倉庫業
鐵道附屬地に於ける土地及家屋の經營
其他政府の許可を得たる營業

命令書第5條　其の社は政府の認可を受け鐵道及附帶事業の用地內に於ける土木，敎育，衞生等に關し必要なる施設を爲すことが出來る。

以上の命令に據り會社は明治40年政府より財產の引繼を受くるや先づ鐵道及炭礦の二營業を開始し，次いで海運，港灣，製鐵，電氣，瓦斯，窯業，旅館及地方經營等諸般の業務を行ふこととなつた。

現在の事業を要約すれば，工場—船舶—港灣—鑛山—製鐵—製油—倉庫—旅館—鐵道—地方經營等である。

貸借對照表

資　產

	千円
拂込未濟株金	52,844
事業費	758,673
商品	10,854
貯藏品	7,094
有價證券	87,360
現金	154
預金	27,857
貸金	69,976
他店貸借	526
證券貸借	5,941
保證金	712
受取手形	29,056
爲替勘定	63
未收金	67,973
假拂金	25,149
未決算勘定	1,412
社債差額	9,265
合計	1,154,910

負　債

	千円
株金	440,000
法定積立金	25,800
特別積立金	147,900
社債金	316,052
預り金	60,413
他店貸借	923
證券貸借	712
保證金	3,677
支拂手形	68,000
爲替勘定	106
社員貯金	7,647
社員身元保證金	41,549
共濟勘定	5,233
未拂金	13,057
未償還滿期社債金	68
假受金	3,399
本年度利益金	20,375
合計	1,154,910

(本年度利益金中には前年度繰越金7,777円を含む)

歷代の主腦　今創立當初より今日に至る迄の歷代主腦者を擧ぐれば下の如くである

(昭和6年9月現在)

總裁　男爵　後藤　新平
　自明治39.11.13至明治42.12.14
同　中村　是公
　自明治41.12.18至大正　2.12.19
同　工學博士　野村龍太郎
　自大正　2.12.19至大正　3.　7.15
同　男爵　中村雄次郎
　自大正　3.　7.15至大正　6.　7.31
理事長　國澤新兵衞
　自大正　6.　7.31至大正　8.　4.12
社長　工學博士　野村龍太郎
　自大正　8.　4.12至大正10.　5.30
同　早川千吉郎
　自大正10.　5.31至大正11.10.14
同　川村　竹治
　自大正11.10.24至大正13.　6.22
同　安廣伴一郎
　自大正13.　6.22至昭和　2.　7.19
總裁　山本条太郎
　自昭和　2.　7.20至昭和　4.　8.13
同　工學博士　仙石　貢
　自昭和　4.　8.14至昭和　6.　6.13
同　伯爵　內田　康哉
　自昭和　6.　6.13至昭和　7.　7.25
同　文學博士　林　博太郎
　自昭和　7.　7.26至現在

現在の首腦者

總裁	林　博太郎
副總裁	八田　嘉明
理事	伍堂　卓雄
同	十河　信二
同	村上　義一
同	山西　恒郎
同	竹中　政一
同	山崎　元幹
同	河本　大作
同	大淵　三樹

鐵會の組織

- 總務部
  - 庶務課
  - 文書課
  - 人事課
  - 外事課
  - 調査課
  - 上海事務所
  - 紐育事務所
  - 各公所(北京, 鄭家屯, 吉林, 洮南, 齊々哈爾)
- 監理部
  - 考査課
  - 管理課
- 經理部
  - 主計課
  - 會計課

重役—
- 鐵道部
  - 庶務課
  - 經理課
  - 營業課
  - 聯運課
  - 車務課
  - 工務課
  - 港灣課
  - 電氣課
  - 大連鐵道事務所
  - 新京鐵道事務所
  - 埠頭事務所
  - 旅館事務所
  - 鐵道工場
  - 臨時川崎工事事務所
- 地方部
  - 庶務課
  - 地方課
  - 學務課
  - 商工課
  - 農務課
  - 衞生課
  - 工事課
  - 各地方事務所(瓦房店, 大石橋, 營口, 鞍山, 遼陽, 鐵嶺, 開原, 四平街, 公主嶺, 新京, 本溪湖, 安東)
  - 滿洲醫科大學
  - 滿洲教育專門學校
  - 南滿洲工業專門學校
  - 各中等學校
  - 大連圖書館
  - 奉天圖書館
  - 農事試驗場
  - 獸疫研究所(奉天)
  - 滿蒙資源館(大連)
  - 衞生研究所(大連)
  - 各醫院
- 商事部
  - 庶務課
  - 石炭課
  - 銑鐵課
  - 用度課
  - 大連販賣事務所
  - 新京販賣事務所
  - 京城販賣事務所
  - 受渡事務所(大連, 撫順)
- 技術局
  - 庶務課
  - 審査役
  - 中央試驗所(大連)
  - 地質調査所(大連)
- 東京支社
  - 庶務課
  - 經理課
- 奉天事務所
  - 庶務課
  - 鐵道課
  - 地方課
  - 公所
  - 奉天販賣事務所
- 哈爾濱事務所
  - 庶務課
  - 運輸課
- 撫順炭礦
  - 庶務課
  - 經理課
  - 採炭課
  - 工作課

- 古城子採炭所
- 大山採炭所
- 東鄕採炭所
- 楊柏堡採炭所
- 老虎臺採炭所
- 龍鳳採炭所
- 煙臺採炭所
- 運輸事務所
- 工事事務所
- 發電所
- 機械工場
- 製油工場
- 火藥製造所
- 研究所
- 鞍山製鐵所
  - 庶務課
  - 採鑛課
  - 製造課
  - 工作課
  - 選鑛工場
  - 銑鐵工場
  - 化學工場
  - 動力水道工場
  - 工作工場
  - 工事事務所

職制改革　然るに昭和７年12月１日滿鐵會社は職制を改正した。之に據れば本社に總務部，計畫部，經理部，鐵道部，地方部，商事部の６部を置く事となり從つて此の內分課の變更を見たものは下の如くである。

總務部＝庶務課，文書課，人事課，資料課，監理課，審査役，監査役，祕書役。計畫部＝業務課，審査役，中央試驗所，地質調査所，滿洲資源館。鐵道部＝庶務，經理，營業，輸送，工作，工務，港灣，電氣，各鐵道事務所，埠頭，旅館，鐵道工場，臨時川崎工事事務所。總裁直屬箇所＝東京支社ハルピン事務所，上海事務所，撫順炭礦，鞍山製鐵所，經濟調査會，吉林事務所，鄭家屯事務所，洮南事務所，チチハル事務所北平事務所，紐育事務所。地方部＝商事部經理部，撫順炭礦，鞍山製鐵所は從前のまま但し奉天地方事務所は地方部に販賣事務所は商事部に分屬する事となつた。

(2) 鐵道事業

滿洲は東支，北寧の兩鐵道によつて始めて鐵道の洗禮を受けたのであるが當時の東支鐵道の幹線敷設はロシアの滿蒙侵略政策に基いたものであつた。だから其目的は全然軍事的であつて，民衆交通機關として開設されたものとは云へないのであつた。然し日露戰役の後彼我の媾和成立し，東支鐵道の長春以南の鐵道の權利が日本に移つてから，日本政府は之を株式會社南滿洲鐵道の事業に移したのであるが，全然の營利機關でなく，日本の對滿政策の別動機能として鐵道以外の諸種の仕事に當らしめたのである。然し鐵道は依然として其中樞根幹の事業とすることには變りがなかつたのである。即全投資額約7億半の中の36餘が鐵道事業に注下され，其の一部の地方施設を除いて他事業に注下した投資額に對比すれば，何れも倍額以上に及んでゐるのである。

然し乍ら滿鐵の鐵道事業は，常に列强看視の只中にある一方，年を逐ふて熾烈を加へた排日政策，殊に最近東三省政權の南方に合流して以來の，露骨なる排日政策に災されて，あらゆる苦心と，あらゆる努力とを拂はれて今日に到達してゐるのであつて，既往に於ける滿蒙5鐵道の實現化を筆頭として何れもその營養線網の布設には企及し得ざる努力が拂はれてをつたのである。

然しそうした中にあつて滿鐵の運轉成績を見れば，明治40年引續當時に比し絕大なる進境を示し，その年の轉送貨物數量130萬噸であつたものが10年後には(大正６年)約5倍の650萬噸を算し，更に10年の後（昭和元年）には12倍の1,650萬噸を，昭和４年には16倍の 2,040 萬噸を超えるに至つたのであつて他に比する事の出來ない進境を示したのである。

南滿洲鐵道は其の營業粁約 1,125 粁にして大連を起點とし新京に至る本線約 704 粁及之より分岐する旅順，柳樹屯，甘井子，營口，煙臺及撫順の７支線 166 粁並に安奉線260粁を有し實に滿洲の動脈を成す。

昭和６年度現在に於ける滿鐵鐵道の主要設備を擧ぐれば

營業哩數		1,125粁1
幹線		
滿洲本線	大連埠頭新京間	704.3粁
安奉線	安東蘇家屯間	260.2
支線		
旅順線	周水子旅順間	50.8粁
營口線	大石橋營口間	22.4
煙臺炭礦線	煙臺煙臺炭礦間	15.6
撫順線	蘇家屯撫順間及瓢兒屯千金寨間	52.9
吾妻線	埠頭吾妻線間	2.9
甘井子線	南關嶺甘井子間	11.9
渾楡線	渾河楡樹臺間	4.1
樹柳屯線(未開業)	大房身柳樹屯間	5.8

停車場　113驛　簡易驛　12

機關車庫及客車庫，機關車庫15箇所，客車庫３箇所

倉庫　大連埠頭外31線所に設備 177 棟

車輛　機關車 469，自動車 33輛，客車類543，貨車數8,176輛

鐵道事業營業成績

年度	收入	支出	收入100に付支出	損益	指數 收入	指數 支出	指數 益
明治40年度	9,678,887	6,101,615	62	3,667,272	100	100	100
大正６年度(10年後)	34,457,923	10,858,734	32	23,599,189	353	178	644
昭和２年度(〃)	113,244,180	45.235,835	40	68,008,345	1,159	741	1,854
同 4 年度	122,103,743	47,213,508	39	74,890,235	1,250	774	2,042
同 5 年度	95,330,730	36,768,576	39	58,562,154	976	603	1,597
同 6 年度	85,476,298	37,290,815	44	48,185,482	875	611	1,314

營業成績　昭和６年度に於ける乘車人員は6,331,760（收入9,135,663.19圓）之を前年度に比すれば乘車人員 1,784,048人（收入2,325,512圓）の減少を來したが，世界的不況の影響もさることながら主として銀貨暴落の影響を受け旅費の負擔額--時に比し倍額に近き現象を呈したる爲の手扣へより旅客減を來し，一方その大宗とする出稼華工移民來往が同樣の運賃高にて阻止を受けたる上，後半期に入つて日支事變より悉く其乘客を失ひ玆に近年になき不成績を示したのである。

年度	平均營業哩	乘車人員	收入	指數
明治 40 年度	1,136.1	1,512,231	3,594,239	100
大正 6 年度(10年後)	1,105.7	5,844,929	8,136,707	226
昭和 2 年度(〃)	1,111.8	8,263,089	16,102,953	448
昭和 4 年度	1,111.8	10,410,579	17,451,585	486
同 5 年度	1,122.1	8,115,808	11,461,175	319
同 6 年度	1,125.1	6,331,760	9,135,663	254

旅客運輸成績

年次	輸送人員	延人粁	乘車賃金
	千人	千人	千円
明治 40	1,512	226,472	3,477
大正 2	4,144	411,758	4,720
同 8	9,274	925,974	13,174
同 14	9,109	892,123	13,362
昭和 1	8,290	970,061	14,046
同 2	8,263	1,063,097	14,784
同 3	9,702	1,108,181	16,042
同 4	10,411	1,087,644	15,798
同 5	8,116	718,985	10,223
同 6	6,332	587,287	7,980

同上昭和６年度の指數

區別	輸送人員	延人粁	賃金
明治40を100としたるもの	419	259	229
大正２を100としたるもの	153	143	169

旅客等級別成績

等級	輸送人員	同百分比	賃金	同百分比
	千人		千円	
1 等	14	—	164	2
2 等	82	1	429	5
3 等	6,236	98	7,387	93
計	6,332	100	7,980	100

次ぎに昭和６年度に於ける貨物運送の成績は取扱噸數15,454,213收入70,897,756圓に

して之を前年度に比較すると取扱瓲數に於て 260,841 瓲を増したが，收入金に於ては7,038,932圓を減少してゐる。此の現象は銀安に災されて，支那鐵道との貨物爭奪戰烈となり，運賃の割引乃至は別に特別の料金を定めて對抗策を講じたので，輸送瓲數は増加したが，收入に於て大なる打擊を蒙つた結果となつたのである。

開業以來異數の増率を示して進展しつつあつた貨物の輸送量が，近年に至り支那側に於て競爭線を布設し，別に呑吐港を設置する等極力排擊策を講じ來つた結果，昭和5年度より，さしもの増加率に一大暗影を投ずるに至つたのである。

取扱貨物輸送瓲數

年度	1車扱	小口扱	計	指數
明治40年度	1,322,610	25,883	1,348,493	100
大正6年度(10年後)	6,043,647	555,486	6,599,133	489
昭和2年度(〃)	15,955,381	762,297	16,717,678	1,240
昭和4年度	17,762,869	800,091	18,562,960	1,377
同5年度	14,578,985	614,287	15,193,272	1,127
同6年度	14,963,194	491,019	15,454,213	1,146

貨物運輸成績

年次	取扱瓲數	延瓲粁	貨車收入
	千瓲	千粁	千円
明治40	1,348	396,727	6,160
大正2	5,246	1,625,865	16,159
同8	9,160	3,017,613	46,306
同14	13,649	4,841,438	80,536
昭和1	15,001	5,321,390	89,513
同2	16,718	5,738,263	94,041
同3	17,530	5,959,958	97,738
同4	18,563	6,323,715	101,089
同5	15,193	4,765,510	77,937
同6	15,454	5,374,451	70,898

同上昭和6年度の指數

區別	取扱瓲數	延瓲粁	貨收
明治40を100としたるもの	1,146	1,355	1,151
大正2を100としたるもの	295	331	439

種類別成績

種別	取扱瓲數	同百分比	貨收	同百分比
	千瓲		千円	
普通貨物	6,563	42	41,416	58
同社營業貨物	7,876	51	28,575	40
同社用品	1,015	7	706	1
計	15,454	100	70,898	100
以上の内 一車扱	14,963	97	67,156	95
以上の内 小口扱	491	3	3,741	5

（イ） 旅客運賃等級と賃率　距離比例を採つてゐる。賃率は下の通りである。

1等	1粁に付	4錢4厘
2等	同	2錢8厘
3等	同	1錢5厘5毛

小兒運賃　4歳未滿無賃　4年以上12年未滿半額

急行料

區別		1等	2等	3等
		円	円	円
特急	500粁迄	2.50	1.50	0.75
特急	800粁迄	3.00	2.00	1.00
特急	1,300粁迄	3.75	2.50	1.25
特急	1,301粁以上	4.50	3.00	1.50
半急行	500粁迄	1.50	1.00	0.50
半急行	800粁迄	2.25	1.50	0.75

小兒に對する急行料金は前項料金の半額である。

寢臺料

1等	上段	1人1夜に付	5.00
	下段	同	7.00
2等	上段	同	3.00
	下段	同	4.50
3等	上段	同	1.00
	中段	同	1.50
	下段	同	1.80

（ロ） 手小荷物運賃及料金表

粁程	1瓩迄	2瓩迄	4瓩迄	6瓩迄	9瓩迄	12瓩迄	以上6瓩迄を増す毎に
	錢	錢	錢	錢	錢	錢	錢
80粁迄	15	20	25	30	35	40	10
240粁迄	15	20	25	35	45	55	20
480粁迄	15	25	35	45	60	75	30
800粁迄	15	25	40	55	75	95	40
以上480粁迄を増す毎に	5	10	15	20	25	30	10

（1） 託送手荷物運賃　無賃運送制限を超過する重量に對しては通常小荷物運賃を申受く。

（2） 通常小荷物運賃　最低運賃金15錢

（3） 易損品及嵩高品運賃　前項通常小荷物運賃の2倍とす。

荷主より特に易損品扱を以て運送方請求ありたる通常小荷物に對しても本項の運賃を準用す。

（4） 行商人及呼賣商人の携帶する商品の運賃。

粁程	15瓩迄	30瓩迄	60瓩迄
	錢	錢	錢
40粁迄	20	35	55
80粁迄	30	50	80

（ハ） 貨物運賃率　滿蒙は原料國にして且つ人口の密度疎なる爲，何れの鐵道も貨物運送を主體としてゐることに變りはないが，日露支三國權益の錯綜もあつて，各貨物吸收策には萬全の努力を傾け，貨物賃率の如きも寧ろ特定運賃に重きを置いてゐる狀態である。

最低運賃	小口扱	20錢
	一車扱	30圓

普通貨物小口扱賃率（100瓩に付）

粁程	1級品	2級品	3級品	4級品
	錢	錢	錢	錢
1粁―150粁	.650	.520	.390	.260
151〃―300〃	.625	.500	.375	.250
301〃―600〃	.600	.480	.360	.240
600〃以上	.575	.460	.345	.230

別に發著手數料8.3錢

普通貨物一車扱賃率　（1瓲に付）

粁程	1級品	2級品	3級品	4級品
	錢	錢	錢	錢
1粁―150粁	4.300	3.440	2.580	1.720
151〃―300〃	4.125	3.300	2.475	1.650
301〃―600〃	3.950	3.160	2.370	1.580
600〃以上	3.775	3.020	2.265	1.510

別に發著手數料　55錢

但し貨主が貨物の積卸を爲す場合は運賃計算重量に對し積又は卸の一方毎に下記の割合を以て運賃より控除す。

瓲數に依り運賃を計算するもの1瓲に付金15錢

瓩に依り運賃を計算するもの100瓩に付金1錢

潤大貨物

1箇の重量1瓲を超ゆる貨物に對しては割増運賃として所定の割増率及割増額に依り計算したる金額を申受く。

大連及安東發著特定運賃率

大連及安東發著の普通貨物及級外品第2種危險品中アルコール，石油類，燐寸類生石灰，カーバイトに限り各特定運賃率を適用す。

大豆1瓲の運賃

	円
新京營口間(普通)	12.54
新京大連間(特定)	14.45
新京安東間(特定)	13.22

石炭1瓲の運賃

	円
大官屯大連間(特定)	5.82

石油類特定運賃率

大連及大連埠頭發特定驛著1車扱石油類に限り特定運賃率を適用す。

返送容器類運賃率

貨物運搬用の罐，籠桶其の他を返送する場合の運賃は4級品賃率とす。

社會政策的の特定運賃

（1） 生活上の必需品

米(籾を含む)，味噌(3級品)，醬油(醬油エキス諸味共)，食鹽（卓鹽及再製鹽に限る)。

野菜(干野菜を除く)，鮮魚及介蟲，鹽干魚及介蟲，薪，木炭。

普通運賃率又は大連，安東發著特定運賃率の3割引。

（2） 建築用品

木材(4級品に限る)，石材（2級品に限る)，砂利及砂，セメント，火山灰，石灰(生石灰を含む)，煉瓦（貼煉瓦を除く)，瓦類，疊及疊表（床緣縫糸を含む)，建具。

同上の2割5分引。

其の他料金率

取卸賃，代金引換手數料，指圖手數料，貨車留置料，保管料，檢斤手數料，貨物留置料等がある。

（3） 倉庫事業

滿鐵の倉庫營業は鐵道附帶事業の一で明治41年10月大連港埠頭に於て埠頭保管なる名目の下に小規模の倉庫營業を開始し主として船舶及鐵道に依り埠頭に輸送せられたる貨物の保管をなし之に對し倉庫證券を發行せしに始まる。

穀物に對しては大正元年囤積保管の制を開き，更に大陸特有のものとして豆粕，大豆，小麥及豆油に對し品質，重量の統一及保管の便宜を圖つて他人の貨物と混合して保管する所謂混合保管の制を順次開設した。

倉庫業の開始　明治44年9月10日

倉庫業取扱箇所數　大連埠頭外30箇所

倉庫設備

	棟數	面積平方米
大連埠頭	72	373,216
其の他	105	139,520
計	177	512,736

尙滿鐵は倉庫營業の開始と同時に保管貨物に對し貨主の委任を受けず，會社自體の負擔にて火災保險を附して居る。

（4） 工場事業

工場の規模は，機關車27輛，客車36輛，貨車130輛を同時に收容し傍ら諸車輛及機器の製修を爲すことを得る最新式の設備を有して居る。

（5） 港灣

滿鐵の港灣事業は主として大連灣に其大部分を占め旅順，安東及營口港に於て僅かに其事業の一端を見るのみである。

昭和6年度著埠船舶數及積卸砲數

地方別	汽船 隻數	汽船 噸數	戎克隻數
		千噸	
大連	4,173	11,836	482
旅順	99	330	—
營口	663	1,410	5,105
安東	—	—	1,418

地方別	輸入	輸出	計
	千砲	千砲	千砲
大連	874	6,480	7,355
旅順	23	368	391
營口	71	1,533	1,605
安東	47	12	59

埠頭設備

防波堤延長		3,980米
同　內水面積		約307萬平方米
繫船岸延長		5,011米
構內鐵道線路延長		約121粁
使用船舶	小蒸汽船21隻，總噸數	2,592噸
石炭積込機	能力1時間900噸	1基
倉庫及上屋	72棟	373千平方米
野積場		約347千平方米
穀物精撰乾燥場	精撰能力3臺1時間	75砲
	乾燥能力3臺1日	300砲

外に甘井子埠頭

防波堤延長		980米
繫船岸延長		600米
高架棧橋延長		345米
構內鐵道路延長		47粁
貯炭場面積		14萬平方米
同上貯炭能力		30萬砲
カーダンパー	能力1時間1,800砲	1基
石炭積込機	能力1基1時間600砲	4基
軌道衡	秤量荷重90砲	2基
棧橋專用運炭車	積載量65砲	6輛
ブリッヂトランスポーター　能力1時間280砲		2基
電氣機關車	牽引車數40輛	4輛

大連埠頭能力

繫船能力　大凡5千噸級38隻19萬噸

昭和6年度1日平均在埠頭汽船隻數17隻56千噸

貨物收容力(倉庫及上屋)　約50萬砲

外に甘井子埠頭

昭和6年度1日平均在埠汽船隻數2隻6千噸

（6） 鑛業

撫順煙臺の炭礦採掘を主要事業とし其他附帶事業として電氣工場，硫酸工場，石炭乾餾工場等の諸工業及水道，電氣鐵道，電燈電話等をも經營して居る。

埋藏炭量

		千噸
撫順（搭連及南昌出炭を含まず）	埋藏炭總量	952,693
	會社經營前採炭推算	700
	會社經營後昭和6年度迄	86,193
	差引昭和6年度末埋藏量	865,800
	鑛區面積	約18,200千坪
煙臺	埋藏炭總量	20,000
	會社經營前採炭推算	100
	會社經營後昭和6年度迄	2,244
	差引昭和9年度末埋藏量	17,656
	鑛區面積	約2,310千坪

出炭高　（平均作業日數302日南昌炭を除く）

地方別	總噸數	1日平均
	千英噸	英噸
撫順	5,883	19,480
煙臺	170	563

（7） 製油

炭層の上盤に厚さ最厚部140米の油母頁岩層伏在し其埋藏量約54億砲にして露天掘採炭に伴ひ剝離すべきもの3億2千萬砲ある其の上層は良質にして下層即ち石炭に近き部分は之に反する而して全層中上部3分の2は工業原料として用ふるに足り其の平均收油率は約6%である。爾來之が利用法に就て硏究調査せる結果工業的價値あるを認められ大正14年內熱式乾燥法に依るのを最適當なりとし10砲爐1基を築造して試驗を行ひ所謂撫順式乾餾法の完成を見た。大正15年50砲能力の實大爐1基及附屬裝置を建設し試驗を施行せるに其の成績良好なるを以て昭和3年4月工場建設に着手し翌4年11月を以て竣工した其の內容の大略は次の如くである。

乾餾工場　1晝夜乾餾頁岩50頁砲能力の乾餾爐80基

粗油蒸餾工場　連續蒸餾罐7基，單獨蒸餾罐28基

粗蠟工場

而して生產品は年額138萬砲の油母頁岩を乾餾して1箇年原油68,000砲，硫酸アムモニア18,000砲を採取し更に右の原油を蒸餾して重油48,000砲，粗蠟15,000砲，コークス4,800砲を得。上記粗蠟は德山の精蠟工場に送つて精蠟7,000砲，重油6,000砲を採取する豫定である。

生產高　（昭和6年度）

重油	40,161砲
粗蠟	12,640
骸炭	3,445
硫安	15,802

販賣高　（昭和6年度）

種別	砲數	販賣金額
		千円
重油	40,141	1,287
粗蠟	12,670	1,269
骸炭	2,622	62
硫安	11,713	742

（8） 製鐵

鞍山の地域に鐵鑛區の存することは明治42年の發見にして大正4年5月日支條約關係公文に依り日支合辦により鑛山採掘することの權利を得，5年3月日支合辦鞍山鐵鑛振興無限公司を設立し6年3月採掘の許可を得た。大正6年5月建設工事に着手し，8年4月熔鑛爐2基中の1臺に火入を行ひ，5月1日始めて出銑を見，現在に及んでゐる。

用地面積

工場用地　約8,235千平方米
市街用地　約10,899千平方米　計約19,134千平方米

工場設備

骸炭製造設備

洗炭工場1日　1,200噸洗炭

骸炭爐コッパー蓄熱式210基及深水式5基を以て1日コークス1,000砲製造其の他副產物工場として硫安工場，タール蒸餾工場，ベンゾール工場，ナフタリン工場，硫酸工場及耐火煉瓦工場等がある。

銑鐵製造設備

鎔鑛爐3基，1日出銑300瓲爐2基及500瓲爐1基，熱風爐12基

動力設備

發電所1(發電機容量26,000KW)，汽罐室2

選鑛設備

還元焙燒爐10基(鞍山式)1箇年處理鑛量96萬瓲

選鑛場，燒結場，廢鑛處理場等がある。

水道設備

首山水源地，千山川水源地，孟家溝配水池，還水裝置一式

構內運搬設備

車輛數	蒸汽機關車	9
	電氣機關車	2
	鑛石車	14
	銑鐵車	16
	其他	58

線路延長　46粁

鑛石

鑛石採掘は舊中日合辦振興無限公司の經營に係り鞍山附近櫻桃園，王家堡子，關門山大孤山，西鞍山，東鞍山，小嶺子，鐵石山白家堡子，啞吧山の10鑛區より採掘する鑛石を以て之に充つ而して現在採鑛するものは主として大孤山にして1日の採鑛能力2,500瓲である。鑛質は大孤山及王家堡子に在りては磁鐵鑛，其他に在りては赤鐵鑛にして原鑛の含鐵量は35%乃至60%である。埋藏量大約3億噸。

銑鐵の規格（平均單位）

炭素	珪素	滿俺	燐	硫黃
3.76	2.23	0.41	0.13	0.05

(9) 地方經營

鐵道附屬地內に於ける土木，教育，衞生等に關し必要なる施設を爲すことの命令を受けてゐる爲めに，認可を得て附屬地內居住者より手數料公費を徵して專ら地方經營に當つてゐるが，其他に每年莫大なる經費を注下し，政府に配當する外，重大なる上納金に類するものとして時に其負擔を難ずる議論も生ずる事がある。

事業費　昭和5年度末現在 176,272千圓

地方經營の項目

1. 土地及建物の管理及貸付
2. 市街經營(市區計畫，道路，橋梁，堤防護岸，上下水道，公園，市場，墓地及火葬場，屠獸場，用地等)
3. 衞生施設(醫院，南滿洲保養院，療養所，衞生研究所，衞生所，消毒所，細菌檢査所等)
4. 教育施設(學校，青年訓練所，圖書館)
5. 警備施設(消防所)
6. 產業施設(農事の改良指導及保護奬勵，農事試驗場，種羊場及假種羊場，種豚場，種豚飼育所，獸疫研究所，種鷄場，各種苗圃，試作農場，採種田，原種圃，委託栽培及植樹等)
7. 商工施設(商工機關，商工業奬勵，滿蒙資源館)
8. 產業助成

公費

組織

鐵道附屬地居住者規約に基き土木，教育，衞生等の施設に要する諸費を分擔せしめんが爲公費區を設け手數料，諸口收入，補給金の外公費として課金を爲してゐる。

課金の種類

戶數割，雜種割の2種である。

戶數割は區域內居住者の資力を斟酌して之を賦課する。雜種割は藝妓酌婦舞妓，滿洲國婦人俳優，乘用馬車(自用，營業用)，荷馬車，手曳荷車，貨物自動車，轎車，人力車(自用，營業用)，自轉車，自動自轉車，自動車(自用，營業用，乘合用)，演劇興行，屠畜，行商，出張販賣，先物取引(糧豆，錢鈔)，遊興，貸家，特定の月に於ては附屬地外より來る車馬に對しても雜種割を賦課する。

戶數割負擔の程度

賦課等級を特等及1等より30等に分ち各公費區の狀況に應じ點數を定め年4期に之れを徵收するものにして昭和7年度豫算現在總戶數1戶平均負擔年額は金9円73錢である。

公費區

大連，瓦房店，松樹，熊岳城，蓋平，大石橋，營口，海城，鞍山，遼陽，蘇家屯，奉天，鐵嶺，開原，昌圖，雙廟子，四平街，郭家店，公主嶺，范家屯新京，撫順，本溪湖，橋頭，連山關，鷄冠山，安東，鄭家屯，吉林，哈爾濱の30箇所の外に中間區13箇所合計43箇所にして大連は本社，撫順は炭礦，其の他は各地方事務所に於て管轄する。

(10) 其他事業

電氣　當初，大連，鞍山，奉天，撫順，新京及安東に於て電氣事業を經營したが，大正15年5月20日，鞍山，撫順を除き爾餘の電氣事業を分離獨立企業に變更し，南滿洲電氣株式會社を起し6月1日認可を得た。撫順，鞍山に於けるものは製鐵所及炭坑の經營である。尙滿鐵は以上の外，日支合辦の下に撫順奉天間，奉天遼陽間に送電線及び金州送電線を有し電力を供給して居る。

瓦斯　滿鐵は既往に於て電氣の外に大連，鞍山，奉天及安東に於て瓦斯事業を經營して居つたが之も亦大正14年4月1日より獨立企業に移した。

旅館　政府よりの設立當初の指令により主要地に於ける旅館施設を要求されて居つた。現在大連，旅順，奉天，星ヶ浦，新京に直營ヤマトホテルを有し，北京，新京に和式旅館を經營してゐたが，一度昭和3年3月1日之れを獨立事業に移した。其後更に昭和6年4月1日再度同社で直營する事となり併合されて現在に及んでゐる。

傍系會社　滿鐵にて株金全額若しくは其大半を有する所謂其傍系會社は下の如くである。

イ 南滿洲瓦斯株式會社　大正14年7月18日設立資本金1,000萬圓。

ロ 南滿洲電氣株式會社　大正15年6月1日設立資本金2,500萬圓。

ハ 大連窯業株式會社　大正14年7月15日設立資本金120萬圓。

ニ 撫順炭販賣株式會社　大正12年4月1日設立資本金300萬圓。

ホ 大連汽船株式會社　大正4年1月8日創立資本金3,000萬圓。

ヘ 福昌華工株式會社　大正15年10月15日設立大連及營口埠頭に於ける鐵道，船舶及倉庫貨物の荷役並に華工供給請負等を以て營業とする。資本金180萬圓。

(二) 中東鐵道

(1) 概說

東支鐵道は1896年8月(明治29年)露淸兩國間に締結された東淸鐵道及經營に關する條約によつてロシアが其敷設權を得たものであつて，シベリア鐵道の一點から淸國の領土を貫き烏蘇里鐵道に連絡して浦鹽に至る鐵道の敷設であつた。

之が東淸鐵道創始の發端であつて，會社は同年12月4日の東淸鐵道條例に依つて成立し大淸東省鐵路進款公司と稱した。1898年偶々獨逸の膠州灣租借權を獲るや露國は更に同年旅順及大連灣の租借權を得，東支鐵道より大連旅順に至る鐵道敷設權をも獲得し，主として哈爾濱を基點として工事を急施し1902年(明治35年)1月には早くも滿洲里から哈爾濱に至り更に南して大連旅順に及び哈爾濱以東も亦露支國境たるポグラニーチナヤに至り，營口其他の支線を

合し全線の延長約2,570粁の假營業を見るに至つた。然るに明治37年(1904年)日露戰爭に際會し翌38年ポーツマス條約に依り長春以南は日本に讓渡せる結果現に東支鐵道の保有する處は其以北1,726粁に止まり爾來日露の親交恢復と共に歐亞一貫の主要通路となつた。其後一時世界戰爭に亞いで勞農政府出現當時東支鐵道は暫時の間列國共同管理となつた事もあるが，それも暫くにして舊に復し，大正9年頃より支那はロシアの內亂に乘じ東支鐵道の回收を謀り「支那の承認せるロシア政府の現れる迄支那はロシア政府に代り東支鐵道を管理する」との名目の下に沿線各地の司法，行政，警察の諸權を回收した。其後支那がソヴエート聯邦を承認するに及んで所謂露支，奉露の兩協定となり，ロシアは先に支那が回收せる東支沿線の司法，行政，警察等の諸權利を放棄するに及んで東支鐵道は純然たる商事機關となり，玆に露支協同經營の東支鐵道が成立した。昭和4年7月露支國交斷絕するや，露西亞側は東支鐵道の原狀恢復を條件として支那側と抗爭を持續し，同年12月22日の露支和平豫備會議々定書の調印なつて同年末から原狀に復歸したが細目に亘つての協定は交涉決裂のまゝ今日に及んでゐる。

東支鐵道が收支相償ふに至つたのは極く最近のことであるが，近年では每年相當多額の純益を見つゝある。(世界戰爭前には數年間收入の方が多かつたこともある) 但し社債や債務は殆んど全部放擲して顧みない處の收支計算であつた。

附帶事業 東支鐵道の特殊企業及附帶事業の大樣を槪述するに同社直營の札賚諾爾炭坑事業(本書鑛業の記事を參照)を經營してゐる。

尙ほ所屬林區として東部線，綽爾(興安嶺)，窩林河(松花江下流)の3林區を所有し電信，電話事業及海拉爾洗毛及水力壓搾工事を直營し，商業部附帶事業として事業課に貸付，保險(火災及運送)，倉庫，代理店運送，通關，乘車券發賣等の業務を扱はしめ又給水事業をも營んでゐる。

其他地方經營としては管理局に所屬する衞生課，獸醫課，土地課を置き更に鐵道病院，傳染病硏究所，獸疫硏究所，農事試驗場を所屬せしめ此外同局に直屬するものに測候所，商業學校，中央圖書館等がある。

(2) 資本借款收支

東支鐵道の資本關係に就ては1896年12月の東淸鐵道條例及1899年2月の追加約款に依るときは，東支鐵道は露支合辦の一株式會社にして資本金は株劵及債劵を發行して之を構成することに定められてゐる。そしてそれに據れば東支の株式總額は僅かに500萬留に過ぎないばかりか，形式上株式の大部分は露亞銀行が買取つて之を露國々立銀行に保護預りとして預入れ，國立銀行は露亞銀行に株劵預り證を交付せることになつてゐるが，事實東支の株劵なるものは1枚も發行されたる事なしと云はれる。又社債に就ても露國政府之れに保證を與へ露亞銀行が其金融機關に當ることとなつてゐるのであるが，開通當時の東支の鐵道の財政の伸縮は一に露國大藏大臣の手中に收められ，1903年7月1日東支鐵道が營業を開始せる時までに露國國庫の同鐵道に投下せる建設金總額は37,500萬留にして此內露亞銀行の出資と見るべきものは第1回債劵のみにして極めて小額に過ぎず，事實上東支鐵道の建設其他の資金は殆んど全部露國國庫の支出に係るものである。

然して其後も引續き鐵道の建設費，改良費として露國國庫より借入れたる借入金及營業開始以來の同鐵道缺損金に對する國庫補助金等もあり1903年より1914年まで(露

國國庫の塡補金は歐洲戰爭開始の年までである)に借入れたる金額は81,809,897留に達し，前記數字と合算する時，鐵道の建設，改良費として投ぜられた總額は456,765,495留となり，1906年日本に長春以南線を讓渡した爲その價額8,115,463留を差引けば37,500餘萬留となり，同期間中の營業缺損金補塡178,579,617留を加算約55,000萬圓の投資中，償却せしは僅にして大部分は負債として殘つてゐる。

本鐵道の收支總額は營業初年度より鐵道收支及附帶事業費並財政的諸手段による收支を含む部分と，所謂特別企業に依る收支，卽附屬地行政費守備隊及其他の機關の維持費等を含む部分より成り，鐵道營業收入は總收入額の最も重要なる部分を占めて事業の根幹を成すに對し，特別企業に依る收支は東支鐵道の全歷史を通じて常に缺損勘定として鐵道營業成績の重荷となつてゐた。

東支營業開始當時は營業成績豫期の如く良好ならず，日露役の損失のみにても9,000萬留に及ぶと稱せられ，其後滿鐵線を失つて北滿に限らるる關係から，特別企業を除いても其營業成績は1909年まで缺損を續け平均1箇年2,000萬留の政府補助であつたが，1910年以來成績漸く良好となり支出著しく減少して純益100萬留を得，其後數年好調を續け，大戰中並其終結後經濟基礎破壞にも會つて純益13,700萬留の數字を示しながら事實は，收益をあげ得なかつた。爾後共同管理の事もあつたが，1920年オストロモフ管理局長となり其の經營よろしきを得た結果，其面目革まり，更に1924年10月ソヴエット聯邦，支那の共同管掌機關の管理に歸してよりは財政の整理行はれ，1926年には2,810萬留の純益を擧げ，98%まで商業貨物及旅客が占めるに至つて遂に本鐵道は完全なる收益鐵道と化し負債を皆濟するに至つた。

年 次	總收入 留	總支出 留	損 益 留
1913年	21,166,062	27,500,320	－ 5,934,258
1920年	59,498,765	60,989'486	－ 1,490,721
1925年	48,504,525	33,052,018	＋ 15,452,507
1930年	49,921,501	50,650,866	－ 729,365
1931年	38,507,288	26,159,109	＋ 12,348,179

單位は1913年は留紙幣，1920年以後は金貨留

(3) 營業成績

東支鐵道が敷設機關より管理局の經營に移管せられて以來既に30年前後を經過したのだが，其間幾多の變遷があつて，其成績も絕えず露國及支那政情の變化，軍事上の事件等に應じて影響を蒙つたのである。

1903年7月1日營業の開始後幾何ならずして日露は戰端を開くに至り，軍事輸送に沒頭する事となり，其戰爭酣にも拘らず1905年には330萬人の旅客輸送を行ひ，旅客貨物輸送總輸送噸粁數(旅客は1人1噸としての計算)22億噸粁を超えたが，其內商業的輸送は僅に10%を占むるに過ぎなかつた。爾來歐洲大戰勃發に至る迄は徐々ながらも漸次輸送數量增加の傾向を辿り，1914年大戰の開始と共に急激なる輸送の增加を見，1916年には實に總輸送量30億噸粁を突破した。然るに大戰半にして露國に勃發した革命は東支鐵道と本國との聯絡を斷つて孤立にしたのみならず，支那政府はロシア國境を閉鎖し，滿洲里及ポグラニーチナヤを通過して貨物をロシヤ領に輸出することを禁止せる爲，東支鐵道は一時地方的の運輸を行ふ外なき狀態におかれたのである。然しそれも暫くして1921年よりは1916年に次ぐ大輸送を行ひ且輸送の98パーセント迄は商業貨物及旅客となり，1928年に至つて更に飛躍的增加を示し商業輸送に就ては東支鐵道開業以來の最高記錄を作つた。

中東鐵道旅客貨物進展成績表

年度	乘車人員	係數	貨物噸數	係數	客車收入	係數	貨車收入	係數
1903年	2,031,741	100	421,809	100	4,553,294.00	100	7,764,142.00	100
1913年	1,552,241	76	1,305,954	309	5,928,315.00	130	13,862,531.00	179
1923年	2,535,399	125	2,804,864	665	8,384,948.53	184	26,036,266.21	335
1930年	3,214,682	—	4,214,109	—	10,460,694.43	—	37,199,318.46	—
1931年	1,882,648	—	3,910,733	—	5,724,710.85	—	31,719,225.55	—

鐵道營業收支

年次	收入	支出	收入100に對する支出	營業損益
1913年	21,166,062	14,759,359	54.2	6,406,703
1920年	59,498,765	50,972,743	85.7	8,526,023
1925年	48,529,374	24,137,641	49.7	24,361,733
1930年	47,660,012	28,629,185	57.3	19,030,829
1931年	38,507,288	26,159,110	67.9	12,348,148

旅客運送に於ては內容は一般旅客の內90%以上は3等及4等に屬するものであつて，時に98%を超える事もある。殊に近年の注目すべき現象として南滿洲乃至山東，河北兩省方面から來る支那移民の北滿に移住するものの本鐵道を利用すること漸く增加したことであつて，1927年始めて移民として本鐵道の統計表に顯はれた當時は８萬人にしか過ぎなかつたものが今日は４等客の大半はそれであると云つて不可でない程に進展してゐることである。

東支鐵道の貨物輸送は，北滿の豐庫を扣へて，地方的の運送少く南滿乃至はウスリー線との聯絡を必要とするもの多く，年毎に增加して行きつゝある。1903年に於ける輸送量は42萬噸にして日露交戰後，1911年には1908年の２倍以上に達する成績を占めて150萬噸の輸送を行つたが，1911年10月に起つた支那革命內亂と其後の鐵道沿線の凶作は1914年迄も影響して復舊に到らず，其後歐洲大戰，本國革命，留紙幣下落等が續き惡影響を及ぼして運賃率に確實性を失つて高率となる等の結果，鐵道による輸送が次第に馬車による輸送に轉換し，何時となく馬車輸送を以て正常の交通機關なる奇異の觀念を養つた程變態の成績を示して輸送量著しく低下した。後に1921年是れが對策として運賃の低減を行ひ，營業上の改善を行つて難局打開を爲し，之れによつて輸送急激に增加し1927年に至つて1921年度に比し２倍半の好成績を示し，1925年以後の輸送黃金時代を現出するに至つたのである。

（４）營業運賃率

普通旅客運賃　東支鐵道の旅客運賃は地帶法によつて規定されてゐる。

1粁—100粁迄		１粁に付	1.5金哥	（３等運賃）
101粁—200粁迄	1.50金留に	毎１粁に付	1.4金哥增	２等運賃は３等運賃の
201粁—300粁迄	2.90金留に	毎１粁に付	1.3金哥	1.5倍
301粁—500粁迄	4.20金留に	毎１粁に付	1.2金哥	１等運賃は３等運賃の
501粁—750粁迄	6.60金留に	毎１粁に付	1.1金哥	３倍
751粁以上	9.35金留に	毎１粁に付	1.0金哥	10哥以下４捨５入

尙東部線及南部線に於ては別に４等客車の制を設け１露里に付哈大洋１分５厘の割にて別途の運賃を徵してゐる。

現在施行してゐる運賃率は1924年10月の奉露協定に基き東支鐵道がソ聯邦と奉天省との合辦經營となつて以後の運賃率であるが，地方的輸送貨物の運賃と稱するも殆んど全部が特定運賃の如き觀あるものであつて，運送距離によつて定めず，各驛間に於て規定し，下級品にして上級品よりも高率運賃のものもあると云ふ狀況である。要するにかゝる複雜なる形式を執るのは(イ)馬車輸送並船輸送に對抗する爲(ロ)北滿洲をして極東露領との關係を密接にして南滿との關係を疎遠ならしむる爲(ハ)各地商工業の狀態に適應する爲(ニ)各地の住民の現狀に適應せしむる爲等であつて是等が自然貨物運賃を特定化した所以である。「滿鐵調查課編滿蒙鐵道の社會及經濟に及ぼせる影響」參照

東鐵貨物運賃率例表　（單位１噸粁に付金留哥建）

區間／級別	哈爾濱滿洲里間（935粁）	哈爾濱昂々溪間（270粁）	哈爾濱一面坡間（162粁）	哈爾濱綏芬河間（546粁）	哈爾濱雙城堡間（51粁）	哈爾濱寬城子間（237粁）
急行便（旅客列車便）	17.12	21.74	22.81	18.51	25.58	21.74
1級	16.79	18.09	18.98	17.22	21.85	18.57
2級	13.55	14.70	15.42	13.79	19.12	16.25
3級	10.45	11.76	12.34	10.40	19.12	16.25
4級	8.98	10.70	11.22	8.95	16.19	13.76
5級	7.61	9.79	10.27	7.64	13.77	11.70
6級	6.42	9.04	9.49	6.57	11.97	10.18
7級	5.48	8.39	8.80	5.62	10.01	9.01
8級	4.61	6.92	7.26	4.73	8.62	7.33
9級	3.98	5.88	6.17	4.08	7.48	6.36
10級	2.53	4.52	4.75	2.73	5.75	4.88
11級	2.73	5.76	6.35	4.04	9.95	6.98
12級	2.97	3.92	4.12	3.25	4.69	3.92
13級	1.78	2.78	3.48	2.33	6.22	4.68
14級	1.11	2.67	3.37	1.77	4.49	2.79
15級	1.37	2.37	3.01	1.95	5.87	4.15
16級	1.71	2.06	2.46	1.82	3.59	2.12
17級	0.84	1.48	2.29	0.88	3.95	2.02
18級	1.05	1.16	1.57	1.06	3 16	1.20
19級	0.77	0.77	0.97	0.77	2.34	0.78

（註）本表により瞭かなる如く哈爾濱綏芬河間の運賃計算用區間距離は546粁にて哈爾濱寬城子間の同距離は240粁なれば前者の區間距離は後者の約2，3倍なるに，哈爾濱より綏芬河及び寬城子に至る各級運賃は全然距離に比例せず，而して全部は綏芬河間が甚だしく低率にして特に17級品の如きは哈爾濱寬城子間運賃の方が哈爾濱綏芬河間のものよりも却つて多額なるが如きものである。

（５）營業狀況

累年營業收支狀態　（單位千留）

年次	收入	支出	損益
1914年	22,634	15,363	＋ 7,271
1915年	39,363	17,562	＋ 21,801
1916年より1919年までは動亂の爲收支計算不能			
1920年	59,499	50,973	＋ 8,526
1921年	39,906	37,583	＋ 2,323
1922年	37,355	26,266	＋ 11,089
1923年	36.113	24,334	＋ 11,779
1924年	37,559	21,875	＋ 15,684
1925年	46,370	24,118	＋ 22,252
1926年	53,797	27,182	＋ 26,615
1927年	60,378	35,230	＋ 25,148
1928年	64,711	40,239	＋ 24,472
1929年	70,113	32,761	＋ 37,352
1930年	49,922	28,629	＋ 21,293
1930年	49,150	33,554	＋ 15,596
1931年	38,507	26,159	＋ 12,348

鐵道線路延長

線名	里程（粁）
滿洲里——哈爾濱（西部線）	934.72
哈爾濱——ボグラニーチナヤ（東部線）	549.06
哈爾濱——寬城子（南部線）	238.46
哈爾濱中央驛——哈爾濱埠頭驛	4.27
合計	1,726.51

（三）吉長吉敦鐵路

（１）概　說

長春から吉林まで127粁74は支那交通部直轄の國有鐵道吉長鐵道として發達して來た。明治35年に東支鐵道と支那政府との間に東支鐵道の支線として建設することに協定が成立してゐたのであるが，日露戰役後支那は日本との間に新奉及吉長鐵道に關する協約を締結し，光緒33年之に關する本契約を締結し，同34年續約を結び南滿洲鐵道株式會社より金215萬圓を借入れ明治42年８月18日借款細目の契約を締結した。明治43年工事に着手し大正元年10月全線の開通を見た。民國４年５月，日支新協約により吉長鐵道借款改訂の約成り民國６年の終りに650萬元の借款が成立した。

民國７年１月より新契約を實行するにいたり，中國政府に代つて爾來滿鐵の委任經營する處となり今日に及んだのである。

吉林から起つて現在の敦化まで 210 粁，日支鐵道懸案の最も重要なものとして長いこと人口に膾炙せる吉會線の一部をなすものとして，大正14年10月に支那政府對滿鐵との間に締結された吉敦鐵道建設請負契約によつて，大正15年6月1日敷設工事に着手し昭和3年10月全線の開通を見たものである。

吉長と云ひ，吉敦と云ひ，之れを間島と結び，鮮北羅新雄基と結ぶ時に，乃至は吉會線の實現化となつた曉に於ては始めて其眞價を發揮することとなるのであるが，本線の貫通が軈て滿蒙の天然の寶庫を工業國日本とより密接に結ぶことであり，世界の檜舞臺に取り殘されてゐる日本海を立役者にまつり上げることであり，惹いては極東に於て日本海時代を現出せねばおかぬ處の一大導火線であらねばならない。されば吉長吉敦の鐵路も今日までの限りに於ては，單なる地方鐵道であつて，滿鐵にとつての培養線にしか過ぎなかつたのだが，昭和6年11月1日吉長吉敦兩鐵路の合併を行つて事務の圓滑を期する事となつたのである。

(2) 資本及借款

吉長線は最初 430 萬圓（此の内日本貨幣金 215 萬圓は滿鐵より借款）の資金を以て設立されたが，大正6年再び建設資金の全額 650 萬圓を滿鐵會社から借入れ外に支那側銀行に85萬圓許りの借款を有して居る。因に改定借款契約の大綱は下記に示す通りである。

1. 起債年月　1917年10月（大正6年10月）
2. 起債額　日本貨幣650萬圓
3. 支那政府の手取額100圓に付-91圓50錢
4. 利　息　年5分
5. 擔　保　吉長鐵道財産及其の收入
6. 特別條件

（イ）借款期限内滿鐵會社（以下單に會社と稱す）をして代つて指揮經營並びに營業を爲さしむ。

（ロ）日本人3名を選任し之を工務，運輸會計の各主任に充て而して内1名を會社の代表者と爲し會社の權利，義務の執行を爲さしむる事を得。

（ハ）職員の任免，黜陟及俸給の制定は選任に關するものを除くの外鐵道局長と會社の代表者協議の上之を定む。

（ニ）會社に於て本鐵道の營業に從事する間は政府に於て會社と協議の上定むべき毎營業期間に於ける鐵道純益の内より本借款の元利及び會社よりの借入金に對する元利並びに政府の塡補金の元利の償還に必要なる金額を控除したる殘額の2割を會社に分配す。

（ホ）本鐵道の營業收入が其經費を支辨するに足らざるときは，政府に於て必要なる資金を供給す。若し政府之を供給すること能はざるときは滿鐵より借入る。

（ヘ）本鐵道の收入金は日本銀行に預入るるものとす。

（ト）將來本鐵道に接續する延長線を建設する場合に於て外國資金を要するときは第一に滿鐵に申込むものとす。

7, 償　還

（イ）償還期限　30箇年

（ロ）据置期限　10箇年

（ハ）償還方法　11箇年目より元金の償還を始め借款金全額を40に均分したる1分卽ち 162,500 圓を半年毎に償還すること。

吉敦線の建設資金 2,400 萬圓は滿鐵の工事請負金額であつて，結局將來借款の形式となる金額であるが契約は未締結のままとなつて現在に及んでゐる。

吉長線は1916年迄は收支相償はず，偶々1917年東支鐵道が貨車拂底を告げた際，木材の本鐵道を經由して長春に輸送せらるゝもの多く，各列車滿載の好況を示したの

あるが，同年10月12日に滿鐵と締結した借款契約によつて，本鐵道を滿鐵に委任せしめてから成績は好轉し1915年度に於ける旅客の輸送人員は26萬人なりしに對し，12年後の 1927 年度には約3倍半の 94 萬人となり，貨物輸送量は1915年度37萬噸であつたものが 1923 年度には 80 萬噸を突破したる如き狀態である。

年度	收入	支出	收入百に對する支出	差引剩餘
1912年	207,864	18,322	8.8	189,542
1916年	933,512	756,380	81.0	177,132
1917年（滿鐵委任）	1,081,170	754,240	69.0	326,930
1922年（10年後）	2,789,552	1,790,525	64.2	999,027
1930年	3,028,351	2,779,905	91.8	248,446
1931年	2,823,112	2,193,746	77.7	629,366

但し1931年は合併の10月迄の統計である

吉敦線

年次	旅客收入	貨物收入	其他收入	收入合計
1928年	378,447.07	374,138.67	934.71	753,520.45
1929年	—	—	—	—
1930年	495,121.94	1,152,420.61	37,900.89	1,685,443.44

驛名及距離

	公里		公里
頭道溝	0	土們嶺	72.8
新京	4.5	河瑞子	85.5
興隆嶺	15.5	樺皮廠	93.0
卡倫	24.9	孤店子	104.2
龍家堡	34.8	九站	114.4
飲馬河	43.1	哈達灣	122.6
下九臺	52.0	吉林	127.7
營城子	59.1		

驛名	吉林より	驛間	驛名	吉林より	驛間
吉林	—	—	柳樹河	117.6	19.9
龍潭山	4.2	4.2	二道河	131.2	13.6
江密峰	22.7	18.5	黃松甸	141.2	10.0
額赫穆	43.3	20.6	威虎嶺	155.9	14.7
六道河	54.9	11.6	黃泥河	172.8	16.9
老爺嶺	65.2	10.3	秋梨溝	187.5	14.7
小姑家	74.4	9.2	太平嶺	201.0	13.5
拉法	85.3	10.9	敦化	210.4	9.4
蛟河	97.7	12.4			

(3) 運賃率

普通旅客運賃率

1等	1粁	現大洋	4分6厘
2等	〃	〃	3分2厘
3等	〃	〃	1分8厘

貨物運賃率

小口扱（百瓩粁に付單位現大洋厘）

1級品	2級品	3級品	4級品	5級品	6級品
7.00	6.00	5.00	4.00	3.00	2.00

1車扱（1噸粁に付單位現大洋分）

6.00	5.00	4.00	3.00	2.00	1.50

(四) 四洮鐵道

(1) 概　說

四洮鐵路は延長264.8哩を有し，四平街を基點として洮南に至るところの幹線（193.9哩）と，鄭家屯より通遼に至るところの支線（70.9哩）とより成つてゐる。

大正2年10月日支交渉の結果所謂滿蒙五鐵道の一たる四平街，洮南間鐵道として敷設借款の大綱定まり同4年12月民國政府は橫濱正金銀行と四鄭鐵路借款契約調印を爲し，日本貨幣 500 萬圓の借款が成立したので，先づ四平街，鄭家屯間55哩が敷設さるる事となり同5年7月實測開始，6年4月起工，同年11月竣工を告げた。之を四鄭鐵路と稱し翌7年1月11日から營業を開始し，其後資金に不足を生じ7年2月政府と正金との間に更に邦貨 260 萬圓の短期借款契約が成立した。同8年9月民國政府は四鄭鐵路を洮南及通遼に延長の爲，滿鐵との間に 4,500 萬圓を限度とする四洮鐵路借款契約を結び，以前正金が本鐵路に對し有する權利義務の一部分を滿鐵にて引繼ぐと共に借款額をも更に增加した。而して大正9年鄭通支線（鄭家屯，通遼間）を起工し10年11月竣工，名稱を四洮鐵路と改稱し翌11年1月より營業を開始した。次で12年4月更に鄭洮線（鄭家屯洮南間）が起工され同年11月竣工したので，茲に四洮鐵路264.8哩全線の開通を見，13年7月1日から正式に營業を開始し今日に及んでゐる。

本鐵道の軌幅は滿鐵線と同一（4呎8吋半）であつて機關車客貨車は滿鐵より借用してゐるものが多い。

民國7年營業當初の鐵道旅客並に貨物の

収入高銀大洋391,560元餘に對し民國14年の營業收入は5,177,000元營業支出2,564,800元利益金2,600萬元を示したばかりでなく，爾後漸増し，19年度の如きは7,367,982元に達し洮昻鐵道は大正15年7月10日完成され益々奥地の經濟力を開發し同鐵道に集中する物資の增加は本線及此方面の經濟力に甚大なる好影響を與へてゐたが，近時北寧鐵道が打通線の完成した結果，本線と北寧線は通遼に於て相合することゝなり，一部の貨物を打通線に奪はれる形勢となつた。さりながら洮昻線と結びつけられて將來は北滿との貨物呑吐に有望なる前途を有してゐる。因に本線による輸送貨物の大宗は沿線より出廻る農產物であるが故に，此の外豆粕，曹達，獸毛皮，獸骨，甘草等が其主なるものである。次に本線に依る輸入品は大連，奉天，營口，撫順，新京，鐵嶺方面よりの綿絲布，麻袋，燐寸，紙，陶磁器，硝子，雜貨，石炭及び木材等である。

（2） 資本及借款

此の鐵道の投資額は横濱正金銀行の取扱の四鄭鐵道公債500萬圓と滿鐵から借款してゐる3,200萬圓合計3,700萬圓であつたが此の3,200萬圓は15年5月に既に3,388萬圓となつた。而して横濱正金銀行の提供したる資金は大正5年に金500萬圓（四鄭鐵道公債）と大正7年に短期借款金260萬圓計760萬圓であつたが鄭家屯，白音太來間及鄭家屯，洮南間の本支線敷設資金として大正8年に滿鐵は支那政府と金4,500萬圓の公債發行の借款契約を締結したが，金融市場逼迫と支那の政變に禍せられ公債發行不可能となりたる爲，滿鐵は該敷設資金及正金の借款中260萬圓を一括し，金3,200萬圓を短期借款として一時融通することとした。

正金銀行と本鐵道との最初の借款條約の概要を示せば下記の如くである。

1. 起債年月　民國4年(1915年)12月17日
2. 起債額　日貨500萬圓
3. 手　取　發行價格(額面×0.055)
4. 利　息　年5分
5. 擔　保　現在及將來に於ける本鐵道に屬する一切の動產，不動產及收入を以てし尙公債元利金の支拂に不足を生ずるときは民國政府は他の財源から之を補足する。
6. 特別條件

（イ） 鐵道建築材料として外國品を購入する場合は正金銀行指定の取扱者（正金銀行は滿鐵會社を指定して居る）を經ることとし外國產品としては最も先に日本品を認め取扱手數料として價格100分の5を支拂ふこと。

（ロ） 本鐵道又は延長線を建設するに當り外國債に依る場合は，正金銀行に優先權を與ふること。

（ハ） 技師長，會計主任，運輸主任，保線主任は正金銀行の承諾を得て日本人を傭聘すること。

7. 償　還

（イ） 償還期限　40箇年

（ロ） 据置期限　公債發行の日から10箇年

（ハ） 償還方法　11箇年目から每年1回（5月1日）6萬圓乃至31萬7千圓を償還す其各年に償還すべき額は契約附表に定む。

然るに建設着手後資金に不足を告げたので大正7年2月正金銀行から金260萬圓の短期借款を爲し大正8年限，契約を更改して償還期を1箇年延長した。契約條件は下の通りである。

1. 起債年月日　大正7年2月7日
2. 手　取　全額
3. 利　息　年7分
4. 擔　保　四鄭鐵道の財產二番抵當及支那政府無條件保證
5. 償還期限　滿1箇年

（3） 營業成績

1918年1月四洮鐵道が營業を開始せる當時は1箇年の全輸送量旅客137,000人，貨物200,000噸に過ぎなかつた。當時沿道は未開墾の土地多く，農產物の出荷少量であつたこと，竝に人煙稀薄であつたこと等に據るのであるが，開通當時はまだ墮性として猶遼河の水運により搬出された貨物が多いことも爭はれないのであつて，當時鄭家屯より遼河の水運に據つた量は鐵道の輸送した量と半ばしたと云ふのに見ても瞭かである。然しその墮性も全く暫時であつて開通後5年の1922年に至つて旅客及貨物共に倍加し，旅客285,000人，貨物447,000噸に達し，其年及其翌年は鄭通支線113.7粁及本線鄭家屯洮南間224.4粁の開通があつて，輸送數量激增し，爾來順調の發達を遂げつゝある。

年度	乘車人員	係數	貨物噸數	係數	客車收入	係數	貨車收入	係數
1918年度	137,037	100	202,604	100	182,513	100	208,834	100
1922年度	285,983	209	447,267	221	424,229	232	1,227,415	587
1926年度	778,266	568	1,190,282	587	1,742,658	955	5 911,512	2,828
1930年度	981,804	716	606,837	299	2,378,213	1,303	4,876,373	2,335
1931年度	606,318	442	744,487	368	1,564,179	856	6,481,799	3,103

營業收支成績

年次	收入	支出	收入100に對する支出	差引剩餘
1918年	391,561	—	—	—
1919年	660,443	204,248	30.93	456,195
1922年	1,661,353	1,167,062	70.25	494,291
1927年	6,066,281	3,758,360	61.95	2,307,921
1930年	7,477,473	12,001,261	160.75	−4,523,787
1931年	8,235,798	13,399,969	162.70	−5,164,170

1930年以後の統計は滿鐵調查による

營業粁數

（四洮幹線距離）（四平街驛より）

	粁		粁
四平街	0	三林	156.7
泉溝	10.9	衛門臺	165.4
八面城	28.1	金山	175.1
曲家店	38.9	豊庫	184.8
傅家屯	51.5	太平山	199.2
三江口	64.3	邊昭	224.4
一棵樹	74.0	開通	248.5
鄭家屯	87.9	鴻興	268.6
臥虎山	106.9	雙崗	283.7
玻璃山	126.0	黑水	300.4
茂林	146.0	洮南	312.3

（鄭通支線距離）（鄭家屯驛より）

	粁		粁
鄭家屯	0	大罕	53.1
白市	7.7	大林	65.3
歐里	26.2	錢家店	90.2
門達	37.9	通遼	113.7

普通旅客運賃率

1等	每粁	5分	4歳未滿無賃
2等	同	3分	12歳未滿半額
3等	同	2分	

手小荷物

（1） 手荷物　1等1人80瓩迄，2等1人60瓩迄，3等1人40瓩迄，無賃超過瓩量は1人につき50公里迄は2分，51公里以上100公里迄は2分5厘，101公里以上200公里迄は3分，201公里以上300公里迄は3分5厘，301公里以上400公里迄は4分，最低15分

貨物運賃率

小口扱（100瓩1粁に付單位現大洋銀）

1級品	2級品	3級品	4級品	5級品	6級品
7.50	6.50	5.50	4.50	4.00	3.50

1車扱（1噸瓩に付單位現大洋銀）

6.50	5.50	4.50	3.50	3.00	2.50

累年營業收入

年別	旅客		貨物		雜收入	合計
	乘車人員	收入手小荷物共	噸數	運賃		
		元		元	元	元
民國7年度	137,037	182,512	202,604	209,048	—	391,560
同8年度	161,217	209,485	251,537	450,957	—	660,442
同9年度	190,283	248,481	245,138	457,119	—	705,600
同10年度	169,958	214,876	380,030	569,031	—	783,907
同11年度	285,983	424,228	447,267	1,233,585	—	1,657,813
同12年度	392,083	562,690	585,982	1,814,028	—	2,376,718
同13年度	504,397	828,687	657,950	2,666,177	—	3,494,864
同14年度	629,410	1,363,936	769,611	4,424,985	10,641	5,799,562
同15年度	778,266	1,740,133	1,190,282	5,911,455	10,840	7,665,428
同16年度	702,248	1,666,415	937,351	4,369,865	—	6,066,280
同17年度	714,428	1,790,751	807.893	4,252,349	20,193	6,063,293
同18年度	979,058	2,202,800	785,097	4,533,591	14,945	6,751,336
同19年度	962,634	2,052,032	954,787	5,315,950	—	7,367,982
同20年度	981,804	2,378,213	606,837	4,876,373	25,388	7,293,873
同21年度	606,318	1,564,179	744,487	6,481,799	30,278	8,104,564

(五) 洮昂鐵道

(1) 概説

四洮線の開通に刺戟され計畫されたものであつて東三省交通委員會が本鐵道敷設を計畫し，滿鐵と東三省總司令及奉天省長との工事請負契約に據り成立したものである此延長は224粁（約139哩）軌幅は4呎8吋半で滿鐵線と同樣である。

工事は大正14年3月に測量を開始し同年5月28日起工，15年7月4日全線の敷設を了へ15日より假營業を開始したが，嫩江の水害のため一時破損し，更に12月14日再び開通した。尙ほ軌條の敷設は15年2月に於て第一期工事を了へ，而して第一期工事は嫩江橋梁工事の竣成を俟つて6月軌道敷設に著手し，7月の初めに現在の終點驛である昂々溪までを竣成したのである。

本線は始め齊々哈爾省城迄延長する計畫であつたが，東支鐵道横斷問題が解決しない爲に昂々溪で打切られたものである。昨年横斷問題を解決し，別項齊克鐵道に述べるが如く昂齊間の線路敷設は實現したが，昂齊線は齊克鐵道の管轄下に入つた。

現在運轉してゐる旅客列車は1日2往復である。本鐵道敷設の主要目的は北滿貨物（主として穀類）の南下吸收にあつたが，四洮，洮昂兩鐵道の運賃は頗る高率にして且大連向は遠距離なる等各種の事情上到底東支鐵道以北の貨物を吸收することは困難なる狀態にあつたが，昭和5年以來の銀の暴落は金票計算の割高となり本線經由運賃の割安となる現象に伴ひ齊克線方面の物資を多量に吸收し得ることとなつた。然し6年度の後半は滿洲事變の渦中のものとなり顯著な成績を示すことを得なかつたのである。

(2) 資本及借款

本線の投資額は豫定工事請負金額に於て約1,292萬圓であつたが，其他に車輛の購入250萬圓尙ほ利息等を合計するときは約2,000萬圓に上つてゐる。元來此の鐵道は上述の如く滿鐵の請負契約によつて完成したものであるから直に其の請負金額を奉天政府より滿鐵に返還することになつてゐる。然し契約期限6箇月間に洮昂では支拂を爲さなかつた爲，請負契約附屬書に明記せる通り借款に移るべきものであつたが，本借款契約は未締結の儘現在に至つてゐるのである。現在滿鐵では顧問1名及助手2名を派し收支の監督に任ぜしめてゐる。

(3) 營業狀態

本鐵道の輸送客貨竝に收支は下表に示す如くである。

年次	民國18年	民國19年	民國20年
旅客（單位人）	293,029	354,313	289,244
貨物（單位噸）	680,880	317,495	498,131
營業收入（單位元）	2,080,795	1,596,412	4,424,928
營業支出（單位元）	1,653,157	不明	2,528,906
收支差引	益 427,638	不明	益1,896,021

摘要　昭和2年6月以前の支出は總て資本支出として計上。

民國19年運送穀類表

品名	洮南及其以南着	昂々溪及其以北着	計
大豆	69,102	3,419	72,521
高粱	5,806	2,116	7,922
包米	1,212	143	1,355
小米	23,193	2,496	25,689
蕎麥	256	—	256
谷子	436	—	436
小麻子	425	—	425
豆粕	1,170	—	1,170
米	—	40	40
計	101,600	8,214	109,814

（註）本表は一車扱貨物のみ。

車輛數（民國20年8月現在）

機關車		14輛
客車	1等食堂車	3輛
	2. 3等車	3輛
	3等車	10輛
	3等小荷物車	4輛
	合計	20輛
貨車	車營車	14輛
	有蓋車	66輛
	無蓋車	89輛
	無側車	16輛
	土運車	34輛
	家畜車	2輛
	合計	221輛

洮昂線驛間表

區間	粁數	區間	粁數
洮南	—	五廟子	25.8
白城子	32.1	江橋	22.3
鎭東	38.1	興隆	12.8
東屏	27.3	昂々溪	29.5
街基	26.0	合計	224.2
泰來	10.3		

運賃率　四洮鐵道と同じ。

(六) 奉山鐵道

(1) 概説

奉天，北平間の北寧鐵道は滿洲事變後大同元年1月7日山海關を境として二分し，山海關，奉天間は滿洲國側の經營となり奉山鐵道と稱し，北平，山海關は現に支那側にて經營してゐる。

北寧鐵道は支那鐵道中の最古の歷史を有つてゐる。始め汽船會社招商局所要の石炭自給のために1878年創設せられたる開平礦務局の運炭鐵道として當時の直隷總督李鴻章の主唱の下に英國人技師キンダー之が建設に當り1879年唐山炭礦胥各莊間に敷設せる騾馬牽引輕便鐵道たる唐胥鐵道を以て其前身とし，これを廣軌に改め1881年開通式を擧行した。其後李鴻章は軍事上の見地から本鐵道を天津及び古冶まで延長せんとし支那鐵路公司を設立したが，株式の應募者少なく遂に外國の援助により起工し同14年開通した。同16年官資を以て古冶山海關間の鐵道建設に着手して同19年完成せしめ又同22年には北京天津間の鐵道をも完成せしめた。同24年山海關內外鐵路督辦大臣胡燏棻と英國中英公司との間に借款契約を締結し英金230萬磅を借入れ之を延長し一方新民府に達せしめ且溝營支線建設を完成するに至つた。該支線は溝帮子から營口に至る91粁1の長さを有するものである。

28年直隷總督袁世凱等は英國公使と關內外鐵道交還章程を訂立して之を回收し庚子年間に英國武員の築設せる通州正陽門及永定門間の軍用鐵道を支那政府の管理に還し，次で33年外務部と日本公使との間に契約を締結し日本の建造せる新奉間の軍用輕便鐵道を1907年（明治40年）北京條約により日本政府より166萬圓で讓受け尙改築費の一半金32萬圓を日本より借款して4呎8吋半の標準軌幅に改修して關內外鐵道を通じ，北京奉天を連結して京奉鐵路と改稱した。

又1909年9月，日支間に奉天驛より奉天城小西邊門に至る引込線の敷設を協定し同年中之を完成した。即ち從來の瀋陽驛を改めて皇姑屯驛とし小西邊門外の新驛を新瀋陽城驛とした。1920年梁士詒氏を首腦とせる中華銀公司は當時磅價低落の好機に乘じ各關係銀行當業者と相謀り京奉鐵道の回收を計畫し英國に交渉する處あつたが英國は期限未滿を口實として之を拒絕した。

1922年張作霖氏は祕密裡に奉天環城線約7哩を建設した。英國は之を以て京奉鐵道契約違反なりとし，1925年夏嚴重なる抗議を提出し，爲に張作霖は餘儀なく奉楡線を還附し，僅に京奉全線の統一を見た。

1927年支那は打虎山，通遼間の所謂打通線251粁2（內打虎山彰武間は既成線）を祕密裡に計畫し4月より土工に着手した。之に對し日本は再三嚴重なる抗議をなしたが支那側は一向耳を傾けず反つて其工事を急ぎ同年11月15日には通遼まで列車の開通を見るに至つた。京奉線は第二奉直戰によつて其管理が兩斷され奉天派の中央進出に依つて舊に復したのであるが張作霖の奉天落と死去によつてその管轄は再び關內外に兩斷さるゝに至つたが1929年10月北寧鐵道なる新名稱のもとに統一されるにいたつた。

尙北寧鐵道の營業成績は從來支那國有鐵道中最も良好なるものであつたが，實質上の運用は東三省側に於て掌握してをつたのであつて，英國が北京の交通部を介して之が實權の掌握に腐心しつつも修理其他一切は東三省側にて負擔してゐたので此事を名目としてその交渉に應じなかつたのも，あながち張作霖が軍事上の事のみを念として

ゐなかつた點を思考されるのである。

營業成績 1903年新民迄の延長線を完成し，1907年6月新奉鐵道の買收を了し茲に奉天北京間の連絡を完成したことは前述の通りであるが，輸送方面に於ては1905年を境として同年以降著しい發達を爲し，其後引續き輸送貨物增加の趨勢を辿りつゝあつた。然し1911年に於ける民國革命後は內亂の爲發展を妨げられ，殊に關內外を連結する唯一の重要交通路たる爲政治的，軍事的事件の惹起する毎に常に其渦中に投ぜられて，成績上に影響を受けしこと一再に止まらないのであつて，1915年を基準とすれば12年後の1927年に於ては旅客約1倍半，貨物も亦1倍半强の增加にして目覺しき發展とは稱し難く，本鐵道が關內外の唯一のそして最短の交通路として常に戰渦に捲き込まれたる跡は第1次奉直戰の障害は1922年の貨物數量を前年より180萬噸に減少せしめたる如き，また第2次のその際は1924年のそれを115萬噸に減少せしめたる如きは其一例に外ならないのである。從つて營業成績表を以て當該地方の發達と否とを檢證する事は出來ない。

年度	乘車人員	係數	貨物噸數	係數	客車收入	係數	貨車收入	係數
1915年度	3,505,457	100	5,435,364	100	5,909,818	100	9,012,108	100
1919年度	3,732,402	106	6,740,903	124	8,492,877	144	10,572,627	117
1923年度	4,039,947	115	8,012,656	147	6,884,562	116	11.132,298	124
1927年度	5,516,569	157	8,705,390	160	14,315,496	242	19,920,810	221

本鐵道の收入は，開業當時は貨物旅客相半してゐたが，漸次貨物收入增加しつゝあるが，東支，滿鐵を例とすれば，貨物收入は旅客の夫に4倍乃至6倍に相當する筈なるが，關內外を連絡する最捷路として，旅客往來の旺盛を極める半面に，大半海岸に沿ふて走り，背後地を有せざるに因る處が多いのである。

年次	收入	支出	收入に對する支出の割合%	差引殘（營業純收）
1903年	4,658,235.02	2,315,584.37	49.00	2,342,650.65
1915年	15,277,931.04	7,579,598.95	49.61	7,698,332.09
1919年	19,406,241.70	7,519,184.83	38.75	11,887,056.87
1923年	18,288,123.83	11,336,677.10	61.96	6,951,446.73
1927年	34,720,465.82	15,941,157.25	45.91	18,779,308.57
1928年	21,821,544.54	10,958,396.10	50.22	10,863,148.44
1929年	37,514,591.10	18,512,682.11	49.35	19,001,908.99
1930年	30,716,012.00	20,416,402.00	66.47	16,299,610.00

（備考） 1931年は滿洲事變後山海關以西の統計を民國側にて發表せざる爲め不明である。

（2） 資本及借款

北寧鐵路の資本金額及鐵道其の他諸設備に係る借款事項を摘錄せば大體に於て下表に示す通りである。

條件	關內外鐵道借款	新奉鐵道遼河以東借款	中英公司短期借款
起債年月日	光緒 24. 8. 25	光緒 33. 3. 1	民國 4. 12. 4
債權者	英國中英公司	南滿鐵道會社	英國中英公司
起債額	金 230萬磅	金 32萬圓	規銀 210萬兩
年利	5分	5分	〃 7分
實收	90	93	總額
擔保	鐵道財產及收入	遼河以東線財產及收入	京奉鐵道收益
借款年限	45年	18年	4年
元利償還期	第6年目より40箇年均分	借款後18年間に36回均分	民國6年より3年間に6回均分

（備考） 上記の內中英公司短期借款は本鐵道用に供されたもので無く從つて資本勘定に算入する事は本來の性質にもどるものである。又新奉鐵道借款は民國16年決濟して消滅した。

（3） 運 賃 率

普通旅客賃率は北寧鐵道の旅客運賃には基準とする一定の賃率なく各驛間の運賃率表によつてゐる。そして此れにより1人粁當りのものを概算すると，距離の遠近に拘らず。

1 等	現大洋銀	4分5
2 等		3分0
3 等		1分5

となり，若し金圓と銀とが同一價とすれば北寧鐵道は滿鐵に比して3等運賃は格安となるが，1．2等賃率は稍々高い，然し大體に於ては同率と看做し得らるるが，銀對金の爲替如何によつて，高くもなり，割安ともなるわけである。

主要驛粁程

1. 北平奉天間（北平より）

驛	粁	驛	粁
北平正陽門	0	天津總站	135.1
天津東站	139.4	開平	285.9
山海關	422.3	錦縣	605.8
溝帮子	669.7	新民府	782.1
南滿驛（奉天）	841.9	瀋陽站	843.1

2. 營口支線

溝帮子	0	田庄臺	72.3
營口（河北）	91.9		

3. 通州支線（此の中2哩間は北京奉天線と共通線である）

北京（正陽門） — 通縣東 21.9

4. 北戴河支線

北戴河 — 北戴河海岸 10.0

5. 秦皇島支線（本線は開平炭礦會社の所有である）

湯河 — 秦皇島 6.4

6. 連山灣支線

連山 — 葫蘆島 12.1

7. 西沽支線

天津總車站 — 西沽 4.5

8. 平綏連絡線

豐臺 — 柳村 4.0

9. 平漢連絡線

豐臺 — 蘆溝橋 7.2

10. 打通線

打虎山 — 通遼 3.1

11. 錦朝線

錦縣 — 北票 112.9

北寧鐵道の貨物普通運賃は，運送距離に比例せしめず，多少長距離を遞減してゐる。そして運賃構成の基準を示せば下に示す通りである。

運賃分區距離 100粁毎に1段とし，最初の1粁より20粁までは20粁分の運賃をとる。

基本運賃 貨主負責1車扱貨物運賃は第1段即20粁より100粁迄の間に於ては現大洋にて1噸粁に付1級品5分7厘5毛，2級品4分8厘7毛5糸，3級4分，4級品3分1厘2毛5糸，5級品2分2厘5毛，6級品1分3厘7毛5糸とし，小口扱の貨物運賃は1車扱貨物運賃の30％增とする。

運賃遞減率 第2段即ち101粁より200粁迄輸送の貨物運賃は第1段運賃より5％，第3段即201粁より300粁までは第2段運賃より6％，第4段は第3段より7％，第5段は第4段より8％，第6段は第5段より10％，第7段は6段より12％，第8段は7段より14％，第9段は8段より16％，第10段は9段より18％を夫々減額する。

鐵道負責運賃 貨主負責運賃の10％增である。

輸送客貨及收支狀態

年次	輸送旅客 人	輸送貨物 噸	營業收入 元	營業支出 元	收支差引 元
1923年	4,039,947	8,012,656	18,288,124	11,336,677	6,951,447
1924年	5,603,524	6,859,590	17,509,533	11,912,901	5,596,632
1925年	6,317,217	7,720,141	24,047,676	13,218,204	10,829,472
1926年	4,992,497	5,820,236	23,487,169	13,598,980	9,888,189
1927年	5,516,569	8,835,696	34,720,466	15,941,157	18,779,309
1928年	3,854,306	5,268,594	21,821,545	10,958,396	10,863,149
1929年	6,680,343	8,545,018	37,105,807	18,512,682	18,593,125
1930年	6,906,904	8,611,243	36,716,012	20,416,402	16,299,610

（備考） 本鐵道輸送貨物の大半は礦物（開灤その他の石炭）で民國政府用品も亦大抵年額數百萬噸前後に及び農產品及び製造品も各年額50萬噸前後に及んでゐる。

(七) 瀋海鐵道

(1) 概　說

現狀　本線は瀋陽省城より撫順，山城鎭，海龍を通つて朝陽鎭に至る幹線250粁2と，梅河口(山城鎭，海龍間の1小驛)より分岐して西安までの支線63粁總計319粁6の鐵道であつて，軌幅は滿鐵線や北寧線と同樣に4呎8吋半の廣軌鐵道である。

本鐵道は最初東三省交通委員會の計畫により官民合辦に依つて之を敷設經營することになり，大正15年5月奉海鐵路公司の設立を見，7月18日工事に著手した。其の後資金の不足と奉票の暴落等により尠からず，惱まされたに拘らず，當局者の努力と威力を以て，遮二無二工事を進め，昭和2年9月5日には海龍迄開通し同年12月17日には西安支線も開通し全線の營業を開始し，海龍，朝陽鎭間は昭和3年8月の盛夏を期して開通したのである。

本鐵道は滿鐵本線の東側に沿ふて北行し日本の既得權たる滿蒙5鐵道の一たる開原，海龍，吉林間の鐵道の一部を占め，明かに我借款鐵道の豫定線と衝突するのみならず，滿鐵の平行線をなし，1905年の日清滿洲善後條約の南滿洲鐵道並行線拒否の條項にも牴觸するものなるを以て當時日本政府より嚴重な抗議を提出したのであるが言を左右にして敢て布設され，南滿に於ける穀倉と稱せらるる山東地方を貫通するので，營業上に非常な期待をもたれてゐる。それ丈滿鐵とも密接な關係を有し，葫蘆島や營口の築港が完成し一面吉海及北寧鐵道と共同して滿鐵に當つて來る時は滿鐵に取つては打撃を受けるに至るのではないかと考へられるが，北寧沿線に港灣の設備なく貨物が南滿に向ふ時は寧ろ培養線となるべきものである。從つて此の見地から滿鐵は大正15年2月より瀋海，滿鐵間に聯絡輸送に關する商議を重ね調印を了したのであつたが支那側は王總理の不正事件，常交通次長の協定廢棄命令，洮昂鐵道車輛流用問題等を生じたるため，實施に至らずして遲延を重ね，漸く昭和3年10月1日より兩鐵道の聯絡運輸は實現し，滿鐵より車輛を貸與することゝなつて今日に及んでゐるのである。

(2) 資本借款收支

瀋海鐵道は1925年5月官民合辦を以て組織し，資本金奉天票大洋2,000萬元（當時の相場にて現大洋1,200萬元）と定め，總株數20萬株，官民其半額宛を持つこととなつた。官憲側は遼寧省500萬元，吉林省300萬元，黑龍江省200萬元に割當，民間側の1,000萬元は鐵道に密接なる關係を有する，地方の商務會，銀行，儲蓄會等にて又一般人民よりも募集した。

年次	旅客收入	貨物收入	其他收支	收入合計
1926	113,863.00	121,940.00	95.00	235,898.00
1927	653,436.06	1,174,339.66	1,862.69	1,829,638.41
1928	1,137,531.96	2,586,940.50	3,613.05	3,728,085.51
1930	2,331,678	5,185,956	105,405	7,623,039
1931	2,290,920	6,913,751	154,609	9,050,062

（計）支出は不明。

(3) 營業狀態

輸送數量　本線は開業後未だ日淺く充分なる成績を擧げる處にまで達してゐない最近3箇年間に於ける營業成績（但し民國18年度及19年度は概算で下記の通りである。

主要驛粁程表（單位粁）（瀋陽より）

撫順	38.4	朝陽鎭	25.2
梅河口	215.9	海龍	234.5
清源	133.0	山城鎭	188.0
東豐	242.4	西安	290.4

普通旅客運賃率

1等	1人粁に付	現大洋	5分	
2等	同	同	3分	
3等	同	同	2分	他は四洮に同じ

貨物運送賃率

四洮線と同じである（省略）

年度	輸送旅客	輸送貨物	營業收入 客車收入	營業收入 貨車收入	營業收入 其他收入	營業收入 計	營業支出	收支差引
	人	瓲	元	元	元	元	元	元
民國17年度	557,245	923,172	1,137.532	2,586,941	3,613	3,728,086	不明	一
同　18年度	878,067	1,166,922	1,566,190	3,759,007	17,889	5,343,086	3,399,840	1,943,246
同　19年度	758,155	1,347,855	2,471,165	4,905,772	一	7,376,937	4,353,027	3,023,910

(八) 其他の既成鐵道

(1) 金福鐵道

金福鐵道は日滿人を株主とする日本の商法による資本金4百萬圓を以て成り（大正14年11月創立）金福鐵路公司の經營する處にして，昭和2年10月1日漸く呱々の聲を擧げたもので專ら關東州，東北部の產業開發並治安維持の必要から建設されたるものであつて，營業成績香しからず，之れが打開策としての安東を結ぶ鐵道設置等が考究されつつある處である。

本鐵道開通以後の輸送客貨竝に營業收支は下記に示す通りである。

年次	昭和4年	昭和5年	昭和6年
貨物	158,477	134,266	一
旅客(單位人)	183,918	122,344	一
營業收入(單位圓)	343,512	257,910	239,935
營業支出(單位圓)	265,004	211,973	298,728
收支差引	78,507	45,936	58,793

（備考）昭和3．4年は米噸，昭和5年は瓲。

營業收支

年次	收入	支出	收入100に對する支出	差引
昭和5年	257,910	211,973	82.2	45,936
昭和6年	239,935	298,728	124.6	損58,792

(2) 呼海鐵道

支那側に於ける鐵道自營熱の勃興に刺戟せられたるものの一つであるが，其敷設までには相當古き歷史を有し，日露役當時既に黑龍江省會議の問題となりたる事あり，1916年3月支那政府と露亞銀行との間に濱黑鐵道借款契約せられて，呼海線の計畫線路も其豫定線の一部に包含せらるるや，支那側にて再び自辦を稱へ濱黑鐵道借款契約を破棄し自辦を高唱したが，其目的を遂せず，1925年黑龍江省督軍吳俊陞の計畫するところとなつて始めて黑龍江省官商合辦資本金1,000萬元呼海鐵路公司として漸く具體化するに至つたものである。

本鐵道は哈爾濱の對岸松浦より海倫に至る延長221粁1の鐵道である。この中松浦，綏化間70哩は1926年春期敷設工事を開始し同年秋期竣工した。綏化海倫間の敷設工事も1928年春期より着手し同年12月7日竣工し15日より客貨の取扱を開始したものである。松綏段の本工事は舊東支鐵道長オストロウーモフ氏が技師長となつて敷設したものである。

本鐵道は所謂北滿の穀倉地帶を貫くもので其將來を有望視されてゐる。因に1928年度（年度は同年7月1日より翌年6月30日に至る間）及び1929年，1930年（この兩年は曆年にして數字は概算）に於ける本鐵道の營業成績は次の如くである。

年度	旅客 人員	旅客 收入	貨物 瓲數	貨物 收入	其他收入	收入合計	營業支出	損益
		元		元	元	元	元	元
1928年度	1,027,363	1,346,297	482,371	3,199,808	28.605	4,574,710	2,468,310	2,106,400
1929年度	906,588	1,232,614	617,332	3,405,683	103,302	4,741,599	2,873,702	1,867,897
1930年度	632,502	963,194	382,756	2,972,312	50,460	3,985,966	2,653,622	1,332,344
1931年度	449,338	622,509	386,525	3,698,415	149,900	4,471,188	3,027,037	1,444,150

年次	收入	支出	收入100に對する支出	差引
1928年8月～1929年6月	4,574,712	2,468,312	54.0	2,106,400
1930年	3,985,966	2,653,622	66.6	1,332,344
1931年	4,471,188	3,027,039	67.7	1,444,150

(3) 吉海鐵道

吉海鐵道とは吉林より海龍縣朝陽鎮に至る延長183粁の鐵道である。由來本鐵道は所謂滿蒙の五鐵道及び四鐵道の一に當り日支協約によりて日本の利權たることに決定せるものなるのみならず，支那が獨力にて線を敷設することは「日清滿洲善後條約」に關する秘密協定に違反するものである。然るに利權回收熱に浮かされた支那は昭和2年5月より條約を無視して支那の資本を以て敷設に着手したるを以て日本政府は之に對し嚴重なる抗議をなしたが，支那政府は言を左右にして應ぜず，着々工事を進行せしめた。尤も工事中に於て資金難，材料到達難に陷り，爲に工事の澁滯を來たした事も一再でなく，豫定の期間内に竣工はしなかつたが昭和4年8月全線の工事を漸くにして竣へた。いま民國18年及19年兩年度の營業成績を示せば下記の通りである。

年度	旅客業務		貨物業務		收入計
	人員	收入	噸數	收入	
		元		元	元
民國18年	216,055	371,101	560,463	674,359	1,045,460
同 19年	383,024	817,123	323,303	937,854	1,754,977
同 20年	—	1,002,732	—	1,256,896	2,259,628

(4) 齊克鐵道

齊克鐵道とは齊々哈爾より克山鎮に至る221粁の標準軌幅鐵道であるが洮昂鐵道昂々渓驛より齊々哈爾に至る所謂齊昂線30粁をもその管轄下に置くを以て本線の全延長は251粁となる。

齊昂線の敷設は一部東支鐵道を横斷する事となる爲ソウエート側の强硬な反對を生じ一時は行惱の狀態であつたが昭和3年春に至り支那側の强硬策が遂に奏效しソウエート側の讓步によつて解決した爲に同年6月起工12月初旬に開通するに至つた。本線の敷設費は120萬元で奉天省(當時改名遼寧省)黑龍江省，京奉鐵道(當時改名北寧鐵道)の三者が各40萬元宛出資したものである。

齊克線も昭和3年6月の起工であるが，其後工事は遲々として進まず，昭和5年2月に齊々哈爾，泰安鎮間延長約128粁を開通せしめた。

驛名	龍江驛より 粁	驛名	龍江驛より 粁
楡樹屯	22.3	富海站	95.4
中東站	28.6	泰安鎮	127.8
昂々渓	31.5	克山	172.8
寧年站	62.2	二克山	207.8
拉哈站	100.2		

運賃率は四洮と同じである。

民國20年に於ける本鐵道營業成績の概數は下の通りである。

旅客業務		貨物業務		收入合計
人員	收入	噸數	收入	
	元		元	元
239,780	380,462	459,601	2,367,923	2,748,385

本線は拜泉，克山等農產地の中心に進出するものであるから，將來その輸送客貨は益々多量に上るべく，而してこれらの貨物は現在の如き銀價の暴落が持續せば相當多量に洮昂鐵道經由南下すべく，從つて東支鐵道は多大の脅威を受ける事にならう。

(5) 洮索鐵道

洮索鐵道とは洮安(白城子)より索倫縣城に至る延長約170粁の鐵道にして，1929年8月起工し1931年2月洮安，懷遠鎮(舊王爺廟)間84粁4が開通した。總建設費は500萬元の豫定にして遼寧省政府及び北寧鐵道より出資することになつてゐた。

本鐵道は洮兒河の沃野に沿ひ，將來開墾進捗せば本鐵道は案外良好なる成績を擧げ得るかも知れない。1931年3月開業後同年中の運輸收入は63,561元，1932年は6月迄に19,136元を擧げてゐる。

(6) 穆稜鐵道

穆稜鐵道とは東支鐵道小城子驛より梨樹溝(穆稜炭礦)に至る延長63粁軌幅5呎の鐵道である。本鐵道は露商スキデリスキーと吉林省との合辦になる資本金600萬元の露支合辦穆稜炭礦會社の經營であつて敷設資

金及技術に於て東支鐵道より多大の援助があつた。

敷設工事着手は1924年春期にして開通は翌1925年3月である。本線は最初石炭運搬の專用線として敷設したものではあるが，一般客貨の便を慮つて1926年春期より其取扱を開始した。處が奧地即ち密山街道沿線に出入する客貨が頓に激增し，本街道の終端驛たる梨柳鎮には2，3年間にして人口約2萬を擁する一都市を出現するの盛況を呈し年々多數の移民が本鐵道を經由して奧地に入り込みつゝあるから，本鐵道の植民的意義には頗る重要なるものがあり從つて營業成績も年々益々佳良となり得るであらう

本鐵道の輸送客貨並に收入は明かでないが，東支鐵道小城子驛の發著貨物は大部分本鐵道を經由したものであるから下に年次別發著貨物を掲げて見る。(單位噸)

年次	發送貨物					到着貨物	備考
	穀類	木材	石炭	其他	計		
1927年	36,540	7,789	95,873	341	140,543	10,564	外に東支鐵道納入炭103,920噸あり
1928年	48,173	4,980	85,074	793	139,020	21,868	同 159,149同
1929年	58,633	39	137,820	778	197,270	16,890	同 75,111同

小城子驛より各驛に至る粁程及旅客運賃は下の通りである。

驛名	粁	運賃
八面通	34	8毎
亮子河	44	9.5
		元
蘆花泡子	50	9.5
梨樹鎮	60	1.1.0
梨樹溝	63	1.2.0

年次	旅客收入	貨物收入	其他收入	收入計
	元	元	元	元
1928年	177,360.00	411,998.50	3,850.00	593,208.50

(7) 鶴立鐵道

本鐵道は松花江の下流佳木斯の對岸蓮花口を起點とし，鶴立鎮を經て所謂鶴立崗炭礦の所在地なる興山鎮(石頭河とも云ふ)に至る延長55粁6の鐵道であるが，外に約12粁の引込線がある。

本鐵道は鶴立煤礦公司(資本金300萬元の株式會社で中150萬元は廣信公司の出資にして吳俊陞も90萬元を出資してゐた)の經營にして，敷設費120萬元であつたと云ふ。敷設工事着手は1926年夏期にして同年11月竣工運轉を開始した。軌間は5呎であるが，之は敷設材料及び車輛等を東支鐵道より購入した爲である。

本線は勿論運炭を目的とせる專用線として敷設せられたものであるが，一般客貨の輸送をも取扱つてゐる。

1928度に於ける旅客收入41,300，貨物收入16,500元であつた。

(九) 工事中の鐵道

昭和6年8月現在敷設工事中の鐵道は下の通りである。

鐵道名	性質	起工	竣工豫定	軌幅	區間	粁程
齊克鐵道	滿洲國官辦	昭和3.7	—	4呎8吋5	泰安鎮——克東	約82
吉敦鐵道			—		敦化——	

(十) 未成鐵道

主なる未成鐵道

鐵道名	性質	締結年月	締約國	距離 粁	起點——終點	摘要
吉會鐵道	借款官辦	民國7.6.18	日本	474	吉林——會寧	此の内吉林敦化間(吉敦鐵道210粁)は昭和3年10月完成
長洮鐵道	同	同	同	313	新京——洮南	長春—扶餘—大賚—洮南の延長280哩が最も有望である。
營滿鐵道	—	—	—	284	營盤——滿浦鎮	瀋海鐵道の培養線として滿洲國側では敷設計畫を有してゐる。
梨密鐵道	—	—	—	131	下城子——密山	穆稜炭礦鐵道(小城子—梨樹鎮間)の敷設に刺戟されて起つたものである。

(二) 水　運

滿洲國の水運

概　說　人文の發達は上代に於ては，總て水運が其生殺與奪の權を掌握してゐる。然るに幸か不幸か滿洲國は甚だ其點に於て惠まれなかつた。何故ならば，海岸線が甚だ貧弱であつて厖大な滿洲大陸の背後地を育成する力なく，一方水運も亦奉天省を貫流する遼河と，吉林，黑龍兩省を圍繞し貫流する松河江の二つのみと云ふ之亦貧弱さであつたが爲めであつて20世紀の末葉に於て，鐵道交通が處女の地を冐すまでは，文化を外に，太古の如き自然生活が脅かされずに營まれてあつたのである。最も朝鮮との國境に鴨綠江がある。滿洲の東境を爲すものの如くに烏蘇里江がある。然し交通路としてよりは彼我の交通を阻むで國境をなさしめる程にしか役立たなかつたと云ふてよかつたのであつた。

現在海港として滿洲國の領域內にあるものは，ロシアの發見になる大連港と，滿洲に於てる最も古い歷史を有する營口と，日本の開埠である安東港と，即ち云ふ處の南滿三港の外には，曾て軍港であつた旅順口未完成となつてゐる葫蘆島，其外に一二あるが何れも上記三港を比較して云々すべき價値の極めて尠いもののみなのである。

河川による河港として現在數へらるるもの吉林港，松花江港，哈爾濱港と恰も南滿三港の如く三河港を稱へられてゐるが，從來の發達は匪賊橫行其他種々な關係があつて，其發達は何れも今後の歲月に據らねばならぬ處である。

滿洲國置籍船　滿洲國に於ける船舶の現狀に就ては，其交通部水運司に於て，著々內容の整備を行ひつゝある。そして在來からの滿洲置籍船は其儘，新國家の置籍船となしつゝあるが，營口港にあるものに就ては，支那に於て滿洲國を承認せざる關係上滿洲國に置籍して，新五色旗を掲揚すること不利なる關係もあつて，目下の處此點に難色を見出し，芝罘，上海方面へ轉籍の懸念もあるのであつて，其間滿洲國の置籍船に就てのデリケートな點の存するわけである。現況を以てすると松花江を運船しつゝある汽船，置籍汽船は 118 隻 49,061噸。來多 126 隻 82,530噸外に建造中の汽船 9 隻，營口港置籍船は15隻 18,422噸である。

因に松花江に於ける船舶は從來薪の低廉なるため之れを燃料とせるものが多かつたが，最近に於ては石炭の供給容易の爲新造船は石炭を燃料とするもの多くなりつゝあるは一大革命たるを失はない。

關東州置籍船　關東州が我國の管下に屬せる當初は船舶も無籍の儘に放置されてゐたが，當初は明治45年1月1日より置籍船令を施行し之に據つて海事行政の缺陷を充足したのである。之が關東州に於ける置籍船制度の嚆矢である。而して船籍實施以來の情勢を觀るに，關東州在住者所有の船舶は勿論であるが，內地置籍船に於ても內地に於ける船舶課稅竝に輸入稅賦課の關係上，關東州に轉籍するものが漸次增加する傾向であつて而も昭和 7 年 1 月末現在に於ては 129 隻333.215噸である。

(一) 大　連　港

(1) 概　　說

位　置　本港は滿蒙富源第一の門戶にして遼東半島の西南端に近く，東南に向つて開口せる大連港灣の西南部に位する，南北及西の三面に陸を繞らし南三山，北三山の二島峽灣口を扼し水深く天然の良港を形成し，海上幾多の定期航路に依り東洋各港と連絡し，陸は南滿洲鐵道の起點と爲り遠く歐洲及浦鹽に通じ所謂海陸連絡の要衝に當れる極東第一の自由貿易港である。

沿　革　今日見る大連港の完備も今を去る三十餘年前にあつては單なる海濱の一小部落に過ぎなかつたのである。第19世紀の中葉以降歐洲の列强は競ふて極東政略の礎を樹て其勢力の東漸を見た。今（昭和 7 年）を去る73年前（萬延年間）廣東に於けるアロー號事件により英佛聯合艦隊の一時的占領となり當時ヴヰクトリヤベーと命名された。後1898年 5 月 7 日調印に成る露支間の旅順大連灣租借に關する條約によつて，露國は之を支那より租借し，靑泥窪の漁村地域を市街區と定め遠大なる計劃の下に着々施設する處あつたが，工事半ばに於て日露戰役となり其結果我軍の占領する處となり，明治38年紀元節の佳辰に際して大連港と命名した。後明治38年 9 月ポーツマス條約により日本が此租借權を繼承するに及んで南滿洲鐵道株式會社の經營となり，爾來改築增築を重ねて今日に及んでゐる。

各港との距離

小　樽	1,315浬	室　蘭	1,285浬
函　館	1,225	新　潟	1,060
橫　濱	1,153	大　阪	876
神　戶	857	門　司	614
長　崎	577	高　雄	1,069
仁　川	288	浦　潮	1,046
天　津	242	靑　島	262
上　海	544	香　港	1,255
新嘉坡	2,623	ボンベイ	5,058
マルセイユ	9,200	倫　敦	10,900
桑　港	5.709	ハンブルグ	11,230
シアートル	5,411	ホノルル	4,396

(2) 大連港の管理

概　況　大連港の行政は關東廳に於て掌り，一般の施設經營は滿鐵が當つてゐる。

埠頭の經營　現在港灣業務を擔當する滿鐵の機關及其組織を示せば下の如くである。

（イ）　埠頭事務所　大連港に於ける埠頭，埠頭構內に於ける倉庫及鐵道運輸の營業其附屬業務に關する事項大連港に於ける港灣及其附屬施設の建設，改良及保存に關する事項を掌つてゐる。即ち經營方針を定め鐵道竝に港灣關係の諸機關の總轄事務を掌り埠頭事務所は更に大連甘井子埠頭，吾妻驛及小崗子驛をも管轄して之等諸業務を行つて居る。

（ロ）　築港區　港灣設備の築造，補修，海底の浚渫等專ら築港工事を掌る。埠頭事務所の所管する所である。

（ハ）　福昌華工株式會社　同社は滿鐵の出資會社にして港灣の荷役作業に從事する支那人夫の供給及收容を掌る。

（ニ）　工務區　專ら港灣附屬施設の建設，改良及保存工事を爲し埠頭事務所の所管に屬する。

上述の如く築港及船舶の取扱，荷役作業鐵道等の一切が滿鐵の經營に屬し一定の方針と單一主體に依つて港灣一切の管理が行はれてゐるのみでなく，滿鐵は他方其背後地の輸送の任に當つてゐる爲，鐵道と港灣と同一傘下にゐるといふ他港にあまり例を見ぬ處の理想的經營手段の下に置かれてゐる事は又本港の一大特色と云ふべきである

海事行政　關東廳之を掌る。

（イ）　關東廳海務局　航路標識，水先案內等の管理，檢疫事務

（ロ）　關東廳警務局　水上警察行政

此內海務局は港務，航路標識，海港檢疫，船舶の測度檢査，船籍事務，船舶職員，水先案內人の監督等海事事務一切を統轄し局內に船舶職員，水先案內人懲戒委員會を常設し海事審判廷を開催する。

因に大連水上警察署は大連港灣及沿岸の水上警察行政竝に埠頭構內の保安，衞生，司法等一般警察行政を管掌す。

大連民政署は埠頭に於て輸出入煙草，酒類に對する徵稅事務を掌る。由來關東州內一帶は，關稅自由地域であるが關東廳は大

正11年より州内に於て消費する煙草及酒の二品に對し一定の消費税(煙酒税)兩切及葉卷從價3割，口付葉煙草2割5分，酒(日本酒) 1石に付金12圓(洋酒)酒精の度數により不定であるが課税してゐる。之は關税と全然異なるものである。

(3) 大連港の貿易

南北滿洲及蒙古の曠野沃野を背後地として，其處に惠まれた世界的の天與の資源を搬出し，乃至は其處に生活する處の三千萬民衆に物資を集散する中繼港の地位を占めてゐる。

大連港の貿易額は，滿蒙奧地の開發に伴ひ，年々32萬噸の割合を以て增加し明治41年には輸出入貨物合せてやうやく 720,000噸であつたが25年後の今日6,719,699噸を算し而も今後益々增大すべき趨勢にある。輸出と輸入との數量關係は輸出貨物9割に對し輸入貨物1割の割合にて，常に輸出噸數が大である。而して主なる輸出貨物は大豆豆粕，豆油，石炭，雜穀等にして輸入貨物は凡て雜貨である。次に貿易の國別比率は大體輸出入を通じて日本6，支那2，歐洲1强，亞米利加其の他1弱の割合である。

大連港が支那諸港中上海に亞ぐ貿易額を有し又支那唯一の出超港として最も重要なる商業的地位を確保してゐることは要するに其吞吐總量が輸出に於て590萬噸，輸入に於て80萬噸を超えてゐることに徵して知られる。今大連港輸入貨物の主要仕出港に就て見るに上海，大阪，神戶，門司の順位である。

(4) 營業及作業

概況 大連港に集中する貨物は輸出入共に其大部分が直接鐵道より船舶に，船舶より鐵道又は他の船舶に積替へられて，大陸の奧地又は海外に輸送せられる通過貨物である。從つて大連港の貨物取扱業態は多く船車の連絡(廣義)にして鐵道の經營と密接不可分の關係にあり且又大連港の港灣一切の設備を滿鐵が施設してゐる關係上海運附屬營業即ち船舶の發着繫留，船舶貨物の荷役作業及受渡，貨物の保管，給水，給炭，運送代辨等に關する業務も臨港鐵道と共に滿鐵が統轄經營してゐる。今大連埠頭に於ける同社の營業を大別するに(1)埠頭營業，(2)倉庫營業，(3)鐵道運送營業の三となつてゐる。

倉庫營業，鐵道運送營業は共に一定の規定に準據して行はれ之れに附隨する一切の作業は福昌華工會社の供給する滿洲國人夫(華工)を使役し，同社責任の下に取扱はれてゐる。

埠頭營業

(イ) 船舶の發着，轉繫

着離作業中作業に要する小蒸汽船，繫船係員等は滿鐵より提供し，水先人の嚮導により船長指揮の下に作業を行ひ轉繫の場合も亦同樣である。

着離料及轉繫料

總噸數	着離料		轉繫料
	円		円
100噸迄のもの	3.00	一回に付	1.00
200噸迄のもの	5.00	同	3.00
500噸迄のもの	15.00	同	5.00
1,000噸迄のもの	30.00	同	15.00

(ロ) 水先案內

當港防波堤內は强制水先區にして，(現在7名) 總噸數1千噸以上の船舶が埠頭に發着する場合は水先人の嚮導を要する。水先案內料は滿鐵之を負擔する。

(ハ) 小蒸汽船，艀の賃貸及曳船

滿鐵は料金を收受し小蒸汽船艀の賃貸又は曳船の依賴に應ず。

(ニ) 給炭及給水

滿鐵は要求に應じ埠壁繫留船に對しては水栓より，沖合碇泊の船舶に對しては給水船より淡水の供給を爲す。

焚料炭の供給は滿鐵に於て之をなす。大量の焚料炭は石炭專用バースに於てその積込みをなしてゐるが少量の焚料炭は各岸壁に於て貨車より直接に積込むか又は石炭艀に依つて海上より給炭するのである。

海上よりの給炭に就ては機械給炭船を使用して，焚料炭積込能率を增進しつつあるが，給炭能力は1時間60噸乃至250噸であり，給炭の外近來焚油船，內燃船の增加に鑑み重油供給設備を新設した。

貨物の授受及保管其他

(イ) 輸入貨物の授受及陸揚作業

船內の作業は船長監督の下に，陸上作業は滿鐵從事員監督の下に貨物の陸揚作業を開始し，授受終了後の貨物は船舶に代つて滿鐵之を保管し船舶の引渡指圖に依つて貨物の引渡を爲し，貨物の陸揚終了後4日以內に引取られざる貨物は殘荷として保管し之に對し殘荷取扱料及假置料を收受する。

輸入貨物の陸揚賃，殘荷取扱料及假置料金は次の如くである。

			円
陸揚賃	普通貨物	1噸に付	0.600
船內人夫賃	同		0.200
寺兒溝棧橋揚又は積の場合			0.850
殘荷取扱料	同		0.250
假置料	同	1噸1日に付	0.040

(ロ) 輸出貨物の授受及船積作業

輸出貨物の授受は船舶の船積指圖書に依り貨主に代り船側に於て船舶責任者との間に授受を爲す。船積賃は下の如くである。

			円
船積賃	普通貨物	1噸に付	0.600
同	豆粕,大豆,穀類 種子,食鹽	同	0.330
船內人夫賃		同	0.200

特殊貨物の陸揚，船積は共に別の料金を徵する。

倉庫營業 本港取扱貨物の大部分は輸出農產物及其加工品(特產物と稱す)にして之等特產物は商取引又は船積の關係上埠頭に到著又は搬入(豆粕)後6箇月の期間構內に保管せらるるを原則とし之がため冬季の輸送盛期には60萬噸以上の堆貨を觀ることがある。但し期間更新を妨げず然も貨物の保管と船積とは作業の圓滑を期する上に密接の關係を有するので當港に於ける貨物の保管は船車の連絡を司る埠頭業務の重要なる業態である。滿鐵は此點に鑑み埠頭作業の圓滑と貨主の便益とを主眼とし構內に保管設備を施し滿鐵の倉庫營業規程に據り倉庫營業を營む。

倉敷料

第1 分置保管

1, 倉敷料

(イ) 普通率(屋內)

等級	倉敷料(1日100瓩に付)
	円
1級品	0.0080(絹布，毛織物等)
2級品	0.0060(綿布，鑵詰，酒類等)
3級品	0.0040(穀物，豆粕，麥粉，鐵製品等)
4級品	0.0020(不工木材，石材，麻袋等)

倉敷料は鐵道到着及船舶陸揚貨物にして鐵道に依り發送するものは一箇月之を免除す。

(ロ) 豆油豆粕其他六品に對しては別に特定率を定めてゐる。

第2 混合保管

1, 倉敷料

品名	期間	單位	料金率
大小豆及麥	受寄の日より第37日迄		收受せず
	同第38日より第90日迄	1日1口に付	金33錢
	同第91日以後	同	金50錢
豆粕	受寄の日より第30日迄		收受せず
	同 第31日以後	1日100枚又は其の未滿に付	金2錢5厘
豆油	第1旬乃至第3旬		收受せず
	第4旬乃至第7旬	1口に付	金2圓
	第8旬乃至第10旬	同	金3圓
	第11旬以後	同	金4圓

2, 入出庫手數料

品名	單位	料金率
豆油	1口に付	金20圓

(其の他は收受せず)

第3　屋外保管

倉敷料は庫内保管の半額である。

第4　火災保險

滿鐵は埠頭構内に保管する貨物に對し貨主の委任を俟たず貨主に代り火災保險を附する。保險料は滿鐵に於て負擔する。

第5　精選，乾燥，改裝，看貫

滿鐵は貨主の依賴に應じ，保管貨物の精選，乾燥，改裝，看貫等の作業を爲す。從來此種作業は勞力を主としたが，將來は漸次機械力に革むる計畫で着々實現につとめてゐる。

鐵道運送營業　鐵道運送規程竝に貨物運賃及料金規則に依り所定の料金を收受して之が取扱を爲す。

A　運送受託

B　發送せらるべき貨物

- 輸入寄託貨物
- 到着寄託貨物
- 假置貨物
- 市内搬入貨物(吾妻驛に限る)

C　到着貨物の取扱

作業組織　大連港の荷役は，從來主として勞力を用ゐ，多季繁忙期には1日約14,000人の華工を出動せしめ，年額出動延人員は290萬人に及ぶ。この華工は福昌華工株式會社をして一手に供給せしめてゐる。

斯く從來は主として勞力を以て荷役を爲し來たつたが，取扱貨物の增加と時勢の推移は，機械力利用の必要に迫られ漸次荷役を機械化する方針を執り，石炭船積機械の增設，電動力施設，グレンエレベーター，トレラー，トラクター等の採用計畫が着々進捗してゐる。(昭和7年7月現在)

(5)　港灣施設

航路標識

1　無線電話裝置　大正15年8月埠頭ビルデング屋上及三山島，圓島に架設し相互間の通話及船舶通過報告に之を使用す。

2　無線羅針局　(ラジオコンパス)日本最初の試みとして埠頭ビルデング屋上(無線呼出符號JDT)及び圓島燈臺(無線呼出符號JDS)の兩所に備附け昭和4年2月12日より實施せるを以て入港船舶は濃霧及暴風雨雪に依り航行不安なる場合又は隨時船舶よりの依賴に應じ兩局に於て其の方向を測定し位置を知らしむるものであるから200浬の沖合より安全に航行を續くることが出來る。

3　燈臺及霧警號　本信號を備へて附近航行の船舶等の保護に當つてゐる。

海上設備

(イ)　防波堤

東防波堤	370米	計　3,978米(約1里)
北防波堤	2,244米	
西防波堤	1,364米	

以上主要3防波堤に依つて抱擁せらるる水面積は約985萬平方米にして此中內港が首腦部にして，東防波堤の北端と北防波堤の東端を以て東港口を爲し幅約364米で內港の主要港口をなしてゐる。又帆船及小型汽船の出入港口として北港口(121米)西港口(61米)がある。甘井子石炭專用埠頭完成と共に防波堤(980米)を新設した。

防波堤の高さは最高潮面上1米5である

(ロ)　埠頭岸壁及棧橋，繫船浮標

大連港の繫船設備は防波堤內に第1埠頭甲埠頭，第2埠頭，乙埠頭，第3埠頭，丙埠頭，第4埠頭(築造中)と防波堤外東方に，寺兒溝棧橋(危險品，豆油，重油及パラフイン)あり，何れも8米乃至12米の水深を有し，繫船岸壁の延長4,557米3,000噸乃至4,000噸級の船舶を同時に39隻繫留し得べく又30,000噸級の巨船も自由に岸壁に繫留し得る繫船能力を有する。

以上の首腦繫船設備の外補助設備として長門町埠頭，濱町埠頭，同棧橋，檢疫棧橋，入船埠頭等あるも輸出入貨物は逐年增加し益々繫船岸壁の不足を來たす情勢なるに鑑み對岸甘井子に石炭專用埠頭の築造をなした。

(ハ)　甘井子石炭棧橋　撫順炭の海外販路年と共に擴大され，他の輸出入貨物に比較して意表外の增加を來し居れるに鑑み，大正12―13年滿鐵が大連港の北方對岸甘井子に地をトし15年8月より防波堤の築造に着手し，引續いて昭和3年8月臨時建設事務所を設置し昭和5年6月までに防波堤延長980米高架棧橋繫船有效延長300米，石炭積込機4臺カーダムパー1基，軌道衡2基，ピーヤーカー6輛，貯炭場の面積18萬平方米,それにブリツヂトランスポーター2臺，構內線路延長約44粁，附帶電力及給水施設を竣工し高架棧橋の兩側には總噸數10,000噸の船舶2隻宛4隻を同時に繫留することが出來る設備を完成したのであるが，此石炭棧橋が全能力を發揮するとせば1箇年300萬噸の石炭船積は易々たるもので世界に誇るべき施設である。即ち從來大連港內に於て取扱つてゐる輸出石炭の積取り船を同所に集中し逐年輸出入貨物增加の爲に生ずる繫船岸壁の不足を緩和し，一面年々增加する輸出石炭の取扱に備へた施設である。

甘井子埠頭の大要は下記の如くである。

1　船積能力

1日平均	10,000噸
1日最大	18,000噸
1箇年	3,000,000噸

2　電力設備

水銀整流器	32
廻轉整流機	22
照明設備	
1,000ワツト	40箇
500同	20同
300同	30同
電車線　架空式	32KM

3　給水設備　第3軌條式　3.6KM

船舶，機關車，社宅共に周水子を經て大連水道より引用す。

4　諸建物

甘井子共同事務所	煉瓦造2階建
總面積	2,175平方米
工費	119,150圓
海員俱樂部	煉瓦造2階建
總面積	1,000平方米
工費	97,826圓

(ニ)　長門町埠頭　長さ384米

第4埠頭の南にあり水深5米乃至6米にして1,000噸以下の小型汽船の繫留及艀取貨物の陸揚に使用し，同時に小型汽船4隻を繫留し荷役することが出來る。自49區至52區。

(ホ)　石炭貯積專用棧橋　長135米　第4埠頭の西南にある。

(ヘ)　濱町埠頭　長127米，幅20米(根元13米)

第4埠頭西方，防波堤內，濱町海岸にある。本埠頭は東西に亙り北側水深淺く南側岸壁のみを使用してゐる。輕微なる修理，機關の掃除等には多くの場合此埠頭に繫留する。

(ト)　濱町棧橋　長40米，幅5米

濱町にある。專ら陸軍側に於て使用してゐる。

(チ)　檢疫棧橋　長60米

寺兒溝棧橋の西方約606米の海岸にあり專ら檢疫用である。

(リ)　入船埠頭　長545米，幅88米

西防波堤外約半浬大山通海岸にある。沿岸貿易に從事する戎克專用の埠頭である

着離及碎氷小蒸汽船

總噸數	400噸以上	2隻
同	200噸以上	2隻
同	100噸以上	8隻
同	100噸以下	9隻

海上荷役設備

(イ)　給炭船

撫順丸１隻

總噸數800噸１時間約200瓲乃至250瓲の積込能力を有し約900瓲以上の搭載能力を有してゐる。

ミッチエナー式給炭船２隻

１隻の積載能力300瓲，給炭能力１時間60瓲乃至90瓲。

以上機械設備の外，艀を利用し棚取法に依り勞力荷役を以て繫留船舶に對し海上より給炭を爲す設備もある。

（ロ）海上起重機

50瓲クレーン	１臺
5瓲クレーン	１臺

（ハ）給水船２隻

１隻の給水能力１時間30瓲乃至120瓲。

（ニ）艀（ライター）

鋼鐵製29隻，積載能力250瓲17隻，同150瓲２隻，同100瓲７隻

陸上設備

（イ）船舶貨物陸揚及船積荷役設備

1. 岸壁上屋（倉庫）

位置	棟數	延坪數
第１埠頭	4	2,808
甲埠頭	2	7,518
第２埠頭	5	7,719
乙埠頭	2	3,000
第３埠頭	6	5,957
丙埠頭	2	3,050
第４埠頭	—	—
長門町埠頭	2	3,957

2. 寺兒溝棧橋

豆油　撒積設備豆油混合保管用タンク６基，重油用８基各タンクの容積1,500瓲，パラフイン用２基各タンク容積750瓲，鐵管を以て船內に積込む。

石油		
危險品	10棟	2,175坪

（ロ）埠頭岸壁の繫船柱

鋼製鈎型にして30米の間隔を以て各岸壁上端に設けてある。

（ハ）船舶給水設備

各繫船區に給水栓がある。１栓１時間の給水能力40瓲。

（ニ）荷役機械設備

1. 石炭積込機（カーダムパー）　１時間の積込能力900瓲第１埠頭の突端にある。電動力を用ゐ將來は更に１條のベルトコンベヤーの增設をなし１時間1,800瓲の船積能力となす計畫である。

スクーブコンベーヤー　３臺

主として岸壁上より繫留船舶の焚料積込用に使用する。１臺１時間60瓲の積込能力を有する。

2. 起重機及積荷機械

可動式クレーン	45瓲	1臺
同	27瓲	1臺
岸壁式クレーン	1.5-5瓲	16臺
同	5瓲	1臺
モノレールホヰスト		28臺
貨物エレベーター		10臺
クレーントラクター	1.5-3瓲	7臺
電動車		36臺

同　スキッド		130臺

（以上は主として重量貨物の荷役に使用するものである）。

（ホ）線替設備（構內運搬設備）

鐵道

線路延長		120粁
機關車		12輛
33噸貨車		200輛
自動車	2—4瓲	11臺
電氣トラクター		6臺
電氣トレラー		40臺
ガソリントラクター		21臺
馬車及荷車等		

（ヘ）貨物保管設備（倉庫及野積場）

全收容力

場所	坪數	車數	瓲數
倉庫 74	114,468	8,261	467,066
野積 91	87,579	6,172	290,068
槽 14	—	14,433	17,160
計 179	—	—	774,294

用途	保管方法	棟數	延坪數	保管瓲數
石炭	野積場	1	5,409	32,000
危險倉庫	倉庫	6	2,097	18,675
火藥	火藥庫	4	78	76
混合保管豆油重油及パラフイン	タンク	14	14基	17,160

（ト）其他の貨物設備

1. 穀物精選乾燥場

東部三野積場附近に設置　２棟

精選能力（現在）（３基）１時間75瓲內外

１日（８時間）600瓲

（約19車分）

乾燥能力（現在）（３基）１時間132袋

１日24時間300瓲內外

2. 冷凍冷藏裝置

第２埠頭第４號倉庫內設置

炭酸瓦斯式冷凍裝置を有し牛肢肉70頭分を零下12度に冷凍し保管し得る。

3. 軌道衡　３基

4. 埠頭ビルデング

埠頭ビルデングは大正５年に起工し，大正15年１月，現狀の工事を竣成せるものにして，總延坪約6,245坪，鐵筋コンクリート７層建築にして，この內に滿鐵の埠頭事務所，鐵道事務所，陸軍運輸部，海務局，水上警察署，郵便局大連海關等の諸官衙と海運關係會社の事務室をも抱擁してゐる。屋上には無線電話，埠頭羅針局，信號所等がある

5. 旅客の船車連絡設備

汽船乘降客の便宜と，構內作業の進捗を慮り大正13年船客待合所及跨線橋を第２埠頭に建設し傍らに內地，上海，天津航路の定期船を繫留せしめてゐる。船客待合所は面積1,250坪鐵筋コンクリート建物にして（岸壁側に長さ193間のベランダを有す）5,000人の旅客及送迎人を容れ猶餘裕がある。

港灣附屬設備　乾船渠（Dry dock）１箇所（大連汽船會社經營）船渠の長さ440呎6吋

築港工場　築港用方塊を製作す。

ケイソン船渠　長さ495尺，築港用ケイソンを製作す。

（6）輸出入貨物（貿易の項參照）

大連港出入船舶國籍別三年比較

船舶國籍別	入港 外國貿易 隻數	入港 外國貿易 登簿噸數	入港 沿岸貿易 隻數	入港 沿岸貿易 登簿噸數	出港 外國貿易 隻數	出港 外國貿易 登簿噸數	出港 沿岸貿易 隻數	出港 沿岸貿易 登簿噸數	合計 外國貿易 隻數	合計 外國貿易 登簿噸數	合計 沿岸貿易 隻數	合計 沿岸貿易 登簿噸數	合計 計 隻數	合計 計 登簿噸數
日本	1,386	2,933,258	1,507	1,752,456	1,374	2,891,352	1,510	1,796,203	2,760	5,824,610	3,017	3,548,659	5,777	9,373,269
支那	6	8,097	695	556,012	5	11,254	650	508,082	11	19,351	1,345	1,064,094	1,356	1,083,445
英吉利	80	299,997	180	419,811	57	194,271	199	514,555	137	494,268	379	934,366	516	1,428,634
佛蘭西	8	35,361	1	1,131	2	6,190	7	30,302	10	41,551	8	31,433	18	72,984
獨逸	36	147,376	74	295,439	33	137,435	76	300,184	69	284,811	150	595,623	219	880,434

船舶國籍別		入港 外國貿易 隻數	入港 外國貿易 登簿噸數	入港 沿岸貿易 隻數	入港 沿岸貿易 登簿噸數	出港 外國貿易 隻數	出港 外國貿易 登簿噸數	出港 沿岸貿易 隻數	出港 沿岸貿易 登簿噸數	合計 外國貿易 隻數	合計 外國貿易 登簿噸數	合計 沿岸貿易 隻數	合計 沿岸貿易 登簿噸數	合計 計 隻數	合計 計 登簿噸數
昭和4年	白耳義	—	—	1	3,613	1	3,613	—	—	1	3,613	1	3,613	2	7,226
	和蘭	10	40,530	17	57,740	17	58,961	7	32,465	27	99,491	24	90,205	51	189,696
	伊太利	18	91,078	1	6,014	1	3,762	18	93,330	19	94,840	19	99,344	38	194,184
	丁抹	7	31,128	6	27,883	6	22,214	7	36,797	13	53,342	13	64,680	26	118,022
	瑞典	9	34,174	—	—	5	18,757	4	15,417	14	52,931	4	15,417	18	68,348
	諾威	12	47,131	27	55,758	12	40,190	27	62,699	24	87,321	54	118,457	78	205,778
	芬蘭	—	—	2	2,910	—	—	2	2,910	—	—	4	5,820	4	5,820
	北米合衆國	15	56,783	39	157,493	23	89,129	31	125,147	38	145,912	70	282,640	108	428,552
	計	1,587	3,724,913	2,550	3,336,260	1,536	3,477,128	2,538	3,518,091	3,123	7,202,041	5,088	6,854,351	8,211	14,056,392
昭和5年	北米合衆國	9	39,702	42	174,756	12	47,589	39	166,869	21	87,291	81	341,625	102	428,916
	白耳義	—	—	5	17,958	3	9,953	2	8,005	3	9,953	7	25,963	10	35,916
	英吉利	38	161,842	178	370,421	21	80,665	197	454,363	59	242,507	375	824,784	434	1,067,291
	丁抹	5	23,271	5	26,544	1	2,532	9	47,283	6	25,803	14	73,827	20	99,630
	和蘭	8	37,072	28	125,986	24	111,593	11	51,405	32	148,665	39	177,391	71	326,056
	芬蘭	—	—	2	2,911	—	—	1	1,987	—	—	3	4,898	3	4,898
	佛蘭西	1	4,287	—	—	—	—	1	4,287	1	4,287	1	4,287	2	8,574
	獨逸	32	137,364	73	284,209	18	75,646	88	351,123	50	213,010	161	635,332	211	848,342
	伊太利	7	31,928	5	7,773	—	—	11	38,849	7	31,928	16	46,622	23	78,550
	日本	1,164	2,411,896	1,383	1,778,238	1,195	2,571,513	1,357	1,633,712	2,359	4,983,409	2,740	3,411,950	5,099	3,395,359
	諾威	7	23,311	12	31,157	8	18,143	11	36,325	15	41,454	23	67,482	38	108,936
	瑞典	8	30,739	—	—	2	9,393	6	21,346	10	40,132	6	21,346	16	61,478
	波斯	—	—	1	4,057	1	4,057	—	—	1	4,057	1	4,057	2	8.114
	支那	3	5,683	574	448,886	6	9,104	536	416,335	9	14,787	1,110	865,221	1,119	880,008
	計	1,282	2,907,095	2,308	3,272,896	1,291	2,940,188	2,269	3,231,889	2,573	5,847,283	4,577	6,504,785	7,150	12,352,068
昭和6年	支那	10	18,547	550	468,474	21	37,747	504	420,748	31	56,294	1,054	889,222	1,085	945,516
	日本	1,165	2,351,784	1,319	1,718,955	1,247	2,625,308	1,249	1,446,667	2,412	4,977,092	2,568	3,165,622	4,980	8,142,714
	露西亞	2	2,726	—	—	2	2,726	—	—	4	5,452	—	—	4	5,452
	英吉利	52	231,643	191	419,359	35	142,414	209	510,072	87	374,057	400	929,431	487	1,303,488
	佛蘭西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	獨逸	16	71,989	55	255,265	14	59,983	57	267,271	30	131,972	112	522,536	142	654,508
	白耳義	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	和蘭	9	41,456	29	135,802	11	47,416	27	120,506	20	88,872	56	256,308	76	345,180
	丁抹	3	16,449	5	25,536	2	9,445	6	32,540	5	25,894	11	58,076	16	83,970
	瑞典	8	30,137	1	4,501	—	—	9	34,638	8	30,137	10	39,139	18	69,276
	諾威	17	45,679	41	106,397	5	16,150	53	135,926	22	61,829	94	242,323	116	304,152
	伊太利	11	40,927	13	15,155	—	—	23	53,108	11	40,927	36	68,263	47	109,190
	北米合衆國	3	12,479	43	178,731	13	51,331	32	136,536	16	63,810	75	315,267	91	379,077
	計	1,296	2,863,816	2,247	3,328,175	1,350	2,992,520	2,169	3,158,012	2,646	5,856,336	4,416	6,486,187	7,062	12,342,523

(二) 旅順港

(1) 概説

沿革及現勢　本港は滿洲に於ける唯一の完全なる不凍港であつて三面山をもつて抱擁され黄金山及び老虎尾半島港口を扼し水深大なる天然の良港ではあるが港内に利用すべき沿水線少く海底には柔軟なる泥土數十尺の深きに及んでゐるため護岸工事は極めて困難である。然し1922年旅順要港部撤廢せられ東港南部半分を除く以外の全水域が開放されて以來築港の可能性はやや認めらるるに至つた。

本港は往古獅子口と稱せられ明朝時代南方移民の渡來者多く船舶の來往も亦頻繁を極め又幾多攻防上の目的に使用せられ清朝時代にあつては北洋艦隊の根據地として水師提督を置き露國の租借時代に於ても太平洋艦隊の根據地とし露國は本港を軍港に專用し鋭意水陸の防備を修むると同時に內港をも開放して商港となさんとする雄大なる規模設計を樹てたが日露の國交斷絕して遂に中止の已むなきに至つた。日本の租借後は唯現狀を保持するに止め。港內一部の浚渫，及波止場の增築，石炭荷役用棧橋の築造浮棧橋の設置等の當面應急の小施設を行つたのみである。

明治43年7月西港を開放して一般艦船の出入を許し玆に始めて商港となり，大正11年11月東港北半部を開放し老虎尾水道外の第2區にも自由碇泊を許し次で大正14年3月更に東港南半部を除く以外の港內海面の全部をも開放した。

昭和2年4月旅順港取締規則大改正となり名實共に商港としての活用を見るに至つたのである。

併し乍ら商港としての機能は今日尙は發揮されず本港の貿易は要するに石炭，鹽，硅石の輸出港として知らるるのみで輸入は

殆んど行はれてゐない。

(2) 施設概要

現況 本港の現狀はただ南に向つて外海に連絡する老虎尾水道に終る。其可航幅員は入口に於て600呎，最高800呎，水深25呎乃至30呎であつて水道の全長は 3,000 呎である。而して東港は軍港にあてられ一般に開放されてゐる西港は老虎尾水道末端より西に向け展いてゐる部分であつて海面は廣いが其多くは淺瀨である。船舶投錨區域としては幅 1,400呎，奥行 4,200呎の狹長なる16萬餘坪の海面であつて水深30呎を有するので 6,000噸級迄の船舶は入港し得る。

因に敎場溝の前面は戎克溜としてジャンク帆船の投錨地に當てられ 7 呎乃至12呎の水深を有す。

港界と水面積 老鐵山東角より夾邦嘴に至る一線以內の水域を旅順港とし港內を分つて3區としてゐる。水面積は(1)老虎尾水道 153,036 坪，(2)東港 39,080坪，(3)西港 278,874 坪を有す。東港は概ね水深22呎乃至26呎にして西港は概ね26呎乃至28呎の水深を有す。而して老虎尾水道は中央水路の最深部28呎にして淺部は23呎內外である。

港內設備

(イ) 下關波止場は關東廳の經營にして延長 33.9米を有する直立堤(捨石上に石積)である。

(ロ) 繋船岸壁

東港岸壁(285米)，西港岸壁(204米)，東港北岸壁西側(171米)，同上東側(83米)同東岸壁北側(64米)及同上中央(33米)同上南側(90米)の7箇所より成り滿鐵の經營にかかる。

この內東港北岸壁西側には定置式起重機(60瓲)を有し東港岸壁北側には廻轉式起重機(5瓲)の設備がある。

(ハ) 棧橋及浮棧橋

西港棧橋	滿鐵經營	長さ	139米	巾29米	木造
同　浮棧橋	同		18米	6米	鐵造
小船用浮棧橋	關東廳經營		11米	28米	木造

(ニ) 物揚場

敷島町及朝日町の2箇所に有し，共に關東廳の經營である。其延長前者は 124 米後者は 182 米で構造の主材は石材である。

(ホ) 貯炭場

滿鐵は朝日町に 11,632平方米(最大貯炭量 12,000瓲)の貯炭場を有する外又新らしく 13,378平方米(貯炭量 22,000瓲)の敷地を有してゐる。

(ヘ) 野積場

東鄉町	滿鐵經營	面積	8,019平方米	貯炭場及硅石置場
朝日町	同		4,682 ”	貯鹽場
同	同		”	—

(ト) 給水及給氷設備

給水

滿鐵會社 東鄉町4箇所，朝日町5箇所(水栓及ポンプ附給水船)

關東州水產會 敷島町1箇所(水栓)

給氷

入江常太郎 嚴島町1箇所(電力碎氷機)

大連製氷會社 同 1箇所(同)

(チ) 乾船渠(滿洲船渠會社經營)

種別		入渠又は上架し得る瓲數	面積	長	幅
		噸	平方米	米	米
第1乾渠	東鄉町	8,000	3,223	113	24
第2乾渠	同	1,000	653	78	8
船渠	同	20	890	43	20

(リ) 通信及信號機關

船舶信號所(老虎尾山頂)關東廳經營。

(ヌ) 港內荷役能力

A	港內人夫	船內人夫	170	12瓲(苦力)	1日1人の荷役能力
		陸上人夫	860	12瓲(同　)	同
B	艀舟	隻數6，總噸數420，1隻當噸平均70			
C	曳船	小蒸汽船(宗谷丸)總噸數107三聯成，公稱馬力33			

(3) 埠頭諸掛

旅順港に於ける滿鐵埠頭諸規定及諸料金は上述せる大連港のそれと殆んど同一であるので省略する。

本港の水先制度も亦大連と等しく强制制度である。明治43年7月西港開放の當時公布された海軍省令旅順港規則に依る水先人は旅順鎭守府司令長官の檢定(大正3年4月鎭守府を廢し要港部となりては要港部司令官の檢定)を經た現役に非ざる海軍軍人たることを要し水先人使用の强制は老虎尾水道外の泊地と西港泊地との間とし海軍所屬に非ざる總數噸 500 噸以上の船舶は總て其强制に服するものとされてゐたが昭和2年4月關東廳令を以て旅順港取締規則に大改正を加へ總噸數1千噸以上の船舶が水先案內を强制され，水路嚮導料金も改正され，關東廳海務局支局に所屬する事となつた。

(三) 安東港

(1) 概說

沿革及港勢 本港は鴨綠江口を遡る25哩の左岸に在る。鴨綠江口を狹んで朝鮮と相對し，且水陸交通の便あるを以て開港以來50年にして地方に於ける商業の中心地をなし，江岸には船舶及戎克の來往殷盛を極め物資の一大市場を形成してゐる。併し乍ら開埠前に於ける本港は僅に艘子，戎克の出入を見るばかりであつたが明治40年3月本港の開埠以後汽船の出入增加し商勢頓に好況を呈し，明治44年11月安奉線の開通に次で鴨綠江鐵道の完成を見，滿鮮聯絡の完備を見るに至つた。又商業上に於ても天津，山東，支那沿岸及日本との商取引關係は年を逐ふて密接となつた。

鴨綠江の水利は其歷史甚だ古く昔時より上流地方の大豆，高粱，柞蠶及鴨綠江材は安東港に集中されてゐた。ただ水深と澪筋の變化は運航上甚だ不便である。安東附近に於ける干滿の差は小潮7—8呎，大潮10呎內外，而して三道浪頭附近にあつても小潮12—13呎，大潮13—15呎であり，莊島附近に於ては小潮時15—16呎，大潮時18—22呎である。安東を下航する事16浬の處に龍岩浦があり，更に右方に彎曲南下すれば大東溝に達し得るが，然し龍岩浦より下流大東溝に至る一帶は泥灘であつて航行に便でない。上記の如き諸種の理由の下に航行汽船は吃水10呎を限度としてゐる。

次に本江の流水速度は上流程迅く，下流に至るに從つて漸次緩となるが安東附近に於ては1時間最急時1萬6千呎にして最緩時は殆んど滯流し平均速度約64呎である。之より下流約6浬にある三道浪頭は相當の水流を保ち1千噸內外の汽船は碇泊し得るが，其上流約2浬五道溝の流域に亙り淺瀨一箇所其下流に二箇所の難所があつて，干潮時は僅に水深2—3呎に過ぎず，深吃水の船舶は江外問白又は朝鮮多獅島に投錨するが，支那沿海航路船にして木材積載を目的とするものは多く此處に投錨する。故に錨地と安東港との間は艀舟又は戎克小汽船等に依り連絡されてゐる。

本港に入埠する汽船は滿潮時に於ては700—800噸が限度で，三道浪頭に在つては1,200—1,300噸，更に大なるものは問白若くは多獅島に碇泊する。

港灣としての價値 安東港の港域を概言するに上界は小沙河口より，下界は五道溝に至る區間であつて鴨綠江の水深は鐵橋下の深き箇所にて干潮時平均12呎滿潮時平均約20呎下流五道溝附近は干潮時2，3呎それより下流は干潮時に於ても10呎內外である。故に三道浪頭迄は2,000—3,000噸級の船舶が溯航し得るがそれより上流は小蒸船又は艀の航行を爲し得るに過ぎない。殊に安東港の價値を減殺するものは冬期4箇月に亙る江水の結氷と流氷である。因に流氷の大なるものは長さ 200間，幅 100間に及ぶ

結氷は累年平均11月27日頃であつて凝氷層は最厚3尺2寸で船舶の終航は普通11月初旬又は10月下旬である。而して解氷期は平均3月11日である。其結氷期間は約100餘日を通例とするが，此期間は橇によつて新義州と交通する。而して船舶の航行し得る季節は4月下旬乃至5月初旬である。

(2) 各港との距離

本港と各聯絡港灣に至る距離(單位浬)

大連	157	營口	324
芝罘	193	元山	864
多度津	800	天津	393
上海	656	神戶	880
香港	1,326	門司	835
宇品	784	巨文島	446
釜山	560	鎭南浦	140
仁川	281	木浦	358
龍岩浦	154	大孤山	73
青島	343	長崎	602
函館	1,271	小樽	1,413

(3) 港灣設備

概　況　安東港出入船に對する施設は概ね新義州側即ち朝鮮總督府遞信局新義州海事出張所の施設に依るものであつて他は安東水先組合に於て適宜標識を設け水先の便宜に供してゐる。大體に於て出入汽船の錨地は朝鮮側は新義州，龍岩浦，莊島，多獅島の4箇所にして滿洲國側は安東，三道浪頭，大東溝の3箇所によつてゐる。

錨　地　安東江岸は上述の如く大船を繫留し得られない。殊に下流五道溝附近の淺瀨に至つては大船の溯江さへ不可能なるため，汽船の錨地は三道浪頭，新島，大東港，多獅島等であるが現在に於ける鴨綠江錨場の狀態を示せば下の如くである。

地點	呎數	噸級	錨數
多獅島附近	深水30呎以上	大型船の入港に差支ない	
大東溝附近	深水20	3,000—3,500	2艘位
新島附近	深水20	2,000—2,500	1艘位
龍岩浦附近	深水16—17	2,500—3,000	6艘位
三道浪頭附近	深水15—16	2,000—2,500	4艘位

安東港は江岸に護岸工事を施し之に棧橋を架設してあるが之等は全部滿鐵會社の築造せるものである。同社は明治40年度以降大正14年度迄に護岸及棧橋築造費竝に埠頭設備費として70餘萬圓を支出し，又木材輸出の取扱に便する爲， 水池面積 25,000坪の貯水池を設備してゐる。而して本江岸の護岸は石造 906 米70，木造 1,162 米30合計2,069米である。

尙日本側の江岸に接續して不完全なる護岸(約500米)がある。

上流江岸に滿洲側總商會の築造せる總延長約451米の石造護岸がある。然し概ね腐朽し，繫船岸として利用し得る箇所は極めて少い。海關の繫船岸に續いて怡隆，太古兩洋行の繫船岸各18米を有するが何れも木造であつて甚だしく腐朽してゐる。此上流江岸には滿洲國總商會の築造せる石造繫船岸約500米。

斯くの如く安東江岸の繫船岸は甚だ長く從つて水深にも多少の相違あるが干潮時に於ては江岸より數米は河床が水上に顯はるる狀態にあるので江岸に繫ぎ得る舟は艀又はそれ以下の小舟に限られてゐる。

荷役設備　荷役施設としての機械設備は無い。浮棧橋は滿鐵所有のもの鐵製 1，木製1， 合計2と大連汽船會社の木製のもの1及其他小なるもの二三あるのみで，積込及陸揚も苦力によつて行はれてゐる。

次に江岸より本船に至る間は艀を以て運搬し艀數は日滿人所有のもの合計 200 餘隻と推算されてゐる。

淺瀨の箇所　西水道江口第2號柱燈浮標より大東溝間1箇所約10呎，大東溝より龍岩浦間5箇所約8呎，龍岩浦より三道浪頭間3箇所約4呎，東水道江口一龍岩浦より多獅島間，不明。其の外三道浪頭對岸新義州側に，三橋川口を錨場として近時日本船が入船してゐる。

錨場間の距離　(龍岩浦を基準とする)

安東縣より龍岩浦迄13浬，龍岩浦より東水道第1號柱燈浮標27浬，龍岩浦より西水道第2號柱燈浮標24浬，龍岩浦より水運島燈臺22浬，龍岩浦より大和島燈臺37浬5。

各錨場間の距離　1，東水道，多獅島一水運島8浬，多獅島一龍岩浦14浬。2，西水道2號柱燈浮標一大東溝12浬，大東溝一新島1浬，新島一龍岩浦11浬，龍岩浦一三道浪頭7浬。

倉　庫　安東港には埠頭倉庫少く一般貨物保管用としては滿鐵倉庫及國際運輸倉庫の2箇所あるのみである。其他自家用としては三井倉庫，太古洋行，怡隆洋行，政記公司等の倉庫がある。

(4) 日本側の諸掛

本埠頭に於ける作業は陸揚作業と積込作業とであるが，日本側に於ける該賃金は滿鐵埠頭規定の賃金を標準としてゐる。

(5) 滿洲國側の諸掛

埠頭作業費は普通埠頭より本船迄の艀賃をも含んで計算する爲埠頭作業費として正確なる賃金の定めがない。今參考の爲に繫船料荷役費其他之に關する一般諸掛を示せば次の如くである。

(イ)　繫 船 料

(1)　海關埠頭一本埠頭に發着する艀又は帆船は着發每に現小洋5角の上屋使用料を徵收する。

(2)　總商會築造埠頭一(イ)艀一本埠頭經由で貨物を艀より陸揚げ又は艀積をなす場合には埠頭稅として1回發着每に現小洋1角を徵收する。本稅は取扱店より年3回に徵收する。(ロ)外海より本埠頭に着發する帆船又は艀に對する埠頭稅は下の如くである。(單位現小洋)

積載量	100石以內のもの	1元
同	100石乃至200石のもの	2元
同	200石乃至300石のもの	3元
同	300石乃至400石のもの	3元
同	400石以上のもの	5元

(ロ)　荷役費一滿洲街碼頭の荷役賃の中艀にて本船に送り又は本船より艀取りをする場合は艀賃中に含ましめる。

(ハ)　艀　賃一滿洲國側漕子會規定賃率

(6) 安東港の現況

本港の海路輸送系路は二方面に分れる。(1)天津山東及上海方面との往來であり，(2)關門阪神地方に至るものである。日本內地間の輸送は朝鮮郵船及大阪商船2社の定期によつて行はれ輸出貨物の主なるものは穀物豆粕にして，輸入貨物の主なるものは雜貨である。而して滿洲支那沿岸仕向貨物は殆んど凡て木材，製材類であり，移入貨物の主なるものは綿絲布，紙類菓果等である(別編貿易の章參照)

次に安東の海運市場は木材輸送を主とし滿洲支那沿岸航路に大汽，政記の2社が活躍し日本への輸出入は專ら朝鮮郵船及大阪商船によつて行はれてゐる。最近滿洲支那沿岸との交易が漸次衰退の傾向を辿つてゐる事は注目すべきである。尤も今日尙本港に來往する船舶荷物は芝罘，龍口，天津，青島等及沿海の諸港にして又陸揚輸送貨物は大部分安奉線により奧地に入る。

昭和6年の安東港貿易概要は輸移出45,857.722海關兩，輸移入26,109,69海兩で，前年に比較すれば次の如くである。(單位海關兩)

種別	昭和5年	昭和6年
輸移出	52,922,699	45,857,722
外國	41,500,696	30,018,858
支那	2,421,903	15,838,864
輸移入	44,152,805	26,109,691
外國品 外國	33,450,378	13,696,336
外國品 支那	1,285,218	1,086,820
支那品	9,417,209	11,326,535
貿易總額	97,075,504	71,967,413
再輸移出	—	—
外國品 外國	443,981	535,457
外國品 支那	274,575	401,295
支那品 外國	49,878	572,289
支那品 支那	16,508	25,785

即ち貿易額總計に於いて前年より 25,108,091海關兩の減少を呈した，而して各國別に見れば中華民國，朝鮮，日本，香港，英國，米國等の順位にありて主要國別は次の如くである。（單位海關兩）

國別	輸移出	輸移入
支那	15,838,864	12,413,355
日本	10,728,684	8,224,192
朝鮮	19,273,647	4,784,541
香港	10,295	265,715
英國	752	134,895
獨逸	—	30,598
北米	13	191,480

次に同年中の入港船舶中外國貿易は 253 隻，134,34登簿噸，13,696,336海關兩，沿岸貿易は351 隻，231,701登簿噸，12,052.56海關兩にて其國籍別は次の如くである。

國別	外國貿易 隻數	外國貿易 登簿噸數	沿岸貿易 隻數	沿岸貿易 登簿噸數
支那	3	4,771	180	117,936
日本	247	125,289	140	66,419
英國	3	4,023	35	45,047
諾威	—	—	1	2,299
計	253	134,083	356	231,701

尚各國船別の貿易額は次の如くである。

國船別	外國貿易額	沿岸貿易額
支那船	2,655,310	14,290,369
日本船	40,786,220	3,115,375
英國船	272,664	9,536,218
諾威船	—	227,382
計	43,714,194	27,169,344

更に5, 6年の海關收入は下の如くである。

（單位海關兩）

種別	昭和5年	昭和6年
輸入税	3,349,483	2,378,691
輸出税	741,688	953,242
沿岸貿易税	31,365	339,289
內地子口税	3,324	—
噸税	8,199	10,814
救民附加税	—	15,391
常關税	133,365	31,100
計	4,267,424	3,728,527

安東港出入船舶國籍別貿易額三年比較

船舶國籍別		入港 外國貿易 隻數	入港 外國貿易 登簿噸數	入港 沿岸貿易 隻數	入港 沿岸貿易 登簿噸數	出港 外國貿易 隻數	出港 外國貿易 登簿噸數	出港 沿岸貿易 隻數	出港 沿岸貿易 登簿噸數	合計 外國貿易 隻數	合計 外國貿易 登簿噸數	合計 沿岸貿易 隻數	合計 沿岸貿易 登簿噸數	合計 計 隻數	合計 計 登簿噸數
昭和4年	日本	178	108,304	96	28,485	185	101,568	89	35,221	363	209,872	185	63,706	548	273,578
	支那	—	—	147	70,010	—	—	147	70,010	—	—	294	140,020	294	140,020
	英吉利	—	—	30	40,067	—	—	30	40,067	—	—	60	80,134	60	80,134
	芬蘭	—	—	2	2,911	—	—	2	2,911	—	—	4	5,822	4	5,822
	計	178	108,304	275	141,473	185	101,568	268	148,209	363	209,872	543	289,682	906	499,554
昭和5年	英吉利	—	—	44	57,145	—	—	44	57,145	—	—	88	114,290	88	114,290
	日本	165	103,368	98	15,643	206	96,668	57	22,343	371	200,036	155	37,986	526	238,022
	諾威	—	—	1	1,519	—	—	1	1,519	—	—	2	3,038	2	3,038
	支那	—	—	136	81,872	—	—	136	81,872	—	—	272	163,744	272	163,744
	計	165	103,368	279	156,179	206	96,668	238	162,879	371	200,036	517	319,058	888	519,094
昭和6年	支那	3	4,771	180	117,936	—	—	183	122,707	3	4,771	363	240,643	366	245,414
	日本	247	125,289	140	66,419	263	124,684	124	67,024	510	249,973	264	133,443	774	383,416
	英吉利	3	4,023	35	45,047	—	—	38	49,070	3	4,023	73	94,117	76	98,140
	諾威	—	—	1	2,299	—	—	1	2,299	—	—	2	4,598	2	4,598
	計	253	134,083	356	231,701	263	124,684	346	241,100	516	258,767	702	472,801	1,218	731,568

(四) 營口港

(1) 概說

沿革及港勢　營口は外人の所謂牛壯と稱する處にして遼河河口を遡る約12浬の左岸に位する河港である。牛莊港の開放は1858年天津條約に據る。然し同港が開港場としての活動は1872年以後である。營口港は港內及港外に分かたれ其港內と稱するは西老爺閣より眞北に遼河を橫斷する線より東滿鐵第2埠頭迄の 5,900 米の延長であるが海關の許可を得れば港外に於ても碇泊し得る。即ち船舶碇泊區域延長 13,500米中汽船埠頭の延長は 4,900 米に過ぎない。他は戎克漁船等の繫留場であるが戎克碇泊區域としては汽船碇泊區域の下流より河北驛に至る間である。

港內の河幅は平均 750 米と稱されるが滿鐵埠頭附近は約 560 米餘である。水深は河口門州(バー)に於て 9 呎，港內の最深所に於て50呎あるが先づ20—33呎を普通とし，干滿の差は普通2.6米より 3 米で，1 年を通じ最大の差は4.5米である。

現在に於ける港灣行政は營口海關（俗に山海關と稱する）內に港務部があつて港務航路標識，船舶貨物の檢查，港灣衞生等港則の執行，船員事務，船舶の測度檢查，船籍，船艦鑑札事務其他海事事務の一切及船舶職員水先人の監督等，船と港とに關聯する一切の官廳事務を總轄して居る。

營口は河港なるため複雜なる港區であり河岸は頗る長く埠頭は一帶の河岸であるが對岸河北は河北驛より上流は葦の叢生地にして埠頭を形成せず自然の儘に放任されて居る。下流には淺瀨があるため吃水17呎以上の船は高潮に乘じて進む。河水減退すれば水運衰へ河水氾濫すれば水床が變形する爲，埠頭の建設は困難である。尙物資の輸送期である冬期（每年平均11月下旬より翌年 3 月に至る期間）は河水氷結して船舶の出入不能となる缺點がある。

本港が大港灣としての價値如何を下の諸點に就て考ふるに(1)良港としての天然的障害（冬期の結氷河口の門洲）(2)大型船の入港不能(3)地理的關係及港灣の不利よりする運賃諸掛の割高（大連に比し從來は對日航路運賃高）等である。

現　況　本港は上述の如く港灣としての價値少く且不利の點もあるが，昭和 6 年度の貿易成績によれば輸移入貿易に於て4割4分强の減少となり，移出貿易に於て2割6分弱の增加となつてゐる。之の原因は一般財界の不況に加へて貨銀の暴落となりたる結果輸入の減少となりたる外，滿洲事變の突發之に伴ふ金融不圓滑河北驛の閉鎖による奧地との交通の杜絕等々によつて近年稀な不振を來したのである。

然し輸移入貿易の稀有の不振に引きかへて輸出貿易は銀安と出廻增加によつて輸出

を旺盛ならしめたわけである。

各港との距離

復　州	100浬	秦皇島	145浬
大　連	165	龍　口	215
芝　罘	225	天　津	295
安　東	335	青　島	417
仁　川	440	釜　山	693
長　崎	718	門　司	769
鎭　江	830	蕪　湖	910
元　山	1,005	神　戸	1,010
福　州	1,020	九　江	1,120
漢　口	1,253	浦　鹽	1,226
長　沙	1,460		

出入船舶狀況　營口に於ける海洋航路の大部分は對支各港であつて日本，香港之に次ぎ其他の諸外國航路船の出入は稀少である。次に營口の航運關係は滿洲と支那本土沿岸との連絡を主とし僅に邦船によつて日本內地との交易を辨ずるに過ぎない。而して本港を中心とする主なる航路は(1)本港對日本(2)營口港—支那各港(3)戎克による遠洋航路等である。

いま其現況を示せば次の如くである。

營口港對日本

(イ)　定期航路(近海郵船命令航路)　營口—大連—長崎—門司—神戸—大阪—名古屋—四日市—橫濱

(ロ)　準定期航路

(大連汽船營口出張所扱)　營口—門司—神戸—大阪

(營口海陸會社扱)　營口—門司—神戸—大阪—名古屋—橫濱

(ハ)　不定期航路(國際運輸會社，三井物產營口出張所，東和公司等取扱)

營口港—支那各港

(ニ)　定期航路

營口—天津(大連汽船，大通公司，日昌行，北方公司，肇興公司取扱)

營口—上海(肇興公司，太古洋行，海昌公司取扱)

營口—龍口(海昌公司，源來盛，大通公司，肇興公司，東寧公司取扱)

(ホ)　不定期航路

營口—廣東—香港—上海(旗昌洋行，海昌公司，怡和洋行取扱)

營口—厦門—汕頭—天津(太古洋行，肇興公司取扱)

營口—上海—汕頭—天津—大連(怡和洋行，大通公司，肇興公司取扱)

營口—上海—天津(北方公司取扱)

營口—上海—龍口—大連(復州)(毓太行取扱)

其他石炭を積載して大連汽船が漢口，香港，廣東，上海を仕向地とし就航してゐる。

戎克航路　遠洋航路は福州，寧波，上海，近海にては山東諸港，天津，秦皇島，錦州復州等に航路を有し1箇年の出入合計94隻前後に上つてゐる。

(2)　埠頭設備

槪　況　大小30餘の埠頭を有する營口港は設備に於て見るべきものは少い。尤も昭和4年完成せる滿鐵牛家屯埠頭は鐵筋コンクリートを以て護岸し400米の高架棧橋數條の軌道等の設備ある外，滿鐵第2埠頭の鋼鐵張護岸，同第3埠頭の石張及鐵筋コンクリート，亞細亞埠頭の石張護岸等を數ふべく滿鐵第1埠頭，河北の北票埠頭，美孚埠頭及河北驛新埠頭は木造棧橋である。其他は丸太或は角材を打込み葦を心として土盛りし埠頭を形成してゐるに過ぎず。戎克繫留埠頭に於ては何等の設備なく年々增水降雨等によつて崩潰されつつある。

而して護岸に何等の設備なく放置されてゐるものは汽船碇泊區域延長の3分の2，9,000米で其築造には多額の費用を要することとて今俄かに之を滿洲國側に望むことは目下の現狀では到底不可能なことである唯各埠頭を通じて30餘のポンツーンを備へてゐるが滿鐵埠頭のものに鐵骨あるのみで其他は木製で，中には戎克船の破壞せるものを利用してゐるに過ぎないものもある。

舊東北軍閥時代に計畫された奉山線河北驛埠頭建設は昭和5年12月，當港結氷中に突如著手されたものである。此計畫は現河北驛より約2,000米下流，紅草窪より上流約3,000米の河岸に棧橋4箇を築造し引込線，倉庫其他建物の建築をなし將來河北驛をも此處に移し尙ほ市街計畫をもなした上，河南の商勢を奪はんとする計畫であると稱せられてゐたものである。

港內各埠頭

(イ)　滿鐵第3埠頭—河岸は120米の鐵筋コンクリートの棧橋，一部石張りにて護岸し總延長657米，鐵骨及木製ポンツーン各2箇を備へ，船舶3隻を繫船し得，鐵道引込線1,540米を有し收容力75,000瓲。此埠頭は輸出入及焚料炭，鑛石船積に使用せらる。

(ロ)　滿鐵第2埠頭—埠頭延長716米，護岸は鋼鐵板張り一部石張りで鐵製ポンツーン7箇を備へ繫船能力4隻，倉庫7棟，收容力40,500瓲，鐵道引込線2,800米を有する。此埠頭は主として日本航路の積揚に使用せられてゐる。

(ハ)　滿鐵第1埠頭—護岸は丸太打込み總板張り，一部石張りにて延長140米，繫船能力1隻，倉庫7棟，收容力2,200瓲，鐵道引込線250米を有する。

主として上海，天津行穀物の船積に使用せられ，西側一部は市民の共同荷揚場となつてゐる。

(ニ)　太古洋行東埠頭—英商太古洋行の埠頭にして滿鐵第1埠頭の西に隣接する。護岸は丸太打込みにより延長80米，ポンツーン1箇を備へ繫船1隻，構內面積4,000坪餘にて倉庫1棟約360坪，收容力3,000瓲を有する。

(ホ)　北票煤礦公司埠頭豫定地—北票炭の貯炭場となす豫定にて鹽務稽核處所有地を借用せるものであるが現在の埠頭は荒廢に歸し何等の設備もないが近く護岸其他の設備をなす筈である。河岸延長は156米を有するものである。

(ヘ)　吉黑榷運局埠頭—河岸延長約91米，埠頭は何等の護岸なく自用埠頭にて運鹽用に使用せらる。ポンツーン4箇を備へ，倉庫は3棟，收容力5,500瓲。

(ト)　招商局東埠頭—華商招商局埠頭にて丸太打込護岸延長80米，繫船能力1隻，倉庫1棟，收容力約3,000瓲。

(チ)　旗昌洋行東埠頭—華商旗昌洋行が日本郵船より借用せるもので丸太打込の護岸延長126米，ポンツーン4箇を備へ船舶1隻を繫船し得，構內面積約2,500坪，倉庫3棟，收容力2,600瓲。

(リ)　肇興公司第1埠頭—華商肇興公司が東和公司より借用せるもので丸太打込護岸延長85米，ポンツーン2箇を備へ構內面積約2,500坪，倉庫1棟面積130坪，收容力は1,500瓲である。

(ヌ)　肇興公司第2埠頭—護岸延長110米，ポンツーン2箇を備へ構內面積約3,200坪，倉庫1棟，收容力は1,500瓲である。

(ル)　三義興埠頭—海關所用の埠頭であるが華商三義興が石炭發著のため使用するもので肇興第2埠頭の西約60米を距てて埠頭延長110米を有する丸太打込護岸である。

(ヲ)　毓太行埠頭—華商毓太行の所有に係り丸太打込み護岸延長80米ポンツーン2箇を備ふ。倉庫1棟，收容力約3,000瓲。

(ワ)　源來盛埠頭—英商源來盛の埠頭で延長213米，ポンツーン4箇を備へ繫船能力2隻，構內面積約6,000坪にて倉庫3棟，收容力は3,000瓲である。

(カ)　奉山鐵路連絡船埠頭—源來盛の西，營口市公園河岸約145米を距てゝ西にある。埠頭延長約20米，大規模なるポンツーンを備へ奉山線河北驛との間に連絡船の發著がある。

(ヨ)　海關埠頭—埠頭延長190米，西側約

85米は丸太打込みの護岸にて東部より奉山線連絡埠頭にかけて125米，粗雜なるコンクリート張り護岸である。ポンツーン1箇を備ふ。

(タ) 東寧公司埠頭―華商東寧輪船公司の所有に係り埠頭延長約90米にして丸太打込護岸一部東側約40米は粗雜なるコンクリート張りの護岸である。ポンツーン2箇を備へ船舶1隻を繫船し得る。倉庫は2棟にして，其收容力は約1,500噸である。

(レ) 旗昌洋行埠頭―英商旗昌洋行の所有に係り東寧埠頭より約70米を距つてゐる。埠頭延長約32米。ポンツーン3箇，倉庫は2棟にて收容力は約1,100噸である。

(ソ) 肇興公司埠頭―華商肇興公司埠頭にて旗昌洋行埠頭より私有地約90米を距てて西に在る。延長75米，ポンツーン1箇を備ふ。倉庫1棟收容力約800噸。

(ツ) 開灤煤局埠頭―開灤煤局が招商局より借用せるもので埠頭延長53米，丸太打込護岸の外何等の設備なく開灤炭の積卸及び貯炭場に使用し自用埠頭である。

(ネ) 大通公司埠頭―華商大通公司埠頭にて延長45米，ポンツーン2箇，倉庫2棟，收容力約2,000噸。

尙ほ此埠頭の西に連續してゐる護岸のない河岸約124米の地は華商裕昌厚の所有であつて大通公司は之をも借用してゐるが此處にはポンツーン1箇，約1,500噸を收容する倉庫がある。

(ナ) 太古洋行西埠頭―英商太古洋行所有にして延長220米，其中130米は丸太打込み護岸であるが西側90米は木材にて突出し板張りの護岸をなしてゐる。ポンツーン5箇，構內面積約3,000坪，倉庫は5箇にして約6,500噸を收容する。

(ラ) 卜內門公司埠頭―英商卜內門公司の自用埠頭にて延長25米，護岸は太古埠頭西側に連續して木材を突出せしめてゐる。構內面積約450坪，倉庫1棟，收容力500噸。

下流港外各埠頭

(ム) 市內營業所埠頭―卜內門埠頭より下流約1,450米の處にある。埠頭延長約40米であるが何等の護岸設備もなく僅に戎克の發着あるのみである。此埠頭は元滿鐵市內營業所であつたが現在國際運輸が借用し倉庫1棟を有する。

上流港外各埠頭

(ウ) 滿鐵牛家屯埠頭―延長750米，河岸に延長361米，鐵筋コンクリートの棧橋がある。其他は石張で護岸を形成し繫船能力4隻，構內に2,400米の引込線路を有し，收容力17萬噸，撫順炭輸出專用埠頭である。

(ヰ) 亞細亞火油公司埠頭―英商亞細亞公司自家用埠頭にて市外三家子に在る。護岸は石張にて形成延長150米，鐵製ポンツーン2箇を備へ，構內に滿鐵引込線1,300米を有し，タンクは8臺にて石油收容力27,000噸。

河北各埠頭　河北各埠頭の土地は奉山鐵路の所有にかかり各敷地借用者が隨時使用してゐるものである。護岸は簡單なる捨石にて之をなし隨所に戎克を着埠し得るが其の中汽船の發着し得るは奉山連絡船埠頭，美孚棧橋，北票棧橋及び新造の奉山線棧橋のみである。

(ノ) 奉山鐵路連絡埠頭―延長45米，2箇のポンツーンを以て河南との連絡船の發着に使用してゐる。

(オ) 運送業者使用埠頭―奉山鐵路連絡埠頭より下流約320米の河岸は各運送業者が使用し，倉庫6棟，鐵路倉庫1棟ある。構內には十數條の鐵路引込線を有し貨物收容面積約2萬坪と推定されてゐる。此處に倉庫を有するは雙合棧，德昌和，同盛棧，同義棧，世合棧，源豐棧にして其總坪數推定は約1,500―1,600坪である。

(ク) 奉天礦務局埠頭―奉天礦務局用地の河岸にて延長約170米，同礦務局構內には2條の引込線を有する。

(ヤ) 亞細亞火油公司埠頭―延長約80米，構內には引込線1條を有し倉庫は2棟を有し自家用である。

(マ) 柳江炭貯炭場埠頭―河岸面延長33米，構內には引込線1條を有する。

(ケ) 北票炭貯炭場埠頭―河岸面延長約240米，構內に引込線5條を有する。

(フ) 美孚火油公司埠頭―米商美孚洋行の借用地にて延長200米の木造棧橋を有し奉山鐵路より借用してゐる。

構內にはタンク2基，倉庫1棟，引込線2條を有する。

(コ) 北票炭輸出貯炭場埠頭―美孚棧橋より西約600米を距てて延長100米の木造棧橋がある。

(エ) 奉山線河北驛埠頭―河北驛より約2,000米下流にある。棧橋4箇築造の計畫であるが現在其一たる延長100米のものを完成し目下引込線を敷設中である。尙ほ近く同棧橋より上流に1箇，下流に2箇を築造の豫定である。

埠頭苦力　埠頭作業の苦力は常備と臨時に分れてゐる。然し其數は常に移動してゐるため繁忙期(自3月下旬至5月)には各埠頭共臨時苦力の募集に苦心する。下に各埠頭の繁閑による苦力數を示せば次の如くである。

埠頭名	繁忙期	閑散期
滿鐵	2,400人	500人
河北北票	300	100
太古	250	70
肇興	150	50
海昌	130	30
毓太	130	30
大通	100	20
其他	200	50
計	3,660	850

以上に掲げたる埠頭の中滿鐵及び北票には，鐵道作業苦力を常備する關係上，前者は1,200人，後者は200人を常備してゐる。

(3) 諸掛

繫船料　營口埠頭の繫船料は各自埠頭所有者多數なるため滿鐵以外は商略上夫々異なる。滿洲國人側と歐米人側とは大差ないが得意先及貨物の多寡により手心が加へられてゐる。而して滿鐵以外の各埠頭繫船料は下の通りである。

500噸未滿	大洋20元
1,000噸未滿	同　25元
2,000噸未滿	同　50元

荷役賃　前述の如く各埠頭は各箇所々有のものが多いので諸料金の如きも極めて統一を缺いてゐるが大體に於て下の通りである。

戎克揚又は積		1噸に付	大洋1角7乃至2角
汽船揚又は積	船內	同	同　1角5
	船外	同	同　2角5乃至2角6

艀　賃　營口發着貨物艀賃は從來組合に於て特定されてゐたが今は無く特定當時も各自自由であつた。現在は普通港內運搬袋物1車大洋25元，河南，河北間は30元見當である。

水先案內料　現在日，英，諸人3名によつて營口水先案內組合が組織されて居る。自由水先なるため案內人なくとも入出港は隨意である。但し水先案內料金は次の通りである。(吃水1呎に付鈔票建)

(イ) 入港の場合

種別	港外碇泊	自河口外浮標至港內	自河口內浮標至港內
汽船	3元	8元	6元
帆船	4元	10元	8元
曳船せる帆船	3元	8元	6元

(ロ) 出港の場合

種別	自河口外至浮標外
汽船	8元
帆船	10元
曳船せる帆船	8元

但し登簿噸數1,500噸以上のものは1噸を增す毎に鈔票4分增，當分の間以上の各料金に對し3割增である。(昭和6年9月現在)

(轉錨の場合)　鈔票30元

（4）牛莊港出入船舶國籍別三年比較

年	船舶國籍別	入港				出港				合計					
		外國貿易		沿岸貿易		外國貿易		沿岸貿易		外國貿易		沿岸貿易		計	
		隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數	隻數	登簿噸數
昭和4年	日本	116	150,987	200	193,829	138	160,782	178	183,694	254	311,769	378	377,523	632	689,292
	支那	2	2,119	384	320,765	6	6,015	346	287,461	8	8,134	730	608,226	738	616,360
	英吉利	7	17,951	126	177,853	14	35,186	113	147,878	21	53,137	239	325,731	260	378,868
	佛蘭西	—	—	6	1,356	—	—	6	1,356	—	—	12	2,712	12	2,712
	獨逸	7	6,342	—	—	7	6,342	—	—	14	12,684	—	—	14	12,684
	和蘭	2	3,840	1	1,626	3	5,466	—	—	5	9,306	1	1,626	6	10,932
	伊太利	—	—	3	2,113	—	—	1	853	—	—	4	2,966	4	2,966
	丁抹	1	4,710	—	—	1	4,710	—	—	2	9,420	—	—	2	9,420
	諾威	4	10,547	15	22,896	3	10,723	17	23,405	7	21,270	32	46,301	39	67,571
	芬蘭	—	—	1	924	—	—	1	924	—	—	2	1,848	2	1,848
	北米合衆國	—	—	1	5,437	1	5,437	—	—	1	5,437	1	5,437	2	10,874
	計	139	196,496	737	726,799	173	234,661	662	645,571	312	431,157	1,399	1,372,370	1,711	1,803,527
昭和5年	日本	91	112,498	286	327,983	151	182,479	223	257,544	242	294,977	509	585,527	751	880,504
	支那	3	2,693	354	302,234	—	—	329	278,368	3	2,693	683	580,602	686	583,295
	英吉利	—	—	122	172,045	16	34,513	106	137,532	16	34,513	228	309,577	244	344,090
	佛蘭西	—	—	4	904	—	—	4	904	—	—	8	1,808	8	1,808
	獨逸	8	7,080	3	5,353	5	7,109	6	5,324	13	14,189	9	10,677	22	24,866
	和蘭	2	3,198	—	—	1	2,214	—	—	3	5,412	—	—	3	5,412
	伊太利	—	—	2	2,267	—	—	2	2,267	—	—	4	4,534	4	4,534
	丁抹	1	3,155	1	2,214	1	3,155	2	3,198	2	6,310	3	5,412	5	11,722
	諾威	2	3,011	1	832	—	—	2	1,575	2	3,011	3	2,407	5	5,418
	北米合衆國	—	—	2	8,882	1	4,825	1	4,057	1	4,825	3	12,939	4	17,764
	計	107	131,635	775	822,714	175	234,295	675	690,769	282	365,930	1,450	1,513,483	1,732	1,879,413
昭和6年	支那	6	12,083	525	493,049	7	8,254	483	463,531	13	20,337	1,008	956,580	1,021	976,917
	日本	143	246,532	329	426,175	173	249,107	297	420,608	316	495,639	626	846,783	942	1,342,422
	英吉利	3	6,383	165	222,215	3	8,446	164	218,792	6	14,829	329	441,007	335	455,836
	和蘭	1	1,572	1	3,381	1	3,381	1	1,572	2	4,953	2	4,953	4	9,906
	諾威	4	9,738	7	14,684	3	8,898	8	15,524	7	18,636	15	30,208	22	48,844
	伊太利	—	—	1	1,444	—	—	1	1,444	—	—	2	2,888	2	2,888
	計	157	276,308	1,028	1,160,948	187	278,08	954	1,121,471	344	554,394	1,982	2,282,419	2,326	2,836,813

（五）其他港灣

（1）大東溝

沿革　大東溝港は安東の西南に位し薪島の西北，北緯39度55分東經124度1分の地點にある。卽ち安東を距る西南陸路12邦里餘，水路安東の下流約26浬鴨綠江口に面する港であつて恰も安東港に對する外港の如き觀がある。よく數千噸の船舶を停錨し得るが，泥地にして滿潮の時僅に小型戎克を通じ得るに過ぎず，頗る港灣的價値に乏しく要するに過去の港灣である。從つて埠頭設備及繫船等の新時代的の設備もなく汽船の投錨も亦不可能である。安東，大孤山通ひの小蒸汽船すら同港沖合遙か2浬の處に停船する現狀である。

同港は1903年日支條約に基き1907年10月海關を設けたが，1922年貿易不振の爲安東海關と合併され爾來今日に及んでゐる。

概況　大東溝は天然的に貯木池（貯木能力7千筏）を構成してゐるので一時（日露役前）木材市場として異狀の發達をなし山東，天津及遼東沿岸地方への木材運出地として又安東西南水路の要衝として知られたものである。然るに其後安東港の發達に伴ひ，同港の繁榮は安東に奪はれ大東溝貿易の聲は遂に世評に上らなくなつたが安東港に出入する支那側船舶中には今日尙此の地を錨地として居るものもある。

（2）葫蘆島の築港

葫蘆島は錦縣の南端に位し奉山線錦州驛以西33哩の一驛連山驛より分岐する支線の終端，渤海灣の一岬を指す。此地は渤海灣內に於ける不凍港で背後地域の廣袤，水深風向，氣溫其他に於て好條件を備へ，滿洲國の門戶にあたつてゐる。

尙ほ同地は連葫線を延長して北票炭輸出の便ある外，北寧線の延長と打通線の開通を見，更に昭和5年7月支那側に於て已が勢力範圍內に大連に匹敵する不凍港を建設せんとして起工したものであるが，其の築港問題は最近始めて起つたものではなく既に工を起すこと3回，現在は起工中止中である。（昭和7年12月現在）

第1次築港は淸末光緖34年（1908年）時の東三省總督徐世昌氏が營口の衰微を慨して英人ヒューズ氏を技師長に任命し築港工事費を英貨80萬磅と定め，5箇年を以て完成せんとした。これ實に葫蘆島築港問題の起源である。第2次築港は民國8年（1919年）京奉鐵道（現在の奉山鐵道）利益中より500萬元を支出し，別に奉天省省庫より500萬元を數次に分つて醵出し合計1,000萬元を以て築港資金とし5箇年の大綱を定めて民國9年將に起工せんとして兵亂の爲めに再度果すことを得なかつたのである。然るに近年にいたり中央及地方當局者しきりに同島の將來を有望視するにいたり殊に北寧鐵

道大通支線の竣成を告ぐるに及んで中央も亦現地に就て調査を開始し，昭和5年1月に入つて和蘭築港會社との間に商議漸く成立し請負工事金額は米貨640萬弗として民國24年(1935年)10月15日以前に於て全工事の竣成を告ぐる豫定として工事期間を5箇年6箇月と定めて著手したのである。

當時の埠頭計劃は僅に3,700餘尺であるが，10年後に於ては，1萬尺以上に延長すべく，其の呑吐能力計劃は600萬噸に過ぎないが，10年後の計劃は1千萬噸に擴張せらるべく，其他港内の深度及び防波堤の延長等に於ても何れも將來發展の餘地を有して居ると云はれた。

這次滿洲事變によつて本港の工事は又々停頓し，早急の發展は期待し得られざるに至つたが，現狀を以て其まま最大能力を發揮したとしても荷役能力は250萬噸前後と推測されてゐる。

(3)　東滿貿易港

東滿貿易は今後日本の吉會線の開通を俟つて發達を來すべき運命のものであつて其將來は北滿の天產を控えてゐるだけに豫斷を許し得ざる程の大なる期待がかけられてゐる。此の地方は勿論滿洲國人の居住も多い處であるが，朝鮮人の移住し來りたるもの頗る多く，耕地の大部分も彼等の占むる處であり，從つて農產物乃至農產加工品の對朝鮮輸出年と共に増大して，曾て沿海州を取引先としてゐたものが最近は全部朝鮮と交代するに至つたと云ふても不可ない處である。

今滿洲貿易の趨勢に就て一應之れを南滿，北滿，東滿と區分して最近に於ける貿易額により比率を與ふれば下の通りである。

地　域	貿易總額	比　率
		%
南滿(大連，營口，安東の3港)	623,875,469	88.6
北滿(哈爾濱，璦琿等)	72,371,292	10.3
東滿(龍井村，琿春)	7,466,731	1.1

龍　井　村　六道溝とも稱する。50餘年前は樹木の叢生してゐた荒地であつたが，地味肥沃であつて農耕に適してゐる爲鮮人の移住するもの日に多きを加へ，明治40年日本にて派出所を設置するに至つて，漸く市街地の幾分を形成するに至つた。越えて日支間に間島條約が締結された時に，龍井村は通商地として開放され派出所は廢されて總領事館を置かれることとなり，間島地方に於ける一大勢力として急速な發展を爲しつつある。

龍井村管内出入船舶國籍別三年比較

船舶國籍別	入港 外國貿易 隻數	入港 外國貿易 登簿噸數	入港 外國貿易 貿易額	入港 沿岸貿易 隻數	入港 沿岸貿易 登簿噸數	入港 沿岸貿易 貿易額	出港 外國貿易 隻數	出港 外國貿易 登簿噸數	出港 外國貿易 貿易額	出港 沿岸貿易 隻數	出港 沿岸貿易 登簿噸數	出港 沿岸貿易 貿易額
昭和4年 日本	—	—	3,536,237	—	—	264,712	—	—	2,743,460	—	—	13,340
昭和4年 支那	—	—	122,141	—	—	—	—	—	507,296	—	—	—
昭和4年 計	—	—	**3,658,378**	—	—	**264,712**	—	—	**3,250,756**	—	—	**13,340**
昭和5年 日本	—	—	2,975,295	—	—	131,258	—	—	2,134,043	—	—	1,616
昭和5年 支那	—	—	74,013	—	—	—	—	—	394,340	—	—	—
昭和5年 計	—	—	**3,049,308**	—	—	**131,258**	—	—	**2,528,383**	—	—	**1,616**
昭和6年 日本	—	—	3,035,006	—	—	328,632	—	—	1,753,184	—	—	996
昭和6年 支那	—	—	94,173	—	—	—	—	—	279,245	—	—	—
昭和6年 計	—	—	**3,129,179**	—	—	**328,632**	—	—	**2,032,429**	—	—	**996**

船舶國籍別	合計 外國貿易 隻數	合計 外國貿易 登簿噸數	合計 外國貿易 貿易額	合計 沿岸貿易 隻數	合計 沿岸貿易 登簿噸數	合計 沿岸貿易 貿易額	合計 計 隻數	合計 計 登簿噸數	合計 計 貿易額
昭和4年 日本	—	—	6,279,697	—	—	278,052	—	—	6,557,749
昭和4年 支那	—	—	629,437	—	—	—	—	—	629,437
昭和4年 計	—	—	**6,909,134**	—	—	**278,052**	—	—	**7,187,186**
昭和5年 日本	—	—	5,109,338	—	—	132,874	—	—	5,242,212
昭和5年 支那	—	—	468,353	—	—	—	—	—	468,353
昭和5年 計	—	—	**5,577,691**	—	—	**132,874**	—	—	**5,710,565**
昭和6年 日本	—	—	4,788,190	—	—	329,628	—	—	5,117,818
昭和6年 支那	—	—	373,418	—	—	—	—	—	373,418
昭和6年 計	—	—	**5,161,608**	—	—	**329,628**	—	—	**5,491,236**

琿　春　琿春はソ領沿海州と朝鮮とに近接する關係から，吉林省邊境の要害地として重要視され，光緒7年には城を築いて副都統を置くこととなり民國2年には縣治に改められた。豆滿江の支流琿春河の右岸に位し，水陸兩便の處，浦鹽港と專ら航通する處であつたが，近年淸津港との往來繁くなり，最近は專ら淸津方面を其取引先としゐる。

琿春管内出入船舶國籍別三年比較

船舶國籍別	入港 外國貿易 隻數	入港 外國貿易 登簿噸數	入港 沿岸貿易 隻數	入港 沿岸貿易 登簿噸數	出港 外國貿易 隻數	出港 外國貿易 登簿噸數	出港 沿岸貿易 隻數	出港 沿岸貿易 登簿噸數
昭和4年 朝鮮	19	299	—	—	18	299	—	—
昭和4年 支那	744	12,515	—	—	688	11,691	—	—
昭和4年 計	**763**	**12,814**	—	—	**706**	**11,990**	—	—
昭和5年 朝鮮	33	432	—	—	36	495	—	—
昭和5年 支那	463	8,106	—	—	315	5,388	—	—
昭和5年 計	**496**	**8,538**	—	—	**351**	**5,883**	—	—
昭和6年 朝鮮	35	263	—	—	24	164	—	—
昭和6年 支那	785	14,244	—	—	539	10,452	—	—
昭和6年 計	**820**	**14,507**	—	—	**563**	**10,616**	—	—

船舶國籍別	合計 外國貿易 隻數	合計 外國貿易 登簿噸數	合計 沿岸貿易 隻數	合計 沿岸貿易 登簿噸數	合計 計 隻數	合計 計 登簿噸數
昭和4年 朝鮮	37	598	—	—	37	598
昭和4年 支那	1,432	24,206	—	—	1,432	24,206
昭和4年 計	**1,469**	**24,804**	—	—	**1,469**	**24,804**
昭和5年 朝鮮	69	927	—	—	69	927
昭和5年 支那	778	13,494	—	—	778	13,494
昭和5年 計	**847**	**14,421**	—	—	**847**	**14,421**
昭和6年 朝鮮	59	427	—	—	59	427
昭和6年 支那	1,324	24,696	—	—	1,324	24,696
昭和6年 計	**1,383**	**25,123**	—	—	**1,383**	**25,123**

清津港 清津港の現在の荷扱高は50萬瓲に過ぎない。本年中に本港築港6年計畫が完了する筈であるが，之が完了すれば其の荷扱能力は90萬瓲に增大する筈である。新聞紙の報告によれば日本政府は本港及雄基港の將來の擴張費として2,500萬圓を計上してゐると謂ふ。併し淸津港の具有する天然的條件は大連港に比し遙かに劣り，又繫船場を造るにしても葫蘆島に比し遙に複雜なる大工事を必要とする。從つて本港は補助港として雄基港を有するとは謂へ其の荷扱高は1940年に250萬瓲を超ゆるに至るや疑問である。

本港の現在の勢力圈は北鮮一帶及滿洲國圖們江流域諸縣(琿春，汪淸，延吉，和龍)であつて現在約50萬瓲の出廻を見せつつある。吉會線が完成すれば本港の勢圈は西は吉林，五常，長春，南は朝陽鎭，北は額穆若くは尙進んで寧古塔迄延ぶるべく，又延吉若は敦化から寧古塔，三姓方面に至る鐵道及び吉林から哈爾濱に至る鐵道が出來れば淸津港の勢圈は中東鐵路の勢圈と錯交することとなるのである。而して本港をして浦鹽港の競爭者たる地位に立たしむるに至るものである。併し此の危險は此の5年や8年と謂ふ短期間には決して到來するものとは思はれない。恐らく淸津港は當初の間は其の身分に相應する數量の貨物を其の近在地方から吸收する事に努むるが關の山であらう。此の近在地方として先づ擧ぐべきは北鮮地方である。同地方では目下狹軌を標準軌幅に改築中であり又圖們江下流地方に鐵道新設中である。此の地方の淸津より以北の地帶卽ち會寧𠀋城其の他諸地方には豐富なる褐炭田があり其の在炭高は日本人の計算によれば數十億瓲に達すると謂はれてゐる。此等炭田が海港に近く介在することと，日本に於ける石炭が掘り盡されたこと等を考慮すれば此の北鮮の炭礦に於ける採炭が始まるのも近き將來に屬するものと思はれる。在鮮消息通の豫想によれば，此の炭礦のみにても年々200乃至300萬瓲の石炭を淸津港に與へることが出來るであらうと。次いで淸津港に出づる貨物は現在吉敦鐵路により大連，營口方面に出でつつある貨物であつて，1929年度に於ける其の數量は25萬瓲に達してゐる。勿論此の數字は中部滿洲が淸津港に與へ得べき數字より觀る時は甚だ少量ではある。中部滿洲の主要資源は木材及礦產である。吉海線は最有望なる森林地帶を通過し本鐵道線路に直接接壤する森林面積は殆ど7千平方粁に達し其の木材蓄積量は27億5千萬立方卽ち約5千萬瓲に上る。次に本鐵道線路の勢圈に入るべき木材は，第2松花江上流物，寧古塔迄の鐵道枝線が敷設せらるれば牡丹江中流物戛呀河及其他圖們江支流物，卽ち森林面積1萬9千平方粁蓄積量百億平方呎卽ち大約1億5千萬瓲に達する。日本は年々製紙原料として約5億萬立方呎（卽ち8—9百萬瓲）の木材を消費し，其の中約25%は海外より輸入してゐる。1926年より28年に至る3箇年間に於ける日本の木材輸入高は年々200乃至230萬瓲にして，主に亞米利加，次に加奈陀及びソ聯から輸入してゐる。併し若しも上記の如き交通路が開拓せらるれば日本は少くとも此の輸入量の半分卽ち約1百萬瓲は之を淸津經由中部滿洲から輸入するに至るであらう。吉敦沿線の吉林，額穆，舒蘭，樺甸縣には約5百箇所の炭田，幾多の砂金地，3箇所の銀鉛鑛其の他銅山，鐵山，鉛鑛山等のあることが確められてゐる。又朝鮮との國境近くの延吉，汪淸，和龍，琿春の諸縣にも石炭，鐵，銅，銀，鉛鑛の存在が確められてゐる。此等の資源も採掘業の發達に伴ひ淸津港に出づべきものである。此の如く淸津港は吉會線沿線の新地方から充分なる貨物は吸收し得る。從つて其の勢圈を中東鐵路沿線に迄擴張し後者と激烈なる貨物爭奪戰を敢行することが本港にとり有利なるや，尠くとも向ふ10箇年間は疑問視せられる。（昭和7年9月現在）

(六) 松花江

(1) 概況

松花江は黑龍江の一支流に過ぎないが長流600里に及び北滿に於ける河運界に王者の地位を占めてゐる。源流たる頭道江及二道江は長白山脈に其源を發し幾多の支流を併せて黑龍江に注ぐ。本江は滿洲の北部及東部の地を灌漑し屈曲して吉林省東北部に至り黑龍江に合してゐるが，其南流は卽ち松花江の本流である。斯く本江は北滿の穀倉地帶を貫流してゐるので，本江水運の概況は同時に北滿に於ける物資の大勢を窺ふに足るものがある。然し吉林より伯都訥に至る上流は，河流の屈曲甚だしく且水深淺く僅に戎克を通ずるに過ぎない。伯都訥より哈爾濱に至る中流に於ても亦減水期に於ては淺瀨及馬賊の禍等の原因により水運の便による航行者は殆んどない。隨つて松花江の利用價値の大なる部分は哈爾濱より下流であつて1,000噸以上の大船さへ航行可能である。而して其中心地は上流に於ては吉林，中流は松花江港，下流に於ける哈爾濱である。尙本江支流中嫩江，呼蘭河及牡丹江は水利の便に富む。本江は解氷期前後約5箇月を除き，航行盛んに行はれ其航行期は例年4月下旬に始まり10月下旬又は11月上旬までつづく。汽船及艀は此の期に於て9回乃至10回，戎克は5回位就航し得るを常とする。

同江の結氷期を哈爾濱に於て調査せるに最近數10年間の平均は結氷期11月10日解氷期4月15日となつてゐる。

可航區域 松花江の可航區域は吉林より黑龍江合流點迄831哩であるが貨客の最も輻輳するは哈爾濱より河口に至る區域で筏の通行には本支流共差支がない。併し乍ら哈爾濱より下流は水深7尺以上である爲，航運は頗る殷賑を極めて居る。但し哈爾濱—吉林間は水深5尺以內である爲，大船の航行は不可能である。

沿革 明史を徵するに松花江の舟行起源は頗る古い。然し近世に於て露國汽船が松花江の下流に探險的に來航したのは19世紀の後半であつて，上流迄溯航したのは露國官船が，1895年黑龍江より松花江を溯つて吉林迄至つたのが嚆矢である。其翌年東支鐵道の敷設測量隊は建設材料を輸送して哈爾濱に來航し後露國が本江に船舶を廻航し得たのは1858年の璦琿條約，1860年の北京追加條約及1881年の聖彼得堡條約による。其後1910年露支兩國間に於て松花江航行に關する議定書をつくり，玆に露國は完全に松花江上に船舶を廻航する國約上の正當なる權利を得た。

而して支那が松花江上に汽船を馳驅したのは1907年以來で其後松花江を上下する汽船の數は露支共に逐年增加した。然し露國に政變の起つた1917年迄は松花江上の航業の大部分は露西亞側が之を占めてゐた。

處が露國帝政がソヴエート政權に移るや，沒落を惧れる露國船主は爭つて其所有船舶を哈爾濱に廻航して其賣却をあせるに至つた爲，支那船舶業者は安價に之等船舶を購入して松花江上の船舶界に一大勢力を築いた。加之支那官憲は1920年吉林—老少溝間に露國船舶の航行を禁止し，續いて1924年には東支鐵道を含む全露西亞船舶の松花江上の航行を禁止せる爲，露西亞人船主は其所有船舶を支那人に賣却し，遂に1926年9月支那側は埠頭と共に東支鐵道の船舶を回收した。

之を要するに本江に於ける汽船の航行は露人に始まり松花江の航行權を支那政府から獲得したが，支那は露國の混亂に乘じ，其航行權の恢復に努め，殊に東北省官憲は當時に於て其支配權を確立し外國船の航行

を禁止し支那汽船の獨占となつた。

航行權回收 東北當局が該航行權を强制的に回收するや一時其前途に好轉の曙光を認めたが後年營業方針の不良に起因し非常なる苦境に陷つた。然るに昭和2年東北聯合航務局の成立を見，航業公會組織せらるるや，權限を1箇處に集め，露人所有船舶を大いに購入し他面當局は本埠碇泊の東鐵船舶をも悉く回收し海軍江運部を設けて之を管理せしめ，爰に松花江內航行船舶は殆んど支那側の占有に歸し，本江航行船舶の大多數は東北航務局の所屬船となり，同江の航業は事實上東北航務局により左右さるるに至つた。

(2) 水 運

航 路 航路は吉林上流，吉林—陶賴昭，陶賴照—新城，新城—哈爾濱，哈爾濱—河口の5區に分けられるが，吉林までは吃水2呎の小汽船が來航し，陶賴昭迄は主として民船が通行する。また新城迄は9呎近き水深となり汽船の航行は自由で，哈爾濱—河口間は航行最も容易である。以上本流航路の外，支流航路としては新城齊々哈爾間水深2呎以上ある。增水期は小型汽船の航行も出來る。呼蘭河支流は傅家甸の對岸河口より上流呼蘭城に至る間は航行自由で其沿岸一帶は黑龍江省の沃野をひかへ冬期中に於ても物資の氷上輸送が行はれる。

尙牡丹江支流は急流なる爲，航行は不可能ではあるが，上流地方產木材は夏季に於ては此の河を利用して三姓へ流出され，之より哈爾濱の中央市場へ搬出されて居る。

1. 吉林—上流間。水速急且水深淺く，淺吃水の小民船が稀に朝陽鎭，樺甸縣地方より吉林に來航するに過ぎぬ。
2. 吉林—陶賴昭間。吉林は昔時より本江航行の起點であつて淺吃水の汽船は哈爾濱まで航行が出來る。

吉林，陶賴昭間は約120哩にして水深は2呎乃至8呎を普通とし，河幅300—500碼にて吃水2呎の小汽船が往來出來る。

3. 陶賴昭—新城間。此間約100哩で河幅の廣い所は1哩ある。併し水深は2呎に足らぬ箇所もあり且屢々水路も變るので民船の他は航行容易でない。
4. 新城—哈爾濱間。其區間約172哩にて江幅(廣き處)は約20町ある。水深は4呎5—8.9呎にて水速漸く緩漫となり航行も亦容易である。殊に新城の下流約12哩の地點は汽船の夜間航行も自由である。
5. 哈爾濱—河口間。此間約434哩で江幅6—20町，水深4.5—9呎である。此間は航行最も容易である。唯減水の際汽船の航行を阻碍する難所が數箇所ある。其內最も至難視されてゐる箇所は三姓の難所であるが其延長17哩の間に及び江底悉く岩礁より成り減水時は航行甚だ危險である。之が除去に就ては莫大な費用を要する爲今日尙其儘となつて居る。之が爲夏期の減水期間は各汽船の航行終點を三姓までとし，それより下流は專ら帆船戎克によつてゐる。

因に哈爾濱同江間の主なる港は八賓通，老山頭，大楡樹，敖家觜，新甸，岔林河，三姓，蓮江口，新城鎭，高家屯，兎子克，同江等である。

汽船埠頭 河川の埠頭は普通碼頭，口子と稱し時に船站，船站口とも呼ばれてゐる。そして埠頭とは呼ばれても自然のままのもので何等の設備なく特定の埠頭として考へることは避けねばならない。然しその中には九站，吉林に於ける河岸の昇降用階段，松花江，哈爾濱に於ける護岸及荷揚場の設備のあるものもないわけではない。

埠頭所在地及區間

地 名	河岸の位置	埠頭間の距り	吉林との距り	備 考
○吉 林	左	一粁	一粁	
○九 站	左	14.5	14.5	
○烏拉街	右	20.3	34.8	埠頭は哨口と稱し市街を距る東南8支里
○四家子	右	27.0	61.8	缸窰の西40支里
黃茂屯	右	7.5	69.3	主として缸窰の積出地
○溪浪河	右	16.5	85.8	舒蘭河とも稱す
白旗屯	右	18.0	103.8	埠頭は霍家船口と稱す白旗屯の西8支里
法特哈門	右	23.7	127.8	埠頭は又珠兒山とも稱し市街を去る西20支里
老河身	右	10.5	138.3	黑林子の西40支里，主として積出港である
串拉山子	左	5.0	143.3	
朱家船口	左	7.5	150.8	
○秀水句子	右	3.0	153.8	秀水句子の西南18支里，鰲龍崗と稱する
○五 樹	右	44.5	198.3	埠頭は老牛道と稱し五棵樹の南5支里
○松花江	左	21.2	219.5	
○五家站	右	40.7	260.2	埠頭は達口溝と稱し市街の東南8支里
八里營子	左	28.0	288.2	
○烏拉木	左	39.0	327.2	市街を去る15支里
○扶 餘	右	86.5	413.7	
○肇 州	左	114.1	527.8	市街の南10支里
○達 戶	左	24.0	551.8	
○長春嶺	右	34.7	586.5	埠頭は代池と稱し西北8支里
○北滂洲	左	76.5	663.0	
○哈爾濱	右	75.3	738.3	

註 1 本表の粁程は航行速度及目測により之れに土民航業者の言を參酌したものである。
2 ○印を附した埠頭は汽船の寄航するものである。

哈爾濱より水路各市に至る距離

地 名	露 里	哩
滴打嘴子(松花江岸)	67	50
烏兒河(同)	85	56
木 蘭(同)	161	106
富 錦(同)	580	383
拉哈蘇々(同)	1,340	885
伯都訥(同)	260	172
掏賴照(同)	412	772
岔林河(同)	223	147
依漢通(同)	240	158
石頭河(同)	117	77
新 甸(同)	145	96
三 姓(同)	320	212
湯旺河(同)	368	244
佳木斯(同)	423	279
吉 林(同)	599	359
ハバロフスク(黑龍江岸)	1,588	1,226
ニコライエフスク(黑龍江岸)	2,730	1,802
武 市(黑龍江岸)	2,486	1,641

船舶の種類 松花江の船舶噸數は逐年增加の傾向を辿りつつあるが官營の航業者と私營業者との競爭の爲奉天舊軍閥關係にて彈壓手段に出た事業もあるが，汽船隻數噸數の現在は下の通りである。

船 主	汽船隻數	積載量(噸)	曳引力(噸)	來多隻數	積材量
東北航務局	18	2,362	14,812	22	14,491
滿洲國海軍江運部	8	—	9,661	17	9,616
奉天航業公司	5	91	5,471	13	7,818
廣信航業處	10	588	4,910	14	6,374
東亞輪船	9	1,195	6,896	14	7,386
遞濱航業處	3	410	1,280	6	1,460
秀記公司	3	420	330	3	600
永和盛	4	468	3,330	5	1,000
徐鵬瑞	3	750	10,980	—	—
其他 (31)	44	4,313	16,290	32	10,274
計	104	10,579	73,960	126	59.017

上記多數の汽船及來多の中には，船齡63に達するものもあつて30年以上に達する老朽船36，來多57に及び10年未滿のもの僅かに汽船22，來多6と云ふ數字であつて老朽船多き結果は當然近き將來に何等かの手段を採らしめるに至るであらう。

航運界の現況 北滿經濟界の活動期たる冬季6箇月に亙つて河水の凍結することは其經濟價値の大部分を失ふものにして，加ふるに鐵道の發達に伴つて愈々其活動範圍は狹められ，單に冬季の殘存貨物と木材及若干の雜貨類の輸送に利用せらるる外，僅かに地方的交通路に止る現狀である。航路亦何等浚渫其他の施設を加へられず，天然の儘に放置せられてゐる。

然し如上の缺陷を有すると雖夏季流域の貨物は主として同河の輸送に俟たざるべからざる重要なる輸送路である。然し水深，河床の性質，水量增減の傾向は航行船舶の吃水積載量を著しく制限し，且航行中坐洲事故を惹起し，又は積替荷繰を餘儀なくすること屢々であるのみでなく航行を中絶せしめる事あり，汽船にありては吃水淺きものと雖も8月以降の減水時には航行不可能

となり輸送力極度に低下し，更に輸送日數の不定もあつて河川輸送の時代は益々過去のものとなりつつある。

帆船の種類及積載力　改舦，槽船，牛船，對子，大頭船等あるが其積載力は下記の通りである。

改　舦	3萬―10萬斤
對　子	1萬― 2萬斤
槽　船	2萬―10萬斤
大頭船	1萬― 2萬斤
牛　船	1萬―10萬斤

帆船數　確數は知り難いが上流より哈爾濱迄に約1,000隻，之に哈爾濱より下流及嫩江呼蘭河等の分を全部合計すれば約2,000隻と稱されて居る。

航行日數　結氷は11月中旬より下旬，解氷は4月上旬乃至中旬の間で開河期間は約220日内外である。結氷解氷の前後は流氷の爲數週間航行不能であり航行期間は1年の半分180日内外である。

イ，帆船
- 伯都訥(新城)―吉林間　上航27日下航22日
- 伯都訥―哈爾濱間　上航14日下航7日
- 哈爾濱―三姓間　上航13日―15日下航7―8日

ロ，汽船
- 伯都訥―哈爾濱間　上航3日下航2日
- 哈爾濱―三姓間　上航3日下航2日
- 三　姓―拉哈蘇間　上航3日下航2日

次に哈爾濱と黑龍江各地との航行日數を示せば下の如くである。

哈爾濱―尻港往航7―9日，復航10―14日

哈爾濱―ブラゴウェ間　往航7―9日，復航 8―10日

哈爾濱―ハバロフスク間　往航4 –5日，復航7―9日

尚從前に於ける東北航務局所定の航期は哈爾濱，富錦間毎日1回，哈爾濱，黑河間2日に1回であつた。

哈爾濱管區出入船舶國籍別三年比較

船舶國籍別		入港 外國貿易 隻數	入港 外國貿易 登簿噸數	入港 沿岸貿易 隻數	入港 沿岸貿易 登簿噸數	出港 外國貿易 隻數	出港 外國貿易 登簿噸數	出港 沿岸貿易 隻數	出港 沿岸貿易 登簿噸數	合計 外國貿易 隻數	合計 外國貿易 登簿噸數	合計 沿岸貿易 隻數	合計 沿岸貿易 登簿噸數	計 隻數	計 登簿噸數
昭和4年	露西亜	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	支那	―	―	193	24,760	―	―	244	34,900	―	―	437	59,660	437	59,660
	計	―	―	193	24,760	―	―	244	34,900	―	―	437	59,660	437	59,660
昭和5年	露西亜	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	支那	―	―	259	42,800	―	―	―	―	―	―	259	42,800	259	42,800
	計	―	―	259	42,800	―	―	―	―	―	―	259	42,800	259	42,800
昭和6年	露西亜	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	支那	239	8,580	237	64,780	―	―	257	72,780	239	8,580	494	137,560	733	146,140
	計	239	8,580	237	64,780	―	―	257	72,780	239	8,580	494	137,560	733	146,140

(七)　遼　　河

(1)　概　　況

水系　遼河は東西の二流より成り，東遼河は西安縣下に源を發し，西遼河は興安嶺支脈の左麓に發し，流下して三江口上流に於て兩河相合し，遼河の本流をなし營口に出る迄3,800支里(650邦里)の長流である。舟行の便は現在河口より上流1,438支里の鄭家屯に及び其中流以下及其支流は南滿洲の平野地帶を貫流し其抱擁面積は35萬方里に達する。

然し年々上流から土砂を流下し河底を淤塞して各所に淺瀨を作り航行を阻害する事と重要物資の輸送期である多季4箇月間は

運賃率

自哈爾濱至吉林間　(單位分)

站　名	1等	2等	3等	4等
北湧洲	15	12	9	6
長春嶺	22	18	12	9
逵戶	24	20	14	10
蹵州	25	21	15	11
大賚	26	22	16	12
扶餘	30	26	20	14
公爺府	40	35	28	18
五家站	42	38	30	20
老少溝	45	40	32	22
五棵樹	50	45	36	26
銹水甸子	52	48	38	28
溪浪河	54	49	39	30
四家子	55	50	40	32
烏拉街	57	52	42	33
九站	58	53	44	35
吉林	60	55	45	36

自哈爾濱至齊々哈爾間　(單位分)

站　名	1等	2等	3等	4等
北湧洲	15	12	9	6
長春嶺	22	18	12	9
逵戶	24	20	14	10
蹵州	25	21	15	11
馬克圖	26	22	16	12
大賚	26	22	16	12
五家坎子	44	35	22	18
江橋站	48	40	32	22
齊々哈爾	60	50	40	30

哈爾濱上流各口岸哈爾濱間穀類運賃は下記の通りである。

北湧州	6　分	五家站	1角8分
長春嶺	7　分	老少溝	2　角
逵　戶	8　分	五棵樹	2角4分
蹵　州	9　分	銹水甸子	2角6分
大　賚	1　角	溪浪河	2角8分
五家坎子	1角5分	四家子	3　角
江橋站	1角7分	烏拉街	3角1分
齊々哈爾	2角5分	九　站	3角3分
扶　餘	1角2分	吉　林	3角4分
公爵府	1角6分		

河水凍結し交通杜絶する缺點がある。殊に南滿鐵道の敷設を見るに至つて頓に其價値を減じ露治時代1萬餘隻の輸送船を有せる同河の水運も今や民船3,000餘隻の少數に減じて居る。

現況　現在に於ける同河の河川航路は遼河及び其支流の舟行を指すものであつて，舟楫の便は遼河本流の營口―鄭家屯間(1,438支里)及び支流の太子河に於ける韓家店子―三叉河間(405支里)同じく渾河の長難―三叉河間(410支里)で年々輸送する貨物數量は大體に於て一定し，下航貨物にあつては穀物130萬石内外，上航貨物は雜貨3萬件内外である。穀物仕出地及雜貨の分布範圍は沿岸地方一帶と鐵道沿線を除く遼西一帶である。尚ほ同河を中心とする戎

克數は約800隻と推定され，同河による營口發着穀類の出廻狀況は雨量多く道路惡しき事と匪賊の橫行甚だしき爲昭和7年度は出廻減少を來し前年度同期に比し10萬石餘を減じ僅に7萬石にしか達しなかつた。

（昭和7年7月末現在）

船着場及航行日數　遼河本流沿岸の船着場は總數50餘箇所である。

船着場	營口起點區域內（支里）	到着日數 上り（日）	到着日數 下り（日）	水深（尺）	川幅
田庄臺	60	1	1	10	400米
三叉河	173	2	2	7	300米
砂嶺	195(204)	3	2	6	
塔連堡子	289	4	3	4,5	
老達房	682(400)	6	4	6	
馬廠（新民屯）	475	8	5	4	
帝兵塔	568(595)	10	6	5.2	
三面船（法庫門）	658(685)	12	7	4.5	
吉城子	747	14	8	5	200米
馬蜂溝	828(868)	15	9	4	馬蜂溝—河口間100—300米
通江口	988(1038)	17	10	2.7	通江口—三江口間50—300米
孤楡樹	1243	20	12	2.3	
三江口	1358(1448)	21	13	2	
鄭家屯	1438	22	14	1.6	

（備考）上掲せる支里數中括弧內の數字は他の調査に據るもので航行日數は普通の日和を示す。尙遼河水路は上流水深2尺內外，中流3尺乃至6尺，下流10尺內外であるから，大船の航行は頗る不便である。

（2）水　運

船種及隻數　遼河を上下する船舶は牛船（別名牛子）槽船（別名槽子）であつて此外撥船，舢板及丸木船の3種がある。

1. 牛船の積載量は6—18噸にて吃水1.4尺，長さ42尺，深さ3.2尺，幅13.5尺を有し槽船に類似し稍粗惡であるが取扱ひに便利なる爲，遼河に於ける民船の大部分は此の船によつてゐる。現在の隻數は約600隻と稱されてゐる。
2. 槽船の積載量は10—30噸にて吃水2尺，長さ46尺，深さ3.5尺，幅14尺である。
3. 沿岸貿易に從事する船は大型にて沙船，烏船等其數頗る多い。但し民船の隻數に就ては據るべきものがない。營口商業會議所最近の推定に據れば大小合せ其數約800隻と云はれてゐる。此內復州，錦州，天津を往復するものは約200隻と稱されてゐる。

流氷及結氷　遼河の平年流氷初日は11月28日，結氷初日12月31日，結氷終日3月16日，結氷期間76日，流氷終日3月30日，流氷期間123日である。

（八）鴨綠江

（1）概　況

本江は長白山の南麓（長白泊子—主峯南30里）に源を發し蜿々200餘里の長流であるが河床に急勾配の箇所多く水量は秋季に入つて常に減水する。加之岩礁多く從つて激流奔湍の箇所多く殊に本流は其減水に依つて航行を阻害せられる。尤も近來は吃水の淺き高瀨船及びプロペラー船に依つて幾分其不便を緩和してゐるか將來滿洲國側では水運行政機關を創設し航政の統一を計らんとする計劃がある。殊に艚船聯保總會の組織及經營に適當なる改善を斷行し本江上流の航路施設に協力せしめんとする企圖は注目に値する。

本流は下流に於て安東港に汽船を通じ安東の繁榮を齎してゐる。

安東上流の沿岸貿易は其流下貨物中木材を大宗とし，農產品之に次ぐ。而して其遡江貨物の主なるものは綿絲布，鹽，麥粉，石油等を始めとし其他は各種の食糧雜貨等である。（詳細は別稿各地間貨物集散狀況參照）木材は多く原木の儘筏となし流下せしめ其筏は上流二十四溝より流下する。安東より其上流各沿岸地方の發送貨物は何れも生活必需品であつて水路に依るものだけでも裕に3萬石以上に達する。

本江の遡航及水運機關による貨物の取扱は多く滿洲國人の手によつてゐる。

尙本江には上流各地との聯絡を取るため鴨綠江運輸會社の船舶が朝鮮總督府の命令航路となつてゐる。次に鴨綠江輪船公司の經營に係る飛行船（俗稱プロペラー船）の運航は大正13年より開始されてゐるがその間頗る好成績を擧げてゐる。

鴨綠江は峽流の性質を有し水流不良なるに加へ每年冬季12月より翌年3月に至る4箇月は結氷し，此の間海路貿易及び船舶の航行杜絕され解氷の前後より船舶の出入が盛んになる。而して夏季7—8月の頃は洪水の虞あり，秋季11月には流氷の憂がある。即ち1年の過半は水運利用の途が少ないのである。

因に河川工事は官營として行はれ，下流域，江口域に於ては制水堤の築造を見，安東には滿鐵會社の護岸施設が施されてゐる。

（2）水　運

水路　本江の水路は上，中，下並びに最上流及江口域の5區に分けられ最上流7里程は筏のほか通ぜず，江口より約40里程は小型民船及戎克の溯航は出來るが，吃水10呎以上の汽船は安東迄さへも航行されない。大型船は凡て江口區域に繫留し，戎克或は艀船によつて荷役の中繼が行はれてゐる。但し木材の管流は二十四道溝の上流7邦里より行はれる。いま本江の水路を5區分して槪述するに次の如くである。

（1）水源域—白頭山水源より二十四道溝に至る區間であつて，此の間20邦里は水勢水量共に論ずるに足らない。僅に二十四道溝より7邦里の上流區域內に於て木材の管流が行はれてゐる。

（2）上流域—二十四道溝より帽兒山にいたる區間であつて水勢漸くゆるやかとなり，帽兒山より上流二道溝迄は10石積乃至15石積の小型戎克が航行し得る便がある。

（3）中流域（帽兒山—渾江口間）地形次第に低く勾配漸く減じて水勢緩く水量を增し流筏能力の如きは前區に比し約2倍と稱され30石積艚子船又は35石積高瀨船の航行は容易であり120石積戎克は外察口迄溯行することが出來る。但し中途に數箇所の危險箇所があるが大した危險はない。殊に增水の場合は舟筏の航行は容易である。

（4）不流域（渾江口—安東間）渾江を合せ舟楫の便を開いてゐるが深度平均せず，舟筏の流下は不便である。然し筏は惠山鎭附近の4倍大となり，平水に於ても渾江口長甸河口間は80石積戎克を，長甸河安東間は100石積の交通も自由である。

（5）江口域（安東—江口間）安東よりの下流は河幅3千尺以上に達し潮の干滿の差は平時7—8呎を出で汽船戎克の往來が頻繁である。然し流水の沖積作用其他によつて沙泥を所々に堆積し河床常に變動し船舶の航行に多大の支障を與へて居る。即ち三道浪頭附近に淺瀨があるために現在は吃水の淺き小蒸汽船の航行を見るばかりである。斯く本江は槪して水流急速であり且砂鐵多きため汽船の航行は困難である。安東より他港に航行する水運狀況は別項安東港の項を參照のこと。

各港との距離　朝鮮總督府の調査に係る新義州を起點とする鴨綠江岸各地に至る里程を示せば下の如くである。

朝鮮側	滿洲國側	里數
多獅島	——	22.8
龍岸浦	——	13.6
	安東	1.2
北下洞		2.4
	馬芝臺	9.3
義州		11.8
淸報鎭	長甸河口	32.1
甲岩里	永甸河口	47.8
昌城		50.3
私倉里	浦石河口	63.7
大吉里	白菜地	70.8
	大簧溝	78.9
碧潼		89.3
忠滿江口		112.2

	渾江口	122.8
雲海川	外察口	126.3
楚川		130.2
	楡樹林子口	133.0
江界江口		157.0
(江界)		225.5
高山鎭	通溝	165.6
		174.4
滿浦鎭	大水滴臺	179.8
慈城江口		221.1
土城里		235.3
中江鎭		257.2
	帽兒山	
	樺皮甸子	285.2
竹田星		295.7
富山洞	八道溝	306.6
厚州古邑	古米洞	325.7
松田里		334.1
新嘉坡鎭	十三道溝	344.7
羅暖堡		354.8
惠山鎭	長白縣	381.3

船舶の種類 運行船の種類は筏，獨木舟，艚子，戎克，汽船，高瀨船，發動機船及飛行船（俗稱プロペラー船）等である。

（イ） 筏は二十四道溝より流下し形は小型で5—6筏(1筏は11連，1連8尺物1本)に過ぎない。新嘉坡鎭十三道溝にて10筏内外，帽兒山にて20—25筏，高山鎭，道溝より30—35筏となつて流下する。

而して惠山鎭，長白縣より安東迄は日本式筏であつて航行に15—25日，支那式筏にて60—80日を要する。

（ロ） 獨木舟は鮮人が兩岸の往來若くは近距離の交通の爲に使用する小舟で貨物の積載には用ゐられない。

（ハ） 艚子は戎克の一種で安東，帽兒山の間を往來し通常40擔より120—130擔迄の積載力を有し安東より帽兒山に至る上航には普通40—55日，下航には15—20日を要する。而して安東と上流各地を往來する艚子船の數は大約700隻內外と云はれてゐる。

（ニ） 高瀨船は船底の扁平なる淺瀨用の船であつて營林廠が明治40年に試運せしに始まる。從來の艚子の航行は帽兒山下流に限られたが，高瀨船は能く上流120浬なる長白縣，惠山鎭まで溯行し得られ其航行區域の擴大された事は確に本江水運の一大革命である。其隻數約500艘を有し，船の大きさは大型にて140石，小型にて40石積位である。船員は大船にて4—5人，小船にて2人位乘り込んでゐる。

鴨綠江運輸會社は高瀨船にて朝鮮總督府の命令航路に從事し，新義州，帽兒山間を往復してゐる外，尙ほ大正12年度輪船公司は飛行船(俗稱プロペラー船)の命令航路を設置した。

地方別上江貨物數量及運賃

地名	石油 箱	雜貨 斤	麥粉 袋	鹽 支那石
長白	3,200	237,500	25,000	500
臨江	6,000	427,500	45,000	900
輯安	3,000	2,250,000	22,500	450
八道江	2,200	1,660,000	17,500	350
通北	4,500	33,250,000	35,000	700
桓仁	2,600	1,900,000	20,000	400
沙夫子	3,200	2,375,000	25,000	500
長甸	1,300	9,400,000	10,000	200
計	26,000	51,500,000	200,000	4,000

（備考）（1）運賃は距離の遠近によつて異るが平均石油2罐，1箱每に付小洋80錢，雜貨100斤に付1元60錢，麥粉1袋に付40錢，鹽100斤に付3元50錢。
（2）鹽の支那1石に日本1石8斗に相當し450斤前後（3）雜貨種類は綿絲，綿布其他の商品を含む。

鴨綠江貨物運送船組合 本江を航行する船舶の統轄機關として艚船聯保總會，艚船會及駁船會がある。此內艚船聯保會は遼寧省政府の監督を受け本江上流地方に航行する船舶の所有者を以て會員として貨物運送に關する一切の事務を司つて居る。次に艚船聯保總會は安東の荷主に荷繰配船の手當をなし又保險事務をも取扱ひ會費徵收の代りに各船主より運賃100元に付き10元を徵收してゐる。

次に駁船會は安東に碇泊する本船から積荷を運搬し又本船に積込む艀業者の組合の如きもので何れも各艀所有者を以て會員とし，現在の會員の所有船舶總數は大約200餘艘と推算せられてゐる。

(九) 黑龍江

(1) 概況

黑龍江は滿洲北部の大河で源流は額爾克納河及シルカ河の二派より成り，流下するに從つて露滿兩國境より幾多の支流を併せ，蜒々2,500哩を流れて韃靼海峽に注ぐ。この中源流より烏蘇里河口に至る約1,216哩は露滿の國境線をなし，所謂北滿開發上の水路として大なる貢献をなしてゐる。現在の可航里程は8,826粁を算し，此外汽船以外の船舶の可航里程は更に10,601粁に及んでゐる。

かくの如く本江は世界有數の大河であつて多少の淺瀨はあるが總じて水深甚だ大である。1,000噸級以上の船舶の航行に耐へ，又沿岸にハバロフスク，ブラゴヴエシチンスク，黑河，漠河，瑷琿等の都市があり彼此相通ずべき物資も亦多いので將來松，黑兩河が國際的に開放さるる曉には，哈爾濱より黑龍江沿岸に往來する船舶の激增さるる事は明かである。本江による水運物資の大宗は木材で現在盛んに輸出されてゐるが，黑龍江—キヂ湖—デカストリー灣間に鐵道及水運による水陸聯絡施設をなすに於ては發展は期して待つべきものがあらう。冬季は10月下旬から翌年5月中旬乃至下旬迄結氷し航行不能であるが，夏期は各支流共汽船を通じ得られる。

沿革 本江水運の濫觴は1643年露國の探險家が獨木舟を浮べ，爾來各種の探險隊が踏査を行つた結果水運の便多き事が判明された。然し黑龍江が常時交通路として利用せらるるに至つたのは1857年5月14日現地に於て建造せる艀船及び小砲艇よりなる第1回商船隊が，軍隊を搭載してシルカ河より黑龍江に出で同江を下航せしに始まる。又同年シルキンスキー工場で最初の官有汽船アルグン號を建造し，1857年頃には早くも5隻の官有汽船が黑龍江上を馳驅した。1872年には黑龍江汽船會社が現はれ政府より補助金を交附される外，官有汽船及び同河船の讓渡を受け定期航行を營むこととなり，所有汽船2隻を算した。之が黑龍江上に於ける最初の私設大航運機關である。この間黑龍江々岸には哥薩克を始め移民の來往盛んとなり，幾多の都邑村落が形成せられるに至り之等の移民來往は必然的に沿岸地方に產業の勃興を促した。然し本江の交通路としての價値は啻にそれのみに止らない。卽ち鐵道及道路の整はざる當時にあつては，軍隊の行進は容易でなかつたが，幸にして本江の水運により簡單に軍隊の輸送が出來た。露西亞勢力の東漸が斯くも容易に爲し遂げ得られたのも，黑龍江の水利に負ふ處が莫大である。其後東支鐵道及び黑龍鐵道の敷設に當り，黑龍江及び松花江は唯一の材料輸送路として貢献する處が多大であつた。又兩鐵道完成後之等の商船隊は兩鐵道の輸送補助機關として確乎たる地位を築き上げた。松，黑兩江の商船會社數は十指に餘り，個人又は官廳所有汽船の就航も漸增した。

然るに露西亞帝政の沒落は直に經濟界に波及し輸送客貨共に激減し，黑龍江上に於ける船舶營業は不振を極むるに至つた。尤も其後數年を經て時局は稍安定したが，帝政政府に代つたソヴエート政權は共產制度を採用して個人の私有財產を認めざる爲，船主は其所有する船舶の沒收を免れんとし，爭つて之を哈爾濱に廻航せしめた。而して逃げ遲れたる船舶はソヴエート官權に沒收せられ，現在は國營ソヴエート商船隊として就航しつつあるが，1924年以降松，黑航行權問題擡頭し今日も尙露支間蟠いて滿洲國との間の紛爭事件となつてゐるが現在額爾古訥河口(卽ち額勒河達卡)より黑河にいたる約1,700支里，松花江口に至る約3,020支里，烏蘇里江口(廟街)にいたる約5,280支

里間はかなりの數に上る大船舶が航行してゐる。

之等の航路中最も航業の盛んなのは黑龍江の黑河，同江間である。

但し黑河上流へは，現在漠河までの間を1隻の汽船が來往してゐるに過ぎない。

(2) 水　運

滿洲國側の航業　本江の船舶は哈爾濱に本據を置き，松花江を經て黑龍江に廻航されるものが大部分である。尤も其一部には黑河に本據を有するものもあるが，何れにせよ之等の船舶は舊露西亜人所有のものでこれ又船齡古く，船舶に漸減を來たしてゐる。松花江航業と同じやうに造船上の革命に直面して居る次第である。

航行日數　本江の航行所要日數は船舶の速力及び水量の寡多によつて異るが，大體に於てブラゴヴエシチエンスクよりボクロフスク(額爾克訥，シルカ兩河の合流點)間約543哩は上航行約5日下航約3日を要する。またブラゴヴエシチエンスク，ハバロフスク間は約672哩であつて上航に要する日數は約6日，下航は約4日間を要する。

黑龍江の解氷期は大凡4月中下旬で結氷期は10月下旬又は11月初旬である。從つて就航期間は5月中下旬より10月中旬迄約5箇月間に過ぎない。多期間に於ける汽船は堅氷中泊地にあつて多眠する。

航行狀態と埠頭　本江流域に於ける沿江左右の主なる埠頭は65箇所を有し航路延長5,274.5支里，烏蘇里江口より額爾克納河口に至る間は露支共有の航路に屬してゐる。然し現在支那汽船は同江より上は黑河間，下は綏遠間を航し，黑河以上は水量少く商業も不振なので航行を停止してゐる。然し最近にいたり黑龍江の上流漠河，室韋縣間は頗る有望視されてゐる。

次に綏遠以下航路は露人の爲に强制阻止され航行不能である。尙ほ沿江兩岸には均しく露滿の稅關があつて，滿洲國は右岸に，露は左岸に之を設けて居る。

いま哈爾濱船舶業組合の發表にかかる1930年採用の改正貨物運賃中，哈爾濱より移出さるる雜貨の運賃を述ぶれば下表に記載する如くである。(單位仙)

發送地	到着地	運賃 1級	2級	3級	4級
哈爾濱	黑龍江中興鎭	48.9	41.1	32.6	23.4
同	同　太平溝	—	—	—	24.1
同	同　朝陽鎭	56.7	42.5	32.6	—
同	同　溫河鎭	60.9	44.6	—	—
同	同　奇克特	65.2	48.6	—	24.8

滿洲國側の主要埠頭　江岸の主要埠頭は，漠河，呼碼爾，黑河，璦琿，奇克圖，溫河鎭，寶興山，興東，綏遠等である。而して滿洲國側汽船の航行は殆んど黑河，綏遠間に限られてゐるが，之は綏遠以下ソヴェート官憲の爲に强制的に航行を阻止されてゐるのと黑河の上流は航路の關係上航行困難の爲である。而して黑龍江の上流漠河室韋縣間は數年前まで戊通公司が汽船及團平船を配して就航せしめたが收入寡少のため現在廢船のままにされてゐるが最近に至り之等僻遠の地を中心とする運輸の開始がしきりに提唱されてゐる。

(十) 嫩　江

(1) 概　況

現　況　嫩江は水深淺く，汽船の航行は松花江の合流點から齊々哈爾附近まで他は戎克及帆船を主とし，木材は流筏法によつてゐる。而して本江の航行期は5月上旬より10月下旬迄である。

嫩江の本流は其源を興安嶺中の伊勒呼里阿林に發し二源を有する。

二水は約7邦里を流れ，合して西北より來る伊什肯河を受け，東北より庫爾奇河に來り注ぎ東南に流れ，西北より喀李河が之に流れ込んでゐる。又西北より額勒和肯河を受け，庫勒爾濟山の西麓を流れ，西北伊勒呼里阿川に源を發してゐる拉都嶺河が下流約350支里を流れ來たつて之に注ぐ。

更に本流は西南流し博克多山を繞り，又法博庫里河，漠魯爾河，科落爾河を受け，稍西南に轉じて甘河を入れる。甘河は西布特哈の北，呼倫貝爾國境の博里奇克山に發源し，東南流80邦里黑爾根城西南に於て注ぐ。而して本流はまた西南流し，訥敏河，訥謨河等の諸水を合せて齊々哈爾管內に入り，また蒙古旗內に入れば綽爾河の本支流も注がれ此處で洮兒河を合せて東南流し遂に松花江と會する。下流は河幅200—600米突，水深は5—10尺である。

いま齊々哈爾，嫩江間の交通狀態を摘錄するに齊々哈爾嫩江間は約360支里にて2日の行程を要する。

因に訥河，嫩江間120支里は航行に2日を要する。

本流域には齊々哈爾，墨爾根間，齊々哈爾，松花江間に舟楫の便がある。

航行日數は齊々哈爾，墨爾根間上航6日下航4日，齊々哈爾伯都訥間上航10日，下航6日を要する。

水路に依る主なる埠頭は三岔河（江口よりして53露里）大賚五家大崗（大賚を去る35露里）北牌二站(江口よりして100露里)換字二號(江口よりして43露里)滿爾加土等である。

(2) 水　運

現　況　現在に於ける嫩江航路は哈爾濱より新城，大賚にいたる約680支里間であつて，其の間の主なる停泊場は長春嶺，達戸，肇州，長城河，大賚，新城等である。

近時嫩江沿岸地方は頗る開發され，產出物資も亦相當多い。然るに嫩江を航行する船舶は現在少數の帆船に限られ，依然として運輸狀態は不便である。由來嫩江は航船に限らず汽船も航行し得るを以て，或は團平船數隻を使用し小汽船又は小發動機船をして牽引せしむれば大いに開拓の餘地あるべく，殊に肇州地方には既に製粉所が開設され其他雜貨の產出もあるので目下黑龍江省城，肇州間に小汽船配船の計劃が進められてゐる。

尙ほ嫩江の支流には雅爾河及び綽爾河の兩河がある。

雅爾河は其源を興安嶺常倫山の各地に發し，巴林河，阿敏氷河，烏德伊河，濟沁河，哈代罕河を合せ，東南流して札賚特旗の東北を掠め，延長約1,000支里を流れ嫩江に入る。兩岸は均しく高原を形成して居る。河幅は上流に於て1—2間，水深5—6寸乃至1尺5寸餘に過ぎないが，下流に至るに從つて擴大し，水幅40—50米乃至300—400米を算してゐるから舟楫の便もやや開けてゐる。

綽爾河は其源を西布特哈境內興安嶺山脈のカルピオボ山麓に發し，東南流して小水を合せ，札伊河，哈巴奇河，托欽河を合し，札賚特旗の北部中央の横斷し，塔子城の西北，綽爾城に於て一支流を東北に出し，本流は東南流して客地窩硼に至り嫩江に會する。

本河の下流南岸一帶の地には柳楊疎密連生し好牧場が少くない。河幅は札賚特王府附近に於て約30米を算し，下流の河幅は，60—70米に及び，水深は3—4尺である。

(三) 道　路 (附バス)

(1) 滿洲國の道路

古來支那の主要道路は，何れも首都を起點として各地に放射せられたもので，歷朝首都の移動に伴つて道路も自然幾度か變遷した。淸代に於けるものは，首都北京を中心として四方に通じ，之れを官馬大路又は官路と略稱し，北京官路とも云ひ當時總延

長3,000粁以上に及んだとまで云はれてゐる。其他各省省城から官路の岐路として地方主要都市に通ずるものを大路と稱し，各地方村落間に在つて官路及大路を連絡するものは更に之れを小路と云つてゐた。

滿洲に於ても上記の官路，大路等古くからあつたが，官路は多く官用を辨ずる爲めに設けられた驛站たるに止まつて一般行旅に便宜を與ふるものは尠かつた。鐵道開通前に於ける滿洲の交通の中心は奉天，吉林であつて齊々哈爾，寧古塔之れに次ぎ，此處を中心に主要道路が放射されてゐた。

（イ） 奉天を中心とする道路
- 1 奉天——山海關
- 2 奉天——九連城（朝鮮境）
- 3 奉天——金州
- 4 奉天——開原——吉林
- 5 奉天——新京——吉林

（ロ） 吉林を中心とする道路
- 6 吉林——寧古塔
- 7 吉林——齊々哈爾——愛琿
- 8 吉林——琿春

（ハ） 齊哈爾及寧古塔を中心とする道路
- 9 齊々哈爾——三姓
- 10 寧古塔——三姓
- 11 寧古塔——露領

（1） 奉天より山海關に至る道路

全長 約490粁

經過地 奉天—亘流河—白旗堡—黑山—石山站—大凌河—高橋—寧遠—山海關

概況 北京奉天間の官路の一部にして，道路頗る廣大，道幅100米兩側に溝を掘り，楊樹を並植した。久しい間修理を加へぬ爲堆土をなし，或は崩壞して辛じて一車を通ずるに過ぎぬ箇所も少くない。唯沿道客店は庭が頗る廣く，車輛十數輛，馬數十頭を宿せしめるに足るものあり，又沿道中亘流河より中前所（山海關の北方約20粁）に至る間は約30粁毎に八旗兵の駐防所が置かれた

（2） 奉天より九連城（朝鮮境）に至る道路

全長 約350粁

經過地 奉天—沙河—張臺子—遼陽—湯河沿—甜水站—連山關—雪裏站—鳳凰城—高麗門—湯山城—九連城

概況 此の道路は沿道に無數の丘陵羅布して山路多く，殊に遼陽鳳凰城間は山間の溪谷を道とし，最も嶮岨であつた。鳳凰城を始め2,3の鎭驛があるが，何れも僻村である。

（3） 奉天より金州に至る道路

全長 約570粁

經過地 奉天—沙河—遼陽—海城—營口—蓋旗廠—蓋平—熊岳城—復州—金州

概況 奉天より營口に至る間は遼河に合する諸河流を越え，平地と山地との分界を走つてゐる。營口より金州に至る間は渤海の東海岸に沿ひ，近傍は產鹽地であるので運鹽の爲め車輛の往來は頻繁を極め，約3粁毎に必ず客舍の設備があつた。

（4） 奉天より開原經由吉林に至る道路

全長 約500粁

經過地 奉天—懿路—鐵嶺—開原—蓮花街—葉赫站—赫爾蘇—伊巴丹—双陽—伊勒門站—蒐登站—吉林

概況 此の道路は奉天山海關間の道路に次いで沿道驛站の車馬，客舍よく備はり殊に鐵嶺，開原は最も繁盛なる驛站であつた。盛京，吉林兩省省界附近の山道を除けば，道路は一般に平坦であつた。

（5） 奉天より新京經由吉林に至る道路

全長 約460粁

經過地 奉天—法庫門—小塔子—寶力屯—八面城—赫爾蘇—伊通—伊通門—長春—伊通門—吉林

概況 此の道路は柳邊墻の內外に沿ひ，沿道は沃野豐饒且つ殷富なる市街が多かつたので，行旅頻繁にして車馬，

客店の便を缺かず，黑龍江省に至る物資の此の道路によつて運ばれたものは頗る多かつた。長春より吉林に至る間には道路が數線あるが，皆山間の小蹊にして車行に便ならず，行旅は此の道に由るを普通とした。

（6） 吉林より寧古塔に至る道路

全長 約410粁

經過地 吉林—額赫木站—拉法站—退博站—額穆—必爾罕—沙蘭站—寧古塔

概況 長白山と小白山との中間を通ずる。土地は起伏し，峻坂，溪壑頗る多く，就中額赫木站より老爺嶺に至る間は嶄巖突兀，樹木鬱蒼として殆ど道なきが如く，又張店才嶺附近は匪賊の出沒常なくして，商賈の往來を妨ぐること少くなかつた。寧古塔より分れて南琿春に達する道路もあつた，延長約200粁。

（7） 吉林より齊々哈爾經由愛琿に至る道路

全長 約1,190粁

經過地 吉林—舒蘭—陶賴昭—社里站—伯都訥—茂興站—古魯站—他拉哈站—多耐站—溫特河站—齊々哈爾—搭哈爾—寧年站—拉哈站—博爾多—伊拉哈站—墨爾根—科洛站—庫木爾—額裕爾—璦琿

概況 此の道路は松花江の右岸より嫩江の左岸に沿ひ平坦なる曠野を行走し，驛站の外は人家が少なかつた。墨爾根を過ぎてより漸く北するに從ひ，地形次第に高起し，黑龍江岸に達した。

（8） 吉林より琿春に至る道路

全長 660粁

經過地 吉林—額穆—沙河鎭—黃土腰子—板橋子—楡樹川—老頭兒溝—延吉—嘎呀河—涼水泉子—密江—琿春

概況 吉林額穆間は前記吉林寧古塔間の道路と竝行して進み，黃道腰子を過ぐる頃迄は沿道の土地膏腴にして比較的平坦なれども，是より漸く山道となりて圖們江岸に出でて琿春に達した。

（9） 齊々哈爾より三姓に至る道路

全長 約700粁

經過地 齊々哈爾—呼蘭—巴彥蘇々—四站街—三站—三姓

概況 齊々哈爾より呼蘭に至る間は曠原を經過し，呼蘭より以東は松花江の左岸に沿ひ行走した。道路は總て平坦なりしを以て冬季結氷の候は商賈車馬の通行多く，客舍の如き比較的完備し，道路も粗惡ではなかつた。

（10） 寧古塔より三姓に至る道路

全長 370粁

經過地 寧古塔—頭站—二站—三站—四站—三站—頭站—三姓

概況 此の道路は軍道にして，1881年伊梨事件に際し，開鑿して車馬を通じ得る道路としたものである。三姓の管內に四站を，寧古塔管內に同じく四站を設け，各站に軍隊を配置して公文遞送の事を掌らしめたが，當時は兵站の外民家は極めて少なかつた。

（11） 寧古塔より露領に至る道路

全長 約330粁

經過地 寧古塔—拾馬溝—穆稜—萬鹿溝—三岔口（ウラジオストックに至る）

概況 此の道路は1880年の創設に係り，沿道には唯客店の設備あるのみにて，當時に於ては未だ移民の聚落をなしたものなく，交通極めて少なかつた。

滿蒙に於ける道路は一般に粗惡なること支那本部に異ならないが，水路の便によること比較的少く，陸路によること多く，中央の平原を通ぜるものは相當の幅員を有し，前述の如く奉天より山海關を經て北京に達する官路の如きは道幅約100米を有したが，官路は普通6米，大路は4米平均，其他の小路は道幅5，6呎を超ゆるものは極めて稀であつた。且つ其の大道たると村道たると

を問はず，清朝の政令弛緩せる19世紀末に於ては，開路以後改修行はれず，荒廢に委せられた爲め，官路，大路の大道すら凹凸甚だしくして歩行不便の箇所が尠くなかつた

滿蒙に於ける道路の設備は，中部及南部支那に於て亭，寶塔等の設備よく發達して旅行者に休憩の便を與へ，又道路の目標となせしに比すれば，其の設備著るしく劣つて居つた。唯奉天北京間の大道の如き一時は約6粁毎に望樓を構へ，又奉天吉林間の道路の如く，沿道驛站の車馬，客舍の設備大に完備せるものもあつたがこれ等は官路又は大路の內往來頻繁なる道路に限られた。橋梁の如きも滿蒙の河川は槪ね水底淺く，徒渉し得るもの多き爲め，官路或は大路上にまま石橋の架せられたのを見る以外は，橋梁は一般に少く,水淺き處は徒渉により，水深き處は擺渡と稱する渡船によるを普通とした。但し河流の深淺一定せず，渡河地點は屢々變更せられ，殊に雨季河水氾濫の際は，徒渉不能となつて，交通を妨げられることが少くなかつた。

道路の修理に對しては官憲の之をなすものなく，何れも沿路住民の献金によつて行はれた爲め，道路は自然修築せられずして放置せられ勝ちであつた。

滿蒙に於ける道路の特殊なる性質は，古くより今日に至る迄季節によつて道路の狀態著るしく變じ，爲めに道路の利用も自然季節の變化に應じて消長を來すと云ふことである。即ち1年の內11月より翌年3月に至る多季5箇月間は道路面凍結し，江河は至る處氷を以て自然の橋梁を作り，道路外の地又悉く赤裸々の空地となるから，平坦なる全地面の中を隨意に進路の方向を定め得べき便宜があつた。滿蒙に於ける1年の交通，運輸が悉く此の季節に行はれるのは全く此の事情を利用するに因るものである。滿蒙は又一般に降雪量が少く平地に於ては4，5寸を出づること稀にして，偶々山地に於て尺餘の積雪を見るも，交通上甚だしき障碍とならず，却つて北部に於ては橇の運行に便せられるのみである。斯く多季は1箇年中の交通季節に當り大，小道路共に交通頗る頻繁となり，貨物滿載の大車を見ざるの地なきに至る。之が爲めに各要路の沿道には，大小の旅宿開設せられ，各地の市場は此の半箇年を以て1年の生計を樹つる狀態に在るを普通とした。

之に反して春季3，4月の候となり，解氷期に至れば道路は忽ち破壞し6，7，8の3箇月は各地槪ね雨季に入りて道路の泥濘，轍を深く埋めて步行は云ふ迄もなく，河川增水し，時に氾濫して馬車の交通さへ困難に陷る。而して9月の乾燥期に入れば，漸次交通も容易となり，車馬の往來再び頻繁となつた。清朝が其の初期より軍を滿洲の野に送るに當り，單に秋，多若くは春初の道路凍結せる季節を擇んだのはよく此の間の消息を物語つてゐる。

滿洲國の道路政策　滿洲國に於ては統治上竝産業上の方面より道路網の建設を必要事とし，道路を國道，省道，縣道に區分して所轄を定め，橋梁，路面の完備は勿論，夏多自由に自動車を以て鐵道竝各地間の連絡を行ふ爲，近く道路建設司を設置し，新京を中心に大都市相互間を結び，乃至は又此處より放射させる事とし，幹線道路3萬キロ，支線道路6千キロの延長建設を行ひ，之れを5箇年計劃の下に每年6千キロ宛の工事を行ひ，第一期幹線を第二期以後は支線道路を建設すべく，計劃中である，現在主要都市を中心とする既設の幹線道路粁程は下の通りである。

（イ）　奉天を中心とする道路

錦　州經由至山海關	約	490粁
遼　陽經由至九連城	同	350
遼　陽經由至金　州	同	570
開　原經由至吉　林	同	500
新　京經由至吉　林	同	460

（ロ）　吉林を中心とする道路

額　　穆經由至寗古塔	約	410
齊々哈爾經由至璦　琿	同	1,090
延　　吉經由至琿　春	同	660

ハ）　齊々哈爾及寗古塔を中心とする道路

自齊々哈爾至三　姓	約	700
自寗 古 塔至三　姓	同	370
自寗 古 塔至露　領	同	330

滿洲國の道路網　滿洲國交通部では，全滿各地の治安維持復活と共に國防，産業開發，交通通信を完備する見地より，奉天，齊々哈爾，新京，錦州に滿洲道路建設局を設置し5箇年計畫に依り，全滿の交通道路網建設を策し目下具體案に就き協議中であるが，愈々大同2年度より，道路の工事著手に決定した延長6萬キロに達する同道路網は，次の幹線道路を中心に支線道路を分岐するものであるが，總工費7千萬圓第1期工事著手と同時に，道路法の發布を見る可く，滿鐵經濟調査會は依囑を受け法規の草案を練りつつある。尙ほ新に建設される幹線道路は國境圓周道路，國內縱貫道路竝に南北滿橫斷道路であるが同工事は便宜上各個に著手さるべく之が建設の曉には警備上，産業上，將又通信交通上一新紀元を劃するものとして大いに期待され早くも乘合自動車經營等が目論まれてゐる。

新京の道路網　附屬地中央通りの延長に關連し新京城內の道路網完成についても市政公署において全力を注ぎ，工事を急いで居るが大部分は結氷期までの竣工困難であり，大同2年度解氷期を待つて繼續される豫定である。

年內竣功する豫定の重なるものは國務院より執政府に到る道路及び國務院より首都警察署並びに吉長鐵路監理局に至る道路伊通川橋詰までで何れも既に八分通り工事も進捗附屬地同樣のアスフアルトのモダン道路に更生する筈である。

また目下工事中の西三馬路から六馬路に到る下水工事も11月中旬までには完成さるる豫定である。その他新京より吉林に至る幹線道路及び伊通川の鐵筋コンクリート橋梁も11月初旬までに完成し新京の道路網は本年內には未完成ながら相當なる整備をみる筈である。

交通機關　上記の如き道路の狀態に於て使用された交通運輸機關は駄獸竝馬騾類牽引の車輛にして，此の二種の機關は重要なる交通機關として古くより行はれてゐた。駄獸は多く山間の道路に使用せられたが，平原廣き滿蒙に於ては荷馬車を主とする車輛は各河川に於ける帆船と共に滿蒙の交通，運輸上最も重要なる機關であつて，殊に鐵道開通直前に至つては，遠距離の荷馬車輸送極度に旺盛となり，滿蒙各地殆ど之を見ざるの地なきに至つた。

松花江，黑龍江等の諸流域に於ては多季間橇を用ひ，水上若くは雪中にて人或は荷物の運搬に便し，車輛の補助機關として地方的には相當重視せらるべきものがあつた。

當時普通に使用された運送機關は大車，轎車及小車の3種であつて，殊に前二者が經濟的に重要なものであつた。

大車は二輪の荷馬車であつて用途も廣く，貨物の運搬のみでなく乘用にも供せられ，農作にも使用された。轎車は2輪の乘用馬車を云ひ，中流以上の人士の乘用の外絹，阿片等貴重品の輸送に供せられた。小車は1輪車の事で人力を以て推し進めるものであつて，貨物又は人の短距離輸送に用ひられる，長春，吉林，哈爾濱等の諸都會に於ては僅少の利用があつたに過ぎない。

道路は上述の如く一般に粗惡にして殊に6，7，8月の雨季に於ては車行困難となる爲め，上述各種車輛の構造も自然堅牢を主眼として製造せられ，震動に耐ふるものを以てし，用材は主に楡及樫が用ひられた。最も多く使用された大車は稍大型なるものに

て，車輪の直徑約1米3，舗板の長さ2米2餘，轅の長さ4米2乃至5にて，挽馬數は大型のものにても12頭を超えず，中型のものは7，8頭，小型のものは4，5頭にてよく牽引に耐えた。

車輛の積載量は車の大小に依り異るが，馬騾1頭の挽力はほぼ一定し居れるを以て，動力として使用せられた馬騾の挽力より車輛の積載量を推定するに，盛京省內及吉林，新京以北の松花江流域，博爾多站以南の嫩江の流域の如き土地概して平坦，道路甚だしく不良ならざる地方に於ては，馬騾1頭の挽力は普通雜穀240瓩內外にして，伊通，吉林以南及一面坡，三姓以南の如き高地に在りては道路の凹凸甚だしく，1頭の挽力は平均凡そ180瓩と推定し得られる。

車輛運輸の最も旺盛なるは冬期であつた。蓋し春，夏，秋の3季は農家の播種，耕作，收穫の時節にして，人馬共に耕作に忙がしく，且つ7，8月の雨期に入れば，道路の泥濘は車輪を沒して，人馬共に苦腦すれども，冬期に至れば，地盤凍結して，其の道路たると否とを問はず，坦々たる平原を馳驅し得ると共に，各地の豐富なる農産物が市場に向つて搬出せられる時期に相當するを以て，車馬の往來殊に頻繁を極めた。其の走行力は，夏季は概して降雨多く，道路泥濘凹凸を生じ，且つ暑熱の爲め馬匹の疲勞甚だしきを以て自然走行を減じ平均35粁內外である。之れに反して冬季は道路氷結し，車輪の運輸圓滑にして，且つ河川の氷上をも利用するを得べく，車行を妨ぐるものなき爲め，1日の行程50粁を超え，1時間よく6，7粁を得た。今奉天主要都市間の當時に於ける所要日數を示せば次の如くである。

區間	夏	冬
奉天一營口間	7 日	5 日
奉天一牛莊間	6 日	4 日
奉天一遼陽間	5 日	3 日
奉天一鐵嶺間	2日半	2 日
奉天一開原間	5 日	3 日
奉天一新民間	4 日	2日半
奉天一新京間	14 日	10 日

斯く荷馬車の往來盛んなる地方に於ては，自然馬車の往來に必要なる設備及制度を生じた。當時に於ける主要なる設備乃至制度は車房及鏢局であつた。車房とは馬車宿の謂にして，一名車頭房子とも云ひ，當時滿蒙各地に於て馬車の通過する沿道の村落には必ず此の設備があつた。

鏢局とは車輛の積載貨物を保險の目的物とし，途中の紛失，或は匪賊の掠奪に對して賠償の責に任ずる保險業者にして，當初滿洲に於ける馬賊其の他の災害に對しては，通常荷馬車10輛を以て1隊となし，1輛毎に1名の武裝せる壯丁を附し，以て運送の安全を計つたが，當時匪賊の橫行甚だしき爲め，1隊10人の壯丁を以てしては，運送の安全を保し難く，竟に鏢局なる特殊の保險制度の發達を見るに至り，鏢局は匪賊と連絡し，高率の保險料を徵して，其の幾分を匪賊に與へ，車輛には手票と稱する證明書を附し，以て匪賊の難を免れしめた。

滿蒙に於て橇の使用せられたる地方は大別して一は吉林を中心とし，東は琿春，寧古塔より西は哈爾濱に至る松花江流域と，他は烏蘇里江の支流イマン河にあるイマンを起點としてハバロフスク，ストレチエンスク方面を連ねる橇路卽ち黑龍江流域との橇にして，使用せられたる橇も前者の滿洲人自製たるに對して，後者は歐洲式の橇にて露西亞人の使用に係る。

松花江流域地方に使用せられたる橇は，其の數に於て決して少數ではなかつたが，多くは皆附近15，6粁乃至40粁の間の薪木運搬の用に供せられ，米鹽の運送をなすものは寥々たるものであつた。之等の橇は馬1，2頭に挽かせ，1瓲內外の貨物を1日5，60粁の割合にて行走し，使用期間は大凡12月初より1月末若くは2月初の間であつた。

松花江流域の橇が極めて短期間の間車輛の補助を爲すに過ぎずして，交通，運輸上の價値左程大ならざりしに對して，黑龍江流域の橇輸送は其の通行期間5箇月に及び，黑龍江流域船舶の航行期間6箇月なるに比しても其の重要さは優に車輛の上に在ることを知り得べく，烏蘇里鐵道の敷設前に於ては，冬期間黑龍州，沿海州を後貝加爾に連絡する唯一の交通機關にして，當時に於てハバロフスク，ストレチエンスク間には，20粁乃至30粁を距てて驛遞の設備あり，旅客及郵便の運搬に便じてゐた。

（2） 關東州及鐵道附屬地の道路

大　連　新興文化都市建設のため大連は市街施設に營々たること25年，現在は街路整然として縱橫に走つてゐる。道路の方式は大體露治時代の設計區劃によつて大廣場を中心とし處々に小廣場を設けて放射線式としてゐる。特別（幅員25間），1等（幅員18間，2等（幅員14間），3等（幅員10間），4等（幅員8間），5等（幅員6間以下），6等（幅員3間未滿）に區分し，幅員區分に適合しないものは其の最も近い等級に編入してゐる。

道床の構法は材料及び勞力供給の方法，氣候風土，衞生上の關係，交通機關の種類と維持費の多寡其他地方的條件を參酌考慮し愼重調査の上，車道は碎石を以てするマカダム式を採用し道路の中央を車道とし左右に花崗石又は粗石を以て側溝を造り竝木數及び等級に應じて幅員12尺，9尺又は6尺の步道を設けてゐる。車道は床厚3寸乃至1尺で18噸又は15噸ローラーにて輾壓し仕上げ後はコールターを撒布してゐる。車道中特に荷馬車の交通頻繁なる箇所には荷馬車通過指定道路を制定し路面の毀損，磨滅を局部的に制限し其の一部には花崗石，舗石道を設けて居るが更に昭和3年度から耐火力試驗の爲先づ寺內通に硬質煉瓦，花崗石「メリデヂツト」を以て舗裝，步道にはコンクリートブロツク方形のものを敷詰め竝木道には胡藤，ポプラ，白楊等の落葉樹が美しい影を映じてゐる。

都市の發展に伴ふ擴張區域に於ける街路の計劃に就ては都市計劃學說と舊大連を形成してゐる放射線式の經驗とに徵して，地區を方形又は矩形とし，必要の場所を斜路で連絡し，處々に廣場を設けてゐる。廣場の主なるものは長者廣場（面積3,389坪）花園廣場（面積1,256坪）大正廣場（面積1,018坪）黃金廣場（面積2,535坪）三春廣場（面積1,212坪）囘春廣場（面積1,044坪）等である。

旅　順　旅順の市街道路は露治時代半成のものに修理改修を行つたものであつて道路築造の方法は大體に於て大連と同じく車道はマカダム式道路とし人道はコンクリート方塊を敷詰めてゐるが，地勢の狀態及び建築歷史の關係上大連の如く精確な階級的施設を施すことは不可能なので，車道幅員を3間乃至8間とし其の左右に竝木路及び人道路を附設してゐる。

街路竝木も亦大體に於て大連と異るところは無かつたが近年胡藤，ポプラ，白楊，柳等の外，櫻を植樹し，花時には一段の美觀を呈してゐる。

州內市外　從來關東州に於ては旅順から金州を經て北方に通ずる一條の奉天街道を除く外は殆んど道路と稱すべきものなく州內各地間の交通は概ね河床を利用してゐた。是等河床は1年間の大部分を通じ水量甚だ尠く或は全く流水を見ないが，雨季に至ると，忽ち氾濫して交通を杜絕し其の後數旬の間は泥濘車軸を沒し車馬の通行が殆んど不可能になる。此の期間の州內交通路としては僅に馱馬道があるばかりで，日本の租借繼承後は暫く露治時代の各鐵路を修繕するに止めてゐたが，大正元年州內に於て幹支線道路の築造を計劃し同4年略其の完成を見た。所謂福島道路はそれである。

幹線道路は幅員4間とし支線道路は地方

の狀況に依つて一定してゐないが，２間內外を標準としてゐる。

旅周道路　旅順より營城子，牧城驛を經て周水子に出づるものは所謂旅大の裏道路であつて延長約44基米突，幅４間乃至６間であつて，自動車道路と荷馬車道路に區分してゐる。

旅順・大連道路　旅順市と大連市との交通聯絡は行政，經濟，運輸其他の點から見ても，極めて緊急且必要の施設であるとして大正10年旅大間道路の築造に著手し大正13年10月之を完成した。道路は自動車道及び荷馬車道に區別し，自動車道はマカダム式碎石道，路面にコールターを撒布し兩側に並木を植ゑ荷馬車道は碎石道路である。星ヶ浦小平島間の幅員は６間其他は５間で路線中に老座山，白銀山の二隧道がある。延長19,640間で之に旅大兩市の元標と築造，道路兩端との距離を加算するときは25,260間となる。荷馬車道中交通の極めて頻繁な星ヶ浦附近は昭和３年に工費５萬圓を以て延長1,320間を舖石道に改築した。

大連・普蘭店道路　關東州に於ける幹線道路の根幹をなす大連から金州普蘭店を經て遠く奉天に通ずる所謂奉天街道は主要路線であるに拘らず，不完備で漸く荷馬車の往來を支ふるのみであつたが，大正14年8月道路建設を起し沙河口驛より周水子驛を通じ南關嶺驛附近を通じ金州に出て，更に金州を起點として普蘭店に通ずるものを完成した。路面は自動車道と荷馬車道に區別し自動車道はマカダム碎石道である。道路の全幅員は將來大連市の擴張發展を考慮し大連周水子間18間と豫定し差當り其の中央から片側9間半を竣工せしめたもので延長2,468間工費299,900圓，周水金州間延長12,743間で，幅員11米乃至12米の碎石道路で路線は周水子南關嶺貯炭場間及び南關嶺驛附近三十里堡部落間並びに後關屯大毛堂子間は新道を開鑿し其他は舊道を利用し路面の築造をしたもので，本道路中特に荷馬車の交通頻繁な周水子姚家屯間の路線の大部分は自動車道幅6米5，馬車道幅５米とし，其の境界には30糎以上の段を設けて交通の安全を期してゐる。その工費は214,200圓，金州普蘭店間の道路は大連金州道路の延長であつて10里34町25間その工費豫算48萬圓を以て昭和４年６月工事に着手したものである。

甘井子道路　本道路は滿鐵本線周水子驛前廣場から大連管內海猫屯會大椒樹房屯に於ける甘井子埠頭貯炭場用地境界線に沿ふ滿鐵施設道路に連絡する道路で，延長4,714米7(2,593間)幅員８米「マカダム」式碎石道である。本工事は昭和４年９月着手し昭和5年9月30日に竣工した。その工費は7,700圓である。

周水子飛行場道路　本道路は周水子驛の東南方大連金州道路の分岐點から周水子飛行場正門前及び陸軍用地柵外に沿ふ道路に連絡する延長610米(335間5)の「マカダム」式碎石道で，その工費7,772圓を要し，昭和4年8月起工し同年11月28日に竣工した。

鐵道附屬地　南滿洲鐵道附屬地に於ける市街道路は他の土木施設と共に滿鐵會社に於て管掌してゐる。明治39年會社創業當時に於ける附屬地の狀況は大連を除いた沿線に在つては遼陽，公主嶺等は稍市街の體裁を具へてゐたが，一小部落に過ぎなかつた。其他瓦房店，大石橋，鐵嶺の如きは露西亞式家屋が多少點在してゐたばかりで，爾餘の附屬地は荒謀たる原野で各地共道路の修築せられたものなく排水の設備不完全で交通の途を絕ち居住の不便甚しかつた。南滿洲鐵道株式會社は創業と共に先づ市街計劃の急務を認め其工に着手し市街中道路を築造したものは本線沿線55箇所と撫順並に安奉線の主要驛所在地であつた。道路の幅員は４間乃至20間とし更に一區劃內の小道を幅３間以下１間３尺としてゐる。而して幅員８間以上の道路は車道と步道とに區別し步道には並木を設け胡藤，ポプラ等を植樹し尙廣場には花壇等を設けて步行者の慰安に供してゐる。

車道は總てマカダム式となし支那馬車の通路は多年の經驗に徵し漸次張石路面に改築してゐる。

又鞍山，遼陽，奉天，新京，安東の如き主要都市の道路にはコールターを撒布し步道はセメントタイル又は煉瓦張としてゐる。

道路延長坪數表　（昭和６年末現在）

種別	延長（里町間）	坪數
旅順民政署管內	111.10.03	809,678
大連民政署管內	140.25.03	1,599,682
金州民政署管內	86.13.03	791,351
普蘭店民政署管內	129.10.50	1,332,229
貔子窩民政署管內	195.03.16	1,099,476
總計	**662.26.15**	**5,632,416**
昭和５年末	652.24.42	5,477,460

橋梁延長表　（昭和６年末）

種別	箇所	延長（里町門）
旅順民政署管內	151	12.52
大連民政署管內	115	15.51
金州民政署管內	52	3.16
普蘭店民政署管內	81	7.36
貔子窩民政署管內	107	11.06
總計	**506**	**1.14.41**
昭和５年末	470	1.11.36

（四）航　　空

日滿航空事業

總　說　滿蒙に於ける航空は日本航空輸送株式會社の內鮮滿連絡輸送コース東京大連線と，滿洲航空株式會社のチチハル新義州線及び奉天大連線とがあり，兩者は大連及新義州に於て連絡し，內鮮滿間の敏速な航空交通を實施してゐる。目下大連東京間及奉天東京間は一日半連絡なるも夜間航空設備完了せば即日連絡となり交通通信界の一大エポックメーキングとならう。

關東州內の航空に關する事務は昭和２年６月航空法施行，同年８月同法を關東州に準用せらるるに及び，之を關東廳遞信局の所管に加へられたもので，管內の航空は大正15年９月以後日本航空株式會社に於て試驗飛行をなしつつあつたが，昭和４年度から政府の補助を受くる日本航空輸送株式會社に於て東京大連線定期航空輸送を實施し大連，新義州，平壤，京城，蔚山，福岡，大阪，東京各地間の郵便物並びに貨物の輸送を始めた。即ち日本航空輸送株式會社では昭和4年4月１日から先づサルムソン機で郵便物，6月21日から貨物の輸送を開始したが同年９月10日より旅客輸送をも開始するに至つた。

大連飛行場設置　日鮮滿間定期航空を初めとし我が關東州に航空機の飛來するもの漸次增加しつつあるのに鑑み，之が發着に關する事務を取扱はしむるため，昭和５年９月周水子に大連飛行場を設置した。

日本航空輸送株式會社（東京市芝區櫻田本鄉町七飛行館）同大連營業所（大連市連鎖街常盤通）同大連支所（大連市外周水子大連飛行場內）昭和３年５月第55帝國議會に於ける航空輸送補助に關する決議に基き資本金１千萬圓を以て航空機に依る旅客貨物及び郵便物の輸送業務を營むため昭和３年度に於て本社の創立を爲し且諸般の設備を整へ昭和４年度より定期航空を開始した。

經營航空路

航空路	距離（粁）	區間	航空回數	備考
東京大連線	425	東京—大阪	毎週12往復	現在運航
	500	大阪—福岡	同　6往復	
	240	福岡—蔚山	同　6往復	
	310	蔚山—京城	同　6往復	
	200	京城—平壤	同　6往復	
	400	平壤—大連	同　6往復	

支所所在地　東京，大阪，福岡(名島)太刀洗，京城，大連。

出張所所在地　平壤，蔚山，新義州，

營業所所在地　東京，大阪，福岡，京城，大連。

旅客料金

東京—大阪間	30圓
大阪—福岡間	35圓
福岡—蔚山間	18圓
蔚山—京城間	22圓
京城—平壤間	13圓
平壤—新義州間	12圓

新義州—大　連間　19圓

手荷物運賃　携帶手荷物は1名15瓩(約4貫目)迄は無料で，超過手荷物運賃は次の如くである。

內地相互間及鮮滿相互間	超過重量	15キログラム迄	1キロ毎に70錢
	同	15キログラム以上	1キロ毎に1圓
內地，鮮滿相互間	超過重量	15キログラム迄	1キロ毎に1圓10錢
	同	15キログラム以上	1キロ毎に2圓

航空郵便　本年鑑通信の章を參照。

滿洲航空輸送會社　(本社奉天商埠地三經路)滿洲國政府ではかねて歐亞を結ぶ空の大幹線を完成する爲め，航空輸送を研究調査中であつたが，廣大無邊の滿洲の大平原を連絡するには航空機が最も便利である事も一般に認むる所であつて滿洲の各地は定期航空輸送が開始せらるれば產業の開發文化の促進に貢献すること大なるものあるに鑑み豫て此の種事業に就き研究を續けて居たが，昭和7年9月26日創立された滿洲航空株式會社は滿洲國政府滿鐵及住友合資會社の奉仕的出資に依る日滿合辦の株式會社で滿洲國に其の國籍を有するものである。然して名目は株式會社であるが日本政府及滿鐵會社より積極的援助に依る公益法人とも見るべきもので，資本金500萬圓，內100萬圓を政府の補助とし本社を奉天に置き，新京，奉天，齊々哈爾，哈爾濱，大連，新義州，敦化，海倫，綏化，灰漠洞，克山，龍井村，滿洲里等12箇所に支所及出張所を設置し日滿連絡の圓滑を期してゐる。

幹線航空路　同社の幹線航空路は齊々哈爾—哈爾濱—新京—奉天—新義州—(日本空輸)を繫いでゐる。

支線航空路　(イ)哈爾濱—綏化—海倫—克山線。(ロ)哈爾濱—佳木斯—富錦—哈爾濱—寧安線。(ハ)新京—吉林—新站—敦化線。(ニ)龍井村—灰漠洞線。(ホ)奉天—大連線。

同社の定款の重なるものは

1，滿洲國內及滿洲國と隣接國間に於ける旅客，郵便物及貨物等の航空機に依る輸送

2．航空機の修理及機體の製造組立

3．本會社は前項に揭ぐる事業の外管理官廳より命令又は認可を受けたる下記事業

（イ）航空機の賃貸事業

（ロ）其の他航空權を以てする一切の事業

（ハ）航空事業の便宜の爲にする附帶事業

1．本會社の資本總額は滿洲國通貨(以下銀と稱す)385萬圓とす。

1．本會社は本店を奉天に支店を東京に置く。

1．本會社の株式は7,700株とし1株の金額を銀500圓とす。

尙同社使用の飛行機は世界的に優秀の稱あるフオツカー式旅客機で昭和7年11月3日から空輸を開始し滿洲國要人には非常な期待と待望を以て迎へられてゐる。一體に滿洲は地形氣候共に飛行に好適であつて，極く小部分にあるエアー・ポケットをのぞいては極めて滑かな氣流に浮んで飛行する事が出來る。從つて同社は將來貨物方面に對しては貨物專用機を使用して鐵道なき地方へ大量貨物の輸送を行はんとしてゐる。尙又新京を中心として遠隔の各地から新京に用務を帶びる要人の多くはこの航空旅客機によつて之を利用し又內地方面よりの滿洲視察者も飛行機から廣範圍に亙り正確に視察を遂げられることとなり殊に容易に行けぬ鐵道沿線外の產業的視察を完全に遂げ得ることとなるから今後は飛行機の利用に劃期的時代をなすものと見られてゐる。兎に角航空開始が滿洲の文化に寄與することは甚だ多いものであらう。

滿鐵の航空路計劃　滿洲を中心として歐洲と日本とを連絡する爲めに，滿鐵の一部に於て航空路の開設に就て，建議し，爾來會社の技術局之れが中心となつて調査を進めてゐる。實現の上は軍事上，通商上その利便は莫大なるものがあらう。

（五）通　信

（一）滿洲國の通信

（1）郵政接收經緯

概　況　滿洲國政府では建國宣言の主旨に從ひ大同元年4月1日を以て國內郵政接收を宣言し新に郵便切手，端書を制定し大同元年8月1日を期して滿洲國內に於ける郵政權の接收を斷行するに決し，7月11日交通部郵政司より郵便法，爲替法，預金法等に關する廣汎なる條例を正式發表した處が斷然南京政府は滿洲郵政封鎖命令を發して滿洲國政府と正面衝突をなすに至つた。かくして7月24日以後全滿郵政局は一齊に閉鎖され一時郵務停止のやむなきに至つたが，滿洲國政府は直に緊急善後策協議の結果實力を以て接收することとなり，25日完全に接收を終つた。

因に職員に對しては身分の高下を問はず，俸給及一切の待遇並に將來の昇進に關して中華民國の規定と毫も差異なき旨，大同元年7月15日交通部訓令を以て發表した。

奉　天　大同元年7月25日中華民國側職員の一齊退却により，平穩裡に滿洲國に接收された奉天郵政局は，26日午前9時藤原郵政司長の總指揮の下に滿洲國交通部の手で再開され，爲替小包に至る一切の郵政事務が從來通り開始された。斯くて奉天郵政局は完全に滿洲國に接收され，然も接收の25日休業したのみで，忽ち再開され，即日一切の郵政事務がとられると同時に新切手葉書までが賣出されたので，其の鮮かさ振りを一般から賞揚されてゐるが，奉天省の郵政は局一等局3，二等局43，三等局77，郵務支局29，代辦處362である。

新　京　新京郵政局長レコード氏(佛人)も遂に26日に至り吉黑郵政管理局郵務長スミス氏の命に依る郵政局を閉鎖したので，當交通部では直ちに接收に着手し祕書金振民氏を臨時局長に任命し，レコード氏より事務の引繼を受けしめ，局長を除く全局員は無事接收を終り，直に執務して何れも平靜に其持場に就いて居る。

哈爾濱　滿洲國の郵政接收と共に26日哈爾濱にある郵便局5箇所中新市街にある本局は當日より從前通り開門して滿洲國人の手にて事務を開始し，通常郵便のみの取扱ひを開始し新切手を發賣した。新郵政局長夏紹康氏は26日朝着任した。接收後最初の新京，奉天方面行郵便物は26日朝10時20分發の列車で發送された。

安　東　安東郵政局接收に關し滿洲國郵政監督官工藤準氏は26日郵政局の王局長と會見の結果，午前11時圓滿にこれが接收を完了した。此の結果同局長外事務員56名は南京に引揚げ，他の約16名の從業員は滿洲國に居殘り其儘忠誠を盡すことを誓約して事務を開始した。

營　口　南京政府郵務管理局から營口郵務局長朱尉如氏に對し郵政局を閉鎖し，局員は即時關內に引揚ぐべしとの命に接したので25日閉鎖に決したが，滿洲國側に於ては通信事務の停滯は影響大なりとし，王督察長は滿洲國政府の命に依り接收の旨を傳へ，交通部郵務司管務官山田鎗一氏は局員全部に對して留任を勸告し，留任希望者には滿洲國の辭令を交附することにしたが大體に於て留任希望の趣であつた。然るに上記の接收は極めて敏活に行はれ，事務の停滯は僅に1時間餘であつて公衆には何等の影響を及ぼさなかつたのである。

鳳城縣郵政局　ポリテイ奉天郵政管理局長は24日南京政府の命に依つて全滿郵便局に對し，25日より一齊に閉鎖すべき命令を

發したが，鳳城縣郵政局では同日に至るも尙該命令に接せず續いて事務を取り扱つてゐたが，同地憲兵隊では郵政局內の動搖を防ぐため局長王禹五氏を招き協議の結果，(イ)例へ奉天郵政管理局より業務中止の命に接しても從前通り變化なく業務を行ふ。(ロ)中華民國切手のある內は之を用ひ，無くなると同時に滿洲國新切手を用ふるの二項を協議したが，王禹五氏は圓滿接收を希望した，尙新切手は既に郵政局に到著してゐたが其後圓滿に接收を終了した。

吉黑郵務管理局　吉黑郵務管理代理局長夏紹康氏は交通部第3號同54號の訓令に依つて郵務接收の趣旨及郵務局服務員の保障便法に就て聲明したが，服務員は疑惑を抱いて總罷業を行つたので，26日附を以て罷業煽動員は調査の上嚴罰に處し，從來通り服務する者は規定に依つて優遇する由を聲明した爲，其後支障なく業務開始の運びに至つた。

(2)　通信の現狀

概　況　滿洲國の通信はかくして接收され何等の澁滯も見ずして本來の使命を發揮してゐるが，現在その中樞機關となつてゐるものは實業部郵務司であつて，尙交通部に直屬する郵政管理局，電政管理局(大同元年7月7日，敎令58號)等があり，其下に各所の郵務局が當つて活潑に活動してゐる。

郵務司　郵務司は新京にあつて交通部に直屬し庶務，郵務，電務，貯金，工務，經理の6科を置き，庶務科は機密，文書及人事，各科の主管に屬せざる事項を掌り，郵務科は郵便，小包郵便の諸項を掌り，電務科は有線及無線電信，有線及無線電話，放送の諸項を掌り，貯金科は郵便爲替，郵便貯金を掌り，工務科は電信の技術，電話の技術を掌り，經理科は經理，工事の請負契約等を夫々掌る。

電政管理局　電政管理局は交通部に直屬し其管轄區域內の電信電話の管理に關する事務を掌る。電政管理局には局長，副局長，事務官，技正，屬官，技士の職員の制を布いてゐる。

電政管理局名稱位置及管轄區域

名　　稱	位置	管轄區域
奉天電政管理局	奉　天	奉天省熱河省興安省(呼倫貝爾を除く)
哈爾濱電政管理局	哈爾濱	吉林省黑龍江省興安省の內呼倫貝爾

(大同元年7月9日現在)

電政管理局分科　電政管理局に庶務，業務，經理，工務の科を置き，庶務科は文書の接受淨書發送及編纂保存，職員の進退賞罰及身分，職員の試驗，局長印及局印の管守，統計及報告，職員の共濟，他科に屬せざる事項を掌り，業務科は電信電話事業に屬する業務の規定，電信電話事業の監督及事故處分，電信電話事業の規畫，電信電話事業取扱局所の開發，電信電話事業取扱局所廳舍の位置及構造竝設備，電話業務に屬する原書の調査及保存，外國電報電話料金の計算，其他電信電話業務に關する事項を掌り，經理科は歲入歲出の豫算決算，收入及支出竝に現金出納檢査，事業用物品の經理，工事竝に物件の賣買貸借交換修繕及運送，物品の亡失毀損處理，官有財產の管理，其他經理事務の諸項を掌り，工務課は電信電話の線路及機械の建設及保守，電信電話工事用物品の配給及經理竝に不適用品の利用調査，電信電話用品の仕様製作及改良，其他電信電話建設及保守工事の諸項を掌る。

蒙地の驛站　興安省は邊陲に位して交通不便であり，未だ郵政機關の設立なく，各旗公署の公文書送達毎に他所を經由轉送され，最遠方の地方宛公文書の往復は1箇月を要さなければ到達しないので，舊制に倣つて各旗距里60乃至70里の地方毎に1驛站を設け，札賚特旗より賓旗に至る共計1,200里の間に19箇所の驛站を設けることになつた。而して，設置後に於ける緊急公文送達は毎日400乃至500里を馳驅すべく1,000里の距離は5日乃至6日を以て到達するに至つてゐる。

郵便葉書及郵便切手　滿洲國郵便葉書及郵便切手は大同元年7月26日より下の通り葉書5種，切手18種を發行する。舊郵便葉書及舊郵便切手は同日より起算して1箇月間は從前の例によつて使用することを得る。舊郵便葉書又は舊郵便切手所有者の新郵便葉書及郵便切手の引換は大同元年12月31日迄である。

新郵便葉書

種別	圖形	色彩
壹分	長邊14糎短邊9糎 左側に料額及「滿洲國郵政明信片」の文字を表す 中部に劃線を引き「右邊只寫收信人名姓住址」の文字を印す	褐色
貳分	同	綠色
	同	
貳分(往復葉書)	同 往信用の部中部劃線左側に「如同信須寫於副片」の文字を印す	褐色
四分(往復葉書)	同	綠色
	同	
壹角五分	同 左側に料額と「CARTE-POSTAL」及「滿洲國郵政明信片」の文字を印す	赤色

新郵便切手

種別	圖形	色彩
半分	長邊25粍短邊22粍 塔を表せるもの	焦茶色
壹分	同	紅蝦茶色
壹分五厘	同	淡紫色
貳分	同	藍色
參分	同	鳶色
四分	同	鶯茶色
五分	同	綠色
六分	同	赤色
七分	同	鼠色
八分	同	金茶色
壹角	同	朱色
壹角參分	長邊25粍　短邊22粍 執政溥儀氏の肖像を表はせるもの	鳶色
壹角五分	同	赤色
壹角六分	同	青綠色
貳角	同	焦茶色
參角	同	黃緒色
五角	同	老綠色
壹圓	同	紅紫色

郵便爲替印紙　滿洲國郵便爲替印紙は大同元年7月26日より下の13種に改められ，舊郵便爲替印紙に依る郵便爲替は大同元年7月26日以前の日附を有するもの以外は無效となつた。

新郵便爲替印紙

種別	圖形	色彩
壹分	長邊25粍短邊22粍 杏花の模樣を表したるもの	紅蝦茶色
貳分	同	綠色
五分	同	紅紫色
壹角	同	藍色
貳角	同	鳶色
五角	同	金茶色
壹圓	同	紅蝦茶色
貳圓	同	綠色
五圓	同	紅紫色
拾圓	同	藍色
貳拾圓	同	鳶色
五拾圓	同	金茶色
壹百圓	同	赤色

日滿遞信會社計畫　電信，電話事業の今後の方針に就き滿洲國政府では研究中であつたが愈々日滿合辦官民合同事業として大同2年內に完成せしむる模樣であるが，同事業の內容は資本金2,000萬圓程度の通信會社を設立關東廳遞信局滿鐵が資本及建設材料の援助をなすもので之に關し櫻井關東廳遞信局長は9月10日日本政府と打合せの爲上京したが計畫は漸次具體化するものと見られてゐる。(昭和7年9月10日)

奉山沿線遞信線の改修　滿洲國奉天電政管理局では經費13萬圓を以て奉山沿線の電信，電話線の改修工事を在奉木村電機公司奉天出張所に請負はしめ10月1日より著工大同元年中に竣成の豫定である。

(昭和7年9月現在)

米國對滿洲國遞信關係　米國遞信省は滿洲國に對し大同元年9月23日附を以て小包郵便及送金爲替は取扱はざる旨發表した但し信書は取扱ふ。(昭和7年9月現在)

日滿郵便，電話條約　日本の滿洲國承認の結果滿洲國政府は新に日滿郵便，電話條約を締結の必要を認め9月20日藤原交通部郵務司長を東京に特派し日本當局と折衝せしむるに決定し派遣した。(昭和7年9月現在)

水災電報無料取扱　大同元年8月25日交通部訓令を以て執政府內水災臨時義賑會及哈爾濱水災非常委員會並に各其分辦處間に往復する電報は國內に限り，(イ)直接水災救恤に關するもの，(ロ)賴信紙餘白適宜の箇所に「水災電報」と朱記し發信人の公印を押捺せるものは大同元年11月末日まで無料取扱とする旨發表された。

(3) 航空郵便

航空郵便物　郵空郵便物には表面に航空の指定を明瞭に表示し，郵局に差出すのであるが，書留でない郵便物は郵便函に差入れることが出來る。航空郵便物については下の如き特別料金を完納することを必要とする。(大同元年10月26日交通部令第7號)

種別	區別	國內相互間及關東州に宛つるもの	朝鮮に宛つるもの	日本內地に宛つるもの
書狀	重量20瓦毎又は其の端數毎に	1角5分	1角5分	3角
郵便葉書	通常	7分	7分	1角5分
	往復	往返信各別に7分	同上 7分	同上 1角5分
新聞紙	50瓦毎に(但し2瓩迄)	2角5分	2角5分	5角
書籍印刷物業務用書類	100瓦迄	2角5分	2角5分	5角
	250瓦迄	6角	6角	1圓2角5分
	500瓦迄	1圓2角	1圓2角	2圓5角
	1瓩迄	2圓4角	2圓4角	5圓
	2瓩迄	4圓8角	4圓3角	10圓
	3瓩迄(但し書籍にして單册を差出す場合に限る)	7圓2角	7圓2角	15圓
商品見本	100瓦迄	2角5分	2角5分	5角
	250瓦迄	6角	6角	1圓2角5分
	350瓦迄	8角	8角	1圓7角5分
	500瓦迄	1圓2角	1圓2角	2圓5角
小包郵便物	1瓩迄	—	1圓	2圓
	1瓩を超える部分は5百瓦又は其の端數毎に	—	5角	1圓

航空郵便線路

線路名	局名		航空回數
齊々哈爾新義州線	齊々哈爾 新京 新義州	哈爾濱 奉天	奉天 新義州間毎週往復各6回他毎日1回
新京龍井村線	新京 敦化	吉林 龍井村	毎週往復各3回(月曜日 水曜日 金曜日)

(二) 日本側の通信

(1) 現況

滿洲に於ける日本の遞信事業は近時目覺しい進步發達を遂げたのであるが，昭和6年度より7年度にかけては，滿洲事變に續いて滿洲國の成立を見，其間時代に相應して進展と繁劇を經過し，日滿文明文化の神經系統としての機能を遺憾なく發揮した。

殊に本年中に於て大連郵便局電信課は獨立して大連中央電信局と稱せられ，大連郵便局は大連中央郵便局と稱せらるるに至つたのは特記すべき事實である。

(2) 制度

滿洲に於ける日本の遞信事業は，日露戰役の際施設せられたる野戰郵便及軍用電信等の軍事通信機關に其端を發し，明治39年7月關東都督府郵便電信局官制公布せられ同年9月1日施行と同時に是等軍用通信機關を繼承するに及び，始めて民政組織の下に一般的遞信事業施設の創始を見るに至つたもので，爾來時勢の推移に伴ひ屢々官制の改正を見た。現制度は大正9年10月關東廳遞信官署官制に依るもので遞信官署は關東長官の管理の下に中央機關たる遞信局と地方機關たる郵便局，電信局，電話局及郵

便所とに分かれ，遞信局は郵便，郵便爲替，郵便貯金及電信電話に關する事務，電信電話の建設，私設電信電話及電氣事業の監督並に航空に關する事務を掌り，郵便局以下は郵便，電信，電話の現業事務を掌つて居たが，更に昭和5年9月遞信局所管事項に新に瓦斯事業の監督に關する事務を加へ，遞信官署に飛行場を置き航空機の發著に關する事務をも掌る事となつた。

(3) 通信機關

中央機關　布制當初に於ける中央機關は郵便電信局と稱したが，明治41年10月通信管理局と改め，大正9年10月更に遞信局と改稱して現在は庶務，監理，電氣，經理，工務，貯金及び遞信講習所の6課1所に分かれてゐる。

地方機關　地方現業機關は軍政時代軍事上の必要に依り隨所に設置した野戰郵便局及軍用電信所に其の端を發するものであるが，始政以來時代の進運に鑑み銳意改善擴張を圖つた結果，繼承當時は僅に94箇所であつた局所は，現在郵便局，電信局，電話局，郵便所，郵便取扱所，電信取扱所，電話取扱所，飛行場等を合せて391箇所を算し，滿洲邦人の在住する所殆んど通信の途備はらざる處なきに至つた。前掲機關の數を表示すれば次の如くである。

遞信機關累年比較

年次	遞信局	郵便局	郵便局出張所	郵便所	無線電信局	電話局	郵便取扱所	電信取扱所	無線電信取扱所	電話取扱所	飛行場	計
大正11年度	1	42	11	6	3	2	72	83	—	10	—	230
同 12年度	1	42	11	7	3	2	145	84	1	13	—	309
同 13年度	1	40	7	12	3	2	141	85	5	17	—	313
同 14年度	1	40	8	16	3	2	140	88	8	18	—	324
昭和元年度	1	40	8	16	3	2	146	90	11	20	—	337
同 2年度	1	41	8	17	3	3	150	97	16	19	—	355
同 3年度	1	42	9	18	4	3	149	97	21	22	—	366
同 4年度	1	42	8	20	4	3	150	100	34	22	—	384
同 5年度	1	43	7	22	4	3	151	100	34	22	1	388
同 6年度	1	43	9	22	4	3	149	100	37	22	1	391

尚本表中昭和6年度末に於ける業務取扱種別を分類すれば，郵便を取扱ふ局所223，電信を取扱ふ局所164，無線電信を取扱ふ局所41，電話交換を取扱ふ局所32，電話通話を行ふ局所89箇所である。

(4) 郵便

機　關　郵便機關は始政當時僅に40餘の少數に過ぎなかつたが，逐年普及充實を圖つた結果，現在は223を算し又關東州內に對しては，大正13年新に會屯郵便制度を設けて州內各會屯及離島に亙り簡易なる郵便取扱所を置き，郵便物の引受交付を取扱はしむると同時に，從來滿鐵會社と協定して便宜郵便物を取扱はしめて居た鐵道停車場を，總て郵便取扱所に變更し，公式の機關とした結果，關東州內邊境の地及滿鐵中間驛に至るまで，我が郵便機關は凡て備はるに至つた。

管內遞送　管內相互間發著のものは主として南滿鐵道及金福鐵路に依る鐵道便と其他通常道路及船便とに依る事となつて居る

日本內地　日本內地發著のものは，通常郵便物は朝鮮を經由して鐵道便に依り毎日2回遞送せられ，小包郵便は專ら神戶大連間の船便に依り3日毎1回發着して居るが，此外昭和4年4月から通常小包共東京大連間の定期航空便に依り日曜を除き毎日1回遞送の途が開かるるに至つた。

朝　鮮　朝鮮發著の郵便物は通常小包共に大連，新京，奉天，安東縣間及朝鮮の各鐵道に依り1日3回の發著と上記航空便に

依るの外船便をも利用し又安東新義州間にては同地間軌道を利用して，1日1往復の遞送をなしつゝある。

郵便料金改正　朝鮮及滿洲國宛郵便物並に租借地外相互間發着郵便物の航空取扱に要する料金は昭和7年11月10日附を以て下の如く改正された。

イ　管内より朝鮮に宛つる郵便物

昭和4年遞信省令第8號航空郵便規則に定むる內地相互間の料金と同額とす。

ロ　租借地より滿洲國に宛つる通常郵便物（價格表記箱物を除く）

大正10年遞信省令第56號外國郵便規則に定むる內地區間の料金と同額とす。

ハ　租借地外相互間發著及租借地外より滿洲國に宛つる通常郵便物

書狀（無封の書狀を除く）	重量20グラム又は其の端數毎に	15	錢
郵便葉書	通常葉書	7	錢
	往復葉書 往信返信各別に	7	錢
	封緘葉書	15	錢
第3種郵便物の認可を得たる定期刊行物	重量50グラム又は其の端數毎に	25	錢
書籍，印刷物，業務用書類	重量百グラム迄	25	錢
	重量250グラム迄	60	錢
	重量5百グラム迄	1圓20	錢
	重量1キログラム迄	2圓40	錢
	重量2キログラム迄（租借地外相互間に限る）（1キログラム迄）	4圓80	錢
商品見本	重量百グラム迄	25	錢
	重量250百グラム迄	60	錢
	重量350グラム迄	80	錢

日支郵務　國民政府では昭和7年7月23日附を以て東北郵政局の封鎖を行ふと共に，滿鐵附屬地及關東州宛の郵便物は當然日支間に於ける特別郵便協定に依り除外せらるべき筈であるにも拘はらず，支那側は滿鐵附屬地行郵便物の取扱を拒絕し，且つ宣言に於て日本に對して容易ならざる暴言を以てしたので，帝國政府では上村南京領事を通じて抗議したが，其後南京郵政管理局に於ては，滿鐵附屬地を除く滿洲よりの郵便物であつて滿洲切手，中國切手貼付のものは大同元年の消印ある場合は總て料金未納入と見做し，關東州租借地よりの支那向郵便物で日本切手貼付のものは差支へなく從前通り取扱ふ。但し關東州以外の滿鐵附屬地より日本切手貼付のものに對しては一旦準じたる費用（葉書2錢5厘，封書5錢）を徵收すると云ふ處理命令を發して漸く事なきを得た。この中後半に對しては不都合と認め更に抗議を發した。尙，天津上海の日本居留民は滿洲國よりの郵便發受に關して臨時辦法を協議實行した。上海に於けるものは大畧下記の如くである。

イ　上海發滿洲行（普通郵便物）

1　大連汽船を使用すること。

2　船內に郵便函を設置して之に投函すること。

3　支那郵便切手を貼付すること。

4　滿洲行書留及爲替は當分中止する。但し大連汽船に依賴すればこの限りでない。

ロ　滿洲發上海行

1　關東州發の郵便物は從來通りの取扱ひをする。

2　滿鐵附屬地發のものは日本切手を使用すること。滿洲切手を貼付せるものは倍額の不足稅を受信先から徵收すること。

3　附屬地外から發する郵便物で滿洲切手を貼付するものは郵稅未納として倍額の不足稅を徵收すること。

外　國　支那以外の外國に發着する郵便物遞送に就ては從來幾多の變遷を經たが，現在にあつては通常郵便物は伯剌西爾，亞爾然丁共和國，智利，ウルグアイ，パラグアイ，英領加奈陀，亞米利加合衆國，亞弗利加，ソヴエート聯邦宛にして特に西比利亞經由の指定あるもの及他便差立の指定なき歐羅巴諸國，黑海沿岸及地中海沿岸の亞細亞諸國宛のものは凡て東支線を經て西比利亞經由便に依り差立てることとなつて居るが，尙前記西比利亞經由に依る以外の外國に宛てるものは，之が速達を考慮し，場合に依り母國經由又は支那業務の媒介に依り遞送されつつある。到著郵便物は伯林等より大連局及モスコウ，浦鹽，倫敦等より新京局宛各直接差立をなすの外，歐洲差立のものは西比利亞經由に依り，亞米利加差立のものは太平洋の船便に母國を經由し，又其の他各地差立のものは船便に依り，支那業務の媒介又は母國を經由して到着しつつある。

小包郵便にして前記諸外國との間に發着するものは，總て太平洋經由の東廻り便又は地中海經由の西廻り便に依つて發着しつつある。

日蘇間小包郵便條約　7月23日日蘇間に交換の小包郵便條約は8月23日より實施される事となつた。（昭和7年8月19日現在）

小包通關　管內發日本內地向小包郵便物は1箇年14萬箇の多數に達するが，之等小包郵便物は當管內が我が關稅法施行地域外に屬する關係上，從來內地到着後他の一般外國よりの輸入小包と同樣稅關檢査が行はれ場合に依り著しい遲延を免れないばかりでなく，小包受取人から稅金を納付せしめねばならない爲，贈答品等の場合發受人の不便が尠くなかつたので，之を救濟する爲昭和2年末から大連に門司稅關吏を駐在せしめて船待の間に通關檢査を行ひ，且差出人から關稅を納付せしむることを得る便法を設けたが，公衆の利用著しく實に總數の8割を占めて居る。

尙本制度の適用は現在大連經由の內地及樺太宛のものに限られて居るが，遞信局は將來更に朝鮮及臺灣宛のものに對しても同樣の方法を講ずる計劃である。

郵便線路里數

年度別	通常道路 實料數	通常道路 延料數	鐵道 實料數	鐵道 延料數	水路 實料數	水路 延料數
昭和2年度	78.8	429.4	2,198	9,446	1,875	2,899
同3年度	78.1	437.2	2,198	9,446	1,875	2,899
同4年度	83.3	442.2	2,201	9,467	1,875	2,725
同5年度	75.9	445.2	2,204	10,002	1,875	2,713
同6年度	85.4	330.0	2,204	9,902	1,875	2,818

郵便物數

年度別	通常郵便 發送	通常郵便 到著	通常郵便 計	小包郵便 發送	小包郵便 到著	小包郵便 計
明治39年度	12,821,242	13,014,613	25,835,855	52,941	146,072	199,013
大正1年度	13,182,814	16,636,493	29,819,307	167,882	346,804	514,686
同5年度	18,650,218	22,191,108	40,841,326	233,574	484,580	728,154
同10年度	45,261,990	50,470,004	95,731,994	396,993	827,118	1,224,111
昭和1年度	41,656,134	48,410,573	90,066,707	334,681	739,941	1,074,622
同2年度	49,949,123	54,043,850	103,992,973	346,931	799,612	1,146,543
同3年度	57,559,461	61,491,136	119,050,597	390,306	933,988	1,324,294
同4年度	56,765,242	63,026,517	119,791,759	421,203	1,096,399	1,517,602
同5年度	56,316,492	63,061,800	119,378,292	421,275	1,070,906	1,492,181
同6年度	62,628,419	69,153,729	131,782,148	437,698	1,124,004	1,561,702

航空郵便料金

〔通　常　郵　便〕

容積：長さ 40センチメートル × 幅 25センチメートル × 厚さ 15センチメートル
（尺 1.32 × 尺 0.82 × 尺 0.49）

重量：第1種には制限はない。
第3種乃至第5種は 1.1キログラム（293匁强）迄。
但し商品見本及雛形に限り350グラム（93匁强）迄。

第1種 有封書状

重量	15グラム迄(4匁)	30グラム迄(8匁)	45グラム迄(12匁)	60グラム迄(16匁)	備考
	凡例				
	錢	錢	錢	錢	
內地相互間・朝鮮內相互間・鮮滿相互間	18	36	54	72	以上15グラム毎に[illegible]錢を增す。
	錢	錢	錢	圓錢	
內地と朝鮮滿洲相互間	33	66	99	1.32	以上15グラム毎に3[illegible]錢を增す。

第1種 無封書狀

重量	35グラム迄(9匁强)	70グラム迄(19匁弱)	105グラム迄(28匁弱)	140グラム迄(37匁强)	備考
	凡例				
	錢	錢	錢	錢	
內地相互間・朝鮮內相互間・鮮滿相互間	17	34	51	68	以上35グラム毎に17錢を增す。
	錢	錢	錢	圓錢	
內地と朝鮮滿洲相互間	32	64	96	1.28	以上35グラム毎に32錢を增す。

第2種

種別	通常葉書	封緘葉書	往復葉書	備考
	錢厘	錢	錢厘	
內地相互間・朝鮮內相互間・朝鮮滿洲相互間	8.5	18	8.5	往信返信各別に
	錢厘	錢	錢厘	
內地と朝鮮滿洲相互間	16.5	33	16.5	

第3種

重量	75グラム迄(20匁弱)	150グラム迄(40匁弱)	225グラム迄(60匁弱)	300グラム迄(80匁弱)	375グラム迄(100匁弱)	備考
	凡例					
	錢厘	錢	錢厘	圓錢	圓錢厘	
內地相互間・朝鮮內相互間・朝鮮滿洲相互間	25.5	51	76.5	1.02	1.275	新聞雜誌等第3種郵便物として認可を受けた定期刊行物。
	錢厘	圓錢	圓錢厘	圓錢	圓錢厘	
內地と朝鮮滿洲相互間	50.5	1.01	1.515	2.02	2.525	

第4種

重量	75グラム迄(20匁弱)	110グラム迄(29匁强)	150グラム迄(40匁弱)	220グラム迄(59匁弱)	225グラム迄(60匁弱)	備考
	凡例					
	錢	錢	錢	錢	錢	
內地相互間・朝鮮內相互間・朝鮮滿洲相互間	27	52	54	79	81	第4種郵便物とは書籍,印刷物,書務用書類,寫眞,書,畫,圖,商品見本及雛型,博物學上の標本等である。
	錢	圓錢	圓錢	圓錢	圓錢	
內地と朝鮮滿洲相互間	52	1.02	1.01	1.54	1.56	

第5種

重量	75グラム迄(20匁弱)	110グラム迄(29匁强)	150グラム迄(40匁弱)	220グラム迄(59匁弱)	225グラム迄(60匁弱)	備考
	凡例					
	錢	錢	錢	錢	錢	
內地相互間・朝鮮內相互間・朝鮮滿洲相互間	26	51	52	77	78	第5種郵便物とは農產物種子である。
	錢	圓錢	圓錢	圓錢	圓錢	
內地と朝鮮滿洲相互間	51	1.01	1.02	1.52	1.53	

小包郵便

容積 60センチメートル(長さ)×60センチメートル(幅)×60センチメートル(厚さ) 又は 15センチメートル(長さ)×15センチメートル(幅)×90センチメートル(厚さ)

(1.98尺×1.98尺×1.98尺)　(0.495尺×0.495尺×2.97尺)

重量		內地相互間(普通)	內地相互間(書留)	朝鮮內相互間(書留)	朝鮮滿洲相互間(書留)	內地と朝鮮滿洲相互間(書留)
		圓錢	圓錢	圓錢	圓錢	圓錢
500グラム	(133匁强迄)	1.10	1.15	1.27	1.42	2.42
1キログラム	(266匁强迄)	1.14	1.21	1.34	1.49	2.49
1.5キログラム	(399匁强迄)	1.72	1.83	1.97	2.12	3.62
2キロコラム	(532匁强迄)	2.22	2.33	2.47	2.62	4.62
2.5キログラム	(666匁强迄)	2.80	2.95	3.10	3.25	5.75
3キログラム	(800匁弱迄)	3.30	3.45	3.60	3.75	6.78
3.5キログラム	(933匁强迄)	3.88	4.07	4.23	4.38	7.88
4キログラム	(1貫066匁强迄)	4.38	4.57	4.73	4.88	8.88
4.5キログラム	(1貫200匁强迄)	4.96	5.19	5.29	5.44	9.94
5キログラム	(1貫333匁强迄)	5.49	5.69	5.79	5.94	10.94
5.5キログラム	(1貫466匁强迄)	6.04	6.31	6.35	6.50	12.00
6キログラム	(1貫600匁弱迄)	6.54	6.81	6.85	7.00	13.00

速達扱

速達郵便取扱區域

1. 東京，橫濱各市內，淀橋，澁谷，目黑巢鴨，品川，中野，落合，長崎，大森，大崎の各郵便區內。
2. 大阪（住吉，平野，東淀川局區內を除く）京都（伏見，桂，嵯峨，山科，醍醐，上加茂局區內を除く）神戶（須磨，六甲山局區內を除く）各市內。
3. 京城府內
4. 大連市內

速達料金

◆內地にて發送するもの

1箇につき　8錢

◆鮮滿にて發送するもの

1箇につき　10錢

飛行便と汽車便との比較

(左下: 飛行機所要時間　右上: 汽車所要時間　單位 時分)

	東京	大阪	福岡	蔚山	京城	平壤	大連
東京	東京	11.50	26.45	51.50	45.00	53.06	81.00
大阪	2.30	大阪	14.48	41.04	34.14	42.20	70.14
福岡	5.40	2.50	福岡	30.35	23.45	31.51	59.45
蔚山	7.40	4.50	1.50	蔚山	15.55	23.30	50.20
京城	9.50	7.00	4.00	2.00	京城	7.10	34.00
平壤	25.10	22.20	19.20	17.20	1.10	平壤	26.36
大連	28.00	25.10	22.10	20.10	4.00	2.30	大連

（備考） 汽車時間は郵便搭載列車の時間とす。

（5）電信

始政當初の我が電信業務は臨時電信隊に於て管掌したるもので郵便機關と全く系統を異にせるものであつたが，都督府繼承後に於ては特殊の事情あるものを除くの外，總て郵便局所に併合し通信事業管理の統一を見るに至つた。爾來施設の改良擴張を爲すと共に南滿鐵道及金福鐵道停車場の多數に公衆電信取扱所を設置し，又無線電信機關の創設等銳意事業の整備充實を圖つた結果，繼承當時僅に44に過ぎなかつた電信局所は昭和6年末205局所の多數に達した。

有線電信　有線電信は對支那關係に於ては明治41年10月日支電信協約締結し翌42年3月，營口，遼陽，奉天，鐵嶺，新京，安東縣の6箇所に於ける日本側電信局と當該地の支那電信局間に連絡電信線を架設すると共に，一面大連芝罘間に海底電信線を敷設し大連局と芝罘支那局間に直通電信線を作成し，支那內地及諸外國發著電報の連絡通信を取扱ひ，又日本內地との發著電報は元佐世保大連海底線と朝鮮の媒介連絡に依る京城奉天線の2條を以て疏通せしめたが，通信增加の趨勢に鑑みて大正8年5月朝鮮迂廻に依る東京大連間，同年6月大阪奉天

間直通電信線を構成し，同時に朝鮮の媒介連絡を廢したが更に通信疏通の安固を期する爲一條の日滿間直通海底線增設の必要を認め，經費272萬餘圓を投じ長崎大連間に海底線の敷設工事を起し，遂に大正10年4月より開通運用されて居る。

尙逐年增加する母國關係通信の圓滿なる疏通を圖るため大正14，15兩年度繼續事業として朝鮮經由下關奉天間直通電信線を構成し，大正15年12月より開通を見ることとなつたが此外大連と經濟上最も密接な關係を有する大阪との間に更に直通電信線構成に就き目下計畫中である。

次に管內と支那以外の諸外國との間に發著する電報は，前記日支連絡陸線及大連芝罘間海底線を經て支那業務の媒介に依り以遠各國に發著するもの，竝に日本內地，朝鮮，臺灣，樺太等に於ける外國との間の通信線路を經るものとになつては居るが，此內歐洲宛のものは長崎浦鹽線を經由するもの及名古屋無線を經由するものの方が最も多く，又亞米利加宛のものは，概ね東京，桑港間の無線連絡に依つて居る。

電信線路里數

年度別	架空 裸線 線路	架空 裸線 線條	架空 ケーブル 線路	架空 ケーブル 線條	架空 ケーブル 心線	地下ケーブル 線路	地下ケーブル 線條	地下ケーブル 心線	河底ケーブル 線路	河底ケーブル 線條	河底ケーブル 心線
	里	里	里	里	里	里	里	里	浬	浬	浬
明治39年度末	353	1,681	—	—	—	—	—	—	36	35	35
大正 1年度末	238	1,114	—	—	—	—	—	—	0	1	1
同 5年度末	238	1,528	0	0	2	0	0	1	0	1	1
同 10年度末	226	1,973	3	3	132	0	0	1	1	1	2
昭和 1年度末	220	2,075	6	10	181	0	0	7	1	1	2
同 2年度末	226	2,072	6	9	176	0	0	7	1	1	2
同 3年度末	290	2,223	9	9	248	0	0	7	1	1	2
同 4年度末	1,189,259	8,774,244	36,165	36,165	1,038,407	576	576	29,208	1,587	1,587	3,174
同 5年度末	1,198,690	8,911,439	34,728	37,485	895,871	1,057	1,777	37,915	1,587	1,587	3,174
同 6年度末	1,208,502	9,971,838	34,513	37,879	896,351	1,260	2,171	49,359	1,587	1,587	3,174

（備考） 0印は揭ぐべき數に滿たないものである。昭和4年度以後の線路單位は米を用ゐた。

電報通數

年度別	發信 內國信	發信 外國信	發信 計	着信 內國信	着信 外國信	着信 計	中繼信
明治39年度	201,800	90,240	**292,120**	205,119	65,123	**270,242**	212,724
大正 1年度	861,980	34,194	**896,174**	796,681	36,239	**822,920**	1,168,171
同 5年度	1,246,656	72,944	**1,321,600**	1,171,954	80,188	**1,252,142**	1,566,893
同 10年度	2,205,402	126,987	**2,332,389**	2,105,766	117,271	**2,223,068**	2,571,442
昭和 1年度	1,811,396	211,665	**2,023,068**	1,734,457	208,850	**1,943,310**	2,249,000
同 2年度	1,849,113	218,355	**2,067,468**	1,758,276	217,681	**1,975,957**	2,227,021
同 3年度	1,961,342	219,978	**2,181,320**	1,872,991	224,006	**2,096,997**	2,334,955
同 4年度	1,937,223	217,294	**2,154,517**	1,842,755	230,232	**2,072,987**	2,353,412
同 5年度	1,768,057	198,434	**1,966,491**	1,698,800	208,155	**1,906,955**	2,161,982
同 6年度	1,932,102	234,107	**2,166,209**	1,817,460	245,172	**2,062,632**	2,411,344

淸津郵便局　淸津郵便局では淸津，大阪間無電計畫に關し準備中の處9月上旬より一般取扱を開始することとなつた。間島，東滿各地の中繼電報を取扱ひ大阪淸津間所要時間15分間となり從來の2時間乃至3時間に比し非常の相違であつて，其成績は大に擧つてゐる。（昭和7年8月12日）

大連大阪間有線直通電信線敷設　大連，大阪間有線直通電信線敷設に關し關東廳，朝鮮當局間に折衝中の處此程決定，工費2,000萬圓を以て起工大同元年度中に竣工の豫定である。本工事は關東廳委託に依り

京城，釜山兩地に自動中繼機を設置するもので日滿通信界に新生面を開くものである（昭和7年8月27日）

無線電信　無線施設は明治41年11月海岸局を大連灣沙砣子に設置し，次で大連上海間航路の汽船榊丸に船船局を設置せるに始まり，爾來大正12年11月以降大連汽船株式會社所屬の大連丸及奉天丸に無線電信局を，又關東廳に船籍を有する長平丸外33隻に公衆無線電信取扱所を設置する等其の普及發達著しく現在陸上局1，船舶局3，其他官廳用或は私設のもの70に達し，其數各植民地中首位に在るが，此外管內の本業務に至つては常に最新の施設に努めてゐる。現に大連無線電信局に於ては中央操縱式を採用し各船舶無線電信局は孰れも眞空管式機械裝置をして居る。又管內唯一の陸上局である大連無線電信局は更に短波長通信裝置を增備し在來の電弧式は對船舶通信の外哈爾濱 天津，秦皇島と通信し新裝置は主として東京との通信に充當し內地發着電報の疏通を補助することゝなつた。

連哈連絡　關東廳遞信局と東三省無線電臺監督處との間に特別の協約を締結し大正12年9月以降大連哈爾濱間に無線電信の連絡を開始し，哈爾濱と管內各地間に發着する和文假名電報の取扱をも實施しつゝあつた處，更に昭和1年12月奉天及び長春郵便局と當該地支那無線電信局との間にも連絡電信線を架設して大連哈爾濱間無線電信通信時間外又は其通信故障の場合に於ける管內と哈爾濱間發着電報を疏通せしむることゝしたが，商取引上其他に多大の便益を與へてゐる。

（6）電　　話

都督府に於て繼承せる當時の電話事業は，殆んど軍事專用のものであつたが，關東廳遞信局繼承後は施設に大改善を行ひ，先づ大連，遼陽，奉天，鐵嶺，新民府，公主嶺，旅順，安東縣及樹樹屯に於ける電話を一般公衆用に開放し，爾來各地商工業の發展に伴ひ新京，撫順，大石橋，金州，開原，四平街，本溪湖，瓦房店，沙河口，海城，鞍山，普蘭店，貔子窩，郭家店，熊岳城，范家屯，松樹，新臺子，昌圖，雙廟子，城子疃，新城子の各地に電話交換業務を開始したる外，各地に電話所及公衆電話所を設置する等普及發達目覺しく，現在電話交換局32，通話取扱所89を算するに至つた。

市外電話　市外電話回線は關東州及南滿洲鐵道附屬地を縱斷せる大連新京間の電話線435哩に達し，又奉天安東縣間は170哩に及び主要都邑間の電話網を完成し，通話は常に繁劇を極めて居る。

日滿支連絡電話　滿蒙に於ける經濟交通發達の狀況よりして，日滿支電話連絡の緊要なるを認め遞信局に於ては夙に營口，本溪湖，新京，四平街，公主嶺，瓦房店，蓋平，范家屯等に於ける日支電話の連絡を實施し多大の便益を齎して來たが，更に昭和2年4月奉天市內相互間竝に大連，旅順，奉天，安東縣等管內主要地と北平，天津，洮南等との國際的長距離電話連絡を實施して日支間の通商上に多大の便益を與へてゐる。

區間	距離	一通話
	哩	
長大連──奉天(支)	246	3分間
同大連──天津	701	〃
同大連──北平	788	〃
同大連──洮南	558	〃
奉天──天津	455	〃
奉天──北平	542	〃
奉天──洮南	312	〃
旅順──洮南	595	〃
長旅順──奉天(支)	233	〃
同旅順──天津	738	〃
同旅順──北平	825	〃
同安東──奉天(支)	170	〃
同安東──洮南	482	〃
同安東──天津	625	〃
同安東──北平	712	〃

1. 市內相互間通話は1回每に日本側は邦貨2錢，支那側は大洋2仙を徵收する。
1. 奉天，天津，北平，洮南の料金は銀相場で時々變化するが，金銀換算率は天津正金銀行で1箇月間の平均相場に依り1箇月每に定める。

滿鮮連絡電話　滿鮮間電話連絡は關東廳施政以來安東縣と朝鮮新義州附近各地との間に實施したものであるが，朝鮮滿洲間の交通經濟關係は，年と共に，益々密接の度を加ふるに至つたので，雙方協議の結果，大正13年10月奉天對新義州平壤間及び安東縣對平壤鎭南浦間の長距離連絡通話を開始し，越えて大正14年11月連絡區域を京城迄延長し更に昭和3年6月大連，旅順其の他管內主要各地と京城，平壤其の他朝鮮側主要各地間の長距離連絡通話をも開始した。

主要地間滿鮮連絡通話料金

地方別		朝鮮 京城	仁川	平壤	鎭南浦	新義州
滿洲	大連	2.40	2.40	1.90	2.00	1.60
	旅順	2.40	2.40	2.00	2.00	1.65
	奉天	1.80	1.80	1.40	1.40	0.90
	四平街	2.20	2.20	1.80	1.80	1.40
	新京	2.40	2.40	1.90	2.00	1.55
	安東縣	1.40	1.40	0.80	0.90	0.15
	營口	2.20	2.20	—	—	—
	撫順	1.90	—	1.40	—	0.95
	遼陽	1.90	—	1.40	—	—
	鐵嶺	1.90	—	1.40	—	—
	開原	2.10	—	1.60	—	—
	公主嶺	2.30	—	1.80	—	—

電話線路里數

年度別	架空 裸線 線路 里	架空 裸線 線條 里	架空 ケーブル 線路 里	架空 ケーブル 線條 里	架空 ケーブル 心線 里	地下ケーブル 線路 里	地下ケーブル 線條 里	地下ケーブル 心線 里	水底ケーブル 線路 浬	水底ケーブル 線條 浬	水底ケーブル 心線 浬
明治39年度末	184	704	0	16	61	—	—	—	—	—	—
大正 1年度末	316	2,584	9	20	1,899	1	1	476	—	—	—
同 5年度末	337	2,851	11	21	2,836	1	2	1,089	—	—	—
同 10年度末	402	5,136	34	65	8,902	1	4	3,212	—	—	—
昭和 1年度末	476	5,916	57	84	10,842	2	6	6,157	—	—	—
同 2年度末	520	5,994	58	90	11,744	2	7	7,491	—	—	—
同 3年度末	546	6,992	62	92	11,710	3	12	9,597	—	—	—
同 4年度末	2,167,498	28,641,365	299,992	417,226	50,435,000	13,537	48,784	42,108,766	—	—	—
同 5年度末	2,322,502	19,438,209	276,188	406,339	53,077,584	14,968	37,360	43,785,907	1,167	1,167	9,334
同 6年度末	2,369,663	29,603,897	289,093	615,174	55,464,210	19,125	42,248	43,659,722	1,167	1,167	9,334

（備考）　表中0印は揭ぐべき數に滿たないものである。昭和4年度以從の線路單位は米を用ゐた。

電話加入者數及通話度數

年度末	電話加入者（年度末） 人員	電話加入者（年度末） 機數	公衆電話所數（年度末）	通話度數（年度中） 市內	通話度數（年度中） 市外	通話度數（年度中） 計
明治 39 年度	785	785	—	1,948,871	105,100	79,35,021
大正 1 年度	3,630	3,836	42	20,152,027	220,448	20,372,475
同 5 年度	4,976	5,434	58	26,907,685	369,756	27,277,441
同 10 年度	11,155	14,318	74	55,293,251	791,931	56,085,182
昭和 1 年度	14,816	18,069	99	110,644,377	1,106,559	111,750,936
同 2 年度	15,484	18,820	106	118,420,063	1,284,843	119,704,906
同 3 年度	16,407	20,054	117	138,272,432	1,515,854	130,788,286
同 4 年度	19,158	21,918	121	151,834,855	1,255,449	153,090,304
同 5 年度	19,460	22,432	120	168,859,148	969,379	169,828,527
同 6 年度	19,632	22,091	121	176,574,772	948,643	177,523,415

（備考）　電話加入區域內通話を市內區域外通話を市外とする。

（7）　放送無線電話

關東廳管內に於ける放送無線電話は大正14年8月から遞信局に大連放送局（ＪＱＡＫ波長395m, 500W）を設け技術的實驗研究を兼ね一般ニュース，音樂，講演，氣象警報等，娛樂敎養並に公益的放送を開始した。

（8）　郵便電信局所名改稱

昭和7年11月1日より郵便電信局所名を次の通り改稱された。

（關東廳告示第183號　昭和7年10月29日）

舊名稱	改稱
長春郵便局	新京郵便局
安東縣郵便局	安東郵便局
長春郵便局日本橋出張所	新京郵便局日本橋出張所
長春郵便局長春局出張所	新京郵便局三笠町出張所
安東縣郵便局旭橋出張所	安東郵便局旭橋出張所
奉天郵便局十間房出張所	奉天郵便局加茂町出張所
安東縣六道溝郵便所	安東六道溝郵便所
長春城日本電信取扱所	新京城日本電信取扱所
長春電信取扱所	新京電信取扱所
安東縣舊市街日本電信取扱所	安東舊市街日本電信取扱所

第六　社　　會

（一）　社會事象

（1）　滿洲國協和會

概說　滿洲國協和會の前身は滿洲事變以前より存在し日支鮮人を合せて10萬人以上の同志を糾合して，民族協和及び自治獲得を內容とする獨立運動を續けて來たが，滿洲國の獨立と共にその正統を綜合的に繼承して表面化し，協和會を成立した。

發會式に至る迄，先づ發會式までの暫定機構として本部組織の下に全國の支部を統轄し，特に地理的並に刻下の諸狀態よりして特別工作を要する北滿地方は哈爾濱及齊々哈爾に特別工作本部を置き，中東鐵東部西部及呼海沿線一帶を哈爾濱東部に於て，齊々哈爾以西及齊克線一帶を齊々哈爾東部に於て夫々統轄し，東邊道も特別工作の要に迫られ東部直屬として特別工作を施した。當時，協和會より發表されたる活動狀況を示せば下の如くである。

活動の狀況

順天安民を大理想とする世界無比の王道を以て建國せられたる吾滿洲國は銳意完成の途上を邁進しつゝありとは雖も民心未だ定まらず，逆徒兵匪の跳梁甚だしく殊に北滿に於ては治安全く亂れ新國家の威令更に行はれず爲めに建國の基礎容易に確立を見ず恰も砂上に建てる樓閣の感深きものあり。

之れ卽ち新國家の建國精神の不徹底に依り民心は未だ其の去就に迷ひ之に乘ずる舊軍閥の積極的擾亂煽動とソビエット共產黨の策動に起因するものにして之を徹底的に排除するに非ざれば建國基礎の確立は永久に望まれ得ざるものなり。而して之が排除は獨り軍の行動のみにては容易に爲し得べきものにあらず寧ろ民衆の力に依り之が排除を計らざるべからず。

茲に於て，本會は先づ擾亂の策源地北滿の治安の確立の緊要なるを認め，4月6日哈爾濱特別工作本部を設け，50有餘名の工作員を派して哈爾濱を本據に兵匪跳梁の各地に日軍及び滿洲國軍の第1線部隊に從屬して，身に寸鐵を帶びず建國精神の宣傳ポスターを唯一の武器として決死的敵前工作を開始せり。

或時は軍の先發部隊と共に砲煙彈雨の中を前進し或時は兵匪跳梁の渦中に獨立する等あり其の奮鬪の結果は民衆の充分なる理解と信頼を得工作は愈々其の效果を擧げ工作員駐在の各地は新國家並に日本軍に對する疑惑と反感は漸く取り除かれ最近に至つては全く正確なる理解を得て兵匪より正業に還へる者多く漸次治安は恢復され永久的平和に向ふを見たり。此の豫期以上の成功に鑑み更に齊々哈爾に特別工作本部を增置して工作範圍を擴大し大々的工作を開始せり。

一方北滿に相呼應する東邊道殊に鴨綠江沿岸は軍の配備極めて薄きに乘じ其跳梁甚しく朝鮮國境さへ怯びやかされ且つ日を追ひ民心の惡化するを認めたるを以て之に對する工作を開始せるも敵匪の頑强なる抵抗にて容易に目的地に進入するを得ざりしも最近に於て各班共目的地に進入積極的工作を開始して擾亂の陋巷は一變して平和境と化するの狀況に在り其の效果は見るべきものあり。

斯の如く敵彈雨飛の下に亂狂の兵匪を宣撫し飢ゑたる土民にはパンを與へ病に苦しむ者には巡回施療班を派して之を救ひ暴虐なる兵匪の數度の蹂躪に荒める市民には娛大鼓，說書を以て之を慰めるの一方3千萬國民の仇敵舊軍閥の根强き逆宣傳と巧妙極まる共產黨の策動に對して身を挺して之が排除撲滅に努め以て一度我手に依り確保されたる治安の永久確保に決死の努力を惜まざる工作員の功績は多とすべし。

設立委員會議　滿洲國協和會設立準備委員は大同元年7月18日，新京國務院に於て委員會を開催し，滿洲國協和會創立宣言，滿洲國協和會綱領，滿洲國協和會章程，滿洲國協和會役員，發會式期日場所及要領を審議の上決定した。

創立宣言　滿蒙は古來東亞の天府と稱せられ，土地廣大にして住民亦鮮なからず，若し在住諸民にして資源開發に協力したらんには必ずやその文明は歐米に勝りその富源は東洋に冠絕せるものありしならん然るに今日に至るまで文化猶未だ興らず，富源猶未だ啓けざるものは卽ち過去に於て各民族協和を缺きたるが爲なり。

想ふに滿蒙の地たる，史を歷ること悠遠時に肅愼の故土たり，時に高勾麗の舊居た

り，更に降つて遼金元淸等相繼いでこの地に宰治せり，近世に至り露國が此の地を垂涎するに及び日本起つて之れを拒け，以て各民族の樂土たらしめ共存共榮を期せり。然るに想はざりき，綠林の輩この地に盤踞して以來約20年，官吏は貪汚ならざるなく人民塗炭に苦しみ，賄賂公然行はれ，苛斂誅求至らざるなく暴政日に甚しく，產業全く破綻し，土匪充滿し，文化廢頽し加之他民族を排斥して已ます，遂に彼の滿洲事變を釀成するに至れり，今日幸に天與の機會を得て新國家成立せり矣，これ實に3千萬各民族の安危存亡の繫はる所なり，この時に於て若し諸民族にして建國精神に基きて王道主義に則り協和に努力し共同發展せば，農治產業の改革成り，資本主義の獨占もなく共產主義者の橫行もなく三民主義の欺瞞もなく從つて人民の負擔は輕減せられ治安は維持せられ權利は尊重せられ，幸福は增進せらる，產業はこれより興り人民の生活はこれより富裕となる。然る後國家はその鞏固なる基礎の上に樹ち，更に積極的に對外發展を策することを得べし，斯くして始めて東亞の眞正なる幸福は確立せらる。光は東方より起り普く西土を照すとは正にこの事なり。

然れども若し國家成立後の今日，各民族にして猶復た互に相排擠するが如き事あらんか，農產事業は此を發展せしむるに由なく從つて資本主義の重壓加はり，共產主義に攪亂され，三民主義の欺瞞を受くる等，將來の禍萌眞に恐るべきものあらん，有志玆に見る所あり本會を創立せり，本會の目的は建國精神を遵守し王道を主義とし民族の協和を念とし，以て我が國家の基礎を鞏固ならしめ，王道政治の宣化を圖らんとするにあり，大方の士希くば來り參せられよ。

綱　領　協和會は政治上の運動はなさないが，運用の目標及び綱領は下の3項に分たれる。

（イ）宗　旨　王道の實踐を目的とし軍閥專制の餘毒を剷除する。

（ロ）經濟政策　農政を振興し產業の改革に努めることによつて國民生存の保障を期する。共產主義の破壞と資本主義の獨占を排除する。

（ハ）國民思想　禮敎を重んじ天命を樂しむ民族の協和と國際の敦睦とを圖る。

章　程　滿洲國協和會章程の內容を抄記すれば大略下の如くである。

本會は滿洲國協和會と稱し，名譽總裁に執政を奉戴し，會長に國務總理を推戴する。本會は滿洲國の建國精神作興並王道政治の宣化を圖ることを以て目的とする。本會の會員は滿洲國住民であつて會の規定するところの一定の資格を必要とする。本會の會員は普通會員，正會員，贊助會員に三別される。本會には理事長1名，理事並に委員若干名を置く，理事長は理事會の推戴によつて會長之を任命，會期は3年として，會長を補佐し會務を總理する。理事は全國聯合協議會の選擧にかゝり任期を2年とする。委員は中央事務局委員及地方常務委員とし中央事務局委員は中央の會務を處理し，地方常務委員は地方會を處理する。委員は理事長の任命にかゝり任期は5年である，理事會は理事長，理事並に中央事務局委員を以て組織し，毎年2回又は必要に應じて理事長之を召集する。理事會の權限は，（イ）本會の綱領及章程の變更，（ロ）本會の重要事項，（ハ）本會の豫決算の事項である，政經調査會は理事長の任命したるものを以て組織し，政治經濟に關する諸般の調査，理事會又は中央事務局より委囑せられたる事項の調査を掌る。中央事務局は中央事務局委員を以て組織し，（イ）理事會に於ける決定事項の執行，（ロ）理事會閉會中に於ける決定事項の執行，（ハ）分會並に聯合協議會の指導監督の事項を掌る。分會は2名以上の會員を以て組織し，分會規則に依つて會務を執行する。聯合協議會は全國聯合協議會並に地方聯合協議會とし，毎年1回又は必要に應じて理事長之を召集する。全國聯合協議會は分會代表の選出したる者を以て組織し，地方聯合協議會は分會代表を以て組織する。全國聯合協議會は，（イ）理事會政經調査會並中央事務局の諮問事項，（ロ）地方聯合協議會の提案事項を掌る。地方聯合協議會は，（イ）理事會政經調査會並中央事務局の諮問事項，所屬分會の提案事項を掌る。本會の經費は會費，國庫補助金，事業利益金並に雜收入を以て之に充當する。

滿洲國協和會組織體系圖表

- 名譽總裁
- 會長—理事長—理事會
  - 中央事務局
    - 總務處
    - 組織處
    - 宣傳處
    - 審査處
    - —地方常務會—分會—分會常務會／分會協議會　常置機關
  - 政經調査會
  - 全國聯合協議會—地方聯合協議會　常置機關に非ず
- 名譽顧問

滿洲國協和會役員　滿洲國協和會は第1次役員を次の如く推戴する。

名譽總裁	執政	溥儀
名譽顧問		本庄繁
會長	國務總理	鄭孝胥
名譽理事		橋本虎之助
同		駒井德三
同		板垣征四郎
理事長		張燕卿
理事		袁金鎧
同		鄭垂
同		林鶴皋
同		于冲漢
同		臧樸
同		程坤元
同		熙洽
同		劉海軒
同		謝介石
同		齊默特色木丕勒
同		張在田
同		許汝棻
同		臧式毅
同		秦炳宗
同		張景惠
同		程志遠
同		中野琥逸
同		呂榮寰
同		尹相弼
同		圖們曼達瑚
同		額爾欽巴圖
同		鮑觀澄
同		范象魁
同		潘澗龍
同		武揚
同		張文濬
同		方煜恩
同		劉會同
同		韓雲階
同		丁鑑修
同		趙欣伯
同		馮涵淸
同		林源炘
同		林棨
同		孫曙
同		陳會鶚
同		陳訓旭
		以上

中央事務局委員

事務局長	謝介石
次長	中野琥逸
總務處長	于靜遠
委員	小澤開策
組織處長	徐紹卿
委員	大羽時男
宣傳處長	阮振鐸
審査處長	閻傳紱
委員	山口重次
同	里見甫
同	羅福葆
同	張格
同	王大忠
同	斯明

發會式　大同元年7月25日，新京滿洲國政府國務院に於て名譽總裁，名譽顧問，會長，名譽理事，理事委員の參列者並に政府及各省重要官吏，新京駐在各國領事，新京

駐在各國官吏，關東廳滿鐵首腦者，主なる通信記者の參列を得，式典は國旗掲揚より開始され，續いて設立委員會報告，經過，宣言，綱領，役員を報告及び役員の就任挨拶，理事長の報告，執政の諭詞等を行ひ，次に名譽顧問訓詞，國務總理祝詞，來賓祝詞，祝詞電披露等があつて後，饗宴に入つて，無事に發會式を終了した。當日に於ける臨場，親讀せる訓祝詞を紹介すれば下の如くである。

名譽總裁，執政訓詞

民を積んで國を成す民は國の本たり，衆志齊一なるものは強く人其心を各々にするものは亂ること，歷史に具在して鑒を取るに遠からず，我が滿洲國は地大にして物博く夙に天府と稱せらる，創業の始締造艱難なり，建國の精神は王道を行はんことを期す，尤も政黨政治の現今時代に適宜せざるに鑒み，茲會を之れ設け民族の協和を謀り百業の振興を圖らんとするは予甚だこれを嘉みす，望むらくは，無黨無偏，誠を以てし信を以てし，思想は一致に趨き，生業は相扶持を爲し國家の前途，胥な焉れに利賴せんことを。

名譽顧問本庄司令官訓詞

滿洲國創建以來茲に五閱月治安逐次回復し庶政漸く其の基礎を鞏固ならしむるに方り本日適々滿洲國協和會發會の盛典を擧げらるるは將に畫龍點睛の感を深ふするものあり。

惟ふに本會の活動は軈がて王道建國精神の普化と爲り民族協和の實踐成り官民一途，上下相通し左右相結び善政に貢獻するもの尠からさるべく諸政の肅清亦期すべきなり。

會員諸士は宜しく本會の宣言並に綱領に示す所に遵ひ能く其の目的を明にし其の本領を辨へ苟も行政に干與し或は政權獲得に陷るか如き策動を戒め以て重大なる使命に向ひ邁進せむことを期すべし。

本會發會式に方り祝意を表すると共に一言訓詞を與ふ。

會長鄭國務總理訓詞

人の萬物に異なる所以のものは，その能く合群するを以てなり，人類は不齊なり，智愚賢不肖相去ること甚だ遠し，賢智の所爲未だ必すしも愚不肖に諒とせられざるあり，然らば則ち賢智を自命するもの，將に盡く愚不肖を屛けて與に同群せざらん乎，果して是の若くんば則ち亦安んぞこゝに賢智なるものを用ふることを爲さん哉。

書に曰く「萬邦を協和し黎民あゝ變りこれ雍らぐ」とこれ協和會の名の起由する所なり，力を以て合するものこれを協と謂ひ，義を以て合するものこれを和と謂ふ，國家初めて立ち內亂を定め外侮を禦ぐ，これ力を以て合するものなり，王道を倡ひ邪說を革むこれ義を以て合するものなり。

これ賢智愚不肖の共に知る所なり，これを知るは難きに非ずこれを行ふは惟れ艱し，則ち賢智の所爲を以て而して愚不肖に疑はるるものこれあり矣。賢と賢と相疑ひ智と智と相疑つて而して終に合する能はざるものこれあり矣，斯會に與かるものにして名を顧み義を思ひ，賢智を以て自ら處することなく愚不肖を以て人を責むること勿くんば，則ち謂ふ所の「あゝ變りこれ雍らぐ」もの必ず立つて而して待つべきなり矣。

八田滿鐵副總裁祝辭

本日滿洲國協和會發會式を擧行せらるゝに當り聊か所懷を述ふるの機會を得たるは予の欣快とするところなり。

惟ふに滿洲國は建國日尙ほ淺く施設頓かに暢達せしむる能はす匪賊尙ほ所々に出沒して流言行はれ人心爲に不安動搖あるを免れす蓋し草創の際斯くの如きは固より不可避不幸なりと雖も之か推移は極めて重大なるものあり，知らず如何にか此の難局に善處せん。

民族協和，順天安民は實に滿洲國建國の精神なり，この精神を宣揚し王道主義に依る健全なる思想を樹立し以て善政の下滿洲國民をして其の業に安んせしむるは新國家永遠の大策にして同時に刻下焦眉の急務なりと信ず，卽ち滿洲國協和會はこの使命を負ひ，この理想に向つて今や記念すべき其の第一歩を進められんとす洵に同慶に堪へさるなり。

庶幾は會員諸君一致協力滿洲國國運の隆盛に貢獻せられんことを之を以て祝辭と爲す。

（2）　自治指導部の業蹟

滿洲事變に依つて舊軍閥政權崩壞すると同時に，奉天には袁金鎧氏を首班とする地方維持委員會が組織されたが，地方各縣に於ては縣政全く停頓紊亂，匪賊の横行，學良一派の攪亂等があつて治安は少しも保たれず，良民の生命財產は些かも保持し得られなかつた。此に於て久しく遼陽に於て餘世を送つてゐた于沖漢氏この難局を收拾すべ

く奉天に出馬し從來の官治官制を廢して縣民自治制を布き，軍閥搾取を廢して民生の福利を增進し，茲に王道政治の實現を期すべく11月10日自治指導部を創設し現奉天省政府樓上に於て事務を開始し，各縣に指導員を派遣した。而して奉天省政府を始め，關東軍其他各機關の援助と縣民の了解歡迎の下に警備の充實，治安の恢復，財政制度の立直し，貧民の救濟小學校の復興，交通路の開發，農業商業の振興等に全力を注ぎ，特に匪賊問題には最も苦心して事に當つた。そして省政府よりは應急救濟費合計71萬元餘を21縣に支出し逼迫せる縣財政を助け，各機關を運用した爲，縣政は次第に其緒につき，縣民は指導部の精神を理解して成績見るべきものがあつた。斯くて2月15日以來は建國の促進運動を全滿呼應して行ひ，殊に遼西各縣に於ては舊軍閥の殘存勢力圈なるため特に猛運動を行ひ，尙，春の種蒔問題についての調査を行ひ省政府に意見を提出した。當時，指導員を派遣せる縣は，最初豫定せる滿鐵沿線21縣は勿論，他16縣，合計37縣の多きに上り，指導部從事員は昨秋11月末53名であつたが，次第に增加して當時部長以下總計234名，內本部139名，縣95名，全體を通じて中堅以上の部員192名，他は傭員42名であつた。192名の部員の平均給額は167元であつて，縣の財政，一般人民の苦痛をも考慮して，最少限度に止め，日曜祭日なく努力を續けた。而して指導部の經費は昨秋11月より大同元年3月に至る5箇月間の人件費，物件費，宣傳費，雜費を含めて合計36萬元，月平均7萬元餘と推算されてゐる。

斯くて大同元年3月7日，翹望せる滿洲國建國と共に政治の各組織機構も新たに發布せらるゝこととなつたので解散と決し，同月15日，解散式を擧行した。因に各縣に於ける縣行政は1日も停止すべからざるに因り新法令の發布と新に當該官吏の任命あるまで，或は殘務整理委員會により指導員派遣の各縣にては，その儘指導委員會を殘存せしめ，從來の定むるところに依つて業務を進行し，兼て引繼の準備を整へ置き新機關の任命を待つてそれぞれ引繼の手筈を致したる趣である

（3）　滿洲青年聯盟

概　說　滿洲青年聯盟は昭和3年に大連新聞社の主催で開催された青年議會を直接の契機として成立したものであつて，成立後5箇年の星霜を閱し，本部の外，滿洲各地に支部24，聯盟員5千を擁して活潑なる活動を續けてゐたが，其間滿洲事變，更に引續いて王道國家滿洲國の建國，協和會の誕生等を見たので本來の使命もこゝに終れるものとして，昭和7年10月20日，奉天に於て解散式を敢行した。同聯盟の事蹟を擧げれば大略次の如きものがある。

（1）　昭和6年4月頃，東北舊軍閥政權が極度に惡虐となり，國際信義を無視して旅大の回收を叫び，剩へ日本同胞に直接危害を加ふるに至るや，(イ)滿蒙に於ける多頭政治を打破し有力なる統制機關の實現を期す，(ロ)在滿邦人の公法的輿論機關の設備を期す，(ハ)姑息なる鐵道交涉を排し、條約を基調とせる正統外交の開始を期す，(ニ)國際信義を無視せる姑息なる排日教育の根絕を期す，(ホ)滿蒙に於ける現住民族の協和を期すの諸項を昭和6年6月13日附を以て決議し，勇躍挺身一齊に起つて天下に檄を飛ばした。

（2）　萬寶山事件起るや先づ滿洲の輿論を喚起すると同時に內地に遊說班を派して大いに國論の喚起に努めた。爾來，母國遊說は5回に上つてゐる。

（3）　9月18日，滿洲事變勃發するや，聯盟員は奉天を中心として組織的に活動

し，各方面に活潑なる活動を續けると同時に，10月初めに於て豫てより聯盟の計畫であつた「滿蒙自治國建設」の建白書を理事長の手を以て軍司令部に提出し，次いで銃後の行政復歸辦法として「自治指導部案」が生れ，聯盟以外の有志と共に縣自治に當つた其他電燈廠，瀋海線の復興作業，交通委員會，産業委員會の創設等の仕事を行ひ，戰線の擴大に伴ひ軍用飛行機を以て吉林，哈爾濱，齊々哈爾，錦州等に往復して軍使の役目を果し，更に滿蒙鐵路警備の任に當る等の活動をなした。

（4） 時局は進展して滿洲國の建國成り續いて滿洲國協和會結成され，四頭政治が全權府に統一せられ武藤全權の渡滿に次で，9月15日滿洲國は翹望せる日本政府の正式承認を得て，滿洲國は玆に國際公法上完全なる獨立國として世界史に其名を刻まれるに至つたので，聯盟當初の目的も自ら達せられたので，前述せる如く解體するに至つたのである。

（4） 匪賊の猖獗と治安維持

概　說　滿洲事變以後，滿洲に激發した所謂兵匪，土匪の暴狀は滿洲國成立後も依然として衰へることなく，之と相關的に滿洲農村の不況は飢餓農民の蜂起を促し，農民運動と反日救國軍，共産黨の合作運動をさへ見るに至つた。今8月中に報道せられた匪賊事件の記錄は奉天省内168件，吉林省内23件（共匪9件），黑龍江省内8件の多きに達してゐる。斯くて混亂の極に達した治安の維持，匪賊鎭壓は日本の滿洲國承認以後に於て一層重大性を加へてゐる。一方には10月10日，日滿軍に依つて開始された大々的な匪賊討伐の如き實力による征定が行はれると同時に，他方政治運動の一般的取締法として9月1日，「治安警察法」は第43國務院會議の通過を見た。同法は日本に於ける治安警察法17條，30條削除後の治安警察法に似たものである。併しながら，滿洲現下の狀勢は一層强力的な法制を要求してゐるので，同法公布に先立つこと2日，卽ち9月10日附を以て「叛徒盜匪懲治法」の公布を見た。同法によれば國憲を紊亂し國家存立の基礎を危害若は衰退せしめる目的を以て結社を組織したるものに對しては10年以上の有期徒刑，無期徒刑又は死刑が規定せられ，その豫備又は陰謀に對しても3年以上の有期徒刑，無期徒刑を以て處斷する。强暴又は脅迫の手段により他人の財物を强取する目的を以て聚衆又は結黨したる者に對しては死刑其他の極刑を以て臨むと共に軍隊，警察の廣汎な裁量を許容してゐる。治安警察法は續いて12日附を以て公布された。

各地方に於ける匪賊團，反日軍の集團數及人員を8月末現在に於て推算すれば大畧下の如くである。（法務警察の項參照）

匪賊團		集團數	人員
奉天省	牛莊城附近	20	1,500
	臺安縣下	9	2,800
	范家屯附近	4	360
	鳳城附近	8	560
	鮮滿國境地方	11	1,000
吉林省	延吉縣下	6	600
	東支東部線	6	12,400
	反吉林軍系兵匪	9	15,200
	東北民衆抗日軍	12	2,860
	吉林省東部，救國軍其他	20	23,650
黑龍江省	黑龍江省自衞救國軍	7	9,650
	鐵血自衞救國軍	5	7,100
	匪賊團	12	50,000
東北民衆抗日救國軍	第1軍（遼西軍區）	—	50,000
	第2軍（遼北軍區）	—	10,000
	第3軍（遼南軍區）	—	1,300
	第4軍	—	20,000
	第5軍	—	7,000

（5） 北滿の水害

概　說　北滿地方は夏季に入りて降雨頗る多く殊に7月に入りて最近10箇年月別平均雨量の4倍强に達し，其の日照數31.9%に過ぎざる等の爲各河川共出水甚だしく未曾有の大汎濫を現出し洮昂，呼海，中東鐵路東南西部線等全部不通となり哈爾濱の如き飛行機に依るの外，外部との交通を杜絕せしめらるるに至つた。

試みに哈事氣象觀測所の調査せる哈爾濱地方の狀況を擧ぐれば次の如くである。

月別	降雨量	十箇年平均降雨量	日照時率
	粍		%
5月	84.8	46.7	45.9
6月	106.1	95.3	53.6
7月	500.7	120.3	31.9
8月7日	26.7	（傅家甸決潰當日）	

卽ち7月1箇月間の降水量は最近10箇年の年平均雨量515ミリに匹敵するものがある。以下滿鐵の昭和6年8月に行つた調査に依つて各地の水害狀況を示せば下の如くである。

哈爾濱地方　上述の如き狀態なりし爲松花江は7月24日頃より俄かに增水して8月5日には遂に1914年の最高增水記錄たる17.8呎に達し對岸の松浦市（人口約4千）及江心の大陽島，十字島其の他兩岸の平地一帶に浸水，同7月には19.2呎に及び遂に傅家甸の堤防を決潰市街を水中に沒し，更に8日朝より增漲速度俄に高まり時速0.15呎，正午早くも20.4呎を算し，八區埠頭の倉庫地帶に浸水し同夜埠頭區の中央方面全部を浸した。

其の後水勢益々激しく10日には目貫の大通たるキタイスカヤ街を11日朝迄には東南部の一小部を除き埠頭區全體に浸水した，斯て12日，朝には增水量21.8呎に達し市民生色を失つた。然れ共13日以後增水停止し稍安堵の狀態であつた。

以上の增水狀況を表示すれば下の如くである。

松花江平均水準に對する增水量

8月1日	15.40	11日	21.80
2日	16.00	12日	21.80
3日	16.90	13日	21.75
4日	17.40	14日	21.65
5日	18.00	15日	21.55
6日	18.40	16日	21.45
7日	19.00	17日	21.30
8日	20.30	18日	21.25
9日	21.10	19日	21.20
10日	21 55	20日	21.20

A　浸水區域と被害

哈市附近の浸水區域は對岸は馬船口，松浦より呼蘭迄一面の泥濘と化し市中は傅家甸（人口15萬）全部及埠頭區（10萬）の大部分であつて傅家甸路面は松花江水面より低き事2米となつた堤防決潰するや激流となつて流入し，僅か數時にして全市に浸水，深き所は15呎に達し家屋は屋根及二階以上を殘して悉く水中に沒し去り又埠頭區はキタイスカヤ街以西は5呎乃至6呎に達し全屋内に浸水，同以東は1呎乃至4呎あり地下室は全滅，床上に浸水せる家屋が多數ある。

其の損害は今尙全市が濁流中に在る爲調査困難なるも概略浸水家屋5萬戶（約1萬5千戶は浸水後修理の見込なし）倒壞家屋（大部分傅家甸にして激流が突入せし際破壞せしものと其の後數日間水中に在りて崩壞したるもの）約2千戶，人畜の被害は溺死せしもの數百名（全部傅家甸にて埠頭區にはなし，又家畜の數は夥しき數に上らむも目下の所調査の方法なし）と稱され尙此の外に哈市經濟機能の破滅，交通通信機關の破壞，農作物，木材，大豆，小麥，燃料等の浸水流失多數あるを以て，其損害は甚大なるべく傅家甸1箇所のみにて見るも水害に依る直接被害約8千萬圓に及ぶと稱せられる。

B　罹災民と傳染病

今回の水害による罹災民は傅家甸，埠頭區を合して46,900戶238,500人と註せられ而して兩市街が水に浸さるるや，之等罹災民

は雪崩を打つて新市街(南崗)及郊外高臺に避難したるもの約12萬，夫々親戚知己を頼りて身を寄せたるもの寄邊なきもの中約8萬あり。參考のためその概數を示せば下の如くである。(18日現在)

收容所45箇所に收容せる人員	33,000
露天アンペラ小屋に在るもの	50,500
計	**83,500**

此の外二階以上屋上に踏止まれるもので救濟を要するもの約3千に及び官憲並公共團體より食糧を支給されてゐるもの日々合計4萬7千人に達するも尙飢餓に迫れるもの多數ある狀態である。

去る7月31日に初發せる虎疫は其の後松花江の汎濫，露天避難民の不衞生等の蔓延の好條件を與へたる爲猛威を振ふに至れるが同病收容患者及死亡者日々累計表下の如くである。

日別	新患者	死亡	新患累計	死亡累計
8月1日	7	1	7	1
2日	—	—	7	1
3日	1	1	8	2
4日	1	—	9	2
5日	4	1	13	3
6日	12	6	25	9
7日	2	2	27	11
8日	4	1	31	12
9日	8	—	39	12
10日	22	8	61	20
11日	58	21	119	41
12日	40	8	159	49
13日	31	15	190	64
14日	38	9	228	73
15日	21	28	249	101
16日	29	10	278	111
17日	55	20	333	131
18日	33	17	366	148
19日	56	4	422	152
20日	11	15	433	167
21日	11	9	444	176

右は全部官憲に强制收容されたるもののみで此の外祕密裡に處理されたるもの多數ある見込なるも何分衞生思想の缺如せる文化の程度低き滿洲國人多數を占めて居る爲判然せず又豫防注射に對しても極度に恐れ逃廻り居る狀態なるを以て避難民の約8割は注射未了なりと稱せられ從て其後も虎疫其の他の傳染病は一層猛威を振ふに至つたものの如く避難民は一層零落る模樣であり，慘澹たる狀態を現出してゐる趣である。

松花江下流地方　三姓(浸水3,500戸，罹災者4萬人)，三姓は牡丹江と松花江との合流點に在り兩江は8月1日以來急激に增水2日には早くも市外低地を浸し3日に至つては增水量實に22呎に達し，加ふるに朝來豪雨市內約50戸を殘し，悉く浸水倒壞流失せるもの500戸屋根のみを殘し壁の落ちたるもの約千戸(8月11日現在)罹災者は90％約4萬人に及び同地官憲は日本軍と協力して汽船20，ライター30隻を抑留徵發して屋上より之等を收容したが溺死者無數に達せる模樣である。

斯の如く增水急速であつた爲糧食其他貨物の如き之を他に移す遑なく其の大半を流失又は水中に沒し，其の被害高全在貨の70％に達すと稱せられる。即ち主要在貨の大豆小麥に就て見るに下の如くである。

大豆在貨72,000瓲，小麥16,000瓲　計89,370瓲中約5萬瓲水中に沒す。

同地方の田畑12萬町歩あり農產物15萬瓲(半年)に達するが，今次水害を被れるは最低50％最高80％以上に及び，浸水地域9萬町歩に及び附近農民15萬人の中約10萬人は生活の糧を失つたと稱せられる。

同地官憲は之が救濟に奔走しつつあつたが食糧醫藥缺乏し殊に虎疫蔓延もあつて15日迄の患者20名に及んだが唯一救濟地と賴る哈爾濱又前記の如き狀態にして且つ糧食の境外搬出を嚴禁し居る爲大恐慌を來しつつあつた。

B　佳木斯(浸水2千戸罹災者約1萬)

市街浸水露天に筏を組み寢食する程度の家屋400戸罹災者3,600人其の他直接洪水に依る被害大ならず同地が江岸なるにも拘らず水害比較的輕微なのは對岸蓮江口方面の土地低く水勢其の方面を偏ける爲である。

C　蓮江口(人口2千全滅)

市街悉く水中に沒し民家は僅に屋根の上端を殘すのみである。鶴立崗炭礦より運搬せられた石炭は江岸に山と積まれてあるが水面上尙約4米乃至5米より避難民は之にアンペラ小屋を張つて居る，同地より鶴立崗に至る鐵路に沿ひ奧地15粁迄は舟行し得，一望大海を望む樣であると稱せられた。

D　富錦(罹災者約1萬)，綏東(人口2千全滅)

之を要するに松花江下流に於ては同江，樺川，湯原，通化等の市街が比較的被害輕少なりしを除き，其の他都市農村殆ど全滅兩岸各數10粁に亙り浸水したる所あり一望汪洋たる大海と化し浸水地域700萬町歩と見積られる。

農作物の如きは悉く水中に浸するに至つたが一方減水遲々として進まず當時の情報に依れば最少1箇月を要する見込なる爲之等農作物は恐らく全滅し收穫皆無なるに至るべく其の他人畜被害甚大なるものあり更生の如きは到底望まれ得る處でないと稱せられた。

農作物被害推定表

吉林省側		黑龍江省側	
濱江縣	66%	呼蘭縣	70%
賓縣	68%	巴彥	70%
方正縣	82%	木蘭	76%
依蘭縣	80%	通河	80%
樺川縣	80%	湯原	80%
富錦縣	80%	綏東	80%
同江縣	97%	被害面積	6,700,000

呼海線地方　松浦市(人口約4千)が浸水し呼海線呼蘭河松花江とより成る三角地帶全滅し罹災者數千人(松浦市を除く)を出し哈爾濱と呼海鐵道との連絡は呼蘭迄汽船を以て之に當りつつあるの慘狀を呈して居る。

中東鐵路南部線地方　8月1日頃より南部線沿線諸川增水甚しく3日拉林，蔡家溝陶頼昭及其の他の附近增水4米50に及び遂に拉林，蔡家溝間線路5箇所流失今尙復舊するに至らないが右線路被害を除きては洪水に依る被害不明なるも可成の程度に達するものと視察される。

中東鐵路西部線　8月10日哈市附近廟臺子鐵橋破壞列車不通となり松花江鐵橋亦激流に流され橋北側の框舍顚倒し橋礎危險に瀕せるを以て日本軍掩護の下に防護工事を急いだ結果22日に至り廟臺子鐵橋の修理成つたが昂々溪富拉爾基間嫩江橋梁又流失し當分復舊の見込立たない爲に蒸汽にて連絡漸く國際列車の運行を見るに至つた。

中東鐵路東部線　7月31日頃より線路の被害續出したが8月3,4日頃より殆ど全線不通となり其の後減水したが匪賊の跳梁甚しく復舊作業に著手し得ず近く日本軍の掩護により復舊工事を行ふ筈，其の他一般住民の被害狀況は前述の狀態で調査不能である。(昭和7年8月23日)

(6)　滿洲國の水災救濟策

中央政府水害救濟辦法　滿洲國中央政府に於ては北滿に於ける水害情況の重大なるに鑒み，最善を盡し中央政府水害救濟辦法を設けて之が救濟に當つた。辦法の內容を抄記すれば大略下の如くである。

(1)　執政より救濟員を派遣し並に罹災難民の慰問をなす爲，別に慰問使を派遣して水害各區域に派遣せしめ，執政の名義を以て執政府より支出せる慰問金5萬元を分給する。

（2） 政府より應急救卹金50萬元を支出し民政部次長或は總務司長の災區に到達せる時を俟つて，哈爾濱（松浦及濱江を包含する）32萬元，黑龍江（松浦を除外する）8萬元，吉林省（濱口を除外する）5萬元，奉天省3萬元，興安東分省2萬元を分配する。

（3） 中央政府は水害救濟委員會を設ける。

（4） 各官吏に對し義捐金を俸給月額に比例して特任官100分の10，簡任官100分の5，薦任官100分の3，委任官100分の1の比率を按じて之を定め，暫時の間は中央政府官吏の義捐金を募集し，概算額決定せる後主計處にて換算し之を爲替にて送金する。各地方機關の官吏に對しては各主管部局より中央募集の例に倣つて之を勸告募集する。

因に上記の救濟策は大同元年8月12日國務總理の次長會議（法制局長參議府祕書局長を含む）を經て協議決定したものである。

奉天水害救濟籌備委員會 奉天省に於ては吉黑兩省及奉天省，洮南遼中地方の水害が極めて重大なるに依つて廣く義捐金を募り救濟に資する目的を以て，民政廳が主體となつて之を辦理し，各機關，各團體，各銀行を召集し合同して水災救濟籌備委員會を組織した，そして8月20日の會議に於て簡章を規定し，民政部の查閱を經て各方面に向つて義捐金の募集を開始した。同會の簡章の內容を抄記すれば大略下の如くである。即ち，本會は民政廳內に附設し便宜上民政廳の主辦とする。本會には籌款，調查の2係を置き，籌款係は救濟金の募集，保管，分配等の事項を處理し，調查係は災害狀況の調查報告事項を處理する。本會は上記係の外に辦事處を置き，文書，會計，統計，淨寫等を取扱ひ，民政廳職員を選びて兼任せしめる。本會會議は全體會議，係事務會議の2種であつて，各會議共民政廳長を主席とし，其の開會期日は民政廳長隨時參酌の上通知し並に之を召集するものである。本會の各係及辦事處人員は均しく義務奉仕であつて手當を給しない。本會の必要なる經費は暫時民政廳より總務廳財政科に通知し支出せしめる。（大同元年9月2日奉天水害救濟籌備委員會簡章）

水災賑濟彩票の發行 滿洲國に於ては今次の水災を賑災するの目的を以て下記宣言の內容からなる滿洲國彩票を發行し，尚，建國公債を募集することに決定した。（財政の項參照）

水災賑濟彩票發行に關する宣言　我國建國以來瞬時にして半歲ならんとす其間國利民福を謀り以て根本を鞏固にし國家の安康を期す然るに匪賊未だ平定せず水災頻發し北滿一帶被災の區數百里浸水するもの10數縣哀れなる哉我國民死する者道に相屬し存する者も亦生活の路なし實に空前の大災難にして世界稀に聞く所なり然れ共古人の所謂難多くして邦興り憂さかんにして聖を啓くと今の災禍は正しく天之を以て我國人を警惕督勵するものなり我が滿洲國民は宜しく奮起して救援に當るべきなり財政當局に於ては專ら其責任に任すべきものなり凡て救濟は財力に賴らざれば能はす災變以來中央政府及び各省長官各慈善團體は固より大聲疾呼して義捐の募集に盡力するも災區の廣大なるに因り杯水を以て車薪の火を救ふが如く今後禍患方に長し豈袖手傍觀するを得んや本部は再三財源捻出を籌劃し或は增稅を行はんが重ねて人民を苦しむるに至る萬已むを得ざるの中に於て比較的實行可能の策を思ふに臨時彩票發行の一事に如くはなし臨時彩票は先づ期限を一年とし每月1回發行1回每に經費を扣除して尙相當の剩餘を得べく此の金額を以て水災救濟に充つれば救急及善後の各辦法は次第を追ふて施行するを得べく人民は勸捐の苦を免れ官府は財源涸渴の虞なし臨時救濟として此に勝るの計無し或は之を新國家の政體に徵し不可と爲すものあれど此の種辦法は世界各國皆其の例あり即ち中華民國前內務部及び廣東浙江等の省に於て災害救濟の爲に彩票を發行したるは皆是れなり其用意は義捐募集の缺を補はんとするに在り決して人民を壓迫搾取するに非ず人民にありては得彩の希望あり且樂んで義捐を爲すと同じ且彩票を購入するものは概して中產以上に屬し財力に餘裕ある者なり我滿洲國には固より善を樂み施を好むの士少からず此度幸に災難を免れたる者は家產の一部を割きて被災者を救濟することは當然の擧なり況して彩票の購買は利益の望むべきもの有り官府彩票發行に際しては敢て購買を强制するに非ず人民の自由に任す此れ本部人民の爲に考慮を致せるものにして必ず實行し得べきことは深く信ずるものなり。

之を要するに今回發行の水災賑濟彩票は臨時的のものにして永久的のものに非ず資產を有する者をして變形的に愉快に義捐を爲さしめんとするものなり彩票章程及び發行購買手續に至りては別に嚴密の規定あり以て大公無私を示す此に宣言す。

大同元年9月20日

財政部總長　熙　　洽
代理部務次長　孫　其　昌

（7） 朝鮮人問題

朝鮮人遭難事情 滿洲に於ける朝鮮人の舊軍閥其他からの壓迫被害の狀態は萬寶山事件以來周知の事實であるが，殊に滿洲事變生起後は各地に匪賊蜂起し，民族的偏見からの襲擊を受け，撫順，淸源縣方面では多數の慘殺に遭ひ慘狀至らざるはなく，各地の朝鮮人も一齊に滿鐵沿線に避難するの止むなきに至つた。其後秩序の整備を待つて漸次現地に歸農したが，其後も匪賊の蠢動止まざる爲と，北滿の水害の影響に據つて現在でも下記概數の朝鮮人避難民が各地に避難してゐる。

鮮人避難民概數

（朝鮮總督府派遣員推定昭和7年11月現在）

北滿主として	哈爾濱	4,000人	水害によるもの
	同	2,000人	匪害によるもの以下同じ
	鐵嶺	600人	
	開原	1,200人	
	四平街	800人	
	新京	800人	
	安東	1,600人	
	吉林	2,200人	
	盤石	1,200人	
	蛟河	1,300人	
	敦化	1,500人	
	奉天	4,000人	
	撫順	3,000人	
	山城鎭	9,000人	

因に，東邊道方面よりの避難民即ち撫順の避難民は主として炭礦業務に就かしめ，奉天及山城鎭では收容所を設けて救護してゐたが奉天收容所（迫擊砲廠內）は11月1日に山城鎭の收容所は10月31日に夫々閉鎖し孰れもその農耕地に官憲保護の下に歸還せしめ，原地救護をなす事とし，現在殘留する者は少い。

又，滿鐵沿線數里の地點に農耕地を有する者には去る9月下旬より11月中旬迄の豫定で400名の警官（關東廳領事館）保護の下に收穫せしめ，好成績を擧げつゝある。作柄は豐饒なるも收穫地は局限せられてゐる。

朝鮮人運動

（1） 概　況　滿洲に於ける朝鮮人は其實數について正確な資料を有しないが，大約10萬に達するものと推定され，生業として農業最も多くしかも日本農業移民の先驅として滿洲の奧地に迄進入してゐた關係上政治的或は人種的偏見から舊東北軍閥，或は各地匪賊の苛酷なる壓迫を蒙つてゐたので，自然民族的に結成し次第に政治的色彩を帶び現在では滿洲に於て一つの隱然たる勢力を形成してゐる。滿洲に於ける朝鮮人運動は大約下記の3期に分けて說明される。

（2） 第1期　第1期の朝鮮人運動は明治43年日鮮併合によつて獨立黨に打倒された事大黨の殘餘分子が朝鮮獨立を合言葉としてゐたことに特徵を有するものであるが最初は勢力微弱で左程問題とされるに至らなかつたものである。然るに大正4，5年以向は朝鮮人の滿洲移住の增加に伴つて，鮮農であつてこの運動に加入する者激增し，運動も漸次表面化して正義府，新民府，參議府なる團體を形成するに至つた。正義府は大正13年中央組織を完成し，地方組織として奉天省（19縣），吉林省（12縣）に21公所（地方公所及特別區公所）を有し，其の勢力下にある住民は15萬戶と稱せられ，定期の稅金を徵收して恰も領土無き國家の觀を呈した。新民府，參議府もほぼ之と同樣な組織である。

（3） 第2期　露西亞革命の完成を契機として朝鮮人運動は朝鮮獨立を主眼とする舊系民族主義の信奉派と共產主義を信奉する派との間に內部的軋轢を生じ，この鬪爭の漸次的激化に伴つて運動の表面化を見，

領事館警察の峻烈なる檢擧を受けたので共同戰線を張る必要上，昭和3年に至つて運動は統一の機運を生み，同年5月の在滿運動協議會を開催するに至つたが，幾何ならずして協議會內は舊型民族運動を信捧する協議會派，即ち正義府，新民府民政派（南滿青年同盟，北滿青年同盟，南滿農民同盟吉林青年同盟），其他青年團體と，共產主義を信捧する促進會派策進會，即ち在中青年總同盟，南滿青年總同盟，哈長青年總同盟松江青年總同盟，正義府脫退派南方組），新民府軍政派．在滿農民同盟の2派に分裂するに至つた。

（4）第3期　昭和4年度上半期に於ては上記分裂解消運動の一層の發展を見，先づ新民府が民族派と軍政派に分裂して衰亡の狀態に陷り，次で參議府も當然衰亡の運命に逢著し，正義府も內的解消作用と外部の抗爭とに堪えず脆くも崩壞し，遂に新民，參義，正義の3府の殘留分子を合同して國民府を組織して從來正義府唯一の地盤である吉盤地方を放棄して南滿興京縣に南下するに至つたが，其の勢力には昔日の面影はない。これに反して舊型民族主義團體より解消せる分子，正義府脫退派，策進會除名組を主體とする反帝國主義同盟，朝鮮共產黨再建設滿洲部委員會，火曜派，ソウル派．上海派及ML派の在中青年總同盟，在滿農民同盟，朝鮮共產黨再建設準備會は各自の主張を持つて部分的には對立關係に置かれてゐるが，日本に對する民族解放と，軍閥打破竝に自治，農業制度，敎育等に對する階級鬪爭を綱領としてゐる點から今後の潛行運動は相當に注目されてゐる。

（8）　滿洲共產黨運動

槪　說　最近に於ける滿洲の共產黨運動に於て特記すべきは，昭和6年12月，運動の主體である中國共產黨滿洲省委員會が哈爾濱に移轉したことである。而してその組織は（1）滿洲省委員會の直轄する北滿一帶（同會は本據を哈爾濱に置いて，東區委，西區委，北區委に分ち，尙各地に縣委を置いてゐる。）（2）東滿特委（間島），（3）南滿特委（皇姑屯），（4）遼西特委（熱河）に4大別することが出來る。

中國共產黨滿洲省委員會が滿洲赤化の根本方針となす目標は「滿洲の政治形勢と黨の任務及び工作方針」なるパンフレットに要約されてゐる。この工作方針は昭和5年9月に決定されたもので

（1）政治的ストライキの組織
（2）地方パルチザンの組織，そのソヴェート政權樹立へ
（3）土兵暴動の組織
（4）紅軍の建立

を主要內容としてゐる。

滿洲に於て中國共產黨が本格的活動を開始したのは昭和5年である。張學良軍閥の關內進出によつて滿洲も亦軍閥の渦中に卷き込まれ，米國の資本主義的進出によつて日本のそれとの完全な對立が現出し，又北滿に於ける露支兩國の直接的行動に刺戟されて革命的土兵運動が起り，從つて紅軍の成立となり，更にパルチザン戰術による農民暴動（朝鮮人）が東滿其他に於てソウエート政權を樹立し，哈爾濱に於ては大衆的罷工の勃發を見た。

特に都市に於ては大衆的組織がなく，從つてプロレタリヤの主權を握ることは到底不可能な狀態にあつたにも拘らず，中國共產黨があらゆる政治的鬪爭を爲さんとして活動を續けたことは，實に有力な主觀的條件が具備されてゐた爲で，その（1）は共產主義系朝鮮人團體の中國共產黨への合流であり，その結果農民運動の勃興を見た事であり，（2）は支那本部に於ける紅軍及びソウエート區域の目覺しい擴大發展によつて中國共產黨の存在竝びに能力が國際的に注目された事であり，その故に都市に於てプロレタリヤへの運動が積極的となり，ソウエート擁護を中心スローガンとして武裝暴動による政權獲得を主要目標とし，（3）は露支戰爭の際浮虜となつた約一箇旅の支那兵が完全に赤化され，歸來後土兵運動の主體たる役目を勤めた事である。

滿洲事變後中國共產黨は各地に於て活躍したが，奉天に於ては中國共產黨滿洲省委が市內各所に赤色宣傳ビラの撒布，その他の潛行運動を續けた。其後12月に至つて前述の如く本部を哈爾濱に移して各方面組織宣傳に從ふこととなつたが，その活動はメーデー前後に於けるビラ撒き，7月に入つて日本兵營附近に於ける宣傳文書撒布等單なる街頭工作より出なかつた。一方全滿の運動は7月12日哈爾濱に於ける滿洲省擴大委員會を得て，9.1反戰デー，9.18滿洲事變1週年記念工作に向つて活潑に行はれることとなり，就中反日軍隊の勢力を占める東滿特委に於ては，全東滿反日工農兵代表大會の組織成り，地主富豪の穀物其他財產の沒收と武裝示威が計畫されるに至つた。そこで奉天特委の9.18滿洲事變1週年記念の數日後奉天に於て奉天ソウエート政府名義のビラを撒布したに止る不活潑さは，滿洲省委の不滿を買ひ10月6日黨中央部の指令に依つて中國共產黨奉天特別委員會を開催すべく奉天小西關馬泡沿胡同に於て準備委員會開催中を憲兵隊の探知するところとなつて同日午後同所に於て滿鮮人11名（內6名鮮人）の逮捕を見，宣傳文書，印刷器等多數押收され，奉天を中心とする赤色運動は少からざる損害を蒙つた。

共產黨事件　最近に於ける共產黨事件を槪述すれば，

（1）　朝鮮共產黨滿洲總局の解體とその中國共產黨への合流—昭和5年3月—國一黨主義の原則とコミンテルンの指示に基いて滿洲に在る朝鮮人共產主義者は凡ての組織を解體して中國共產黨へ合流し，滿洲省委員會の統制下に服する事になつた。この鮮支共產主義者の合流は滿洲共產主義運動史上の重要なエポック・メーキングである。

（2）　反帝大同盟の示威—昭和5年4月1日及び2日，哈爾濱反帝大同盟に屬する學生團は，全部に亙る反帝宣傳ビラの撒布，反動的新聞社の襲擊を行つた。このデモの中心をなしたものは哈爾濱學院の學生である。

（3）　杜蘭亭事件—昭和5年4月12日，奉天に於ける國民外交協會講演會場に於て反國民黨的彌次を飛ばした爲，臨席の支那官憲に逮捕された。杜蘭亭の供述から反帝同盟及び中國共產黨滿洲省委員會の組織が暴露し，次で黨員約20名が檢擧された。

（4）　哈爾濱日本總領事館の襲擊—昭和5年5月1日約100名の朝鮮人共產主義者はメーデー示威の爲に哈爾濱新市街の日本總領事館を襲ひ投石して騷擾を極めた。

（5）　丁天和事件—杜蘭亭一派の再組織運動で昭和5年6月支那官憲に逮捕された

（6）　朝鮮人共產黨員の暴動—5月30日の五卅運動紀念日には龍井村地方で，8月1日の國際赤色デー及び8月29日の朝鮮獨立運動紀念日には吉敦鐵道沿線地方で，朝鮮人共產黨員の組織的暴動が行はれた。其の他小規模のパルチザン運動が隨所に敢行され，延邊地方ではソウエート大會まで開かれたと謂はれてゐる。

（7）　中國共產黨滿洲省委員會の「滿洲の政治形勢と黨の任務及び工作方針」決議—この決議の日時は多分昭和5年9月頃で，滿洲に於ける當面の活動方針（第1節參照）を決定した文献である。

（8）「滿洲紅旗」の創刊—昭和5年9月15日附刊行，中國共產黨滿洲省委員會の機關誌四六判の謄寫版刷の小册子で，引續き15號まで發行され，現在は小報の形式に變つて「消息三日刊」となつてゐるらしい。

（9）　間島に於ける鮮人共產黨員の檢擧—昭和5年11月，龍井村，局子街兩地方で

日本領事館警察は前述(第6項參照)パルチザン運動の被疑者として朝鮮人共產黨員2百餘名を檢擧した。

(10) 撫順炭礦工會幹部の逮捕—昭和5年11月11日，滿鐵撫順線架井子驛に於て撫順炭礦赤色工會の指導者たる陳子眞が日本官憲に逮捕され，次でその幹部たる撫順炭礦勞働者20餘名が檢擧され，この檢擧と同時に撫順工會及び滿洲省委員會に關する多數の文献が發見された。

(11) 朝鮮人共產黨員鄭炳淳の檢擧—昭和5年11月19日奉天城內に於て支那官憲に逮捕され，その所携文献と共に日本側に引渡された。奉天領事館警察に於て取調べの結果，鄭は中國共產黨滿洲省委員會の調査科員であることが判明し，且その所携してゐた文献中には中國共產黨滿洲省委員會の活動工作を示す所の重要な基幹的文書が多數含まてゐた。

(12) 大連に於ける不穩ビラ撒布—昭和5年11月7日のソウエート聯邦革命紀念日，12月11日の廣東コンミューン紀念日の前後大連市內の工場地帶に中國共產黨大連委員會名義のビラが撒布された。

(13) 博克圖に於ける支那軍隊の騷優—昭和6年1月3日，東支鐵道西部線博克圖駐在の步兵第38團に於て士兵暴動が發生した。之は中東鐵道問題に關聯して起つた露支戰爭の結果，捕虜となつてソ聯に抑留されてゐた士兵がその歸來後，主謀者となつて兵營外の共產黨員と呼應し兵變を惹起せんとしたものである。

(9) 勞働事情

工場及鑛山勞働者 滿洲に於ける工場及び鑛山勞働者は豐富な農產，畜產，鑛產を原料とし，低廉な勞力の供給を仰ぎ得る等生產條件に惠まれてゐることに原因して，日露戰役後漸次勃興した新式工場と在來の土式工場とに働く者を合すればその數は尠くない。關東廳が昭和6年末日現在の關東州內，鐵道附屬地，領事館管內に於ける工場及び鑛山勞働者に就て調査した所に依ると工場數(鑛山を含む)582，其の所屬勞働者總數は74,825人で，その7割8分强は滿洲國人で，彼等は滿洲の勞働問題の過去，現在，將來に亙つて極めて重要な地位にあるものである。日本人は工場總數582に對し，僅に1工場に付き12人强の割合に過ぎず，その多くは滿鐵會社關係工場に所屬し特種の技能を有するものである。而して支那人職工の勤勉努力の結果は，現在では日本人の爲し得るあらゆる仕事を模倣し，例へば疊職，豆腐屋等の特殊技術に至るまで，その地位を蠶食しつつあるのである。

普通勞働者 工場以外に於て土木，建築，運輸交通埠頭荷役等の勞働をなす者を云ふ。常時之等普通勞働者を多數使役するもの相當の數に達し，屢々爭議を惹起し，事業の進捗を害することが尠くない。關東州及び滿鐵附屬地，領事館管內に於ける昭和6年末日現在の事業者數は262，その使役勞働者は44,117人に達しその內42,635人は滿洲國人で，他は日本人の1,378人，朝鮮人の35人，外國人の69人で，各事業共主として滿洲國人を使役してゐる。

自由勞働者 自由勞働者たる苦力は支那の不精練的賃銀勞働者の總稱であり，力に賴つて生活をする社會群「受苦累的人」の意である。苦力の範圍は甚だ不明確であるが資本技術及び高等な智識の運用者，精神事業者に非ずして主として自己の體力の活用に賴つて生活する者を稱するのである。即ち坑夫，土工，仲士，掃除夫各種被傭人夫等が純粹の苦力である。而して彼等の體力と勤勉と粗食に甘んずる點から云へば，日本人勞働者は到底彼等の敵ではない。彼等は浮浪性に富み，北は黑河，三姓，浦鹽，滿洲里，哈爾濱，南は奉天，營口を始めとし，滿鐵沿線到る處に轉々として稼ぎ步くのを例としてゐる。

工場勞働者調

(昭和7年6月末現在)

地域別	工場數	職工數 日本人 男	日本人 女	滿洲國人 男	滿洲國人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女
旅順	25	41	—	716	116	—	—	—	—	757	116
大連	122	611	23	7,322	903	29	—	—	—	7,962	926
水上	1	26	—	72	—	—	—	—	—	98	—
小崗子	61	244	—	3,124	157	1	—	1	—	3,370	157
沙河口	86	1,555	7	4,599	303	1	—	—	—	6,155	310
金州	15	—	2	2,037	599	—	—	—	—	2,037	601
普蘭店	2	3	—	272	2	—	—	—	—	275	2
貔子窩	5	5	—	85	—	—	—	—	—	90	—
瓦房店	24	370	—	484	172	—	—	—	—	854	172
大石橋	9	3	—	263	20	—	—	—	—	266	20
營口	11	15	—	756	378	—	—	—	—	771	378
鞍山	10	461	—	3,124	—	—	—	—	—	3,585	—
遼陽	10	63	—	3,053	108	7	—	—	—	3,123	108
奉天	70	123	—	3,471	462	91	28	—	—	3,685	490
撫順	20	3,021	88	28,632	130	1	—	—	—	31,654	218
本溪湖	11	18	—	7,683	—	—	—	—	—	7,701	—
鐵嶺	13	41	—	295	4	11	20	—	—	347	24
開原	12	—	—	401	—	34	26	—	—	435	26
四平街	24	42	—	484	—	6	—	—	—	532	—
公主嶺	3	5	4	51	—	19	12	—	—	75	16
長春	59	102	—	2,138	68	15	13	—	—	2,255	81
安東	49	121	5	1,683	195	379	384	—	—	2,183	584
合計	642	6,870	129	70,745	3,617	594	483	1	—	78,210	4,229

工場經營者別數

(昭和7年6月末現在)

使用者國籍別	使用者數	勞働者數 日本人 男	日本人 女	滿洲國人 男	滿洲國人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女
日本人	405	6,848	122	55,178	3,340	488	382	1	—	62,515	3,844
滿洲國人	215	—	—	5,950	231	2	9	—	—	5,952	240
朝鮮人	8	—	—	38	—	71	65	—	—	109	65
露西亞人	1	—	—	14	45	—	—	—	—	14	45
日支合辦	8	19	—	9,522	—	—	—	—	—	9,541	—
日鮮合辦	2	1	—	9	—	9	13	—	—	19	13
日米合辦	2	2	7	33	1	—	—	—	—	35	8
鮮支合辦	1	—	—	1	—	24	14	—	—	25	14
合計	642	6,870	129	70,745	3,617	594	483	1	—	78,210	4,229

普通勞働者調

(昭和7年6月末現在)

地域別	使役者數	勞働者數 日本人 男	日本人 女	滿洲國人 男	滿洲國人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女
旅順	7	8	—	782	1	—	—	—	—	790	1
大連	39	110	—	11,610	26	8	—	—	—	11,728	26
水上	3	750	—	9,963	—	—	—	—	—	10,713	—
小崗子	9	74	—	1,911	—	—	—	—	—	1,985	—
沙河口	44	28	—	1,372	—	2	—	—	—	1,402	—
金州	1	4	—	52	—	—	—	—	—	56	—

普蘭店	6	7	—	476	—	—	—	—	—	483	—
貔子窩	2	—	—	1,441	—	—	—	—	—	1,441	—
瓦房店	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大石橋	12	8	1	268	—	—	—	—	—	276	1
營口	5	37	29	2,757	6	—	—	—	—	2,794	35
鞍山	9	20	—	2,998	—	—	—	—	—	3,018	—
遼陽	2	—	—	60	—	—	—	—	—	60	—
奉天	6	37	—	1,134	—	—	—	26	—	1,197	—
撫順	12	84	—	3,754	—	—	—	—	—	3,838	—
本溪湖	5	8	—	235	—	—	—	—	—	243	—
鐵嶺	6	27	—	155	—	2	—	—	—	184	—
開原	19	9	—	571	1	2	—	—	—	582	1
四平街	11	18	—	524	—	—	—	—	—	542	—
公主嶺	14	—	—	361	—	—	—	—	—	361	—
長春	57	368	—	3,457	—	1	—	7	—	3,833	—
安東	12	7	—	455	10	1	—	—	—	463	10
合計	281	1,604	30	44,336	44	16	—	33	—	45,989	74

普通勞働者經營別數

（昭和6年6月末現在）

使用者國籍別	使用者數	勞働者數 日本人 男	日本人 女	滿洲國人 男	滿洲國人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女
日本人	165	1,567	1	41,626	37	16	—	7	—	43,216	38
滿洲國人	111	—	—	2,377	1	—	—	—	—	2,377	1
朝鮮人	1	—	—	18	—	—	—	—	—	18	—
米國人	1	—	—	18	—	—	—	—	—	18	—
日滿合辦	2	37	29	279	6	—	—	—	—	316	35
日露合辦	1	—	—	18	—	—	—	26	—	44	—
合計	281	1,604	30	44,336	44	16	—	33	—	45,989	74

自由勞働者調

（昭和7年6月末現在）

地域別	滿洲國人 男	滿洲國人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	計 男	計 女
旅順	3,338	290	—	—	3,338	290
大連	12,292	1,254	10	—	12,302	1,254
水上	435	—	—	—	435	—
小崗子	5,157	239	2	—	5,159	239
沙河口	9,950	31	6	—	9,956	31
金州	4,142	300	29	—	4,171	300
普蘭店	5,936	117	2	—	5,938	117
貔子窩	5,415	42	12	—	5,427	42
瓦房店	150	68	—	—	150	68
大石橋	191	26	25	—	216	26
營口	1	—	—	—	1	—
鞍山	109	—	4	—	113	—
遼陽	27	—	—	—	27	—
奉天	290	—	16	2	306	2
撫順	4,200	—	720	95	4,920	95
本溪湖	73	—	7	5	80	5
鐵嶺	238	89	119	67	357	156
開原	512	11	145	31	657	42
四平街	495	9	36	—	531	9
公主嶺	702	38	1	1	703	39
長春	665	10	64	20	729	30
安東	5,871	136	1,274	168	7,145	304
合計	60,189	2,660	2,472	389	62,661	3,049

勞働者の移動　滿洲に於ける勞働者の出身地の大部分は山東及び河北省方面で，土着人の割合が僅少であることは勿論，現在に於ける土着人中にも，移住者が多數含まれてゐるものである。今，昭和６年末に滿鐵勞務課にて調査せる大連市內福昌華工會社に於ける常備華工の出身地別人員竝びに百分率を示すと

出身地名	人員	百分率
山東省	8,374	91.2
河北省	523	5.7
江蘇省	119	1.3
關東州	74	0.8
奉天省	73	0.8
吉林省	9	0.1
其他	10	0.1
計	9,182	100.0

即ち全數に對する98%は渡來者に依つて占められて居り，所謂土着の勞働者は僅に2%に過ぎない。而して勞働者の移動の原因は他動的動機に支配さるる季節的移動と，自動的に勞働條件の良否によつて起る移動とに區別することが出來る。滿洲に於ける滿洲國人勞働者の移動は他動的原因によるものは極めて稀で，多くの場合，自動的に必然的に行はれる。之は滿洲國人勞働者共通の放浪性と賃銀の高低に對する敏感性とによるためである。即ち滿洲國人勞働者の移動は失業に依つて轉々とする歐洲の無產階級と趣を異にし，經濟的であるよりも寧ろ社會的であると謂はれてゐる。移動徑路は青島，芝罘，龍口，天津各港から大連，營口，安東各港に至るか，河北，山東各地から最寄の驛に出で，北寧線を經由し入滿するもので，他は北寧線に沿うて徒步入滿するものである。彼等の渡滿時期は３月及び４月の初春の候で，解氷と共に事業漸く多忙に向ひ，一般勞働者の需要繁くなる頃である。

勞働賃銀　滿洲に限らず滿洲國人勞働者の賃銀は一般に極めて低廉で，勞働の種類に依つては，能率に於て優秀な滿洲國人勞働者を日本人勞働者よりも遙かに低廉な賃銀で雇ひ得る場合が多い。其の理由は彼等勞働者の能力が劣つてゐる事，生活程度が低い事，一面勞働賃銀が需給關係に著しく支配されてゐる事に因る。

即ち(A)勞力に對する需要の高を決定する原因は(１)雇主の勞力に認むる價値の多少(２)雇主が支拂ふ能力の大小(３)雇主の競爭の有無强弱(B)勞力に對する供給の高を決定する原因は(１)勞働者の賃銀に認むる價値の多少(２)勞力の生產費の大小(３)勞働者の競爭の有無强弱等を擧げ得る。勞働賃銀は其の業務の種類竝びに地方等に依つて不同である。尙，參考として滿洲國人に傭はるる勞働者の賃銀を示せば下の如くである。

職名	大連	奉天	新京	安東
木挽職	宿,賄,月小洋 24.00	—	—	—
指物職	宿,賄,月小洋 24.00	—	—	宿,賄,月小洋 30.00
鍛冶職	宿,賄,月小洋 10.00	—	—	—
鑄物職	宿,賄,月小洋 18.00	—	宿,賄,月現大洋12.00	—
鋲力職	宿,賄,月小洋 8.00	月大洋 7.00	—	宿,賄,月小洋 15.00
洋服裁縫職	—	—	—	宿,賄,月金 20.00
靴職	—	—	—	宿,賄,月小洋 12.00
時計修繕職	宿,賄,月小洋 18.00	—	—	宿,賄,月小洋 10.00
理髮職	宿,賄,月小洋 27.00	—	宿,賄,月哈大洋2.000	宿,賄,月小洋 12.00

勞働時間　滿洲に於ける滿洲國人勞働者は勞銀低くして一般に勞働時間が長く，就中一般苦力階級に於て甚しい。その理由は勞働者の無自覺が勞働時間の短縮を好まず長時間の勞働によつて多くの賃銀を得ようと欲するからで，かゝる狀態は結果に於て反つて勞働能率の低下となり企業者にとつて不利益である。今滿洲に於ける日本人側

南滿洲主要都市勞銀

（昭和7年6月現在）

職名	日本人 大連	日本人 奉天	日本人 新京	日本人 安東	朝鮮人 安東	滿洲國人 大連	滿洲國人 奉天	滿洲國人 新京	滿洲國人 安東
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大工職	3.50	3.80	3.90	3.00	—	小洋 1.50	1.10	.99	小洋 1.50
左官職	3.50	3.80	4.00	3.50	1.20	1.20	1.20	1.05	1.00
石工職	3.00	4.20	—	—	—	小洋 1.50	1.00	—	小洋 1.55
煉瓦積職	3.00	4.00	3.00	—	—	.80	1.30	1.05	—
瓦葺職	—	3.50	3.00	—	—	小洋 1.70	1.00	1.05	—
木挽職	—	4.00	—	—	—	—	大洋 1.50	.93	—
疊職	出 3.20	出 3.00	出 3.00	出 3.00	.70	—	賄,月 15.00	出 1.33	—
指物職	—	—	宿,賄,月 60.00	宿,月 65.00	宿,月 40.00	.90	1.00	.70	宿,小洋 1.63
ペンキ塗職	2.80	宿,賄,月 35.00	—	2.80	—	.75	1.00	.95	.80
鍛冶職	1.45	3.50	—	宿 2.97	宿 1.50	.64	.87	—	小洋 1.07
鑄物職	宿 3.00	—	—	,月 45.00	—	.85	—	—	小洋 1.30
鋲力職	3.00	—	—	宿,賄月 45.00	—	.85	.90	—	—
洋服裁縫職 男	3.00	賄,出 1.67	出 2.00	月 45.00	月 45.00	出 1.50	出 .70	出 1.83	月 40.00
洋服裁縫職 女	.90	—	—	—	月 30.00	.35	—	—	—
靴職	—	宿,賄,出 3.20	賄,月 75.00	—	—	1.50	出 1.20	出 1.45	宿,賄 1.50
時計修繕職	賄,月 100.00	宿,賄,月 70.00	—	宿,賄,月 20.00	宿,賄,月 20.00	—	宿,賄,月 55.00	—	宿,賄,月 30.00
理髮職	宿,賄,月 60.00	賄,月 45.00	月 50.00	宿,賄,月 40.00	宿,賄,月 35.00	—	—	—	—
菓子職	宿,賄,月 40.00	賄,月 55.00	月 60.00	宿,賄,月 75.00	—	宿,賄,月 15.00	賄,月 30.00	月 13.00	宿,賄,月 21.00
活版植字職	3.00	2.61	3.00	—	1.40	1.40	.60	1.00	1.05
製本職	3.90	—	3.00	—	1.05	.82	.80	1.00	.90
セメント製造工	宿 2.19	—	—	—	—	.43	—	—	—
硝子製造工	宿 3.00	—	—	—	—	.50	—	—	—
油房搾油工	—	—	—	—	—	宿,賄,出小洋 .28	—	—	—
綿絲紡績工 男	宿,賄 2.72	—	—	—	—	宿,賄,出 .33	—	—	—
綿絲紡績工 女	1.82	—	—	—	—	宿,賄,出 .30	—	—	—
綿布製織工	—	—	—	—	—	—	—	—	—
麻袋製織工 男	—	—	—	—	—	宿,出小洋 .59	—	—	—
麻袋製織工 女	—	—	—	—	—	出小洋 .44	—	—	—
製材工場製材工	—	—	宿,月 90.00	宿,月 80.00	—	宿,賄 .60	—	宿 .30	宿,小洋 .85
自動車運轉手	—	宿,賄,月 30.00	—	—	月 40.00	—	宿,賄,月 40.00	—	—
雜役苦力	—	—	—	—	—	小洋 .41	.45	.45	小洋 .50

（備考）(1) 宿は宿舍附，賄は賄附を示す，又月とあるは月給，出とあるは出來高給にして其の他は日給である。(2) 通貨の種類の記載なきものは金拂である。(3) 小洋，大洋等の6月分平均換算率を示せば次の如くである。小洋（1圓＝金）大連64錢，安東62錢，大洋（1圓＝金）大連73錢，奉天70錢，新京71錢，哈大洋（1元＝金）新京55錢。

及び滿洲國人側の勞働時間を比較して見るに下の如くである。

工場別	日本人側	滿洲國人側
	時分	時分
染織工場	10.53	13.40
機械及器具工場	9.35	10.45
化學工場	10.27	10.40
飲食物工場	9.48	11.00
雜工場	10.10	13.00
特別工場	9.00	—
總平均	9.58	11.28

即ち總平均に於て日本人側工場より1時間半長いことが判る。

勞働能率　滿洲國人勞働者の勤務狀態は大體に於て其の企業主に滿足を與へてゐる。滿洲國人勞働者は勤勉で長時間の勞働に適してゐるが，國民の通有性として責任觀念の缺如と依賴心强く自發的活動力の薄弱と研究心に乏しい缺點がある。各種事業家の通說として滿洲國人勞働者の能率は，日本內地のそれの6割乃至7割に當ると稱せられてゐる。

滿洲出稼移民の入滿　滿洲の經濟界の不況を反映して，逐次減少の趨勢にあつた中國人の滿洲出稼移民は，昭和6年に至つて滿洲事變の勃發に因る地方秩序の紊亂，交通，經濟の杜絕の結果一層の不振を示したそれは主として入滿者の激減にあらはれ，歸還者數は前年に比して大差がなかつたにも拘らず，入滿數と歸還數の差（殘留數）僅かに2萬を數ふるに過ぎず。昭和5年度に比して約30萬の激減で昭和2年殘留數100萬に達したことを考へると想像に餘あるものがある。

昭和6年度入滿中國移民は48萬强，5年度に比して26萬の激減である。經路別に見れば海路約20萬，陸路約6萬弱の減小で，就中，大連上陸者及び陸路入滿の激減が注目せられる。事變後年末に至る迄奉山線の旅客扱が停止狀態にあつた爲營口，安東を經由するものが比較的多かつた。仕出地別に見ると青島よりの渡來者の減少著しく，他も一律に減つてゐる。

經路別仕出地別入滿數

（昭和6年度）

經路別	仕出地別 青島	芝罘	龍口	天津	其の他	奉山線	合計	經路別百分比	前年比較增減
大連	68,819	73,437	24,080	25,137	35,059	—	226,531	47.2	(—)161,515
營口	5,281	2,271	43,680	31,383	9,452	—	92,067	19.2	(—) 24,733
安東	8,608	14,400	3,194	2,440	7,497	—	36,139	7.5	(—) 13,436
海路合計	82,708	90,107	70,954	58,960	42,008	—	354,737	—	(—)199,684
陸路	—	—	—	—	—	125,555	125,555	26.1	(—) 68,237
海陸合計	82,708	90,107	70,954	58,960	42,008	125,555	480,292	100.0	(—)267,921
仕出地別百分比	17.3	18.8	14.8	12.3	8.7	26.1	100.0	—	—
昭和5年度比較增減	(—) 86,045	(—) 42,381	(—) 43,772	(—) 38,161	675	(—) 68,237	(—) 267,921	—	—

離滿移民數　昭和6年度離滿移民數は46萬，前年度に比して5萬の減少を見た。事變に關する激烈な打擊があつたにも拘らず歸還者の增加を來たさなかつたのは，入滿者そのものが少なかつたのと，例年利用者の多かつた奉山線が秋から冬にかけての移民歸還期に不通なりしためである。この經路別比率に於いて，大連，營口經由者の增加を示してゐる。仕向地に就いては昭和5年度と大した變化がない。

經路別仕向地別離滿數　（昭和6年度）

經路別	仕向地別						合計	經路別百分比	前年比較增減
	青島	芝罘	龍口	天津	其他	奉山線			
大連	63,495	55,349	24,209	16,683	15,057	—	174,793	% 37.9	(—)22,402
營口	4,600	2,376	45,135	46,644	7,255	—	106,010	23.0	2,833
安東	11,496	10,385	3,632	3,119	3,771	—	32,403	7.0	(—) 3,850
海路合計	79,591	68,110	72,976	66,446	26,083	—	313,206	—	(—)23,419
陸路	—	—	—	—	—	148,133	148,133	32.1	(—)28,035
陸海合計	79,591	68,110	72,976	66,446	26,083	148,133	461,339	100.0	(—)51,454
仕出地別百分比	17.3	14.8	15.8	14.4	5.6	34.3	100.0	—	—
昭和5年度比較增減	(—)16,085	(—)7,100	(—)8,480	(—)3,349	11,595	(—)28,035	(—)51,454	—	—

(10) 勞働運動

概　說　滿洲の勞働運動は支那本部とは同一條件下にあることは出來ない所の「關外主義」の立場にある。先づ政治方面に於ては軍閥混戰の皆無なことである。その結果，戰禍による大衆的農村のプロレタリヤ化は起ることなく，交通機關の破壞，商工業の破滅，過大なる軍費の徵收等が比較的稀であり，加之，滿洲經濟界は土地の開發交通機關の發達と共に上昇の途を辿りつつあるものと認めらるる故に，プロレタリヤの生活は餓死迄には未だ相當の距離がある。卽ち勞働運動の如きも，その度數，參加人員，要求條項等も支那本部の如き緊張味は見られず，殆んど局部的な，自然發生的な，泡沫的なもので，しかも單純な經濟的要求のみである。罷業原因の如きも，階級的自覺によるもの，又は政治的色彩を帶びるものは皆無で，多く貨幣の暴落による賃銀引上の爲とか，監督に對する感情衝突によるもの及び給料不拂による生活不安の爲のものが大部分である。

農民運動の如きに至つては滿洲農村の現狀が，依然小單位の耕作方法によつて充滿されてゐる故に，自作農及び小作農が農村の大部分を占め，雇傭農はその數に於て甚だ少い。北滿地方に流れ込む農村移民もその殆んど全部が小作農であり，しかもその小作料は地租と同性質のものであり，且數年にして自作農たるの地位に到達する可能性を有つてゐるので，完全な農村プロレタリヤではあり得ない。從つて小作農の階級的自覺又は階級的團結は先づ期待することは出來ない。次に朝鮮人農民であるが，彼等は間島地方に於ては絕對多數を占めてゐるばかりでなく，その多くが小作兼雇傭農であり，平均5割の小作料，全收入の約19パーセントの公課，月利8分の高利，治安費の强制徵收等に苦しめられてゐるばかりでなく，絕對に支配階級に成れない立場にある。從つて階級的自覺は之を强要されてゐる形である。然し間島以外の滿洲に於ては，絕對に地主になれない間島地方の農民よりも，より劣等な立場に置かれてあつても，その數の僅少なことに依つて，朝鮮人だけの運動としては從來の民族主義的運動の範圍を出でず，その證左として，現に農村に於て滿洲國人プロレタリヤとの合流を見ないのである。

勞働團體　大正15年8月滿洲國人工人を以て組織せる大連中華工學會解散以來共產黨關係の祕密工會を除いては階級的團體と認むべき公開組合はなく，勞働運動に當つても何等統制のあるものを見なかつたが，近來漸次工場外純勞働者に依つて團體を組織されるものが增加する傾向にある。主として邦人失業者の救濟を目的としたもので，階級意識に基いたり，黨派的色彩を有するものではない。從つて所謂勞働組合としての使命を有するものではない。いま昭和6年末現在に於ける公開的勞働團體を列記すれば下の如くである。

勞働團體調査　（昭和6年末調）

名稱	設立年月	所在地	會員數	團體の目的
職業同盟支部（勞農）	大正 13. 6	奉天	ロシヤ人50	勞働者の團結と思想，主義宣傳の豫備機關
關東州疊職工組合	同 14. 7	大連	日滿人 83	品性の向上，組合員相互の親睦竝びに技術の上達を期す
大連電鐵中華靑年團	同 15. 3	大連	滿洲人 400	品性の陶冶，日本語の獎勵，團員の相互扶助及び慰安
大連建築現業員組合	昭和 2. 3	大連	日滿人 549	組合員相互扶助，親睦及び共同利益の增進
安東勞働共濟會	同 2. 6	安東	朝鮮人 800	鮮人勞働者相互の親睦と生活の安定を期す
鞍山勞働同志會	同 3. 2	鞍山	日本人 37	勞働社會の弊習を改善し，時代進化を推衝し會員の信用を增進し親睦を圖る
大陸勤勞組合	同 3. 4	長春	日鮮人 66	內鮮勞働者及び之に贊成する者を以て組織し，會員の親睦，精神修養及び職業紹介
大連海上勞働同盟組合	同 3. 7	大連	朝鮮人 120	品性の陶冶，向上，勤勉を旨とし，相互の福祉を圖る
電鐵乘務員會	同 4.12	大連	日本人 112	邦人乘務員相互の向上を期し，親睦を圖る
關東州漁撈海員會	同 5. 7	大連（分會旅順）	日本人 370	會員の向上と福利の增進を圖り所業の發達を期す
日本海員組合大連支部	大正 13. 5（出張所） 昭和 6. 1（支部昇格）	大連	常に異同するを以て不明	勞働條件の維持改善，生活の安定政治的社會的地位の向上，組合員の福利增進
奉天疊職工組合	昭 6. 7	奉天	日本人 29	組合員の親睦を圖り業務の改善向上を目的とす

勞働爭議　一般產業界の不振と空前の銀價暴落のため滿洲國人の購買力減退に依り企業家は著しく打擊を蒙り昭和5年春以來滿鐵會社を始とし何れも事業を休止し又は操業を短縮して以て時流に對應せんと努めた結果，勞働者の解傭せられたる者2萬數千人に達し近年稀に見る勞働界の動搖を生ぜしめた。加ふるに官廳經營の各事業に從事する滿洲國人勞働者に對しては從來金を以て賃銀を支給して來たのを，財政緊縮の理由を以て10月一齊にその賃銀の多寡に應じて1割乃至4割減額支給を斷行し一般に衝動を與へたが，尙民間企業家に雇傭されて居る勞働者に比較する時は，遙かに優遇されてゐる關係上何等問題を惹起するが如きことなく，その他の勞働者に於ては銀の暴落と各企業家の事業縮少等に依つて著しく生活の脅威を感ずるに至つたが，財界一般の大勢に鑑み，昭和6年度滿洲勞働界は槪して平穩裡に經過し各種の爭議の如きも，僅に

20件，參加人員3,022に過ぎず昭和5年度の33件參加人員2,296人，昭和4年度の37件參加人員6,535人に比すれば實に僅少である。即ち昭和5年度の關東州及び滿鐵沿線に於ける勞働爭議を各業態別に就てみるに，合計20件中工業がその約半數9件を占め工業に次いで多數を占むるものは交通の2件であるが，これに反し鑛業が2件に減少してゐる。更に爭議の原因結果より見るに，爭議の原因を（1）賃銀に對する不滿（2）待遇に對する不滿（3）感情衝突（4）其他に分ち之を徵するに賃銀に對する不滿に起因するものが全體の約5割を占めてゐることが判る。

經營者別同盟罷業數（昭和6年中）

種別	日本人	滿洲國人	日滿合辦	計
工場	6	3	—	9
鑛山	1	—	1	2
農場	1	—	—	1
製鹽場	2	—	—	2
交通	2	1	—	3
家內工業	1	—	—	1
土木建築	2	—	—	2
合計	15	4	1	20

同盟罷業の原因竝結果一覽表（昭和6年中）

種別	原因	結果			
	罷業件數	業主の主張貫徹	勞働者の主張貫徹	兩者の互讓解決	計
賃銀値上	4	1	3	—	4
賃銀値下	2	1	—	1	2
諸給與	1	1	—	—	1
賃銀支拂	3	1	1	1	3
制度改廢	2	2	—	—	2
感情問題	3	1	—	2	3
其他	5	—	—	5	5
合計	20	7	4	9	20

同盟罷業の經營者別に依る罷業日數（昭和6年中）

經營者別	罷業件數	罷業日數	罷業日數區分									
			5日以內		10日以內		15日以內		20日以內		21日以上	
			件數	日數	件數	日數	件數	日數	件數	日數	件數	日數
日本人	15	26	15	26	—	—	—	—	—	—	—	—
滿洲國人	4	14	3	4	1	10	—	—	—	—	—	—
日滿合辦	1	52	—	—	—	—	—	—	—	—	1	52
合計	20	92	18	30	1	10	—	—	—	—	1	52

同盟罷業累年數（自大正15年1月 至昭和6年12月）

年別	罷業件數	罷業日數	參加人員					摘要
			日本人	滿洲國人	朝鮮人	外國人	計	
大正5年	3	7	—	730	—	—	740	
6年	7	15	40	1,479	70	—	1,589	
7年	22	99	1,013	4,977	—	—	5,990	
8年	58	179	895	13,753	—	—	14,648	
9年	21	282	1,666	618	7	—	2,291	罷業3箇月に亙りたるもの2件
10年	8	40	37	955	—	—	992	
11年	26	102	318	4,603	—	—	4,921	
12年	28	98	46	4,055	—	—	4,101	
13年	29	128	29	5,490	97	—	5,616	
14年	65	266	—	8,899	—	—	8,899	
昭和元年	60	308	42	12,715	2	—	12,759	罷業3箇月に亙りたるもの1件
2年	42	217	40	12,789	—	—	12,829	
3年	51	207	52	9,081	3	—	9,136	
4年	37	213	20	6,515	—	—	6,535	

年別	罷業件數	罷業日數	參加人員					摘要
			日本人	滿洲國人	朝鮮人	外國人	計	
昭和5年	33	98	—	2,216	20	60	2,296	
6年	20	92	—	3,022	9	—	3,031	
合計	511	2,351	4,198	91,897	208	60	96,363	

（備考）（1）本件は管內の全部及領事館管內の日本關係の合計。（2）大正4年以前は合計の6件なるを以て始政以來の總計517件となる。

（二）衞　　生

（一）滿洲國の衞生

概　況　滿蒙は領域頗る廣く各人相集り陋俗の民亦尠くなく，苦力避難民の群は常に移動してゐるので，恐るべき傳染病菌の媒介傳播せられる機會が多い。滿洲國に於ては成立當初より衞生に就いて意を注ぎ，先づ暫行として舊刑法，禁煙法其他の法令を準用すると同時に暫行阿片收賣法，暫行阿片收賣法施行規則，暫行阿片收賣法施行規則取扱手續，阿片籌備委員會の組織（財政の項參照）を制定公布し，特に大同元年度は未曾有のコレラ病猖獗があつたため，虎列拉防疫暫行令，共同防疫暫時辦法を制定公布した。衞生施設の設定についても種々の計畫を有する趣であるが，諸事草創の折柄未だ具體化されてゐない。

（1）傳染病防疫

虎列拉防疫暫行令　本年度に於ける虎列拉は國境に侵入以來，營口，大連に發生，次いで漸次滿鐵沿線に蔓延し，通遼1箇處のみにても死者700餘人の多きに上つてゐるので，民政部に於ては各省區に通令して嚴重に防疫をなさしめ，一方檢疫所を設立して醫官を分派し，隨處にて檢查治療せしめたるの外，虎列拉豫防暫行令22條を制定し國務院の閱了を得て各所に通告した。

共同防疫暫時辦法　調查の上，傳染病の發病が確實であつて，必要ある時は共同防疫を執行し，當分滿鐵が主體となつてこれを執行する。傳染病發生の地方では患者の隔離，病人と同居者の隔離，交通遮斷，患者發生の個所及物件の消毒，檢病的戶口調查，豫防上必要事項の實施，虎列拉の時は豫防注射，ペストの時は驅鼠，發疹窒扶斯の時は蚤虱の驅除，其の他一般住民の移動會合を禁止する，豫防法及流行狀況に關する宣傳，鐵道附近地方に於て發生の時は鐵道の防疫檢查を執行する等の方針を取る。傳染病發生の停車場或は傳染病發生地と最寄の停車場は流行狀況に應じて停車場內乘客の望診及檢診，乘客の乘車特別收容，乘客の停留檢診，搭乘を禁止する等の方法を講じる。其の他流行地方以外で特別に必要と認める停車場は流行の狀況を見て流行地方より來着の汽車及下車の乘客に對し停車場到著以前に於て乘務員の檢病的監視，停車場內の望診及檢診，車內の檢疫，停留檢疫，全線或は一部の列車運轉を停止する等の適當なる防疫手段を講じる。貨物に關しては特に消毒の必要ありと認むる貨物の外は必しも消毒は行はず又運轉も停止しない

（大同元年6月18日民政部訓令111）

共同防疫　滿洲國民政部では共同防疫に關し關東廳，滿鐵，軍部の助力を求めたるに依り主要都市に公立病院，田舍には公醫配置の案を立てたが醫師なきがため滿洲醫大專門部を復活し4年終了とし關東廳が日本開業醫としての免許狀を與へることに決

した。

（２）滿洲赤十字社

滿洲國では今回滿洲赤十字社支部の中華民國との關係を絕ち滿洲赤十字社として總裁には溥傑氏を頂き獨立することとなり正式にジュネーブの赤十字社本部宛加入申込を行つた。

（二）日本側の衞生

概　況　滿蒙開發に伴ふ邦人の繁榮日に進展し，その範圍擴大するに至つて一日の忽諸も許されない事情にあるので，關東廳及び滿鐵會社は傳統的に一貫した政策を樹てて衞生事業に盡力して來たが，幸にして衞生當局者の不斷の科學的研究と細心なる措置を得て衞生思想の宣傳，衞生施設の完成等年を重ねると共に顯著な成績を擧げてゐる。卽ち醫院の增設，醫科大學の設立，滿洲醫大專門部の復活，保健防疫事業の施設，豫防の研究調査等である。

（１）行政機關

衞生行政機關は關東廳及び滿鐵會社の兩所にあつて，關東廳は中央機關として關東廳警務局衞生課，地方機關として州內は民政署，警察署，州外は各警察署，同支署が衞生事務を處理してゐる。次に滿鐵會社は中央機關として地方部衞生課が沿線の一般衞生及び醫院經營に當り，地方機關，信號機關としては各地方事務所に衞生係を設置してゐる。更に同衞生課では沿線の主要地に衞生技術者を在勤せしめて保健防疫に當らしめ，警察醫の職務を兼ねしめてゐる。尙附屬地に於ては警察署及び地方事務所衞生當事者を以て組織された協議機關としての衞生委員會がある。其他附屬地外の邦人居留地の衞生事務は，領事館警察署が處理し，海港檢疫，旅順，大連港內の衞生事務は關東廳海務局が管掌してゐる。

（２）審査機關

審査機關としては保健調査會，滿鐵衞生研究所，滿鐵獸疫研究所及び關東廳側にては大連，旅順に於ける療病院，婦人病院の外，各民政署，警察署に配置して居る醫師，獸醫，藥劑師等を以て，人畜傳染病の檢診，細菌學的試驗，藥品及び飮食物試驗等其の他理化學的衞生試驗の事務を擔當せしめて居る。

保健調査會　（旅順關東廳內）關東廳滿鐵會社協同組織の下に，大正14年10月30日關東廳內に設立され，關東州內外に亙つて保護防疫上必要な事項を調査研究せしめ，其の決定に基いて，滿洲に於ける衞生行政の根本方針確立の資料に供せんとするものである。而して特殊事項に關しては，臨時調査委員會を設け，學術的調査研究を爲してゐる。

滿鐵衞生研究所　（大連下葭町）滿鐵は關東廳と相圖つて昭和2年に滿洲の氣候風土及び地方病の研究を目的とする本所を設立し，關東廳から每年3萬圓の補助金を仰ぎ事業の完成を期してゐる。而して從來中央試驗所で施行してゐた衞生試驗，水質藥品檢査の事務を本所に移管された。滿洲に於ける保健衞生の實際上に寄與すると同時に他面滿洲に特有な保健衞生上の諸問題の研究に依つて學術的に貢獻せんとするもので，細菌，病理，化學，衞生，血淸，痘苗，庶務の6科1係に分け，病原微生物の研究應用，病原材料の檢査，各種疾病の病理的調査研究及び法醫學的檢査鑑定，健康の保持增進に關する衞生學的研究，各種疾病の豫防治療診斷劑の研究及び製造，痘苗の研究及び製造，ワクチン及び血淸診斷劑24種の製造販賣を行つてゐる。斯くて製品販賣內規を定め社用及び關東廳關係は研究所直接之を配給し，社外一般の需要は特定販賣人を通じて供給せしめて居る。

滿鐵獸疫研究所　（奉天末廣町）滿鐵會社は滿蒙に於ける產業開發の使命に添ふべく獸疫の撲滅を期して，大正14年10月同所を設立した。事業，研究，庶務の2科1係に分かれ，事業科は各種獸疫の血淸豫防液，診斷藥種類の製造配付を行ひ，各製品は關東廳及び農林省の販賣認可を受けてゐる。製品の主なるものは牛疫血淸，牛疫豫防液，炭疽血淸，炭疽豫防液，家禽竝びに豚コレラ血淸，豚コレラ豫防液，狂犬病豫防液等である。研究科は家畜疾病の研究及び調査に關する事項，家畜疾病の豫防及び治療竝びに消毒の研究に關する事項，家畜疾病に對する講習及び講話に關する事項を分擔してゐる。尙施療調査班を組織して，巡回施療を行ひ，又所內に診療所を設けて家畜の治療に應ずる等目的達成に努めてゐる。

滿洲風土病研究機關設立　滿鐵では豫ねて日本人の滿蒙移民に備へるべく滿洲風土病研究機關の設立計畫具體化し10月1日より向ふ3年間調査に着手と決定したが，その內容は滿洲醫大を中心とし在滿各機關の權威者及衞生行政者を網羅し稻葉醫大學長を委員長とする委員總數約30名で其眼目は（１）滿蒙風土病（２）家屋，食物，衣服等に亙り，調査完了を待ち，邦人移民の生活樣式及び保健上に適切なる方策を，提供せんとするものである。（昭和7年8月30日現在）

（３）診療機關

大別して（１）關東廳（２）滿鐵（３）赤十字社經營の三者に分ける事が出來る。

	名稱	位置
關東廳經營	關東廳醫院	旅順
	療病院	旅順，大連
	婦人病院	旅順，大連
	公醫	（13箇村落）
滿鐵會社經營	瓦房店醫院	瓦房店
	營口醫院	營口
	西營口分院	營口重盛街
	大石橋醫院	大石橋
	鞍山醫院	鞍山
	遼陽醫院	遼陽
	滿洲醫科大學醫院	奉天
	同城內分院	大西關內
	鐵嶺醫院	鐵嶺
	開原醫院	開原
	四平街醫院	四平街
	公主嶺醫院	公主嶺
	長春醫院	新京
	本溪湖醫院	本溪湖
	安東醫院	安東
	撫順醫院	撫順
	吉林東洋醫院	吉林
	公醫	大連市內日の出町及び熊岳城，海城，昌圖，橋頭，鷄冠山，蘇家屯，郭家店，范家屯，鄭家屯，洮南，張家灣，百草溝，赤峯，齊々哈爾
日本赤十字社	日本赤十字醫院（奉天城內）	
	診療所（大連）	
	救療所（吉林，錦州，通化，張家灣，芝罘，大疙疸，赤峰，海龍，掏鹿，齊々哈爾，新民府，法庫門，安東の13箇所）	
	（尙社會施設の章參照）	

上記の外滿鐵から分離した大連醫院，同壽醫院其他大連聖愛病院及び宏濟醫院があり，其他各主要地には幾多の個人經營の醫院診療所等がある。

診療機關表

（昭和6年末）

地方	醫院 官立	醫院 私立	醫院 計	醫師 醫院奉職醫	醫師 開業醫	醫師 開業齒科醫	藥劑師	產婆	看護婦	藥種商	製藥者
州內 旅順	3	—	3	19	3	6	1	29	61	6	—
州內 大連	2	2	4	77	69	38	44	123	389	81	7
州內 大連小崗子	—	2	2	3	7	4	5	28	29	14	1
州內 大連沙河口	—	2	2	7	12	8	5	48	23	21	5
州內 金州	—	1	1	2	4	—	—	3	6	—	—
州內 普蘭店	—	—	—	—	4	—	—	8	2	1	—
州內 貔子窩	—	—	—	—	3	1	—	7	4	1	—
州內 計	5	7	12	108	102	57	55	246	514	124	13
鐵道附屬地 營口	—	1	1	6	1	—	1	12	11	3	—
鐵道附屬地 瓦房店	—	1	1	5	2	1	1	15	2	2	—
鐵道附屬地 大石橋	—	1	1	2	—	1	—	6	9	2	—
鐵道附屬地 遼陽	—	1	1	8	1	2	1	12	22	6	—
鐵道附屬地 鞍山	—	1	1	13	3	2	—	11	19	3	—
鐵道附屬地 奉天	—	3	3	72	16	10	14	56	69	21	3
鐵道附屬地 本溪湖	—	1	1	4	3	1	—	16	10	3	—
鐵道附屬地 撫順	—	2	2	32	11	5	4	38	52	17	—
鐵道附屬地 鐵嶺	—	2	2	6	5	5	2	28	42	4	1
鐵道附屬地 開原	—	1	1	3	—	2	—	10	2	3	—
鐵道附屬地 新京	—	1	1	15	3	1	1	9	10	7	—
鐵道附屬地 公主嶺	—	1	1	3	3	4	1	12	8	4	—
鐵道附屬地 四平街	—	1	1	6	1	2	—	7	8	4	—
鐵道附屬地 安東	—	1	1	15	8	5	5	31	25	14	—
鐵道附屬地 計	—	18	18	190	57	41	30	263	289	93	4
總計	5	25	30	298	159	98	85	509	803	217	17

病院及醫院診療患者病別

病名	昭和6年	昭和5年	昭和4年
全身病	8,187	9,286	8,625
精神病	579	600	627
神經病	12,252	13,119	14,777
循環器病	5,287	7,023	6,255
眼及其附屬器病	29,041	31,290	32,900
耳病	22,168	20,578	21,815
鼻咽喉病	39,332	38,940	41,126
呼吸器病	61,530	60,081	62,670
消化器病	58,963	66,900	68,407
齒牙病	75,217	71,011	72,249
運動器病	4,944	5,794	6,215
皮膚,其附屬器病	40,324	46,181	48,695
泌尿生殖器病	20,479	22,032	21,961
外傷	47,943	58,764	64,966
溺死，縊死	99	57	52
畸形	272	335	240
姙娠及產	14,272	14,739	13,794
急性中毒	1,366	1,522	1,153
慢性中毎	1,094	1,384	947
新生物	3,110	2,753	2,837
寄生虫病	11,832	11,332	8,889
脚氣	4,117	5,655	4,786
傳染性病	98,732	98,766	100,948
診斷不詳	2,333	3,814	4,827
總計 日本人	404,739	406,989	418,130
總計 滿洲國人	154,892	179,647	186,242
總計 外國人	3,843	5,340	5,389
總計 計	563,474	591,956	609,761

大連醫院　（大連市薩摩町）此醫院は昭和4年4月1日滿鐵會社から分離し，財團法人として經營することになり，傍ら沙河口分院，金州分院，同壽醫院をも經營してゐる。本院は精神病科を除くの外，各科設置の綜合醫院で，特にその機能を發揮するため，交通，保安，衞生は勿論，通信聯絡，給排水，採光照明，換氣，煖房，冷却，其他診療操作上必要な設備に就て遺憾なきを期してゐる。本館及び分館（傳染病棟）に分かれ，病床數は昭和7年10月末現在に於て本館413，分館158，分病室41，總計612である。

取扱患者數

（昭和6年度）

區別	內科	外科	小兒科	婦人科	耳鼻科	皮膚科	眼科	齒科	X線科	物療科	計
外來	54,038	29,660	36,012	19,033	86,378	44,448	54,356	40,687	11,778	19,551	395,941
入院	55,158	35,418	36,716	21,115	17,126	6,793	7,625	170	—	—	180,121
總計	109,196	65,078	72,728	40,148	103,504	51,241	61,981	40,857	11,778	19,551	576,062

諸料金表　（昭和7年12月現在）

		円
藥價 內用，外用	普通藥 一劑に付	0.20
	高貴藥 A 一劑に付	0.30
	高貴藥 B 一劑に付	0.40
藥價 頓服藥	普通藥 一包に付	0.15
	高貴藥 一包に付	0.30
診察劵料		0.50
入院料 特等	1日に付	10.00以上20.00迄
入院料 1等	1日に付	6.00
入院料 2等	”	4.50
入院料 3等	”	2.20
入院料 特3等	”	1.30
分娩料入院		20.00以上

大連聖愛醫院　（大連市播磨町）明治39年9月大連在住の基督教信徒有志者の設立で大正4年3月組織を財團法人と改めた。本院は日滿其他外國人の下級貧困者のため施藥救療をなし，一般にも實費を以て診療する外民政署，市役所及び赤十字社其他の委託により罹災病者を收容して居る。經營資金は官廳其他の補助金，實費患者取扱收入，附帶事業の胞衣取扱收入，一般篤志家の寄附で維持して居る。又大正8年4月から看護婦養成所を設け既に卒業生38名を出し現在講習生9名が居る。

昭和6年中取扱入院患者實員數は2,332人（實費1,537人，施療223人，委託572人），外來患者實員數は9,881人（實費9,384人，施療497人）である。猶は市內伏見臺に分院を設け精神病患者を收容してゐるが，昭和6年中の取扱入院患者實員數は480人（實費189人，施療169人，委託122人）外來患者實員數は5人（施療）である。

滿洲保養院　滿鐵が御大典紀念事業として計劃した結核療養所滿洲保養院は關東廳の認可を得たので，愈々昭和7年7月25日旅大道路小平島の風光明媚なる海を南に望む山間10萬坪の地點に設立された。

滿鐵が山本總裁時代100萬圓を投じ先づ本間博士が歐洲各地の療養所を視察して歸任後東京から招聘された遠藤博士が之に代つて院長となつて造詣を傾け東洋に誇り得るものをといふので建築費57萬7千圓をもつて本館看護婦宿舍を75,000圓をもつて其他施設の工事を終つた。

病室は個室が22室8人室が9室このうち3室がベツトの小兒室となつて居り重症患者のために12室があり，總ベツト數は108である。個室はベツトルームとサンルームのコンビネーションで之等の病室は全部南に面して設けられ硝子は紫外線を良く採るため獨逸製ウルトラビツトを使用し人工光線室は硝子の室である。

（4）防疫機關

關東州內の海港檢疫は關東廳海務局に於て，大連旅順兩港に於ける海港檢疫事務を主管せしめ，海外諸港及び日本より來航する船舶に對して傳染病毒の侵入を防遏するため入港の都度檢疫を施行し，發航地又は寄港地の狀況により一定の期間停船を命し，或は物品の輸入禁止，消毒其他適當な豫防方法を行つてゐる。又陸上防疫は警察署に於て主として施行してゐる。患者は海港檢疫所又は療病院に收容してゐる。

州外附屬地の防疫事務は法規上警察官署の權限に屬するが，其の施設には滿鐵會社が主として其任に當り，患者の診療及び防疫に要する經費は當該區公費，地方費等の負擔である。

附屬地外の防疫は瓦房店，海城，本溪湖橋頭，連山關及び撫順市街に接續する附屬地外の居住者に對しては南滿洲鐵道株式會社が擔任して居る。

海港檢疫

年次	汽船 隻數	汽船 乘客	汽船 獸類	帆船 隻數	帆船 乘客	帆船 獸類
昭和6年	3,947	330,361	1,282	4,937	—	—
昭和5年	3,952	487,011	789	5,527	—	101
昭和4年	4,696	622,862	2,810	6,342	303	115

法定傳染病狀況 日本人の增加に伴ひ消化器系統のもの漸增し，其他傳染病は滿洲國人の增加と支那內地との交通頻繁の度を加ふるに伴ふて增加の傾向を呈してゐる。即ち日本人には殆んど風土病の感ある赤痢，腸窒扶斯が多く，滿洲國人には平素煮沸した食物を攝取する關係上之等の患者は比較的少く，痘瘡，發疹窒扶斯の類が多い。關東州內に於ける過去10年間の統計に徵すると腸窒扶斯，赤痢を最高とし，猩紅熱之に亞いでゐる。又，特殊傳染病たる虎列拉ペストにも年々脅威を受けてゐる。

（腸チブス） 地方により例年散發的或は流行的に發生し就中大正2年撫順に多く發し，爾後每年流行したが，防疫上の措置效を奏し時に消長はあるが，大正4年以後年々患者數は減少してゐる。

（パラチブス） 明治44年8月法定傳染病に指定せられたもので，其の以前に於ては腸チブスとして取扱はれてゐたものである。昭和2年撫順にA型「パラチブス」の大流行を見たが「ワクチン」注射の勵行に依り比較的短時日の間に終熄した。其他の地方には特記すべきものがない。

（赤痢） 腸チブスと同じく地方によつて散發的或は流行的に發生し，特に大正12年以降奉天，撫順に增發し其他の地方に於ては每年增加の傾向にある。

（猩紅熱） 明治42年初めて關東州內に入り大正元年以來俄然激增し就中大連に於て最も猖獗を極めた。大正元年以來猩紅熱豫防注射の普及により近時漸く衰退の傾向を見るに至つた。

（虎列剌） 滿洲に侵入する經路を見るに大概海路に依つて常に大連，營口を襲ひ南滿一帶に流行する事が多い。營口に於ける海港檢疫は英人の主宰する稅關の手で行はれて居るが同地に於けるよりも複雜な關係を有してゐる。コレラは大正8年の春に南支那汕頭方面に流行し上海を侵し7月に至り遂に營口を襲ひ遼河の流域を渡り滿洲一帶の地に蔓延する所となり，日，滿，外人合計患者1萬2千餘名，死者6千3百餘名を算したが，10月に及び漸く之を撲滅することを得た。爾後年々上海に於ける流行のため滿洲一帶は脅威を受けてゐる。

（ペスト） 北滿地方が流行の源である。明治43年末流行の肺ペストは傳播地域南北滿洲を通じ2萬餘方里約10萬人を殪し，關東廳管內に於ても228名の患者（滿洲國人）を出したが，幸ひ日本人には感染しなかつた。而して吾が豫防上直接支出した經費は226萬圓，貿易上の損害は計上出來ぬ程の多額に上つた。

大正9年8月滿洲里附近に腺ペスト發生し各地に散發し，同年12月末には肺ペストに變じハイラル，ジヤライノールを侵し翌年1月哈爾濱を中心として流行し，生靈を斃すこと7千餘人（全部滿洲國人）であつた。即ち關東廳及び滿鐵會社は協力し檢疫部を組織し出張所を北邊長春に置き病毒の南下を阻止せん事を企畫し，其間日支兩當局の意思

融合し極めて圓滿に協力防疫に從事し，同年5月長春で阻止する事が出來た。

昭和2年8月中旬から通遼縣達爾漢王府附近の村落に不明の傳染病流行し多數の死亡者を出しつゝある旨情報があつたので，急據衞生員を派し調査せしめたるに，9月5日に至り眞性ペストと判明したので，關東廳及び滿鐵會社は協議して防疫に努め，一面支那側の官憲と共同防疫を提唱し嚴重な豫防檢疫を行つた結果幸ひ病毒の侵襲を免るる事を得た。昭和3年及び4年には夏秋の候に於て四洮線沿線及び通遼北方奥地方面に腺ペスト流行し漸次蔓延南下の形勢を示したので，關東廳及び滿洲會社は協力して奉天以北鐵道附屬地一帶に豫防施設を爲し，其の結果附屬地內に侵入を見ずして終熄した。爾來同地方は屢々脅威を蒙つてゐる。

法定傳染病患者及死亡者數

（昭和6年中）

種別	日本人 患者	日本人 死亡者	支那人 患者	支那人 死亡者	外國人 患者	外國人 死亡者
腸窒扶斯	556	72	29	8	2	—
パラチフス	126	5	2	—	—	—
赤痢	1,260	127	52	16	5	2
虎列剌	—	—	—	—	—	—
痘瘡	19	1	13	1	2	1
ヂフテリヤ	273	22	20	11	1	—
猩紅熱	525	23	16	6	9	2
發疹窒扶斯	57	2	4	1	3	1
流行性腦脊髓膜炎	25	18	2	1	—	—
再歸熱	8	—	13	—	—	—
嗜眠性腦炎	1	1	—	—	—	—
總計	2,850	271	151	44	22	6

昭和七年コレラ大猖獗 昭和6年の揚子江大洪水及び昭和7年始めの上海事變等の爲め每年コレラの流行地である南支一帶特に上海を中心とした地方は，衞生的に非常な惡狀態に置かれた爲め，昭和7年4月26日早くも上海に發生し，10數年來稀な大流行を來した。而してその魔手は次第に北方に伸び，6月6日には塘沽，更に天津，北平，又一方靑島，秦皇島へと進んで來た。茲で關東廳及滿鐵當事者は直ちに協議の結果6月16日以後各海港及山海關に於て嚴重な檢疫を開始した。然るに營口は當時海關に於て檢疫を行ひ居り日本側にて積極的に行ふを得ず漸く7月滿洲國が同海關を接收以來は極力防疫に努めたが，それより先き6月28日營口舊市街に既に患者が發生して居つた。又6月29日遂に大連にも1名發生したが，何れも浸入系統は明瞭でなかつた。更に一方では鐵路系統として山海關を通過して通遼にも發生しこの3系統を中心として全滿的に蔓延を始めた。關東廳，滿鐵及び滿洲國當事者に更に關東軍を加へ，4者協力して之が防疫に努めたが，一時は非常に猖獗を極めた。然し前記4者協力の必死的努力によりさしもの惡疫も9月に入り漸次その數を減じ，10月16日開原に發生したものを最後として漸く終結をつげた。この流行に方り全滿で使用した豫防注射用ワクチンは235萬9千人分で，その主なものは關東州內の45萬，滿鐵沿線附屬地の25萬，同じく附屬地接壤地に滿鐵で行つたもの15萬，滿洲國側に滿鐵より供給せるもの142萬（內12萬は無償）等で何れも滿鐵衞生研究所で製造したものである。尙各地の發生數を示せば次表の通りである。

昭和七年コレラ發生數

種別	滿鐵附屬地			附屬地接壤地			關東州			合計		
	患者	保菌者	死亡者	患者	保菌者	死亡者	患者	保菌者	死亡者	患者	保菌者	死亡者
內地人	11	1	7	2	—	—	13	—	3	26	1	10
朝鮮人	39	1	24	70	17	42	3	1	1	112	19	67
滿洲國人	22	—	14	257	13	155	211	13	152	490	26	321
外國人	1	—	1	1	—	1	—	—	—	2	—	2
計	73	2	46	330	30	198	227	14	156	630	46	400

滿鐵沿線の分（接壤地を含む）

地方	內地人	朝鮮人	滿洲國人	外國人	計
	人	人	人	人	人
萬家嶺	—	—	8	—	8
蓋平	—	—	8	—	8
營口	—	—	65	—	65
遼陽	—	1	25	—	26
奉天	2	37	77	—	116
鐵嶺	—	34	5	—	39
開原	—	9	2	—	11
公主嶺	—	—	1	—	1
新京	12	43	38	2	95
安東	—	3	52	—	55
撫順	—	2	13	—	15
計	14	129	294	2	439

滿洲國の分

地方	內地人	朝鮮人	滿洲國人	外國人	計
	人	人	人	人	人
錦州	5	1	15	—	21
鄭家屯	—	21	105	—	126
溝帮子	—	—	2	—	2
齊々哈爾	—	—	332	—	332
通遼	3	22	2,975	—	3,000
哈爾濱	2	31	550	27	610
吉林	—	22	48	—	70
新民屯	—	—	730	—	730
錢家店	—	—	30	—	30
大林	—	—	30	—	30
洮南	—	5	386	—	391
北鎮	—	—	330	—	330
上下倫	—	—	30	—	30
三姓	—	10	22	—	32
八面城	—	—	1	—	1
開通	—	—	11	—	11
蛟河	—	—	5	—	5
下章窪	—	—	14	—	14
大平川	—	—	2	—	2
前衞	—	—	6	—	6
計	10	112	5,624	27	5,773

種　痘　從來春秋２季及び臨時に之を施行したが大正２年２月廳令を以て定期種痘は年一回に止め滿鐵でも之に準據して居たが．昭和2年5月關衞警第5223號を以て定期種痘は春秋２回施行の件が通牒せられ３年度から實行することになつた。但し必要の場合に臨時種痘を行ふは勿論で，之等に要する費用は全部公費で支辨する。

結核豫防　滿洲の肺結核死亡者は逐年增加の傾向を有し人口１萬に對し肺結核死亡者は約11—12%內外で統計上少いやうであるが結核病患者は大概內地に轉地靜養する爲，實際の死亡數は之より多いものと想像され，就中壯年者が多い。最近１箇年の診療患者は平均7千6百餘人で總患者百人に對し1人8分に當る。

大正９年10月關東廳及び滿鐵會社協議の下に滿洲結核豫防會（社會施設の章を參照）を組織し，各警察署に同會の支部を設け結核豫防智識の普及に努力し，關東廳醫院內に病棟を設置してゐる。又日本赤十字社滿洲委員部に於ても，本病患者の施療に當り，豫防に努めてゐる。尙滿鐵の附屬地居住者で結核に罹り消毒の必要ある者には，申出に依り公費を以て消毒を施行して居る。

花柳病豫防　明治38年10月に民政署令藝妓酌婦雇婦女取締規則，同年12月同署令娼妓取締規則を公布し且之に關聯する諸規則竝びに取扱手續を定め，風俗若くは衞生上警察取締を要する場所で接客婦女に對し每週１回嚴密な健康診斷を施行し，罹病者に對しては州內に於ては官立の婦人病院又は公醫の病室に，州外鐵道附屬地に於ては滿鐵醫院に强制入院を命じてゐる。昭和６年中州內及び滿鐵附屬地に於ける特種婦女健康診斷の結果を見れば次の如くである。

種別	檢査人員	健康者	罹病者
日本人	98,783	95,866	2,917
支那人	20,002	19,452	550
計	118,785	115,318	3,467

花柳病豫防案は內地に於ては既に３年前から發布實施してゐるが，關東廳に於ては未だ該法案と見做すべきものが發布されてゐない。大正14年10月關東廳と滿鐵會社との協力によつて成立した保健調査會の一事業として臨時花柳病豫防委員會を組織し，同會に於て豫防に關する調査硏究の結果，殊に特殊營業者に對する豫防上の注意其他豫防施設に改善する處があつた。

狂犬病豫防　明治39年８月府令を以て畜犬取締規則を公布し（後大正２年第22號，10年第50號，12年第22號を以て改正）旅順及び大連の市街地竝びに關東廳の指定した地域に於ける飼犬には警察官署に於て下附する犬牌を，其他の地にあつては自製の牌を附けない犬は之を驅除し得ることとし，驅除人夫を常置して狂犬病疑似乃至咬傷の虞れある畜犬を驅除してゐる。大正10年秋季から犬牌を下附した畜犬に對し無料で每年１回狂犬病ワクチンの注射を開始してゐる。

（5）保　　健

鑛山・工場衞生　關東州及び滿鐵附屬地には鑛業法工場法が未だ施行されてゐない。其從業員の9割は滿洲國人であるから直に我が法規を適用させる事は不可能であるが，適宜衞生上の注意を怠らない。即ち大正15年撫順炭礦に技術者を駐在せしめ鑛山衞生に當らしめ，業務災害及び傷病に關する審査をなさしめ，昭和２年から鑛山勞働者の寄生虫檢査及び體格に關する調査を開始してゐる。工場衞生は大正12年４月から３箇年に亙り沙河口鐵道工場に於ける工場災害發生の原因に關する調査及び傷病調査をなし，更に昭和3年4月から鞍山製鐵所に於ても同樣の調査を開始した。救助處置の施設は大正15年５月沙河口の鐵道工場に，救急函，救急囊及び擔架を配給した。

學校衞生　文部省令に準じて州內に於ては關東廳內に專任の衞生官を置き學校衞生一般を統轄し，大連醫院或は開業醫１名宛を各學校に囑託し他に學校看護婦１名宛を置き兒童の保健衞生を監督せしめ，滿鐵に於ては，學校衞生係を置き專務學校醫３名を置き沿線各地の受持區域を擔當してゐる。其他兼務學校醫及び學校衞生婦若干名を配置してゐる。更に滿鐵に於ては昭和３年11月以降沿線主要學校８箇所に眼科，齒科診療所を設け，主としてトラホーム，齲齒の豫防撲滅を圖つてゐる。

在滿邦人學童の身體發育狀態を最近５箇年間に於ける身體檢査の結果を見るに身長，體重及び胸圍の三者比較に於て，關東州內の男子學生生徒兒童は各年齡共內地のそれを凌駕して居る。女子に於ても大體遜色は認められない。唯成熟期以後に於て內地のそれに劣つて居る。滿洲國人との比較は總ての環境が變つて居るから，其の優劣は論じられない。

海濱・溫泉・山間聚落　明治39年以來每夏季休假を利用し大連星ヶ浦で海水浴竝びに臨海敎育を開催し，沿線各學校尋常５學年以上の者若干名宛を參加せしめて居るが體重，身長，胸圍の發育狀態は效果顯著である。營養不良，發育不良　貧血，腺病質等臨海敎育に堪えざる者の體質改善を目的として大正７年以降每年熊岳城に夏期溫泉聚落を開催し收容して居るが，食慾の增進，體重の增加を來たし肉體上極めて良結果を示して居るのみならず，精神的にも好い成績を擧げて居る。大正13年から連山關に夏期山間聚落を開き，各學校から有志の兒童を參加せしめてゐるが其の結果保健上頗る效果を擧げてゐる。

飮食物・物品取締　氷水，淸涼飮料水，

其他飲食物，飲食物用器具，有害着色料，飲食物防腐劑等の取締は營業取締規則及び日本內地の法規に準じてゐる。

物品の衞生試驗は警察官署配置の藥劑師及び中央試驗所をして檢査せしめて居る。

河豚に關しては，明治39年5月關東州民政署令を以て生河豚を販賣し，又は販賣の目的を以て之を貯藏すること及び食用に供することを嚴重に禁じて居るのである。

飲食物・物品檢査

（昭和6年中）

種別	試驗件數	有害件數	有害處分別件數 廢棄したるもの(任意廢棄を含む)	衞生上危害なき方法により處置したるもの	處分をなさず又はなし得ざりしもの
關東州	111,889	7,442	6,772	627	43
滿鐵附屬地	216,010	9,277	7,557	1,696	24
計	327.899	16,719	14,329	2,323	67

牛乳取締　牛乳の統一的取締法はないが營業取締規則に據る外，內務省令牛乳營業取締規則に準じて取締つて居る。檢査は每月2回以上警察署配置の獸醫又は藥劑師をして行はしめ乳牛の健康及び畜舍器具其他乳牛取扱に關しては每月1回警察獸醫をして檢査せしめて居る外，乳牛に對しては大正5年以來每年1回「ツベルクリン」の注射を行つて結核病の檢査を行つたが成績思はしからず大正15年畜牛結核病豫防規則及び同施行手續を施行して積極的に防遏法を講じて居る。

屠獸取締　大正13年8月屠殺規則を設け食用獸畜は自家用，販賣用を問はず官營又は官の許可を得た屠場の外では屠殺を許さない。大正3年屠畜檢査標準を定め警察官立會の上警察獸醫臨檢して生體筋肉及び內臟の檢査をしてゐる。

賣肉取締　明治39年2月關東州民政署令を以て賣肉取締規則を公布し官憲の檢印のないものは販賣を許さず，又隨時店舖の臨檢をなしてゐる。生牛肉は從來管外からの輸入を禁じて居たが，大正3年以來公認屠場で屠殺し當該官憲の檢印並びに輸出證明あるものに對しては，到着地の警察獸醫をして檢査を行はしめ輸入を許可する。靑島，滿洲里，海拉爾の屠場は滿洲國及び露國官憲の監督で相當の設備があつて衞生上危害なしと認めた生獸肉に限り輸入を許可してゐる。

（6）藥品・賣藥取締

公衆衞生上，又將來日本藥品の最大需要地である支那に於ける信用の維持增進上，明治41年6月府令を以て藥品營業規則及び藥品取締規則を公布し强制官封の制を布いたが，實行の困難と營業者の不便不利が少くないので，大正14年5月廳令を以て下記の如き藥劑師規則藥品規則及び賣藥營業規則の三規則を公布し．昭和3年6月更に賣藥營業規則の一部を改正した。

藥劑師規則　藥劑師の身分，資格，職能及び監督に關する規定を設け，藥劑師會を公認した。

藥品規則　藥品營業並びに藥品取扱規定を定め，藥劑師に非ざる者の藥品營業は免許營業と爲し，免許は一定の試問を課して資格の統一を計り，藥品に關しては强制官封を廢止し，官公立衞生試驗所又は衞生硏究所，藥劑師等一定の資格者の封緘は之を認め，不良藥品の取締に關し，藥品巡視規定を設けた。

賣藥營業規則　賣藥の調製販賣輸入は許可制度と爲し，其調製は一定の資格者に制限したのである。而して賣藥は一方每に免許し，有效無害主義を採つてゐるのである。尙劇藥毒藥は危害のない程度に於て之が配劑を許してゐる。

藥品巡視施行成績

（昭和6年）

職業別	施行すべき箇所	施行せし箇所	不良藥品發見 箇所	不良藥品發見 個數	施行箇所百中不良藥品發見 箇所	施行箇所百中不良藥品發見 個數
藥劑師	72	23	8	55	34.78	239.13
藥品販賣者	22	70	19	65	27.14	92.86
製藥者	16	7	—	—	—	—
病院	30	2	—	—	—	—
醫師	159	32	7	22	21.88	68.75
齒科醫師	104	11	2	3	18.18	27.27
獸醫	11	2	—	—	—	—
計	619	147	36	145	24.49	98.64

（7）阿片・痲醉劑取締

阿片　滿洲國人の阿片吸煙は積年の惡習で遽かに之を禁斷するのは民情に反し衞生上亦大いに顧慮すべき點があるので明治39年10月州內居住の一滿洲人に阿片の輸入製造販賣を特許したが，取締の勵行上制度改正の必要を認め大正4年4月から在大連滿洲人の經營に係る大連宏濟善堂（社會施設參照）に對し阿片の輸入販賣を特許經營せしめて來た。大正9年9月阿片に關する閣議決定の趣旨に依り宏濟善堂戒煙部を藥局と改稱し，一般に對し阿片の吸飮を嚴禁し中毒症狀の癮者にのみ救療上必要の程度に限り醫藥として之を支給し，癮者認定方法，購買方法を定め且阿片其他吸飮器具等の密輸を嚴禁し，漸減主義を採つたが，更に阿片に對する特別法規制定の必要を認め大正13年3月26日勅令第53號を以て關東州阿片令を公布し阿片吸飮，阿片煙膏製造賣買授受所有又は所持，生阿片，藥用阿片又は阿片吸飮器具の製造，輸出入賣買，授受，所有所持等は何れも關東長官の許可を要し，煙館の開設又は維持を禁じ，且阿片製造を目的とする罌粟の栽培を禁じ違犯者に對する處罰を定めた。而して之が取締に關しては當該官吏をして阿片製造場店舖等に臨檢させ，違犯者には嚴重な罰則を附し關東州裁判事務取扱令に依る事を定めたる刑法の阿片煙に關する罪は之を適用しない事とした。同年8月13日廳令第50號（昭和3年7月28日施行規則改正）で本令に對する施行規則を發布し癮者，小賣人，販賣人等に關する詳細な規定を設け，更に同施行規則取扱手續を定めて專ら之が取締をなし來たつたが，1925年の阿片條約に依り阿片の輸入及び賣下は官に於て爲さねばならぬこととなつたので，昭和3年7月阿片令の一部を改正し，之等の事務を取扱ふため專賣局を設置し，販締を嚴にし，同時に癮者救療所を開設し貧困癮者の救療を爲してゐる。

關東廳專賣局　（大連市薩摩町）阿片條約に基いた專賣局の官制は昭和3年7月勅令第179號を以て制定せられた。即ち關東長官の管理に屬し生阿片の輸入，賣下交付，保管並びに藥用阿片の製造賣下，交付及び保管に關する事務を掌るものである。因に從來の宏濟善堂內にあつた阿片局は廢せられた。

痲醉劑　痲醉劑と稱するのはモルヒネ，コカイン及び其鹽類又は誘導體若くは含有物であるが，其他之と同效力を有する藥品で關東長官の指定する物をも包含して居る。而して前記諸藥劑の製造，輸移出入は

總て關東長官の許可を必要とし，且特定の業務に從事する者或は其の證明を有する者以外は，關東長官の許可を得ずして痲醉劑を所持し，賣買乃至授受することを禁じ，之に反するものには相當の罰則を定めて嚴重に取締つて居る。

(8) 救護運動

蒙古診療團 關東州及び滿鐵沿線に於ける衞生狀態は當局の措置よろしきを得て實蹟の見るべきものがあるが，一歩東蒙の邊境に入れば僅に漢法醫若くは喇嘛醫が居るのみで，その幼稚な醫法には一驚を喫するものがある。然も氣候概ね不順にして惡疫は不斷に流行し，天壽を全ふせずして生を損するものが尠くない。之に鑑み滿鐵衞生課は滿洲醫科大學の夏季休暇を利用し，又吉林東洋醫院の冬季閑散期を利用し，前者は每回3,500圓餘，後者は1,000圓餘の經費を投じて大正12年（吉林東洋醫院は昭和元年）以來巡廻診療團を組織し，遠く東蒙又は滿洲の邊鄙を巡廻せしめ，哀れむべき奥地住民，就中滿洲國下層民に對し醫療を施すと共に衞生思想の向上を促し文化の恩澤に浴せしむることに努めた結果，現在では數里の途を遠しとせず診察を乞ふ者が夥しい數に上り，年々豫期以上の效果を齎してゐる。斯くの如き濟世救民の事業は日滿親善，滿蒙開發の實を促し共存共榮の本意に資するものである。

巡廻施療班 日本赤十字社滿洲委員部は滿洲各地に救療所13箇所を經營して治療救濟の任に當り地方の衞生機關として重きをなしてゐる。更に大連に治療所を開設し，昭和5年1月から業務を開始し，中產以下に屬する者の經費治療を目的としてゐる。又施療救濟及び巡廻救療は無產窮民の苦難を輕減し地方遠隔の部落民に對し醫藥の恩惠に浴せしむるの外，關東州內警察官吏派出所並びに公學堂に140餘箇の救急箱を配置してゐる。事業の主なるものは明治45年鳳凰城動亂，大正5年鄭家屯事件，11年及び13年前後2回の奉直戰に於ける奉天軍負傷兵救護，露國避難民救護，12年母國震災救護，14年大連勸業博覽會場內臨時救護所設置等である。又，旅順，大連，金州，普蘭店，貔子窩民政署管內，鐵嶺，安東領事館管內の各部落に亙り巡廻施療を實施する外，群集，海濱聚落等に臨時救護所を設けて，年々多數の患者を取扱つてゐる。

尙，事變後には日本赤十字社奉天病院の移動施療班は昭和6年4月10日より洮南に於て施療を實施したが，洮南縣長初め各官衙の局長等は日本守備隊長及び滿鐵側と協力し，施療馬車の設備並に宣傳に大童となつて盡力した同班の施療成績は次の如くである。

月		日		患者數
4	月	10	日	47名
”		11	日	131名
”		12	日	159名
”		13	日	163名
”		14	日	169名
”		15	日	225名
”		16	日	177名
	計			1,071名

以上の如く1週間に1千餘名の患者に施療して好成績を擧げ大歡迎を受け施療期間の延長を懇へられたが豫定上實行せず盛んな見送りの裡に同地出發哈爾濱に向ひ哈爾濱にては18日より約15日間施療に從事した。

娘々廟會診療班 滿洲文化協會では昭和4年より大石橋迷鎭山の娘々廟大祭に際し，滿洲醫科大學と協力し同大學施療班を同所に設置し滿蒙各地より群集する滿洲國人の希望者に對し施療をなして實績を擧げ年々施療を乞ふ者が增加してゐる。昭和6年は6月2日，3日，4日の3日間に亙り醫師4名看護手1名，看護婦2名を以て診療に從事したが，診療人員457名（昭和4年55名，昭和5年374名）を算した。又昭和6年より安奉線鳳凰城娘々廟の祭典にも施療班を開設することになり，同協會施療班を6月12日より14日まで同地に出張せしめたが，第1回の試みにも關らず以外の好成績を示し，診療人員112名を算した。尙昭和7年度は大石橋（自5月23日至25日）と鳳凰城自6月2日至3日に於ても前年同樣施療を出張せしめたが大石橋の施療人員638名，鳳凰城の施療人員は322名の好成績を收めた。

（三） 社 會 施 設

（一） 滿洲國人側社會施設

大連宏濟善堂 （大連市惠比須町152）宏濟善堂は大連宏濟彩票局總辦劉兆億協辦郭學純の計畫により明治41年4月關東都督の認可を受け設立したる公益團體である。

明治38年彩票發行を企圖し宏濟彩票局設置方を關東都督に出願し認可を得て設置するに至つた之れ彩票局の起源で彩票2萬枚を發行し金9,200圓を得內4,500圓を官に上納し結局殘額2,900圓を救濟資金に充當し明治42年金2萬5千圓に達したるを以て宏濟善堂設立の計畫を樹て小崗子南山下に建築を成し宏濟善堂と稱し事業を擴張するに至つた。大正3年12月宏濟善堂總理を關東州阿片輸入製造及び賣捌人に指定するに際し宏濟善堂を慈善部及び戒煙部に分かち玆に組織を一變する事となつた。現在宏濟善堂と稱するのは慈善部を云ふもので戒煙部は其の後宏濟善堂藥局と改稱せられ本堂は滿洲國人救濟の爲め施療，恤寡，撫孤，育嬰，養老，施棺，儀葬，濟困，戒煙等9種の事業を經營し大正4年9月本利益金5萬5千圓及び奥町監部通軍用地並びに沙河口會臺山屯土地家屋を宏濟善堂に引き繼ぎ慈善部財產に編入し之等財產より生ずる收入を經費の財源として今日に至つてゐる。

大連臨時貧民庇寒所 （大連市秋月町45）大連華商公議會及び西崗華商公議會は貧民救濟の趣旨を以て臨時義捐金を募集し大正6年以降陽曆1月より2月迄西部大連に於て施粥廠を設置し饑寒に窮する赤貧者を救濟してゐる。

滿洲人職業紹介所附設家庭ボーイ養成所 （大連市惠比須町1）本所は善良なる滿洲國人の使用人を日本人家庭向に教養訓練して紹介し一面には滿洲國人の失業者を救濟する目的を以て昭和3年5月大連市春日町に業務を開始し昭和6年1月現在地に移轉家庭ボーイ養成所を附設したのである。

中華青年會 （大連市浪速町）大連在住の支那青年の教化機關として，大正9年7月設立し教育部，運動部，出版部，救濟部，講演部に分かれ，教育施設として圖書館，會立小學校，夜間補習學校を設置し，陸上運動大會，水上運動大會，少林派の武術の奬勵，各種球隊の組織，名流の講演をなしてゐる。其の他慈善事業としては防疫衞生に關する講演，社會慰安としては音樂會，聚餐會，游藝會，觀光團，探勝團，文明劇等を行つてゐる。

露天市場 （大連市橋立町）本市場は下層滿洲國人の生活，保安，衞生の萬全を期すると共に肅親王府の家計の基礎を立てる目的で川島浪速氏之を經營し大正9年1萬1千餘坪の地所貸下を受け，東拓より建築資金33萬圓を借入れ10年7月平家建62棟4,378坪餘の建築を了した。家賃は最高15圓，最低2圓迄で王府納分約2千圓である。露天市場の名は從前路上で古物を賣買した遺名である。現在戶數は816戶であるが，不景氣のため97戶空家となつてゐる。

職業別統計 （昭和7年11月11日調）

職業別	戶數	職業別	戶數
古物商	132	理髮業	20
古金物	26	材木商	14
藥舖	5	木工職	12
料理店	49	鍛冶職	22
苦力合宿所	16	飲食店	20
兩替業	1	其他雜貨	39
質舖	5		
豚肉販賣業	2	計	363

其他總數500戸を擁し市場常住者約5,000人あり，平日の入場者6千人日曜祭日は1萬人を超える盛況である。市場內の主なる施設として市場を開設して需給の利便を謀り，書房を設けて常住子弟に敎育を授け茶舖（3等貸席に相等）の營業婦に對して檢黴を勵行し，貧困者の施療を行ひ衞生夫夜警夫を常置して居る。

大連車夫合宿所　（大連八幡町）明治44年6月合資組織を以て大連市內外に散宿する人力車夫及び馭車を收容する合宿所の建設に著手し，大正8年6月資本金50萬圓の株式組織に改めた。現在（昭和7年10月）は敷地8,276.4坪建物煉瓦造2階建7棟559.733坪，同，平家造91棟2,334.100坪，木造平家9棟131.305坪，飮食店6軒，賣店5軒，理髮店1軒，貸店1軒，車夫1,480名內妻帶家族持221家族．其賣店從事者を合せ約2,200餘名を收容してゐる。宿舍料は獨身1月1圓70錢妻帶1箇月3圓30錢，馬車，車及び馭者宿泊料1箇月4圓50錢で電燈，水道，入浴料は總て會社の負擔としてゐる。

大連馬車收容所　（大連白雲臺）大正8年大連商業會議所役員を中心とし馬車收容所設置の計劃を立て資本金25萬圓の合資組織となし，沙河口會河東屯に官有地1萬4千餘坪の貸下を受け，馭者宿舍及び厩舍の建築に著手したが，當業者は收容に反對を唱へ11年當業者を一團とする20萬圓の株式組織に改め乘用馬車營業者並びに馭者戸數は195戸，人員1,359名，荷馬車營業者10戸，人員25名，附屬店舖19戸，人員121名を收容してゐる。大正14年2月事業奬勵の爲，宮內省から金300圓を下賜せられ，之が使途に就き愼重審議の結果，大正15年7月附屬書房を設け，貧困者の子女に敎育を施してゐる。尙本所は家賃收入を以て維持し昭和6年9月末現在乘用馬車615臺，荷馬車12臺，馬匹1,530頭である。

碧山莊　（大連市東山町）明治44年1月故相生由太郎氏は滿鐵の承認の下に大連埠頭に於ける海陸荷役業に從事する苦力を收容する目的を以て創設したが大正15年11月福昌華工株式會社が之を繼承した。常に1萬餘人を收容し日用品調辦所を設け，又華工の過失に依る辨償金の補給，共濟積立金の補給，無料治療，弔慰金，家族扶助料等の支出をなしてゐる。其他慰安部を設け收容者より低廉な宿舍料を徵收し維持費に當て不足額は福昌會社が支出してゐる。宿舍は平家建45棟，二階建42棟，家族持宿舍5棟の外賣店病院寺院劇場及び便所35箇所，總建坪延數1萬2千坪優に1萬6千人を收容し得る。防寒，排水，防疫，娛樂，慰安，救濟等の設備は完備し，彼等の一大安樂鄕となつて居る。

華工歡樂園　撫順炭礦の從業華工5萬人のための一大歡樂境で滿鐵會社は新市街の西方隣接地3萬5千坪を無償で提供し設備費10餘萬圓を補助したもので大小把頭等の組織する歡樂園維持會に依り經營されて居る。老爺廟を中心として娛樂機關を設け，劇場，店舖，俱樂部，遊廓，浴湯，露店市場等あつて大慰安場たらしめて居り，家賃收入を以て經常費に當てて居る。

大連中華青年會附設會立小學校　（會館大連市浪速町1丁目4）（會立小學校惠比須町158）青年の進德修業を輔導し世務を拓くを目的として大正9年7月傅立魚氏等の發起により創設せられ同年8月夜間補習學校を創設して日英漢武術の4班に分ちて敎授し大正10年9月中華青年會立小學校を設立高等科及び初等科を置いた。同13年2月常陸町に分校を設け15年6月惠比須町に移轉して今日に至つた。

天足會　（旅順，大連，金州，普蘭店，貔子窩各民政署管內各會）滿洲婦女子の纏足は2千年來の風習であるが之は人爲的に其の活動を阻止するのみならず，終生苦痛を與ふるは人道上經濟上に於いても等閑視すべからざる故を以て大正13年各會に天足會を組織せしめ之が陋習打破に努力してゐるのである。

遼東育英會　（金州公聖廟街）本會は金州育才會と稱し大正元年4月以來中等以上の學校入學者に學資金を供給してゐたのであるが大正10年各地の南京書院卒業生より本會に寄附ありしによりそれを以て關東州內普通學堂卒業者の貧困にして公學堂公等科に入學不能者に對し學資金を給與してゐる。現在基本金小洋銀22,700餘圓に達してゐる。

大連山東同鄕會　（大連市寺內通）本會は民國15年5月の設立に係り，山東省出身者の聯絡結合を圖る爲の機關で，活動の主力は會員の相互扶助といふ事よりも一歩進めて廣く同鄕人卽ち山東人の向上發展保護救濟に盡力してゐる。（1）互助の精神に基き同鄕人の利益を維持する事（2）同鄕人にして大連地方に流浪し來り貧窮訴ふるに所なき者があれば事情によりこれが補助をなす事（3）大連在住の同鄕人にして妻子を殘して死亡し遺族が生活の資なき者ある時はこれを資助して歸鄕せしむる事（4）同鄕人の婦女にして誘拐せられて來連せるものは適宜の方法により之を救濟して歸還せしむる事（5）同鄕の地方に天災地變等不時の災難ある時は直ちに適當なる救濟の方法を講ずる事（6）大連在住の同鄕者の子弟兒童には務めて普通敎育を受けしむるやう勸誘する事（7）貧民工場を設立し同鄕人の失業者を收容する事（8）經費の擴充をはかり，將來會館を建設し本會の基礎を鞏固にすると共に寄柩所等をも附設し在連同鄕人の便利を圖る事である。

敎養工廠　（撫順炭鑛區內）大正13年4月1日に創設し撫順炭鑛に於ける滿洲國從業員の業務上の傷病に起因し退職後救濟を要する者を收容し授產の途を講じてゐる。維持費として年額3千圓の補給を受くべき豫算であるが大低不足を生じ5千圓の補給をなしてゐる。收容人員は常に40人乃至50人で，或る期間見習をなし見習中は食費を給するばかりであるが，卒業の上は其の製作品出來高に應じ工賃の支持をなしてゐる。而して製品の全部は炭礦に於て買上げることになつてゐる。製造品を擧ぐれば下の如くである。

柳籠，充塡ダム用高粱マット，支那靴，箒類，麻繩，麻糸類，其他廢工に適當と認むべき製造品。

大連同善社　（大連市長安街）一種の敎化救恤團體として創立以來9年，漸次基礎を固め關東州內5箇所に支社を設けてゐる。事業の主なるものは（1）儒敎，佛敎，道敎を講じて修心養性，勸善改過に導く。（2）各地に起る天災地變兵亂，匪禍に對し救濟金を募集し災民を恤す。（3）貧民學校を設け貧民子弟に敎育を施す。（4）難民救濟事業に對し之を賛助する事等である。

世界紅卍字會大連分會　（大連市武藏町）本部を北平に置き，全國の各都市及び各省城に其支會分會を設け，互に連絡をとり天災地變の爲に苦しむ同胞，同じ境遇にある世界各地の人類の爲に救濟保護の任に當つてゐる。大連分會の設立は民國17年（昭和3年）4月で首席會長に張本政氏を戴き，責任會長として劉仙洲，邵愼亭，龐睦堂，李英堂の諸氏を推し，其下に8名の副會長及び10名の會監を置いて居る。會務執行は總て會長，副會長，會監の合議によつて行はれ，會務の運行上，事務を救濟，交際，慈業，會議，文牘，總務の6部に分けて居る。現在の事業としては救濟事業の外特筆すべきものがない。救濟事業は定期，不定期の別があつて，不定期の方は卽ち天災地變のあつた時，各支會の需めに應じて活動する外，臨時に起つた救濟事業に當るのである。定期の方は冬季極寒の候に土地の貧民に粥を給する施粥所の經營である。

世界紅卍字會營口分會　（營口舊市街三義廟街）本分會は道院紅卍字會の趣旨に賛同し昭和2年11月當地三義廟街總商會に道院を設立し其後4年9月美惠平民小學校を創設して貧民の子弟男子7才より12才迄を收容してゐるが又每年12月より2月に至る迄會內に施粥廠を開設して貧民の救濟をなす一方無料診察所を設け貧困者に無料診療を行つてゐる。

紅卍字會新京分會　（新京西三道街）本分會は救貧部，施療部，教養部の3部を置き貧民の子女の救濟施療教育を行ふ目的で大正5年現在の地に分會を創立したのである。

同善堂　（奉天城外大西關高臺廟）支那に於ける最も理想的且合理的な社會事業機關である。光緒初年左忠公氏は社會救濟施設に關する省務の一端として牛痘局，惜字局，義學館，棲流所，育嬰堂，施粥廠の6部を設けたのが該堂の前身であり，東北省の社會的施設の嚆矢である。現在職制を租賦，工程，庶務の3科に分ち，事務部，牛痘局，棲流所，實業女學校，貧民收容所，病丐療養所，施醫院，濟良所，孤兒院，醫學校，粥粮籌備所，教養工廠，臨時災民救濟所に大別してゐる。創立當時は經營困難であつたが，財團法人組織に改め公有財產の分與を受けてからは財政極めて豐になり，事業其のものから多少の收益があつて基本財產も年々增加しつつあるものの如くである。

奉天聾啞職業學校　（奉天市大東關䦨家胡同）本校は1924年滿洲基督教會の命により滿洲國人聾啞者に對する教育を爲す目的に依り設立したるものである。

新京教養工廠　（新京城西門外大佛寺內）本工廠は浮浪者孤兒無告者等を收容し產を授け衣食を給し印刷裁縫織布等の技術を修得せしめる目的を以つて昭和2年2月長春縣政府が之を設立經營を續けてゐる。

新京濟良所　（新京城內西三道街）本所は無告の婦女を收容し裁縫禮儀割烹等主婦として必要なる技藝を授け衣食を給するを目的として大正10年9月現在の地に設立し之が經營には新京公安局が當つてゐる。

新京介紹承保會　（新京西三道街）本會は失業者の就職紹介，就職に際する身元保證等を行ひ大正14年4月現在の地に創立せられ新京商務總會が之の經營を行つてゐる。

新京慈善會　（新京北門外西五馬路）本會は敬惜字紙を標榜し無職浮浪者等に紙屑拾ひをなさしめて勞働の習慣を馴致する外各地の天災地變に義捐救濟をするもので大正9年2月の創立である。

新京戒煙酒會　（新京北門外西四馬路）本會は禁煙，禁酒，禁阿片を標榜とし中毒者を收容治療するを目的としてゐる。創立は大正2年8月本會に於て施療を受けたる者は將來會員たる義務を有するものにして又會員は「在理」と稱して絕對に煙酒を嗜まざるを義務としてゐる。

東省特別區平民工廠分廠　（哈爾濱香房草料街）女子の不遇にあるものに職業を授け獨立向上せしめる目的を以て昭和2年劉遠目强女子工廠を創立し同4年長官公署之を引繼ぎ平民工廠の分廠として東省特別區行政長官公署が之を經營維持してゐる。

哈爾濱特別市施診所　（哈爾濱埠頭區第四道街11號）本所は社會事業の目的を以て宣統2年哈爾濱特別市政局之を開設し大正8年雜市に移し14年現在の地に置かれ今日に至つてゐる。

東省特別區市立第一施診所　（偏臉子安埠街特警第五署附近）昭和2年に東省特別區市管理局が之を現在の地に創立一般醫術的施療を行つてゐる。

濱江游民習藝所　（濱江市北二十道街公园北側）濱江に於ける公安局は不良游民徒輩の教化を目的として昭和2年教養工廠と稱するものを開設し後に昭和4年4月游民習藝所と改稱し現在に至つてゐる。

特別市政局慈善救濟所　（埠頭區電車街）露帝政時代開設せられたるものであるが昭和3年市政局社會科が之を回收し同4年慈善救濟所と命名し慈善救濟を行つてゐる趣である。

濱江公安局濟良所　（濱江縣正陽北六道街）明治42年濱江公安局は娼妓となるを願はざる者虐待を受くる妓女等を救濟する目的を以て設立せられたるものである。

濱江市立教養所　（濱江市19道街北頭）濱江市政籌備處に慈善事業として大正9年工藝教養所を設け工廠を附設し同10年福兒院と改名更に貧民小學校を增設し之を同善院と稱し昭和4年教養院と改稱し次いで更に殘廢救濟所を設け今日に至つてゐる。

滿洲慈善聯合統會哈爾濱分會　（哈爾濱馬家溝巴山街）昭和5年に於て東省特別行政長官の創意によりて，各地分會と呼應し災害地救濟等の爲め寄附見舞金の募集を爲す目的を以て，現在の地に設立せられたるものである。

營口市救濟院　（營口五臺子）初め同善惠と稱したが省政府の命により昭和4年8月救濟院と改稱せるもので慈善事業を主とし養老孤兒不具者貧兒の收容救濟を爲すを目的として設立され院內に養老所，孤兒所，試療所，濟良所，貸款所，施賑所の6部を設け同時に三江會館に設置しありたる育嬰堂を合併し營口市政籌備處に於て經營する事になつた後營口縣政府の所管に移つて現在に及んでゐる。

開原縣教養工廠　（開原城南街）大正9年4月設立開拓汽車公司創業と同時に同公司が之が經營に當り主として嗎啡癮者及び遊民無業者を收容し大正10年に至り縣政府に移管し教養工廠と改稱し印刷業を主とし文房具の販賣をも行ひ逐年業務擴張に努めつつある。

（二）　日本側社會施設

（1）　一般社會施設

A　文　化　機　關

滿洲社會事業協會　（大連民政署內）時運の進展に伴ひ經濟事情の變轉と共に社會事相も推移するので，之が對策たるべき濟世救人を使命とする社會事業の範圍も擴大され，滿洲に於て年々發展して行く社會事業が既にその施設數50有餘に達してゐるので，之等社會事業の連絡を圖りその健全なる發達を期するを以て目的とし，昭和6年2月11日紀元節を期して設立された。主なる事業は(イ)社會事業團體及び社會事業關係者相互並びに一般社會との連絡協調(ロ)社會事業に關する調查並びに研究(ハ)社會事業に關する統計，圖書其他參考資料の蒐集(ニ)社會事業功勞者の表彰並びに社會事業從事者の獎勵(ホ)地方改善並びに福祉事業の助成(ヘ)會報，研究資料並びに報告類の發行等で，月刊會報「滿洲社會事業」を發行してゐる。役員に會長1名，副會長2名，理事若干名を置き，會員を分つて名譽會員，贊助會員，正會員となす。

大連海務協會　（大連市寺內通）明治42年4月10日大連海友會の名稱を以て創立し海事に關する業務及び大連に來往する船舶乘組員の慰藉救濟保護を圖るを目的としてゐる。大正2年2月社團法人の認可を受け大連海務協會と改稱した。檢查部，海損精算部，仲裁鑑定部，海員慰藉部，海員救濟部，海員養成部，海員紹介部，海事宣傳部に分かれ，檢查部は業務中の主要部で船舶檢查，造船材料試驗，船用品檢查，船價鑑定，船舶屬具，重量噸，艙口，積付，バルクオイル積付，貨物の各檢查を爲し，海員慰藉部は海員の慰安，模範海員の表彰，海員宿泊，無料浴場，圖書室，理髮室，簡易食堂，見舞及び弔慰等を爲し，海員紹介部は昭和3年9月1日より支那海員登記並びに船員手帖交付を開始し，海事宣傳部は軍艦便乘見學，海事講演會を行ひ，海事雜誌

月刊「海友」を發行してゐる。昭和4年紀元節の佳辰に際し社會事業奬勵の思召を以て皇室より御下賜金の御沙汰があり，更に昭和5年の紀元節に第2回，昭和6年の紀元節に第3回の御下賜金があつた。

最近の會員數（昭和7年10月末現在）

名譽會員55，終身特別會員78，特別會員350，終身通常會員63，通常會員138，贊助會員1，合計685。

滿洲技術協會（大連市山縣通）技術の進步發達，技術者の向上親睦を圖り社會の福利を增進する目的で設立され昭和2年11月社團法人認可，事業として技術的施設の研究調査，講演會の開催，工業講座の開設，工業博物館の經營，各種工業技術關係出版刊行，及び隔月會誌の發行等であるが目下組織せられてゐる調査委員會には大連都市計劃研究委員會，滿洲工業敎育體系調査委員會，煖房相談所委員會等がある。

滿洲建築協會（大連市紀伊町）滿洲建築界の健實な發達を期する目的で設立され大正11年8月社團法人に認可された。事業としては調査研究，雜誌發行，常設材料陳列所，講演講習，展覽會，諸般の紹介等である。

滿洲農事協會（大連市紀伊町）滿蒙に於ける農業の改良發達を圖り，邦人農業者の共同の福利を增進する目的を以て昭和3年10月20日創立した。興農部，出版部，代理部を設け，興農部に於ては農事講演會竝びに講習會，農事功勞者の表彰，農事視察團の案內，農事紹介及び宣傳，農事相談所の設置，農事普及映畫會等をなし，出版部に於ては月刊「農業の滿洲」發行，農事圖書の編纂出版をなし，代理部に於ては優良種苗斡旋付事務の代行，農業藥品，農業用具，種苗，農事圖書の販賣代實，農業主產物の販賣斡旋，鷄卵の販賣斡旋，博覽會，共進會等の農業關係出品物の蒐集斡旋及び事務の代行，滿洲農產物標本の製作販賣等をなす。昭和7年度に於ける會員數は普通會員915名，特別會員80名，贊助會員6名である。

社團法人滿洲電氣協會（大連市大山通し番地遞信局內）全滿洲に於ける電氣事業及電氣の利用の進步發達を圖る爲昭和4年9月關東廳，滿鐵會社及官民電氣事業關係者の後援のもとに設立せられ會員に電氣關係事業者及個人等有力者の殆んど全部を網羅し各種事業の遂行に依り斯界に貢獻する所尠からざる處10月18日臨時總會を開催し新に滿洲國側より役員を擧げ日滿共存共榮の爲各種事業の徹底を期する事となつた。

同會の主たる事業としては

1. 日滿電氣事業の經營，電氣の利用に關する調査研究を行ふこと。
2. 日滿電氣機器材料の製造，販賣，使用に關する調査研究を行ふこと。
3. 日滿電氣に關する法規，事業の統制，其他電氣事業の業務又は技術に關し官廳其他の諮問に應じ意見を答申し又は請願をなすこと。
4. 日滿電氣事業者，電氣需要者間の連絡協調を圖ること。
5. 會誌電氣事業要覽其他電氣に關する印刷物を發行すること。
6. 電氣デーの實施其他電氣に關する講演會，講習會又は展覽會の開催等に依り電氣利用及電氣知識の普及向上を圖ること
7. 滿洲電氣事業の紹介及其他の電氣に關する團體との連絡を圖ること。
8. 會員相互の知識交換，親睦其他共同の利益を圖ること。
9. 電氣に關する改良，發明の奬勵，功績善行の表彰をなすこと。
10. 電氣從業者の養成及職業紹介をなすこと。
11. 其の他評議員會に於て議決したる事業を行ふ。

現在會員數（昭和7年9月末）は名譽會員2名，贊助會員22名，通常會員會社其他53名，個人會員366名である。

本法人の維持費は會費，補助金，寄附金を以てしてゐる。

滿洲體育協會（大連市滿鐵本社內）大正11年創設され其の後大正13年全滿洲競技聯合會の名稱から現在の滿洲體育協會と改めた。滿鐵會社，關東廳竝びに大連市役所援助の下に，全滿洲の運動競技發達普及の目的に向つて努力を拂ひ，對外的には全滿洲の代表機關たるべく所期の目的に向つて邁進しつつある。事業としては（イ）全滿洲陸上競技選手權大會（ロ）萬國オリムピツク大會滿洲豫選會（ハ）極東オリムピツク大會滿洲豫選會（ニ）全滿洲水上競技選手權大會（ホ）全滿洲庭球（硬球）選手權大會（ヘ）全滿洲庭球（軟球）選手權大會（ト）全滿洲蹴球（ラ式）選手權大會（チ）全滿洲スケート選手權大會（リ）全日本スケート選手權大會（ヌ）全滿洲バスケツトボール選手權大會（ル）全滿洲バアレーボール選手權大會（ヲ）明治神宮體育大會へ選手派遣（ワ）全日本陸上競技選手權大會へ選手派遣（カ）全日本水上競技選手權大會へ選手派遣（ヨ）全日本庭球選手權大會へ選手派遣（タ）其他各種大會へ選手及び役員派遣（レ）內地及び外來運動競技團と對抗競技會を開催してゐる。

滿洲土木建築協會（大連市山縣通）土木建築請負業者の向上進步を圖り斯業に關する學術技術の研究を爲し併せて堅實な發達に努むる目的を以て明治41年5月設立し，昭和3年9月組織を社團法人に改め，又20週年紀念事業として協會々館を新築した。事業の內容は（1）土木建設に關する學術の研究，講演，著述，及技術員の養成（2）工事用材料，品質，品格の查定（3）勞銀物價工事費及工事成績の調査（4）勞働者の善導及其の需給調節（5）工事用材料竝に器具類の紹介（6）使用人夫及工事從業員の善行表彰又は惡風の矯正（7）前各號の外土木建築に關する一切の事項（8）滿洲土木建築業協會報の發行，昭和7年10月21日調會員數正會員59名，準會員99名，贊助會員2名計160名である。

滿洲文化協會（大連市紀伊町）滿鐵會社竝びに關東廳後援の下に日滿兩國人協同の機關として大正9年7月創立以來，公正無私の立場から日滿兩國の提携を策し，親善の實を擧げて來た。大正13年3月組織を社團法人に改め15年9月從前の滿蒙文化協會を中日文化協會と改め，更に昭和7年3月，滿洲國建國と共に滿洲文化協會と改稱した。本部を大連市紀伊町に支部を旅順，奉天，東京，大阪，下關に置き日滿人の會員3,100名を擁してゐる。機關雜誌（滿蒙，大同文化）を發行し，講習會，講演會，展覽會，研究會，座談會，滿支事情紹介，劇觀賞會等を開催し，其他視察旅行，圖書出版，映畫による滿洲事情の紹介等を行つてゐる。尙敎育事業として滿洲國側女子の向上發展のために大同女子技藝學校を經營してゐる。斯くて廣く文化的精神の發揚に努め思想的科學的の根底を培養して兩者の圓滿な進展を期してゐる。

B　社會敎育機關

大連基督敎靑年會（大連市敷島町）明治44年4月の創立で純潔な靑少年の修養社交機關として隱健な發展を遂げてきたが，尙一層基礎を安定せしめんが爲，設立者たるシー・ヴヰ・ヒツバード氏の寄附行爲に依り之を財團法人組織に改めた。敎育部，宗敎部，體育部，社會部，少年部，社交部，宿舍部，庶務會計部を設置し，講堂，寄宿舍，體育室，社交室，讀書室，キヤフテリア，食堂，浴室等を具備する宏壯な會館を有してゐる。施設事業としては宗敎講演，聖書研究，英語夜學校，露語講習科，通俗講演，各種體育，夏期キヤンピング，映畫及び音

樂會等を催して居る。

大連海務協會海員會館　（大連寺內通５）本會館は各國海員の親睦慰藉休養を圖る爲め滿鐵によつて特設された所謂シーメンスホームで大連在住の各國領事竝びに海運業代表者より成る委員會を其の諮問機關として昭和４年12月開館を見，娛樂設備は素より舞踊食事酒場撞球等總て完備した。

甘井子海員倶樂部　（大連市外海猫屯甘井子）撫順炭の輸移出逐年增加の傾向に伴ひ滿鐵は積出埠頭を對岸甘井子に設備して利用船舶船員の慰安休養所として宏壯なる近代的建築１棟を築造し大連海務協會に經營及び管理を委任し昭和５年12月初旬本倶樂部を開館今日に至つてゐる。

敬老會　（大連市浪速町49）大正６年６月大連在住の65才以上の本邦老人を慰安救恤する目的を以て敬老會と稱するものを設立し毎年１回敬老慰安會を開き本年迄に開催16回に及び昭和６年４月立川雲平，溝部孫助氏等の申請によつて社團法人組織となり今日に至つてゐる。

基督教婦人矯風會大連支部　（大連市丹後町２松谷方）本矯風會は大正10年５月大連基督教青年會館に於て發會式を擧行し修養，教育，風俗，交際，法律，廢酒，家庭，文書の各部を設け社會の矯風を目的として婦選廢酒禁酒等につき本部の事業を援助しつつある。

大連禁酒會　（大連市水仙町39）本會は最初基督教有志により明治40年５月１日創設せられ爾來20有５年間之が目的達成の爲め或は講演會或は印刷物の配布により運動を繼續今日に至つてゐるが昭和４年４月日本國民禁酒同盟に加盟してゐる。

大連兩親再教育協會　（大連滿鐵本社社員會）本會は昭和６年８月大森，永井，石田各婦人提唱のもとに子供教育研究家庭教育の振興を圖り未婚婦人の準備教育或は家庭教育上の健全なる讀書趣味の普及及び兒童の情操教育の助成等に資する事を目的として設立せられたものである。

帝國軍人後援會滿洲支部　（關東廳內）本會は大正15年３月新に帝國軍人後援會滿洲支部を關東廳內に設置し旅順外20箇所に地方委員部を設け又同年９月帝國軍人後援會總裁閑院宮殿下の來臨を抑ぎ軍人竝びに警察官にして職務上傷痍を受け又は疾病に罹り之に起因して死亡若しくは不具癈疾になりたるものには本人又は其の遺族に弔慰金を贈與し又本會發行の雜誌「後援」の配布を行ひて思想善導に努めてゐる。

大連軍人後援會　（大連民政署內）出征軍隊竝びに軍人屬の慰藉遺家族の援護を目的として大正３年大連出征軍人後援會を組織し其後之を大連軍人後援會と改め大正７年シベリア出征の際にも基金を募集して出征軍人屬竝に軍役夫を慰問し其家族の救助に努める等其の活躍見るべきものがあつた。

全滿婦人團體聯合會　（大連市紀伊町91）滿洲事變を機として全滿各地の婦人團體は大同團結し本來の使命を遂行するために全滿婦人團體聯合會を組織し，奉天婦人聯合會を幹事團體として，出征兵士の慰問其他に亙つて種々活躍するところがあつたが，其後幹事團體を大連婦人聯合會に移して，東京，大阪，福岡，京城に後援會を有し，朝鮮總督府の盡力に依つて隣體事業を營み，竝に８月奉天，11月に哈爾濱に兵士ホームを建設した。

青年團體　（１）大連青年團　國民精神の振興，智德の修養，身體の鍛錬に努め善良なる公民たるの修養を目的とする純然たる自治的修養團體にして，昭和２年４月大連市役所內に設立された。事業としては（イ）祝祭典遙拜式擧行（ロ）帝國軍艦便乘（ハ）青年文庫の設置（ニ）辯論會開催（ホ）乘馬講習等である。

（２）大連天業青年團　大正13年２月設立され本部を大連市天神町に置く。祖國を離れて滿蒙に活躍する人士をして國民精神を作興せしめ思想の善導に努め，民族の自覺を謀り建國の理想を實現するにある。

（３）金州青年團　昭和１年３月金州內外棉會社支店內に設立され，團員相互の親睦を圖り和衷協調の精神を涵養し體育智德の向上を目的としてゐる。

（４）瓦房店青年團　大正13年11月瓦房店山手街に設立され，團員相互の修養を圖り青年の本領を發揮するを目的としてゐる。事業として精神修養，體育養成，社會奉仕，娛樂慰問に努めてゐる。

（５）奉天青年團　大正８年３月奉天藤浪町に設立され青年の品性を陶冶し，體力の增進を圖り社會公共に貢獻するを目的とし，事業を修養部，體育部に分つて居る。

（６）撫順青年團　昭和２年９月撫順實業會館內に設立され，國民精神の作興と體力の增進を謀り國民の中堅たるの實を擧ぐるを目的としてゐる。

（７）鐵嶺青年團　大正13年２月，剛健なる國民精神を養ひ純良な國民の素地を涵養する目的を以て鐵嶺居留民會事務所に設立された。

（８）開原青年團　開原青年團は滿15歲以上35歲以下の男子を以て組織し，在鄉軍人分會と協調して修養に資してゐる。

（９）公主嶺青年團　昭和４年10月２日創設にかゝり，相互の親睦品性の向上體力の增進を計るを以て目的としてゐる。

（10）鞍山實業青年團　昭和４年８月創立總會を開き，國民精神の作興竝に體力の增進を圖り，滿蒙第一線に立つ國民の中堅たるの實を擧げるを以て目的とし，毎年敬老會，市民射擊會，防火宣傳，時疫傳染病豫防宣傳の補助，其他火災或は不時の場合に自發的に出動する等の事業を行つてゐる。

（11）鐵嶺義勇團　支那南北戰亂の情勢及濟南事件の突發に鑑み，非常事變に際し當局，官憲を援助して在留邦人を保護する目的の下に，在鄉軍人鐵嶺分會，鐵嶺青年團，鐵嶺居留民會，同地方事務所各機關の有志は昭和３年５月23日，地方事務所に集合，本團組織に關する協議會を開き，滿場一致の贊成を得て翌24日その成立を見た。同團は平素軍隊組織に編成して訓練し，非常時に際し統一せられたる力を發揮せんとするもので，駐劄聯隊の警備演習，鐵道警備演習，鐵道警備演習等に參加してゐる。

（12）營口青年會　從來，營口には青年會，佛教青年會の二者があつたが，兩者共大正14年頃より有名無實となつたので，兩者を統一して昭和３年２月26日營口青年會を設立し今日に至つてゐる。同會は人格の向上と修養に資するを目的とし，見學，旅行，時事問題の研究等をなす外，毎年在鄉軍人等と聯合して義士會，乃木會を主催し國粹の維持に努めてゐる。

少年團體　（１）大連少年團　學校と家庭と提携して，少年の心理に合致する各種の體驗生活により，身心を修養し，國家社會の一員たる資格を與へ，國家觀念を養成する目的を以て大正13年４月大連獎學會關係者によつて設立せられ各種の訓練により青少年社會教育に從事してゐる。

（２）旅順少年團　大正13年１月の設立目的は大連と同じである。

（３）新京健兒團　昭和３年１月に長春の有志によつて健全有爲の團員を養成し一般思想風紀の向上を目的とし設立され現在に至つてゐる。

（４）鐵嶺健兒團　少年團日本聯盟の宣誓「おきて」に基いて健全有爲の團員を養成し，一般青少年の思想風紀の向上を目的とし昭和３年鐵嶺地方事務所が中心となり設立されてゐる。

（５）撫順少年團　鐵嶺と同じ目的の下に，昭和６年２月設立されてゐる。

（6）　奉天少年團　昭和4年4月同地の學校，民間關係者により神聖なる信仰に基き神明を尊び皇室を敬ひ國に盡す目的を以て設立されたものである。

（7）　安東健兒團　昭和5年4月設立。

（8）　哈爾濱少年團　同團は昭和4年10月8日結團式を擧げ今日に至つてゐる。

以上は何れも少年團日本聯盟に加盟してゐる。

（9）　金州少年赤十字團　赤十字主義に依つて大正13年1月金州尋常高等小學校内に組織された團體であつて體驗による教育をなし，少年をして國際精神を理解せしめ眞の大國民たる襟度を養はんことを目的としてゐる。

（10）　貔子窩少年赤十字團　同上の主義により昭和3年11月貔子窩小學校内に組織されてゐる。

（11）　周水子少年赤十字團　同上の主義に依り昭和2年10月周水子小學校内に設立。

（12）　普蘭店少年赤十字團　同上，昭和2年7月普蘭店小學校内に設立。

（13）　柳樹屯少年赤十字團　同上の主義に依り大正15年8月柳樹屯小學校内に設立。

C　育英機關

振東學社　（大連市光明臺17）明治43年4月，青年の精神修養を主旨として創設した。大正2年2月訓育機關として振東學社を設け學生を收容し訓育學資補給等專ら人材養成に努め11年6月故宰齋金子平吉氏の寄附行爲で財團法人となつた。財團より生ずる收入及び有志の寄附金を以て經費に充ててゐる。學社を出でて社會に活動する者200餘名に達してゐる。

田崎育英會　（大連市浪速町126）大正8年3月故田崎糊三郎氏の遺志に依り遺産7萬圓を基本とし青年學生に給費して人材養成育英團體事業の助長發達を目的とする財團法人である。同會の他と異るところは篤志家等よりの金品寄贈の申込みを絕對に受けず，故人一生の尊い心血の賜物である淨財の性質を尊重して永久に基金のみを以て事業を遂行してゐる點である。

爾來學を終へた者53名，現在14名に學資を補助する外，神戸關西學院，仙臺東北學院，名古屋金城女學校の3箇所に各1千圓の寄附をした。大正15年，昭和5年，同6年の各紀元の佳節にあたり，事業奬勵の思召により金300圓宛の御下賜金があつた。

新京敎育奬勵會　（滿鐵新京地方事務所內）大正6年12月元長春居住者土橋大次郎氏の遺言により右遺言執行者河邊勝氏は其の趣旨に基き大正9年6月財團法人設立の認可を受け新京各種學校の生徒にして將來有爲の者に對し學資の貸與又は給與をなし其他會社商店等の傭人の德行を表彰するものである。

D　保護機關

智光院無料宿泊所　（大連市惠比須町98）大連市敷島町新隆洋行主小澤太兵衞氏が長女長逝菩提追善の爲め大正14年12月專ら無料にて邦人貧困者を宿泊せしめる目的で創設され每年紀元節には事業御奬勵の聖旨を以て御下賜金の光榮に浴した又各年末民政署を通じ恩賜財團より新年祝餠料として御下附金を拜領してゐる。其他滿鐵株200株郵船株300株商船株760株を以て基本金としてゐる。開所以來昭和7年10月末日迄の宿泊者の總延人員は126,003人に達し昭和6年中の宿泊數は延人員34,083人である。坪數205,33坪，延坪330坪，20室180名の收容力があり，現在每夜100名平均を收容して居る。屋內に圖書室,浴室の設備もある。尙は創設以來今日迄忌明供養其他の意を以て寄附を受けたこと40餘回に及び，その都度金額に應じて宿泊者に對し各々食券を與へてゐる。

勞働保護會　（大連市松林町）明治39年4月大井憲太郎氏により創立せられ，失職勞働者に授職の途を講じつつあつたが經營困難に陷つた際，永井叔氏が事業經營の衝に當り，免囚者保護善導，窮民救濟事業を爲し，大正11年5月大井憲太郎氏歿後永井叔氏會長となり大正12年6月財團法人組織とした。明治44年及び45年の紀元の佳節に當り社會事業奬勵の思召を以て金400圓宛御下賜があつた。昭和3年7月永井叔氏歿後嗣子軍治氏專ら其の衝に當つたが，昭和4年6月法人を解散し個人經營とし現在に及んでゐる。創立以來法人設立迄の收容者實人員2,560名，延人員237,568名，法人設立後解散迄の收容者實人員625名，延人員62 240名，個人經營後本年6月末迄の收容者實人員195名，延人員13,939名總計實人員3,380名，延人員313,747名で，昭和7年8月末日現在收容者實數17名である。尙,7年度に於ては滿洲最初の養老院を設立し，同會の附設として經營してゐる。

新京勞働保護會　（新京住吉町）元關東州勞働保護會の新京支部であつたが，昭和3年9月獨立改稱し,免囚者,失業者,貧困者の救濟保護，職業紹介を爲すを目的としてゐる。現在永井守一氏の個人經營で，新京，孟家屯間南滿鐵道線路要地31,000坪を借受け，大豆野菜を栽培し其他新京驛構內石炭掃寄せの賃金等を以て財源としてゐる。

大連力行會　（大連市若狹町94）本會は失業者授產生業資金融通を以て事業目的となし昭和4年11月大連市並びに篤志家後援の下に事業を開始したのであるが昭和6年9月財團法人として組織改正を行つて今日に至つてゐる。

撫順救世會　（撫順東三番町55）本會は最初撫順土木建築關係者間に精神的融和親善結合を計るを目的として組織せられた撫順聖德會が昭和5年6月撫順聖德救世會と改稱し民心覺醒勞働保健の高唱普及，思想淨化運動，社會問題硏究，失業者貧困者の救濟保護，生活改善，會員相互の親善共濟等精神淨化運動に努めて今日に及んでゐる。

奉天勞働救濟會　（奉天彌生町16）本會は昭和2年9月失業勞働者救濟，免囚保護，職業紹介，無料宿泊等を目的として寄附行爲に依り事業の創設を見たのであるが後解散して安倍製袋男氏個人で再び之を繼續するに至つてゐる。

安東朝鮮人授產會　（安東地方事務所構內）昭和3年在住鮮人婦人のミシン裁縫短期講習會開催後授產會設立基金募集賑賣を行ひ，一般の同情を買ひ同年3月授產會を設立し爾來內容充實と基礎確立に努め本會維持費は作業收入を主として一部を篤志家の寄附金其の他補助金を以て充てゝゐる。

安東朝鮮人會授產場　（安東南一條通3丁目）本授產場は稼民周旋部，農業部，荷車部，託兒部の4部を置き安東市內居住鮮人失業青年を善導し勤勞精神の鼓吹又場勞働に從事する婦女中幼兒の健全なる發育を指導する目的を以つて昭和5年設立を見たのである。其の維持には本會の社會事業費及び授產事業費其他補助金により現在に及んでゐる。

尙ほ其の他施療機關として安東縣附屬地長白縣長白府に朝鮮總督府の補助を受け2箇所と施療所を設け又每年3期に分ちて各相當區域の農村地方巡回施療をも行ひ極力衞生思想の啓發に努力してゐる。

爲仁會　（大連市泰山街51）民間篤志家菊地吉次氏の計劃に依り大正10年8月30日關東長官の認可を得て免囚保護事業を目的とし財團法人として認可され，12年11月現在の地に事務所收容所を建築した。財產より生ずる收入，胞衣取扱料，監獄製品販賣其他雜業に依る收入と官廳よりの補助金及び一般の寄附金其他に依つて經營してゐる。

撫順鴻慈院　（撫順千金寨支那町）大正12年4月脇坂賢敎氏が一般下層滿洲國人の無料施療を目的とし，設立經營した。現在では遠地から治療を乞ひに來る者もゐて1箇月約千人の診察をなして居る。經費は東本願寺からの補助と一般有志の寄附によつて維持されてゐる。

旅順聖德會　（旅順市伊知地町）大正12年2月社團法人として設立し，土木建築業者及び一般有志者を會員とし，每月22日聖德

殿に於て各宗の僧侶を輪番にて招待し，精神操行の修養をなし，其他技術工藝の奬勵を期し其の向上發展に努め會員の親睦，疾病災厄の救濟，徒弟の教養，慈善行爲及び之を達するに必要なる事業を爲してゐる。尙約8千圓を費して上記の聖德殿堂を建設し，社會的講演又は公共團體等の無料提供をなしてゐる。維持は會員の醵出金，寄附金等を以つて充ててゐる。

大連聖德會　（大連市聖德街2丁目100）明治45年土木建築業者の精神的結合を主旨とし技術工藝の練習と其向上發展を圖る目的を以て組織したもので大正8年10月組織を變更して社團法人とした。大連市外の官有地49,650坪の貸下と大藏省の低利資金200萬圓を借入れ大正9年から11年に亙り397戶の家屋を建築し，會員に年賦償還の法に依り家屋の所有權を得せしめ住宅難の聲囂しき當時にあつて其の緩和に資した。大正14年及び大正15年の紀元の佳節に當り宮內省に於ては本會事業奬勵のため金400圓宛の御下賜金があつた。

其後昭和3年8月東拓委任經營と爲し關東廳6千坪の土地貸下，年額1萬5千圓の補助金も確定した。尙本會の附帶事業としては（1）婦人會の組織（2）幼稚園及び日曜學校の經營（3）私立消防隊の設置（4）勞働者表彰（5）貧窮者への施飯等で其他社會教化事業に努めてゐる。昭和6年度の被施飯延人員は日本人5,429名，朝鮮人235名，合計5,664名，白米10石1斗2升2合，小豆7斗9升5合，餅3斗であつた。因に上記事業に對し關東廳は恩賜慈惠資金として金100圓を下附された。

新京聖德會　（新京祝町2丁目10）大正2年5月堀靜馬氏の發起に依り長春勞働同志會を設立し，大正12年8月組織を社團法人に變更し，同年10月聖德太子堂を設立し，一般に對する式祭其他の集合場所として便宜を與へ，昭和2年2月社團法人長春聖德會と改稱した。新京に於ける土木建築業者を以て會員とし，會員から徵收する會費，入會金，一般寄附金，財產から生ずる收入を以て維持してゐる。主なる事業は下の如くである（1）職業の無料紹介（2）新京に於ける各種勞働賃金の標準率設定（3）聖德太子の小祭，大祭の執行（4）講演會の開催。

鎌倉保育會旅順支部　（旅順旭川町1）大正2年4月30日の設立で不遇兒童の救濟，不良兒の感化を目的とする社團法人である。恩賜財團よりの補助金，滿鐵の補助金其他の寄附金農園收入等で維持してゐる。大正12年より年度每に宮內省から奬勵金を下賜せられ，昭和3年9月御大典紀念事業として慶福會，恩賜財團慈惠資金，滿鐵會社の補助を受け園舍の增築をなした。昭和6年末現在入園人員男子25人，女子24人計49人であを。

救世軍育兒婦人ホーム　（播磨町37）明治39年4月，滿洲婦人救濟會が設置され，同9月救世軍の手に移した。之が婦人ホームの起源である。更に明治45年5月孤兒貧兒等寄邊なき者をも收容保護することゝし救世軍育兒・婦人ホームに改稱し不遇の婦女，孤兒，貧兒，棄兒，不良兒を收容して其の救濟感化に努めつゝある。昭和7年9月現在救護數婦人12，兒童47で，多くは長期の保護を要するものが多い，昭和6年度救護延人員は婦人4,666名，兒童17,432名計22,098名にして創立以來婦人82,269名兒童284,247名計366,516名である。ホームは關東廳，恩賜財團慈惠資金竝びに奬學資金下附金，大連市補助金，滿鐵補助金，一般寄附金，特志家の每月定額の贊助金，委託兒童養育料，職員寄宿料で維持し，大正13年以來每年紀元の佳節に事業奬勵の思召で500圓宛の御下賜金がある。尙大正15年9月，關東廳始政20年の祝典に當り，多年社會事業に盡した功績顯著なりとし金百圓を授與された。

大慈園　（大連市攝津町55）自己の力に依り若くは扶養者なきため生活し得ぬ老幼を收容するを以て目的とし大正15年2月開園された。大連大谷派本願寺別院の經營で育嬰部，託兒部，養老部とに分けられて居る。維持の方法として關東廳恩賜財團慈惠資金，滿鐵會社，大連市役所等の補助金，一般の寄附金を仰いでゐる。創立以來收容實人數353名，延人員數63,102名，昭和6年度入園者數は41名，同退園者數は37名で昭和7年3月末現在園者は男兒13名，女兒18名計31名で，その內2歲以內の乳兒19名，學校通學兒童12名が居る。昭和4年紀元節に當り社會事產奬勵の思召により宮內省から金100圓の御下賜金があつた。

滿洲託兒所　（大連市春日町40）明治節制定紀念事業として小林太作氏が昭和2年12月設立經營し，滿鐵會社の年額600圓，關東廳より200圓の補助金，託兒料の外，事業部よりの益金，慈善演藝會，活動寫眞の收入，一般の寄附等によつて維持してゐる。託兒は年齡7歲迄を限度とし無料，有料（收容，臨時，通ひ）の三に別れてゐる。昭和5年度の成績を示すと，職業婦人にして一定の家なき者8名，夫婦共稼の者11名，父母病氣入院の爲5名，養育不能の爲他家に貰はれし者2名，生活困難の爲18名，母なき者3名，父なき者5名，家庭の便宜上の者12名合計64名で延人員4,120名である。而して昭和6年末現在收容託兒數は男7名，女7合計14名である。

小谷育兒ホーム　（奉天稻葉町6）昭和4年2月の設立に係り，一家の生計を支ふるを得ざるもの又は勤務其他の理由に基き育兒上差支へのあるものに對し，之が保護を目的としてゐる。育兒部，託兒部，事務部工業部を設け，育兒託兒料は無料である。維持の方法としては園長の單獨支出及び事業收入を當てゝゐる。

仁和寮　（哈爾濱埠頭區買賣街）昭和3年1月中野淸助氏個人經營により鮮人貧困者救濟の目的を以て設立せられたるもので入寮に對しては鮮人民會と連絡を取つてゐる。

E　救療機關

日本赤十字社滿洲委員部　滿洲方面に於ける事業は滿洲委員部（關東廳內）の名に依つて活動して居る。日露戰役に際し同社救護班が支那避難民を施療救濟せしより入社加盟したのを初めとし漸次發展し南北滿洲15箇所に支部を置き又17箇所の出張所を設け，昭和7年10月末現在社員數は特別社員2,124人，終身社員40,516人，正社員45,332人總計87,972人を算して居る。

奉天病院及び滿蒙各地に救療所10箇所を經營して治療救濟の任に當り，地方の衞生機關として重きをなして居る，更に大連に治療所を開設し，昭和5年5月1日より業務の開始を見たが，之は中產以下に屬する者の輕費治療を目的としてゐる，又結核豫防撲滅事業は豫防智識の普及竝びに患者の救療に努め，施療救濟及び巡回救療は無產窮民の苦難を輕減し地方遠隔の部落民に對し醫藥の恩惠に浴せしむるの外關東州內警察官吏派出所竝びに公學堂に140餘箇の救急箱を配置して居る。

其の事業の主なるものは明治45年鳳凰城動亂，大正5年鄭家屯事件，11年及び13年前後2回の奉直戰に於ける奉天軍負傷兵救護，露國避難民の救護，貔子窩馬賊討伐，12年母國震災救護，14年大連勸業博覽會場內臨時救護所設置或は旅順，大連，金州，普蘭店，貔子窩民政署管內，鐵嶺，安東領事館管內等の各部落に亙り巡廻施療を實施してゐる外，多數群集，海濱聚落等に臨時救護所を開設し多數の患者を取扱つて居る。又萬國赤十字聯盟の協約に基き次の國民を優良ならなむる兒童保健事業として學校に衞生看護婦を派遣してゐる。又少年赤十字團をも組織して居る。昭和6年中の取

扱患者數は712,085人であつた。今次滿洲事變勃發により遼陽衞戍病院は臨時救護班を派遣し，事變にする避難鮮人及滿洲國下層民に對し各地に於て巡廻施療を實施した。又昭和7年8月北滿地方に於ける未曾有の大水害に對して3班の救護班を派遣し，專ら罹災の救護に從事し目覺しき活動をした。

滿洲結核豫防會（關東廳內）大正9年10月設立し，關東州及び南滿洲に於ける結核の豫防及び撲滅を圖るを以つて目的とする。本會の趣意に賛成する會員を以て組織し，會員から納入する會費を基金とし，その金利及び關東廳並びに滿鐵會社よりの補助金又は寄附金を以て經營してゐる。事業としては消毒器の貸與，貧困者の施療，豫防宣傳等を行つて居る。

大連聖愛醫院（大連播磨町149電話8354）基督教の博愛主義に依り貧困者として親戚故舊の賴りなき傷病者に對し施藥救療を爲し又は無產者に實費を以て診療を施すを目的として設立せられたるもので初め基督教慈惠病院と稱し浪速町の一民家を借受院舍としたるも後伏見臺の元陸軍縫工場に移轉し大連慈惠病院と改稱してゐた。されど大正4年組織を變更して財團法人と爲し現在の播磨町に敷地1,281坪の宏壯なる家屋を新築して大正8年4月看護婦養成所を設け而して伏見臺の舊家屋は分院として專ら精神病者を收容してゐる。昭和5年7月名稱を財團法人大連聖愛醫院と改めて今日に至つてゐる。

沙河口簡易救濟會（大連沙河口警察內）大連沙河口警察署管內に於ける窮困者の一時的救濟を目的として昭和3年11月18日大連市沙河口警察內に設立し其の維持費は特志家の醵金によるものにして役員代表沙河口警察署長自から之を監督してゐる。

鞍山濟生會（鞍山大正通3）鞍山及び附近居住の邦人貧困者救濟の目的で昭和3年御大典記念事業の一として當時鞍山製鐵所長並びに地方事務所長其の他各機關の代表者3，4名發起人となり寡婦孤兒老廢者極貧者等の救助併せて防貧の公共機關を設立し鞍山赤城町社員俱樂部に於て創立總會を開き本事業の遂行に著手したのである。

鐵嶺慈善團（鐵嶺松島町6）本團は篤志家の寄附金を以て極貧者の救濟をする目的を以て明治42年2月其の成立を見尙ほ本團の基礎を鞏固ならしめる爲め大正14年2月財團法人鐵嶺慈善團を組織して基金並びに事務一切を之に移管し事務所を鐵嶺領事館警察署內で處理するに至つた。

安東慈善團（安東地方事務所內）安東附屬地に於ける社會事業の援助及び貧窮者救濟の目的を以て昭和3年3月篤志家の寄附に依り設立せられ其の施設としては共同洗濯所を鮮人婦人の爲め六道溝發電所構に設置して之を利用せしめてゐる。

（2）滿鐵會社福利施設

社員及び日支傭員3萬1千6百餘名を擁する滿鐵會社は其の從業員の生活改善幸福增進のため施設の必要を感じ，大正11年1月以來社會課を設け共濟，慰藉，社宅に鋭意努力を拂つて居る。

共　濟　社員及び其の家族不時の災害其他のため，各自の醵金と本社からの同額の補助に依つて，徹底的に相互扶助の實を擧げてゐる。內地に於ける此種の制度に比し，頗る良好なる成績を示してゐる。

所屬別		加入社員數	社員 件數	社員 金額	家族 件數	家族 金額	計 件數	計 金額	醵金額	醵金百圓に付給與金
共濟	昭和6年度	19,804	77,136	1,820,432	16,593	351,642	93,729	2,172,074	764,697	284
	昭和5年度	20,152	75,156	1,384,340	15,570	350,322	90,726	1,734,662	786,552	221
	昭和4年度	19,624	75,071	1,475,689	15,728	355,735	90,799	1,831,424	766,857	239
互助	昭和6年度	11,400	11,100	124,026	—	—	11,100	124,026	54,615	227
	昭和5年度	12,650	11,155	109,762	—	—	11,155	109,762	60,721	181
	昭和4年度	13,300	12,951	110,656	—	—	12,951	110,565	63,887	173

社宅配給　滿鐵會社は社員に對して原則として下記に依り社宅の配給を行ひ，社宅の貸與を受けない社員に對しては住宅料を支給してゐる。但し滿洲國人社員に對しては月俸社員及び在社3箇年以上の雇員傭員に對してのみ社宅若くは住宅料を支給してゐる。

特甲社宅	參事及び技師
甲種社宅	本俸150圓以上の月俸社員
乙種社宅	本俸100圓以上
丙種社宅	本俸100圓未滿
丁種社宅	雇員及び傭員
戊種社宅	滿洲國人傭員
獨身社宅	獨身社員

社宅は家族持社宅及び獨身社宅の2種に分れる。家族持社宅の大部分は家具，水道電氣，瓦斯其他必要備付品，浴場，冬期煖房設備等があり，獨身社宅には以上の外，食堂，賣店，娛樂室，新聞雜誌閱覽室等の設備を有する。

滿鐵社員消費組合　大正8年11月に創立し，大正14年1月10日滿鐵社員消費組合として定款を發表した。本組合は組合員の爲に日用生活に必要な物品を購買又は生產し，之に加工し若くは加工せずして組合員に分配するのを目的としてゐる。組合員2萬3千餘人を擁し29萬6千圓の出資金の外に約100萬圓の積立金を保留し，全滿に14の支部，63の分配所網を張り昭和4年度の如きはその賣上高1千萬圓に垂んとし6年度に於ける總賣上高は8,694,870圓にして，前年度に比し657,125圓と約7分の減少を示してゐる。而して同年度中に於ける主なるものに就きその賣上高を見るに，吳服類の150萬圓を筆頭に米の979,000圓洋雜貨身廻品の76萬圓，野菜，鮮魚，果實類の70萬圓これに次ぎ續いて和洋酒61萬圓，菓子50萬圓，罐詰45萬5千圓，小間物化粧品42萬圓，煙草40萬圓，傘，世帶道具，履物40萬圓，乾物海產物25萬8千圓，味噌醬油23萬4千圓，鹽，砂糖19萬2千圓，雜穀14萬8千圓等が主なるものであるが，前年度に對比すれば何れも一般的に減少してゐる。而してこれを各地別に見れば下の如く，大連が約4割1分と壓倒的數字を示しこれに次ぎ撫順，奉天，鞍山，新京，大石橋，安東等の順となつてをり概して奧地沿線は事變等の影響により減少を示してをる。今各地別に之を示せば下の如くである。（單位圓）

大連	3,563,183	遼陽	259,363
奉天	853,352	鐵嶺	173,529
新京	445,588	開原	157,492
撫順	1,155,705	四平街	287,175
安東	328,257	公主嶺	130,923
瓦房店	265,000	本溪湖	187,335
大石橋	370,363	其他	37,148
鞍山	480,391		

滿鐵社員消費組合第7回定時理事總會に於ける昭和6年度事業報告書に依れば本年度剩餘金は255,764圓であり，剩餘金は5,494圓の增加となつてゐる。而して右剩餘金255,764圓，前年度繰越金45,727圓，合計301,491圓の處分は下の如く決定した。

第1割戾金（出資額に對し年1割）	30,095圓
第2割戾金（購買高に對し3分）	159,743圓
從事員退職手當積立金	30,000圓
後期繰越金	81,653圓

住宅組合　南滿洲，哈爾濱及び東京に勤務する社員は組合員に住宅を供給し，又はその建築若くは購入資金を貸付けることを目的とする組合を設立することが出來る。之が爲め滿鐵會社は每年翌年度に認可する組合の住宅數を公示し，社員中から組合組織希望者を募集し，組合員一人一戶に限り住宅價格本人本俸月給（日給者は給額の20日分）の60倍以內の住宅の建築又は購入を許可してゐる。

滿鐵獎學資金財團（滿鐵會社學務課）本財團は人物學業共優秀なる滿洲在住者及び滿鐵社員並びに其等の子弟其他本財團評議

員會に於て認定したる者で修學留學又は研究並びに其の發表に要する費用の補助を要する者に對し詮衡の上費用の全部又は一部を支給するもので滿鐵會社創立20週年紀念事業の一として昭和2年9月關東長官の許可を得財團法人を設立し昭和3年4月より其事業を開始したのである。

社員會其他 (1) 滿鐵社員會――滿鐵社員會の生れ出でたのは大正15年5月で，爾來比較的健實な歩みを續けて今日に至つてゐる。現在會員數約2萬2千人に達し社內日本人社員の全數と合致してゐる。本會は(イ)自主獨立の精神を涵養し自律自治の修養を積むこと(ロ)會社の使命に立脚しその眞正なる地位を擁護すること(ハ)會社の健全なる發展を基調とし社員共同の福祉を增進することを以て目的となし，月2回機關雜誌「協和」を發行し，社員宿泊所の經營，人事相談所の經營，講演會，講習會等の開催，家庭福業の奬勵等を爲してゐる。

(2) 滿鐵婦人協會――滿鐵大連在住の婦人社員を中心とする相互親睦修養機關である。大正13年4月本社內に誕生し，現在約300名の會員を有し，事業を硏究部，體育部，趣味部に分けてゐる。

(3) 家庭硏究所――大連市に播摩町外2箇所，瓦房店，營口，安東，遼陽，鞍山，奉天，新京 鐵嶺，公主嶺，撫順等にあつて家庭的修養，生活改善，副業等に關する硏究及び實施を目的としミシン和服編物刺繡茶花道等の繼續的講習をする。其他臨時講習會，講演會，見學會，展覽會を催し，所內に託兒所を設け，尙ほ家政婦の周旋もしてゐる。別に日ノ出町と沙河口に家庭硏究所を設け，播摩町と同樣に手藝の修得，副業の奬勵機關としてゐる。日ノ出町の方では之を特に「母の仕事會」と稱してゐる。

(4) 滿洲產業相談部 (滿鐵社友會大連支部) 滿洲事變後滿洲の產業發展に志す人が激增したが，周到なる調査機關の缺除せることから，徒らに無用の投資其他をなすもの多きに鑑み，滿鐵社友會に於ては現職，退職社友同人を中心として滿洲產業相談部を組織した。同部は滿洲に於ける農，牧，林業，鑛業，工業，商業，經濟，交通，運輸其他一般事情について滿鐵に在職せる永年の實地硏究と學的硏究とを兼ねた蘊蓄を傾けて回答するものであつて，その現勢を示せば昭和7年8月2日より10月22日までに利用者數91，(內譯，商業9，農業9，工業6，鑛山2，醫業1，交通1，牧畜1，就職31，雜件31)に上つてゐる。

(4) 滿滿託兒所――沙河口日出町並びに播磨町各家事硏究所に託兒所を設けて滿3歲以上學齡迄の兒童の保育に專任保姆並びに助手を置き大體幼稚園の保育方法に準じて之を爲し保育料は徵集しないが間食費として1日5錢を徵收してゐる。

(5) 兒童倶樂部――南沙河口兒童館は昭和2年1月設立され兒童の身心の圓滿なる發達を目的とし施設として娛樂室，室內運動場，閱覽室等を設備し活動寫眞童話會等を催して兒童に自治の觀念を養はしむる事に努めてゐる。

(6) 兒童遊園――昭和3年末迄に合計59箇所の適當なる遊園を設置して滿鐵沿線各地の兒童の健康精神の向上を圖る爲めに辷臺鞦韆其の他を施設して環境美化に努め自由に戶外の生活を樂しましめてゐる。

慰安施設 (1) 社員倶樂部――滿鐵社員日常慰安の中心機關である。其設立地域內に居住する社員を以て會員とし，原則として會員百名以上を有する地域に之を設置することが出來，總て會員の自治を以て本義となしてゐる。倶樂部內を次の如く分けてゐる。食堂，喫茶室，理髮所，圖書室 談話室，ホール，撞球場，娛樂室，演武場等現在倶樂部所在地は大連に於ては，東公園町，日の出町，近江町，惠比須町，譚家屯，伏見町，回春街，南沙河口，沙河口で沿線には51箇所にある。

(2) **映畫慰問班**――滿鐵地方部では每年春秋2回に地方に慰安車を出してゐたが今秋は匪賊跳梁のため中止されてゐた。然るに最近匪害も去つたので中間驛勤務者の最も希望してゐる映畫慰問班を派遣することに決定11月21日より年末にかけて各驛を巡映することとなつた，この慰問映畫は3班にわけて別々に廻るが適當に日程を作つてゐるので中間驛居住者は自驛は勿論隣接驛への他班の映畫も見ることが出來，結局同映畫を見るやうになつてゐる。

(3) 巡回蓄音機――勞務課に於て中間驛，トンネル番，保安區詰所，保線丁場等慰安設備のない箇所に對して蓄音機を巡回して其等箇所の勤務者及び家族を慰安してゐる。

(4) 慰安車――勞務課は每年春秋2回(全線の中間驛を二つに分けて春秋交替する)1回約40日の豫定を以て慰安車を各驛に巡回せしめてゐる。卽ち現在3輛の客車を以て娛樂車，販賣車，事務車を編成して居る。乘組員は勞務課員，消費組合員，鐵道工場及び電氣係員等で，各地に於て歡迎され，良好なる成績を擧げてゐる。

(5) 巡回書庫――本書庫は巡回圖書を滿鐵地方部學務課に置き公衆の閱覽に供し地方讀書趣味の普及開發に努めてゐる。此の制度の發達は內地にも其の比を見ざる處で讀書劵(1箇月金30錢)を購入せる者は圖書の帶出閱覽を爲し得るものにして又列車書庫と稱するものを滿鐵本線直通列車と備附け旅客の閱覽にも供してゐる。

(3) 官公經營社會施設

A 恩 賜 財 團

恩賜財團慈惠資金 (關東廳內)明治天皇御大喪の事あるや卽ち大正元年6月13日地方慈惠救濟の實に充てしむる爲め御內帑金御下賜の勅語を發せられ關東州に對し金7萬圓を頒賜せらるる事になつた。關東都督は內閣總理大臣の內訓を遵守して諭告を發すると共に之を永久に保存し管內住民をして長へに其の惠澤に浴せしめむが爲めに恩賜財團を設立せしめた。之れ現在の恩賜財團慈惠資金の起源であつて尙其後に於て御下賜金及び配當金補助並に寄附金の交付を受けて昭和6年3月末日現在に於ける資金總額43萬200圓に達しつゝある。其の組織は財團法人であつて役員は特に關東長官が之を任命し聖旨を奉體して管內慈惠救濟の資金に充てる爲め每年度事業費として2萬圓內外の支出をなし管內慈惠救濟の事業に對し補助金を交付し該事業を助成し又當團窮民救助規定に依り極貧者に對し救助金を交付するものである。

恩賜財團兒童奬學資金 (關東廳內)大正13年1月皇太子殿下御結婚の大禮を行はせられるに當つて特に兒童奬學の思召を以て關東廳に對し御內帑金2萬圓の御下賜あつたのを以て聖旨を奉體して永遠に思惠に浴せしめる爲め同14年4月29日皇太子殿下御誕生日をトし恩賜財團兒童奬學資金を設立するに至つた。

目的は聖旨を奉體し關東州及び南滿洲鐵道附屬地內の官公立及び南滿洲鐵道株式會社設立の小學校，公學堂及び普通學堂等の兒童敎育の助成奬勵を爲すものにして尙ほ本財團の基礎を鞏固ならしめる爲め大正13年度より關東廳及び滿鐵會社より5箇年間に各9萬圓の補助金を受入れ總額20萬圓の財團を作成する計畫を樹て昭和3年度末に豫定の資產を有するに至つた。

昭和6年度に於ては金州龍水寺林間學舍の經費400圓を補助せる外次の通り事業を施行した。(イ)小學校兒童中貧困兒，僻陬兒

及孤兒176名に對し學資學用品代金2,007圓補給,(ロ)中等學校生徒中貧困者3名に對し學資金330圓補給,(ハ)鎌倉保育園旅順支部以下8箇所の特殊教育施設に對し1,860圓補助,(ニ)僻陬地小學校兒童通學費として92名に對し1,101圓補助,(ホ)小學校,公學堂の兒童文庫81箇所に對して2,030圓補助,(ヘ)營口明倫義塾以下鮮人學校13校に對し2,920圓補助。

恩賜財團教化事業奬勵資金 (關東廳內)本財團は關東州及び南滿洲鐵道附屬地內に於ける教化事業の助成奬勵を爲すを以て目的とし下の如き事業を行ふ。

1. 國民的教化を目的とする思想宗教團體又は之に類する團體若くは個人の事業に對する補助。
2. 國民的修養を目的とする青少年婦人團體の補助。
3. 國民精神の涵養に關する講演會。
4. 其他必要と認むる事項。

前項第1號は寺院教會布教所にして直接布教を目的とするもの及び社會事業を行ふものを除く。

而して其の設立は大正14年5月天皇皇后兩陛下御結婚滿25年の御祝典に當り教化事業奬勵の思召を以て其の資金として關東廳に對し金1萬7千圓御下賜ありたるを基金として恩賜財團を設立したのである。尙ほ大正14年度より關東廳及び滿鐵會社より各年額8,300圓の補助金を受け入れ總額10萬圓に達せんとしてゐる。

B 關東廳社會施設

概說 關東廳の社會事業行政は未だ獨立せる課所を有せず其統一管理の中樞機關を關東廳內務局地方課に屬せしめて救濟保護に關する事務公共團體及び私設團體の經營する各種社會的施設の指導監督奬勵に任じ毎年事業助成費を支出して有益なる事業の助長に努め社會教育は之を學務課に於て管掌せしめてゐる。

關東廳方面委員 昭和5年12月大連に實施せる關東廳方面委員制度は隣保相扶の人道的使命の下に救貧防貧に關する措置を爲し不健全なる社會的病弊を芟除して以て社會一般の福祉增進を爲すを目的とするので日本人方面を4となし委員擔當の區域を34區に別ち別に滿洲國人委員9名を擧げ是も一方面となして特に滿洲國人方面を擔當せしめ方面總會竝びに委員會を開催して救濟竝びに諸種社會事件の解決方法を研究協議し大連民政署に中央事務所を置き事業の連絡竝びに之れの遂行に當つてゐる。

方面事業件數取扱件數

(自昭和7年1月至同年9月)

事項	件數	事項	任數
社金調査	2,376	戶籍整理	44
保護救濟	604	金品給與	408
相談指導	822	教化福利	369
醫療保護	1,249	其の他	272
周施紹介	371		
兒童保護	800	計	6,715

關東廳救療所 (大連市久壽街7)大正13年9月より大連宏濟善堂藥局に對して救療所を經營せしめて爾來良好の成績を擧げたるも昭和3年8月阿片の輸入賣下を官の專賣事業と爲すと共に救療事業を關東廳直營となし關東廳救療所と改稱したのである。蓋し世界最古の阿片國たる支那領土を租借する關東州は山東省竝びに南支より北滿に通ずる要衝に當り1箇年移動民國人實に6,70萬に及び病藥竝密吃食者の中毒者數萬に達し我統治上の善政又は人類愛よりするも其の救療事業は必要にして大正13年阿片令の施行せらるるや從來の密吸食癮者警察監視の下に置き吸食の許可をなしたるも所期の結果を得ざるに依り昭和3年に阿片の輸入賣下を專賣となし救療事業を關東廳の直營となすに至つた。

關東廳盲啞學校 (大連市山吹町51)日本人の盲及聾啞者に對し普通教育を施し健康等に留意し情意に缺した所なき社會人竝びに國民の一員として將來國家社會に貢獻するに必要なる道德教育國民教育の基礎竝びに生活必須の知識技能を授け獨立の道を講ぜしむる事を期し純口話式教育によると共に最も適切なる職業教育を施すを以て目的とするものである。

關東廳職員大連購買組合 (大連市民政署內)大正9年2月,關東廳購買組合を組織するに當り,各地に支部を置くことになり,大連第一支部として,現在の場所に設立されたが,其後資金の關係上獨立することとなつた。

遞信局職員購買組合 (在大連)大正5年9月,遞信俱樂部販賣部と稱して設立されたのが濫觴である。大正9年2月,關東廳が購買組合を組織するに當つて,大連第二支部となつたが,其後資金の關係上,前記關東廳職員大連購買組合と同樣に獨立することになつた。現在大和町,露西亞町,遞信局內の3箇所に配給所を置いてゐる。

C 旅順市社會施設

概說 旅順は關東廳の下に民政署を置き諸般の行政事務を管理せしが大正4年以後旅順市を制施行し社會事業の大要を示せば下の如くである。

旅順少年團,初等教育會,旅順教化團體聯合,公私經濟緊縮會及び旅順市場等がある。

就中旅順市場は店舗25軒倉庫13箇より成り日滿人の自由に有料にて使用せしめてゐるが經營は旅順市が直接當つてゐる。

市營住宅 年々邦人の移住するもの百數十名に達し地方有產者の施設に依り住宅難を緩和しつつあるが市は社會政策上差當り小住宅20戶の建設を畫し遞信省の低利資金を借受昭和5年11月に8戶,同6年11月迄に14戶を建設し市民の居住安定を期してゐる。尙ほ家賃は最低11圓より最高23圓までの各種に分かれてゐる。

公會堂 (昭和園旅順市朝日町)一般市民の娛樂機關として大正15年12月20日に創立され設備は煉瓦建二階家建坪數550坪同公會堂458坪簡易食堂92坪である。

霓裳園 (旅順鮫島町)露國時代の建築で明治40年關東都督府は基鳳臺より之を沒收滿洲國人興業者に有料で貸付せるを大正4年旅順市は民政署より無償で之を借受け大正15年迄公會堂として使用せしも昭和園設立と同時に之を滿洲國人の娛樂機關として貸與してゐる。

D 大連市社會施設

概說 日露戰後露國の建設其の儘の大連を關東都督府民政署下に移し大正4年10月始めて市政を施し廳舍を西廣場の元大連衞生組合跡に設置し僅に教育衞生事務の取扱ひを爲し越えて大正8年4月市役所を現在の大廣場に移し13年隣接郊外都邑を市に編入して內地の如き完全なる自治市制施行せられ同15年4月從來關東廳所屬の魚菜市場西公園屠殺場火葬場墓地公設厠及び街燈事業が市に移管され事務擴張に伴ひ社會課及び財務課竝びに公設質舖も開始された。斯くて社會施設の發達と共に社會行政の組織を見るに至つた。尙ほ大正15年に社會館の建築を起し昭和2年7月竣成を見在來職業紹介所內に於て經營せる簡易宿泊技藝講習及び公設質舖を施設するに至り健實なる市民性の啓發と共同福祉の增進に努めてゐる。

社會事業補助金 大連市にある私設社會事業團體の健實なる發達を助成し事業の調整を圖る爲め大連市は之が補助金を下附してゐる。其の補助事業團體は下の如くである。救世軍,育兒婦人ホーム,爲仁會,大慈園,盲啞學校。

尙ほ補助額は大正11年1,200圓,12年1,800圓,13年1,800圓,14年1,800圓,15年2,400圓,昭和2年2,800圓,3年3,400圓,4年

3,400圓，5年3,700圓である。

救護取扱　疾病老廢不具孤獨等にて生活困難と認めたる者に對し適當と認めたる者には內地送還等に關しても旅費を支給し特別の事情あるものには本籍地迄の送還旅費を支給する事もある。

尙篤志家9人より委託を受けた1,602圓82錢を以て昭和5年中に於ける貧困兒童救助金として學用品購入困難兒童への配給竝びに缺食兒童救助の資に充て各小學校長及び公學堂長に分配して現品給與の方法により給與方を一任してゐる。

行旅病人及行旅死亡者救護取扱　步行に堪えない行旅中の貧困なる病者で療養の資なく救護を要する者は本人の身許調査をなし原籍市長村長に對し扶養義務者に引取方を通知し又救護費の負擔に堪えずと認めたるときは之を免除する。又住所若は氏名不詳にして引取人なき行旅中の死亡者又は行旅病人として收容中死亡したる者の屍體は火葬に附し且つ住所氏名不詳なるものは一定の公告をなし判明せざるものは其の費用は總て市に於て負擔する精神病者の取扱は行旅病者に準ずる。

市營住宅　大正7，8年の好況時代以後小住宅拂底を來して之が爲め家賃昂騰し一般市民に大なる脅威を與へたるを以て其の緩和策として大正10年市營住宅の計畫を樹て低利資金百萬圓を借入れ大正11年以降5箇年に於て之が建設をなす事に市會の協贊を經敷地を譚家屯南山麓桂町に相し關東廳より土地16,505坪餘の貸下を受け，148棟516戶の淸楚なる住宅を建築し昭和2年8月に至り豫定の計劃を完了した。

常盤質舖　（大連市常盤町17）小額所得者の金融機關として堅實且つ低利の貸附を爲す目的を以て公設質舖を設置すべく計畫し市會の議決を經既設社會館附屬住宅を一時利用業務を開始したのである。其の資金は簡易保險積立金より金10萬圓を借受け之を特別會計として整理を行つてゐたのであるが本質舖の貸出金額は1口金30圓同人に對し金150圓迄の制限があるも私營質屋に比し半額の低利なる爲めその業務は發展を遂げてゐる。

大連市職業紹介所　（大連市常盤町17社會館內，電話7378）打ち續く財界不況と失業者續出の趨勢に鑑み勞働需給の調和を圖るるべく大正10年西廣場市役所の跡を修覆して職業紹介所を設立し爾來漸く市民の理解を得て利用者逐年增加し就職率も內地に比し好成績を示してゐる。其後昭和2年社會館の新築後之に移轉した。

尙ほ職業紹介所は日傭勞働者の派遣職業調査模範勤續者表彰人事相談結婚媒介貸家貸間紹介並びに簡易代書等の事業も行つてゐる。

簡易宿泊所　（常盤町17社會館，電話7378）職業紹介所にて求職中の單身勞働者を宿泊せしめる爲め大正10年9月に西廣場に之を設置したるも不備なる點多き爲め新會館竣成と共に浴場娛樂室等設備完全し且つ精神修養の講演會を開き或は圖書を閱覽に供し大いに進展を見せてゐる現在の宿泊料1泊15錢である。

尙ほ本所宿泊者並びに一般單身者の爲めに昭和3年5月簡易食堂をも開設してゐる。昭和6年中の宿泊延人員は7,895人であるが，これを前年度と比較する時は8,375人の減少を示してゐる。

大連市授產講習所　家庭生活に必要なる女子技藝を授くる目的を以て11年ミシン並びに刺繡科を設置し越へて13年茶道華道をも敎授社會館移轉後和服講習並びに相談所を開始し尙ほ婦人授產部，託兒部並びに滿洲美婦人會等を附設として經營してゐる。

（三）　外國人側社會施設

英國女施醫院　（新京北門外西五馬路）大正3年8月英國基督敎會が現在の地に創立し產科專門にして總て無料診療とし產科練習班を置いて產科無料敎授を爲してゐる。

英國基督敎會附設華文女子小學校　（新京北門外西五馬路）本校は英國基督敎會が大正11年3月國民政府制定小學校敎程により設立したるものにして滿洲國人女子に初等敎育を施すを目的とするものである。

益華小學校　（新京城內西四道街）大正12年9月佛國天主敎會の設立にかゝるもので政府制定の小學校敎程に依り滿洲國人貧民子弟に無料にて初等敎育を施してゐる。

東省特別區平民工廠總廠　（哈爾濱道裡軍官街工廠胡同）哈爾濱居住の貧苦賴る所なき老幼露西亞人を救濟する目的を以て大正11年5月設立せられ東三省救濟哈爾濱俄僑工廠と稱し後18年3月東省特別區行政長官公署の管轄の下に置かれてより東省特別區平民工廠總廠と改稱今日に至つてゐる。

營口普濟病院　（營口舊市街）明治10年滿洲國人の救貧者に無料又は安價に其の治療をなす目的を以て英國愛蘭敎會シー・ジー・ダリー博士が之を創立した。

老人院及嬰兒院　（遼陽西四道街天主堂內）本院は明治29年2月佛國傳道機關として天主堂設立を見同35年老人院及び嬰兒院が附設せられ60歲以上の男女老人其の他貧民の乳兒を養育するを目的としたるもので佛本國の敎會よりの送金により維持される

鐵嶺施醫院　（鐵嶺南門外施醫院胡同）本院は英本國政府の在外慈善財團にして在滿英國領事の監督を受け慈善的施療を目的とするも最近は純然たる私立醫院の感がある

天主堂孤兒養老院　（奉天市小南關玉皇閣胡同）本院は羅馬カトリック佛國總會の經營であつて，孤兒貧民老年者の救濟を目的として西歷1912年現在の地に設立した。

奉天瞽目重明女學堂　（奉天市大東關小河沿南）本校は西曆1900年英國女牧師德撫安なるもの滿洲國人盲目女子を敎育して職業を授くる爲め盛京施醫院西隣に設立し一般信徒の寄附により現校舍に移轉した。

遼寧救濟院　（奉天市小西關）本院は今より約50年前左寶貴將軍が佛國宣敎師の建言を容れ創設せる社會的慈善事業にして其後省政府に依り救濟院と改名し事業として養老所，殘廢所，孤兒所，育嬰所，濟良所，珠林寺，施醫者，醫科專門學校，達成女醫學校，救產所，貧民工場等を經營してゐる。

營口育嬰堂　（營口舊市街天主堂街天主堂構內）本堂は8歲以下の滿洲人孤（女）を養育し成長の上優秀のものは助敎師に用ふる準備敎育を爲す目的を以て明治6年頃天主敎布敎開始と共に孤兒を救濟する爲め創立せるものであるが滿洲人の道德心の向上に伴ひ漸次孤兒數を減ずるに至つてゐる。

營口修藝所　（營口舊市街天主堂街天主堂內）本所は明治6年天主敎布敎開始と共に孤兒を救濟する爲めに創立し年齡9歲以上20歲以下の滿洲國人孤兒（女）に技藝，聖書を敎へ助敎師を養成するものである。

營口養老院　（營口舊市街天主堂街天主堂構內）明治6年天主敎布敎開始と共に老人の盲目者又は不具者を救濟する目的を以て創立し爾來救濟慈善に努めてゐる。

仁母會　（遼陽城內東六道街基督敎會內）本院は遼陽基督敎會の經營によるもので信徒中孤獨なる60歲以上の老人を救濟する目的を以て明治25年現在の地に設立せられた

猶太人會　（大連市東公園町1）猶太人貧困者救濟敎化其他一般の社會事業の目的を以て會員醵金及び寄附金の維持により昭和5年9月9日本會代表者エ・エル・コウネル氏の發起により現在の地に創設せられた。

第七　教育・宗教

(一) 教　育

(一) 滿洲國の教育

(1) 概　說

舊軍閥時代の教育は國費の大部分が軍費に費消せられてゐた關係上之が充實は期することが出來なかつたことと，疲弊せる民衆の就學率極めて悪しきことに依つて甚だくし不振にあり，民衆の8，9割までは無學文盲の狀態にあつた。且，舊軍閥政權の誤れる指導方針は教育の本義を喪失し學校をして教育機關たらしめずして，宣傳機關たらしめたところが多く本土支那と同樣「愛國救國」の美名の下に排日主義教育を行ひ，公民，修身はもとより圖畫手工に至るまで悉く排日の思想を腦裡に刻みつける仕組になつてゐたのである。舊軍閥時代に於ける學校教師，特に初等教育に從事せる者の素質は頗る劣惡にして中等教育未了程度の者多く，地方有力者との緣故によつて一時の糊口の資を得んとし，或は將來より善き地位を得る爲の足場として利用した者も尠くない。且，地方の學校の大多數には教師の外に職員と云ふ者があつて校長或は地方有力者の親類緣故者が就任して無爲にして高給を貪つてゐた。

滿洲國の教育根本指針は道德教育を根據として公民的知識を授け親仁善隣の實を擧げ，人民生活の充實及び國民生計の發展を計り以て保境安民共存共榮の目的を達する教育を宗旨とし，その實施方針は實材養成主義，修學自由主義及び天才教育主義を適宜併用するにある。そして實材とは實務實學に通曉する人材の養成を主眼とするにあつて，自由とは入學資格につき年齡及び豫備教育に特別の制限を附せず，唯在學年數及び最低年限を規定するのみである。また天才教育主義は特殊科學に特別の才能を有する者のみを研究機關に收容して天才的材能の發揮を期するにある。

併し乍ら，舊軍閥の苛斂誅求に加ふるに近來兵匪の跳梁至らざるなく，衣食すら容易ならざる國民の現狀と，滿洲國が建國草創であつて國家の財政が餘り豐かでないので，遽に教育制度の根本的改革を行ひ，前述の如き滿洲國の理想とする根本方針の實施を期するは頗る至難の事で，遺憾ながら現在では現狀に卽する應急の處置を以てし漸進的に改革を續けんとするものの如くである。

而して，滿洲國に於ては比較的設備簡單であつて，一日も忽せにすることの出來ない小學校の開校に着手し，秩序の回復せざる地域を除いては，殆んど開校の運びを見るに至つた。しかるに從前まで小學校に於て使用せる教科書は前述の如き排日的指導方針を反映せる字句が隨處に見出されるので，先づ舊軍閥時代に使用されてゐた民國16年版南京政府の三民主義教科書は悉く燒却した。

その後教科書は民政部に於て編纂籌備中であつたが暫くの間，奉天省教育廳編纂の暫定教科書，南滿洲教育會教科書編輯部編纂の教科書の二種の中一を選擇採用すること，及び奉天省教育廳編纂の暫定教科書は教育廳編纂の臨時規定教科書或は舊教科書を別に定められた刪正表に依つて一部刪正の上之を使用すべきことを民政部訓令101

(大同元年6月14日）に依つて令した。

文教部に於ては大同元年7月29日各省教育廳長會議を開催して，全國教育行政の改革について審議した。更に大同元年8月30日より4日間建國の精神を貫徹せしめ教育の本旨を理解せしめる目的を以て各省區中小學校教職員講習會を開催した。尙，同講習會には吉林教育廳長榮孟枚氏を講師として加へた。

(2) 教育行政機關

文教部　文教部總長は教育宗教禮俗及び國民思想に關する事項を掌理する。文教部には總務，學務，禮教の3司を置き，總務司は機密，官印の管守及文書，人事，會計及庶務，調査及統計の諸項を掌り，學務司は學校教育，學校衞生，學藝，教科書の編纂及審査の諸項を掌り，禮教司は國民思想の向上，社會教育，宗教，禮俗の諸項を掌る。文教部には祕書官，理事官，編審官，督學官，技正，事務官，屬官の職員を置く。
(國務院各部官制參照)

總務司に祕書，文書，庶務，調査の科を置き，祕書科は機密，涉外其他交際，官印の管守，特に命ぜられたる事項を掌り，文書科は公文書の審査及進達，部令指令及訓令の發布，政府公報其他公示，會議，公文書の收發及保管，宿直當直の諸項を掌り，庶務科は本部所管教職員の任免進退及身分本部所管教職員の規律及賞罰，本部所管教職員の俸給及待遇，留學生及研究生並に育英事項，本部所管一般會計及特別會計の豫算及決算，收支，用度並に營繕，他司科の所管に屬せざる事項等を掌り，調査科は本部所管事項の調査，統計，資料の蒐集及保管圖書及刊行物の諸項を掌る。學務司に總務普通教育，專門教育の科を置き，總務科は教育の研究，學藝，教育施設，教科書編審事務，教育諸團體，他科の所管に屬せざる事項を掌り，普通教育科は普通教育，特殊教育，學校衞生及學校體育を掌り，專門教育科は實業教育，師範教育並に教員養成，專門學校の諸項を掌る。禮教司に社會教育宗教の2科を置き，社會教育科は國民思想成人教育，圖書館及博物館，修養團體及教化團體，禮俗並に民衆娛樂，體育並に競技其他一般社會教育並に教育的社會施設，他科の所管に屬せざる事項を掌り，宗教科は宗教，宗教團體，僧侶道士及教師，廟宇廟產史蹟名勝の保存を掌る。(文教部分科規程)

尙大同元年度に於ける文教部豫算は經常部に於て文教本部267,811圓，各項支出3,700圓，計271,511圓を計上し，臨時部計上なく總計271,500圓である。

大同學院　大同學院は國務院總務廳の管理に屬し，官公吏若は官公吏たるべきものを養成訓練する。大同學院には院長，教授事務官，屬官を置く。
(大同元年7月11日教令第60號)

因に同學院授業課目は下の如くである。

王道思想，鄭國務總理（毎月2回の豫定）一般國策，駒井總務長官（毎週1回），財政阪谷總務廳長（毎週水曜日午後），外交，大橋外交部次長（毎週月曜日午後），司法，阿比留司法部總務司長（毎週1回午後），內務行政，中野民政部總務司長（日時未定），國防，片倉參謀（毎週金曜日午前），衞生三浦滿洲醫大教授（日時未定），滿洲文化史，衞藤奉天圖書館長（毎週土曜日午前），產業，松島農鑛司長（交涉中），交通（目下人選中），滿洲語講師唐眞貴，小林謌，松田庄三郎，岡義逵，石井貫一の5氏（但し右5氏は現職にある人を一時委囑したものであるが引續き教授方を依賴する筈であると共に專任教授は目下人選中），乘馬，射擊，武術は學生監の手により目下立案中にて柔道及劍道は新たに教師を招聘する，乘馬は執政下附の2頭を使用しつゝあるが近く25頭に增加する豫定，武器は關東軍に交涉中である。

訓練目的は總務長官の訓示に基き統制訓練に重きを置き規律，服從の精神を涵養せしめ他日官紀の振肅と統制に遺憾なからしむることを期してゐる。之れが實施方法として學生の良心を喚起し專ら學生の自治によりて萬事進行せしむべき方針である。

敎科書編審委員會　敎科書編審委員會は文敎部の管理に屬し，敎科書用圖書の編輯及審査を掌る。敎科書編審委員會は委員長1人，副委員長1人，委員15人を以て組織する。(敎令第57號大同元年7月7日)

滿洲國童子團　文敎部に於ては前に敎育廳長會議を開催し，滿洲國童子團の件について付議したが，大同元年9月5日，滿洲國童子團指導者講習會を開催し，少年團日本聯盟三島通陽氏等數名を招聘して講師を擔當せしめ，各該公署に令して奉天省30名吉林省20名，黒龍江省10名，東省特別區10名，新京特別區10名，計80名の人員を選拔派遣し講習に參加せしめ，將來の師資を養成し，指導の效を收めた。

同講習會に於ては講義項目として少年團の起源沿革，王道精神と滿洲國童子團の使命，童子團の組織編成，童子團の訓令法，童子團の作業並びに指導方法等が上程された。而して該童子團は第1回講習會終了と同時に終了者の手に依つて各省各地に於て童子團編成に努めてゐる。

滿洲國敎育行政組織一覽

(大同元年12月現在)

文　敎　部

- 總長・次長
  - 總務司長
    - 秘書科長
    - 文書科長
    - 庶務科長
    - 調査科長
  - 學務司長
    - 總務科長
    - 普通敎育科長
    - 專門敎育科長
  - 禮敎司長
    - 社會敎育科長
    - 宗敎科長
  - 編審委員會
  - 督學官

新京特別市

- 敎育科長
  - 股長　1名
  - 科員　1名

奉　天　省

- 省敎育廳長
  - 總務科長
  - 學校敎育科長
  - 社會敎育科長
  - 禮敎科長
  - 督學科長
- 各縣敎育局長
  - 科長　1名乃至3名
  - 縣視學或督學　視學委員

吉　林　省

- 省敎育廳長
  - 總務科長
  - 敎育行政科長
  - 學校敎育科長
  - 社會敎育科長
  - 視學科長
- 各縣敎育局長
  - 科長(第一科，第二科，中初等敎育，社會敎育)
  - 視學或督學，視學委員

黒　龍　江　省

- 省敎育廳長
  - 總務科長
  - 學務科長
  - 社會敎育科長
  - 督學科長

義務敎育委員會　民衆敎育委員會

童子團指導委員會

- 各縣敎育局長
  - 第一科(文書，編纂，會計，庶務，統計)
  - 第二科(規則，執行，指導，勞働敎育，社會敎育)
  - 縣督學　1名―2名

市鄕(學區)敎育委員

東省特別區

- 特別區敎育廳長
  - 祕書處　主任　1名　機要事務　秘書　1―4名
  - 第一科長　四股　文書，會計，事務
  - 第二科長　三股　學校及社會敎育
  - 第三科長　三股　僑民學校及蘇聯路員子弟學校の行政
  - 第四科長　副科長　蘇聯路員子弟學校の經費文牘
  - 督學處　主任1名　視察，指導，考査職敎員の服務成績
  - 督學　6―9名
  - 校醫處　主任　1名　校醫　5―9名

興　安　總　署

- 文敎科長
  - 敎育股長　股員2名
  - 宗敎股長　股員2名

分省―文敎科長―敎育股長・宗敎股長

旗――內務科長――敎育股長

(3)　全國敎育機關

滿洲國各地に於ける敎育機關は滿洲國建國以來，文敎部，各地敎育廳並に關係者の眞摯なる努力に依つて漸次形態を整へ，一時閉鎖中であつた學校も大方は開校を見たが未だ秩序の回復せざる地方に於ては未開校のものもあり，當局に於ては鋭意之が開校を急いでゐる趣である。

全國敎育機關生徒敎員數及開校狀態　(大同元年7月現在)

省別	學校數 幼稚園 已開	幼稚園 未開	小學校 已開	小學校 未開	中學校 已開	中學校 未開	職業學校 已開	職業學校 未開	師範學校 已開	師範學校 未開	總計 已開	總計 未開	總計 計
奉天省	13	1	6,543	2,491	69	36	28	8	60	24	6,713	2,560	9,273
黒龍江省	―	―	534	215	4	5	―	3	13	6	551	220	780
東省特別區	5	―	93	3	37	5	22	3	2	1	159	12	171
新京特別市	―	―	21	―	2	―	―	―	―	―	23	―	23
吉林省	2		1,695		32		3		17			1,749	
統計	―		―		―		―		―			11,996	

省別	生徒數 幼稚園	小學校	中學校	職業學校	師範學校	總計	敎員數 幼稚園	小學校	中學校	職業學校	師範學校	總計
奉天省	467	461,947	14,651	3,481	6,330	486,876	17	14,341	870	251	452	15,931
黒龍江省	―	50,530	1,693	401	1,333	53,957	―	2,014	122	40	144	2,320
東省特別區	250	18,676	10,697	2,417	61	32,101	13	863	875	242	21	2,014
新京特別市	―	―	―	―	―	3,250	―	―	―	―	―	82
吉林省	95	131,642	4,855	205	1,198	137,995	3	3,325	310	21	118	3,777
統計	812	662,795	31,896	6,504	8,922	714,179	33	20,548	2,177	554	735	24,124

(備考)　本表は奉天省に於て未調査11縣，黒龍江省に於て未調査1縣を各々有し，吉林省に於て，報告未着がある。の分は民國13年度の調査表に依據して作成した。尙これに加ふるに興安總署管理の師範2校(開校1，未開1)

奉天省敎育概況　滿洲事變直後奉天省の敎育事業は一時休校のやむなき狀態に置かれた。奉天敎育廳は大同元年5月1日奉天省敎育事務籌備處を改組し，過渡的辦法として暫行奉天省敎育指針を樹立し一般民衆子弟の向學に善處した。即ち同廳は豫算30萬元を計上し下記諸學校の復校に努めた。

省立職業學校4，省立小學校12，附屬小學校7，幼稚園1，師範學校2，中等學校16，文化機關5

其他私立中小學校及び敎育團體に對しても奉天敎育廳は補助存續の方針を確立した。又校舍の維持保管に關しても各縣長に指令を出し，一切の敎育公產に對する對策を講じた。一面圖書編審委員會を組織し，商務中華兩書局出版の各種敎科書(民國12

年版）の整理及學術參考品，圖表等の調整にあたらしめ同時に又將來に善處する學制方針，教學科目より民衆教育體系の考査及び海外留學の各項にいたるまで盡く立案し積極的なる教育方針の樹立に努めた。

いま參考のため同省に於ける現在の教育狀況及び將來の計劃を概述すれば大略下の如くである。

（一）　普通教育

1. 幼兒教育　省立一師範附屬小學校內にある幼稚園生の1組及び女子師範附屬小學校內にある幼稚園の5組は大同元年3月1日より開園した。

其他縣立師範學校にして相當の規模を有するものは此種の附屬機關と共に同時に開校した。

2. 國民教育　（甲）省立小學は小學校12校，師中附屬小學7校，小計19校大同元年3月1日一律に開校した。（乙）各縣の小學は各縣管轄內のもの及び各縣區村私立小學校も3月1日開校した。但し學級制の增減は地方によつて夫々異るものがあつた。

（二）　專門教育

1. 專門教育　滿洲事變直後の事とて省縣各學校の過半は休校のやむなきに立ちいたつたが，此內開校せるものを下の兩項に分ち概述するを便とする。

甲，省立學校　（A）第1期開校の運びにいたつたものは省立第五師範，省立第六師範及び營口省立水產高中の3校にして何れも大同元年3月1日開校した。（B）第2期開校の運びにいたつたものは省立男女師範5校，男女初中3校，農工商科高中4校の12校は何れも大同元年6月1日開校した。因に其他の普通高中校は漸次開校せしむる方針である。

乙，縣立學校　遼陽莊河兩縣々立高中學は滿洲事變の後に於ても幸ひ從來通り依然繼續されてゐたが，其の他の各縣師中學校に於ては特殊の事由なき限りひとしく舊狀に復せしむる奉天教育廳の方針である。

2. 職業教育　省立第1農科，職業第1工科，職業第2工科及び女子職業諸校は大同元年3月1日開學した。何れも學生の志向に投じ非常なる盛況振りを見せてゐる。而して奉天教育廳としてはその他の各縣に對しても之を舊狀に復せしむる方針である。

3. 特殊教育　奉天省に於ける特殊教育は未だ發達の域に達してゐない。ただ僅かに聾啞學校を有するのみである。然し近き將來は教育會に於ても此の種の教育に積極的方針を採り又補助の方針を採用する計劃である。

（三）　其　他

甲，課程標準

（A）　小學校　初小の修業科目は7科即ち修身，國語，算術，手工，圖畫，體操，唱歌であるが，高小の修業科目は修身，國語，算術，歷史，地理，自然，手工，圖畫，體操，唱歌の10科である。

（B）　中學校　從來行はれた三民主義の授業を全廢し之に代はるに國文選編講義，地理の2科を以てし其他の學課目は舊制に據つてゐる。

乙，教科書　中小學校用教科書に對しては一流教育家及各校より選拔された專任教員より成る教科書審查委員會に於て之が審查並に採用其他を決せしめてゐる。

（四）　海外留學生事項

海外留學生に關しては從來各省區より選拔されてゐたが將來は滿洲國政府文教部に於て統一する模樣である。

（五）　社會教育

奉天省の社會教育機關としては滿洲國建國以前に於て既に，圖書館，博物館，講

演所，閲報社，公衆體育場，民衆學校等あつたが，滿洲事變に際し之等機關の殆んど大部分は休止のやむなきにいたつた。然し奉天教育廳は之等の諸機關の中急を要するものより漸次整理に着手し今日の狀態を見るにいたつた。

1. 圖書館の現狀　省立圖書館は現在僅かに1箇所であるが，該圖書館は前清光緒34年の施設にかかり藏書93,978册と註されてゐる。爾來增築と共に新版書の購入につとめ，一面閲覽室を設け一般公衆に開放し又講演部を設けて民衆の讀書趣味の向上に資するところあつた。其他同館內に圖書館講習學校を設立し圖書館々員の人材養成につとめた。因に奉天教育廳が中心となり大同2年中に實現せしめんとする縣立圖書館の數は35個所とされてゐる。

2. 博物館の現狀　奉天博物館は民國18年の開館にかかる。館內には主として清朝の遺物を陳列してゐたが滿洲事變後久しく封鎖され爾來之が整理につとめてゐた，奉天教育廳は內部の陳列を整頓し大同元年6月より之を開館した現在は整理上觀覽料制度を採用しひたすら內容の充實を計つてゐる。

3. 講演所の現狀　全省に於ける通俗講演所は12箇處を有する。專ら王道の眞諦を普及せしめ尊孔思想によつて民風の敦化に努めてゐる。

名稱	地點	設立年月	資產及設備
法庫縣立實用講演所	縣城中街	14年3月	教室3間器物26種
安東市立通俗教育講演所	安東縣街	14年5月	教室2間器物18種
岫岩縣通俗教育講演所	縣城中街	4年7月	教室3間机，椅子40組
雙山縣通俗講演所	縣街	13年7月	平屋3間
西安縣立通俗講演所	縣街	清宣統2年7月	煉瓦建2間器具64種
寬甸縣立通俗講演所	縣城南街	2年7月	教室4間器具32種
遼陽縣立通俗講演所	附圖書館內	16年	教室2間器具6種
海龍縣朝陽鎭講演所	朝陽鎭中街	14年3月	煉瓦3間建器具20種
海龍縣山城鎭講演所	山城鎭街	14年7月	煉瓦建5間器具22種
鳳城縣通俗講演所	縣街	3年9月	煉瓦建3間机，椅子45組
撫順縣通俗講演所	縣街	18年11月	煉瓦建4間器具25種
遼中縣通俗教育講演所	縣街	16年9月	煉瓦建3間器具5種

4. 閲報處　奉天全省に於ける公共閲報社は7箇處を有する。主として雜誌新聞を陳列し一般公衆の閲覽に便せしめてゐる。然るに地方財力の疲弊により現在は殆んど休館してゐる。而して奉天教育廳は大同2年度より下記公共閲報處の復活につとむる計畫である。

名稱	地點	設立年月	資產及設備
洮南縣立公共閲報室	縣街	17年11月	煉瓦建5間 雜具10種
錦縣々立閲報社	縣街	14年9月	平屋3間器物12種
開原縣立公共閲報社	縣街	14年3月	閲覽室1間 器物8種
法庫縣立通俗閲報社	縣街	14年3月	閲覽室1間 器物6種
安東市立公共閲報室	縣街	14年5月	閲報室2間 器物6種
海龍縣立閲報社	附圖書館內	15年3月	閲覽室1間 器物9種
撫順縣民衆閲報所	縣街	18年11月	閲覽室1間 器物8種

5，民衆學校の現狀

A　民衆學校概況　奉天省に於ける民衆學校は滿洲事變後殆んどみな休校した然し海城，西安，開原，蓋平，復縣，岫巖，昌圖，錦縣，康平，鎭東，海龍，西豐，黑山の13縣に於ては時局の安定を見るや漸次開校の途に就きつつある。級制は別に定つてないが收容人員は多い處で30餘人，最小15—16人平均20餘人にして課程の如きも千字課，筆算課，珠算課の3科に過ぎず修業期間は普通4箇月である。授業は每日午後5時より7時にいたる2時間である。入學者の年齡は15歲—16歲のもの多く中

には40歳に達するものもある。何れも農工商に携はる男女の群多く，校舍とて有せず殆んど小學校内の教室を借り受け利用してゐる現狀である。滿洲事變後奉天教育廳は民族教育委員會を組織し專ら此の種の教育助成に大なる期待を以て努力してゐる。

因に民國19年末の統計によれば奉天全省に於ける民衆學校數は1,300餘校を示し，學生數45,700名と註されてゐる。

6. **映畵班の新設**　映畵教育事業は滿洲事變後奉天教育廳が始めて開設したものである。班を分つて建國宣傳，衞生宣傳班及び新教育映畵班とし各種學校と絕えず連絡をとり映畵による民衆教育の向上に資してゐる。

7. **公共體育場の現狀**　奉天全省の公共體育場は現に7箇處を有する。奉天教育廳は大同2年度豫算計上に於て奉天省城に2箇所を增設せんとする計畫がある。尙ほ之にスケート場2箇所，水泳場2箇所を附設する方針である。いま奉天省に於ける公共體育場を示せば下の如くである。

名　稱	地　點	設立年月	面　積
瀋陽北陵大體育場	北　陵	19年10月	—
小河沿公共體育場	小河沿	—	—
法庫縣公共體育場	縣　城	14年3月	2畝
安東縣公共體育場	縣　街	淸宣統元年	20畝
岫岩縣公共體育場	縣　街	12年10月	4畝
淸源縣公共體育場	縣　城	15年7月	15方丈
遼陽縣公共體育場	縣　街	淸光緖24年	200方丈

（大同元年12月現在調）

奉天省內各縣開校狀況表

（大同元年7月3日現在）

縣　別	原有校數	已開課校數	百分比
			%
瀋陽	514	147	28.6
遼陽	516	360	69.8
錦	286	286	100.0
新民	485	212	49.9
營口	157	157	100.0
錦西	222	134	60.4
復	444	444	100.0
岫巖	240	14	5.8
撫順	206	78	38.3
本溪	231	64	27.7
淸原	95	95	100.0
盤山	75	75	100.0
義	320	293	91.6
興城	195	194	100.0
遼中	276	213	77.2
海城	490	411	83.1
蓋平	412	412	100.0
安東	192	140	72.1
寬甸	104	87	84.6
鐵嶺	294	205	69.7
綏中	253	216	85.4
柳河	45	45	100.0
金川	15	15	100.0
昌圖	378	241	63.8
洮南	42	42	100.0
法庫	195	125	64.1
遼源	43	40	93.0
黑山	281	201	72.2
東豐	108	108	100.0
西豐	149	149	100.0
西安	125	125	100.0
海龍	70	55	78.6
安廣	30	19	63.3
梨樹	117	80	68.4
鳳城	309	215	69.6
莊河	383	313	82.5
輝南	27	26	92.5
懷德	158	44	27.8
雙山	18	18	100.0
開原	344	341	99.4
北鎭	222	50	22.4
彰武	58	53	91.4
洮安	25	25	100.0
開通	22	18	81.8
突泉	25	22	88.9
鎭東	9	8	88.9
康平	108	108	100.0
瞻楡	20	4	20
通遼	64	26	46.3
總計	9,437	6,753	71.5

吉林省の敎育機關　吉林省公署教育廳には榮孟枚氏が廳長に，聶樹淸氏總務科科長に王甲第氏教育行政科長に，朱文錦氏視學科科長に，洪禮麟氏學校教育科科長に，梁蔭曾氏社會教育科科長にそれぞれ就任するの外視學4名，統計主任，庶務主任，會計主任各1名を置く，吉林省各縣の教育局及省立各學校を表示すれば下の如くである。

吉林省各縣教育局

永吉縣教育局	珠河縣教育局
長春縣教育局	葦河縣教育局
伊通縣教育局	延吉縣教育局
濛江縣教育局	寧安縣教育局
農安縣教育局	琿春縣教育局
磐石縣教育局	東寧縣教育局
長嶺縣教育局	敦化縣教育局
樺甸縣教育局	和龍縣教育局
雙陽縣教育局	額穆縣教育局
德惠縣教育局	汪淸縣教育局
舒蘭縣教育局	依蘭縣教育局
濱江縣教育局	同江縣教育局
扶餘縣教育局	密山縣教育局
雙城縣教育局	方正縣教育局
賓縣教育局	穆稜縣教育局
五常縣教育局	富錦縣教育局
楡樹縣教育局	樺川縣教育局
延壽縣教育局	寶淸縣教育局
阿城縣教育局	勃利縣教育局

吉林省立各學校

省立第一中學校	省立第一師範學校
省立第三中學校	省立第二師範學校
省立第四中學校	省立第三師範學校
省立第六中學校	省立第四師範學校
省立女子中學校	省立第五師範學校
省立女子師範學校	省立實驗小學校
省立職業學校	

黑龍江省　黑龍江省教育廳には鄭林皋氏廳長に，木村隼太氏文書股股長に，關其忠氏人事股股長に，王仙舟氏會計股股長に，曲殿賡氏學務科科長に，孫樹勳氏高等教育股股長に，曹仁氏普通教育股股長に，王寶章氏學藝股股長に，劉正堃氏社會教育科科長に徐大年氏社會股股長に，劉德純氏禮教股股長に，王國頌氏體育股股長に，果常穆氏督學科科長に唐國璽氏視査股股長に，薛殿萁氏編審股股長にそれぞれ就任し，他に省視學四名を置いてゐる。

各縣教育局，各縣立中等以上の學校は下記の如くである。

黑龍江省各縣教育局

靑岡縣教育局	蘭西縣教育局
肇東縣教育局	綏稜縣教育局
拜泉縣教育局	景星縣教育局
海倫縣教育局	雅魯縣教育局
龍江縣教育局	林甸縣教育局
綏稜縣教育局	木蘭縣教育局
泰來縣教育局	訥河縣教育局
綏化縣教育局	嫩江縣教育局
慶城縣教育局	安達縣教育局
大賚縣教育局	呼蘭縣教育局
依安縣教育局	巴彥縣教育局
克山縣教育局	龍鎭縣教育局
通河縣教育局	湯原縣教育局
明水縣教育局	璦琿縣教育局
肇州縣教育局	布西縣教育局
通北縣教育局	克東縣教育局
望奎縣教育局	甘南縣教育局
富裕設治局教育局	綏濱縣教育局

黑龍江省各縣立中等以上學校

拜泉縣初級中學校	巴彥縣初級中學校
同上女子師範講習所	同上鄉村師範講習所
望奎縣初級中學校	克山縣女子初級中學校
同上女子師範講習所	同上　初級中學校
呼蘭縣初級中學校	綏化縣初級師範學校
同上　女子鄉村師範學校	同上女子師範學校
海倫縣初級中學校	

黑龍江省立各中等學校

省立工科職業學校	省立第一中學校
省立第一女子師範校	省立第二中學校
省立第一師範學校	省立農科職業學校

東省特別區　東省特別區教育廳には魏紹周氏廳長に，李鎭東氏顧問に，楊聞庠氏竝に郭寶森氏祕書に，韓文育氏督學主任に，陳榮綬氏第一科科長に，隋先唐氏第二科科長に，李宇淸氏第三科科長に，杜次滿美仁那氏第四科科長に，馮文蔚氏第五科科長にそれぞれ就任し，其他督學，代理督學．各科股長，校醫主任若干名を置いてゐる。

東省特別區教育廳所屬の中小各校を表示すれば下の如くである。

師範專修科	第二女子中學校
醫學專門學校	工業學校
第一中學校	一區一校
第二中學校	二校
第三中學校	三校
第四中學校	四校
第五中學校	五校
第六中學校	六校
第七中學校	七校
第一女子中學校	八校

二區	九校	二區	二十校
	十校	三區	一校
	十一校		二校
	十二校		三校
	十三校		四校
	十四校		五校
	十五校		六校
	十六校		七校
	十七校		八校
	十八校		九校
	實驗鄕村小學校		十校
	師範實驗小學校		十一校
二區	一校		十二校
	二校		十三校
	三校		十四校
	四校		十五校
	五校		十六校
	六校		十七校
	七校		十八校
	八校		十九校
	九校		二十校
	十校		二十一校
	十一校	四區	一校
	十二校		二校
	十三校		三校
	十四校		四校
	十五校		五校
	十六校		六校
	十七校		七校
	十八校		八校
	十九校		

新京特別市　新京特別市に於ては馬徵異比教育科科長に，柳秀生氏教育科科長に，李尙忠氏教育科科員に就任し教育を統轄してゐる。尙，新京特別市市政公署の管下にある各學校は下表の如くである。

新京特別市市政公署各學校

市立第一小學校	市立第十三小學校
市立第二小學校	市立第十四小學校
市立第三小學校	市立第十五小學校
市立第四小學校	市立第十六小學校
市立第五小學校	市立第十七小學校
市立第六小學校	市立第十八小學校
市立第七小學校	市立第十九小學校
市立第八小學校	私立自强小學校
市立第九小學校	私立益華小學校
市立第十小學校	私立淸眞小學校
市立第十一小學校	私立孝文女子中學校
市立第十二小學校	

(4) 教育體系

滿洲國の將來の問題として漸次具體化せんとする教育系統は農工商家政醫學等の實務，實業の實施修得をなす實務學校系統，行政司法教育等の職務に從事する人材の公務員養成系統に大別される。尙，これ以外に特殊專門學科に特別の興味を有し，且天才的才能のあるものは「學術研究機關」に於て研究修學せしめ才能を發揮せしめるのである。

而して學校の區別は國民學校，實務學校實業學校，實業大學，公務學校，公務大學教員養成所及び學術研究機關となる。

國民學校　國民學校は小學校であつて6箇年を原則とし，土地の情況に依つて4箇年ともしてゐる。大體都會地は6箇年，地方4箇年となつてゐるが，何れにしても6箇年程度を以て最高の基準とされる。そして第5學年，第6學年に實科を加へて實業習慣を養成し，滿6歲を以て入學期と定め，更に國民學校以上に修學せんとするものは立國の大本に基き必ず實業，實務學校に入學せしめる。また現存する家塾は漸次これが組織を改め國民學校程度まで上昇せしめることとなつてゐる。國民學校に於ける教科目及び每週教授時數は，第1學年乃至第4學年に於て修身，國語，算術，自然（自然現象及び人類生活需要の大要），圖書，音樂，體育外に作業科を置き，簡易なる手工及び實業，手藝を敎へ，教授時間數は上級に進むに伴れて增加し，21時間乃至29時間である。更に第5學年及び第6學年は以上教科目の外に歷吏，地理及び日本語を增加し，實業に於て農，工，商の大要を敎へ，教授時數を29時間乃至30時間とする。このうち日本語は他の教科目の割當時間を減じて土地の情況により1週3時間までの時間を取ることが出來る。この國民學校を以て普通教育を終了する。

實務學校　實務學校は專門教育の初等に屬し，入學資格は國民學校卒業者であつて修業年限3箇年以內を原則とし，成るべく實際的たらしめ，簡易なるものは工場病院商館等に附設することも，農工商總合的に經營することも自由であるが，學科本位とせず實習本位とするものである。實務學校の教科目及び每週の教授時數は教科目を公民，國語文，實務，（學科，實習）音樂，體育及び外國語とし，每週教授時數の基準を了る時間とする。そのうち實務に重點を置き學科10時間，實習12時間となつてゐる。また第3學年の前半期は校外實習として校外に出て各箇所につき見學實習せしめる。實務學校は各種の性質に依つて經營者に於て2箇年或は1箇年卒業の程度に止むるも妨げず，その修業年限は1箇年乃至3箇年以內となつてゐる。學科目は農，工，商，裁縫，手藝，タイプライター，速記，簿記珠算，通信，鐵道，自動車，航空，電鑛，家具，機械修理，時計，寫眞，印刷，測量製圖，圖案，造園，養鷄，助產，看護，鍼按，演藝等につき之を定むることになつてゐるが，實務學校の課程を卒へた者のため3箇年以內の專攻科及び或學科目を選修せしめるため選科生を置くことも出來る。

若し，國民學校を滿12歲で卒業し，直ちに實務學校に入學すれば滿15歲を以て卒業出來る譯である。

實業學校　實業學校は專門學校の高等に屬し，入學資格は國民學校卒業程度であり修業年限を5箇年とし，2年迄は普通學を授け3年よりは全く專門的に學習せしめる。而して第1學年，第2學年には普通學の外農工商各科の實際科を設けその目的を撰擇せしめることとなつてゐる。實業學校は農科，工科，商科に區別して農科實業學校，工科實業學校，商科實業學校とする。

農科實業學校では第1學年と第2學年に公民，國文，數學，物理及化學，博物，三外國語，圖書，音樂，體育の外に作業科として，農工商各業の大要及實習に合計每週8時間をとり，結局每教授時間を32時間とする。第3學年以上は公民，國文，外國語，法制及經濟，體育の外に每15週時間の農業と6時間の農業實習を課し，每週授業時數を33時間とする。農業實習は後半期は氣候の關係上困難なるため前半期を主とすることになつてをり，第5學年前半期は校外に出で農場試驗場等につき實地練習をなし，外國語は土地の情況に依り日本語，英語の中1課目以上撰擇し之を課する。

工科實業學校は第1學年及び第2學年を農科實業學校と同樣とし，第3學年以上に於て公民，國文，外國語，工業經濟簿記及び管理法，製圖及圖案，體育の外に每週12時間の工業及び10時間の工業實習を課し，每週授業時數36時間とする第5學年前半期は工場等につき校外實地練習をなし，外國語は土地の情況と學科の性質により適宜撰擇して課する。

商科實業學校も第1學年及び第2學年は農科實業學校と同樣であるが，外國語を土地の情況により日英露語の中1科目以上を撰擇せしむることとなつてゐる。第3學年以上も農科と同樣であるが農業及び農業實習の代はりに每週13時間の商業と6時間の商業實習とが課せられ，每週の授業時數は32時間乃至36時間である。第5學年前半期は校外に出で商館等につき實地練習することになつてゐる。

この實業學校は國民學校を滿12歲で卒業して入學すれば滿17歲を以て卒業するが，實務學校と較べて2箇年だけ修業年限が長い。しかし實業學校で最初の2箇年の普通學の習得期間を終れば公務學校に入學出來，更に全科を卒業すれば實業大學及び同程度の國民學校教員養成所に入學出來る。

實業大學　實業大學は修業年限を3箇年とし入學資格試驗に依り入學せしむる。滿

17歳を以て實業學校を卒業して實業大學に入れば滿20歳で卒業出來る。實業大學の卒業者は實業學校教員養成所に入學することが出來る。

公務學校　公務學校は下級官吏を養成する機關であつて，實業學校２年修了者及び之と同等以上の學力，人物により入學せしめ，修業年限を３箇年として專門的に行政司法に關する教育を行ひ，在學期間に地方の實習を行ふ。

公務學校入學者は，公務員となるために一般の普通學に通じ人民の指導者となるべき目的を以て相當の普通學を課せられる。即ち教科目は公民，國文，數學，地理，歷史，體育，外國語(日英)及び公務科となつてをり，毎週教授時數33時間である。公務科にては法律，經濟，財政，統計，社會政策等を教へ毎週15時間が充てられる。また第２第３の兩學年の前４箇月は校外實習を行ふ。

公務大學　公務大學は高級官吏を養成する機關であつて，公務學校卒業者又は之と同等以上の學力を有する者を入學せしめる。これ等行政，司法等の形而上の職務に從事する人材の養成は人材主義を基調とし相當階級の資格(進士，博士等)修得を目標とする。

教員養成所　教員養成所は國民學校教員，實務學校教員，實業學校教員，實業大學教員，公務學校教員，公務大學教員，國民學校教員養成所の教員，實業學校教員養成所の教員を各養成する。

國民學校教員養成所は甲種と乙種とに別れ，甲種では公民，教育心理，倫理，哲學，體育，音樂，作業，教材研究，外國語（日英露のうち撰擇）を課し毎週31時間の教授時間で，また第３學期は實地教授練習を行ふ。乙種では公民，教育及心理，體育，音樂，作業，日本語，教材研究を課し毎週31時間を教授時數とし，第３學期適當の時期に約１箇月實地練習を行ふ。

實業學校教員養成所は公民，教育及心理倫理及哲學，體育外國語，(日英露選擇)，教材研究を課し，毎週の教授時數30時間，第３學期適當の時期に約１箇月間實地授業練習を行ふのである。このうち甲種國民學校教員養成所の修業年限は２箇年，乙種の方は１箇年である。

このうち國民學校教員は實業學校卒業後１箇年又は２箇年の養成所を卒業せしもの實務學校教員は實業學校及び實業大學卒業者，實業學校教員は實業大學卒業者にして更に１箇年の養成所を卒業せる者，實業大學教員は大學教員は大學院卒業者及び學術研究資格者，公務學校教員は公務大學卒業者，公務大學校員及び學術研究資格者，國民學校教員養成所の教員は實業學校教員養成所卒業者，實業學校教員養成所の教員は實業大學院及び學術研究資格者となつてゐる。

學術研究機關　學術研究機關は各種專門の學術を自由に研究せしむるを以て目的とするところで，その部門は文學部，法學部理學部，工學部，醫學部，農學部，商學部の７學部に別たれ，その設立は獨立機關とするの外，圖書館，陳列館，試驗場，實業學校或は銀行，會社，病院等の私設機關をも附設する事が出來る。これ等各部門の內容は文學部にありては文學科（各國純文學各國語學，言語學)，哲學科（純哲學，哲學史，教育學，宗教學，社會學，倫理學，美學，心理學)，史學科(各國歷史，各種文化史）とし，法學部政治，法律，社會學，經濟，經濟地理，理學部數學，物理，化學，天文，地文，生物，地質，鑛物，工學部機械，電氣，應用化學，土木，建築，造船，窯業，醫學部，基礎醫學，衞生學，農學部農學，林業，畜產，園藝，水產，商學部法制，經濟商業となつてゐる。

資格審査委員會　學術研究機關の研究員には試驗及び論文審査に依り乙種甲種及び特別資格を與ふる。研究の結果を研究指導者又は研究所の名に於て發表し，研究擔任助手は指導者に研究論文を提出し資格審査の資料となし，また審査委員會は研究指導者の申告に依り發表せる論文を參照して研究員に資格認定の可否を審議する。研究員に對する資格認定は學校教育に依るものはその修學の履歷に從ひ學校長の認定に依り研究機關に依るものはその實力に從ひ審査委員會の認定に依る。また資格審査委員會については國家が適當なる人に審査委員を任命し委員會を組織する。それ以外に國家が公私の學術研究機關に對し資格審査委員會組織を委任することもある。但し後者の場合その審査資格の程度はその研究機關の內容及び權威の程度に依りて定める。

(5) 私立學校

各省に於ける初等程度の學校は各縣の教育局長より省教育廳長に其指示を仰いで許可する。東省特別區では該管教育廳より特別區長官に其の指示を仰いで許可する。新京特別區では該管教育行政機關より市長の指示を仰いで許可する。中等程度の學校は民政部の指示によつて之を許可する。其の手續は各省にあつては教育廳より長官を經由して申請し，新京特別市では市長より申請する。各省に於ける高等程度の學校は省長より，東省特別區では特別區長官より，新京特別市では市長より民政部の指示を仰いで許可する。設立人が認可願を提出するときは，設立者校長及其の他職員の氏名經歷，教育の目的，修業年限及學級編制，教科課程及其の教科書，學校所在地教室及其の他建築物の圖面，學費及其の徵收方法，經費豫算及維持方法を記載せる書類を當該官廳に提出する。

（大同元年６月27日民政部訓令第129號）

而して最近に於ける私立學校設立の狀況は次の如くである。

滿洲鏡泊學園　滿洲鏡泊學園は代表大林一人氏等が吉林省長に對し，同學園の敷地並に之が基本財產とせんが爲に土地の貸下方を出願して許可を得た。

（大同元年10月６日文教部咨第14號）

黑龍江民衆日語學校　黑龍江省立民衆教育館は社會の需要に供するため普通日語を應用する人物を養成する目的を以て，黑龍江民衆日語學校を設立する計畫を樹てたが大同元年５月15日黑龍江公署指令を以て設立を許可せられた。同校は民衆教育館內に附設し，編制を暫くの間甲乙兩班に分つて毎班學生は40名より50名までを定員とし入學資格は年齡を問はず，高等小學校卒業或は同等の學力を有する者を審査の後即時入學せしめ得る。學期間は６箇月である。

（大同元年５月15日黑龍江省公署指令）

滿蒙人學校　滿蒙人の滿蒙といふスローガンの下に滿蒙人の文化的啓發事業を起し，滿洲國の健全なる發達を援助しやうと云ふ目的で過般哈爾濱に設立された滿蒙同志協會は先づ活動の第一步として，哈爾濱に滿蒙人學校を設立したが，同校は將來滿洲國は滿洲人の手で治めて行くと云ふ根本精神の本に經營し，滿洲國人の有能なる人物を養成して行くことを目標としてゐる。

(二) 日本側の教育

(1) 教育制度

概況　關東州內の教育施設は概ね關東廳の經營する所で，南滿洲鐵道附屬地のそれは少數の私設學校を除いては總て滿鐵會社の經營で關東廳之を監督してゐるに過ぎない。言語や課程の關係上，日本人教育，滿洲國人教育の二方法に依つてゐるが，概して，中等教育に於ては，日滿人分離主義を採り，專門及び大學教育は共學制を採つて居る。

日本人教育　日本人教育施設としては小學校，實業補習學校，中學校，高等女學校，實業學校，專門學校，大學等があつて，總て內地の諸法令を採用して居るが特に植民地の環境と生徒將來の生活上の要求とに徵し學科目教材の選擇取捨教授訓練には必要な參酌を加へて居る。

尙滿洲の小學教育は全然自由教育で就學を强制しない。關東州內在住鮮人はその數極めて少く子弟教育に對する特別施設がないため，日本側小學校に收容し，國語を解しない者は一定の期間に準備教育を施した後，年齡及び學力に相應した適當な學年に編入してゐる。南滿洲鐵道附屬地に於ける朝鮮人教育は，大正3年2月安東小學校內の一室を借受けて教育を開始し，次いで鐵嶺，奉天，哈爾濱，撫順，新京，開原の順序で，普通學校を設けた。昭和2年6月15日朝鮮總督府との協定に基き，滿鐵會社は之等の學校に教員を派遣すると共に每年經費の補助をなすことになつた。而して，普通學校の施設のない土地では大概小學校に收容して內鮮共學の實を擧げてゐる。

滿洲國人教育　滿洲國人教育施設としては普通學校，公學校，中學校，實業學校，師範學堂等がある。尙支障なき限り日本人教育の各學校に入學することを認めてゐる。概して初等教育に於て日滿兩國の學制を參酌し中等教育に於ては大要我國の學制に準據してゐる。

關東廳經營の學校　日本人教育に關しては小學校21，高等女學校2，中學校3，青年訓練所5滿洲國人教育には公學堂11，商業學堂1，農業學堂1，高等公學校1，があり，日滿人教育の爲に設置せる旅順工科大學等がある。此外滿洲國人子弟の初等教育には州內各會屯の設立に係る公立普通學堂121がある。

大連市經營の學校　大連市經營の學校は大連彌生高等女學校と男女實務者養成の爲の實業學校とがある。

滿鐵會社經營の學校　南滿洲鐵道附屬地內に於ける教育事業は滿鐵會社が擔當してゐる。現在同社の經營するものは，小學校31，同分教場5，補助學校1，鮮人教育の補助學校13，實業補習學校33，同分教場1，青年訓練所9，女子補習教育に屬する家政女學校13，幼時教育に屬する幼稚園25，同分園1，同補助經營10，滿洲國人教育に屬する公學校10，同補助經營4，日語學堂1，同種補助學校8，中學堂1，商業學校1，日本人中等學校として中學校4，高等女學校4，商業學校1，專門教育に屬するものに滿洲教育專門學校(奉天)，南滿洲工業專門學校(大連)，醫科大學(奉天)の三校がある。尙職業教育として南滿洲工業專門學校附設の職業教育部1，農業及商業實習所各2，工業實習所1，社會教育に屬する參考圖書館2，通俗圖書館21がある。

居留民會經營の學校　滿鐵附屬地に於ける小學校は明治40年12月居留民會の廢止と共に滿鐵會社の經營に移つた。現在錦州，滿洲里，間島，局子街，頭道溝，琿春，齊々哈爾等附屬地以外の土地に同會經營のものが存するのみである。

東洋協會經營の學校　大連商業學校，大連女子商業學校及び支那語を研究せしめる旅順語學校がある。

日露協會經營の學校　哈爾濱に日露協會學校があつて日本人，露西亞人を收容してゐる。

教科用圖書　小學校の教科書は文部省著作の國定教科書を使用して居るが，滿洲は內地と事情を異にしてゐるので，滿洲の教材を主とした補充教科書を編纂して之を併用して居る。中等學校にあつては文部省檢定濟の教科用圖書の內から選定して之を使用し教授上の取扱に於ては成るべく滿洲の事情に適合せしめて居る。普通學校の教科書は朝鮮總督府編纂の普通學校用教科書を

使用し，滿洲國人の初等教育たる普通學堂，公學校(公學堂)に使用する教科書は特殊のものを必要とするも，當初は假に修身日本語漢文等の教科書を作成して使用せしめ若くは支那共和國教育部の審定に依る共和國教科書を代用せしめてゐたが，大正11年關東廳及び滿鐵會社は共同して教科書の編纂に着手し，その事業を南滿洲教育會に委託してゐる。

(2) 教育系統

概況　日本人側の各小學校は各中學校，各商業學校，各高等女學校，家政女學校と連絡し，各中學校は日露協會學校，滿洲教育專門學校，南滿洲工業專門學校，旅順工科大學豫科，滿洲醫科大學豫科，旅順師範學堂教員養成所と連絡するが，各女學校及び家政女學校の連絡すべき上級學校はない。朝鮮人教育の普通學校卒業生も亦內地人同樣である。

滿洲國人側の普通學堂は公學校(公學堂)高等科(又は高級)に連絡し，高等科(又は高級)卒業生は商業學校(又は學堂)，鑛山學校，農業學校(學堂)，旅順高等公學校，南滿中學堂に連絡し南滿中學堂及び高等公學校は旅順工科大學豫科，滿洲醫科大學豫科に連絡する，女子に對する公學堂以上の學校は滿洲文化協會附設の大同女子技藝學校の設備があるのみである。

又滿洲國側と日本側との連絡に於ては滿洲國側小學校の高級卒業者は日本側の營口商業豫科，鑛山學校豫科，農業學校豫科，南滿中學堂豫科，旅順第二中學校に連絡する。尙高級中學校卒業者は滿洲醫科大學豫備科旅順工科大學豫備科に連絡する。

幼兒保育　(昭和6年末現在)

區域	名稱	設立年月	保姆數	幼兒數
	旅順	明 41.5	2	67
	新旅順	大 2.4	1	50
	中華基督教	11.5	2	80
關東州內	大連	明 40.4	3	93
	北公園	大 11.7	2	48
	日出町	11.7	3	77
	沙河口	11.7	4	118
	伏見臺	11.10	3	63
	西廣場	11.11	2	32
	双葉	11.12	4	69
	櫻花臺	昭 3.7	2	34
	星ケ浦	3.9	1	17
	南山麓	3.10	2	76
	大連中華	3.10	2	40
	南沙河口	3.11	1	89
	聖德	3.5	2	40
	周水	5.3	—	18
	柳樹屯	5.4	1	15
	桂月	6.11	1	17
	普蘭店	大 11.9	1	33
	貔子窩	13.6	1	33
關東州外	瓦房店	明 43.10	2	68
	熊岳城	大 7.4	1	21
	大石橋	明 43.10	2	76
	海城	大 3.4	1	29
	蓋平	10.4	1	15
	營口保育會	7.10	2	66
	鞍山	9.4	3	111
	遼陽	明 42.9	3	91
	煙臺	昭 2.4	1	15
	奉天八幡	大 10.10	1	14
	奉天春日	明 42.4	5	195
	奉天彌生	大 14,10	3	117
	蘇家屯	昭 5.5	2	37
	本溪湖	大 3.3	2	66
	橋頭	2.10	1	23
	安東	2.5	3	54
	安東分園	5.11	2	33
	高麗	14.9	2	68
	安東双葉	15.4	2	81
	鷄冠山	3.6	1	17
	安東保育園	昭 6.3	2	31
	撫順千金	明 42.11	3	108
	永安本園	大 9.6	5	162
	永安分園	9.6	2	67
	昭和	昭 6.11	3	49
	朝鮮人新萬	6.5	2	32
	鐵嶺	明 45.7	2	70
	開原	大 3.4	2	55
	四平街	8.6	2	78
	公主嶺	明 44.4	2	51
	新京	44.4	5	145
領事館管內	奉天敷島小學校附屬	大 6.11	2	41

(3) 日本人初等教育

明治39年9月大連，旅順に小學校が開設せられて以來逐年學齡兒童の增加著しく現在58校(關東廳經營22校，滿鐵經營36校)あつて其の生徒數は3萬3千に達して居る。教育の主旨及び形式は內地の小學校令に準じ

唯內地と異る點は義務教育でなく，支那語が必須課目になつて居る事である。實業科目として試驗的に商工兩科を高等學年に課して居る。

日本人小學校　（昭和7年5月1日現在）

學校名稱	設立年月	級數	兒童數	卒業者數
旅順第一尋常高等小學校	明39. 4	21	1,036	152
旅順第二尋常高等小學校	39.12	16	689	132
大連伏見臺尋常小學校	39. 5	28	1,444	169
大連朝日尋常小學校	大4. 9	26	1,359	167
大連日本橋尋常小學校	明42. 3	19	912	113
大連常盤尋常小學校	44. 4	24	1,192	172
大連大廣場尋常小學校	大6. 4	24	1,187	165
大連春日尋常小學校	9. 4	18	858	103
大連松林尋常小學校	11. 4	12	642	107
大連南山麓尋常小學校	13. 4	24	1,179	121
大連嶺前尋常小學校		20	967	90
沙河口尋常小學校	明44. 8	14	688	107
大連大正尋常小學校	大10. 4	20	986	207
大連聖德尋常小學校	昭2. 4	22	1,138	227
大連早苗高等小學校	4. 4	18	747	412
大連下藤高等小學校	5. 4	18	893	—
大連霞尋常小學校	7. 4	13	639	—
柳樹屯尋常高等小學校	大2. 4	2	28	5
周水尋常高等小學校	5. 4	5	97	10
金州尋常高等小學校	明40. 4	8	306	40
普蘭店尋常高等小學校	42. 7	5	175	16
貔子窩尋常高等小學校	41. 5	5	164	—
以上關東廳經營　計	22	365	17,326	2,533
瓦房店尋常高等小學校	明40.10	11	411	40
熊岳城尋常高等小學校	41.11	4	122	14
大石橋尋常高等小學校	40.10	12	486	38
蓋平(分)尋常高等小學校	大9. 4	1	7	—
營口尋常高等小學校	明39. 5	12	220	63
海城尋常高等小學校	43. 4	4	122	15
鞍山尋常高等小學校	大8. 3	24	1,029	154
遼陽尋常高等小學校	明40.10	16	666	80
煙臺(分)尋常高等小學校	大9. 4	2	40	1
奉天春日尋常高等小學校	明41. 4	26	1,299	98
奉天敷島尋常小學校	大6.11	6	196	35
奉天彌生尋常小學校	11. 7	22	1,099	129
奉天加茂尋常小學校	昭5. 2	9	359	45
蘇家屯尋常小學校	7. 3	4	146	—
教育專門學校附屬同	2. 3	15	734	67
鐵嶺尋常高等小學校	明45. 7	14	486	86
開原尋常高等小學校	44.11	10	387	30
昌圖尋常高等小學校	41. 5	4	62	12
四平街尋常高等小學校	43. 4	16	694	81
鄭家屯尋常小學校	大7. 2	2	26	—
公主嶺尋常高等尋學校	明40.11	9	351	50
長春室町尋常高等小學校	41. 5	19	856	128
范家屯分尋常高等小學校	大12. 1	2	32	—
長春西廣場尋常小學校	14.11	15	649	54
吉林尋常高等小學校	6. 3	8	148	16
哈爾濱尋常高等小學校	9. 4	12	445	50
本溪湖尋常高等小學校	明43. 6	13	470	83
橋頭尋常高等小學校	43. 4	3	108	7
連山關尋常高等小學校	大3.11	4	99	12
鷄冠山尋常高等小學校	明43. 4	4	133	20
鳳凰城尋常高等小學校	大12. 1	2	29	—
安東大和尋常高等小學校	明39.10	25	1,162	139
安東朝日尋常小學校	大12. 1	17	686	126
撫順千金尋常高等小學校	明40.11	19	843	194
撫順永安小學校	大9. 6	32	1,553	143
撫順新屯小學校	昭3.10	6	275	34
以上滿鐵經營　計	36	404	16,430	2,044
總　計	58	769	33,756	4,577

（4） 滿洲國人初等教育

公學堂(校)　明治37年5月金州民政署が金州學堂を設立して漢文の教授を始めたのが日本の滿洲國人教育の濫觴である。(明治39年官立とし公學堂南金書院と稱す）是より先き38年關東廳は旅順大連に各1學堂を設立して現在に至つた。修業年限は初等科4年高等科2年補習科1年である。一方滿鐵は明治42年蓋平に公學堂を設置したのを始めとし沿線各地に公學堂（現在公學校と稱す）を設けてゐる。修業年限は初級2年高級2年，高級には附屬地外滿洲國側初級小學校卒業者の入學に便ならしめるために高級豫科を置く。現在の公學堂(校)總數は22で生徒總數は12,416名に達してゐる。

公學堂校一覽　（昭和7年5月1日現在）

	學堂(校)名	設立年月	級數	兒童數	卒業者數
關東州內	旅順公學堂	明38.10	21	1,122	228
	水師營公學堂	大11. 4	11	491	238
	大連伏見臺公學堂	明38. 9	24	1,053	220
	大連西崗子公學堂	大11. 4	19	990	283
	大連土佐町公學堂	12. 4	19	1,031	107
	大連沙河口公學堂	10. 4	23	1,277	330
	大連秋月公學堂	昭5. 4	16	911	62
	公學堂南金書院	明39.10	29	1,633	389
	普蘭店公學堂	42. 5	9	447	183
	貔子窩公學堂	40.10	8	321	156
	旅順高等公學校附屬公學堂	大6. 4	13	592	150
	計	11	192	9,868	2,339
關東州外	瓦房店公學校	大2. 3	5	165	58
	松樹公學校	9. 4	4	165	17
	熊岳城公學校	3. 4	5	209	31
	蓋平公學校	明42. 6	5	195	36
	奉天公學校	大8.11	10	485	96
	開原公學校	3. 4	6	346	30
	四平街公學校	3. 6	6	287	59
	公主嶺公學校	5. 4	5	275	54
	新京公學校	1.11	12	646	117
	撫順公學校	9. 4	12	539	123
	鐵嶺(日語)學堂	明45. 7	3	104	38
	計	11	73	3,416	659
	總　計	22	265	13,284	2,998

普通學堂　普通學堂は會村經營に屬し職員はすべて滿洲國人で6歳以上の滿洲國兒童に簡單な初等教育を施してゐる。修業年限4年，土地の狀況に應じて補習科1年を置く。之は書房を改善し大正4年6月都督府令第17號で關東州普通學堂規則を設け同5年4月から實施したものである。

關東州普通學堂　（昭和6年末）

地方別	學堂數	級數	生徒數	卒業者數
旅順	19	132	6,044	839
大連	15	103	4,966	649
金州	17	89	4,270	671
普蘭店	35	136	6,654	1,108
貔子窩	26	101	4,556	801
計	112	561	26,490	4,068

書房及び私立學校　支那從來の教育機關で一定の組織編制なく頗る不完全なもので州內各部落に散在してゐる。其の設立に關し大正11年廳令書房規則を制定したが，其の濫設を防ぐ爲に從來の屆出主義を認可主義とし教師資格を一定する規則の改正をした。關東州內在住滿洲國有志によつて設立せる私立學校は何れも關東州私立學校規則によるもので滿洲國人子弟の初等教育を行つてゐる。

關東州內私立書房　（昭和6年末現在）

地方別	書房數	教員數	生徒數
旅順	21	22	312
大連	105	116	2,430
普蘭店	32	71	557
貔子窩	29	29	560
金州	29	29	641
合計	216	267	4,500

日語學堂　滿鐵附屬地內外の滿洲國人に日本語及び商業に關する智能を教授する目的を以て明治45年7月始めて之を鐵嶺に開設し，本科及び研究科を設けてゐる。本科は修業年限2箇年で，滿洲國側高級小學卒業程度の滿洲國人を收容し，研究科は本科卒業程度の日本語學の素養があり，更に進んで研究せんとする者の爲に，研究資料を供給し，之を指導するのを目的としてゐる。

（5） 中等教育

中學校　明治42年關東廳が旅順中學校を設立したのに始まる。現在7校あつて孰れも支那語を必須課目として居る外は內地中學校に準じて居る。滿鐵會社は大正6年滿洲國人に高等普通教育を施すために南滿中學堂を奉天に設け13年4月關東廳も旅順第二中學校(高等公學校中學部)を設けた。

中學校一覽　（昭和7年5月1日現在）

中學校名	設立年月	學級數	生徒數	卒業者數
旅順第一	明42. 5	15	561	1,150
旅順高等公學校中學部×	昭7. 4	7	253	—
大連第一	大7, 4	20	927	1,017
大連第二	13. 4	19	933	594
奉天	8. 4	15	627	82
鞍山	12. 1	10	377	38
撫順	12. 1	10	392	46
安東	14. 1	10	373	54
南滿中學堂×		9	317	39
計	9	115	9,760	3,020

（備考）×印は滿洲國人教育の中學校で旅順高等公學校中學部は日本人の中學校と異なる所なく南滿中學堂は修業年限豫科1年本科4箇年である。

高等女學校　明治43年關東廳旅順高等女學校を設立して以來，小學校の增設に伴ふ入學者の增加は各地に女學校設立の必要を感じ現在8校に及んで居る。支那語を必須科として課する外總て文部省高等女學校令及び同施行細則に準じて居る。

女學校一覽　（昭和7年5月1日現在）

校名	設立年月	學級數	兒童數	卒業者數
旅順	明43. 7	15	563	1,579
大連彌生	大8. 5	17	803	1,489
大連神明	3. 9	18	863	2,353
大連羽衣	昭5. 3	5	42	104
奉天	大9. 4	11	519	77
撫順	11. 2	11	412	38
安東	12. 1	10	416	76
新京	12. 1	10	361	49
計	8	97	3,979	5,765

家政女學校　關東廳は和和5年4月大連聖德小學校內に廳立家政女學校を附設した。又滿鐵會社は大正2年以來各附屬地小學校に家政女學校（初め實科女學校と稱せ

しを大正11年改稱）を附設した。家庭婦人としての必要な教育を授け，修業年限は本科2箇年，專科1箇年である。

家政女學校一覽 （昭和7年5月1日現在）

校名	設立年月	學級數	教員數	生徒數
旅順	昭 5. 4	1	4	34
大連	5. 4	2	5	60
瓦房店	大 3. 4	1	7	26
大石橋	3. 4	1	5	30
營口	12. 5	2	7	20
鞍山	9. 4	2	9	50
遼陽	2. 4	1	7	11
奉天	2. 6	3	8	89
鐵嶺	4. 5	1	6	40
開原	3. 5	1	8	32
公主嶺	2. 7	1	6	33
四平街	昭 4. 4	1	4	18
新京	大 2. 7	1	6	23
本溪湖	3. 4	1	11	21
安東	6. 6	3	12	76
計	15	22	105	563

（6）師範教育

日本人の師範教育は大正9年5月旅順師範學堂に附屬教員養成部を附設し，修業年限1年，本科研究科に分ち，本科は中學校卒業者及び之と同等以上の學力を有する者の中より募集し，研究科は內地師範學校を卒業せし者より拔擢入學せしめ共に關東州小學校及び關東州公學堂の教職に從事せしめてゐる。昭和6年5月1日現在に於ける同部の生徒數は20名である。

滿洲國人の初等教育に從事すべき教員養成のため關東廳の經營で大正7年旅順師範學堂が設置された。學科を分ちて本科，補習科，養成科とし本科は修業年限男子4箇年女子3箇年，公學堂（校）高等科卒業者及び之と同等の學力ある16歲以上25歲以下の者を入學せしめ，補習科は男女共に1箇年で本科卒業生を收容し，養成科は州內普通學堂教員を選拔して入學せしめ，教授法の研究をなさしめてゐる。而して總て學費を官給してゐる。

昭和6年末現在に於ける同所の教員數18名，生徒數は男子部108名，女子部57名，別に養成部20名，計185名である。

（7）實業教育

明治43年東洋協會が大連に實業補習學校を設けたのに始り，滿洲國人教育の爲には滿鐵が大正2年營口に商業學校を創立したのに始まる。

實業學校一覽 （昭和6年5月1日現在）

學校名	設立年月	教員數	生徒數	卒業者數
大連商業	明45. 2	36	965	173
大連女子商業	昭 5. 4	12	265	64
新京商業	大 9. 3	26	416	56
大連實業	9. 3	27	480	259
奉天同文商業學校	明43. 3	8	339	30
大連商業學堂×	大12. 4	9	83	24
金州農業學堂×	12. 4	15	126	24

（備考） ×印は滿洲國人教育の學校を示したものである。

農商工業實習所　滿蒙の地に永住の志を有し，農，商，工業を營むべき堅實な青年を養成し邦人の滿蒙發展に一新生命を拓かしむる目的を以て滿鐵會社は昭和3年4月營口に，同年7月遼陽に各商業實習所を設立し同年7月熊岳城に同年8月公主嶺に各農業實習所を，また昭和4年3月撫順に工業實習所を設置した。而して會社は生徒を總て寄宿舍に收容し農商工業に必要なる事項を習得せしめ，殊に農業並に商業實習所の如きは入所中所要費用の大部分を補給してゐる。

所名	設立年月	修業年限	職員數	生徒數
營口商業實習所	昭 3. 4	2箇年	7	31
遼陽商業實習所	3. 7	2箇年	5	36
熊岳城農業實習所	3. 7	2箇年	16	10
公主嶺農業實習所	3. 8	約1箇年	30	6
撫順工業實習所	4. 3	3箇年	29	139

（8）專門教育

南滿洲工業專門學校 （大連）從來滿鐵經營の南滿洲工業學校を專門學校に昇格して大正11年5月開設した。建設工學科（建築，土木，鑛山，農業土木），機械工學科（電氣，機械工作，鐵道機械，鑛山機械）の2科に分けられて居り修業年限は3箇年である。

昭和6年末現在學生數228名，教授助教授助手囑託等47名の職員がゐる。

滿洲教育專門學校 （奉天）滿洲特殊の情況により，初等教育の振興促進を圖る目的を以て大正13年9月開設し14年4月專門學校に昇格した。修業年限3箇年文科2部，理科2部に分かれ滿鐵附屬地教育に從事する教員を養成してゐる。成績優秀者には中學教員檢定委員の資格を與へ兵役關係現役たるを得る特典がある。昭和6年末現在生徒數31名，職員數21名である。

因に本校は創立以來8箇年の歷史を有してゐるが，昭和8年3月末日を以て廢校することになつた。その理由とするところは，初等教員の採用難は教專創立趣旨の主なる理由であつたが，現在に於ては事情を異にし優良な初等教育者を內地から採用することが困難でないといふにある。

日露協會學校 （哈爾濱）故後藤伯を會長とせる日露協會の經營に係り大正9年9月に設立せられ，日本人に露語及び商事經營に關する教育を施してゐる。修業年限3箇年，中學校卒業者にて地方長官の推擧した者を收容する。

（9）大學教育

曩に滿洲に綜合大學を設けんとする計劃があつて，其前提として滿洲高等學校設立の議があつたが財政其他の關係上其實現を見なかつた。然るに旅順工科學堂及び南滿醫學堂は共に其設備完全なもので，之を基礎として各單科大學とし豫科を附設することが最も捷徑なので，關東廳及び滿鐵は各之が設置の準備をなし旅順工科大學は大正11年4月勅令第160號，滿洲醫科大學は同年3月勅令第62號を以て夫々設置されるに至つた。

旅順工科大學　大學令に據り大正11年4月1日設立された單科大學で豫科を設け，滿洲國人學生の爲に豫備科を附設して居る。機械工學，電氣工學，採鑛學，冶金工學に分け選擇科目は可成自由ならしめる方針をとつて居る。昭和6年末現在に於ける教職員事務員合計93名，學生數は豫科日本人154同滿洲國人37，大學日本人137，滿洲國人12總計340名である。

滿洲醫科大學　滿鐵會社は明治44年4月南滿醫學堂を奉天に設置し日滿兩國人に醫學を教授してゐたが大正11年3月大學令に據り昇格した。大學，豫科，專門部及び附屬豫備科に分かれ日滿共學で，專門部（4箇年）は特に滿洲國人に對し實地醫術に必要なる學術を教へ，豫科は3箇年，附屬豫備科は1箇年で豫科又は專門部に入らんとする滿洲國人に日本語の豫備教育を施してゐる。昭和7年5月1日現在學生數は大學275名，豫科及び豫備科214名，專門部111名，總數600名で，專任教授數は183名，兼任128名である。

（10）補習學校施設 （昭和7年5月1日現在）

校名	所在地	設立年月	教員	生徒	摘要
滿洲法政學院	大連市紀伊町	大 10. 8	28	109	法律科，經濟科2箇年夜學制專門學校程度の私立專門卒業に準ず
東洋協會旅順語學校	旅順市乃木町	明 43. 9	13	220	日，支，英2年生
大連語學校	大連市伏見臺	大 9. 2	26	617	日，支，英，露，佛，獨語教授夜學
滿鐵育成學校	大連市柳町	明 41.—	28	117	滿鐵採用見習生の高等普通教育
南滿工專附設職業紹介部	大連市伏見町	大 7. 5	15	97	左官科，木工科，塗工科，鉛工科，電工科
大連海務協會附屬海員夜學校	大連市寺內通	13. 8	7	20	航海，機關2科，年限2箇年
大連音樂學校	大連市播磨町	15. 2	4	242	本科，選科，初等，在外4科
大連技藝女學校	大連市信濃町	12. 6	13	278	本科，專攻，夜學各1年（女子）

校名	所在地	設立年月	教員	生徒	摘要
大同女子技藝學校	大連市紀伊町	15. 5	8	51	中國女子の日常手藝竝びに普通學
關東廳盲啞學校	大連市山吹町	昭 4.10	8	39	初等科6年，中等科6年，聾啞學部盲學部を設置す
大連中華青年會附設小學校	大連惠比壽町 大連市浪速町	大 10.10	18	824	尋常，高等，補習
南滿商科學院	大連市敷島町	昭 6. 8	8	44	高等商業一般
大連日華自動車學校	大連北大山通	6.12	6	29	自動車工學，自動車修理學其他を教授す
双葉學院	大連市薩摩町	7. 4	13	17	修身，營養學，保育衞生，保育概論，保育實習，音樂，其他28箇目を教授す

大同女子技藝學校 滿洲國人女子の爲家庭の向上發展を謀る目的で關東廳公認，滿洲文化協會經營の中華女子手藝學校を大正15年5月開設し，昭和7年9月滿洲國獨立の爲め大同女子技藝學校と改稱した。本科は修身，國文，日本文，數學，英文，圖畫，體操，音樂を主とし，裁縫，編物，刺繡，染色を附隨せしめ，手藝科目のみを收得する爲に選科を設けてゐる。

修業年限は共に2箇年，本科への入學資格は，公學堂(校)高等科卒業程度である。昭和7年12月1日現在教員數は專任4名，講師6名，生徒は本科47名，選科9名である。

(11) 實業補習教育

日滿兩國青少年各自の職業に必要な知識技能を授け，日常生活に必要な教育を施す目的で滿鐵が明治43年附屬地內の各小學校及び公學校に實業補習學校を附設した。學科制(普通，專門)と學年制(2年)に分かれ修業年限は6箇月を一期とし，課目の難易に依つて修業期間を一期又は數期に分けて居る。目下の處，鞍山と新京とのみが，修業年限2箇年以內の學年制を設けてゐる。

實業補習學校 （昭和7年5月1日現在）

校名	創立年月	職員數	生徒數	備考
大連	大 8. 9	13	310	
埠頭	4. 8	7	94	
沙河口	2. 1	8	197	
旅順	5. 4	3	22	
金州	3.12	4	—	
普蘭店	3. 4	3	17	
瓦房店	明 43. 4	6	64	
熊岳城	43. 4	4	19	
蓋平	43. 4	—	—	休講中
大石橋	43. 4	7	49	
營口	大 3. 5	8	53	
海城	2. 4	3	20	
鞍山	8. 8	8	70	
遼陽	明 43. 4	6	67	
蘇家屯	大 2.10	5	48	
奉天	明 43. 4	20	710	
鐵嶺	大 1. 9	6	74	
開原	明 45. 4	4	42	
昌圖	43. 4	—	—	休講中
雙廟子	大 3. 6	—	—	休講中
四平街	明 43. 6	9	78	
鄭家屯	大 7. 9	—	—	休講中
郭家店	3.12	—	—	休講中
公主嶺	明 43. 4	4	37	
范家屯	大 2.10	2	15	新京分教場
新京	明 43. 4	10	356	
哈爾濱	昭 4. 3	7	358	
本溪湖	明 44. 7	8	86	
橋頭	44. 7	6	18	
連山關	大 4. 4	4	—	
鷄冠山	明 45. 7	3	—	
鳳凰城	大 3.12	—	—	休講中
安東	6. 6	10	161	
撫順	明 43. 4	14	292	
計		192	3,257	補習學校33 分教場1

(12) 滿鐵會社補助

滿鐵會社は日語普及のため大正元年から滿洲國人初等教育機關に教員を派遣し每年多額の補助を與へてゐる。而して之等諸學校の性質程度は大略日語學堂に類するものである。又同會社は昭和2年6月15日朝鮮總督府との協定に基いて滿鐵附屬地竝びに附近に於ける下記の朝鮮人初等教育機關に經費を補助し，教員を派遣してゐる。

滿鐵會社補助學校一覽 （昭和7年5月1日現在）

	名稱	設立年月	學級數	派遣教員數	生徒數	學校總經費	會社補助
							円
滿洲國側	海城東語學舍	大 5. 5	2	60	3	6,294	6,294
	鞍山公學校	11. 6	6	411	1	7,575	7,575
	遼陽日語學校	2. 4	2	3	120	6,248	6,248
	奉天同文商業學校	明 43. 3	6	3	332	9,450	9,450
	昌圖公學校	昭 2. 4	3	1	171	2,741	3,940
	吉林同文商業學校	大 2.11	3	2	176	9,354	8,010
	安東中日懇親學堂	2. 7	3	—	97	1,360	1,224
	安東華商公立小學校	6. 2	11	—	748	7,146	3,780
	計		36	13	2,115	50,168	46,521
朝鮮人側	營口明倫義塾	昭 3. 3	3	—	107	4,215	2,600
	鞍山普通學校		2	—	91	2,300	2,000
	奉天普通學校	大 9. 1	11	2	665	20,422	16,800
	鐵嶺普通學校	6. 5	8	1	353	16,837	14,557
	開原普通學校	13. 3	7	1	328	10,421	10,421
	四平街培英學院	昭 2.10	3	—	107	3,500	3,250
	長春普通學校	大 11. 9	7	1	325	12,627	12,627
	哈爾濱普通學校	9. 9	7	1	274	11,282	10,889
	安東縣普通學校	6.11	14	—	894	23,409	18,700
	六道溝塾	12. 2	3	—	159	2,125	1,000
	鳳凰城塾	昭 3. 5	2	—	111	1,800	1,600
	安東勞働共濟夜學校	大 11. 3	3	—	123	2,093	500
	撫順普通學校	10. 7	10	1	542	15,442	14,621
	計		80	7	4,079	126,473	109,565
總計			116	20	6,194	176,645	156,086

(13) 軍事教育

滿洲に於ける軍事教育の施行は，大正14年9月から內地の例に準じて之を施してゐる。中等學校は1週3時間，野外教習は1年に4—5回擧行し，教官は駐劄軍より現役將校を配置して其任に當らしめてゐる。

(14) 青年訓練所

昭和2年5月25日勅令を以て青年訓練所に關する件公布せられ同年7月から之を實施してゐる。關東廳の教育的事務とし民政署長の管理に屬し小學校又は補習學校にて行はしむるを常例とし，長官の認可を得た滿鐵，市又は有爲の青年を使用する工場，鑛山，商店等に於ても之を行ふことを得せしめて居る。入所者は前年11月30日に於て16歲以上17歲未滿の者とし訓練期間を4箇年と定めて居る。目下實施のものは旅順，大連常盤，大連大廣場，大連育成，沙河口，瓦房店，鞍山，遼陽，奉天，鐵嶺，四平街，撫順，新京，安東の14箇所である。

(15) 教育助成機關

兒童奬學資金 大正13年1月，今上天皇陛下御成婚當時一般兒童奬學の思召を以て關東廳に御下賜の2萬圓を基金とし14年4月恩賜財團兒童奬學資金を設けた。15年度から其の利子7千圓を以て事業を開始し小學兒童文庫補助，貧困兒童の學費補助，特殊學校補助，鮮人學校（昭和5年度は12校2,425圓）等の補助をなし相當の成績を擧げてゐる。然し同資金設置の主眼たる小學校貧困兒童の學費補助は恩典に浴すべきものが少いので，昭和2年度からは範圍を擴げて中等學校生徒達に對する補助をもなすに決し，日本人月額10圓，滿洲國人月額5圓とし希望者は學校長を經て關東廳に出願す

ることになつてゐる。

滿鐵奬學資金　滿鐵は創業20週年記念事業として昭和2．3兩年度から百萬圓を醵出して滿鐵奬學資金財團法人を設けることとなり昭和2年9月關東廳の許可を得，翌年4月から事業を開始した。本財團は詮衡委員會で詮衡決定したるものに奬學金を給與すること，又此の恩典に浴するものの範圍は滿鐵社内外を問はず在滿邦人竝びにその子弟に解放してゐる。

昭和7年4月末に於ける支給人員184名で中等學校54名年額7,740圓，專門學校65名同21,234圓，高等學校及び大學豫科28名，同7,980圓，大學37名同16,860圓，研究生9名同11,072圓で，留學生は本年度は1名もゐない。

大連奬學會　（大連小崗子公學堂内）大正10年10月大連民政署管内の初等教育及び學事關係者に依つて教育の改善進歩竝びに社會の教化を企圖せんがため自發的に組織され役員は會長副會長及び理事25名を置いてゐる。

金州奬學會　（金州民政署内）大正9年5月28日金州奬學會の名の下に金州，普蘭店，貔子窩の3支會を以て組織し地方官民の盡力と各會有識者多數の贊助を得て忽ち1,600餘名の入會者を得，同年9月28日役員の選任を終り，10月8日發會式を擧げた。爾來各支會夫々各地方の實狀に鑑み適當な事業を爲すと共に又一面金州奬學會として各支會の統一制御に任じつゝあつたが，大正13年12月各支會の便宜を顧慮し，各支會を獨立經營せしめた。事業として教育に關する運動，學資の貸與及び補助，善行者節婦表彰，講演會等をなす。

普蘭店奬學金　（普蘭店民政署内）大正9年10月8日金州奬學會普蘭店支會として設立し，大正12年4月1日から分離獨立した。事業として學校教育，社會教育，講習視察，教育其他公共事業功勞者竝びに德行者の表彰，教育上必要なる施設等をなす。

新京奬學會　（新京滿鐵地方事務所）故土橋大次郎氏の遺志により，大正9年6月29日財團法人として設立し，新京各種學校の生徒で，將來有爲の者に學資の貸與若くは給與をなし，一方會社，銀行，商店等の被傭人の德行者を表彰するを其主なる目的としてゐる。

旅順興文會　（旅順民政署内）大正8年3月管内の普通學堂教員を以て組織し，普通學堂教員研究會の名稱の下に當時西山民政署長を會長とし，專ら普通學教育の改善振興を圖りつつあつたが，大正9年4月に小學校及び公學堂教員を加へ，會名を興文會と改め，大正11年6月更に從來の教育者以外に廣く一般有志を加へ組織を改め目的を擴張して，昭和5年1月會名を旅順興文會と改めた。講演，講習會，研究會，體育會等を開催し圖書を發行して教育の改善に努力して居る。

教科書編輯部　（大連市兒玉町）南滿洲教育會教科書編輯部は大正11年關東廳と滿鐵會社の共同經營になるもので滿洲國人教育のため教科書編纂，邦人生徒の特殊の補助材料の編輯を爲しつゝあるが，滿洲に於ける日本人小學校の理科の如きは同部の手で編纂されるものである。

滿鐵會社から派遣してゐる職員數は6名で，現在迄編纂した教科書及び教授用書籍は小學校用9科27册，公學堂（校）其他中國人學校用11科83册に及んでゐる。

教育方針の改革　滿洲事變勃發に次ぐ滿洲國の建國により滿洲の新事態はこゝに姿を一變し，これに伴つて滿洲各地日本人各學校の教育方針についても根本的に方向轉換をなすべき必要が生れて來た。即ち事變前極端な排日教育を施してゐた舊張學良政權に對しての教育方針と，日滿親善，日滿協調を使命とする滿洲國に對する教育方針とは必然的に變化を伴ふもので，勿論滿洲諸學校では新情勢に適應してそれぞれ親善國に對する最適の教育方針を施しつゝあるが，それ等の間には統一した教育方針もなくこれに對する指導精神も授けられてゐない實狀にあり，このため滿鐵地方部學務課では滿鐵經營各學校に對し統一した教育方針を定め指導精神を授けて根本的な教育方針の改革を期し着々研究中で近く滿鐵職制改正による地方部管轄理事および部長の任命を待つて部長に本案を提出，早急に方針の大改革をなすべく計劃中である。而して改正の要點は（1）更に滿洲語の普及をはかり日滿親善を期す（2）從來滿洲の兒童は怠け者と言はれてゐたがこれに勤勉の習慣をつけ滿洲土着の精神を養ふ（3）日滿協調のうへから協調精神國際精神の教育を重んず，等の諸點とされてゐる。尚こゝに注目すべき事實としては更にこれを全滿的に統一すべきであるとする輿論が高く，また單なる方針のみではなく教育制度についても根本的な改正をなし完全に教育機關を統一して滿洲國との關係を密接にならしむべきとの説も有力で既に關東廳でも下調査に着手した模樣であるが，これ等の統一には全滿各方面の各種團體（商工會議所，各團體，新聞社等）代表者を網羅する大委員會を設置して滿洲國獨自の教育制度方針を確立すべきであるとの説が最有力である。

（三）社會教育機關

（1）關東廳圖書館

大正7年10月旅順千歲町（舊露淸銀行跡）關東都督府博物館分館に設置した關東都督府圖書閲覽場が本館の濫觴である。大正10年之を關東廳博物館本館内に移し圖書部と稱したが，其後規模を擴張する必要を認めて，大正14年11月現在の松村町に移轉し博物館圖書部と稱することになつた。爾來鋭意圖書の蒐集に努め昭和2年4月關東廳博物館附屬圖書館と改稱し，昭和3年7月閲覽規程の公布と共に圖書の帶出を開始し，同年10月舊市街に帶出圖書派出出納所を設置し該地方の利便に資してゐる。昭和4年4月廳令により更に關東廳圖書館と改稱し博物館から分離し，廣く一般の閲覽參考に供してゐる。尚豫ねて增築中の最新式洋式三階建の書庫は昭和5年8月竣成した。

（2）滿鐵圖書館

圖書館が社會教育の有力なる機關にして，又圖書館が學校教育其のものの補助協力の機關として缺くべからざるを認め滿鐵會社は明治40年に大連に，同43年に奉天に各參考圖書館を設置せしを始として漸次沿線主要地に通俗圖書館を設置し，社員竝びに一般讀者の閲覽に供することとなつた。而して通俗圖書館を設置してゐるのは，21館で藏書册數總計45萬册を超え1箇年の登館延人員は100萬に垂んとしてゐる。之等各圖書館には圖書館讀書會を組織し每月一定の會費を徵收し會員に對し其の希望する所の圖書を配付し，居ながらにして自由讀書を便を圖つてゐる。同圖書館の特色たる巡囘書庫制度は圖書館所在地以外の中間驛，小學校分教場或は吉林，洮南，鄭家屯をはじめ，遠く海龍，齊々哈爾，滿洲里に及び，現在巡囘箇所數約2百，運轉實册數1萬3千册にして一般の閲覽或は貸出を爲してゐる。

尚滿鐵直通列車には列車文庫を備へ其の數15箇列車に及んでゐる。

滿鐵圖書館一覽表

（昭和6年度末現在）

館名	閲覽料	藏書冊數	閲覽人員 總數	閲覽人員 1日平均	閲覽冊數 總數	閲覽冊數 1日平均	開館日數
大連	663.24	177,881	54,941	167	61,494	188	329
日本橋	201.10	9,488	36,495	110	45,692	138	331
伏見臺	403.20	7,215	51,058	154	90,072	272	331
近江町	73.30	4,763	18,875	66	25,977	90	288
埠頭（日出町）	900.40	9,788	72,898	253	74,649	259	288
沙河口	1,382.30	12,968	60,588	185	80,580	246	328
南沙河口	136.10	5,099	20,281	71	24,930	87	285
瓦房店	854.90	9,131	32,339	115	56,890	202	281
大石橋（海城）	822.30	9,060	33,263	118	86,236	305	283
營口	554.20	7,514	26,765	96	61,812	221	280
鞍山	1,097.20	12,398	52,790	187	87,943	310	284
遼陽	580.60	8,953	28,142	97	53,203	183	290
奉天	393.18	54,577	54,640	163	113,618	339	355
奉天八幡町	441.20	7,745	30,206	105	50,692	175	290
鐵嶺	425.70	8,929	25,124	92	56,978	209	273
開原	544.20	8,916	32,524	177	50,844	113	288
四平街	379.40	7,661	21,734	76	36,439	125	291
公主嶺	413.60	7,756	15,452	53	30,687	105	292
新京	1,499.40	15,011	73,014	235	121,289	390	311
撫順	1,939.90	22,166	85,784	265	119,173	368	324
本溪湖	308.40	7,030	21,130	72	30,897	105	294
哈爾濱	348.10	23,648	19,246	70	41,688	153	273
安東（鷄冠山）	1,486.20	13,970	66,619	231	71,678	248	289
合計	15,818.12	451,667	933,908	136	1,473,461	215	298

（3）關東廳博物館

舊滿蒙物產館と稱し大正6年4月1日旅順松村町に開館したが，同7年11月現在の大迫町に移轉し，翌8年4月關東廳に依り關東廳博物館と改稱した。本館，紀念館の2館に分かれ，別に附屬植物園（後樂園內）がある。滿蒙に於ける學術技藝其他の參考資料を蒐集保存して公衆の觀覽に供し一般の知識及び趣味の向上を圖り兼て學術研究上に必要な資料を供給するを目的とし，本館を動物，植物，水產，鑛物，風俗，考古，陶磁器，參考の各部に分け，就中考古，陶磁器部は滿支全土に亙つて資料を仰ぎ特色あるものである。其他先史時代の遺物，有史時代の遺物を陳列してゐる。考古品中には大谷光瑞師の蒐集した支那，西藏，印度の貴重品7,500餘點があるが，昭和4年9月師は之等の全部を同館に寄附されることになつた。紀念館は旅順要塞戰に關する戰爭紀念品を蒐集し當年の苦戰の跡を追憶せしむると共に戰史研究に資せしめてゐる。昭和6年末に於ける陳列品點數を擧ぐれば本館75,126，紀念館2,489である。

尙ほ昭和5年10月支那及び滿蒙に於ける特色のある動物のみを網羅する附屬動物園を設置して一段と光彩を放つてゐる。

年次	本館 開館日數	本館 閲覽人數	紀念館 開館日數	紀念館 閲覽人數
昭和6年	329	68,641	329	30,968
昭和5年	330	61,749	331	52,410
昭和4年	330	68,400	330	39,105

（4）滿蒙資源館

滿蒙資源館は當初滿蒙物資參考館の名稱を用ゐてゐたが昭和3年11月現在の滿蒙資源館と改稱したものである。同館は滿鐵會社の經營に係り，大正15年10月5日を以つて一般に公開せられたものである。

主として滿蒙に於ける資源の實狀を具さに紹介して，其利用開發に資すると共に產業の振興發達に寄與せんとし，併せて滿蒙に對する常識の普及，科學智識の向上を目的とするにある。

從つて其主旨を達するため滿蒙の自然資源を鑛產，農產，畜產，林產，水產等に概括分類して是等の實物標本を初め，模型圖表等を蒐集作製して，之に適切なる說明圖解を與へて陳列すると共に，其等の加工品は素より參考品として日本，朝鮮，支那及び遠く歐米品をも蒐集し滿蒙の原產品に對照配列して其主旨の諒解に便ならしめ，尙又是等の基礎的或は學術的研究の一般をも併せ示して其目的の達成に努めて居る。從つて同館には自然資源の標本は網羅し盡して居るのみならず世界的に珍奇とせらるる標本も尠くない。

尙此外標本類の貸出，各種資源の提供，照會に對する應答，印刷物の發行等の事務をも處理して居る。

（二）刊　行　物

出版物取締　明治41年10月內地現行新聞雜誌法を參酌し一般に命令條項の改正を爲し稍取締法規の實質を具備するに至つたが，今尙一貫した出版法規の制定はない。而して現在は廳令に依る營業取締規則に基き出版物發行に關する命令條項，豫約出版に關する命令條項，大正14年廳令第30號普通出版物取締規則，同第31號關東州及び南滿洲鐵道附屬地に輸入若くは移入する出版物取締規則並びに刑法，治安警察法，警察犯處罰等の諸法規中に散在する諸規定を以て之が取締をなしてゐる。

出版手續　內地に於ける現行出版法並びに新聞紙法は檢閱主義又は許可主義を採用せずして自由主義又は屆出主義を採用してゐるが故に，新聞紙又は普通出版物の發行に關しても出版の許可又は事前の檢閱を必要としないが，關東廳管內に於ては廳令に依る營業取締規則にて新聞雜誌の發行は關東長官の許可を必要としてゐる。普通出版物に就ては大正14年5月27日廳令第30號を以て普通出版物取締規則を制定し從來新聞雜誌の發行と同樣，之が發行に就ては許可を必要としたのを改めて內地同樣に屆出主義を採用したのである。然れども代金の全部又は一部を前收し，その出版物の豫約契約を爲さむとする時は豫約出版物として營業取締規則に依り許可を要することになつて居る。

新聞　滿洲に於ける邦人經營の新聞は古く日露戰爭以前に「營口新聞」が斯界の草分をなしたが，日露戰爭の勃發で休刊してしまひ，次に發刊されたのが明治38年に矢張り營口で「滿洲日報」といふ新聞である。而して明治39年軍政署の撤退引揚げと共に凋落の時期が到來し遂に半歲にして廢刊した。一方大連に於ては明治38年10月25日末永純一郎氏が遼東新報を發行し，次で40年11月3日滿洲日日新聞の發行あり，41年10月18日金子平吉氏は日支融和の機關として漢字新聞泰東日報を發行した。大正元年8月5日には初めて唯一の英字新聞マンチユリア・デーリーニユースが生れた。當時領事館內に於ては奉天に漢字新聞盛京時報（明治39年10月3日創刊）營口に邦紙滿洲新報（明治41年1月15日創刊）安東に安東新報（明治39年10月創刊）等殆んど同時に發行せられたが，盛京時報は大正10年7月，滿洲新報及び安東新報は共に大正12年11月，營口，安東居留地の鐵道附屬地內に移つた。昭和2年11月15日から滿洲日日と遼東とは合併して滿洲日報を發行したので古い歷史を有する二新聞はなくなつた。斯くして20餘年文化の進展と人口增加に伴ふ言論機關の膨脹

は夥しいものであつた事は言を俟たない。

通信事業　滿蒙は政治外交及び經濟に密接な關係があるので，內地の大通信社は滿洲各地に支社又は通信員を置いて迅速な報道に努めてゐる。今此等の支部を示せば下の如くである。

大連	電通	大正9年8月	創立
同	帝國通信	13. 3	同
大連	日滿通信	10. 4	同
同	聯合通信	15. 6	同
同	商業通信	13.12	同
奉天	奉天電報通信	11. 6	同
同	商業通信	10.12	同
安東	同	12.12	同
新京	同	12.11	同
開原	同	13.10	同

時事掲載出版物調

（昭和7年10月末現在）

地域別	新聞			通信		雜誌				合計
	邦字	漢字	英字	邦字	漢字	邦字			英字	
	日刊	日刊	日刊	日刊	日刊	週刊	月刊	其他	月刊	
大連	2	2	1	5	—	3	12	4	1	30
小崗子	—	1	—	—	—	—	1	1	—	3
沙河口	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
營口	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
鞍山	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
奉天	6	1	—	5	1	—	3	1	—	17
四平街	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
撫順	1	1	—	—	—	—	1	—	—	3
本溪湖	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
安東	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
新京	3	—	—	1	—	—	3	—	—	7
旅順	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
計	18	5	1	11	1	3	20	8	1	68

定期出版物調

（昭和7年10月末現在）

地域別	有保證	無保證								合計
		新聞			通信	雜誌				
		日刊	週刊	其他	日刊	週刊	旬刊	月刊	其他	
旅順	1	—	—	—	—	—	—	8	4	13
大連	30	22	—	3	2	12	5	59	23	156
小崗子	3	2	—	—	—	—	1	9	4	19
沙河口	1	—	—	—	—	—	—	5	8	14
貔子窩	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
大石橋	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
營口	1	—	—	—	1	—	—	2	—	4
鞍山	1	—	—	—	—	—	—	2	3	6
遼陽	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
奉天	17	—	2	—	—	—	—	9	7	35
開原	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2
四平街	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
公主嶺	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
撫順	3	—	—	—	—	—	—	2	2	7
本溪湖	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1
安東	2	2	—	—	1	—	—	3	2	10
新京	7	—	1	1	1	—	—	2	1	13
計	68	28	3	4	6	12	6	100	55	285

日本側發行時事掲載出版物一覽表

（昭和7年10月現在）

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
滿洲日報	大連	日刊	明治38.10.15	鈴木　昇
大連新聞	同	同	大正 9. 3.11	寶性　確成
電通	同	同	同 9. 8.24	光永　星郎
日滿通信	同	同	同 10. 4.25	津上　善七
帝國通信	同	同	同 13. 3. 6	山口　忠三
聯合通信	同	同	同 12.10.15	長澤千代造
大連商況通信	同	同	昭和 3.10.16	井口　陸造
滿洲報	同	同	大正11. 7. 3	西片　朝三
泰東日報	同	同	明治41.10. 8	阿部　直言
マンチユリヤデリニユース	同	同	大正 1. 8. 5	濱村　善吉
滿洲タイムス	同	週刊	同 10. 8. 3	由井濱權平
週刊極東	同	同	同 13. 6.25	吉田　親數
滿洲評論	同	月刊	昭和 6. 5.27	小山　貞知
大陸	同	同	同 2. 3.29	森　宜次郎
滿洲公論	同	同	同 11. 7. 4	早川巳之利
新天地	同	同	同 10. 1.19	中村　芳法
滿鮮	同	同	同 2.10. 6	伊藤　時雄
滿蒙	同	同	大正 9. 8.18	石田　貞藏
滿鐵調査月報	同	同	同 14. 7. 2	安富　商二
滿蒙研究	同	同	昭和 4. 8.13	寶性　確成
ソヴエート聯邦事情	同	同	同 5. 5. 9	安富　商二
關東州水產會報	同	同	同 2. 5.23	村上庄三郎
大連時報	同	同	大正11. 7. 7	齊藤　光廣
マンチユリヤ，デリニユース マンスリ，サプリメント	同	同	同 13.10. 8	濱村　善吉
法律時報	同	月 2	同 13. 5.14	大內　成美
協和	同	同	同 5. 1.21	城所　英一
勞務時報	同	同	昭和 5.12.27	堀　義雄
大同文化	同	同	大正11. 3.28	石田　貞藏
關東報	同	日刊	同 8.11.24	市川　年房
滿洲之水產	同	月 3	昭和 2. 4.19	加藤巳之七
滿蒙評論	同	月刊	大正 4. 7.10	高橋　德夫
東方パンフレツト通信	同	月 4	昭和 5.12.27	船橋半三郎
滿洲新報	營口	日刊	大正12.11.27	小川　義和
奉天新聞	奉天	同	同 13. 7.24	小笠原俊三
奉天滿洲日報	同	同	同 10. 9. 1	山口　源二
大阪朝日新聞滿洲號外	同	不定期	昭和 6.12.28	武內　文彬
大阪每日新聞滿洲號外	同	同	同 7. 1.13	三池亥佐夫

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
盛京時報	奉天	不定期	大正10. 7.21	染谷保藏
電通	同	同	同 14. 3.16	大西秀治
商業通信	同	同	同 10.12.26	平手議一
滿洲通信	同	同	昭和 2. 5.31	藤曲政吉
奉天電報通信	同	同	大正11. 6.14	渡邊義一
聯合通信	同	同	昭和 4. 7.23	佐々木健兒
遼寧通信	同	同	同 6. 5.27	都甲文雄
奉天商工月報	同	月刊	大正13. 5.17	野添孝生
日華	同	同	昭和 4. 8.13	末光源藏
滿洲及日本	同	同	同 5.12.27	彌永茂太郎
滿洲日報號外	同	不定期	同 7. 3.26	山口源二
大滿蒙	同	日刊	同 7. 9. 3	大石常松
四洮新聞	四平街	同	大正 9. 8.18	櫻井敎輔
撫順新報	撫順	同	大正10. 2.14	窪田利平
撫順民報	同	同	昭和 6.12.26	同
月刊撫順	同	月刊	同 3. 7.14	城島德壽
安東毎日新聞	本溪湖	日刊	大正15. 8.25	伊藤唯龍
安東新報	安東	同	同 12.11. 3	川侯篤
國境毎日新聞	同	同	昭和 2.11.25	吉永成一
長春實業新聞	新京	同	大正 9. 4.20	十河榮忠
新京日報	同	同	同 9.4 .20	箱田琢磨
滿洲日報長春號外	同	同	昭和 7. 3.15	南里順生
滿洲改造	同	月刊	同 7. 6. 6	高木翔之助
電通	同	日刊	同 7. 6. 6	吉川義章
長春商工會議所調査彙報	同	月刊	同 7. 9. 7	大垣鶴藏
滿洲寫眞タイムス	大連	同	昭和 7. 4. 9	飯盛信一
大連商工月報	同	同	大正 4. 8. 6	藤田臣直
滿日調査通報	同	同	昭和 7. 6.16	佐賀秀雄
滿鮮經濟	同	同	同 3. 6. 1	西川國一
鞍山日日新聞	鞍山	日刊	同 7. 6.16	藤沼禧一郎
新京	新京	月刊	同 7.10.15	渡邊義一
白玉	旅順	月刊	同 7. 2. 9	濱田泰次郎
姫百合の園	同	同	同 7. 2. 9	岡田米太郎
映樂ニユース	大連	週刊	同 7. 2. 9	中村宗七
帝國館新聞	同	月 2	同 7. 2.25	中野常助
旅	同	隔月	同 7. 3. 8	藤崎薰二
金光敎滿洲青年	同	月刊	同 7. 3.15	鈴木淳二
近江洋行ニユース	同	奇數月	同 7. 3.17	河合義雄
文泉	同	月刊	同 7. 3.26	羽野信次

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
Landing & Shipping Reports	同	日刊	昭和 7. 4. 4	古谷藤四郎
赫い夕陽	同	月刊	同 7. 4.16	增田格
滿蒙經濟評論	同	同	同 7. 3.26	豐田志義人
國語と敎育	同	同	同 7. 6.16	政本勇
轎車	同	同	同 7. 6.16	原田原
全滿洋食調理師交睦會々報	同	同	同 7. 7. 2	古川常次歡
滿洲戰蹟案內	同	同	同 7. 7.20	伊東長三郎
業務改善資料	同	同	同 7. 7.20	西田猪之輔
日滿商品仕入案內	同	隔月	同 7. 8.18	佐々木三郎
文學	同	年 4	同 7. 8.29	青木實
日滿興信所所報	同	日刊	同 7.10.12	田中宇一郎
マンチユリアステユウデント	同	月刊	同 7. 3.26	青山捨夫
伏水會々報	同	年 4	同 7. 3.29	吉浦壽
滿洲商工時報	同	月刊	同 7. 7.27	友次常吉
Golf in Manchuria	沙河口	同	同 7. 8. 8	平野博三
鞍山高野山時報	鞍山	同	同 7. 4. 6	甲元豐順
光之民	同	年 3	同 7. 7. 8	三上登
遼陽分會報	遼陽	月刊	同 7. 5. 2	細矢權吉
醫學原著索引	奉天	同	大正13. 8.12	成田昌德
滿蒙地理歷史	同	年 2	昭和 7. 8 .8	池上等
曠原	同	月刊	同 7.10. 4	佐藤方平
滿蒙時報	安東	月刊	同 7. 4.12	足立嚴
滿洲國政府公報日譯	新京	隔日	同 7. 6.16	新井宗光
高粱	同	月刊	同 7. 7.27	新井宗光

日本側發行定期出版物一覽表

（時事を揭載せざるもの 昭和7年10月末現在）

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
南滿敎育	旅順	月刊	明治42.10.25	吉野保一郎
靈陽	同	年 2	同 44. 8.17	飯島平治
祖國の光	同	月刊	大正 7. 2. 5	今村重親
旅順農會報	同	同	同 12.10.20	中野慶次郎
靈南敎育	同	同	同 15. 9. 8	外池平
はんまう	同	年 6	同 15.11.19	高野正夫
警察協會雜誌	同	月刊	昭和 2. 4. 5	土屋於菟熊
うづら	同	年 3	同 2.12. 2	飯島平治
塔影	同	月刊	同 6. 7. 4	光岡慈昭
南滿獸醫畜產學會雜誌	同	年 4	同 6. 7.18	神崎係助
滿洲土木建築業協會報	大連	年 6	明治41. 8. 5	大島大平

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
滿鮮旅行案內	大連	月刊	明治42. 2. 9	村松竹一郎
海友	同	同	同 43. 4. 7	袴田可坪
滿洲重要物產商況日報	同	日刊	大正 2. 7.28	照井長次郎
滿洲經濟時報	同	月刊	同 9.4 .20	根來琵
滿洲興信公所日報	同	日刊	同 9. 9.14	松村久兵衞
日淸興信所內報	同	同	同 9.11. 6	有田梅之丞
鐵道之研究	同	月刊	同 10. 1.19	青柳亮
滿洲建築協會雜誌	同	同	同 10. 3.17	石田茂
螢雪	同	同	同 10. 5.10	森富男
大連株式商品日報	同	日刊	同 10. 5.25	森軍治
滿洲寫眞通信社	同	不定期	同 10. 7. 6	萩野順次
白道	同	月刊	同 10.11.17	吉武堯雨
泰東興信公所日報	同	日刊	同 11. 3.27	佐藤長治
滿洲婦人新聞	同	月 3	同 12.12.26	保科喜代次
中日實業興信日報	同	日刊	同 11.11. 6	筒井小八郎
滿洲醫學雜誌	同	月刊	同 12. 1. 6	村上純一
南滿青年	同	同	同 12. 3. 9	稻葉好延
やよひ	同	同	同 12. 6.14	鎌田勇
中華藥報	同	同	同 12. 7. 3	松澤萬三人
あかしや	同	年 2	同 12. 7.16	鈴木銀作
保護者會報	同	同	同 13. 3.18	守田彥三
大廣場敎育	同	年 3	同 13. 3.31	鈴木銀作
滿洲技術協會誌	同	隔月1回	同 13. 5.13	湯淺三二郎
亞東印書輯	同	月刊	同 13. 7.29	田中周治
亞東	同	同	同 13. 9.11	同
こひつじ	同	年 4	同 13.11.14	灘波半三郎
大連青年	同	月刊	同 13.12.26	ホール、エツチ、バーゴー
大連取引所先物取引賣買殘玉日報	同	日刊	同 14. 1.10	萩原哲藏
滿洲遞信協會雜誌	同	年 6	同 14. 1.23	花澤儀助
大連園藝會報	同	月刊	同 14. 1.29	栗木榮太郎
週報大日活	同	通刊	同 14. 3.25	長次郎吉
Weekly Takara	同	同	同 14. 3.31	平田貞助
滿洲入札通信	同	日刊	同 14. 3.31	早川己之利
錢鈔日報	同	日 2	同 14. 4. 2	宮軒友次郎
山田現株日報	同	日刊	同 14. 4. 2	山田柳治
大連錢鈔日報	同	同	同 14. 4. 2	山田三平
錢鈔相場日報	同	同	同 14. 4. 2	加藤喜代次郎
永順錢鈔日報	同	同	同 14. 4.10	太田伊之助
大連錢鈔取引行市表	同	同	同 14. 4.10	夏玉衡

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
松竹ニユース	大連	週刊	昭和 6.12.28	南信次
泰記相場日報	同	日刊	大正14. 4.22	井上重明
泰信日報	同	日 2	同 14. 4.27	藤田溫二
滿洲經濟統計月報	同	月刊	同 14. 6.19	安富商二
是城	同	同	同 14.10.16	慶田義彥
支那鑛業時報	同	年 4	同 14.10.16	木村六郎
南山麓	同	年 3	同 14.11. 6	柿野三郎
電華	同	月刊	同 14.11.24	高橋仁一
中日經濟通信	同	日刊	同 14.11. 4	天羽安次郎
統計月報	同	月 2	同 15. 3. 3	星菊治
大連市公報	同	月 3	同 15. 3.31	眞鍋良助
春日の學園	同	年 3	同 15. 5. 6	高橋司
愛兒と家庭	同	月刊	同 15. 5.11	柿野三郎
滿洲菓子食料新報	同	同	同 15. 6.28	森田富義
組合時報	同	不定期	同 15. 8.25	萩原哲藏
檢友	同	年 2	同 15.11. 5	種村吉衞
組合報	同	月刊	昭和 2. 1.13	脇田同
滿洲重要物產月報	同	同	同 2. 3.25	照井長次郎
靑陽	同	年 4	同 2. 4.21	岩岡俊一
聲	同	月刊	同 2. 6.16	小黑馨
帝國在鄉軍人大連第二分會會報	同	隔月	同 2. 6.23	吉賀元
靑泥	同	月刊	同 2. 8.13	長谷川春之助
會報	同	同	同 2.12. 2	岩井勘六
滿洲日報社報	同	同	同 3. 2. 1	鈴木昇
直目	同	年 6	同 3. 6.13	早川國興
合萠	同	月刊	同 3. 6.27	西田猪之輔
滿洲鄉土	同	同	同 3. 7. 2	湯淺三二郎
海上人	同	年 6	同 3. 7. 2	湯本勇之助
パテー、マンシウ	同	隔月	同 3. 8.17	淺田新之助
大連海事日報	同	日刊	同 3. 6.25	古谷藤四郎
大連建築現業員組合報	同	月刊	同 3.10. 4	大內成美
滿洲輸入組合聯合會々報	同	同	同 3.10. 4	中村太郎
農業の滿洲	同	同	同 3.11. 9	香村岱二
滿洲女子青年	同	同	同 3.11.30	森田拓志
嶺前	同	同	同 3.12.14	春日兼三郎
支那研究	同	同	同 4. 1.21	上石丸甫
ダイアグラム	同	日刊	同 4. 3.25	大久保保
滿洲短歌	同	月刊	同 4. 3.30	城所英一
書香	同	同	同 4. 4.27	柿村介

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
旬報	大連	月 3	昭和 4. 6.26	有倉 善次
南滿洲鐵道株式會社々報	同	日刊	同 4. 9.11	淸水 三郎
南滿電氣株式會社々報	同	月 3	同 4. 9.28	高橋 芳藏
家庭と瓦斯	同	月刊	同 4.11.15	後藤 末男
汽車時間表	同	同	同 4.11.27	齋藤 喜八
滿洲電氣協會々報	同	年 5	同 4.12. 4	幸村 必
Tourist Bulletin	同	月 2	同 4.12.24	齋藤 善八
童心行	同	月刊	同 4.12.27	赤塚吉次郎
萬玉洋行商報	同	同	同 4.12.27	萬玉惣太郎
經濟統計月報	同	同	同 4.12.28	藤田 臣直
大連貸家貸間ニュース	同	隔日1回	同 5. 5.12	黑木 淸行
大連取引所相場日報	同	日刊	昭和 5. 8. 1	萩原 哲藏
運動と趣味	同	月刊	同 5.12.27	長澤千代造
銀と國際爲替	同	同	同 5.12.27	合原 二郎
滿洲通信俳句	同	同	同 6. 3.20	寺內 豐
丸山洋行建築材料商報	同	同	同 6. 3.20	丸山淸次郎
滿洲社會事業	同	同	同 6. 4.16	山中 德二
滿洲福音ニュース	同	同	同 6. 4.17	稻葉 好延
電氣ニュース	同	同	同 6. 5.23	栗山 藤二
明萠	同	同	同 6. 6. 3	高取 新吾
滿洲	同	同	同 6. 6. 3	高山 謹一
十字路	同	同	同 6. 6. 3	江副 藤圓
家庭的電氣	同	同	同 6. 6. 5	栗山 藤二
有價證券現物仲値段表	同	日刊	同 6. 6.22	小口 術
業務の友	同	隔月	同 6. 6.22	西川 總一
大連案內社旬報	同	月 3	同 6. 7. 3	飯田 昇
神の道	同	月刊	大正13.11.13	松山 理三
遼東詩壇	同	同	同 15.2. 27	田岡 正樹
南滿工專時報	同	同	同 2. 6.10	大塚曾一郎
常盤座週報	同	月 6	同 4.12.24	小泉 友男
女性と滿洲	同	月刊	昭和 2.10.11	高塚 源一
善鄰	同	同	同 5. 8. 2	中谷 鹿二
松尾債券時報	同	同	同 5.12.27	松尾 盛男
國際興信所々報	同	日刊	同 6. 3.14	高橋 德夫
亞細亞大觀	同	月刊	大正13. 7.15	橋詰 定喜
大連商業興信所日報	同	日刊	同 14. 3.31	德三 俊雄
滿洲寫壇	同	月刊	昭和 6. 9. 3	靑山 捨夫
滿洲大連沙河口實業會時報	同	年 2	大正14. 7.14	小田 紙

題號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
大正	大連	年 2	同 14.10.26	湯目 文雄
學校と家庭	同	年 5	同 14.10.26	高本 寅喜
聖德	同	年 3	昭和 2. 8.19	松原 斧吉
于城	同	隔月	同 3. 1.12	高橋源兵衞
靑訓健兒	同	年 10	同 4. 1.25	高本 寅喜
支那白菜研究所報	同	月刊	同 4. 3.22	荒木 正信
石川誠光堂ニュース	同	同	同 4. 8.22	石川良三郎
鄉土滿洲	同	同	同 4. 6.12	石森 延男
しもふじ	同	年 2	同 6. 3. 20	古川 純義
平原	同	月刊	同 4. 3. 25	岡村淸太郎
大連海友會々報	同	同	同 6. 6. 3	石川良三郎
興亞	同	同	同 2.10.14	吉野信太郎
ちから	貔子窩	隔月	同 4.12. 4	中山右三郎
大石橋學校だより	大石橋	年 3	同 4.10.22	谷口 良友
妙光	營口	月刊	大正12.12.26	岡松 乾丈
營口商業會議所報	同	同	昭和 2. 4. 8	日下 淸凝
商業通信	同	日刊	同 4. 8. 1	飯野卯一郎
鐵魂	鞍山	月 2	大正 9. 9. 7	右近 又雄
鞍山鐵鋼會雜誌	同	3箇月1回	同 10. 4. 1	久留島秀三郎
鞍山春秋	同	月刊	昭和 3. 5. 9	中牟田喜一
奉天商工新報	奉天	月 2	大正11. 3.31	有川 藤吉
東亞興信公所週報	同	週刊	同 11. 5.31	尾崎 濟
松之綠	同	年 2	同 13. 4. 2	白根 卓
有終	同	同	同 14. 4. 7	明田 勝
奉天興信所內報	同	週 2	同 15. 6.25	佐々木孝三郎
社團法人全滿洲米穀同業組合旬報	同	月 3	昭和 2. 1.31	萩原 昌彥
大東	同	月刊	同 2. 6.22	藤永 彰隆
滿洲藥報	同	同	同 2. 9. 2	榊原 勝治
昭和興信所內報	同	週 1	同 3. 4.27	赤塚 貞靖
月報	同	月刊	同 5.12.27	明田 勝
㒵富久	同	同	同 6. 2.27	寺尾節治郎
滿洲聖戰	同	同	同 6. 3. 5	林 三善雄
MUKDEN ROTARIAN	同	同	同 6. 3.20	高橋 淸一
山楂子	同	月刊	同 6. 5. 5	志和 俊陽
炭の光	撫順	同	同 3. 7.14	佐藤 哲雄
永安	同	年 3	同 3.11. 7	澁野多賀次
撫順圖書館報	同	月刊	同 5.12.27	大佐三四五
安東經濟時報	安東	同	大正13. 3. 5	新田 忠平
商業通信	同	日刊	同 12.12.12	平松 穗

題　　號	發行地	發行期日	創刊年月日	發行人
滿洲特産安東通過日數	安　東	日　刊	昭和 4. 7.31	李　赫　鎬
安東取引所月報	同	月　刊	同　5. 5.12	杉山　正夫
安東取引所日報	同	日　刊	同　5. 5.12	原田　市松
青　　薫	同	年　3	同　5.12.27	小池　政吉
や　ま　と	同	年　4	同　6. 6. 3	大林惠美四郎
開原實業時報	開　原	日　刊	大正11.12. 5	篠田仙十郎
商業通信	同	同	同　13.10.21	西篠　德重
公主嶺商報	公主嶺	同	同　9. 3. 9	山邊繁太郎
長春經濟內報	新　京	週　刊	昭和 2. 9.28	淸水　赤一
商業通信	同	日　刊	同　5.12.27	藤田　藤助
學校通信	同	年　5	同　5. 8. 1	瀨川　順平
健　　兒	同	月　刊	同　6. 2.27	竹下　國雄
靈　　光	大　連	同	同　6.11.16	柴田　博陽
日活館ニュース	同	週　刊	同　6.12.15	中野　常助
鐵道統計月報	同	月　刊	同　6.12.15	江川　一三
大　　業	同	同	同　6.12.26	吉田　潔
蝸　　牛	同	隔　月	同　6.12.26	諸谷司馬夫
啓　　明	奉　天	年　4	同　6.12.15	鈴木秀四郎
コドモ滿洲	撫　順	月　2	同　6.12.15	城島　德壽

(三) 宗　　教

(一) 在來の宗教

由來と現狀

概　況　支那在來の宗教は道教，佛教，儒教，回々教，喇嘛教にして何れも幾百千年の歴史を有し民族的社會的政治的に又教育的にも密接な關係がある。此の五宗教が今尙支那4億萬民の精神を支配し，就中儒教は古來知識階級に尊崇され，道教は民衆的宗教として久しく國民の生活行動の中心となり，佛教は渡來後漸次道教の影響を受け，その信仰形式に於て道教と相通ずるものがあるに至つた。卽ち此の三宗教はその起源，歴史，教理を異にしてゐるに拘らず，現在は混然として三教一致の感がある。就中道教及び佛教は互に混淆して佛教寺院中に關帝娘々を祀り，道教の廟宇で阿彌陀教を誦するの奇現象を呈してゐる。殿堂は概ね廟又は寺院と呼び設立由來を大觀するに4種に分けられる。(1)宗教宣傳の道場(2)靈驗又は壤災祈福を爲すもの(3)神佛像の發見に依るもの(4)戰役紀念等で，內(2)の目的が最も多く，更に之を區分する時は發財の祈願，安產の祈願，子供の出世祈禱，疾病惡疫の退治，天災の救濟，耕地に於ける害虫驅除，農作物の豐饒若くは大漁を得る等個人的若くは公共的に起因するものである。

寺廟觀祠　滿洲各地に最も多く散見する寺廟觀祠を擧ぐれば下の如くである。

(1)　社稷壇　天子が土神穀神を祀つたものである。
(2)　風雲雷雨山川壇　五風十雨を祈るもの。

(3)　先農壇　神農氏を祭る。
(4)　厲　壇　五穀の神を祭る。
(5)　八蜡廟　穀物に對する最終の祭祀。
(6)　城隍廟　築城地方の鎭星を祭る。
(7)　忠義孝悌祠　忠臣義士孝子悌節の士を祭る。
(8)　節孝祠　節婦孝女を祭る。
(9)　褒功祠　國家に功ある士を祭る。
(10)　關帝廟　老爺廟(關羽を祭る)。
(11)　龍王廟　龍を祭る。
(12)　土神廟　地方の功勞者を祭る。
(13)　火神廟　火の神を祭る。
(14)　娘々廟　授兒，安產，治眼の神を祭る。
(15)　藥王廟　(一名五谷先帝)醫師，藥舖，米商等を祭る。

以上の外三皇廟，馬神廟，財神廟等其の他小なるものが所々に點在してゐる。

滿洲在來寺院廟宇數　(昭和6年末)

區別		州內	滿鐵附屬地	領事館	合計
佛教	寺院	78	5	110	193
	布教者	131	6	333	470
	信徒	38,770	3,521	26,368	68,659
道教	廟宇	142	18	54	214
	布教者	144	15	242	401
	信徒	62,508	10,442	14,842	87,792
回々教	廟宇	2	2	23	27
	布教者	2	5	219	226
	信徒	198	1,017	8,329	9,544
儒教	廟宇	5	3	9	17
	布教者	—	1	31	32
	信徒	2,524	4,231	6,105	12,860
喇嘛教	廟宇	—	—	14	14
	布教者	—	—	133	133
	信徒	—	60	2,164	2,224
其他	廟宇	10	1	—	11
	布教者	6	1	—	7
	信徒	2,097	365	—	2,462
計	寺院,廟宇	237	29	210	476
	布教者	283	28	958	1,269
	信徒	106,097	19,636	57,808	183,541

佛　教　滿洲に於ける在來の佛教は賈菩薩派，雲樓派，法眼派，曹洞派，臨濟派，毘盧派，雲氣派等30餘派に別れてゐる。此中，臨濟派がその多くを占めてゐる。寺院はわが國と同じく寺，庵の稱號を有し，亦廟と稱せられ，到る處の都邑に存在するが，何等宗教生活上の社會的中心となつてゐない。佛教の最も盛んな地方は吉林，伊通地方で阿什河，琿春，寧古塔，齊々哈爾地方が之に次いでゐる。近年，支那の中央に於ては官途にある人々も此の方面に意を用ゐ，僧學校を建て僧教育會を起し，各省の僧團は聯合して中華佛教總會を組織し，之と前後して居士團の起した佛教會も成立した。中華佛教總會は各宗專門大學及び各種の學校，傳習所の設立並びに講演，社會事業等を起すことを主とし佛教會も亦說教，教育，慈善事業を起さんとしてゐる。而して今や僧侶と居士團とは相提携して北平に中華民國佛教聯合會といふ統一機關を設立するに至つた。要するに佛教の復興は現今支那の一流行で，一面反基督教思想の勃興に依るものである。

道　教　道教は老子を祖としたもので元來は宗教でなかつたが後世に至つて佛教に擬し偶像を設け冠婚葬祭を行ふ樣になつた。道教は吉福にして，不老長生して自然と合化して行くのが根本精神である。佛教の僧侶に相當するものを道士と云ふが，多くは醉生夢死の生活をなし世道人心を敎化する如きは望むべくもない。教派も龍門派，金山派，正乙派，華山派，金丹派，混元派，沈祖派，玉高皇高上派，眞武派，淨明派，老華山派，雲陽派，日新派等所謂36宗72派を生じ，滿洲に於ては龍門派に屬するものが多い。其寺院を觀，宮，廟と云ひ廟宇の有名なものは千山の廟であつて其他奉天地方吉林地方にも多くの廟があり苟くも滿洲國人の多く住する都市村邑に之を見ない所はない。

儒　教　儒教は孔子以前から存してゐる思想に基いて孔子が集成したものである。孔子の後には子思，孟子，荀子等が之を祖述し，漢に至つて國教となり，以後歴代尊信を受け，宋代に及んで高遠な哲學思想を加味し所謂理學を生じた。現在行はれてゐる儒教は專ら此等宋代の理學，就中朱熹の

學を宗とし，之を正統となしてゐる。儒教に於ては死生の問題には言及せず，從來到る處に孔子廟を設けて之を祀り，孔門の諸賢，孟子等は勿論歴代の大儒また之に配祀され，春秋二季の釋奠に於ては，犧牲を供へ舞樂を奏し，前清時代までは官吏が三拜九叩の禮を行ひ，紳士，學生も之に參加する等殆んど純然たる宗教的様式が行はれてゐた。故に此點に於ては儒教も亦宗教的色彩を帶ぶるものと云ふことが出來る。

滿洲國は立國の精神が王道であり，孔子の唱道樹立した儒教に由つてゐる關係から孔子祭を滿洲國の國祭となし，夙に文教部に於ては大同元年8月9日文教部訓令第9號に據つて孔教を尊崇し聖道を復興するため，關係各所に通達して文廟の狀況を調査せしめてゐたが，同年の仲秋丁祭には特に下の5項の準備方法を令して，その徹底化を計つた。(イ)本年の秋季孔子祭は新京及各地方に於て均しく盛大なる典禮を擧行し，各地方は事前に祭祀に關する一切の事項を準備すること，(ロ)各地方の文廟は資力の許す限り速に修理を加へ裝飾をなすこと，(ハ)本部より祭祀參考小册及尊孔宣傳標語を印刷して送附し，各省區市は所屬に命令配布せしめ，或は重要なるものを公示すること，(ニ)丁祭日には各地方に於て市民全體大會を開催し，孔子事蹟を講演し，各省區市縣公署に於てこれを主催すること，(ホ)各校學生は師長の指導によつて校内にて祀孔典禮を擧行し，孔子の言行道德學問等に關して講演すること。

而して9月5日の孔子祭には全國各地に渉つて上記の如き方法により莊嚴に行はたが，殊に新京に於ては東三道子の孔子廟に於て執政自ら祭祀官となつて盛大なる式典を擧げた。

回々教　一般にマホメット教と稱するが，この稱呼は教主マホメットの喜ばざるところである。彼の宗教は唯一至上，宇宙創造の神アラーの教にして，眞の宗教といふに値するものは他にないと信ずるが故である。故に彼は平和，安全，救濟，恭敬を意味するイスラムを以て自己の宗教に名づけたのである。即ち彼の神はイスラエルの神であり，キリストの神であるに他ならない。回々教の教理は10箇の信仰箇條の中に收められてある。その10箇の內(1)アラーを信ずること(2)天使を信ずること(3)コーランを信ずること(4)豫言者を信ずること(5)復活及び最後の審判を信ずること(6)宿命を信ずることの6箇條は信仰にして(7)祈禱(8)施物(9)斷食(10)順禮の4箇條は勤務である。滿洲に於ける回教徒は屠牛者又は製革者，旅館，浴場を營む者に多く吉林，新京，伯都訥，寧古塔，三姓，琿春齊々哈爾等が最も盛んな地方である。教徒は佛教，道教と異り色彩最も明かで異教徒を惡み，教徒間は親密で團結心が强い。豚肉を食せず羊肉を常食としてゐるが屠羊は必ず祭長の指令を俟つて之を屠殺し，出所不明の肉類は食しない。故に料理店の如きも各市場には回々教徒專屬のものがある。滿洲國では建國宣言に現住民族を尊重し，回教徒は國旗にも一つの存在として認められてゐるので，滿洲國に敬意を表し回教徒の將來東洋に於ける宗教的結合の團體として完成する目的から，日本回教徒聯盟會長ムハメツドクルバンガリー氏來滿し，新京に於て全滿洲回教徒大會を開催し相當な成果を收めた。

喇嘛教　喇嘛教は主として蒙古に行はるゝ宗教であるが，淸朝が蒙古懷柔に彼の民族の强烈な信仰心を利用する政策を取つたため，今や滿洲の各地に喇嘛の寺廟と信者とを有するに至つた。喇嘛教といへば，獨立の宗教の如く思はれるが，それは外國人の稱呼であつて，喇嘛教は固より佛教に外ならない。喇嘛とは無上卽優者を意味し梵語の「ウツタラ」に相當するものであつて，蒙

古人が增侶中の高位者を「ラアマ」または「ラマドム」と呼びたるに出づるものであるから，その教義も何等佛教と異る所がない。喇嘛教は數派に分れ，就中黃教紅教の二派が最も勢力を有してゐるが，滿洲では黃教に屬するものが多い。奉天地方及び蒙古に接する地方は，喇嘛を信ずるもの頗る多く，奉天には滿洲本山とも云ふ可き黃寺がある。蒙古は殆んど喇嘛教であつて，庫倫には有名な活佛が居つて歸依の中心になつて居る。

雜　教　滿洲に於ける雜教は種々あるが其主なるものは薩滿教と在理教である。薩滿教は滿洲民族固有の宗教であつて，女巫が宗教儀式の中で最も重要な役目をつとめる。滿洲語では女巫のことをサマンと呼ぶので，この發音を漢字で現して薩滿とし女巫が中心となるので，薩滿教といふのである。現在では巫は男性の場合が多く，むしろ男性の方が有力な所もある。現今では比較的他宗教の影響が强くなかつたシベリア地方の民族や北滿地方の滿洲國人の間に原始的のまゝに薩滿教が傳つてゐるが次第に影をひそめつゝある。在理教と同一系統である白蓮教は，義和團事件を起した事があつて有名である。

道院と世界紅卍字會　宗教運動として滿洲國人間に隱然たる勢力を有するものに道院及び紅卍字會がある。

道院の起源は民國9年12月山東省濱縣に於て洪解空，劉福綠の兩名が老祖（道院の祖神）の神憑に基く乩示に依り「太乙北極直經」と名づける經典を結集し，道場を設け，縣名に依つて之を濱壇と稱したのが道院の濫觴である。乩示とは支那に古代より傳はる一種の自動的記述にして，大本教の御筆先に類するものである。蓋し老祖とは天地萬物の始祖卽ち大道の根源であつて儒教に云ふ道を人格化したものである。民國10年陰曆2月9日淮安縣人杜乘寅が山東省海南に開教すると共に濱壇を改めて道院(老祖の本體)と稱した。

世界紅卍字會は道院の分院とも云ふべきもので，民國11年陰曆10月に成立された。紅卍字の名は太陽の如く恩惠の廣大無限なるを意味し，又卍は吉祥雲海と稱して佛相を象徵する。故に全世界的に宣傳しその會員信徒たる者には種族國境等の差別がない。本會は道院に對し不卽不離の關係にあつて，先づ道院に於て靜座內觀の修養を積み，更に紅卍字會に於て社會事業たる善行の實踐を標榜してゐる。紅卍字會本部は北平宣武門內に在つて各道院支部內にその支部を附設して居る。

道院と紅卍字會は異體同心にして卽ち紅卍字會は道院內に附設された一分課と見るべく道院の信徒は一面紅卍字會員である。斯くて道義を本とし共に社會教化事業に盡瘁してゐる，その運動の經過は僅に9箇年に過ぎないが，北は北滿より南は瓊川半島に至る迄傳道され230有餘の支部を有し，滿洲に於ては3，4年前漸くその緖に就いたるに拘らず，奉天，大連，營口，鐵嶺，新京，安東，錦州，哈爾濱，吉林等20箇所に分院を設け，現在の會員は全道院を通じて，100萬人以上と稱し，或は數百萬人と號するも詳かでない。

(二)　日本人側の宗教

宣布の方法

概　況　滿洲に於ける日本人の宗教を大別して神道，佛教，基督教とする。之等の大部分は日本內地に本部を有する教團が日露戰爭後に布教したものである。而して之等三教が傳道を開始した道程として之を區別することは困難であるが，大體次の如き方法に依つてゐる。

(1)　日露戰爭開始後從軍布教師として渡滿し，戰爭終結後隨所に留つて寺院教會

を創立し一般に布教したもの

（２）關東州及び滿鐵附屬地の租借管理後，日本內地に本部を有する教團より積極的に布教師及び牧師を派遣して宣教せしめたもの

（３）在滿邦人が葬送，法要等執行の關係上同志相圖つて僧侶，布教師を招聘して傳道せしめたもの

神道は大體第2に屬し，佛教は第1に依つて布教の基礎を確立し，第2，第3に依つて次第に地歩を固め，基督教は主として第1と第2に依るもののやうである。

神道　明治37年6月出雲大社教本部から松山珵三氏が滿洲布教の目的を以て派遣され他の神道各派に卒先して布教に努め，明治41年7月に大連南山麓に假社殿を建設し靈代を遷して滿洲宣教の本部となし，同教大連教會なるものを創立した。其後大連市の發展に伴ひ邦人の精神的中心たる大連神社の創設を急務とし，同志協議の結果該大連協會を提供して現在の大連神社を創設した。大社教に稍遲れて宣教に著手したのは御嶽教で明治39年5月松原某氏が布教を始め，金光教は明治40年10月松山成三氏が大連に來て教會の基礎を起し，天理教は明治42年10月鵜殿某氏が長春に於て布教を開始し，同44年には大連及び安東に各教會を建設し，明治44年には黑住教も新たに加はり戰後8，9年にして，大社，黑住，御嶽，金光，天理，實行，神理の各神道は何れも1箇所以上の宣教所を設立して大體布教の端緒を固めた。斯くして漸次教會の數を增し，神道本局に屬する金照教會は大正14年大連市に始めて設立され神習所は昭和5年奉天に開設し年々勢力を加へ，就中天理教は嶄然頭角を現し，信徒數も首位に在る。之より先き大社教を宣教し大連神社創設に貢獻した松山珵三氏は大正7年產靈教會を起し，本部を大連に置き支部を沙河口に設けた。

佛教　佛教は在滿宗教中最も優勢で，寺院，布教所，檀信徒共その大半を占めてゐる。就中活躍してゐるのは眞宗本派本願寺にして明治39年末迄に既に出張所，布教所，8箇所を建て，同じ眞宗に屬する大谷派本願寺は僅に一寺院に過ぎない。全國到る處殆んど伯仲の教勢を示す本派，大谷派の兩者が滿洲に於て著しく徑庭のあるのは在住邦人が東北，關東，北陸地方よりも，關西以西の中國，四國，九州地方より移住者が多い關係と，日露戰爭當時從軍布教に於ける活動如何にも依るものである。當時は其他に淨土宗4，日蓮宗1，臨濟宗1合計15箇所にして，現在弘通する佛教各派中曹洞宗を除く外は日露戰後1，2年の間にその基礎を固めたものである。次に明治41年以後昭和5年末に至る24年間に於ける狀勢を觀るに，明治40年以前に急速なる發展を遂げた佛教各派は明治41年には6箇所の寺院布教所を增設し，更に曹洞宗は同年11月に安東に，12月に旅順及び大連に布教師を派遣し，玆に安東相晉寺，旅順龍心寺，大連常安寺が出現した。尙ほ眞宗中の興正寺は大正3年に四平街に布教所を設け，5年には公主嶺に及ぼし，淨土宗の知恩院派は明治42年安東に布教を開始して現在3箇所に亘り，眞言宗は明治41年12月大連に寺院を建て爾後旅順，營口，安東，撫順，奉天，公主嶺，長春等の各地に16箇所の寺院布教所を設立した。同宗御室派は大正5年本溪湖に，醍醐派は昭和2年安東に開教し，日蓮宗の顯本法華宗は大正8年營口に，本門法華宗は大正4年本溪湖に夫々教陣を敷いた要するに內地に流布してゐる佛教中，天臺，黃檗，時宗，法相，融通念佛及び華嚴宗を除く他の宗教は明治37年以來滿洲の各地に悉く傳播せらるるに至つた。

基督教　日本人系統に屬する基督教は日本基督教會が，日露戰爭開始と同時に軍隊慰問を目的として數名の牧師を渡滿せしめたのに始まる。彼等は一方在留邦人に對し

て宣傳をなした。而して明治38年4月に假教會所を建設し，同40年8月には現在大連西通の日本基督教會を設くるに至つた。次で明治44年6月に現在の旅順日本基督教會を起し，遼陽安東にも教會を設置した。明治42年には救世軍が新に大連に小隊を設け，大正2年には日本組合基督教會及び日本聖公會が大連市內に各一教會堂を設立し，又組合教會は同4年より逐次奉天，長春，鐵嶺等へ教會を建て8年には大連市內にメソジスト教會の設立を見，ホーリネス教會は6年に撫順を初め奉天，安東に教會を設け，救世軍は大正10年以後奉天，沙河口，大連等に宣教機關を增設した。一方朝鮮人に依つて宣傳せらるゝ長老會は大正5年安東に基礎を固め，昭和3年に撫順，4年に開原，5年に大連に各教會を設立し，ミカリー教會は大正10年より長春，四平街等に布教を始めたのである。

斯くして各教派の陣容が整つたのである

寺院教會布教所數　（昭和6年末）

種	別	州內 布教所	州內 布教者	州內 信徒戶數	滿鐵附屬地 布教所	滿鐵附屬地 布教者	滿鐵附屬地 信徒戶數	領事館管內 布教所	領事館管內 布教者	領事館管內 信徒戶數
神道	大社教	2	5	6,303	1	1	252	—	—	3
	產靈教	2	7	877	—	—	1	—	—	3
	黑住教	1	5	453	2	2	371	—	—	—
	金光教	5	12	1,225	10	15	1,307	—	—	11
	天理教	9	51	1,369	20	49	1,789	—	1	20
	御嶽教	1	4	338	—	1	100	—	—	—
	神理教	1	1	130	2	—	—	—	—	—
	實行教	3	6	943	—	—	—	—	—	—
	神道本局	1	10	723	—	—	188	—	—	34
	其他	—	—	—	—	2	477	—	1	153
	計	25	101	12,361	35	70	4,485	—	2	224
佛教	眞宗	7	29	7,063	25	32	7,890	1	1	492
	眞言宗	5	9	2,011	14	14	1,949	1	1	57
	曹洞宗	3	10	1,700	13	17	2,301	—	—	112
	淨土宗	4	9	1,864	12	16	2,113	—	—	113
	臨濟宗	1	1	213	4	4	1,127	—	—	17
	日蓮宗	6	9	1,193	15	24	1,502	—	—	138
	天台宗	—	—	1	—	—	35	—	—	2
	計	26	67	14,764	83	107	16,917	2	2	931
基督教	日本基督教	3	3	326	6	6	340	—	—	18
	組合基督教	1	1	95	1	1	72	1	1	131
	福音ルーテル	9	9	415	—	—	—	6	5	175
	天主教	1	3	80	—	—	8	7	11	539
	聖公會	1	1	87	1	1	69	2	2	250
	メソヂスト	1	2	110	3	2	196	1	—	675
	救世軍	3	5	357	1	3	104	—	—	—
	ミカリー	—	—	—	2	2	264	—	—	—
	ホーリネス	—	—	—	4	2	107	—	—	—
	其他	4	10	574	5	11	611	12	19	946
	計	23	34	2,044	23	28	1,771	29	38	2,734
合計		74	202	29,169	141	205	23,173	31	42	3,889

神社　神社の建立は明治41年千山神社（千山）關水神社（老虎灘）の設立されたのが最初である。大正3年以後御大典紀念の意味を以て各地に建設したもの多く之等神社の設備は統一せられた標準なく，大體は內地の例に做ひ神殿，拜殿，社務所，鳥居等の完備してゐるものもあるが，氏子數の少數なものは其の維持經營が困難なため小規模の神殿，拜殿を有するに過ぎなかつた。然し大正11年以後之等の施設に對して尊嚴と體裁とを具備せしめるため一定の規準の下に漸時改善を施してゐる。現在，關東州內10社，滿鐵附屬地31社，領事館管內は鐵嶺1社で，4月から10月迄別表の如く各地

に例祭が施行されてゐる。

神 職 神社には1人以上の神職を置くのを原則とするが，維持經營，氏子，崇敬者の關係上專任者を置くことは不可能なものもある。即ち神社41社に對し，神職は22人であつて，專任神職を置く神社は18社に過ぎない。神職の名稱は宮司，社司，社掌又は神職等區々であつたが，大正12年より總て之を神職と稱呼し且その資格を規定したが，その待遇に至つては種々の事情に依り未だ決定されてゐない。

神社一覽 （昭和6年12月末現在）

名稱	鎭座地	祭神	例祭日
大連神社	大連	天照皇太神 大國主神 靖國神	5.10 10. 1
金刀比羅神社	同	大物主神 崇德天皇	6.10
惠比須神社	同	事代主神	10.20
沙河口神社	同	天照皇太神 大國主神	5.10 10. 1
關水神社	同	事代主神 崇德天皇	10.17
柳樹屯稻荷神社	柳樹屯	宇賀魂神	8.15
小野田神社	周水子	猿田彥神	6. 8
周水神社	同	天照皇太神 明治天皇 大國主神	6. 1
普蘭店神社	普蘭店	天照皇太神	5. 6 9.17
貔子窩神社	貔子窩	同	5. 2
瓦房店神社	瓦房店	天照皇太神 大國主神	6. 4 10. 4
熊岳城神社	熊岳城	大國主神 天照皇太神 明治天皇	9. 9
大石橋神社	大石橋	天照皇太神 大國主神	5.15
海城神社	海城	明治天皇	5. 1 10. 1
營口神社	營口	明治天皇 昭憲皇太后	5. 3 10. 3
鞍山神社	鞍山	天照皇太神	5. 1 9.15
千山神社	千山	天照皇太神 大國主神	9.24
遼陽神社（本社）	遼陽	天照皇太神 豐受大神 神武天皇 應神天皇	4.30 9. 4
煙臺神社	煙臺	天照皇太神 大國主神	5.23 9. 9
奉天神社（本社）	奉天	天照皇太神 明治天皇	5.15 9.15
蘇家屯神社	蘇家屯	同	10. 1
撫順神社	撫順	天照皇太神 大國主神 金山比古神 金山比賣神	6.16 10. 1
惠比須神社	同	事代主神	5.10
本溪湖神社	本溪湖	金山彥神 天照皇太神 明治天皇 大國主神	5.16 10.16
橋頭神社	橋頭	天照皇太神 明治天皇 大國主神	5. 5 10. 5
連山關神社	連山關	天照皇太神 明治天皇 靖國神	4.30 10.10
安東神社（本社）	安東	天照皇太神 應神天皇 天兒屋根命	5. 1 9.15
鷄冠山神社	鷄冠山	天照皇太神	5.10 10. 5
鳳凰城神社	鳳凰城	同	5.10 10.17
劉家河神社	劉家河	同	5. 7 9.25
草河口神社	草河口	同	5.22 9.22
通遠堡神社	通遠堡	同	5.18 9.18
鐵嶺神社	鐵嶺	天照皇太神 明治天皇 大國主神 靖國神	4.30 9.15
新臺子神社	新臺子	天照皇太神	9.21
開原神社	開原	天照皇太神 大國主神	9. 9
昌圖神社	昌圖	天照皇太神	9.20
四平街神社	四平街	天照皇太神 明治天皇 大國主神	9.15
公主嶺神社（本社）	公主嶺	天照皇太神	4.30 8.21
郭家店神社	郭家店	同	5. 5 9.10
長春神社	新京	天照皇太神 明治天皇 大國主神	5.14 9.14
范家屯神社	范家屯	天照皇太神	5.10 10.10
鐵嶺稻荷神社	鐵嶺	保倉神 稻倉魂神	6.15
計 42社			

滿洲神社建設計畫 滿洲神社建設計畫は過般來有志の手に依つて猛運動が斷續されてゐたが，殊に永年の懸案とされてゐた滿洲四頭政治統一及び滿洲國承認も成つた後は，俄然具體化し，總工費50萬圓を以て，千古不滅の由緒ある戰蹟地旅順の靈地を選定し，永山旅順市長を會長に奉建會を組織すると同時に，今春來東京に派してゐた若林不比等氏等を中心として奉贊會を組織して極力建設の期を早めるべく努力してゐる而して東京に於ては軍部を初めとして各神社當局等朝野を擧げて共鳴してゐるので，目下は今後の具體的實行問題並にその方針及び今後の運動方法について協議中であるが，近く敷地設計等に涉つて充分なる調査立案をなすため內務省神社局の專門家が來旅する趣であり，旁々漸次具體化するものと見られてゐる。

第八 藝 術

（一） 文 藝

（1） 總 說

ここに收めた記錄は，昭和6年9月より同7年10月に至るものである。丁度滿洲事變勃發當時より，1箇年に涉つたもので，間接的ではあるが，事變に現はれた種々相を反映したものが多い。

出版物を單行本の上からみるならば，7年3月には「滿洲文藝年誌」第1卷が上梓された。これには，詩，川柳，小說壇の主なる人達の作品が網羅された。卷末には「滿洲文藝運動史」「滿洲文藝家名簿」が附されてゐる。6年12月には，戲曲集「どよめく街」佐藤光著が上梓，戲曲7篇が收めてある。

詩壇からは，12月に「三人集」「黑麥酒の歌」前者は土龍之介，高橋順四郞，落合郁郞の共著，後者は城小碓著，詩19篇。7年5月に「一月の河」安達義信著，詩23篇。8月に「氷の道」古川賢一郞著，詩19篇。

歌壇からは，6年12月あかしや短歌會から「晴虛集」，2月に法橋品造著「萩の下露」6月神山哲三著「赭土」。

童話集としては，6年12月石森延男著「どんつき」，同月「白いねずみ」政本勇著が出版された。

雜誌には，歌壇に「滿洲短歌」「合朋」，俳壇に「平原」「滿洲」「大連通信俳句」がある。

詩の雜誌としては，諸谷司馬夫，瀧口武士の手で2月以來隔月發行「蝸牛」がある。城小碓がパンフレットとして「阿片」を2册，他に「廣場」1册を出し，これには，小說，詩，飜譯をも載せた。

6年10，11月には「滿洲文藝パンフレット」第1，輯が出た。これは綜合的なもので編輯には中村秀男が當つた。青木實は，2，4月に「彩」第1，2號，10月には「御多」を刊行した。何れもパンフレットで，內容は各種に涉つてゐる。同10月に，安達義信，青木實，竹內正一，島田幸二，島崎恭爾，落合郁郞，城小碓，を同人として，クオタリー「文學」第1號が刊行され，新京から月刊「高粱」が出た。

「新童話」は2月以降その形態を變へ，上級用，中級用，下級用の三册子に別れ，每月三册宛刊行した。9月からは「鄉土滿洲」と改題し，內容を擴張し，理科，地歷，等のものも入れることになつた。而し，11月限りで廢刊されてしまつた。

新聞の文藝欄は，依然として振はず，「大連新聞」に「川柳一線社例會句」井上麟二選。「俳欄」高山峻峰選。「滿洲日報」に高橋月南選「柳壇」，島田青峰選「滿日俳壇」等があるのみである。

（2） 小說．戲曲

〔**滿蒙**〕 10月號戲曲「王昭君」郭沫若作，山本宗次譯。11月號戲曲「白話體の進步」姜興敬作，立花楊子譯。1月號「凱歌あがる下に」大庭武年，「第一段の完了」臺南翁一郞「雪原の彼方へ」岡田大六，戲曲「馬占山の娘」田中總一郞。2月號戲曲「南行列車」篠垣鐵夫。3月號「女學生陳靑娥の更生」近東綺十郞。4月號「黃塵」稻葉亨二。4，5月號戲曲「張學良」大庭武年。7月號「スパイと愛慾」聖田武彥。他に9，10月號，「閨房渦」11月號「女仙」，12月號「怪公子」，2月號「神猿と財星に逢へた話」，5月號「怪夢」，6月號「狐美人と美人」等，聊齋志異からの柴田天馬譯が載つてゐる。

〔**新天地**〕 4月號戲曲「後晴れ」青木實。

10月號「秋の旅」谷川らん。

〔**大陸**〕 7月號「諸君失業は厭なものである」近東綺十郎。8月號「小盜兒市場」篠垣鐵夫。「靑いソーダ水」花旗一郎。9月號戲曲「下手人はない」志野羊吉。「秋」篠垣鐵夫。10月號戲曲「匪賊の來る夜」篠垣鐵夫。戲曲「夜」靑木忠雄。

〔**滿洲文藝パンフレット**〕第1輯 「一つの型」靑木實。「耳を病む私達」阿武洸二。「或る友への手紙」三沼柳子。「歪められた人生」椿美代子。「支那犬を殺した鮮人」多木卓。「施療病院點景」篠垣鐵夫。「大鼻老六とあいつ」周靑選作，大藤巍譯。第2輯戲曲「嵐」篠垣鐵夫，「神樣の話」靑木實。「K生」曲傳和。「めばえ」西峰明子。「ある男の終焉」阿武洸二。戲曲「國境近く」大藤巍。「彼女等の秋」近東綺十郎。

〔**彩**〕 第1號「崖下にある家」島田幸二。第2號「夏の夜」靑木實。「雪の降る頃」竹內正一。「曇り日」島田幸二。

〔**廣場**〕「孫興普」稻葉亨二。「汚濁の階梯」岩根正雄。「はかなごと」靑木實。「四人の友」島田幸二。「大和尙山の挿話」城小確。

〔**滿洲公論**〕 5月號「陳述」丘保馬。6月號「滿洲國」丘保馬。「文明理髮舖の趙毓平」近東綺十郎。7月號「大連にて」靑木實。8月號「林檎と密柑と貝柱」篠垣鐵夫。9月號「生きること」靑木實。10月號「朝鮮の靑年」淸川史郎。「泥濘」篠垣鐵夫。「古巢」丘保馬。「戲畵」大谷武男。

〔**文學**〕 第1號「秋までの話」靑木實。「受驗生たち」竹內正一。

〔**御冬**〕「口禍」竹內正一。「花札」靑木實。

〔**高粱**〕 10月號「送話管の夏」內海啓二。「蠅」丘はるみ。「おばさん追放」杉島豐比古。

〔**協和**〕 10月15日號「ランプを振る」中村秀男。1月1日號より連載，連作小說「地平線の彼方」佐藤通男，古川賢一郎，靑木實，金丸精哉，大谷武男，加藤郁哉。1月1日號「手紙」靑木忠雄。戲曲「天の御柱」谷口鳩兒。3月15日號「宿營」靑木忠雄。「生活の波」靑木實。4月1日號「或る義勇兵の死」隈元無人。4月15日號「小使と伜」鷲見英樹，5月1日號戲曲「村のエピソート」谷口鳩兒。「豚」秋原勝二。5月1日號より3回連載「明けゆく滿蒙」大庭武年。

〔**童心行**〕 10月號「彼女の場合」1月號「倘といふ男」2月號「その前日」3月號「街角の母子」4月號「駒形橋の銀」5月號「二人目の父」以上小池步。9月號「若き漁夫の歌」江上照彥。10月號「或る犬の物語」石川敦子。「似顏繪畫家」江上照彥。

〔**國語と敎育**〕 9,10月號戲曲「敗者」小池步。「歸る」八木橋常。

〔**女子靑年**〕 4月號「春に芽ぐむ」近東綺十郎。5月號「子を棄てて」篠垣鐵夫。3,4,5月號「インテリクラブ」西峰明子。

(3) 評　　論

〔**滿蒙**〕 9月號「中國プロ文學運動の史的考察」大高嚴。「田漢に就て」大內隆雄。10月號「最近中國文藝界」出上萬一郎。11月號「中國左翼作家の觀た滿洲事變」出上萬一郎。「左翼作家鄭伯奇」大塚令三。12月號「中國文壇近事」高秋夫。2月號「左翼文藝陣から見た中國の大衆」出上萬一郎。3月號「寂寥たる滿洲文藝界」群家陸夫。4月號「紅樓夢に現はれた近代的女性」大高嚴。9月號「魯迅再吟味」大高嚴。

〔**新天地**〕 10月號「蝶つがひ」大谷武男。11，12月號「文藝時評」大谷武男。1月號「プロレタリア文學の鬪爭的使命」エ•ウハロフ著佐藤通男譯。「國境を超ゆればを讀む」大谷武男。10月號「文章に就て」大谷武男。

〔**大陸**〕 6月號「時局と文藝」襟見倉人。9,10月號「文藝時評」大內隆雄。

〔**滿洲文藝パンフレット**〕第2輯 「植民地文學のために」星野てつ。「何をなすべきか」新藤賢太郎。

〔**彩**〕 第1號「犬養健と志賀直哉」大谷武男。

〔**滿洲公論**〕 4月號「戰爭文學」高尾雄二。5月號「大衆雜誌と婦人雜誌」高尾雄二10月號「在滿作家の立ち遲れ」大內隆雄。

〔**大陸**〕 9月號「支那の探偵小說」松崎義信。

(4) 隨筆，小品

〔**滿蒙**〕 4月號「新義州の奧樣」古川賢一郎，7月號「金州叢談」森田富義。8月號「海上奇談」森田富義。9月號「杏錫露」森田富義。

〔**新天地**〕 9月號「秋思記」靑木實。7年9月號「許負の觀相」森田富義。

〔**彩**〕 第1號「シヤルル，ルイ，フイリツプ」近東綺十郎，「上野の櫻」靑木實。第2號「貝殼」靑木實。「雨」島田幸二。

〔**文學**〕 第1號「秋凉雜記」島田幸二。「栗の花」安達義信。

〔**御冬**〕「電車の中」島田幸二，「蠅」篠垣鐵夫。「北滿の秋」北野浩一。「近道」靑木實

〔**山**〕「雨の汽車旅」靑木實。「夕方のこと」島田幸二。

〔**國語と敎育**〕 8月號「鳩」八木橋常。「敎へ子と彼」平方久直。

(5) 詩

〔**滿洲文藝パンフレット**〕第1輯 城小確英靖男，中島嵐兒。第2輯英靖男，中島嵐兒，島崎恭爾，山中一。

〔**蝸牛**〕 第1—4號，諸谷司馬夫，瀧口武士。

〔**彩**〕 第1號，古川賢一郎，城小確，第2號，安達義信，落合郁郎。

〔**廣場**〕 高木恭造，安達義信，落合郁郎

〔**文學**〕 第1號。城小確，落合郁郎，島崎恭爾，安達義信。

〔**御冬**〕 城小確，島崎恭爾，落合郁郎。

〔**阿片**〕 第1，2號，城小確，高木恭造。

〔**童心行**〕 9,10月號，杉野一潁，12月號赤塚吉次郎，小池步。1月號，杉野一潁。6,7,9月號小池步。10月號，杉野一潁，矢澤邦彥，小池步。

〔**滿蒙**〕 6月號「大連新小唄」堤秀二。「奉天新小唄」今永茂。「長春新小唄」坪井一彥。

〔**協和**〕 6月15日號「大連埠頭音頭」今枝折夫。

(6) 短　　歌

〔**合萌**〕 9月號同人欄出詠者，西田猪之輔，寺本初音，三宅豐子，三沼柳子，柿谷伸吉，安藤英子，伊與部悅男，伊東千鶴子，中尾千代，西島貞子，荒川石楠花。10月號，末野稠，永原いね子，西澤流。「川田順氏の近業」N生。11月號「川田氏の鵠」神山生。12月號「我がくさねむを眺めて」永原いね子。尙12,1,2月號に涉つて「昭和6年を顧みて」荒川石楠花。1月號，散文「晴虛集を讀みて」N生。2月號神山哲三，御室茂夫出詠。3月號「川田順氏を迎へて」荒川石楠花。5月號「歌集眞淸水」N生。6月號「貔子窩紀行」西田猪之輔，鈴木澄秋，成島ふみ。「三徑集を讀む」山下無花果。7月號「歌集赭土卷末記」神山哲三，「得利寺附近の風景」南一草8月號「赭土を讀む」西島貞子。「歌は人格で作る」神山哲三，「歌境斷片」永原いね子，「端詞と歌との關係」小山三代治，「誕生期回顧」末野稠，其他の隨筆がある。9月號「カーネーションと石榴」西島貞子，10月號「朝露を踏みて」松山みそぎ。

〔**滿洲文藝パンフレット**〕 第2輯 神場磨須子，甲斐水棹。

〔**彩**〕 第1號，三宅豐子，橋本英子。

〔**國語と敎育**〕 7月號，內山義雄，谷山つる枝，小林正則。9月號，平井巖男，小林正則，散文「窪田先生に師事するまで」內山義雄。

〔**愛兒と家庭**〕 9月號，池內赤太郎，永原いね子。10月號甲斐水棹，1月號內山義雄。

〔**滿洲短歌**〕 9月號，同人欄出詠，八木

沼丈夫，河本茂次郎，原眞弓，柿本靜江，川邊悌二郎，太田廣實，田口王仁三郎，城所英一等，10月號には富田充，三木靜子，高崎昌彥，田中榮介，山本友一，木田晴夫等が加り，11月號峰尾滿久，中島節子，有吉春雄，散文に「鵲を讀む」城所英一。1月號池野善雄，青木實，香川末光が出詠。1—6,8月號に涉つて「大倉鷲夫の歌」原眞弓。1月號「山住ゐの記」川邊悌二郎。2月號，三溝沙美，大塚白穗，野中雄次出詠。「短詩運動勃興の時日」城所英一，「五龍背」川邊悌二郎。3月號，「ぬちに就ての一考察」香川勝雄，3—6月號に「近郊探勝」三溝沙美。4月號，長谷川彖太郎出詠。「彌生雜感」竹內完。5月號，加藤鐶，河瀨道子，森厚出詠「香爐を壞すな」城所英一，「五月の記錄」富田充。5月號「思ひ出」河本茂次郎，「歌誌瞥見」青木實等「涼雨集選評」城所英一。7月號中島節子出詠，「歌集月且」城所英一，「歌誌瞥見」城所英一。「地方色といふもの」城所英一。8月號「僻遠に護らるる個性」城所英一，「歌誌瞥見」富田充。

（7）俳　句

〔**平原**〕　9月號「回顧1ヶ年」三木朱城，「夙川螢狩」神吉五十槻，10，11月號「斷片」岩木躑躅，「句修業せざりし記」三溝沙美。11月號「雜詠稿を視ながら」岩木躑躅，「明治のことども」三溝沙美。12月號「選後感」岩木躑躅，「滿洲風景」沙美。1月號「茶ばなし」岩木躑躅。1，2，3月號「砲聲を聞く」朱城。2月號「獨り籠る」三溝沙美，「滿洲新季題」沙美等。3月號「茶ばなし」岩木躑躅，「時局と俳句」沙美等。4月號「生きこる祖先」松野自得，「春光をあびつつ」杉田久女，「下總の春」齋藤雨意。5月號「茶ばなし」岩木躑躅，「梅日和」上林煤六。6月號「多衞君の境地」山本梅史。6，7，8月號「滿洲色俳句」久米幸叢。8月號「小俳話」岩木躑躅。9月號「微恙小閑」富安風生。10月號「大阪より」田村木國。「在京句修業」三溝沙美。全號を通じて，雜詠欄は，岩木躑躅選，研究入門欄は久米幸叢選。

〔**滿洲**〕　11月號「隨筆」野島島人，「雨を聽く」加藤逃水樓，「私を語る」高山峻峰。11，12，2月號「歐洲への旅」高山峻峰。12月號「湧立つ血潮」秋山岑月，「はぐれた女」野島島人，「俳句小言」小泊朱人。12，2，3，10月號「續俳句の話」高山峻峰。1月號「元旦と山嶽」高山峻峰，「滿洲季語漫談」加藤逃水樓，「彼と若者」野島々人，「初冬」古川冰江，「信濃の一月行事」西村嘉水，「上海ガーデンブリッヂ」嬉野波樓，「雪の一と道」高山峻峰，「田家早梅」江口我孫子。2月號「俳句研究」酒井萍華「燒山寺の一夜」野島々人。3月號「隨筆」野島々人，「雪苑獨語」高森久住，10月號「自然のふところ」野島々人，「日輪草」白石久詩子，「滿電バス沿線」高山峻峰。尙，雜詠（後に滿洲句帖）は，每月高山峻峰選。

〔**大連遞信俳句**〕　9月號，「滿洲植物一覽」，10，11月號に「秋郊往來」。11月號「俳壇戰線の異狀」淮亭。12，2，3，6月號「滿洲俳壇人の橫顏」。1月號は事變吟特輯號である。「戰塵去來」折田翠村。3月號「雨氷」北仙生。4月號「支那語になつた俳句」古川冰江，「啓蟄」早川北仙，6月號「哀しき春」古川冰江。7月號「ハルピン探色帳」太郎生，「綠蔭雜筆」洗心樓。外に每號同人近詠が載つてゐる。

（8）川　柳

〔**滿洲文藝パンフレット**〕　第1輯，「ねぢ切れた心」山尾水叫坊。

〔**滿洲公論**〕　5月號「滿洲國川柳行脚」大島濤明。

〔**協和**〕　1月1日號，「猿の種々と川柳」大島濤明，7月1日號「川柳夏のアラ」大島濤明。

〔**國語と教育**〕　7，9，10月號「川柳集」佐々木悌三。

〔**愛兒と家庭**〕　1月號「俳句と川柳に現はれた猿」大島濤明。

〔**靑泥**〕　9月號，「柳月老の事ども」天狗太郎，「柳界近事二題」靑龍刀。10月號，「燈臺下暗し」若蛙。11月號，「滿洲事變と純川柳」若蛙。12月號，「柳調と俳調」高橋月南，「循環軌道を辷る川柳」若蛙。1月號，「猿の人眞似」，「烏兎匆々錄」靑龍刀。2月號，「支那兵と傘と銃」江川瓶三，「不易流行」若蛙。3月號，「透未透」江川瓶三，「唸り爪」若蛙。4月號，「くつろぎ」錦魚。6月號，「川柳三世相」平穩寺住。7月號，「川柳探點法」月南，「餓腹瓦片」平穩寺住。8月號，「目の旅」可居，「不面白句」江川瓶三。9月號，「柳誌立體論」月南。9，10月號，「持寄り幽的物語」白庵。尙，每號雜吟，例會句，題詠句が揭載されてゐる。

（9）童話，童謠

〔**新童話**〕　9月號童話，八木橋ゆじろ，政本いさむ，石森延男。童謠，境一之。10月號童話，石森延男，小池步，峰ふぶき，八木橋ゆじろ，政本いさむ。童謠境一之。11月號童話，峰ふぶき，石森延男，政本いさむ，八木橋ゆじろ，童謠，境一之。12月號童話，石森延男，政本いさむ，小池步，八木橋ゆじろ，山田健二，峰ふぶき。童謠境一之。

（上級用）　2月號，童話，石森延男，童謠，丘光，杉野一湧，石森延男。3月號，童話，童謠，石森延男，4月號童話，八木橋ゆじろ，石森延男，6月號童話，八木橋ゆじろ，政本いさむ。童謠，境一之，小池步，石森延男。7月號童話，政本いさむ，石森延男，童謠，境一之，丘光。8月號童話石森延男。童謠，池內赤太郎，旗野二郎。

〔**鄕土滿洲**〕（上級用。）9月號，童話，小池步。童謠，石森延男，旗野二郎，10月號童話，小池步，八木橋ゆじろ。童謠，石森延男。

（中級用）　2月號，童話，峰ふぶき，八木橋ゆじろ。童謠，石森延男，境一之。3月號，童話，石森延男，政本いさむ，八木橋ゆじろ。童謠，丘光。4月號童話，八木橋ゆじろ，政本いさむ。童謠，石森延男，境一之。5月號童話，政本いさむ，あや，ふみを境一之，石森延男。6月號童話，峰ふぶき政本いさむ。童謠，石森延男。7月號童話八木橋ゆじろ，政本いさむ。童謠，杉野一湧，池內赤太郎，石森延男。8月號童話，小池步，石森延男，政本いさむ，童謠，旗野二郎。

（中級用）9月號，童話，峰ふぶき，政本いさむ，石森延男，童謠，旗野二郎，10月號，童話，峰ふぶき。八木橋ゆじろ，政本いさむ。

（初級用）　2月號，童話，境一之，石森延男。童謠，旗野二郎。3月號童話，政本いさむ，境一之，あや，ふみを，石森延男童謠，旗野二郎，4月號，童話，政本いさむ。童謠，石森延男。5月號童話，政本勇旗野二郎。童謠，石森延男，境一之，丘光。6月號童話，政本勇，八木橋ゆじろ，あやふみを。童謠，石森延男。7月號童話，政本勇，石森延男，童謠，境一之，八木橋ゆじろ。8月號，童話，中溝新一，丘光，旗野二郎。童謠，石森延男。

（初級用）9月號，童話，石森延男，政本勇。童謠，旗野二郎，10月號，童話，緖方あや，石森延男，童謠，池內赤太郎。

〔**愛兒と家庭**〕　9月號童話，平方久直。10月號童話，石田薰，11月號，童話，平方久直。1月號，童話，水谷まさる。4月號童話，小川未明。7月號，童話，平方久直。8月號，童話，石森延男，10月號，童話，平方久直。

〔**童心行**〕　9，10月號童話，石森延男。10月號，童話，政本勇。12，1，2，3，4，5月號童話，石森延男，5月號童話，政本勇。6，7，9，10月號童話，石森延男。

〔**協和**〕　9月15日號，童話，新島隆一。10月1日號，童話，五龍三郎。

〔**山**〕　中尾彰。

〔**國語と教育**〕　10月號，童話，平方久直。

（二）映　　畫

（1）概　　說

滿洲に於ける映畫は大連を中心として消長し，沿線各地は單にその延長たるに止まる狀態にある。而して大連の映畫館は難關とされてゐた改築問題を踏破して，改築第2年を迎へるもの2館（大日活，常盤座），內部改造第1年1館（寶館），改築第1年を迎へたるもの3館（中央映畫館，映樂館，帝國館）の新陣容を以て新館時代を以て臨んだ。

殊に本年度に於て特記すべきはトーキー熱の勃興であつて，全館中發聲映寫機を完備するもの4館（中央映畫館，映樂館，帝國館，常磐座），備へざるもの僅かに1館（寶館）である。併し乍ら大連以外に發聲映畫裝置を持つてゐるのは，奉天に於ける松竹系封切館である平安座あるのみで，大連以外の滿洲映畫界は，依然として無聲映畫時代に封じ込められてゐる有樣である。

時局の影響　滿洲，上海事變竝に滿洲國建國は映畫界にも反映して，一しきりは事變映畫の流行を見，各館共これが競映に狂奔し，內地映畫會社は事變映畫製作の目的を以て撮影隊を續々來滿せしめた。或は又駐滿軍隊慰問のための各映畫會社專屬俳優の來滿も亦頻々たるものがあり，更に又內地斯業界の不況に追はれて，新天地開發を目指すもの多く，特に滿洲國建國後に於ては同國の文化方面の開拓のために映畫企業計畫が傳へられてゐた。

常設館の傾向　常設館の觀客層から映畫に對する滿洲映畫界の傾向を總括的に觀察すると依然として日本物映畫全盛である。即ち，松竹映畫界の現代物，日活映畫の時代物，新興，東活，河合3社の大衆物——この3者がそれぞれに獨自の觀客層を形成して，依然として日本物映畫の全盛時代を現出してゐる。この日本物全盛に對して常設に於ける洋畫專門館常盤座，映樂館の目覺しい活躍も，本年度に於て特記すべき事象である。即ち，優秀なる作品が矢繼早やに封切りされ，興行合理化に努めて出來得る限り觀覽料品の引下げを計つた。併し乍ら依然大勢は日本物全盛であつて，常盤座3月，映樂館は6月末を以て洋畫專門館ではなくなつた。斯くて映畫興行の新しき傾向として日本映畫と洋畫を組合した所謂「混合プロ」といふ一種變則的な興行方法の流行を招來した。しかも日活，松竹系統封切館が此の「混合プロ」を編成したことは一層この傾向をして壓倒的たらしめた。

不況と映畫界　1932年度に於ける大連映畫界のあらゆる動きの裏にあるものは，深刻化して行く「世界的不況」の影響である。而してこの影響は各映畫館に於ける廉價興行の出現に現れた。これは內檢切れの映畫を20錢均一で見せる寶館の如き映畫館の出現と，優秀映畫の再上映の流行と云ふ二つの現象に要約される。

上映映畫系統　參考のため，1932年度末の各館上映々畫系統と，年度初めのそれとを比較してみれば，下の通りである。

館　名	年度初	年度末
中央映畫館	松竹（封切）	同
大日活	新興，東活（封切）	閉館
映樂館	洋畫（封切）	新興，東活（封切）
帝國館	日活（封切）	松竹（二番）
寶館	赤澤（二番）河合（封）	同
常盤座	洋畫（封切）	和，同
日活館	新興，東活（封）（大日活改稱）	日活（封切）

以上館中發聲映寫機裝置せるものは

映樂館（ウエスタン）常盤座，中央映畫館，日活館（各トービス・クラング・システム三館）の館にして大日活（モーション）機は閉館により自然消滅に終つた。

尙帝國館は松竹セカンド・ラン・シアーターと化して再生裝置を廢した。結局大連全市常設館中，トーキー設備有るもの4館，設備なきもの2館と云ふ狀態である。年初5對1の優勢さを示してゐたトーキー熱も年末に至り4對2に低減を來した事になつてゐる。

尙，西部大連として市外地區と見做されてゐる「沙河口」には第2大日活（長氏經營）あり，新興，東活の二番線を以て同地方民に有力な地盤を有してゐる他沙河口劇場——が各映畫會社の作品を隨時上映してゐる。共にトーキー設備未設である。

「西崗子」には滿洲國人相手の電影大戲院あり，支那映畫を上映してゐるが，此の方面は將來發展の餘地を多分に持つてゐるものゝ如くである。

（2）主なる上映洋畫

主なる米國封切映畫　昭和7年度上半期に於ける封切映畫（米國物）の主なるものを擧げれば下の如くである。

市　街

テキサス無宿	理想天國
インガキ	爆笑世界行脚
ラヴ・パレード	半分天國
スキー・ビー	ボルネオの東
間諜X27號	龍の咲
海　魔	惡漢の唄
ビツグ・ハウス	紐育の步道
空中大曲藝團	腕白大將
戰ふ隊商	山の覇者
王樣ごつこ	マルタの鷹
再生の港	タイガー
陽氣な中尉さん	黃金の世界
トロイカ	ビツグトレル
亜米利加の悲劇	トレイダホーン
彼女は戰に行く	火の山
海行かば	田吾作ホームラン
上海特急	

同年下半期

乘合馬車	空中艦隊
大飛行艦隊	戀愛指南番
火の翼	オリムピツクの全貌
白銀の亂舞	脫走兵物語
貨物船と女	戰線膝栗毛
巴里ツ子	君とひとゝき
秘密の6	

歐洲物並ソウエート封切映畫

昭和7年度上半期

搖拂ひの一夜	雨過天青
嘆きの天使	惡魔スヴェンガリ
百　萬	人生案內

同年下半期

私の殺した男	自由を我等に
ジキル博士とハイド氏	ブレジヤンの船唄
パンチネロ	三文オペラ
M	二つの世界

主なる再上映畫

昭和7年上半期

ノアの箱船	モロツコ（再々上映）
西部戰線異狀なし	

昭和7年下半期

ベン・ハー

市　街

バード少將南極探險	陽氣な中尉さん
間諜X27號	ビツク・パレード
アフリカは語る	

（3）滿鐵映畫班の活躍

滿鐵情報係映畫班が，滿洲事變，滿洲國建國，我が正式承認等の慌だしい時局の動きを，「滿鐵」といふ最善のコンデイションによつてカメラに收め，得難い數々の記錄映畫を製作した。この時局物映畫に於ける滿鐵映畫班の活躍は默過出來ないものがあつた。

而かも，それが內地主要都市に於ける一流館で封切され，ニュース・リールとして一般の歡迎を受けた事も特筆されるべき出來事であつた。「敢然承認へ」等，最も顯著

な一例であらう。

(4) 滿鐵協和會館の功績

この他に滿鐵社員俱樂部の協和會館（ウエスタン・システム）の映畫界への貢獻も忘れる事が出來ない。

その主なるものは

▲每月1回，學生映畫デーを開催

▲ソヴエート映畫並に市中常設館の上映出來ない非商業的映畫の封切上映

等，特筆さるべき同館の功績である。

(5) 映畫人の來滿一瞥

◆1月　駐滿軍隊慰問と滿蒙ロケーションの爲め東活の實演隊1行約20名（若木總務以下藤間林太郎，南光明，岡田靜江，桂珠子等）大擧來滿。（大日活挨拶實演）

▲市川右太衞門プロダクシヨンの大江美智子來滿。（中央映畫館挨拶出演）

◆3月　入江たか子，東坊城恭長，菅井一郎と共に來滿（大日活挨拶實演）

▲此の月，元日活會社專務たりし根岸耕一郎氏來滿。

◆4月　入江たか子を追ふて新興キネマ撮影隊は「滿蒙建國の黎明」（入江プロ，新興キネマ提携第1回作品）ロケーションに，監督溝口健二，川浪良太，カメラマン青島順一郎，俳優中野英治，杉狂兒其の他の新興キネマの主だつた面々が來滿した。

◆7月　富國退社の高木永二，吉田豐作淸水俊作，山下澄子，春日英子等，實演隊を組織來滿。（常盤座實演）

◆8月　文部省の滿蒙事情紹介撮影班，鳥居龍藏博士，碧海圖書監修官，中田社會教育官，雨夜囑託，撮影技師臼井，河合，齋藤，伊藤八氏來滿。

◆映畫監督（新興）富澤進郎氏來連。

◆9月　神戶の澤田義雄プロダクシヨンの實演隊1行來滿。（常盤座）

◆映畫監督中川四郎來滿。

(6) 映畫關係團體の設立

△滿洲映畫人協會の設立　內地映畫人の來滿頻々たる事が一つの刺戟となつて，11月に滿洲映畫人協會の設立をみた。11月下旬，發會式を兼ねた第1回總會を開いたが會員約50名。本部は大連市靑雲臺，松尾方

發起人委員　根岸耕一，富澤進郎，松尾駒雄，早川一郎，工藤與吉，西村文之助，橫澤宏，白藤六郎，伊藤義，安田友彥，小田英澄。小泉五郎。（趣旨，事業計畫等略）

△全滿小型映畫聯盟　既に大連小型映畫協會等の組織は行なはれてゐたが，全滿各地に於ける此種團體を打つて一丸となし，「小型映畫普及」の積極的運動を更に强力化すべき目的の下に，富澤進郎氏等を中心に9月全滿小型映畫聯盟の設立をみた。

（三）美　　術

概　　說

昭和7年の滿洲美術界を說くとすれば，其主題となるものは何と云つても第2回滿洲美術展覽會である。評議員から互選された鑑查員（洋畫，平島信，山城竹次，境野一之，東洋畫，伊藤順三，甲斐巳八郎，石田吟松）が出品總點數414點の內から西洋畫163點，東洋畫35點を鑑別入選した。入選者は滿洲に於ける畫家（アマチユア）を殆んど網羅して居り，量に於ても前年の第1回より多くなつて來てをると共に，質に於ても西洋畫部の如きは總體に一步前へ出て且つ新人の動きも潑溂として居た。但し東洋畫の方面は新人も出ず，從來よりの人々も亦前年以上に出なかつたとの評が多かつた然し何れにしてもこの展覽會を以て滿洲美術界の全般をうかゞふことが出來，又，その結果，滿洲美術界は昨年よりも確かに向上の動きを示したと共に，この展覽會が大連以外奉天，同城內，新京と移動して開催したことは滿洲美術史の昭和7年度の頁に特記すべき事業である。

同人的團體としては黃塵社が4月に結成された，日本畫，家具，工藝，商業美術，版畫と云ふ各方面の作者が，或る意圖を同ふする點で相寄つて各自の作品を發表する會である，5月及10月に2回の展覽會開催同人伊藤順三，大野斯文，稻葉亨二，甲斐巳八郎，坂根實の5氏。又，昭和3年創立以來今春迄展覽會を5回開催，洋畫の方面で最も新しき道を進みつゝ滿洲畫壇に若干新鮮な氣分を齎して來た木賊會が10月に解消して，その同人であつた1部の人々と新しく加つた人によつて11月五果會が生れ同月第1回展覽會を開催した。然し畫風の主調は木賊會の續きを步むものかに觀られる。同人市村力，境野一之，濱野長正，米谷忍，山道榮助各氏。

個人としては6年11月山道榮助，淺枝次朗兩氏が相次いで東京に去り，7年春は眞山孝治氏が歐洲に赴いた，又秋の二科會には滿洲在住の畫家として境野一之，濱野長正兩氏各1點宛入選した。

今年は內地からの畫家の來滿も特に記すべき程のものなく，又，內地畫家の展覽會として在滿畫家及び美術愛好者を刺戟したものはなかつた。

展覽會　1月13日—15日大連洋畫硏究所主催洋畫展覽會三越，2月29日鶴田吾郎氏素描展滿鐵社員俱樂部，3月1日鶴田吾郎氏素描展滿鐵社員俱樂部，3月8日—9日齋藤文人氏筆滿蒙空中スケツチ展滿日講堂，3月14日—18日黃塵社同人作品洋畫展覽會三越，4月8—10日池田季藏氏作品展滿日講堂，4月11日—13日甲斐巳八郞氏新滿洲風景畫展滿洲文化協會講堂，4月23日—24日谷山知生氏肖像畫展大連商工會議所，5月7日—9日宮本柳芳氏繪畫展覽會三越，5月7日—9日川上旗男氏洋畫展覽會三越，5月11日—13日ジヤパン・ツーリスト・ビユーロー主催滿洲風景繪畫展覽會，三越，6月11日—12日西岡瑞穗氏個展旅順關東廳圖書館，7月16日—18日不折，龍子，芋錢外東都畫壇小品畫展覽會三越，7月21日東都大家作品展滿鐵社員俱樂部，7月29日北川澤嚴氏揮毫及作品展大連商工會議所，7月29日—31日伊藤響浦氏新作南畫展覽會三越，8月2日—3日日本創作畫展滿日講堂，8月9日伊藤響浦新南畫展滿鐵社員俱樂部，8月22日—26日岡本大更畫伯近作美人畫展三越，8月25日—26日淸宮壽氏個展滿日講堂9月3日—4日井上長三郞洋畫展滿日講堂，9月5日—6日後藤眞吉氏個展大連商工會議所，9月10日—12日日本畫大家新作品展覽會三越，10月13日—14日生稻一翠氏洋畫展滿鐵社員俱樂部，10月15日原田氏油繪展覽會滿日講堂，10月27日—29日黃塵社展覽三越，10月27日—31日第2回滿洲美術展滿日講堂，11月5日—8日西岡瑞穗洋畫展滿日講堂11月5日—7日第2回滿洲美術展奉天ヤマトホテル，11月5日—7日永原織治近作繪畫展三越，11月9日—10日林鶴三氏個展滿日講堂，11月9日—10日第2回滿洲美術展奉天城內敎育廳，11月19日—20日第2回滿洲美術展新京西廣場小學校，11月27日28日五果會第1回展滿鐵社員俱樂部，12月5日—7日白石久三郞個展滿鐵社員俱樂部。

（四）寫　眞

概　說

昭和7年の滿洲寫眞界は色々の意味に於て決して平凡ではなかつた。今過去1箇年に於ける主なる事業及概況を記すると次の如くである。

滿洲寫眞美術展覽會　滿洲寫眞界に於ける最大なる年中行事の一つであり，且つ又最も權威ある滿洲寫眞美術展覽會は滿洲文化協會主催，滿洲寫眞聯盟後援の下に1月16，17，18の3日間大連大山通三越樓上で開催，入選印畫は百數十點の多數に達し，參觀者多く極めて盛會であつた。

寫眞材料の暴騰　金輸出禁止にスタートした圓爲替の暴落は國際的に，政治的に，經濟的に諸種の事情が拍車を加へ落潮甚だしく，主として外國に供給を仰いでゐる寫眞諸材料は一齊に漸騰を辿り，無税港の誇は高前の爲替高によつて一たまりもなく叩きつけられてしまつた。これは，從來惠まれてゐた在滿一般寫眞家にとつては大いなる打擊であると言はねばならぬ。

國產寫眞材料の滿洲進出　滿洲新國家の建設によつて滿洲の市場は內地生產業者の著目するところとなつたが，從來無税港といふハンデキヤツプによつて，外國品に斷然抑へられてゐた國產の寫眞材料も暴騰といふ絕好のチヤンスに乘つて奔流の如く滿洲のマーケツトに押寄せて來た。滿洲に夫々エーゼントを置いてゐる外國の各製造會社は潮の始き日本品の進出に周章狼狽し其の對策を講じてゐるが，國產品は非常な勢ひで全滿に浸潤し，外國品を將に驅逐せんとしてゐる。しかし，それは，主として乾板，印畫紙等であつてカメラ及びフイルム等はやはり外國品が優越な地位を有してゐる。

小型カメラの擡頭　昭和7年のアマチユア寫眞界に於ける著しい傾向の一つは，ライカ及ヴエスト16枚撮り等の如き小型カメラの滔々たる流である。これは寫眞材料の節約といふ經濟的原因にもよるが，組立てやレフの如き大型カメラの反動的流行と現代人の簡易主義的嗜好の現れであると見ることが出來る。

寫眞研究倶樂部の盛衰　アマチユア作家によつて組織されてゐる各地の寫眞の倶樂部は近年年と共に會員數が次第に減少し，一頃の隆盛さに比べて甚だしく淋れてゐるやうであるが，新らしく創設された倶樂部はいづれも活氣漲り，その中にはジユニア，シニアの區別を設け多數の會員を擁し眞摯な研究を進めてゐる會もある。

光影倶樂部同人展　同會員の作品52點を集めて7月16，17，18の3日間大連大山通り三越樓上に展覽會を開催した。

アマチユア小型映畫　小型映畫の會としては滿洲パテー聯盟ががあり，全滿主要都市に夫々パテー倶樂部があつて每月例會を開き會員の作品を發表してゐる。

滿洲寫眞作家協會の結成　每年文化協會主催，滿洲寫眞聯盟後援で開催してゐた滿洲寫眞美術展覽會は諸種の事情から7年度の開催を中止することになつたが，これを動機として新たに滿洲寫眞作家協會が結成された。此の會は軍司義男，玉川猷郎，山根龍造（ハルビン），馬場八潮，伊達良雄，井本幸一，水川司陽，西澤野洲，志波陽村，（新京），岩本圭之助，山本晴雄，（奉天），伊藤起一郎，安武康希（四平街），水間鐵雄（撫順）青山春路，萬玉榮次，榊原正一，世良正一，管野紫峰，高津敏，米城善右衞門（大連），等の諸氏を中心とするもので純情敬虔なる熱と力の研究團體として純寫眞藝術に精進せんとする研究機關である。

展覽會　1月15日―17日時局寫眞展覽會（滿日講堂），1月16日―18日滿洲寫眞美術展覽會（三越），2月20日―25日電氣協會主催懸賞募集寫眞印畫展覽會（三越），7月16日―18日光影倶樂部主催美術寫眞展覽會（三越），7月29日―31日尾崎豐三氏作品藝術寫眞展覽會（三越），12月5日―9日東京日日新聞社後援室より見たる大東京寫眞展覽會（三越）。

（五）音　　樂

（1）洋 樂 界

總　說　滿洲の洋樂界は前年と同樣，大連市を中心として奉天，新京，撫順，鞍山旅順の順位に逐年進境を見せてゐるが，總體に於て華々しい動きこそないものゝ，至極著實に發展の經路を辿つて居ることは欣ばしい。殊に工場從事員に依つて組織せられたブラスバンドは高津滿鐵音樂會樂長の努力に依つて從來の沙河口，鞍山以外に4月から國際運輸本社內に16名編制のブラスバンドを創設した。尙滿洲國奉天市政公署に從屬した音樂隊は，最近新京に進出し優秀なる者約60名の合同大編制となる模樣である本年度に於ける內外より渡滿した音樂家としては荻野綾子，藤原義江，ヂンバリスト，宮川美子，永井郁子，ヂルマンシエツクス，三浦環，フツクス等舞踊では石井漠，高田せい子等の重鎭も顏を見せた特に社交ダンスの隆盛となるに從つてジヤズオーケストラも同樣大分洗練されて來た遼東ホテル附屬のロイヂヤズバンド其他團體の功績も決して尠くはない。昭和6年秋の事變から滿洲國創業を交へて之等の時局關係の作歌作曲も相當數に上つたが滿洲では村岡樂童氏の努力を多とせねばならぬ。園山大連音樂學校長は唱歌教材編纂の傍ら2月に「われら陸軍」と「新滿蒙」を，渡滿10周年記念として「滿洲小唄」を夫々出版した。大連新聞社はポリドールの後援で滿洲三都の唄を公募，大連奉天新京の新小唄を，滿洲日報社ではコロンビアの後援で「大連シヤンソン」と「大連行進曲」を募集していづれもレコードの吹込を完了した。

大連音樂學校　大正13年2月關東廳認可，校舍を天神町1に置く。園山民平氏を校長とし，本科，師範科，選科いづれも2年，別に研究科を設置。現在生徒254名。講師は（ピアノ）園山校長，增田信子，古藤孝子土井文子，渡邊良子，道家信子（ヴイオリン）岩崎寬，（オルガン）藤田喜三郎の諸氏の外，別科格に社交舞踏科があり安部讓氏が擔任。本科には別に神明，彌生兩高女，女子商業の生徒中音樂に天分のある向90名を選んで合唱團を組織し正式に指導をしてゐる尙昭和3年4月から邦樂も加へ，長唄箏曲をも教授する模樣である。

ブラスバンド　滿鐵が從事員の情操陶治の目的を以て計畫されたブラスバンドは沙河口鐵道工場と鞍山製鐵所の2箇所に於て何れも順調な成績を以て發達し來つたが，沙河口には高津敏氏，鞍山石丸堅吉氏指導者として何れも30名程熱心に努力し現在では出張演奏を行ふやうになつたこれに刺戟されて大連國際運輸本社でも16名編制のバンドを作つて高津樂長の下にそれが大成を期してゐる。

滿鐵音樂會　大正11年の創始，現在洋樂80名，邦樂約30名の練習部員である。講師（ヴイオリン）高津敏，岩崎寬，（ピアノ・オルガン）渡邊良子，（マンドリン）伊藤十五郎，近藤良太郎，（琴古流尺八）名和榮次郎

（都山流尺八）草崎主山，（寶生流謠曲）片桐發作，（觀世流謠曲）五十嵐吉太郎，國松與三郎，（梅若流謠曲）久世哲三の諸氏である。尙撫順支部は大正13年12月創立し本部同樣洋邦二部に分れ何れも熱心に硏究して居る。

ヤマトホテル管絃樂團　大連ヤマトホテルでは大正４年11月以來管絃樂隊を從屬せしめて居るが樂師５名は樂長岩崎寬氏と共に孤軍奮鬪をやつて居るが，食堂ミュジック以外，定例ダンス會の爲にヂヤズ方面にも力を入れて居る。

大連及び沿線に於ける樂團體は下の如くである。

大連高等音樂學院　大正４年以來多數の女士に音樂敎授をして居た村岡樂童氏は更に之を擴張して大連高等音樂學院を大連市東公園町７番地に創設した。總務兼講師として村岡氏はピアノ，樂典管絃樂構成法及指揮法其他音樂理論全般を擔當する外東京音樂學校本科出身の遠藤郁子夫人（ヴアイオリン）同じく簗瀨尙子夫人（ピアノ）同じく村岡トメ子夫人（ピアノ，オルガン）何れも上野出身の人々を以て活躍して居る。

合唱を樂しむ會　大連の夫人及令孃の團體としてすでに７年の歷史を持つ大連唯一のアンサンブル團體として定評がある。每週１回村岡樂童氏指導の下に合唱を樂しみ硏究して居る大連音樂界の異彩である。

奉天音樂學院　９年９月大連高等音樂學院の分院として奉天平安通り19番地に創設村岡樂童氏を院長として池上等，佐藤秋男小田宜子夫人武田喜平氏等を講師として華々しいスタートを切つた。

奉天醫大交響樂團　滿洲唯一の大管絃樂團として誇り得る團體である。60餘名の團員を有し奉天ヤマトホテル音樂隊長のスタロスキー氏指揮者として每年２回大演奏會を開催して居る。

日本交響樂協會大連支部　東都管絃樂會の一方に重きを爲す山田耕作氏を中心とする同協會の支部は，前記大連高等音樂學院內に置かれ，主として哈爾濱を中繼として露西亞近代音樂の取次及び西比利亞經由渡日の內外樂人の紹介事務等を取扱つて居る。

シアートリカル・ビユウロー　大連東公園町７に事務所を置き藝術家の紹介，音樂會その他の世話を爲す機關として相當の努力を拂つて居る。

音樂會　１月23日ヂルマンシエツクス氏ピアノ獨奏會協和會館，２月14日ララ・フツクス孃ピアノ獨奏會協和會館，２月17日—19日宮川美子孃獨唱會協和會館，２月21日滿洲號献金愛國音樂會協和會館，３月22日大阪市音樂隊演奏會協和會館，３月20日大連舞踊硏究所春期公演協和會館，３月27日齋藤佐和氏ピアノ獨奏會協和會館，４月９日第二艦隊軍樂隊演奏會協和會館，５月6日—8日淡谷のり子女史民謠獨唱會常盤座5月7日荻野綾子女史獨唱會協和會館，5月12日永井郁子女史邦語獨唱會協和會館，５月23日三浦環女史獨唱會協和會館，５月25日滿鐵音樂會試演會協和會館，８月20日荻野綾子女史北滿水災義捐獨唱會協和會館，８月21日鞍山ブラスバンド演奏會ヤマトホテル，ルーフ，８月27日ロシヤコサツク合唱團協和會館，９月８日ヂンバリスト氏ヴアイオリン演奏會協和會館，10月５日藤原義江獨唱會協和會館，10月26日滿鐵音樂會試演會協和會館。

（２）邦樂界

總說　滿洲に於ける邦樂界は之を三味線による義太夫，常磐津，淸元，長唄，小唄等と三味線によらざる箏曲，琵琶，謠曲，尺八等の二種に大別する事が出來る。當地方斯界の狀況は內地主要都市に較べて著しく遜色あるも大連市のみは外觀上稍形態整ひ各藝ともに相當な同好者あり，夫々の師

匠を中心として各種の團體も組織され機會ある每に演奏會の催し等も決して少くはない。隨つて內地より斯藝方面の有力者渡來の場合は概ね數日の演奏會催會が例になつて居る。近年內地一般の不況に伴ひ師匠連の新天地を求めて渡來移住するなどもありて最近は各藝とも師匠無きの嘆を耳にしなくなつたが，猶且常盤津，小唄等は幾分師匠難の傾向にある。

以下大連に於ける各藝に就て聊か近況を敍して見る。

謠曲・仕舞・狂言　謠曲は邦樂中最も高尙で且つ硏究し易い爲め，上中流の家庭を通じ古くより廣く流行して居る。隨つて各流共相當の會員を有し春秋二季に大會，每月小集會を催して居る。近年滿洲全般に亙り謠曲の流行は全盛を極め沿線到る所團體無き所なしと云ふ有樣である。更に近年謠曲より更に一步を進め四拍子（囃子）は勿論完全なる能樂を硏究するもの多く大連一樹會の如きは裝束も稍や完備して，每年數回能會を催して居る。

四拍子（囃子）を敎授して居るのは一樹會（森川莊吉氏）のみならず，片桐敏博師，久世哲三師，白井靖敏師，泉泰一朗師等は之を兼ねて敎授されて居る。此趨向は要するに滿洲の能樂界が漸次進步向上して素謠のみにては滿足し得ざる域に達し來れる徵である。

昭和７年度に於ける特記すべき事項は，７月中觀世俱樂部の主催にて大阪觀世流の權威大西信久，信彥，手塚貞三，井田文三師等一行が安東，奉天，鞍山，大連に於て能會を催したると，寶雲會主催の下に大阪寶生流の巨匠，辰己孝一部師父子で同時に大連に於て能會を催し又11月23日に一樹會が創立15週年記念演能會を協和會館に開催し，越えて12月４日には喜多流滿洲支部主催にて白井靖敏師渡滿10週年記念演奏會を大連羽衣高等女學校大講堂に於て開催せる等を擧げることが出來る。其他喜多流白井師は大連神社春秋二季大祭には例年奉納能を催してゐる。

滿洲に於ける主なる謠曲團體を擧げれば下の如くである。

流儀名	師範名	團體名
觀世流	泉泰一朗	觀世俱樂部
同	同	壺泉會
同	堀田勇	觀正會
同	渡邊與十郎	大連觀世會
同	中堂謙吉	觀水會
同	五十嵐庸晃	萬葉會
同	赤松矩武	高砂會
同	稻本新右衞門	正謳會（旅順市）
寶生流	片桐敏博	梧葉會
同	同	鳳翔會（滿鐵音樂會員）
同	岩瀨伴之助	寶生會
同	瓜谷長造（師範に非ず中堅なり）	寶雲會
同	三原豐	一河會
同	久津見晴一	曉雲會
喜多流	白井靖敏	喜多會滿洲支部
福王流	八阪喜蒼	福王會
梅若流	岩村櫻處	櫻聲會
同	同	滿聲會（遞信俱樂部員）
同	同	滿聲會（滿鐵社員）
同	久世哲三	梅若綠葉會
同	渡邊三作	岳謳會
同	國政與三郎	白水會
同	有馬藤太	春香會
同	梅田富三郎	嚶鳴會（撫順）
梅若流	安藤吉三郎	十步老會（遼陽）

能樂四柏子團體にて權威あるもの

能樂囃子	笛　一噌流 小皷　幸流 大皷　葛野流 太皷　觀世流	森川莊吉	一樹會
能樂狂言	和泉流	土田他吉郎	一樂會

（備考）特に地域を明記せざるものは大連所在である。

長唄　滿洲に於ける邦樂各藝の中で謠曲と對立して社會の各層によく普及されて居るのは長唄であらう。大連市中に於ける斯藝の師匠は大小有名無名を合せて約70人に上るべしと稱せられるなどは這般の消息を傳へて居るものであつて，之に見ても沿線各地を通じての長唄熱は凡そ推察が出來る。今大連の知名の師匠及び團體名を擧げ

て見ると大凡次の通りである。

◇吉住小之藏　櫻　會　市上中流方面
◇杵屋六寒三郎　柳　會
◇芳村五十之助　芳風會
◇杵屋六紫　紫竹會　自家抱藝妓連
◇杵屋三喜乃　菊粹會　大連女紅場專屬
◇杵屋六代音　巴　會　大連女紅場囑託
◇杵屋正春　正和會　市中連
◇杵屋六嶋榮　遊廓方面
◇杵屋勝美乃　青陽會　家庭少女

この中吉住小之藏，杵屋六寒三郎，芳村五十之助の三者は男師匠，他は全部女師匠である。又六寒三郎師は六紫師と同樣自家（大連檢番北村席）抱藝妓の仕込みを主とするも一面に於ては若干の青年紳士を糾合して小團體を組織して其指導に當つて居る模樣である。市中側にて最も隆盛なるは櫻會にて會員は男子部30餘名，女子部20餘名を有し，每月々竝會は勿論春秋二季にはヤマトホテルに於て盛んなる演奏會を開催し，斯界の爲氣を吐いて居る。櫻會に三味線師匠として中村愛子女史があるか同師は櫻會以外に上流家庭の夫人令孃に長唄三絃の出敎授をして居る。其他堀越健吉氏，若崎寬兩氏が中心となつて，滿鐵社員中の青年紳士及森本博士夫人等の同好者のグループに長唄研究會がある。又平田マス子夫人（杵屋六寒代）の一派に純趣味者としての集團がある。其分他市中の中產階級に根據を有する杵屋六彙，勝美乃，六寒次，六寒壽，六志女，三惠德，八右衞門等々である。

鳴物と舞踊　鳴物師匠は定住の坂東友三郎があるが更に振はず，田中傳兵衞，望月久三郎の兩師が昨年迄隔月位に出張，大檢小川席，逢郭快樂の指導をなしつつあつたが近來其消息を絕ち，現在にては西川鶴松師が大連女紅場專屬師匠として古くより知られて居る以外專門的な師匠は無い。

舞踊は日本舞踊に西川流，西川照松師，藤間流，藤間勘祭津師あり照松師は十數年來女紅場專屬師として斯界に盡瘁せられた人，勘奈津師は先年藤間流を習得し大連唯一の藤間流師匠であるが只自家（北村席）の抱藝妓に對し指導するのみで殆んど門外不出と見られて居る。併しなから近來は時代の推移に伴ひ快樂の六紫師と同樣童謠舞踊，ダンス方面に多くの興味と關心とを有ち時々其發表會を開催してゐるが兩々相競ふて常に新らしき振付，照明等に其進境を見せて居る。

快樂六紫師は今秋より上京藤間家元に就て藤間流舞踊の研鑽に精進中であるが，尙同師は童謠舞踊の方面も同時に硏究しつゝある模樣である。

三　曲　三曲は大正8年頃から漸く隆盛になつた。元來三曲と稱するのは箏，三絃胡弓の合奏を稱したものであるが，現今では箏，三絃，尺八の合奏を三曲と稱して居る。

昭和6年の三曲界は吉田晴風，中尾都山中島雅樂之都の三巨匠の來連に依て非常の殷賑を極めたが，7年は特記すべき收獲もなく演奏會すらも唯福森社中が5月協和會館に於て春季演奏會を催せると，旅順工大邦樂部の演奏會，彌生高女の演奏會位のものにて實に近年無き不振の狀態であつた。

（生田流永樂會）　大正3年より福永大勾當を會長として組織され，同師の熱心なる指導により同門を出でし門弟は今日迄數百名に達して居る。同師は宗家より當道滿洲支部長を命ぜられ子弟指導の傍ら，自ら三絃音譜を研究し，數年來地唄三絃曲譜を編作されたるもの既に數十曲に達し近年は新日本音樂をも研究屢々演奏會にラヂオに出演されつゝある。內弟子には師匠代を務むる木次初榮孃を初めとし小笠原松子孃其の他二三の令孃がある。

（生田流錦絲會）　富森大檢校を會長として大正5年より今日に至り福永師の永樂會と共に斯界の中心である。現在は1ヶ月の半ば撫順に出張敎授をして居り，門弟には外山，宮森，上田，高木，竹內等の諸氏がある。

（生田流福壽會）　福森とし子事森川とし子孃を會長としてゐる，同氏は福永師の門下にある事十數年昭和6年福永師の推擧により勾當に昇格し福森と稱するに至つた。爾來獨立敎授所を大連市薩摩町7番地に開き一般の敎授に從事し，他に彌生高等女學校の講師となり，1週3回生徒に箏曲及新日本音樂の敎授を爲して居る。門弟には竹田美代子，榎本光子，小林滿千代の諸諸孃などあり。時々ラヂオに出演さる。其他花田大勾當は柳町に木村勾當，平井勾當，古川勾當，沼田勾當など多數の有資格者がある。

都山流都之雨社　草崎主山師の主宰するもので，門下百數十名を養成してゐる。同師は都山流師範にて現在都山流の評議員であり，滿鐵音樂會講師を囑託され尙沿線各地同好者の懇請に依り營口，大石橋，蓋平瓦房店等に出張敎授をなし，其他演奏會，ラヂオ放送等に出演し斯界に貢獻する所が多い。更に門下の主なる人には，鶴田鵬山橫井뱃山，濱島滄山，肥後峰山，初瀨及山の准師範，高橋主窓，三宅主觀，森崎主曉辰己主鳳，川端主風氏等の師匠免許者がある。

其他大連に於ける主なる會及び主宰者を擧げると「一心會」辻泰正氏「天彰會」巽儀田滿山氏「秀友會」奧村趣雨山氏等がある。外に滿洲に於ける都山流の有職格者は下の如くである。

◇大連中村達山，小笠原米山，本村汲山，磯田汐山，久保田項山，增田勢山，梶原娥山，道具點山，林郷山，廣海牙山，大谷溯山，里村佩山，會根臣山，松田玄山，永杉中山，西村的山，濱岡球山，成田彩雕◇奉天大西友山，山城曙山，永田順山◇營口長谷川克山◇撫順關川對山，植田謳山，日置箬山，田中紹山，中上誌山，白川楹芳，田中暎山，渡邊友光，山川箬月◇鐵嶺村上芳嶺◇遼陽日高鷹山◇蘇家屯，坂口貢山◇安東森介山，三宅安山，入江壎山◇新京西田方山，新宅柊山，松山岬山，貝通丸師山，坂野方洲，中村孜山，大熊友涵◇哈爾濱淺野露山，河合友次◇普蘭店玉谷羽衣山。

衣山等，尙，琴古流和風會は名和榮次郎師を會主として10餘年前より奉天を本據として大連，撫順，鞍山，四平街，鐵嶺等沿線各地に支部を設け，その門下生は全滿に分布してゐる。師は琴古流の爲に孤軍奮鬪し，實力を以て今日の基礎を築き上げ，現在滿鐵音樂會の講師を兼務してゐる。

義太夫　大連に於ける義太夫界は近年引續く不況に伴ひ著しく沈衰の狀態を呈して居るが，邦樂中舊き歷史を有する事とて各階級を通じ相當の趣味者を有して根强い基礎を有して居る。

大連に於ける師匠の數は長唄に比して遙かに低位にあるが，月竝會其他の開催度數は長唄の次位にある。其の主なる會名及師匠名は下の如くである。

旭勝會，竹本旭勝，和光會，竹本佐太夫
はじめ會，豐澤住澤，同樂會，竹本廣次
玉糸會，大檢玉糸，笑友會，豐澤團住。

併し乍ら各稽古場に於て日々修業に精進する者は實に寥々たるものである。今年中の師匠の異動は大檢專屬たりし野澤師が大阪に去り，鶴澤叶次郎師は奧地に轉じ一層斯界の不振を加へた。

昭和7年中は大阪より竹本叶美太夫，竹本綾助，豐澤仙廣等の來連あり，其他大阪素義界の大關格を以て目せらるる，うろこ（小林榮吉）氏が來連旭勝會に入會ＪＱＡＫにても2回放送した。

淸　元　大連の淸元界は長唄，義太夫に次で師匠に惠まれてゐるが，變遷去來甚しく安定を缺く爲門下が常に異動し爲に落付いて稽古を勵む事が至難とされて居る。過去數年間師匠の異動は延榮秀（菊壽會），延愛喜（愛喜會）先年病沒。延榮龍（美笑會）朝鮮に去り，昭和6年に於ては大連淸元界の顧問格たる小野鬼笑氏の斡旋により宗家

直門の延益富師を招聘し清元研究會を組織し多數の會員を擁し隆盛を極めたが6月末頃逝去した。爾後又々小野氏の肝煎にて延美佐榮師を迎へ故延益富師の門下を指導してゐる。他に嘗て壽滿太夫と共に來連した榮造師が6年春より居を大連に定め專ら淡月の藝妓連を中心とし市中同趣味者に教授しつゝある。

旅順に於ては一時大連に在りし喜代見太夫が花柳界方面其他の同好者に稽古をなしつつある。同地には清元界の元老多波羅氏ありて斯界の爲盡瘁してゐる。

常磐津　大連の斯界は嘗て檢番に林中派の國賀津あり，妹おさだの三味線と相俟つて相當の根據を成したが，のち新派の操太夫來連して辰巳連を組織し對立の狀を呈した時代もあつた。大正12年國賀津姉妹東京に去つて再び來らず，操太夫また天津に留り一時大連に常磐津の聲を潜めたのであつたが，操太夫は關東震災直後，岸澤家元を離れて獨立した勘右衞門勝藏の兩弟に迎へられて天津より東上，六代目菊五郎一門として調正會派を起し，兄弟協力して中央に鬱然たる勢力を樹立した後も猶大連の地盤を捨てず，調正會支部を特設し每年數回渡連し新舊會員の稽古に當り來連每に必ず演奏會を催して同好者の渴を醫した。昭和4年調正會の主力を大阪に移すに及び妻女正惠師を2箇月目每に渡連せしめ其都度2箇月位滯在會員の稽古に當りて以來一般にも著しく常磐津熱を高め，現在に及んで居る。昭和5年10月の大檢溫習會の常磐津はすべて正惠師の補導であつた事は一般の知る處である。同年11月操改め二佐太夫の改名披露演奏會を2日間ヤマトホテルに催し「釣女」と「乘合」を演じ好評であつた。斯くて現在大連に於ける常磐津は調正會々員として結束した伊東，小野，藤田の諸君を中心とする約20餘名が殆んど全部と云ふも過言で無いが其他に文字派の名取として知られて居る，大檢おゑんあり，別に勉强會を組織して檢番藝妓中の熱心者の手解きに當つて居る。また元の國賀津門下であつた山下千代子夫人が家庭的に夫人令孃等に常磐津の普及に努めつつ時々大連放送局を通じて放送してゐたが近年健康を害し內地に於て靜養中の趣である。其他常磐津歌助なる女師匠が一時居住したが僅かにして消息を絕つに至つた爲め現在にては定住の師匠は1名もなく，趣味者として藤田揚一氏夫妻あるのみである。

小　唄　大連に於ける小唄は昭和6年頃迄は專門の師匠が無かつた。同年櫻川遊孝，ふさ師來連稽古所を開き花柳界を始め市中に相當の入門者があつたが，1箇年餘にして歸京した。其後牧櫻川六平の妻女が東京に於て名取となり，現在田村てる枝となり浪速町に於て稽古所を開いて居る。最近堀派の堀小勇保師來連ＪＱＡＫより放送したが間もなく歸京した。

筑前琵琶　筑前琵琶は明治41年頃在大連の一看護婦三井孃により產聲を上げ，間もなく山內時子と云ふ婦人が當時の松公園（現在の松林町）に居住して筑前琵琶の宣傳に努め20餘名の門弟を有し時々演奏會を催したが，兎に角大連筑前琵琶界の始と云ふべきである。其後大正6年頃法嶺山近藤旭昂師，法星山生村旭閃師等が來連して斯界に貢献し，中興の基礎を固めた。爾來浸々として隆盛に向つたが大正8年頃の黃金時代を境として漸次衰退の傾向である。

現在にては法位山服部旭葩師の「旭葩會」法愈山川原旭華師の「旭華會」法耀山堀越旭幸師の「旭幸會」法秀山江崎旭友師の「旭友會」等であるが昭和7年迄大連筑前琵琶界に於て嶄然頭角を顯はした大賀旭染師が家庭の都合にて昭和7年10月16日大連を去つた爲一層の淋しさを加へた。現在にては同師舊門弟に依て組織せられた「旭染會」があつて每月16日を例會とし琵琶會を催してゐる。其他水嶋旭山師，田中旭帥師，松岡旭芳師上地旭靜師等が居る。

薩摩琵琶　大連に僅かに正派檳薵湖城氏かあつて時々ＪＱＡＫに出演して其名を知らるるのみである。他に池田，上村，藤田等の同好者あるも催會の無き爲其存在を認められてゐない。錦心流には「愛吟會」があつて會員に淺願水，横田亳水，川西綠水，小田柿峽水，久米藹水，鹽屋弊水，河口亟水，一由椒水の諸氏が居り，地方には旅順に武田氏，奉天に秋田氏等の名があるが積極的でない。

邦樂研究會　滿洲の邦樂界に就て不斷の努力をつづけつゝあつた，現帝國通信支社長山口忠三氏は昭和5年邦樂研究會を組織し，其第1回を同年10月に，第2回を同年9月に公演して，斯界に相當印象を與へた。7年には同氏が健康を害した爲遂に其第3回を開催する事が出來なかつた。昭和8年には滿洲大博覽會開設傳へられ，內地演藝界より相當の名流を招聘する計畫もあると稱せられてゐるが，此機會に於て同研究會を起用し意義ある邦樂研究の爲活躍されん事を要望されてゐる向が多い。(1932.12.10)

(3) 兒童舞踊

大連の童謠舞踊は一時の如き流行的傾向を脫し現在では藝術的に眞面目な研究的態度となつた。舞踊團の主なるものを順次之を擧ぐれば下の如くである。

大連舞踊研究所　櫛木龜二郎氏が主宰して大連霧島町75に研究所を置き會員數十名を有し，稻垣滿壽子孃，小野京子孃等は大連知名の少女藝術家である。睦舞踊團の荒川姉妹，サキ舞踊團の田中佐々市氏も一時此研究所で研究した。最近まで帝都や北平でステーヂに立つて居た澤モリノ女史も現在櫛木氏方に滯在してゐる。

銀鈴少女會　西村不二氏の主宰であつて眞面目な少女舞踊の研究會として立脚し大連市播磨町の大連幼稚園で練習して居る。西村氏は陸軍戶山學校出身の打器物特にシロフオンに於ては知られた純音樂家であつて氏の振付にはテンポ，リズム等の印象を强く感じられる特色を有してゐる。同會には杵屋六紫氏が日本舞踊の指導を擔任して居る。會員中佐志須子さん，藏掛姉妹等優秀な踊り手を擁してゐる。

青い鳥舞踊研究所　往年青い鳥子供會を組織して純眞な童謠舞踊の指導をした，高田郁二氏が東都石井漠氏の下に學び歸連後組織した團體であるが第1回公演後餘り其消息を聞かない。

睦舞踊團　荒川秋子孃が中心として活動してゐた此舞踊團は孃の結婚の爲解散する事になつて昭和7年10月16日送別舞踊會が大連協和會館で開催された。

カナリヤ子供會　遞信局內に生れた趣味の團體であつて初瀨映氏が舞踊の指導にあたつて居り，齋藤佐和氏を顧問として音樂方面の指導を受けて居る。特色としては，アマチユアーらしいフレツシユな感に充ちてゐる點である。練習は主として遞信俱樂部で行はれて居る。

サキ舞踊研究所　田中佐々市氏の主宰する此團體は沙河口方面に於ける唯一のものである。關係者に畵の趣味の人が多い爲かバツク，配光は特に美しいとの事である。

前記の團體は昭和7年1月大連新聞社主催の舞踊コンクールに於て各得意の作品を發表し多大の印象を投げた。

第九 運動競技

(1) 滿洲國の體育

建國記念聯合大運動會 新興滿洲國建國の精神を發揚し，國內諸民族の融和團結を圖るべく「體育に國境なし」といふ眞理と「童心よく國境を超ゆ」といふ必然性を結合して大同元年4月下旬より5月下旬に亙つて全滿31箇所の都市に於て建國記念聯合運動會が開催された。新興國家の民族融和運動として最も意い足跡を印した。

教育廳の體育調査 奉天省教育廳に於ては大同元年6月12日，教育廳訓令を以て省立各學校及各縣中等學校體育施設及利用狀況如何に關して調査方を令した。

（奉天省教育廳令教示54號）

滿洲國體育協會 民政部に於ては建國の精神を發揚し體育を奬勵せんが爲に文教司長を會の代表者として滿洲國體育協會を組織した。

(2) 滿洲體育團體

滿洲に於ける體育團體は滿洲體育協會によつて代表され，その統制の下に下記の如き諸團體がある。

團體名	代表者
滿洲體育協會	主事林田學，高橋俊夫
滿鐵運動會	幹事長有賀庫吉
滿洲ラグビー蹴球協會	常任理事大賀潔 安藤武雄，桂正二
滿洲卓球協會	田中佐一
滿洲學生陸上競技聯盟	會長稻葉逸好
滿滿柔道有段者會	山西恒郎
滿洲劍友會	山崎元幹
滿洲馬術協會	田邊敏行
關東廳體育研究所	所長田邊秀雄

滿洲體育協會 滿洲に於ける體育中心機關で滿洲の體育團體を代表して日本中央機關に對し發言權を有する唯一のものである。陸上，水上，氷上，庭球（硬，軟）籠球，排球を全滿洲に統制してゐる現在會員數200餘で，今後滿洲新國家の體育團體と提携して日滿相互の體育向上のため努力するものと期待されてゐる。

關東廳體育研究所 大正15年旅順グラウンド新設當時から關東廳に擡頭してゐた體育研究所設立の議は昭和2年4月遂に實現された。日本に於ても東京の國立體育研究所を除く唯一のものである。其の組織は所長，主事各1名外に指導員書記若干名を置き評議員に滿洲體育家數十名を選び，內容は文部省のそれに倣ひ小學生の體操，女學校の運動方法，中學校に於ける體育上の方針等凡ゆる體育の學術的方面の調査研究及び指導をなし圓滿な發達に資せんとするものである。旅順運動場及び大連運動場は其管理に屬する。

(3) 體育施設

大連運動場 （大連市譚家屯）滿鐵が32萬圓を投じ土地は關東廳が無償で提供し昭和1年6月に起工し，3年8月全部竣工した。總坪數1萬4千餘坪，觀衆5萬人を收容し得る極東第一を以て誇るものである。トラックは一周4百米，幅10米。直線コースは幅12米長さ2百米である。フイールドは蹴球擧行に完備して居る。プールは幅20米長50米で，高10米のハイダイヴを有し四方にコンクリートのスタンドがある。

メーンスタンドは二階鐵筋コンクリート鐵骨鐵板葺で座席は20段，長さ220米1萬人を收容し得る。又バックスタンドも同じくコンクリート造り18段で裕に4萬人を容れることが出來る。メーンスタンド階下中央には多期練習の百米のシンダーストレートコースを設け其兩側には選手控室2箇所（各浴場便所附）醫務室，マツサージ室，食堂，賣店，百餘名を收容し得る選手合宿所，倉庫等設備の一切が完備されてゐる。

奉天國際運動場 滿鐵會社は總面積3萬2千坪の廣大なる土地及び工事費18萬圓を投げ出し，奉天市街の東南端新給水塔下に國際運動場の建設に着手し，昭和5年11月に之が竣工を遂げた。同運動場は3萬5千人を容れる大競技場を始め，これに隣接して觀衆8千人を收容し得る野球場及び庭球コート等より成つてゐるが，競技場は多期スケート場にも利用されるやう設備されて居り，東洋に於ける大スケート場として斯界に注目されてゐる。設備としてはメーンスタンド下の事務室，會議室，合宿所，食堂，選手控室，浴室，賣店，クラブ等あらゆる設備が完備されて居る。殊に多期スケートの觀覽はスタンド下の暖い處から硝子越しに選手の活躍を見得るやうになつゐるなど大いに誇り得るものである。

而して昭和6年6月13日，14日の兩日本運動場開きとして滿洲體育協會，奉天體育協會合同主催の下に日本人，滿洲國人，外國人合同の國際的大競技會を開催した。

(4) 滿洲公認記錄

陸上競技

男子の部

種目	記錄	記錄保持者	年月日	備考
100米	10秒3	南部 忠平	昭 4. 9. 1	岡健次同記錄
200米	22秒	谷 三三五	大 12.	小數賀，岡同記錄
400米	51秒6	松重 秀男	11. 6	岡健次同記錄
800米	1分59秒8	濱田 常盤	昭 4. 9. 1	
1,500米	4分14秒6	永谷 壽一	4. 8.17	
5,000米	15分6秒6	同	3. —	
10,000米	33分42秒6	同	2. 6.24	
マラソン	2時34分57秒8	濱田 常盛	7. 4.24	
高障碍	15秒3	鶴岡 鶴吉	5. 9. 7	
低障碍	26秒	仲田 周一	大 13. 7.30	
400米障碍	57秒6	柏木 寶丸	昭 4. 8.17	
走高跳	1米80	鶴岡 鶴吉	5. 9. 7	最上義滿同記錄
走巾跳	7米41	南部 忠平	4. 5.19	
棒高跳	3米792	田尻 常鑑	3. 4.29	
三段跳	15米24	南部 忠平	4. 8.17	
砲丸投	12米39	満川 末吉	大 14. 8.29	
円盤投	38米10	丸茂 保三	昭 3. 4.29	
槍投	54米84	小林 武生	5. 7. 6	
五種	3,311.675	米野 午郎	5. 5. 4	
400リレー	45秒	滿洲チーム	大 13. 7.30	
800リレー	1分32秒7	滿洲チーム（中村，仲田，岡，今井）	15.10.10	
1,600リレー	3分29秒	滿洲チーム（岡，濱田，松重，多田）	昭 5. 8.10	
3,200リレー	8分20秒4	同（木田，永谷，堀，濱田）	4. 8.17	

女子の部

種目	記錄	記錄保持者	年月日	備考
50米	7秒	高見 靜		
100米	13秒3	同	昭 4.	
200米	27秒3	同	4.	
200リレー	27秒	神明高女	5. 5. 4	

種目	記錄	記錄保持者	年月日	備考
400リレー	53秒	彌生高女		
三段跳	10米095	平塚順子	昭 2.	
走高跳	1米32	同	2.	
走巾跳	4米59	森木溫子	3.	
砲丸投	10米43	坂田千代	5.10. 5	

水上競技

男子の部

種目	記錄	記錄保持者	年月日	備考
50米	28秒2	小野田一雄	大 14.	永山秀男同記錄
100米	1分5秒6	水田　勉	昭 5. 8.31	
200米	2分35秒2	同	5. 8.17	
400米	5分39秒6	川崎　茂	7. 8.29	
800米	12分6秒6	黑木　重知	4. 9.15	
1,500米	22分44秒4	川崎　茂	7. 8.28	
100背	1分22秒	荻　清	大 13.	
200平	3分7秒4	金光　弘	昭 6. 8.16	
200リレー	1分56秒2	滿洲チーム(荻,山木,柳井,小野田)	大 14. 7.17	
800リレー	10分48秒4	州內チーム(佐藤,熊野,片山,仁田)		
300メドレー	4分1秒9	大　商	昭 6. 8.16	

女子の部

種目	記錄	記錄保持者	年月日	備考
50米	35米4	土居百合子	昭 7. 8.28	
100米	1分23秒2	荒尾　壽家	7. 8.28	
200米	3分39秒5	川岸幾久代	2. 9.24	
400米	7分19秒0	同	6. 8.30	
200平	3分24秒8	飯村　昌子	2.	
100平	1分39秒2	同	大 15.	
200リレー	2分32秒8	聯合チーム(荒尾,杉山,工藤,土居)	昭 7. 8.28	

氷上競技（スピード・スケーチング）

男子の部

種目	記錄	記錄保持者	年月日	備考
500米	47秒6	石原　省三	昭 5. 1.13	
1,500米	2分39秒5	同	5. 1.13	
5,000米	9分42秒6	同	5. 1.13	
10,000米	19分57秒0	同	4. 2. 3	
500バック	57秒2	相澤　辰已	5. 2. 2	
2,000リレー	3分31秒2	安東チーム	5. 2. 2	

女子の部

種目	記錄	記錄保持者	年月日	備考
500米	1分1秒	鹽谷　綠		
1,500米	3分30秒6	同		

(5) 武　　道

武道統一機關組織　滿洲の武德運動は豫ねて大日本武德會朝鮮支部の昇格に刺戟され漸く旺盛ならんとする氣配あつた處へ滿洲事變勃發で一層その氣運增長せしむるに至つた。從前滿洲武德會支部は單に關東廳關係のみであつたのを，本部橋本評議員來滿の上本庄司令官，山岡長官，內田總裁歷訪これが統一機關新設を提議贊成を得たる

案により支部を昇格せしめて滿洲本部となし，軍部，關東廳，滿鐵並に民間團體を包括し全滿を一丸とせる武道精神鼓吹機關を組織することとなつた，このため上記機關より幹事を選出，幹事會は會長，副會長を選出すべく目下その手續をふみつゝあり，本庄司令官，山岡長官，內田總裁を最高顧問に推戴することとなり，本運動は只に在滿邦人の武道精神振作のためのみならず新國家の人々にも及ぼし日滿兩國民の新局面に對する健全なる建國運動に資するところあらんものとするものである。

柔　　道

滿洲柔道界統一　從來滿洲の柔道界は大連講道館有段者會を主體とせるものと旅順有段者會(武德會派警察)を主とせるもの二分野に分れてゐたがこれを合同して一大統一機關を設立して技術向上發達と會員相互の親睦を圖るべく大連講道館有段者會幹事小谷澄之氏外2，3の人は各方面と種々折衝奔走の結果諒解なり滿洲柔道有段者會なる統一機關の成立を見るに至つた。

◇長春柔道有段者會發會式(1月24日)

◇全滿無段者柔道試合(2月14日)　於大連道場優勝撫順道場A組（又木，上田，宮秋，中根，松田）個人優勝者又木(撫順)

◇全滿中等學校柔道大會(6月26日)　參加校大一中，大二中，育成，旅中，育成優勝。

◇全滿洲對學生軍(7月24日)　滿洲大將二宮六段を殘して勝つ。

◇第3回州外柔鐵優勝旗爭覇戰(9月23日)　滿洲國優勝。

◇全滿中等學校柔道大會(10月17日)　旅順工大主催，大連二中優勝。

◇第23回秋季柔道大會(10月23日)　大連支部優勝。

◇全滿柔道有段者(三段以下)爭覇戰（11月27日）　於大連滿鐵道場。

團體試合　　優勝　　大連道場實業軍

個人試合　　優勝　　佐伯三段

佐　　伯　（立四方）　加藤

大連道場　　2—1　　旅順警察

◇全鐵道省對全滿洲柔道戰(11月13日)　於大連彌生高女，滿洲小谷六段以下不戰者3名を殘して勝つ。

◇第1回四署聯合武道大會(12月4日)　於普蘭店署，參加金州，普蘭店，貔子窩，瓦房店，柔道は瓦房店優勝。

弓　　道

◇關東州弓道リーグ戰

第1回戰(1月17日)　滿鐵本社 119 中，沙河口 128 中。

第2回戰(1月31日)　武德會 111 中，沙河口 121 中。

◇全滿弓道優勝楯爭覇戰(6月)　奉天醫大主催。

團體1等撫順A組37中

個人優勝　岡崎　9中

◇全滿弓道大會(7月3日)　鞍山體協主催

1等　　蘇家屯　　小　森

◇全滿弓道大會(9月11日)

劍　　道

◇春季劍道大會(4月17日)　大連支部（丸山，橫峰，蔣口，關，荒川)優勝。

◇滿鐵7—3關東廳(4月17日)

◇宮城內天覽試合に於て高野茂義範士は小川範士に小手2本をとり見事勝つ。

◇撫順22—24國學院大學(8月13日)又撫順不戰3人を殘し拓大に勝つ。

◇奉天 11—9 國學院大學(8月14日)

◇關西學院6—1大連道場(8月17日)

◇國學院大學 12—6 安東(8月16日)

◇帝大5—3安東(8月18日)

◇全滿中等學校第1次劍道大會(10月17日)　旅順工大主催，大連1中優勝。

◇全滿劍道三段以下有段者爭覇戰（11月23日）　於大連道場，團體優勝若葉8—6醫大1組，個人優勝橫峰初段。

◇州內對州外四段以上有段者爭覇戰（11月

23日）　於大連道場，州內9―4州外。

◇九大對滿鐵劍道試合（11月5日）　於大連道場，滿鐵大副將を殘して勝つ。

◇第1回四署聯合武道大會（12月4日）　於普蘭店署，劍道は貔子窩署優勝。

(6) 水上競技

最近の滿洲競泳界は日本內地の躍進に比べて非常に立遲れの感がある，冬期長く練習期間の短縮もその一因である。今年滿鐵入社の鶴田義行選手はオリンピックにおいて再度優勝の榮冠を得た。

◇州外都市對抗（7月24日）　於奉天，奉天47點，遼陽41點，撫順38點，鐵嶺19.5點，鞍山7點，奉天優勝。

◇大連市民水泳大會（8月6日）

◇全滿中等學校對抗水上競技會（8月14日）大連一中優勝。

◇遼陽，鞍山對抗水泳大會（8月16日）　於遼陽，遼陽勝つ。

◇育成73―59奉天（8月17日）　於奉天。

◇奉天軍遼陽に遠征す（8月21日）　遼陽22―14奉天。

◇全滿水上選手權大會（8月28日）　於大連記錄次の如くである。

（男）1,500米　1着　川崎茂（撫順），タイム22分44秒4（滿新）

2着　熊野行夫（大一中）タイム23分17秒（滿新）

女子 100米　1着　荒尾壽家（奉天）1分23秒2（滿新）

2着　藤屋ユリ子（旅順）1分24秒2（滿新）

女子 200米リレー　滿洲チーム（荒尾，松山，工藤，土屋）2分32秒8滿新。

◇州內外競泳大會（8月29日）　25―17州內軍勝つ。

◇第2回關東州內中等學校男子聯合體育大會水泳大會（9月1日）　大連一中優勝。

1,500米　1着　熊野行夫（大連一中）22分44秒3（本大會及滿新）

200米リレー　1着　大一中（永山，仁田，佐藤，片山）1分59秒5（本大會新記錄）

50米　1着　永山秀男（大連一中）28秒7（本大會新記錄）

◇初等學校水泳記錄會（9月3日）

(7) 野　　球

昭和7年の滿洲野球界は4月3日の恒例滿倶實業の紅白試合に始まり6月の呼びもの實滿戰は第5回戰に於て實業惜しくも敗れ結局內地の都市對抗戰には滿倶が出場し强敵を向ふに廻してよく決勝戰までいったが神戶の爲めに最後の榮冠を奪はれた。外來チームとしては八幡，早大第2軍，ハワイ大學等を見たが大體に於いて最近の野球界は稍沈滯の狀態にあると云へる。

◇實滿紅白戰（4月3日）　大連滿倶球場，白10A―7紅。

◇工場9A―8滿電（4月10日）

◇奉天對撫順（4月24日）　於奉天，奉天8―3撫順。

◇關東州野球大會（4月29日―5月8日）成績下の如くである。

（4月29日）	消費	17A―1	大連
	國際	11A―6	鐵道部
（4月30日）	大商	17A―2	旅工大
（5月2日）	滿電	22―2	工專
（5月3日）	消費	5A―1	鐵道工場
（5月5日）	消費	5A―0	滿電
（5月7日）	國際	14A―0	大商
（5月8日）	決勝＝國際	2―1	消費

◇工大對大商（5月15日）　旅順グラウンド，大商10―6工大。

◇鞍山體協對醫大（5月22日）　於鞍山，體協10―5醫大。

◇安東對撫順（5月23日）　於安東，安東7―3撫順。

◇大連滿倶對奉天滿倶（5月19日）　於奉天，大連2―1奉天。

◇安東對撫順（5月19日）　於撫順，安東6―3撫順。

◇大連滿倶對安東滿倶（6月6日）　大連滿倶球場，大連3―1安東。

◇新義州商業對安中（6月6日）　於安東，新商12―4安中。

◇滿倶對大連實業戰（6月12日―6月20日）於大連，成績下の如くである。

（12日）	滿倶	6―3	實業
（13日）	實業	10―1	滿倶
（18日）	實業	3―0	滿倶
（19日）	滿倶	5―3	實業
（20日）	滿倶	8―1	實業

滿	1 0 3	0 3 0	0 1 0	8
實	0 0 0	0 0 0	0 0 1	1

7	中川	32	打數	39	9	濱崎
8	藤澤	6	安打	10	3	小池
6	高橋	1	犧打	1	2	片岡
3	渡邊	0	盜壘	5	4	永澤
5	津田	1	三振	3	8	高須
1,9	木下	1	四球	4	6	柴原
4	安藤	8	失策	1	7	和田
9	山田				1	山口
1	因藤（藤浪）				5	藤川
2	武井					

◇普蘭店對金州（6月19日）　於金州，普蘭店12―1金州。

◇八幡對撫順滿倶（6月21日）　於撫順，八幡15―1撫順。

◇州外野球大會（6月24日より）於安東，リーグ戰により撫順優勝す。結果下の如くである。

奉天	14―8	長春
撫順	4―3	安東
撫順	11―5	長春
奉天	6―4	安東
撫順	2―0	奉天
安東	9―5	長春

◇八幡對滿倶（6月26日）　於大連，八幡14―0滿倶。

◇大連商業對奉中（6月26日）　大連於，大商21―8奉中。

◇八幡對實業（6月27日）　於大連，八幡13―5實業。

◇滿倶對八幡（6月29日）　於大連，滿倶11―9八幡。

◇八幡對實業（6月30日）　於大連，八幡19―1實業。

◇滿倶對八幡（7月2日）　於大連，滿倶7―6八幡。

◇鞍山體協對大連商業（7月3日）　沙河口工場グラウンド，體協12―8大商。

◇滿電對沙河口工場（7月3日）　場所同上，滿電14―6工場。

◇州內北部野球大會（7月3日）　於金州，金州，普蘭店，貔子窩，周水子參加，優勝＝貔子窩9―6普蘭店。

◇安東滿倶對醫大（7月8日）　於安東，安東24―3醫大。

◇滿倶對ハワイ大學（7月14日）　滿倶球場，滿倶3―2ハワイ。（7月18日）ハワイ4―0滿倶）

◇實業對ハワイ大學（7月15日）　於大連，實業3―2ハワイ。（7月19日）ハワイ10―5實業。

◇早大對滿倶（7月21日）　於大連，早大5―4滿倶，（23日）滿倶8―3早大。（25日）早大3―3滿倶。

◇國境中等聯盟野球大會（7月19日より）於安東，安中對新義州中學降雨中止。安中4―3新義州商業。

◇撫順對奉中（7月24日）　撫順4―3奉中。

◇實業對早大（7月29日）　於大連，實業3―1早大，（30日）早大4―0實業。（31日）早大10―6實業。

◇中等學校野球戰（7月29―31日）於大連。

（29日）	大連商	17―1	青島中
（30日）	安東中	8―5	奉天中

（31日）　大連商 5A—4 安東中（決勝戰）

大商	0	1	0	2	0	0	0	1	0	1A	5A
安中	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4

安中			大商
6 松井	34	打數	38	6 杉村
3 鹽坂	4	安打	8	5 藤原
2 卷淵	0	犧打	1	3 板井
1 上野	0	盜壘	2	8 五味川
5 山中	6	三振	8	2 志摩
8 岡村	5	四球	6	4 大村
9 横川	3	失策	5	7 深川
4 福間				9 內海
7 佐甲				1 出口

◇ハワイ對奉天（7月31日）　於奉天，ハ大7—3奉天。

◇ハワイ對撫順（8月1日）　ハ大9A—2撫順。

◇ハワイ對實業（8月1日）　ハ大5—3實業（8月3日）ハ大4A—0實業。

◇早大對奉天（8月3日）　於奉天，早大1A—0奉天。

◇大連商業出發（8月4日）　中等野球滿洲代表となつた大連商業は「はるぴん」丸で出發した。

◇都市對抗戰の滿倶（8月6日）　東京の第6回全日本都市對抗大會にて滿倶9A—3全大阪，（8月7日）滿倶12A—4横濱，準決勝にて滿倶8A—7名古屋，（8月9日）優勝戰にて神戸1A—0滿倶。

◇早大對安東（8月5日）　早大11—0安東。

◇横濱高工對奉天（8月6日）　於奉天，横濱6A—4奉天。（8月12日）横濱5A—4奉天。

◇日本軟式野球大連豫選會（8月7日）　淡路倶樂部優勝。

◇撫順對横濱高工（8月9日）　撫順9—6横濱。

◇横濱高工對大連實業（8月11日）　横濱5—3實業。（8月17日）横濱1—1實業。（8月18日）横濱4A—1實業。（8月20日）實業1A—0横濱。

◇横濱高工對安東（8月13日）　横濱7A—3安東。

◇中等大會の大連商業（8月14日）　於甲子園，第1回戰にて大連商2—3大正中學。

◇大連五葉對千歲クラブ（8月14日）　於旅順，五葉15—3千歲。

◇鞍山對四平街（8月14日）　於四平街，鞍山9—2四平街。

◇長春地方事務所對オール公主嶺（8月14日）　於公主嶺，長春8—3公主嶺。

◇鳳凰城對安東保線區（8月14日）　於鳳凰城，鳳凰城6—0安東。

◇奉天實業團生る。8月奉天に於て組織された。

◇大連西部軟式大會（8月21日）　親交クラブ優勝。

◇滿倶對横濱高工（8月22日）　於大連，滿倶5A—4横濱，（8月23日）滿倶6—2横濱。

◇滿洲國野球團創立（8月26日）　滿洲國文敎部主宰の下に疋田，水原兩氏をコーチとして發會された。

◇大連滿倶對奉天滿倶（9月4日）　大連6A—4奉天。

◇四平街對奉中（9月4日）　四平街5A—1奉中。

◇奉天滿倶對大連實業（9月5日）奉天2—0實業。

◇全滿選拔野球大會（9月10日より）　於大連。

10日	實業	5A—0	奉天
	滿倶	4—2	長春
11日	實業	8A—1	撫順
	滿倶	7A—2	安東
13日	實業	6A—1	滿倶（決勝）

實	1	3	0	0	0	0	2	0A	6A
滿	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

實業				滿倶
7 中川	30	打數	30	3 小池
2 武井	7	安打	3	4 永澤
9 高橋	3	犧打	0	1 濱崎
5 津田	0	盜壘	0	2 片岡
3 渡邊	2	三振	6	8 高順
1 木下	3	四球	4	9 櫻井
6 安藤（兄）	0	失策	0	PH（橋爪）
4 安藤（弟）				7 和田
8 藤澤				5 藤川
				6 柴原

◇軟式野球大會（9月18日）　於奉天，體育堂主催，大連淡路倶樂部優勝。

◇實業2—0奉天（9月24日）

◇實業3A—0奉天（9月25日）

◇實業野球大會（10月1日）

◇大連駿臺6A—5大連稻門（10月9日）

◇大連軟球大會（10月16日より）　於大連，29チーム參加，映畫倶樂部優勝。

◇第3回安奉線南部軟式野球大會（10月17日）　於鳳凰城，鳳凰城優勝。

（8）庭　球

庭球は新進全く現はれず，硬軟共にＯＢ活躍せるも振はず，僅かに小寺選手日本選手權大會に出場せるも敗退した。軟球も全東京軍の來征あり，州內軍を除いて悉く敗退した。

◇遼陽庭球リーグ戰（5月8日）　機關區優勝。

◇鞍山40—28遼陽（5月22日）

◇關東州內庭球選手權大會（5月29日）　於大連北公園コート，松平山崎4—0川上大高。

◇全滿中等學校準硬球選手權大會（6月13日）　奉天醫大主催，於同コート，（育成）楠植松6—4渡邊伊藤（育成）

◇普蘭店8—2金州（6月19日）　於金州。

◇全安東庭球（6月19日）　於安東，糸友クラブ優勝。

◇全東京對滿鐵軟球（6月25日）　於大連，全東京3組を殘して勝つ，（6月27日）全東京2組を殘して勝つ。

◇全東京對州內軟球（6月26日）　於大連，州內優退2組を殘して勝つ。

◇撫順體協軍對鞍山軍（6月26日）　於鞍山，撫順優退3組を殘して勝つ。

◇全奉天對全東京（6月29日）　東京優退4組を殘して勝つ。

◇全東京對鞍山體協戰　東京3組を殘す。

◇西部大連アマチュア庭球大會（7月3日）北川瀨川4—1田原宮崎。

◇全東京對州外軍（7月3日）　於撫順，東京3組殘す。

◇南部庭球大會（7月3日）　於大石橋，鞍山軍優勝。

◇旅順民政署對金州民政署（7月17日）　旅順優退5組を殘して勝つ。

◇全普蘭店對全貔子窩（7月17日）　於普蘭店，普34—27貔。

◇日滿聯合庭球戰（7月17日）　於鳳凰城，田中松原組優勝。

◇州外庭球大會（7月24日）　奉天，鞍山，遼陽，大石橋，本溪湖，撫順參加，撫順，本溪湖優勝戰の結果撫順勝つ。

◇第5回滿鐵對市中戰（7月31日）　滿鐵5箇年連勝。

◇安奉線庭球爭覇戰（8月14日）　於本溪湖，本溪湖A3—0安東。

◇アマチュア庭球大會（8月21日）　於大連，體育堂主催，築地樋口組優勝。

◇州外軟式庭球戰（8月21日）　於撫順，撫順優勝。

◇旅大都市長官カップ爭奪庭球大會（9月1日）　大連勝つ。

◇大連滿鐵對大連市中硬球戰（9月4日）滿鐵6—3市中。

◇全滿洲庭球選手權大會（9月4日）

（男）奉天　前澤，小川（優勝）

（女）鞍山　山浦，江頭（優勝）

◇實滿ヴエテラン硬球戰(9月11日) 滿7—2實。

◇第4回中等學校軟式庭球大會(9月11日) 育成優勝。

◇第11回南部庭球大會(9月11日) 於鞍山，鞍山優勝。

◇全滿洲硬式庭球選手權大會(9月18日) 小寺3—1野田。

◇滿鐵對英艦カンバーランド號(9月25日) シングルス無勝負，ダブルス3對1で滿鐵勝つ。

◇全日本庭球選手權大會(11月1日) 東京に於て同日擧行された同大會に於て滿洲代表小寺選手は慶應山田に3—1で敗れた

(9) 陸上競技

滿洲に於ける陸上競技界は元老岡部平太氏の引退により指導者を失ひ近年將に沈退の域にある如く見受けられる。昭和7年度に於ては期待された記錄も生れずフルマラソンに於て濱田が日本新記錄を作つたのみである。數年前の日獨，日佛國際競技時代の滿洲を想起すれば轉た秋風落魄の感がある，大選手出でず大記錄も生れない。

◇斷行競走(3月26日) 大連アスレチツク倶樂部主催，滿日後援，大連運動場前—沙河口間參加50名，1着大籔寛一(22分40秒)，2着八重樫榮太郎(22分45秒)，3着志水政市。

◇フルマラソン(4月24日) 滿洲日報社前—蔡大嶺間，1着濱田常盛(滿鐵本社)2時34分57秒(日本，滿洲新記錄)，2着渡邊逸(大連驛)2時38分47秒(滿洲新記錄)，3着志市政市(遞信局)2時16分5秒。

◇滿鐵運動會(5月1日) 綠組優勝。

◇全滿陸上選手權大會(5月15日) 滿洲體育協會主催，全日本陸上競技選手權大會萬國オリンピツク大會第一豫選，於大連運動場，記錄次の如くである。

種目	優勝者	記錄
800米	金起賢	2分02秒2
高障碍	山田俊男	16秒6
砲丸投	西村政平	12米70(滿新)
5,000米	永谷壽一	16分24秒2
走巾跳	最上義滿	6米69
100米	岡健次	11秒4
女100米	高師智惠子	14秒3
女走幅跳	桑野艷子	4米12
200米	大久保勇	22秒6
走高跳	野口倫二	1米75
1,500米	大籔寛一	4分16秒4
400米	井上默	52秒4
槍投	小林武生	47米47
圓盤投	丸茂保之	38米
三段	柴田義敏	14米49
女400繼走	彌生	58秒0
棒高跳	淺坂正一	3米60
800繼走	關西OB	
五種	米津午郎	3271.39

滿洲代表選手

800金，三段跳柴田，砲丸投西村，5,000米永谷，五種米津，100米200米大久保，マラソン濱田，渡邊。

◇遼陽陸上運動會(5月5日) 白塔公園グラウンド，驛軍優勝。

◇全日本選手權マラソン豫選(5月26日) 於東京，滿洲代表渡邊7着，濱田8着。

◇全日本選手權大會 1,500米に濱田優勝す4分11秒8

◇開原陸上運動會(5月29日) 於公園，官衙組優勝。

◇全日本選手權大會 三段跳柴田2等，五種米津4等。

◇滿洲學生聯盟陸上競技大會(6月5日) 於奉天國際グラウンド，醫大優勝。醫大63，工專26.5，工大29.5，100米增井(11秒3)，砲丸投高木(11米33)，1,500米谷口(4分40秒2)，走高跳翠(1米75)，圓盤投山田(36米)，400米增井(55秒4)，走幅跳翠(6米48)，高障碍林(17秒2)，棒高跳野田(3米12)，5,000米成毛(18分13秒)，槍投野上(48米07)，800米リレー醫大(1分36秒)

◇關東州內男子中等學校聯合體育大會(6月11日) 於旅順運動場，參加校は大一中，大二中，旅中，大連商業。

◇關東州內女子中等學校聯合體育大會 於大連運動場，參加校は神明，彌生，旅順各高女。

◇市民運動會(6月19日)

◇全鞍山運動會(6月19日) 黃軍優勝。

◇リレー・カーニバル(6月26日) 於撫順永安臺，優勝チーム，第1部撫順體協，第2部南滿工專，大一中。

◇遼陽對鞍山陸上競技(6月26日) 於遼陽39.5對35.5にて鞍山勝つ。

◇若葉對鞍山(7月10日) 於鞍山，若葉勝つ。

◇鐵嶺，開原，四平街，公主嶺對抗陸上競技大會(8月21日) 鐵嶺軍優勝。

◇奉天軍新京に遠征(8月21日)

◇京城對全滿鐵陸上競技(9月4日) 於京城，88對54にて滿鐵軍敗る。

◇第2回南部陸上競技會(9月11日) 於遼陽，鞍山優勝す。

◇滿洲學生陸上競技聯盟對滿鐵運動會大連支部陸上競技會(10月9日) 滿鐵103—86學生軍。100米廣瀨(學)，砲丸投西村(滿)10米32，1,500米永谷(滿)4.20，走高跳最上(滿)1米70，400米山田(滿)53.2，圓盤投山田(學)35米45，高障碍清水(學)16.7，走巾跳最上(滿)6米79，槍投出島(滿)47米88，400リレー學生(奧山，井本，增井，廣瀨)

◇第2回全滿都市對抗及び旅順戰蹟リレーレース(10月17日) 旅順市及び關東廳體育研究所主催。

都市代表	1着大連(渡邊，八重樫，古川永谷，大籔) 1時54分42秒
一般	1着遞信倶(中本，大塚，並川萩原，志水) 2時02分56秒
中等學校	1着旅順高等公學校A組(蘇，張，王，夏，裴) 1時56分31秒

◇奉天市民マラソン大會(11月3日) 於奉天。

個人レース	1着李世明
チームレース	1着彌生小學校

(10) スケート

昭和7年に於ける滿洲氷上競技界は石原，木谷，河村等の優秀選手を國際オリンピツク多季大會に送り淋しかつた。

◇大連市民スケート大會(1月16日) 鏡ケ池コート，大連スケート會主催，大連新聞社後援，ホツケー決勝戰滿鐵1—2玉澤A組。

◇フイガースケーチングクラブ組織さる(1月27日) 大連に於て同倶樂部生る。

◇全日本大會出場選手記錄(1月25日) 第2日蓼の海リンク，女子500米1着瀧三七子(1分4秒)，2着井上和歌子(1分4秒6)，3着井上浩子(1分8秒5)全部滿洲選手。

◇大連彌生高女氷滑大會(1月29日) 大連鏡ケ池リンク。

◇大連一中第12回氷上大會(1月30日) 同上。

◇第3回オリンピツク多期競技出場選手(2月4日) レークプラシツト5,000米A組石原7位，B組河村7位，木谷8位。(2月5日) 石原選手1萬米に4着に入りたるも失格。

◇奉天第2回戶外デースケート祭(1月17日) 國際運動場。

◇長春スケート大會(1月17日) 西公園。

◇撫順スケート祭(1月17日) 永安臺中央リンク。

◇鞍山第2回戶外デースケート祭(1月17

日） 中央リンク。

◇大石橋スケート大會（1月17日） 學校裏スケート場。

◇瓦房店スケート大會（1月17日） 小學校リンク。

◇全旅順スケート大會（1月17日） 富士町リンク。

◇吉林戶外デー大會（1月17日） 小學校リンク。

◇公主嶺戶外デー（1月17日）小學校リンク

◇安東第2回スケート大會（1月17日） 六道溝及大和校リンク。

◇遼陽第2回戶外デー（1月17日） 小學校リンク。

◇鐵嶺第2回戶外デースケート祭（1月24日） 小學校リンク。

◇滿鐵對醫大ホツケー戰（1月24日） 醫大リンク，醫大 11—0 滿鐵。

◇全安東スケート記錄大會（1月24日） 鴨綠江リンク。

◇全滿小學校兒童氷上大會（1月31日） 奉天，參加24校。

◇滿鐵對醫大ホツケー戰（2月21日） 醫大 7—2滿鐵。

(11) ラグビー

滿洲ラグビー蹴球協會の下に統括され，來征チームのゲームは一つも見られなかつたが，全シーズンを通して數多くのゲームが行はれた。又10月には滿洲最强チームたる大連滿鐵チームによつて京城遠征が試みられた。その成績は豫期に反したが滿洲ラグビー界に好き刺戟となつた模樣である。

◇大連俱樂部18—31育成（4月6日）

◇滿鐵 38—3 育成（3月13日）

◇滿鐵 23—3 大俱（3月21日）

◇南滿工專 12—0 千歲（4月17日）

◇七人制ラグビー 於大連運動場，工大B 8—0工專B（4月27日）

滿鐵新人 18—8 大 俱

工大A 3—0 工專A

若 葉 16—0 用 度

育成A 23—5 大 商

伏水會 29—0 用度B

旅 中 31—3 育 成（4月29日）

伏 水 11—3 若 葉

◇工專9—6大俱（5月22日）

◇千歲 23—0 旅一中（6月4日） 於旅順グラウンド。

◇安東 18—3 安中（7月7日）

◇工大30—11大俱（9月18日）

◇滿鐵 30—6 大俱（9月23日）

◇滿鐵24—16工專（10月30日）

◇千歲 21—20 大俱（10月30日）

◇綠友20—11工專第2軍（10月30日）

◇滿鐵 17—3 工大（10月9日）

◇工專 25—3 大俱（10月9日）

◇安東20—11鞍山（10月9日） 於安東。

◇綠友會 19—0 工場（10月16日）

◇工專 32—6 工大（10月10日）

◇京城電氣20—10滿鐵（11月5日） 於京城

◇京城師範40—14滿鐵（11月5日） 同上。

◇龍山鐵13—12滿鐵（11月4日） 同上。

◇全安東 20—3 奉天滿俱（11月4日） 於奉天

◇全國中等學校ラグビー大會州內豫選，於大連運動場。

旅一中 9—6 大 商（11月13日）

育 成 53—0 大一中

旅一中 41—3 鐵道工場養成所

決勝 育 成 27—3 旅一中（11月16日）

◇全國中等學校ラグビー大會滿洲豫選決勝（11月20日） 於鞍中。

鞍 中 9—0 育 成

（育 成）		（安 中）
今 野	FW	鈴 木
壽		伊 藤
莊		山 口
中 村		岡 島
小 野		大 竹
大 島		淺 野
岩 元		齋 藤
		中 村

西 ケ 屋	HB	塩 澤
羽 入 田		
壽 福		本 田
曾 根	TB	池 田
永 見		宮 野
濱 口		池 內
松 田		吉 田
高 桑	FB	岩 吉

◇大連滿鐵 14—6 大連俱樂部（11月13日） 於大連運動場。

◇全國高專ラグビー滿洲豫選。

工大豫科 6—5 醫大豫科（11月6日） 於奉天國際運動場

工 專33—0醫大豫科（11月13日） 同

（決勝）工 專18—16工大 豫（11月20日） 於大連運動場

（工 專）		（工大豫科）
大 塚	FW	稲 葉
花 木		蓮 香
草 野		吉田 正
伊 藤		中 園
小 能		生 野
堀 井		吉田 勝
松 尾		小 盛
古 野		國 原
松 木	HB	富士 崎
西 山		荒 井
兒 島	TB	山 崎
鹿 毛		大 瀧
加 納		益 田
佐 藤		今 泉
佐 々 木	FB	黑 川

◇工專22—3 大俱（12月4日） 於大連運動場

◇州內32—13州外（同 ） 同

◇大連ＯＢ16—11育成（同 ） 同

◇工專59—3育成（12月11日） 同

(12) 蹴 球

全運動競技を通じ滿洲國人の特技とするもの卽ち之れである。これは普通足球といはれ彼等の最も得意とし誇ることの出來るものである。歷史的にも，その普及狀態また强さにおいても世界に認められてゐる。

◇英艦カンバーランド號3—1全大連（9月24日） 於大連運動場。

（英 艦）		（大 連）
ロビンソン	FW	黑 瀨
クラフオード		名 藤
ドナルドソン		內 田
ライダー		石 井
メ ヤ ー		若 林
アシユマン	HB	富 田
ウオールス		後 藤
ヒングストン		福 間
カーペンター	FB	山 本
コツクス		長 瀨
ハイマン	GK	松 本
3	CK	2
0	FK	2
6	GK	7

◇全滿中等學校蹴球大會（11月5—6日） 於大連運動場。

大二中A 1—0 大一中A （11月5日）

大二中B 1—0 大 商

大二中A 1—0 旅 中 （11月6日）

大一中A 1—0 大二中B

優勝戰 大二中A 2—0 大一中B

◇大連蹴球聯盟リーグ戰（10月16日—11月20日） 中華優勝，各順位得點，中華7，隆華6，大連4，師同3，工華0

(13) 籠 球

滿洲國代表新京チームの來征があつて日滿スポーツ提携のスタートをきつた。

◇大連フエニツクス俱對關東廳體育硏究所（2月13日） 20—10

◇大連籠球春季リーグ戰（4月17—23日） イーグル優勝。

17日	ＹＭＣＡ	30—19	大 商
	工 專	7—36	大二中
	大一中	32—19	イーグル
18日	大 商	26—24	イーグル
	工 專	20—22	ＹＭＣＡ
19日	大 商	15—29	大二中
	ＹＭＣＡ	13—31	大一中
20日	工 專	15—32	大一中
	ＹＭＣＡ	22—32	イーグル
21日	大 商	22—23	大一中
	大二中	16—42	イーグル
22日	大 商	32—30	工 專
	ＹＭＣＡ	35—21	大二中

23日	大二中	14—12	大一中
	工專	7—43	イーグル

◇工專主催全滿中等學校籠球大會(5月8日) 於工專，參加校大連一中，大商，旅二中，奉中，優勝戰の結果大連二中優勝。

◇大商29—23青中(7月24日) 於大一中。

◇大二中42—26青中(7月25日) 於大二中。

◇第8回全滿籠球大會 第一部は大連一中優勝。第二部は大連ＹＭＣＡ優勝。

◇全滿女子籠球選手權大會(11月13日) 體協主催，於神明高女，優勝戰の結果は彌生高女Ａ27—20旅順高女。

◇全滿籠球選手權大會。

大連二中クラブ	67—32	旅中
大連ＹＭＣＡ	73—41	鞍山中
伏丘クラブ	65—22	南滿工專
大連二中クラブ	68—19	大連商業
伏丘クラブ	35—32	大連ＹＭＣＡ
優勝戰		
大連二中クラブ	47—30	伏丘クラブ

◇滿洲國代表新京對全大連戰(12月3—4日) 於大連二中。

全大連	44—18	新京
同	59—25	同

◇黑猫38—32新京。

(14) 排球

排球は體育ボールとして滿洲に一般性を有する競技であつて將來をもつてゐる。

◇撫順體育ボール大會(6月8日) 於撫順，古城子組優勝。

◇全滿排球大會(6月19日) 大連キリスト敎青年會主催，大連二中Ｂ2—0大連商業

◇全滿女子排球選手權大會(6月26日) 體協主催，彌生高女Ａ組と關東廳病院と對戰彌生勝つ。

◇全滿排球選手權大會(7月30日) 於彌生高女，參加13チーム，醫大3—0イーグル。

◇第3回全滿體育ボール大會(8月14日) 於奉天，男子鐵道經理部，女子總務部優勝。

◇第3回大連市民體育ボール大會(10月23日) 29チーム參加，大連二中Ｂ3戰3勝

(15) 相撲

滿鐵運動會に相撲部の誕生を見，相撲大會が始めて開催された外，振東學社によつて從來行はれてゐた全滿中等學校相撲大會が滿日社によつて復活した。

◇第1回全國中等學校相撲滿洲豫選大會(10月2日) 4校，5組の出場を得て大連商業優勝。大商軍下島，條島，杉山。

◇滿鐵色別相撲大會(10月9日) 樺組優勝

(16) レスリング

◇滿洲からの我がレスリング選手として第11回世界オリンピック大會に出場の滿鐵體育係小谷澄之(柔道五段)及び早苗高等小學校吉田四一(柔道五段)兩選手は3月19日出發朝鮮經由同31日橫濱出帆の秩父丸で渡米した。

◇兩選手奮鬪 オリンピックに出場した吉田ミドルウエイは8月1日佛國のホワルヴエと戰ひ初めの6分で1敗を喫した。又ミドルウエイイ小谷はカナダのストックトンと對戰し，小谷首投，大腰美事に極まり1勝す。最後まで殘つた小谷は2日ハンガリーのツニヨーギに惜くも判定敗けとなり失點6點で失格した。

(17) 拳鬪

拳鬪は昭和7年始めて滿洲日報社の內地選手招待に依つて滿洲に紹介された。卽ち6月21日滿日講堂に於て拳鬪大會を開催高井淸治，鈴木修二，森晋平の3氏が出場した。又8月16日には日本プロフエツシヨナル拳鬪聯盟の30餘名を迎へ試合が行はれた。

(18) 卓球

◇年齡別卓球大會(1月31日)

◇全滿卓球團體選手權大會(2月28日) 山本俱樂部優勝(河田，上田，松島，峰，櫻井)

◇ＰＡ卓球大會(4月17日) 中央試驗所(吉丸弟，山井，土肥，黑岩，吉丸，加藤)優勝。

◇大連卓球大會(11月27日) 滿洲卓球協會主催，優勝戰山本俱樂部9—3中央試驗所。

滿洲知名事業者名鑑

(1) 大連の部

アイウエオ

株式會社アンドリユウス
商會大連支店
大連市山縣通53

【本店】東京【支店】大阪，大連，【出張所】名古屋，小倉，博多，札幌，紐育【設立】本店創立明治27年，大連支店大正12年【營業科目】工作諸機械，鐵道用機械器具，鑛山製煉諸機械，土木建築用諸機械，空氣壓縮機械，醫理化學實驗器械，試驗器メートル類事務所用器具，寶庫(安全金庫)【資本金】1百萬圓(全拂込)【取締役社長】アール・エム・アンドリユウス【取締役】テイー・ウオン・パツプウオース，大久保喜一【大連支店支配人】木原楯次

伊賀原組
大連市但馬町82番地

【出張所】新京，奉天，撫順，鞍山，大石橋，錦縣【設立】大正8年12月【營業科目】土木建築請負業，土管煉瓦製造販賣(工場撫順)リリデチツト滿洲販賣店【資本金】10萬圓【店主】伊賀原岩吉，【電話局5087番】

出光商會大連支店
大連市山縣通80

【本店】門司【支店】下關，博多，名古屋，臺北，基隆，京城【設立】明治43年6月21日【營業科目】各種鑛植物性油脂類，電動機及電氣用品，車輛，船舶及用品，石油輕油及重油機關，測量及理化學機械，酸素鎔接器及用品，各種鑄鋼品，ロープ類，セメント，火山灰【代理店】日本石油株式會社，英國アーサーバルフオア製鋼會社，大阪鐵工所，服部時計店，日本酸素株式會社，米國ガーロツクパツキング會社，ミルウオーキータンク工場，株式會社池貝鐵工所，豐國セメント株式會社，其の他【本店主】出光佐三【大連支店長】山田孝介【電話代表6191，局6192，倉庫6471】

泉商店
大連市兒玉町4

【營業科目】建築材料販賣【電話本店3241，北崗子荷扱所局22,688】【店主】泉德次郎

Ａタクシー
(田中自動車工場)
大連市土佐町38

【工場】同所【設立】大正15年8月【營業科目】乘客運輸業及自動車修理專門其附帶事業一般，各種發動機修理，蓄電池充電及修理，諸機械製作修理【店主】田中定雄【電話5829】

株式會社永順洋行
大連市大山通54番地

【出張所】奉天，新京，安東，哈爾濱【設立】昭和4年11月改組，【營業科目】砂糖，酒精，洋紙，古新聞紙，燐寸，染料，綿布，綿糸，綿製品其の他諸雜貨【支配人】安岡幸雄

合資會社永和公司
大連市敷島町6

【設立】昭和3年7月【營業科目】海運業，大連汽船株式會社專屬荷客取扱店【代表社員】是松盈進【社員】佐志雅雄【電話7275，7868】

小野實雄法律事務所
大連市但馬町12

【出張所】奉天青葉町6【設立】大正11年5月

【營業科目】辯護士一般の法律事務，法律新聞大連支社【所主】小野實雄【電話長6643，振替大連245】

岡　組
大連市東公園町65

【碎石工場】大連市外周水子小野田町【花崗石採掘場】金福線隱廠屯驛【支店出張所】滿洲一瓦房店，鞍山，奉天，鐵嶺，四平街，新京，安東，朝鮮一京城，平壤，兼二浦【設立】大正9年【營業科目】請負業，石材採掘販賣【店主】岡常次郎【電話事務長3992，技術7321，現場21815自宅3960】

大倉商事株式會社
大連出張所
大連市山縣通18
（大倉ビルヂング）

【本店】東京市京橋區銀座2丁目7【設立】明治42年【營業科目】機械，電氣品，一般金物，煖房工事，火災，海上，生命保險代理【資本金】1千萬圓【積立金】4百萬圓【支配人】池田龍雄【電話代表8161】

大阪商船株式會社
大連支店
大連市山縣通223

【本社】大阪市北區宗是町1【設立】明治17年5月【營業科目】海運業【資本金】1億圓，拂込額6,250萬圓，積立金5千萬圓，決算期6月12月【重役】堀啓次郎，村田省藏，太田丙子郎，新庄清一，岡田永太郎，堀新，小倉正恒，阿部彦太郎，深尾隆太郎，田中市藏，末永一三，原田六郎，中橋武一【大連支店長】高見三吉

大內成美特許法律事務所
大連市西公園町4

【出張所】駐奉辦公處奉天商埠地三經路46號【日電話(長)3382，中5147號】駐營辦公處營口東海關碼頭西6號【電話428】【設立】大正8年10月【營業科目】一般法律事務取扱，一般特許事務取扱，法律時報社經營【所主】辯護士辨理士法學士，大內成美【電話7369】

カ　キ　ク　ケ　コ

川北電氣商事土木工事株式會社
大連出張所
大連市山縣通53

【本社】大阪市此花區上福島北3丁目123【支店及出張所】東京，大阪，福岡，上海其他全國主要都市26箇所【工場】今福工場，（大阪）日新工場（京都）【設立】明治42年【製品種目】發電機，電動機，變壓機，配電盤及器具，各種電氣扇，電話機及交換機（遞信省指定工場）一切，各種喞筒，エレベーター，電氣事業投資，電氣工事設計，工事請負及監督【資本金】1千百萬圓（商事，工事製作所合計）【重役社長】北川榮夫【常務取締役】矢村克，林哲麿，鈴木三郎【電話長8698】

合資會社加藤洋行
大連支店
大連市紀伊町26

【本店】天津【支店】東京，新京，奉天【設立】明治38年3月【營業科目】羅紗，建築材料，直輸出入貿易業【資本金】40萬圓，拂込額40萬圓，決算期6月，12月【社長】加藤定吉【大連支配人】白須信次【電話6115】

金鳳堂書店
大連市連鎖商店街京極

【設立】大正12年9月25日【營業科目】書籍，文房具【電話4905】

株式會社後藤風雲堂
大連出張所
大連市山縣通125

【本社】東京神田區淡路町1丁目1【工場】埼玉縣浦和【支社】大阪市東區道修町4丁目6【出張所】京城府南大門通3丁目26，札幌市帝國大學前【設立】大正14年10月1日【營業科目】醫療器械一般，醫療電氣器械レントゲン裝置，理化學器械，光學器械，細菌學器械，病理試驗器械，生理化學醫器械，繃帶材料及藥品【資本金】55萬圓（全額拂込濟）【社長】松田祐作【事務取締役】筒井末造【出張所主任】山本富藏

株式會社鴻業公司
大連市山縣通142

【駐在員事務所】奉天，安東，哈爾濱，天津，青島【設立】大正15年6月8日【營業科目】不動產の管理經營及處分【資本金】50萬圓【積立金】9千圓代表中澤正治【支配人】池田操

合名會社肥塚商店
大連支店
大連市大山通69

【本店】大阪府堺市熊野町西1丁16【設立】大正7年12月12日【營業科目】物品販賣及代理業淸酒白菊盛，都菊及キリンビール，赤玉ポートワインの販賣，日本生命保險株式會社大連（代理店）【資本金】25萬圓，（拂込額全額）決算期4月【代表社員】肥塚源次郎，肥塚源一郎【主任】安西卯三郎

サ　シ　ス　セ　ソ

株式會社
三共藥品販賣所
大連市山縣通181

【設立】大正13年10月1日【營業科目】三共株式會社代理店，醫療藥品類，其他一般藥品醫療器械，輸出入販賣【資本金】300,000圓【取締役社長】古田宗二郎【取締役】前川郁夫【電話7214，21420，振替口座大連2709】

坂本商店
大連市浪速町126

【出張所】哈爾濱中央大街21【設立】明治39年【營業科目】工業用火藥，獵銃獵具，拳銃及空氣銃，銃砲修繕，レザークロース，カーバイド，ファイバートランク【資本金】金25萬圓【店主】坂本治一郎

澤田組
大連市越後町9

【工場】大連市山手町（輸出雜穀精撰工場）【設立】明治38年5月【營業科目】海產物，特產物，麻袋輸出入商【電話7071，6490，4581工場5093】【店主】澤田賢太

株式會社
新宮商行大連出張所
大連市山縣通16
（大倉ビル3階）

【本店】小樽市支店大阪，工場伏木，釧路北見傾別【設立】大正8年4月【營業科目】材木輸出業【資本金】150萬圓（全額拂込）【大連出張所主任】西幾治

昌光硝子株式會社
大連市秋月町20

【本社】東京市丸の內【工場】大連市秋月町20【設立】大正14年4月17日【營業科目】窓硝子製造販賣【資本金】300萬圓【重役】取締役會長山田三次郎，常務取締役藤田臣直

株式會社進和商會
大連市佐渡町30

【工場】大連市千代田町33番地，【大阪出張所】大阪市西區南堀江通1丁目【ハルビン出張所】哈爾濱道裡地段街103號【奉天出張所】奉天青葉町22番地【設立】大正8年5月1日【營業科目】鐵，鋼，水道，土工用具機械及同附屬品船舶用品，電氣瓦斯用品其他代理店業【資本金】1百萬圓【積立金】45萬7千圓【代表取締役】社長高田友吉【取締役】小南夫一，三井權三郎，大屋德次郎

島津製作所大連出張所
大連市若狹町40

【本店】京都【支店】東京，大阪，福岡，伯林

【設立】明治８年【營業科目】理化學器械，博物學標本，醫療用電氣器械，工業用機械【資本金】200萬圓，【拂込額】200萬圓，【積立金】10萬圓，【決算期】5月，11月【前期配當】1割，【重役】島津源藏，島津常三郎，島津源吉，藤井善助，內貴清兵衞，鈴木庸輔，河崎助太郎，稻畑勝太郎，乾康平【出張所長】森山德次郎【電話4997．3289，振替口座大連681】

合資會社靖和商會
大連市山縣通193

【設立】大正11年４月１日【營業科目】海運業【代理業】岡崎汽船株式會社，神戸海上火災保險株式會社，朝日海上火災保險株式會社【資本金】2萬5千圓【無限代表社員】小寺武市【電話長6404．6464．6012，自宅6368】

タチツテト

大華窯業公司
大連市榮町２
（小崗子北海岸通）

【出張所】長春出張所，新京日本橋通48【設立】大正9年10月【營業科目】內外，陶磁器，タイル，碍子，一般窯業製品の製造販賣，【資本金】10萬圓【店主】大倉和親【支配人】江副勝太郎

株式會社大信洋行
大連市監部通49

【支店】奉天大西邊門外，大阪市南區安堂寺橋通，新京日本橋通，天津日本租界壽街，哈爾濱新城大街，錦州東街，三姓北夾信街【設立】大正７年10月【營業科目】銅鐵金物，綿糸布，穀貨【資本金】１百萬圓【積立金】24萬圓【專務】石田榮造，【支配人】石田卯吉郎

合資會社大德洋行
大連市監部通33

【營業科目】モハンストーブ滿洲國中國總代理店，關西船底塗料滿洲總代理店【資本金】5千圓【代表社員】臼井保治【電話5733】

大陸窯業株式會社
大連市榮町２

【工場】大連市榮町2，撫順松田橋外【設立】大正8年3月25日【營業科目】土管，各種煉瓦（ホーロータイル），各種瓦類，セメント製品，各種製造販賣【資本金】50萬圓（全拂込濟），積立金３千圓【重役】專務取締役柳澤勇夫，取締役柴谷保藏，大森清吉，監査役杉本昌五郎

大正堂商店
大連市吉野町105

【設立】大正元年【營業科目】藥種商【店主】末次喬【支配人】增井信治郎

大連火災海上保險株式會社
大連市西通117
中央ビルデング內

【出張所】奉天琴平町４，新京三笠町１ノ26【代理店】滿洲，支那，朝鮮，樞要各地【設立】大正11年7月28日【營業科目】火災保險，海上保險，運送保險，自動車保險及び以上各種の再保險【資本金】200萬圓，決算期每年３月【重役】社長村井啓次郎【取締役】神成季吉，吉富金一，張本政【監査役】林田精一小澤太兵衞

大連工業株式會社
大連市橋立町２

【設立】大正7年4月5日【營業科目】雨覆，雨具並に防水塗料及各種被服類製造販賣，ロープ製造販賣，家具建具等製造販賣，以上業務に附隨する各種の營業並に修理其他職工の供給【資本金】50萬圓【積立金】11萬1千3百83圓也【重役】專務取締役栁田憲道，取締役平井大次郎，佐藤至誠，高田友吉，佐藤達三，鹿野千代槌，監査役林田精一，相生常三郎

大連製材株式會社
大連市榮町２

【設立】大正9年3月15日【出張所】奉天若松町30【營業科目】製材業【資本金】10萬5千圓（全額拂込濟）【重役】常務取締役鄉池逸太郎，取締役井上輝夫，平林初次郎，監査役長手三郎，洪文濟【電話6896，6770】

大連精糧株式會社
大連三春町１

【設立】大正８年11月【營業科目】精米，味噌醸造【資本金】1百萬圓【社長】鈴木新五郎【專務】楠田龍藏
【電話9546．9079振替大連1174電略タセ】

大連鐵工所
大連市榮町２

【工場】機械工場（榮町2）製罐工場（市外周水子）【設立】明治40年7月1日【營業科目】鐵道港灣，水道用品一式各種ボールト類製作，汽罐，鐵骨，鐵桁，鐵橋製作及据付【資本金】20萬圓【所主】小田切豐【支配人】柴沼繁

大連窯業株式會社
大連市榮町

【創業】大正２年10月【營業科目】高級耐火煉瓦の製造販賣【資本金】60萬圓【社長】津上廷治【電話4031．22631．21946】

泰信錢莊
大連市奧町23

【設立】大正12年10月14日【營業科目】大連取引所錢鈔取引人，兩替業【店主】伊藤政三郎【電話代表5151．6445】

泰東興信所
大連市薩摩町143

【設立】大正10年５月23日【營業科目】一般信用調査，經濟調査，輸出入貨物及在庫品調査【所長】佐藤長治【理事】保科紀十二【總務部長】神藤則之

辰巳銀二商店
大連市紀伊町85

【設立】大正14年12月【營業科目】建築材料直輸入商，室內裝飾設計家具，テキサコルーフキング防水工事本間式（俗稱ＡＳＴ式）防水層工事，（榮進社，大阪清水製作所，英國ニユージーランド火災保險株式會社代理店）【店主】辰巳銀二【電話長4602】

臺山窯製陶所
（匋雅堂窯改稱）
大連市裾野町60

【設立】大正10年６月【營業科目】建築用タイル及テラコツー，美術陶磁器【所主】小平修三【電話9434】

田村商會
大連市山縣通75

【支店】旅順，奉天，新京，沙河口【設立】大正6年4月【營業科目】自轉車並に所屬品，オートリヤカー人力車並附屬品【店主】倉一次

株式會社宅の店
大連市大山通47

【設立】昭和7年9月組織變更【營業科目】飲食料品製造販賣及之に附帶する一切の事業【資本金】15萬圓也【專務】宅昌一

株式會社多田工務所
大連市淡路町３

【支店】瓦房店，萬家嶺，大石橋，遼陽，奉天【設立】大正14年9月3日【營業科目】土木建築請負業，花崗石砂粗石販賣業【資本金】25萬圓（全額拂込濟）【代表取締役】多田耕一【電話4789．5092】

中日實業興信社
大連市信濃町61

【支社】新京曙町16【設立】大正11年11月【營業科目】資產信用，結婚，雇傭等の調査，外に中日實業興信日報を發刊す【社長】山田

耕平【電話3796，振替2123番】

朝鮮火災海上保險株式會社大連出張所
大連市薩摩町67

【支店】京城府明治町1丁目59【設立】大正11年9月【營業科目】損害保險火災，海上，運送【資本金】500萬圓【積立金】32萬圓【取締役社長】谷多喜磨【出張所長】今井健五郎

テキサス會社
大連市紀伊町55

【本店】米國，支那支社，上海，支那支社に屬する支店出張所は全支那滿洲朝鮮に在り【設立】大正10年【營業科目】石油，揮發油，諸礦油，アスファアルト製品各種【資本金】米價2億7千5百萬弗【積立金】不詳【大連出張所主任】藤井信夫

鳥羽洋行
大連市近江町8

【支店】奉天【出張所】大阪，新京【工場】大連市臺山町26【設立】明治39年9月15日【營業科目】鋼鐵銅機械工具商【資本金】個人經營【店主】鳥羽實

東亞印刷株式會社大連支店
大連市近江町

【本店】東京【設立】明治37年1月19日【營業科目】印刷一般【資本金】100萬圓【重役】取締役社長佐々木恒太郎，專務取締役林平太，常務取締役支店長山田浩通，取締役岸金三郎，篠崎嘉郎，林平太，監査役池田桑作，安場保健

東亞土木企業株式會社
大連市東公園町21

【出張所所在地】齊々哈爾龍江驛前，哈爾濱斜紋街50ノ2新京平安町1ノ5，四平街新開街9，奉天淀町12【設立】大正9年1月10日【營業科目】土木建築請負業【資本金】500萬圓（拂込額125百萬圓）【積立金】3萬3千600圓【專務取締役】柳生龜吉【取締役】酒井清兵衞，同山領貞二，同下津春五郎，同丁鑑修【監査役】三輪環，同鹿野千代槌

東亞ペイント製造株式會社大連出張所
大連市山縣通113

【本店及工場】大阪【出張所】東京，門司，臺北，京城，大連【設立】大正8年【營業科目】各種塗料，彩料製造販賣【資本金】50萬圓【重役】常務取締役兼本興繼，取締役吉武吉雄，鹽見勉，篠崎清次郎，大島重義，監査役岡田完二郎【大連出張所主任】西田善藏

東京電氣株式會社大連出張所
大連市連鎖商店街本町通

【本社】神奈川縣川崎市【出張所】東京，大阪金澤，名古屋，仙臺，札幌，門司，福岡，臺北，京城，大連，奉天，哈爾濱，上海【設立】明治31年【營業科目】電球，電燈，照明器具，配線器具，電氣計量器，レントゲン管球，ラジオ用眞空管等【資本金】3千950百萬圓【社長】山口喜三郎【大連出張所長】桂平次郎

ナ ニ ヌ ネ ノ

中村商會
大連市西公園町85

【滿洲總代理店】株式會社荏原製作所，株式會社新潟鐵工所，株式會社高田商會，株式會社横河電機製作所，日本エヤーブレーキ株式會社，田中車輛工場，帝國製鋲株式會社，株式會社栗田製作所，株式會社高田船底塗料製造所，株式會社東京計器製作所，米國貿易株式會社機械部，丸本工業商會，長谷川利彥商會，菅原長次郎商店，濱口商店，日本ペーブオイル製造所，角一ゴム合資會社，中央土木株式會社，振興燃料研究所，日本工合業資會社，株式會社大平製作所，共同毛織株式會社【設立】大正14年8月【營業科目】各種機械一般，電氣諸機械，器具，材料，各種計器塗料，煖房，建築材料，ポンプ一式，デイーゼル機關，工作器械，其他一般代理業【資本金】5萬圓【店主】中村榮治郎【支配人】井上邦雄【電話長3697．4271受電略號タイレン，ナカムラ，振替口座大連3029】

株式會社南昌洋行大連支店
大連市山縣通88

【本店】（撫順）支店，東京，大連，青島，吉林，【設立】明治44年11月【營業科目】石炭採掘販賣，保險代理業，貿易業【資本金】100萬圓【社長】齊藤茂一郎【取締役】藤崎三郎助，加藤重德，小林敬次郎【監査役】高橋是賢，高橋德太郎【支店長】少林敬次郎【電話6111，長6112】

株式會社西川商店
大連市紀伊町20

【創立】大正5年株式組織變更大正13年【營業科目】鐵材，硝子，建築材料，暖房用品，機械工具，ポンプ各種原動機時計，煙草，洋酒，雜貨【資本金】50萬圓（拂込30萬圓）【代表取締役】西川高嶺【取締役】西川不二雄，難波勝治

西森造船所
大連市乃木町14

【設立】明治40年10月【營業科目】各種船舶建造竝に修理，諸汽罐及機械製作竝に修理，一般鐵工事【店主】西森吉治

株式會社日清印刷所
大連市大江町2

【設立】昭和4年2月1日【營業科目】印刷一般【資本金】10萬圓【代表取締役】門田新松【取締役支配人】荒木猪象

日清製油株式會社
大連市賣町3

【本社】東京，支社大連，出張所，名古屋，哈爾濱，四平街，新京，臺北，高雄，工場横濱，大連【設立】明治40年3月【營業科目】滿洲特產，竝に製油工業【資本金】600萬圓【積立金】54萬3千圓【社長】門野重九郎【專務取締役】松下外次郎（東京）【常務取締役】本多兵～（大連）

日本タイプライター株式會社 大連支店
大連市山縣通155

【本社】東京【支店】大阪，大連，上海【工場】東京市【出張所】京城府，札幌，名古屋，横濱【設立】大正5年【營業科目】邦文タイプライター及附屬品，邦文モノタイプ，邦文ライノタイプ，萬能活字鑄造機，製造販賣業【資本金】2百萬圓【重役】專務取締役柳田又一，常務，加藤顯次部，取締役富岡完一，福島行信，監査役紙谷正雄，西正二郎，大連支店支配人中西賢爾【電話8471】

日本賣藥株式會社大連支店
大連市浪速町147

【本社】東京【支店】大阪，大連，新嘉坡【出張所】奉天【設立】明治39年11月15日【營業科目】一般藥品，有名賣藥，工業藥品，醫療器械，化粧品，衞生材料【資本金】100萬圓，拂込額40萬圓，決算期9月30日年1回【取締役大連支店長】支配人竹內精一【電話6130．6139．8566．21049】

日本綿花株式會社大連支店
大連市山縣通49

【本店】大阪【支店】横濱，上海，漢口，青島，孟買，關頁【出張所】東京，名古屋，神戸，天津，香港，奉天，新京，スラバヤ，シド

ニー，唐地，甲谷陀，歴山，モンバサ，リバプール，漢堡，紐育，ダラス【設立】明治25年【營業科目】棉花，綿絲布，生絲，羊毛，黄麻，麻製品，米其他雜貨【資本金】2千萬圓【重役】社長南鄕三郎，取締役大岡破挫魔中村利三郎，山川萬吉，加藤末雄，日置保彥 監査役武內和吉，瀧川儀作，野田吉兵衞

日本郵船株式會社 大連出張所

大連市山縣通 181

【本店】東京【支店】横濱，名古屋，大阪，神戸，門司，長崎，大連，パラオ，靑島，上海，漢口，香港，廣東，新嘉坡，孟買，甲谷陀，倫敦，桑港，沙市，紐育，市俄古ホノルル，ロスアンゼルス，カイヤオ【設立】明治18年10月1日【營業科目】海運業【資本金】106,250,000圓【積立金】4,300萬圓【重役】社長各務鎌吉，副社長大谷登，專務小松原定吉，渡邊水太郎，淸水安治，大連出張所長山口啓三【電話3739．7846】

日滿通信社

大連市佐渡町 18

【設立】大正10年4月25日【營業科目】新聞通信【社長】津上善七，【理事】齋藤善之助【編輯長】小野傳

ハ ヒ フ ヘ ホ

橋詰洋行

大連市大山通 64

【設立】大正9年12月1日【營業科目】寫眞機械材料，活動寫眞機械材料，直輸入販賣【店主】橋詰粂次郎

服部皮革店

大連市榮町 15

【設立】大正2年2月【營業科目】靴鞄用皮革材料一式卸賣，ダンス靴クリーム代理店【店主】服部勝【支配人】服部元【電話6488，振替口座大連3096】

花乃屋支店

大連市山縣通 152

【設立】大正2年2月【營業科目】和洋各種菓子類製造販賣並に滿洲土產菓子販賣【店主】伊藤正太郎【電話6698】

濱恒材木店

大連市淡路町 18

【本店】大阪市浪速區木津川町【出張所】小樽釧路（北海道），靑島，吉林東大灘大吉合名會社【木材置場】大連市明治町【設立】明治38年10月【營業科目】材木，枕木商及び貸家業【店主】濱竹松【電話5146．5147，振替口座大連1241】

合名會社原田組

大連市山縣通 21

【本店】大連，【支店】奉天，大阪，東京【出張所】新京【設立】明治35年【營業科目】鐵鋼機械工具油脂工業用品【資本金】500,000圓【重役】原田猪八郎，小田村信一【支配人】大浦德身

株式會社日立製作所 大連販賣所

大連市山縣通 16

【本社】東京市麴町區丸ノ內2丁目12（電話丸ノ內2391）【營業所】大阪，福岡【販賣所】名古屋，札幌，京城，大連【工場】日立工場（茨城縣）龜戶工場（東京府）笠戶工場（山口縣）【設立】大正7年10月【營業科目】發電機，變壓器，電動機，配電盤，ボイラー，タービン，エレベーター，電車用品，扇風機，電氣計器類，電氣收塵裝置，電氣爐，電熱器電解槽，水車，喞筒，起重機，捲揚機，送風機，空氣壓搾機，冷凍裝置，蒸汽機關車電氣機關車，艦船用諸機械，鐵道用諸機械，鐵管，油淸淨機，電氣冷藏庫，電弧鎔接機，ロードローラー，各種電線，レールボンド絕緣ワニス，コンパウンド，モーターサイレン【資本金】1,000萬圓（全額拂込濟）【積立金】450萬圓【大連販賣所主任】石塚晴美（電話6394）【重役】取締役會長鮎川義介，取締役社長小平浪平，常務取締役古山石之助，六角三郎，高尾直三郎，取締役竹內維彥，伊藤文吉，監査役堀哲三郎，下河邊建二。

二葉成文堂

大連市浪速町 84

【設立】明治42年6月8日【營業科目】印章彫刻物品販賣（篆刻）【店主】二葉彥平【電話7334振替口座大連2800】

復州鑛業株式會社

大連市山縣通 18

（大倉ビルデング內）

【出張所】遼寧省復縣五湖嘴【設立】昭和4年2月13日【營業科目】復州產耐火粘土各種採掘販賣【資本金】50萬圓【重役】取締役社長小住善藏，取締役福井米次郎，佐志雅雄，相生常三郎，監査役林田精一。【電話6715】

福井組

大連市近江町 32

【支店】東京，大阪，鞍山【出張所】石河，大石橋，興城【工場】大石橋【設立】明治39年3月【營業科目】復州耐火粘土，黑松林滿俺鑛，旅順硅石，自硅石，滑石，マグネサイト及クリンカー，ドロマイト，耐火煉瓦各種屑鐵及地金類【店主】福井米次郎【專務】福井恒義【支配人】小田島宇藏

福井高梨組

大連市東公園町 39

【支店】奉天，新京【出張所】旅順，瓦房店，大石橋，營口，鞍山，蘇家屯，鐵嶺，四平街，安東【設立】大正12年12月【營業科目】土木，線路，建築，勞力供給，設計監督【資本金】10萬圓【積立金】35,000圓【店主】共同經營福井猪和太，高梨勉一，岡武雄。

福盛號

大連市監部通 42

【支店】營口，ハルピン【設立】昭和2年1月5日【營業科目】紙印刷機械材料印刷用インキ【資本金】23,000圓【店主】合資會社無限社員方德明，別所友吉。

福昌華工株式會社

大連市埠頭構內

【出張所】營口南本街6，旅順埠頭構內【設立】大正15年10月28日【營業科目】大連埠頭構內荷役及營口旅順石炭荷役請負並に附帶する諸業務一切【資本金】180萬圓【重役】專務取締役秋山卯八

藤川商店

大連市入船町 14

【設立】大正5年【營業科目】フエルト，ルーフキング，ピツチ，ペイント，塗料，鉛管鉛板，瓦斯管，亞鉛板，洋釘，タイル，張煉瓦，洗面器，便器，シスチング，給水栓各種，水道，衞生，暖房，屋根工事請負【代理店】米國サーテンチイド會社，米國リチヤードソン會社，英國ヂヨージフワシロー會社【特約店】佐治製陶所，森製陶所，東洋陶器株式會社【店主】藤川篤助【電話長4639】

株式會社 藤澤友吉商店出張所

大連市山縣通 7

【本社】大阪市東區道修町2丁目【支店】東京京城【出張所】大連，上海【工場】大阪市西淀川區加島町，香川縣綾歌郡林田村，德島縣板野郡瀨戶町香川縣木田郡屋島村【營業科目】藥種問屋，藥品輸出入，化學製藥【支配人】林茂治郎【電話22391】

藤沼洋行

大連市紀伊町 57

【支店所在地】奉天，新京【設立】昭和6年7月【營業科目】綿糸布，砂糖，紙類，麻袋【店主】藤沼誠一郎

古河電氣工業株式會社 大連販賣店

大連市山縣通113

【本店】東京【理化試驗所】東京市荏原區【販賣店】大阪，門司，札幌，京城，大連，上海，臺北【滿洲國駐在出張員事務所】奉天新京，哈爾濱【工場】日光，橫濱，門司，尼崎【設立】明治29年6月【營業科目】電線及電氣機械器具製造販賣【資本金】2千萬圓【積立金】451萬圓【重役】社長中川末吉，專務取締役杉本五十鈴，取締役三谷一二，長谷川鐵太郎，荻野元太郎，利根川守三郎，鈴木元，金子智，監査役平沼亮三，靑木菊雄，鈴木恒三郎，大連販賣店長西田善藏【電話5131．8088】

扶桑海上火災保險株式會社大連出張所

大連市山縣通53

山縣第一ビル

【本店】東京麴町區丸ノ內2丁目21【設立】大正6年12月21日【營業科目】海上保險，火災保險反び運送保險【資本金】1千萬圓【積立金】360萬圓【重役】取締役會長小倉正恒，專務取締役小山九一，取締役平生釟三郎，三倉滋，山岸哲夫，監査役山下龜三郎，矢島富造，大連出張所員杉山太郎

保祥公司

大連市越後町24

【設立】大正15年2月【營業科目】軍用保護自動車，自動三輪貨車，サイドカー，自動自轉車，乘用自動車，ガソリン計量機竝に貯藏裝置，工作機械，ポンプ各種，金華ベルト塗料，消火器，鑛油，其他諸機械器具電氣機械類【店主】保田元三郎【電話4916】

星ケ浦土地建物株式會社

大連市愛宕町35

【設立】大正8年9月【營業科目】土地建物の賣買及賃貸，土地建物の管理引受竝に賣買仲介，建築の請負，前3項に關聯して必要の業務【資本金】300萬圓【積立金】2千圓【重役】社長野津孝次郎，取締役山田三平，齋藤篤太郎，鈴木兼重，取締役兼支配人山崎寅八監査役槐常藏，橋本與一郎

マミムメモ

合資會社丸二商會

大連市敷島町6

【設立】大正13年6月1日【營業科目】海陸運送業【資本金】5萬圓（全額拂込濟），決算期11月末【代表社員】佐志雅雄，梶山蕃樹【支配人】久保德門

合名會社丸山洋行

大連市若狹町6

【創業】明治39年【改組】昭和7年7月【營業科目】建築材料販賣，鋼鐵製家具類，工事請負業【資本金】10萬圓（全額拂込濟）【代表社員】小林義三郎【電話】長3409番【振替口座】大連58番【取引銀行】正隆銀行

滿洲金物株式會社

大連市伊勢町55

【工場】大連市永樂街15【支店】奉天千代田通37倉庫大連西通9【出張所】新京第1條通【設立】昭和7年2月【營業科目】一般金物製造販賣竝に是に附帶する一切の業務【資本金】30萬圓【專務取締役】前澤龍雄【常務取締役】寺田庄太郎

社團法人滿洲技術協會

大連市山縣通18

（大倉ビル）

【設立】大正13年【目的】技術の進步發達と技術者の向上親睦とを圖り以て社會の福利を增進するを目的とす【會長】貝瀨謹吾【副會長】小山朝佐，根橋禎二【理事】藤根壽吉，佐藤俊久，野田淸一郎，山岡信夫【監事】森川莊吉，野中秀次

滿洲起業株式會社

大連市北大山通13

【出張所】奉天【設立】大正8年12月1日【營業科目】1. 諸般の企業，放資竝に受託，2. 不動產，有價證劵の賣買，3. 株式社債の引受 4. 前各項に關する附帶事業，5. 一般代理業【資本金】100萬圓（全額拂込）積立金 5,500圓【社長】千田次郎【取締役】千田保太郎，勝弘貞次郎，小田要一【監査役】木下金次

滿洲製麻株式會社

大連市日吉町1

【工場】日吉町1【設立】大正6年5月22日【營業科目】麻袋，麻布，帆布，麻糸の製造販賣【資本金】100萬圓【積立金】98,000圓【重役】專務取締井上輝夫

滿洲電氣合資會社

大連市伊勢町32

【支店】新京六馬路二號，龍江驛前【設立】大正8年7月5日【營業科目】電線路建設請負，電燈電力諸工事，電氣一般材料機械輸入製作販賣【資本金】10萬圓【重役】代表社員副島千城【電話5173】

滿洲報社

大連市常盤町29—31

【支社】日本，滿洲各地に支社，分社93箇所【設立】大正11年7月【營業科目】漢字日刊新聞發行【資本金】30萬圓【重役】社長西片朝三，理事曲大川，遲祚廷，金念曾，兼主幹久留宗一，支配人橘秀一【電話社長室21814經理部4034．22462編輯部7513】

滿洲棉花株式會社

大連市下萩町40

【支店】東京市麴町區內幸町1ノ3正求堂ビルデイング內【設立】大正15年10月20日【營業科目】1. 棉花の買入及加工 2. 棉花及種子の販賣【資本金】100萬圓【積立金】7,600圓【取締役社長】樺山資英【專務取締役】齊藤茂一郎【取締役】門野重九郎，井坂孝，朝倉傳次郎高木陸郎【支配人】矢中快輔

滿洲ペイント株式會社

大連市裾野町53

【支店】上海，天津，哈爾濱，新京【設立】大正3年2月【營業科目】ペイント塗料一式【資本金】金50萬圓【積立金】金15萬圓【社長】古澤丈作，【常務】小栗半平【電話長9600，9074】

マンチユリヤ・デーリーニウス社

大連市淡路町7

【設立】明治41年10月18日【營業科目】英文日刊新聞及月刊「マンチユリヤ・デーリー・ニウス，マンスリー・サプリメント」發行竝歐文印刷事業の經營【社長兼主筆】濱村善吉編輯長柳澤柳太郎，營業部長千葉良一郎【電話3773．21716】

增井洋行

大連市須磨町2

【出張所】四平街日進街【設立】明治43年12月1日【營業科目】船具用品，ロープ，ウエス工業用品，綿麻，帆布，荒物雜貨竹材各種繩，叺，莚【店主】增井吉三郎【電話7319振替口座大連4428】

水上洋行

大連市惠比須町58

【支店】奉天若松町32，新京三笠町4丁目26，【設立】大正12年12月【營業科目】度量衡器，測量製圖器暖爐理化學機械金庫理研感光紙其他【店主】水上登三【電話6941，振替口座大連2472】

內科三好醫院

大連市信濃町13

【設立】明治44年3月【營業科目】內科專門【院長】土井三郎

南滿洲瓦斯株式會社

大連市西通117

【設立】大正14年7月18日【營業科目】石炭瓦

斯製造供給並副生物販賣【資本金】1千萬圓【拂込金】930萬圓【重役】專務白濱多次郎，取締役兼支配人志村德造，取締役武部治右衞門，弟子丸相造，監査役林田精一，岡村金藏

南滿洲硝子株式會社
大連市榮町2

【設立】昭和3年11月3日【營業科目】空洞硝子硝子原料，坩堝の製造竝販賣【資本金】30萬圓【積立金】1萬8千圓【社長】中島亮作

南滿洲倉庫建物株式會社
大連市初瀨町8

【支店】開原隆盛街【設立】大正8年10月1日【營業科目】一般倉庫業，土地建物の所有及賣買，仲介，火災海上保險代理店，以上に關聯する金融【資本金】125萬圓【積立金】1萬圓【重役】社長山田三平，常務取締鈴木新五郎，取締役野津孝次郎，監査役土橋義助支配人羽生英一郎【電話5990】

南滿洲電氣株式會社
大連市常盤橋
（中央ビルデイング）

【本店】大連【支店】奉天，新京，安東，鞍山【出張所】連山關，海城【設立】大正5年6月1日【營業科目】1.電燈，電力の供給竝此等に附帶する事業の經營，2.電氣鐵道，乘合自動車の經營竝此等に附帶する事業の經營，3.電氣機械器具の販賣又は賃貸，4.當會社と同種事業に對する投資，5.所有土地建物の賃貸【資本金】2,500萬圓【專務取締役】入江正太郎【常務取締役】高橋仁一，石橋米一【取締役】古泉光男，武部治右衞門，【監査役】林田精一，山岡信夫

森洋行
大連市連鎖街銀座通

【本店】奉天合名會社森洋行【設立】昭和4年12月10日【營業科目】時計貴金屬寫眞機蓄音器銀器【社員支店長】森捨三【社員】森正二【技術部主任】田邊福二【營業部主任】馬場太四郎

ヤ ヨ ワ

山下汽船株式會社
大連支店
大連市山縣通199

【支店】神戸市神戸區榮町通2丁目47【營業科目】海運業，其他【資本金】2,000萬圓（全額拂込）【取締役社長】山下龜三郎【專務取締役】福本貞喜【大連支店長】鵜木健造

山本錢莊
大連市山縣通63

【設立】大正14年10月【營業科目】大連取引所錢鈔取引人，大連商品取引所株式取引人【資本金】15萬圓，積立金8萬圓【店主】山本寅之助【電話（錢鈔部）代表5141（證券部）5144】

大和染料株式會社
大連市千代田町29

【設立】大正8年12月【營業科目】硫化染料製造（孔島牌）鞍山ペンゾール州内一手販賣【資本金】50萬圓（拂込25萬圓）【重役】社長取締役太田伊之助，專務取締役福田熊治郎，取締役安田幸雄，小林敬次郎，赤塚瀰太郎與田銀次郎，石井熊次郎，監査役齋藤茂一郎，鈴木新五郎，辻慶太郎【電話6057，8968，振替口座大連2031】

横濱護謨製造株式會社
大連出張所
大連市山縣通113

【本社及工場】橫濱【販賣店】東京，大阪，福岡，名古屋，上海，京城，仙臺，札幌，大連，臺北【設立】大正6年5月【營業科目】護謨製品製造販賣【資本金】380萬圓【積立金】11萬圓【重役】取締役社長中川末吉，取締役長谷川鐵太郎，後藤元治，小室泰治，ゼイデーテウ，テージーグラハム，エスエムゼツト，監査役中田敬義，早川鐵治，大連出張所主任西田善藏

合資會社渡部商會
大連市西通48

【支店】奉天彌生町18【出張所】靑雲臺13【設立】大正12年6月1日【營業科目】煖房，衞生水道工事請負【資本金】3萬圓【店主】渡部正【支配人】押川政男

（2）奉天の部

淺野窯業部
奉天彌生町9

【工場】奉天鐵西灤軍屯【設立】大正14年3月【營業科目】煉瓦製造並販賣【資本金】2萬圓【店主】淺野新三郎

一厘堂
奉天青葉町

【支店】浪速通21【設立】明治45年5月【營業科目】菓子商【店主】片山只一

岩間商會
奉天浪速通6

【支店】哈爾濱，吉林【設立】大正7年【營業科目】木材及寶石美術品【店主】岩間甲斐之助

大倉商事株式會社
奉天出張所
奉天浪速通46

【本社】東京【支店】大阪，倫敦，紐育，伯林，シドニー【出張所】橫濱，橫須賀，神戸，吳佐世保，舞鶴，門司，名古屋，臺北，京城大連，奉天，上海，漢口，天津，靑島【設立】明治6年大倉組商會設立【營業科目】一般輸出入貿易，官廳御用達，諸機械類，電氣發動機，原動機，電話機，電氣用器具一切，無電機械，自動車，製氷冷藏機，機關車汽車用品，土木建築材料，鑛山用機械煖房機械，砂糖，紙，皮革，靴，飲料品，羊毛，ホツプ，礦油，製油，石炭，骸岩，硫安，鐵，金庫，千代田生命保險相互會社代理店，大倉火災，英國ユニオン，ノールウイツチユニオン，コンマーシヤル，各火災保險代理店【資本金】1,000萬圓【出張所主任】池田龍雄

大野一誠堂
奉天浪速通6

【設立】大正7年12月【營業科目】和洋紙文具一式，印刷業【店主】大野竹次郎

大矢組株式會社
奉天出張所
奉天松島町20

【本社】鐵嶺【支店】公主嶺，新京，哈爾濱，齊々哈爾，錦州，遼陽，海城，大連，旅順【設立】昭和3年【營業科目】米穀其他糧秣賣買陸軍御用【店主】主任佐生惣吉

喜多商行
奉天春日町6

【設立】明治38年11月5日【營業科目】和洋雜貨化粧品洋服類及附屬品其他【店主】河野榮

義道洋行
奉天春日町7

【設立】明治39年11月【營業科目】和歐文房具事務用品，和洋紙加工品帳簿製圖器並用品印刷大阪每日，奉天每日，滿洲日報其他諸新聞取次【店主】野村久枝

合資會社木村洋行
奉天浪速通6

【支店】大連，哈爾濱，新京【工場】奉天【設立】明治44年【營業科目】寫眞機械，活動寫眞機械，光學器具，材料附屬品，寫眞臺紙製造【資本金】10萬圓（全額拂込濟）【奉天支配人】江見澤喜造【大連支店長】辻雄之助【哈爾濱支店長】豬飼隆一【新京支店長】三重巖

旅館九州館
奉天驛前浪速通6

【設立】昭和7年11月15日【營業科目】旅館業【資本金】2萬圓【店主】出畑文雄

熊野商會
奉天浪速通21

【設立】大正9年2月【營業科目】洋品雜貨商【店主】熊野光次

源　隆　洋　行
奉天浪速通44

【設立】大正13年7月1日【營業科目】電氣機械器具材料，金物工具建築材料，飛行機用材料各種，自動車竝附屬品，陸軍各種器材工具，兵器手入消耗品一切，揮發油モーター油礎油【資本金】5萬圓【店主】尾形淸

弘　文　堂　書　店
奉天浪速通6

【設立】大正6年8月【營業科目】諸新聞，新刊圖書，雜誌，文具品，奉天地圖，寫眞帖，繪葉書調製，卸小賣，明治生命保險代理店中等學校敎科書指定販賣店【店主】宮阪德治郎

弘　利　洋　行
奉天浪速通17

【設立】大正5年4月1日【營業科目】和洋雜貨，化粧品【店主】宮本鐵次

國際運輸株式會社奉天支店
奉天千代田通12

【營業種目】1.海陸運送及運送取扱營業，2.倉庫營業，3.代辦及保證行爲 4.勞力請負，5.運送火災海上保險，6.運送に關する資金の供給，7.前各項に關聯する一切の業務【電話驛詰所3383】支店長2908 庶務係2158到著2909倉庫保險2908發送2158經理係宿直(長)4442【支店長】釘宮松三郎

小　杉　洋　行
奉天千代田通

【設立】明治39年3月【營業科目】食料品問屋【店主】小松與治郎

小　村　洋　行
奉天彌生町7

【設立】大正12年【營業科目】杞柳細工，杞柳賣買，帆布加工ネオンサイン架設工事【資本金】1萬圓【店主】小村國三郎

櫻　屋　商　店
奉天春日町2

【本社】兵庫縣灘奥崎【支店】東京大阪京都神戸京城釜山【設立】大正9年【營業科目】淸酒釀造及販賣業【資本金】500萬圓【主任】小瀨川謙三

三　民　藥　房
奉天彌生町3

【設立】昭和4年8月【營業科目】藥種商，醫療理化學用器械，衞生材料【店主】首藤首【電話3645】

七　福　屋
奉天浪速通9

【支店】奉天平安通7番地【設立】明治38年11月3日【營業科目】菓子，銘茶，洋食料品【資本金】5萬圓【店主】中村政市

瀋　陽　館
奉天琴平町12

【支店】瀋陽旅館分號奉天宮島町4【設立】(本店)明治38年戰役直後(支店)昭和3年9月【營業科目】(本店)日本旅館(支店)支那式，西洋式，和式の三樣(純然たる個人經營)【店主】田實久次郎

成　久　號
奉天　春日町1
　　　柳町1

【設立】明治42年3月【營業科目】和洋菓子，製造卸小賣，明治製菓外各會社特約【店主】成久爲藏

株式會社盛京時報社
奉天隅田町9

【支社】大阪，大連，新京，哈爾濱【設立】明治39年10月1日【營業科目】新聞の印刷竝に販賣【資本金】35萬圓(全額拂込濟)【積立金】300圓【社長】染谷保藏【主筆】菊池貞二【編輯長】大石智郎

田村商會奉天支店
奉天浪速通33
(日滿自轉車硏究所)

【本店】大連山縣通【支店】大連，沙河口大正通，旅順乃木町，新京大馬路【設立】大正6年5月【營業科目】自轉車自動車人力車ゴム製品生命保險火災保險【店主】田村與三郎

中　和　藥　局
奉天千代田通34

【設立】大正13年4月1日【營業科目】藥種貿易【藥劑師】鳥井讓吉

東亞勸業株式會社
奉天琴平町15

【工場】奉天精米工場【設立】大正10年12月10日【營業科目】1.土地の取得經營處分，1.建築物の築造賃貸竝賣買，1.農牧林業其他資源開發，1.前各號に揭ぐる事業に關する資金の貸付，1.移民の募集及扶植，1,農畜産物の加工賣買竝委託賣買，1,前各號に附帶する事業【資本金】1千萬圓【積立金】43萬圓【社長】向坊盛一郎【專務】花井修治【取締役】錦織足喜代，橫瀨花兄七【監査役】佐久間章

東亞煙草株式會社奉天支店
奉天加茂町7

【本店】東京市麴町區丸ノ內2丁目【工場】大連，營口，天津，奉天【販賣所及駐在員所在地】大連，天津，奉天，營口，遼陽，安東，新京，哈爾濱，間島，靑島【設立】明治39年11月【營業科目】卷煙草製造販賣煙草耕作，其他煙草に關する出資又は經營【資本金】1,500萬圓【重役】社長金光庸夫，專務取締役富澤充，取締役兼支配人，松尾晴見，取締役兼奉天支店長岩波藏三郎，取締役川村桃吾，監査役秀村得一，山本節次郎

東省實業株式會社
新京日本橋通

【設立】大正7年5月4日【營業科目】金融，土地及建物の經營特產物其他一般生產物の賣買竝びに仲介【資本金】175萬圓【重役】專務取締役杉本昌五郎，取締役津田尙道，石川忠一監査役本倉文雄，佐方文次郎

同和興業株式會社
奉天琴平町16

【本社所在地】奉天【設立】昭和7年11月10日【營業科目】土地經營並に附屬事業一切，鑛山森林經營竝に附屬事業一切【資本金】200萬圓(全額拂込濟)【重役】專務取締役，宮澤甲子三，取締役平塚安彥，取締役事業部長熊谷貫一，監査役岡田榮太郎，小谷節夫，河上律一，富村順一

那　須　藥　局
奉天千代田通16

【設立】大正11年6月【營業科目】藥種賣藥處方調劑，南京虫退治藥臭蟲卽滅液發賣元【藥劑師】那須要

南　滿　印　刷　社
奉天浪速通25

【設立】大正8年11月【營業科目】各種印刷和洋紙販賣，活字鑄造販賣，【資本金】5萬圓【店主】石本力藏

橋　口　洋　行
奉天加茂町8

【設立】大正6年2月【營業科目】特產物輸出商【資本金】15萬圓【店主】橋口正一

福　本　裝　飾　店
奉天市場正門通

【賣店】春日デパート【工場】藤浪町2，紅梅町10，商埠地大西邊門外【設立】大正7年9月10日【營業科目】室內裝飾和洋家具ガクブチ洋畫材料【店主】福本貞雄

福　來　永　銀　號
奉天千代田通10

【本店】千代田通10【支店】浪速通2【設立】大正13年11月【營業科目】金銀兩替及錢鈔業【資本金】35,000圓【店主】井上彥三郎

奉天酸素製造公司
奉天若松町 38

【營業科目】工業用酸素，醫療用酸素製造，鎔接切斷用器具材料，炭酸瓦斯，水素瓦斯販賣，酸素鎔接切斷作業請負，カーバイト販賣【振替口座大連3166番，假事務所奉天紅梅町6番地，電話日3700番，工場奉天若松町38番地，電話日4051番】

奉天取引所信託株式會社
奉天加茂町 4

【設立】大正10年7月29日【營業科目】奉天取引所に於て成立したる，錢鈔，重要物產先物取引の履行を擔保し其淸算竝に受渡事務及取引人に資金の融通を爲す業務【資本金】50萬圓(全額拂込濟)【積立金】27萬圓【重役】專務取締役金丸富八郎，取締役山田三平，藤田九一郎，庵谷忱，三谷末治郎，監查役林田精一，頓宮張一，明石闘藏

奉天窯業株式會社
奉天松島町 20

【工場】奉天鐵道西【設立】大正7年3月【營業科目】煉瓦，耐火煉瓦セメントブロック等【資本金】20萬圓【積立金】1萬圓【重役】專務取締役佐伯直平，取締役中村政市，楊會一監查役石田武亥，庵谷忱

前田德商店
奉天浪速通 32

【設立】明治39年5月【營業科目】煙草有名化粧品有名石鹼卸商【店主】前田德太郎

松尾大正堂
奉天速浪通 23

【支店】平安通14番地【設立】大正6年【營業科目】藥種賣藥，化粧品，醫療器械【店主】松尾淸七

滿洲市場株式會社
奉天江の島町 6

【設立】大正6年9月1日【營業科目】(1)水陸產物其他の委託販賣竝に賣買(2)糶市場，小賣市場の經營 (3)以上の外市場に關する附帶營業【資本金】40萬圓【積立金】47,170圓【重役】社長小倉鐸二，取締役兼支配人香取眞策，取締役神宮敏男，藤田九一郎，監查役佐藤菊次郎，庵谷忱，林田精一

滿洲航空株式會社
奉天商埠地三經路六緯路99

【支店】東京市麴町區內幸町1丁目3番地大阪ビル內奉天航空工廠，奉天東塔飛行場【設立】大同元年9月26日【營業科目】1. 滿洲國內及び滿洲國と隣接國間に於ける旅客，郵便物及貨物等の航空機による輸送，2. 航空機の修理及機體の製造組立，其他【資本金】銀385萬圓【重役】取締役社長鄭垂，取締役副社長兒玉常雄常務取締役麥田平雄，取締役石本憲治，川田順，楊文緒，根橋禎二，安邊浩，監查役大屋敦，佐久間章，周培炳

滿洲自動車株式會社
奉天千代田通 2

【設立】大正8年【營業科目】乘合自動車【重役】專務取締役志和俊陽，取締役染谷保藏，【監查役】西尾一五郎

滿洲製氷株式會社
奉天隅田町 4

【設立】大正8年10月15日【營業科目】機械製氷，ツボミ印淸涼飲料水，冷藏業【資本金】25萬圓【重役】代表取締役小杉與治郎，取締役小杉みね，門田淸太郎，監查役塚本藤次郎

滿鮮印刷社
奉天信濃町 23

【設立】昭和7年3月10日【營業科目】各種印刷業【資本金】25,000圓【社主】武內止戈

滿洲土木建築業協會
(奉天支部)
奉天橋立町 5

【設立】大正13年5月【支部長】上木仁三郎

滿洲窯業株式會社
奉天平安通 8

【工場】奉天鐵西攬軍屯【設立】大正9年12月【營業科目】煉瓦，セメント製品，建築諸材料【資本金】20萬圓【積立金】29,479.85錢【重役】社長伊藤給七，專務取締役京谷松之助，監查役山根政治，多賀淺平

滿蒙毛織株式會社
滿洲奉天皇姑屯

【東京事務所】東京市麴町區內山下町1の1東洋ビル內【奉天直賣所】奉天浪速通17（電話2962）【工場】奉天皇姑屯，名古屋市外荻野村【支店出張所】奉天，同城內，大連，撫順安東，新京，吉林，哈爾濱，錦縣，淸津，洮南，原城，新義州，東京，名古屋，天津【設立】大正7年12月25日【營業科目】毛絲毛織物の製造販賣，羊毛其他獸毛獸皮の賣買【資本金】3百萬圓【重役】專務取締役遠林眞一，常務取締役權名茂雄，取締役高橋虎太，中谷庄兵衞，丁鑑修，監查役池邊龍一，柴田善左衞門，西田猪之輔

滿洲土地建物株式會社
奉天浪速通 43

【設立】大正8年11月【營業科目】建物建築設計其他附帶事業【資本金】100萬圓【積立金】7千圓【專務取締役】富村順一

南滿洲電氣株式會社
奉天支店
奉天宮島町 2

【設立】大正15年6月1日【營業科目】電燈，電力の供給之等に附帶する事業の經營電氣機械器具の販賣又は賃貸【資本金】2,500萬圓【支店長】龜山亭

茂生洋行
奉天青葉町 17

【設立】大正15年5月25日【營業科目】金屬研磨及鍍金材料，印刷インキ及材料，星印感光紙，星印製圖用紙，名刺，カード，繪葉書江原式調帶及附屬品，各種金銀箔【資本金】5千圓也【店主】水野滿藏

合名會社森洋行
奉天，大連，新京，遼陽

【本店】奉天【支店】大連，新京【出張所】遼陽【設立】大正9年2月17日【營業科目】時計貴金屬，寶石，裝身具，銀器，寫眞機，蓄音器萬年筆，眼鏡，プリズム，寒暖計，剃刀，麻雀其他【資本金】10萬圓也【社員】代表社員森眞三郎，社員森正三，森捨三，大連支店長森捨三，新京支店長濱岡哲一，遼陽出張所長辻本嘉祐

桃井洋行
奉天加茂町 5

【設立】昭和7年11月1日【營業科目】海產物竝加工食料雜貨【資本金】5萬圓【店主】三好萬藏

大和屋洋品店
奉天春日町 7

【支店】浪速通大和屋支店，春日デパート內【設立】明治39年【營業科目】洋品雜貨各種，化粧品，紳士用御子供用洋服類旅行道具一式【店主】加藤佐太郎【電話3094】

山本寫眞館
奉天浪速通

【支店】新京中央通【設立】明治41年12月【營業科目】寫眞業【店主】山本晴雄

吉川組
奉天松島町 4

【出張所】大連，安東，本溪湖，新京，四平街【設立】明治42年【營業科目】土木建築請負業【資本金】20萬圓(個人經營)【組主】吉川康

(3) 沿線其他の部

旅　順

滿洲蠶絲株式會社
旅順市富士町3

【支店】旅順，旅順絲廠，貔子窩，貔子窩蠶業場鞍山，鞍山蠶業場，東京市京橋區京橋3丁目2番地，東京出張所【設立】大正15年9月15日【營業科目】桑園經營，家蠶飼育，野蠶飼育蠶種製造，生絲製造，絹絲染織【資本金】100萬圓【重役】社長今井五介，專務取締役，鈴木格三郎，取締役片倉武雄，花井脩二，佐藤方平，支配人長田保美

周水子

小野田セメント製造株式會社大連支店
關東州周水子會泡崖屯

【本社】山口縣小野田町【工場】山口縣小野田町，福岡縣八幡市，岡山縣阿哲郡，美穀村三重縣員辨郡東藤原村，大連市外周水子，平壤府外勝湖里，元山府外川內里，愛知縣名古屋市【設立】明治42年6月(本社創立明治14年)【營業科目】ポルトランドセメントの製造販賣兼諸種セメント製作品及石灰の製造販賣並に石灰石販賣【資本金】3,100萬圓【積立金】370萬圓【重役】取締役社長笠井眞三，專務取締役狩野宗三，常務取締役朝枝信太郎，取締役岩原謙三，毛利元恒，土屋政三，監査役大井太郎，椿魁彌，山本庸彦大連支社支配人國吉喜一，支配人代理西田秀雄

滿洲福紡株式會社
大連市外周水子

【出張所】大阪市北區玉江町2丁目3番地【設立】大正12年4月1日【營業科目】綿絲紡績【資本金300萬圓【積立金】1萬圓【重役】專務取締役角野久造，取締役八代武次，監査役八代祐太郎，澁江友之助

金　州

內外綿株式會社金州支店
關東州　金州

【設立】大正12年10月【營業科目】綿糸紡績【資本金】3,300萬圓(本店)【支配人】南日良吉

谷本果樹園
金州東門外屯46

【販賣店】大連市白菊町30【電話9728】【設立】昭和3年12月安永乙吉氏より讓受【營業科目】果樹栽培及販賣【園主】谷本金次郎【販賣店名】金州谷本果樹園販賣所【電話153番】

三十里堡

野田果樹園
南滿洲三十里堡驛前

【設立】明治45年3月【營業科目】果樹栽培，水田，牧場【資本金】15萬圓【野田斧吉】

熊岳城

鷹野農園
熊岳城大正街10

【本園】熊岳城【支場】沙崗，普蘭店，快馬場，偏坡子【設立】大正2年4月1日【營業科目】果樹栽培，桑園養蠶，緬羊の飼育，造林，果樹苗木養成，各種農園藝種子球根植物の採種養成，肥料農具，農園藝用藥品其他一般農園藝に關する業務【園主】鷹野鶩雄【電話熊岳城長12，32，振替口座大連640】

熊岳城殖產株式會社
熊岳城中華街1

【設立】大正6年9月16日【營業科目】(1)果實蔬菜の賣買並果實の委託販賣(2)農業に必要なる物品の購買及貸付(3)資金の融通(4)貸家業【資本金】3萬圓(全額拂込)【積立金】5千圓【重役】取締役社長古川正一，取締役杉本謙太郎，尾上整，鈴木武，監査役木幡篤二，鈴木道太【電話熊岳城16振替口座大連1986】

營　口

滿洲新報社
營口新市街

【支社】大連支社，旅順支社其他【設立】明治40年12月，新聞創刊は41年紀元節【營業科目】新聞發行【資本金】約1萬圓【社主】小川義和【電話營口75長169，振替大連1298】

鞍　山

合資會社野毛商會
南滿州鞍山南二條町1丁目5

【支店】遼陽，昭和通【設立】大正7年【營業科目】土木建築請負並建築材料商【資本金】2萬圓【店主】野毛四郎

遼　陽

遼陽電燈公司
遼陽本町7

【設立】明治44年10月17日【營業科目】電力，電燈電熱供給外に首山驛附屬地電燈供給を行ふ【資本金】30萬圓【積立金】119,679圓【重役】總辦于冲漢，支配人中村信，監事入江正太郎，高橋仁一，陳德榮，陳時昇

撫　順

撫順市場株式會社
撫順東二條通36

【支店】千金市場【設立】大正7年5月【營業科目】水陸物產委託販賣並賣買，糶市場及小賣市場の經營，其の他之れに附帶する事業【資本金】10萬圓【積立金】5萬圓【重役】代表取締役宮澤惟重，劉漢卿，取締役支配人大島勇

鐵　嶺

大矢組株式會社
鐵嶺北三條通6丁目

【支店出張所】大連，奉天，旅順，海城，遼陽，公主嶺，新京，哈爾濱，錦州，齊々哈爾【工場所在地】鐵嶺，奉天，大連，遼陽，海城，哈爾濱【設立】大正9年5月【營業科目】滿蒙貿易並に委託販賣，建築材料販賣及委託販賣，米穀其他糧秣の賣買及委託販賣，味噌醬油釀造販賣，農場經營並に米麥粟搗精業【資本金】100萬圓【積立金】137,000圓【重役】取締役社長大矢奈良吉，專務取締役上片平直輔，常務取締役渡邊大德，取締役大矢奈良造齊藤久太郎，監査役松岡佐右衞門，高松正道

鐵嶺電燈局
鐵嶺松島町

【設立】明治43年4月1日【支局】新臺子【營業科目】電氣事業【資本金】30萬圓(全額拂込濟)【積立金】17,850圓【重役】局長長谷川收，監事入江正太郎，高橋仁一，前田鈸雄

開　原

開原取引所信託株式會社
開原鐵道附屬地昌平街25

【設立】大正4年12月10日【營業科目】(1)開原取引所に於て成立したる先物取引の履行を擔保し其の淸算事務を引受くること(2)開原取引所の取引人に資金の融通をなすこと【資本金】200萬圓【積立金】844,000圓【重役】取締役社長王執中，專務取締役相良禮三，取締役川島定兵衞，佐竹令信，馬秀升，麗廷俊，監査役佐久間章，吳恩培

開原電氣株式會社
開原鐵道附屬地開原大街56の2

【變電所】開原隆盛街27【設立】大正3年3月30日【營業科目】電燈電力の供給並之に附帶する事業の經營，電氣機械器具の販賣又は貸

貸，當會社と同種の事業に對する投資【資本金50萬圓【積立金】68,095圓【重役】專務取締役千々和正彥，取締役關甲子郎，佐竹令信，石橋米一，龜山亨，監査役川島定兵衞後藤淸，王執中

四平街

信和洋行
四平街市場大街9

【本店】四平街【支店】昌圖，郭家店，八面城，鄭家屯，通遼【設立】大正9年6月1日【營業科目】石炭，セメント，セメント瓦製造販賣，支那人向ゴム底靴【店主】鶴見次世

四平街取引所信託株式會社
四平街市場大街

【設立】大正3年9月【營業科目】四平街取引所に於て成立したる先物取引の擔保淸算事務四平街取引所取引人に資金融通を爲す事，【資本金】50萬圓【積立金】45,295圓【重役】專務取締役木藤格光，取締役鶴見次世，池田耕，馮士元，宋振邦【監査役】三輪環，茶谷榮治郎，王蔭階

四平街輸入組合
四平街中央大街7

【設立】昭和3年9月6日【營業科目】本邦商品の滿洲輸入增進竝に在滿邦商の振興を圖る【資本金】116,950圓（拂込濟）【理事】桂馨三

公主嶺

公主嶺取引所信託株式會社
公主嶺敷島町1丁目3ノ2

【設立】大正8年9月2日【營業科目】公主嶺取引所に於ける先物取引の擔保淸算事務引受同所取引人に對する資金融通【資本金】50萬圓，拂込額37萬5千圓【積立金】189,400圓決算期6月30日，12月31日【重役】專務取締役大岩峯吉，取締役海江田新之亟，小松光治，張采芹，徐會一，監査役佐久間章，石崎廣治郎，荊瑞五，支配人丹隆一

公主嶺電燈株式會社
公主嶺櫻町1丁目

【支店】郭家店車站街【設立】大正6年1月12日【營業科目】電燈及電力供給【資本金】25萬圓【積立金】93,261圓【重役】專務取締役富田登二，取締役小松光治，高橋仁一，海江田新之亟，胡仁臣，程志遠，監査役須藤淸，耿化亭，原口純允，劉芳圃，支配人古山三郎太郎

新京

新京輸入組合
新京三笠町1の26

【設立】昭和3年2月25日【營業科目】1.組合員に對する仕入資金の貸付竝保證，2.商店經營竝商習慣の改善，3.仕入の斡旋，委託販賣の仲介，販路の擴張，4.運賃諸掛の低減，5.其の他前記各項に附帶する事項【資本金】金166,700圓【積立金】金3,336.06錢【理事】久末吉次

安東

文榮堂書店
安東縣市場通4丁目4

【設立】明治38年【營業科目】書籍，雜誌，名勝エハガキ，文房具洋書材料【店主】弓倉悦藏

滿鮮坑木株式會社
安東縣南二條通2丁目9

【支店】（吉林）【出張所】（吉敦線）蛟河，拉法站，小姑家子（吉海線）朝陽鎭（安奉線）鳳凰城，撫順【設立】大正8年12月21日【營業科目】鑛業用坑木鐵道用枕木電柱用材其他一般原木丸太類の生産及販賣，前項に關聯する附帶事業，植林【資本金】150萬圓【積立金】128,826.50錢【重役】專務取締役福田稔取締役前田利則，三隅英雄，監査役林田精一，宮澤惟重

本溪湖

弘文堂書店
南滿洲本溪湖永利町

【本店】奉天浪速通6【營業科目】諸新聞，書籍，雜誌，文具，運動具，蓄音器【店主】山田練兵

溪城鐵路公所
本溪湖

【設立】大正5年4月18日【營業科目】鐵道運輸業【資本金】57萬圓【積立金】92,800圓【理事】古川達四郎【主事】野尻虎

本溪湖石灰公司
本溪湖石山町

【本店】本溪湖石山町【支店】奉天宮島町【設立】昭和2年【營業科目】石灰製造販賣【店主】岡本薫

哈爾濱

國際運輸株式會社哈爾濱支店
哈爾濱埠頭區地段街98號

【本社】大連市山縣通221【設立】大正15年8月15日【營業科目】1.海陸運送業及取扱業，2.倉庫營業，3.代辦及保證行爲，4.委託販賣業，5.直接又は間接に運送に關係ある資金の供給，6.各項に關聯する一切の業務【資本金】本社1千萬圓【哈爾濱駐在常務取締役兼哈爾濱支店長】岡崎虎雄

哈爾濱堂書店
哈爾濱地段街72號地

【設立】大正10年4月【營業科目】書籍，雜誌文房具，事務用品【店主】小此木九三

日本

株式會社ヒシヒラ商會
大阪市西區靱北通1丁目29

【工場】大阪市東淀川區北川口町560【設立】明治18年7月【營業科目】ストーブ，ラヂエター各種暖房器具類製作建築金物，機械工具，土木工具其の他【資本金】50萬圓【積立金】10萬圓【重役】社長平佐潔，常務取締役林寅之助

附　　録

（一）滿洲國官署休日表

元旦　陽曆1月1日、2日，3日

春節　陰曆正月1日，2日，3日，4日，5日に相當する陽曆の日

執政萬壽　陰曆正月13日に相當する陽曆の日

元宵節　陰曆正月15日に相當する陽曆の日

建國日　陽曆3月1日

祀孔　（春祭）陰曆2月第一丁日に相當する陽曆の日

祀關岳　（春祭）陰曆2月春分後の第一戊日に當る陽曆の日

端午節　陰曆5月5日に相當する陽曆の日

祀孔　（秋祭）陰曆8月第一丁日に相當する陽曆の日

祀關岳　（秋祭）陰曆8月秋分後の第一戊日に當る陽曆の日

中秋節　陰曆8月15日に相當する陽曆の日

孔誕　陰曆8月27日に相當する陽曆の日

年末　陽曆12月29日，30日，31日

除夜　陰曆12月末日に相當する陽曆の日

毎日曜日

（備考）本表は大同元年4月16日公布の院令第5號及同年11月29日公布の院令第18號による。

（二）滿洲國の年中行事　（陰曆による）

一　月

一日　午前1時各家の男女皆早起し初めて堂門を出る時は必ず吉方に向つて喜神を迎へ後屋内に歸る。又前夜諸神の前に禮を行ひ此夜爆竹を放ち天明に至る。天明に至り各商民盡く新衣裳を裝ひ各親友の家に至り叩賀する。之を拜年と云ふ。拜年の禮は3日に分ち初1日は父方2日は母方3日は妻方の親戚に至り4日から10日迄は各郷中の親友方面に行き拜年する。

二日　黎明商家は財神を祭り爆竹を放ち庭内に蓆棚を建て天地の神祇を祀り地方により前に松樹2本乃至6本を植ゑる高さは丈餘で桃符を貼り燈綵を張る。

五日　破五と云ふ婦女始めて縫紉をするのである。4日から6日に至る3日間は地方に依り商家で所有する凡ての貨物の値踏をする。之を盤貨と云ふ。

六日　此日商家は半日の間初賣をする風がある。

九日　玉皇上帝の誕生期で各商民皆廟に詣で香を焚き禮拜する。

十日　俗に穀生日と稱し各戸皆粟食を作る。

十五日　此日の晩元旦と同じく各神を祀る。13日から17日迄5日間を燈節と云ふ。夜に入ると各大街皆燈を掛け各家の婦女も出て之を觀る。各郷の子供は皆龍燈彩船及び高脚等の遊戯をして沿街を巡遊する。之を秧歌と云ふ。又此間を元宵節と云ひ紛餐を以て祖先を祀り街市に張燈する。此日男女出遊して平沙を歩む。然るときは年中病災に罹る事なしといひ之を走百病と云ふ。

二十五日　龍王日と呼ぶ。各家皆獨頭の蒜を門口に掛けて病を避ける。小兒女は五彩を剪つて圓形とし採絲を以て之を穿つたものを帶びる。之を小龍尾と云ふ。家々皆合菜を食ふ。諺に龍封日吃合菜と云ふ以て豐年の兆とする。

此日又添倉と云ひ黍飯を煮，焚香して倉を祀る。一に祭倉とも云ふ。此風郷間に最も甚だしい。

5月4日から25日に至る間各戸各親友男女と會合する。之を會年茶と云ふ。各郷では2月10日以後に行はるゝ事がある。

二　月

二日　花朝と云ふ。又俗に龍擡頭日と云ひ家毎に豚肉及饅頭を食ひ夜に至ると各處に蠟を點ずる。名附て照蟲蠟と云ふ。又中雷神の誕生期として各家皆祭壇を設け婦女は裁縫を忌む。

三　月

三日　淸明節である。各城では城隍神を出巡する。此日は神像を擔ぎ儀仗を用ゐ鼓樂を以て前導し城北に至つて海主の孤魂を祭る。

此日各家は皆祖先を祭り人死して3年以内なれば其家人皆墳墓に至つて焚紙する。

十四日　地藏菩薩の誕生日である。

十六日　城隍奶々の誕生日である。

又山神廟の祭日で地方の人參商は相集つて廟内で演劇し山村の居民は牲を具へて之を祀る。

二十八日　東嶽大帝の祭日で3月1日から末日に至る。山東泰山の神を祀るものである。各處の東嶽廟に祭禮がある。

四　月

八日　佛の誕生日である。

十五日　呂祖の誕生日である。

十八日　海神の誕生日である。此日から3夜間は娘々神聖會と云ふ。此日午飯に多く包子を食ふ。又小兒7,8歳なるものは此日に留髮し廟に詣で僧侶の喝令を受け家に歸る風がある。之を跳牆と云ふ。廟から家に歸る時後方を顧みるを禁ずる。斯の如くすれば其子が壯健であると。

二十八日　藥王の誕生日である。

五　月

五日　端午節で各商民皆酒筵する。又門戸に蒲艾を懸け角黍を包み糯米を食ひ雄黃酒を飲み門楣に胡蘆を掛ける。婦女は綵絲を以て小嚢を製して髮を覆ひ或は布を以て虎を作り兒の肩に繋ぎて除災の意とする。

十三日　俗に關帝單刀會と云ひ12日を俗に關帝磨刀期と云ふ。旱天と雖も必ず雨が降ると傳へて居る。

六　月

六日　土用の入りで蟲王廟會がある。

各菜園牲を備へて神を祭る。此日多く衣を曬し書を曝す。又各郷民は多く豚を殺して酒筵し又麵を食ふ處もある。

十九日　觀音堂で演劇祀神する。

二十四日　關帝廟會がある。

七　月

七日　織女渡河の日で各家の兒女夜間織女神を供祭する。

十五日　中元節で又鬼節と稱する。鬼とは幽魂の意である。即ち魂祭で各家諸神先祖を祭り各城では城隍神郊外に出巡し各縣官衙の郊外に至り無主の孤魂を祭る。

八　月

十五日　中秋節で各商民戸々酒筵する。俗に祭太陰又は供月と云ふ。

九　月

九日　重陽節と云ひ，各家皆豚を殺して美食する。此日芋及び白菜を豚肉に合して煮る者が多い。又菊花餻を食ふ。

十七日　財神の誕生日で各商家で之を祭り皆廟に詣で祭拜する。

十　月

一日　此日も亦鬼節と稱し城隍神へ出遊して魂祭すること淸明及7月15日と同じ。此日展墓祖に祀り送寒衣と云ふ。又此日から粥廠を開き綿衣を散じ以て窮民を濟ふ。

十 一 月

冬至 此日各戸夜間皆先祖諸神を祭り各屯は皆豚を殺して包子を食ひ地方の苦力も亦開宴すること略正月と同じである。名づけて蒸食と云ふ。

十 二 月

八日 各家皆百菓及び各雜糧を用ゐ粥として食ふ。之を臘八粥と云ふ。

二十三日 晩に竈を祭り糖瓜を用ゐる。之を辭竈と云ふ。各家の祭後竈神像を徹去し33日目に至つて新しきものに換へる。又此日を過小年と云ふ。盛に爆竹を放つ。此日の前後數日は家々に餃子を食ふ風がある。

除日 早朝各神像祖先の前に祭物を陳設供獻し燭を點じ香を焚き朝六時に至つて茶酒を灌ぎ祭神の禮を行ふ。各神の名は關帝張仙，觀世音菩薩，財神等で又中雷神，竈神，門神等の各神は商民盡く之を祭る。午後に至りて各家家長點食水菓等の物を子弟婦女等に分ち家長から以下皆銀錢を分つ。之を壓歳錢又は守歳錢と云ふ。此日朝から爆竹を放つこと絶えぬ。晩は家の內外に點燈し親友交賀する之を辭歳と云ふ。三更に至つて罷める。未だ墓祭をせぬ家では此夜巷に紙錢を焚く之を燒包袱と云ふ。次で一族拜賀し各歳錢を分ち團聚飲食する。又終夜就寢せぬものがある之を守歳と云ふ。又年末には各家は門口に對聯と稱し紅色の紙片に吉祥文字を書いたものを貼付けて新年を迎へる。

以上の年中行事中各廟の會期には大概廟內に演戲臺があつて演戲する。凡て公開で多くは信徒の奉納に係る。又爆竹は婚喪等の外，所謂紅事白事に論なく盛んに之を用ゐる。

（三） 度 量 衡

（1） 民國權度法

民國各地で行はれる度量衡は通貨と同じく到る處之を異にし其複雜な事は吾人の想像だも及ばぬ處であるが官用其他一般に通ずるものとしては權度法（度量衡法）に依り一定されて居る營造尺庫平制である。營造尺とは明，清政府の工部で用ゐた標準尺の名で庫平とは支那在來官廳の標準秤を呼ぶ今其制度を述ぶれば下の通りである。

長度
- 毫＝0.0001尺
- 釐＝0.001尺（10毫）
- 分＝0.01尺（10釐）
- 寸＝0.1尺（10分）
- 尺＝單位（0.32メートル）
- 步＝5尺
- 丈＝10尺（2步）
- 引＝100尺（10丈）
- 里＝1.800尺（180丈）

地積
- 毫＝0.001畝
- 釐＝0.01畝（10毫）
- 分＝0.1畝（10釐）
- 畝＝單位（6.000方尺）
- 頃＝100畝

容積
- 勺＝0.01升
- 合＝0.1升（10勺）
- 升＝單位（316方寸）
- 斗＝10升
- 斛＝50升（5斗）
- 石＝100升（10斗）

重量
- 毫＝0.0001兩
- 釐＝0.001兩（10毫）
- 分＝1.00兩（10釐）
- 錢＝0.1兩（10分）
- 兩＝單於（攝氏4度の純水1立方寸の重量が0.878475兩）
- 斤＝16兩

（2） 日滿露度量衡比較

營造尺庫平制		萬國權度通制	日本	露國
長度	毫	0.000032 メートル	1.056000毛	0.125984 トチカ
		0.032 ミリメートル		
	釐	0.00032 メートル	1.056000厘	1.259843 トチカ
		0.32 ミリメートル		
	分	0.0032 メートル	1.056000分	1.259843 リニア
		0.32 センチメートル		
	吋	0.032 メートル	1.056000寸	0.719910 ウエルショク
		0.32 デシメートル		
	尺	0.32 メートル	1.056000尺	0.449944 アルシン
	步	1.6 メートル	5.280000尺	2.249719 アルシン
	丈	3.2 メートル	1.056000丈	1.499813 サーゼン
		0.32 デカメートル		
	引	32 メートル	17.600000間	14.998125 サーゼン
		3.2 ヘクトメートル		
	里	576 メートル	5.200000町	0.539933 ウエルスト
		0.576 キロメートル	0.146667里	
地積	毫	0.006144 アール	1.858560合	31.069225 平方ウエルショク
		0.6144 センチアール		
	釐	0.06144 アール	1.858560歩	31.096225 平方ウエルショク
		6.144 センチアール		
	分	0.6144 アール	0.619520畝	121.46963 平方アルシン
	畝	6.144 アール	6.159200畝	134.96626 平方サーゼン
	頃	614.4 アール	6.195200町	5.623594 デシヤチン
		6.144 ヘクタール		
容量	勺	0.0103547 リツトル	0.574015勺	0.003157 ガルネツ
		1.0354688 センチリツトル		0.084189 チヤールカ
	合	0.1035469 リツトル	0.574015合	0.031571 ガルネツ
		1.0354688 デシリツトル		0.841891 チヤールカ
	升	1.0354688 リツトル	0.574015升	0.315709 ガルネツ
				8.418905 チヤールカ
	斗	10.354688 リツトル	0.574015斗	3.157090 ガルネツ
		1.0354688 デカリツトル		8.418905 シエトツフ
	斛	51.77344 リツトル	2.870073斗	1.973181 チエトウエリク
		5.177344 デカリツトル		4.209453 ウエドロ
	石	103.54688 リツトル	0.574015石	3.946362 チエトウエリク
		1.0354688 ヘクトリツトル		8.418905 ヴエドロ
重量	毫	0.0037301 グラム	0.994693毛	0.083945 ドリ
		0.37301 センチグラム		0.059961 グレーン
	釐	0.037301 グラム	0.994693厘	0.839452 ドリ
		0.37301 公厘		0.599609 グレーン
	分	0.37301 公分	0.994693分	8.394520 ドリ
				5.996086 グレーン
	錢	3.7301 公分	0.994693匁	0.874429 ゾロトニク
		0.37301 公錢		
	兩	37.301 公分	9.946933匁	0.744292 ゾロトニク
		0.37301 公兩		1.249185 オンス
	斤	596.816 公分	0.994693斤	1.457382 フント
		0.596816 公斤		1.665579 藥用フント

（3） 滿蒙主要地方日滿度量衡比較

地方	大尺一尺 △杆尺一尺 (尺)	裁尺一尺 △裁尺一尺 (尺)	木尺一尺 (尺)	一斗 (斗)	一斤 (匁)
大連	—	1.140	—	1.652	152.0
旅順	—	1.152 △1.020	—	1.617	153.3
金州	—	1.131	—	1.708	156.0
普蘭店	1.840	1.140	—	1.680	142.0
瓦房店	1.500	1.125	1.040	1.530	162.73
復州	—	1.140 △1.020	—	1.530	162.73
安東	—	1.130 1.020	—	1.750	155.0
鳳凰城	—	1.140	—	1.500	150.0
岫巖	—	1.150 1.020	—	1.530	156.0
莊河	—	1.150	1.040	1.600	154.3
桓仁	—	1.150	—	1.462	154.3
寬甸	—	1.150	1.040	1.750	155.0
大孤山	—	1.150	—	1.575	141.0
青堆子	—	1.040	—	1.725	144.0
奉天	1.750	1.140	1.050	1.300	148.8
蘇家屯	—	1.150	—	1.250	160.0
撫順	—	1.130	—	1.300	148.0
本溪湖	1.870	1.125	—	1.450	143.0
城廠	1.461	1.152	1.040	1.405	144.2
興京	1.750	1.140	—	1.300	149.0
遼陽	—	1.150	—	1.470	154.3
海城	—	1.154	—	1.468	154.3
蓋平	—	1.140	—	1 664	154.3
熊岳城	—	1.140	—	1.750	152.0

地方	大尺 一尺 △一杆尺	裁尺 一尺 △一裁尺	木尺 一尺	一斗	一斤
	尺	尺	尺	斗	匁
[illegible]紫堡	—	1.130	—	1.540	147.0
遼中	1.750	1.150	—	1.919	154.3
臺安	1.750	1.150	—	1.916	148.8
黑山	—	1.151	—	1.840	149.8
新民	1.700	1.130	—	1.573	155.5
彰武	2.118	1.150	1.030	1.651	144.0
哈拉套街	1.625	1.145	1.025	1.950	142.0
營口	2.075	1.154 1.020	1.040	市斗1.455 河斗1.405	145.0
大石橋	—	1.120	—	1.400	148.0
雙廟子	—	1.140	—	1.500	140.8
北鎭	—	1.153	—	1.573	155.5
義縣	—	1.150	—	1.880	155.0
清河門	2.035	1.135	1.035	1.880	143.0
錦州	2.100	1.150	1.050	1.573	155.0
錦西	—	1.148	1.060	1.573	155.0
興城	—	1.150	1.020	1.720	—
綏中	—	1.153	0.020	1.810	159.5
輯安	—	1.150	—	1.462	154.3
通化	1.750	1.140	—	1.670	149.0
帽兒山	—	1.150	1.040	1.580	154.3
鐵嶺	1.550	1.154	—	1.343	146.6
法庫	—	1.150	—	1.360	138.0
康平	2.060	1.153	1.160	1.650	152.9
開原	2.075	1.154	—	1.520	156.0
大疙瘩	—	1.154	—	1.790	154.3
掏鹿	1.880	1.130	—	1.730	148.8
大肚川	1.750	1.140	—	1.800	154.3
海龍	—	1.150	—	1.000	154.3
朝陽鎭	—	1.150	—	1.980	148.0
輝南	—	1.150	—	1.580	138.0
柳定	1.750	1.140	—	1.920	149.0
北山城子	—	1.140	—	2.100	145.0
昌圖	2.125	1.150	—	1.660	147.0
雙廟子	△1.083	1.285	—	1.788	140.0
三姓	△0.986	1.137	1.035	2.220	145.0
佳木斯	△0.998	1.152	2.420	—	150.0
樺川	△0.998	1.150	1.035	2.420	150.1
富克錦	△0.998	1.150	1.038	2.450	144.0
寧古塔	△0.943	1.147	1.032	2.059	147.0
三岔口	△0.943	1.147	1.051	2.130	147.0
穆稜河	△0.910	4.111	1.040	2.130	143.0
蜂蜜山	△0.922	1.137	1.024	2.130	145.6
呼蘭	—	1.151	1.045	1.530	144.0
巴彥	—	1.150	1.060	1.650	134.8
木蘭	—	1.151	1.050	1.650	134.8
青岡	—	1.150	1.045	1.650	144.0
蘭西	—	1.151	1.045	1.530	144.0
綏化	—	1.180	1.080	1.400	136.0
海倫	—	1.180	1.050	1.620	136.0
餘慶街	—	1.180	1.060	1.500	129.6
齊々哈爾	—	1.250	1.050	2.340	—
大賚	1.725	1.150	1.040	1.700	136.0
朝陽	1.734	1.140	—	1.490	135.0
塔子溝	1.955	1.126	—	1.514	141.7
平泉	1.981	1.113	—	2.392	148.1
熱河	1.985 △0.991	1.104	1.038	1.029	148.4
黃姑屯	1.500	1.105	—	1.167	148.1
欒平	1.610 0.908	1.120	—	1.195	135.1
豐寧	1.890 1.001	1.112	—	1.195	135.3
圍場	1.633	1.092	—	3.385	138.0
錐子山	1.612	1.054	—	3.336	139.72
赤峰	1.633 0.996	1.112	—	2.808	140.0
建平	1.973	1.096	—	1.860	144.0
烏丹城	1.656	1.117	—	2.844	129.4
林西	1.602	1.090	1.047	1.262	126.0
阜新	2.065	1.125	1.050	1.800	147.0
小庫倫	1.615	1.150	1.040	1.480	100.4

（備考）　本表は滿鐵調査課編（滿蒙の大勢）に據る。

（四）　讀史年號早見表

注　意

1. 本表は倒叙的に配列した。
2. 西暦1700年以降は累年にしたが，其以前は中國暦を中心とし，神武天皇御即位年を以て打切りとした。
3. 西歴1700年以前中國暦の肩小數字は當該年數に付檢索者は適宜加減すること。

日本		滿洲國		中國		西洋
昭和	8	大同	2	中華民國	22	1933
	7		1		21	1932
	6				20	1931
	5				19	1930
	4				18	1929
	3				17	1928
	2				16	1927
	1				15	1926
大正	14				14	1925

日本		中國		西洋
大正	13	中華民國	13	1924
	12		12	1923
	11		11	1922
	10		10	1921
	9		9	1920
	8		8	1919
	7		7	1918
	6		6	1917
	5		5	1916
	4		4	1915
	3		3	1914
大正	2	中華民國	2	1913
	1		1	1912
明治	44	宣統	3	1911
	43		2	1910
	42		1	1909
	41	光緒	34	1908
	40		33	1907
	39		32	1906
	38		31	1905
	37		30	1904
	36		29	1903
治	35	光緒	28	1902
	34		27	1901
	33		26	1900
	32		25	1899
	31		24	1898
	30		23	1897
	29		22	1896
	28		21	1895
	27		20	1894
	26		19	1893
	25		18	1892
	24		17	1891
	23		16	1890
	22		15	1889
	21		14	1888
	20		13	1887
	19		12	1886
	18		11	1885
	17		10	1884
	16		9	1883
	15		8	1882
	14		7	1881
	13		6	1880
	12		5	1879
	11		4	1878
	10		3	1877
	9		2	1876
	8		1	1875
	7	同治	13	1874
	6		12	1873
	5		11	1872
	4		10	1871
	3		9	1870
	2		8	1869
	1		7	1868
慶應	3		6	1867
	2		5	1866
	1		4	1865
元治	1		3	1864
文久	3		2	1863
	2		1	1862
	1	咸豐	11	1861
萬延	1		10	1860
安政	6		9	1859
	5		8	1858
	4		7	1857
	3		6	1856
	2		5	1855
	1		4	1854
嘉永	6		3	1853
	5		2	1852
	4		1	1851
	3	道光	30	1850
	2		29	1849
	1		28	1848
弘化	4		27	1847
	3		26	1846
	2		25	1845
	1		24	1844
天保	14		23	1843
	13		22	1842
天保	12	道光	21	1841
	11		20	1840
	10		19	1839
	9		18	1838
	8		17	1837
	7		16	1836
	6		15	1835
	5		14	1834
	4		13	1833
	3		12	1832
	2		11	1831
	1		10	1830
文政	12		9	1829
	11		8	1828
	10		7	1827
	9		6	1826
	8		5	1825
	7		4	1824
	6		3	1823
	5		2	1822
	4		1	1821
	3	嘉慶	25	1820
	2		24	1819
	1		23	1818
文化	14		22	1817
	13		21	1816
	12		20	1815
	11		19	1814
	10		18	1813
	9		17	1812
	8		16	1811
	7		15	1810
	6		14	1809
	5		13	1808
	4		12	1807
	3		11	1806
	2		10	1805
	1		9	1804
享和	3		8	1803
	2		7	1802
	1		6	1801
寛政	12		5	1800
	11		4	1799
	10		3	1798
	9		2	1797
	8		1	1796
	7	乾隆	60	1795
	6		59	1794
	5		58	1793
	4		57	1792
	3		56	1791
	2		55	1790
	1		54	1789
天明	8		53	1788
	7		52	1787
	6		51	1786
	5		50	1785
	4		49	1784
	3		48	1783
	2		47	1782
	1		46	1781
安永	9	乾隆	45	1780
	8		44	1779
	7		43	1778
	6		42	1777
	5		41	1776
	4		40	1775
	3		39	1774
	2		38	1773
	1		37	1772
明和	8		36	1771
	7		35	1770
	6		34	1769
	5		33	1768
	4		32	1767
	3		31	1766
	2		30	1765
	1		29	1764
寶暦	13		28	1763
	12		27	1762
	11		26	1761
	10		25	1760
	9		24	1759
	8		23	1758
	7		22	1757
	6		21	1756
	5		20	1755
	4		19	1754
	3		18	1753
	2		17	1752
	1		16	1751
寛延	3		15	1750
	2		14	1749
	1		13	1748
延享	4		12	1747
	3		11	1746
	2		10	1745
	1		9	1744
寛保	3		8	1743
	2		7	1742
	1		6	1741
元文	5		5	1740
	4		4	1739
	3		3	1738
	2		2	1737
	1		1	1736
享保	20	雍正	13	1735
	19		12	1734
	18		11	1733
	17		10	1732
	16		9	1731
	15		8	1730
	14		7	1729
	13		6	1728
	12		5	1727
	11		4	1726
	10		3	1725
	9		2	1724
	8		1	1723
	7	康熙	61	1722
	6		60	1721
	5		59	1720

日本		中國		西洋
享保	4	康熙	58	1719
	3		57	1718
	2		56	1717
	1		55	1716
正德	5		54	1715
	4		53	1714
	3		52	1713
	2		51	1712
	1		50	1711
寶永	7		49	1710
	6		48	1709
	5		47	1708
	4		46	1707
	3		45	1706
	2		44	1705
	1		43	1704
元祿	16		42	1703
	15		41	1702
	14		40	1701
	13		39	1700
寬文	2	康熙(61)	1	1662
正保	4	永曆(15) 世祖順治(18)	1 4	1647
	3	隆武(1) 世祖順治	1 3	1646
	2	弘光(1) 世祖順治	1 2	1645
	1	世祖順治 崇禎	1 17	1644
寬永	13	崇德(8) 崇禎(17)	1 9	1636
	5	崇禎 太宗天聰(9)	1 2	1628
	4	太宗天聰 天啓(7)	1 7	1627
元和	7	天啓(7) 太祖天命(11)	1 6	1621
	6	泰昌(1) 太祖天命	1 5	1620
	2	太祖天命 萬曆	1 44	1616
天正	19	萬曆(47)	1	1573
永祿	10	隆慶(6)	1	1567
大永	2	嘉靖(45)	1	1522
永正	3	正德(16)	1	1506
長享	2	弘治(18)	1	1488
寬正	6	成化(23)	1	1465
長祿	3	天順(8)	1	1457
寶德	2	景泰(7)	1	1450
永享	8	正統(14)	1	1436
應永	33	宣德(10)	1	1426
	32	洪熙(1)	1	1425
	10	永樂(22)	1	1403
	6	建文(4)	1	1399
正平	23	洪武(31)	1	1368
	21	明昇開熙(6) 至正	1 25	1366
	23	天統(3) 至正	1 23	1364
	20	大義(4) 至正	1 20	1360

日本		中國		西洋
正平	10	龍鳳(12) 至正	1 15	1355
	7	天裕(16) 至正	1 12	1352
	6	治平(10) 至正	1 11	1351
興國	2	至正(27)	1	1341
建武	2	至元(6)	1	1335
元弘	3	元統(2)	1	1333
元德	2	至順(3)	1	1330
嘉曆	3	致和 天曆(6)	9箇月 2	1328
正中	2	泰定(4)	1	1324
元亨	1	至治(3)	1	1321
正和	3	延祐(7)	1	1314
	1	皇慶(2)	1	1312
延慶	3	至大(4)	1	1308
永仁	5	大德(11)	1	1297
	3	元貞(2)	1	1295
弘安	3	至元(17)	1	1280
	10	祥興(2) 至元	1 15	1278
建治	2	景炎(2) 至元	1 13	1276
	1	德祐(1) 至元	1 12	1275
文永	2	咸淳(10) 至元	1 2	1265
	1	至元(31)	1	1264
文應	1	景定(5) 元世祖中統(4)	1 1	1260
正元	1	開慶(1)	1	1259
建長	5	寶祐(6)	1	1253
仁治	2	淳祐(12)	1	1241
嘉禎	3	嘉熙(4)	1	1237
文曆	1	端平(3)	1	1234
貞永	1	天興(3) 紹定(6)	1 5	1232
嘉祿	2	李視寶慶(2) 哀宗正大(8) 寶慶(3)	1 3 2	1226
貞應	2	獻宗乾定(3) 元光(2) 嘉定(27)	1 2 16	1223
建保	5	興定(5) 光定(12) 嘉定	1 7 10	1217
	6	宣宗貞祐(4) 光定 嘉定	1 3 6	1213
建曆	2	嘉定 崇慶 光定	5 1 2	1212
	1	光定 大定 嘉定	1 3 4	1211
承元	4	皇建(1) 大安(3) 嘉定	1 2 3	1210
	3	應天(4) 大安 嘉定	1 1 2	1209

日本		中國		西洋
	2	嘉定 泰和(8) 應天	1 8 3	1208
建永	1	應天 泰和 開禧(3)	1 6 2	1206
元久	2	開禧 泰和 天慶(12)	1 5 12	1205
建仁	3	嘉泰(4) 泰和(8) 天慶	1 1 8	1201
(和勝？) 建久	7	承安(5) 慶元(6) 天慶	1 2 3	1196
	6	慶元 明昌(6) 天慶	1 6 2	1195
	5	天慶 明昌 紹熙(5)	1 5 5	1194
	1	紹熙 明昌 乾裕(23)	1 1 20	1190
承安	4	淳熙(16) 大定(29) 乾裕	1 14 4	1174
	1	乾裕 大定 乾道(9)	1 11 7	1171
永萬	1	乾道 大定 天盛(22)	1 5 17	1165
長寬	2	隆興 大定 天盛	1 3 15	1163
應保	2	大定 紹興(32) 天盛	1 31 13	1161
保元	1	正隆(5) 天盛 紹興	1 8 26	1156
仁平	3	貞元(3) 天盛 紹興	1 5 23	1153
久安	5	天德(4) 天盛 紹興	1 22 19	1149
天養	1	人慶(5) 皇統(8) 紹興(32)	1 4 14	1144
永治	1	皇統 紹興 大慶(5)	1 11 3	1141
保延	5	大慶 天眷(3) 紹興	1 2 9	1139
	4	天眷 紹興 大德(4)	1 8 4	1138
	1	熙宗 大德 紹興	13 1 5	1135

日本		中國		西洋
天承	1	紹興 天會(15) 正德(8)	1 9 5	1131
大治	2	建炎(4) 天會 正德	1 5 1	1127
	5	靖康(1) 天會 元德(7)	1 4 7	1126
保安	3	天會(15) 元德(7) 宣和	1 3 4	1122
	2	大保 天輔 元德(9) 宣和	4 5 2 3	1121
	4	元德 天慶(10) 天輔 宣和	1 10 4 2	1120
元永	2	宣和 天慶 天輔 雍寧	1 9 3 5	1119
重和	1	重和(1) 天慶 天輔 雍寧	1 8 2 4	1118
永久	5	天輔 雍寧 天慶 政和(7)	1 3 7 7	1117
	3	雍寧 太祖收國 天慶 政和	1 2 5 5	1115
天永	2	政和 天慶(10) 貞觀	1 1 1	1111
嘉承	2	大觀(4) 乾統(10) 貞觀(13)	1 7 6	1107
康和	4	崇寧(5) 乾統 貞觀	1 2 1	1102
	3	建中靖國(1) 乾統 永安(3)	1 1 3	1101
	1	永安 壽昌(6) 元符(3)	1 5 2	1099
承德	2	元符 壽昌 天祐民安(9)	1 4 9	1098
嘉保	2	壽昌 紹聖(4) 天裕民安	1 2 6	1095
嘉保	1	紹聖(4) 大安(9) 天裕民安	1 9 5	1094
寬治	4	天裕民安 大安 元裕(8)	1 6 5	1090

日本		中國		西洋
	1	天儀治平(7) 大安 元裕	1 3 2	1087
應德	3	天安禮定 大安 元裕	1 2 1	1086
	2	大安(9) 夏景宗大安 元豐	1 10 8	1085
永保	1	元豐 大康 夏景宗大安	4 7 6	1081
承曆	2	元豐 大康 大安	1 4 3	1078
承保	3	大安 大康 熙寧(10)	1 2 9	1076
	2	大康 天賜禮盛國慶(5) 熙寧	1 5 8	1075
延久	3	天賜禮盛國慶 咸雍(10) 熙寧	1 7 4	1071
	1	乾道 咸雍 熙寧	2 5 2	1069
治曆	4	熙寧 咸雍 拱化(6)	1 4 6	1068
	1	咸雍 治平(4) 拱化	1 2 3	1065
康平	7	治平 淸寧(10) 拱化	1 10 2	1064
	6	拱化 淸寧 嘉祐	1 9 8	1063
天喜	5	奲都(6) 淸寧 嘉祐	1 3 2	1057
	4	嘉祐(8) 淸寧 福聖承道	1 2 4	1056
	3	淸寧 至和(2) 福聖承道	1 2 3	1055
	2	至和 重熙(23) 福聖承道	1 23 2	1054
	1	福聖承道(4) 重熙 皇裕(5)	1 23 5	1053
永承	5	天裕垂聖(3) 重熙 皇裕	1 19 2	1050
	4	延嗣寧國(1) 皇裕 重熙	1 1 18	1049

日本		中國		西洋
長久	2	慶曆(8) 重熙 天授	1 10 4	1041
	1	康定(1) 重熙 天授	1 9 3	1040
長曆	2	寶元(2) 天授(11) 重熙	1 1 7	1038
長元	7	景祐(4) 重熙(23)	1 3	1034
	5	明道(2) 重熙(23)	1 1	1032
	4	景福 天聖(9)	1 9	1031
	3	天聖 太平(10)	1 3	1023
治安	2	乾興 太平	1 2	1022
	1	太平 天禧(5)	1 5	1021
寬仁	1	天禧 開泰(9)	1 6	1017
長和	5	開泰 太中祥府(9)	1 5	1012
寬弘	5	太中祥府 統和(29)	1 26	1008
	1	景德 統和	1 22	1004
長德	4	咸平 統和	1 16	998
	1	至道(3) 統和	1 13	995
正曆	1	淳化(5) 統和	1 8	990
永延	2	端拱(2) 統和	1 6	988
永觀	2	雍熙(4) 統和	1 2	984
	1	統和(29) 太平興國(8)	1 8	983
天元	2	乾亨(4) 太平興國	1 4	979
貞元	1	太平興國 保寧(10)	1 8	976
安和	2	保寧 開寶(8)	1 2	969
	1	開寶 應曆(18)	1 18	968
應和	3	乾德(5) 應曆	1 13	963
天德	4	建隆(3) 應曆	1 10	960
天曆	8	顯德(6) 應曆	6 4	954
	5	廣順(3) 應曆	1 1	951
	2	乾祐(3) 天祿(4)	1 2	948
	11	天福(12) 天祿	1 1	947

日本		中國		西洋
天慶	7	開運(3) 會同(10)	1 8	944
承平	7	會同 天福(3)	1 2	937
	6	天福 天顯(10)	1 10	936
	4	應順(2月) 清泰(2) 天顯	 1 8	934
延長	8	長興(4) 天顯	1 4	930
	5	天顯 天成(4)	1 2	927
	4	天成 天贊(2)	1 5	926
	1	同光(3) 天贊	1 2	923
延喜	22	天贊(5) 龍德(2)	1 2	922
	21	龍德 神冊(6)	1 6	921
	16	神冊 貞明(6)	1 2	916
	15	貞明	1	915
	11	乾化(4)	1	911
	7	開平(4)	1	907
	4	天祐(3)	1	904
	1	天復(3)	1	901
昌泰	1	光化(3)	1	898
寛平	6	乾寧(4)	1	894
	4	景福(2)	1	862
	2	大順(2)	1	890
	1	龍紀(1)	1	889
仁和	4	文德(1)	1	888
	1	光啓(3)	1	885
元慶	5	中和(4)	1	881
	4	廣明(1)	1	880
貞觀	16	乾符(6)	1	874
	2	咸通(14)	1	860
	1	大中(13) 虔晃(12)	13 1	859
承和	14	大中(13) 咸和(28)	1 17	847
	8	會昌(6) 咸和	1 11	841
	3	開成(5) 咸和	1 6	836
天長	8	咸和 太和(9)	1 5	831
	4	太和 建興(11)	1 8	827
	1	寶曆(2) 建興	1 6	825
弘仁	12	長慶(4) 建興	1 2	821
	11	建興(11) 元和(15)	1 15	820
	10	太始 元和	1 14	819
	5	朱雀(5) 元和	1 9	814

日本		中國		西洋
大同	4	永德(5) 元和	1 4	809
	1	元和 正曆(14)	1 12	806
延曆	24	永貞(1) 正曆	1 11	805
	14	正曆 貞元	14 11	795
	13	中興 貞元	1 10	794
	4	貞元 天興(57)	1 49	785
	3	興元(1) 天興	1 48	784
寶龜	11	建中(4) 天興	1 44	780
天平神護	2	大曆(14) 天興	1 30	766
	1	永泰(1) 天興	1 29	765
天平寶字	7	廣德(2) 天興	1 27	763
	6	寶應(2) 天興	1 26	762
	4	上元 天興(57)	1 24	760
	2	乾元(2) 天興	1 22	758
天平勝寶	8	至德 天興(57)	1 20	756
天平勝寶 (天平感寶3箇月)	1	天寶 天興	8 13	749
天平	14	天寶 天興(57)	1 6	742
	9	開元(29) 天興(57)	25 1	737
天平	1	開元 仁安	17 11	729
神龜	1	開元 仁安	12 6	724
養老	3	開元 仁安(18)	7 1	719
	1	開元 (渤海)	5	717
靈龜	1	開元	3	715
和銅	6	開元	1	713
和銅	5	太極先天(1)	1	712
和銅	3	景雲(2)	1	710
和銅	1	景龍	2	708
慶雲	4	景龍(3)	1	707
慶雲	2	神龍(2)	1	705
慶雲	1	嗣聖 長安	21 4	704
大寶	1	嗣聖 長安(4)	18 1	701
文武	4	嗣聖 久視(1)	17 1	700
文武	2	嗣聖 聖曆(2)	15 1	698
文武	1	嗣聖 神功(1)	14 1	697

日本		中國		西洋
持統	10	嗣聖 萬歲通天(1)	13 1	696
持統	9	嗣聖 天冊萬歲(1)	12 1	695
持統	8	嗣聖 延載(1)	11 1	694
持統	6	嗣聖 長壽(2)	9 1	692
持統	4	嗣聖 天授(2)	7 1	690
持統	3	嗣聖 永昌(1)	6 1	689
持統	1	嗣聖 垂拱	3 2	686
天武	13	嗣聖 垂拱(4)	2 1	685
天武	12	嗣聖(21) 光宅(1)	1 1	684
天武	11	弘道(1)	1	683
天武	10	永淳(1)	1	682
天武	9	開耀(1)	1	681
天武	8	永隆(1)	1	680
天武	7	調露(1)	1	679
天武	4	儀鳳(3)	1	676
天武	2	上元(2)	1	674
朱雀	1	咸亨	4	673
弘文	1	咸亨	3	672
天智	9	咸亨(4)	1	670
天智	7	總章(2)	1	668
天智	5	乾封(2)	1	666
天智	3	麟德(2)	1	664
(白鳳	7)	龍朔(3)	1	661
齊明	2	顯慶(5)	1	656
白雉(5)	1	永徽(6)	1	650
大化(5)	1	貞觀	19	645
舒明	1	貞觀	3	629
推古	35	貞觀(23)	1	627
推古	26	武德(9)	1	618
推古	25	義寧(1)	1	617
推古	13	大業(12)	1	605
推古	9	仁壽(4)	1	601
崇峻	4	開皇	11	591
(法興(31)?)				
崇峻	2	開皇(20)	9	589
用明	2	禎明(2)	1	587
敏達	12	至德(4)	1	583
敏達	8	太建 大象(2)	11 1	579
敏達	7	太建 宣政(1)	10 1	578
敏達	6	太建 承光(1) 建德(6)	9 1 6	577
敏達	5	太建 隆化(1) 建德(6)	8 1 5	576
敏達	1	太建 武平 建德(6)	4 3 1	572
欽明	31	太建 武平(6) 天和	2 1 5	570

日本		中國		西洋
欽明	30	太建(14) 天統 天和	1 5 4	569
欽明	28	光大(2) 天統 天和	1 3 2	567
欽明	27	天康(1) 天統 天和(6)	1 2 1	566
欽明	26	天嘉 天統(5) 保定	6 1 5	565
欽明	23	天嘉 河清(3) 保定	3 1 2	562
欽明	22	天嘉 天寧(1) 保定(5)	2 1 1	561
欽明	21	天嘉(6) 皇建(1) 武成	1 1 2	560
欽明	20	永定 天保 武成(2)	3 10 1	559
欽明	18	永定(3) 天保	1 8	557
欽明	17	太平(2) 元保	1 7	556
欽明	16	紹泰(1) 天保	1 6	555
欽明	13	承聖(3) 天保	1 3	552
欽明	11	大寶(2) 天保(10) 大統	1 1 16	550
欽明	8	太清(3) 大統	1 13	547
欽明	7	中大同(1) 武定 大統	1 4 12	546
欽明	4	大同 武定(7) 大統	9 1 9	543
宣化	4	大同 興和(4) 大統	5 1 5	539
宣化	3	大同 元象(1) 大統	4 1 4	538
安閑	2	大同(11) 天平 大統(17)	1 2 1	535
安閑	1	中大通 天平(4) (西魏)	6 1	534
繼體	26	中大通 永熙(3)	4 1	532
繼體	25	中大通 普泰(1)	3 1	531
繼體	24	中大通 建明(1)	2 1	530
繼體	23	中大通(6) 永安	1 2	529

日本		中國		西洋
繼體	22	大通(2) 永安(2)	2 1	528
繼體	21	大通(2) 孝昌	1 3	527
繼體	19	普通 孝昌(3)	6 1	525
繼體	14	普通(7) 正光(5)	1 1	520
繼體	12	天監 神龜(2)	17 1	518
繼體	10	天監 熙平(2)	15 1	516
繼體	6	天監 延昌(4)	11 1	512
繼體	2	天監 永平(4)	7 1	508
武烈	6	天監 正始(4)	3 1	504
武烈	4	天監(18) 景明	1 3	502
武烈	3	中興(1) 景明	1 2	501
武烈	2	永元 景明(4)	2 1	500
武烈	1	永元(2) 太和	1 23	499
仁賢	11	永泰(1) 太和	1 22	498
仁賢	7	建武(4) 太和	1 18	494
淸寧	4	永明(11) 太和	1 7	483
雄略	23	建元(4) 太和	1 3	479
雄略	21	昇明(3) 太和(23)	1 1	477
雄略	20	元徽(4) 承明(1)	4 1	476
雄略	17	元徽(4) 延興(5)	1 3	473
雄略	16	泰豫(1) 延興	1 2	472
雄略	15	泰始 延興(5)	7 1	471
雄略	11	泰始 皇興(4)	3 1	467
雄略	10	泰始 天安(1)	2 1	466
雄略	9	泰始(7) 和平(6)	1 63	465
雄略	4	大明 和平(6)	4 1	460
雄略	1	大明(8) 太安	1 3	457
安康	2	孝建 太安(6)	2 1	455
安康	1	孝建(3) 興光(1)	1 1	454
允恭	41	元嘉 興安(2)	29 1	452
允恭	40	元嘉 正平(1)	28 1	451

日本		中國		西洋
允恭	29	元嘉 太平眞君(11)	17 1	440
允恭	24	元嘉 太延(5)	12 1	435
允恭	21	元嘉 延和(3)	9 1	432
允恭	17	元嘉 神䴥(4)	5 1	428
允恭	13	元嘉(30) 始光(4)	1 1	424
允恭	12	景平(1) 泰常(8)	1 8	423
允恭	9	永初(3) 泰常	1 5	420
允恭	8	元熙(2) 泰常	1 4	419
允恭	5	義熙 泰常(8)	12 1	416
允恭	3	義熙 神瑞(2)	10 1	414
反正	4	義熙 永興(5)	5 1	409
履中	6	義熙(14)	1	405
履中	5	元興 天賜(5)	3 1	404
履中	3	元興(3) 天興(6)	1 5	402
仁德	86	隆安 天興(6)	2 1	398
仁德	85	隆安(5) 皇始(2)	1 2	397
仁德	84	太元 皇始(2)	21 1	396
仁德	74	太元 登國(10)	11 1	386
仁德	64	太元(21)	1	376
仁德	61	寧康(3)	1	373
仁德	59	咸安(2)	1	371
仁德	54	太和(5)	1	366
仁德	51	興寧(3)	1	363
仁德	50	隆和(1)	1	362
仁德	45	升平(5)	1	357
仁德	34	永和(12) 嘉寧(2)	2 1	346
仁德	33	永和(12) 太和	1 2	345
仁德	32	建元 太和(2)	2 1	344
仁德	31	建元(2) 漢興	1 6	343
仁德	26	咸康 漢興(6)	4 1	338
仁德	23	咸康(8) 玉恆(3)	1 1	335
仁德	14	咸和(9) 玉衡	1 16	326
仁德	11	太寧(3) 玉衡	1 13	323
仁德	10	永昌(1) 玉衡	1 12	322
仁德	7	太興 玉衡	2 9	319

日本	中國			西洋
仁德	6	太興(4)	1	318
		玉衡	8	
仁德	5	建武(1)	1	317
		玉衡	7	
仁德	1	建興(4)	1	313
		玉衡(24)	3	
應神	42	永嘉	5	311
		玉衡	24	
應神	38	永嘉(6)	1	307
		晏平(2)	1	
應神	37	光熙(1)	1	306
		晏平(5)	1	
應神	35	永興(2)	1	304
		建興(2)	1	
應神	34	太安	2	303
		建初(1)	1	
應神	33	太安(2)	1	302
	32	永寧(1)	1	301
	31	永康(1)	1	300
	22	元康(9)	1	291
	21	永平	3箇月	290
		永熙	1	
		太熙	4箇月	
	11	太康(10)	1	280
		天紀	4	
	8	咸寧	3	277
		天紀(4)	1	
	7	咸寧	2	276
		天璽(1)	1	
	6	咸寧(5)	1	275
		天册(1)	1	
	3	泰始(10)	8	272
		鳳皇(3)	1	
(神功攝政)	69	泰始	5	269
		建衡(3)	1	
	66	泰始	2	266
		寶鼎(3)	1	
	65	泰始(10)	1	265
		甘露(1)	1	
	64	炎興	2	264
		咸熙(1)	1	
		元興(1)	1	
	63	炎興(2)	1	263
		景元	4	
		永安	6	
	60	景耀(5)	3	260
		景元(4)	1	
		永安	3	
	58	景耀(5)	1	258
		甘露	3	
		永安(6)	1	
	56	延熙	19	256
		甘露(4)	1	
		太平(2)	1	
	54	延熙	17	254
		正元(2)	1	
		五鳳(2)	1	
	52	延熙	15	252
		嘉平	4	
		建興(2)	1	
	51	延熙	14	251
		嘉平	3	
		太元(1)	1	
(神功攝政)	49	延熙	12	249
		嘉平(5)	1	
		赤烏	12	
	40	延熙	3	240
		正始(9)	1	
		赤烏	3	
	38	延熙(20)	1	238
		景初(3)	2	
		赤烏(13)	1	
	37	建興	15	237
		景初(3)	1	
		嘉禾(6)	6	
	33	建興	11	233
		靑龍(4)	1	
		嘉禾	2	
	32	建興	10	232
		太和	6	
		嘉禾(6)	1	
	29	建興	7	229
		太和	3	
		黃龍(3)	1	
	27	建興	5	227
		太和(6)	1	
		黃武	6	
	23	建興(15)	1	223
		黃初	4	
		黃武	2	
	22	章武	2	222
		黃初	3	
		黃武(7)	1	
	21	章武(2)	1	221
		黃初	2	
	20	建安	25	220
		黃初(7)	1	
仲哀	5	建安(25)	1	196
	3	興平(2)	1	194
成務	60	初平(4)	1	190
	54	中平(6)	1	184
	48	光和(6)	1	178
	42	熹平(6)	1	172
	38	建寧(4)	1	168
	37	永康(1)	1	167
	28	延熹(9)	1	158
	25	永壽(3)	1	155
	23	永興(2)	1	153
	21	元嘉(2)	1	151
	20	和平(1)	1	150
	17	建和(3)	1	147
	16	本初(1)	1	146
	15	永嘉(1)	1	145
	14	建康(1)	1	144
	12	漢安(2)	1	142
	6	永和(6)	1	136
	2	陽嘉(4)	1	132
景行	56	永建(6)	1	126
	52	延光(4)	1	122
	51	建光(1)	1	121
	50	永寧(1)	1	120
	44	元初(6)	1	114
	37	永初(7)	1	107
	36	延平(1)	1	106
	35	元興(1)	1	105
	19	永元(16)	1	89
	17	章和(2)	1	87
	14	元和(3)	1	84
	6	建初(8)	1	76
垂仁	87	永平(18)	1	58
	85	中元(2)	1	56
	54	建武(31)	1	25
	52	更始(2)	1	23
	49	地皇(3)	1	20
	43	天鳳國(5)	1	14
	38	始建國(3)	1	9
	37	初始(1)	1	8
	35	居攝(2)	1	6
	30	元始(5)	1	(紀)1
	28	元壽(2)	1	(元)2
	24	建平(4)	1	(前)6
	22	綏和(2)	1	8
	18	元延(4)	1	12
	14	永始(4)	1	16
	10	鴻嘉(4)	1	20
	6	陽朔(4)	1	24
	2	河平(4)	1	28
崇神	66	建始(1)	1	32
	65	竟寧(4)	1	33
	60	建昭(5)	1	38
	55	永光(5)	1	43
	50	初元(5)	1	48
	49	黃龍(1)	1	49
	45	甘露(4)	1	53
	41	五鳳(4)	1	57
	37	神爵(4)	1	61
	33	元康(4)	1	65
	29	地節(4)	1	69
	25	本始(4)	1	73
	24	元平(1)	1	74
	18	元鳳(6)	1	80
	12	始元(6)	1	86
	10	後元(2)	1	88
	6	征和(4)	1	92
	2	太始(4)	1	96
開化	58	天漢(4)	1	100
	54	太初(4)	1	104
	48	元封(6)	1	110
	42	元鼎(6)	1	116
	36	元狩(6)	1	122
	30	元朔(6)	1	128
	24	元光(6)	1	134
	18	建元(6)	1	140
	15	(後元)(3)	1	143
	9	(中元)(6)	1	149
孝元	33	高后	6	182
	15	前漢高祖	7	200
	1	秦始皇帝	33	214
孝靈	9	赧王	33	282
	1	赧王	25	290
孝安	93	〃	15	300
	11	安王	20	382
	1	〃	10	392
孝昭	76	〃	2	400
	1	元王	1	475
懿德	29	敬王	38	482
	11	〃	20	500
	1	〃	10	518
安寧	1	靈王	24	540
綏靖	1	簡王	5	581
神武	79	簡王	4	582
	61	定王	7	600
	1	惠王	17	660

昭和7年12月25日印刷
昭和8年1月1日發行　【定價金1圓50錢】

大連市紀伊町91番地
編輯人　中溝新一

大連市紀伊町91番地
發行人　佐藤四郎

大連市東公園町31番地
印刷人　吾妻力松

大連市東公園町31番地
印刷所　滿洲日報社印刷所

大連市紀伊町91番地
發行所　社團法人 滿洲文化協會
振替貯金口座大連2850番
電話長3741番・3805番

東京市神田區錦町1の10
賣捌所　滿洲文化協會出版部代理店　海文堂書店
電話神田2702番
振替東京80993番

製品

鐵道車輛、鐵道線路附屬品並信號裝置
鐵橋、鐵桁、鐵骨家屋、油房用品、自動車車體

本店　大連市沙河口臺山町
電話（代表共通九一五一番
　　　夜間及長距離九一五三番）

株式會社

大連機械製作所

支店並分工場　奉天西塔大街三丁目
電話二二〇三番

要目

汽罐、汽機、煙突各種機械類、設計、製造、据付
鑄鐵管、鑄鋼、鑄鐵並眞鍮鑄物、酸素瓦斯

營業科目

醫療理化學工業藥品
建築用タイル、テラコッター
敷瓦各種衛生陶磁器並附屬品
諸機械工業用材料
煖房衛生裝置設計工事請負
醫理化學器械製造

直輸出入商

合資會社

島松商店

大連市監部通二十番地
電話代表六一〇四番
振替口座大連一一一〇番

工場　大連市千代田町三十六番地
電話七八八二番

支店　新京日本橋通五〇番地
電話三八五八番

取扱品目

綿花、綿絲、綿布、綿製品

大連市山縣通百八十二番地

東洋棉花株式會社大連支店

電話代表六一五八番

奥地派出員所在地

牛莊、奉天、新京、哈爾濱、安東縣

本店 東京市麴町區丸ノ内二丁目四番地

營業科目 物品販賣業・問屋業・運送業
仲立業・代理業・製造加工業
工事請負業・上記各營業ニ附帶スル事業

大連市山縣通

三菱商事株式會社
大連支店

電話代表八一五一番

主要取扱商品 大豆・豆粕・雜穀・豆油・硫安・麥粉・砂糖・セメント・木材・石油・重油・機械油類・一般金物・電機其他一般機械類

絹織物製造販賣

縮緬、壁織、羽二重、紋織物、節絹、其他一般染織

眞綿製造竝加工販賣、帝蠶、絹洋服地、絹靴下

滿洲蠶絲株式會社

旅順市富士町三番地

電話長五六七番

振替口座大連一四一〇番

營業種目

桑園經營

家蠶飼育

野蠶飼育

蠶種製造

生絲製造

絹絲染織

營業品目

羅紗、サージ、毛布、毛絲、絨毯及敷物、フエルト、原料及加工原料

創立大正七年十二月

滿蒙毛織株式會社

專務取締役 遠藤眞一

常務取締役 椎名義雄

本社 奉天皇姑屯

工場 奉天、名古屋

營業所 奉天浪速通

支店 奉天、奉天城內、大連、撫順、安東、新京、吉林、哈爾濱

出張所 錦縣、洮南、京城、清津、新義州、東京、名古屋、天津

滿洲文化協會出版物特約發賣元

大連市浪速町百三十八番地

圖書、雜誌

文具、運動具

大阪屋號書店

電話代表五一八八・事務五七九〇

振替口座「大連五五」略電「オ」

分店　大連市連鎖街（電話五一一一）

（本店）東京・（支店）旅順・奉天・新京・京城

資本金　壹百萬圓

創業　二十九年

大連市近江町

東亞印刷株式會社大連支店

電話（長）七三六六番 六八九四番

振替口座大連二六九四番

本社　東京市京橋區京橋通二丁目

電話京橋二二二四・二二二五番

新築落成・室內完備
衞生煖房裝置
最も宿泊し易い

皆様の旅館

奉天驛前浪速通六番地

九州館

經營主　出畑文雄

奉天へ御見學のお方は親切丁寧家族主義を
モツトーとする弊館を是非御利用下さい。
——團體は特に御相談に應じます——

明治四十一年九月二十五日創立

日滿合辦

鴨綠江採木公司

總局　安東縣八番通

分局分所　鴨綠江沿岸各地

大連水曜會

東洋拓殖株式會社大連支店

朝鮮銀行大連支店

中國銀行

横濱正金銀行大連支店

大連取引所信託株式會社

大連取引所錢鈔信託株式會社

大連株式商品取引所

大連商業銀行

滿洲銀行

交通銀行

金城銀行

正隆銀行

（イロハ順）

資本金壹百萬圓（全額拂込）

輸出入、土木建築、倉庫、保險、諸代理

大連市山縣通二百十三番地

株式會社 福昌公司

專務取締役 相生常三郎

資本金四百萬圓（全額拂込）

不動産、有價證券の賣買、利用

金融、貸家、農事經營、一般投資

大連市山縣通二百十三番地

相生合名會社

代表社員 相生由太郎

營業種目
藥品、金物、燐寸、砂糖、蔴袋、肥料、穀物、紙

濱崎商店

大連市山縣通一三五番地
電話 長 五五一八番
　　 　 三〇二一番
　　 倉庫 七二七六番

土木建築請負
石材採掘販賣

岡組

組主 岡常次郎
大連市東公園町六五番地
電話 長三九九二番
　　 長七三二一番
砕石工場 大連市外小野田町
支店出張所（滿洲—瓦房店・鞍山・奉天・鐵嶺・四平街・新京・安東）（朝鮮—京城・平壤・兼二浦）

理化學器械
博物標本
工業用機械
電氣機械
レントゲン裝置

株式會社

島津製作所大連出張所

大連市若狹町四〇番地
電話 長 三二八九番
　　 　 四九九七番
振替 大連六八一番

樂器、樂譜、家具、裝飾、ビクターレコード全滿洲大賣捌元

大連市信濃町
株式會社

山葉洋行大連支店

電話「代表」四一四八番・振替口座大連八二番
常務取締役 山葉龜五郎
（販賣店）大連市浪速町三丁目 電話四三一〇番
（出張所）奉天浪速通三十六番地 電話二六九八番

奉天柳町
春日町一番地
菓子製造卸小賣
陸軍御用達
明治製菓代理店
成久號
電話二一六二〇
二六四八〇番

奉天春日町八番地
時計と寶石
蓄音器との店
寫眞機
合名會社 森洋行
電話代表二〇三一番
支店 大連 電話代表四一三二番
同 新京 電話長三八七三番
出張所 遼陽 電話長一〇九番

奉天浪速通リ
山本寫眞館

奉天
滿洲市場株式會社

慶興

新滿洲國釀灘の清酒
瓶詰
樽詰
純粋の灘式釀造
新興滿洲第一の美酒



釀造場
櫻正宗滿洲發賣元 櫻屋商店
滿洲國 奉天

撫順炭及本溪湖炭
南滿洲鐵道株式會社指定販賣人
得昌號
永泰號
本店 哈爾濱石頭道街 電話四七一三番
支店 齊々哈爾永安街 電話六四七番
廟臺子、滿溝、安達站、拜泉、呼蘭、望奎、海倫、克山、泰安鎮

大連著名洋酒洋煙草洋食料品原料卸商店案内

大連著名醬油釀造業案内

大連著名菓子製造卸小賣商店案內

大連市壹岐町（滿鐵宿舍前）
壹岐町木村屋
電話五六二〇番

東京風菓子
大連市連鎖街常盤通
松屋菓子店
電話二二二二六番

西店　聖徳街二丁目
南店　青雲臺十四番地
大連市大山通二丁目
林洋行菓舖
電話代表番號五一〇九番
貿易部　五一〇〇番
振替口座大連一七七〇番

名物もなか、果實羊羹本舖
大連市常盤橋詰
みなと屋菓舖
店主　石川治郎
電話（六〇八五 二二六六〇）番
振替大連二八二八番

大連著名藝術寫眞館案內

大連市浪速町
大連百貨店階上
鈴木呉服店階上
ライト寫眞館
電話三六八八番

大連市吉野町八〇
內田寫眞館
電話四五一一七番

大連刀圭界の權威

内科、X線科專門

醫學博士 **佐藤久三郎**

入院隨意

大連市三河町(西廣場入)

大連市西公園町春日小學校前

内科
小兒科

澁谷醫院

院長 醫學博士 澁谷創榮

電話六五六五番

大連市大山通六四番地

耳鼻
咽喉科

森本醫院

院長 醫學博士 森本辨之助

電話五三七〇番

大連市若狹町三

泌尿器科全般
皮膚・梅毒科

尾形醫院

院長 醫學博士 尾形一郎

電話七七七六番

大連市西廣場

小兒科
專門

池田醫院

院長 池田嘉一郎

電話六三六五番

内科、外科、花柳病科、X光線科
(痔疾、肛門病一切)新設

近藤病院

院長 ドクトルメヂチーネ 近藤寛次郎

大連市三河町四

大連著名藥局案内

大連市但馬町六番地

純良藥品
處方調劑

小寺藥局

電話六六〇六番

藥は電話七八六二藥(ナヤムニクスリ)

根本藥局

大連市壹岐町ト若狹町交叉
(大連劇場南隣)

大連市伊勢町二十二番地

伊勢町藥局

電話六八二四番

クスリと化粧品の御用は

處方調劑
醫療吸入用
酸素發賣元

ワカサ藥局へ

大連市若狹町交番下

電話六六二五番
振替大連四八四三番

標語「苦惱卽除」聖路心本舖

大連市信濃町四四

分析鑑定
衞生試驗
處方調劑

日本橋藥局

藥劑師 福原勳雄

電話八三六二番
振替四四九七番

大連著名清酒製造及卸商店案内

銘酒白鹿 ユニオンビール
三矢サイダー 三矢平野水
合資會社
白鹿商店
大連市紀伊町二十二番地
電話 長五三四三番 六八八二番

銘酒 晃陽 皇花 醸造元
滿洲酒造合資會社
大連市越後町三
電話 三二〇三番 三二一三番

銘酒 菊一 美乃鶴 醸造元
西郷屋
大連市沙河口仲町四三
電話九四〇九番

銘酒 都菊
キリンビール
赤玉ポートワイン
合名會社
肥塚商店大連支店
大連市大山通六十九
電話七〇三六番

清酒白鶴
サツポロビール
龜甲萬醬油
嘉納合名會社大連支店
大連市監部通
電話 五五二五番 七〇四四番

大連法曹界の權威

辯護士
寺嶋由松法律事務所
大連市霧島町一四〇番地
電話六二六二番

相川法律事務局
大連市播磨町五十一番地
電話長五〇三七番

辯護士
齋藤鷲太郎
大連市西公園町四番地
電話四七六五番

辯護士法學士
木原鐵之助事務所
大連市西通九十三番地松村ビル三階
電話四七九〇番
自宅 大連市初音町二九九
電話六〇五一番

辯護士
帝國辯護士會理事
小野實雄
大連市但馬町
電話長六六四三番
振替大連二四五番

大

大連市沙河口仲町四三

電話九四〇九番

電話七〇四四番

大連著名寫眞機及材料卸小賣商店案內

寫眞機械寫眞材料一式
活動寫眞器械
雙眼望遠鏡
直輸出入商

合資會社

佐野洋行

大連市大山通三十五番地
電話長四六〇一番
振替口座大連一五二〇番

小型活動及普通寫眞機外一般
アグファ十六ミリ活動寫眞機全滿代理店
現像燒付引伸迅速叮嚀廉價

塩谷洋行

大連市伊勢町四八番地
電話七二三八番

寫眞機材料
活動寫眞機
直輸出入商

合資會社

木村洋行

奉天浪速通六
大連西通三五
哈爾濱ペカルナヤ街三號
新京日本橋通南廣場

寫眞機械材料
活動寫眞機械
材料直輸出入

橋詰洋行

大連市大山通
電話長六〇五五番
振替口座大連三一四二番
電信略號「ハ」又ハ「ハシ」

關東軍
滿鐵會社
指定

新京驛前

旭ホテル

電話長二七四六番

關東軍
滿鐵會社
指定

新京富士町二丁目角

新京旅館

電話 長二六〇一番
二二〇一番

關東軍
滿鐵會社
指定

新京日之出町二丁目四番地

扶桑旅館

電話二九二〇番

關東軍
滿鐵會社
指定

新京大和通(取引所前)

滿蒙旅館

電話三八八七番